

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年9月29日
【事業年度】	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
【会社名】	ヴェダント・リミテッド (Vedanta Limited)
【代表者の役職氏名】	常勤取締役及び最高財務責任者 (Whole Time Director & CFO) G. R. アルン・クマール (G. R. Arun Kumar) グループ財務責任者 (Group Financial Controller) ニティン・グプタ (Nitin Gupta)
【本店の所在の場所】	インド、マハラシュトラ州400093、ムンバイ市、アンデリー（東）、チャカラ、アトゥール・プロジェクト、コーポレート・アベニュー、ユニット103、Cウィング、1階 (1st Floor, 'C' wing, Unit 103, Corporate Avenue, Atul Projects, Chakala, Andheri (East), Mumbai-400093, Maharashtra, India)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 柴田 弘典
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	東京(03)6888-1182
【事務連絡者氏名】	弁護士 後藤 直之 同 塩越 希
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	東京(03)6894-2163 東京(03)6894-5097
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

- (注) 1. 本有価証券報告書は、ヴェダント・リミテッド（旧会社名セサ・スターライト・リミテッド）の2016年4月1日から2017年3月31日までの年度に関して作成された。なお、セサ・スターライト・リミテッドは、2015年4月21日にヴェダント・リミテッドに名称変更した。
2. 本書では、市場研究レポート、アナリストレポート及びその他一般的に入手可能な情報源から、亜鉛業界、石油及びガス業界、鉄鉱石業界、銅業界、アルミニウム業界並びに電力業界に関する情報並びに当社の競争相手に関する情報を引用している。当社はこれらの情報が信頼できるものと確信しているが、その正確性及び完全性について独自の検証を行っていない。投資家は、これらの情報に過度に依拠するべきでないことに注意する必要がある。
3. 2012年2月25日、スターライト・インダストリーズ（インディア）リミテッド（以下「スターライト」又は「SIIL」という。）、セサ・ゴア・リミテッド（以下「セサ・ゴア」という。）、ヴェダント・アルミニウム・リミテッド（以下「ヴェダント・アルミニウム」という。）、スターライト・エナジー・リミテッド（以下「スターライト・エナジー」という。）、ケアン・インディア・リミテッド（以下「ケアン・インディア・リミテッド」という。）及びマドラス・アルミニウム・カンパニー・リミテッ

ド（以下「MALCO」という。）の親会社であるヴェダント・リソーシズ・ピーエルシー（以下「ヴェダント」という。）は、セサ・スターライト・リミテッド（以下「セサ・スターライト」という。）を設立し、2種類の一連の取引（第一部第2の2(2)において定義するとおり「合併及び組織再編スキーム」及び「2012年ケアン・インディアの合併」から成り、総称して、「組織再編取引」という。）を通じてヴェダントの組織構造の連結及び合理化を達成するため、過半数持分を所有している子会社のセサ・ゴア及びスターライトの全株合併を発表した。組織再編取引は、2014年度中に完了し、合併会社の名称は、2013年9月18日付でセサ・スターライト・リミテッドに変更された。セサ・スターライト・リミテッドは、2015年4月21日付でヴェダント・リミテッドに名称変更した。ケアン・インディア・リミテッドは、スキーム・オブ・アレンジメントによりヴェダント・リミテッドと合併し、両社の取締役会は2017年4月11日より合併を発効させた（以下「当社・ケアン・インディア合併」という。）。「第一部第2-2-2 当社の沿革及び発展」を参照のこと。

4. スターライト・エナジーは、SIILの完全子会社であり、SIIL、ヴェダント・アルミニウム、セサ・ゴア、MALCO及びケアン・インディア・リミテッドは、最終的な持株会社であるヴェダントの子会社であった。したがって、組織再編取引及び当社・ケアン・インディア合併は同一の支配の企業結合の取引に該当する。本書中に記載する連結財務書類の注記1及び3.D.「企業結合」に記載される会計方針は、報告期間の当初（又は、それより後日である、事業体が同一の支配となった日から）に取引が行われたかのように、結合した企業体であるヴェダント・リミテッドの財務書類を遡及的に調整することを義務付けている。
5. 本書において、「米国」又は「アメリカ合衆国」とは、アメリカ合衆国並びにその準州及び属領を指し、「UK」とは、英国を指し、「インド」とは、インド共和国を指し、「ナミビア」とは、ナミビア共和国を指し、「南アフリカ」とは、南アフリカ共和国を指し、「アイルランド」とは、アイルランド共和国を指し、「スリランカ」とは、スリランカ民主社会主義共和国を指す。「UAE」とはアラブ首長国連邦を指す。「\$」、「US\$」、「¢」、「ドル」又は「米ドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨、「Rs.」、「ルピー」、又は「インド・ルピー」とは、インドの法定通貨、「AUD」又は「豪ドル」とは、オーストラリア連邦の法定通貨、「NAD」又は「ナミビア・ドル」とは、ナミビアの法定通貨、「ZAR」又は「ランド」とは、南アフリカ共和国の法定通貨、「RMB」、「人民元」、「CNY」又は「中国元」とは、中華民国の法定通貨を指す。本書に記載の一定のルピー金額は、2017年8月1日に株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した対顧客電信売買相場の仲値である1ルピー=1.73円の換算レートで邦貨に換算されている。
6. 「lb」とは0.4536キログラムに相当する英ポンド（重量）を指し、「mt」、「トン」とはメートルトン（重量）を指し、「mmt」とは百万トン（重量）を指し、「tpd」とは1日当たりのトン量を指し、「tpa」とは年間当たりのトン量を指し、1,000キログラム又は2,204.6lbに相当する質量単位を指し、「mtpa」とは年間当たりの百万トン（重量）を指し、「mmtpa」とは年間当たりのメートル百万トン（重量）を指し、「wmt」とは湿潤質量を指し、「dmt」とは乾燥質量を指し、「oz」とはオンスを指し、1キログラムが32.1507oz及び1トンが32,151ozに相当し、「mm」とはミリメートルを指し、「ha」とはヘクタールを指し、「kms」とはキロメートルを指し、10,000平方メートル又は107,639平方フィートに相当する面積単位を指し、「GW」とはギガワットを指し、「kt」とはキロトン（重量）を指し、「bbls」とはバレル（体積）を指し、「bblpd」とは1日当たりの液体バレル（体積）を指し、「mmboe」とは百万石油換算バレル（体積）を指し、「bboe」とは十億石油換算バレル（体積）を指し、「mmboepd」とは1日当たり100万バレルの石油産出量を指し、「kboepd」とは1日当たり1キロバレルの石油産出量を指し、「boepd」とは1日当たりの石油産出量を指し、「boepd」とは1日当たりのバレル石油換算を指し、「tcm」とは1兆立方メートル（体積）を指し、「mmscmd」とは1日当たりの百万標準立方メートル（体積）を指し、「mscf」とは千標準立方フィート（体積）を指し、「mmscf」とは百万標準立方フィート（体積）を指し、「mmscfd」とは1日当たりの百万標準立方フィート（体積）を指し、「bcf」とは十億立方フィート（体積）を指し、「PPA」とは電力購入契約を指し、「TcRc」とは銅の製錬費及び精錬費を指す。石油及びガスの純生産高とは、ケアン・インディア・リミテッド及びその子会社の生産利権を指し、ラバの採掘料は控除されていない。

7. 本書中の2015年3月31日、2016年3月31日及び2017年3月31日に終了した年度における当社の財務情報は、別途表示がある場合を除き、国際会計基準審議会（IASB）によって発行された国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に基づく。
8. 本書において、「米国預託証券（以下「ADS」という。）の募集」とは、2007年6月に当社が米国において完了したADS（各ADSは現在4株に相当する。）の形式による新規公募を指す。
9. 当社の事業年度は、4月1日に開始し、3月31日をもって終了する1年間である。特定の「年度」とは、当該年度の3月31日に終了した当社の事業年度を指す。例えば、「2017年度」とは、2016年4月1日に開始し、2017年3月31日に終了する1年を意味する。当社の四半期は、6月30日、9月30日及び12月31日に終了する。「年度」と記載されていない年は、12月31日に終了する暦年を指す。
10. 当社は、直接的に又は当社が持分を有する当社の連結グループを通じて間接的に事業活動を行っている。これらの連結グループ及びその当社との関係についての詳細は、「第一部―第2―2―(2) 当社の沿革及び発展」を参照のこと。本書において別途記載のない限り、又は文脈上別異に解すべき場合でない限り、本書における「当社」、「ヴェダント・リミテッド」、「セサ・スターライト・リミテッド」、「セサ・スターライト」、「当社グループ」又は「当社の連結グループ」とは、ヴェダント・リミテッド及びその連結子会社並びにその前身を集合的に指し、ケアン・インディア・リミテッド及びその子会社（以下総称して「ケアン・インディア・グループ」という。）、モンテ・セロ・ビーヴィ（以下「モンテ・セロ」という。）、カッパー・マイنز・オブ・タスマニア・プロプライエタリー・リミテッド（以下「CMT」という。）、サランガ・カッパー・マイنز・プロプライエタリー・リミテッド、バーラト・アルミニウム・カンパニー・リミテッド（以下「BALCO」という。）、ヒンダスタン・ジンク・リミテッド（以下「HZL」という。）、フジャイラ・ゴールド・エフズィーシー、スターライト（合衆国）インク、タルワンディ・サボ・パワー・リミテッド（以下「TSPL」という。）、ティーエイチエル・ジンク・ベンチャーズ・リミテッド、ティーエイチエル・ジンク・リミテッド、ティーエイチエル・ジンク・ホールディング・ビーヴィ、ティーエイチエル・ジンク・ナミビア・ホールディングス（プロプライエタリー）リミテッド又はスコーピオン、スコーピオン・ジンク（プロプライエタリー）リミテッド、スコーピオン・マイニング・カンパニー（プロプライエタリー）リミテッド、ナムジンク（プロプライエタリー）リミテッド、アミカ・ゲストハウス（プロプライエタリー）リミテッド、ロシュ・ピナ・ヘルス・ケア（プロプライエタリー）リミテッド、ブラック・マウンテン・マイニング（プロプライエタリー）リミテッド（以下「BMM」という。）、ヴェダント・リシーン・ホールディングス・リミテッド（以下「リシーン」という。）、ヴェダント・リシーン・マイニング・リミテッド、キロラン・リシーン・マイニング・リミテッド、キロラン・リシーン・ファイナンス・リミテッド、リシーン・ミリング・リミテッド、ヴェダント・エクスプロレーション・アイルランド・リミテッド、リシーン・マイン・パートナーシップ、スターライト・ポーツ・リミテッド、バイザック・ジェネラル・カーゴ・バース・プライベート・リミテッド、パラディップ・マルチ・カーゴ・バース・プライベート・リミテッド、ペクヴェスト17・プロプライエタリー・リミテッド、ラコマスコ・ビーヴィ、マルコ・エナジー・リミテッド（旧ヴェダント・アルミニウム）、セサ・リソーシズ・リミテッド、セサ・マイニング・コーポレーション・リミテッド、ブルーム・ファウンテン・リミテッド（以下「BFL」という。）、ゴア・シー・ポート・プライベート・リミテッド、ツインスター・エナジー・ホールディング・リミテッド、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッド、ウエスタン・クラスター・リミテッド（以下「WCL」という。）、マリタイム・ベンチャーズ・プライベート・リミテッド、セサ・スターライト・モーリシャス・ホールディングス・リミテッド及びツインスター・エナジー・ホールディング・リミテッドを含む。

当社の連結財務情報には、当社の支配株主であるヴェダント及びその株主並びにヴェダントが直接的又は間接的に所有する会社（当社及び上記に記載された当社の連結グループ会社を除く。）であるヴェダント・リソーシズ・ホールディングス・リミテッド、コンコラ・カッパー・マイنز・ピーエルシー、コンコラ・リソーシズ・ピーエルシー、ツイン・スター・ホールディングス・リミテッド、ウェルター・トレーディング・リミテッド、アニル・アガワル・ディスクレショナリー・トラスト（以下「トラスト」という。）、コンクレーブ・ピーティーシー・リミテッド、スターライト・テクノロジーズ・リミテッド、モンテ・セロ・コーポレーション・エヌヴィ、ヴァリエント（ジャージー）リミテッド、

ヴェダント・リソーシズ・ジャージーII・リミテッド、ヴェダント・リソーシズ・ファイナンス・リミテッド、ヴェダント・リソーシズ・キプロス・リミテッド、リヒター・ホールディング・リミテッド、ウェストグローブ・リミテッド、フィンサイダー・インターナショナル・カンパニー・リミテッド、ヴェダント・リソーシズ・ジャージー・リミテッド、ヴェダント・ファイナンス・ジャージー・リミテッド、ヴェダント・ジャージー・インベストメンツ・リミテッド、ヴェダント・ファイナンスUK・リミテッド、セサ・スターライト・モーリシャス・ホールディングス・リミテッド及びスターライト・グリッド・リミテッドは含まれていない。「グループ」とは、ヴェダント・リミテッド及びその連結子会社を指し、「ヴェダント・グループ」とは、ヴェダント及びその連結子会社を指す。

11. 本書では、亜鉛、銅及びアルミニウムのロンドン金属取引所（以下「LME」という。）における価格は、表示された期間におけるLMEにおける現金販売及び決済価格を指す。本書における一次市場のシェアとは、銅精鉱又はアルミナからの金属製造業者による売上げを含む市場を指し、再生金属の製造業者による売上げ又は輸入品の売上げを含まない。
12. 本書中の表において記載されている計数は原則として四捨五入されているが、合計が計数の総和と一致するよう必要に応じて調整されている。
13. 本書には、米国の1995年私的証券訴訟改革法の免責条項で定義された「将来予測に関する記述」が含まれる。かかる将来予測に関する記述は、当社及び当社が属する業界に関する期待、予想、見込み及び見積りに基づいている。かかる将来予測に関する記述は、多くのリスク及び不確実性にさらされている。一般的に、かかる将来予測に関する記述には、「予期する」、「考える」、「予測する」、「期待する」、「企図する」、「するつもりである」、「計画する」、「しようとする」、「すべきである」その他類似の表現を使用している。かかる将来予測に関する記述には、当社の事業戦略に関する考察、並びに市況、将来の業績、利益幅、収益性、流動性及び資本資源に係る見込みを含む。当社の将来予測に関する記述は、合理的な前提に基づくものではあるものの、かかる前提が不正確であることが判明し、結果的にその前提に基づく当社の将来予測に関する記述が著しく不正確となる可能性があるため、これに対するいかなる依拠も、リスク及び不確実性を伴う。前提を不正確にする要素には、以下の事項が含まれるが、これらに限定されない。
 - ・ 亜鉛価格、石油及びガス価格、鉄鉱石価格、銅価格、アルミニウム価格若しくは電力の下落若しくは変動又は亜鉛、石油及びガス、鉄鉱石、銅、アルミニウム若しくは電力の供給増加
 - ・ 当社の亜鉛、石油及びガス、鉄鉱石、銅、アルミニウム又は電力の生産を減少させ、生産コストを増加させる事象
 - ・ 当社の製品の原材料の供給不足又は価格の高騰
 - ・ 当社の採掘地域の採掘権の取得及び維持並びに石油及びガスの生産増加に関する当局からの承認に係る依拠
 - ・ ヴェダント・リミテッドの商業発電事業に関連する一般的なリスク
 - ・ ロンドン金属取引所における金属価格／鉱石価格／電力価格／石油及びガス価格の変動
 - ・ 為替レートの変動
 - ・ 採鉱枠、生産又は供給設備若しくはインフラの供給停止及び／又は費用の増加
 - ・ パイプライン及びターミナルの建設が予定より延長し、予定通りにいかず、建設費用が見積もりを上回る場合
 - ・ 鉛亜鉛鉱、銅鉱石又はボーキサイトの経済的に採掘可能な埋蔵量が当社の予測に満たない場合
 - ・ 事業の拡大、成長の効率的な管理又は戦略の実行に関する当社の能力
 - ・ 上級経営陣の維持並びに当社の事業を支える熟練者の雇用及び維持
 - ・ 当社の事業分野に関わる規制、立法及び司法並びに将来的な規制措置及び条件の進展
 - ・ 亜鉛業界、石油及びガス業界、鉄鉱石業界、銅業界、アルミニウム又は電力業界における競争の激化
 - ・ インド若しくは周辺地域若しくは当社が営業を行っている地域周辺における政治的又は経済的な不安定性
 - ・ 世界的な経済状態及び事業状態

- ・ 直ちに入手できない可能性のある備品につき、第三者請負業者及び供給業者に依拠することによる費用の増加
- ・ 広範囲にわたる環境及び安全衛生規則の遵守
- ・ 戦略的買収を成功させる当社の手腕
- ・ 当社のグループ構造を簡略化し、グループ会社における非支配持分を減少させる当社の手腕
- ・ 当社が関与している未解決の訴訟の結果
- ・ 労働組合との良好な関係を維持し、ストライキ及び労働争議を回避する当社の能力
- ・ 当社の支配株主であるヴェダントの活動
- ・ 当社の事業に将来必要となる資本及び有利な条件による資金の調達の可能性
- ・ 当社が現在享受している免税期間、課税の繰延及び免除の制度の継続
- ・ 関税率、採掘料、関税及び政府援助の変更
- ・ テロリストによる攻撃及びその他の暴力行為、自然災害及びその他の環境条件並びにインド、アジアその他における伝染病の発生及びその他の公衆衛生に関する問題

上記及びその他の要因に関する詳細は、本書中の「第一部―第3―4 事業等のリスク」、「第一部―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」その他に記載されている。上記及びその他の不確定要因に鑑み、将来予測に関する記述に記載された計画、目標又は業績予想を当社が必ず達成すると結論づけるべきではない。当社は、法律上の要求がない限り、将来的に発生する事象又は状況を反映するために、将来予測に関する記述の記載の変更に関する公表を行うことを約束するものではない。

14. 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「AAI」	インドアルミニウム協会（Aluminium Association of India）をいう。
「坑道」	ほぼ水平に掘削された地下道をいう。その一端は地上につながり、地下鉱山での作業を行うために利用される。
「ADRスキーム」	インドの1993年外貨建て転換社債及び普通株式発行（預託証書の仕組みによる）スキーム（Issue of Foreign Currency Convertible Bonds and Ordinary Shares (Through Depository Receipt Mechanism) Scheme, 1993）（その後の改正を含む。）をいう。
「アガワル・トラスト」	アニル・アガワル・ディスクリショナリー・トラスト（Anil Agarwal Discretionary Trust）をいう。
「大気法」	1981年大気汚染防止法をいう。
「合金」	2つ以上の金属の化合物をいう。
「アルミナ」	酸化アルミニウムを少なくとも98%含有し、アルミナ精錬所で煅焼された生成物をいう。
「アルミニウム」	電気の良導体であり、軽量、可鍛性の金属をいう。
「陽極」	電気分解反応において酸化が起こる正極をいう。
「陽極鑄造炉」	粗銅が銅陽極に精錬される鑄造炉をいう。
「陽極分解残留物」	業務用の電気分解において陽極の分解により形成された不溶性の残留堆積物をいう。銅の精錬の場合、かかる残留物から回収される物質に貴金属が含まれる。
「会計原則審議会」	インド会計原則審議会（Accounting Principles Board of India）をいう。
「BALCO」	バーラト・アルミニウム・カンパニー・リミテッド（Bharat Aluminium Company Limited）をいう。
「ボーキサイト」	水和したアルミニウムの酸化物及び水酸化物の混合物から成り、通常、鉄の化合物が混じっている岩石を一般的に指す用語である。ボーキサイトは、アルミニウムを生産するための主要な原鉱である。
「バイヤー法」	ボーキサイト原鉱から純アルミナを抽出する過程をいう。この過程においては、まずボーキサイトを苛性ソーダ溶液の中で加熱し、かかる溶液の中の不純物を取り除き、アルミナを沈殿させる。この沈殿したアルミナをこれに残留する苛性剤を除去するために洗浄し、さらに化合水を除去するために煅焼することで残ったものが純アルミナである。
「選鉱」	掘り出された鉱石を鉱物と廃石に分離することが可能な粒子にまで粉碎する様々な過程をいう。
「バイナニ・ジンク」	バイナニ・ジンク・リミテッド（Binani Zinc Limited）をいう。
「発破孔開設削岩法」	大きく、標準的な形で、急傾斜の鉱体に適した低コスト大量採掘法をいう。鉱体に扇状の形に発破孔を開け、そこに火薬を詰めて爆発させる。破碎した鉱石は荷引ダンプ車又は軌道車によって取り除かれる。
「発破」	地下又は露天掘りの鉱山で鉱石を破碎する技術をいう。
「粗銅」	製錬所において生産され、工業目的で利用されるためにはさらに精錬されなければならない粗処理の銅（試金約99%）をいう。この名称は、精錬の過程の中で二酸化硫黄及びその他のガスが銅から排出された結果、表面上に大きな気泡が形成されることに由来している。
「ブルック・ハント」	ブルック・ハント・アンド・アソシエイツ・リミテッド（Brook Hunt & Associates Ltd.）をいう。
「改良計画」	既存の施設を改善、変更又は開発するための開発計画をいう。
「ボンベイ証券取引所」又は「BSE」	ボンベイ証券取引所（Bombay Stock Exchange Limited）をいう。

「煨焼」	融点未満の高温まで加熱することにより、水分を蒸発させ、収縮若しくは酸化又は熱分解（加熱されることで1つの化合物が分解して2つ以上のより単純な化合物又は成分になる化学反応）を引き起こすことをいう。
「鑄造」	希望する形の物体を作るために熔融金属を鑄型に流し込む作業をいう。
「陰極」	電気分解反応における負極をいう。銅の精錬では、陰極に精錬された銅が堆積する。アルミニウムの製錬においては、陰極はポット・ライニングとして知られている。
「苛性ソーダ」	アルミニウムの製造において利用される強アルカリの腐食剤をいう。
「CEC」	最高裁判所中央委員会（Central Empowered Committee）をいう。
「CERC」	インド中央電力規制委員会（Central Electricity Regulatory Commission of India）をいう。
「NRI通達」	2000年1月19日付でインド財務省経済課により発行されたNRI通達F第15/7/1999号をいう。
「CIS」	独立国家共同体（Commonwealth of Independent States）をいう。
「インド民事法」	1908年インド民事手続法（The Indian Code of Civil Procedures）（その後の改正を含む。）をいう。
「CLRA」	1970年請負労働（規正及び廃止）法をいう。
「CMT」	カッパー・マインズ・オブ・タスマニア・ピーティーフワイ・リミテッド（Copper Mines of Tasmania Pty Ltd.）をいう。
「石炭」	燃料として使われるために採掘された炭質岩をいう。
「コール・インディア」	インドにおいて石炭を独占する国有企業であるコール・インディア・リミテッド（Coal India Limited）をいう。
「コークス」	コークス工場において加熱されることで揮発性元素が排出された、軟炭から成る燃料源をいう。
「米国証券取引委員会」	米国証券取引委員会（US Securities and Exchange Commission）をいう。
「濃縮物」	輸送及び後の工程を容易にするために、有用な鉱物の濃度を上げるように加工された物質をいう。
「濃縮機」	母岩から鉱物を分離するために鉱石を加工する装置をいう。
「亜鉛含有量」	平均値に合計トンを乗じることによって計算された、鉱床に含まれる金属亜鉛の量をいう。
「転炉」	銅製錬において、銅マットから銅金属を分離するために利用される溶鉱炉をいう。
「銅」	電気の良導体であり、可鍛性が非常に高く、延性のある赤色の金属をいう。
「銅陽極」	銅製錬において、不純物を取り除くためにさらなる精錬工程を経た粗銅をいう。陽極鑄造炉では、銅としておよそ99.0%まで純度を高めるために、粗銅に空気及び天然ガスが吹き付けられる。その後、銅陽極はスラブに鑄造され、電解精錬所に輸送される。
「銅陰極」	銅精錬機の陰極に蓄積される純度99.99%の純銅をいう。
「銅精鉱」	銅含有量が通常24%から40%の間の鉱石における金属含有鉱物を濃縮するための工程である、浮遊選鉱加工による生成物をいう。
「CPSU」	中央政府電力事業体（The Central Power Sector Utilities of India）をいう。

「CRISILリサーチ」	CRISILリサーチ・アンド・インフォメーション・サービス・リミテッド（CRISIL Research & Information Services Ltd.）をいう。
「CRISIL」	クレジット・レーティング・インフォメーション・サービス・オブ・インド・リミテッド（Credit Rating Information Services of India Limited）をいう。
「粉碎機」	岩石、鉱石又はその他の原料を粉碎する機械をいう。
「粉碎」	さらなる加工に備えて鉱石が小片に破碎される工程をいう。
「カルカッタ証券取引所」	カルカッタ証券取引所（Calcutta Stock Exchange Association Limited）をいう。
「CSEB」	チャッティースガル州電力庁（Chhattisgarh State Electricity Board）をいう。
「CSERC」	チャッティースガル州電力規制委員会（Chhattisgarh State Electricity Regulatory Commission）をいう。
「預託銀行」	文脈により、シティバンク・エヌエイ（Citibank, N.A.）ムンバイ支店をいう。
「カットオフ品位」	鉱山にとって経済的であると考えられる鉱物の最低等級をいう。カットオフ品位は、特定の鉱床の鉱物理蔵量の計算において利用される。
「非上場ガイドライン」	2003年SEBI（有価証券の非上場）ガイドライン（その後の改正を含む。）をいう。
「鉱床」	十分な掘削、掘割又は坑内作業を行うことにより物理的に区分され、探査又は開発のための費用が賄えることが保証された十分な平均等級の金属が含まれることがわかっている鉱化体をいう。かかる鉱床は、法律的、技術的及び経済的な要因が最終的に解決されるまでは、商業的に採掘可能な鉱体として、又は鉱物理蔵物が含まれるものとしては分類されない。
「金型」	それ自体の形体に基づいて材料を成型するために用いられる工具をいう。
「トン（乾燥質量）」	乾燥質量を表すメートルトンをいう。
「DTC」	ニューヨーク所在のザ・デポジトリ・トラスト・カンパニー（The Depository Trust Company）をいう。
「EIA通告」	2006年インド環境アセスメント通告第1533号(E)をいう。
「EITF」	開示規定緊急問題専門委員会をいう。
「電解」	電流を通すことにより、結合している元素及び化合物を分離する工程をいう。
「電解装置」	電解槽において陽極として浮遊する金属インゴットが、スターター又は陰極として働く同一金属の精製薄板と交互に発生する、金属インゴットの精製処理装置をいう。
「環境アセスメント」	プロジェクトの企画及び設計において、起こり得る問題点が確実に早期の段階で予見及び対処されるよう、開発計画の環境上の影響を予測するために利用される正式な手続をいう。
「EPA」	1986年インド環境保護法をいう。
「EPFA」	1952年インド従業員準備基金及び雑則法をいう。
「ESIA」	1948年インド従業員国家保険法をいう。
「探鉱」	鉱石の探査に関連する試掘、試料検査、地図作成、ボーリング及びその他の作業をいう。
「FASB」	米国財務会計基準審議会をいう。
「FDI」	外国直接投資をいう。

「FEMA」	1999年インド外国為替管理法をいう。
「FIIA」	インド外国投資実施委員会をいう。
「FIPB」	インド外国投資促進委員会をいう。
「FOB」	本船渡し条件をいい、商品が指定された積込港において船舶の柵を通過した時点で売主が交付債務を履行したことになることを意味する。これは、この時点以降、商品の損失又は損害の費用及びリスクを買主がすべて負担しなければならないことを意味する。
「外国機関投資家規則」	1995年SEBI（外国機関投資家）規則（その後の改正を含む。）をいう。
「森林法」	1980年インド森林保護法をいう。
「基本合意書」	特定の商品の供給及び交付に関し、詳細な交付日程及び価格設定条件に将来合意するとの意図を規定した、法的拘束力のない2当事者間の契約をいう。
「FSA」	金融サービス機構をいう。
「亜鉛メッキ加工」	鉄又はスチールをさび止め亜鉛で被覆する工程をいう。
「GAMI」	中華人民共和国の貴陽アルミニウム・マグネシウム・デザイン研究所をいう。
「品位」	鉱石中の金属含有百分率をいう。
「新規開発計画」	これまで未開発の土地においてゼロから構築される新規の開発計画をいう。
「グリッド」	グリッド・コーポレーション・オブ・オリッサ・リミテッド（Grid Corporation of Orissa Limited）をいう。
「総発熱量」	定圧かつ特定の条件の下で、燃料の燃焼（発生する水分が濃縮されて液体となるもの）により発生する熱量をいう。
「有害廃棄物規則」	1989年インド有害廃棄物（管理取扱）規則をいう。
「富鉱」	高品位の鉱石をいう。
「ヒンダスタン・銅」	ヒンダスタン・銅・リミテッド（Hindustan Copper Limited）をいう。
「水和物」	金属の中心に結合又は金属錯塩と共に結晶した水分子を含む化合物をいう。
「HZL」	ヒンダスタン・ジンク・リミテッド（Hindustan Zinc Limited）をいう。
「湿式冶金」	鉱石からの金属の洗脱、抽出並びに沈殿による抽出及び回収等、液体の工程による金属の処理又は鉱石及び精鉱からの金属の分離をいう。
「IBM」	インド鉱山局をいう。
「ICPCI」	インド国際銅振興委員会をいう。
「IDA」	1947年インド労働争議法をいう。
「IFL」	インディア・ホイルス・リミテッド（India Foils Limited）をいう。
「ILZDA」	インド鉛亜鉛開発協会をいう。
「インド所得税法」	1961年インド所得税法をいう。
「INDAL」	インディアン・アルミニウム・カンパニー・リミテッド（Indian Aluminium Company Limited）をいう。
「インドGAAP」	インドにおいて一般に公正妥当と認められている会計原則をいう。

「インドの証券取引所」	インド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所を合わせていう。
「インサイダー取引規則」	1992年SEBI（インサイダー取引禁止）規則（その後の改正を含む。）をいう。
「インゴット」	取扱い、保管、輸送、取引又は製錬及び加工の便宜のため、標準化された形状に鑄造された棒又はブロック等の形の金属塊をいい、ロンドン金属取引所先物取引規格等の国際的規格を満たすものが代表的である。
「ISDA」	国際スワップデリバティブ協会をいう。
「ISO」	国際標準化機構をいう。
「IsaSmeIt™」	非鉄金属を製錬する技術をいう。
「ISF」	インペリアル製錬炉をいう。
「ISO 14001」	国際標準化機構が1996年に公表した環境マネジメントシステムの国際規格をいう。
「日本募集」	当社の普通株式を表章するADSの日本における上場を伴わない募集をいう。
「JORC法」	オーストラレーシアにおける探鉱結果、金属資源及び埋蔵鉱量の公的報告に関する最低基準、推奨及びガイドラインを定めた金属資源及び埋蔵鉱量の報告に関するオーストラレーシア法をいう。オーストラリア鉱業冶金学会、オーストラリア地質学会及びオーストラリア鉱業協会の共同埋蔵鉱量委員会により策定された。
「Kcal/kg」	単位質量当たりのエネルギー単位である、1キログラム当たりの1,000カロリー数をいう。
「KCM」	コンコラ・カッパー・マインズ・ピーエルシー（Konkola Copper Mines plc）をいう。
「KVA」	キロボルトアンペアをいう。
「kWh」	キロワット時をいう。
「土地取得法」	1894年インド土地取得法をいう。
「洗脱」	溶媒の中で金属を溶解することにより、溶解性金属化合物を鉱石から抽出する化学工程をいう。
「鉛」	主に亜鉛と結合して鑄造され、導管、ケーブルシース、バッテリー、はんだ、活字合金及び放射能防御に使用される重量、柔軟性、可鍛性、延性を有するが、非弾性の蒼白色の金属元素をいう。
「鉛精鉱」	通常50%から60%の含有率である鉛含有物から精鉱を抽出するための、鉛とその他金属を原鉱石から分離する浮遊選鉱処理による生産物をいう。
「LIBOR」	ロンドン銀行間出し手金利をいう。
「鉱山寿命」	現在の確定埋蔵量から予定生産量（鉱山から抽出される量）を差引いて算出される、鉱山の寿命年数をいう。
「ロンドン金属取引所」	ロンドン金属取引所（London Metal Exchange Limited）をいう。
「低硫黄重燃料」	硫黄含有率が最大で重量の4.5%の、原油から加工され、電力施設の供給原料として使用される残留燃料をいう。低硫黄含有物は、腐食を抑えることで使用設備又は機械の寿命を延ばし、また二酸化硫黄の排出量を減らすことにより、環境汚染も低下させる。
「ロンドン証券取引所」	ロンドン証券取引所（The London Stock Exchange Limited）をいう。
「MALCO」	ザ・マドラス・アルミニウム・カンパニー・リミテッド（The Madras Aluminium Company Limited）をいう。

「マット」	通常反射炉内での銅及び鉛の硫化物鉱石の製錬又は銅を含む物質の製錬による生産物をいう。
「MC規則」	1960年鉱業権規則（その後の改正を含む。）をいう。
「MCD規則」	1988年鉱物保護開発規則（その後の改正を含む。）をいう。
「冶金コークス」	高強度かつ比較的大型のマクロ多孔性炭素材を生産するための、最高1400K（ケルビン）（摂氏1127度）での石炭又は配合炭の炭化により生産される冶金コークスをいう。
「MCNV」	モンテ・セロ・コーポレーション・エヌヴィイ（Monte Cello Corporation NV）をいう。
「圧延機」	鉱石の処理及び金属の再生又は製錬前の準備加工を行う装置。また、処理の準備段階で、鉱石を粉砕するために使用される回転ドラムをいう。
「鉱床」	十分な数の狭間隔の試錐孔又は十分な総トン数及び更なる探鉱又は開発可能性を保証する鉱石の等級を立証するための地下抽出調査孔が横切る地下鉱化体をいう。鉱床又は鉱化物は、委員会の基準に定めるとおり、検証結果に基づく最終的かつ包括的な経済、技術及び法的実現可能性の検討の結論が出るまで、商業用の採掘可能な埋蔵鉱量（例：推定埋蔵量又は確定埋蔵量）としての基準を満たさない。
「鉱化体」	1つ以上の鉱物を含む、経済的な回収可能性が未だ立証されていない岩石床をいう。
「mm」	ミリメートルをいう。
「MMDR法」	1957年鉱山及び鉱物（開発及び規制）法（その後の改正を含む。）をいう。
「改良サブレベル・ケービング」	地下鉱山の水平トンネルを利用して鉱石を抽出する採掘の手法をいう。通常大規模な急傾斜の鉱体に対し用いられる。
「MoEF」	インド環境森林省をいう。
「モンテ・セロ」	モンテ・セロ・ビーヴィイ（Monte Cello BV）をいう。
「MW」	電力を表すメガワットをいう。
「MWA」	1948年インド最低賃金法をいう。
「ニッケル」	大気温度では強い耐久性と安定性を持つ銀白色の金属をいう。
「非鉄」	鉄又は金属合金以外の、主成分が鉄ではないあらゆる金属をいう。
「NRI」	非居住者であるインド国民をいう。
「インド全国証券取引所」又は「NSE」	インド全国証券取引所（National Stock Exchange of India Limited）をいう。
「NTP」	国家料金政策をいう。
「NTPC」	インドの国営火力発電公社（National Thermal Power Corporation Limited）をいう。
「ニューヨーク証券取引所」	ニューヨーク証券取引所（New York Stock Exchange）をいう。
「OCB」	海外の法人をいう。
「OIDC」	オリッサ・インフラストラクチャー・デベロップメント・コーポレーション（Orissa Infrastructure Development Corporation）をいう。
「OHSAS」	職業的健康安全査定系統をいう。
「OMC」	オリッサ・マイニング・コーポレーション・リミテッド（Orissa Mining Corporation Limited）をいう。

「オンクレーヴ」	オンクレーヴ・ピーティーシー・リミテッド (Onclave PTC Limited) をいう。
「露天掘り鉱山」	完全に表面に露出した鉱山をいう。
「鉱石」	採取が経済的になるのに足りるだけの量、等級及び化学的組成の高価又は有用な鉱物を含む鉱物又は鉱物の総体をいう。
「鉱体」	抽出し、販売して利益をあげることでできる有用な物質の自然な集合体をいう。
「鉱石埋蔵量」	利益をあげて抽出できる鉱物の重量及び等級。データに対する信頼性に応じて、確定埋蔵量と推定埋蔵量とに区分される。
「表土」	露天掘り鉱山において鉱石を覆っている不要な物質をいう。
「酸化物」	通常は表土の風化作用により、その内部において硫化金属が酸化された鉱床の部分をいう。
「PBA」	1965年インド賞与支払法をいう。
「PFIC」	受動的外国投資会社をいう。
「PGA」	1972年インド退職一時金支払法をいう。
「柱石」	鉱山の立坑、壁及び天井を構造的に支えるために残された固形鉱物又はその他の岩石をいう。
「ピッチ」	アルミニウムの溶解工程において必要とされる炭素陽極の製造において、結合剤として使用される植物又は石油由来の粘稠液をいう。
「ポット」	内側が炭素又は黒鉛によって覆われた大きな鋼鉄製の容器をいう。
「既焼成工法」	溶解ポットにおける使用前に焼成された固体炭素のブロックから成る陽極を使用する、アルミニウム溶錬技術をいう。
「貴金属」	金、銀、プラチナ及びパラジウムを含む高価な金属をいう。
「推定埋蔵量」	量及び品位が確定埋蔵量に使用されるのと類似の情報から計算される埋蔵量をいうが、探査、抽出調査及び測定地点はより間隔が広く又はより適切でなく位置している。確実性の程度は確定埋蔵量に劣るが、測定地点間の連続性を前提とするには十分高いといえることができる。
「プロペルツィCCR」	プロペルツィ連続鑄造・圧延技術をいう。銅棒を生産するためのコンティニュアス・プロペルツィ・エス・ピー・エーの技術をいう。
「PTC」	PTCインディア・リミテッド (PTC India Limited) (旧パワー・トレーディング・コーポレーション・オブ・インディア・リミテッド (Power Trading Corporation of India Limited)) をいう。
「PWA」	1936年インド賃金支払法をいう。
「確定埋蔵量」	(a) 量が露出部分、トレンチ、採掘場又はドリル孔において露出される計算される量から計算され、(b) 品位及び/又は品質が詳細な抽出調査の結果から計算され、かつ(c) 調査、抽出調査及び測定場所が非常に密接に位置し、規模、形状、深さ及び埋蔵金属の組成が十分に分析できる程度に地質学的特徴を把握して算出される埋蔵量をいう。
「高温冶金方式」	凝固等の物理形成のみを含む金属鑄造とは大きく異なり、一般に化学反応を含み、周囲の条件を超える温度で行われる冶金製錬に関連するものをいう。
「RBI」	インド準備銀行 (Reserve Bank of India) をいう。
「復元」	採鉱又は探査活動が完了した後の修復をいう。
「回収率」	冶金処理で回収される有用金属の鉱石における割合をいう。
「精錬所」	金属の精錬が行われる冶金工場をいう。

「精錬」	純金属又は特定の物質との混合物を取得するために行われるマット又は不純金属の精製をいう。
「精錬費」	粗製金属製品の精製について精錬所が請求する費用をいう。
「外為規則」	2000年インド外国為替管理（インド国外の居住者により譲渡又は発行された有価証券）規則（その後の改正を含む。）をいう。
「埋蔵量」	詳細採掘計画又は採掘構想計画を可能とする十分な情報が入手でき、かかる計画が行われている鉱物資源の部分をいう。埋蔵量は確定埋蔵量及び推定埋蔵量に分類される。
「RLE」	焙焼、洗脱及び電解採取をいう。亜鉛精鉱がまず硫化物（二酸化硫黄ガスとして排出される。）を除去するために焙焼され、その後洗脱及び電解採取される、多くの湿式冶金方式の亜鉛製錬所で使用されている工程をいう。
「採掘料」又は「ロイヤルティ」	土地の所有者に対して採鉱権者若しくは探鉱又は鉱山の運営者から一定の間隔で支払われる金額をいう。一般に、トン当たりの一定額又は総生産量若しくは利益の割合に基づく。また、特許権を含む工程を使用する権利に対して支払う料金をいうこともある。
「特別追加関税」	インド政府が輸入品に課す特別追加関税をいう。
「抽出調査」	鉱床の典型的な一部分を抽出し、分析することをいう。
「SAT」	インドの証券高等裁判所（Securities Appellate Tribunal）をいう。
「SCR規則」	インド1957年有価証券契約（規制）規則（その後の改正を含む。）をいう。
「SCRA」	インド1956年有価証券契約（規制）法（その後の改正を含む。）をいう。
「SEBI」	インド証券取引委員会（Securities and Exchange Board of India）をいう。
「SEBI法」	1992年インド証券取引委員会法（その後の改正を含む。）をいう。
「電力庁」	州の電力庁をいう。
「SECL」	サウス・イースタン・コールフィールズ・リミテッド（South Eastern Coalfields Limited）をいう。
「SERC」	インドの州電力規制委員会（State Electricity Regulatory Commissions）をいう。
「立坑／斜坑」	鉱体へ到達するために岩石に掘られた垂直な又は傾斜した坑道をいう。通常、労働者及び機材の運搬装置を昇降させる引き上げ装置を上部に有する。
「SICA」	インドの1985年不良会社（特別規定）に関する法律（その後の改正を含む。）をいう。
「SIIL」	スターライト・インダストリーズ（インディア）リミテッドをいう。
「銀」	可鍛性に優れ、化合していない状態又は他の金属と共に自然界に存在する金属をいう。
「スラグ」	製錬の工程において溶融金属から分離するガラス塊をいう。
「澱物」	主たる有用な鉱物の回収後、精錬所から排出される物質をいう。澱物には、多量の金及び銀が含まれる可能性がある。
「製錬所」	精鉱及び鉱石を製錬する冶金設備をいう。
「製錬」	不純物をより軽質のスラグへ分離させ、精鉱から溶融金属を抽出する熱処理をいう。

「回転脱ガス装置」	溶融アルミニウムの処理のためのインライン処理用回転ノズル不活性浮遊式脱ガス／ろ過システムをいう。
「SOVL」	スターライト・オポチュニティーズ・アンド・ベンチャーズ・リミテッド (Sterlite Opportunities and Ventures Limited) をいう。
「スポット市場」	商品が現金で売買され、直ちに引き渡される市場をいう。
「SRK」	独立コンサルティング会社であるSRKコンサルティング (サウスアフリカ) ピーティーワイ・リミテッド (SRK Consulting (South Africa) Pty Ltd)、SRKコンサルティング (UK) リミテッド (SRK Consulting (UK) Ltd) 及びステッフエン・ロバートソン・アンド・キルステン (オーストラレーシア) ・ピーティーワイ・リミテッド (Steffen Robertson and Kirsten (Australasia) Pty Ltd) をいう。
「スターライト・エナジー」	スターライト・エナジー・リミテッド (Sterlite Energy Limited) をいう。
「ストリップ鑄造」	溶融鉄を2機の回転ローラーの間で鑄造し、熱延ストリップへと凝固させる技術をいう。
「剥土比」	鉱山の表土中において1単位の鉱石の採掘のために除去しなければならない廃棄物の単位数をいう。
「剥土」	鉱石を露出させるため表土を除去する工程をいう。
「送配電」	送電及び配電をいう。
「鉱滓ダム」	鉱滓の削減のため、周辺流域へ排水する前に重金属の沈殿又はシアン化物の破壊に要する時間をとることを主な機能とする、低地に存在する窪地をいう。
「買収規則」	1997年SEBI (株式大量取得及び買収) 規制 (その後の改正を含む。) をいう。
「TCM」	サランガ・カッパー・マインズ・ピーティーワイ・リミテッド (Thalanga Copper Mines Pty Ltd) をいう。
「製錬費及び精錬費」	鉱山から採掘された銅精鉱を製錬及び精錬して銅金属へ加工する際に、製錬所及び精錬所が課す製錬費及び精錬費をいう。
「TNPCB」	タミル・ナードゥ州汚染管理委員会 (Tamil Nadu Pollution Control Board) をいう。
「製錬費」	販売可能な金属を生産するため、精鉱を製錬の工程を経て処理させる際に鉱業会社が支払う費用をいう。
「ツイン・スター」	ツイン・スター・ホールディングス・リミテッド (Twin Star Holdings Limited) をいう。
「UMPP」	インドの巨大発電プロジェクトをいう。
「ヴェダント」	ヴェダント・リソーシズ・ピーエルシー (Vedanta Resources plc) をいう。
「ヴェダント・アルミニウム」	ヴェダント・アルミニウム・リミテッド (Vedanta Aluminium Limited) をいう。
「LTIP」	ヴェダント長期インセンティブプラン (Vedanta Long-Term Incentive Plan) をいう。
「垂直クレーター後退式技術」	水平な鉱石の板を、大きな直径を有する内孔ドリルのみを用いて、鉱石ブロックを採掘する下部開口部へと落とす、比較的新しい発破孔による採掘方法をいう。
「垂直スタッド自焼成陽極工法」	鉄棒 (スタッド) をモノリシック構造の陽極の先端に挿入することにより自焼成陽極へ電流を流す、ゾーダーベルク工程を用いる一次アルミニウム還元の方法をいう。

「ヴォルカン」	ヴォルカン・インベストメンツ・リミテッド (Volcan Investments Limited) をいう。
「VRHL」	ヴェダント・リソース・ホールディングス・リミテッド (Vedanta Resources Holdings Limited) をいう。
「廃石」	経済的な採掘のための十分な品位及び／又はその他の鉱石の特性を欠く岩石をいう。
「水質法」	1974年インド水質汚濁防止法をいう。
「水質税法」	1977年インド水質汚濁防止税法をいう。
「WCA」	1923年インド労災補償法をいう。
「亜鉛」	閃亜鉛鉱（最も一般的な亜鉛の鉱石鉱物である硫化亜鉛鉱物）等様々な鉱物に存在する蒼白色で硬質の金属をいう。
「亜鉛精鉱」	通常亜鉛分を45%乃至60%含む、浮遊選鉱工程によって得られる生産物をいう。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

インドの会社制度

当社を規律する法的枠組みは、インドの2013年会社法（その後の改正を含む。）（以下本項において「会社法」又は「法」という。）である。以下は、会社法の主要な規定の要約である。

「公開会社（public company）」とは、閉鎖会社（private company）ではない会社を意味する。

「閉鎖会社」とは、付属定款により、(a)株式の譲渡を制限し、(b)一人会社である場合を除いて株主数を200名までに制限し、(c)当該会社の有価証券の一般公衆に対する引受の勧誘を禁止する会社をいう。

公開会社の設立には、基本定款（以下「基本定款」という。）に署名する7名以上の引受人が必要である。基本定款には、公開会社の場合には末尾に「リミテッド（Limited）」と記載された会社の商号を、閉鎖会社の場合には末尾に「プライベート リミテッド（Private Limited）」と記載された会社の商号を記載しなければならない。当該会社の登記上の事務所が置かれる州及び当該会社の目的も記載しなければならない。会社の基本定款にはまた、株主の責任が有限又は無限であること及び基本定款の署名に同意する各署名者の持株数についても記載することを要する。当社は、当社の経営に関する制限が含まれている付属定款を有している。付属定款には、別途規定する事項についても定められている。会社の基本定款と付属定款は、基本定款の全ての署名者によって署名され、当該署名は法の定めに従った方法で行われる。会社登記官は、提出された書類及び情報をもとに、全ての書類と情報を登記し、定型の設立証明書を発行する。設立証明書の発行日をもって会社は法人格を取得する。公開会社は、営業を開始する前に開業証明書を取得しなければならない。

会社の基本定款及び付属定款は、法の規定に従い株主総会の特別決議によって改正することができる。株式による有限責任会社の株式資本は、(a)普通株式資本及び(b)優先株式資本の2種類のみに限られる。

「普通株式資本」とは、株式会社における優先株式資本以外のあらゆる株式資本を意味する。

「優先株式資本」とは、株式会社における会社の発行済株式資本のうち、(a)配当の支払に関し固定金額又は固定率による優先権が付されていること、及び(b)清算による資本の返還又は資本の返済についても優先的権利を有していることをいう。

会社は、その登記上の事務所に適切な会計帳簿を備置しなければならない。会社の会計帳簿には、以下の取引を記帳することを要する。

- ・ 会社が受払したすべての金銭の額及びかかる受払が行われた事由
- ・ 会社による財貨及び役務のすべての販売及び購入
- ・ 会社の資産及び負債
- ・ 法148条に規定されている種類の会社の場合は、同条に規定されているコスト項目

会計帳簿は、以下の条件を充たさなければならない。

- ・ 全ての事業年度の会計帳簿、それに関連する全ての帳簿、書類及び財務諸表は、会社又は支店及び事務所（もしあれば）の状況を真実かつ公正に概観し、本社及び支店の取引を説明するものであること
- ・ かかる帳簿は、発生主義により複式簿記の方式で記帳されること

会社はまた、各事業年度の書類について、会社の状況を真実かつ公正に概観したものであり、法の規定に従って通知される会計基準を遵守したものを作成しなければならない。会社は、定時株主総会によって正式に承認された連結財務諸表（もしあれば）を含む財務諸表の写しを、法によって財務諸表に添付が必要とされている全ての書類と共に、これらが定時株主総会に上程された日から30日以内に、登記官に対しこれらの書類の写しを提出しなければならない。これらの書類は、営業時間内に当社の本社において一般公衆の誰でもこれを閲覧することができ、かつ登記官の事務所において所定の手数料を支払えば、一般公衆の誰でもこれを謄写することができる。

「(2) 提出会社の定款等に規定する制度」においても法の一定の事項について記述しているので、同項も参照されたい。

株 主

会社は定時株主総会を、前の定時株主総会から15ヶ月以内に開催しなければならない。ただし、第1回目のかかる定時株主総会は、最初の事業年度の終了日から9ヶ月のうちいずれかの時点で開催することができ、その他の場合事業年度の終了日から6ヶ月の期間内に開催することができる。一定の状況においては、登記官により定時株主総会の開催について3ヶ月の延長が認められることがある。以下の事項は、定時株主総会の通常の議題である。

- ・ 財務諸表、取締役会報告書、監査人報告書の検討
- ・ 配当の宣言
- ・ 退任取締役の後任者の任命又は再任命
- ・ 監査人の任命及びその報酬の決定
- ・ 通知に記載されたその他の議題に関する審議

定時株主総会以外の株主総会は、臨時株主総会である。臨時株主総会は、通常、取締役会が招集することを妥当であると判断した時に、取締役会により招集される。臨時株主総会で審議される議題は、すべて特別の議題である。株主総会の招集通知は、原則として、総会開催日の21日以上前に送付されることを要する。総会は、法の規定を遵守し、より短い通知により招集される可能性がある。定時株主総会の招集通知には、会社の年次決算書、取締役報告書及び監査報告書を添付しなければならない。

株主総会に出席し、議決権を行使することのできる株主は、議決権行使代理人（会社の株主である必要はない。）を通じて当該総会に出席することができる。定足数とは、総会が有効に成立するために当該総会に出席しなければならない株主の最低人数である。会社の付属定款には、もしその出席がなければ総会が無効であるとみなされる定足数を定めることができる。公開会社の場合、付属定款がより多い定足数を定めている場合を除き、(a)株主総会の開催時点における株主の人数が1,000名を超えない場合、5名の株主の直接出席が、(b)株主総会の開催時点における株主の人数が1,000名超で5,000名以下の場合は15名の株主の直接出席が、(c)株主総会の開催時点における株主の人数が5,000名を超える場合、30名の株主の直接出席が株主総会の定足数となる。他方、閉鎖会社の場合、2名の株主の直接出席が株主総会の定足数となる。

株主総会の決議は、通常、普通決議により（すなわち、本人自らか又は議決権行使代理人を通じてかにかかわらず、当該総会に出席し、議決権を行使する株主の過半数により）採択される。権利を有する株主が投票した賛成票が、反対票の数の3倍を下回らない場合、株主総会決議は特別決議となる。

定時株主総会において決議が行われる場合、投票による決議が請求された場合又は電磁的方法により決議が行われる場合を除いて、挙手によって決議がなされ、株式を保有し投票権を有し、かつ株主総会に出席した株主ごとに1票が付与される。投票による場合、株式を保有し投票権を有し、本人又は代理人が株主総会に出席した各株主の投票権は、支払済株式資本における当該株主の支払済株式資本の割合と同一の割合において付与される。株主総会決議において、挙手によって決議を行う旨の宣言がなされる前に、議長によって投票制を採用することが指示されるか、総議決権の10分の1以上の議決権を有している単独又は複数の株主又は合計50万ルピー（別途規定されている場合はその額）以上の払込資本を有している単独又は複数の株主の請求による場合、投票制が採用される。

国内証券取引所との改正2015年(LODR)SEBI規則の規定によると、全ての上場会社は株主に対し、当該株主が株主総会において議決権を行使するに当たって、電磁的方法による議決権行使の機会を与えるか、郵便投票による議決権行使の機会を与えることが要求されている。

経営管理

公開会社における取締役の最低人数は3名とし、非公開会社の場合は2名とされ、取締役人数の上限はいずれの会社においても15名とする。会社の取締役は、総称して「取締役会」と称される。自然人のみが、会社の取締役として選任されることができる。付属定款にすべての取締役が毎期の定時株主総会で退任すべき旨の定めがある場合を除き、会社の取締役総数の3分の2以上が(a)輪番制により任期が決定され、(b)法に明示的に別段の定めがある場合を除き、株主総会で会社により任命されなければならない。残余の取締役もまた、株主総会で会社により任命されることを要するが、付属定款に別段の定めがある場合はこの限りでない。最初の定時株主総会及びそれ以降の毎定時株主総会において、その時点におけるかかる取締役の3分の1が輪番制により退任する。取締役が上記に従い退任する定時株主総会において、会社は、退任取締役又はいずれか他の者を取締役に任命することにより欠員を補充することができる。

会社は、普通決議により、取締役をその任期の満了前に解任することができる。ただし、かかる規定は、会社が、法の規定のもとで付与された、取締役総数の3分の2以上を比例代表原則にしたがって任命するオプションを採択した場合は適用されない。

法の規定に従うことを条件として、会社の取締役は、当該会社が行使し、実行することを授權されているすべての権限を行使することができ、またかかるすべての事柄を行うことができる。ただし、取締役会は、法又は他の法令若しくは会社の基本定款若しくは付属定款その他により、会社が株主総会で行使し又は行うべきと指示又は要求されている権限又は行為若しくは事柄については、これを行使し又は行うことはできない。

取締役会は、会社を代理して以下の権限を行使するものとし、またこれを行使する場合は取締役会で可決された決議によってのみ行うものとする。

- (a) 株主の保有する株式について未払込である金銭につき株主に払込請求を行うこと
- (b) 有価証券の買戻しを承認すること
- (c) インド国内外において社債等の有価証券を発行すること
- (d) 金銭を借入れること
- (e) 会社の資金を投資する権限
- (f) 貸付を行い、当該貸付に関して保証又は担保設定を行うこと
- (g) 財務諸表及び取締役会報告書を承認すること
- (h) 経営の多角化を行うこと
- (i) 合併及び組織再編を承認すること
- (j) 他社を買収し、支配権又は相当数の株式を取得すること
- (k) その他別途定められている事項

ただし、取締役会は、取締役会で可決された決議により、取締役会の委員会、マネジング・ディレクター、マネジャー、会社の他の主要な役員、支社の場合はその支社長に対して、当該決議に定める限度でかつ取締役会が定めることのある条件に従って、上記(d)から(f)に定める権限を委譲することができる。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

(a) 概要

当社の会社認証番号はL13209MH1965PLC291394である。当社の登記上の本店は、現在、インド、マハラシュトラ州400093、ムンバイ市、アンデリー（東）、チャカラ、アトゥール・プロジェクト、コーポレート・アベニュー、ユニット103、Cウィング、1階（1st Floor, 'C' wing, Unit 103, Corporate Avenue, Atul Projects, Chakala, Andheri (East), Mumbai-400093, Maharashtra, India）に置かれている。当社の株主名簿は、当社の登記上の本店であり、登記官及び株式譲渡代理人であるハイデラーバードにあるカービー・コンピューターシェア・プライベート・リミテッド（Karvy Computer Share Private Limited）の事務所において保管されている。

インドの法人を統治している法的枠組みは、現在、1956年会社法の一部の規定を改正した2013年会社法による。2013年会社法の条文は、段階的に通知される。2013年会社法の一部の規定が法令として通知された一方で、2013年会社法のその他の条文は未だインド政府により有効として通知がなされていない。2013年会社法の保留となっている通知の全て及び2013年会社法の対応する条項の制定により効力が停止されていない1956年会社法の特定の条項は、2013年会社法の既に通知がなされた条項と共に、引き続き効力を有している。したがって、当社を統治する法的枠組みは、1956年会社法であり、通知のある条文については2013年会社法（その後の改正を含む。）により解釈する（以下「インド会社法」という。）。

当社の活動は、当社の基本定款及び付属定款によって規制されている。当社の基本定款及び付属定款は2013年会社法の制定に続き改訂された。当社の活動は、基本定款及び付属定款に加えて、インド会社法、SCRA、1957年有価証券契約（規制）規則（その後の改正を含む。）等の一定の法律による規制を受ける。

当社の基本定款及び付属定款は、当社が現在行っている活動及び将来的に行うことを意図している活動に加えて、現段階では行う意図がない活動を含む、幅広い活動を行うことを許容している。当社の目的は、基本定款の第3条に規定のとおりである。2017年3月23日付の国家会社法裁判所（National Company Law Tribunal）（以下「国家会社法裁判所」という。）、ムンバイ法廷の決定に基づき、当社の基本定款上の主な目的は、ケアン・インディアの事業を遂行する上で必要となる目的を含めるために改訂された。以下が改訂された条項である。

- ・ 12E項：インド及び世界各地において、鉱物並びにその他天然油、石油並びに固形、液体及びガス状の形態の炭化水素及びその他鉱物並びにそれらの産物及び副産物並びにそれらすべてのものから分岐したのものに関して、測量、探鉱、採掘及び試掘、取得、開発、生産、維持、精錬、貯蔵、取引、供給、輸送、営業、分配、輸入、輸出並びに一般的な取引の事業を行うこと。
- ・ 12F項：油、石油、石油資源若しくは代替エネルギー源又はその他形態の油、アスファルト、ピチューメン若しくは類似の成分又は天然ガス、化学物質、又は使用される（又は石油若しくはその他形態の油、アスファルト、ピチューメン若しくは類似の成分又は天然ガスと同様の目的で使用可能であると考えられる）あらゆる成分を含んでいるか、含んでいる可能性が高いと考えられる陸地若しくは海又はインド若しくは世界各地の場所について、（i）権利又は利益を追求し、購入し、リース若しくは認可を得、利権を獲得又は取得し、（ii）その資源開発を行うか、作業、処分又は活用すること。このために調査隊、委員会、専門家及びその他代理人を組織、設置及び雇用し、井戸を掘り、掘削を行い、石油、その他鉱油、天然ガス、アスファルト、又はその他類似の成分若しくはそれらの生産物を獲得、採掘、開発、取引のために加工すること。
- ・ 第V条：当社の授權株式資本は、1株当たり額面金額が1ルピーの株式44,020,100,000株及び1株当たり額面金額が10ルピーの償還優先株式3,010,000,000株から成り、74,120,100,000ルピーである。

(b) 株式資本

当社・ケアン・インディア合併以前においては、当社の授權株式資本は、1株当たり額面金額が1ルピーの株式51,270百万株から成り、51,270百万ルピーであった。当社・ケアン・インディア合併後、当社の授權株式資本は、1株当たり額面金額が1ルピーの株式44,020百万株から成る44,020百万ルピーとなった。2017年3月31日現在の当社の発行済株式資本は、1株当たり1ルピーの株式2,965,004,871株から成り、2,965.0百万ルピーであった。当社の発行済資本合計のうち310,632株は、発行済みであるが、係争中のため当社はまだ割当てをしていない。2017年4月、当社は、当社・ケアン・インディア合併により、ケアン・インディア・リミテッドの非支配株主に対して合計752.5百万ルピーの株式を発行した。ケアン・インディア・リミテッドの非支配株主に対する株式の発行後、当社の発行済株式資本は3,717.5百万ルピーとなった。これは、1株当たり額面金額が1ルピーの株式3,717,194,239株から成る（株式数には、係争中のため割当てを保留している当社の発行済資本合計の310,632株を含まない。）。

2017年3月31日現在、1株当たり額面金額が1ルピーの株式2,965,004,871株が発行済みであり（発行済みであるが割当てを保留している310,632株を含む。）、このうち217,019,900株はADSの形式で54,254,975株保有されている。各ADSは株式4株を表章する。

(c) 資本又は当社の基本定款及び付属定款の変更

インド会社法及び当社の基本定款に基づき、当社は、株主総会における若しくは郵送による投票による普通決議又は特別決議により、以下の事項を行うことができる。

- ・ 株主総会の指示又は取締役会の決定により、権利若しくは特権を伴う株式資本の増加又は既存株式に関連する権利若しくは特権の変更
- ・ 配当及び当社の清算時における払込資本の返済についての優先権付で、当社に提案されたかかる優先権付株式に付された権利に直接影響を及ぼすような決議及び当社の清算又は持分若しくは優先株式の返済又は減少に関する決議に対する議決権付株式の発行（かかる投票における議決権は当社の払込優先株式資本における割合に従うものとする。）
- ・ 当社の株式若しくはその一部を分割又は統合し、株式の分割又は併合を決定した決議により、かかる分割又は統合の結果による株主間で、かかる株式のうち1つ又は複数の株式が、配当、資本又はその他について、他と比べて優先権又は特権を有するものとする決定することができる。
- ・ 同法に従い取締役会により決定された取引条件及び方法において償還されるべき償還可能な優先株式の発行
- ・ 株式の全部又は一部の、額面金額が小さく多数の株式への分割
- ・ 払込済株式の不定額面株式への転換並びに不定額面株式のあらゆる額面金額及び数の払込済株式への再転換
- ・ 2013年会社法第54条に規定された条件による既発行株式クラスの功労株式株の発行

- ・ 決議日において引受け又は引受けの合意がなされなかった株式の消却及びかかる消却株式相当分の授權株式資本の減額
- ・ 発行済株式資本の減少
- ・ 基本定款又は付属定款の変更

当社の付属定款及び適用あるインド会社法の規定に従い、株式（当社の増加株式資本の一部を構成する株式を含む。）は、当社取締役会の支配下に置くものとし、当該取締役は、これを取締役が適切であると考える者、割合、条件及び時期に分配又は処分することができ、すべての権限を有する株主総会における株主の措置に従い、すべての者に（2013年会社法第52条及び第53条の規定に従い）当社のいかなるクラスの株式もプレミアム、額面金額のいずれかにより請求又は割り当てられるオプションを、取締役が適切であると考える時期及び判断において行使可能とする。

(d) 取締役

付属定款によれば、取締役が資格株を保有する規定はない。インド会社法によれば、常勤取締役の退職年齢制限は70歳である。非業務執行取締役の退職について年齢に関する要件はない。

当社との間で又は当社を代表してなす契約、取り決め又はその提案について直接的又は間接的に利害関係を有する取締役は、取締役会でその利害関係を開示する義務を有し、かかる利害関係を有する取締役は、その利害関係を有する契約、取り決め又はその提案に関する議論又は決議に参加しないものとする。さらに当社は、直接又は間接を問わず、取締役又は利害関係を有する取締役に対して、融資を行うこと又は第三者の融資に関する保証若しくは担保の提供を行うことを禁止している。取締役は、年間ベースで、かつ利害が生じた後の最初の取締役会において、取締役会に対し、その個人的な利害関係を開示する義務を負う。

(e) 株主権の変更

2013年会社法第48条及び会社の付属定款の条項及び企業省により定められた関連規則に従い、会社の株式資本が異なる種類の株式に分類されている場合、すべての種類の株主の権利は、当該種類の発行済株式の株主の書面による承認又は当該種類の発行済株式の種類株主総会の特別決議若しくは会社と当該種類株主との間の和解若しくは合意を認める裁判所の決定によってのみ修正又は変更することができる。

(f) 株主総会

株主総会には、定時株主総会及び臨時株主総会の2種類がある。当社は、最初の事業年度の終了日から9ヶ月以内及びその他の場合には事業年度の終了日から6ヶ月以内に定時株主総会を開催しなければならない。また、前回の定時株主総会と当該定時株主総会との間の期間が15ヶ月を超えないようにしなければならない。特別な状況においては、当社の要請により、登記官はかかる期間を延長することができる。臨時株主総会は、当社の取締役の裁量により、又は議決権を保有している日現在において、当社の払込済資本の10.0%以上を保有している株主の要請により、いつでも開催することができる。株主総会を招集するための書面又は電子方式による通知は、総会の開催日、時間、場所及び議題を明記した上、総会予定日の少なくとも21日前までに株主に提示されなければならない。かかる21日前までの書面による通知の要件は、かかる総会で議決権を有する95.0%以上の株主により21日未満の事前通知への書面又は電子方式による承諾を得られた場合は免除される。インド会社法の下、定時株主総会は、登記上の本店又は登記上の本店が所在する市町村内の別の場所のいずれかにおいて開催される。定足数を満たす株主が株主総会に出席している場合にのみ議題が審議される。出席する権利及び決議に対する議決権を有する者30名の出席が株主総会の定足数となる。

定時株主総会は、当社の付属定款及びインド会社法に規定されるすべての問題（以下の通常業務に関する事項を含む。）を取扱い、処理する。

- ・ 当社の年次財務書類並びに取締役及び監査役による報告の検討
- ・ 取締役の選任及び再任
- ・ 監査役の選任及びその報酬の決定
- ・ 配当の承認
- ・ 通知に記載されたその他の議題に関する審議

(g) 株式分割

インド会社法は、会社の付属定款が、その株主総会における普通決議によって会社はその株式を分割する権限を付与している場合、株式を分割することができる旨規定している。

当社の付属定款は、株主総会において当社の基本定款を変更し、当社の株式のすべて又は一部を、基本定款において設定されている額面金額より低い額面金額のより多数の株式へ分割することを認めている。

(h) 配当

インド会社法の下では、取締役会が配当の支払を提案しない限り、株主は株主総会において配当の宣言を行う権限はない。取締役会はまた、株主による承認を必要とすることなく中間配当を宣言することができる。会社は、取締役会が提案し、各事業年度末から6ヶ月以内に開催される定時株主総会において過半数の株主により承認された配当を支払う。株主は、取締役会により提案された配当の額を減額することはできるが、増額することはできない。上場会社は、1株基準で支払われた配当金に限り、その宣言及び開示を行うことが義務付けられている。取締役会により提案され、株主総会において株主により承認された配当金は、自己が保有する払込済株式の払込金額に比例して株主に分配され支払われる。インド会社法は、同じ種類株式の株主は配当に関し同等の取扱いを受けなければならない旨規定している。配当金は、定時株主総会の日若しくはその前に又は登録株主若しくはその銀行の指示に従い設定される基準日における登録株主に対して現金、小切手又は電子方式によって支払われる。いかなる株主も、当該株主持分の未払請求に関し、担保権が設定されている場合は、配当金に対する権限を持たない。

これらの分配及び支払は、定時株主総会で配当の宣言に関する決議が承認された後30日以内に、株主に対して支払われなければならない。宣言された配当は、かかる配当の宣言がなされた日から5日以内に独立した銀行口座に預託されなければならない。かかる配当の宣言から30日以内に支払われず又は請求がなされなかった配当は、かかる期間の終了後7日以内に、すべて指定された銀行の未払配当のための特別口座に送金されなければならない。当社は、未払配当口座への送金から90日以内に、名前、判明している最後の住所及び各人に支払われる未払配当を含む声明を作成し、当社のウェブサイト及びかかる目的のために中央政府により承認されたその他のウェブサイトにおいても発表するものとする。未払配当口座に送金された日から7年間支払われず又は請求がなされなかった配当については、発生した利息とともに、かかる詳細を含む声明と併せて投資家教育保護基金に送金されるものとする。また、未払又は未請求の配当が送金されたすべての株式は、かかる基金名義で、規定の詳細を含む声明とともに、当社により譲渡されるものとする。

2013年会社法の下では、事業年度における配当は、2013年会社法に規定された方法による減価償却費の控除後、当該事業年度の収益若しくは前年度の未処分利益又はその両方から支払われるものとされている。2013年会社法及び2015年会社（配当の宣言及び支払）規則は、いかなる年でも利息の充実又は欠如が発生する場合には、会社は以下の要件に従って、準備金より配当を宣言することができる。すなわち、

- (i) 当該年度の収益が配当（中間配当を含む。）を宣言するには不十分な場合、かかる年度の配当は以下の要件に従って、当社の準備金から宣言し支払うことができる。
 - ・ 宣言される配当の割合は、当該年度の直近の3年間において宣言された配当の割合の平均を超えてはならない。
 - ・ かかる留保利益から引出される合計額は、直近の監査済財務書類に記載されている当社の払込済株式資本及び任意準備金の合計の10分の1を超えないものとする。
 - ・ 引出される金銭は、株式に関する配当を宣言する前に、まずは配当が宣言された当該事業年度に被った損失を填補するために使用されるものとする。
 - ・ かかる引出し後の準備金の残高は、直近の監査済財務書類に記載されている払込済株式資本の15.0%を下回ってはならない。
- (ii) 過年度に処理しなかった過去の繰越損失及び繰越減価償却費を、当社の今期の利益と相殺するまで、会社は配当金を宣言しないものとする。

当社は、事業年度において配当の宣言を行う前に、当社の準備金として適切であると考える当該事業年度の利益のうち一定の割合を移転することができる。

(i) 議決権

各株式に付される議決権行使に関する特別の条件に従い、議決権を有するすべての株主（正当な権限を有する代表者が出席している法人も含む。）は、本人が出席する株主総会において、挙手による決議を行う場合は1名につき1票を有するものとし、本人又は代理人が出席している株主総会において、議決権数による投票の場合は株式1株につき1票を有する。共有の場合、その保有者のうち1名しか投票できず、誰が投票するかを選択がなされていない場合には、共有の優先者本人又はその代理人による投票をもって、その他の共有者による投票は除外されるものとする。優先者は、株主名簿に氏名が掲載された順番により決定される。

2013年会社法及び2015年12月1日付の2015年インド証券取引委員会（上場義務及び開示要件）規則（以下「2015年SEBI(LODR)規則」という。）によれば、上場会社について、株主総会における決議は、電子投票によって行われなければならない。かかる方法による投票を行うことができない株主については、投票用紙による現物投票が株主総会において行われる。投票の場合、本人又は代理人が出席している株主の議決権数は、当社の払込済資本の合計に対する株式の払込済資本の割合に比例する。同票の場合、通常、当社の取締役会の議長である総会の議長が、決定票を投じる権利を有する。

株主は、保有するすべて又は特定の数の株式に関し、すべての株主総会（又はすべての種類株主総会）において、自己を代理して議決権数による投票を行う者（株主か否かを問わない。）を任命することができる。株主は、自己を代理して行為する者として2名以上を任命することができ、かかる者は、その者を代理人として指名した文書において指定された株式数に応じて株主の代理人として行為する。代理人に任命されたすべての者は、50名以下及び議決権付株主資本合計の10.0%以下を保有する株主の代理として行為するものとする。当社の議決権付株式資本合計の10.0%超を保有する株主は、1名の者を代理人として任命することができ、この場合には、かかる株主の代理人に任命された者は、その他のいかなる者の代理人又は株主として行為することはできない。代理人の任命に係る文書は、株主総会が開かれる少なくとも48時間前までに、また、議決権数による投票が行われる場合には、投票が行われる時刻より少なくとも24時間前までに当社の登記上の本店に届けられなければならない。株主が2名以上の者を代理人として任命した場合、代理人を任命する各文書において、株主が保有する株式のうち当該代理人が権利行使を委任される株式数を明記しなければならない。代理人は総会における発言権を持たず、議決権数による投票以外には投票を行う権限を有しない。法人株主もまた、自らを代表して株主総会に出席し、議決権を行使する代表者を任命することができる。かかる代表者は代理人としては認識されず、当該代表者を選任した株主と同様の権利を有し、総会において発言し、株主の保有株式数に応じて挙手及び議決権数による投票において議決権を行使することができる。

付属定款、2014年会社（株式資本及び社債）規則及びインド会社法によると、当社は上記の規則及びインド会社法に従うことを条件として、権利の内容が異なる株式を発行することが認められている。

(j) 定足数

当社の付属定款は、2013年会社法により株主総会のための定足数を、総会の当日現在における議決権を伴う株主の数が5,000人を上回る場合、株主総会の定足数は、少なくとも30名の株主の出席としている。

(k) 株主決議

普通決議は、株主総会において議決権を有する当社の株主の過半数の本人又は電子的手段によるか、代理人又は投票による賛成票をもって採択される。

特別決議として決議を提案する意向が、決議を行う株主に対する株主総会の招集通知又はその他の通告において正式に明記されている場合、決議は特別決議とする。議決権を有する株主による反対決議が本人若しくは電子的に又は代理人により株主総会において行われる場合、特別決議は、かかる反対決議の票数の3倍以上の賛成票及び決定票をもって採択される。インド会社法は、付属定款を変更するには、かかる変更を承認する特別決議が株主総会において成立しなければならない旨を規定している。一定の事項に関する変更（会社の商号の変更、株式資本の減少の承認、特別な種類株式に係る権利の内容の変更の承認、新規事業を開始するための株主以外の者に対する新株引受権なしの追加株式の発行又は借入金若しくは社債の株式への転換、及び会社の解散を含む。）には、特別決議が必要とされている。

さらに、2014年会社（経営及び管理）規則は、以下に記載する特定の決議は、郵送による投票によってのみなされなければならない旨規定している。

- ・ 定款における目的の変更

- ・ 閉鎖会社を構成するために会社の定款に含めることが義務付けられている条項を附属定款に挿入又は削除する変更
- ・ 都市、町又は村の制限地域外への登録事務所の変更
- ・ 会社が資金調達を行い、未だ充当していない手取金の目的の変更
- ・ 2013年会社法第43条(a)(ii)に基づく議決権、配当その他に関する権利の内容が異なる株式の発行
- ・ 2013年会社法第48条に規定されている種類株式、社債又はその他証券に付随する権利の権利変更
- ・ 株式の買戻し
- ・ 2013年会社法第151条に基づく取締役の選考
- ・ 2013年会社法第180条(1)(a)に規定されている会社事業のすべて（又は実質的すべて）の譲渡
- ・ 2013年会社法第186条(3)が規定する上限を超える融資、担保又は証券の提供

上記に加えて、当社はその裁量において、通常業務及び取締役又は監査役が当該業務に関して会議に参加する権利を有する業務以外の業務事項について、郵便投票により処理することができる。

(l) 清算時における資産の分配

インド会社法に従い、従業員、法定債権者、税務当局、有担保債権者及び無担保債権者並びに優先株式の保有者（順不同である。）に対して支払が行われた後、すべての残余財産は、当社の株主間で、清算が開始された日時点における持株の払込済額又は払込済として計上されている額に比例して分配される。

(m) 株式の譲渡

インド会社法の下、公開会社の株式は、当該譲渡が適用法又はインド証券取引委員会（Securities and Exchange Board of India）（以下「SEBI」という。）に関する法律に違反しない限り、自由に譲渡可能である。譲受人の氏名が株主名簿に記載されるまでは、譲渡人が当該株式の保有者とみなされる。

株式が株券の形で保有されている場合、当社は、正しく記入された株式譲渡証書と当該株券の提出を受けた上で、また、株券が存在しない場合には、適式に捺印された株式譲渡証書と譲渡株式についての株式割当書の提出を受けた上で、株主名簿に株式が譲渡された旨を登録する。電磁的譲渡においては、預託機関が、購入者の氏名をその名簿に実質所有者として登録することによって株式を譲渡する。これを受けて当社は、預託機関の名称を、株式の登録名義人として株主名簿に登録する。実質所有者は、すべての権利及び利益を付与されており、預託機関が自己のために保有する株式に付随する義務を負担する。

預託機関を通じて保有される株式は、SEBIにより定められた規則に基づき、登録株式又は電子的株式の形で譲渡される。これらの規則は、預託機関及びその参加者の機能を規制し、名簿の作成及び維持の方法並びに本システムが採るべき保全措置を規定している。

SEBIは、すべての投資家に関し、当社の株式の取引又は決済においては登録株式の形態をとらなければならないものとしている。ただし、証券取引所で取引されない場合及び証券取引所に報告する必要のない取引については別とされている。登録株式の譲渡においては、売主及び買主の両方が、1996年預託機関法の下で設置された預託機関によって指名された参加者に口座を開設することが必要とされる。参加者に口座を開設するための費用、各取引に係る取引費用及び各口座に保有されている有価証券の預託費用は、それぞれの参加者の運用により異なる。

預託機関は、買主の氏名を株式の実質所有者として名簿に登録することにより株式の譲渡を行う。これを受けて、当社は、預託機関の名称を、株式の登録名義人として当社の名簿に登録する。実質所有者は、預託機関が保有する株式に関する責任と共に、すべての権利及び利益を付与される。当社の預託機関により保持されている実質所有者名簿は、1996年預託機関法に基づく当社の株主名簿及び社債原簿とみなされる。預託機関を通じて保有されている実質的所有権の譲渡は、印紙税を免除される。かかる目的のため、当社はナショナル・セキュリティーズ・デポジトリ・リミテッド（National Securities Depository Limited）及びセントラル・デポジトリ・サービス・インディア・リミテッド（Central Depository Services India Limited）と預託サービスに関する契約を締結した。

ADSの引渡しに際して株式が預託銀行から引出された場合、登録株式を保有するための要件はADSの保有者にも該当する。株式を引出すADSの保有者は、インド市場において株式の取引を行うためには上述の手続に従わなければならない。

当社の付属定款は、株式の譲渡に一定の制限（特定の状況において、取締役会に当社が発行した株式又はその他の有価証券の名義書換若しくは譲渡承認を拒否する権限を付与することを含む。）を規定している。当社の株式が上場されているボンベイ証券取引所（Bombay Stock Exchange Limited）及びインド全国証券取引所に関連する2015年SEBI (LODR)規則に従い、当社が15日以内に株式の譲渡を成立させず、15日の指定期間内に譲受人に対して株式譲渡に関する有効な異議を通達することができなかった場合、当社は、損害を被った当事者に対し、遅延された期間における機会喪失による損害を補償しなければならない。

国家会社法裁判所が、2016年6月1日付で設立され、2013年会社法第466条に基づき会社法委員会は解散した。

株式譲渡証書又は（場合により）通告が当社に到達した日から30日以内に、会社が十分な理由なく株式の名義書換を拒否した場合、譲受人は、拒否された後60日以内に、又は当社より通告を受領しなかった場合は株式譲渡証書又は通告が到達した日から90日以内に、国家会社法裁判所に対して申立てを行うことができる。国家会社法裁判所は、その裁量により、申し立てられた違反に関する調査を完了するまで当該株式に付された議決権を差し止める旨の仮命令を出すことができる。当社は、2013年会社法第58条に基づく国家会社法裁判所の命令に対する不履行がある場合、100,000ルピー以上500,000ルピー以下の罰金が課せられる可能性があり、かかる不履行を行った当社のすべての役員は、3年以下の懲役及び100,000ルピー以上300,000ルピー以下の罰金のいずれか又は両方が課せられる可能性がある。

さらに、インド会社法には、国家会社法裁判所が会社、参加者、インドで設立された預託機関、投資家又はSEBIの申立てにより、SEBI規則若しくはこれに類似する法令に違反する株式譲渡に関する株主名簿の是正を命じることができる旨が規定されている。

(n) 持分の開示

2013年会社法第89条に従い、実質株主で株主として登録されていない者は、会社に対し、株主持分の性質、登録されている株主の詳細その他規定されている事項の詳細を明示の上、その旨を申告しなければならない。第89条が遵守されていない場合であっても、かかる申告がなされていない株式について名義書換を行い又はその登録株主に対して配当を支払うべき会社の義務には影響はない。

合理的な理由なく上記の要件を遵守しなかった投資家には、50,000ルピー以下の罰金が課せられる可能性があるものとし、かかる不履行が継続する場合、不履行継続期間の最初の日以降、1日当たり1,000ルピー以下の追加の罰金を課せられる可能性がある。第89条が当社のADSの保有者に適用されるかは不明瞭であるが、ADSを当社の原株式に交換する株主は、第89条の制限の対象となる。また、ADSの保有者は、ADSの保有者、当社及び預託機関との間の預託契約に従い、通知及び開示を遵守する義務を負う。

申告を受領した場合、当社はかかる申告に対する返答を登録者を明示の上、提出することが要求されている。当社が第89条の条項の遵守を怠った場合、当社及び不履行を行ったすべての役員には、500ルピー以上1,000ルピー以下の罰金が課せられる可能性があるものとし、かかる不履行が継続する限り、不履行継続期間の最初の日以降、1日当たり1,000ルピーの追加の罰金が課せられる可能性がある。

(o) 株主名簿及び基準日

当社は、当社の株主名簿を電子方式及び現物方式によって当社の登記上の本店に備置しており、すべての株式譲渡はその所在地に宛てて報告されなければならない。当社の株主名簿は、営業時間内において、株主による無償での閲覧が可能であり、また適用法に基づき規定される手数料を支払うことにより、その他の者も閲覧が可能である。

1996年預託機関法に基づき、預託機関により保持される実質所有者名簿は、株主名簿又は社債原簿とみなされる。当社は、株主名簿に記載されている者のみを株主として認識し、株式又はその一部を（明示的、黙示的又は推定によるかにかかわらず）信託勘定で保有する者を株主として認識しない。

どの株主が特定の株主権を有するかを決定するため、当社は株主名簿を閉鎖することができる。当社の株主に該当する者を決定するために当社の株主名簿を閉鎖できる期間は、1回当たり30日間を超えることはできない。また、2基準日の間は少なくとも30日間空けなければならない。株主の配当受領権を確定するため、定時株主総会の前に約10日から20日、株主名簿を閉鎖するのが当社の通常の運用である。かかる閉鎖期間の開始日が基準日となる。当社の株式が上場されているNSE及びBSEに関連する2015年SEBI (LODR)規則に基づき、当社は、証券取引所に対

し少なくとも7営業日前までの事前通知を行うことにより、基準日の設定又は株主名簿の閉鎖を行うことができる。株主名簿の閉鎖中も、当社の株式の取引及び株券の交付は行われる。

(p) 年次報告書

当社は、定時株主総会の少なくとも21日前までに、監査済財務書類、取締役報告書、コーポレート・ガバナンス報告書及び監査報告書の完全版又は要約版により構成される年次報告書を、定時株主総会の招集通知と共に株主に対して配布しなければならない。さらに、当社は、四半期毎の無監査又は監査済決算報告書を各四半期の末日から45日以内に各取引所に提出しなければならない。当社は、事業年度の末日から60日以内に、当該事業年度1年分の監査済決算報告書を各取引所に提出することが義務付けられている。当社はまた、インド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所に当社の年次報告書の写しを送付し、また、決算報告書を、インド全域（又はほぼ全域）において配布される日刊英字新聞の1紙以上及び当社の登記上の本店が置かれている地域の言語で発行される日刊新聞に掲載しなければならない。当社は、インド会社法に従い、株主による要請があった場合、当社及びすべての子会社の完全な貸借対照表及び損益計算書を提供しなければならない。

インド会社法に基づき、当社は、貸借対照表及び損益計算書が定時株主総会において承認された日から30日以内に当社の貸借対照表及び損益計算書を、また、かかる総会の終結時から60日以内に当社の年次報告書を登記官に届出なければならない。

(q) 関連当事者取引

2013年会社法により、全ての関連当事者取引は、監査委員会の事前の承認が要求されている。監査委員会は、当社による締結が提案されている関連当事者取引について一定の条件の下で包括的な承認を与えることができる。監査委員会は、最低でも四半期毎に、監査委員会によるそれぞれの包括的な承認に基づき当社により締結された関連当事者取引の詳細を検討するものとする。監査委員会は、当初の関連当事者取引の方針に沿って包括的な承認を与える基準を定めるものとし、またかかる承認は性質上同様の取引についても適用されるものとする。通常の業務の一環ではなく、アームス・レングスでない関係者間取引については、決議による株主の事前の承認が要求される。また、かかる承認は、持株会社とかかる持株会社の連結完全子会社との間で締結される取引で、定時株主総会で提案された取引には適用されない。重要な関連当事者取引及びアームスレングス・ベースでない取引の開示は、年次報告書において、かかる契約の締結及び取決めの正当性と共に記載されることが要求されている。

(r) 借入能力

当社の取締役は、取締役が適切であると判断した場合、株主総会における特別決議による株主の承認なくして当社のために資金調達、借入れ又は担保設定を行うことができる。ただし、借入予定額と当社が資金調達、借入れ又は担保設定を行った金銭の元本残高の合計額が、当社の払込済資本と任意準備金の合計額を超過しないことが条件となる。さらに、インド会社法の下、借入金の支払及び払戻しは、すべての点について取締役会が適切と考える方法及び条件により、取締役会の決議によって、また特に当面の未払込資本金を含む当社の（現在又は将来の）資産の全部若しくは一部にかかる抵当又は請求権により担保され、又は無担保又は当社の債権、社債、社債券の発行により確保することができ、社債、社債券、債権及びその他の証券は、当社及びこれらの発行を受けた者の間において、株主総会決議なしで譲渡可能とすることができる。

(s) 企業の社会的責任

2013年会社法及び同法の下で制定された規則の下、純資産、売上高又は利益に対する特定の閾値の要件を満たす企業に対して、企業の社会的責任（CSR）委員会を設置すること及び過去3事業年度の税引前利益の平均の最低2%をCSR活動に支出することが要求されている。かかる要件は、2014年4月1日より有効である。当社がかかる要求金額を支出できない場合、当社は支出した額の詳細の開示並びにかかる支出が不足する場合にはかかる不足の原因を述べることが要求される。

(t) 株式の発行及び新株引受権

インド会社法の条項、当社の付属定款及び当社の各株式に付与された特別な権利に従うことを条件として、当社は、配当、議決権、償還及び当社が適宜特別決議により決定するその他の事項に関する優先権、劣後権その他の特別な権利又は制限が付された新株式を割当て又は発行することによって株式資本を増加させることができる。当社は、付属定款に従って、当社又は株主の選択によって償還可能な優先株式又は強制償還される株式を発行することができる。

インド会社法の下では、新規に発行される株式は当初、既存株主に対し、株主が基準日において保有する株式の払込金額に比例して募集される。かかる募集は、以下の事項を明記した書面による通知によって行われる。

- ・ 自己に対して募集された株式を他の者のために放棄する権利（登録株主に認められる権利である。）
- ・ 募集される株式の数
- ・ 募集期間は、15日以上30日以下であることを要する。

募集期間中にかかる募集が引受けられなかった場合は、拒絶されたものとみなされ、その後、当社の取締役会は、既存の株主により引受けられなかった株式について、当社の付属定款に従い、当社にとって有益であると考えられる方法により配分することができる。ADSの保有者は、かかる募集に参加できない可能性がある。

ただし、インド会社法の条項に従い、特別決議により承認され、適用規則を遵守した場合、株主でない者に対しても新規発行株式の募集を行うことができる。

(u) 利益及び準備金の資本組入れ

当社の付属定款は、当社の株主の普通決議による承認を受けることを条件に、当社の取締役が、準備金勘定若しくは損益勘定の貸方に計上される金額又は分配可能金額の一部を資本に組み入れることを認めている。資本に組み入れられた金額は、かかる金額が配当として分配された場合と同割合で当社の株主間で分配されるものとする。かかる金額は、現金によっては支払われず、以下のいずれかの方法により分配される。

- ・ 株主が保有する株式に関する未払金への充当
- ・ 当社株主に対する全額払込済無償交付株式の発行（額面金額又は割増された金額での発行。）

すべての無償交付株式の発行は、以下の事項を規定する2013年会社法第63条及び2000年SEBI（開示及び投資家保護）ガイドライン（その後の改正を含む。）に従うものとする。

- ・ いかなる会社も、転換証券の転換を留保して無償交付株式を発行してはならない。ただし、転換の割合に応じた株式を留保することによって同等の利益がかかる転換証券の保有者に対して与えられている場合は別とする。
- ・ 無償交付は、純粋な利益又は現金のみによって積み立てられた資本剰余金から成る任意準備金から拠出されなければならない。
- ・ 無償交付株式は、すべての一部払込済株式の全額払込みが完了しない限り発行されてはならない。
- ・ 定額預金の利息又は元本及び既存の社債の利息又は元本償還に関して、利息又は元本の支払を滞っていないことが必要である。
- ・ 配当の代わりとして無償交付株式の交付を宣言してはならない。
- ・ 共済基金、恩賞、賞与等の従業員に対する法定の支払が滞っていないと考える十分な根拠を有する必要がある。
- ・ 固定資産の再評価により発生した引当金は、資本化されないものとする。
- ・ 当社の付属定款には、引当金の資本化に関する条項を含む必要がある。
- ・ 無償交付は、取締役会による承認を受けた日から15日以内に行われる必要がある。

(v) 自己株式の買戻し

会社は、2013年会社法及び同法の下で制定された規則並びにSEBIにより定められた規則に従い、以下の条件に基づいて、任意準備金、払込剰余金又は株式その他の特定有価証券（先に発行した同種類の株式又はその他の特定有価証券による手取金を除く。）の手取金を利用して自己株式を買い戻すことができる。

- ・ 会社の付属定款により買戻しが認められていること。
- ・ 買戻しを承認する決議が株主総会で特別決議により可決されること。
- ・ 買戻しは、1事業年度における会社の総払込済株式資本及び任意準備金の合計額の25%以下を上限とする。

- ・ 買戻しの後、会社が保有する担保及び無担保借入債務の総額の比率が払込済資本金及び任意準備金の合計額の2倍を超えないこと。
- ・ 買戻しの対象となる株式又はその他の特定有価証券は、全額払込済みであること。
- ・ 公認の証券取引所に上場されている株式又はその他の特定有価証券の買戻しが1998年SEBI（有価証券の買戻し）規則（その後の改正を含む。）に従っていること。
- ・ 上場株式又は特定有価証券以外の株式又はその他の特定有価証券の買戻しが規定の規則に従っていること。
- ・ 前回の買戻しの募集（もしあれば）の完了日から1年以内に買戻しの募集が行われないこと。

上記の条件のうち2つ目は、買い戻される予定の株式の数が、総払込済株式資本及び任意準備金の10%以下で、かつ、かかる買戻しが取締役会により承認されている場合においては適用されない。

当社により買い戻されたすべての株式は、最後の買戻しの完了日より7日以内に消却されなければならない。さらに、当社は、6ヶ月以内に追加で同種の株式又はその他の特定有価証券（新たな株式の割当てを含む。）を発行しない（ただし、無償交付株式又はワラントの転換、ストック・オプション・スキーム、スウェット・エクイティ、優先株式若しくは社債の株式への転換等、既存の義務の履行としてなされる場合を除く。）。会社はまた、自己株式若しくは特定の有価証券を自らの子会社を含むすべての子会社又は投資会社若しくは投資会社グループを通じて購入すること、又は2013年会社法の他の特定の条項を遵守しない場合に自己株式を購入することを禁じられている。

1998年SEBI（有価証券の買戻し）規則（以下「SEBI買戻し規則」という。）は、下記の方法によって公開市場における買入れによる買戻しを規定している。

(1) 公開買付け：公開買付けとは、会社が、株式又はその他の特定有価証券の保有者による募集書面を通じて株式又はその他の特定有価証券の買戻しの募集を行うことである。会社は、SEBI買戻し規則第III章に基づき、既存の有価証券の保有者から株式又はその他の特定有価証券を比例ベースで買い戻すことができる。ただし、会社が買戻しを申し入れた有価証券数の15%又は会社が保有する権利を有する有価証券数のいずれが多い方が少数株主に留保される。自らの株式又は特定有価証券の買戻しを申し入れた発起人は、公開買付けの対象となる予定の株式数又は規則に準拠した取引の詳細といった特定の情報を開示することが義務付けられている。募集に関する書類の提出、募集手続の遵守、エスクロー口座の管理維持等に係るその他条件もまた、SEBI買戻し規則第III章を遵守するものでなければならない。

(2) 公開市場：公開市場での株式又はその他の特定有価証券の買戻しは、（i）証券取引所を通じて、又は（ii）ブックビルディング方式のいずれかの方法によって行うことができる。

上記の各方法を通じた買戻しに関して遵守すべき条件は、SEBI買戻し規則第IV章に規定されている。株式又はその他の特定有価証券の買戻しを、発起人又は会社の責任者が行うことは禁止されている。

2017年3月6日、SEBI買戻し規則は、SEBIに対して募集書類又は公告のコピーを提出する場合の報酬体系及び支払方法等を定めた2017年SEBI（報酬の支払及び支払方法）（その後の改正を含む。）規則第IV章によって改定された。

ADSの保有者は、一定の場合に株式の買戻しに参加することができる。ADSの保有者は、預託銀行から株式を引出すことにより株式を取得することができ、それらの株式を上記のように適用ある法令の条項に基づいて当社に売却することができる。ADSの保有者は、預託銀行から引出された株式を、スポンサー付きADS及びADSの代替性に関してインド政府又はRBIが発行するガイドラインに記載された一定の限定された状況にある場合のみ預託銀行に再度預託できることに留意すべきである。「— 2 外国為替管理制度」を参照のこと。

当社による自己株式の買戻しにおいて、ADSの投資家が売却しようとした株式を当社が引受ける保証はない。ADSの保有者が買戻しに参加するために取得すべき規制上の許認可の要件は明確ではない。ADSの投資家は、当社による自己株式買戻しに参加する前に、関連する規制上の許認可及び税金問題を含め、各自のインド法の法律顧問に相談すべきである。

(w) 少数株主の権利

2013年会社法は、少数株主の権利を保護する手段を規定している。会社の株式資本が異なる種類株式に分類され、各種類の株式に付された権利の内容に差異がある場合、当該種類の発行済種類株式の10%以上を保有する株主で、かかる差異に対して賛成票を投じなかった者は、国家会社法裁判所に対して差異を取消すよう申し立てる権利を有し、かかる差異は国家会社法裁判所による承認がない限り何らの効力も持たない。

さらに、2013年会社法の下、発行済株式資本の10%以上を保有する株主又は株主の総数の10%以上若しくは100名のうちいずれか少数の株主を代表する株主（ただし、当該株主は自己の株式に関するすべての債務その他の費用を支払ったことを条件とする。）は、以下のような抑圧又は不正な取扱いを理由とする問題の終結を求めて国家会社法裁判所に不服申立てを行う権利を有する。

- ・ 会社の業務が公益を害する方法、株主を圧迫する方法又は会社の利益を害する方法により遂行されていること。
- ・ 取締役会、経営陣又は株式の所有者の変更等、原因を問わず、会社の管理又は支配に重大な変更がもたらされ、かかる変更によって、会社の業務が公益又は会社の利益を害する方法により遂行される可能性が高くなったこと。

(x) 少数株主の排除に関する条項

取得者又はかかる取得者に同意する者が会社の90%以上の発行済株式資本の登録株主になった場合、また、合併、株式交換、有価証券の転換又はその他の理由によって、いかなる個人又はグループが90%の多数派となるか会社の発行済株式資本の90%を保有した場合、かかる取得者、場合に応じて個人又はグループは、残存株式を取得する意思を当社に対して通知しなければならない。

上記の取得者、個人又はグループは、会社の少数株主が保有する株式を規定された評価基準に基づき登録鑑定士が決定する価格において購入することを、当該株主に対して申し入れなければならない。

会社の少数株主は、上記の権利に関して不利益を受けることなく、多数派株主に対し、規定された方法により決定される価格において少数株主の株式を購入することを申し入れることができる。

(y) 振替決済による株式及び流動性

当社の株式は、振替決済方式による取引が強制されており、インドの預託システムであるナショナル・セキュリティーズ・デポジトリー・リミテッド及びセントラル・デポジトリー・サービスズ・インディア・リミテッドの両方で取引可能である。当社株式の国際証券コード（ISIN）は、INE205A01025である。

(z) 弁済権

インド会社法に従い、一定の支払は株主に対する支払に優先する。これらの優先的な支払は、会社による従業員への支払、税金、担保権者及び無担保債権者への支払並びに適用される条項により株式に優先して支払を受ける権利を有する株式の所持人への支払が含まれる。当社を清算する場合、株式の所持人は、当社により上記の支払が行われた後、それらの株式について払込済資本の額又は払込済みとして計上されている額の返済を受ける権利を与えられる。かかる支払が当社により行われたことを条件として、株式の所持人にそれらの株式持分に比例して残余財産が支払われる。

(aa) 買収規則及びSEBI規則

最近では2017年3月6日に改正された2011年SEBI（株式大量取得及び買収）規則（以下「買収規則」という。）により、買収対象会社の議決権又は支配権の25%以上を行使する権利を取得者に付与する株式若しくは議決権又は支配権を取得しようとする者は、買収規則の規定に従い決定される買付価格で、公開買付けを行わなければならない。取得者は、かかる株式若しくは議決権又は支配権を取得すると合意した日に、公開買付けに関する公告を行わなければならない。かかる公開買付けは、最大許容非浮動株式保有割合を超えない範囲で行わなければならない。

買収対象会社の株式若しくは議決権又は支配権の取得に際し、取得者（個人又はその他の者との共同行為により、直接的又は間接的に買収対象会社の株式若しくは議決権又は支配権を取得するか又はかかる取得に同意する者を意味する。）の買収対象会社に対する株式持分若しくは議決権又は支配権の合計が5%以上である場合、取得者は、当該株式若しくは議決権の取得又は株式の割当通告の受領から2営業日以内に株式持分及び議決権の総数を当該買収対象会社及び当該買収対象会社の株式が上場されている証券取引所に対して開示しなければならない。

さらに、買収対象会社の株式又は議決権の5%以上に対する権利を付与する株式又は議決権を他の者と共同で保有する取得者は、買収対象会社の株式又は議決権の2%以上に相当する株式の売却及び取得につき、その都度、当該売却若しくは取得又は当該株式の割当てに係る通告を受けてから2営業日以内に当該買収対象会社及び当該買収対象会社の株式が上場されている証券取引所に対して開示しなければならない。売却の場合においては、かかる開

示は、当該売却の結果、取得者の株式持分が5%未満となる場合でも必要となる。買収対象会社の議決権の25%以上を行使する権利を付与する株式又は議決権を他の者と共同で有する取得者は、会社の事業年度末から7営業日以内に、3月31日現在の当該買収対象会社に対する株式持分及び議決権の総数を会社及び証券取引所に対して開示しなければならない。

買収対象会社の議決権又は支配権の25.0%以上を行使する権利を取得者に付与する株式又は議決権を取得しようとする者は、買収対象会社の全株式の少なくとも26.0%を買収規則に従い決定される買付価格で公開買付けを行わなければならない。取得者は、かかる株式又は議決権を取得すると合意した日に、公開買付けに関する公告を行わなければならない。かかる公開買付けは、最大許容非浮動株式保有割合を超えない範囲で行わなければならない。

買収対象会社に対する公開株式持分が、1957年有価証券契約（規制）規則の19(2)(b)及び／又は19Aで規定される水準を下回った場合、当該買収対象会社は、SEBIが指定する方法で、最低公開株式保有要件を遵守するため、2015年11月30日付のSEBI回覧CIR/CFD/CMD/14/2015に定められた方法を採用しなければならない。さらに、買収規則はまた、取得者が公開買付けの公告を行う際に、上場廃止の意思を宣言した場合、当該取得者は当社を上場廃止することができると規定している。その他の場合において、取得者は、2009年SEBI（株式の上場廃止）規則に基づき、買付期間が完了した日から12ヶ月が経過するまでは、任意の上場廃止買付けを行うことはできない。

当社はインドの上場会社であるため、当社及び当社の株式又は議決権を取得する者はいずれも、買収規則の規定が適用される。ADSは、（下記「ADSにより表章される預託普通株式の議決権」に記載のとおり）預託株式について議決権を行使する権利をADSの所持人に付与する。従って、ADSの所持人が有するADSの原株式が会社の株式又は議決権の25%以上を表章している場合には、会社の既存株主に対する株式の少なくとも26%を対象とした公開買付けを行わなければならない。当社は、BSE及びNSEとの間で2015年SEBI(LODR)規則に基づく統一上場契約を締結した（ただし、2015年SEBI(LODR)規則がこれに優先する。）。これに基づき、当社は、買収規則に従って当社に対して行われた開示について、証券取引所に報告しなければならない。

2017年3月6日、買収規則は、2017年SEBI（報酬の支払及び支払方法）（その後の改正を含む。）規則により、取得者が規則10項7に基づき必要な開示を行う場合の報酬体系及び支払方法等を改定した。

(ab) ADSにより表章される預託普通株式の議決権

インド法の下では、株式に関連する議決は挙手により行われる。ただし、議決につき、本人若しくは代理人により出席している者で、議決権を行使可能な全株式の10%以上を保有している株主又は払込済資本が少なくとも合計500,000ルピーとなる株式を保有している者により投票が求められた場合を除く。代理人（授權された代表者が代理する法人を除く。）は、投票による場合を除き、議決権を行使できない。株主総会の招集通知又は株式若しくはその他の預託証券の所持人の同意要請書若しくは委任状を受領後、当社の預託機関は、可能な限り速やかに、議決権の行使に係る指示を行うことができる所持人を決定するための基準日を定める。その後、預託機関はADSの所持人に(i)かかる招集通知及び要請書関連資料に含まれる情報、(ii)預託機関により定められた基準日において各所持人は、かかる所持人が保有するADRが証明するADSにより表章された預託証券に付される議決権があれば、議決権の行使について、預託機関に指示を行うことができる旨、及び(iii)当社が指名する者に一任の委任状を与える指示を含む、当該指示が行われる方法を記載した通知を郵送する。

預託機関から上記の通知を受領次第、当社のADSの所持人は、それらのADSの原株式に係る議決権の行使方法について、預託機関に指示することができる。かかる指示が有効となるためには、預託機関が特定の日以前にそれらの指示を受けていなければならない。預託機関は、実務的である限り、かつインド法並びに当社の基本定款及び附属定款の規定に従い、当社のADSの所持人の指示どおりに株式又はその他の預託証券に関して議決権を行使又は代理人に行使させるよう努める。預託機関は、ADSの所持人の指示に従ってのみ、議決権を行使するか又は行使を試みる。預託機関は、自ら議決権に係る裁量権を行使することはない。いずれの預託機関又はその代理人も、議決権に係る指示を実行しないこと、議決権が行使される方法又は議決権の影響に対して責任を負わない。当社の株主が預託機関に対し議決権の行使の指示を行うために十分なタイミングで議決権に係る資料を受領できる保証はなく、ADSの所持人又はそれらのADSをブローカー、ディーラー若しくはその他の第三者を通じて保有する者が議決権を行使する機会を有さない可能性がある。

(ac) インサイダー取引規則

旧SEBIインサイダー取引法は、2015年SEBI（インサイダー取引禁止）規則（以下「SEBIインサイダー取引規則」という。）に改正された。SEBIインサイダー取引規則の特に主要な特徴は以下のとおりである。

・ 主要な定義：

「インサイダー」とは、関係者又は価格に影響を与える未公開情報を保有しているか、当該情報にアクセスすることができる個人である。

「関係者」とは、価格に影響を与える未公開情報に直接的又は間接的にアクセスできる契約関係、信任関係若しくは雇用関係にある者又は親戚関係にある者を含む包括的な定義である。

「近親」とは、個人の配偶者を意味し、また、当該個人に金銭的に依存しているか、有価証券取引に関する決定に際して当該個人に相談を行う当該個人又は配偶者の親、兄弟及び子どもを含む。

「価格に影響を与える未公開情報（以下「UPSI」という。）」とは、一般的には入手不可能であるが、一般的に入手可能となった場合、有価証券の価格（通常、財務実績、配当、資本構造の変化に関する情報を含むがこれらに限られない。）に重大な影響を及ぼす可能性が高い情報であって、会社又は有価証券に直接的又は間接的に関連する情報を意味する。

- ・ SEBIインサイダー取引規則は、UPSIを保有しているか、保有しているとみなされる上場会社及びその発起人、主要な人材等を規律する枠組みを規定する。
- ・ SEBIインサイダー取引規則はまた、インサイダーによる情報伝達及び取引を制限し、インサイダーによって行われた取引の開示を定めている。

SEBIインサイダー取引規則の下、上場会社はその証券の価格に影響を与える出来事の公正な開示に関する規定の枠組み及び方針を策定することを要求されている。かかる方針は、情報へのアクセスの公平性、配当等の方針の公開、無機的な成長の追及、アナリストとの会議の招集並びにかかる招集及び会議の記録の公表に関する枠組みを策定することを要求している。

株主の権利

当社は、インドの法律に基づき設立されている。以下の記載は、インドの法律に基づく当社の株主の権利に関する規定の要約を示したものである。ADSの保有者の権利は、当社の株主の権利とは一定の点において異なる。

以下の記載は、インドの適用法並びに当社の改定済基本定款及び付属定款に基づく当社の株主の権利を網羅的に記載したものではない。

(a) 定時株主総会及び臨時株主総会

会社の株主は、定時株主総会の招集権を有しないが、当該会社の払込済株式資本の10%を保有する株主は、臨時株主総会を招集することができる。しかし、直近の定時株主総会の開催日から15ヶ月以内又は事業年度末から6ヶ月以内のいずれか早い日までに定時株主総会を開催することを会社が怠った場合には、インド政府は、株主の申立てに従い、定時株主総会を開催するよう命令を発布することができる。

(b) 株主総会の定足数

当社の付属定款は、株主総会開催のための定足数を、2013年会社法が規定するものと定めている。インド会社法によると、株主総会の定足数は、総会当日現在における議決権を有する株主数が5,000名超である場合、最低30名の株主による出席と定めており、かかる場合にはインド会社法が付属定款に優先する。

(c) 取締役会

当社の付属定款は、株主総会における決議がない限り、取締役の員数を3名以上15名以内とする旨を定めている。当社は、特別決議による株主の承認を求めることにより、15名超の取締役を選任することができる。インド法の下では、追加取締役の場合を除き、取締役の選任及び解任は、株主総会における承認が必要である。インド法の下では、取締役会を複数のクラスに分けたり、累積投票を認める規定はない。

(d) 取締役の解任

インド法の下では、インド政府により選任された取締役以外の取締役は、普通決議による株主の承認によって解任され得るが、インド会社法に従い、解任決議に関する特別の通知がなされなければならない。当社の付属定款

は、当社と第三者との間の契約に基づき選任された取締役は、当該第三者がいつでも解任することができるものと定めている。

(e) 取締役会の欠員の補充

取締役会は、取締役会の欠員を補充することができ、補充のため選任された取締役は、欠員を生じさせた取締役の従来の任期満了までの間に限り、取締役となる。

(f) 利害関係を有する取締役との取引

インド法の下では、インドの会社の取締役が利害関係を有する契約又は取決めは、当該利害関係があることをもって無効又は取消可能となるものではないが、取締役会の承認及び利害関係の内容の取締役会に対する開示等の一定の要件を充たす必要がある。一定の例外を除き、取締役が利害関係を有する取引が無効とならないためには、(1)利害関係が直接又は間接であるかを問わず、すべての法人の発起人、マネジャー、最高経営責任者である取締役を含め、利害関係を有する取締役は、利害関係の内容を取締役会に対して開示する必要がある、(2)取締役会は、当該契約又は取決めに関して同意を与える必要がある、(3)利害関係を有する取締役は、当該契約又は取決めに関する議論や決議に参加してはならず、また、(4)株主の承認決議が必要である。利害関係を有する取締役は、取締役会における議論や決議の際の定足数には含まれず、仮に定足数に含まれた場合には、決議は無効となる。かかる規定の違反は、罰金刑の対象となる。

(g) 累積投票

インド法の下では、累積投票の概念は存在しない。

(h) 株主総会を開催せずになされる株主の行為

インド法の下では、株主総会を開催せずになされる株主の行為という概念は存在しない。

(i) 企業結合

インドの会社の資産の全部又は実質的に全部の売却、賃貸及び処分は、取締役会及び議決権付株式資本の過半数を保有する株主による承認が必要である。

インド会社法の下では、2つの会社の合併は、管轄の裁判所又は国家会社法裁判所並びに各種類の株主及び合併承認のための会議に出席し投票した債権者の4分の3の承認が必要である。

(j) 利害関係を有する株主

インド法は、利害関係を有する者との間の取引を禁止してはいないが、財務書類における開示を要求している。

インドの適用ある会計基準に基づき、会社は、関係当事者との取引が継続している間は、関係当事者の名称を開示し、利害関係の内容を記載し、取引の内容を開示し、貸借対照表日における関係当事者の未払債務及び同日における当該関係当事者に係る貸倒引当金の金額又は割合の規模、並びに関係当事者に係る償却額を開示しなければならない。

会社と特別利害関係がある者との間の取引は、関係当事者取引となり、インドの適用ある会計基準に従い開示する必要がある。かかる会計基準の下では、直接又は間接を問わず、会社の20.0%以上の議決権を有する者は、特別利害関係があるものとみなされる。

(k) 取締役の個人的責任に関する制限

一般的には、インド法は、取締役には会社が締結した契約に関して個人的な責任を負うことはないものと定めている。しかし、会社の承認や授權のない行為を行った取締役は、個人的な責任を負う可能性がある。取締役は、また、背任や職権乱用の場合にも、民事的に、そして時には刑事的に、個人的な責任を追う可能性がある。インド会社法には、同法の定める期間内に株式申込金や超過株式申込金を返還しなかった場合等に、取締役が、取締役としての地位に基づき負担している金銭債務につき、個人的責任を負わせる規定がある。同様に、インド会社法は、目

論見書の記載を信頼して会社の株式を引き受けた者に対する補償等のように、取締役が署名した会社の目論見書における不実記載に関する取締役の民事上の責任を定めている。

インドにおいては、取締役及び役員の責任賠償保険がある。しかし、保険範囲には、下記「(l) 取締役及び役員に対する補償」に記載された会社の取締役に対する補償に関する制限と同様の制限がある。

(l) 取締役及び役員に対する補償

インド法の下では、一定の例外を除き、取締役、役員又は監査役を、法律上これらの者が責任を問われるべき過失、不履行、義務違反又は背任に関する責任から免除し又はかかる責任に関して補償するための規定は、付属定款又は契約のいずれに規定されていても無効である。しかし、インド法に基づく例外に従って、当社の付属定款は、取締役若しくは代理人が、民事訴訟若しくは刑事訴訟の防御において、当該取締役若しくは役員が誠実かつ合理的に行爲したことを理由として全部若しくは一部につき勝訴した場合、又は取締役若しくは代理人により州高等裁判所に対して、過失、不履行、義務違反、職権乱用若しくは背任につき訴訟を起こされるおそれがあるとして救済措置の申請がなされ、当該救済措置が認められた場合に関して負担した債務を補償する旨を定めている。

(m) 株式買取請求権

インド法の下では、株式買取請求権という概念は存在しない。

(n) 株主代表訴訟

インド会社法の下では、発行済株式資本の10%以上を保有する株主又は株主の総数の10%以上若しくは100名の株主を代表する株主は（ただし、当該株主は自己の株式に関するすべての債務その他の費用を支払ったことを条件とする。）、以下のような抑圧又は不正な取扱いを理由とする会社による訴訟の提起又は不提起を命じること又は差止めることを、法定の機関である国家会社法裁判所に請求することができる。

- (1) 会社の業務が、公益を害する方法、株主を抑圧する方法又は会社の利益を害する方法により遂行されていること。
- (2) 取締役会、経営陣又は株式の所有者の変更等、原因を問わず、会社の管理又は支配に変更がもたらされ、かかる変更によって、会社の業務が、公益を害する方法又は会社の利益を害する方法により遂行される可能性が高くなったこと。

(o) 記録又は会計帳簿の閲覧

付属定款に従い、当社の取締役は、当社の会計帳簿を株主に閲覧させるか否か、どの程度閲覧させるか、いつ閲覧させるか、いかなる条件の下で閲覧させるかにつき、決定することができる。さらに、会社の株主は、法律上認められたもの又は取締役会若しくは株主総会で承認されたものを除き、会社の記録を閲覧する権利を有しない。株主総会議事録を含む会計帳簿は、会社の登記上の本店に備え置く必要があり、会社の付属定款又は株主総会により課される合理的な制限のもと、費用を徴収することなく、株主の閲覧に供されなければならない。閲覧が拒否された場合、当該会社及び違反を犯したすべての役員は、罰金刑の対象となる。インド法の下では、事業年度の監査済財務書類、取締役会報告書及び監査報告書は、定時株主総会に先立ち、株主に提供されなければならない。

(p) 定款の変更

インド法の下では、中央政府の追加の承認を要する一定の事項を除き、会社は、会社株式の75.0%以上を保有する株主による承認により、その定款を変更することができる。

(q) 分配及び配当並びに買戻し及び償還

インド法の下では、当該事業年度の収益が配当を宣言するには不十分な場合、かかる事業年度の配当は、以下の要件に従って、積み立てた留保利益から宣言し支払うことができる。

- (1) 宣言される配当の割合は、当該事業年度の直近の3年間において宣言された配当の割合の平均を超えないものとする。
- (2) 留保利益から引出される合計額は、払込済資本及び任意準備金の合計の10%を超えてはならない。

- (3) 引出される金銭は、株式に係る配当を宣言する前に、まずは配当を宣言する当該事業年度に被った損失を填補するために使用されるものとする。
- (4) かかる引出し後の準備金の残高は、直近の監査済財務書類に記載されている払込済株式資本の15.0%を下回らないものとする。

株主は、配当が株主総会において宣言された場合に限り、配当を受け取ることができる。株主は、また、取締役会決議のみによって宣言し得る中間配当を受け取ることもできる。ただし、当事業年度中、中間配当が宣言される日の直前の四半期末までに当社が損失を被った場合、かかる中間配当は、当社が直近3事業年度中に宣言した配当の平均を上回る割合で宣言されないものとする。配当は、現金、小切手若しくはワラント又は電子的方法により株主に支払われる。配当が宣言されたにもかかわらず、宣言がなされた日から30日以内にこれを受け取ることができる株主に対して支払われない場合には、かかる不履行を認識している取締役には、刑罰が課される可能性がある。

インド会社法によると、会社は、以下の条件を含む一定の条件に従うことにより、任意準備金、払込剰余金又は株式その他一定の有価証券（買い戻そうとしている種類の株式その他一定の有価証券を除く。）の手取金を利用して、自己株式その他一定の有価証券を買い戻すことができるようになっている。

- (1) 会社の付属定款により買い戻しが認められていること
- (2) 買い戻しを承認する特別決議が発行済株式の75.0%以上を保有する株主による承認により株主総会で可決されること
- (3) 買い戻しは、会社の総払込済株式資本及び任意準備金の合計額の25.0%を上限とすること
- (4) 買い戻しの後、債務の比率が資本金及び任意準備金の合計額の2倍を超えないこと
- (5) 買い戻しが1998年SEBI（有価証券の買い戻し）規則に従っていること

上記の条件のうち最初の2つは、買い戻される株式の数が、会社の総払込済株式資本及び任意準備金の10.0%未満で、かつ、かかる買い戻しが取締役会により承認されている場合においては適用されない。また、自己株式を買い戻した会社は、買い戻し後1年間はさらに買い戻しを行うことができず、また、6ヶ月間は新たに同種の有価証券を発行することもできない。

会社は、また、直接的又は間接的に、自己の株式その他一定の有価証券を購入することは禁止されている。

2【外国為替管理制度】

為替管理

(a) 概要

非居住者によるインドの会社への出資は、1999年インド外国為替管理法（その後の改正を含む。）（以下「FEMA」という。）並びにFEMAに従って公布された規則、規制及び通達（以下「外国為替管理規則」という。）による規定に従い、インド政府及びRBIにより制限されている。インドの会社が発行する有価証券に対する外国からの投資は、一般的に、外国為替管理規則により制限されている。インド国外の居住者は、外国為替管理規則に定められた条件又はRBIの承認に基づいてのみ、インドの会社又はその他のすべての有価証券をインドの居住者に譲渡することができる。

(b) 外国直接投資

インド政府は、自由化政策に従い、すべての外国直接投資（以下「FDI」という。）を管理するため、インド外国投資促進委員会（以下「FIPB」という。）を設置した。FDIとは、2000年インド外国為替管理（インド国外の居住者により譲渡又は発行された有価証券）規則の別紙1に基づき、非居住者である事業体又はインド国外に居住する者によるインドの会社の株式に対する投資を意味する。インドにおけるFDIは、自動承認ルート（automatic route）又は政府承認ルート（government approval route）を通じて行われる。インド政府は、長い時間をかけてFDIに対する規制を緩和してきた。最近、2018年度に連邦予算の一部からFIPBを段階的に廃止することを財務大臣が提案した。インド政府は2017年6月5日、既存のFDI政策の下で外国投資の承認を行う業種別規制機関及びFIPBに係属中の申請についての移行措置の詳細を記載したFIPBに関する文書F. 01/01/FCI2017号を発行した。当該文書によると、政府の承認を要求する11の通知された部門・事業が、該当の行政機関に申請することになる。例えば採鉱部門に関するFDIの案は鉱山省によって承認されることになる。また、特定部門リストに属さないその他残りの部門（主要な投資会社を除く。）における政府の承認を必要とするFDIの案は、産業政策推進局（以下「DIPP」という。）によって承認されることになる。

バングラディッシュの国民又はバングラディッシュで組織された事業体は、FDI政策の下、DIPP及び／又は各部門の行政機関による事前の承認を得てインドで投資を行うことができる。さらに、パキスタンの国民及びパキスタンで組織された事業体は、防衛、宇宙及び原子力エネルギー以外の部門／事業並びに外国投資が禁止されている部門／事業につき、承認ルートに基づいてのみ、投資を行うことができる。

一定の条件に基づき、現行の規制の下では、ほとんどの産業部門におけるFDIについては、すべての外国人投資家による株式保有比率が業種毎に規定された基準を超えない限り、自動承認ルートが適用される。これらの条件には、一定の最低価格の決定要件、2011年SEBI（株式大量取得及び買収）規則（その後の改正を含む。）、買収規則の遵守及び外国人投資家の性質に基づく解約及び所有制限が含まれる。FDIは、宝くじ事業、原子力エネルギー、譲渡可能な鉄道開発権の取引（認可されている事業を除く。）、不動産事業又は農家の建設（町区の開発、居住用及び商用建物、道路若しくは橋の建設並びに2014年SEBI（不動産投資信託）規則の下で登録及び規制される不動産投資信託を除く。）並びにたばこの製造等の特定の業種における投資が禁止されている。

FDI政策は、インドの会社に対する直接的及び間接的な外国投資の計算に関するガイドラインを定めている。

インド国外に居住する者（パキスタン及びバングラディッシュの国民を除く。）又はインド国外で組織された事業体（パキスタン及びバングラディッシュで組織された事業体並びにFEMAで定義される外国の法人を除く。）は、一定の条件に基づいてインドの会社の株式（一部払込済株式を含む。）、転換社債又は転換優先株式（全額払込済かつ強制転換条項付であることが義務付けられる。）を購入することが一般的に認められている。

現在、一部の例外を除き、非居住者であるインド国民（2000年インド外国為替管理（預託）規則に定義される。）（以下「NRI」という。）による本国非送金原則でのインドの会社への投資には、RBIによる事前の承認が必要とされない。ただし、チットファンド、ニディカンパニーに対する投資又は農業／農園事業、不動産事業、農場の建設（町区の開発、居住用及び商用建物、道路若しくは橋の建設並びに2014年SEBI（不動産投資信託）規則の下で登録及び規制される不動産投資信託を除く。）又は開発権の譲渡取引業に従事するインド企業に対する投資は禁止されている。インド政府は、FDIの自動承認ルートが認められているすべての事案につき、RBIを引き続き外国投資の監視及び規制を目的とした第一義的な機関としている。

FDI政策によると、ダウンストリーム投資とは、引受け又は取得による他のインドの企業／有限責任事業組合（以下「LLP」という。）への間接的な外国投資（反対に、外国投資を行っているインドの企業／LLPによる投資）を意味する。非居住者である事業体が保有及び／又は支配するインドの企業／LLPによる他のインドの企業／LLPへのダウンストリーム投資は、後者のインドの企業／LLPが運営を行う部門について、当該部門の条件及び上限に従わなければならない。

インドの企業／LLPによるダウンストリーム投資は、以下の要件に従って行われる。

- ・ かかる企業／LLPは、（拡張プログラムを含む／含まない）新たな／既存のベンチャーへの投資の様式に伴う資本商品が割り当てられなかった場合にも、産業補助局、DIPP及び／又は各部門の行政機関に対し、ダウンストリーム投資から30日以内に、<http://www.fipbindia.com>において入手可能なフォームにより、かかる投資を通知する。
- ・ 既存のインドの企業／LLPにおける外国株式の導入によるダウンストリーム投資は、取締役会決議及び株主契約（もしあれば）によって正当に支持されている。
- ・ 株式の発行／譲渡／条件決定／評価は、適用されるSEBI／RBIガイドラインに従って行われる。
- ・ ダウンストリーム投資の目的上、ダウンストリーム投資を行うインドの企業／LLPは、海外から必要な資金を調達しなければならず、国内市場の資金を活用すべきではない。しかしながら、これは事業を行う下流企業／LLPが国内市場において債権を調達することを妨げるものではない。内部発生利益を通じたダウンストリーム投資は、インドの企業／LLPにより、FDI政策の定める特定の条件に基づき認められている。外国投資政策の目的上、内部発生利益は、税金納付後に積立金勘定に転換された利益を意味する。

当社は、大半が非居住である事業体により支配されているため、当社が行うすべてのダウンストリーム投資が上記の条件の対象である。

現行の規制の下では、国家会社法裁判所ムンバイ法廷により認められた当社・ケアン・インディア合併後、ヴェダント・リミテッドは以下の事業を行っている。

- ・ 1957年鉱山及び鉱物（開発及び規制）法（以下「MMDR法」という。）に従い、アルミニウム、銅及び亜鉛の採鉱及び加工の場合、自動承認ルートにより100%を上限とするFDIが認められている。
- ・ 石油及び天然ガスの採鉱は、自動承認ルートにより100%までFDIが認められている。

(c) 非居住者であるインド国民によるポートフォリオ投資

NRIは、インドの会社の株式に対する様々な投資手段を利用することができる。ポートフォリオ投資計画に基づき、各NRIは、インドの会社1社が発行した払込済株式の価額の5.0%を上限として（本国送金原則及び本国非送金原則において）株式を購入することができる。ただし、NRIが購入した払込済株式の価額のNRI全員の持分の合計は、会社の払込済資本の10.0%を超えてはならない。かかる10.0%の上限は、会社の定時株主総会で可決された特別決議により承認された場合には、24.0%まで引き上げることができる。インドの会社に対するポートフォリオ投資に加え、NRIは、前述したFDIの各ルートに従い、インドの会社に対してFDIを行うことができる。これらのルートは、NRIに対し、他の外国人投資家には一般的には利用できない根拠に基づいて、インドの会社の株式及びその他有価証券のポートフォリオ投資を行うことを可能にするものである。

NRIが支配する海外の法人は、以前は、より有利な条件でポートフォリオ投資スキームによる投資を行うことが許可されていた。RBIは現在、外国為替規制に基づく様々な経路及びスキームに基づく適格な投資媒体として海外の法人を認めていない。

(d) 海外ポートフォリオ投資家による投資

2014年SEBI（海外ポートフォリオ投資家）規則（以下「FPI規則」という。）が施行され、2014年3月28日、当該規則においてSEBIは、2014年6月1日に新たな制度を開始することを明らかにした。既存するすべての外国機関投資家（以下「FII」という。）、サブアカウント及び適格外国投資家（以下「QFI」という。）は、海外ポートフォリオ投資家（以下「FPI」という。）として知られる新たな投資家区分に分類された。FPIは、顧客確認基準に従うことを条件に、SEBIのために指定された預託機関参加者に登録される必要がある。FPIは、特定の証券（インドの公認の証券取引所において上場済み又は上場予定の会社の株式、社債及びワラントを含む発行市場及び売出国場における証券を含むがこれらに限定されない。）、公認の証券取引所において取引されるデリバティブ、短期国債、期日付国債並びにSEBIにより随時特定されるその他の債券にのみ投資することが認められている。

単独のFPI又は投資家グループは、会社の発行済株式総数の10.0%未満の株式資本のみ購入することが許されている。適用されるすべてのインド法、規則、規制、ガイドライン及びFPI規則に関する認可に従うことを条件に、カテゴリーIIIのFPI及び規制されていない広範囲にわたるファンド以外のFPI（投資マネジャーが規制されているため、カテゴリーIIの海外ポートフォリオ投資に分類される。）は、（i）オフショア・デリバティブ商品が、適用ある規制機関による管理対象の者にのみ発行された場合、及び（ii）オフショア・デリバティブ商品が、顧客確認基準に従って発行された場合においてのみ、直接的又は間接的に、オフショア・デリバティブ商品（FPI規則に定義される。）を発行又は取引することができる。FPIはまた、適用ある外国規制機関による管理対象でない者により、又はその者のために、いかなるオフショア・デリバティブ商品も追加的に発行又は譲渡が行われないことを確保する必要がある。

有効な登録証書を持つFII又はQFIは、1995年SEBI（外国機関投資家）規則に定められるとおり、手数料が支払われる3年間の満期が終了するまで、FPIとみなされる。既存するすべてのFII及びサブアカウントは、FPI規則に規定される変換費用を支払うことにより、（i）FII若しくはサブアカウントとしての登録満期終了まで、又は（ii）FPIとしての登録証書を取得するまでの間、FPI規則の規定に従い、証券の購入、売却若しくは取引をし続けることができる。すべてのQFIは、（i）FPI規則の開始日から1年以内、又は（ii）FPIとしての登録証書を取得するまでの間、FPI規則の規定に従い、証券の購入、売却若しくは取引をし続けることができる。FPI規則を推進するために、2014年3月13日、RBIは2000年インド外国為替管理（インド国外の居住者により譲渡又は発行された有価証券）規則の関連条項を改正した。FPI規則に従って登録されたポートフォリオ投資家は、登録海外ポートフォリオ投資家（以下「REPI」という。）と呼ばれる。これによりREPIは、インド企業の株式及び転換可能な社債を、登録されたブローカーを通じて購入及び売却することができ、またFPI規則に従って公募された株式及び転換可能な社債を購入することができる。さらにREPIは、（i）買取規則に基づく公開買付け、若しくは（ii）2009年SEBI（株式の上場廃止）規則に基づく公開買付けにおいて、又は（iii）1998年SEBI（有価証券の買戻し）規則に基づくインドの上場会社による株式の買戻しを通じて取得した株式及び転換可能な社債を売却することができる。REPIは、（i）中央政府若しくは州政府による株式投資の引上げ要請に応じた有価証券に対する入札若しくは取得、又は（ii）マーケット・メイキング若しくは2009年SEBI（ICDR）規則第XB章に基づく失権株の引受けの過程で投資銀行と締結した契約による証券取引において、株式及び転換可能な社債を取得することができる。

REPIの個々の投資及び投資合計の上限は、それぞれ払込済資本の総額の10.0%未満及び24.0%以下、又はインド企業が発行した転換可能な社債の各シリーズの払込済価格の10.0%未満及び24.0%以下であり、かかる投資は、FDI政策に所定の業種毎の上限額の範囲内であるものとする。投資合計の上限である24.0%の制限は、当該企業の定時株主総会の特別決議により（場合に応じて）業種毎の上限／法定の上限まで引き上げることができる。REPIは、RBI及びSEBIが随時定める上限に従い、国債及び企業債務に投資を行うことができ、また、SEBIが随時定めるポジション・リミットに従い、インドの証券取引所とのすべての証券取引所売買デリバティブ契約上で取引を行うことができる。

(e) ADSの発行

インド企業による預託証券の手法を通じた有価証券の発行は、2013年会社法、2014年会社（グローバル預託証券の発行）規則及び2014年預託証券スキーム（以下「DRスキーム」という。）により規制されている。

2014年10月21日、インド政府は、2014年12月15日に施行したDRスキームを承認した。これにより、1993年外貨建て転換社債及び普通株式発行（預託証券の仕組みによる）スキーム（その後の改正を含む。）

は、外貨建て転換社債に関する範囲を除き廃止となった。DRスキームは、上記に記載したその他の方針又はファシリティに加え、外国の投資家によるインド企業への投資に関するものである。

DRスキームに基づき、インド企業は、かかる企業が具体的に資本市場へのアクセス又は有価証券の売買を禁止されていない場合、上場又は非上場、非公開会社又は公開会社であるかを問わず、預託証券の仕組みを通じて、株式を含む有価証券の発行が認められている。

DRスキームでは、預託証券の仕組みを通じて上限まで有価証券の発行が可能であるが、インド国外に居住する者が既に保有する有価証券と併せて、外国の受託者に発行される預託証券の発行にかかる原有価証券の総額は、1999年インド外国為替管理法に基づき構成された規則に該当する外国投資制限を超えないものとする。

DRスキームは、外国の受託者に対する預託証券の発行にかかる原有価証券は、国内の投資家に対して同様の方法の発行に適用する価格以下では発行しないものと規定している。

DRスキームでは、外国の受託者は、預託証券の保有者からの議決権に係る指示又はその他の指示に従い、原有価証券に付随する議決権（もしあれば）を行使する権限を有する。さらに、原株式に対して発行された預託証券の保有者は、議決権に係る指示を出す権利を有する場合、原株式の保有者と同様の義務を有するものとする。

(f) ADSの償還、ADSの裏付となっている株式の売却及び売却手取金の送金に関する規制

非居住者であるADSの保有者は、当該ADSを譲渡することができ、また、海外の預託銀行に対し、当該ADSの償還を要求することができる。非居住者であるADSの保有者は、ADRスキームに記載された手続に従い、当該ADSを譲渡又は当社の原株式に償還することができる。償還の場合には、海外の預託銀行は国内の保管銀行に対して、非居住者投資家のために、非居住者投資家の直接の代理人として売却するため又は非居住者の名義で当社の口座に転記するために、対応する原株式を交付することを要請する。

会社の株式資本又は議決権の25.0%以上のADS又は株式を保有する外国人投資家は、25.0%以上の当該株式資本若しくは議決権又はADSを取得した場合、買収規則に基づき、既存株主に対して公開買付けの公告を行うことが必要となる可能性がある。

預託銀行から引出された株式をインドにおいて売却し、当該売却によるインド・ルピー建ての手取金を外貨に交換した上でインドから送金しようとする投資家は、インド・ルピーの米ドルへの交換に関する為替管理制限に服する。

(g) ADSの代替性

RBIと連携して財務省により定められたADSの相互的な代替性に関する指令によると、ADSを原株式に償還し、インド市場にて売却した、本株式を表章するADSの取得者（以下「ADS保有者」という。）は以下の要件に従うことを条件として、インドで登録されたブローカーを通じて購入した株式をADSに転換することを目的として、インドの会社の株式を許可される範囲において購入することが許されている。

- ・ インドの会社の株式がインドにおいて公認の証券取引所で購入されたこと
- ・ インドの会社が発行したADSのインドにおける保管機関の承認のもと、株式が購入され、購入後当該株式が保管機関に預託されること
- ・ 保管契約が改正され、当社以外の事業体から株式を受け入れる権限が、保管機関に付与されたこと
- ・ 購入されたインドの会社の株式数が、ヘッド・ルームの数、すなわち当初発行されたADSの数と、原株式に償還され非居住者投資家の名義で登録され、ADSに合わせて調整された発行済ADSの数との差を超えない（加えて業種毎の上限額に従う）こと
- ・ ADRスキーム及びそれに基づき定められたガイドラインの条項を遵守していること

さらに、規制の改正によりインドの発行会社が、インド国外における公募のため、インドの株式の所持人により認められた原株式に対し、海外の預託機関を通じてADSの発行に出資することを認められた。スポンサー付きADSの発行は、下記の条件を満たした場合にのみ可能となる。

- ・ 公募価格は、公募のリード・マネージャーにより決定されること。価格は、当該日（すなわち、会社の取締役会が発行を開始することを決定した日）までの2週間における会社の株価の週間の高値と安値の平均を下回らないものとする。
- ・ ADSの公募が所管の行政機関により承認されること
- ・ ADSの公募が発行会社の株主総会において特別決議により承認されること
- ・ ファシリティを発行会社の全ての株主が利用可能なこと
- ・ 公募による手取金は、公募が完了してから1ヶ月以内に、インドに送金されること
- ・ 発行済株式の売却は、インドの外国直接投資指針を遵守して行われること
- ・ 応募が超過した場合、売却株主により売出される株式数は、売却株主の発行済みの保有割合に比例する制限に従うこと
- ・ 公募に係る費用は、公募による手取金の7.0%を超えず、株主により按分して支払われること

発行会社は、公募による調達額、ADSの発行数、売出された原株式及び発行会社の株式のうちADSにより表章される割合を含む公募の詳細を明記した報告書をRBIに提出しなければならない。

ADS保有者は、ADSに表章される株式の数に比例して、賞与、分割、配当等の法人活動の利益を受け取る資格を有する。当該利益はFEMA規則及びADS発行に関する募集書類の取引条件に従う。

ADSの買戻し

ADRスキームに従って発行され、ADSに表章される株式は、当社により発表される買戻しスキーム（もしあれば）に参加する資格を有する。当社がADS保有者に対する買戻しスキームを実施する際には、当社は買戻しスキームのためのオプション・フォームをADSの保管機関へ配布し、保管機関は当該フォームを海外の預託機関へ転送する。買戻しスキームに参加希望のADS保有者は、買戻しスキームに従い、一度ADSを普通株式に転換し、その後当該株式を引き渡すことで買戻しオプションを行使することができる。

(h) 株式の譲渡

RBIは現在、インド国外の居住者に対し、一定の条件（価格決定基準を含む。）及び報告義務に従うことを条件に、その保有する株式及び転換社債をインドの居住者に譲渡することを一般的に認めた。非居住者からの株式の購入を希望する居住者は、関連する通知要件に従って、対価の受領日から60日以内に公認のディーラーに関連する書類と共に所定の申告書である様式FC-TRSを提出し、株式譲渡の効力を発生させるために、その確認書をインドの会社に提出しなければならない。

インドの非居住者は、インドの居住者に対し有価証券を贈与することもできる。インドの居住者と非居住者との間の株式の譲渡は、被投資会社の事業がFDIの準則に従った自動承認ルートに基づくものであり、特定の金融サービス業に基づくものでない場合、非居住者の株式保有がFDIの準則に基づく業種別制限の範囲内である場合並びにSEBI及びRBIにより定められたガイドラインに沿って価格決定がなされている場合には、インド政府又はRBIの事前承認は要求されない。

インドの非居住者は、一般的に、RBIによる事前の承認なくして、他のインドの非居住者に対してADSの原株式を売却することができる。RBIは、一定の価格決定基準及び報告要件に従うことを条件として、インド国外に居住する者によるインド居住者への株式譲渡を一般的に認めた。

RBIが定めた条項に基づきADSを購入することができるミューチュアル・ファンド及びストック・オプション関連の従業員を除き、インドの居住者は、インドの会社のADSの保有を認められていない。ADSの保有者は、預託契約の条件に基づき、保有するインドの会社のADSを提出し、原株式を受領することが許可されている。

3【課税上の取扱い】

(1) 【インドにおける課税上の取扱い】

以下は、ADSの非居住者投資家（インド居住者ではない投資家をいう。以下同じ。）のための、ADS及びADSの原株式の購入、所有及び処分に関するインドの主要な所得税、印紙税及び遺産税の課税上の取扱いの概要である。この概要は、ADS及びADSの原株式を投資資産として保有する非居住者投資家向けのものであり、ディーラーを含むその他の種類の非居住者投資家に関する課税上の取扱いは念頭に置いていない。この概要は、配当金及び譲渡益として所得が計上された時点で、投資家が引き続き非居住者であることを前提としている。また、この概要は、インド居住者のインド国外での所得並びにインドの非居住者がインドにおいて受領するか、成立若しくは発生する所得又はインドにおいて受領するか、成立若しくは発生したとみなされる所得への課税を規定する1961年インド所得税法（以下「インド所得税法」という。）並びにインドの1993年外貨建て転換社債及び普通株式発行（預託証書の仕組みによる）スキーム（その後の改正を含む。）と併せて解釈されるインド所得税法第115AC条に基づく特別税制を含む、本書の日付現在有効なインドの税法及びその解釈に基づいており、変更される可能性がある。

2013年財政法は、一般的租税回避防止規定（以下「GAAR」という。）を含んでおり、これによって税務当局は、ある取決めが、独立企業間取引として締結されておらず、インド所得税法の規定の悪用／濫用となり、商業的実体に欠けており、また税制上の優遇を受けることを目的とする場合、このような取決めを、認められない租税回避取決めとして宣言することができる。当社のいずれかの取引がGAARに基づく「認められない租税回避取決め」であると判断された場合、当社の事業は悪影響を受ける可能性がある。

GAARは、当初2013年4月1日より施行される予定であった。その後に、提案されたGAARを検討し、適切な提案を行うために委員会が設置された。2013年9月、インド政府は、GAARの規定の適用可能性に関する規則を通知した。2015年財政法では、GAARの導入を2年間延期し、所得税法の改正によりGAARの規定を2018年度及びその後の年度の収益に適用することが提案されている。さらに、2017年3月31日までに行われる投資については、当該規則におけるGAARの改正の適用から免れる。

この概要は、ADS又はADSの原株式の取得、保有及び処分に関するインドの法律に基づく非居住者投資家のすべての課税上の取扱いの完全な分析を目的としたものではなく、また、州、地方及びその他の（例えばインド法でない）税法に基づく課税上の取扱いのような、株式及びADSの投資に関して発生する可能性があるあらゆる課税上の取扱いに対応しているわけではない。

(a) 居住性

インド所得税法の下では、個人は、特定の年のうち182日以上インドに滞在する場合又は特定の事業年度に60日以上滞在し、かつ、当該年度に先立つ4年間に合計365日以上インドに滞在する場合には、当該年度に関してインドの居住者とみなされる。ただし、(i)前年度にインドの国民が国外で労働に従事するためインドを離れる場合又は(ii)インドの国民又はインドの出身者でインド国外に居住している者がインドに滞在する場合には、ここにいう60日を182日と読み替える。従前は、会社は、当該年度中にインドにおいて設立された場合又はその業務の経営管理が完全にインドで行われている場合、インドの居住者とみなされた。しかしながら、2015年財政法は、インドの会社の居住状況の決定に関する基準を変更し、事業の実質的管理地がその決定における重要な要素となることを定めた。上記の基準に基づくインドの居住者でない個人及び会社は、非居住者として扱われる。2016年財政法で、事業の実質的管理地の基準 (POEM: place of effective management compliance) が1年延期され、新たな基準は2017年～2018年の課税年度から適用されることとなった。インド所得税当局はさらに、事業の実質的管理地に関するガイドラインは、事業年度当たりの売上高が500百万ルピー以下の企業には適用されないことを明確化した。

(b) ADSの売却に対する課税

非居住者投資家がADSに関する権利の売却から得る譲渡益に対してインドで課税されるか否かは不明確である。この点は、ADSに関して譲渡された権利の所在地につき判断する立場にあるインドの課税当局の見解次第である。2012年財政法は、インド企業の権利又はこれに関連する権利を含めるため、「財産」に係る条項を遡及的に改正した。したがって、ADSに関する権利の所在地は、インドにあると考えられる可能性がある。しかしながら、ADRの制度及び所得税法第47条(viia)に基づく、非居住者保有者から他の非居住者へのインド国外におけるADSの譲渡に

関しては、インドでの譲渡益課税はなされない。ADRの制度に基づく、ADSの株式への転換は、インドでの譲渡益課税はなされないものとする。

ADSは、36ヶ月超の期間保有されている場合、長期資本資産とみなされ、それ以外は短期資本資産とみなされる。インド所得税法第115AC条は、非居住者保有者からADSを譲渡することにより生じる長期資本所得には、10.0%の税率による所得税並びに適用される追加税及び教育目的税が課され、かかる譲渡による短期資本所得には、30.0%（外国会社の場合は40.0%）の税率による所得税並びに適用される追加税及び教育目的税が課されると規定している。間接的な譲渡への規則の適用は著しく複雑なため、会社のADSの買主が株式の取得に係る源泉徴収を課されないことに対して責任を問われるか否か、若しくはどの程度責任を問われるか又はADSの処分により認識した利益に係るインド税を課税されるか否か、若しくはどの程度課税されるかに関しては、明確ではない。しかしながら、非居住者の投資家は、該当する場合、インド及び居住国間の当該二重課税契約に基づき、かかる租税の免除を検討することができる。

ADSが株式に転換され、かかる株式が36ヶ月の期間内に売却される場合、資本所得の発生及び保有期間は、租税顧問による審査を受ける場合がある。

(c) 配当金に対する課税

ADSの非居住者投資家に支払われる配当金に関して、受領者には現在課税されない。しかしながら、配当金を分配する会社は、15.0%の税率（総計基準）並びに10.0%の追加税及び3.0%の教育目的税の「配当分配税」を課されていた。2014年金融（第2）法によると、配当分配税は、税引後支払額ではなく、分配可能剰余金の合計に課せられる予定である。この結果、配当分配税は、過年度の16.995%から20%超に上昇し、2014年10月1日以降に宣言、分配又は支払われた配当金に適用された。2015年財政法によれば、配当税にかかる追加税は、10%から12%に上昇し、2016年4月1日付の実効配当分配税率は20.35%である。インド所得税法第115 0(1A)項に従い、インドの会社は一定の条件に従い、子会社からの受取配当金を株主に配当を宣言及び分配した配当金額と相殺することができるため、かかる相殺分の配当分配税が減少する。

居住者又は非居住者投資家に対する追加のADS又は株式の分配は、インドにおける課税の対象とはならない。

さらに、2016年財政法は、インドに住む個人、ヒンドゥー教の非分割家族(HUF)又は企業によって得られた、国内の企業の配当宣言、分配又は支払による、総計1,000,000ルピーを超える全ての収入は、総計基準10.0%の税率が、当該収入の1,000,000ルピーを超える部分に対して課されると規定した。

(d) 株式の売却に対する課税

あらゆる保有者による株式の売却は、以下に記載のとおりインドにおいて課税される可能性がある。適用ある法令に基づき、株式の売却には取引税又は譲渡益税として所得税が課される。インド居住者に対してかインド国外に居住する者に対してかを問わず、かつインドにおいてかインド国外においてかを問わず、株式を売却する場合に非居住者投資家に発生する譲渡益には、以下に記載の一定の場合においてインドの譲渡益課税がなされる。

(e) 公認証券取引所における株式の売却

インドの公認取引所に上場される株式のうち、ADSの転換により発行され、非居住者の投資家により12ヶ月超の期間保有されている株式は、長期資本資産として扱われ、それ以外は短期資本資産とみなされる。非上場株式のうち、24ヶ月超の期間保有されている場合は長期資本資産として扱われ、それ以外は短期資本資産として扱われる。

以下を条件として、ADSの転換により取得した株式の売却により非居住者が認識した長期資本所得は、適用される追加税及び教育目的税とともに、10.0%の税率で課税され、かかる譲渡による短期資本所得は、売主に適用される税率で課税される。

- ・ ADSの転換により取得された株式の売却により非居住者が認識した長期資本所得は、かかる株式が公認の証券取引所で売却され、証券取引税（以下に説明する。）が支払われた場合、非課税となる。
- ・ 短期資本所得は、かかる株式の売却が公認の証券取引所で行われ、かかる売却において証券取引税が支払われている場合、適用される追加税及び教育目的税とともに、15.0%の税率で課税される。

適用あるインドの税法に従い、インドの公認証券取引所におけるインドの会社の株式の売却により得られる所得には、証券取引税が課される。かかる税は、居住地に関係なく課され、株式の売却が行われたインドの公認証券取引所によって徴収される。

非居住者に対する株式の売却に係る譲渡益の源泉徴収税は、インド所得税法第195条に基づき所定の税率で源泉徴収される。

株式の売却に関する譲渡益を算出するためには、当該売却に関して受領され又は発生する売却対価から、かかる株式の取得費用及びかかる売却に完全かつ排他的に関連して発生するすべての支出を減額する。1993年外貨建て転換社債及び普通株式発行（預託証券の仕組みによる）スキームに従い、ADSとの交換により受領したインドの上場会社の株式の購入費用は、当該ADSとの交換による株式の交付を行う預託銀行に対して、預託機関が通知を行う日の原株式の市場価格とする。市場価格とは、BSE又はNSEのいずれか該当する市場における株式の時価である。インド所得税法において、株式の購入価格の決定基準となる市場価格の使用に関する規定は存在しない。課税当局が株式の購入価格の決定基準として市場価格を使用することを拒否する場合には、譲渡益税を算出するため、ADSの元の購入価格が株式の購入価格として検討される。

当該スキームによると、非居住者がADSとの交換により受領した株式の、適用する譲渡益課税率を判断するための保有期間は、預託機関から保管機関に対して償還通知がなされた日から開始する。

(f) 証券取引税

2004年10月1日以降、公認証券取引所における株式の売却及び購入につき、当該取引に関連して、(i)当該取引が引渡しベースの取引（すなわち、実際の株式の引渡しを伴うもの。）の場合には、購入者及び販売者のいずれも、証券の取引価格の0.1%の証券取引税を支払うことが義務付けられており、かかる税率は、2012年財政法により、2012年7月1日付で、0.1%から0.125%に変更された。(ii)当該取引が非引渡しベースの取引（すなわち、株式の引渡しなしに決済されるもの。）の場合には、株式の販売者は、証券の取引価格の0.025%の証券取引税を支払うことが義務付けられている。デリバティブの売却及び購入につき証券取引税が課され、2013年財政法により2013年6月1日付で変更された証券取引税の税率は、以下のとおりである。(i)証券にかかるオプションの売却の場合には、販売者はオプション・プレミアムの0.017%の税率で証券取引税を支払うことが義務付けられている。(ii)証券にかかるオプションの売却で、オプションが行使された場合には、購入者は決済価格の0.125%の税率で証券取引税を支払うことが義務付けられている。(iii)先物の証券の売却の場合には、販売者は取引価格の0.017%の証券取引税を支払うことが義務付けられている。かかる税率は、2013年財政法により0.017%から0.01%に変更された。

(g) 譲渡損失

インドにおける投資資産の譲渡から生じる損失は、インド所得税法に従い、譲渡益とのみ相殺することができ、その他の所得と相殺することはできない。長期資本損失は長期資本所得とのみ相殺することができる。譲渡損失は、当該譲渡の年度中に損失を吸収することができない範囲で、最初に損失が算出された年以降8年間繰り越すことができ、かかる期間に課税対象となる譲渡益と相殺することができる。譲渡損失による相殺の恩恵を受けるためには、非居住者投資家はインドにおいて適切かつ時機を得た確定申告を行わなければならない。

(h) 租税条約

上記記載の税率及び課税上の取扱いは、インド政府と非居住者投資家の税法上の居住国が締結した二重課税回避のため租税条約の条項に基づき非居住者投資家が利用可能な恩恵の影響を受ける。外国の管轄地域における特定目的事業体を通して投資を行う場合、投資家は、税制優遇の対象となる居住状況について、自らの税務顧問に相談するべきである。

(i) 譲渡益の源泉徴収税

非居住者によるADSの売却により生じる課税の対象となる利益は、10.0%の源泉徴収税の対象となり、購入者により源泉徴収がなされる。ただし、証券の譲渡によりインド所得税法第115AD条に規定するFIIに生じる所得については、インド所得税法第196D(2)条に従い、源泉徴収税の徴収を要しない。FIIは、各々で租税の支払を行う義務を負う。

(j) 証券の買戻し

インドの会社は、証券取引所に上場している株式の買戻しに関する租税の対象にはならない。ただし、かかる株主は、株式の買戻しの結果として生じる利益につき課税される。当社は、当社株主の譲渡益に対する課税の割合に応じて、源泉徴収を行う義務を負う。

(k) 印紙税

当社は、ADSに係る原株式の発行に際し、各株式につき発行価額の0.1%に相当する印紙税を支払わなければならない。インド印紙税法の下では、振替決済による株式の取得又は譲渡については、印紙税は課されない。しかしながら、非居住者保有者による株式の売却は、取引日における株式時価の0.25%のインド印紙税が課されるが、通常、かかる税は譲受人によって支払われる。ADSの譲渡には、インドの印紙税は課されない。

(l) 富裕税、贈与税及び遺産税

非居住者投資家によるADSの保有及び受託者たる預託機関における原株式の保有は、富裕税の支払を免除されている。さらに、ADS又はADSの原株式に適用される遺産税及び贈与税はない。2015年財政法は、2015年4月1日付で、1957年富裕税法に基づく富裕税の課税を廃止した。

(m) サービス税

2017年7月1日前は、株式の売買に関して株式ブローカーに支払われる仲介手数料又は委託手数料には、株式ブローカーが受領した金額に対して実効税率12.36%（教育目的税3.0%を含む。）のインドのサービス税（2009年2月24日から2012年3月31日まで、サービス税は10.3%であった。）が課されていた。さらに、2004年財政法（第2号）第65条(101)項に従い、サブ・ブローカーにもこのサービス税が課されていた。2015年6月1日施行の2015年財政法により、サービス税率は12.36%から14%に増加した。「教育目的税」及び「中等及び高等教育目的税」は、改定されたサービス税である14.0%に含まれていた。サービス税に加えて、インド政府は、2015年11月15日施行のクリーンインド（Swachh Bharat Cess）目的税により、課税可能なサービスに対してさらに0.50%を課した。2016年6月1日施行の2016年財政法は、農業改善（Krishi Kalyan）目的税として、課税可能なサービスに対してさらに0.50%を課した。

(n) 物品サービス税(以下「GST」という。)

2017年7月1日付で、サービス税は物品サービス税に組み込まれた。それによって、株式の売買に関して株式ブローカーに支払われる仲介手数料又は委託手数料には、税率18.0%のGSTが課され、サブ・ブローカーにも同率のGSTが課される。さらに、2017年の租税法改正により、「教育目的税」、「中等及び高等教育目的税」、「クリーンインド目的税(Swachh Bharat Cess)」及び「農業改善(Krishi Kalyan)目的税」は廃止された。

(o) 最低代替税

インド所得税法は、総所得に課される所得税が帳簿上の利益に対して18.5%未満の最低代替税を課する。最低代替税は、18.5%の税率並びに適用ある追加税及び教育目的税で支払われる。2013年財政法により、100百万ルピー超の課税所得を有する国内企業の所得に対する追加税は5.0%から10.0%に引き上げられ、この結果、かかる会社の実効最低代替税率は20.01%から20.96%に引き上げられた。2015年財政法は、追加税を12%に増加したため、かかる会社に対する実効最低代替税率は、21.34%に増加した。最低代替税として支払われた額は、一定の条件の下に、その後の15年間（2017年財政法により改正）において未払の通常の所得税に充当することができる。税額控除の対象となる最低代替税の計算方法は、インド所得税法に規定されている。2007年財政法は、同法第10A条及び第10B条に基づく控除の対象となる所得を、最低代替税の課税対象として帳簿上の利益の計算に含め、同法第10A条及び第10B条の範囲に該当する所得につき最低代替税を支払うことができる旨決定した。

(p) 税額控除

非居住者投資家は、当社又はその他の者が支払った源泉徴収税に関して、適用ある管轄の法令に従って税額控除を受けることができる。

(2) 【日本における課税上の取扱い】

適用ある租税条約、所得税法、法人税法、相続税法及びその他の日本の現行の関連法令に従い、またこれらの法令上の制限の下、日本の居住者又は内国法人の所得（及び個人に関しては相続財産）が上記のインドにおける課税上の取扱いに記載された租税の対象とされた場合、かかる租税は、当該居住者又は法人が日本において支払うこととなる租税の計算上税額控除の対象となる場合がある。「―第8―ADSに関する株式事務、権利行使の方法及び関連事項―(2) ADS保有者に対するその他の株式事務―(g) 配当等に関する本邦における課税上の取扱い」を参照のこと。

4 【法律意見】

ヴェダンタ・リミテッド（旧セサ・スターライト・リミテッド）の法律顧問であるP.S. サバラマン氏より、大要、以下の趣旨の法律意見書が出されている。

- (イ) ヴェダンタ・リミテッドは、インド法に基づく株式による有限責任会社として適法に設立され、かつ有効に存続しており、本書に記載された事業を営み、その財産を所有及び運用するすべての権限を与えられている。
- (ロ) 本書中のインドの法令に関するすべての記述は、すべての重要な点において真実かつ正確である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

以下の2013年度、2014年度、2015年度、2016年度及び2017年度の主要な連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに2013年3月31日現在、2014年3月31日現在、2015年3月31日現在、2016年3月31日現在及び2017年3月31日現在の主要な連結貸借対照表データは、それぞれ本書記載の監査済財務書類からの抜粋である。

以下の情報は、「―第3－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び本書に掲載されている連結財務書類と併せて読まれるべきものである。

本書に掲載されている2013年3月31日、2014年3月31日、2015年3月31日、2016年3月31日及び2017年3月31日現在並びに2013年3月31日、2014年3月31日、2015年3月31日、2016年3月31日及び2017年3月31日に終了した各年度における当社の連結財務書類は、IFRSに準拠する。

下記の表における財務情報は、IFRSに基づく。

(単位：百万ルピー（ただし、株式数の単位は株、1株当たりの金額の単位はルピー）)					
3月31日に終了した年度					
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
収益	722,303	725,243	733,579	639,493	717,207
売上原価	(556,663)	(557,900)	(995,968)	(875,756)	(533,989)
粗利益／(損失)	165,640	167,343	(262,389)	(236,263)	183,218
その他営業利益	3,791	4,541	4,802	4,785	5,186
流通費	(16,430)	(12,127)	(10,078)	(12,070)	(16,361)
管理費	(23,490)	(32,229)	(31,550)	(25,274)	(19,299)
営業利益／(損失)	129,511	127,528	(299,215)	(268,822)	152,744
投資収益及びその他の利益	34,931	42,165	51,154	43,998	45,428
金融及びその他費用	(54,716)	(72,821)	(63,398)	(59,584)	(61,600)
税引前利益／(損失)	109,726	96,872	(311,459)	(284,408)	136,572
法人所得税費用	7,502	(34,646)	108,320	103,060	(38,027)
当期純利益／(損失)	117,228	62,226	(203,139)	(181,348)	98,545
以下に帰属する利益／(損失)：					
親会社の株主	62,363	15,466	(128,350)	(125,153)	55,033
非支配持分	54,865	46,760	(74,789)	(56,195)	43,512
1株当たり利益／(損失)					
基本的	21.03	5.22	(43.29)	(42.21)	18.57
希薄化後	21.03	5.22	(43.29)	(42.21)	18.56
1株当たり利益の算出に使用された加重平均株式数 (株)					
基本的	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871	2,964,333,584
希薄化後	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,560,871
宣言された1株当たり配当 ⁽¹⁾⁽²⁾					

(単位：百万円（ただし、株式数の単位は株、1株当たりの金額の単位は円）)

3月31日に終了した年度

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
収益	1,249,584	1,254,670	1,269,092	1,106,323	1,240,768
売上原価	(963,027)	(965,167)	(1,723,025)	(1,515,058)	(923,801)
粗利益／(損失)	286,557	289,503	(453,933)	(408,735)	316,967
その他営業利益	6,558	7,856	8,307	8,278	8,972
流通費	(28,424)	(20,980)	(17,435)	(20,881)	(28,305)
管理費	(40,638)	(55,756)	(54,582)	(43,724)	(33,387)
営業利益／(損失)	224,054	220,623	(517,642)	(465,062)	264,247
投資収益及びその他の利益	60,431	72,945	88,496	76,117	78,590
金融及びその他費用	(94,659)	(125,980)	(109,679)	(103,080)	(106,568)
税引前利益／(損失)	189,826	167,589	(538,824)	(492,026)	236,270
法人所得税費用	12,978	(59,938)	187,394	178,294	(65,787)
当期純利益／(損失)	202,804	107,651	(351,430)	(313,732)	170,483
以下に帰属する利益／(損失)：					
親会社の株主	107,888	26,756	(222,046)	(216,515)	95,207
非支配持分	94,916	80,895	(129,385)	(97,217)	75,276
1株当たり利益／(損失)					
基本的	36	9	(75)	(73)	32
希薄化後	36	9	(75)	(73)	32

1株当たり利益の算出に使用された加重平均株式数
(株)

基本的	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871	2,964,333,584
希薄化後	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,560,871

宣言された1株当たり配当⁽¹⁾⁽²⁾

(1) 2015年10月27日、取締役会は、2016年度に係る1株当たり3.50ルピーの中間配当を宣言した。10,377.5百万ルピーの配当は、その後期日までに支払われた。

2016年10月28日、ヴェダント・リミテッドの取締役会は、2017年3月31日に終了した年度に係る1株当たり1.75ルピーの中間配当を宣言した。

5,189百万ルピーの配当は、その後期日までに支払われた。2017年3月30日、ヴェダント・リミテッドの取締役会は、2017年3月31日に終了した年度に係る1株当たり17.70ルピーの中間配当を宣言した。65,799.8百万ルピーの配当は、その後支払われた。

(2) ヴェダント・リミテッドは、2013年3月31日、2014年3月31日、2015年3月31日及び2016年3月31日に終了した各年度に係る、1株当たりそれぞれ2.30ルピー、3.25ルピー、4.10ルピー及び3.50ルピーの配当を宣言し、支払った。

(単位：百万ルピー)

	3月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
連結貸借対照表データ：					
現金及び現金同等物	15,199	12,960	8,621	20,870	97,202
制限付の現金及び現金同等物	706	2,463	4,090	3,367	11,747
資産合計	2,414,382	2,581,939	2,161,704	1,869,255	1,918,861
純資産	1,183,269	1,262,343	1,028,608	776,258	713,788
長期借入金	523,038	547,375	517,852	493,784	332,654
短期借入金	178,413	161,728	161,233	182,328	413,126
親会社の株主に帰属する持分合計	680,609	699,570	561,119	411,160	576,538

(単位：百万円)

	3月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
連結貸借対照表データ：					
現金及び現金同等物	26,294	22,421	14,914	36,105	168,159
制限付の現金及び現金同等物	1,221	4,261	7,076	5,825	20,322
資産合計	4,176,881	4,466,754	3,739,748	3,233,811	3,319,630
純資産	2,047,055	2,183,853	1,779,492	1,342,926	1,234,853
長期借入金	904,856	946,959	895,884	854,246	575,491
短期借入金	308,654	279,789	278,933	315,427	714,708
親会社の株主に帰属する持分合計	1,177,454	1,210,256	970,736	711,307	997,411

(単位：百万ルピー)

	3月31日に終了した年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
キャッシュ・フロー・データ：					
調達（使用）されたキャッシュ純額：					
営業活動	97,110	56,199	125,710	107,352	212,105
投資活動	(153,176)	(52,631)	(43,939)	(42,613)	(79,910)
財務活動	1,855	(6,280)	(86,448)	(52,714)	(49,123)
セグメント・データ：					
外部顧客からの収益：					
亜鉛（インド）	123,241	131,980	144,127	137,945	169,194
亜鉛（海外）	43,475	40,156	35,886	25,631	22,302
石油及びガス	175,518	187,103	146,945	86,559	82,041
鉄鉱石	26,054	16,516	19,039	22,233	40,880
銅	217,262	205,577	225,198	209,239	210,021
アルミニウム	99,073	107,790	126,900	110,781	136,667
電力	34,169	35,076	33,906	45,523	55,189
その他	3,511	1,045	1,578	1,582	913
合計	722,303	725,243	733,579	639,493	717,207
営業利益／(損失)：					
亜鉛（インド）	58,341	61,696	62,267	59,412	85,491
亜鉛（海外）	5,078	2,484	4,268	831	7,336
石油及びガス	50,370	53,942	(395,146)	(342,813)	14,205
鉄鉱石	(77)	(5,476)	(3,422)	(15,793)	8,403
銅	8,517	8,876	14,344	19,660	15,026
アルミニウム	960	4,979	13,752	1,416	11,725
電力	6,393	1,494	4,484	8,221	10,757
その他	(71)	(467)	238	244	(199)
合計	129,511	127,528	(299,215)	(268,822)	152,744
セグメント利益／(損失)：					
亜鉛（インド）	64,227	68,642	70,605	66,970	95,499
亜鉛（海外）	15,712	12,829	11,059	4,561	9,181
石油及びガス	128,502	139,453	88,671	34,273	40,892
鉄鉱石	4,530	(2,700)	(891)	4,367	13,091
銅	10,868	11,429	17,385	22,205	16,964
アルミニウム	11,285	16,131	22,529	8,467	23,200
電力	11,551	7,429	8,424	12,659	16,442
その他	(61)	(257)	532	568	114
合計	246,614	252,956	218,314	154,070	215,383

(単位：百万円)

	3月31日に終了した年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
キャッシュ・フロー・データ：					
調達（使用）されたキャッシュ純額：					
営業活動	168,000	97,224	217,478	185,719	366,942
投資活動	(264,994)	(91,052)	(76,014)	(73,720)	(138,244)
財務活動	3,209	(10,864)	(149,555)	(91,195)	(84,983)
セグメント・データ：					
外部顧客からの収益：					
亜鉛（インド）	213,207	228,325	249,340	238,645	292,706
亜鉛（海外）	75,212	69,470	62,083	44,342	38,582
石油及びガス	303,646	323,688	254,215	149,747	141,931
鉄鉱石	45,073	28,573	32,937	38,463	70,722
銅	375,863	355,648	389,593	361,983	363,336
アルミニウム	171,396	186,477	219,537	191,651	236,434
電力	59,112	60,681	58,657	78,755	95,477
その他	6,074	1,808	2,730	2,737	1,579
合計	1,249,584	1,254,670	1,269,092	1,106,323	1,240,768
営業利益／（損失）：					
亜鉛（インド）	100,930	106,734	107,722	102,783	147,899
亜鉛（海外）	8,785	4,297	7,384	1,438	12,691
石油及びガス	87,140	93,320	(683,603)	(593,066)	24,575
鉄鉱石	(133)	(9,473)	(5,920)	(27,322)	14,537
銅	14,734	15,355	24,815	34,012	25,995
アルミニウム	1,661	8,614	23,791	2,450	20,284
電力	11,060	2,585	7,757	14,222	18,610
その他	(123)	(808)	412	422	(344)
合計	224,054	220,623	(517,642)	(465,062)	264,247
セグメント利益／（損失）：					
亜鉛（インド）	111,113	118,751	122,147	115,858	165,213
亜鉛（海外）	27,182	22,194	19,132	7,891	15,883
石油及びガス	222,308	241,254	153,401	59,292	70,743
鉄鉱石	7,837	(4,671)	(1,541)	7,555	22,647
銅	18,802	19,772	30,076	38,415	29,348
アルミニウム	19,523	27,907	38,975	14,648	40,136
電力	19,983	12,852	14,574	21,900	28,445
その他	(106)	(445)	920	983	197
合計	426,642	437,614	377,683	266,541	372,613

(1) セグメント利益はIFRS第8号に基づき記載されており、営業利益から減価償却費、償却費及び減損費用を除外して算出される。セグメント利益は、他社により報告されている類似の尺度とは、計算方法が一貫していない可能性があることから、比較することができない場合がある。当社は、セグメント利益が当社の業績を示す尺度であり、当社の業界に属する企業を評価するために投資家及びアナリストにより使用されていると確信しているため、セグメント利益を記載した。当社のセグメント利益は、IASBにより発行されたIFRSに従って報告された財務成績及び流動性のその他の尺度の代替としてではなく、これらに加えて考慮されるべきものである。当社は、セグメント利益の表示において使用した補足調整の記載は、当社の中核事業の業績に関係がないと当社経営陣が判断する費用を除外し、当社の基準となる業績を明確に示す尺度であるため、適切であると確信している。また、セグメント利益は、当社の経営陣が将来の期間の計画及び予測の基準に用いる主要な指標の1つである。以下の表は、表示された期間における営業利益をセグメント利益に調整したものである。

(単位：百万ルピー)

3月31日に終了した年度					
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
亜鉛（インド）：					
営業利益	58,341	61,696	62,267	59,412	85,491
加算：					
減価償却費及び償却費	5,886	6,946	8,338	7,558	10,008
セグメント利益	64,227	68,642	70,605	66,970	95,499
亜鉛（海外）：					
営業利益	5,078	2,484	4,268	831	7,336
加算：					
減価償却費及び償却費 ⁽¹⁾	10,634	10,345	6,791	3,730	1,845
セグメント利益	15,712	12,829	11,059	4,561	9,181
石油及びガス：					
営業利益／(損失)	50,370	53,942	(395,146)	(342,813)	14,205
加算：					
減価償却費及び償却費 ⁽²⁾	78,132	85,511	483,817	377,086	26,687
セグメント利益	128,502	139,453	88,671	34,273	40,892
鉄鉱石：					
営業利益／(損失)	(77)	(5,476)	(3,422)	(15,793)	8,403
加算：					
減価償却費及び償却費 ⁽³⁾	4,607	2,776	2,531	20,160	4,688
セグメント利益／(損失)	4,530	(2,700)	(891)	4,367	13,091
銅：					
営業利益	8,517	8,876	14,344	19,660	15,026
加算：					
減価償却費及び償却費 ⁽⁴⁾	2,351	2,553	3,041	2,545	1,938
セグメント利益	10,868	11,429	17,385	22,205	16,964
アルミニウム：					
営業利益／(損失)	960	4,979	13,752	1,416	11,725
加算：					
減価償却費及び償却費 ⁽⁵⁾	10,325	11,152	8,777	7,051	11,475
セグメント利益	11,285	16,131	22,529	8,467	23,200
電力：					
営業利益	6,393	1,494	4,484	8,221	10,757
加算：					
減価償却費及び償却費	5,158	5,935	3,940	4,438	5,685
セグメント利益	11,551	7,429	8,424	12,659	16,442
その他：					
営業利益／(損失)	(71)	(467)	238	244	(199)
加算：					
減価償却費及び償却費	10	210	294	324	313
セグメント利益／(損失)	(61)	(257)	532	568	114

(単位：百万円)

	3月31日に終了した年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
亜鉛（インド）：					
営業利益	100,930	106,734	107,722	102,783	147,899
加算：					
減価償却費及び償却費	10,183	12,017	14,425	13,075	17,314
セグメント利益	111,113	118,751	122,147	115,858	165,213
亜鉛（海外）：					
営業利益	8,785	4,297	7,384	1,438	12,691
加算：					
減価償却費及び償却費 ⁽¹⁾	18,397	17,897	11,748	6,453	3,192
セグメント利益	27,182	22,194	19,132	7,891	15,883
石油及びガス：					
営業利益／(損失)	87,140	93,320	(683,603)	(593,066)	24,575
加算：					
減価償却費及び償却費 ⁽²⁾	135,168	147,934	837,003	652,359	46,169
セグメント利益	222,308	241,254	153,401	59,292	70,743
鉄鉱石：					
営業利益／(損失)	(133)	(9,473)	(5,920)	(27,322)	14,537
加算：					
減価償却費及び償却費 ⁽³⁾	7,970	4,802	4,379	34,877	8,110
セグメント利益／(損失)	7,837	(4,671)	(1,541)	7,555	22,647
銅：					
営業利益	14,734	15,355	24,815	34,012	25,995
加算：					
減価償却費及び償却費 ⁽⁴⁾	4,067	4,417	5,261	4,403	3,353
セグメント利益	18,802	19,772	30,076	38,415	29,348
アルミニウム：					
営業利益／(損失)	1,661	8,614	23,791	2,450	20,284
加算：					
減価償却費及び償却費 ⁽⁵⁾	17,862	19,293	15,184	12,198	19,852
セグメント利益	19,523	27,907	38,975	14,648	40,136
電力：					
営業利益	11,060	2,585	7,757	14,222	18,610
加算：					
減価償却費及び償却費	8,923	10,268	6,816	7,678	9,835
セグメント利益	19,983	12,852	14,574	21,900	28,445
その他：					
営業利益／(損失)	(123)	(808)	412	422	(344)
加算：					
減価償却費及び償却費	17	363	509	561	541
セグメント利益／(損失)	(106)	(445)	920	983	197

(1) 2014年度における2,873百万ルピーの減損費用を含む。

(2) 2015年度における406,144百万ルピーの減損費用、2016年度における322,998百万ルピーの減損費用及び2017年度における845百万ルピーの減損戻入れを含む。

(3) 2016年度における16,054百万ルピーの減損費用を含む。

(4) 2016年度における497百万ルピーの減損費用を含む。

(5) 2014年度における668百万ルピーの減損費用、2015年度における294百万ルピーの減損費用及び2017年度における2,007百万ルピーの減損費用を含む。

2【沿革】

(1) 全般

当社の会社認証番号はL13209MH1965PLC291394である。当社の登記上の本店は、現在、インド、マハラシュトラ州400093、ムンバイ市、アンデリー（東）、チャカラ、アトゥール・プロジェクト、コーポレート・アベニュー、ユニット103、Cウィング、1階（1st Floor, 'C' wing, Unit 103, Corporate Avenue, Atul Projects, Chakala, Andheri (East), Mumbai-400093, Maharashtra, India）に置かれている。当社の株主名簿は、当社の登記上の本店であり、登記官及び株式譲渡代理人であるハイデラーバードにあるカービー・コンピューターシェア・プライベート・リミテッド（Karvy Computer Share Private Limited）の事務所において保管されている。

インドの法人を統治している法的枠組みは、現在、1956年会社法の一部の規定を改正した2013年会社法による。2013年会社法の条文は、段階的に通知される。2013年会社法の一部の規定が法令として通知された一方で、2013年会社法のその他の条文は未だインド政府により有効として通知がなされていない。2013年会社法の保留となっている通知の全て及び2013年会社法の対応する条項の制定により効力が停止されていない1956年会社法の特定の条項は、2013年会社法の既に通知がなされた条項と共に、引き続き効力を有している。したがって、当社を統治する法的枠組みは、1956年会社法であり、通知のある条文についてはインド会社法により解釈する。

当社の活動は、当社の基本定款及び付属定款によって規制されている。当社の基本定款及び付属定款は2013年会社法の制定に続き改訂された。当社の活動は、基本定款及び付属定款に加えて、インド会社法、SCRA、1957年有価証券契約（規制）規則（その後の改正を含む。）等の一定の法律による規制を受ける。

当社の基本定款及び付属定款は、当社が現在行っている活動及び将来的に行うことを意図している活動に加えて、現段階では行う意図がない活動を含む、幅広い活動を行うことを許容している。当社の目的は、基本定款の第3条に規定のとおりである。2017年3月23日付の国家会社法裁判所ムンバイ法廷の決定に基づき、当社の基本定款上の主な目的は、ケアン・インディアの事業を遂行する上で必要となる目的を含めるために改訂された。以下が改訂された条項である。

- ・ 12E項：インド及び世界各地において、鉱物並びにその他天然油、石油並びに固形、液体及びガス状の形態の炭化水素及びその他鉱物並びにそれらの産物及び副産物並びにそれらすべてのものから分岐したものに関して、測量、探鉱、探掘及び試掘、取得、開発、生産、維持、精錬、貯蔵、取引、供給、輸送、営業、分配、輸入、輸出並びに一般的な取引の事業を行うこと。
- ・ 12F項：油、石油、石油資源若しくは代替エネルギー源又はその他形態の油、アスファルト、ピチューメン若しくは類似の成分又は天然ガス、化学物質、又は使用される（又は石油若しくはその他形態の油、アスファルト、ピチューメン若しくは類似の成分又は天然ガスと同様の目的で使用可能であると考えられる）あらゆる成分を含んでいるか、含んでいる可能性が高いと考えられる陸地若しくは海又はインド若しくは世界各地の場所について、（i）権利又は利益を追求し、購入し、リース若しくは認可を得、利権を獲得又は取得し、（ii）その資源開発を行うか、作業、処分又は活用すること。このために調査隊、委員会、専門家及びその他代理人を組織、設置及び雇用し、井戸を掘り、掘削を行い、石油、その他鉱油、天然ガス、アスファルト、又はその他類似の成分若しくはそれらの生産物を獲得、探掘、開発、取引のために加工すること。
- ・ 第V条：当社の授権株式資本は、1株当たり額面金額が1ルピーの株式44,020,100,000株及び1株当たり額面金額が10ルピーの償還優先株式3,010,000,000株から成り、74,120,100,000ルピーである。

(2) 当社の沿革及び発展

当社の会社番号はL13209MH1965PLC291394である。現在、当社の登記上の本店所在地は、インド、マハラシュトラ州400093、ムンバイ市、アンデリー（東）、チャカラ、アトゥール・プロジェクト、コーポレート・アベニュー、ユニット103、Cウィング、1階である。当社の登記上の本店所在地は、2017年2月4日をもって、ゴア州からマハラシュトラ州へ移転した。登記上の本店の電話番号は(91)022-6643-4500である。当社の株主名簿は、当社の登記上の本店並びに当社の登記官及び株式譲渡代理人であるハイデラーバードにあるカービー・コンピューターシェア・プライベート・リミテッド（Karvy Computershare Private Limited）の事務所において保管されている。当社のウェブサイトのアドレスは<http://www.vedantalimited.com>である。アメリカ合衆国における当社の事務プロセ

スの代理人は、CTコーポレーション・システム（CT Corporation System）であり、10011、ニューヨーク州、ニューヨーク、111 エイス・アベニュー（111 Eighth Avenue, New York, New York 10011）に所在している。

当社の株式は、NSE及びBSEにおいて上場され、取引されている。当社のADRはNYSEで取引されている（NYSE：VEDL）。2008年7月28日より、当社の株式は、BSEに上場されている30銘柄のインド株式で構成される分散型指数であるBSE Sensexに組み入れられた。当社の株式は、組織再編取引完了後も、引き続きSensexを構成する銘柄の1つとして上場される。セサ・ゴアの株式は、2010年10月以来CNX Nifty（以下「Nifty」という。）に組み入れられており、組織再編取引完了後も、当社の銘柄は引き続きNiftyの構成銘柄の1つであり続ける。

当社の株式は、ヴェダントの完全子会社である、ツイン・スター、フィンサイダー、ウェストグローブ及びウェルター・トレーディングにより、実質的に所有されている。2017年3月31日現在における、ツイン・スター、フィンサイダー、ウェストグローブ及びウェルター・トレーディングが保有する当社の持分は、それぞれ43.18%、13.54%、1.50%及び1.3%であった。

スターライト・インダストリーズ（インディア）リミテッド（SIIL）は、1975年9月8日に、インド、西ベンガル州コルカタにおいて、「レインボー・インベストメント・リミテッド」としてインド法に基づき設立された。SIILの名称は、その後、1976年10月19日にスターライト・ケーブルス・リミテッドへ、そして1986年2月28日にスターライト・インダストリーズ（インディア）リミテッドへと変更された。

SIILは、2001年3月2日にBALCOの51.0%の持分をインド政府から取得したことを通じて、アルミニウム事業を獲得した。インド政府が保有するBALCOの持分の残り49.0%を購入するコール・オプションの行使については、未だに係争中である。

2002年4月11日、SIILはスターライト・オポチュニティーズ・アンド・ベンチャーズ・リミテッド（以下「SOVL」という。）を通じてHZLの26.0%の持分をインド政府から取得し、さらに公開市場での募集を通じて20.0%の持分を取得した。2003年11月12日、SIILは、インド政府より付与されたコール・オプションの行使により、SOVLを通じてさらにHZLの持分18.9%を取得し、HZLに係るSIILの保有比率を64.9%まで引き上げた。さらに、SOVLは、インド政府が保有するHZLの残りの持分を取得する2007年4月11日に行使可能となったコール・オプションを保有している。インド政府は当該コール・オプションの行使につき異議を唱え、当該行使は未だに係争中である。マドラス高等裁判所の2012年3月29日付の命令により、SOVLはSIILに吸収合併された。

ヴェダントは、2007年に子会社を通じ、三井物産株式会社からセサ・ゴアの51.0%の持分を取得し、2013年度までに、55.13%に引き上げられた。セサ・ゴアは、1965年6月25日に、インド、ゴア州パナジにおいて、セサ・ゴア・プライベート・リミテッドとして、インド法に基づき非公開会社として設立された。同社は1981年の株式公開後、株式会社化した。2011年12月8日、セサ・ゴア及びその子会社であるセサ・リソーシス・リミテッドは、ケアン・インディア・リミテッドの普通株式資本の20.1%の取得を完了した。当社とケアン・インディアとの合併前の時点では、ヴェダントは合計59.89%（ヴェダントのその他の子会社であるツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッドが保有している株式持分も含む。）の持分を保有していた。

2012年2月25日、ヴェダントは、2つの取引（「合併及び組織再編計画」並びに以下に定義する「2012年ケアン・インディアの合併」を併せて「組織再編取引」という。）を通して、セサ・スターライトを設立し、ヴェダントの組織構造の連結及び簡略化を達成するための、セサ・ゴア及びSIILの全株合併を発表した。

BFLは、セサ・ゴアの完全子会社であるBFLとVRHLの間で締結された2012年2月25日付の株式売買契約に基づき、ツインスター・エナジー・ホールディング・リミテッドの買収により、1米ドルの備忘価格によりケアン・インディア・リミテッドの38.68%の持分を取得し、同時にそれに付随する5,998百万米ドルの負債を負った（以下「2012年ケアン・インディアの合併」という。）。

2012年3月2日、セサ・ゴアは、ビデオコン・インダストリーズ（Videocon Industries）から、発電事業を行うゴア・エナジー・プライベート・リミテッド（Goa Energy Private Limited）の普通株式資本100%を取得した。その後の2013年1月4日、ゴア・エナジー・プライベート・リミテッドは、ゴア・エナジー・リミテッドに名称変更した。

2013年8月17日に効力を発生した合併及び組織再編スキームに従い、当社の名称は、2013年9月18日をもってセサ・スターライト・リミテッドへと変更された。

2013年8月19日、セサ・ゴアは、1934年証券取引法（その後の改正を含む。以下「証券取引法」という。）の規則12g-3(f)項に従い、証券取引法のもとでは自社がSIILを承継する発行体である旨の通知を、証券取引委員会

(以下「SEC」という。)に対して提出した。組織再編取引は、2013年8月に効力を発生した。組織再編取引に従い、

- (i) SIILは、SIILの株主(MALCOを除く。)に対する、5株につき3株の割合によるセサ・ゴアの株式の発行を通じ、セサ・ゴアに合併され、発行された株式数は合計1,944,874,125株となった。SIILのADS保有者は、SIILの発行済5ADSにつき、セサ・ゴアの3ADSを受領した。SIILの発行済転換社債は、同等の権利義務を有するセサ・ゴアの転換社債となった。
- (ii) MALCOの電力事業は、1,500百万ルピーの現金を対価として、ヴェダント・アルミニウムに売却された。
- (iii) MALCOは、MALCOの株主に対する、10株につき7株の割合によるセサ・ゴアの株式の発行を通じ、セサ・ゴアに合併され、その発行された株式数は合計78,724,989株となった。この結果、SIILに対するMALCOの株式保有は解除された。
- (iv) スターライト・エナジーは、対価なしでセサ・ゴアに合併された。
- (v) ヴェダント・アルミニウムのアルミニウム事業は、対価なしでセサ・ゴアに合併された。
- (vi) 別途、同時期に行われたインド法及びモーリシャス法に基づく合併により、モーリシャスの法人であり、ヴェダントの完全子会社であるエカテリーナ・リミテッド(ヴェダント・アルミニウムにおけるヴェダントの70.5%の持分を保有していた。)は、セサ・ゴアに合併された。SIILは、ヴェダント・アルミニウムの残り持分29.5%を保有し、この同時期に行われた合併スキームの実施後、ヴェダント・アルミニウムはセサ・スターライトの完全子会社となった。

さらに上記通知には、1株当たり額面金額1ルピーであるセサ・ゴア株式は、米国においてはADSの形式で取引される旨も記載されていた。米国において各ADSは、セサ・ゴア株式4株を表章しており、かかるADSは証券取引法規則12g-3(a)項の実施により、証券取引法12条(b)項に基づいて登録されるものとみなされる。2013年9月13日、セサ・ゴアのADSはNYSE上での取引対象として登録された。セサ・ゴアは、2013年9月18日にゴア州会社登記官の承認を得た後、2013年9月23日にSECに対し、セサ・ゴア・リミテッドがセサ・スターライト・リミテッドに名称変更した旨の報告を行った。

組織再編取引の実施後、インド企業省の所得税コミッショナーは、インド最高裁判所において、ボンベイ高等裁判所ゴア法廷の命令に対し特別許可請求を行った。さらに、債権者及び株主各1名が、合併及び組織再編スキームに異議を申し立て、マドラス高等裁判所に上訴した。かかる上訴については、審理及び承認の過程にあり、係争中である。

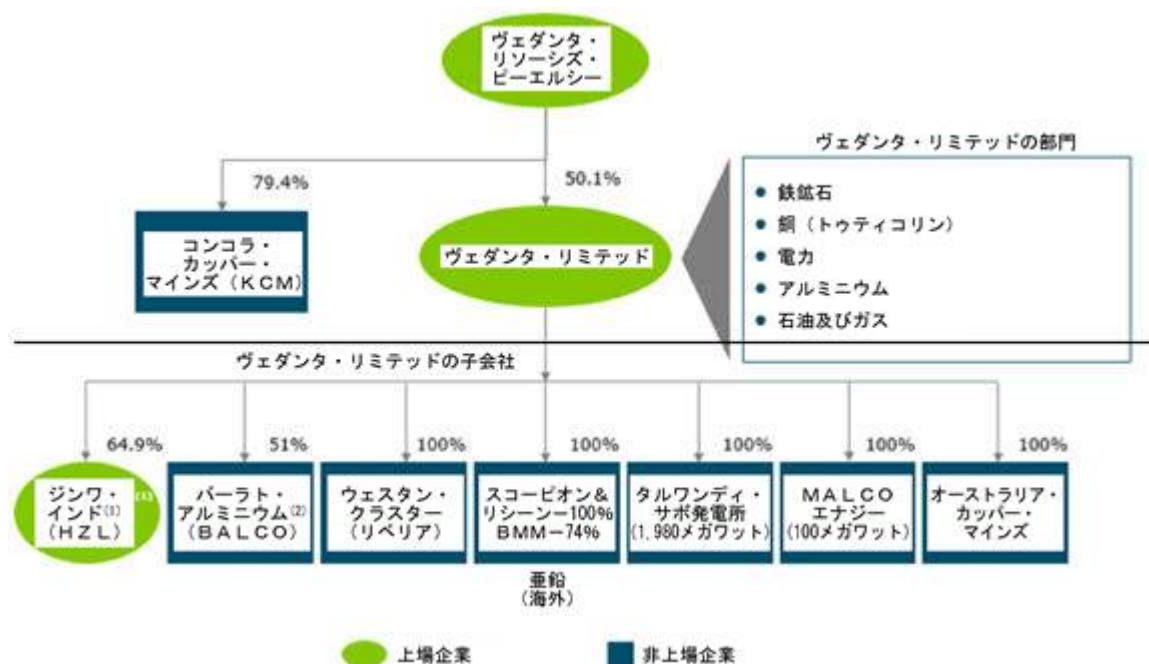
2012年ケアン・インディアの合併に基づき、2013年8月26日付で、ツインスター・エナジー・ホールディング・リミテッド、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッド及びケアン・インディア・リミテッド(そのすべての子会社を含む。)は、セサ・ゴアの子会社となった。結果として、セサ・スターライトは、2013年8月26日時点で合計58.76%のケアン株式を保有することとなった。2016年3月31日現在、ヴェダント・リミテッドは、ケアン・インディア・リミテッドの株式の合計59.89%を保有した。2015年度中に、完全子会社であるゴア・エナジー・リミテッド(以下「GEL」という。)及びスターライト・インフラ・リミテッドは、ヴェダント・リミテッドと合併した。ボンベイ高等裁判所は、2015年3月12日にGELの合併計画を承認し、マドラス高等裁判所は、2015年3月25日にスターライト・インフラ・リミテッドの合併計画を承認した。

2015年4月22日、セサ・スターライト・リミテッドは、2015年4月21日にゴア州会社登記官の承認を得た後、SECに対しヴェダント・リミテッドに名称変更した旨の報告を行った。

2015年6月14日、当社は、スキーム・オブ・アレンジメントによる当社とケアン・インディア・リミテッドの合併を発表した。その後、2016年7月22日、当社及びケアン・インディア・リミテッドは、当社・ケアン・インディア合併の改定条件を発表した。2017年3月23日、国家会社法裁判所のムンバイ法廷は、当社・ケアン・インディア合併並びにその各株主及び債権者を承認した。その後、当社取締役会は、2017年4月11日、当社・ケアン・インディア合併を実行した。当社・ケアン・インディア合併の改定条件に基づき、当社は、本取引完了後、ケアン・インディア・リミテッドの非支配株主に対して、保有する各普通株式につき、1株当たり額面金額1ルピーである当社普通株式1株及び1株当たり額面金額10ルピーである当社の7.5%の償還可能優先株式4株を発行した。当社又はその子会社が保有するケアン・インディア・リミテッド株式に対して発行される株式はなかった。当社は、BSE及びNSEへの上場並びにADSのNYSEへの上場を継続する。また、ヴェダント・リミテッドの株主となったケアン・インディア・リミテッドの株主は、2017年3月30日開催の当社取締役会において承認されたとおり、1株当たり17.70ルピーの中間配当を受領した。

(3) 組織構造

以下の図は、2017年3月31日現在における当社連結会社グループの組織構造、並びに当社とヴェダンタ及びその他の主要企業との関係を要約したものである。



- (1) 2009年7月21日、当社は、インド政府の所有するHZLの持分の残存部分を取得するため第2回目のコール・オプションを行使したが、かかる行使については現在紛争中である。詳細については、「－3 事業の内容－(2) 当社の事業－(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。
- (2) 2004年3月19日、当社は、インド政府が保有するBALCOの持分の残り49.0%を取得するためのオプションを行使した。インド政府は当該オプションの行使につき異議を唱えた。インド政府はBALCOの持分5.0%をBALCOの従業員に売却する権利を有しており、それを行使する意向を表明した。詳細については、「－3 事業の内容－(2) 当社の事業－(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。

当社連結会社グループを構成する主要な企業は、以下のとおりである。

1. ヴェダント・リミテッド

当社は当初、ポルトガルの商法に基づき1954年2月5日にゴアにおいて設立され、1956年会社法に基づく非公開（有限責任）会社(private limited company)として、1965年6月25日に「セサ・ゴア・プライベート・リミテッド」の名称となった。当社は、ゴア、ダマン・ディウの会社登記官が発行した新しい設立証書に基づき、1981年4月16日に公開（有限責任）会社(public limited company)となった。その後、組織再編取引に伴い、当社の名称は、会社登記官が発行した新しい設立証書に基づき、2013年9月18日に「セサ・ゴア・リミテッド」から「セサ・スターライト・リミテッド」に変更され、会社登記官が発行した新しい設立証書に基づき、2015年4月21日に「セサ・スターライト・リミテッド」からヴェダント・リミテッドに変更された。当社のADSはニューヨーク証券取引所に上場されている。ヴェダントは、2017年3月31日現在、その子会社を通じて当社の発行済株式資本の62.8%を保有しており、当社の経営支配権を有している。当社の残りの株式資本は、バードラム・ジャンヒット・シャリカ（Bhadram Janhit Shalika）（旧名称はSIL従業員福利基金（SIL Employees Welfare Trust））、インド生命保険公社（Life Insurance Corporation of India）並びにその他の法人株主及び一般株主が保有している（37.2%）。ヴェダント・リミテッドとケアン・インディア・リミテッドは、2017年4月11日から当社・ケアン・インディア合併の効力が発生したことを発表した。2017年3月27日には、ヴェダント・リミテッドによるケアン・インディア・リミテッドの合併において、効力発生のためのすべての実質的な承認が得られていた。

2. BALCO

BALCOは、インド、デリー州ニューデリーにおいて設立され、本社はチャッティースガル州コルバに所在する。当社はBALCOの株式資本の51.0%を保有し、同社の経営支配権を有している。残りの49.0%はインド政府が保有している。2004年3月19日、当社はインド政府が保有するBALCOの残りの持分を取得するためオプションを行使したが、インド政府は異議を唱えた。さらに、インド政府は、BALCOの持分5.0%をBALCOの従業員に売却する権利を有しており、その意向を表明した。詳細については、「－3 事業の内容－(2) 当社の事業－(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。BALCOは、当社のアルミニウム事業を所有及び運営している。

3. HZL

HZLは、インド、ラジャスタン州ジャイプルにおいて設立され、本社はラジャスタン州ウダイプルに所在する。HZLの株式はインド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所に上場されている。当社は、HZLの株式資本の64.9%を当社の完全子会社SOVLを通じて保有している。SOVLは、マドラス高等裁判所によって承認された合併により、2011年4月1日付でSIILに吸収合併された。HZLの残りの株式資本はインド政府（29.5%）、法人株主及び一般株主並びにHZLの従業員（5.6%）が保有している。当社は、当社の亜鉛事業を所有及び運営するHZLの経営支配権を有しており、また、インド政府が保有するHZLの残りの持分を独立の鑑定人により決定される公正な取引価格で取得するコール・オプションを有している。当社は、インド政府の所有するHZLの持分の残存部分を取得するため第2回目のコール・オプションを行使したが、かかる行使については現在紛争中である。詳細については、「－3 事業の内容－(2) 当社の事業－(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。

4. スコーピオン

スコーピオンは、その前身がアングロ・ベース・ナミビア・ホールディングス（プロプライエタリー）リミテッド（旧アムベース・エクスプロレーション（ナミビア）プロプライエタリー・リミテッド（Ambase Exploration (Namibia) Proprietary Limited））であり、1998年6月16日に設立された。同社の本社は、ロシュ・ピナウ・ナミビアの25キロ北に位置する、スコーピオン亜鉛鉱区に所在する。同社の登記上の本店は、ナミビア共和国ウインドホーク、クライン、オーバン通り24（24 Orban Street, Klein Windhoek, Namibia）に置く。同社は、スコーピオン・ジンク（プロプライエタリー）リミテッド、ナムジンク・プロプライエタリー・リミテッド及びスコーピオンの全株式を保有する。スコーピオン・ジンク（プロプライエタリー）リミテッドは投資持株会社であり、ナムジンク及びスコーピオンのすべての株式を保有している。ナムジンクは、露天掘り亜鉛鉱床より鉱石を抽出しているスコーピオンから酸化亜鉛鉱石を調達し、亜鉛精錬所を運営している。

5. ブラック・マウンテン・マイニング

ブラック・マウンテン・マイニングは、ノーザン・ケープのアグニーズに位置する坑内掘り採掘所である。同採掘所では、亜鉛精鉱、鉛精鉱及び銅精鉱を生産しており、主にサルダンハ港を通じて海外の顧客に輸出される。エクサロ・リソーシズは、その完全子会社である、エクサロ・ベース・メタル・アンド・インダストリアル・ミネラル・ホールディングス（ピーティーワイ）リミテッドを通じてブラック・マウンテン・マイニングの残りの持分26.0%を保有している。

6. ヴェダント・リシーン・ホールディングス・リミテッド

リシーン鉱山は、アイルランドのティペラリー州に所在する。操業可能時、リシーン鉱山は、坑内掘り採掘場、集積装置、及び埋め戻し加工場によって構成され、年間の亜鉛精鉱の生産量は約131,000トンであった。

リシーン鉱山は、2015年12月に閉鎖されたため、現在は操業していない。

7. マルコ・エナジー・リミテッド

MALCOは、タミル・ナードゥ州メットゥルにおいて設立された。MALCOの株式は、インド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所に上場され、その後、2009年6月19日に上場が廃止された。ヴェダントは、ツインスター及びウェルター・トレーディングを通じて、MALCOの株式資本の94.8%を保有し、経営支配権を有していた。MALCOの残り5.4%の持分は一般株主が保有していた。組織再編取引に伴い、MALCOは、MALCOの株主に対し、10株につき7株の割合で当社の株式を発行することにより、当社と合併し、吸収された。MALCOの電力事業は、1,500百万ルピーの現金を対価としてヴェダント・アルミニウムに売却され、現在はマルコ・エナジー・リミテッドと名称を変えている。

8. タルワンディ・サボ・パワー・リミテッド

タルワンディ・サボ・パワー・リミテッドは、パンジャブ州パワー・コーポレーション・リミテッド（Punjab State Power Corporation Limited）（以下「PSPCL」という。）により、1,980メガワットの自社発電の開発整備のための特別目的会社として設立された。タルワンディ・サボ・パワー・リミテッドは、パンジャブ州マンサに1,980メガワットの石炭火力発電所施設（それぞれ660メガワットのユニット3つで構成される。）を有する。タルワンディ・サボ・パワー・リミテッドの660メガワットの第1及び第2ユニットの発電所は、それぞれ2015年度及び2016年度に資本化された。660メガワットの第3ユニットは、試運転が成功裏に完了した後の2016年9月1日に資本化された。

ヴォルカンは、当社を支配する主要な企業である。「一第2－4 関係会社の状況－(1) 関係者」及び「一第5－1 株式等の状況－(5) 大株主の状況」を参照のこと。

3【事業の内容】

(1) 当社が置かれている業界

別段の記載がない限り、本書に含まれる亜鉛及び銅産業に関するすべての情報は、主にウッド・マッケンジー (Wood Mackenzie) から得たものである。別段の記載がない限り、本書に含まれるアルミニウム産業に関するすべての情報は、主としてCRUアルミニウム市場予測（以下「CRU」という。）から得たものである。別段の記載がない限り、本書に含まれる石油及びガス業界に関するすべての情報は、主として2016年発表の世界エネルギー予測から得たものである。別段の記載がない限り、本書に含まれる鉄鉱石業界に関するすべての情報は、主として世界鉄鋼協会、資源及びエネルギー季報、ブルームバーグ及びインド・ブランド・エクイティ基金から得たものである。

別段の記載がない限り、以下の記載におけるインドの電力産業に関するすべての財務情報及び統計情報は、インド・ブランド・エクイティ基金の研究発表から得たものである。情報は、表記上、再分類されている可能性がある。

別段の記載がない限り、本書に含まれる開示の中で記載されている年は、暦年を指す。

(a) 市場についての考察

① 世界経済及び商品市場

当年度中に生じた一連の経済的事象及び政治的な動きにより世界市場が不安定であったにもかかわらず、ブルームバーグによれば、2017事業年度末の商品指数は、より有利なマクロ経済環境により25.0%高い結果となった。世界経済は、米国経済の回復とインフラ支出の増加、中国における金融改革及び経済刺激策の導入により後押しされた。この世界経済活動の向上は、とりわけ鉄鉱石、アルミニウム、銅、石油及びガスの商品に対する需要を増加させ、これは価格の上昇へとつながった。

さらに、過去数年にわたる不利な環境及び鉱業会社による投資の制限の結果、新たな採掘プロジェクトが開始されなかったことにより、とりわけ亜鉛といった一部の商品の供給に圧力がかかることとなった。

したがって当社は、需要が供給を超過し始める今後数年にわたり、商品市場における引締めが続くであろうと予想している。

② 見通し

当社は、商品市場においていくらかの変動があると予測する一方で、商品市場は2016年における反騰及び2016年第4四半期中の世界経済の回復が機運となって引き続き安定し、雇用水準の上昇及び所得の増加をもたらすことを期待している。

2017年4月発表の国際通貨基金の世界経済見通しによれば、世界成長率は、2016年の推定値3.1%から2017年には3.5%、2018年には3.6%まで増加することが見込まれている。これは、2016年10月発表の世界経済見通しと比較すると2017年については0.1%の上方修正である。

先進経済諸国の成長率は、主に米国により牽引されるものと予想されている。2016年の米国大統領選の後に重要インフラに係る支出の増加（向こう10年間で1兆米ドルのインフラ計画を見積もっている。）及び金融政策の緩和が予想されていることにより、さらなる成長の期待が高まっている。

新興市場経済及び発展途上経済もまた、世界的な成長の主要な要因となることを予想されている商品価格の部分的な回復を背景に、その活動が増加に向かうものとされている。国際通貨基金によれば、新興国経済及び発展途上経済は、現在生産高と消費においては世界成長の75%超を占め、ちょうど20年前からそのシェアは倍増している。

中国の成長軌道もまた、商品市場においては重要な役割を果たしている。中国の成長予測は、2016年10月に上方修正され、中国経済は現在2017年に6.6%、2018年には6.2%の成長が見込まれている。

この成長は、短期の商品価格を押し上げるものと予想されている。ヴェダント・リミテッドは多様化された低コストのポートフォリオ及び魅力のある商品バスケットのポジションを有していることで、最近増加している経済活動において十分に有利な立場に位置付けられている。

③ インド経済

インドはヴェダンタにとっての主要な市場であり、大きな成長の可能性のある市場であると当社は考えている。2017年4月発表の国際通貨基金の世界経済見通しによれば、インドは2017年度に7.2%、2018年度には7.7%成長すると予想されている。インドは引き続き世界において最も成長の速い主要経済国であり、アーンスト・アンド・ヤングのインド魅力度調査2015年版では現在世界でトップの投資先に挙げられている。インド政府がGSTの導入といった発展を促す改革を推進し続けているため、成長ストーリーに対する信頼度は高まっている。さらに、透明性の向上、説明責任、入札ベースの将来予測に関する枠組み及びFDI政策の自由化は、インド経済の将来性を引き出す手助けとなるであろう。これらの結果、インドの中期的成長予測は良好である。持続的な経済成長は、発展と一層の繁栄、そして1人当たりの支出の全体的な増加へとつながるであろう。

インドの労働人口の増加を含む肯定的な人口統計学的要因は、インフラ、住宅、消費財及び機器を含む都市開発のための需要の増加へとつながっている。インドにはインフラ投資に対する満たされていない需要が多量にあると推定されており、その額は今後5年間でおよそ650十億米ドルと見積もられている。都市開発セクターに対する投資は、スマートシティ構想、デジタル・インド・キャンペーン、幹線道路及び高速鉄道網の建設を含む一連の政府の構想によりさらに促進されている。

インドの製造業部門も拡大を続けている。世界でも極めて活気のある部門の1つであるインドの自動車部門は、現在自動車生産量では世界で第6位に位置付けられており、引き続き大きな成長を示している。

この結果、インド経済は2016年度において成長を進め、これにより金属の需要は大きく増加した。

④ 見通し

今後を見越すと、当社はインフラに対する投資が続き、金属の需要が増加すると予測しており、輸入レベルを低下させる目的で国産の金属及びエネルギーの生産を奨励するための政策の変更を期待している。当社のインドにおける確固たる実績を考慮し、ヴェダンタ・リミテッドはインドの成長の可能性を活用し、経済発展に貢献するのに有利な立場にあると考えている。

(b) 亜鉛

供給不足に牽引された2016年の反騰の後、亜鉛のLME相場は上昇し続け、1月から7月（2017年7月20日まで）には2016年の同時期における1トン当たり1,835米ドルに対して1トン当たり平均で2,700米ドルとなっている。2017年にはしばらくの間圧力がかかっていたものの、現在は引き続き1トン当たり2,750米ドルの水準で亜鉛の取引が行われている。これは主に好調なマクロ経済のデータ及び大幅に下落したLMEの製品在庫量によるものであった。欧州、米国及び日本における製造業及び建設業の購買担当者景況指数はいずれも、亜鉛が集中するこれらの部門が勢いを増していることを示している。ウッド・マッケンジーの報告では、亜鉛の消費量は2017年に3.0%増の14.7百万トンまで増加すると予測されている。

供給サイドでは、2017年上半期の産出量が1.7%減少したことにより、中国の鉱物生産に対する環境上及び安全上の規則が強い制御力を持っているという事例報告が立証されている。中国における精錬亜鉛金属の生産量は前年比で10.0%の減少と、基本的な観点から見ると別の展開を示している。中国国家統計局の最新の情報では、中国の精錬量の増加は経済力集中の可能性があるため制限されていると示されている。2017年5月に報告された生産量は合計で481千トンと、前年比で9.9%の減少であった。2017年の最初の4ヶ月間で、中国の鉱物生産量及び精錬生産量は1.0%未満の成長（亜鉛は+10千トン）とほぼ変化がなかった。

インドの亜鉛業界の実績は、産出された亜鉛の70.0%が亜鉛メッキ加工部門に投入されるため、国内鉄鋼市場に大きく依拠している。2017年5月に公表された国家鉄鋼政策により、投資家からの信頼を著しく失っているインドの鉄鋼業界にとって切望される猶予が与えられた。スマートシティ構想、スマート・レイルウェイ・ステーションズ、貨物専用鉄道及び低価格住宅といった主要な政府のプロジェクトは、長期的にはインフラの成長を後押しし続けるであろう。

① 製品及び顧客

ヴェダンタ・リミテッドの亜鉛生産は、主にインドにおける需要に応じている。生産された精錬亜鉛の約68%から75%がインド市場において販売され、残りは輸出されている。

インド鉛亜鉛開発協会によれば、ヴェダンタ・リミテッドは2017年度に72.0%の市場シェアを有しており、インドで最大の亜鉛生産会社である。インドにおける亜鉛消費量の70.0%が亜鉛メッキ部門、主に建設部門及びインフ

ラ部門において利用されている。当社はまた、ダイカスト合金、真鍮並びに酸化物及び化学物質に利用される亜鉛も生産している。インドの鉄鋼会社が国内市場における当社の主要な顧客である。

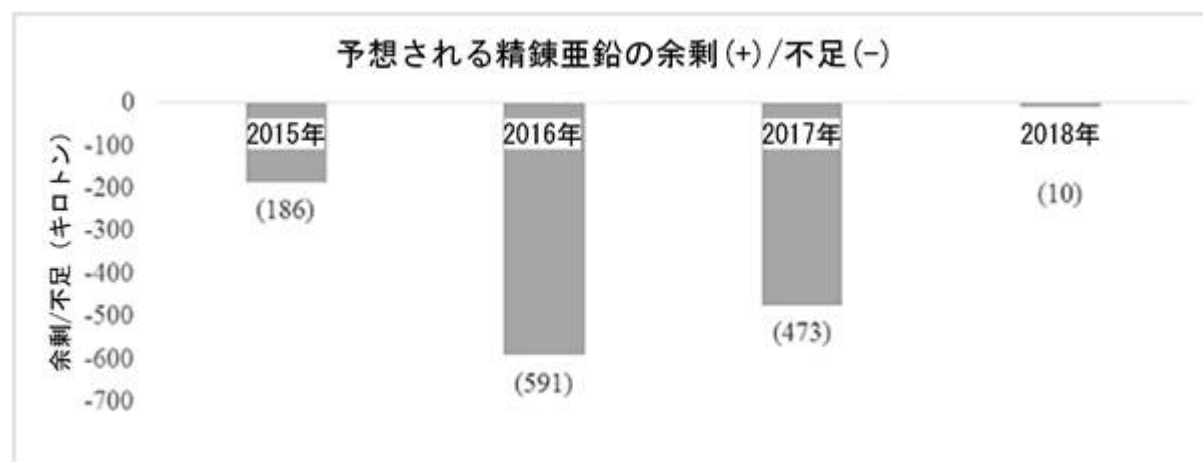
生産された亜鉛の約2分の1が、世界的に鉄鋼の亜鉛メッキ加工に利用されている。主要な輸出先は、ネパール、バングラデシュ、台湾、中国、ニュージーランド、スリランカ、韓国、東南アジア及び中東である。

亜鉛消費量（百万トン）



出典：ウッド・マッケンジー、亜鉛長期予測、2017年度第1四半期。

予想される精錬亜鉛の余剰／不足（キロトン）



出典：ウッド・マッケンジー、亜鉛長期予測、2017年度第1四半期。

② 市場の牽引力及び市場機会

都市化及び産業化は、とりわけ発展途上国世界において、引き続き世界の亜鉛消費量を支える原動力となることが期待されている。世界需要の47.0%を占める中国及び4.81%を占めるインドは、建設及びインフラへの投資を促す両国の政府の取組みにより、主要な市場となっている。

インドにおいて、1人当たりの亜鉛の消費量は、現在0.5キログラムであり、世界平均の1.9キログラムを大きく下回っている。住宅及びインフラを促進する政府の構想に支えられて、インド市場は世界的な消費水準に向けて目覚ましい成長を示し続けるであろうと当社は期待しているため、インドは将来的に亜鉛の販売に向けた大きな機会を示している。その結果、当社はインドが将来において亜鉛の主要な消費国となると考えており、ヴェダント・リミテッドは市場を主導する立場にあり、かつ生産量が増加することから、この成長を活かすには当社は有利な立場に置かれている。

世界の消費量も年間約2.0%の率で順調に増加すると予想されており、本年度中にガムスベルグ成長計画で生産を稼働するという当社の計画は、現在の良好な市場状況の恩恵を受けるであろう。

(c) 石油及びガス

2017年7月のエネルギー情報局（EIA）の短期エネルギー予測（STE0）によれば、ベンチマークとなる北海ブレント原油スポット価格は2017年6月には1バレル当たり平均で46米ドルであった。これは、5月の平均より1バレル当たり4米ドルの下落であり、価格の平均が1バレル当たり45米ドルであった2016年11月以降、月間平均では最も低かった。さらに、EIAのSTE0では、ブレント原油価格の平均は2017年には1バレル当たり51米ドル、2018年には1バレル当たり52米ドルとの予測が示されている。

石油輸出国機構（OPEC）及びロシアを中心とする非OPEC諸国は、2017年5月25日に、1日当たり1.8百万バレルの供給削減を2018年第1四半期まで延長することに合意した。OPEC減産合意は、石油市場のバランスを取り戻すことを目標としている。

① 製品及び顧客

当社の事業では、炭化水素の精製所に販売される原油及び肥料製造部門により利用される天然ガスを生産している。

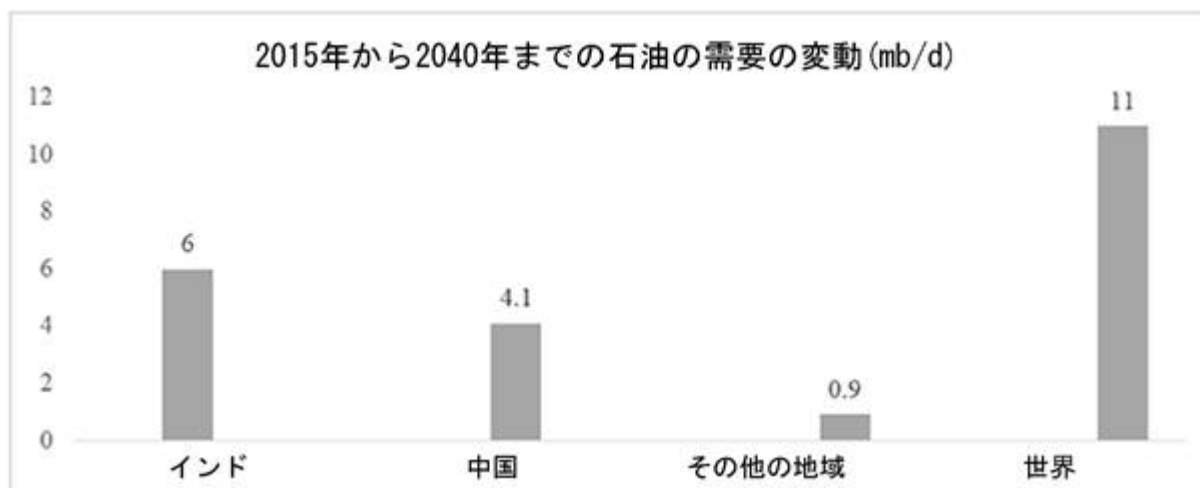
② 市場の牽引力及び市場機会

世界的に石油価格が低水準であり続けたため、2015年及び2016年には新たな標準型の原油生産計画の承認数が1950年代以降最も低いレベルまで落ち込み、国際エネルギー機関（以下「IEA」という。）はこの承認数が2017年においても引き続き低いレベルである場合には将来における需要と供給のギャップを回避するためにかつてない努力が必要となるであろうと考えている。

石油計画・分析室のインドの石油及びガス・データ寸評（2017年3月）によれば、インドの石油及びガス市場は、その石油消費量の82.0%及びガス消費量の44%が輸入によって満たされているため、依然として輸入に大きく依存している。2017年度において、ガスの輸入は、国内生産量が着実に減少したために、4年間で最も高い水準であった。

インド政府は、インドの輸入への依存を減らしつつより大きなエネルギー安全保障を実現するためには、投資を増加させ、国内生産を促進する必要があると認識している。このために、政府は2022年までにインドによる石油及びガスの輸入を10.0%削減することを目指しており、投資を誘致し、生産を促すことを目標とした多くの改革及び新たな方針を導入した。

インドの盆地は、26の堆積盆地のうち7つのみが現在石油及びガスを産出しており、その大部分については依然として探鉱が行われていないため、大きな機会が示されている。インドで最大の民間部門の原油生産会社として、確固たる実績及び探鉱と開発における成長のパイプラインを有しているヴェダンタ・リミテッドは、国内生産を促し、インドの石油及びガス資源の潜在力を活用したいと考えるインド政府の構想から恩恵を受けるのに有利な立場にある。



mb/d=百万バレル（日量）

出典：IEA、世界エネルギー予測2016年版

(d) 鉄鉱石

鉄鉱石の価格は、主に先物取引市場の回復により、ベンチマークとなるスポット価格が2014年以降初めて1トン（乾燥質量）当たり90米ドル超まで押し上げられたことから、2016年に上昇した。中国政府は、2017年6月に電気アーク炉での標準以下の鉄鋼生産を停止するための期限を発表し、これにより鉄鉱石及び鉄鋼の先物取引が増加した。

2017年から2022年にかけて、世界の鉄鋼生産は、2015年及び2016年から緩やかに回復し、2022年には1.73十億トンに達するまで、1.2%の年平均成長率で増加することが予測されている。世界の鉄鋼の半分を生産している中国における生産の減少は、インドにおける鉄鋼生産の急速な拡大、そしてより少ない割合ではあるが、日本、韓国、アメリカ合衆国及び欧州連合における生産の増加により相殺されるものと予測されている。

① 製品及び顧客

ヴェダント・リミテッドは、インドで最大の鉄鉱石の生産会社であり民間部門の輸出業者である。当社の生産高のうち、主にカーナタカで生産された約35.0%はインドにおいて販売されており、ゴアで生産された品位の低い鉄鉱石から成る65%は主に中国に輸出されている。

鉄鉱石は、鉄鋼生産の主要な原料であり、インドにおいて鋼材は主に建設、インフラ及び自動車部門において利用されている。製品は、インドの製鉄業者に対して国内で販売されており、中国の製鋼所に対して輸出されている。

② 市場の牽引力及び市場機会

長期的に見て、当社は建設及びインフラにおける継続的な投資により、引き続きインド市場及び中国市場の両方からの需要があると予想している。短期的には、世界鉄鋼協会はインドの鉄鋼需要が2017年に6.1%増加すると予測しており、一方で世界的な鉄鋼需要は1.3%増加すると予測されている。

インドにおいては、インフラ投資を促進する産業政策及び戦略の自由化の結果、既存の製鉄所は近代化され又は拡張されており、費用効率の高い、最新式の技術に基づく新たな製鉄所も多数設立された。需要の急速かつ安定した伸びに促され、国内の起業家は多くの州において新規開発計画を検討している。インド政府は、インドにおいて増大しているインフラ需要に対応して、2025年までに鉄鋼生産を300百万トンまで増加させることを目標としている。この鉄鋼生産の増加は、ヴェダント・リミテッドが国内における鉄鉱石の販売を増加させる機会をもたらしている。

中国における環境問題や生産性に焦点を当てることで課題が生まれ、中国の製鉄業者からの低品位の鉄鉱石に対する需要に影響が及ぶ可能性がある一方で、鉄鋼価格の下落による利ざやへの圧力の増大及び不安定なコークス炭の価格を受けて、中国の製鋼所は再びコスト削減のためにより低い品位の鉄鉱石を利用するようになる可能性がある。

(e) 銅

2016年から2021年の間に、世界における精錬銅の需要は年間平均1.8%と、引き続き緩やかな成長軌道を辿ると予想されている。より長期的に見ると、2016年から2035年までの期間に、精錬銅の消費量は年間1.2%増加すると予想されている。2016年最終四半期にわたり、米国のインフラ計画並びに送電網投資に対する政府の刺激策の影響の増大及びとりわけ機器・消費財に対する最終利用者からの需要の増加に起因する中国における需要の増加を見越して、銅価格は安定した。この傾向は、重大な鉱山の供給停止により2017年においても継続した。2017年の年間平均価格は1トン当たり5,678米ドルと見積もられている。

インドにおいては、精錬銅市場は2016年度上半期には8%の成長が見られたが、廃貨により2016年12月に終了した四半期においては低迷した。それにもかかわらず、精錬銅市場は2017年3月に終了した四半期において再び好転し始め、インド経済の成長と並行して伸び続けるであろうと予想されている。

供給サイドでは、2016年に5年連続して鉱物の供給が増加した（5％）後、2017年は銅価格を支えているエスコンディータ、グラスベルグ及びセロ・ベルデといった世界最大級の銅鉱山の一部における生産の停止から始まった。

2017年の銅精鉱の年間ベンチマーク決済価格は、主に生産停止により銅精鉱の供給が減少したことに起因して、前年に対して5.0%減少した。

① 製品及び顧客

精錬銅は、主にケーブル、変電機及びモーターの製造並びに鋳造及び合金ベースの製品の製造において利用されている。

インド南部に年間400キロトンのカスタム・スマルターを有するヴェダント・リミテッドは、精錬銅の市場シェアの約35%を持つインド市場でのトップ企業であり、当社のインドにおける主な顧客は、ケーブル製造業者、巻線装置及び変電機の製造業者である。当社の輸出先は主に中国及び東南アジアであり、これらの顧客はインドから多くの供給を受けている。輸出は2017年度の売上全体の41.0%に寄与した。

② 市場の牽引力及び市場機会

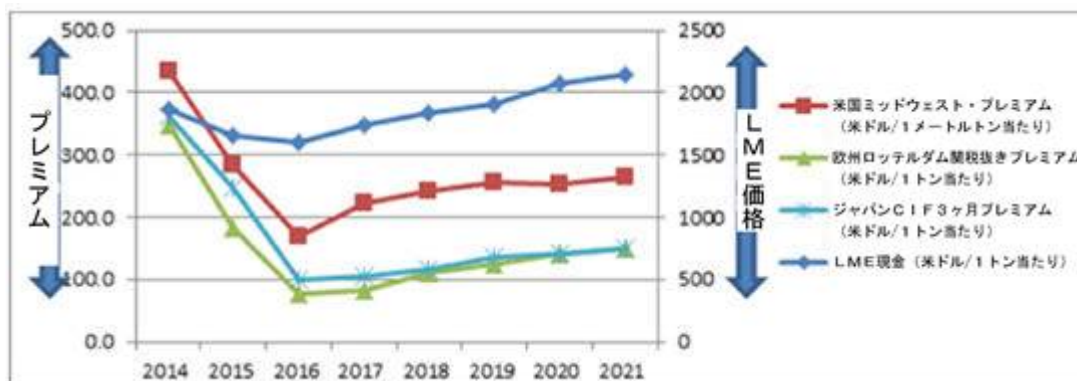
世界的に、とりわけ機器及び消費財に対する中国における最終消費需要の増加によって、需要が促進されており、当社は中国の景気刺激策が継続するためにこの傾向が続くであろうと予想している。

インドでは、成長の牽引材料に、スマートシティ計画、「2022年までに全インド人に住宅を」プログラム、産業鉄道、国道整備計画といった一連のインフラ構想や国家電力政策に基づく再生可能エネルギー計画の構築に焦点を置くことなどが含まれている。

したがって当社は、今後数年間のうちにインド及び中国において需要が増加すると予想している。当社は、インドにおける当社の市場シェアをさらに拡大し、潜在的に当社の製錬所の生産能力を増加させ、輸出売上高を増加させるためにこの需要増加を活用する機会を見いだしている。

(f) アルミニウム

中国を除く世界のアルミニウム需要は、2016年に前年比で3.0%増加し、一方で中国での需要は景気刺激策に後押しされた第一次需要の増加に牽引されて、前年度には7.0%増加した。世界のアルミニウム生産量は前年比で3%増加し、中国の生産量は引き続き世界の供給量の50.0%超を占めた。2017年当初より中国では供給サイドで合理化の課題が浮上し、大気汚染を制御するための冬季生産量の削減に関する発表が行われた。アルミニウムのLME価格は2016年の安値に対して20.0%増加し、世界のアルミニウム市場が赤字に陥る中でプレミアムがさらに上昇した。今後は、LME価格は2017年から2021年にかけて1トン当たり平均で1,943米ドルとなり、プレミアムも肯定的な動向を見せると予想されている。



CIF＝運賃・保険料込み条件

出典：CRU、2017年1月

① 製品及び顧客

当社のアルミニウム事業は、インドにおいて合計すると最大のアルミニウム生産量（年間2.3百万トン）を有しており、第一次市場においては38.7%の市場シェアを有する第2位の生産業者である。当社が供給するアルミニウムは、ケーブル、導電体及び住宅といった製品に利用される棒材、ビレット、一次鋳造合金及び圧延品の製造において使われている。

2017年度には、当社の売上の50.0%がインド市場に対するものであり、とりわけ政府の戦略の結果需要が増大しているインフラ、輸送、梱包、建設及び電機の部門において利用されている。

当社の製品の海外における需要は多く、当社の海外の顧客ベースは2017年度にかけて610キロトンまで、33.0%の売上の増加を記録し、欧州、北米、南米及びその他の主要なアジア市場における実績を高めた。

② 市場の牽引力及び市場機会

アルミニウムの世界的な需要は、2017年に4.0%増加すると予想されている。インドにおいては、国のインフラを発展させる構想が引き続き需要を牽引し、この傾向は続くであろうと当社は予想している。さらに、パワー・グリッド・コーポレーション・オブ・インド（Power Grid Corporation of India Limited）（以下「PGCIL」という。）は最近、今後36ヶ月から48ヶ月にかけて国内の送電網を拡大し近代化するための4.5十億米ドル相当の投資を承認しており、これによりワイヤー及びケーブル部門における需要が促進されるであろう。当社は、インドにおけるアルミニウム需要は2017年に7.7%増加すると予想しており、この機会を利用してジャルスグダにおける当社の生産量を増加させている。当社はまた、当社製品に対する海外での需要が急速に伸び続けているため、当社の海外の顧客ベースを成長させる大きな機会を見いだしている。その結果、当社は2018年度には海外の顧客に対する売上高を2倍に伸ばすことを目指している。

供給サイドでは、生産高の増加を制御する措置を実施している中国に関して、市場観は複雑である。CRUによれば、世界の第一次アルミニウム生産量は、2017年に6.2%増加し、62.5百万トンになると予測されている。インドでの生産量は、主に当社のジャルスグダIIにおける増産に支えられて、2017年には18%増加し、世界的な生産高の増加（中国を除く。）の72.0%に寄与すると予想されている。

(g) 電力

ヴェダンタ・リミテッドは、インドにおいて9ギガワットの多様な電力ポートフォリオを運営しており、その内訳は96.0%が火力発電、4%が再生エネルギーを原料とする発電である。インドは、世界で5番目に大きな電力発電容量を有しており、その電力の需要は経済成長に沿って着実に成長し続けている。

① 製品及び顧客

当社の電力ポートフォリオの40.0%は商業用電力に利用されており、60.0%は自社使用目的のものである。商業利用目的で発電された電力の約95.0%は、インドの地元の配電会社との長期電力購入契約によって支えられている。

② 市場の牽引力及び市場機会

インド政府は、電力部門の成長を支援してきた。インド政府は、電気機械工業の免許制を廃止し、この部門への100%の外国直接投資を承認した。現在インドは、電力不足を抱えており、2017年までに72.3ギガワットが火力発電、10.8ギガワットが水力発電、5.3ギガワットが原子力発電で構成される合計88.5ギガワットの追加の発電容量を目標としている。再生可能エネルギー源による発電の割合も高まっている。風力エネルギーは現在最大の再生可能エネルギー源であり、24.7ギガワットの総設備容量のうち推定64.77%を占めている。2022年までに風力発電容量を20ギガワットまで増加させる計画がある。インドはまた、太陽光発電の目標容量を2022年までに現在の容量の5倍に当たる100ギガワットまで増加させている。

インド政府は、「全世帯に電力を供給する目標（Power for All）」を達成するために電力部門における成長を支援している。インド政府は、既に多くの農村部及び都市部向けの電力開発計画を実施してきており、中でも配電会社に支援を提供するための配電会社の債務解消策（以下「UDAY」という。）計画は、高い評価を受けている。エネルギー貯蔵を開発するための規制的手法や政策も、インドのエネルギー構成の一部としての再生可能エネルギー発電の拡大を促すために検討されている。

ヴェダント・リミテッドは、インドにおいて最大の発電会社の1つであり、インドの経済成長及び電力不足に乗じて発電容量を引き続き増加させている。さらに、国内の石炭価格が2016年中に下落し、海上輸送原料価格は上昇した。当社は、この傾向は2017年において継続すると予想しており、これは国内の生産会社にさらなる競争優位をもたらすであろう。

国産石炭の供給力が増加したことで石炭費用の削減が可能となった



注：上記は、ジャルスグダ及びBALCOの自社発電所及び複合発電所向けのデータである。

(1) 100を基準として指標化されており、混合分は正規化された総発熱量で示されている。

出典：ブルームバーグ（一般炭の世界的な価格）

(2) 当社の事業

(a) 概要

当社は、低コストで世界的に多角的経営を行っている天然資源を扱う企業である。当社の事業は主にインドで展開されている。当社は、オーストラリア、アラブ首長国連邦、南アフリカ、ナミビア及びアイルランドにおいて事業を展開しており、また世界中に17,000人超の従業員を有している。当社は主に、亜鉛、石油及びガス、鉄鉱石、銅、アルミニウム並びに商業用電力発電事業に従事しており、また、港運営事業及びインフラ資産を開発し運営している。当社は、当社の銅、亜鉛及びアルミニウム事業に向けた当社の多様な拡張プロジェクト並びに亜鉛事業（海外）並びに石油及びガス事業の買収を通じて近年めざましい成長を遂げている。当社は、インドにおける当社の業務経験及び当社の事業展開により、比較的安い業務費用並びに豊富かつ低廉な労働力及び人材プールをもって、インドの豊富な鉱石資源から生み出される魅力的な成長機会から利益を得られることを確信している。当社はまた、インド、中国、南アフリカ及び中東における産業生産及びインフラへの投資において顕著な成長から利益を得るために好位置にいることを確信しており、金属、石油及びガス並びに電力会社として強い需要を引き続き創出することを目指している。

当社は優れた唯一の一貫生産型の亜鉛製造会社で、ILZDAによると2017年度のインドの亜鉛市場の販売量では72.0%の市場シェアを有しており、4社あるアルミニウムの一次生産を行う会社のうちのひとつで、インドアルミニウム協会（以下「AAI」という。）によると2017年度のインドにおける生産量では38.7%の一次市場シェアを有している。2017年3月のMoPNGの統計によれば、当社は、当社のジョイント・オペレーションのパートナーとともに、インド国内の原油生産の約26.0%を占めている。当社はインドに2社ある銅注文製錬会社のひとつで、インド国際銅協会によると2017年度の販売量の一次市場シェアの36%を有している。

亜鉛事業

当社の完全一貫生産型のインドにおける亜鉛事業は、HZLによって所有され、運営されている。ウッド・マッケンジーによれば、HZLは、2017年において生産量が3社の主導的な採掘会社のひとつであり、世界のすべての亜鉛採掘事業の中でその採掘費用が最も低い生産会社の上位10分の1に入っていた。さらに、ウッド・マッケンジーによれば、2017年において、HZLのランプラ・アグーチャの採掘は世界最大の亜鉛採掘生産量であり、またそのチャンドリヤに所在する湿式冶金亜鉛製錬所は、世界の生産量で見た場合に、世界で9番目に大きい製錬所である。当社はHZLの持分の64.9%を所有しており、残りの持分はインド政府（29.5%）並びに法人株主及び一般株主（5.6%）に所有されている。当社は、インド政府が所有するHZLの残存持分を取得するために第2回目のコール・オプションを行使したが、かかる行使については現在紛争中である。HZLの事業には、インド北西部に所在する5つの鉛亜鉛鉱山、1つの燐灰土鉱山、4つの湿式冶金亜鉛製錬所、2つの鉛製錬所、1つの高温冶金方式鉛亜鉛製錬所、6つの硫酸工場及び6つの自社発電所、並びにインド北部ウッタラカンド州のハリドワールに所在する亜鉛の加工及び精錬施設、パントナガールの亜鉛及び鉛並びに銀の加工及び精錬施設が含まれる。HZL鉱山は、その濃縮物需要ほとんどすべてを供給し、また亜鉛及び鉛の余剰濃縮物を輸出している。

当社の亜鉛事業は以下で構成されている。

- (i) ナミビアにスコープオン鉱山及び製錬所を有するスコープオンの持分の100%
- (ii) 南アフリカのブラック・マウンテン鉱山及びガムスベルグ計画を有するブラック・マウンテン・マイニングの持分の74%

石油及びガス事業

2017年4月11日に実施された当社・ケアン・インディア合併に基づき、ケアン・インディア・リミテッドは、ヴェダント・リミテッドと合併した。当社の石油及びガス事業は、以前はケアン・インディアによって所有及び運営されていた。2017年3月現在のMoPNGの統計によれば、当社はインド国内の原油生産に著しく貢献しており、国内生産の約26%に貢献している。当社は、7つの生産及び探鉱鉱区を持つ多様な資産基盤を有している。

鉄鉱石事業

当社は、鉄鉱石の採鉱、採掘及び精錬に従事している。2017年3月31日現在、当社は、インドにおいて平均品位55.4%の鉄鉱石181.7百万トンから成る埋蔵量を所有し、又はこれに対する権限を保有していた。さらに当社は、銑鉄及び冶金コークスを製造し、また、ゴア州において各30メガワットの廃熱回収プラント2機を操業している。

当社の採掘事業は、ゴア州及びカルナータカ州において行われているが、鉱山業者による環境その他の違反の申立てを理由に、いずれも採掘活動が停止されており、2011年8月以来、当社の鉄鉱石の生産に悪影響を及ぼしている。採掘活動の停止処分はゴア州政府によってなされ、かかる停止に関しては、インド最高裁判所が、2012年9月から2014年4月までのゴア州での採掘活動の停止及びカルナータカ州政府により課された2013年4月までの停止について支持した。当社は、カルナータカ州政府の第1次森林許可及びインド環境森林省（以下「MoEF」という。）による一時的な運転許可に基づきカルナータカ州での営業を再開したが、かかる一時的な運転許可は、2014年7月31日に失効した。カルナータカ州での営業は2014年8月1日から2015年2月27日まで停止されていた。当社は、2015年2月28日に全ての法的手続が整った後、カルナータカ州での営業を再開した。インド最高裁判所の2014年4月の命令の後、2014年8月、ゴア州のボンベイ最高裁判所はゴア州における採掘権を更新する命令を出した。MoEF及び州政府もまた、最高裁判所が命じた範囲内で、採掘権の更新及びゴア州政府による営業許可に係る停止命令を取り消した。当社の採掘事業は、必要な法的手続並びに最高裁判所及びゴア州政府により追加で課された条件の充足が完了した後、当社の主要な鉱山において2015年8月に再開された。

当社はまた、ウェスタン・クラスターより、採鉱前の段階にあり、ボミヒルズ、ベアマウンテン及びマノリバー鉱床から成るリベリアの鉄鉱石プロジェクトを取得している。

銅事業

当社の銅事業は主として注文製錬の一種である。当社の資産は、インド南部のトゥティコリンに所在する製錬所、精錬所、リン酸工場、硫酸工場、銅棒工場及び3つの自社発電所、インド西部に所在する精錬所及び2つの銅棒工場並びにUAEのフジャイラに所在する金及び銀を生産する貴金属精錬所、金陽極工場及び銅棒工場を含む。ウッド・マッケンジーによれば、当社のトゥティコリン製錬所は2017年度の生産量では世界の上位10製錬所の一つであった。当社は、オーストラリアのタスマニア州のマウントライエル銅山を所有している。マウントライエル鉱山での営業は、土砂崩れ事件の後、2014年1月より一時停止している。その後、マウントライエル銅山での営業は、2014年6月の通気孔への落盤事件の後、2014年7月9日より保護及び維持管理下に置かれている。

アルミニウム事業

当社のアルミニウム事業は、チャッティースガル州及びオディシャ州に基盤を有している。当社は、チャッティースガル州での事業を当社が51.0%の持分を有し、残りの持分をインド政府が保有しているBALCOを通じて運営している。AAIによれば、BALCOはインドに4社あるアルミニウムの一次生産を行う会社のうちの一つであり、2017年度には生産量において20.7%の一次市場シェアを有していた。当社は、インド政府が所有する残りの持分49.0%を買収するためのオプションを行使したが、現在紛争中である。BALCOの事業には、インド中央部に所在する2つのボーキサイト鉱山、1,410メガワットの発電所並びに精錬、製錬及び精製所が含まれる。BALCOの事業は、アルミニウム製錬工程に多量の電力を必要とすることから、アルミニウム製錬における最大のコスト要因である電力を比較的費用効率良く利用可能であることによる恩恵を受けている。これは、BALCOが大量のエネルギーを要するアルミニウム製造会社であることに大いに起因している。BALCOはまた、年間325,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所を設営中であり、このうち84ポットは2014年9月に量産を開始した。さらに、84ポットが2016年8月1日に、残りの168ポットが、2017年5月1日に量産を開始した。

2014年炭鉱（特別規定）法（現行の2015年炭鉱（特別規定）法）に基づきインド政府により実施された炭鉱の再入札において、BALCOは2015年2月に1つの炭鉱、すなわちチョティア石炭鉱区（以下「チョティア」という。）の確保に成功した。

オディシャ州における当社のアルミニウム事業は、組織再編取引により、現在はヴェダント・リミテッドに統合されたヴェダント・アルミニウムを通じて運営されていた。その事業には、付随する90メガワットの自社の石炭発電所を有する年間2.0百万トンの生産能力を有するランジガルのアルミナ精錬所並びに付随する1,215メガワット及び1,800メガワットの自社の石炭発電所（600メガワットのユニット3つで構成される。）を有する年間0.5百万トンの生産能力を有するジャルスグダのアルミニウム製錬所が含まれる。ランジガルのアルミナ精錬所は2010年3月に操業を開始し、2016年4月には第2工程の操業が再開し、アルミナ精錬所の生産能力は年間1.4百万トンに拡大

した。また、当社は、2017年3月に、アルミナ精錬所の生産能力を年間2百万トンに拡大するボトルネック除去プロジェクトを稼動した。年間0.5百万トンの生産能力を有するジャルスグダにおける新規の製錬所プロジェクトは、それぞれ年間250,000トンの能力が配備される2つの段階を踏んで実施された。第1段階は、2009年11月30日に完了し、第2段階は2010年3月1日に完了した。当社は現在、ジャルスグダの年間1.25百万トンの能力を有する製錬所を強化中である。82ポットは、2015年度中に稼動し（このうち、80ポットが2015年12月1日に稼動した。）、2016年4月1日に追加の増設が再開された。2017年度中においては、合計424ポットが稼動した。

電力事業

当社は、インド全土にわたって様々な発電所を運営している。当社の電力事業は、オディシャ州にある600メガワットの火力発電所、チャッティースガル州にある600メガワットの独立系火力発電所、インド全土にある274メガワットの風力発電所、タミル・ナードゥ州にある106.5メガワットの火力発電所並びにパンジャブ州にある1,980メガワットの火力発電所により構成される。

当社は、組織再編取引により、現在はヴェダント・リミテッドに統合されたスターライト・エナジーを通じてジャルスグダに600メガワットの石炭火力発電所を運営していた。2006年9月、スターライト・エナジーは、オリッサ州政府に指名されたグリッド・コーポレーション・オブ・オリッサ・リミテッド（以下「グリッド」という。）と電力購入契約を締結した。

スターライト・エナジーは、2008年7月、インドのパンジャブ州タルワンディ・サボにおいて、1,980メガワット（それぞれが660メガワットのユニット3つで構成される。）の生産能力を有する石炭火力商業発電所を建設するプロジェクトの権利を国際的な入札において落札し、これを取得した。発電所は、ヴェダント・リミテッドの完全子会社であるTSPLにより建設される予定であった。タルワンディ・サボ発電所の660メガワットの第1ユニット及び660メガワットの第2ユニットはそれぞれ2015年度及び2016年度に稼動された。660メガワットの第3ユニットは、試験運転が成功した後、2016年9月1日に稼働された。当社の電力事業には、HZLにより運営される274メガワットの風力発電所及びインド南部のメットゥル・ダムにある106.5メガワットのMALCOの発電所も含まれる。MALCOの発電所は、2017年5月26日より、保護下に置かれ、メンテナンス中である。

また、BALCOは、合計1,200メガワット（各300メガワットのユニット4つ）の発電能力を有する石炭火力発電所をコルバに建設した。最初の2つのユニットは独立系発電所であり、600メガワットの独立系発電所と称される。600メガワットの独立系発電所の300メガワットの第1ユニットは、試験運転が成功した後、2015年8月1日に稼動を開始した。第2ユニットは、2016年5月1日に稼動し、量産が開始された。

(b) 鉱石埋蔵量の表示に関する原則

報告された金属埋蔵量は、大洋州鉱業冶金学会、豪州地球科学学会及び豪州鉱業協会が合同で設置した鉱石埋蔵量合同委員会によって作成された鉱物資源量及び鉱石埋蔵量の報告に関する大洋州規定（2004年版）（以下「JORC規定」という。）に従って報告された場合には「鉱石埋蔵量」、南アフリカにおける炭鉱業績、鉱物資源量及び鉱物理蔵量の一般向け報告のための最低基準、勧告及びガイドラインを規定した、南アフリカ資源量埋蔵量委員会規定に従って報告された場合「鉱物理蔵量」と定義される。意味及び定義は同じである。便宜のため、当社は、「鉱石埋蔵量」の表現を基本的に使う。業績は、米国証券取引所又はSECの産業指針7に遵守して報告されている。

報告された各鉱山の鉱石埋蔵量は、当社の地質学者及びエンジニアによる地理学データ及び一連の技術的経済的研究の体系的評価によって、導き出される。

- ・ HZLのランプラ・アグーチャ、ラジプラ・ダリバ、シンデサル・クルド、ザワル及びカヤド鉱山の鉱石埋蔵量は、2017年3月31日現在SRKコンサルティング（UK）リミテッドにより監査された。
- ・ スコーピオンのスコーピオン鉱山の鉱石埋蔵量は、2017年3月31日現在アックス・バレー・マイニング・コンサルティング・エルティーディー（Axe Valley Mining Consultants Ltd）により精査された。
- ・ ブラック・マウンテン・マイニングのブラック・マウンテン鉱山及びガムスベルグ鉱山の鉱石埋蔵量は、2017年3月31日現在の管理推定から導き出された。
- ・ ケアン・インディアが運営する鉱区の石油、コンデンセート及び販売用ガスの確定埋蔵量は、2017年3月31日現在デゴイラー・アンド・マックナウトン（DeGolyer and MacNaughton）（以下「D&M」という。）により精査された。
- ・ インドにおける当社の鉄鉱石鉱山の鉱石埋蔵量は、2017年3月31日現在の管理推定から導き出された。
- ・ リベリアにおける当社の鉄鉱石鉱山の鉱石埋蔵量は、2014年4月6日現在、ロスコー・ポッスル・アソシエイツ・インク（Roscoe Postle Associates Inc.）により監査された。
- ・ BALCOのマインパット及びボダイ・ダルダリボーキサイト鉱山の鉱石埋蔵量は、2017年3月31日現在のジェオ・ソリューションズ・プライベート・リミテッド（Geo Solutions Private Limited）により監査された。

「鉱石埋蔵量」とは、経済的に採掘可能な部分である。物質が採掘される際に発生する可能性がある混入物質及び逸失分を含み、また適切な査定及び調査が行われ、現実的に仮定された採掘上、冶金学上、経済上、マーケティング上、法律上、環境上、社会上及び政治上の要素の検討及び当該要素による変動を含むものである。かかる査定は、報告時点において、採掘が合理的に正当化され得ることを示す。鉱石埋蔵量は、精度の低い方から順に、推定鉱石埋蔵量及び確定鉱石埋蔵量に細分されている。

鉱石埋蔵量に加えて、当社は、当社の既存事業に追加し又は拡張して、さらに鉱床を発見した。当該鉱床は、現在採鉱及び評価の途中である。

(c) 当社のインドにおける亜鉛事業

概要

当社のインドにおける亜鉛事業は、HZLにより所有及び運営されている。HZLの完全一貫生産型の亜鉛事業には、ラジャスタン州のチャンデリヤ、ダリバ及びザワルの当社施設に所在の5つの鉛亜鉛鉱山、1つの燐灰土鉱山、4つの湿式冶金亜鉛製錬所、2つの鉛製錬所、1つの高温冶金方式の鉛亜鉛製錬所、6つの硫酸工場及び6つの自社発電所並びにインド北部ウッタラカンド州のハリドワールに所在する亜鉛の加工及び精錬施設、パントナガールに所在する亜鉛及び鉛の加工及び精錬施設並びに銀の精錬所が含まれる。HZLは、同社の精錬需要のすべてを自社の鉱山より調達している。

当社がHZLの持分を最初に取得したのは2002年4月であり、これ以降、当社は拡張並びに操業効率の改善及び設備費用の削減により、HZLの業績を飛躍的に向上させた。

HZLは、ラジャスタン州政府に対して鉛亜鉛鉱の採鉱に基づいて採掘料を支払っている。2014年9月より、かかる採掘料率は、産出された精鉱に含まれる金属亜鉛についてはロンドン金属取引所における金属亜鉛の価格の8.4%から10.0%へと増加し、産出された精鉱に含まれる金属鉛についてはロンドン金属取引所における金属鉛の価格の12.7%から14.5%へと増加した。銀については、HZLは、生産された銀金属にチャージできるロンドン地金市場協会における銀価格の7%のロイヤルティを払っている。当社が支払う採掘料は変更されることがある。さらに、2015年度末に向けて告示された鉱山及び鉱物（開発及び規則）改正法（以下「MMDRA改正法」という。）は、

採掘料を越えない金額が採掘による影響を受けた人々への利益のためにDMFに寄与され、追加の2%の採掘料がNMETに寄与されることを通知している。DMFへの寄付金は基準採掘料率の30%と通知された。「―第3―4 事業等のリスク―(2) 当社が属する業界に関するリスク―(c) 関税率、採掘料、租税制度、関税制度、輸出税制度及び政府支援の変更により、インドの国内市場での割増価格が減少し、その結果当社の収益性及び業績が悪影響を被る可能性がある。」を参照のこと。

当社の所有するHZLの株式の持株比率は64.9%であり、残りはインド政府が29.5%、法人株主及び一般株主が5.6%所有している。当社は、2009年7月21日付書簡により、インド政府が所有する残りのHZL持分を取得するために第2回目のコール・オプションを行使したが、かかる行使については現在紛争中である。「―(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション―HZL株式に係るコール・オプション」を参照のこと。

主要製品

亜鉛

当社は、国際標準品質等級による4等級すべて、すなわちスペシャル・ハイ・グレード（SHG―99.995%）、ハイ・グレード（HG―99.95%）、連続溶融亜鉛メッキグレード（CGG―99.5%）及びプライム・ウェスタン（PW―98.0%）の亜鉛インゴットを生産及び販売している。当社は、亜鉛インゴットの大部分を、鉄鋼の耐久性を高める目的の鉄鋼の亜鉛メッキのため、インドの鉄鋼メーカーに販売している。当社の亜鉛の一部は、合金、乾電池、金型鑄造及び化学の各メーカーにも販売されている。

鉛

当社は、純度99.99%の鉛インゴットを主としてバッテリー・メーカー向け、またごく一部は化学メーカー向けに生産及び販売している。

副産物

硫酸

硫酸は、当社の亜鉛製錬事業及び鉛製錬事業における副産物である。当社は、硫酸及びセメントを肥料メーカー及びその他の産業向けに販売している。

銀

銀は、当社の亜鉛及び鉛鉱石に自然に産し、当社の鉛製錬事業における副産物である。当社は、銀インゴットを主として工業的用途の銀の使用者及び流通業者向けに生産及び販売している。

鉛亜鉛鉱山

HZLは通常事業に必要な鉛亜鉛鉱石すべてについて、インド北西部ラジャスタン州のランプラ・アグーチャの露天掘り鉱山並びにランプラ・アグーチャ、ザワル、ラジプラ・ダリバ、シンデサル・クルド及びカヤドの坑内掘り鉱山から供給を受けている。鉱山から掘り出された鉛亜鉛鉱石は、構内選鉱所及び選鉱工場に運ばれ、ここで処理されて亜鉛精鉱及び鉛精鉱となる。衛星カヤド鉱山を含むランプラ・アグーチャ鉱山は、鉱石の鉱物特性が優れているため、金属回収率が高く、2017年度のHZLの亜鉛及び鉛精鉱生産による金属採掘量合計において68.6%を占めた。ザワル鉱山、ラジプラ・ダリバ鉱山及びシンデサル・クルド鉱山については、それぞれ7.6%、4.1%及び19.7%であった。亜鉛精鉱及び鉛精鉱は、トラックで近隣のチャンデリヤ製錬所、ダリバ製錬所及びデバリ製錬所へ輸送される。

当社がランプラ・アグーチャ鉱山、ザワル鉱山、シンデサル・クルド鉱山及びラジプラ・ダリバ及びカヤド鉱山に関してインド鉱山事務所から受けている認可によれば、2017年度の当社の各鉱山からの鉛亜鉛鉱石採掘量は、それぞれ年間約6.0百万トン、4.0百万トン、4.5百万トン、0.9百万トン及び1.0百万トンに制限されている。

亜鉛製錬所

HZLは、湿式冶金方式及び高温冶金方式の2種類の亜鉛製錬所を擁している。HZLの製錬所のうち4ヶ所は湿式冶金方式であり、1ヶ所は高温冶金方式である。

湿式冶金製錬工程は、焙焼、洗脱及び電解採取（以下「RLE」という。）の工程である。亜鉛精鉱は、まず焙焼機において酸化され、発生した気体が浄化され硫酸工場に送られる。焙焼機からの主要産出物は、煅焼物と呼ばれるが、これが洗脱及び精製工場に送られて精製硫酸亜鉛が生成される。精製硫酸亜鉛液はさらに電気分解工程を経て亜鉛カソードが生成される。最後に、亜鉛カソードがさらに加工され、インド北部ウッタラカンド州に所在する加工及び精錬施設で鑄造されて亜鉛インゴットとなる。

高温冶金製錬ではインペリアル製錬工程（以下「ISP™」という。）が採用されている。同工程においては、最初に焼結が行われ、精鉱から硫黄が除去される。発生した気体は、洗浄され、硫酸工場に送られる。焼結機からの産出物は、インペリアル製錬炉に投入され、予め加熱された冶金コークス及び空気とともに製錬される。製錬工程において、熔融鉛がインペリアル製錬炉の底から抽出され、亜鉛は蒸気として上方に向かう。その後、融解鉛槽において濃縮される。融解鉛は冷却されて亜鉛が分離され、精製工程を経て不純物が除去され、純粋な亜鉛金属がインゴットに鑄造される。かかる工程を経て除去された鉛は、精錬所に送られ純粋な鉛金属が生産される。この工程において、副産物として銀もまた生成されるが、精錬及び鑄造されて銀インゴットにするため、ウッタラカンド州に所在する当社の施設に送られる。

鉛製錬所

HZLは、2つの鉛製錬所を擁しており、1つはチャンデリヤ、もう1つはダリバに所在する。チャンデリヤの製錬所はオースメルト（Ausmelt™）技術を採用しており、その他のダリバにおける製錬所は、シュイコウシャン製錬技術（SKS）酸素底吹き技術を利用している。チャンデリヤにも、高温冶金インペリアル製錬炉工程を採用している鉛亜鉛製錬所がある。

ダリバにあるHZLの鉛製錬所は、SKS酸素底吹き技術に基づいたものであり、鉛精鉱は溶剤とともにSKS炉で直接製錬される。SKS炉は、鉛塊及びスラグを生成する。SKS炉のスラグは、高炉で精錬され、塊を生成する。これらの過程で生成された鉛塊は、高純度で電解品位の鉛カソードを生産するために、鉛精製工場において電気分解によって処理される。鉛カソードは、ウッタラカンド州に所在する当社の加工及び精錬施設でさらに加工及び鑄造されてインゴットとなる。高炉で生成されたスラグは、酸化亜鉛末を生産するためにフューミングされる。二酸化硫黄を含む排気は、硫酸工場で浄化及び処理される。チャンデリヤにあるHZLの鉛工場は、トップ・サブマージド・ランス（Top Submerged Lance）技術に基づいたものであり、鉛精鉱は直接、堅型炉において溶剤とともに製錬される。この工程で生成した鉛塊は、鉛精製工場において処理され、高純度の鉛インゴットが生産される。排気は二酸化硫黄を含むが、硫酸工場で浄化及び処理される。

最終加工及び取引先への配送

亜鉛及び鉛カソードは、ラジャスタンにある当社の湿式冶金方式の工場から、インド北部のウッタラカンド州に所在する当社の施設に移され、さらに加工されて亜鉛及び鉛インゴットとなる。製錬による残留物の一方は陽極分解残留物であり、他方は高純度の鉛資源であり、両方とも同様にウッタラカンド施設に移され、銀は加工及び鑄造され、銀インゴットとなる。ウッタラカンド州に所在する施設は、亜鉛、鉛及び銀を加工及び精錬し、インゴットに鑄造し、完成した生産物を国家規模で流通しており、当社の顧客にとって中核化された完成品センターとなっている。亜鉛及び鉛インゴットは、ウッタラカンド州の施設から輸出のためにも出荷されている。ただし、一部の亜鉛及び鉛インゴットについては、ラジャスタンにおいても国内顧客及び輸出先の顧客向けに生産が行われている。副産物の硫酸は、ラジャスタンにある当社の施設からインドの顧客へと工場渡しで販売されている。

主要施設

概要

以下の地図は、ラジャスタン州におけるHZLの施設の所在を示したものである。



鉱山

ランプラ・アグーチャ鉱山

ランプラ・アグーチャ鉛亜鉛鉱山は、インド北西部ラジャスタン州北西部のグラプラ付近にある。

同鉱山は、鉱石の鉱物特性が優れているため、金属回収率が高く、また鉱山から抽出される亜鉛精鉱の生産総コストが低くなる。採鉱及び加工施設は最新式であり、整備状態は良好である。

鉱体は露天掘り方式及び地下方式で採掘される。鉱山及び選鉱施設の生産能力は、追加の採鉱設備の購入、トラック輸送手段の改善、工場の操業効率の向上、並びに新しい半自生、ミル及びボールミル粉碎回路の設置により、2003年から2010年の間に鉱山については年間2.4百万トンから年間6.2百万トン、ミルについては年間6.5百万トンに増強された。

ランプラ・アグーチャにおける露天掘りでの採鉱は、221トン・トラック及び34立方メートル掘削機を使用し、単純に掘削破砕及び積込運搬を連続して行うものである。地下鉱山においては、鉱体はペースト充填を用いた長孔開設削岩法、セメントで固められた岩石による充填法又は岩石による充填法並びに60トン・トラック及び17トン・ローダーで積込運搬を連続して行うことにより、採掘される。鉱石は一次粉碎機に輸送され、廃石は廃石集積場に廃棄される。採鉱設備は大部分が自社操業用に所有されている。加工施設は、破砕、粉碎及び分別を行う伝統的な鉛亜鉛浮遊選鉱工場である。露天掘りされた鉱石及び地下から採掘された鉱石は連続した破砕回路を経て破砕され、その後4つの工程を経て粉碎される。生産された鉛精鉱及び亜鉛精鉱は、HZLのほかの製錬所に輸送され、尾鉱部分は濃縮された後、鉱滓ダムに送られる。

2004年に、ランプラ・アグーチャで始まった採鉱により、鉱山の埋蔵量が著しく増加した。鉱化資源を埋蔵量に転換し、鉱体の境界をより明確にし、鉱化資源をさらに増やし、露天掘り鉱山を再最適化し、地下鉱山の開発プロジェクトに着工するための大規模なボーリング・プログラムの結果、埋蔵量は、減耗控除後、2017年3月31日現在で49.7百万トンであり、平均品位は亜鉛が13.9%、鉛が1.9%及び銀が62百万分率であった。推定埋蔵量を算定するためのボーリングは100メートル間隔であるが、確定埋蔵量を決定するためのボーリングは、約50メートル間隔とした。HZLは、1991年に鉱山において生産を開始した。以来、約77.4百万トンの鉱石が露天掘り鉱山から採掘されており、鉱石品位は亜鉛12.5%及び鉛1.8%であった。HZLは、かかる深部の鉱化帯の存在可能性の評価を続けている。2017年3月31日現在、HZLは(i)埋蔵量並びに(ii)現在の生産量及び鉱山寿命計画に基づいて決定された予想生産量に基づいた場合、ランプラ・アグーチャの残存鉱山寿命を、12年と見積もっている。JORCの埋蔵量及び資源に関する報告書によれば、2017年3月31日現在のランプラ・アグーチャ鉱山の確定及び推定埋蔵量は、減耗分計上後において49.7百万トン（亜鉛含有量13.9%及び鉛含有量1.9%）及び銀が62百万分率であった。

2017年度においては、亜鉛含有率13.3%及び鉛含有率1.9%の3.3百万トンの鉱石がランプラ・アグーチャ鉱山から露天掘りにより採掘され、ここから亜鉛回収率が91.95%である亜鉛精鉱中の亜鉛金属387,966トン及び鉛回収率が63.28%である鉛精鉱中の鉛金属37,586トンが生産された。約36.9百万トンの廃石が除去され、剥土比は採掘された鉱石1トン当たり11.3トンの廃石となった。当社のランプラ・アグーチャ鉱山は、露天掘りから地下鉱山の生産へ移行途中である。2017年度において、ランプラ・アグーチャでの地下採鉱により、亜鉛含有率10.2%及び鉛含有率1.3%の1.4百万トンの鉱石が採掘され、ここから亜鉛回収率が約89.9%である亜鉛精鉱中の亜鉛金属86,383トン及び鉛回収率が56.4%である鉛精鉱中の鉛金属6,955トンが生産された。主たる立坑は、予定通り深度950メートルまで完了し、南北の通気口も完成した。

2017年3月31日現在、ランプラ・アグーチャ鉱山の固定資産及び採鉱設備（ランプラ・アグーチャの地下採鉱及びカヤド鉱山に関連する資産を含む。）の総帳簿価額は、54,514百万ルピーであった。ランプラ・アグーチャ鉱山の採掘権は、2030年3月まで有効である。

電力は、主に構内にバックアップの発電容量5メガワットの発電機を2機有する、HZLの自社火力発電所から供給されている。

ラジプラ・ダリバ鉱山

ラジプラ・ダリバは、中規模の坑内掘り鉛亜鉛鉱山及び加工施設であり、北西インドのラジャスタン州ラジサマンド地区ウダイプルにある。

ラジプラ・ダリバの採鉱は1983年に開始され、垂直クレーター後退式技術及び発破孔開削法を用いて行われており、採鉱の終了した坑内採掘場は、セメント固化された分類粉碎尾鉱により埋め戻される。一部の区域では、地盤状態が斜面の安定性及びずり混入において悪影響を及ぼす。こうした地盤状態は、剪断帯の黒鉛の脆弱性及び上方に隣接する酸化帯に由来する酸性地下水の滲出による角礫化苦灰石の分解が相まって形成されたものである。HZLのラジプラ・ダリバの採掘権は2030年5月まで有効である。鉱山には2本の深さ約600メートルの垂直立坑により降りていく。主たる立坑は、直径6メートルで、補助の立坑は、直径4.5メートルである。主たる立坑は、年間0.7百万トンの鉱石を引き上げられる容量であり、現代的な多重綱ケーベ巻上機が敷設されている。人員及び物資はすべてケーベ巻上機で稼動する大きな平衡重り付きケージに乗せて巻き上げる。地上インフラには、換気扇、コンプレッサー及び鉱石積込施設が含まれる。2013年9月には、鉱石生産を増加するため、地上を2.2キロメートル下げる作業が行われた。

鉱石は坑内で砕かれ、地上に積み上げられる。その後再び砕かれ、粉碎されてから、鉛の最終精鉱を得るための鉛浮遊選鉱工程を経る。鉛浮遊選鉱の尾鉱は、亜鉛の最終精鉱を得るための亜鉛浮遊選鉱工程に送られる。1回の浮遊選鉱で、亜鉛の粗選精鉱はコラム浮選槽において洗浄される。その後、亜鉛浮遊選鉱の尾鉱は、埋め戻し加工場で遠心力集塵装置にかけられ、そのアンダーフローは中間貯蔵庫に送られて、ここで坑内充填に使用する準備としてセメントが加えられる。遠心集塵のオーバーフローは濃縮により水分を回収してから、鉱滓ダムで処分される。最終鉛精鉱及び亜鉛精鉱は、HZLの製錬所に発送される前に濃縮、ろ過及び貯蔵される。

採鉱のための電力の大部分は、ダリバにあるHZLの発電容量160メガワットの自社発電所及び州の所有する事業体との契約により供給される。

ラジプラ・ダリバ鉱山の固定資産及び採鉱設備の総帳簿価額は、2017年3月31日現在、約5,491百万ルピーである。

2017年3月31日現在、HZLは、(i)埋蔵量並びに(ii)現在の生産量及び鉱山寿命計画に基づいて決定された予想される生産量に基づいた場合、ラジプラ・ダリバの残存鉱山寿命を、約8年と見積もっている。JORCの埋蔵量及び資源に関する報告書によれば、2017年3月31日現在のラジプラ・ダリバ鉱山の確定及び推定埋蔵量は、減耗分計上後において9.0百万トン（亜鉛含有量6.3%及び鉛含有量1.5%）及び銀が63百万分率であった。さらに、新規の資源を確認する探鉱プログラムも進行中であり、新規の資源が埋蔵量として格上げされる可能性があり、かかるプログラムでは、引き続き、毎年の採鉱による減耗を控除後の埋蔵量残高を維持することに重点が置かれている。推定埋蔵量のためのボーリングの間隔は60メートル未満であるが、確定埋蔵量のためのボーリング間隔は、約30メートルである。

個別の坑内採掘場それぞれの平均品位は、内部廃滓及びずり混入についての標準変数並びに（鉛亜鉛の鉱化体は、一般に著しい自然接触を有するにもかかわらず）鉛亜鉛一体で3.0%という地質学的カットオフ品位を用いて定められた。10.0%の採掘ロス因子、地盤状態に応じた12.0%乃至20.0%の希釈因子適用することにより、事例に

即した量的及び質的な調整が行われた。かかる変数は、過去の生産実績による調整に基づいている。品位の平均値がかかる経済的カットオフ品位に満たない坑内採掘場は、埋蔵量の推定において除外した。最終的な推定埋蔵量は、品位の平均値が経済的カットオフ限界値を上回る坑内採掘場の合計である。すべての坑内採掘場へは既存のインフラを使って行くことができ、また鉱滓ダムは十分な容量があるため、設備投資は採掘機器の交換に限られ、したがって、カットオフ品位に悪影響を及ぼさないと判断された。

2017年度においては、亜鉛含有率5.2%の及び鉛含有率1.2%の745,534トンの鉱石がラジプラ・ダリバ鉱山で採掘され、ここから亜鉛含有率48.9%の亜鉛精鉱64,251トン、鉛含有率41.1%及び1トン当たり1,523グラムの銀を含有する鉛精鉱14,482トンが生産され、そのうち亜鉛の83.8%は亜鉛精鉱から回収され、鉛の68.7%及び銀の52.7%は鉛精鉱から回収された。

シンデサル・クルド鉱山

シンデサル・クルド鉱山は、1992年から1995年にかけて探鉱が行われた大規模な坑内掘り鉱床である。鉱石生産は2006年4月にシンデサル・クルド鉱山で開始され、HXLの採掘許可は、2049年3月まで有効である。

シンデサル・クルド鉱山はラジプラ・ダリバ鉱山に位置している。この鉱山には、ラジプラ・ダリバより道路を経由して接近できる。

鉱化体は、走向に沿って約2.5キロメートル、垂直方向1.3キロメートルにわたって伸びている。鉱山地域は、西方向に鋭く傾斜しているが、南方向の下層部分で傾斜は東方向に変化している。現在の「鉱区」は、走向に沿って1,500メートル、垂直方向に420メートルにわたり伸びている。

鉱床には地表から深度約1,300メートルまでボーリングが行われ、鉱体は垂直方向に伸びる1,100メートルの走向に沿って約2キロメートルにわたって伸びている。現在の鉱区の南側に伸びる埋蔵金属の深さは、まだ定かではないが、鉱区の下で北側に向かって伸びる区域のみは、狭く品位が低から中程度の鉱化体が横切っている。

2005年3月以降、鉱体の規模を拡張することを目的としたボーリング・プログラムにより、シンデサル・クルド南部の探査が継続中である。探鉱が終了する予定の坑内採掘場が、最大の回収率を引き出し、採掘ロスが低減されるよう、埋蔵状況の改善を目的とした地下からの継続的な探査プログラムも進行中である。ボーリングの間隔は、確定埋蔵量で12.5メートルから25メートル、推定埋蔵量の場合は25メートルから50メートル未満であった。

JORCの埋蔵量及び資源に関する報告書によれば、2017年3月31日現在のシンデサル・クルド鉱山の確定及び推定埋蔵量は、35.6百万トン（亜鉛含有量4.2%及び鉛含有量2.9%）及び銀が169百万分率であった。5.0%の採掘ロス因子及び16%の希釈因子を適用して現場の量的調整が行われた。

鉱山へは、地上から斜坑及び下り勾配（北及び南）を経て到達し、鉱石は、ロープロファイルのダンプトラック又はLPDTにより下り勾配を経て引き上げられる。鉱体へは、数段の水平坑道を経て到達する。鉱山では現在、ドリルホール採掘法及び埋め戻し採掘法を採用し、走向において大きさが25メートルから50メートルと異なる坑内採掘場用パネルも採用している。

鉱山から生産される鉱石は、2011年に操業を開始したシンデサル・クルドの選鉱工場で1年間当たり2.0百万トンが処理される。シンデサル・クルドの選鉱工場は、2015年1月にボルトネックが除去され、採掘能力が年間2百万トンから年間2.8百万トンに増加した。鉛亜鉛精鉱は、濃縮工場で生成された鉛精鉱及び亜鉛精鉱それぞれのために設置された高濃縮機に送られる。シンデサル・クルド鉱山では、2017年1月に年間1.5百万トンの生産能力を有する選鉱工場が稼動し、これにより同鉱山の選鉱能力は年間4.3百万トンまで拡張した。尾鉱の脱水及び除去セクションは、液体サイクロン、尾鉱濃縮機、中和タンク、尾鉱の尾鉱池への汲み上げ及び再生水の汲み上げから成る。鉛亜鉛精鉱は、HXL製錬所に輸送される前に、濃縮、ろ過及び貯蔵される。

2017年3月31日現在、鉱山の総帳簿価額は、約30,665百万ルピーである。

2017年3月31日現在、HXLは、(i)埋蔵量及び(ii)鉱山寿命計画に基づいて決定された予想生産量に基づき、シンデサル・クルドの残存鉱山寿命を約7年間と見積もっている。

工場及び鉱山の電力は、ダリバに所在するHXLの自社発電所から供給されている。

2017年度において、亜鉛含有率3.9%及び鉛含有率2.0%の3,664,768トンの鉱石がシンデサル・クルド鉱山で採掘された。採掘と選鉱能力の不一致により、シンデサル・クルド鉱山で生産された鉱石の一部はランプラ・アグーチャ鉱山及びラジプラ・ダリバ鉱山で処理された。シンデサル・クルド鉱山で生産された鉱石の合計のうち、2,726,597トンの鉱石がシンデサル・クルド鉱山の選鉱工場で処理され、ここから亜鉛含有率51.1%の亜鉛精鉱189,528トン、鉛含有率55.9%及び1トン当たり2,904グラムの銀を含有する鉛精鉱92,027トンが生産された。新た

に稼動したシンデサル・クルド鉱山における年間1.5百万トンの生産能力を有する選鉱工場で、156,775トンの鉱石が処理され、ここから亜鉛含有率46.5%の亜鉛精鉱9,342トン、鉛含有率51.4%及び鉛精鉱1トン当たり2,911グラムの銀を含有する鉛精鉱3,876トンが生産された。さらに、346,335トンのシンデサル・クルド鉱山の鉱石がランプラ・アグーチャ鉱山で処理され、ここから亜鉛含有率49.7%の亜鉛精鉱22,759トン、鉛含有率56.6%及び1トン当たり2,936グラムの銀を含有する鉛精鉱8,414トンが生産され、また、147,169トンのシンデサル・クルド鉱山の鉱石がラジプラ・ダリバ鉱山で処理され、ここから亜鉛含有率49.2%の亜鉛精鉱9,049トン、鉛含有率41.7%及び1トン当たり1,540グラムの銀を含有する鉛精鉱4,691トンが生産された。

ザワル鉱山

ザワルは4つの鉱山であるモキア、バラリア、ザワルマラ及びバロイから構成されている。鉱床は、インド北西部ラジャスタン州のウダイプル市の近くに位置する。鉱床は、ラジャスタン州政府により認可された36.2平方キロメートルの採掘権区の中にあり、認可は2030年3月31日まで有効である。

鉱化体は、モキア、バラリア及びバロイ鉱山では、2.5から3.0キロメートル、ザワルマラ鉱山においては0.6キロメートルにわたる。埋蔵金属の深さは、いまだ定かではないが、鉱化体は、垂直方向1キロメートル未満である。水平方向及び垂直方向の拡張並びに資源の埋蔵量として加えられることを目的とした地上及び地下からの探鉱プログラムが、現在進行中である。

鉱山へは、地上から斜坑及び下り勾配を経て到達し、鉱石は、ロープロファイルのダンプトラック（LPDT）、立坑及び自動推進車により下り勾配を経て引き上げられる。鉱体へは、数段の水平坑道を経て到達する。鉱山では現在、走向において大きさが60メートルから80メートルのストープを用いた、サブレベル・オープン・ストーピング採掘法を採用している。

ザワル鉱山から生産される鉱石は、鉛亜鉛金属の「分別」及び「大量浮遊選鉱」を行うため、ザワル鉱山の選鉱工場で処理される。同選鉱工場は、選鉱能力を年間1.5百万トンから年間2.7百万トンに増加させるため、ボトルネック除去作業が進行中である。鉱石は、始めに坑内で砕かれてから地上に引き上げられる。その後、鉱石は12ミリから15ミリのサイズに破碎された後に、74ミクロンにまで粉碎される。尾鉱の脱水及び除去セクションは、液体サイクロン、尾鉱濃縮機、尾鉱の尾鉱池への汲み上げ及び再利用の為に再生水の汲み上げから成る。鉛精鉱及び亜鉛精鉱は、HZL製錬所に輸送される前に、濃縮及びろ過されてから貯蔵される。

2017年度においては、約1,770,000トンの鉱石が採掘され、選鉱処理された。亜鉛含有率2.8%及び鉛含有率2.1%の鉱石1,457,179トンが採掘され、ここから亜鉛含有率32.5%及び鉛含有率25%のバルク精鉱が113,015トン生産された。2017年度中、亜鉛及び鉛は、それぞれ91.0%及び90.9%が回収された。

2017年3月31日現在、ザワルの固定資産及び採鉱設備の総帳簿価額は、約4,815百万ルピーであり、ザワルの80メガワットの石炭ベースの火力自社発電所の総帳簿価額は3,200百万ルピーである。

電力は、2008年12月に操業を開始した発電容量80メガワットの自社石炭火力発電所及び発電容量6メガワットの自社発電所の組み合わせにより供給される。

2017年3月31日現在、HZLは、(i)埋蔵量及び(ii)鉱山寿命計画に基づいて決定された予想生産量に基づき、ザワル鉱山事業の残存鉱山寿命を、3年と見積もっている。ザワル鉱山における地下鉱山探査では、鉱石埋蔵量を拡大させて鉱山寿命を5年間延長させること、及び生産量を拡大させる新たな鉱化地域を特定することに重点が置かれている。資源を地下100メートルから500メートルの下より深いところにある資源を発見するべく地面掘削計画が進行中である。ここでは25メートル乃至30メートル間隔の基盤目状の地下探鉱ボーリングが行われており、鉱体の最終的な解明にかかる開発完了後にはこの間隔を埋めて12.5メートル又は15メートル間隔のボーリングが行われる。過去の探鉱により、鉱山内に追加の鉱化資源があることが判明したが、埋蔵量が増加され、鉱山寿命を延長するには、さらに解明が必要である。

カヤド鉱山

カヤド鉛亜鉛鉱山は、ラジャスタン州アジメールに位置している。

カヤド鉛亜鉛鉱床は、インド地質調査所の空中鉱物調査及び探査部門により最初に調査され、1988年8月に掘削が開始し、1991年12月に完了した。カヤド鉱床の詳細な探査は、1999年6月にHZLより開始され、1,132個のドリル孔において合計178キロメートルにわたり継続している。埋蔵量に関するレポートによると、カヤド鉱山の2017年3月31日現在の確定及び推定埋蔵量は、5.4百万トン（亜鉛含有率7.8%及び鉛含有率1.1%）である。2017年3月

31日現在、HZLは、(i)埋蔵量及び(ii)鉱山寿命計画に基づいて決定された予想生産量に基づいた場合、カヤド鉱山の残存鉱山寿命を6年超と見積もっている。

鉱山の着工は、2011年6月11日に開始した。鉱山へは、地下420メートルから下は2つに分かれる下り勾配を経て到達する。開発上鉱石生産は、2013年度第2四半期に達成され、2014年度に鉱山は稼動が開始された。カヤドにおいて実践される技術は、鉱床の急勾配部分においては、長孔開設削岩法及びセメントで固められた岩石による充填法又は岩石による充填法であるが、平坦な部分については、セメントで固められた岩石による充填法又は岩石による充填法とともに、横断採掘法が実践される。2021年までに約47キロメートル開発する計画である。採掘は、表面を掘削するために使われる2つのブームがついたジャンボドリル、補強のために使われるロックボルト打設機械及び積載及び運搬のための30T又は50TのLPDTに加え、10T及び17Tのディーゼルロードホールダンプ車により高度に機械化された。生産物の掘削のためには、シンバドリルが使用されている。切込み炭の鉱石は、地表の鉱石備蓄に堆積され、選鉱のためトラックによりランプラ・アグーチャに輸送されている。

480.5ヘクタールの採鉱権がラジャスタン州からカヤド鉱山に付与され、2048年2月まで有効である（その後更新される。）。当社は、49.8ヘクタール超の土地の権利を取得した。当社は、インド鉱山局から鉱山計画への承認を得ており、MoEFから鉛亜鉛鉱石の生産能力を年間0.4百万トンから年間1.0百万トンに増加させることへの環境承認も取得した。当社はまた、鉱山を操業するための様々な環境法令に基づく承認を得ており、これは州汚染管理委員会からの承認を含む。

33キロボルトの送電線は、2012年2月2日に開通し、これは鉱山の構造上の電力必要量を充足するためのものである。現在、ほとんどの電力は、ザワル鉱山における自社発電所から、一部の電力は州の送電網から得ている。1メガボルトアンペアのディーゼル発電装置は、停電が起きた場合の緊急措置のための予備の電力供給として保持されている。適切な配電のため、2メガボルトアンペアの地下変電所が北部及び南部の各区域において操業を開始している。

鉱山の埋蔵量の概要

以下の表は、HZLの2017年3月31日現在における亜鉛及び鉛の確定埋蔵量及び推定埋蔵量を示したものである。

鉱山	確定埋蔵量				推定埋蔵量				確定埋蔵量及び推定埋蔵量の合計				ヴェダ ンタ・ リミ テッド 持分	鉱山 寿命
	数量	亜鉛 品位	鉛 品位	銀 品位	数量	亜鉛 品位	鉛 品位	銀 品位	数量	亜鉛 品位	鉛 品位	銀 品位		
	(百万 トン)	(%)	(%)	(g/t)	(百万 トン)	(%)	(%)	(g/t)	(百万 トン)	(%)	(%)	(g/t)	(%)	(年 数)
ランプラ・ アグーチャ	6.3	14.0	2.1	65	43.4	13.9	1.8	62	49.7	13.9	1.9	62		12
ラジブラ・ ダリバ	5.8	6.1	1.6	64	3.1	6.6	1.5	61	9.0	6.3	1.5	63		8
シンデサル・ クルド	10.0	4.3	2.7	159	25.5	4.2	2.9	172	35.6	4.2	2.9	169		7
ザワル	2.4	3.6	1.6	34	7.0	3.2	1.8	35	9.5	3.3	1.8	31		3
カヤド	2.0	7.3	1.0	28	3.4	8.1	1.2	33	5.4	7.8	1.1	31		6
合計	26.6	7.1	2.1	95	82.5	9.5	2.1	93	109.1	8.9	2.1	93	64.9	

g/tに関する記載は1トン当たりグラムである。

追加情報：

- (1) 各鉱山の推定埋蔵量は、それぞれの稼動の鉱山エンジニアにより準備され、SRKコンサルティング(UK)リミテッドにより監査されている。公表されたHZL鉱山の埋蔵量は、JORC法に従い、採掘場の希薄化及び採掘回収率による損失を組み込むため、調整された。
- (2) 亜鉛等価でのダイナミック・カットオフ品位は、埋蔵量及び資源の算出に用いられた。亜鉛等価でのカットオフ品位は、(i)ランプラ・アグーチャ鉱山はメイン状層については、3.3%及び方鉛鉱上層については、2.7%（鉛等価）、(ii)ラジブラ・ダリバ鉱山は2.1%、(iii)シンデサル・クルド鉱山は1.7%及び(iv)ザワル鉱山は3.8%である。
- (3) 下記のHZL鉱山の冶金回収率は、以下のとおりである。

鉱山	冶金回収率 (%)
ランプラ・アグーチャ ・亜鉛	92.0

・鉛	63.3
ラジブラ・ダリバ	
・亜鉛	83.8
・鉛	68.7
シンデサル・クルド	
・亜鉛	92.0
・鉛	88.1
ザワル	
・亜鉛	90.2
・鉛	90.5

- (4) 埋蔵量の評価のために考慮された亜鉛、鉛及び銀の商品価格は、それぞれ平均1トン当たり2,300米ドル、1トン当たり2,000米ドル及び1オンス当たり17米ドルである。埋蔵量を計算するために使用された通貨換算の係数は、1米ドル当たり67.0ルピーである。
- (5) 開示された埋蔵量は鉱山全体に関するもので、当社の埋蔵量に対する持分は64.9%である。

製錬所

概要

以下の表は、HZLのチャンデリヤ、デバリ、ザワル、ダリバ及びパントナガールの施設における2017年3月31日現在の生産能力及び発電容量の合計を示したものである。

施設	生産能力				発電容量
	亜鉛	鉛	銀	硫酸	自社発電
					(メガワット)
					(年間トン)
チャンデリヤ ⁽¹⁾	525,000	85,000	—	828,500	247.7
デバリ	88,000	—	—	419,000	7.4
ザワル	—	—	—	—	80.0
ダリバ	210,000	100,000	—	710,500	174.3
パントナガール	—	—	518	—	—
合計	823,000	185,000	518	1,958,000	509.4

(1) ハリドワール工場は、チャンデリヤ製錬所及びダリバ製錬所で製造された亜鉛カソードから出来た亜鉛インゴットを最終加工する施設である。パントナガールにある加工工場は、チャンデリヤ製錬所及びダリバ製錬所で製造された亜鉛カソード及び鉛カソードから亜鉛インゴット及び鉛インゴットを最終加工する施設である。このため、ハリドワール工場の生産能力は、HZLの施設の実生産能力の合計を増加させない。

チャンデリヤ

チャンデリヤの施設は、ラジャスタン州ウダイプルの東方約120キロメートルに位置する。施設には、4つの製錬所、3つの付随する自社発電所及び3つの硫酸工場を含む。

- ・ 1991年に操業開始され、生産能力は亜鉛が年間105,000トン、鉛が年間35,000トンのISPTM式高温冶金鉛亜鉛製錬所
- ・ 2005年5月及び2007年12月に操業開始され、生産能力はそれぞれ年間170,000トンの2ヶ所のRLE湿式冶金亜鉛製錬所。2008年4月に完了した操業効率の改善により、亜鉛精錬容量はそれぞれ年間40,000トン増加し、年間210,000トンとなった。
- ・ 2006年2月に操業開始され、生産能力は年間50,000トンのAusmeltTM式鉛製錬所
- ・ 2005年5月及び2008年4月にそれぞれ操業開始された、発電容量154メガワット（それぞれが77メガワットの2つの自社発電所）及び80メガワットの付随する自社石炭火力発電所
- ・ 2009年3月にデバリから移転した、発電容量14.8メガワットの自社燃料火力発電所。デバリでは当初2003年3月より操業を開始していた。
- ・ 硫酸生産の総容量が年間828,500トンの3ヶ所の硫酸工場

施設による精鉱需要は、HZLの鉱山によって賄われる。チャンデリヤに所在する発電容量154メガワット、80メガワット及び14.8メガワットの自社発電所は、当社の施設的全電力を供給する。この自社発電所は、1ヶ月当たり6,000総熱量で約100,000トンの石炭を必要とし、現在大半をインドネシアからの輸入により調達している。製錬所において、亜鉛鉛製錬の副産物として取得される不純銀は、パントナガール工場で精錬される。

ハスデヴ・アランド田の利用が拒否された後は、HZLは、第三者供給業者から石炭を継続的に輸入している。HZLは、チャンデリヤ工場に対して、インド政府の石炭省から1.2百万トンの石炭入手経路を割当てられたが、同石炭入手経路は割り当てられた石炭鉱区の開発とつながった。石炭への経路は、2012年9月から閉鎖されており、チャンデリヤ工場には利用できる石炭経路がなく、全ての石炭の需要は輸入石炭によって賄われている。現在、石炭経路の価格は輸入石炭の陸揚費込原価より高価格である。

ダリバ

ダリバ湿式冶金亜鉛製錬所は、ラジャスタン州ラジサマンド地区に位置しており、2010年3月に操業を開始し、生産能力は年間210,000トンである。ダリバの施設には、生産能力が年間306,000トンの硫酸工場も含まれる。2011年7月、当社は、生産能力が年間100,000トンの新しい亜鉛製錬所の操業を開始し、この工場には、生産能力が年間98,500トンの硫酸工場が含まれる。この施設の電力需要の大半は、ダリバにある自社の発電容量160メガワットの石炭火力発電施設から供給されている。2013年4月に、ダリバの施設において、関連する年間306,000トンの生産能力の有する硫酸工場とともに、新たな焙焼機が稼動した。亜鉛カソードは、最終加工及び鑄造のためにウッタ

ラカンド州のパントナガールにある製錬施設に送られる。かかる製錬所において鉛製錬により残留物として発生する陽極分解残留物は、パントナガール工場において精錬及び鑄造され銀インゴットとなる。

デバリ

デバリ湿式冶金亜鉛製錬所は、ラジャスタン州に位置する。1968年に操業を開始し、焙焼、洗脱及びRLE技術を採用した湿式冶金亜鉛製錬所であり、生産能力は年間80,000トンであったが、操業効率の改善により、2008年4月に年間88,000トンへと増加した。デバリの施設には、生産能力が年間419,000トンの硫酸工場も含まれる。この施設の電力需要の大半は、チャンデリヤにある自社の石炭火力発電施設から供給され、残りは構内にある2003年3月に操業を開始した総発電容量14.8メガワットの液体燃料火力による2つの自社発電所から賄われる。

ハリドワール

2008年7月、ウッタラカンド州ハリドワールに、亜鉛インゴット精錬及び鑄造工場が操業開始した。同工場は、チャンデリヤの製錬所で製造された亜鉛カソードから出来た亜鉛インゴットを加工及び鑄造するため、その生産能力はHZLの施設の合計生産能力を増加させない。

パントナガール

パントナガール工場は、インド北西部のウッタラカンド州に所在し、2011年12月に操業開始した生産能力年間518トンの銀精錬所並びに2012年2月に操業開始した亜鉛インゴット及び鉛インゴットの精錬及び鑄造工場を含む。パントナガール工場は、当社のチャンデリヤ製錬所及びダリバ製錬所で製造された亜鉛カソード及び鉛カソードから亜鉛インゴット及び鉛インゴットを精錬及び鑄造しており、チャンデリヤ及びダリバの製錬所で行われた鉛製錬により副産物として発生する不純銀を精錬している。このため、パントナガール工場は、HZLの施設における亜鉛及び鉛の生産能力の合計を増加させない。ハリドワール及びパントナガールの施設は、輸出だけではなく、完成品の国家規模の配送にも使用されている。

生産量

以下の表は、2015年3月31日、2016年3月31日及び2017年3月31日に終了した年度におけるHZLのチャンデリヤ、デバリ、ダリバ及びパントナガールの施設の総生産量を示したものである。

(単位：トン（銀はキログラム）)

施設	製品	3月31日に終了した事業年度		
		2015年	2016年	2017年
チャンデリヤ				
－ISP™式高温冶金鉛亜鉛製錬所	亜鉛	91,001	86,908	83,838
	鉛	26,898	21,517	23,121
第一湿式冶金亜鉛製錬所	亜鉛	182,696	193,639	173,401
第二湿式冶金亜鉛製錬所	亜鉛	191,028	207,923	178,424
Ausmelt™式鉛製錬所	鉛	6,111	23,045	23,352
硫酸工場	硫酸	547,165	618,426	545,563
ダリバ				
湿式冶金亜鉛製錬所	亜鉛	199,694	203,704	189,882
鉛精錬所	鉛	94,135	100,357	92,535
硫酸工場	硫酸	480,542	499,222	446,997
デバリ				
湿式冶金亜鉛製錬所	亜鉛	69,385	66,764	46,442
硫酸工場	硫酸	251,408	224,675	191,636
パントナガール				
銀製錬所	銀	327,508	424,578	452,543

合計	亜鉛	733,803	758,938	671,987
	鉛 ⁽¹⁾	127,143	144,919	139,008
	銀	327,508	424,578	452,543
	硫酸	1,279,115	1,342,323	1,184,196

(1) 自社使用のため高温冶金鉛・亜鉛製錬所で生産された銀含有率の高い鉛（銀高含有鉛）（2015年度、2016年度及び2017年度の生産量は、それぞれ7,755トン、6,657トン及び5,285トンであった。）を除く。

以下の表は、2015年3月31日、2016年3月31日及び2017年3月31日に終了した年度におけるHZLの鉱石、亜鉛精鉱、鉛精鉱及びバルク精鉱の総生産量を示したものである。

（単位：トン（%の数値を除く。））

鉱山（鉱山の種類）	製品	3月31日に終了した事業年度		
		2015年	2016年	2017年
ランプラ・アグーチャ （露天掘り）	採掘鉱石	4,999,476	4,481,114	3,321,192
	鉱石品位			
	- 亜鉛（%）	12.9	12.1	13.3
	鉛（%）	1.7	1.9	1.9
	回収率			
	- 亜鉛（%）	91.7	88.1	91.9
	鉛（%）	61.4	57.7	63.3
	亜鉛精鉱	1,143,090	964,879	769,015
	鉛精鉱	88,024	85,311	61,799
ランプラ・アグーチャ （坑内掘り）	採掘鉱石	451,844	223,521	1,379,746
	鉱石品位			
	- 亜鉛（%）	13.1	10.4	10.2
	鉛（%）	1.8	1.4	1.3
	回収率			
	- 亜鉛（%）	91.7	88.1	89.9
	鉛（%）	61.4	57.7	56.4
	亜鉛精鉱	106,022	42,104	191,123
	鉛精鉱	8,447	3,398	14,688
カヤド （坑内掘り）	採掘鉱石	372,000	760,100	1,000,000
	鉱石品位			
	- 亜鉛（%）	9.1	8.9	10.0
	鉛（%）	1.1	1.1	1.4
	回収率			
	- 亜鉛（%）	91.7	93.3	94.8
	鉛（%）	61.4	74.0	75.0
	亜鉛精鉱	30,309	151,298	164,332
	鉛精鉱	2,223	12,953	15,597
ラジプラ・ダリバ （坑内掘り）	採掘鉱石	573,284	668,777	745,534
	鉱石品位			
	- 亜鉛（%）	5.3	5.1	5.2
	鉛（%）	1.3	1.2	1.2
	回収率			
	- 亜鉛（%）	83.4	83.4	83.8
	鉛（%）	70.1	70.3	68.7
	亜鉛精鉱	43,359	52,351	64,251
	鉛精鉱	10,647	12,407	14,482
	バルク精鉱 ⁽¹⁾	9,832	8,941	0
シンデサル・クルド （坑内掘り）	採掘鉱石	1,910,055	2,969,587	3,664,768
	鉱石品位			
	- 亜鉛（%）	3.6	3.9	3.9
	鉛（%）	1.9	2.2	2.1
	回収率			
	- 亜鉛（%）	89.8	91.0	90.5
	鉛（%）	86.8	89.0	87.6
	亜鉛精鉱	126,952	176,761	274,413

	鉛精鉱	61,630	92,611	133,881
ザワル (坑内掘り)	採掘鉱石	1,056,000	1,349,850	1,770,000
	鉱石品位	- 亜鉛 (%)	2.8	2.8
		鉛 (%)	1.7	2.1
	回収率	- 亜鉛 (%)	90.3	91.0
		鉛 (%)	89.8	90.9
	亜鉛精鉱	—	—	3,441
	鉛精鉱	—	—	3,088
	バルク精鉱 ⁽¹⁾	74,186	102,987	113,015
合計	採掘鉱石	9,362,659	10,452,949	11,881,240
	亜鉛精鉱	1,449,731	1,387,393	1,463,567 ⁽²⁾
	鉛精鉱	170,970	206,680	243,678
	バルク精鉱 ⁽¹⁾	84,018	111,928	113,015 ⁽²⁾

(1) バルク精鉱とは、亜鉛及び鉛を両方含む精鉱をいう。

(2) 上記生産量は、シンデサル・クルド鉱山及びラジブラ・ダリバ鉱山で処理されたランブラ・アグーチャ鉱山の鉱石（それぞれ37,965トン及び94,699トン）、ラジブラ・ダリバ鉱山及びランブラ・アグーチャ鉱山で処理されたシンデサル・クルド鉱山の鉱石（それぞれ160,096トン及び367,828トン）並びにランブラ・アグーチャ鉱山で処理されたザワル鉱山の鉱石（114,232トン）を除く。

主要な原材料

HZLの亜鉛製錬事業において主として必要なものは、亜鉛精鉱及び鉛精鉱並びに電力である。HZLはこれまで、それらの十分な供給を確保することができた。

亜鉛精鉱及び鉛精鉱

亜鉛精鉱及び鉛精鉱は、HZLの製錬所にとって主要な原材料である。HZLは2017年度において、亜鉛精鉱及び鉛精鉱のために必要な鉛亜鉛鉱石はすべて自社で賄ってきた。当社は、予見し得る将来については引き続きHZLの鉱山がHZLの亜鉛精鉱及び鉛精鉱の需要のほとんどすべてを賄えるものと予測している。

電力

HZLの事業の大部分について、電力は、チャンデリヤ、ダリバ及びザワルにある自社の石炭火力発電施設によって供給されている。このために必要な一般炭を、HZLは複数の第三者供給業者から輸入しており、その必要の一部は、サウス・イースタン・コールフィールズ・リミテッド（以下「SECL」という。）（コール・インドの子会社）の入手経路を通して調達される。HZLは、石炭省から2.4百万トンの石炭入手経路を割当てられた。しかしながら、石炭入手可能性が限られているため、コール・インドは、2.4百万トンの総量のうち50.0%のみを供給している。2013年4月、チャンデリヤへの石炭供給は、石炭ブロックに割り当てられた工場との関係で石炭省の決定が保留されているために停止した。2014年2月、チャンデリヤ鉛亜鉛製錬所の自社発電所に割り当てられていた石炭鉱区は、石炭省により割当てを取消された。2016年1月、既存の燃料供給契約が満了し、同契約のさらなる更新についてSECLから承認を得ていないことから、ダリバ自社発電所に対する石炭の供給は停止している。ザワルのHZLの発電所への石炭供給は継続しているものの、これらの発電所に対する総量は0.4百万トンの50%に制限されている。残りの石炭需要は様々な国からの輸入石炭を通じて充足しており、現在、輸入石炭の陸揚費込原価は石炭経路の価格よりも低価格である。

HZLの事業の残りの必要電力は、液体燃料火力の自社発電所又は地元の電力会社から賄われる。液体燃料は第三者供給業者から1年契約により供給を受けている。

冶金コークス

さらに、チャンデリヤにあるHZLの高温冶金製錬所は、製錬工程において使われる冶金コークスを必要とする。現在のところ、HZLは必要な冶金コークスの供給を長期契約に基づき第三者及び一般市場から得ている。

配送、物流管理及び輸送

HZLの鉛垂鉛鉱山からは、亜鉛精鉱及び鉛精鉱がチャンデリヤ製錬所及びデバリ製錬所にトラックで輸送される。亜鉛インゴット及び鉛インゴット並びに副産物の銀及び硫酸は、直接又はHZLのデポジットを通じてインド国内の取引先にトラックで主に輸送される。亜鉛及び鉛のカソードは、主にインド北部のウッタラカンド州にある加工及び精錬施設に鉄道で運搬される。亜鉛及び鉛のインゴットは、船で輸出されるため、積み込まれる港まで主に鉄道で運搬される。ウッタラカンドに所在する施設は、当社の完成品の国家規模の配送のための完成品センターとしての機能も果たす。

販売及び営業

HZLの取引先の上位10社は、2015年度、2016年度及び2017年度のHZLの総収益において、それぞれ約40.5%、36.5%及び34.0%を占めた。これを除けば、2015年度、2016年度及び2017年度においてHZLの亜鉛事業の総収益の10.0%を超えた取引先はなかった。

HZLの営業事務所はムンバイにあり、またインドの主要な大都市のほとんどの中心部に現地の販売営業事務所を有している。2017年度において、HZLは、生産する亜鉛及び鉛金属の約71%をインド市場で販売し、当社のインドにおける亜鉛事業部門の収益の約29%を輸出した。

2017年度、HZLは、1年契約に基づく亜鉛金属の国内販売の約99.1%並びに、量目、品位及び価格を定めた1年契約に基づく輸出販売の約80%を占め、残りはスポット市場で販売した。契約販売価格は、ロンドン金属取引所における価格に追加の一般に行われている市場プレミアムを付したものに連動している。したがって、HZLが受け取る亜鉛の販売代金は、ロンドン金属取引所における価格に左右され、ロンドン金属取引所における価格の変動の影響を免れない。

プロジェクト及び開発

HZLは、積極的に探鉱を行っており、それにより2017年度には全鉱山を通じて純鉱石埋蔵量が109.1百万トンとなった。資産の長期的評価に基づき、また探鉱専門家との協議の上で、当社は、地中杭の沈降及び地中鉱山の開発を含む次なる成長段階を達成した。当該計画は、ランプラ・アグーチャ鉱山にある年間4.5百万トンの地中鉱山の開発並びにシンデサル・クルド鉱山の年間2.0百万トンから年間6.0百万トン、ザワル鉱山の年間1.2百万トンから年間4.5百万トン、ラジプラ・ダリバ鉱山の年間0.6百万トンから年間1.5百万トン及びカヤド鉱山の年間0.4百万トンから年間1.0百万トンへの拡張から構成されている。かかる成長計画は、採掘金属生産容量を年間1.2百万トンに増加させる。これらのプロジェクトにかかる費用の見積もりは、108,600百万ルピーである。2017年度、HZLは、これらのプロジェクトに13,130百万ルピーを費やした。これらのプロジェクトは、内部資産から調達されている。

市場シェア及び競争

HZLはインドにおける唯一の一貫生産型の亜鉛製造会社であり、2017年度のインドの亜鉛市場における販売量における市場シェアは、ILZDAによると72.0%であった。他にインドにおいて亜鉛を生産しているが、一貫生産型の製造会社ではなく、亜鉛精鉱は輸入に依存しているのは、バイナニ・ジンクのみである。ILZDAによると残る28.0%の市場シェアは、輸入及び二次的資源である。亜鉛は市況商品であり、HZLは主として価格、納期及び立地に基づき競争している。亜鉛金属はまた、アルミニウム、ステンレス・スチール及びその他の合金、プラスチック並びに亜鉛メッキ鋼の代わりとされるその他の素材、並びに建設市場でエポキシ樹脂、塗料及びメッキの代わりにスチールの処理に使われるその他の化学品を含む素材間代替の結果生ずる競争にもさらされている。

HZLはインドにおける唯一の主要な鉛製造会社であり、競争の対象は、インド国内で消費される鉛の大半を供給する輸入品である。鉛は市況商品であり、HZLは主として価格、納期及び立地に基づき競争している。

(d) 当社の海外の亜鉛事業

当社の海外の亜鉛事業は、ナミビアにスコーピオン鉱山及び精錬所を所有するスコーピオン並びに南アフリカのブラック・マウンテン鉱山及びガムスベルグ計画を有するブラック・マウンテン・マイニングにより構成されている。

スコーピオン

概要

スコープイオンは、1998年6月16日に設立され、その本拠地は、ナミビアのロッシュピナ（Rosh Pinah）の25キロメートル北方に位置するスコープイオン亜鉛鉱山の敷地内にある。スコープイオンの完全所有子会社は、以下の各社である。

- ・スコープイオン・ジンク（プロプライエタリー）リミテッド
- ・ナムジンク（プロプライエタリー）リミテッド
- ・アミカ ゲストハウス（プロプライエタリー）リミテッド
- ・スコープイオン・マイニング・カンパニー（プロプライエタリー）リミテッド

スコープイオン・ジンク（プロプライエタリー）リミテッドは、ナムジンク（プロプライエタリー）リミテッド及びスコープイオン・マイニング・カンパニー（プロプライエタリー）リミテッドの全株式資本を所有する投資持株会社である。ナムジンク（プロプライエタリー）リミテッドは、スコープイオン・マイニング・カンパニー（プロプライエタリー）リミテッドから酸化亜鉛鉱石を調達して亜鉛精錬所を運営しており、スコープイオン・マイニング・カンパニー（プロプライエタリー）リミテッドは、露天掘りの亜鉛鉱床から同鉱石を採掘している。スコープイオン・マイニング・カンパニー（プロプライエタリー）リミテッドは、ナミビア鉱業会議所の会員である。

主要製品

スコープイオンはロンドン金属取引所品位のSHG亜鉛インゴットを生産している。スコープイオンは、主にスコープイオンの鉱山及び精錬所の統合施設で生産された亜鉛インゴット全量の売却が規定されている1年間の契約を通して、顧客に生産物を提供する。

主要施設

以下の地図は、ナミビアにおけるスコープイオン鉱山の所在を示したものである。



鉱山

スコープイオン鉱山

スコープイオン亜鉛鉱床はナミビアの南ナミブ砂漠にあり、小規模の鉱山町であるロッシュピナの約20キロメートル北西に位置し、大西洋岸からは75キロメートル、また、南アフリカとの国境となっている恒常河川のオレンジ川からは約40キロメートルの距離にある。鉱床は、現在「ダイヤモンド・エリア 1」として知られる「シュペルゲビート（Sperrgebiet）」（立入禁止区域を意味する。）の地表直下にある。掘り出された鉱石はさらなる処理のために精錬所に送られる。

2017年3月31日現在、スコープオン鉱山の残存鉱山寿命は、(i)埋蔵量及び(ii)鉱山寿命計画に基づいて決定された予想生産量に基づき約2.9年間と見積もられている。スコープオン鉱山は、年間約150,000トンのSHG亜鉛インゴットを生産する付帯する電解精錬所を有している。鉱山寿命を延長するためのさらなる機会は、付近の地域における硫化鉱体にに基づき現在評価されている。スコープオンはまた、独立型の酸化鉱石処理施設から硫化鉱処理施設への精錬の変換をする取り組みも行っている。

鉱山の埋蔵量の概要

以下の表は、2017年3月31日現在における亜鉛の確定埋蔵量及び推定埋蔵量を示したものである。

	確定埋蔵量		推定埋蔵量		確定埋蔵量及び推定埋蔵量の合計		ヴェダント・リミテッド利益	鉱山寿命
	数量	亜鉛品位	数量	亜鉛品位	数量	亜鉛品位		
	(百万トン)	(%)	(百万トン)	(%)	(百万トン)	(%)	(%)	(年数)
スコープオン	0.46	6.6	2.87	11.1	3.33	10.5		
合計	0.46	6.6	2.87	11.1	3.33	10.5	100	2.9

追加情報：

- (1) 鉄鉱石埋蔵量の見積もりは、アレックス・バレー・マイニング・コンサルタンツ・エルティエーディーにより精査された。鉱物資源量及び鉱石埋蔵量の報告に関する大洋州規定（JORC規定、2012年版）の原則及びガイドラインに従っている。
- (2) 当社の鉱石埋蔵量の推定に使用されたカットオフ品質等級は3.0%である。
- (3) スコーピオン鉱山の冶金回収率要因は86%から88.73%の間である。
- (4) 埋蔵量の評価のために考慮された商品価格の平均は1トン当たり2,125.0米ドルであり、当社の埋蔵量の推定にあたり用いられた通貨の換算レートは、1米ドル当たり12.9ナミビア・ドルである。
- (5) 開示された埋蔵量は鉱山全体に関するものである。

スコープオンの施設

以下の表はスコープオンの施設における2017年3月31日現在の生産能力の合計を示したものである。

施設	生産能力
	亜鉛
	(年間トン)
スコープオン	150,000
合計	150,000

生産量

以下の表は、2015年3月31日、2016年3月31日及び2017年3月31日に終了した年度におけるスコープオン亜鉛精錬所の総生産量を示したものである。

施設	製品	(単位：トン)		
		2015年3月31日に終了した年度	2016年3月31日に終了した年度	2017年3月31日に終了した年度
亜鉛精錬所	亜鉛	102,188	81,938	85,427

以下の表は、2015年3月31日、2016年3月31日及び2017年3月31日に終了した年度におけるスコープオン鉱山の鉱石及び亜鉛精鉱の総生産量を示したものである。

鉱山（鉱山の種類）	製品	(単位：トン（%の数値を除く。）)		
		2015年3月31日に終了した年度	2016年3月31日に終了した年度	2017年3月31日に終了した年度
スコープオン（露天掘り）	採掘鉱石	1,344,272	1,245,198	1,206,176

鉱石品位	- 亜鉛 (%)	9.0	7.5	8.4
回収率	- 亜鉛 (%)	88.2	85.5	83.9

主要な原材料

2017年度、スコーピオン鉱山においては、90,819トンの硫黄が消費され、このうち100%は大口輸入され、リュエデリッツ港を経由してナミビアに出荷された。

電力

スコーピオン鉱山の最大電力需要は85メガワットであり、電力は南アフリカより供給を受け、ナミビア・パワー・コーポレーション（プロプライエタリー）リミテッド、エスコム・ホールディングス・リミテッド及びスコーピオンの三者間の米ドル建契約に基づき管理されている。同契約は現在、電力コストの年間増加額をアメリカ合衆国のインフレ指数に連動させている。

配送、輸送及び物流管理

スコーピオン鉱山の亜鉛はインゴットに成型され、精錬所から最大積載量35トンのトラックにより、約300キロメートル離れたリュエデリッツ港に輸送される。リュエデリッツからの復路では、これらのトラックは海路輸入された硫黄を鉱山まで輸送する。その他すべての試薬及び消耗品は、単発契約の運送業者によりトラックで搬入される。

販売及び営業

スコーピオンの取引先の上位10社は、2015年度、2016年度及び2017年度のスコーピオンの総収益において、それぞれ約99.9%、79.9%及び99.0%を占めた。スコーピオンの取引先の3社は、2015年度、2016年度及び2017年度のスコーピオンの総収益の約85%、64%及び86%を占めた。スコーピオンの営業事務所はロシュ・ピナウにある。

スコーピオンが2017年度に生産した大部分の金属亜鉛は、半年契約又は年間契約のもとで販売された。生産された金属の約12%は、南アフリカ関税同盟の市場で販売され、残りはその他の地域で販売される。かかる契約の販売価格は、一般的なロンドン金属取引所における価格に基づいたものであり、追加的な市場プレミアムが上乗せされている。したがって、スコーピオンが亜鉛について受け取る価格は、ロンドン金属取引所における価格の変動の影響を免れない。

市場シェア及び競争

ウッド・マッケンジーによると、スコーピオン鉱山の産出量は世界で第16位、コスト基準は亜鉛産業のコスト曲線において下半分の範囲内であった。スコーピオン鉱山が産出するのはすべて高品位、高純度のSHG亜鉛インゴットであり、ロンドン金属取引所に登録されている。

ブラック・マウンテン・マイニング

概要

ブラック・マウンテン・マイニングはブラック・マウンテン鉱山及びガムスベルグ計画から構成される。当社はブラック・マウンテン・マイニングの持分の74.0%を保有しており、残り26.0%の持分は、エクサロ・リソーシズ・リミテッドがその完全子会社であるエクサロ・ベース・メタルズ・アンド・インダストリアル・ミネラル・ホールディングス（ピーティーワイ）リミテッドを通じて保有している。

優勢な採掘方式は、傾斜坑内充填採掘法である。予定生産力は、製造所ごとに年間1.8百万トンであり、共同起重力はディープス鉱山より年間約1.4百万トン及びスワートバークより年間0.36百万トンである。ディープス鉱山における採掘場は埋め戻し及び埋め立てされ、連続した採掘層として統合される。

2017年度において、亜鉛含有率2.5%及び鉛含有率3.2%の鉱石1,590,600トンがブラック・マウンテンから採掘され、ここから約58,005トンの亜鉛精鉱（28,708トンの亜鉛を含む。）及び59,518トンの鉛精鉱（41,770トンの鉛を含む。）が生産された。また、ブラック・マウンテン鉱山では5,016トンの銅精鉱及び48トンの銀精鉱も生産された。

主要製品

ブラック・マウンテン・マイニングでは、亜鉛精鉱、銅精鉱及び鉛精鉱を生産しており、すべての亜鉛精鉱及び銅精鉱は海外に出荷される。鉛精鉱のごく一部は地元で販売されるが、大部分は海外に出荷される。

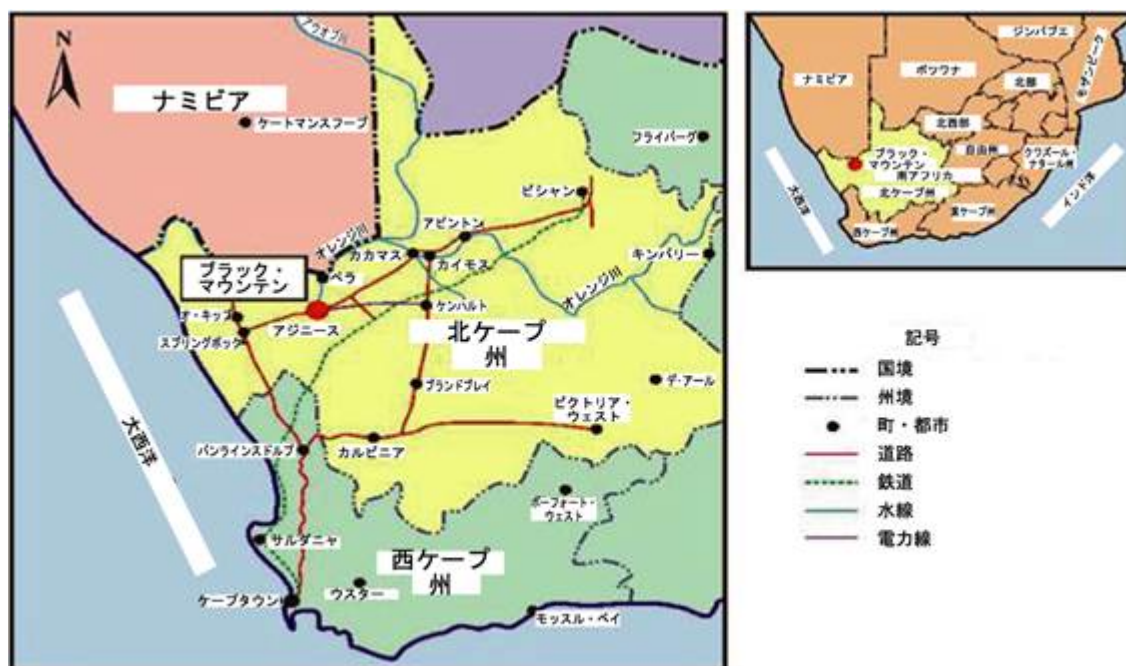
副産物

銀

銀は、当社の銅精鉱及び鉛精鉱における副産物である。

主要施設

以下の地図は南アフリカ共和国の北ケープ州におけるブラック・マウンテン鉱山の詳細な位置を示したものである。



鉱山

ブラック・マウンテンにおける亜鉛採掘は坑内での採掘作業であり、集積装置を使用して多金属鉱体を採掘するものである。年間、それぞれおよそ28,708トンの亜鉛精鉱及び41,770トンの鉛精鉱を製造している。さらに、ブラック・マウンテン鉱山は、年間5,016トンの銅精鉱及び48トンの銀精鉱を製造した。

ブラック・マウンテン鉱山は、南アフリカの2002年鉱物・石油資源開発法第28号に従いMRトレーディングが付与した、2008年第58号の鉱業権に基づき運営されており、これにより、当社において鉛、銅、亜鉛及び関連する鉱物について、ナマクアランドから24,195ヘクタール離れた地域まで2008年から2038年までの30年の期間につき採掘することが認められている。

4つの主要な堆積層中の卑金属鉱床は、アグニーズの中心における10キロメートル×30キロメートル圏内に位置する。かかる鉱床は、ナマクアランド変成合成体の原生期半ばにおけるブッシュマンランド・グループの表成岩に位置する。現在採掘されているディープス鉱体は、平均海面上166メートルから開始し、深度は1.1キロメートル

（鉱体の最も深い位置が地表から1,680メートル）である。ディープスにおける鉱化は、鉄形成、大規模な硫化及び硫化石英岩に由来する。大規模な硫化石は、帯状、塊状又は微粒子の圧砕岩のいずれかである。帯状化は、1メートルから5メートルの厚さの硫化帯が、同様の厚さの石英帯と交互に並ぶ状態として表されている。

ディープス鉱体における地下掘削は、2000年12月に開始され、2012年に完了した。2017年3月31日現在、ブラック・マウンテン・マイニングは、（i）埋蔵量及び（ii）鉱山寿命計画に基づき決定される予定生産力に基づき、ブラック・マウンテン鉱山の残存鉱山寿命を4年と見積もっている。

優勢な採掘方法は、傾斜坑内充填採掘法及び長孔採掘法である。生産力は、製造所ごとに年間1.8百万トンであり、立坑揚重力は1ヶ月当たり約150,000トンである。すべての採掘場は埋め戻し及び埋め立てされ、連続した採掘層として統合される。

ブラック・マウンテンにおける亜鉛鉱山の電力は、エスコム・アグニーズの変電所の2つの40メガボルトアンペアの変圧器から調達される。水はペラドリフト水道委員会によって調達され、かかる委員会は人間による消費及び工業的な水需要の両方のためにオレンジ川から鉱山へ飲用水を供給する。

鉱山の亜鉛精鉱、鉛精鉱及び銅精鉱は、サルダナ港まで輸送され、運賃保険料込み価格の引渡条件で顧客向けに輸出される。2015年10月より戦略に変更があり、精鉱を道路により直接サルダナへ運び、賃保険料込み価格の引渡条件で顧客向けに輸出することとなった。

スワートバークは、1995年より小規模（月25,800トン）の採鉱を行ってきたが、本格的にディープス鉱山より生産を調達するため、2006年に生産を中止した。スワートバークでの採鉱については、ダイヤモンドの鉱体を探索するためのボーリング炭鉱探索を経て、2012年に再導入された。かかる鉱山における垂直工事が同年に開始された。かかるボーリングの良好な結果を受けて、スワートバークでの鉱山（2021年にディープス鉱山が掘り尽くされた時点で、当該鉱山から採掘される鉱石にとって代わることとなる。）の完全営業の可能性を調査する実現可能性の先行調査が進行中である。

鉱山の埋蔵量の概要

以下の表は、2017年3月31日現在における亜鉛及び鉛の確定埋蔵量及び推定埋蔵量を示したものである。

	確定埋蔵量				推定埋蔵量				確定埋蔵量及び推定埋蔵量の合計				ヴェダント・リミテッド 所有権	可採年数
	数量	亜鉛品位	鉛品位	銀	数量	亜鉛品位	鉛品位	銀	数量	亜鉛品位	鉛品位	銀		
	(百万トン)	(%)	(%)	(g/t)	(百万トン)	(%)	(%)	(g/t)	(百万トン)	(%)	(%)	(g/t)	(%)	(年)
ブラック・マウンテン・ディープス	1.74	2.91	3.52	43	4.32	2.83	2.08	26	6.05	2.85	3.49	31		
合計	1.74	2.91	3.52	43	4.32	2.83	2.08	26	6.05	2.85	3.49	31	74	4

	確定埋蔵量				推定埋蔵量				確定埋蔵量及び推定埋蔵量の合計				ヴェダント・リミテッド 所有権	可採年数
	数量	亜鉛品位	鉛品位	銀	数量	亜鉛品位	鉛品位	銀	数量	亜鉛品位	鉛品位	銀		
	(百万トン)	(%)	(%)	(g/t)	(百万トン)	(%)	(%)	(g/t)	(百万トン)	(%)	(%)	(g/t)	(%)	(年)
ブラック・マウンテン・スワートバーク	-	-	-	-	2.07	0.6	3.73	32	2.07	0.6	3.23	32		
合計	-	-	-	-	2.07	0.6	3.73	32	2.07	0.6	3.23	32	74	5

	確定埋蔵量				推定埋蔵量				確定埋蔵量及び推定埋蔵量の合計				ヴェダント・リミテッド 所有権	可採年数
	数量	亜鉛品位	鉛品位	銀	数量	亜鉛品位	鉛品位	銀	数量	亜鉛品位	鉛品位	銀		
	(百万トン)	(%)	(%)	(g/t)	(百万トン)	(%)	(%)	(g/t)	(百万トン)	(%)	(%)	(g/t)	(%)	(年)

	数量 (百万 トン)	亜鉛 品位 (%)	鉛 品位 (%)	銀 (g/t)	数量 (百万 トン)	亜鉛 品位 (%)	鉛 品位 (%)	銀 (g/t)	数量 (百万 トン)	亜鉛 品位 (%)	鉛 品位 (%)	銀 (g/t)	(%)	(年)
ブラック・マ ウンテン・ガ ムスベルグ	44.49	6.8	0.5	-	8.69	5.9	0.5	-	53.18	6.6	0.5	-		
合計	44.49	6.8	0.5	-	8.69	5.9	0.5	-	53.18	6.6	0.5	-	74	12

g/tに関する記載は1トン当たりグラムである。

追加情報：

ディープス及びスワートバーク

- (1) 発表された推定鉱石埋蔵量は、JORC法に従った、採掘場の希薄化及び採掘実収率による損失を反映している。
- (2) 当社の鉱石埋蔵量の推定に使用されたカットオフ価値（南アフリカランド）は1トン当たり709.0南アフリカランドである。
- (3) 亜鉛、鉛及び銅の冶金回収率要因は、それぞれ、71.4%、87.4%及び70.1%である。
- (4) 亜鉛、鉛及び銅の商品価格の平均は、それぞれ、1トン当たり2,125.0米ドル、1トン当たり1,931.0米ドル及び1トン当たり5,640.0米ドルであった。当社の埋蔵量の推定にあたり用いられた通貨の換算レートは、1米ドル当たり12.9南アフリカランドである。
- (5) 開示された埋蔵量は鉱山全体に関するもので、当社の埋蔵量に対する持分は74.0%である。

ガムスベルグ

- (1) 表示されている推定鉱石埋蔵量は、2017年3月31日現在の管理推定から導き出された。
- (2) 亜鉛の埋蔵量の推定値に使用されたカットオフ品位は、3.0%である。
- (3) 亜鉛の商品価格の平均は、1トン当たり2,125.0米ドルであった。当社の埋蔵量の推定にあたり用いられた通貨の換算レートは、1米ドル当たり12.9南アフリカランドである。
- (4) 開示された埋蔵量は、鉱山全体に関するもので、当社の埋蔵量に対する持分は74.0%である。

生産量

以下の表は、2015年3月31日、2016年3月31日及び2017年3月31日に終了した年度それぞれにおけるブラック・マウンテン鉱山の鉱石合計、亜鉛精鉱及び鉛精鉱の生産量を示したものである。

		(単位：トン（%の数値を除く。）)		
鉱山（鉱山の種類）	製品	2015年3月31日 に終了した 年度	2016年3月31日 に終了した 年度	2017年3月31日 に終了した 年度
ブラック・マウンテン（坑内掘り）	採掘鉱石	1,437,562	1,579,633	1,590,600
	鉱石品位 - 亜鉛 (%)	2.5	2.5	2.5
	- 鉛 (%)	2.6	2.6	3.2
	回収率 - 亜鉛 (%)	74.2	75.2	77.1
	- 鉛 (%)	84.8	84.6	86.3
	亜鉛精鉱	54,445	59,006	58,005
	鉛精鉱	45,129	48,091	59,518

主要な原材料

ブラック・マウンテン鉱山には、亜鉛精鉱及び鉛精鉱を生産するための浮遊選鉱過程において使用する化学試薬を除いて、主要な原材料は使用されていない。

配送、物流管理及び輸送

鉱山の亜鉛精鉱、鉛精鉱及び銅精鉱は、サルダナ港まで輸送され、運賃保険料込み価格の引渡条件で顧客向けに輸出される。

販売及び営業

ブラック・マウンテン・マイニングは国際市場においてスポット又は基本合意書に基づいて販売される亜鉛、鉛及び銅精鉱を生産している。交渉される取引条件には、金属の未払分率、処理及び精製費用並びに適用価格も考慮

される。ブラック・マウンテン鉱山の顧客にはトラフィギュラPTEリミテッド（Trafigura PTE Limited）オーシャン・パートナーズUKリミテッド（Ocean Partners UK Limited）及びルイス・ドレフュス・カンパニー・メタルズ・スイス・エスエー（Louis Dreyfus Company Metals Suisse SA）がいる。

ブラック・マウンテン・マイニングが2017年度において生産したすべての金属亜鉛及び金属鉛は、量、品位及び価格を規定した基本合意書又はスポット契約のもと販売された。契約販売価格は、一般的なロンドン金属取引所における価格に基づいたものであり、追加的な市場プレミアムが上乗せされている。したがって、ブラック・マウンテン・マイニングが亜鉛及び鉛について受け取る価格は、ロンドン金属取引所における価格の変動の影響を免れない。

プロジェクト及び開発

ガムスベルグ計画

ガムスベルグ鉱体は、ブラック・マウンテンから約22キロメートルに位置する大規模な未開発の亜鉛埋蔵地である。ガムスベルグ計画は、2014年11月に当社の取締役会によって正式に承認された。2015年4月、採掘費を最適化したのちにプロジェクト計画が修正された。採掘及び粉砕にかかる資本コストは、主にエンジニアリング技術の向上及び交渉により削減された。

2017年度中には、同計画における事前活動及び廃棄物の除去が好調に進展した。これまでの間に、当社は22.5百万超トンの廃棄岩を掘り出した。統合処理工場、水及び電力、採掘並びにその他の事前活動の主要な発注は、すべて完了している。主要な請負業者は現地に動員済みである。土木作業、送電線及び送水管等の現地での活動は本格化している。圧延機、粉砕機及び変圧器等の重要な機械の製造は、現在進行中である。初回生産は順調に進んでおり、生産能力を年間250キロトンのフル生産まで増強するには9ヶ月から12ヶ月を要する。

リシーン

リシーン鉱山は、アイルランド共和国ティペラリー州にあり、操業時には、坑内掘り鉱山、選鉱施設及び埋め戻し加工場から構成されていた。年間約131,000トンの亜鉛精鉱を生産する能力を有している。リシーン鉱山はまた、年間約19,000トンの鉛精鉱も含んでいた。リシーン鉱山における採掘及び精錬活動は2015年12月に停止され、同鉱山は閉鎖した。

(e) 当社の石油及びガス事業

概要

当社の石油及びガス事業は、以前はケアン・インディア（合併前の当社の持分合計は59.9%）により所有及び運営されていた。ヴェダント・リミテッド及びケアン・インディア・リミテッドは、当社・ケアン・インディア合併を発表し、2017年4月11日に効力が発生した。ケアン・インディアは、引き続きインド国内の原油生産において重要な寄与を行っており、MoPNGの2017年3月の統計によると、総生産量のうち、共同操業のパートナーとともに約26%を占める。ケアン・インディアは世界有数の資源基盤を保有し、インドにおいては6つの鉱区（インド西海岸に1ヶ所、インド東海岸に4ヶ所及び南アフリカに1ヶ所）に持分を有している。鉱区は、バルメル盆地、クリシュナ・ゴダバリ盆地、パラール-ペンナル（Palar-Pennar）盆地、カンベイ盆地及びオレンジ盆地に分布する。

ケアン・インディ					面積
		アの持分		(平方キロ	
資産	盆地名	(%)	共同操業者	メートル)	
インド					
1	ラジャスタン	バルメル	70%	インド石油ガス公社	3,111
2	カンベイ	カンベイ	40%	インド石油ガス公社、タタ・ペトロ ロダイン、ラバ・オイル	207
3	ラバ	KG沖	22.5%	ビデオコン	331
4	KG-ONN-2003/1	KG沖	49%	インド石油ガス公社	315
5	KG-OSN-2009/3	KG沖	100%	-	1,988
6	PR-OSN-2004/1	パラール-ペンナル	35%	インド石油ガス公社、タタ・ペトロ ロダイン	9,417
海外					
7	鉱区第 1	南アフリカ、オレンジ	60%	ペトロ・エスエー	19,898
合計					35,267

ラジャスタン、RJ-ON-90/1鉱区、バルメル盆地（オペレーター、70%参加持分）

ラジャスタンRJ-ON-90/1鉱区(以下「ラジャスタン鉱区」という。)は陸地の鉱区である。ラジャスタンは、ケアン・インディアの主要な生産資産であり、ケアン・インディアはここにおいて、2020年5月まで有効な生産物分与契約に基づき70%の参加持分を所有している。当社の共同操業パートナーであるインド石油ガス公社が30%の参加持分を有する。ラジャスタン鉱区は、バルメル地区西部にあり、3,111平方キロメートルの面積がある。同鉱区は3つの隣接する開発地域、すなわち(i)主として現在稼働中のマンガラ、アイシュワリア、ラーゲシュワリ油ガス田及びサラスワティの各油田から成る開発地域第1、(ii)主にバギアム、NI、NE及びシャクティの生産油田から成る開発地域第2、並びに(iii)カーメシュワリ西部油田から成る開発地域第3により構成される。

マンガラ油田は、2004年1月に発見された。その後、これ以外にも多数の油田が発見され、その中にはアイシュワリア及びバギアムも含まれる。ラジャスタン鉱区においては、探鉱開始以来38ヶ所の発見が確定している。探索活動及び研究調査の示すところでは、同鉱区にはさらに潜在資源及び潜在埋蔵量があるため、将来の成長機会が見込める。

ケアン・インディアはまたラジャスタン鉱区において産出した原油の加工、輸送及び販売を円滑に進めるため、相当規模のインフラ資産を所有し、運転している。2017年度におけるケアン・インディアの平均一日当たり純生産量は、ラジャスタン鉱区においては73,655石油換算バレルであった。

カンベイ、CB/OS-2鉱区、カンベイ盆地（オペレーター、40%参加持分）

カンベイ（CB/OS-2）（以下「カンベイ鉱区」という。）は、インド西部のグジャラート州のカンベイ盆地に位置する沖合の鉱区である。カンベイ鉱区におけるケアン・インドの事業は、ラクシュミ及びガウリの油ガス田並びにCB-X開発地域が中心である。ケアン・インドの引き受けた探鉱及び開発に基づき、カンベイ鉱区では、沖合のラクシュミ区域及びガウリ区域並びに陸上のCB-X区域から天然ガスが発見され、また前二者から原油が発見された。ケアン・インドはラクシュミのガス田においては2002年、ガウリのガス田においては2004年に、ガスの生産を開始した。ガウリ区域において、原油にコンデンセートが加わった混合原油の生産は2005年に開始された。ラクシュミ及びガウリの沖合産出帯は、カンベイ盆地においてそれぞれ121.1平方キロメートル及び50.7平方キロメートルの面積を占め、グジャラート州の沖合、水深約20メートルに位置する。CB-Xは、カンベイ鉱区にある陸上ガス田であり、面積は33.28平方キロメートルである。現在、CB-X区域からの生産はない。2017年度におけるケアン・インドの平均一日当たり純生産量は、カンベイ鉱区においては2,308石油換算バレルであった。

ラバ、PKGM-1鉱区、クリシュナ・ゴダバリ盆地、インド東部（オペレーター、22.5%参加持分）

クリシュナ・ゴダバリ盆地におけるケアン・インドの生産事業は、インド東部のアンドラ・プラデシュ州の沖合、水深が最大で40メートルの場所に位置するラバPKGM-1（以下「ラバ鉱区」という。）を中心としている。開発はインド石油ガス公社、ビデオコン及びラバ・オイル・シンガポール（Ravva Oil Singapore）との共同で行われ、ケアン・インドは1996年にラバ鉱区のオペレーターとなった。2017年度におけるケアン・インドの平均一日当たり純生産量は、ラバ鉱区においては2,296石油換算バレルであった。

主要製品**石油**

各油田の品質及び内容は多岐にわたることから、ケアン・インドは様々な品位の原油を生産する。ラジャスタン鉱区の大半の油田の原油は、高い流動点のミディアム・スウィートオイルである。これと逆に、ラバ鉱区及びカンベイ鉱区に産する原油は、天然の状態でライト・スウィートオイルである。

ガス

ラジャスタン鉱区、ラバ鉱区及びカンベイ鉱区は、天然ガス及び原油と混合した天然ガスを産出する。ケアン・インドは従来、ラバ及びカンベイの沖合鉱区から産するガスを販売してきたが、2014年度からは、ラジャスタン鉱区においてガスの販売を開始した。これは2013年3月の規制当局による承認を受けたものである。

生産量

以下の表は、当社の2015年度、2016年度及び2017年度の石油及びガスの生産量を示したものである。

平均1日当たり生産量	単位	2015年度	2016年度	2017年度	増減率 (2017対2016)
純生産	石油換算バレル／日	87,692	91,076	78,259	(14%)
原油	バレル／日	86,086	89,110	76,906	(14%)
ガス	百万標準立方フィート／日	10	12	8	(33%)

推定埋蔵量

以下の表は、ラジャスタン鉱区、ラバ鉱区及びカンベイ鉱区内の油田の純埋蔵量についての2017年3月31日現在の見積りに関する一定のデータである。表に報告する数値の単位は、百万石油換算バレル／日である。

国内資産	盆地名	探鉱活動	開発活動	純確定埋蔵量
ラジャスタン鉱区	バルメル	有	有	55.23
カンベイ鉱区	カンベイ		有	2.15
ラバ鉱区	KG沖		有	1.13
合計				58.51

技術

ケアン・インディアは引き続き、原油回収増進並びに低コストでの操業維持を可能にする、原油回収増進機序計画のコンセプト最適化、水圧破碎及び三次元地震探査技術を含む、資産ポートフォリオのための革新と技術を追求している。

原油回収増進法は、水攻法による一次回収及び／又は二次回収の適用では回収されない原油を産出可能にする三次回収技術である。ケアン・インディアは世界最大級のポリマー攻法での原油回収増進計画の1つをマンガラにおいて成功裏に実行し、その結果、2017年度における生産量を1日当たり平均量約52,000バレル増加させた。有望な結果が得られたため、ケアン・インディアは、将来バギアム油田及びアイシュワリア油田でも同計画を実行する予定である。

ケアン・インディアは引き続きコスト最適化に取り組んでいるが、依然として低い石油価格がケアン・インディアの主要プロジェクトの経済的な実現可能性に影響を与えている。資本支出削減のみならず操業抑制により、経済的な実現可能性を高めるため、バギアム及びアイシュワリアにおけるポリマー攻法の様々な開発案が再検討されている。現在進行中のマンガラにおける原油回収増進計画から得られる所見は、これらの油田の開発にかかる最適なスキームの設計に活用されている。技術に対する理解の向上及び既に整ったインフラとの相互作用の活用は、開発期間の短縮及び開発コストの削減、並びにかかるプロジェクト経済全体の向上を支えている。

ポリマー攻法での原油回収増進法の適用に加え、ケアン・インディアは、マンガラ油田におけるアルカリ界面活性剤ポリマー攻法適用の実現可能性を評価している。マンガラ油田において短い間隔でのパイロット・テストが無事に行われ、原油回収増進法の適合性が証明された。化学組成を最適化することにより、コストを削減し、効率性を向上させるための更なる研究が進行中である。商業規模でのアルカリ界面活性剤ポリマー攻法での原油回収増進法の応用法を立案するためのモデル化研究が現在行われている。

水力による断裂の発生すなわち水圧破碎は、浸透性の低い油層において、炭化水素が貯留層から坑井孔まで流れるよう導く経路を準備するプロセスである。この技術の適用により、ラーゲシュワリ深層ガス田の硬質ガス層の開発が進んでいる。2016年度及び2017年度において、ケアン・インディアはラーゲシュワリ深層ガス田の複数の坑井を水圧破碎した。水圧破碎技術が正常に適用され、かつ貯留層が比較的良質であったことにより、ラーゲシュワリ深層ガス田からの予想最終回収量は25%超改善した。また水圧破碎の制限圧入技術の使用により、一回当たりの破碎時間及びコストを約50%削減した。さらにケアン・インディアは、破碎技術を用いたバルメル丘陵の硬質油層の開発にも取り組んでいる。

ケアン・インディアは、RDG油田において先進的な三次元直方晶重合前深度映像技術を導入した。地震探査データのイメージング及び解像度の向上は、地震探査における特殊曲率特性をこれらの硬質ガス貯留層の断層及び裂け目の特徴づけのために活用するのに役立った。新たな地震探査映像上での位置測定により、ラーゲシュワリ地区の地層の広がり及び詳細な貯留層の成り立ちが判明し、三次元映像地震探査及び貯留層の特性研究は、硬質ガス層のスイートスポットに対するよりよい理解を与え、また、開発時の掘削リスク低減の要となる予定である。

2016年度中、ラバ鉦区において、注水を利用したスクリーン洗浄法の試みが初めてなされた。この試みが成功した後、同手法は、2017年度中により生産性の高い坑井にまで拡張された。スクリーン洗浄は、スクリーン外面からの粒子（微粒子）の除去及び生産性の持続性の大幅な向上に役立ってきた。

石油を含んだ浅部の後期中新世時代の砂については、坑井の掘削が以前には完了していなかった。セメント注入技術が後期中新世時代の砂に到達するために用いられ、ラバの資産に新たな資源が加わった。この作業には、生産用チュービングを通じて、セメント・プラグを送り込んでAアニュラス内に設置し、チュービングの内径を洗浄し、チュービング、セメント、ケーシング及び地層を通じて後期中新世時代の砂に穿孔する等の作業が含まれていた。この技術により、コストのかかる掘削装置ベースの改修を避けることができた。

坑井の生産性を高めるため、油井において酸性の有機質粘土（以下「OCA」という。）を発生させる流体ベースのダイバータ「オイル・シーカー」を通じた酸刺激法が検討された。この手法では、油層に優先的に酸が振り向けられる。この技術による酸刺激により、確実に油層内の地層がより効率的に刺激されるようになり、その結果、最小限のダメージでよりよく浸透させることができるようになり、ラバ鉦区における生産量の増大が確保された。

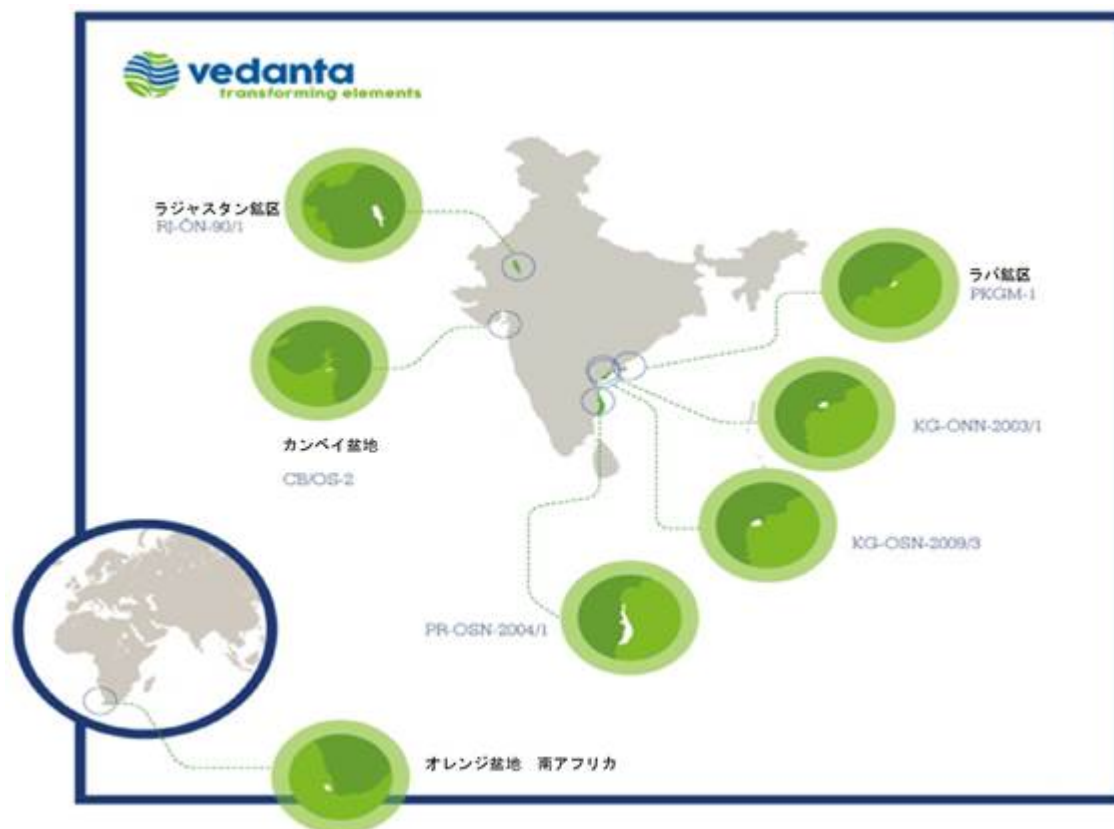
CB-X-1は、2017年度中に永久に放棄することが要求されたカンベイ地区のCB-X区域における独立型の陸上のガス生産井であった。掘削装置を活用した坑井永久放棄（以下「PWA」という。）の手の実施は、通常の慣行であるが、掘削装置を用いないPWAの実施は習慣的なものでない。坑井の掘削装置を用いないPWAの実施に対する適合性を

確認するため、坑井の詳細についての綿密な検討が実施された。詳細な手順及びリスク登録簿が作成され、掘削装置を用いないPWAは最小限のスプレッド、すなわちセメンチング及びワイヤライン・ユニットの活用により成功裏に実行された。経済的な影響を抑制することを目的とした革新的なアプローチが導入され、かかるアプローチでは、デジタル・スリックラインがスリックライン及びイーライン・ユニットを組み合わせた機能と共に活用された。

主要施設

概要

以下の地図は、インド及び南アフリカにおけるケアン・インディアの鉱区の所在を示したものである。



* 地図の縮尺は一定でない。

ラジャスタン

ラジャスタン鉱区生産物分与契約

ケアン・インディアは、ラジャスタン鉱区において、共同操業者であるインド石油ガス公社とパートナーシップを形成している。1995年5月、インド政府並びにインド石油ガス公社及びシェル・インディア・プロダクション・ディベロップメント・ビーヴィにより構成されるコンソーシアムの間で、ラジャスタン鉱区生産物分与契約（以下「ラジャスタンPSC」という。）が締結された。

ケアン・インディアは、ラジャスタンPSCにおける権益を3段階で取得し、最終的に資産及び負債に対する100.0%の受益権を2002年5月に取得し、かかる持分に対する法的権利を2003年6月20日に取得した。ラジャスタンPSCに基づき、インド政府は、商業化できる発見の含まれるいずれの開発地域においても30.0%の参加持分を取得する選択権を有する。インド政府は、3つの開発地域すべてにおいてこの権利を行使した。すなわち開発地域第1については2005年、開発地域第2については2007年、及び開発地域第3については2009年に、ノミニーであるインド石油ガス公社を通じて行為し、30.0%の参加持分を取得した。2017年3月31日現在ラジャスタン鉱区においては、インド石油ガス公社（持分30.0%）と共に、ケアン・インディア・リミテッドが35.0%の参加持分を、残りの35.0%の参加持分をケアン・インディア・リミテッドの完全子会社であるケアン・エナジー・ハイドロカーボンズ・リミテッドが有している。

このラジャスタンPSCに基づき、ケアン・インディアは、インドが原油の自給を達成するまで、インド国内の原油需要への対応に資するため、ラジャスタン鉱区から採取された原油及びコンデンセートに対するその権益のすべてをインド政府又はそのノミニーに売却することを義務付けられている。インド政府は、ラジャスタン鉱区において産出された原油のすべて又は一部を買い取る権利を有するが、買い取る義務は負わず、したがってインド政府は、ラジャスタン鉱区で産出される原油及びコンデンセートに対して請負業者が持つ権益の全量買い取るために、ノミニーを指名する権利を有する。しかしインド政府は、政府ノミニーへの割当てを超過する分の原油をその他の国内の民間製油所に売却する許可をケアン・インディアに付与しており、2017年3月31日の時点で、ケアン・インディアは、民間製油所及び公共部門の事業である製油所の両方に原油を売却している。2017年3月31日現在、公共部門事業の製油所及び民間製油所との間に1日当たり200,000バレルを上回る商業販売契約が締結されている。公共部門事業の製油所、特別経済区域の製油所及び海外に追加販売が行われる場合は、インド政府の承認が必要である。

ラジャスタンPSCにより、ラジャスタン鉱区経営委員会が設立した。この委員会は、4名の委員により構成され、うち2名はインド政府及び認可保有者であるインド石油ガス公社の両者（一体として）により指名され、この両者を代表し、残る2名はケアン・インディアにより指名され、ケアン・インディアを代表する。経営委員会は、年間作業計画、予算、発見を商業化する旨の宣言の提案、油田開発計画及び開発地域の概要説明又は追加については全会一致をもって承認しなければならないが、その他の事項についてはすべて、過半数による議決で足りる（ただし、過半数の票にはインド政府を代表する者の票も含まれる）。

ラジャスタンPSCは、2020年5月まで有効であるが、当事者間の相互の合意に従い、天然ガスの商業生産の場合は10年間の追加を限度として、これ以外の場合は5年間の追加を限度として、延長することができる。原油又は天然ガスの生産が該当期間を経過後も続くことが予想される場合、生産物分与契約を当事者の合意によりさらに延長する規定も存在する。2017年4月7日付通知により、MoPNGは、インド政府により署名された生産物分与契約の延長を付与する政策を公表し、事前新規探鉱ライセンス政策（以下「プレNELP」という。）探鉱区域を付与した（以下「プレNELP延長政策」という。）。プレNELP延長政策は、プレNELP区域にかかる延長の枠組を規定しており、ラジャスタン及びカンベイ双方の区域をカバーしている。

ラジャスタン鉱区は、2009年度（ラジャスタン鉱区において商業生産が開始される年度）から2016年3月31日までの7年間、免税期間の利益を享受してきた。しかしながら、7年間の免税期間中、最低代替税の規則が適用され、これにより、インドにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて計算された帳簿利益に課税された。支払った最低代替税は、計上年から合計15年間繰り越すことができ、将来年度において支払うべき法人税のうちかかる年度に支払義務のある最低代替税を超過する分の減額に用いることができる。

ラジャスタンPSCに基づき、すべての売却について、エネルギー情報の提供者であるブラッツが発表する全当事者が合意した海外原油バスケットに係る1バレル当たりFOB売価の加重平均により、価格設定がなされる。売却が成立する引渡期間すべてについて、バスケットに係る毎日のFOB価格の最高額と最低額の間値に品質、引渡時

期、分量、支払条件及びその他の認識される限りの差異に関して調整を加え、当該引渡期間の平均値を計算することで決定される1バレル当たり平均価格をもって、価格が設定される。適切なバスケットの合意にあたり、各当事者は、合理的に実務上可能な限り、当該開発地域において生産されると予想される原油の品質と類似する品質の原油の構成及び加重を選択するよう務め、バスケット価格に対し、いかなる品質調整（もしあれば）が適切であるか合意するものとする。原油の品質の決定にあたり、比重、硫黄分及び含有金属、流動点並びに産出量を含むすべての関連する指標を勘案するものとする。

ラジャスタン鉱区で生産される原油は、ボニーライトを基準として評価される。ボニーライトは海外の低硫黄原油で、プラッツの原油市場ニュース配信において日々情報が更新される。価格計算式は、産出量及び品質の差異に関しても調整される。

ラジャスタンPSCの当事者間に、原油価格の計算の根拠又は方法について紛争が発生した場合、いずれの当事者も、かかる紛争の当事者が共同で任命した単独の専門家に当該案件を付託することができる。かかる専門家は、国際的に定評があり、関連する資格及び実績を備えた独立かつ中立の者であるべきものとする。ラジャスタンPSCの規定に基づき、かかる単独の専門家の判断は最終的であり、各当事者を拘束し、仲裁の対象とはならない。

業績

2017年度、ラジャスタン鉱区は28.6百万石油換算バレルの純生産量を達成し、2017年度末までの累積総生産量は402.2百万石油換算バレルとなった。2017年度における平均純生産量は、73,655石油換算バレルとなり、前年比で13%の下落であった。これは、主として、バギアム油田及びアイシュワリア油田における自然減少並びに2016年11月のマンガラ処理ターミナルの定期メンテナンスによる閉鎖によるものであった。しかしながら、マンガラにおけるポリマー攻法での原油回収増進法が成功裏に遂行されたことによりマンガラ油田からの生産量が増加したため、この減少は一部相殺された。当期の鉱区全体の施設稼働率は99%超であった。

開発地域第1は、主としてマンガラ、アイシュワリア、サラスワティ及びラーゲシュワリの各油ガス田により構成され、2017年度中、純生産量は1日当たり平均66,392石油換算バレルであり、前年比で11%の減少となった。マンガラ油田が生産量の最も大きな割合を占めた。世界最大のポリマー攻法計画の1つである、マンガラにおける原油回収増進法が引き続き好調を維持した。ポリマー注入は、目標水準の液体1日当たり400,000バレルで維持され、その結果2017年度中において純生産量が石油1日当たり約52,000バレル増加した。2017年度中、主としてバギアム、NE及びNI油田から成る開発地域第2は、純生産量が1日当たり平均7,263石油換算バレルであり、前年比で28%減少した。この課題に取り組むため、バギアム油田では貯留層管理計画が継続されている。2017年3月31日現在、開発地域第3においては、生産実績のある油ガス田がない。

ラジャスタン鉱区は、2013年3月、インド政府から天然ガスの販売を開始するための承認を受けた。石油パイプラインと並行して敷設されている8インチのガス・パイプラインが、国内の購入者にガスを供給するために使用されている。これは、環境に負荷を与えない方法での徹底した資源の活用を効率的に応用したものである。2017年度中、ラーゲシュワリ深層ガス田からのラジャスタンの平均ガス生産量は、1日当たり26百万標準立方フィートであり、ガスの平均販売量は1日当たり10百万標準立方フィートであった。ガスの生産量及び販売量は減少した。これは、輸送業者とガスの購入者との間における技術的な問題に起因し、これにより2016年10月から2017年2月中頃にかけて一時的な販売停止をもたらしたが、現在この問題は解決している。

以下の表は、2015年、2016年及び2017年の3月31日に終了した各年度について、ラジャスタン鉱区における石油及びガスの平均1日当たり純生産量を示したものである。

平均1日当たり生産量	単位	2015年度	2016年度	2017年度	増減率 (2017対2016)
純生産量	石油換算バレル／日	81,769	85,083	73,655	(13%)
石油	バレル／日	81,077	83,898	72,912	(13%)
ガス	百万標準立方フィート／日	4	7	4	(43%)
開発地域第1－純生産量	石油換算バレル／日	68,131	74,986	66,392	(11%)
開発地域第2－純生産量	石油換算バレル／日	13,638	10,097	7,263	(28%)
開発地域第3－純生産量	石油換算バレル／日	－	－	－	－

マンガラ

マンガラ油田は2009年8月に生産を開始し、現在に至るまでラジャスタン資産からの生産において最大の割合を占めている。最終原油回収率を上昇させ、生産量に寄与するため、ケアン・インディアは原油回収増進プロジェクトを開始し、2016年度中に成功裏に実施され有望な結果を得た。マンガラ油田における最初のポリマー注入は、2014年10月に開始された。ポリマー注入量は2016年度末までに目標水準である液体1日当たり400,000バレルに引き上げられ、2017年度中は最大の注入速度が維持された。2017年度中には、原油回収増進計画が単独で1日当たり平均約52,000石油換算バレルの原油総回収量の増加に寄与した。

2015年度にアルカリ界面活性剤ポリマー攻法による原油回収増進法のパイロット・テストが開始され、良好な結果を示しており、より多くの未掃攻の石油を抽出した。予備的な分析では、アルカリ界面活性剤ポリマー攻法のパイロット・テストの坑井は、ポリマー攻法によるパイロット・テストの石油貯蔵タンクより約10%から15%多く石油を生産することが示された。

アイシュワリア

ラジャスタンにおける発見としては3番目に大きいアイシュワリアは、2013年3月に生産を開始した。アイシュワリアは、鉦区で5番目の油田である。ケアン・インディアは、マンガラでの原油回収増進計画の成功を再現し、ポリマー攻法の実施を通じてアイシュワリア油田からの回収を強化することを検討している。2017年度中、ケアン・インディアは、3ヶ所の圧入井においてポリマー注入試験を開始した。アイシュワリアでのポリマー攻法による原油回収増進計画にかかる油田開発計画は、合弁事業パートナーに提起済みである。

ラーゲシュワリ及びサラスワティ

ラーゲシュワリ油田は、2012年3月に生産を開始した。一方、サラスワティ油田の生産の開始は、2011年5月である。加工及び排気のための統合施設が利用できることにより、営業費用が削減され、両油田は採算が成り立っている。

バギアム

ラジャスタンにおいて2番目に大きい油田であるバギアムは、開発地域第2の一画を占め、2012年1月に生産を開始した。バギアム油田の業績は、定常的な含水率の上昇及び原油の自然減少により、依然として厳しい。これらの課題に取り組むため、貯留層管理計画が行われている。バギアムでの複数の坑井におけるポリマー注入テストは同年度中に無事に完了し、有望な結果が得られた。新たに見直された油田開発計画は、合弁事業パートナーに提起済みである。

施設

マンガラ加工施設

マンガラ加工施設は1.6平方キロメートルの敷地面積を持ち、中核的資産である。マンガラ加工施設においては、ラジャスタン鉱区における複数の油田で生産される原油の加工が行われる。マンガラ処理ターミナルは現在3台の加工トレーンとともに稼働している。銘板上の原油加工トレーンの液体処理能力は、1日当たり680キロバレルである。原油加工トレーンは主に、スラグキャッチャー、生産用ヒーター、不純物分離装置並びに油水分離及び脱ガスのための沈降タンクから成る。輸出向けの原油の仕様を満たした原油は安定化され、直径24インチの連続加熱及び絶縁されたパイプラインにより製油所に搬送される。マンガラ加工施設の統合生産設備は、油田開発計画の承認済生産を支援する。これは、ケアン・インディアのラジャスタン鉱区全体における生産物引取り能力に沿ったものである。

ラーゲシュワリガス加工施設

ケアン・インディアは現在、ラジャスタン鉱区の南部にガス加工施設の建設を進めており、かかる施設は隣接する、主にラーゲシュワリ深層ガス田から1日当たり100百万標準立方フィートのガスを生産する能力を有する予定である。経営委員会は、2015年度末に向けて1日当たり100百万標準立方フィートの生産のためのラーゲシュワリ深層ガス田開発計画を承認した。ケアン・インディアはガス産出量の段階的な引き上げに取り組んでいる。第一段階は、既存設備の低コストでの補強及び追加のガスコンプレッサーステーションの導入である。第二段階は、新たなガス加工施設のための入札手続であり、掘削作業が進行中である。パイプラインの現場においてケアン・インディアは、GSPLインディア・ガスネット・リミテッド（GSPL India Gasnet Limited）との間で、石油・天然ガス規制委員会の承認に基づき、メーサナ地区とバティンダ間のパイプラインを通じた、ラーゲシュワリガス施設とパランプルとを繋ぐパイプラインの建設に合意した契約書を締結した。

発電施設

ラジャスタン鉱区では、自社発電は、マンガラ加工施設においては蒸気タービン発電機によって行われ、ラーゲシュワリガス関連加工施設においてはガスエンジンによって行われている。マンガラ加工施設及びラーゲシュワリガス関連加工施設における発電能力合計は総計で63.3メガワットである。燃料として利用されるガスは、ラジャスタンにおける油田の随伴ガスである。発電能力を超える電力需要については、随伴ガスの供給量に基づいており、ケアン・インディアはラジャスタン州の系統電力を利用するか又はエネルギー取引所からのオープンアクセスを通じてより安価に購入している。

マンガラ開発パイプライン

マンガラ開発パイプラインは、ラジャスタン鉱区から生産された原油を搬出し、ガスを輸送するよう設計されている。マンガラ加工施設及びラーゲシュワリの施設にそれぞれ端を発し、24インチの原油パイプライン及び8インチのガスのパイプラインがラジャスタン及びグジャラートの2州にまたがる8地区を通過する。パイプラインの終点はボーガットであり、インド西岸、ジャムナガルに程近い。ラダンプール及びヴィランガムには、インディアン・オイル・コーポレーションに販売するためのバッファーとしての原油貯蔵施設があり、サラヤにはジャムナガルにあるリライアンス・インディア・リミテッドの製油所に販売するための取引経路がある。

試運転以来、2017年3月31日までに既存のパイプライン設備を通じて原油の累積総販売量は390百万バレルに達した。抗力減少剤の利用により、マンガラ開発パイプラインの実証済みの輸送能力は1日当たり約250,000バレルにまで伸びた。かかるパイプラインの長さを考慮し、マンガラ開発パイプラインは、その全長にわたり、光ファイバーシステムを活用して監視を行うパイプライン侵入検知システムを組み込んでいる。ケアン・インディアのパイプライン事業は「ベスト・ニアミス・レポート（Best Near-Miss reporting）」により、栄誉ある石油産業安全総局アワードを受賞し、OHSAS18001システム及びISO14001システムは認証評価を受けた。

2014年度には8インチのガスラインを通じてガスの販売が開始された。ガスの販売能力を2倍近くに増やしたラーゲシュワリ及びヴィランガムの施設にある、より高性能なガスコンプレッサーの設置並びにヴィランガムにある主力増圧ポンプのインペラの改良を通じて能力はさらに拡大された。2016年度中、コンプレッサーの安定化及び施設の業務最適化が生産量に寄与した。

2015年11月、サラヤからボーガットまでの間のパイプライン及びボーガットの施設では、試運転が行われ、ラジャスタンの原油500,000バレルを載せた最初の貨物が2015年12月にボーガットの施設を通じてマンガロール・リファイナリー・ペトロケミカル・リミテッド（以下「MRPL」という。）へ向けて無事に積み込まれた。かかる施設により、ラジャスタンの原油にとって市場拡大の道が開けた。その結果、ケアン・インドियाは、顧客の属性を多様化させ、特定の顧客への依存を軽減することができる。

ボーガットのターミナル施設

グジャラート州ジャムナガル地区にあるボーガットのターミナル施設は、160ヘクタールの敷地があり、アラビア海沿岸から8キロメートルに位置する。ターミナル施設は、原油の貯蔵及び海上搬出を円滑化するものである。ターミナル施設は、ラジャスタンの原油を約2.1百万バレル貯蔵する能力を有するタンク群から成る。かかる施設はまた、ターミナルの操業及び原油の海上搬出を行う付属施設も有する。かかる搬出施設には、2基の24インチ径の海底輸出用パイプラインがある。ボーガットの海陸境界から一点係留システムまで、原油の搬送を可能にするものと、一点係留システムから深海の海底パイプライン端末多岐管まで延び、タンカーの停泊及び積載を可能にするものである。かかるターミナル施設では、2015年11月に試運転が行われ、ラジャスタンの原油のMRPLへ向けた搬出が開始されている。

探鉱

2017年度中、最優先地区における新たな三次元地震探査データの新たな役割の特定、新たな油田の発見に向けた査定並びに解析及び解釈に重点が置かれた。ケアン・インドियाは、同鉱区におけるポートフォリオについて、2018年度までに全体として1十億バレル超の石油及びガスの資源基盤を達成するという新たな見通しを立てた点で、著しい進歩を遂げた。新たな役割の概念及び既に証明された役割の拡大双方に基づく新たな見通しにより、2017年度中における予想資源は436百万石油換算バレル追加された。

三次元地震探査データを取得する計画がラジャスタンにおいて継続され、2016年度中には合計432平方キロメートル分を取得した。その結果、ケアン・インドियाは鉱区内の持分地域の大半を三次元地震探査データで網羅した。新たに取得した三次元地震探査データは解析中であり、探鉱のための在庫補給に資するような追加の有望資源を特定することに重点を置いている。

ラバ

ラバ鉱区生産物分与契約

ラバ鉱区の探鉱、開発及び生産に係る生産物分与契約（以下「ラバPSC」という。）は、ケアン・エナジー・インドिया・ピーティーワイ・リミテッド（旧コマンド・ペトロリアム（インドिया）・ピーティーワイ・リミテッド）インド政府並びにインド石油ガス公社、ビデオコン・インダストリーズ・リミテッド（旧ビデオコン・ペトロリアム・リミテッド）、ラバ・オイル及びコマンド・ペトロリアム（インドिया）ピーティーワイ・リミテッド（以下「コマンド・ペトロリアム」という。）が構成するコンソーシアムの間で、1994年10月28日に締結され、コマンド・ペトロリアムがオペレーターとして指定された。1996年、ケアン・エナジー・ピーエルシーがコマンド・ペトロリアムを取得し、この取得にはコマンド・ペトロリアムのラバ鉱区に対する持分が含まれており、実質的にケアン・インドियाがオペレーターとなった。

2017年3月31日現在、ケアン・インドियाは、ラバ鉱区において22.5%の参加持分を有し、残る持分は現在、インド石油ガス公社（40%）、ビデオコン・インダストリーズ・リミテッド（25%）及びラバ・オイル（12.5%）（総称して「ラバ共同操業パートナー」という。）が保有する。PSCは、2019年10月27日まで有効であり、インド政府により、10年間の追加（非随伴ガスの商業生産の場合）又は5年間の追加（その他の場合）を限度として延長される場合がある。石油天然ガス省は、2016年3月28日付の通達を通じて、プライベート・ジョイント・ベンチャーに対し小規模油田、中規模油田及び発見油田を付与する、インド政府が締結したPSCの延長を認める方針（以下「ラバ延長方針」という。）を公表した。ラバ延長方針は、延長許可の枠組を定め、ラバ油田を含む28の小規模油田及び限界油田を含んでいる。

ラバPSCに基づき、ケアン・インドियाは、原油及びガスの売上高から、当事者間に利益を分配するに先立ち、探鉱、開発及び生産費用の100%を回収することができる。

ラバPSCに基づき、インドが原油の自給を達成するまで、ケアン・インディアは、インド国内の原油需要への対応に資するため、ラジャスタン鉱区から採取され、自らが受け取る権利を持つ原油のすべてをインド国内の市場で売却することを義務付けられている。すべてのインド政府のノミニーに対する売却は、プラッツ社の発表において確認される1種若しくは複数の類似した性質及び品質を持つ原油の米ドル建て1バレル当たりFOB売価又はかかる原油のスポット市場による価格のいずれか、売却される原油の現在価値をより正しく反映するよう当事者により決定された価格で評価される。

ラバPSCは、生産に係る採掘料及び租税を支払うべきことも規定している。原油及び坑口部コンデンセートに課せられる採掘料率は、原油の価値のいかんにかかわらず、1トン当たり481ルピーと定められている。1974年インド石油産業（開発）法の規定に基づく原油の生産への課税（以下「OIDA租税」という。）は、ラバPSCにおいては1トンの原油生産当たり900ルピーと定められている。これに加えて、2013年11月まで1トン当たり27ルピー（OIDA租税の3%の増加を反映したもの）が教育税及び成人・高等教育税として、ラバ共同操業パートナーの構成員に課せられていた。2013年12月以降、課されていた教育税及び成人・高等教育税は、財務省からの通達に基づき廃止された。

天然ガスに関して支払うべき採掘料は、天然ガスの井戸元価値の10%（通常、天然ガス収益の9%）に設定されている。天然ガスの生産に関しては、OIDA租税を支払う義務はない。採掘料及びOIDA租税には、ラバPSCにより、一般に支配的な採掘料率及び租税の税率にかかわらず、こうした水準に上限が設定されている。採掘料及びOIDA租税の支払は、ラバPSCに基づき、利益が当事者間に分配されるに先立ち回収できる。インド石油ガス公社が最初にラバ鉱区を発見したため、ケアン・インディア及びその他のラバ共同操業パートナーの構成員は、インド石油ガス公社に対し、累積原油生産量に基づく一連の生産物支払を行う義務を負う。生産物支払の計算方法は、以下に示すとおりである。

	インド石油ガス公社 に対する 総支払額	ケアン・インディア による 純支払額
	(単位：百万米ドル)	
生産量が75百万バレルまでの場合、25百万バレルの生産当たり	9.0	3.4
生産量が75～100百万バレルの場合、5百万バレルの生産当たり	1.8	0.7
生産量が100～225百万バレルの場合、5百万バレルの生産当たり	1.7	0.6
生産量が225～250百万バレルの場合、5百万バレルの生産当たり	1.4	0.5
生産量が250百万バレル超の場合、5百万バレルの生産当たり	1.0	0.2

ラバ共同操業パートナー間では時おり、ラバPSCの解釈をめぐる、仲裁を必要とする紛争が発生した。一例を挙げると、基本開発費用（ラバPSCにより、費用回収目的の費用の増加を抑制されている。）に係るラバ共同操業パートナーによる過剰な費用回収を問題として、インド政府とラバ共同操業パートナーとの間に紛争が持ち上がった。ラバ共同操業パートナー側（インド石油ガス公社を除く。）は、仲裁手続を開始し、仲裁裁判所は、2011年1月18日に発表したその裁定において、ケアン・インディアを含む企業側に、278百万米ドルにのぼる広範な支出済基本開発費用の回収を認め、基本開発費用として支出された22.3百万米ドルの超過額については要求を却下し、訴訟費用の50.0%をインド政府の負担とした。クアラルンプール高等裁判所は、2012年8月30日、インド政府による裁定却下の申立てを棄却し、訴訟費用をその負担とした。

インド政府は、さらにクアラルンプールの上訴裁判所に、上訴を申し立てたが、かかる上訴は2014年6月27日に棄却された。インド政府はその後、連邦裁判所に、かかる上訴裁判所の判決の破棄を請求する申立てを行った。当該申立ては連邦裁判所により2016年5月17日に棄却された。インド政府はまた、かかる訴訟に関する理由開示命令を発し、ケアン・インディア・リミテッドはこれに応じた。また、インド政府はデリーの高等裁判所に対し、さらなる注意喚起の措置として裁定の履行を求める申立てを行った。次の答弁は2017年8月2日である。さらに2015年8月14日、インド政府は、訴訟を起こし、仲裁裁判所による「費用の金額」の決定に対し、デリーの高等裁判所から非対審で中止命令を得た。ケアン・インディア・リミテッドは、かかる中止命令に対し当該裁判所に上訴を申し立てた。同様の申立ては、2016年5月3日付の判決を通じて当該裁判所により認容され、本事案に関してインド政府が獲得した上記の中止命令は、高等裁判所の合議体により取り消された。インド政府は、合議体の決定に対し、特別許可申請（special leave petition）を行った。この審理は最高裁判所により、その提示する日程で行われる。インド政府の民事訴訟における次の当該裁判所での口頭弁論期日は、2017年8月3日に予定されている。

業績

1994年の創業以来、ラバ鉦区では原油及びガスの生産が行われており、その量は、ラバPSCが締結された時点の最初の見積資源量の倍以上になり、現在の見積資源量の50%の回収が達成間近である。

2017年度中、ラバ鉦区における生産量は、1日当たり2,296石油換算バレルであり、生産施設の稼働率は99%超であった。これは、自然減を補うのに役立つコイル・チュービング及び刺激法に支えられていた。

以下の表は、2015年、2016年及び2017年の3月31日に終了した各年度について、ラバ鉦区における石油及びガスの平均1日当たり純生産量を示したものである。

平均1日当たり生産量	単位	2015年度	2016年度	2017年度	増減率 (2016対2017)
純生産量	石油換算バレル／日	3,411	3,448	2,296	(33%)
石油	バレル／日	2,962	3,015	2,047	(32%)
ガス	百万標準立方フィート／日	3	3	1	(67%)

施設

現在、8基の無人沖合プラットフォームがあり、アンドラ・プラデシュ州スラサニヤナムにある225エーカーの陸上加工施設が、沖合油田で生産された天然ガス及び原油の加工を行っている。ラバ陸上ターミナル施設は、国際的な認証である環境規格（ISO 14001）及び労働安全衛生の規格（OHSAS 18001）により運営されている。この陸上施設は、1日当たり70,000バレルの原油、1日当たり95百万標準立方フィートの天然ガス及び1日当たり110,000バレルの水の注入を処理する能力を持つ。この施設はまた、1.0百万バレルの原油を貯蔵する能力及び10メガワットの自社発電能力も持つ。

カンベイ

カンベイ鉦区生産物分与契約

カンベイ鉦区の探鉦、開発及び生産は、インド政府並びにインド石油ガス公社、タタ・ペトロダイネ・リミテッド（以下「タタ」という。）及びケアン・インディアが一体となって構成されるコンソーシアムの間で1998年6月30日に締結された生産物分与契約に基づき管理されている。本契約は2023年までを契約期間とし、非随伴天然ガスが商業生産された場合はさらに10年間、又はそれ以外の5年を超えない期間、延長することができる。石油天然ガス省は、2017年4月7日付の通達により、プレNELP延長政策を決定し、インド政府が署名した生産物分与契約の延長を許可する政策を公表した。プレNELP延長政策は、プレNELP（新規探鉦ライセンス政策）鉦区について延長を認可する枠組みを定めたもので、ラジャスタン油田及びカンベイ油田の両方を対象としている。ケアン・インディアのカンベイ盆地鉦区共同操業体における参加持分は、ラクシュミー、ガウリ及びCB-X開発地域に対する40%持分から成る。これらの開発地域の残りの持分は、インド石油ガス公社（50%）及びタタ（10%）が保有する。

業績

カンベイ鉦区における生産は、2002年に開始された。2017年度中の本鉦区の実生産量は、1日当たり2,308石油換算バレルであり、稼働率は99%超であった。

以下の表は、2015年、2016年及び2017年の3月31日に終了した各年度について、ラバ鉦区における石油及びガスの平均1日当たり純生産量を示したものである。

平均1日当たり生産量	単位	2015年度	2016年度	2017年度	増減率 (2016対2017)
純生産量	石油換算バレル／日	2,512	2,546	2,308	(9%)
石油	バレル／日	2,047	2,197	1,946	(11%)
ガス	百万標準立方フィート／日	3	2	2	-

施設

スヴァリにある82エーカーの陸上加工施設はラクシュミー及びガウリの油田に産する天然ガス及び原油の加工を行っている。この施設は、1日当たり150百万標準立方フィートの天然ガス及び1日当たり10,000バレルの原油を

加工する能力を持ち、3段階分離機付原油加工トレーン、4基の貯蔵タンク（合計容量37,700バレル）及び4.8メガワット自社発電能力を擁する。長期の資産設備増強計画の一環として、スヴァリのターミナル施設の原油貯蔵能力を拡大するための貯蔵タンク及び坑井から人口採油を可能にするためのガスリフトコンプレッサーの海上設備一式が2016年度中に運転開始された。加工工場及び海洋インフラは、ISO 14001規格及びOHSAS 18001規格の認証を受けている。

発電施設

ケアン・インディアの現在の発電施設は、当社の通常の事業活動を行うための自社発電に係る所要電力量に対処するために設立された。総設備容量は、探査及び輸送の段階における操業により165メガワットである。以下の表は、2017年3月31日現在の既存の当社の発電能力に関連する情報を示したものである。

稼働開始年度	発電容量 (メガワット)	所在地	使用燃料
2010及び2014	60.0	ラジャスタン州マンガラ加工施設	蒸気タービン
2010	3.3	ラジャスタン州ラーゲシュワリ ガス関連加工施設	ガス
2010	14.4	グジャラート州ヴィランガム ターミナル施設	ガス
2015	39.0	グジャラート州ボーガット ターミナル施設	ガス
2010	33.8	地上設置 (AGI) パイプライン	ガス
2003	4.8	カンベイ	ガス
1999及び2003	10.0	ラバ	ガス

探鉱

ラジャスタン鉱区、ラバ鉱区及びカンベイ鉱区のほか、当年度は当社ポートフォリオにおける4件の鉱区において探鉱活動を行った。これらの鉱区は探鉱、評価及び開発計画等様々な段階にある。大きな盆地としては、オレンジ盆地、クリシュナ・ゴダバリ盆地及びパラール-ペンナル盆地等がある。

KG-陸上

KG-ONN-2003/1、クリシュナ・ゴダバリ盆地（49%参加持分）

陸上の鉱区であるKG-ONN-2003/1は、アンドラ・プラデシュ州のクリシュナ・ゴダバリ盆地にあり、NELP V（新規探鉱ライセンス政策-第5次入札）においてケアン・インディア及びインド石油ガス公社によるジョイント・ベンチャーが探鉱ライセンスを付与された。ケアン・インディア及びインド石油ガス公社は2005年9月23日に生産物分与契約（以下「KG-ONN-2003/1 PSC」という。）を締結した。ケアン・インディアは本鉱区に49%の所有持分を有する。本鉱区の最初の発見は、ナガヤランカ-1Zであった。この発見を受けて、本鉱区の共同操業体（インド石油ガス公社をパートナーとする）は、探鉱ライセンス第2段階に進む選択権を行使した。第2の試掘井であるナガヤランカ-SE-1を掘削した結果、KG盆地の陸上部で軽質油が発見された。

2件のナガヤランカの発見（ナガヤランカ-1Z及びナガヤランカ-SE-1）の商業性宣言は2014年7月の経営委員会議において承認された。操業権はその後KG-ONN-2003/1 PSCに基づきインド石油ガス公社に譲渡された。石油天然ガス総局から油田開発計画の提出期限の延長について承認を得て、ナガヤランカ-1Z及びナガヤランカ-SE-1の発見に係る油田開発計画の準備が進行中である。ケアン・インディアのジョイント・ベンチャーのパートナーであり、オペレーターであるインド石油ガス公社は、経営委員会により承認された油田開発計画を提出した。

KG-沖合

KG-OSN-2009/3、クリシュナ・ゴダバリ盆地（オペレーター及び100%参加持分）

沖合鉱区であるKG-OSN-2009/3は、アンドラ・プラデシュ州沖合のクリシュナ・ゴダバリ盆地内にあり、面積は1,988平方キロメートルに及ぶ。ケアン・インディアは本鉱区のオペレーターであり、保有する鉱区の持分は100%である。KG-OSN-2009/3鉱区は浅瀬にあり、鉱区域の水深は海岸付近から400メートルまでである。生産物分与契約は2010年6月30日に締結され、石油探査ライセンスは2010年8月に認可された。

2015年度中、計画されていた1,075平方キロメートル分の三次元地震探査データの取得が100%完了した。2016年度中、地震探査の処理及び解析計画が実行され、質が高く有望な在庫が充実した。2017年度において、新しい地震探査分の解析結果により、堅固な掘削可能有望区域及び複数の異なる埋蔵状態の鉱床が確認された。ケアン・インディアは現在、2016年3月8日に失効した鉱区の探鉱初期作業の延長に向けて、石油天然ガス省と協議中である。

パラール-ペンナル

パラール-ペンナル盆地（オペレーター、35%の参加持分）

本鉱区はインド東岸、クリシュナ・ゴダバリ盆地の南方、コーベリ盆地の北方に位置するパラール-ペンナル盆地にある。本鉱区の水深は、海岸近くの数メートルから鉱区の東の境界における400メートルまでの広がりがある。鉱区の面積は約9,417平方キロメートルである。ケアン・インディアは本鉱区に35%の所有持分を有し、鉱区のオペレーターである。コンソーシアムを構成するインド石油ガス公社及びタタは、それぞれ35%及び30%の持分を保有する。

本鉱区は2010年度以降、不可抗力の影響下にあった。すなわち、鉱区は政府当局の通達した禁止区域の中にあり、インド政府宇宙局は、かかる地域において探査及び石油事業を実施する許可を与えることは適切でないと判断した。しかし、禁止区域の境界位置の変更に係る申立てが政府当局により受理され、探鉱活動を進める道が開けた。2015年1月1日から有効となる本鉱区における30ヶ月の特別免除期間の承認が付与され、第1段階の期間満了日は2017年6月30日になる見込みである。前線鉱区において3基の坑井による試掘活動が2017年2月に開始され、2017年4月に完了した。

ムンバイ沖合

ムンバイ沖盆地（オペレーター、100%参加持分）

本鉱区は、NELP VIII（新規探鉱ライセンス政策―第8次入札）においてライセンス付与の対象となったもので、ムンバイ沖にある。ケアン・インディアがオペレーターであり、鉱区に対する持分を100%保有する。MB-DWN-2009/1の水深は、1,000メートル乃至2,200メートルである。

2015年度、取得した2,128ライン・キロメートルの二次元ブロードバンド地震探査のデータ処理が完了した。2016年度中、二次元ブロードバンド地震探査のPSTMデータ処理によって新たに得られた解析結果と共に地域的な見直し調査が完了した。解析を通じて産出可能性が乏しく、リスク水準が高いことが明らかになったため、当社は2017年度中、本鉱区の閉鎖を申し入れた。最初の探査段階は2016年4月16日に終了し、閉鎖に係るすべての関連手続が完了した。

スリランカ

SL 2007-01-001、スリランカ、マンナール盆地（子会社を通じ、100%の参加持分で操業）

ケアン・ランカ（プライベート）リミテッドは、ケアン・インディアの完全子会社であり、マンナール盆地のドラド及びバラクーダにおいて、2件のガスの発見を確定した。現在のガス価格の水準及び決算期を考慮すると、同鉱区における炭化水素の開発は採算が取れるものではない。本鉱区の探鉱許可は2015年10月15日に失効した。ケアン・インディアは、スリランカ政府との正式な撤退手続を完了させた。すべての在庫は、パラールにおける掘削で将来使用する可能性があることからセダワッタヤードと統合された。インドの経済特区への在庫移送に向けた手続は現在進行中である。泥除去は進行中である。油流出対策設備の輸出に関する書類はほぼ完成した。事務所の縮小は完了した。

南アフリカ

鉱区第1、南アフリカ、オレンジ盆地（子会社を通じ、60%の参加持分で操業）

ケアン・インディアは、南アフリカのオレンジ盆地にある19,898平方キロメートルの沖合鉱区第1（以下「鉱区第1」という。）に関し、南アフリカの国営石油企業であるペトロ・エスエーとの間でファーム・イン契約を締結した。ケアン・サウス・アフリカ・ピーティーフワイ・リミテッドはケアン・インディアの完全子会社であり、60%の鉱区第1に対する参加持分を有し、鉱区のオペレーターである。

2013年初頭の鉱区に関するファーム・イン及び参加持分の割当てに続き、ケアン・インディアは2014年度中に、1,981平方キロメートルの三次元地震探査データを取得した。さらに、3,000ライン・キロメートルの二次元地震探査データの取得が、2014年3月初めに完了した。三次元地震探査及び二次元地震探査はともに、無事故で期限までに終了した。

探鉱有望地域の安定した在庫は、2014年度における三次元地震探査に基づき特定されており、当該探査は鉱区第1の船外部分も対象としている。かかる船外の地域は石油指向型であると解析されており、過去の試削によるテストが行われてこなかったプレイフェアウェイ（Play fairway）から成る。ケアン・インディアは、探鉱許可を第2段階に進める決定を検討する前に、2002年鉱物・石油資源開発法の改正案及びそのファイナンス制度についての決定を待っている。

販売及び営業

ケアン・インディアの取引先の上位10社は、2015年度、2016年度及び2017年度において、それぞれ売上高の約100%を占めた。ケアン・インディアの4社の取引先が2015年度及び2016年度において、ケアン・インディアの事業収益の約90.0%を占め、2017年度においては約87%を占めた。

2017年度、ケアン・インディアは、自社が生産する石油及びガスの100%をインド市場で販売した。

ケアン・インディアが2017年度において生産した石油及びガスの100%は、量及び価格を規定した年間契約又は月極契約のもとで販売された。ラジャスタン鉱区及びカンベイ鉱区の原油価格は、西アフリカの低硫黄原油で、同地域で取引される頻度の高いポニーライトをベンチマークとし、原油の品質を考慮した適切な調整を加えて設定される。同様に、ラバ鉱区の原油価格は、南アジアのタピス原油及びミナス原油をベンチマークとして設定される。原油価格のベンチマークは、原油販売契約に基づくものである。

プロジェクト及び開発

2018年度においてケアン・インドियाは、作業利権の資本支出につき250百万米ドルのうち10%を探鉱に、90%を開発活動に振り分けて投入する計画である。開発活動には主に、ガス開発、バギラム及びアイシュワリアのバルメル丘陵の原油回収増進計画、並びにマンガラの追加掘削及び地表設備の機能強化が含まれる。すべての計画の資金は、内部の資金源から調達される。ケアン・インドियाの重要な計画の一部は、以下のとおりである。

バギラム油田及びアイシュワリア油田－掘削活動及び施設の改善を含む原油回収増進プロジェクト

マンガラでは世界でも最大規模に属するポリマー攻法プロジェクトにより、原油回収率が増加し、持続して良好な実績を上げた。ポリマー注入量が目標水準の1日当たり400,000液体バレルを維持した結果、2017年度の生産量は増加し、1日当たり約52,000バレルになった。ケアン・インドियाは、マンガラにおける原油回収増進の実績を生かして、バギラム及びアイシュワリアにおいてもポリマー注入による増産を見込んでいる。

バギラムにおける多坑井ポリマー圧入性試験は、当四半期中に成功裡に終了し、期待の持てる結果を得たため、修正された油田開発計画がジョイント・ベンチャーのパートナーに提出された。アイシュワリアにおける圧入性試験は、3基のポリマー注入用坑井において開始され、油田開発計画がジョイント・ベンチャーのパートナーに提出された。

バルメル丘陵及び衛星油田の開発

バルメル丘陵及び衛星油田の開発並びにこれらの油田の開発を通じた非MBAの重点的な増加が、主にケアン・インドियाの成長を牽引した。バルメル丘陵地層は、2件の主要な開発機会に大別される。すなわち、石油指向型ポーセラナイト岩から成る北部バルメル丘陵及び泥質ポーセラナイトから成る南部バルメル丘陵である。

当初見出されたバルメル丘陵の大規模な炭化水素は、石油換算で1.4十億バレルに相当し、重要な成長の可能性を秘めている。アイシュワリアのバルメル丘陵の開発費用は、当初見積もられた300百万米ドルから30%超削減され、回収の見積り32百万バレルに関して195百万米ドルとなっている。ケアン・インドियाは、ジョイント・ベンチャーのパートナーとの間で第1段階の商業上及び技術上の調整を完了しており、査定の済んだ坑井からの生産は、2018年度上半期に開始される予定である。第2段階の実施は、2018年度中の開始が見込まれている。

マンガラの追加坑井

マンガラ油田は、豊富な資源であることが確認されている。早期の増産及び埋蔵量の収益化を図るため、ケアン・インドियाは、マンガラ油田において追加坑井15基の掘削計画を開始する。本プロジェクトの油田開発計画は承認を得ており、坑井の掘削は2018年度第2四半期に予定されている。

マンガラ加工施設における地表設備の機能強化

原油の産出量を最大化するため、ケアン・インドियाは、マンガラ加工施設においてアレージを設け、地表ネットワークのボトルネックを解消することに重点的に取り組んでいる。液体処理及び注水の能力を増強するため、一連の方策を講じる予定である。

ガスの開発

ラジャスタンにおけるラーゲシュワリ深層ガス田のガス開発は、引き続き戦略上の優先事項である。本プロジェクトの数次にわたる開発において、設備投資は順調に進行しており、段階的な増産の達成を目指している。2018年度においては、既存設備の低コストでの拡張の完了及び現在のパイプライン能力の増強により、1日当たり40～45百万標準立方フィートまで増産することを予想している。また、ラーゲシュワリ深層ガス開発チームは、技術を重視した取組みを維持し、2017年度に実施した地質学及び地球物理学の研究に基づいて石油貯留層の理解を深めることにより、見積回収率を増加させるよう努めている。本プロジェクトの資本支出には、2018年度に新規の坑井を掘削する計画が含まれる。また、新しいガス加工インフラの進捗も順調である。

埋蔵量並びにその他の石油及びガスの情報

石油及びガスの確定埋蔵量、確定開発埋蔵量及び確定未開発埋蔵量に利用される定義は、レギュレーションS-Xの米国証券取引所規則4-10条に従ったものである。石油及び天然ガスの確定埋蔵量とは、報告期間終了時までの12ヶ月の平均価格（ただし、価格が契約により定められる場合を除く。）及び推定日時点の原価を含む既存の経済状況及び操業状況に基づき、既知の貯留層より将来にわたり経済的に採掘可能であるという合理的な確実性を持って地質学的及び技術的データにより示される、原油、天然ガス及び天然ガス液の推定量である。

ドゴリヤー・アンド・マクノートンは、2017年3月31日現在の当社の100%の推定埋蔵量ベースについて独自の評価を行った。

本書において表示される確定埋蔵量はすべて、インド政府との間の生産物分与契約に基づくものである。したがって、純埋蔵量はすべて、ケアン・インディアの各契約に基づくコスト回収相当分及び利益相当分の石油の割当分を、これらの契約に基づく純埋蔵量の計算に係るSECの指針に従って純埋蔵量に相当する量に変換する権益の計算に基づいている。当社の確定埋蔵量についての詳細な情報は、連結財務書類に対する注記「石油及びガスの探査及び産出にかかる追加情報（非監査）」を参照のこと。

確定埋蔵量

確定埋蔵量の推定は、従来の業界の慣行に基づく技術的評価及び商業的評価を備えた合理的な確実性の要件に基づくものである。油ガス田において検査され、評価が行われている地層又は類似の地層において一貫性と再現性を持つ合理的な一定の結果をもたらすことが実証された技術のみが適用されている。商業的な回収の合理的な確実性を決定するために、このプロセスには、以下の3種類のデータの統合に依拠した埋蔵量評価の一般的方法が含まれている。

1. 局所的特性並びに貯留層及び液体の状況を評価するために利用される坑井のデータ。
2. 地方の坑井管理区の周辺地帯の内外においてこれらの特性の内挿及び外挿を認める油ガス田規模の耐震データ。
3. 関連する類似の油ガス田からのデータ。データには、査定用の坑井又は側道坑、一連の完全検層データ、中核データ及び流体のサンプルが含まれる。

確定埋蔵量の推定が行われた油ガス田において、埋蔵量は、浸透した炭化水素接触面を上回っているか、又は坑井で炭化水素を確認した最も深い深度の高度を上回っている油ガス田の石油又はガスの量からのみ推定されている。回収作業の改善に伴う埋蔵量の推定においては、埋蔵量は既存の油ガス田での実績パラメーターに基づくか、又は同一の地層から生産され、同じ堆積物の環境にあり、類似の地質構造を有し、同じ排油機構を持ち、全体として利益を生む貯留層ほど有益な貯留層の資源を有していない、隣接した油ガス田に所在する類似の貯留層の実績から推定される。原油増進回収法に関連する埋蔵量の推定においては、埋蔵量の推定は、埋蔵量が帰属する油ガス田及び貯留層内において肯定的な生産反応を示した試験計画の実績に基づいて作成された。

以下の表は、2017年度の平均価格に基づき当社が推定した、2017年3月31日現在の原油及び天然ガスの正味確定開発埋蔵量及び正味確定未開発埋蔵量を地域別に示したものである。

埋蔵量の категория	埋蔵量		石油及び天然ガス生産物の合計 (百万石油換算バレル)
	石油 (百万バレル)	天然ガス (十億立方フィート)	
確定開発埋蔵量			
インド	57.08	4.76	57.87
南アフリカ	-	-	-
確定未開発埋蔵量			
インド	0.48	0.95	0.64
南アフリカ	-	-	-
合計確定埋蔵量	57.56	5.71	58.51

(注) ガスは、1石油換算バレル=6,000立方フィートのガスという因数を利用して石油換算されている。

以下の表は、2017年度、2016年度及び2015年度の総確定埋蔵量の変動に関する情報を要約したものである。

確定開発埋蔵量及び確定未開発埋蔵量の合計

	石油 (百万バレル)	天然ガス (十億立方フィート)	石油及び天然ガス 生産物の合計 (百万石油換算 バレル)
2015年 3月31日に終了した年度の埋蔵量の情報			
2014年 3月31日現在	111.53	6.95	112.69
以前の推定値の修正	7.70	1.29	7.92
改良型回収	-	-	-
鉱物の購入(又は販売)	-	-	-
拡張及び発掘	2.28	0.16	2.31
生産	(31.42)	(3.51)	(32.01)
2015年 3月31日現在	90.09	4.89	90.91
2016年 3月31日に終了した年度の埋蔵量の情報			
2015年 3月31日現在	90.09	4.89	90.91
以前の推定値の修正	20.70	4.95	21.53
改良型回収	-	-	-
鉱物の購入(又は販売)	-	-	-
拡張及び発掘	-	-	-
生産	(32.69)	(4.33)	(33.41)
2016年 3月31日現在	78.10	5.51	79.02
2017年 3月31日に終了した年度の埋蔵量の情報			
2016年 3月31日現在	78.10	5.51	79.02
以前の推定値の修正	12.06	4.55	12.82
改良型回収	-	-	-
鉱物の購入(又は販売)	-	-	-
拡張及び発掘	-	-	-
生産	(32.60)	(4.36)	(33.33)
2017年 3月31日現在	57.56	5.71	58.51

確定未開発埋蔵量

マンガラ油田は、ラジャスタン鉱区における寄与率が最大である。ラジャスタン鉱区における主要な油ガス田は、ケアン・インディアの総埋蔵量の大部分を占めており、この生産物分与契約における埋蔵資源の開発に伴う活動は、当社の埋蔵資源の動向が進展する中でその主導権を握っている。プロジェクト又は開発井に関連する埋蔵量は、経営委員会の承認が付与されるまでは確定されたものとして分類されなかった。マンガラ油田、バギアム油田及びアイシュワリア油田は、ラジャスタン鉱区における主要な生産油田である。

2017年度中、2014年11月に開始したパターンポリマー攻法の過程をマンガラ油田において引き続き重点的に実施した。2017年度中、10基の新たな生産用坑井及び13基の新たなポリマー注入用坑井が稼働を開始するとともに、6基の生産用坑井及び1基の注水用坑井がポリマー注入用坑井に転換された。さらに、ポリマー注入用坑井2基が生産用坑井に再び転換された。マンガラ油田においては、粘度が22センチポイズのポリマー溶液が1日当たり約400キロバレル注入されている。ラジャスタン鉱区における他2つの主要な油田であるバギアム及びアイシュワリアは、依然として周縁部の水押し型排油過程の途中である。これら2油田の開発は、原油回収率を高めるため、ポリマー攻法で行うことが予定されており、この2油田においてポリマー攻法の圧入性試験が実施された。バギアムのポリマー圧入性試験は、2016年10月、同油田の中央部（FB1油層）において、生産用坑井であるB-125、B-131、B-073、B-125をポリマー注入用坑井に転換させることにより開始された。当初の圧入性は予想の範囲内であり、現在、粘度が約20センチポイズの希薄ポリマーが1日当たり約7,000液体バレル、4基の注入用坑井において注入されている。ポリマー注入に対する油田の反応は良好である。アイシュワリアのポリマー圧入性試験は、2017年2月、3基のポリマー注入用坑井（A-017、A-076及びA-077）を通じて開始された。当初の圧入性は予想の範囲内であり、現在、粘度が約25～30センチポイズの希薄ポリマーが1日当たり約6,600液体バレル、注入されている。ポリマー注入に対する油田の反応は良好であり、複数の近接した生産用坑井において、圧力補助が確実に観察された。

2017年3月31日現在の確定開発埋蔵量は、57.87百万石油換算バレル、確定未開発埋蔵量は、0.64百万石油換算バレルとなった。2016年3月31日以降、ケアン・インディアは、正味13.90百万石油換算バレルの確定未開発埋蔵

量及び推定埋蔵量を技術上及び価格上の理由により確定開発埋蔵量へと進展させており、このうち11.97百万石油換算バレルがラジャスタン産であり、一方カンベイ油田及びラバ油田の寄与はそれぞれ0.93百万石油換算バレル及び1.00百万石油換算バレルであった。確定未開発埋蔵量は現在、CB-0S/2鉱区に所在するラクシュミー油田のもののみである。2017年度のこれらの埋蔵量の開発支援における開発資本支出は159百万米ドルであった。

確定未開発埋蔵量は、マンガラ油田において2013年度に追加の14基の坑井、バギアム油田において2013年度に追加の18基の坑井、マンガラ油田のFM1砂岩層において2014年度に原油増進回収法による操業に備えた追加の48基の間掘り坑井、マンガラ油田の残りの砂岩層部分において2014年度に原油増進回収法による操業に備えた追加の93基の坑井及びバギアム油田において2014年度に追加の54基の間掘り坑井が経営委員会により承認され、掘削されたことを考慮すると、追加された。2016年3月31日時点におけるマンガラ油田の1.23百万石油換算バレルの未開発埋蔵量は、2017年度中にポリマー注入用坑井の稼働を増やしてポリマー攻法をさらに拡大したことにより、現在、確定開発埋蔵量へと進展している。

埋蔵資源の開発に伴う資本支出の大部分は、ラジャスタン及びパイプラインにおける廃棄債務に関するものである。また、支出の一部は、ラジャスタン鉱区の油田すべてにおける人工採油並びに油田内のフローライン及び処理装置、並びに生産された流体の操作設備（採掘用及び注入用両方の装置を含む。）の工事及び設置に関連するものである。

2015年度、2016年度及び2017年度においては、ラジャスタン州の生産物分与契約外では、CB-0S/2鉱区の油田における開発井は一切掘削されていない。CB-0S/2鉱区における2017年度のラクシュミー油田の0.64百万石油換算バレルの未開発埋蔵量は、LB-8（T1i及びT6cのサンドにおける仕上並びにT1cの流体柱の産出ガスを利用したリフト補助の便益の合算）並びにLB-5（T3d及びT3wのガスを利用した油層内ガスリフト）における未開発埋蔵量によるものである。ラバ鉱区の生産物分与契約において、2015年度には9基の開発井が掘削され、2016年度及び2017年度においては、開発井は一切掘削されていない。進行中又は計画中の開発活動はなく、したがってラバ鉱区の生産物分与契約に関連した未開発埋蔵量はなかった。

埋蔵量推定過程の内部統制

ケアン・インディアは、当社の独立埋蔵量技術者に対してその推定過程で提供されるデータの完全性、正確性及び適時性を確保するために当社の独立埋蔵量技術者と緊密に協力し、また評価対象の特定の資産について知識を有している石油技術者、地球科学者及び経済学者から成る内部職員を擁している。埋蔵量推定に関わるすべての活動は、当社の埋蔵量の推定値の作成を監視すること及び当社の埋蔵量の推定に対する内部統制について主たる責任を有している当社の埋蔵量管理者及び当社の主任貯留層技術者により調整・統合されている。当社の主任貯留層技術者は、現役の貯留層技術者として探鉱及び生産部門において30年を超える業界経験を有し、埋蔵量査定、油田開発及び管理について広範な知見を持つ。

各事業年度中に、当社の技術チームは、推定される予定の資産に関連する完全かつ正確な情報についての十分な情報提供が行われているドゴリヤー・アンド・マクノートン(D&M)及びすべての適切な職員との会合を持つ。さらに、地震の情報、地質図、坑井の検層、生産性テスト、物質収支計算書、坑井実績データ、操業手順及び関連する経済情報といったその他の関連データが提供される。

独立した埋蔵量推定

当社のインドの資産のために本書において示される埋蔵量の推定値は、2017年5月5日に完成したD&M埋蔵量報告書に基づくものである。

D&Mは、ダラス、ヒューストン、カルガリー、モスクワ及びアルジェーに事務所を有するデラウェア法人であり、石油及びガス業界に75年超にわたりコンサルティング・サービスを提供している。同法人は、石油及びガス資産の査定、炭化水素及びその他の鉱物の調査の評価、堆積盆評価、国内外のエネルギー業界に関連する包括的現地調査及び持分調査に従事する技術者、地質学者、地球物理学者、石油物理学者及び経済学者を含む150人を超える専門家を擁している。D&Mは、その活動をコンサルタント業務のみに限定しており、成功報酬を受け取らず、石油、ガス若しくは鉱物資産又はその顧客の有価証券若しくは債券に対して営業上の利益を有していない。同法人は、専門家の行動規範に従っており、その従業員は関連する技術協会及び専門家協会を積極的に支援している。この会社は、テキサス州の公認エンジニアリング法人である。

D&Mのシニア・ヴァイス・プレジデントであるトーマス・C・ペンスは、D&M埋蔵量報告書の作成につき責任を負っていた。ペンス氏は、テキサスA&M大学で学び、1982年に石油工学の理学士として卒業した。同氏はテキサス州の登録専門技術者であり、世界石油工学技術者協会のメンバーである。同氏は、石油及びガスの貯留層の研究並びに埋蔵量評価において34年間を超える経験を有している。

D&M埋蔵量報告書は、当社の合計確定埋蔵量の100%を対象として含んでいた。D&M埋蔵量報告書の作成に関連して、D&Mは当社の確定埋蔵量につき独自の推定値を作成した。埋蔵量の評価の過程において、D&Mは、所有持分、石油及びガスの生産量、坑井の試験データ、操業及び開発に係るこれまでの費用、生産物価格、又は現在及び将来の油ガス田の操業並びに生産物の販売に関連する契約に関して、ケアン・インディアにより提供された情報及びデータの正確性及び完全性を独自に検証しなかった。しかしながら、検査の過程において、かかる情報又はデータの正当性又は十分に疑問が感じられる何らかの点にD&Mが気付いた場合、D&Mはこれに関する疑問を納得のいく形で解決し、又はかかる情報若しくはデータにつき独自の検証を行うまでは、かかる情報又はデータに依拠しなかった。D&Mは、「合理的な確実性」の基準を含むSECの指針について、これが既存の経済状況及び運営状況に基づく将来における埋蔵資源の回収可能性についての予想に関連するものであり、レギュレーションS-XのSEC指針4-10条(a)の規定との整合性が取れているため、かかる指針を遵守する埋蔵量の推定値を独自に作成した。D&Mは、その評価に基づきD&M埋蔵量報告書を発表した。D&Mの推定値における主たる経済前提には、SECの指針に従って決定された石油及びガスの販売価格、将来の支出額並びにケアン・インディアにより提供されたその他の経済前提（利息、鉱山使用料及び税金を含む。）が含まれていた。D&M埋蔵量報告書の作成に関連して審査された当社の総埋蔵量の割合を含め、利用された前提、データ、手法及び手順は、かかる報告書の目的に適ったものであり、D&Mはかかる報告書を作成するための状況下で必要と考えられるすべての手法及び手順を利用した。

しかしながら、埋蔵量の推定には、当社及び当社の独立埋蔵量技術者の制御できない多くの要素を含む不確実性が内在している。埋蔵量工学は、正確な方法で測定できない石油及び天然ガスの地表下の堆積量を推定する主観的過程であり、埋蔵量の推定の正確性は、入手可能なデータの質及びその解釈に作用される。その結果、異なる技術者による推定は、多くの場合、時には大幅に変動する。さらに、推定日後の掘削、検査及び生産の結果といった物理的要因、生産物価格又は開発及び生産に係る費用の変動といった経済的要因、また鉱山使用料、開発及び環境許可並びに免許の条件といった規制的要因により、かかる推定の改定を要求されることがある。ケアン・インディアの運営はまた、ケアン・インディアが運営する国々における石油及びガス業界に関する規制の予期せぬ変更により影響を受けることがあり、これにより当社が推定された埋蔵量を回収する能力に影響が及ぶ可能性がある。したがって、石油及び天然ガスが最終的に回収される量は、推定埋蔵量と異なることとなる。

石油及びガスの生産、生産物価格並びに生産コスト

以下の表は、2017年3月31日、2016年3月31日及び2015年3月31日に終了した各年度の地域別の原油及び天然ガスの当社の生産量（付与された利益ベース）を示したものである。

地域別の炭化水素産出量

	3月31日に終了した年度								
	2015年			2016年			2017年		
	石油 (百万 バレル)	天然ガス ⁽¹⁾ (十億立方 フィート)	合計 (百万石 油換算 バレル)	石油 (百万 バレル)	天然ガス ⁽¹⁾ (十億立方 フィート)	合計 (百万石 油換算 バレル)	石油 (百万 バレル)	天然ガス ⁽¹⁾ (十億立方 フィート)	合計 (百万石 油換算 バレル)
インド ⁽²⁾	31.42	3.51	32.01	32.61	4.32	33.33	28.07	2.96	28.56
マンガラ ⁽³⁾	19.89	-	19.89	21.63	-	21.63	20.29	-	20.29
その他	11.53	3.51	12.12	10.98	4.32	11.70	7.78	2.96	8.27
スリランカ ⁽⁴⁾	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南アフリカ ⁽⁵⁾	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	31.42	3.51	32.01	32.61	4.32	33.33	28.07	2.96	28.56

- (1) 天然ガスの生産量の値は、販売可能な天然ガスの生産量であり、フレアガス及び再噴射ガス並びに操業において消費されたガスは含まない。
(2) 付与された利益の算定では、ラバの採掘料費用は控除されていない。
(3) マンガラ油田は、当社の総確定埋蔵量の15%超を含むため、別途表示されている。
(4) 当社のスリランカ鉱区は2016年3月31日をもって閉鎖された。
(5) ケアン・インディアの南アフリカにおける操業は、未だ探鉱段階にある。

以下の表は、過去3事業年度における当社の平均販売価格を地域別及び生産物の種類別に示したものである。

	インド(米ドル)
2015年3月31日に終了した年度	
平均販売価格	
石油（バレル当たり）	76.8
天然ガス（千標準立方フィート当たり）	6.4
2016年3月31日に終了した年度	
平均販売価格	
石油（バレル当たり）	40.8
天然ガス（千標準立方フィート当たり）	7.1
2017年3月31日に終了した年度	
平均販売価格	
石油（バレル当たり）	43.3
天然ガス（千標準立方フィート当たり）	7.7

以下の表は、過去3事業年度における当社の平均生産コストを地域別に示したものである。

測定単位	3月31日に終了した年度		
	2015年	2016年	2017年
インド			
石油及びガス（米ドル、1石油換算バレル当たり）	22.9	21.8	20.4

石油及びガス事業の生産コストは以下により構成される。

- ・ 租税等の課徴金、鉱山使用料（ラジャスタン地区を除く。）及び生産物分与契約に従い支払われるプロダクションペイメント、また、とりわけ人的資源、設備の修繕及び維持管理、発電及びその設備のための燃料、注水、保険、原油及び天然ガスの貯蔵、運搬及び輸送に関する費用といった運営経費を含む、原油並びに天然ガスの生産のために生じる経費。総生産コストは、1石油換算バレル当たりの生産コストを決定するために、生産された石油及びガスの純利益量で除される。「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(2) 業績に影響する要因―(e) 政府の方針―税金、採掘料及び特別税の支払」を参照のこと。

掘削及びその他の探鉱及び開発活動

以下の表は、直近３事業年度中に掘削された正味の生産可能な及び生産不能な探鉱井及び開発井の数を示すものである。当社の進行中の探鉱及び生産活動についての情報の詳細については、「主要施設」を参照のこと。

正味の生産可能な及び生産不能な探鉱井及び開発井

	2015年度	2016年度	2017年度
掘削された正味の生産可能探鉱井			
インド	28.2	-	-
スリランカ	-	-	-
南アフリカ	-	-	-
掘削された正味の生産可能探鉱井合計	28.2	-	-
掘削された正味の生産不能探鉱井			
インド	6.7	-	0.4
スリランカ	-	-	-
南アフリカ	-	-	-
掘削された正味の生産不能探鉱井合計	6.7	-	0.4
掘削された正味の探鉱井合計数	34.9	-	0.4
掘削された正味の生産可能開発井			
インド	56.9	20.3	-
スリランカ	-	-	-
南アフリカ	-	-	-
掘削された正味の生産可能開発井合計	56.9	20.3	-
掘削された正味の生産不能開発井			
インド	0.7	-	-
スリランカ	-	-	-
南アフリカ	-	-	-
掘削された正味の生産不能開発井合計	0.7	-	-
掘削された正味の開発井合計数	57.6	20.3	-

現在の活動

以下の表は、2017年3月31日現在掘削が進行中である坑井の数を要約したものである。

2017年3月31日現在掘削中の坑井の数

	総計	正味
掘削中の坑井		
インド	2	0.7
南アフリカ	-	-
掘削中の坑井合計	2	0.7

石油及びガスの資産、坑井、操業及び土地

ケアン・インディアの確定埋蔵量を含む土地は、現在ラジャスタン地区については2020年5月14日に、ラバ地区については2019年10月27日に、またカンベイ地区については2023年6月29日に失効する採掘権を有している。

以下の表は、ケアン・インディアが2017年3月31日現在権利を有している、生産可能な石油及び天然ガスの坑井の総数及び正味数並びに石油及び天然ガスの開発地及び未開発地の総数及び正味数を示すものである。

生産可能坑井の総数及び正味数並びに開発地の総数及び正味数

	2017年3月31日現在			
	石油		天然ガス	
	総数	正味数	総数	正味数
生産可能坑井の総数及び正味数 ⁽¹⁾				
インド	429.00	297.58	46.00	32.63
南アフリカ	-	-	-	-
生産可能坑井の総数及び正味数の合計	429.00	297.58	46.00	32.63

	2017年3月31日現在	
	総計(エーカー)	正味(エーカー)
開発地の総数及び正味数 ⁽²⁾		
インド	33,051	15,152
南アフリカ	—	—
開発地の総数及び正味数の合計	33,051	15,152

	2017年3月31日現在	
	総計(エーカー)	正味(エーカー)
未開発地の総数及び正味数 ⁽³⁾		
インド	4,496,227	2,637,352
南アフリカ	4,916,826	2,950,096
未開発地の総数及び正味数の合計	9,413,053	5,587,448

- (1) 坑井の総数又は土地の総数とは、作業権益が所有されている坑井又は土地のことをいい、一方で坑井又は土地の正味数とは、坑井又は土地の総数における作業権益のうち分割所有された所有権の合計が1となる場合に存在すると認められる数のことをいう。
- (2) 開発地は、生産可能坑井に割り当てることができる土地であり、生産可能坑井には生産中の坑井及び機械的に生産することが可能な坑井が含まれる。
- (3) 未開発地には、採掘権を付与された土地が含まれており、同土地においては確定埋蔵量を含んでいるか否かにかかわらず、石油又はガスの経済量の生産が認められる程度まで坑井が掘削されず又は完成していない。この情報を使用する者は、未開発地と採掘権の条件に基づき生産物ごとに保有されている未掘削の土地とを混同しないようにされたい。

ケアン・インディアの採掘権の保有地には、インドにおける6つの鉱区が含まれており、エーカー数ではパラー・ペナー地区がそのうちの最大の鉱区であり、総エーカー数のおよそ51%を占めている。2番目に大きい鉱区であるラジャスタン地区は、総エーカー数のおよそ17%を占める。ケアン・インディアは、南アフリカにも1つの鉱区を有している。

供給契約

原油

ケアン・インディアは、ケアン・インディアの生産中の様々な操業油田より、多様な契約上の義務に基づき、原油を販売する。毎事業年度の開始に先立ち、ケアン・インディア及びインド政府の間の様々な生産物分与契約に基づき、インド政府は年間の油田からの推定生産量をもとに、その指定された製油所において採油される量を指定する。ケアン・インディアはインド政府により指定されていない余剰の入手可能量について、その他国内の製油所と自由に提携することができる。

2018年度について、インド政府は様々な生産油田からの1日当たりの石油産出量をおよそ52キロバレル（参加持分）と指定した。ケアン・インディアは、合理的な試みとして原油販売契約を結んでおり、約定された最小量はないため、その結果金銭的な影響はない。

天然ガス

ラジャスタン地区では、インド政府は消費者に対しガスを随時割り当てる。ケアン・インディアの2017年8月のガス販売（参加持分）の割当分についての供給契約は、1日当たり約5.4百万標準立方フィートであり、これはガス田からの推定ガス生産量に基づいている。

2017年7月28日現在における、ケアン・インディアの2017年8月についてのカンベイ地区からのガス販売契約（参加持分）の割当分は、1日当たり約2.9百万標準立方フィートである。ラバ地区では、2018年度についての年間ガス販売契約は存在しない。

ケアン・インディアは、国内におけるケアン・インディアの確定埋蔵量は、上記の契約量を供給するために十分であると考えている。実際に供給されたガスの量が約束されたガスの量に満たない場合には、それによる金銭的な影響として、それぞれのガス販売契約の規定に基づいて買い手に対して提供されたガス価格が最大20%まで割引かれる。

配送、物流及び輸送

ラジャスタン

マンガラ加工ターミナルは、ケアン・インディアにより発見されたラジャスタン地区の油田からの原油生産物を加工する集中型の中核施設として指定された。通常はパイプラインを通して原油がマンガラ加工ターミナルに到着すると、直ちに加工され、原油を購入した公共部門の取引先又は民営の製油所に輸送される。詳細については「一施設－マンガラ加工施設」を参照のこと。

カンベイ

スヴァリにある82エーカーの陸上加工施設では、ラクシュミー及びガウリの油ガス田からの天然ガス及び原油を加工している。同施設は、1日当たり150百万標準立方フィートの天然ガス及び1日当たり10キロバレルの原油産出量を加工する運転能力があり、3段階に分離する石油加工トレーン装置、総容量が37,700バレルの4つの貯蔵タンク及び4.8メガワットの自社発電能力を含む。加工工場及び海上インフラは、ISO 14001及びOHSAS 18001規格の認証を取得している。

スヴァリ陸上ターミナルから生産される原油は、タンカートラックで約15キロメートル先のアダニ・ハジラ・ポート・プライベート・リミテッド（Adani Hazira Port Private Limited）まで輸送される。その後、原油貨物はタンカー船で沿岸の製油所に売却される。

加工天然ガスは、グジャラート・ステート・ペトロネット・リミテッド（Gujarat State Petronet Limited）のパイプライン設備を通じてCLPインディア・プライベート・リミテッド（CLP India Private Limited）及びグジャラート・ガス・コーポレーション・リミテッドに対して売却される。

ラバ

現在、海上油ガス田より生産された天然ガス及び原油を加工するための8つの無人海上プラットフォーム及び225エーカーの陸上加工施設がスラサニヤナムにある。ラバの陸上ターミナルは、国際的に認められている環境基準（ISO 14001）及び労働安全衛生基準（OHSAS 18001）に従って操業している。陸上施設は、1日当たり70キロバレルの原油産出量、1日当たり95百万標準立方フィートの天然ガス及び1日当たり110,000バレルの水圧入を処理する能力がある。このターミナルは、1.0百万バレルの原油を貯蔵する能力も有している。

ラバ地区の坑井から生産された原油は、海底パイプラインを通じて陸上の加工ターミナルに送られる。石油はターミナルで加工され、貯蔵タンクに貯蔵される。その後原油は、ターミナルから同油田にある一点係留ブイに係留されているタンカー船までつながる、（約16キロメートル長の）20インチの輸送ラインを通じて、（インド政府により指定された）地方の製油所に輸送される。一点係留ブイ及びその付属装置は、併せてタンカー係留積込装置と呼ばれている。

坑井からの天然ガスは処理された後に買い手（GAIL）のパイプラインに輸送される。

市場シェア及び競争

インドにおける石油及びガスの探鉱及び生産は競争にさらされている。炭化水素資源の探査及び採掘のための土地はMoPNGにより競売にかけられるため、ケアン・インディアはONGC及びリライアンス・インダストリーズ・リミテッドを含むインド企業、並びに一流の総合的かつ大規模な独立系多国籍企業による競争に直面している。インド政府は、小規模な発掘について特別な競売を開始し、土地取得に向けた競争を一層加速させている。インド政府はONGCの株式の大半を保有しており、ONGCは、これまでに設定された9つのNELPのライセンス期間においてインド政府により提供された探鉱区の大部分を与えられている公社である。これらの競合企業の多くは、ケアン・インディアが利用できる財源又はその他の資源をはるかに上回る財源又はその他の資源を利用することができ、したがって鉱脈を取得及び開拓し、人材を雇い、生産物を市場に出すことにおいてより有利な立場にある。さらに、当社の競合企業の多くは、当社の事業に影響を及ぼし、また当社には制御できない世界的な原油価格や天然ガス価格及び供給レベル並びに政府の規制の適用といった、業界の状況の外部変化による影響によりよく耐えることができるであろう。

ケアン・インディアは、インドの国内原油生産に大きく貢献しており、2017年3月のMoPNGの統計によると約26%を生産している。

季節性

石油及びガスの需要は年間を通じて安定しているため、当社の石油及びガス事業は季節性による影響を受けない。

(f) 当社の鉄鉱石事業

概要

当社の鉄鉱石事業は、ゴア州及びカルナータカ州において行われている。当社の鉄鉱石事業には、鉄鉱石の探鉱、採掘及び加工が含まれる。2017年度において、当社はおよそ10.90百万トン（乾燥質量）の販売用鉄鉱石（粉鉱石及び塊鉱石）を生産した。2017年度における販売量は、10.1百万トン（乾燥質量）（差止め前に政府により押収された鉱石のインターネット・オークションを通して購入された販売量を含む。）であった。これに対し、2016年度は5.2百万トン（乾燥質量）であった。

当社は現在、年間522,000トンの定格設備容量を有する冶金コークス工場及び年間832,000トンの定格容量を有する鉄鉄工場を操業している。当社は、溶鉱炉のルートを通じて鉄鉄を製造している。当社は、エネルギー回収をベースにした冶金コークスの製造技術に関して特許を取っている。

2011年8月、環境違反に関する申立てを受けて、インド最高裁判所によりカルナータカ州における鉄鉱石の採掘活動が一時的に停止された。その後、2013年4月にかかる停止は解除され、必要な法定の認可を取得した後2013年12月に操業が再開された。当社は、カルナータカ州政府の第1段階の森林認可及びMoEFからの暫定的な操業許可を取得後、カルナータカ州での操業を再開したが、2014年7月31日に暫定的な操業許可は失効した。同州での操業

は、2014年8月1日から2015年2月27日まで停止された。すべての法定の認可を取得した後、2015年2月28日より同州での操業は再開された。

2016年度において、インド最高裁判所はまた、当該裁判所により任命された専門委員会による確定容量の決定に従い、ゴア州における採掘権による最大年間掘削量を20百万トンまでとする暫定的な制限を課した。さらに、この命令において、裁判所は当社の採掘権を含むゴア州におけるすべての採掘権が2007年に失効したとみなし、2014年8月にゴア州のボンベイ高等裁判所がゴア州における採掘権を更新するよう命令を下すまで、採掘業務を行うことができなかった。MoEF及び州政府もまた、インド最高裁判所が課した制限に従ってそれぞれが下した停止命令を取り消した。ゴア州における採掘権の登録は完了し、ゴア州汚染管理委員会（以下「GSPCB」という。）は、2015年7月10日開催の会合で、1981年大気汚染防止法及び1974年水質汚濁防止法に基づいて操業の同意の更新について検討した。2015年8月10日、コッドリ鉱山における操業が再開され、残りの鉱山については、操業の同意及び採掘計画の承認を取得後、2016年度下半期より再開された。

2011年8月22日、当社はエレニルト・ミネラルズ・アンド・マイニング・エルエルシーの完全所有子会社でリベリアの鉄鉱石探鉱会社であるWCLの持分の51.0%を、90.0百万米ドルの現金対価で取得した。2012年12月20日、当社はWCLの発行済普通株式の残りの49.0%を、エレニルト・ミネラルズ・アンド・マイニング・エルエルシーより33.5百万米ドルの現金対価で取得した。

ゴア州及びカルナータカ州の当社の鉱山における当社の採掘能力及び物流機能を36百万トンまで拡大するために、これまでに多くのイニシアティブが取られてきたが、これらのイニシアティブは、州全域にわたる規制上の問題及び生産制限が課されたことにより、規模が縮小され、現在では保留の状態にある。当社はまた、当社の物流機能において大幅な進展を遂げており、カルナータカ州では新しい鉄道の側線が既に稼動しており、ゴア州及びカルナータカ州の両方において既存の道路の拡張及び専用道路の回廊の建設が進展した。当社はまた、河川及び港湾の物流機能を向上させ、現在33艘のバージ及び2隻の積替え貨物船の船団並びに1つの浮遊式のクレーンステーションを有していた。

2015年10月、当社はドービル(Dhobil)の鉱業賃借権について、ジャールカンド州(Jharkhand)に年間1百万トンの銑鉄工場を設置するようジャールカンド州政府に対して提案した。2016年5月6日、第1段階として、年間1百万トンの溶鉄工場を設置するという覚書（以下「MOU」という。）がジャールカンド州政府とヴェダント・リミテッドの間で署名された。探鉱ボーリングは、2017年5月19日に開始された。工場地の選定、水源、電力及び原料の決定並びに詳細なプロジェクト報告書の作成を含む第1段階のMOUに基づく活動を成功裏に完了した。現在、当社は第2段階のMOUの締結手続中である。

主要な生産物

鉄鉱石

当社の鉄鉱石の埋蔵量は、塊鉱石及び粉鉱石の両方から成る。2017年3月31日現在、埋蔵量における塊鉱石の割合はゴア州及びカルナータカ州においてそれぞれ約12.0%及び18.0%であった。ゴア州の鉱石は平均鉄含率が50.0%から55.0%である一方で、カルナータカ州の鉱山は鉄品位が56.0%から60.0%と、高品位の鉱床である。当社は、カルナータカ州にある当社の鉱山から主に国内の銑鉄業者又は製鉄業者に対して塊鉱石を販売している。ゴア州の鉱山から生産されるその他の鉄鉱石の大半は、中国の買い手に対して販売される。

銑鉄

当社は、製鋼所及び鑄造所のために、様々な品位の塩基性鉄、鑄物用銑鉄及びノジュラー銑鉄を生産している。

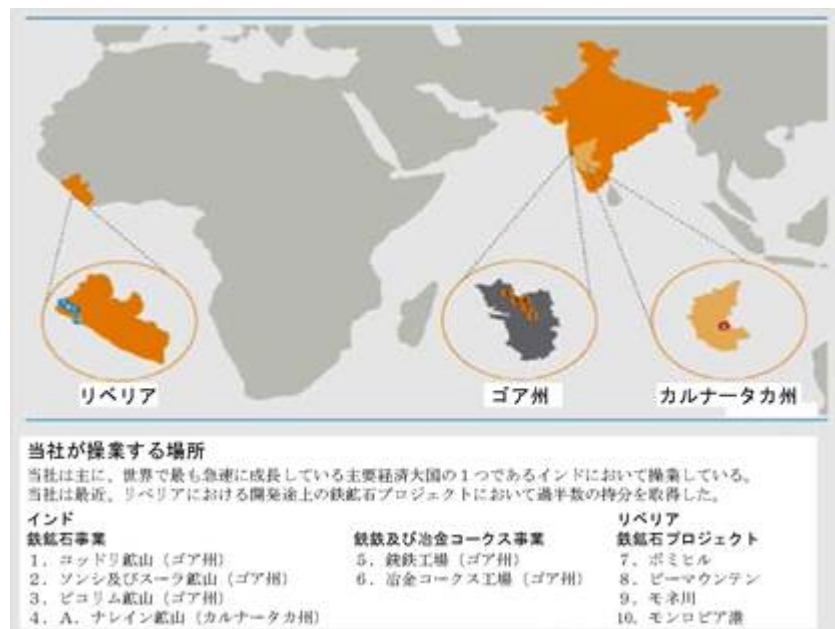
冶金コークス

当社はまた、冶金コークスを生産しており、それらは主にインドにおいて消費されている。

主要施設

概要

以下の地図は、インド及び全世界において当社の鉄鉱石事業が行われている場所の詳細を示すものである。



鉱山

ゴア鉱山

ゴア州における当社の鉄鉱石事業は、4つの主要な鉄鉱石の採掘地域である、コッドリ、ソンシ、ビコリム及びスーラから成る。さらに、当社はゴア州北部にあるいくつかの衛星鉱山から鉱石の生産物を得ている。当社のゴア州における採掘権は、当初はポルトガル政権時代の政府により鉱業権として1955年以降に付与されており、1987年にこれらの鉱業権は採掘権へと転換された。2012年9月に操業が停止される前まで当社は、ゴア州において約1,695ヘクタールの地域を占める合計21の採掘権（約62ヘクタールの地域を占める1つの第三者請負採掘権も含む。）により操業していた。

当社は、探鉱の最初の段階では、100メートル×100メートルの格子状に探鉱を行い、その後は50メートル×50メートルの格子状に探鉱を行う。コアサンプルは、地質断面図を作成し、鉱石を粗鉱、路床鉱石又は不良鉱物のいずれかへの分類するために分析され、鉱体の解析用に利用される。掘削採取によるコアサンプル調査が立坑全体において行われ、サンプル作成施設において掘削採取されたコア試料の抽出調査が行われる。

当社のゴア州における操業に係る総固定資産価値は、仕掛品の資本も含めて、2017年3月31日現在で48,254百万ルピーであった。

(i) コッドリ鉱山

コッドリ鉱山郡は、ムンバイから南におよそ600キロメートル、ゴア州の州都であるパナジから東におよそ50キロメートルのゴア州の南部に位置している。ここでは露天掘りでの操業が行われており、最寄りの鉄道駅であるカーチャム駅及びマーガオ駅は、それぞれ鉱山からおよそ15キロメートル及び40キロメートル離れた場所にある。鉱山から55キロメートル離れたダボリムには空港がある。サンボーデム（カプヘム）及びカーチャムの河川の積荷ポイントは、それぞれコッドリ鉱山からおよそ12キロメートル及び14キロメートルの場所にあり、港は河川の積荷ポイントからおよそ40海里の場所にある。

コッドリ鉱山は、約340ヘクタールの地域に及んでおり、4つの隣接する採掘権に定められた条件に基づき操業されている。この採掘権のうち3つは当社により所有されており、残りについては第三者が所有している。当社

は、現在のコッドリ鉱山の操業地の北西部にさらに2つの採掘権を所有しており、ここでは採鉱が開始されている。

コッドリ鉱山の採鉱は1966年に開始され、同鉱山は1973年に初めて生産を開始した。この鉱山の実産量は、1995年までに年間3百万トンに達した。この鉱山は、年間7百万トンの生産量につき、MoEFにより環境認可が付与されている。

コッドリ鉱山では、低品位の鉄鉱層が折り重なっており、これはその後浸食により露天掘りでの採掘に適した堆積盆地の地帯へと形成されている。経済的に採掘可能な鉱物は、約3.1キロメートル×1.6キロメートルの面積の土地で産出され、海拔84メートルから海面下は50メートルの場所にある。この地層は、浅部帯が北東に向かって緩やかに傾斜（特定の場所ではその逆に傾斜）するという、北西部から南東部の一般的な傾向を示している。下盤は、マンガンを含む粘土と腐食珪岩により構成されており、鉱体の地層の垂直断面は、鉱山エリアにおいて変質したドレライト岩脈及びピンクの粘土質帯がはっきりと現れている境界面により横に分断されている。

コッドリ鉱山は、複数の立坑があり、複数の採掘権が付与された、完全に機械化された採掘ユニットである。露天掘り坑は、高さ7メートルの作業場、幅25メートルの運搬道路及び全長で26度傾斜した坑道を有している。コッドリ鉱山は、14の堆積盆を有しており、そのうち5つの立坑は採掘し尽くされている。ラテライト表土はリッピング又はドーピングにより除去され、掘削機及び／又はホイールローダーによってリジッドダンプトラック及びアーティキュレートダンプトラックといった土木重機に積み込まれる。鉱山内の運搬もリジッドダンプトラック及びアーティキュレートダンプトラックによって行われる。鉱石は途切れることなく加工工場に供給できるように常に貯蔵維持されている。

当社は、鉱石の価値を高めるための広大な鉱石加工施設を有しており、これには破碎、乾式ふるい分け、洗浄、ログウォッシュ、分類、高速水洗及び多湿・高強度の磁気分離器による磁気選別等が含まれる。4つのコッドリ加工工場は、築1年から18年であり、4つのコッドリ加工工場の処理能力は、年間10百万トンである。加工された鉱石は、10トンダンプカーにより水源の突堤まで陸路で輸送され、そこからさらにバージでゴア港まで、又は続けて輸送するために積替え貨物船まで運ばれる。1つの工場は、高品位の鉄鉱を加工するための乾式回路を備えており、残り4つの湿式工場では低品位の鉱石を加工している。コッドリ加工工場では、定期的な保守管理を行っており、雨季には年次の修繕が行われる。

2017年3月31日現在、当社はコッドリ鉱山において採鉱及び評価プログラムを行い、これには1,156の坑井で行った深さの合計が78,082メートルの掘削が含まれていた。コッドリ鉱山の鉱床では、広範囲にわたって抽出調査が行われた。

コッドリ鉱山の電力は、政府の送電供給網により供給され、その最大契約需要量は5,000キロボルトアンペアである。この敷地全体の水の必要量は、採掘し尽くされた立坑に貯留された雨水により賄っている。2017年度において、3.82百万トン（湿潤質量）の粗鉱がコッドリ鉱山から生産された。

コッドリ鉱山の経済的なカットオフ品位は、様々な販売契約の要件を満たすように決定されている。当社は、法定の鉄45.0%のカットオフ品位に対して、実際には鉄50.0%の営業上のカットオフ品位で操業している。鉄を45.0%から50.0%含む鉱石は、将来において利用するために貯蔵され、鉄を50.0%から54.0%含む鉱石は販売できるように選鉱される。

コッドリ鉱山の確定埋蔵量区分の埋蔵量は、50メートル間隔で配置されたドリル孔により規定され、推定埋蔵量は、通常、確定埋蔵地からさらに50メートル間隔で配置されたドリル孔により規定される。かかる地域はおよそ50メートル×50メートルの格子状に掘削されるため、鉱石の物理的な連続性が十分に示されている。

当社はガウソナ・ダスリファル鉱山を運営しており、その採掘権は、採掘請負業者であるエム・エス・ティンブロ・プライベート・リミテッド（M/s Timblo Private Limited）により1989年以降保有されている。この鉱山の採掘権は、1958年にエム・エス・ティンブロ・プライベート・リミテッドに付与され、同社は1988年までかかる鉱山を保有し、運営を行った。1983年以降、当社は、エム・エス・ティンブロ・プライベート・リミテッドと共通境界の協業契約を締結し、1989年に当社は採掘権区の40.8ヘクタールの支配権を獲得した。この鉱山は、コッドリ鉱山に隣接する鉱山である。ガウソナ・ダスリファル鉱山の採掘方法は、上記のコッドリ鉱山の採掘方法と同じである。2016年度及び2017年度中に、ガウソナE.ダスリファル鉱山における鉱石の生産はなかった。

(ii) ソンシ鉱山

ソンシ鉱山は、ゴア州の北部、パナジから約34キロメートル、コッドリ鉱山から北に約40キロメートルの位置にある。この鉱山は露天掘りの鉱山である。この地域は、舗装道路で十分に連結されており、最寄りの鉄道駅はソンシ鉱山から約25キロメートルのティビムにある。河川の積荷ポイントであるアモナは、敷地から9キロメートルの場所にあり、港は河川の積荷ポイントから約35海里的の場所にある。空港はソンシ鉱山から約50キロメートルの場所にある。

ソンシ鉱山の採掘権区は、62ヘクタールである。採掘権の所有者は、州政府に対して適時に更新の申請を提出しており、却下の通知はなされていない。ソンシ鉱山は、ゴア州政府により鉄鉱石の採掘活動が一時的に停止されるまでは、合意があったものとみなして操業されていた。採掘権区は幅が狭いため、当社は採掘活動を容易に進めるために、一時休止中の採掘権保有者との共通境界の協業契約を締結した。当初の採掘権は、1953年にコスメ・コスタ・アンド・サンズ（Cosme Costa & Sons）に対して付与された。当社は採掘権を取得していないが、1958年以降鉄鉱石の採掘請負業者としてソンシ鉱山において操業している。同鉱山での生産は1958年に開始した。当社とコスメ・コスタ・アンド・サンズが締結した鉄鉱石の採掘及び販売のための契約は、2018年3月31日まで更新された。ソンシ鉱山は、年間3.0百万トンの生産水準の環境認可を付与されている。

ソンシ鉱山を取り巻く地域は、ラテライト表土により覆われており、その下には塊の鉄鉱石地帯がある。ソンシ鉱山の鉄床は、北西から南東へ流れる向斜の北部の外縁を形成している。この地層は、北東に50度から60度傾斜している。ソンシ鉱山の主な鉄床は、1つの向斜に褶曲した3つの異なる鉄体から成る。最も新しい鉄体は幅50メートルであり、その他の鉄体は北東に向かって急勾配で傾斜し、その幅はおよそ20メートルから25メートルである。鉄体の間にある分かれ目は50メートルのマンガンを含む粘土及び30メートル幅の褐鉄鉱地帯から成り、これは千枚岩の地層の下盤から1つの鉄体を分離している。これらの帯域の深度は、深層掘削により外形が描かれている。赤鉄鉱は、各帯域における主要な経済鉄物である。

ソンシ鉱山の露天掘り採掘の操業は、完全に機械化されている。硬いラテライト表土は掘削、爆破又はリッピング／ドージングのいずれかにより剥ぎ取られる。柔らかい下位のラテライト地帯は、掘り起こされ、それぞれラテライト、粘土及び鉄鉱石の堆積に運ばれる。原料はその後、より小さい10トントラックに再度積み込まれ、粉碎、洗浄、ログウォッシュ、分類、二段階の高速水洗及び濃縮を含む加工及び選鉱を行う工場へと運ばれる。廃棄物は、6キロメートルから7キロメートル先の集積場に運ばれる。ソンシ鉱山の加工作業は、上述のコッドリ鉱山の加工作業と似ている。加工された鉄鉱石はアモナ突堤に運ばれ、バージに積み込まれ、およそ35海里離れたマルマガオ港へと輸送される。

現場には加工工場がない。抽出した鉄鉱石は、請負業者の10トントラックの車両によりアモナ（約9キロメートル先）、スーラ鉱山選鉱工場（約4キロメートル先）及びカッドネム（約6キロメートル先）の加工工場まで運ばれる。加工工場の総処理能力は、年間8.4百万トンである。この工場は、定期的な保守管理を受けており、雨季には年次の修繕が行われる。

2017年度において同鉱山における採鉱活動は行われなかった。ソンシ鉱山では、垂直の及び傾斜したドリル孔において抽出調査が行われ、2017年3月31日現在、644個のドリル孔において合計66,766メートルが掘削された。

この鉱山の電力は、政府の送電供給網により供給され、その最大契約需要量は1,000キロボルトアンペアである。また電力供給に利用することのできる総量625キロボルトアンペアのディーゼル発電装置もある。2017年度には、1.42百万トン（湿潤質量）の粗鉄がソンシ鉱山で生産された。

ソンシ鉱山の経済的なカットオフ品位は、様々な販売契約に応じた要件により、また契約に見合った在庫を保持する必要性によって決定される。当社は、法定の鉄45.0%のカットオフ品位に対して、実際には鉄50.0%の営業上のカットオフ品位で操業している。鉄を45.0%から50.0%含む鉄鉱石は、将来において利用するために貯蔵され、鉄を50.0%から54.0%含む鉄鉱石は販売できるように選鉱される。

当社は、2004年にはパンデュラン・ティンブロ・インダストリーズ（Pandurang Timblo Industries）よりマレタ・ソド鉱山の隣接する採掘権を取得した。採掘権は、1955年に付与され、2004年11月に鉱山が当社に移譲されるまで断続的に操業された。この鉱山は、年間1百万トンの生産量につき、MoEFにより環境認可が付与されている。2017年3月31日現在、採掘権区の112個の掘削孔において17,702メートルが掘削されている。マレタ・ソド鉱山の採掘方法は、上述のソンシ鉱山の採掘方法と同じである。ゴア州における違法採掘疑惑により、2012年9月、ゴア州政府は、州内での採掘業務を禁止した。MoEFもまた、2015年1月に州内での環境認可を一時停止した。ゴア州政府は採掘延期命令を取り消し、そして2015年3月にMoEFも環境認可を取り消した。その後2015年8月現在、生産を再開するために、マレタ・ソド（Mareta Sodo）鉱山での採掘賃借権を含む、すべての操業賃借権について賃借

契約証書が履行及び登録された。2017年度において、0.5百万トン（湿潤質量）の粗鉱が、かかる鉱山から生産された。

(iii) セサ・リソーシズ・リミテッド、ビコリム及びスーラ

セサ・リソーシズ・リミテッド及びその子会社であるセサ・マイニング・コーポレーション・プライベート・リミテッド（Sesa Mining Corporation Private Limited）は、ゴア州に合計およそ980ヘクタールに広がる11の採掘権区から鉄鉱石を抽出する。セサ・リソーシズ・リミテッドの操業は、1つはビコリムに、もう1つはスーラにある2つの主要な鉄鉱石の採掘区により構成されており、この地区は両方ともゴア州北部に位置し、併せてセサ・リソーシズ・リミテッドの2017年3月31日現在の合計推定鉄鉱石埋蔵量の約90.0%を占める。ビコリム鉱山は、ゴア州北部の479.3ヘクタールの土地に及ぶ5つの隣接する採掘権から成る。スーラ鉱山は、ゴア州北部のペールからベルギエム、ビコリム、シャーガオにかけて広く認められている鉄鉱石地帯において253.4ヘクタールの地域に及ぶ3つの隣接する採掘権から成る。ビコリム鉱山及びスーラ鉱山における採掘活動は1958年に開始した。ビコリム鉱山及びスーラ鉱山からの加工鉱石は、ゴア州北部にあるサルマナス及びスーラ／シノリの積載突堤までセサ・リソーシズ・リミテッドにより運ばれ、その後バージに積み込まれ、インドのゴア州のマルマガオ港に輸送され、そこから取引先に対して出荷される。セサ・リソーシズ・リミテッドの採掘資産には、加工工場、バージ、突堤、積替え貨物船及びマルマガオ港の積載能力が含まれる。2017年度において、ビコリム鉱山及びスーラ鉱山の総生産量は、粗鉱が1.09百万トン（湿潤質量）であった。

(iv) 造船部門

当社は、1984年に操業を開始した造船部門も有しており、かかる部門は主たる活動として当社が所有する内陸の小容量の運搬装置の建設及び修繕を行い、また鉄鉱石の輸出並びにコークス及び石炭の輸入を含む当社の中核事業を支えている。

造船部門の施設は、船台、いくつかの倉庫、クレーン、水深3メートルの波止場、ガス・マニホールド装置及びドッキング装置から成る。造船部門は、バージ、曳船、油回収船及び上陸用舟艇といった様々な種類の船舶を設計し、建設した。造船部門は、雨季における細粒石の出荷のために、ゴア州において最初にバージのハッチカバーの設計及び製造を行った部門であった。2017年3月31日現在、造船部門は、2000年に品質管理システムISO 9001-2000を、2004年に環境管理システムISO 14001-2004を、また労働衛生管理システムのOHSAS 18001-2007の認証を取得している。かかる部門は、2017年度中、一切船舶の建設を行っていない。

(v) その他の採掘権／鉱山

コッドリ鉱山の採掘権及びソンシ鉱山の第三者採掘権に対する権利に加えて、当社は11の追加の採掘権を有しており、そのうち5つは非操業中の採掘権である。操業中の鉱山は、年間0.2百万トンの環境認可を有し3つの隣接した採掘権を有するサンケリム鉱山、年間0.2百万トンの環境認可を有するオラッソ・ドンゴール鉱山、年間0.5百万トンの環境認可を有するボツパデコ・ドンゴール鉱山及び年間1.0百万トンの環境認可を有するマレタ・ソド鉱山である。非操業中の採掘権区は、現在探査中であり、当社は未だこれらの鉱山についての認可を取得していない。

これらの鉱山の経済的なカットオフ品位は、様々な販売契約に応じた要件により、また契約に見合った在庫を保持する必要性によって決定される。当社は、法定の鉄45.0%のカットオフ品位に対して、実際には鉄含50.0%の営業上のカットオフ品位で操業している。鉄を45.0%から50.0%含む鉱石は、将来において利用されるために貯蔵され、鉄を50.0%から54.0%含む鉱石は販売できるように選鉱される。

カルナータカ州

当社のカルナータカ州における主な操業は、バンガロールの北西約200キロメートルに位置するA. ナレイン鉱山で行われている。当社により操業される露天掘り鉱山は、鉄道により十分に連結されており、最寄りの駅であるササル及びアムルサプラ並びにチッカジャジャー鉄道側線近くにあるミネラル・エンタープライズ社（Mineral Enterprises）の供給所（MMEC）は、それぞれA. ナレイン鉱山より16キロメートル、17キロメートル及び4キロメートルの場所にある。マンガロールにある最寄りの港は、この鉱山より約430キロメートルのところにあり、最寄りの空港は、鉱山より約230キロメートル離れたバンガロールにある。

同鉱山の採掘権区は160.6ヘクタールであり、主に123.5ヘクタールの南の区画及び37.1ヘクタールの北の区画の2つの区画に分類される。これらの2つの区画は、採掘権区の東側に沿う幅が約30メートル、長さが660メートルの狭い一続きの土地によりつながっている。当社は、1994年以降、この鉱山の操業を行っている。MoEFは2009年度に年間6.0百万トンの生産に関する環境認可を当社に付与した。しかし、最高裁判所が決定した条件により、鉱山の生産能力は年間2.29百万トンに削減された。

当社は、監視委員会を通じて最高裁判所中央委員会に対し、環境認可の制限の上限まで生産量を拡大することを申請した。

この地域の地質学的な地層は、始生代から原生代の時代のものである。A. ナレイン鉱山の地質は、その地方で「ダーワーズ」と呼ばれる豊富で広大な鉄鉱石の鉱床を含む始生代の地層から成る。採掘権区は、チトラドゥルガからトゥムクルの片岩地帯の一部及び地域的な等斜褶曲の一部を構成している。鉱体の走向は、約60度から70度の角度で西に向かって傾斜している。赤鉄鉱が主要な鉄鉱石鉱物であり、褐鉄鉱、針鉄鉱及び磁鉄鉱が鉱山の付随する少数の鉱物を構成している。鉱化した層位が約2キロメートルの長さにわたって伸びている。下盤は腐食した珪岩及び千枚岩から成り、地層の垂直断面は、鉱山エリアにおいて末期のドレライト岩脈及びピンクの粘土質帯がはっきりと現れている境界面により横に分断されている。

現在、A. ナレイン鉱山の北及び南の区画では、機械化された採掘操業が行われている。露天掘り鉱山は、高さ7メートルの作業場、幅12メートルから15メートルの運搬道路及び全長で30度未満傾斜した坑道を有している。A. ナレイン鉱山は、すべての品位の鉄石を処理するための乾式処理設備を備えている。

ラテライト表土は爆破又はリッピング／ドージングのいずれかにより取り除かれ、30トントラックに積み込まれ、輸送される。採掘された鉄石には、鉱山の加工施設において、破碎及び乾式ふるい分けといった加工処理が行われる。加工された鉄石は、その後陸路で鉄道操車場まで輸送され、そこからさらにカルナータカ州、ゴア州及びその他の場所まで運ばれる。カルナータカ州において生産される鉄石は、鉄含有率が56.0%から60.0%であり、82.0%が粉鉄石及び18.0%が塊鉄石で構成されている。

当社がこの鉱山を引き継いで以降、A. ナレイン鉱山の採鉱では、2017年3月31日現在605個の掘削孔において合計59,025メートルの掘削が行われている。A. ナレイン鉱山の鉱床は、側方向が50メートル、断面図が平均25メートルの間隔の格子状の垂直の及び傾斜したドリル孔において広範囲にわたって抽出調査が行われ、ほとんどの穴は深さが50メートルから200メートルであった。鉱山の電力は、725キロボルト及び320キロボルトの発電機により供給される。鉱山及び工場に供給されるすべての電力は、発電機を通じたものである。

総固定資産価値は、仕掛品の資本も含めて、2017年3月31日現在で13,160百万ルピーであった。

2011年8月26日、インド最高裁判所は、カルナータカ州のチトラドゥルガ区及びトゥムクル区における採掘活動を一時的に停止する命令を下した。この命令を考慮して、同鉱山における当社の活動は、直ちに停止された。2013年4月18日に、かかる停止はインド最高裁判所により解除され、必要な法定の認可を取得した後2013年12月に操業が再開された。当社は、カルナータカ州政府の第1段階の森林認可及びMoEFからの暫定的な操業許可に基づきカルナータカ州での操業を再開したが、2014年7月31日に暫定的な操業許可は失効した。カルナータカ州での操業は、2014年8月1日から2015年2月27日までの期間中断された。当社は、すべての法廷の認可を取得した後、2015年2月28日より同州での操業を再開した。

A. ナレイン鉱山の経済的なカットオフ品位は、様々な販売契約に応じた要件により、また契約に見合った在庫を保持する必要性によって決定される。

カルナータカ州の鉱山の確定埋蔵量に区分された埋蔵量は、所定の区画ラインに沿って、また時折区画ラインから外れて50メートル置きに掘削された掘削孔に基づいて推定されており、推定埋蔵量は確定埋蔵地から50メートルの場所に掘削された掘削孔に基づいて推定されており、予想埋蔵量は推定埋蔵地より25メートルの場所に掘削された掘削孔に基づいて推定される。同地域はおよそ50メートル×50メートルの格子状に掘削されるため、鉱石の物理的な連続性が十分に実証されている。

WCL

WCLは、3つの利権地域（ボミヒル、ピーマウンテン及びマノ川）から構成される。2015年度におけるエボラ流行病によるリベリアでの採掘延期、鉄鉱石の低価格、地政学的要因及びかかるプロジェクトにおける継続した不安定がもたらす多額の支出への対策がないことを考慮して、2016年度において227.6百万米ドルの減損費用を計上した。

以下の表は、当社が所有する又は権利を有する鉱山における2017年3月31日現在の鉄鉱石の確定埋蔵量及び推定埋蔵量を示したものである。

	確定埋蔵量		推定埋蔵量		確定埋蔵量及び推定埋蔵量の合計	
	量 (百万トン)	鉄純度 (%)	量 (百万トン)	鉄純度 (%)	量 (百万トン)	鉄純度 (%)
ゴア州:	-	-				
コッドリ・グループ	13.2	52.7	6.0	55.7	19.2	53.7
ソンシ・グループ	14.7	59.8	21.4	59.2	36.2	59.5
その他	6.7	55.4	11.4	56.7	18.1	56.1
カルナータカ州—A. ナレイン	16.8	55.7	20.3	56.2	37.1	56.0
セサ・リソーシズ・リミテッド (セサ・マイニング・コーポレーション・リミテッドを含む。)	40.2	51.9	31.0	55.1	71.1	53.1
合計鉄鉱石埋蔵量	91.6	54.3	90.1	56.5	181.7	55.4

追加情報

インドについて、

- 推定埋蔵量は、JORC規定に従い、地質学者及び鉱山エンジニアによって作成された。かかる推定は、2016年にロスコー・ポッスル・アソシエイツ・インク（Roscoe Postle Associates Inc）により独立した監査が行われた。2017年度において当社は、11.9百万トンの埋蔵量を掘削したが、掘削による追加分はなかった。埋蔵量は経営陣により評価された。
- 鉄鉱石の埋蔵量は、鉱石の種類に基づいて様々なカットオフ品位によって推定されており、最小カットオフ品位は鉄30%である。
- 鉱体は、鉱化帯がしっかりと連なった、内部腐食が少ない比較的大規模で鉱体であり、接触部は自由に掘削することを十分に制限されており、その希釈物も品位を有することができる。鉄鉱石は軟質で、採掘中の損失又は希釈はほとんどない。したがって、希釈物の割当量については、報告結果に重大な影響を及ぼさないため、考慮されていない。
- インドについて利用された価格は、平均鉄品位が鉄含有率58.0%の鉱石1トン当たり48.1米ドルである。

2016年3月31日に終了した年度中、当グループは、鉄鉱石の低価格、地政学的要因により、また、プロジェクトにおける継続した不安定がもたらす多額の支出への対策がないことを要因として、西アフリカ（西部クラスターであるリベリア）における探鉱資産について、減損費用を計上した。したがって、当社は当期について、準備金及び資産の証明を受け取らなかった。

アモナ工場

当社はゴア州のアモナ工場において1992年に操業を開始し、それ以降鉄鉄の製造及び販売に従事している。当社のアモナの冶金コークス工場は、鑄造所用の70ミリメートル超の破片、溶鉱炉用の20ミリメートルから60ミリメートルの破片及び鉄合金業用の6ミリメートルから25ミリメートルの破片等様々な破片を製造している。冶金コークスの総生産量のおよそ80%から90.0%が当社の鉄鉄の製造のために当社により消費され、残りは主にインドに所在する取引先に対して販売される。石炭の混合のための投入に係る費用が、コークスの生産において唯一かつ最も重要な費用要素である。当社の生産物は主に低灰分コークス用炭で構成されており、当社は毎年低灰分コークス用炭の100.0%を輸入している。安定した原料の供給を確保するために、当社は石炭の調達のための長期的な供給契約を締結している。電力は当社の電力部門により供給されており、GELは当社の冶金コークス工場の廃熱及び当社より生じた高炉ガスから発電している。

以下の表は、当社のアモナ施設における2017年3月31日現在の定格容量を示したものである。

	定格容量		
	冶金コークス (年間トン)	鉄鉄	電力（メガワット）
アモナ工場	522,000	832,000	60

生産量

以下の表は、2015年度、2016年度及び2017年度の当社の販売可能な鉄鉱石の総生産量を示したものである。

鉱山／鉄山の種類	生産物	3月31日に終了した年度		
		2015年	2016年	2017年
		(百万トン（乾燥質量）)		
ゴア州（露天掘り） ⁽¹⁾	鉄鉄石	-	2.0	7.8
セサ・リソーシズ・リミテッド（露天掘り） ⁽¹⁾	鉄鉄石	-	0.2	1.0
A. ナレイン（露天掘り）	鉄鉄石	0.6	3.0	2.1
鉄鉄石合計	鉄鉄石	0.6	5.2	10.9
アモナ工場	冶金コークス	0.50	0.48	0.48
	鉄鉄	0.61	0.66	0.71

(1) 2014年4月21日、インド最高裁判所は特定の例外を設けて採掘の停止を解除した。当社は、2016年度において、州政府との話し合いを行い必要な認可を取得し、当社の操業を再開した。

(2) 当社のリベリアの鉄鉄石鉄山は探鉱段階にあり、したがって過去3年間にこれらの鉄山からの生産はなかった。

主要な原材料

鉄鉄石事業 当社の鉄鉄石の採掘及び加工業務において利用される直接的な原材料はない。間接的な原材料には、電力、燃料及び潤滑油が含まれる。当社はこれらの間接的な原材料を様々な業者から調達する。当社の操業に必要な電力は、政府の送電供給網により供給され、当社所有の発電装置及び賃借したディーゼル発電装置によって補完される。燃料及び必要な潤滑油の価格は変動しやすく、電力価格は州政府により課される関税により左右される。

鉄鉄事業 鉄鉄製造のための主要な原材料は、鉄鉄石、冶金コークス、石灰岩及びドロマイトである。

鉄鉱石は、ほとんどがカルナータカ州及びゴア州の鉱山から供給される。鉄鉱石は、カルナータカ州からはトラック及び貨物列車によって、またゴア州からはトラックによって運ばれる。鉄鉱石の必要量は、当社自身の鉱山からの供給、及びカルナータカ州及びゴア州のその他の鉱山からの購入を通じて満たされる。当社の冶金コークスの必要量は、当社の冶金コークス部門からの供給により満たされている。石灰岩及びドロマイトはカルナータカ州の鉱山から購入し、トラックによって当社まで運ばれる。

冶金コークス 冶金コークスの製造のための主要な原材料は、硬質及び半硬質のコークス用炭である。これらの原材料は、オーストラリアを中心とした様々な海外の供給業者より輸入される。

電力 当社の冶金コークス及び銑鉄の製造業務用の電力は、自社発電所により供給され、GELは当社の冶金コークス工場及び溶鉱炉の廃棄ガスから発電している。

配送、物流及び輸送

当社の採掘事業は、ゴア州において有利に行われており、効率の良い輸送ネットワークにより補完されている。より大容量の積載能力とより喫水の深い船を達成するために、当社及びセサ・リソーシズ・リミテッドは、積替え船を所有し運転しており、これはゴア州における中間地点での積み込みのために利用されている。当社は、インド西海岸の港から当社の生産物を出荷しており、したがってゴア州における毎年の雨季は、6月から9月の当社の配送業務に影響を及ぼす。当社は、鉄道車両、バージ及び積替え貨物船のネットワークを維持しており、これらは主として当社の鉄鉱石の海外取引先に対する輸出を促進するために利用されている。当社の船舶には、1バージ当たりの容量が1,600トンから2,500トンの33艘のバージが含まれる。これに加えて当社は、2隻の積替え船及び最大定格容量が1日54,000トンの1つの浮遊式のクレーンステーションも有している。

カルナータカ鉱山からのインドの国内取引先に対する販売は、鉱業所渡しで行われ、輸送については取引先が対処する。

販売及びマーケティング

セサ・ゴア・アイロン・オール (Sesa Goa Iron Ore) は、インドのゴア州及びカルナータカ州並びに西アフリカのリベリアの現場において事業を行う、民間部門でインド最大の鉄鉱石製造業者及び輸出業者である。現在、輸出市場における主要な買い手は中国であり、中国の主要な港における大量の鉄鉱石在庫は、2018年度及び2019年度における鉄鉱石価格の変動をもたらすものと考えられている。

銑鉄 現在、当社が生産する銑鉄の大部分は、インド内の鑄造所及び製鋼所に対して販売されている。銑鉄の販売は、通常1ヶ月間有効なスポット価格ベースで行われる。銑鉄の価格は、出荷基準で定められ、原料は通常運賃収支ベースで送られる。

冶金コークス 現在、当社が生産する冶金コークスはすべて、主にインド内の鑄造所、銑鉄製造業者、鉄合金製造業者及びセメント工場に対して販売されている。2017年度の当社の冶金コークスの総生産量のうち約80.0%から90.0%は銑鉄の生産のために利用された。残りはインド国内市場において販売された。

冶金コークスのその他の取引先に対する販売は、1ヶ月間有効なスポット価格ベースで行われる。一部の鉄合金製造業者との契約が四半期毎又は2ヶ月に1度締結され、そこで量、品位及び価格が決定される。

当社は、ゴア州のパナジにマーケティング事務所を有しており、当社の銑鉄及び冶金コークスの製品を販売する注文代理業者を抱えている。当社の販売及び用船の需要についてはゴア州にある事務所を通じて管理されている。

当社の取引先の上位10社は、2015年度、2016年度及び2017年度において、鉄鉱石事業の収益のそれぞれ約40.6%、28.5%及び39.7%を占めた。2017年度及び2016年度において、当社の収益の10.0%超を占める取引先はいなかった。2015年度において、取引先1社が当社の収益の10.0%超を占めた。

市場シェア及び競合

ゴア州の鉄鉱石の主な輸出市場は中国である。2017年度における鉄鉱石の総販売量は、10.1百万トン（乾燥質量）であった。2017年度における鉄鉱石の国内販売量は3.6百万トン（乾燥質量）であり、2017年度における総輸出量は6.5百万トン（乾燥質量）であった。2017年度における総販売量のうち、26.7%はカルナータカ州の鉱山から

ら、残りの73.3%はゴア州の鉱山から産出された。環境認可による制限は、ゴア州が20百万トン、カルナータカ州が30百万トンである。

当社のインドにおける公共部門及び民間部門の主要な競合者には、ナショナル・ミネラル・ディベロプメント・コーポレーション（National Mineral Development Corporation）、メタルズ・アンド・ミネラルズ・トレーディング・コーポレーション・オブ・インド（Metals and Minerals Trading Corporation of India Limited）、ルングタ・マインズ・リミテッド（Rungta Mines Ltd.）、ミネラル・セールズ・プライベート・リミテッド（Mineral Sales Private Limited）及びエッセル・マイニング・アンド・インダストリーズ・リミテッド（Essel Mining and Industries Limited）が含まれる。さらに、当社の海外の競合者には、フォーテスキュー・メタル・グループ（Fortescue Metal Group）、シエラ・レオネ（Sierra Leone）、ヴァーレ（Vale）、BHPビルトン・リミテッド（BHP Billiton Limited）及びリオ・ティント（Rio Tinto）が含まれる。

インド鉱業連盟によれば、当社は、ゴア州及びカルナータカ州における鉄鉱石の採掘事業が一時的に停止される前までは、2003年以降、生産量では民間部門においてインドで最大の鉄鉱石輸出業者であった。インターネット・オークションを通じて購入された押収された鉱石の販売量を含めた総販売量は、2016年度において5.3百万トン（乾燥質量）及び2017年度において10.1百万トン（乾燥質量）であった。

季節性

当社の鉄鉱石採掘事業は、天候の状況の変化、とりわけ大雨により影響を受ける。当社の鉄鉱石採掘事業の大半が行われているゴア州は、通常6月初旬から10月初旬までの間に雨季に見舞われる。雨季には、バージの動きが制限され、それにより当社の鉄鉱石が取引先に向けて出荷されるゴア州のマルマガオ港からの輸出量が大幅に減少する。当社は、乾季の間に鉄鉱石をより迅速に抽出できるように、鉱山の開発に集中し、雨季の間により多くの表土の廃棄物を抽出することにより、雨季の影響を軽減しようと試みている。さらに、雨季において、当社は通常、その加工工場及び当社のその他の採掘機械の年次の保守管理を行っている。

(g) 当社の銅事業

概要

当社の銅事業は主として注文製錬の一種であり、インド南部トゥティコリンに所在する1つの製錬所、1つの精錬所、1つのリン酸工場、1つの硫酸工場、1つの銅棒工場及び3つの自社発電所並びにインド西部スィルヴァーサーに所在する1つの精錬所及び2つの銅棒工場、並びにUAEのフジャイラに所在する1つの貴金属精錬所、1つの金陽極工場及び1つの銅棒工場を含む。これらに加えて、当社は、オーストラリアのタスマニア州のマウントライエル銅山を所有している。

注文製錬会社として、当社は、銅精鉱を銅のロンドン金属取引所における価格から供給業者との間で交渉された製錬費及び精錬費を控除した価格で購入している。当社は、精錬銅を国内市場及び輸出市場においてロンドン金属取引所における価格で販売している。当社は、製錬費及び精錬費という形で当社の供給業者からディスカウントを受けており、それは、世界の銅精鉱需要、銅製錬の供給及び精錬容量、ロンドン金属取引所の動向、ロンドン金属取引所における価格並びにその他の要素に左右される。当社は、世界の様々な供給業者及び当社の鉱山から当社の銅精鉱を調達している。

近年、当社は、業務効率の改善及びトゥティコリンにおける自社発電所の建設による電力費の削減を含む単価の削減により、銅事業の業績を改善させてきた。当社は、回収率の改善、電力費用及び輸送費用の削減、規模の経済の達成並びにその他の業務効率の改善を通じて、引き続き営業単価を削減することによって、当社の銅事業の業績をさらに向上させていく予定である。

主要製品

銅陰極

当社の銅陰極は、銅純度99.9%で正方形の形をしている。これらの銅陰極は、国際品質基準を満たしており、ロンドン金属取引所に「A」品位として登録されている。銅陰極は、主にワイヤー及びケーブル事業の銅棒並びに耐久消費財の銅管の製造に使用されている。銅陰極はまた、輸送、電気器具及び電気機械、防衛並びに建設の分野で利用されるとともに、真鍮、青銅及び合金銅といった合金の製造にも使用されている。

銅棒

当社の連铸銅棒は、国際品質基準の条件をすべて満たしている。当社の銅棒は、現在、主に送電線及び通信ケーブル、変圧器並びにマグネットワイヤーに使用されている。

硫酸

当社は、銅製錬所で発生した二酸化硫黄ガスを当社の硫酸工場で加工して硫酸を生産している。トゥティコリンの製錬所で生産された大量の硫酸は当社のリン酸工場によるリン酸の製造に消費され、残留物は肥料製造業者及びその他の業者に売却される。

リン酸

当社は、当社のリン酸工場において、硫酸と当社が輸入する燐灰土を化学反応させることによってリン酸を生産している。リン酸は肥料製造業者及びその他の業者に売却される。

陽極分解残留物

当社では、銅精錬工程において金及び銀を含む陽極分解残留物を生成しており、これは現在、フジャイラ及び第三者に売却されている。金陽極工場がフジャイラにある当社の貴金属精錬所に移されたため、当社は、陽極分解残留物をフジャイラ・ゴールド・エフズィーシーに売却している。

その他の副産物

当社が第三者に売却している、当社の銅製錬事業における副産物は、石膏及びスラグ（鉱滓）である。

銅精鉱の供給

注文製錬会社として、当社は、当社の銅精鉱の大部分を、ロンドン金属取引所における価格から第三者供給業者から製錬費及び精錬費を差引いた金額で調達している。2017年度において、オーストラリアのタスマニア州に当社が所有する鉱山から供給された銅精鉱はなかった。当社が所有する鉱山から供給されたものであるか、又は第三者供給業者から供給されたものであるかを問わず、当社の事業で使用されるすべての銅精鉱は、トゥティコリン港を通じて輸入され、陸路で当社のトゥティコリンの製錬所まで輸送される。

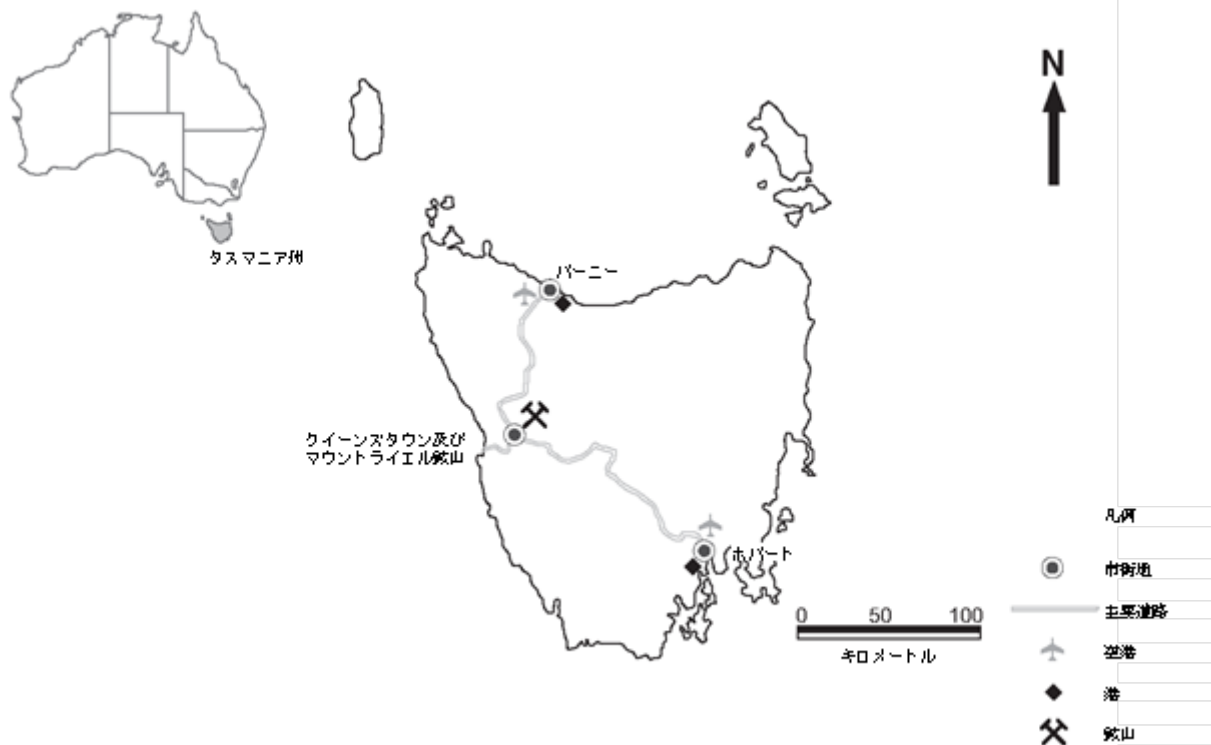
取引先への配送

銅陰極、銅棒、硫酸、リン酸及び石膏等その他の副産物は、船で輸出されるか、又は陸路でインドの取引先に対して輸送される。

主要施設

当社の銅山

以下の地図は、タスマニア州のマウントライエル鉱山の所在を示したものである。



概要

マウントライエル鉱山は、オーストラリアのクイーンズタウンに位置している。マウントライエル鉱山は、坑内掘りの銅鉱山及び銅加工施設から成り、CMTが所有及び運営している。マウントライエル鉱山は、タスマニア州政府から付与された採掘権9M/2013（以前の1M95）及び10M/2013（以前の5M95）に規定されている条件に従い所有され、運営されている。採掘権9M/2013は1995年1月1日から15年間付与され、採掘権10M/2013は1995年2月1日から14年11ヶ月間付与された。両採掘権ともに18年間の更新が行われており、2027年12月30日まで有効である。同鉱山はまた、現在の業務が及ぼす影響に対するCMTの環境法上の責任を制限する1999年銅・マイニング・オブ・タスマニア（契約）法及び同法に基づくタスマニア州政府とCMTとの間で締結された契約の適用を受けているため、CMTは、歴史的遺産に対する損害賠償を免除されている。マウントライエル鉱山の操業は、土砂崩れ事故の後、2014年1月より停止されている。

1999年、モンテ・セロは、マウントライエル・マイニング・カンパニー・リミテッド（Mt. Lyell Mining Company Limited）がヘッジ取引における問題から任意管理手続に入った際に、マウントライエル・マイニング・カンパニー・リミテッド（Mt. Lyell Mining Company Limited）からCMTを取得した。2000年に、当社は、ツイン・スターの子会社からモンテ・セロ及びCMTを取得した。

マウントライエル地域の主要な鉱床は、そのすべてが火山活動による鉱染状の黄鉄鉱－黄銅鉱タイプのものであり、当該地域において確認されている鉱石の86.0%を占めている。マウントライエル鉱山の地質は、珪長質から苦鉄質－中性の一連の層間火山岩から成る。岩相は、高変質の石英セリサイト－緑泥石の火山岩で、各層はフィロケイ酸塩の相対存在量によって主に線引きされている。赤鉄鉱、磁鉄鉱及び菱鉄鉱の形式での広範囲にわたる鉄鉱化と同様、火山砕屑性及び流紋岩質の岩層は、連続した層を通じて散在する。

黄銅鉱は、主要な鉱石鉱物であり、主に、低度のハロで囲まれた高度のレンズの中に生成される。マウントライエルの全体的構造は、大きな背斜の高角度で傾斜する転倒周縁である。鉱体の上盤（地層学上の下盤）は鉱化の弱い緑泥石片岩と鉱染状の黄鉄鉱で構成されている。下盤は、グレート・ライエル断層と鉱体の南端であるオーウェン礫岩層の接する面により明確になっている。

マウントライエル鉱山は、2014年6月の通気孔への落石の後、保護下に置かれ、メンテナンス中である。ウエスタン・タルシス鉱床はプリンスライエル鉱体の西に位置する。追加の対象には、タスマン・アンド・クラウン、グレンライエル、銅・クレイズ及びNWジオフィジックスが含まれる。鉱滓ダムは、谷間堆積型のダムであり、余剰水は放水路から排出される。ダムから水が排出される前に、水質がサンプリングされる。容認されているCMTの閉鎖計画は、尾鉱を浸水させるもので、鉱滓ダムを高くした。

加工工場は、建設から約30年が経過しており、CMTが地表粉碎機、浮遊セル及びリグラインド・ミルを追加で取得した後、部分的な改装が行われた。加工工場の状態は老朽化しているが、安全かつ有効な状態を確保するため、十分な保守が実施されている。

鉱山の電力は、オーロラ・エナジー・プロプライエタリー・リミテッド（Aurora Energy Proprietary Limited）及びハイドロ・タスマニア・プロプライエタリー・リミテッド（Hydro Tasmania Proprietary Limited）との電力供給契約により供給されている。

運転仮資金を含む固定資産の純帳簿価額は、2017年3月31日現在約4.5百万豪ドルであった。

2017年3月31日現在の埋蔵量報告書をまとめる時点で、2014年1月の土砂崩れ事故の後に課された政府の法定制限に従い、鉱石埋蔵量は決定されなかった。

当社の製錬所及び精錬所

概要

以下の表は、2017年3月31日現在の当社のトゥティコリン及びスィルヴァーサーの施設における生産能力及び発電容量の合計を示したものである。

施設	生産能力					自社発電 (メガワット)
	銅陽極 ⁽¹⁾	銅陰極 ⁽²⁾	銅棒 ⁽²⁾ (年間トン)	硫酸 ⁽³⁾	リン酸 ⁽³⁾	
トゥティコリン	400,000	235,000	96,000	1,300,000	230,000	191.5
スィルヴァーサー	—	215,000	172,000	—	—	—
合計	400,000	450,000	268,000	1,300,000	230,000	191.5

(1) 銅陽極は、銅製錬所で製造される中間生産物であり、取引先には売却されない。銅陽極は、銅精錬所による銅陰極の製造に使用される。1トンの銅陰極の製造に約1トンの銅陽極が必要である。

(2) 銅陰極は、銅棒の最初の原料として使用される。1トンの銅棒の製造に約1トンの銅陰極が必要である。

(3) 硫酸は、リン酸の最初の原料として使用される。1トンのリン酸の製造に約2.8トンの硫酸が必要である。

トゥティコリン

1997年に設立された当社のトゥティコリンの施設は、インド南部タミル・ナードゥに所在している。当社のトゥティコリンの施設は現在、年間400,000トンの生産能力を持つ銅製錬所、年間235,000トンの生産能力を持つ銅精錬所、年間96,000トンの生産能力を持つ銅棒工場、年間1,300,000トンの生産能力を持つ硫酸工場、年間230,000トンの生産能力を持つリン酸工場並びに容量がそれぞれ7.5メガワット、24.0メガワット及び160.0メガワットの3つの自社発電所で構成されている。この160メガワットの石炭ベースの発電所は、主に自社消費に利用されており、当社はまた、自社消費余剰電力の売却につき、タミル・ナーデュー州電力委員会と電力売買契約を締結している。

現在、自社発電所は、パントナガールの事業のためHZLに移された15メガワットの発電所を除き、191.5メガワットの総容量を有している。さらに、当社は、製錬所廃熱ボイラーから発電される5メガワットの電力を有している。160メガワットの発電所のために石炭が輸入されており、トゥティコリンにおける当社のその他の自社発電所は、鑄造炉油において稼動している。

トゥティコリンの施設の製錬所では、IsaSmeItTM式燃焼技術を使用している。精錬所では、銅陰極の製造にIsaProcessTM技術を使用しており、銅棒工場では、銅棒の製造にイタリアのコンティニュース・プロペルツィ・エスピーエー（Continuus-Properti S.p.A.）の銅棒製造技術であるプロペルツィ連続鑄造・圧延技術を使用している。

2013年3月、タミル・ナードゥ州汚染管理委員会（以下「TNPCB」という。）は、有毒なガス漏れについての地域住民からの訴えを受けて、トゥティコリンの銅精錬所の閉鎖を命令した。2013年4月1日付で、当社は、当該工場の排出量は許容限度以内であることに基づき、TNPCBの命令についてナショナル・グリーン・トリビュナルに対し、異議申立てを提出した。ナショナル・グリーン・トリビュナルは、2013年5月、一定の条件を前提として銅製錬所の稼動を再開することを許可する仮命令を下した。当社は、2013年6月16日に稼動を再開した。ナショナル・グリーン・トリビュナルにより構成された専門委員会は、2013年7月10日付で、当該工場の排出量は所定の基準内であることを記載した、工場の稼動についての報告書を提出し、当該報告書に基づき、ナショナル・グリーン・トリビュナルは、2013年7月15日付で、当該銅精錬所は引き続き営業可能であるとの判決を下し、この最終命令を留

保した。ナショナル・グリーン・トリビュナルはまた、当社に対して、指定期限内に工場の稼働をさらに改善するようにと当該委員会によりなされた勧告を遵守することを指示した。しかしながら、TNPCBは、ナショナル・グリーン・トリビュナルの仮命令に対して、インド最高裁判所に民事上訴通知を提出した。2013年8月8日、ナショナル・グリーン・トリビュナルは、2013年5月31日の仮命令を支持し、当社の銅製錬所がナショナル・グリーン・トリビュナルが示したすべての勧告及び忠告を実施することを条件に操業を継続することを承認した。当社は2013年度中、すべての勧告を実施していた。しかしながら、TNPCBは、ナショナル・グリーン・トリビュナルの命令に対して上訴申立てを提出した。かかる上訴は、インド最高裁判所のナショナル・グリーン・トリビュナルにおいて係争中である。追加情報については「―第6―3 その他―(1) 訴訟及び規制手続―(h) 当社のトゥティコリン製錬所における大気、水質及び有害廃棄物の一定の管理規制に違反したとして当社に対して行われた申立て」を参照のこと。

スィルヴァーサー

1997年に設立された当社のスィルヴァーサーの施設は、インド西部ダドラ・ナガルハヴェリ連邦直轄領に所在している。当社のスィルヴァーサーの施設は現在、年間215,000トンの生産能力を持つ銅精錬所及び年間合計172,000トンの銅棒を生産する設備容量を持つ2つの銅棒工場で構成されている。スィルヴァーサー精錬所では、銅陰極の製造にIsaProcess™技術を使用し、スィルヴァーサーの銅棒工場では、プロペルツィの銅陰極棒技術を使用している。当社のスィルヴァーサーの施設は、その所要電力量を満たすため州の電力網から供給を受けている。

フジャイラ

フジャイラ・ゴールド・エフズィーシーはフジャイラの第2フリーゾーンに所在している。当社のフジャイラの施設は、戦略的に、アラビア海沿岸に位置している。同貴金属精錬所は2009年3月に操業を開始し、2009年4月に生産を開始して、20トンの金及び105トンの銀を生産する能力を持つ。フィンランドのアウトテック・オイェ（Outotec Oyj）が、同貴金属精錬所に技術提供を行った。フジャイラ・ゴールド・エフズィーシーは、2010年5月に生産を開始した、毎時12.5トンの年間生産能力を持つ銅棒工場を12.98百万米ドルのプロジェクト費用で稼働しており、2017年度において、83,278トンの棒、6,373キログラムの金及び77,514キログラムの銀を生産した。イタリアのコンティニュース・プロペルツィ・エスピーエーは、このプロジェクトのための線材圧延機の機材を提供し、銅棒工場に必要な銅陰極は、ヴェダンタ・グループ及び第三者の製錬所から調達されている。トゥティコリンからフジャイラに移された金陽極工場は、貴金属精錬の原材料である「金陽極」を「陽極分解残留物」から製錬する設備として2012年6月に稼働された。

生産量

以下の表は、2015年、2016年及び2017年3月31日に終了した事業年度におけるトゥティコリン及びスィルヴァーサーの施設の総生産量を示したものである。

施設	製品	(単位：トン)		
		3月31日に終了した年度		
		2015年	2016年	2017年
トゥティコリン ⁽¹⁾	銅陽極 ⁽²⁾	361,839	387,016	400,620
	硫酸 ⁽³⁾	1,006,692	1,070,786	1,043,802
	リン酸 ⁽³⁾	189,353	198,779	200,119
	銅陰極 ⁽⁴⁾	194,019	201,864	216,119
	銅棒 ⁽⁴⁾	53,400	68,685	71,178
スィルヴァーサー	銅陰極 ⁽⁴⁾	168,353	182,183	186,611
	銅棒 ⁽⁴⁾	116,939	142,115	136,352
合計	銅陽極	361,839	387,016	400,620
	銅陰極	362,372	384,047	402,730
	銅棒	170,339	210,799	207,530
	硫酸	1,006,692	1,070,786	1,043,802
	リン酸	189,353	198,779	200,119

- (1) 2015年度第1四半期に、トゥティコリンの製錬所は、22日間の年次計画停止を実施した。
- (2) 銅陽極は、銅製錬所で製造される中間生産物であり、取引先には売却されない。銅陽極は、銅精錬所による銅陰極の製造に使用される。1トンの銅陰極の製造に約1トンの銅陽極が必要である。
- (3) 硫酸は、リン酸の最初の原料として使用される。1トンのリン酸の製造に約2.8トンの硫酸が必要である。
- (4) 銅陰極は、銅棒の最初の原料として使用される。1トンの銅棒の製造に約1トンの銅陰極が必要である。

マウントライエル鉱山は、2014年6月の通気孔への落盤事故の後、保護及び維持管理下に置かれているため、これらの鉱山からの2015年、2016年及び2017年3月31日に終了した事業年度における銅の採取はなかった。

主要な原材料

概要

当社の銅事業において主として必要なものは、銅精鉱、燐灰土、電力、燃料及び硫酸である。その他のインプットは、コークス、ライム、試薬及び酸化鉄鉱を含む。当社はこれまで、当社の銅生産に対し、それらの十分な供給を確保することができた。

銅精鉱

銅精鉱は、当社の銅製錬所における主要な原材料である。2017年度において、当社は、当社の銅精鉱の所要量の97.49%を、長期契約又はスポット市場のいずれかを通じて第三者供給業者より調達した。残りの当社の銅精鉱の所要量は、コンコラ・カッパー・マインズ (Konkola Copper Mines) により充足された。当社は、供給業者と協議の上決定する、製錬費及び精錬費を差し引いたロンドン金属取引所の価格で銅精鉱を購入しているが、かかる価格は、製錬費及び精錬費の市場実勢相場に左右される。当社が、当社の銅製錬所及び精錬所の容量の拡大を追求する限り、第三者供給業者からの購入割合は将来増加すると見込まれる。

一般的に、当社の長期契約は3年から5年の期間であり、期間満了時に更新することができる。各契約年の供給量は、毎年初めに決定され、製錬費及び精錬費並びに運賃格差といった価格条件は、市況に応じて毎年協議される。2017年度中、当社は、当社の銅精鉱の所要量の約62.27%を長期契約を通じて調達した。

当社はまた、当社に対する生産量及び品質に関する要求に基づいた当社の銅精鉱需要とのギャップを埋めるため、スポットで銅精鉱を購入している。これらの取引は、期中の最高額の製錬費及び精錬費で取引され、短期供給特有のものである。2017年度中、当社は、当社の銅精鉱の所要量の約37.73%をスポットでの買付けにより調達した。

燐灰土

2017年度において、燐灰土の大部分は、ヨルダンからスポット価格で調達されている。

電力

トゥティコリンにおける当社の銅製錬所及び精錬所の電力需要は、主に、現地の自社発電所により調達している。この発電所は、第三者より輸入した石炭を利用している。トゥティコリンにおける当社のその他の自社発電所は、多様な石油会社との長期契約を通じて調達された溶鉱炉油で稼動する。当社は、トゥティコリンの当社の自社発電所の日々の稼動及びメンテナンスをアウトソースしている。当社のスィルヴァーサーの施設は、その所要電力量を州の電力網に依存している。

配送、物流管理及び輸送

第三者から調達した銅精鉱は、トゥティコリン港で受け渡され、トゥティコリンの施設まで陸路で輸送される。

トゥティコリン施設での加工が終わると、銅陽極はトゥティコリンで精錬されるか、又はスィルヴァーサーまで陸路で輸送される。銅陰極、銅棒、硫酸、リン酸及びその他の副産物は、インドの取引先に対して陸路で輸送される。

販売及び営業

当社の銅事業の取引先の上位10社は、2015年度、2016年度及び2017年度において、それぞれ当社の銅事業の収益の約32.8%、30.6%及び47.8%を占めた。2017年度において、顧客1社が銅事業の収益の10%超を占めた。2015年度及び2016年度において、銅事業の収益の10.0%超を占めた顧客はいなかった。

当社の銅の販売営業本部はムンバイに所在し、当社は、インドの主要都市中心部の大半に、販売営業事務所を設置している。当社は、当社の銅棒及び銅陰極を国内市場及び輸出市場の両方において販売している。2015年度、2016年度及び2017年度において、輸出量はそれぞれ当社の銅事業の収益の約41.8%、38.0%及び55.5%を占めた。当社の輸出版売は、主に中国、日本、インドネシア、マレーシア、ベトナム、ヨーロッパ、トルコ、アラブ首長国連邦、メキシコ及び台湾に対して行われている。当社はまた、リン酸及びその他の副産物を国内市場及び輸出市場の両方で販売している。

国内販売は、通常、国内の需給状況と共にロンドン金属取引所における1ヶ月の平均価格に基づいて当社が随時決定する固定価格で、所定の期間行われる。当社がインドで販売する銅の価格は、通常、関税構造、国内の取引先による小規模の発注並びに当社が国内の取引先に供給する際に課す梱包料、保管料及びトラック荷役費用のために、当社が輸出市場において設定する価格よりも割高である。

当社の銅の輸出版売は、長期販売契約に基づいて行われることもあれば、スポット販売によることもある。当社の銅の輸出版売価格には、ロンドン金属取引所における価格に加えて生産者の割増額が含まれる。当社は、取引先と長期銅販売契約を固定価格で締結することはしていない。

市場シェア及び競争

当社は、インドにおける銅注文製錬会社2社のうちの1社を所有しており、国際銅協会（インド）によると、2017年度にはインドにおける販売量では36%の一次市場シェアを有している。インドにおけるその他の主要なカスタム銅製錬所は、ヒンダルコ・インダストリーズ・リミテッドにより保有されており、インドにおける銅一次市場の残りの比率は、主に輸入及びヒンドゥスタン・コッパー・リミテッドにより供給されている。

銅は市況商品であり、当社は、主に価格及びサービスにおいて、また銅の供給が豊富な時には価格を最重要の検討事項として、他社と競合してきた。当社の金属製品もまた、最終消費者によって同様に利用され得るアルミニウム及びプラスチックを含む他の製品と競合してきた。銅は、消費者又はロンドン金属取引所のような中央卸売市場に対して直接売却される。価格は、ロンドン金属取引所の価格を基に設定されるが、当社は地域生産者として、ロンドン金属取引所の価格に、代替仕入先からの金属調達費用を反映した割増価格を設定することができる。

プロジェクト及び開発

当社は、銅の総生産能力を年間800,000トンに増加させるため、トゥティコリンにおいて銅精錬工場を16,820百万ルピーで設置するという継続的な拡大プロジェクトを行っている。しかし、製錬所の拡張は環境認可の認可待ちのため、一時的に保留された。2015年5月、当社はMoEFから環境認可を取得し、2016年11月にTNPCBから銅精錬所の建設許可を取得した。取得した認可及び許可に基づき、当社は銅精錬工場のプロジェクトを再開する過程にある。

当社は、これらのプロジェクトに対し、2017年3月31日現在で5,635百万ルピーを負担した。当社は、これらのプロジェクトに関し、主に2010年度に発行した転換優先債券の手取金から資金調達した。

(h) 当社のアルミニウム事業

当社のアルミニウム事業は、チャッティースガル州及びオディシャ州にて行われている。当社は、チャッティースガル州においては、51.0%の持分を所有するBALCOを通じて事業を行っているが、一方で、オディシャ州における当社のアルミニウム事業は以前、組織再編成取引に従いヴェダント・リミテッドと合併したヴェダント・アルミニウムを通じて行われていた。

BALCO

概要

当社のアルミニウム事業はBALCOにより所有及び運営されている。BALCOのアルミニウム事業は一部一貫生産型であり、2つのボーキサイト鉱山、チョティア石炭鉱区、1,410メガワットの発電所、2009年9月以降営業停止している1つのアルミナ精錬所、年間245,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所、年間325,000トンの生産能

力を有するアルミニウム製錬所（生産能力の50%は、2017年3月31日付で稼動を開始した。）及び1つの加工施設によって成り立っており、これらはすべてインド中部、チャッティースガル州のコルバに所在している。BALCOの事業は、アルミニウム製錬工程に多量の電力を必要とすることから、アルミニウム製錬における最大のコスト要因である電力を比較的費用効率良く利用可能であることによる恩恵を受けている。これは、BALCOが大量のエネルギーを要するアルミニウム製造会社であることに少なからず起因している。

BALCOのボダイ・ダルダリのボーキサイト鉱山は、BALCOの製錬所が必要とする大多数のボーキサイトを供給している。ボーキサイトは、BALCOによる当社への、当社の実際の製造原価に基づく転換価格及び妥当な利ざやの支払のため、ボーキサイトをアルミナへ変換しアルミナをBALCOへ供給し戻す当社のランジガルにあるアルミナ精錬所へ移行される。BALCOのアルミナの必要量の残りは、第三者から調達している。

BALCOの他のボーキサイト鉱山は、露天掘りのボーキサイト鉱山で、チャッティースガル州のサルグジャ県に位置するマインパットのボーキサイト鉱山である。マインパット鉱山は、1993年に操業を開始した。マインパット鉱山の採掘権は更新され、2042年7月8日まで有効である。

当社は、BALCOの51.0%の持分を有しており、同社の経営支配権を有している。当社は、2004年3月19日に、インド政府が所有するBALCOの残りの持分を取得するオプションを行使した。インド政府はこのオプションの行使に応じなかった。詳細については「－(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。

主要製品

一次アルミニウム製品

一次アルミニウム製品は、冶金グレードのアルミナを製錬することによって生産される。BALCOは一次アルミニウム製品をインゴット及び線材として販売用に生産している。インゴットは、建設業及び運送業の業界で、アルミニウムの casting 及び加工のために広く使用されている。線材は、特に導電体及び電気ケーブルとして、様々な電気製品に使用されている。

圧延品

圧延品、すなわちコイル及び薄板は、BALCOが一次アルミニウム製品から製造する付加価値製品である。圧延品は、様々な目的のために、アルミホイル製造業界、印刷業界、運送業界、耐久消費財業界、建築業界、電気通信業界、包装業界及び総合エンジニアリング業界を含む、各種業界で使用されている。

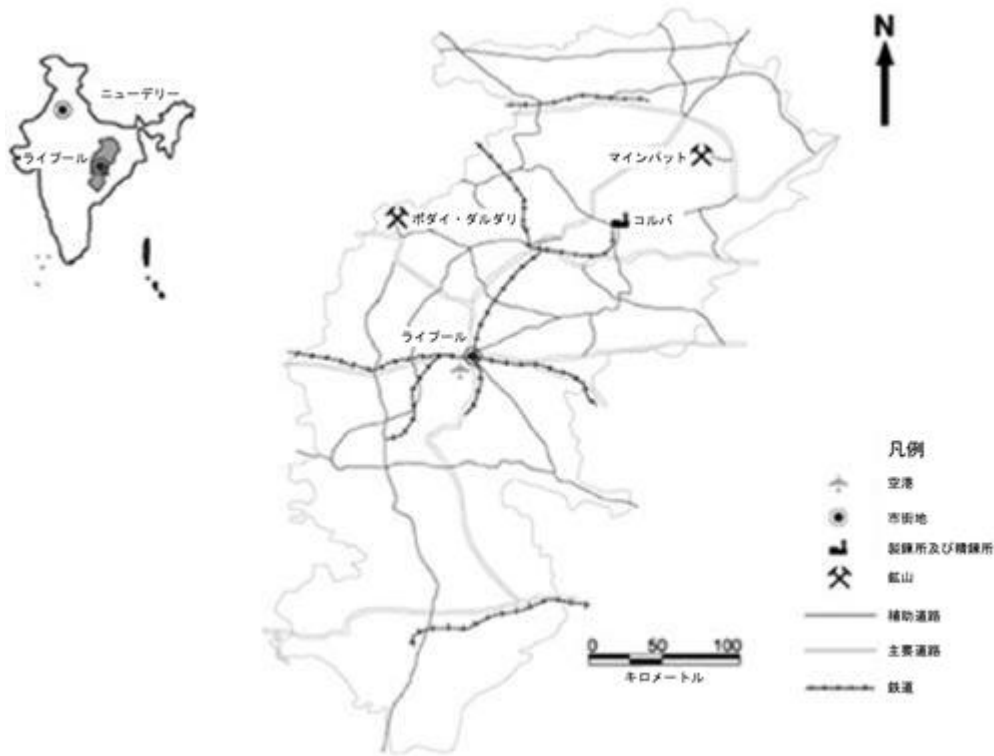
取引先への配送

インゴット、線材及び圧延品は、インド国内の取引先に対してトラックで輸送され、また輸出されるために港へトラックで輸送される。

主要施設

概要

以下の地図は、チャッティースガル州におけるBALCOの施設の所在の詳細を示したものである。



ボーキサイト鉱山

チャッティースガル鉱山 — マインパット及びボダイ・ダルダリ

BALCOは、インド中部のチャッティースガル州に自社ボーキサイト鉱山であるマインパット及びボダイ・ダルダリという2つの鉱山を所有している。マインパット鉱山は露天掘りのボーキサイト鉱山であり、チャッティースガルのサルグジャ県に位置している。マインパット鉱山は、1993年に操業を開始し、6.39平方キロメートルの面積を賃借している。MoEFにより許可された鉱山のボーキサイトの採掘制限は、年間750,000トンである。マインパット鉱山の採掘権は、2042年7月8日まで更新され、マインパット鉱山における環境認可はMoEFにより更新され、2038年9月16日まで有効である。BALCOは、森林地域に係る森林認可に関して2047年7月8日まで有効である採掘権と同期間の更新を申請した。

ボダイ・ダルダリの鉱床は、チャッティースガル州のカワルダ地区の、コルバから約260キロメートル離れた場所に位置している。ボダイ・ダルダリは、BALCOにより2004年に操業を開始し、契約の更新が可能な6.3平方キロメートルの採掘区を賃借しており、採掘権は2047年3月26日まで有効である。MoEFにより許可されたボダイ・ダルダリのボーキサイトの採掘制限は、年間1,250,000トンである。

チャッティースガルのボーキサイト鉱床は、マインパットに関しては平均海面上約1,040メートル、ボダイ・ダルダリに関しては平均海面上約940メートルである、両側がいくつかの切り立った急斜面となっている高原に位置している。ボーキサイトは通常1メートルから3メートルの厚さがあり、デカントラップの厚い第三紀玄武岩の上に重なるラテライト層の中に埋蔵されている。ラテライトの表層及び薄い上層土は最大5メートルに達するが、一般的には2メートル未満である。ボーキサイトは、高原の周囲の大部分に露出している。

チャッティースガルの鉱床の典型的な縦断面では、上層土及び柔らかい表土がラテライトの上を覆う構造となっている。上層部分のラテライトは、硬質で、もろく、硬化したボーキサイトの中礫及び巨礫でできており、その下にある硬いボーキサイトとの境界面がはっきりしている。ボーキサイトは、厚さが最大4メートルに達する断続的なレンズ状岩体の中に産し、ボーキサイトとの間の割れ目及び断口は、ラテライトによって埋められている。下層部分のより軟質のラテライトとの境界面は、通常はっきりしておらず、不規則である。

ボーキサイトは、硬質から超硬質の部類に入り、自然の状態での含有水分は5.0%から10.0%、真比重は1立方メートル当たり2.3トンから2.4トンで、主として、ギブス石に加え、ベーム石及びマイナー・ダイアスポアでできている。反応性シリカ成分は少なく、鉄は赤鉄鉱及びアルミナ針鉄鉱の形で存在する。2017年3月31日現在のボーキサイトの平均品位は、酸化アルミニウムが約43.6%であり、シリカの含有水準は5.1%である。

両鉱山における採掘及び輸送はすべて請負業者により行われている。表面の薄い土の一層は掘削機によって取り除かれ、隣接する貯蔵地点又は埋め戻し作業が行われている場所のいずれかに運ばれる。ラテライト層は掘削さ

れ、破碎される。その後に表土がバックホー及び15トンのダンプ車で取り除かれる。砕かれた鉱石は、廃棄物を残して、手作業で選別される。鉱石の生産性は、乾季においては1日1人当たり約2トンから3トンであり、雨季においては1日1人当たり1.25トンから1.75トンに減少する。

現在の探鉱ボーリング・プログラムは、50平方メートルのパターンに基づいているが、詳細な採掘計画のため25メートル中心に減少された。試料検査は、通常は全長0.4メートルであり、現在その主要部分は分割され、今後の参考用に保管される。ボーキサイトのサンプルは、現地の研究所及びコルバの施設で、シリカ及び酸化アルミニウムの分析のために検査される。選定されたサンプルは、品質管理プログラムの一部として再度測定される。

操業開始以来、マインパット鉱山は約7.5百万トンのボーキサイトを生産している。2017年度中の生産量は合計約73,710トン（酸化アルミニウム含有率43.6%）であった。マインパットにおいて必要な電力及び水はわずかなため、現場の小型ディーゼル発電機及び鉱山の試錐孔によって供給することができる。

2017年3月31日現在、BALCOは、マインパットの埋蔵量を5.1百万トンと見積もっており、（i）埋蔵量及び（ii）鉱山寿命計画に基づき決定される計画生産量に基づいた場合、マインパット鉱山の残存鉱山寿命は約6年から7年と推定している。

操業開始以来のボダイ・ダルダリ鉱山におけるボーキサイトの合計生産量は、7百万トンであり、2017年度の実生産量（酸化アルミニウム含有率46.7%）は合計約1,065,300トンである。電力は、現場のディーゼル発電機によって供給され、地下水によって鉱山において必要な水を供給している。

2017年3月31日現在、BALCOは、ボダイ・ダルダリにおける埋蔵量を2.41百万トンと見積もっており、（i）埋蔵量及び（ii）鉱山寿命計画に基づき決定される計画生産量に基づいた場合、同鉱山の残存鉱山寿命は約2年と推定している。BALCOの鉱山の埋蔵量を定める際に用いられたカットオフ品位は38.0%であった。

2017年度において、ボーキサイトの採掘及び移送のすべては請負業者によって行われ、これに関する総費用はボーキサイト1トン当たり2,485ルピーであった。

現在のコスト及び過去の価格に基づいた場合、BALCOの事業は黒字を維持することが予想されることから、マインパット及びボダイ・ダルダリの鉱山の鉱床は、埋蔵資源として分類されるための要件を満たしている。マインパット及びボダイ・ダルダリにあるBALCOの鉱山における2017年3月31日現在の埋蔵資源は、1トン当たり1,723米ドルというアルミニウム価格が、統合された運営の経済性を裏打ちしたことにより埋蔵資源として認定された。

両鉱山の埋蔵量を算出するために使用された採掘による回収率は65.0%であった。品位の希釈化係数とは、実際に採掘／輸送されたものの品位と、埋蔵資源の品位とを調整するものである。マインパット及びボダイ・ダルダリの鉱山について使用された品位の修正／希釈化率は、それぞれ酸化アルミニウム97%、シリカ103%及び酸化アルミニウム97%、シリカ103%である。マインパット鉱山について使用された値は、実際の生産量を地質モデルに照らして調整したものから得られたものであり、ボダイ・ダルダリに使用された値は推定に基づいたものである。

2017年度のマインパット鉱山における剥土比は、当年度中に鉱石の抽出が行われなかったため存在せず、ボダイ・ダルダリ鉱山における剥土比は1対6.37である。マインパットにおける残りの埋蔵資源の剥土比は、鉱石1トン当たりの廃石が2.55トンであり、ボダイ・ダルダリ鉱山においては、鉱石1トン当たりの廃石が1.74トンである。剥土比とは、鉱石を一定量採掘するために必要となる不要物の量の比率である。

ボーキサイト鉱山の埋蔵量の概略

以下の表は、2017年3月31日現在のBALCOのボーキサイトの確定埋蔵量及び推定埋蔵量を示したものである。

鉱山	確定埋蔵量			推定埋蔵量			確定埋蔵量及び 推定埋蔵量の合計			ヴェダン タ・リミ テッド 持分	可採年数
	数量	アルミナ	シリカ	数量	アルミナ	シリカ	数量	アルミナ	シリカ		
	(百万 トン)	(%)	(%)	(百万 トン)	(%)	(%)	(百万 トン)	(%)	(%)	(%)	(年)
マインパット	5.10	43.34	4.43	—	—	—	5.10	43.34	4.43	—	6-7
ボダイ・ダルダリ	2.41	43.61	5.16	—	—	—	2.41	43.61	5.16	—	1-2
合 計	7.51	43.43	4.66	—	—	—	7.51	43.43	4.66	51	—

追加情報：

- (1) 表示されている推定鉱石埋蔵量推定値は、ジオ・ソリューションズ・プライベート・リミテッドにより監査済で、JORC法に基づく採掘場の希薄化及び採掘回収率の損失を含んでいる。
- (2) ボーキサイトの埋蔵量の推定値に使用されたカットオフ品位は38.0%である。
- (3) マインパット及びボダイ・ダルダリにおけるボーキサイトの冶金用回収率は65.0%である。
- (4) 埋蔵量の評価のための商品価格は、ボーキサイト1トン当たり1,723米ドルであり、当社の埋蔵量を推定するために使用された通貨換算要因は1米ドル当たり64.97ルピーであった。
- (5) 開示された埋蔵量は鉱山全体に関するもので、当社の埋蔵量に対する持分は51.0%である。

コルバの施設

概要

BALCOのコルバの施設はチャッティースガル州のコルバに所在し、1つの年間245,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所、年間325,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所（生産能力の50%は、2017年3月31日付で稼働を開始した。）、1,410メガワットの発電所、1つのアルミナ施設及び加工施設によって構成されている。当年度中に、600メガワットの自社発電所の稼働が開始され、2016年4月1日に、270メガワットの発電所が電力事業からアルミニウム事業へ移管された。以下の表は、2017年3月31日現在のBALCOのコルバの施設における生産能力及び発電容量の合計を示したものである。

施設	生産能力		
	アルミナ	アルミニウム	発電所
	(年間トン)	(年間トン)	(メガワット)
コルバ	200,000	245,000	1,140
コルバ（建設中）		162,500 ⁽¹⁾	

- (1) 年間325,000トンの製錬所において、2015年度中に84ポットが稼働された。2017年度中に追加の84ポットが稼働され、残りの168ポットは、2017年5月1日から量産を開始した。

精錬所

1973年に操業を開始し、従来の高圧方式のバイヤー法を用いており、年間200,000トンのアルミナの生産能力を有している。精錬所の営業は、2009年9月以降停止している。

製錬所

以前は、2つのアルミニウム製錬所があった。最初の製錬所は1975年に操業を開始し、アルミナからアルミニウムを生産するために垂直スタッド自焼成陽極工法を使用し、年間100,000トンの生産能力を有していた。世界的経済状況及び商品価格の下落により、BALCOは、年間100,000トンの生産能力を有するコルバのアルミニウム製錬所の一部の営業を2009年2月より一時停止した。かかるアルミニウム製錬所の営業は、2009年6月5日に停止した。2つ目の製錬所は既焼成工法のGAMI技術を使用し、年間245,000トンの生産能力を有し、2006年11月に操業を開始した。BALCOは、年間325,000トンの生産能力を有するコルバの製錬所を設立している最中であり、このうち84ポット

が2014年9月に量産を開始した。2016年8月に追加の84ポットが稼働され、残りの168ポットは、2017年5月1日に度々に量産を開始した。

加工施設

コルバの加工施設は、鑄造棟及び薄板圧延工場の2つによって構成されている。

鑄造棟

鑄造棟では、コンティニュース・プロペルツィ・エスピーエーの棒材用連続鑄造機を使用しており、インゴット及び線材を製造するための回転脱ガス装置付きの双ロール式連続鑄造機及び水圧式半連続インゴット鑄造装置を有する鑄造場がある。

薄板圧延工場

薄板圧延工場は、年間75,000トンの生産能力を有する熱間圧延機、使用経過年数が長く、年間30,000トンの生産能力を有する冷間圧延機及び年間36,000トンの生産能力を有し、2004年に稼働を開始し使用経過年数がまだ短い冷間圧延機の3つによって構成されている。溶融金属はスラブに鑄造され、加熱後圧延されて熱延薄板として販売されるか、又は冷間圧延機によって冷延薄板に加工される。また、溶融金属は直接ストリップ鑄造のために使用された後、冷間圧延機に送られて冷延薄板又はコイルに加工されることもある。

発電所

製錬には、大容量の絶え間ない電力供給を必要とし、供給が中断されると、溶融金属が凝固し、ポットが破損又は破壊されることがある。コルバの施設のための電力の大部分は、2006年3月に稼働した540メガワットの自社の石炭火力発電所によって供給されている。発電所からの余剰発電は、州電力庁及びその他の顧客へ供給される。2016年4月1日に、270メガワットの発電所が電力事業からアルミニウム事業へ移管された。BALCOは、チャッティースガル州に600メガワットの自社の石炭火力発電所を建設した。600メガワットの自社発電所のユニットから生成される電力は、年間325,000トンの生産能力を有する製錬所において利用されている。

一般炭は、BALCOの自社発電所の運転に必要な主要原料である。2016年度においては、810メガワットの燃料供給契約に基づき、割り当てられた石炭の83%がコール・インディアから供給された。また、BALCOは、600メガワットの独立系発電所につき、年間2.6百万トンの燃料供給契約を2016年度中にSECLとの間で締結した。2016年10月7日、BALCOは、1,140メガワットの自社発電所（540メガワットの自社発電所及び600メガワットの自社発電所により構成されている。）につき、契約期間を5年間とする年間3.25百万トンの燃料供給契約を締結した。BALCOは、600メガワットの独立発電所及び1,140メガワットの自社発電所のそれぞれの契約石炭量の81%を実現した。さらに、BALCOは、インド政府により実施された入札においてチョティア石炭鉱区の確保に成功した。

生産量

以下の表は、2015年、2016年及び2017年の3月31日に終了した事業年度におけるBALCOのコルバの施設における総生産量を示したものである。

施設	製品	(単位：トン)		
		3月31日に終了した年度		
		2015年 ⁽²⁾	2016年	2017年 ⁽³⁾
コルバ	インゴット／母線／銅片	104,650	93,442	202,769
	棒材	172,464	217,650	205,277
	圧延品	46,807	20,526	19,033
合 計 ⁽¹⁾		323,921	331,618	427,079

(1) インゴット、棒材及び圧延品の合計を反映する。

(2) 年間325,000トンの生産能力を有する製錬所での試験運転による23,393トンの生産を含む。

(3) 年間325,000トンの生産能力を有する製錬所での試験運転による46,716トンの生産を含む。

以下の表は、2015年、2016年及び2017年の3月31日に終了した事業年度におけるBALCOの各鉱山の合計ボーキサイト鉱石の生産量を示したものである。

(単位：トン(%の数値を除く。))

鉱山（鉱山の種類）	製品	3月31日に終了した年度		
		2015年	2016年	2017年
マインパット（露天掘り）	採掘されたボーキサイト鉱石	—	455	73,170
	鉱石品位（%）	—	47.7	43.6
ボダイ・ダルダリ（露天掘り）	採掘されたボーキサイト鉱石	860,710	1,033,300	1,065,300
	鉱石品位（%）	46.8	46.9	46.7
合 計		860,170	1,033,755	1,138,470

主要な原材料

BALCOの事業に使用される主として必要なものは、アルミナ、電力、石炭及びその他の原材料である。BALCOは、これまでそれらの十分な供給を確保することができた。

アルミナ

アルミナは、アルミニウムの生産に使用される主要な原料である。当社のランジガルの精錬所は、BALCOが必要とするアルミナの大部分を（BALCOからランジガルの精錬所に供給されたボーキサイトを変換後）供給している。BALCOは現在、必要とするアルミナの残りすべてを海外市場における第三者供給業者より調達している。外部から調達したアルミナは、乾燥している状態での最低含有アルミナ成分が98.6%の冶金グレードの煅焼されたアルミナである。2015年度、2016年度及び2017年度中、BALCOはインドのバイザック港、カキナダ港及びガンガヴァラム港において、運賃保険料込条件で317,701トン、299,375トン及び447,883トンのアルミナをそれぞれ平均で1トン当たり374米ドル、323米ドル及び314米ドルで購入した。

電力

一次アルミニウム製品の製錬には、大容量の絶え間ない電力供給が必要とされる。それ故、BALCOのコルバの施設において、電力は重要な原材料であり、かかる施設では、270メガワット、540メガワット及び600メガワットの3つの自社の石炭火力発電所によって電力が供給されている。当社の自社発電所は、これまでコール・インドからの石炭割当てに依存してきた。当社はeオークションを通じてチョティア石炭鉱区として知られる別の石炭鉱区を割り当てられている。チョティア鉱区の総埋蔵量は17.2百万トンであり、年間生産能力は1百万トンである。BALCOの最大生産能力での石炭の総必要量は、約10百万トンである。したがって、チョティア石炭鉱区は、石炭の総必要量の10%を満たすことができる。

BALCOの鉱山のための電力は、現場のディーゼル発電機によって供給されている。BALCOは、チャッティースガル州に600メガワットの自社の石炭火力発電所を建設し、かかる発電所は2016年度に稼動を開始した。600メガワットの自社発電所から生成される電力は、年間325,000トンの生産能力を有する製錬所において利用されている。

水

水もまた、BALCOの自社発電所にとって重要な原材料である。BALCOはコルバで必要とする水を、近くの運河から調達しており、水はパイプラインによって運ばれている。BALCOは、現在、その270メガワットの自社発電所に水を供給する国営火力発電公社（以下「NTPC」という。）の所有地内を通して敷設されているパイプラインの敷設権をめぐるNTPCと係争中である。仲裁手続は、2009年に開始し、2014年6月30日以降に判決が下される予定である。BALCO及びNTPCは、裁判所に対し合同調査報告書を提出している。2016年1月11日、裁判所は、地役権の問題に関してBALCOに有利な判決を下し、NTPCによるすべての異議申立てを棄却した。NTPCは、デリー高等裁判所に対して第34条に基づく申請を提出して判決に対する異議申立てを行い、かかる申請は2016年5月5日に受付一覧に記載され、同裁判所は通知の発行を命じた。次の審理は、2017年8月29日に行われる予定である。また、BALCOも、裁

判所に棄却された請求に関して、デリー高等裁判所に対して第34条に基づく申請を提出した。この申請は、後日一覧に記載される見込みである。さらに、BALCOは、540メガワットの発電所について、年間13百万立方メートル及び1,200メガワットの発電所について、年間28百万立方メートルの水を供給する取決めを受けた（そのうち21百万立方メートルの水は、2017年3月31日までに割当てを受けた。）。

炭素

炭素は、アルミニウムの製錬工程において重要な原材料である。炭素は電解工程で陰極及び陽極として使われており、後者は、BALCOの炭素に係る原料費のうち最も大きい割合を占めている。陽極は純度の高い炭素素材でできている。既焼成陽極には、煅焼された石油コークスでできた未焼結のカーボン・ペースト及びコールタールピッチを定められた形状に加圧成形又は圧縮したものが用いられる。これらの陽極は、電解槽又はポットで使用される前に焼成される。

BALCOは必要なすべての量の炭素陽極を生産する施設を社内に有している。炭素陽極の生産における主な原材料である煅焼された石油コークス、コールタールピッチ及び燃料油は、主としてインド市場で調達されている。インドにはこれらの原料の十分な供給があるが、それらの価格は通常、国際価格の値動きによって決定される。時々、商業的比較に基づき、輸入の注文が含まれることもある。

その他の原材料

BALCOは、フッ化物及び他の化学物質等のその他の原料も使用している。これらの原料に関しては、国内市場においていくつかの供給源が存在するので、BALCOは、将来必要な時に供給を確保することが困難になるとは考えていない。

配送、物流管理及び輸送

マインパット鉱山及びボダイ・ダルダリ鉱山より採掘されるボーキサイトは、BALCOのコルバの施設まで陸路で輸送される。第三者供給業者から購入されるアルミナは、コルバの施設まで陸路及び海路で輸送される。BALCOのアルミニウム製品は、コルバの施設から道路及び鉄道を併用して国内の取引先へ輸送され、輸出の場合は船で輸送される。

販売及び営業

BALCOの取引先の上位10社は、2015年度、2016年度及び2017年度においてのBALCOのアルミニウム事業の売上高において、それぞれ約47.0%、58.4%及び59.7%を占めた。2017年度において、BALCOの1社の取引先がBALCOの売上高の16%超を占めた。2016年度において、BALCOの2社の取引先がBALCOの売上高の23.19%超を占めた。2015年度において、BALCOの売上高の10.0%を超えた取引先はなかった。

BALCOの販売営業事務所はムンバイにあり、またインドの主要な大都市のほとんどの中心部に現地の販売営業事務所を有している。現在、BALCOは、その製品を主としてインド市場で販売しており、輸出にはあまり重点を置いていない。しかし、新しい年間325,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所のさらなる稼働により増加する生産量の大部分は、輸出市場で販売する予定である。BALCOの主要な取引先には、導体製造業者、州政府の道路輸送公団、鉄道会社、防衛関係の請負業者並びに電気機器及び機械の製造業者が含まれる。

一次アルミニウムの国内における販売は、ロンドン金属取引所のアルミニウムの現金決済価格及び主に日本の港の割増価格に基づく。販売の大部分は、エンドユーザーとの長期契約及び覚書によるものである。当社の目標は、予定されている出荷平均のその月のロンドン金属取引所における価格を達成することである。顧客は月の第1日目までに各月の数量を予約し、当社がロンドン金属取引所から同量をヘッジする。BALCOのアルミニウムの輸出版売は現在、ロンドン金属取引所における価格に割増価格を加えた額に基づく価格によるスポット取引により行われている。

プロジェクト及び開発

2006年10月7日、BALCOは、インドのチャッティースガル州政府及びチャッティースガル州電力庁との間で覚書を締結し、この覚書に基づき様々な事項が行われるが、とりわけ、一貫生産型の炭鉱とともに一般炭を燃料とする1,200メガワットの発電施設を見積費用46,500百万ルピーでチャッティースガル州に建設するため、企業化調査を

行う予定である。このプロジェクトは、2009年9月、コルバにおける豪雨及び雷時に建設中の煙突が崩壊したことにより中断した。かかる事故では40名が死亡し、当社の請負業者であるSEPCOエレクトリック・パワー・コンストラクション・コーポレーション（SEPCO Electric Power Construction Corporation）（以下「SEPCO」という。）及び下請業者であるガノン・ダンカレー・アンド・カンパニー・リミテッド（Gannon Dunkerley and Company Ltd.）がチャッティースガル州政府の調査の対象となった。かかる事項は、2017年10月27日に審理される予定である。当社はインドの土木工学分野の専門機関であるインド工科大学ルーキー校（Indian Institute of Technology Rourkee）による調査を行った。このプロジェクトは2010年1月に再開した。BALCOは、1,200メガワット（300メガワットのユニット4つ）の発電能力を有する火力発電所を建設した。各300メガワットの3つのユニットは、2016年度中に稼働を開始し、残りの1つのユニットは2016年5月1日に稼働及び量産を開始した。

さらに、2007年8月8日、BALCOは、チャッティースガル州政府との間でチャッティースガルに年間650,000トンの生産能力を有する建設見積費用81,000百万ルピーのアルミニウム製錬所を建設するための潜在的投資に関する覚書を締結した。このプロジェクトの第2段階のうちの最初の段階は、既焼成方式のGAMI工法を使用し、推定費用38,000百万ルピーにて年間325,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所が建設されることによって開始された。BALCOは、このプロジェクトの2つの段階に関する環境面における認可を取得した。建設は開始され、年間325,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所の試験的な生産は2014年2月に開始され、2014年9月から84のポットで量産が開始された。2017年度中、2016年8月1日から他の84ポットで量産が開始された。残りの168ポットは、2017年5月1日から稼働している。

2017年3月31日現在、年間325,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所及び1,200メガワットの発電施設の建設費用は、107,500百万ルピーになるものと見込まれている。2017年3月31日現在、100,301百万ルピーが費やされた。

市場シェア及び競争

AAIによると、BALCOはインドの4大一次アルミニウム製品生産者の1つであり、オディシャ州における当社のアルミニウム事業と共に、2017年度の一次製品の総合市場シェアの38.7%を有している。BALCOの主要な競合相手（及び生産量における2017年度のインドでのそれぞれの一次製品の市場シェア）は、ヒンダルコ・インダストリーズ・リミテッド（42.9%）及びインド政府の国有企業であるナショナル・アルミニウム・カンパニー・リミテッド（18.4%）である。

アルミニウムのインゴット、線材及び圧延品は日用品であり、BALCOは主として価格及びサービスの面で競っているが、供給が豊富な状況では、価格が最も重要な要素となる。アルミニウムは、様々な利用目的のために、他の素材、とりわけプラスチック、鉄鋼、鉄、ガラス及び紙と競合している。過去に、取引先の間でアルミニウムの代わりに他の素材を積極的に用いる動きがみられたことがある。

採炭事業

一般炭は、BALCOの自社発電所の運転に必要な主要原料である。2014年9月、インドの最高裁判所は、1992年以降2012年まで石炭省からインドの企業に対して与えられた石炭鉱区のすべての割当てを取り消した。このため、インド政府は、2015年2月、かかるすべての石炭鉱区について、落札者に鉱業権を付与する入札を行った。2015年度第4四半期において、BALCOは、インド政府による石炭鉱区の入札においてチョティア石炭鉱区として知られる1つの炭鉱の確保に成功した。チョティア石炭鉱区は、BALCOの自社発電所を補助するために獲得された。BALCOは、ガール・パルマIV/1石炭鉱区の入札にも成功したが、インド政府が異議を申し立て、裁定を棄却した。BALCOは、当該石炭鉱区に対する入札に関して、さらなる異議申立ては予定していない。

チョティア石炭鉱区は、チャッティースガル州コルバ県に位置する。チョティア鉱区の総埋蔵量は17.2百万トンであり、年間生産能力は1百万トンである。

以下の表は、当社の採炭事業の詳細を示したものである。

- (1) チョティア石炭鉱区は、チョティアI及びチョティアIIの、2つの小ブロックに分けられる。これらの鉱区は、いずれも、当社のBALCOの事業における既存の自社発電所に割り当てられている。以下の推定値は、DMTの報告書に基づくものである。

鉱区	総発熱量の範囲 (最低値－最高値)	硫黄含有量(%)
	Kcal/kg	
チョティアⅠ	3,565－6,476	0.30－0.60(合計)*
チョティアⅡ	3,967－6,152	0.30(合計)*

* 硫黄含有量の数値は、すべての石炭層について入手することはできない。合計値は、入手可能な石炭層の数値のみに基づくものである。

(2) この石炭は一般炭であり、ボイラーに供給される前に低発熱量の石炭と混合される。

(3) 表示されている可能採炭量には、すべての損失が織り込まれている。この数値は、当該鉱山の最終トン数を反映したものである。この石炭は高発熱量であるため、鉱区又は施設のいずれにも洗炭プラントを設置する計画はない。

鉱山及び所在地	交通手段	所有権	事業者	権利、採掘権又はオプション
チョティア石炭鉱区	公道	BALCO－100%	MDO形式	採掘権が付与されている。
(チャッティースガル州コルバ県ポディウプロダー郡)	石炭はコルバ県にあるBALCOの施設まで陸路で輸送される。 鉱山とBALCOの施設との距離は73キロメートルである。		ダーンサール・エンジニアリング・カンパニー・プライベート・リミテッド(Dhansar Engineering Company Private Limited)	採掘権は20年間有効である。 2015年10月16日より採掘権が行使されている。 2035年10月15日まで有効である。

鉱山及び所在地	沿革	採掘方法及び 鉱化体の種類	電力源	施設の用途及び状況
チョティア石炭鉱区 (チャッティースガル 州コルバ県ポディウブ ロダー郡)	2006年に石炭生産を開始した。	露天掘り及び坑内掘り 露天掘りは2006年より操業されている。 従前の坑内掘り割当業者によるインフラ整備が行われていないため、坑内掘り鉱山からの石炭生産は行われていない。 ゴンドワナ累層群のペルム紀のパラカ層から一般炭が採掘される。 唯一の産出物は、水分含有量の少ない一般炭である。	チャッティースガル州電力庁の地方給電線から電力が供給されている。	現地にて、現地事務所、火薬庫、ディーゼルポンプ、貯蔵庫、車両用重量計、集合住宅が利用可能である。

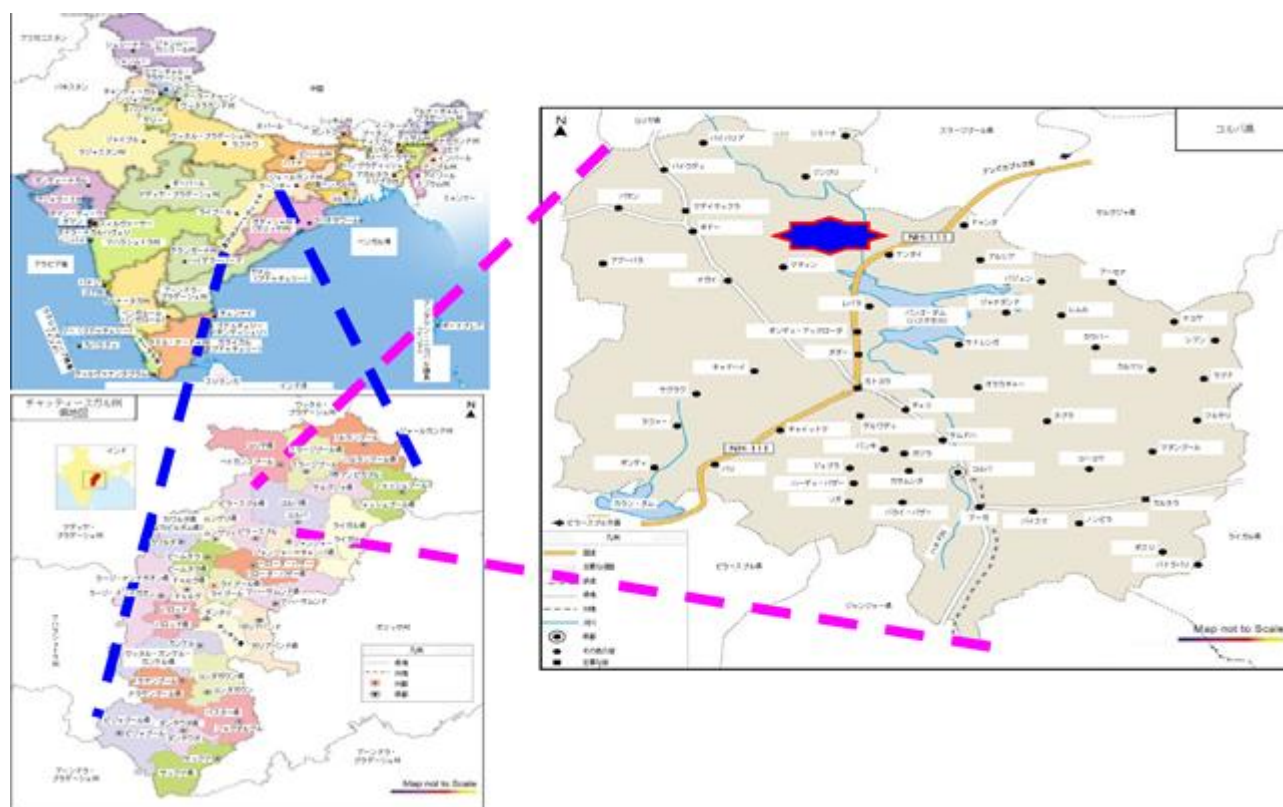
当社は、以下の主要な調達先から石炭を調達している。

- ・当社所有の石炭鉱山：BALCOは、自社で所有する、石炭の年間生産能力1百万トンの石炭鉱山から石炭を調達しており、2016年度及び2017年度にそれぞれ0.12百万トン及び0.18百万トンを生産した。
- ・その他の調達先：BALCOは、インド政府の採炭会社、電力購入契約に基づく各州政府との間の長期石炭供給契約及び輸入等の、他の調達先から石炭を調達している。2017年度中、これらの他の調達先から購入した石炭は合計7.07百万トンであった。

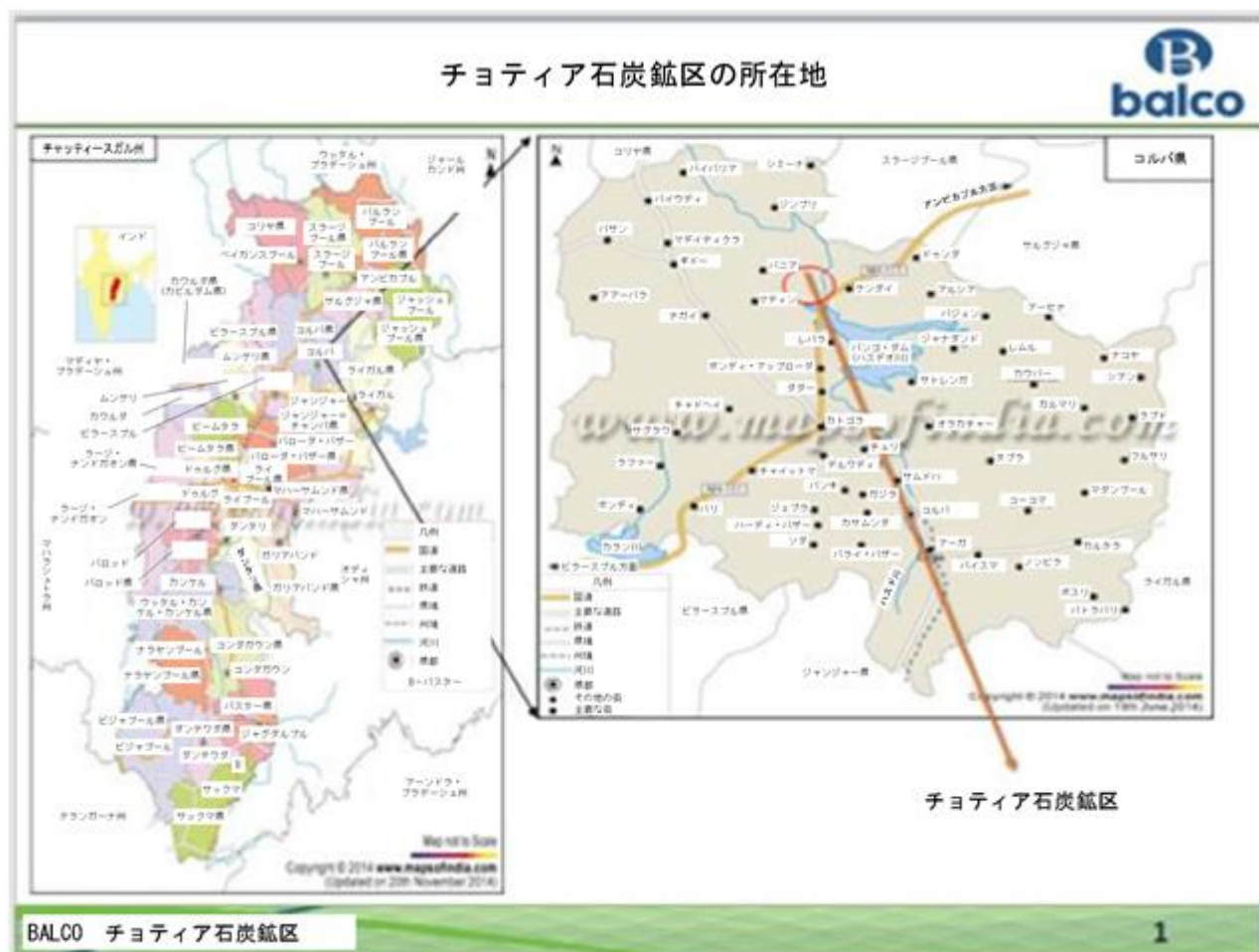
当社の石炭を燃料とする発電所による石炭の年間合計消費量は、発電量に大きく左右され、9百万トンから10百万トンの間を変動する。

2017年3月31日に終了した年度において、ヴェダント・リミテッドは、コルバにある当社が唯一所有する石炭鉱山から、石炭0.18百万トンを生産した。

以下の地図は、当社の採炭事業における石炭資産の所在を示したものである。



以下の地図は、チョティア炭鉱区への交通手段を示したものである。



オディシャ州における当社のアルミニウム事業

概要

オディシャ州における当社のアルミニウム事業は、以前はヴェダント・アルミニウムにより運営されていたが、当該会社は組織再編成取引に従い当社と合併した。当社のオディシャ州のアルミニウム事業は、関連する90メガワットの自社発電所と共に、年間2.0百万トンの生産能力を有するランジガルのアルミナ精錬所を含む。さらに、当社はジャルスグダにおいて、関連する1,215メガワット（それぞれ135メガワットの発電能力をもつ9つのユニット）の火力自社発電所と共に、年間500,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所（以下「プラント1」という。）を新規開発計画として有している。当社はまた、ジャルスグダにもう1つの年間1,250,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所（以下「プラント2」という。）を建設している。かかる製錬所の最初のラインの84のポットが2015年度中に稼動し（このうち、80のポットが2015年12月1日に稼動した。）、2016年4月1日より追加の増設が開始された。2017年度中、合計424のポットが稼動した。

ランジガルのアルミナ精錬所は、2010年3月に稼動し、2017年度は1,207,957トンのアルミナを生産した。ジャルスグダの年間500,000トンの生産能力を有する製錬所の新規開発計画プロジェクトは、2段階で開始され、それぞれ年間250,000トンの生産能力を有する。第1段階は2009年11月30日に完了し、第2段階は2010年3月1日に完了した。2017年度の金属生産は、プラント1の生産量が530,198トン、プラント2の生産量が170,388トンであり、自社発電所の純発電量は、1,215メガワットの発電所及び1,800メガワットの発電所からそれぞれ7,824百万ユニット及び6,436百万ユニットであった。

主要な製品

一次アルミニウム製品は、冶金グレードのアルミナを製錬することによって生産される。当社は一次アルミニウム製品をインゴット、鋼片及び線材として販売用に生産している。インゴットは、建設業及び運送業の業界で、アルミニウムの鑄造及び加工のために広く使用されている。鋼片は、建築（窓及びドアフレーム）、輸送、エンジニアリング、耐久消費財、自動車鍛造品並びにその他多くの製品に広く使用されている。線材は、特に導電対及び電気ケーブルとして、様々な電気製品に使用されている。

取引先への配送

インゴット、鋼片及び線材は、インド国内の取引先に対してトラック及びレーキで輸送され、また輸出されるために港へレーキで輸送される。

主要施設

概要

以下の地図は、オディシャ州におけるアルミニウム・セグメントの施設の所在の詳細を示したものである。



以下の表は、当社のランジガル及びジャルスグダの施設における2017年3月31日現在の生産能力を示したものである。

施設	生産能力 年間トン
ランジガルのアルミナ精錬所	2,000,000
ジャルスグダのアルミニウム製錬所	500,000
ジャルスグダのアルミニウム製錬所（建設中）	1,250,000

ランジガル

アルミナ精錬所及び自社発電所

ランジガルのアルミナ精錬所は、オディシャ州のランジガル地区にあり、チャッティースガル州におけるBALCOのコルバの施設から約450キロメートルのところに位置している。2007年3月、当社は、年間1百万トン（設備容量は年間1.4百万トンまで拡大可能）の生産能力を有する新規建設のアルミナ精錬所及び関連する75メガワット（90メガワットまで拡大可能）の自社発電所の操業を段階的に開始した。自社発電所は完全に稼働しており、精錬所の必要な電力を満たすことができている。ランジガルのアルミナ精錬所の第2段階の拡張計画は、2010年3月に開始された。ランジガルの精錬所におけるアルミナの生産は、ボーキサイトの不足により2012年12月5日以降一時的に停止されていたが、2013年7月12日にプラントの操業が再開された。当社は、現在、ボーキサイトの十分な供給を調達するため、政府当局と協議を行っている。アルミナ精錬所における生産は、製錬所における生産に影響を与えるものではない。

当社は、関連する210メガワットの自社発電所とともに精錬能力年間3百万トン（有する第2のアルミナ精錬所を建設することによりランジガルにおける当社のアルミナ精錬所の生産能力を年間5百万トンに拡大することを計画していた。アルミナ精錬所の拡大及び関連するニヤムギリ周辺における採掘作業は、MoEFがさらなるアルミナ精錬所の拡大を中止するよう指示したため、2010年10月20日に中断された。2015年11月20日にランジガルの拡張計画について年間4百万トン（上限とする環境認可を受けており、残りの666.03ヘクタールの土地の取得後に年間6百万トン（上限とする追加的な環境認可を受ける見込みである。さらに、年間4百万トンの建設許可及び年間2百万トンの操業許可も取得した。しかしながら、建設作業は依然として中断されており、経営陣はランジガルにおける建設作業の再開時期を検討している。ランジガルの精錬所を年間2百万乃至4百万トンから年間4百万トンへ拡大することについては承認を受けているため、2016年4月より当該アルミナ精錬所において第2工程の操業が開始され、ボトルネック除去能力は年間2.0百万トンに達した（ただし、この数値はボーキサイトの品質に左右される。）。詳細は「―第6―3 その他―(1) 訴訟及び規制手続」を参照のこと。

ジャルスグダ

アルミニウム製錬所及び自社発電所

ジャルスグダ・アルミニウム製錬所は、インドにおけるオディシャ州のジャルスグダに位置している。ジャルスグダの施設における操業は、2つの段階を踏んで実施された。第1段階は、年間250,000トンの生産能力を有するもので、2009年11月に完了した。第2段階は、2010年6月に開始された。それぞれ135メガワットの9つのユニットで合計1,215メガワットとなる、関連する自社の石炭火力発電所が操業を開始した。自社発電所のユニットは、ジャルスグダ・アルミニウム製錬所の所要電力量及び当該施設におけるその他すべての所要電力量を満たす。当社はまた、年間1,250,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所を設置し、また2016年度中に80のポットを稼働している。2017年度中、合計424のポットが稼働された。新たな製錬所への電力は、ジャルスグダにおける当社の1,800メガワットの発電所により供給される予定である。

生産量

以下の表は、2015年度、2016年度及び2017年度における当社のランジガル及びジャルスグダの施設の総生産量を示したものである。

施設	製品	(単位：トン)		
		3月31日に終了した年度		
		2015年	2016年	2017年
ランジガル	煅焼アルミナ	976,915	970,893	1,207,957
ジャルスグダ	インゴット	303,756	333,249	474,288
	銅片	115,979	110,400	146,023
	線材	133,603	139,184	119,471
	溶銑	—	8,892	46,541
		553,338	591,725	786,323

主要な原材料

アルミニウム事業に使用される主として必要なものは、ボーキサイト、アルミナ、電力、石炭及びその他の原材料である。

ボーキサイト

現在、当社は採掘源を持っておらず、インド中のボーキサイトの採掘源を確認している最中である。現在、ボーキサイトは主に輸入（45.7%）、西海岸の国内市場（23%）、BALCOの鉱山（31.3%）並びに残りはマディヤ・プラデーシュ州、チャッティースガル州、ジャールカンド州及びアーンドラ・プラデーシュ州より調達している。

アルミナ

アルミナは、アルミニウムの生産に使用される主要な原料である。当社は現在、アルミナの大部分を海外市場における第三者供給業者より調達している。外部から調達したアルミナは、乾燥している状態での最低含有アルミナ成分が98.6%の冶金グレードの煅焼されたアルミナである。2015年度、2016年度及び2017年度中、当社はアーンドラ・プラデーシュ州にある港において、運賃保険料込条件で0.37百万トン、0.47百万トン及び0.77百万トンのアルミナをそれぞれ平均で1トン当たり357米ドル、353米ドル及び311米ドルで購入した。

電力

一次アルミニウム製品の製錬には、大容量かつ絶え間ない電力供給が必要とされる。それ故、当社のジャルスグダの施設において、電力は重要な原材料であり、かかる施設では、それぞれ135メガワットの9つの自社の石炭火力発電所によって電力が供給されている。2つ目の製錬所の追加の電力需要を満たすために、ジャルスグダにあるオディシャ州に所在する石炭火力発電所の、それぞれ600メガワットの3つの石炭火力発電所ユニットは、オディシャ州電力規制委員会が出した命令に基づき、2015年4月1日付で自社発電所に転換された。当社はマハーナディーの炭田からの石炭連結、輸入、電子オークション及び洗浄場を通じて石炭を調達している。マハーナディー炭田の石炭連結からの石炭は、底部排出車両によって輸送される。

ジャルスグダの発電所は、インド政府の採炭会社、電力購入契約に基づく各州政府との間の長期石炭供給契約及び輸入等の調達先から石炭を調達している。2017年度中、これらの他の調達先から購入した石炭は合計で135×9メガワットの発電所における7.11百万トン及び600×3メガワットの発電所における4.42百万トンであった。

石炭を燃料とする発電所による石炭の年間合計消費量は、発電量に大きく左右される。2017年度中、135×9メガワット及び600×3メガワットの発電所における石炭の合計消費量は、それぞれ7.19百万トン及び4.5百万トンであった。

水

水もまた、当社の自社発電所にとって重要な原材料である。当社はジャルスグダで必要とする水を、33キロメートル離れたヒラクド・ダムから調達しており、水はパイプラインによって運ばれている。ダムからの水は、施設内の溜池に貯蔵され、発電所での使用に適した水にするために鉱物質を取り除いた施設で浄化される。

炭素

当社は必要なすべての量の炭素陽極を生産する施設を社内に有している。炭素陽極の生産における主な原材料である煅焼された石油コークス、コールタールピッチ及び燃料油は、主としてインド国内市場で調達されている。インドにはこれらの原料の十分な供給があるが、それらの価格は通常、国際価格の値動きによって決定される。時々、商業的比較に基づき、輸入の注文が含まれることもある。

その他の原材料

当社は、フッ化物及び他の化学物質等のその他の原料も使用している。これらの原料に関しては、国内市場においていくつかの供給源が存在するので、当社は、将来必要な時に供給を確保することが困難になるとは考えていない。

配送、物流管理及び輸送

第三者供給業者から購入されるアルミナは、ジャルスグダの施設まで陸路及び港で輸送される。当社のアルミニウム製品は、ジャルスグダの施設から道路及び鉄道を併用して国内の取引先へ輸送され、輸出の場合は船で輸送される。

販売及び営業

当社のオディシャ州におけるアルミニウム事業の取引先の上位10社は、2015年度、2016年度及び2017年度においてのオディシャ州におけるアルミニウム事業において、それぞれ約46.3%、53.4%及び63.1%を占めた。2016年度及び2017年度においては、オディシャ州におけるアルミニウム事業における1つの取引先の売上高がオディシャ州におけるアルミニウム事業の売上高の12.2%及び10.2%をそれぞれ占めた。2015年度においては、当社のオディシャ州におけるアルミニウム事業の売上高が10.0%を超えた取引先はなかった。

販売営業事務所はムンバイにあり、またインドの主要な大都市のほとんどの中心部に現地の販売営業事務所を有している。現在、当社のアルミニウム事業は、一次製品のみを販売しており、インド国内市場及び輸出市場の両方に同等に注力している。当社の主要な取引先には、ケーブル及び導体製造業者、輸送部門並びに電気機器及び機械の製造業者が含まれる。

国内における販売は、通常、国内の供給と需要の状況に基づき行われ、顧客による注文確認の日におけるロンドン金属取引所基準価格が請求の基礎を形成する場合、価格設定方法は、ロンドン金属取引所基準の価格設定による。アルミニウムの国内価格は、関税構造、国内の取引先の注文単位が少ないこと、並びに国内の取引先に供給する際に発生する梱包、保管及びトラックへの積載に係る費用が原因となって、通常、輸出市場において設定した価格よりも高くなっている。

当社のアルミニウムの輸出販売は現在、ロンドン金属取引所における価格に割増価格を加えた額に基づく価格によるスポット取引及び長期取引の両方により行われている。長期取引契約の期間は3ヶ月から1年であり、当社は地政学的リスクを最小化するためにすべての市場で存在感を確立しようとしているにもかかわらず、売上高は特定市場（以下に定義する。）において最大化した。

プロジェクト及び開発

当社は、(i) 年間3百万トンの生産能力を有する第2のアルミナ精錬所を建設し、(ii) 関連する210メガワットの自社発電所を建設することにより、当社のアルミナ精錬所の容量を年間5百万トンに拡大するため、106,000百万ルピーの投資を計画している。ランジガルにおけるアルミナ精錬所の拡大は、MoEFの当社にかかる製錬所のさらなる拡大を制限する命令により2010年10月20日以降中断されている。

かかる命令に対して、当社はオリッサ州高等裁判所に請願書を提出したが、裁判所は当社の請願を棄却した。当社は、MoEFに対し当社のアルミナ精錬所に対する環境認可の付与について再検討することを求める申請を行った。2012年2月2日付の書簡によると、MoEFは、環境アセスメント報告書の作成に関する新規の調査事項を当社に発した。当社はオリッサ州汚染管理委員会に環境アセスメント報告書を提出し、同時にMoEF及び内閣投資委員会の下に設立されたプロジェクト監視グループに対して様々な説明書を提出した。MoEFの専門調査委員会は、プロジェクトについて再検討し、合意事項を2014年1月より22ヶ月間再度有効とした。したがって、当社のアルミナ精錬所に課された禁止は取り下げられ、当社は州政府に陳情している。公聴会は2014年7月30日に行われ、その後、専門調査委員会は2015年1月9日に会議を開催し、環境許可のためのプロジェクト及びランジガルの精錬所のさらなる拡大を推奨した。ランジガルの拡張計画に関して、2015年11月20日に当該拡張計画について年間4百万トンを上限とする環境認可を受けており、残りの666.03ヘクタールの土地の取得後に年間6百万トンを上限とする追加的な環境認可を受ける見込みである。さらに、年間4百万トンの建設許可及び年間2百万トンの操業許可も取得されている。しかしながら、建設作業は依然として中断されており、経営陣はランジガルにおける建設作業の再開時期を検討している。ランジガルの精錬所を年間4百万トンへ拡大することについては承認を受けているため、2016年4月より当該アルミナ精錬所において第2工程の操業が開始され、ボトルネック除去能力は年間2.0百万トンに達した（ただし、この数値はボーキサイトの品質に左右される。）。ボーキサイトの調達先に関してさらなる見通しが立てば、4百万トンの追加の増設が検討される予定である。詳細は、「一第6-3 その他(1) 訴訟及び規制手続」を参照のこと。2017年3月31日現在、当社はランジガルの拡大プロジェクトに55,576百万ルピーを費やした。

当社はまた、年間1,250,000トンの生産能力を有する第2のアルミニウム製錬所を建設するため、推定145,000百万ルピーを投資している。新しい製錬所に必要な電力は、当社のジャルスグダにある1,800メガワットの商業発電所より提供される。2017年3月31日現在、当社は、本プロジェクトに134,120百万ルピーを費やした。

(i) 当社の商業発電事業

概要

当社は、1997年から発電所の建設及び管理を行ってきた。2017年3月31日現在、当社の火力発電所、風力発電所及びガス発電所の合計発電容量は9,000.0メガワットであり、これには当社の14の自社石炭火力発電所の発電容量合計5,239.6メガワットも含まれる。

以下の表は、2017年3月31日現在の現存する当社の発電所に関連する情報を示したものである。

稼働開始年度	発電容量 (メガワット)	所在地	使用燃料
1988 ⁽¹⁾	270.0	コルバ	一般炭
1997	24.0	トゥティコリン	液体燃料
1999	75.0	メットウル・ダム	一般炭
2003	7.4	デバリ	液体燃料
2003	6.0	ザワル	液体燃料
2003	14.8	チャンデリヤ ⁽²⁾	液体燃料
2003	4.8	カンベイ	ガス
1999及び2003	10.0	ラバ	ガス
2005	7.5	トゥティコリン	液体燃料
2005	15.0	パントナガール	液体燃料
2005	154.0	チャンデリヤ	一般炭
2006	540.0	コルバ	一般炭
2007	75.0	ランジガル	一般炭
2007	107.2	グジャラート及びカルナータカ	風 ⁽³⁾

2007	30.0	アモナ	ガス
2008	80.0	チャンデリヤ	一般炭
2009	80.0	ザワル	一般炭
2009	16.0	グジャラート及びカルナータカ	風 ⁽³⁾
2009	675.0	ジャルスグダ	一般炭
2009	25.0	メットウル・ダム	一般炭
2010	540.0	ジャルスグダ	一般炭
2010	3.3	ラジャスタン・ラージェスワリ・ ガスターミナル	ガス
2010	14.4	グジャラート・ビランガム・ ターミナル	ガス
2010	32.5	地上パイプライン設備	ガス
2011	1,200.0	ジャルスグダ	一般炭
2011	48.0	ラジャスタン及びカルナータカ	風
2011	174.3	ダリバ	一般炭
2012	103.0	カルナータカ、マハラシュトラ、 ラジャスタン及びタミル・ナードゥ	風 ⁽³⁾
2012	600.0	ジャルスグダ	一般炭
2012	30.0	アモナ	ガス
2013	600.0	ジャルスグダ	一般炭
2013	80.0	トゥティコリン	一般炭
2013	6.5	メットウル・ダム	一般炭
2014	80.0	トゥティコリン	一般炭
2010及び2014	60.0	ラジャスタン・マンガラ 処理ターミナル	一般炭
2015	31.3	グジャラート・ボーガット・ ターミナル	一般炭
2015	660.0	マンサーパンジャブ州マンサ・ タルワンディ・サボ・ロード	一般炭
2016	660.0	マンサーパンジャブ州マンサ・ タルワンディ・サボ・ロード	一般炭
2016	900.0	コルバ	一般炭
2017	660.0	マンサーパンジャブ州マンサ・ タルワンディ・サボ・ロード	一般炭
2017	300.0	コルバ	一般炭
合 計	9,000.0		

(1) 2001年の当社によるBALCOの買収前にBALCOにより操業が開始された。270メガワットの発電所は、2016年4月1日に電力事業からアルミニウム事業に移管された。

(2) 2009年3月にデバリからチャンデリヤに移譲された。

(3) 当社の風力発電所は、自社使用目的ではない。

電力生産量

以下の表は、過去3年度の電力生産量の合計を百万ユニット単位で示したものである。

施設	3月31日に終了した年度		
	2015年	2016年	2017年
BALCOの270メガワット発電所 ⁽¹⁾	89	169	0
BALCOの600メガワット発電所	10	1,025	2,609
ジャルスグダの600メガワットの石炭火力発電所 ⁽¹⁾	7,206	7,319	3,328
HZLの風力発電所	444	415	448
MALCO-106.5メガワットの石炭火力発電所	897	402	190
TSPL	1,213	2,792	6,339
合計	9,859	12,122	12,914

(1) 3つのジャルスグダの600メガワット発電所及びBALCOの270メガワット発電所は、2016年4月1日に電力からアルミニウム事業に移管された。

電力販売は、2015年度、2016年度及び2017年度の試験運転におけるそれぞれ274百万ユニット、ゼロユニット及びゼロユニットを含む。ジャルスグダの発電所における電力販売には、それぞれ2016年度及び2017年度におけるその製錬所に対する145百万ユニット及び4,757百万ユニットの送電を含まない。

商業発電所

当社は以前、オディシャ州に、2,400メガワットの石炭火力発電所（各600メガワットの4つのユニットで構成される。）を所有していた。この発電所は、以前はスターライト・エナジーにより運営されており、現在は組織再編成取引に従いヴェダantaの一部となっている。当該発電所は、約82,000百万ルピーの予定投資額で建設された。第1のユニットの商業運転は2010年11月に開始した。第2のユニットは2011年3月30日に運転を開始し、第3のユニットは2011年8月19日に開始した。第4のユニットは2012年4月26日に運転を開始した。2015年6月17日に、当社はジャルスグダにおける年間1.25百万トンの生産能力を有する精錬所の電力需要に応じるため、オリッサ州電力規制委員会（以下「OERC」という。）に対して2,400メガワットの独立系発電所を自社発電所へ転換する申立てを行い、その結果、OERCは、効力発生日を2015年4月1日として、グリッドとの電力購入契約に基づく義務履行のため1つのユニットを独立系発電所として維持しつつ、3つのユニットを自社発電所に転換する命令を出した。結果として、4つの600メガワットのユニットのうち3つは、2017年度中に自社発電所に転換された。

石炭ベースの火力発電所施設は年間約15百万トンの石炭を必要とする。当社は、インド石炭省に石炭採鉱床の割当て及び石炭の長期的入手経路（自社使用のための特定の契約仕様に従った石炭運輸に関する長期的供給契約）の申請を行った。2008年1月、石炭省はランピア及びオディシャ州にあるランピア斜面の石炭鉱区を、スターライト・エナジーを含む6社に共同で割り当てた。6社は、2008年2月に設立されたランピア・コール・マイン・アンド・エナジー・プライベート・リミテッド（Rampia Coal Mine and Energy Private Limited）（以下「RCMEPL」という。）という新会社を共同で設立して契約を締結した。

当社は、インドで設立され、石炭鉱区の開発を目的として設立されたジョイント・ベンチャーであるエム・エス・ランピア・コール・マイン・アンド・エナジー・プライベート・リミテッド（M/s Rampia Coal Mine and Energy Private Limited）に対して投資を行った。当社は、額面1ルピーの株式を24.3百万ルピー分取得し、総株式の17.39%を保有するに至った。しかしながら、インドの最高裁判所による石炭鉱区の解除により、かかる投資に関して24.3百万ルピーの営業損失を計上した。

オディシャ州における発電所は、インド政府の採炭企業、電力売買契約に基づく複数の州政府との間の長期石炭供給契約及び輸入等の供給源から、石炭を調達している。2017年度においてこれらの供給源から購入した石炭は合計2.62百万トンであった。

オディシャ州における、石炭を燃料とする発電所による石炭の年間消費量総量は、大部分が発電量によって決定し、1.39百万トンから3.26百万トンの間である。

さらに、当社には、600メガワットのユニットの石炭需要を満たすため、燃料供給計画が総量の80%を供給する確約でマハーナディー・コールフィールズ・リミテッドと締結されたジャルスグダ計画のための年間2.6百万トンの石炭の入手経路が割り当てられた。

2006年9月、スターライト・エナジーは、オリッサ州政府のノミニーであるグリッドとの間で電力購入契約を締結した。同契約は2009年8月、さらに2012年12月に改正され、グリッドは、当社による補助消費の調整後、発電所の設備容量の25.0%まで（かかるプロジェクトより約561メガワットまで）を購入する権利を付与された。さらに、グリッドは、オディシャ州政府のために、ジャルスグダ発電プロジェクトから、石炭鉱区が州内に割り当てられた場合は発電量の7.0%（発電所による補助消費の調整後）について、最大約157メガワットの電力を、また石炭鉱区が州外に割り当てられた場合は発電量の5.0%（発電所による補助消費の調整後）について、最大約112メガワットの電力をOERCが決定する変動価格にて常に供給を受ける権利を有する。グリッドは、最後のユニットの商業運転が開始された日から25年間にわたって、当社より電力を購入する権利を有する。電力購入契約における料金は、5年に一度見直される。この権利は、購入権であって、グリッドを拘束する義務ではない。

グリッドは、ある5年間に於いて上記の権利の一部又は全部を行使しないことを決定した場合、当該5年間の開始に先立つ6ヶ月前までに当社にその旨を通知しなければならない。グリッドが購入する当社の発電所からの電力は、当該プロジェクトの母線（発電所の放電地点）からグリッドが送電する。残りの電力を送電するため、当社は、PGCILがジャルスグダの近くに開発した送電線に接続する400キロボルトのLIL0 I及び400キロボルトのLIL0 IIの送電線を建設した。スターライト・エナジーは、発電所からPGCILの貯蔵施設へ電力を送電するために必要な専用送電システムを建設することに関する契約を2010年7月にPGCILと締結した。

OERCが決定した当社によるグリッドへの電力販売料金は、以下のとおりである。

設備容量の25.0%までの電力の販売：

- (i) 随時発表される料金体系の条件に基づき想定使用料に応じてOERCが決定する固定容量料金。想定使用料を下回る固定容量料金は、グリッドに供給される容量に比例して回収され、計算される。
- (ii) 燃料費で構成され、発電所から輸送される予定の送電端エネルギーに基づき算出される変動エネルギー料金。エネルギー料金は、随時OERCが指定する方法に基づき算出される。

オディシャ州内の石炭鉱区の割当てによって決定される7%又は5%の電力の販売には、変動エネルギー料金が適用される。変動エネルギー料金は燃料費で構成され、発電所から輸送される予定の送電端エネルギーに基づき算出される。エネルギー料金は、随時適当な委員会が指定する方法に基づき算出される。

2013年6月12日、OERCは、2010年11月から2014年3月の間におけるグリッドによる電力の調達に関し、料金の決定方法を決定し、公表した。かかる決定により権利を侵害されたため、当社はOERCに再審査請求を提出したが、OERCは、2013年9月25日、これを棄却した。その後、当社は2013年10月28日にOERCの決定に対して電力上訴裁判所（以下「APTEL」という。）に上訴した。APTELは、2014年3月28日付の仮命令において、送電線の制限という事実を認め、州の給電所に発電所の稼働率（PAF）の再計算を指示し、さらに将来の送電線の制限の考慮においてグリッドの電力のスケジュールに対する助言を行った。その後、グリッドは上訴裁判所の命令停止を最高裁判所に対して上訴したが、2015年3月16日に最高裁判所により棄却された。その結果、APTELは、グリッドに対し、1,640百万ルピーの支払を命じた。かかる命令に従い、グリッドは2016年度、支払を行った。

さらに、グリッドは、送電線の制限の問題に関して2013年6月12日付のOERCの料金決定に対してAPTELに上訴した。かかる上訴は、2016年5月10日にAPTELにより棄却され、OERCの原決定のとおり送電制限に関する決定が維持された。同時に、APTELはまた、送電制限を維持し、2013年10月28日付の当社の上訴を棄却した。

当社の主要な上訴がAPTELにより棄却されたため、2016年9月、当社はグリッドより、APTEL及び最高裁判所の命令により支払われた1,640百万ルピーの回収を求める通知を受領した。グリッドの回収の要求については、当社は、APTELに対し、確認を求める訴えを提起したが、同訴えは、以前の命令が自明であったという理由で棄却された。この棄却により権利を侵害されたため、当社は最高裁判所に民事上訴を行ったが、後の2017年3月10日に上訴を取り下げた。

オディシャ州の電力事業における上位10顧客が、2015年度、2016年度、2017年度においてそれぞれオディシャ州における当社の電力事業の約94%、100%、100%を占めた。そのうち上位3顧客が、2015年度、2016年度、2017年度においてそれぞれオディシャ州における当社の電力事業の約81%、68%、100%を占めた。

2008年7月、スターライト・エナジーは、国際的な入札に成功し、インドのパンジャブ州のタルワンディ・サボにおいて、1,980メガワットの生産能力を有する石炭火力商業発電所を建設するプロジェクトを落札した。このプロジェクトは、ケース2の料金基準の競争入札により入札され、開発者が容量料金及び効率性に対し値をつけなければならないことを意味した。見積もられた効率性に従った燃料費は将来的に転嫁されることになる。プロジェクトに関して必要な承認はすべて取得され、当該プロジェクトは段階的に開始された。このプロジェクトの見積費用は115,460百万ルピーであった。第1ユニットのボイラー点火及び同期運転の開始は、2014年度に達成され、石炭の流通経路は、2014年度に設置された。

タルワンディ・サボ発電所における第1及び第2の660メガワットのユニットは、それぞれ2015年度及び2016年度に稼動した。第3の660メガワットのユニットは、試験運転を無事成功させた後2016年9月1日に稼動した。

2008年5月、スターライト・エナジーは、スターライト・エナジーのタルワンディ・サボの火力発電計画に関し、オンショア及びオフショアのエンジニアリング、調達及び建設にかかる契約を、SEPCOと66,560百万ルピーで締結した。TSPLの利益となる更改契約は、2009年11月に締結された。かかる契約は、タルワンディ・サボの火力発電所における3つのユニットの設置及び操業を反映して、2012年11月15日に74百万米ドルに上方修正された。

かかる契約に基づくSEPCOの義務には、施設及び設備の検査及び引渡し、システム設計、技術仕様書に従った施設及び設備のエンジニアリング、民間人による監督、構造及び製造作業、通関手続、出航手続、オフショア及びオンショアの施設及び設備の内陸輸送、積み降ろし、必要なすべての設備及び原料の保管及び保存、契約期間中の灰処理を含む。固定契約価格は、固定支払計画に従った分割払いが可能である。SEPCOは、正味単位1,000カロリー当たり2,222.80kwphの発熱率及び正味単位611.82メガワットの電気出力といった様々なパラメーターに関して履行保証を提供した。2016年2月3日、SEPCOは、プロジェクト始動の遅延並びに一部の不具合及び仕様からの逸脱が時宜に即して解決されていないことを理由に、SEPCO建設工事請負契約を解除した。しかしながら、2016年4月16日に、両当事者は建設工事請負契約の問題についての和解に関する合意に至った。修正された契約金額は、海外市場における供給及びサービスについては1,041.8百万米ドル、国内における供給及びサービスについては21,371百万ルピーである。

2017年3月31日現在、111,994百万ルピーがこのプロジェクトに費やされた。このプロジェクトは、内部からの資金調達及び借入による資金調達により賄われている。

すべてのユニットの稼働後、TSPLは年間約10百万トンの石炭が必要である。TSPLは、オディシャ州のマーハナディー・コール・フィールズ・リミテッドより、年間7.72百万トンの割当てを受けた。マーハナディー・コール・フィールズとの燃料供給契約によると、確約書に記載の分量の80%は年間6.17百万トンであり、そのうち、年間5.01百万トンは国内より供給され、残りの年間1.16百万トンは輸入により供給されている。残りの石炭はその他の供給源より入手される。この石炭連結量は、列車により約1,600キロメートル離れたところから輸送される。

TSPLは、インド政府の採炭企業、電力売買契約に基づく複数の州政府との間の長期石炭供給契約及び輸入等の供給源から、石炭を調達している。2017年度においてこれらの供給源から購入した石炭は合計5.21百万トンであった。

石炭を燃料とする当社の発電所による石炭の年間消費量総量は、大部分が発電量により定まり、60%から70%の設備稼働率で6.99百万トンから8.16百万トンの間である。

TSPLにおける顧客は1顧客のみであり、2015年度、2016年度及び2017年度におけるTSPLの電力事業の100%を占めている。

BALCO

BALCOの電力事業には、BALCOのコルバの施設にある270メガワットの発電所も含まれる。270メガワットの発電所は、2016年4月1日に電力事業からアルミニウム事業に移管された。BALCOは、2015年1月14日に規制当局から稼働の承認を取得したチャッティースガル州の600メガワットの独立系石炭火力発電所を建設した。300メガワットの1つのユニットは、2016年度中に稼働が開始し、第2のユニットは2016年5月1日に稼働及び商業生産を開始した。

HZL — 風力発電所

2017年3月31日現在、インド、グジャラート州、カルナータカ州、タミル・ナードゥ州、マハラシュトラ州及びラジャスタン州における合計274メガワットの発電容量の風力発電所が総費用14,520百万ルピーで操業を開始した。これらの風力発電所で発電された電力は、電力庁に対して販売される。

MALCOエナジー・リミテッド — メットウル発電所

メットウル発電所は、タミル・ナードゥ州においてMALCOエナジー・リミテッドにより運営される106.5メガワットの石炭火力発電所である。

この発電所は、段階を追って設置され、最初の75メガワットの施設は、MALCOにより運営されているアルミニウム製錬所の需要に応じるため1999年度に設置された。アルミニウム事業は2008年11月より閉鎖されている。追加の25メガワットのユニットは2009年に設置された。さらに、6.50メガワットの蒸気タービン発電機が2013年に追加され、合計106.5メガワットの生産能力に増加した。

MALCOは、タミル・ナードゥ州電力庁との間で2009年4月までの電力供給に関して2009年1月に電力購入契約を締結し、パワー・トレーディング・コーポレーション・リミテッドとの間で2009年4月から2011年5月までのタミル・ナードゥ州電力庁への電力供給に関して電力購入契約を締結した。これは結果としてタミル・ナードゥ州電力庁との間で2011年6月から2016年5月31日までを契約期間として再締結された。MALCOは、NTPCヴィジュー・ヴァパール・ニガム・リミテッド(NTPC Vidyut Vyapar Nigam Limited)との間で、テランガーナ州サザン・パワー・ディストリビューション・カンパニー・リミテッド(Telangana State Southern Power Distribution Company Limited)への2016年6月から2017年5月までの電力供給(66.3メガワット)に関して契約を締結した。電力供給に関する料金は、電力購入契約に規定されている。現在、MALCOは電力供給に関していかなる電力購入契約も締結していない。社会的な事業環境により、MALCO発電所は2017年5月26日から、管理・メンテナンス中である。

MALCOは、全ての石炭を輸入(インドネシア、ロシア及び南アフリカを含む様々な国から)により調達している。2017年度におけるこれらの供給源から購入した石炭の合計は、0.22百万トンであった。

石炭を燃料とする当社の発電所の石炭の年間消費量総量は、大部分が発電量によって決定し、100%の設備稼働率で0.5百万トンから0.55百万トンの間である。

MALCOの上位10顧客が、2015年度、2016年度、2017年度においてそれぞれMALCOの電力事業の収益の約91.6%、78.5%、100.0%を占めた。そのうちMALCOの1顧客が、2015年度、2016年度、2017年度においてそれぞれMALCOの収益の88.4%、71.1%、42.7%を占めた。

電力に関連するその他の事業機会

当社はまた、自社発電所で生産した余剰出力を、商業協定に従い第三者へ販売している。例えば、ヴェダント・アルミニウムは、ジャルスグダにおける自社発電所の余剰出力の販売に関して、グリッドとの間に2011年11月16日付で基本合意書を締結し、これは2012年9月14日に改正された。当社はまた、トゥティコリンにおける自社発電所の余剰出力の販売協定を結んでいる。

(j) 港湾事業

当社は、インドの東海岸に位置する外港のヴィシャカパトナム港において石炭関連設備を機械化し、石炭輸送のための一般貨物バースを改良するための入札を勝ち取った、バイザック・ジェネラル・カーゴ・バース・プライベート・リミテッド（Vizag General Cargo Berth Private Limited）の100%の所有権を有している。容量を増加させた収容能力は年間10.2百万トンである。

バイザック・ジェネラル・カーゴ・バース・プライベート・リミテッドは、港湾当局のヴィシャカパトナム・ポート・トラストとの間で、2010年10月8日付で石炭関連設備を機械化し、利権の付与日から30年間、建設、運営、輸送を基準とする一般貨物バースを改良する契約を締結した。また、同社は2013年3月15日にその商業運転を開始した。ヴィシャカパトナム・ポート・トラストは、主要港の関税当局に従い、バイザック・ジェネラル・カーゴ・バース・リミテッドが徴収する総収入のうち38.1%をロイヤルティとして受領する。ここにいう総収入とは、当社が利権契約に規定された荷役活動により得る既定料金に基づくものである。

ヴェダント・リミテッドの100%子会社であるスターライト・ポーツ・リミテッドは、2016年3月31日付で年間収容能力19百万トンを有する多目的貨物港ターミナルのための、ゴア州マルマガオ港内のバース8、バース9、バージ用バース及び機械式の鉱石荷役プラントについて（Design（計画）—Build（建設）—Finance（融資）—Operate（運営）—Transfer（移転））方式で再開発を行うための落札決定書を取得した。特別目的会社であるゴア・シー・ポート・プライベート・リミテッド（Goa Sea Port Private Limited）は、スターライト・ポーツ・リミテッドの完全子会社として2016年7月5日に設立された。ゴア・シー・ポート・プライベート・リミテッドは、2016年9月22日にマルマガオ・ポート・トラストとの間で、運営権の付与日から30年間にわたりBOT（Build（建設）—Finance（財政）—Operate（運営）—Transfer（移転））方式でかかるバースを運営する契約を締結した。先例に従った採掘権の開始条件の充足日は、2017年9月15日に設定された。

(k) 探鉱及び開発活動

インド、オーストラリア、南アフリカ、ナミビア及びアイルランドでさらなる鉱床を発見するため、当社は継続的に探鉱及び開発活動を行っている。当社は2017年度に約13,501百万ルピーを探鉱に費やした。

当社の探鉱は、インドの堆積岩型亜鉛鉱床並びにインド及び南アフリカにおける石油及びガスに注力してきた。

(l) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション

HZL株式に係るコール・オプション

2002年4月11日に、当社は、当社の子会社であるSOVL（2012年4月1日より当社と合併。）を通じてインド政府よりHZLの持分の26.0%を取得した。取得時点では、当社は80.0%を保有しており、スターライト・テクノロジー・リミテッドがSOVLの残りの20.0%を保有していた。2003年2月、スターライト・テクノロジー・リミテッドは自己の保有する持分の20.0%を当社に移転した。当社は、その後公開市場での募集を通じてHZLの持分をさらに20.0%取得した。HZLに係る持分の46.0%の取得のために当社より支払われた現金対価の合計は7,776.0百万ルピーであった。当社によるHZLの26.0%の持分の取得にあたり、当社及びインド政府は、特にHZLの経営及びHZL株式の取引に関して規定するため、株主間契約を締結した。

株主間契約では、インド政府は、当社に対し、2回のコール・オプションを付与しており、当社はその行使時にインド政府が保有するHZLの株式すべてを取得することができる。当社は第1回目のコール・オプションを2003年8月29日に行使し、2003年11月12日には、HZLの発行済株式の18.9%を3,239.0百万ルピーで追加取得したため、当社のHZLの持分は64.9%に増加した。

株主間契約には、HZL株式の第三者への売却より前に、売却しようとする当事者は、他方当事者に対し、第三者に対して売却を予定している価格での当該株式の売却を申し入れる売却通知を交付しなければならない旨が規定されている。ただし、インド政府によるHZLの従業員へのHZLの株式資本の5.0%以下に当たる株式の譲渡は、当社の

かかる先買権の対象外である。インド政府はHZLの株式資本の1.5%に当たる株式をHZLの従業員に譲渡した。株主間契約は、さらに、インド政府が、当社による第2回コール・オプションの行使より前に自己の保有するHZLの持分につき公募を行うことを申し入れた場合には、当社は先買権を有しない旨が規定されている。

第2回コール・オプションは、当社に対し、インド政府の保有するHZLの持分の残りの29.5%を取得することができる権利を定めており、インド政府がHZLの発行済株式の最大3.5%までをHZLの従業員に譲渡することができる権利を行使する場合には、当社が第2回コール・オプションの行使により買い取る株式の数は、その分減少する。かかるコール・オプションは2007年4月11日に行使可能となっており、インド政府が残りの同株式を公募により売却しない限り行使可能である。株主間契約に基づき、当社がインド政府に対して第2回コール・オプションの行使通知を交付した場合には、当社は当該時点でインド政府が保有している株式（もしあれば）の買取りを、かかる通知から60日以内に完了する義務を負う。第2回コール・オプションの行使価格は、独立の鑑定人により決定される株式の公正な市場価格と同額となる。公正な市場価格を決定するにあたり、独立の鑑定人は、諸般の事情を考慮に入れ得るものとし、かかる事情には割引キャッシュ・フロー、類似取引の評価係数、類似会社の取引係数、SEBIガイドライン及び評価原則、少数株主の地位、株式の契約上の権利並びに株式の市場における時価が含まれるが、これらに限られない。2017年7月28日のインド全国証券取引所におけるHZLの株式の市場価格であった1株当たり277.9ルピーにのみ基づき、独立の鑑定人が考慮に入れ得るその他の要因を含めないで試算した場合、インド政府の所有するHZLの株式1,247,950,590株のすべてを取得するための推定行使価格は346,805百万ルピーとなる。

2009年7月21日付の書簡により、当社は、第2回コール・オプションを行使した。インド政府は、コール・オプションの正当性について異議を唱えており、第2回コール・オプションへの対応を拒否した。これを受け、当社は仲裁手続を開始し、申立書を提出した。仲裁手続は進行中であり、2018年4月21日に次回の審問が行われる予定である。

2012年1月9日、当社は、HZLにおけるインド政府の持分を154,920百万ルピーで取得することを提示した。当社は、2012年4月10日付及び2012年7月6日付の書簡により、提示した条件と同一の条件で、インド政府との取引を試みた。この提示は、係争中のコール・オプションの行使とは無関係であり、当社は、かかる提示が受け入れられれば、係争中のオプション行使に関連する進行中の訴訟を取り下げることを提案した。今日までのところ、かかる提示はインド政府により受け入れられておらず、したがって、当該取得が進展するという保証はない。

BALCO株式に係るコール・オプション

2001年3月2日、当社は、インド政府より、BALCOの持分の51.0%を現金対価5,533.0百万ルピーで取得した。2012年8月28日に、特にBALCOの経営及びBALCO株式の取引に関して規定するため、当社は、インド政府及びBALCOとの間で株主間契約を締結した。株主間契約によると、当社がBALCOの株式資本の51.0%以上を保有し続ける限り、BALCOの取締役会に関し、インド政府よりも1名多く取締役を任命する権利及びマネージング・ディレクターを任命する権利を付与されている。その他にも、株主間契約には、インド政府及び当社による承認が必要な事項が数多く定められており、それらにはBALCOの定款の変更、新規事業の開始、引受権によらない株式又は転換社債の発行及びBALCOと同じ経営陣を有する他の会社への融資の供与又は保証若しくは担保の提供が含まれる。

株主間契約には、当社又はインド政府がBALCO株式を第三者に売却することを希望する場合、かかる売却を希望する当事者は、まず他方当事者に対し、第三者に対して売却を予定している価格での当該株式の売却を申し入れなくてはならないと規定されている。かかる他方当事者は、かかる募集のあった株式のすべて（一部は不可。）を買い取る権利を有する。株主が先買権を行使しない場合、かかる株主は売却を行う当事者と同一の条件で、比例按分された数の売却に参加する権利を有するが、かかる売却がインド政府による公募により行われた場合は、かかる権利を有しないものとする。ただし、インド政府によるBALCOの従業員へのBALCOの株式資本の5.0%以下の株式の譲渡は、当社の先買権の対象外である。

インド政府は、さらに当社に対して、オプション行使時にインド政府が保有する残存するBALCO株式を取得するオプションを付与した。行使価格は以下のうち高い方である。

- ・ 独立の鑑定人により決定された行使日現在の株式の公正価格。
- ・ 当初の売買価格（1株当たり49.0ルピー）に年率14.0%で2001年3月2日から行使日までの間に半年毎に複利計算された利息を加算した額から、インド政府が2001年3月2日から行使日までの間に受領したすべての配当額を差し引いた金額。

2004年3月19日、当社は、当時インド政府が保有していたBALCOの発行済株式資本の残り49.0%を取得するオプションを行使した。その後、インド政府は、株式の売却を完了するために幾つかの延長申請を行った。2006年6月7日、インド政府は、当社のオプションに関連する株主間契約の条項が、インド政府の株式を譲渡する権利を制限していることから1956年会社法第111A条の規定に違反しており、その結果、株主間契約は無効であると主張した。また、インド政府は、BALCOの持分5.0%をBALCOの従業員に売却する権利を行使する意向を表明した。

結果として、この紛争は仲裁に付託され、仲裁裁判所は当社の主張を退ける裁定を下した。当社はデリー高等裁判所に、かかる裁定を無効にするよう申し立てた。次の審理は2017年10月17日である。

(m) 保険

当社は、火事、事業中断、地震又はテロ災害により発生する当社の財産に関する損害に係る損害保険並びに当社の機器の輸送、商品の在庫及び濃縮物に関する損害に係る積荷保険を付保している。ただし、当社の有する保険は、当社の業務に関連する潜在的なリスクはカバーしない。特に、当社は、汚染又は当社の廃棄物処理に起因するその他の災害等の一定の環境災害のための保険は付保していない。重大な有害事象が生じた場合には、保険により完全にカバーされていないリスクは、当社の財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、当社が現在の水準の保険を同一の保険料で将来も維持できる保証はない。「―第3―4 事業等のリスク―(1) 当社の事業に関するリスク―(iv) 将来請求を受けた際、当社の保険範囲では十分に賄えない可能性がある。」を参照のこと。

当社並びに当社の取締役及び役員は、米国証券法及びその他の法令の適用を受けている。有能な取締役及び執行役員を誘致しかつ維持するため、取締役及び役員のための損害賠償保険を付保した。当社が取締役及び役員のための損害賠償保険を合理的な費用で維持できる保証はなく、またそもそも維持することができる保証もない。

(n) 規制事項

鉱業法

2015年MMDR改正法（以下「MMDR改正法」という。）が2015年3月27日に公布されたことにより、MMDR法、1960年鉱業権規則（その後の改正を含む。）（以下「MC規則」という。）及び1988年鉱物保護開発規則（その後の改正を含む。）（以下「MCD規則」という。）が改正され、同法は、インド国内における鉱業権及び鉱山の運営を規制している。MCD規則は、試掘許可又は採鉱権の取得手続、当該許可の条件及びその雛形の概要を定めている。インド政府は、1993年に全国鉱物政策を公表した。MMDR改正法は、公認鉱物としてのボーキサイト、鉄鉱石、石灰石、マンガン鉱の定義を含む鉱業部門の法体制における重要な変更をもたらし、採掘許可付試掘許可といった新たな採掘免許の分野を創設し、石炭、亜炭及び原子力鉱物を除くすべての資源に対する50年間の採鉱権の付与、DMFの設立、電子競売を含む競争入札による公認及びその他の鉱物の競売をもたらした。MMDR法は2016年鉱山及び鉱物（開発及び規則）改正法によりさらに改正され、競売プロセスを経ることなしに（2015年1月12日より前に付与された）自社採鉱権を譲渡することが許可されたほか、投棄場所を賃借地域の定義に含むことにより、採鉱エリア外における廃棄物の投棄についても許可された。同改正は、2016年5月6日に大統領の承認を取得した。

採鉱権の付与

採鉱権は、関係する州政府によってのみ付与される。採鉱権に関する契約は、採鉱権者が鉱山の運営のために土地を利用するための条件を規定している。鉱物が存在する土地が私有地である場合には、採鉱権者はその私人から土地に関する地上権を取得しなければならない。かかる私人が採鉱権者に地上権を付与することを拒否した場合には、採鉱権者はその旨を州政府へ通知し、地上権を取得するための対価を当該州政府へ預託する権利が付与されている。当該州政府がその対価が公正かつ合理的であるとみなす場合には、当該州政府は、私人に対し、採鉱権者が土地に入り、採掘に必要とされる行為を行うことを認めるよう命令する権限を有する。州政府は、当該私人に支払われる適切な対価を決定するため、政府が民間の個人から土地を取得する際に一般的に適用される2014年土地収用、生活再建及び再定住における公正な補償及び手続の透明性に関する法律の規定に従う。国有地である場合には、当該土地で稼働するための地上権は、当該州政府の様式による申請により、当該州政府から付与される。採鉱権に関して、採掘作業により住民が強制退去させられる場合には、その影響を受ける者の同意が得られ、採掘作業により強制退去させられる者の移住先及び生活の復興が決まり、それらの者が所有していた土地の対価を含むその他の手当が関連州政府の基準に基づいて支払われるまで、採掘プロジェクトは開始しない。採鉱権の最長期間は

30年間であり、最短期間は20年間である。採鉱権は、採鉱権者の選択によりさらに20年間の更新又は期間短縮が可能である。MC規則では、採鉱権者が鉱物を自らの産業に利用している場合には、短縮の申請を行わない限り通常20年間の更新の権利が付与されている。しかしながら、MMDR改正法がもたらした変更により、石炭、亜炭及び原子力鉱物を除くすべての資源に関する採鉱権は、現在50年にわたって付与される。MMDR法の改正前に付与されたこれらの鉱物に対するすべての採鉱権は、50年間有効とする。権利の失効時には、更新はされず、同権利は競売にかけられるものとする。MMDR改正法は、同法の開始前に付与された権利については、(i) 自社目的（特定の最終利用者）に使用される鉱物については2030年3月31日まで、自社目的以外に使用される鉱物については2020年3月31日まで、(ii) 更新期間の完了時まで、又は(iii) かかる権利の付与日から50年間のうち、いずれか遅い方まで延長されることを明記している。かかる規定は、更新が拒絶、付与又は失効した採鉱権には適用されないものとする。

環境保護

MMDR法はまた、採掘による悪影響から環境を保護するために、採鉱権者が執り行うよう求められる対策を定めている。国の採掘政策では、規制当局が承認及び施行する環境計画を含む適正な採掘計画を持たない者には採鉱権を付与しないことを強調しており、これによって環境破壊の規制、採掘地域の復元及び所定基準に従った植林について定めている。MMDR改正法は、DMF及びNMETの創設についても定めている。DMFは、採掘関連事業による影響を受けた地域の人々の利益のため、州政府により設立される予定である。NMETは、地域的かつ詳細な採鉱のため、2015年8月14日付の告示 G.S.R 633号(E)により中央政府により設立された。販売業者及び採鉱権保有者は、中央政府が規定する採掘料の3分の1以下の額のDMF並びに採掘料の2%のNMETを支払うものとする。

労働条件

鉱山労働者の作業環境は、1952年鉱山法（その後の改正を含む。）によって規制されている。同法は、鉱山労働者の健康と安全を確保するために、労働時間、休暇条件、健康診断、週休、夜勤条件及びその他の条件を含む労働基準を定めている。

採掘料

MMDR法に基づき、採鉱権者は、抽出された鉱物に関する採掘料又は最低採掘権料のいずれか高い方を当該州政府に支払うこととされている。鉱物の採掘料は、鉱物が抽出又は使用される操業中の鉱山に関して支払われるものとし、所定の方式に従って計算される。インド政府は、MMDR法に基づき採掘料の仕組みを変更する広範な権限を有するが、かかる変更は3年に1度に限られている。

さらに、採鉱権者は、採鉱権を有する土地の居住者に対して、州政府が決定する年次対価を支払う義務を負う。かかる対価は当該土地が農業に利用できるか否かによって違いがある。

鉱業法案

2011年鉱山（改正）法案は、違反に対する罰金及び懲役規定の大幅な強化を含む、1952年鉱山法に対するいくつかの改正を提案している。

石油・ガス法

探査及び生産に対する規制

MoPNGは、インド国内における石油・天然ガスの探査及び生産の主要規制当局である。MoPNGは、石油事業の環境面、安全面、技術面及び経済面を十分に考慮して、インドの石油・天然ガス資源の健全な運営を促進する目的で、1993年に石油天然ガス総局を設置した。石油天然ガス総局は、とりわけ、適正な貯留層管理業務の確保、探査プログラムの視察及び監視、石油会社の開発計画、並びに油田の生産及び最適利用の監視を担っている。

MoPNGは、安全性、消防、訓練プログラム及び情報普及の基準の策定並びにすべての石油取扱施設について定期的な安全監査を実施する石油産業安全総局を監督している。また、同省は、石油産業の伝導開発に財政その他の支援を行う石油産業開発理事会の監督も行っている。陸上石油採掘施設に関して、石油産業安全総局が定める安全性基準及び鉱山安全総局が定める安全規則を遵守しなければならない。

1948年油田（規制及び開発）法

石油及び天然ガスの探査事業は、1948年油田（規制及び開発）法により規制されている。この法律は、油田の規制並びに天然ガス及び石油を含む鉱物油資源の開発について定めている。油田（規制及び開発）法は、採鉱権及び石油探査又は試掘許可の付与、鉱物油の保管及び開発、石油の生産並びに油田の規制に関する規則を定める権限をインド政府に対して与えている。

1959年石油・天然ガス規則に基づく石油探査許可及び石油探鉱権

石油・天然ガス規則は、石油探査許可及び石油探鉱権の付与に関する枠組みを定めている。石油・天然ガス規則の第4条は、石油・天然ガス規則に基づく許可又は採鉱権が付与されていない限り、石油及びガスの試掘又は採掘を禁止している。石油探鉱権は、採鉱権者に対し、当該契約区域で石油及びガスを抽出する独占権を付与するものである。石油探査許可及び石油探鉱権は、沖合海域については、MoPNGにより付与され、陸上区域については、インド政府による事前承認を得た上で関連する州政府により付与される。2006年に、インド政府は、石油・天然ガス規則を改正し、その結果、許可取得者又は採鉱権者は当該許可に基づき取得したすべてのデータを提出する義務を負うこととなった。かかるデータは、インド政府の所有となる。ただし、許可取得者又は採鉱権者は、当該許可又は採鉱権に基づく石油事業の目的のために無償でかかるデータを活用する権利を有するものとする。また、インド政府は、すべての非機密データを、許可取得者の同意なしに、公表する権利を有する。インド政府は、何が機密情報に該当するかを決定する単独の裁量を有する。

1976年領海、大陸棚、排他的経済水域その他の海事領域法

1976年領海、大陸棚、排他的経済水域その他の海事領域法は、大陸棚及び排他的経済水域の資源の探査及び採掘を規制する。

1955年生活必需品法

1955年生活必需品法は、石油及び石油製品を含む特定の生活必需品の生産、供給及び販売を規制する規定を定めている。

1934年石油法（2002年石油規則と併読される。）

1934年石油法は、いかなる者も（1934年石油法に基づきインド政府が定めた規則による場合を除き）石油の生産、精製、混合、貯蔵又は輸送を行ってはならないと定めている。現在は、2002年石油規則がこれらの業務を規制している。

2006年石油・天然ガス規制委員会法

2006年石油・天然ガス規制委員会法は、石油・天然ガス規制委員会の設置について定めている。同委員会は、石油製品及び天然ガスの精製、処理、貯蔵、輸送、流通、マーケティング及び販売（原油及び天然ガスの生産を除く。）について規制している。同委員会は、石油、石油製品及び天然ガスに関する特定の業務に従事する消費者及び事業体の利益保護、全国への石油、石油製品及び天然ガスの不断かつ十分な供給、並びに競争市場の促進を図っている。

1962年石油・鉱物パイプライン（土地利用権の取得）法

1962年石油・鉱物パイプライン（土地利用権の取得）法は、石油及び鉱物の輸送用パイプラインを敷くための土地利用権の取得に関する枠組み及びその他これに関連する事項を定めている。同法は、取得手続、土地利用に関する制限及び土地関係者に対して支払われる対価に限定される。

炭化水素探査及びライセンス政策

MoPNGは、2016年3月30日付の告示 0-32011/4/2013-ONG-I号より、炭化水素探査許可政策（以下「HELP」という。）と名付けられた新たな探査・許可政策を導入した。これはインド内の石油及びガスセクターにおける抜本的な変化であり、これにより炭化水素の土地の付与についての新たな契約及び財政モデルが導入された。HELPの4つの主な側面は、単一ライセンス、土地の選択の自由、収益分配モデル並びにマーケティング及び価格設定の自由である。

深海、超深海及び高気圧高温地域での発掘から生産されるガスの価格設定の自由を含むマーケティング

MoPNGは、2016年3月21日付の告示 0-22013/27/2012-ONG-D-V(Vol-II)号により、深海、超深海及び高気圧高温地域での発掘から生産されるガスの価格設定の自由を含むマーケティング政策を導入した。同政策は、2016年1月1日現在まだ商業用生産が開始されていない、深海、超深海及び高気圧高温地域におけるすべての発掘、並びにかかる地域におけるすべての将来的な発掘に適用される。同政策により、生産者は、代替燃料の陸揚げ費込み原価に基づく上限価格の範囲内における価格設定の自由を含むマーケティングの自由が認められることとなる。

南アフリカに所在する当社の石油鉱区及びガス鉱区に関する規制

石油資源開発法—南アフリカ

鉱物石油資源開発法は、南アフリカにおける鉱物及び石油の採掘に関する法律である。同法に基づき、ケアン・サウスアフリカ・ピーティーフワイ・リミテッドに対し、南アフリカにおける資源の探査に関する探査許可が付与された。ペトロリウム・エージェンシー・エスエーは、すべての承認の実施機関である。

環境法

当社の事業は、環境法令の規制に服している。かかる法令の適用の有無は、事業毎に異なり、事業を行う地域の法域によって異なる。当社の事業は、とりわけ水利用並びに廃水、河川排水路、ごみ処理、大気及びその他の放出に関する環境等の許可を必要とする。当社の事業に適用される主な環境法には、1986年インド環境保護法、1980年インド森林保護法又は2003年インド森林保護規則、1989年インド有害廃棄物（管理取扱）規則、1974年インド水質汚濁防止法、1977年インド水質汚濁防止税法、1981年大気汚染防止法、1973年炭鉱（国有化）法又は1972年コークス炭鉱（国有化）法、1973年炭鉱（管理承継）法、1971年コークス炭鉱（緊急対策）法、1957年石炭抽出地域（取得及び開発）法、1974年炭鉱（保全及び開発）法、並びに2007年新石炭分配政策が含まれる。

1986年インド環境保護法、1974年インド水質汚濁防止法及び1981年大気汚染防止法は、汚染の防止、管理及び除去について定めている。これらの法律に基づき汚染を防止・管理する目的で権限を行使する目的で、インドの各州

に汚染管理委員会が設置された。企業は、環境に廃水を放出又は排出する前に、州の汚染管理委員会の許可を得なければならない。

全ての新規のプロジェクト又は活動及び既存のプロジェクトの拡大及び近代化は、環境認可を要する。

1989年インド有害廃棄物（管理取扱）規則は、廃油及び油乳剤を有害廃棄物と定義し、有害廃棄物を発生させている施設の居住者及び事業者の各々に対し、かかる有害廃棄物の適切に処理することを義務付けている。また、有害廃棄物の回収、取扱い及び貯蔵についても義務を課している。有害廃棄物を発生させている施設の居住者及び事業者はそれぞれ、有害廃棄物の回収、貯蔵及び取扱いについて、関連する州の汚染管理委員会の承認を得る必要がある。

加えて、1958年インド商船法は、船舶からの石油漏れ又は流出（かかる漏れ又は流出の発生場所を問わない。）に起因する汚濁により船舶外で生じた損失又は損害に関する責任について定めている。

電力部門

許認可要件

2003年電力法の下で、送配電及び電力取引には、免除された場合を除き、適切な中央電力規制委員会（Central Electricity Regulatory Commission）（以下「CERC」という。）又は州電力規制委員会（State Electricity Regulatory Commissions）からの認可が必要となるが、発電はライセンスを必要としない。

雇用法及び労働法

当社は、当社の鉱山及び製造施設で働く労働者の雇用条件、職場環境、福利厚生及び当社の経営陣と労働者の一般的な関係を規定する、様々な労働、健康及び安全に関する法律の適用を受ける。これらには、1947年インド労働争議法、1948年工場法、1970年請負労働（規正及び廃止）法、1948年インド従業員国家保険法、1936年インド賃金支払法、1948年インド最低賃金法、1923年インド労災補償法、1972年インド退職一時金支払法、1965年インド賞与支払法、並びに1952年インド従業員準備基金及び雑則法が含まれる。

その他の法律

2013年土地収用、生活再建及び再定住における公正な補償及び手続の透明性に関する法律

土地収用法は、2014年1月1日付で告示された。同法は、120年前の1894年土地収用法に代わるものであり、土地の取得及びこれにより影響を受けるすべての者に対する十分な生活の再建メカニズムのための統一された法律である。土地収用法の規定により、中央政府又は該当する州政府は、「公共の目的」のために、対価の支払をもって私人から土地を取得する権限が付与されている。また、社会的影響の評価に関する法律において、各土地の収用に関して、かかる収用により生じる社会的費用及び便益について考慮すべき必須要件があり、かかる収用について参加型プロセスが規定され、同法律に規定する必要過半数の同意（民間プロジェクトについては土地収用者の80%、官民提携プロジェクトについては土地所有者の70%の同意）を得ること並びに収用手続の各段階において協議及び異議申立てがなされることを条件としている。また、既存の慣習と比較して、農村部については4倍、都市部については2倍の補償を定めている。2014年12月、2013年土地収用、生活再建及び再定住における公正な補償及び手続の透明性に関する法律を改正する規則（2014年土地収用、生活再建及び再定住における公正な補償及び手続の透明性に関する（改正）規則）が公布された。当該規則は、2015年4月及び2015年5月に再度、改正された様式で再度公布された。4月の法令を置換する2015年土地収用、生活再建及び再定住における公正な補償及び手続の透明性に関する（第二次）法案は、2015年5月11日にロック・サーバーに提出され、詳細な検討のため共同の議会委員会に付託された。

1956年会社法及び2013年会社法

2013年会社法は、現在、会社の構成、資金調達、機能及び解散について定めている1956年会社法に代わるであり、2013年8月に承認され、470の条文から構成される同法律が一部告示された。2013年会社法は、会社に関連する法律の統合及び改正を追求し、コーポレート・ガバナンスを向上させ、法人に対する規制を一層強化させることを意図したものである。2013年会社法の主な特徴には、企業の社会的責任政策の策定及びかかる活動への費用の支出、独立取締役の責任の増加、並びに国立財務報告機関の設置が含まれる。また、一人会社、小会社、休眠会社、集団訴訟及び登録鑑定士等の新たな概念も含まれた。

4【関係会社の状況】

以下の表は、記載された期間における当社の2017年度末現在での直接子会社及び関係会社に関する情報である。

(単位：百万米ドル(%の数値を除く。))

会社名	所在地	事業内容	当社による 株式保有比率(%)	2017年3月31日現在 の資本金
バーラト・アルミニウム・ カンパニー・リミテッド (BALCO)	インド	アルミニウムの採掘 及び製錬	51	34.0
ヒンダスタン・ジンク・ リミテッド (HZL)	インド	亜鉛の採掘及び製錬	64.92	130.3
モンテ・セロ・ビーヴィ (MCBV)	オランダ	投資会社	100	0.0
スターライト (USA) インク	アメリカ 合衆国	投資会社	100	0.0
タルワンディ・サボ・ パワー・リミテッド	インド	発電	100	494.5
ティーエイチエル・ジン ク・ベンチャーズ・リミ テッド	モーリシャス	投資会社	100	10.0
ティーエイチエル・ジン ク・ホールディングBV	オランダ	投資会社	100	5.1
マルコ・エナジー・ リミテッド (MEL)	インド	発電	100	0.7
バイザック・ジェネラル・ カーゴ・パース・ プライベート・リミテッド	インド	インフラ	99.99	5.0
パラディップ・マルチ・ カーゴ・パース・ プライベート・リミテッド	インド	インフラ	74	0.0
スターライト・ポーツ・ リミテッド	インド	インフラ	100	0.0
スターライト・インフラベ ンチャーズ・リミテッド ⁽¹⁾	インド	投資会社	100	—
セサ・リソーシズ・ リミテッド	インド	鉄鉱石採掘	100	0.2
ブルーム・ファウンテン・ リミテッド	モーリシャス	鉄鉱石採掘及び投資 会社	100	2,200.6
ケアン・インディア・リミ テッド ⁽²⁾	インド	石油及びガスの探 鉱、開発及び生産	59.88	—
ケアン・インディア・ホー ルディングス・リミテッド ⁽²⁾	ジャージー	投資会社	59.88	755.4

(1) 当年度中に、スターライト・パワー・トランスミッション・リミテッドに売却された。

(2) ケアン・インディア・リミテッドは、ヴェダント・リミテッドと合併した。合併後、ケアン・インディア・ホールディン
グス・リミテッドはヴェダント・リミテッドの直接子会社となった（下記の表の注(1)を参照。）。

以下の表は、記載された期間においてIFRSに基づき当社の2017年度財務書類において連結対象とされた他の重要な法人に関する情報である。

(単位：百万米ドル(%の数値を除く。))

会社名	所在地	事業内容	当社及びその子会社 による株式保有比率(%)	2017年3月31日現在の 資本金
カッパー・マインズ・オブ・タスマニア (CMT)	オーストラリア	銅採掘	100 (MCBVにより保有)	0.0
フジャイラ・ゴールド・エフズィーシー ⁽¹⁾	UAE	銅及び貴金属の加工	100 (MELにより保有)	913.8
サランガ・カッパー・マインズ (TCM)	オーストラリア	銅採掘	100 (MCBVにより保有)	0.4
ティーエイチエル・ジンク・リミテッド	モーリシャス	投資会社	100 (ティーエイチエル・ジンク・ベンチャーズ・リミテッドにより保有)	9.0
ティーエイチエル・ジンク・ナミビア・ホールディングス (プロプライエタリー) リミテッド	ナミビア	採掘及び探鉱	100 (ティーエイチエル・ジンク・リミテッドにより保有)	0.0
スコーピオン・ジンク (プロプライエタリー) リミテッド	ナミビア	不動産及び動産の取得	100 (ティーエイチエル・ジンク・ナミビア・ホールディングス (プロプライエタリー) リミテッドにより保有)	0.0
スコーピオン・マイニング・カンパニー (プロプライエタリー) リミテッド	ナミビア	亜鉛採掘	100 (スコーピオン・ジンク (プロプライエタリー) リミテッドにより保有)	0.0
ナムジンク (プロプライエタリー) リミテッド	ナミビア	亜鉛精錬	100 (スコーピオン・ジンク (プロプライエタリー) リミテッドにより保有)	0.0
アミカ・ゲストハウス (プロプライエタリー) リミテッド	ナミビア	宿泊及びケータリング・サービス	100 (スコーピオン・ジンク (プロプライエタリー) リミテッドにより保有)	0.0
ロシュ・ピナ・ヘルス・ケア (プロプライエタリー) リミテッド	ナミビア	医療機器のリース並びに関連業務の構築及び遂行	69 (スコーピオン・ジンク (プロプライエタリー) リミテッドにより保有)	1.0
ブラック・マウンテン・マイニング (プロプライエタリー) リミテッド	南アフリカ	亜鉛及び鉛の採掘及び粉砕	74 (ティーエイチエル・ジンク・リミテッドにより保有)	0.0
ヴェダント・リシーン・ホールディングス・リミテッド	アイルランド	投資会社	100 (ティーエイチエル・ジンク・ホールディング・ビーヴィにより保有)	0.0
ヴェダント・リシーン・マイニング・リミテッド	アイルランド	亜鉛及び鉛の採掘	100 (ヴェダント・リシーン・ホールディングス・リミテッドにより保有)	0.0
キロラン・リシーン・マイニング・リミテッド	アイルランド	亜鉛及び鉛の採掘	100 (ヴェダント・リシーン・ホールディングス・リミテッドにより保有)	0.0

キロラン・リシーン・ファ イナンス・リミテッド	アイルランド	投資会社	100 (ヴェダント・リシーン・ホー ルディングス・リミテッド により保有)	0.0
リシーン・ミリング・リミ テッド	アイルランド	製造	100 (ヴェダント・リシーン・ホー ルディングス・リミテッド により保有)	0.0
ヴェダント・エクスプロ レーション・アイルラン ド・リミテッド	アイルランド	探鉱会社	100 (ヴェダント・リシーン・ホー ルディングス・リミテッド により保有)	0.0
ベクヴェスト17・プロプラ イェタリー・リミテッド ⁽²⁾	南アフリカ	投資会社	100 (ティーエイチエル・ジンク・ リミテッドにより保有)	—
リシーン・マイン・パート ナーシップ ⁽³⁾	アイルランド	亜鉛及び鉛の採掘	100 (キロラン・リシーン・マイニ ング・リミテッド及びヴェダン タ・リシーン・マイニング・ リミテッドにより保有)	—
マリタイム・ベンチャー ズ・リミテッド	インド	インフラ	100 (スターライト・ポーツ・ リミテッドにより保有)	0.0
ラコマスコ・ビーヴィ	オランダ	投資会社	100 (ティーエイチエル・ジンク・ ホールディングBVにより保有)	0.0
セサ・マイニング・コー ポレーション・プライ ベート・リミテッド	インド	鉄鉱石採掘	100 (セサ・リソーシズ・リミテッ ドにより保有)	1.8
ゴア・シー・ポート・プ ライベート・リミテッド ⁽⁴⁾	インド	インフラ	100 (スターライト・ポーツ・リミ テッドにより保有)	0.0
ウエスタン・クラス ター・リミテッド	リベリア	鉄鉱石採掘	100 (ブルーム・ファウンテン・リ ミテッドにより保有)	—
ツイン・スター・エナ ジー・ホールディング・ リミテッド	モーリシャ ス	投資会社	100 (ブルーム・ファウンテン・リ ミテッドにより保有)	6.0
ツイン・スター・モーリ シャス・ホールディン グ・リミテッド	モーリシャ ス	投資会社	100 (ツイン・スター・エナジー・ ホールディング・リミテッド により保有)	6.0
シーアイジー・モーリ シャス・ホールディン グ・プライベート・リミ テッド	モーリシャ ス	投資会社	59.88 (ケアン・エナジー・ハイドロ カーボンス・リミテッドにより 保有)	234.4
シーアイジー・モーリ シャス・プライベート・ リミテッド	モーリシャ ス	投資会社	59.88 (シーアイジー・モーリシャ ス・ホールディング・プライ ベート・リミテッドにより保 有)	234.2
ケアン・ランカ・プライ ベート・リミテッド	スリランカ	探鉱及び生産	59.88 (シーアイジー・モーリシャ ス・プライベート・リミテッド により保有)	170.4
ケアン・エナジー・オー ストラリア・ピーティー ワイ・リミテッド ⁽²⁾	オーストラ リア	投資会社	59.88 (ケアン・インディア・ホール ディングス・リミテッド により保有)	—

ケアン・エナジー・ホールディングス・リミテッド ⁽²⁾	英国	投資会社	59.88 (ケアン・インドニア・ホールディングス・リミテッドにより保有)	—
ケアン・エナジー・インドニア・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア	探鉱及び生産	59.88 (ケアン・エナジー・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッドにより保有)	—
ケアン・エクスプロレーション・ナンバー2・リミテッド	英国	探鉱及び生産	59.88 (ケアン・インドニア・ホールディングス・リミテッドにより保有)	0.6
ケアン・エクスプロレーション・ナンバー7・リミテッド ⁽²⁾	英国	探鉱及び生産	59.88 (ケアン・インドニア・ホールディングス・リミテッドにより保有)	—
ケアン・エクスプロレーション・ナンバー6・リミテッド ⁽³⁾	英国	探鉱及び生産	59.88 (ケアン・インドニア・ホールディングス・リミテッドにより保有)	—
ケアン・エナジー・グジャラート・ブロック1・リミテッド	英国	探鉱及び生産	59.88 (ケアン・インドニア・ホールディングス・リミテッドにより保有)	0.2
ケアン・エナジー・ディスカバリー・リミテッド	英国	探鉱及び生産	59.88 (ケアン・インドニア・ホールディングス・リミテッドにより保有)	0.0
ケアン・エナジー・ハイドロカーボンス・リミテッド	英国	探鉱及び生産	59.88 (ケアン・インドニア・ホールディングス・リミテッドにより保有)	457.4
ケアン・サウス・アフリカ・プロプライエタリー・リミテッド	南アフリカ	探鉱及び生産	59.88 (ケアン・エナジー・ハイドロカーボンス・リミテッドにより保有)	35.6
セサ・スターライト・モーリシャス・ホールディングス・リミテッド ⁽⁵⁾	モーリシャス	投資会社	100 (ブルーム・ファウンテン・リミテッドにより保有)	5.7

(1) 2016年7月にフジャイラ・ゴールドの持分をTCM及びCMTからMELに移転したことによる。

(2) 当年度中に解散。

(3) 前年度中に解散。

(4) ゴア・シー・ポート・プライベート・リミテッドは、スターライト・ポーツ・リミテッド（SPL）の100%子会社として、2016年7月5日に設立した。

(5) 当年度中に取得。

以下は、当社が、当社の支配株主であるヴェダント並びに当社の経営陣又は当社が相当数の株式持分を保有しているものを含むその子会社及びその他関係者を行っている重要な取引の概要である。さらに、以下には、当社並びに当社の関連会社、取締役及び上級執行役員との間の利益相反及び事業機会の配分に関する当社の取扱いも述べられている。関係者との取引の詳細については、本書のいずれかに記載の連結財務書類の注記31を参照のこと。

(1) 関係者

ヴォルカン及びアガワル一族

2017年7月28日現在、ヴォルカンは、ヴェダントの62.37%の株式資本及び69.39%の議決権を保有している。ヴォルカンは、トラストに実質的に100%所有及び支配されている。コンクレーヴは、トラストの受託者及びヴォルカンの単独登録株主であり、その結果、トラストの議決権行使及び投資に関するすべての決定を管理している。ヴェダントの業務執行取締役会長兼当社の名誉会長であるアニル・アガワル氏は、トラストの保全者及び2014年10月16日からトラストの受益者の1人である。ヴェダント、ヴォルカン、トラスト、コンクレーヴ及びアニル・アガワル氏は、ヴォルカンがヴェダントの支配株主として英国金融行動監督機構の上場規則の独立性維持条項を遵守していると保証することを目的とした相互関係契約の当事者である。

ヴェダント

ヴェダント、ヴォルカン、トラスト、コンクレーヴ及びアニル・アガワル氏は、相互関係契約の当事者である。相互関係契約の主な目的は、英国金融行動監督機構の上場規則に定められるとおり、ヴォルカン並びに直接的又は間接的な株主及びそれらの関係会社（以下「ヴォルカン関係者」という。）から独立して業務を遂行することを促進すること、並びに契約の当事者間の取引を独立させ、正常な取引基準で行うことである。同契約から逸脱する場合、いかなる逸脱であっても、ヴェダントの独立取締役によって正式に承認される。ヴォルカンに関しては、相互関係契約は、契約により個々に若しくは共同で行為しているヴォルカン関係者が、英国金融行動監督機構の上場規則上ヴェダントの支配株主でなくなる時点又はヴェダントがロンドン証券取引所において上場廃止となった時点で終了する。さらに、コンクレーヴ及びアニル・アガワル氏に関しては、相互関係契約は、個々に又は共同で行為している各氏のうち、いずれかがヴェダント又はヴォルカンの支配株主でなくなった場合に終了する。現在、英国金融行動監督機構の上場規則における「支配株主」とは、当該会社の株主総会において30.0%以上の議決権を行使し若しくは行使を支配する権利を有するか、又は当該会社の取締役会において議決権の過半数を行使可能な取締役の任命を支配することのできる者（若しくは正式なものであるか否かを問わず、契約により共同で行為する者）をいう。

相互関係契約に基づく合意は以下のとおりである。

- ・ ヴォルカン及びコンクレーヴはヴェダントと共に、
 - (a) ヴォルカン・グループのいかなる会社及びそのいかなる関係会社も、ヴェダントが英国金融行動監督機構の上場規則に基づく義務に従うことを妨げる影響を及ぼすいかなる行動も取らないこと、並びに、
 - (b) ヴォルカン・グループのいかなる会社及びそのいかなる関係会社も、英国金融行動監督機構の上場規則の適切な適用を回避することを目的とし得る株主決議の議案を提案する又はもたらさないことを保証する。
- ・ 当事者は、ヴェダントが、英国金融行動監督機構の上場規則に定められるとおり、常に、ヴォルカン関係者から独立して業務を行うことが可能であることを保証している。
- ・ 重要な権限、職権又は決定権を委譲されているヴェダントの取締役会及び指名委員会並びにその他ヴェダントの取締役会の委員会（監査委員会若しくは報酬委員会又はその他特定の取引若しくは取締役会に承認された組織に関連して取締役会により設置される委員会を除く。）は、常に、その過半数を、ヴォルカン関係者から独立し、ヴォルカン関係者との間で、ヴェダントに関する取締役の議決権の行使に著しく支障をきたす可能性のある業務上又はその他の関係を有していない取締役により構成されるものとされている。
- ・ ヴェダントの報酬委員会及び監査委員会は常に、非業務執行取締役のみにより構成されるものとされている。

- ・ ヴォルカンは、ヴォルカン関係者から独立し、ヴォルカン関係者との間でヴェダントに関する取締役会における議決権の行使に著しく支障をきたす可能性のある業務上又はその他の関係を持たない取締役の人数より1名少ない人数の、ヴェダントの取締役を指名する権利を有する。
- ・ アニル・アガワル氏及びすべての非独立取締役は、独立取締役が同意しない限り、ヴォルカン関係者との間のすべての契約、協定若しくは取引の締結、変更、改正、更新若しくは廃止若しくは執行を承認するヴェダントの取締役会又は取締役会の委員会のいかなる決議においても、投票することを認められていない。
- ・ ヴォルカンは、ヴェダント株式に付された議決権又はヴォルカン関係者との間の取引若しくは協定の締結、変更、改正、更新若しくは廃止を承認する決議における議決権を行使しないものとされている。
- ・ ヴォルカン関係者は、相互関係契約の締結時に、ヴェダント又はヴェダント・グループを通さずに、直接間接を問わず、卑金属又は鉱物の製錬、精錬、採掘又は販売に関し権利を有していないことを、ヴェダントに対し表明及び保証した。
- ・ ヴォルカン関係者は、直接間接を問わず、ヴェダント又はその他ヴェダント・グループの会社を通じてのみ、卑金属若しくは鉱物の製錬、精錬若しくは採掘に従事する会社、事業、事業活動若しくはその他の企業を取得すること又はそれらに投資することに同意している。ただし、この契約は以下の行為を禁止、制限又は限定するものではない。
 - (a) ヴォルカン関係者による卑金属若しくは鉱物の製錬、精錬若しくは採掘に従事しており、証券取引所に上場している企業により適宜発行される株式、債券若しくはその他有価証券の総額の5.0%を超えないものの取得又は保有。
 - (b) ヴォルカン関係者が業務上の相乗効果を与えるために行う、ヴェダント・グループの既存の資産又は事業に近接又は地理的に近似していない、取得日から12ヶ月間に発生する関連設備投資を含む取得費用（引受債務を含む。）が50百万米ドル以下である卑金属又は鉱物に関する不動産若しくは資産（関連する資産、生産設備及び機器を含む。）に対する権利の取得又は保有（直接間接を問わない。）。取得費用を計算する際、2つ以上の関連又は隣接する卑金属又は鉱物に関する不動産又は資産の取得は合算される。ただし、取得希望当事者は、（i）ヴェダントのグループ会社の役員又は取締役であってはならず、かつ（ii）かかる所有権又は資産の取得前に、まず取得希望当事者から取得を提案された条件より有利な条件でヴェダント・グループが当該資産を取得する機会を、ヴェダントの独立取締役がそれを検討するために適切な期間を付与した上で設け、独立取締役の過半数がヴェダント・グループによる取得を行わないと決議することを必要とする。
- ・ ヴェダント及びヴォルカン関係者の間の全ての取引、協定並びに関係は、対等な当事者同士の通常取引基準で行われなければならない。

(2) 主要な経営陣

連結財務書類の注記31「関連当事者取引」を参照のこと。

(3) 関係者取引

SIILは、（i）代表契約、（ii）コンサルタント契約及び（iii）ヴェダントとのサービス契約をそれぞれ別日に締結した。組織再編成取引の効力発生に従い、これらの契約は更新され、現在2018年3月まで有効となっている。さらなる情報については「一第3－5 経営上の重要な契約等」を参照のこと。

ケアン・インディア、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッド、ヴェダント及び当社との相互関係契約

ケアン・インディア、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッド、ヴェダント及び当社は、2011年12月8日付で相互関係契約を締結した。かかる相互関係契約は、（i）ケアン・インディアの事業が常にヴェダントのその他のメンバーと独立して行われること、（ii）ケアン・インディアと残りのヴェダントとの取引が全てケアン・インディアの監査委員会により承認されること、及び（iii）ケアン・インディアの事業がその株主全体の利益のために運営されることを確保するために、ヴェダント及びケアン・インディアそれぞれがそれぞれあらゆる権限を行使し、またそれぞれ可能な限りケアン・インディアの取締役にそれぞれの権限を行使させるよう、要求した。これら当事者はまた、適用ある法律に基づき又はそれらの有価証券が取引される証券取引所の規則に基

づきそれぞれの義務を遵守できるよう確保するために合理的な努力を払うことに合意した。かかる相互関係契約は、ヴェダントのケアン・インディア株式の保有がケアン・インディアの発行済株式資本の少なくとも10%である限りにおいて、ケアン・インディアがヴェダントに対して、法律、規則及び報告義務を遵守するために必要とする情報を提供することを要求し、一定の制限及び適用ある法律に従い、ヴェダントの全てのメンバーによるケアン・インディア株式のいかなる売却又は処分に関してヴェダントにより合理的に要求される措置を講じることをケアン・インディアに要求する権利をヴェダントが有したことについてかかる当事者間で合意されている。ケアン・インディアは、ヴェダントが合理的に要求し、また随時承認した最善の実務、原則、基準、方針及び定めに従って遵守しなければならなかった。2017年4月11日に実行された当社・ケアン・インディア合併により、相互関係契約は終了した。

ヴェダント・リソーシズ・ジャージーIIリミテッド及びツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッド

2014年度中、ヴェダント及びヴェダント・リソーシズ・ジャージーIIリミテッドとの間の譲渡証書の締結に従って、下記（i）乃至（iii）のローン契約の既存の権利は全てヴェダント・リソーシズ・ジャージーIIリミテッドに譲渡され、ヴェダントに代わる新たな債権者はヴェダント・リソーシズ・ジャージーIIリミテッドとなる。

- （i）2011年度中、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッドは、100百万米ドルのヴェダントとの融資枠契約を締結し、かかる契約は2012年11月まで延長され、さらに350百万米ドルを上限とする追加融資枠をもって2013年11月まで延長された。2014年度中、かかる融資枠契約に基づく額は、LIBORプラス362ベース・ポイントの利率で2017年11月19日まで延長された。2016年度中、かかる融資枠の融資全額が返済された。
- （ii）2012年度中、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッドは、それぞれ750百万米ドルの2つの融資枠契約をヴェダントと締結した。これらの貸付の最終返済期日はそれぞれ2016年5月24日及び2021年6月24日又は債権者からの30日前までの通知要求による日である。かかる貸付に担保は付されていない。750百万米ドルの2つの融資枠契約の各利率は、年率7.95%及び9.45%である。2015年度中、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッドは、ヴェダント・リソーシズ・ジャージーIIリミテッドに利息9.45%の750百万米ドルを返済した。2016年度中、750百万米ドルの残高の返済日は2018年5月24日まで延長され、ヴェダント・リソーシズ・ジャージーIIリミテッドに利息9.45%の付された578.5百万米ドルが返済された。2016年3月31日現在、かかる融資枠の残高は、171.5百万米ドルであった。2017年度中、かかる契約の融資全額が返済された。
- （iii）2012年度中、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッドは、1,625百万米ドルの融資枠契約をヴェダントと締結した。最終返済期日は2018年11月28日又は債権者からの30日前までの通知要求による日である。かかる貸付に担保は付されていない。かかる貸付の利率は年率8.15%である。2015年度中、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッドは、ヴェダント・リソーシズ・ジャージーIIリミテッドに281.06百万米ドルを返済し、2016年3月31日現在かかる融資枠の残高は424.6百万米ドルであった。2017年度中、かかる契約の貸付全額が返済された。
- （iv）2014年度中、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッドは、それぞれ年率7.25%及び8.375%で、1,200百万米ドル及び300百万米ドルについてヴェダント・リソーシズ・ジャージーIIリミテッドと貸付契約を締結した。最終返済期日は2019年1月31日及び2023年5月31日又は債権者からの30日前までの通知要求による日である。かかる貸付に担保は付されていない。2015年度中、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッドは、ヴェダント・リソーシズ・ジャージーIIリミテッドに300百万米ドルの貸付契約に基づく285百万米ドルの残高を返済し、2016年3月31日現在これらの貸付の残高は1,200百万米ドルである。2017年度中、かかる契約の貸付全額が返済された。
- （v）2015年度中、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッドは、年間あたり3ヶ月LIBORプラス301ベース・ポイントで、100百万米ドルについてヴェダント・リソーシズ・ジャージーIIリミテッドと貸付契約を締結した。最終返済期日は2016年8月11日又は債権者からの5日前までの通知要求による日である。かかる貸付に担保は付されていない。2016年度中、かかる契約の返済日は2018年8月11日まで延長され、2016年3月31日現在かかる融資枠の残高は70.8百万米ドルである。2017年度中、かかる契約の貸付全額が返済された。

ヴェダント・リソーシズ・ジャージー・リミテッド及びツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッド

- (i) 2017年度中、ツインスター・モーリシャス・ホールディングス・リミテッドは、ヴェダント・リソーシズ・ジャージー・リミテッドとの間で、年利6.76%で200百万米ドルのローン契約を締結した。最終返済期日は2019年8月16日又は債権者が5日前までの通知により要求する日である。この貸付に担保は付されていない。2017年度中、かかる融資枠に基づく貸付金は28.4百万米ドルであり、貸付金全額が返済された。

関係者取引に関する更なる議論は、連結財務書類の注記31「関連当事者取引」を参照のこと。

政府に対するケアン・インディアの生産物分与契約保証

ヴェダントは、生産物分与契約に基づくケアン・インディアの債務につきインド政府に対して親会社の財務及び業績保証を付している。かかる保証により、ケアン・インディアが生産物分与契約に基づくその債務を履行することができない場合に、生産物分与契約に基づくケアン・インディアの債務に相当するケアン・インディア株式、業界実務に従った人的及び技術サービス並びにその他の資源を財源として利用できる。ケアン・インディアと当社の合併により、ヴェダントは、生産物分与契約の下で当社の債務の保証としても、インド政府に対し、親会社財務及び業績保証を付していることになる。

(4) 利益相反及び事業機会の配分

過去においても、将来においても、当社と当社の支配株主であるヴェダントを含む当社の関連会社、ヴェダントに支配されるその他の会社、当社の取締役及び業務執行役員との間で、時折利益相反が生じることがある。「一第3-4 事業等のリスク(3) ヴェダントとの関係に関するリスク」を参照のこと。当社は、過去において、当社と当社の関連会社、取締役及び業務執行役員との間の利益相反取引については、ヴェダントが上場しているロンドン証券取引所、当社のADSが上場しているニューヨーク証券取引所並びにインド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所の利害関係者又は関係者との取引に関する規則に従って行っており、また将来においても引き続き行う予定である。

当社とヴェダントの支配株主、特にヴォルカン及びアガワル一族との間の取引にも適用される、ロンドン証券取引所に上場している会社に適用される規則は、関係者との取引の詳細について、取引条件の合意後可能な限り速やかに規制情報サービスに対する通知を行い、英国金融行動監督機構に対する開示を行うことを要求している。また、取引が合意される前、又は取引が株主の承認を条件としている場合には取引が完了する前に、関係者との取引に関する情報を記載した配布書類をすべての株主に対して送付し、その承認を得ることが要件となっている。関係者及びその関係会社は、関係者との取引の承認決議から除外されなければならない。株主の承認を必要とする規制は、上場会社の総資産に対する取引の総資産の比率、上場会社の利益に対する取引の資産に帰属する利益の比率、上場会社のすべての普通株式（自己株式を除く。）の時価総額に対する取引の対価の比率、及び上場会社の総資本に対する取得される会社又は事業の総資本の比率が5%を超えない取引については適用されない。しかし、上場会社は、関係者との取引に合意する前に、英国金融行動監督機構に対して提案された関係者との取引に関する詳細について情報を提供し、提案された関係者との取引の条件が上場会社の株主に関する限りは公正かつ合理的である旨の、英国金融行動監督機構が容認する独立した顧問の書面による確認書を提出し、上場会社の次に発表される年次決算に、（関係ある場合には）関係者の身元、取引又は対価の価値及びその他の関連する状況を含む関係者との取引の詳細を記載することを、書面により英国金融行動監督機構に対して約束しなければならない。上記のすべての比率が0.25%以下である関係者との取引については、ロンドン証券取引所に上場された会社に適用される規則に基づく義務はない。会社と特定の関係者との間で12ヶ月間以内にいくつかの個別の取引が行われた場合、割合の計算に当てはめるときには、これらの取引を合算しなければならない。

ニューヨーク証券取引所への上場の一環として、当社は、ニューヨーク証券取引所に対して、関係者との取引の審査及び監視を継続的に行うことを約束しなければならない。かかる関係者との取引には、当社並びに当社の支配株主であるヴェダント及びその関係会社との間の取引が含まれる。関係者との取引に関し、ニューヨーク証券取引所はその上場会社の公開書類を審査する。ニューヨーク証券取引所の規則に基づき、当社は、独立取締役によってのみ構成された独立の監査委員会を設置することを義務付けられている。2007年6月のADSオフアリング後、当社

は、独立取締役によってのみ構成された独立の監査委員会を設置している。独立の監査委員会の機能の一つに、当社又は当社の子会社若しくは関連会社による関係者との取引の審査がある。さらに、当社は、ニューヨーク証券取引所の規則に基づき、関係者に対する当社の株式又は当社の株式に転換若しくは行使可能な有価証券のいかなる発行についても、株主の承認を得ることが要求されている。ただし、当社の支配株主又はその関連会社に対する当社の株式の売却のうち、売却株数がかかる発行に先立つ当社の発行済株式数の5%を超えず、かつ売却価格が当社の株式の簿価又は時価のいずれか高い方と同額又はこれより高い金額である場合には、かかる承認を要しない。

当社は、インド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所との間で締結した上場規則に基づき、当社の年次報告書に記載される重要な関係者との取引に関する開示がインドで適用あるGAAPに従って行われていることを保証しなければならない。具体的には、前事業年度中に当社が締結した関係者との取引に関する要約形式の説明書を監査委員会に提出し、年次報告書において開示しなければならない。かかる説明には、当該取引が通常の業務の過程で行われたか否かに関する詳細、関係者その他との重要な個別の取引のうち、対等な当事者として行われなかった取引に関する詳細、及び当該取引に関する当社の経営陣による正当性の説明の詳細が記載される。上場規則に基づき、当社の監査委員会は、当社の年次財務書類における関係者との取引に関する開示（インドGAAPに定義される。）についても審査し、当社の経営陣と議論することが要求されている。

2013年会社法に基づき、会社は、全ての関係者取引及びその修正につき監査委員会の承認を必要とする。これは、通常業務上で行われたか及び独立した立場で完了されたか、又は取締役会規則に記載された株式資本若しくは取引額の閾値に違反していないかにかかわらない。

取引が通常業務上かつ独立した立場で締結された場合、取締役会の承認も利害関係のない株主による特別決議も必要でない。通常業務上でも独立した立場でも行われていない取引については、当社は、株式資本又は取引額にかかわらず、取締役会の承認を必要とする。

当社は、以下の基準が満たされない場合、定時株主総会の特別決議を通過することを必要とする。関係者である当社の構成員は、かかる特別決議において議決権行使することは認められない。

(i) 関係者取引が通常業務上でも独立した立場でも行われていない場合

(ii) 当社の払込済株式資本が規定の限度以上である又は取引額が規定の閾値を越える場合

また、当社は、関係者との取引の条件を決定するにあたり、適切な状況下において独立の鑑定人を使用し、今後も引き続き使用する。当社は、当社又はその子会社若しくは関連会社との間で行う関係者との取引の審査について責任を負う、独立取締役によってのみ構成される監査委員会を有しており、今後も引き続き有するものとする。

当社は、絶えず事業機会の発見及び追求を模索している。しかし、ヴェダンタは、当社の支配株主として、当社がどのような機会を追求し、そのような機会を当社が直接追求するか、又はその他の子会社を通じて追求するか

（その場合は当社ではなく、かかる子会社に利益が生じ、当社の利益を害する可能性がある。）、その単独の裁量により決定する権限を有している。「―第3―4 事業等のリスク―(3) ヴェダンタとの関係に関するリスク―

(b) ヴェダンタが、当社の代わりにヴェダンタ・グループのその他の会社に事業機会を与えることを決定した場合、当社の事業、業績、財政状態及び将来の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。ヴェダンタは、過去において、機会の性質、機会を追求する子会社の資金の利用可能性、どの子会社がかかる機会を最も有効に活用することができるかという点を含む複数の要因に基づき、ヴェダンタ及びその様々な子会社の間で機会を配分しており、今後も配分することが予想される。

5【従業員の状況】

2017年3月31日現在、当社グループは17,728名の従業員を擁した。2015年3月31日、2016年3月31日及び2017年3月31日現在の従業員数は以下のとおりである。

会社名	所在地	主要事業	3月31日に終了した 年度における総従業員数		
			2015年	2016年	2017年
亜鉛					
HZL	インド	亜鉛・鉛製造	5,214	4,652	4,421
亜鉛（海外）					
ブラック・マウンテン	南アフリカ	亜鉛・鉛鉱業	792	791	789
スコーピオン	ナミビア	亜鉛・鉛鉱業・鉛精錬	842	782	708
リシーン	アイルランド	亜鉛・鉛鉱業	335	33	-
石油及びガス					
ケアン・インディア	インド	石油・ガス	1,585	1,478	1,479
鉄鉱石					
ウエスタン・クラスター （リベリア）	リベリア	鉄鉱石	10	-	-
ヴェダント・リミテッド	インド	鉄鉱石	3,397	2,903	2,878
銅					
ヴェダント・リミテッド	インド	銅製精錬	1,021	1,011	1,022
CMT	オーストラリア	銅鉱業	33	24	22
フジャイラ・ゴールド・エフ ズィーシー	UAE	貴金属精錬所	92	49	92
アルミニウム					
BALCO	インド	アルミニウム製造	3,002	2,468	2,477
ヴェダント・リミテッド	インド	アルミニウム製造	2,675	2,480	3,291
発電					
ヴェダント・リミテッド	インド	商業発電	100	109	109
TSPL	インド	商業発電	221	240	234
マルコ・エナジー・リミテッ ド	インド	商業発電	80	75	71
その他			146	126	135
合計			19,545	17,221	17,728

当社グループの従業員の大多数は労働組合に加入している。HZL及びBALCOの従業員はそれぞれヒンダスタン・シンク労働組合及びBALCO労働組合等の公認労働組合のメンバーであり、INTUC（インド全労働組合会議）等の全国的な労働組合にも加盟している。当社グループ会社と従業員及び労働組合との関係は、過去にストライキ及び労働運動又は労働争議が発生したことがあり、また今後発生するかもしれない可能性はあるものの、良好であると考えている。「―第3－4 事業等のリスク―(1) 当社の事業に関するリスク―(h) 当社の事業は、生産低下、生産コストの増加及び輸送、発電、鉱業及び石油探鉱の費用の増加又は途絶が生じ得る業務運営上のリスクにさらされている。」を参照のこと。

質の高い資産及び低コストなオペレーションの実現に加え、当社の持続可能発展モデルは、ヴェダント・リミテッドの中核事業戦略に不可欠であり、我々が当社の企業家精神、成長、卓越性、信頼及び持続可能性の価値に従って事業を行う手助けとなる。

当社の持続可能発展モデルは、責任ある責務遂行、強固な関係の構築並びに価値の増大及び共有の3つの柱により構成されたものである。2015年度において、当社は、透明性及びすべてのステークホルダーとの意義ある対話に

対する当社の献身を反映し、4つ目の側面となる戦略的コミュニケーションを追加した。当社は、当社の各事業における持続可能発展モデルの実現を手助けするために持続可能な発展に向けたフレームワークを構築した。同フレームワークは、最重要課題についての当社自身の方針及びガイダンスノートのみならず、最良な世界的実施基準を提示したものである。当社は、当社のすべての事業活動及び新たなプロジェクトにおいて、持続可能性追求の旅の一環としてこのフレームワークが確実に守られ、運用されるように全力で取り組んでいる。

2017年度において当社は、安全性及び環境上の実施基準を公開するとともに、当社の持続可能な発展に向けたフレームワークを継続的に強化してきた。当社は、フレームワークへの準拠を確実にするため、監査プログラムも含むヴェダンタの持続可能性保証プログラムを利用している。

当社の事業のように地理的に多様性のある事業の場合、健康や安全性への姿勢は異なる可能性があり、こうした問題に当社がいかに尽力し、死亡事故の削減に取り組んでも、全く害を及ぼさない行動様式を育成することは容易な課題ではない。2017年度において、当社では5件の死亡事故が発生したが、各件については調査中であり、ヴェダンタ・リミテッドの取締役会に対する報告が行われている最中である。2016年度に当社は、当社グループ全体での実施に向けた6つの主要な安全基準を公表しており、今年はそうした安全基準の実施について検討するため監査プログラムが制度化されている最中である。事故や休業災害の件数の大幅な減少を受けて、我々は当社の安全基準実施による具体的な成果を認識し始めている。当社のコーポレートチームは複数の事業部門とともに、安全な行動様式及びリスク認識の行動様式の定着を目指したキャンペーンを導入するため、能力開発プログラム及び行動ベースのプログラムを実施している。2017年度においては、当社は、尾鉱及び灰保管関連の事業リスクの管理に向けた尾鉱管理安全基準を発表した。さらに、2017年度中には従業員及び請負業者に対して968,625時間の安全教育が実施された。

当社は、我々の環境フットプリントを最も厳しい国際基準に合わせて管理しており、とりわけ水及びエネルギー管理に関して明確な目標を策定している。当社の稼働中の現場は、現在その全てがISO 14001認証を取得済みである。水及びエネルギーの消費量を削減、地盤のかく乱及び無駄な生産を最小化、汚染を阻止するための制度が実施されている。我々は、当社のすべての現場において生物多様性アクションプランを実行しており、当社の事業活動から生じるフライアッシュ、赤泥、蛍光体、石膏等の廃棄物を再利用する新しいかつ革新的な手法の研究も行っている。

(1) 従業員ベネフィット・プラン

当社は、当社の実質的にすべての従業員を対象とする法定福祉制度形式のベネフィット・プランを提供している。2016年3月31日現在及び2017年3月31日現在の、年金、退職金又は類似の給付金の提供のために当社が引き当てた金額は、それぞれ1,924百万ルピー及び1,893百万ルピーであった。

準備基金

インド法に従い、インドにおけるすべての当社の従業員は、準備基金すなわち当社及び従業員の両者が所定の割合（現在は従業員額面報酬の12.0%）を毎月支払う確定拠出制度及び確定給付制度（保有する信託）に基づく年金を受ける権利を有している。これらの拠出は、準備基金に対して行われており、当社はまた、オーストラリア、ナミビア、南アフリカ及びアイルランドにおける確定拠出スキームにも参加している。当社は、確定給付制度に分類される基金の場合を除き、定期的な拠出以外に本スキームに関する追加的義務を負っていない。当社は、2016年度及び2017年度において、本スキーム全体でそれぞれ総額1,106百万ルピー及び1,195百万ルピーを拠出した。

退職金

インド法に従い、当社は、インドにおける当社のすべての従業員を対象とする確定給付退職金制度に基づいた退職金を給付している。退職金制度では、受給権を有する従業員の定年退職、勤務障害又は雇用終了の際に、当該従業員に対して最後に支払われた給与額及び当社での勤務年数に基づいた金額が一括して支払われる。当制度の基金は、資金が供給される限り、インド生命保険公社が管理する口座に保管され、全面的な保険数理評価が毎年行われている。2016年度末及び2017年度末における当社の退職給付債務は、それぞれ1,618百万ルピー及び1,280百万ルピーであった。

退職後医療給付

本スキームは、BALCO及びBMMの正社員及びその配偶者に対し、在職期間満了後（健康上の理由による退職及び自己都合退職を含む。）、退職後に拠出ベースで医療給付を提供する目的で作られたものである。本スキームには、資金は供給されていない。2016年度末及び2017年度末における当社の医療給付債務は、それぞれ306百万ルピー及び613百万ルピーであった（2017年3月31日現在における残高には、退職金制度関連の確定給付制度の債務から分類し直した232百万ルピーの退職後医療給付額が含まれる。）。

退職年金

現在の当社の制度では、労働組合に加入していない当社のすべての管理職又はそれ以上の役職に就いている従業員は、各自の年収の15.0%相当額を支払うことにより、退職年金として当該従業員の定年退職又は雇用終了の際に一括して支払われることとなっている。2016年度及び2017年度において、当社はそれぞれ総額で408百万ルピー及び213百万ルピーを拠出した。

有給休暇

当社の有給休暇債務は、各暦年の年末に、各従業員の残存する未消化の休暇すべてにつき、短期負債の場合は割引前基準、また、長期債務の場合は保険数理基準で決定される。かかる債務への拠出は、発生した年の利益に対して課される。2016年度末及び2017年度末における有給休暇債務は、それぞれ1,233百万ルピー及び1,213百万ルピーであった。

(2) ヴェダント業績株式制度及び後配株ボーナス制度

当社は、ヴェダントにより導入された、同社の従業員又は子会社の従業員に対して株式オプションを付与する制度であるヴェダント業績株式制度及び後配株ボーナス制度の参加企業である。本制度に基づく報酬は、6ヶ月以内に通常の退職を迎える従業員を除くヴェダント又はその子会社の従業員に対して付与される。

報酬はヴェダントの株式に対して指数化され、ヴェダントの株式によって精算される。報酬は固定の行使価格が規定されており、価格はヴェダントの機能通貨建て（1株当たり10米セント）となっている。ヴェダントは、適用されるスキームに従って十分な業績が達成された場合に当該株式を発行する義務がある。ヴェダント及び当社間の合意条件に従い、報酬の付与日における公正価値はヴェダントにより当社から回収される。ヴェダントにより回収された金額は3年間の必要勤務期間の報酬費として認識されている。

ヴェダント業績株式制度は、優れた功績に対してより高額な報酬を給付し、業務執行取締役及び上級経営陣に対し高比率の「リスク」に影響される報酬を給付することを目指す当社の報酬理念に合致している。ある事業年度にヴェダント業績株式制度の参加者である業務執行取締役に対して条件付きで給付することができるヴェダント普通株式の上限価格は、業務執行取締役の年収の150%に制限されている。

2014年のヴェダント業績株式制度によるオプションは、同業の資源会社に対する当社グループの相対的なTSRの実績及び当社グループでの継続的雇用に基づき、当初付与日の3年後に付与される。これらのオプションは、2014年11月17日発効の業績株式制度に基づき従業員に付与され、付与条件は、業績期間を2014年4月1日から2017年3月31日の36ヶ月間とする。2015年のヴェダント業績株式制度によるオプションは、同業の資源会社に対する当社グループの相対的なTSRの実績及び当社グループでの継続的雇用に基づき、当初付与日の3年後に付与される。これらのオプションは、2015年12月30日発効の業績株式制度に基づき従業員に付与され、付与条件は、業績期間を2015年12月30日から2018年12月29日の36ヶ月間とする。2016年のヴェダント業績株式制度によるオプションは、同業の資源会社に対する当社グループの相対的なTSRの実績及び当社グループでの継続的雇用に基づき、当初付与日の3年後に付与される。これらのオプションは、2016年11月11日発効の業績株式制度に基づき従業員に付与され、付与条件は、業績期間を2016年11月11日から2019年11月10日の36ヶ月間とする。後配株ボーナス制度は、いかなる業績条件も適用されず、付与の日程は2年又は3年の期間にわたる。

(3) ヴェダント・リミテッド従業員ストック・オプション・スキーム（以下「ヴェダント・リミテッドESOS」という。）

当社の株主は、2015年3月30日の郵便投票により、ヴェダント・リミテッドESOS並びに当社及び当社の親会社又は子会社の従業員に対する有価証券の発行を承認した。かかるスキームのもとでは、いずれのオプションも従業員に付与されなかった。その後、2016年12月12日の郵便投票により、当社の株主は、スキームを改定し、ヴェダン

タ・リミテッドESOS2016を策定し、当社及び当社の親会社又は子会社の従業員に対する有価証券の発行することを承認した。本制度に基づく報酬は、6ヶ月以内に通常の退職を迎える従業員を除くヴェダント・リミテッド又はその親会社若しくは子会社の従業員に対して付与される。かかる報酬はヴェダント・リミテッドの株式に対して指数化され、ヴェダント・リミテッドの株式によって精算される。報酬は固定の行使価格が規定されており、価格はヴェダント・リミテッドの機能通貨建て（1株当たり1ルピー）となっている。ヴェダント・リミテッドESOS2016は、従業員に対し高比率の「リスク」に影響される報酬を給付することを目指す当社の報酬理念に合致している。ヴェダント・リミテッドESOS2016は、同業の資源会社に対する当社グループの相対的なTSRの実績及び当社グループでの継続的雇用に基づき、当初付与日の3年後に付与される。これらのオプションは、2016年12月15日発効のESOSに基づき従業員に付与され、付与条件は、業績期間を2016年12月15日から2019年12月14日の36ヶ月間とする。

(4) ヴェダント・キャッシュ・ベース制度（以下「ヴェダントCBP」という。）

長期ヴェダント・キャッシュ・ベース制度に基づく付与は、個人の寄与と業績を組み合わせたものである。かかるユニットは、競争及び当社における継続的雇用に対する相対的なヴェダントの業績に基づいて事前に決定される業績評価基準に基づき付与される。ヴェダント・キャッシュ・ベース制度は、同業の資源会社に対する当社グループの相対的なTSRの実績及び当社グループでの継続的雇用に基づき、当初付与日の3年後に付与される。これらのオプションは、2017年3月2日発効のヴェダントCBPに基づき従業員に付与され、付与条件は、業績期間を2017年3月2日から2020年3月1日の36ヶ月間とする。

(5) ケアン・インディア業績オプション制度（ファントム・ケアン・インディア業績オプション制度も含む。）

ケアン・インディアは、ケアン・インディア又はその子会社の適格従業員に対してケアン・インディア業績オプション制度を提供している。ケアン・インディア業績オプション制度は、ケアン・インディア全体の報酬理念と一致したものであり、世界レベルの優秀な人物を誘致、奮起し、つなぎ留めることを目指している。報酬は、株価値動き並びに主要業績評価指標、経営陣の利益と株主利益の調整及び会社の長期的な業績の達成度に応じたものとなる。

2014年7月のケアン・インディア業績オプション制度に基づく報酬は、付与条件及び相対的な総株主利益率（同業の石油及びガス会社に対するケアン・インディアの普通株式の株価値動き並びにNSE Nifty指数）の成績条件、従業員の業績評価並びにケアン・インディアでの継続的雇用に基づき、当初付与日の3年後に付与される。これらのオプションは、2014年7月22日に付与されており、当初付与日の3年目（2017年7月22日）に付与された。当社・ケアン・インディア合併に基づき、ケアン・インディア業績オプション制度は、TSRの実績及び2017年3月17日現在のケアン・インディアの株価値に基づく現金報酬に転換されている。かかる現金報酬は、当初付与日の3年後に支払われる。

2017年3月31日現在、当社の業務執行取締役、業務執行役員及び重要な従業員は、グループ全体として、ヴェダント業績株式制度の下で付与された、ヴェダントの資本金の約0.62%に当たる総計1,882,000株のヴェダントの普通株式を取得することができるオプションを有している。以下の表は、2017年3月31日現在で、ヴェダント業績株式制度計画に基づき当社の業務執行取締役、業務執行役員及び重要な従業員に対して付与されたオプションの要約である。

ヴェダント業績株式制度計画の対象となる株式数

氏 名	付与された日			
	2014年11月17日 ⁽¹⁾	2015年12月30日 ⁽²⁾	2016年11月11日 ⁽³⁾	合計
ナヴィン・アガワル	140,000	130,000	125,000	395,000
トム・アルバネーゼ	170,000	200,000	140,000	510,000
タルン・ジェイン	95,000	85,000	-	180,000
ディンダヤル・ジャラン	50,000	44,000	-	94,000
G.R.アルン・クマール	16,500	30,000	-	46,500
ディリプ・ゴラーニ	27,500	30,000	-	57,500
マンスール・シディキ	16,500	-	-	16,500

ロマ・バルワニ	13,000	13,000	-	26,000
サミール・カイラエ	-	32,000	-	32,000
スレッシュ・ポーズ	6,500	15,000	-	21,500
アキレシュ・ジョーシー	30,000	30,000	-	60,000
アミターブ・グプタ	16,500	25,000	-	41,500
スニル・デュガル	22,000	40,000	-	62,000
デシュニ・ナイドゥー ⁽⁴⁾	14,000	25,000	-	39,000
マヤンク・アシャー	-	-	-	-
スディール・マトゥール	-	-	-	-
ラジャゴパル・キショア・クマール	30,000	40,000	-	70,000
アザド・ショー	8,500	8,000	-	16,500
P. ラムナス	22,000	30,000	-	52,000
アヌブ・アガワル	8,500	10,000	-	18,500
アビジット・パティ	22,000	35,000	-	57,000
ヴィカス・シャルマ	12,000	17,500	-	29,500
アジャイ・クマール・ディクシット	-	35,000	-	35,000
フィリップ・ターナー	10,000	12,000	-	22,000
合計	730,500	886,500	265,000	1,882,000

- (1) 対象となる株式は、当社グループの業績の達成状況及び在職期間の満了に基づき、当初付与日から3年目である2017年11月17日に付与される。当該オプションは付与日の6ヶ月後に期間満了となる。
- (2) 対象となる株式は、総株主利益率のランク及び同業績株式制度計画に従った従業員の在職期間に基づき、当初付与日から3年目である2018年12月30日に付与される。当該オプションは付与日の6ヶ月後に期間満了となる。
- (3) 対象となる株式は、総株主利益率のランク及び同業績株式制度計画に従った従業員の在職期間に基づき、当初付与日から3年目である2019年11月11日に付与される。当該オプションは付与日の6ヶ月後に期間満了となる。
- (4) 2014年のヴェダント業績株式制度に基づき、2015年1月1日に付与された。対象となる株式は、総株主利益率のランク及び同業績株式制度計画に従った従業員の在職期間に基づき、当初付与日から3年目である2018年1月1日に付与される。当該オプションは付与日の6ヶ月後に期間満了となる。

下記の表は、ヴェダント・リミテッドESOSスキーム、ヴェダント・キャッシュ・ベース制度スキーム及びケアン・インディア業績オプション制度に基づき当社の役員、執行役員及び重要な従業員に付与された2017年3月31日現在におけるオプション数を示したものである。

氏 名	ヴェダント・リミテッド ESOSスキームの対象となる 株式数	ヴェダント・キャッシュ・ ベース制度スキームの対象 となる株式数	ケアン・インディア業績オ プション制度の対象となる 株式数
	2016年12月15日 ⁽¹⁾	2011年3月2日 ⁽²⁾	2014年7月22日 ⁽³⁾
ナヴィン・アガワル	-	-	-
トム・アルパネーゼ	-	-	-
タルン・ジェイン	183,000	-	-
ディンダヤル・ジャラン	-	-	-
G.R.アルン・クマール	75,000	-	-
ディリプ・ゴラーニ	75,000	-	-
マンスール・シディキ	-	22,290	-
ロマ・バルワニ	26,500	-	-

ムケシュ・バーブナニ	-	-	-
サミール・カイラエ	90,000	-	-
スレッシュ・ボーズ	32,200	-	-
アキレシュ・ジョーシー	-	-	-
アミターブ・グプタ	70,900	-	-
スニル・デュガル	100,000	-	-
デシュニ・ナイドゥー	-	19,490	-
マヤンク・アシャール	-	-	-
スディール・マトゥール	-	-	52,784
ラジャゴパル・キショア・クマール	72,000	-	-
アザド・ショー	23,900	-	-
P. ラムナス	-	22,290	-
アヌプ・アガワル	29,600	-	-
アビジット・パティ	76,000	-	-
ヴィカス・シャルマ	45,000	-	-
アジャイ・クマール・ディクシット	65,000	-	-
フィリップ・ターナー	-	13,370	-
合計	964,100	77,440	52,784

- (1) 対象となる株式は、総株主利益率のランク及び同従業員持株制度計画に従った従業員の在職期間に基づき、当初付与日から3年目（2019年12月15日）に付与される。当該オプションは付与日の6ヶ月後に期間満了となる。
- (2) 対象となるキャッシュ・ベース制度のユニットは、総株主利益率のランク及び同従業員持株制度計画に従った従業員の在職期間に基づき、当初付与日から3年目（2020年3月2日）に付与される。
- (3) 対象となる株式は、付与及び業績の達成状況に基づき、当初付与日から3年目（2017年7月22日）に付与される。当該オプションは付与日の3ヶ月後に期間満了となる。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

「－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

2【生産、受注及び販売の状況】

「－第2－3 事業の内容」及び「－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針、経営戦略及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

方針及び戦略

当社グループの戦略上の目標は、世界でもトップクラスの多様な天然資源を扱う会社の一社となることにあり、当社グループの戦略は以下の5つの主な柱に基づくものである。

ポートフォリオを通じて利益性のある生産の供給

当社グループは、厳正な費用管理及び生産性の増加を、日常業務の根本的な要素であるとみなしており、継続的に効率性の向上を追及する。ウッド・マッケンジーによると、当社グループは、2016年度の当社の世界規模の亜鉛鉱業において生産費用ではコストの低さの点で上位10分の1に入っており、また当社グループは、継続的に生産工程及び生産方法を改善し、運営効率を高めてすべての事業における生産コストのさらなる削減を企図している。当社グループが現在実施している方策には、以下のものが含まれる。

- ・ 資産利用の最適化を行うため、最小限の設備投資で当社グループの既存の設備による生産拡大を実現するために、処理能力、採掘量及び施設の利用可能性を最大にするべく運営の改善を追求する。
- ・ 様々な方策を通じて物流コストを削減する。
- ・ 精錬及び製錬の過程での消費電力を削減するための先端技術並びに必要な電力を供給するための自社発電所への継続的な投資を含む、エネルギー費用及び消費の削減。
- ・ 特に当社の亜鉛、石油及びガス事業における埋蔵量の増加を追及するための力強い発展と探鉱への取り組み。
- ・ 当社の事業運営に必要な電力の大部分を賄うための当社専用発電所を建設及び管理する。
- ・ インドにおける比較的大規模かつ低賃金の労働力及び人材プールを利用する。
- ・ 自動化を進め、既定の生産量のために必要な人員を削減する。
- ・ 一定量の原材料から製造される最終製品生産量が増加するよう、回収率の改善を継続する。
- ・ 原材料につき長期契約を締結し、採掘事業へ投資し、かつ長期契約、採掘作業及び商品スポット市場で調達される各原材料の組み合わせを最適化することで需要と供給の変動に対処することによって、取得原価を削減する。
- ・ ゴア州及びカルナータカ州双方における環境上のクリアランス・リミットの強化並びに最大生産能力への増強
- ・ 石炭採鉱床の割当て及び発電所で使用するための石炭の引渡に関する長期供給契約の形をとる石炭入手経路の確保により、追加の石炭源を確保する。
- ・ オディシャ州にある当社のアルミニウム事業のため、ボーキサイト鉱山へのアクセスを追求する。
- ・ ジャルスグダ-II及びBALCO-II製錬所における最大生産能力の増強
- ・ 当社グループの中核である金属を、生産コストの削減に寄与し、より高値で売れる新たな最終製品を副産物から生み出す追加的な工程を用いる等、副産物のさらなる活用を目指す。例えば、銀及び硫酸は亜鉛及び鉛の副産物である。ウッド・マッケンジーによると、当社は、世界における主要な銀生産会社の一つである。

- ・ バルメル盆地の可能性を引き出すための成長に向けた資本支出計画の稼動。現在計画中の主要なプロジェクトは、マンガラの追加坑井、地上施設のアップグレード、アイシュワリア及びバギアムにおける石油回収の強化、ラーゲシュワリ深層ガス及びバルメル丘陵である。
- ・ 世界の油田サービスのメジャー率いるコンソーシアムと連携し、統合されたプロジェクト開発モデルを通じてプロジェクト実施の代替戦略を推進する。これは、当社が近い将来において生産量を増加させるために、徐々に効率性を高め、より早くプロジェクトを実施する手助けになる。
- ・ ガムスベルグ計画の遂行
- ・ 銀の生産量の増加
- ・ ランプラ・アグーチャの坑内掘り鉱山の改良計画拡大の進展
- ・ さらなる投資に柔軟性を与えるため、資本支出を最大限に利用し、キャッシュ・フローを最大化するハイ・リターン、ロー・リスクなプロジェクトに対して資本を優先させる。

グループ体制の統合及び合理化

当社グループは、継続的に当社グループの体制を強化し、事業を統合することによって、総合グループとして合理化し、相乗効果を高め、キャッシュ・フロー及び債務をより一致させるため、基幹事業の直接保有の増加を追求し続けている。例えば、2017年度において当社グループは、ケアン・インディア・リミテッドとの合併を成功裏に完了させた。

「―第6―3 その他―(2) 後発事象」を参照のこと。

当社グループは、BALCO及びHZLの過半数の所有持分を所有しており、インド政府から残りのBALCO及びHZLの株式を取得することを申し出た。かかる申出は、現時点においてもインド政府に受理されておらず、今後これらの取得が進行するという保証はない。「―第2―3 事業の内容―(2) 当社の事業―(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。

長期的価値を目的とする埋蔵量及び資源の継続的な追加

当社によるHZL、BALCO、セサ・リソーシス・リミテッド、スコーピオン、ブラック・マウンテン・マイニング、スターライト・エナジー、ウェスタン・クラスター・リミテッド及びケアン・インディアの買収は、当社の成長に大いに寄与した。当社グループは、当社グループの能力及び経験を利用できる、インドにおける政府の民営化プログラムをも通じて、国内外における金属及び鉱業並びに関連事業における新たな成長、並びに買収の機会を継続的に模索している。当社グループは、当社グループの既存の事業分野である資源市場のみならず、採炭等の補完的の事業における機会にも注目し続ける予定である。当社グループはまた、将来的な成長に向け、新たな探査の機会を追求し続ける予定である。当社グループは、注意深く成長及び買収の機会を選択し、当社の能力及び経験を利用することで、健全なバランスシート及び高い信用格付を維持しつつ、その事業を拡大し続ける予定である。

キャッシュ・フローの加速及び借金投機の停止

当社グループは、営業活動によるキャッシュ・フローを増加させ、資本支出及び資本支出が必要となる負債を減少させることを目標としている。2017年3月31日現在、当社グループのプロジェクトは、推定総額788,576百万ルピーの資本拠出を計上し、このうち623,468百万ルピーを現在までに負担した。2017年度の営業活動による純現金収入は、2016年度における107,352百万ルピーより97.6%増加し、212,105百万ルピーとなった。当社グループは、2017年度において、当社グループの負債に対して62,048百万ルピーの利息を支払っており、2016年度の55,372百万ルピーより12.1%増加した。

操業許可の保護及び維持

健康と安全は引き続き、当社グループの重要課題であり、当社は、操業許可の保護及び維持に尽力している。当社の事業戦略は、当社の成長が、確実に持続可能かつ高い対応力を持った形で最大化されるようにすることである。4つの主要な柱（責任ある責務遂行、強固な関係の構築、価値の増大及び共有、戦略的コミュニケーション）は、長期的に持続する関係を保証し、当社の全ての株主に対し高いリターンを提供しつつ長期的発展を手助けすることを目的としたものである。

当社は、組織全体にわたって「災害ゼロ」の企業文化を実行しており、引き続き責任ある責務遂行の戦略を強化していく、当社は、事業全体を通して、死亡率ゼロ及び休業災害の削減を目指している。

指標

「－ 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

(2) 経営環境

「－ 4 事業等のリスク」を参照のこと。

(3) 対処すべき課題

(a) 当社の事業に関するリスク

「－ 4 事業等のリスク－(1) 当社の事業に関するリスク」を参照のこと。

(b) 当社が属する業界に関するリスク

「－ 4 事業等のリスク－(2) 当社が属する業界に関するリスク」を参照のこと。

(c) ヴェダントとの関係に関するリスク

「－ 4 事業等のリスク－(3) ヴェダントとの関係に関するリスク」を参照のこと。

(d) インド企業への投資、世界の経済状況及び国際的な事業に関するリスク

「－ 4 事業等のリスク－(4) インド企業への投資、世界の経済状況及び国際的な事業に関するリスク」を参照のこと。

4 【事業等のリスク】

本書にはリスク及び不確定事項を伴う将来予測に関する記述が含まれる。実際には、本項目に記載されるリスク要因及び本書中の他の項目に記載される要因を含む複数の要因により、かかる将来予測に関する記述とは著しく異なる結果となる可能性がある。以下のリスクが実際に発生した場合、当社の事業、財政状態及び業績に悪影響を及ぼし、株式及びADSの株価が下落する可能性がある。

(1) 当社の事業に関するリスク

(a) 当社の事業は、政府、安全衛生及び環境に関する規制に服しており、これにより当社は様々な承認及び許認可を取得及びそれを遵守することが求められている。かかる承認及び許認可要件の取得、更新又は遵守を適時に行わない場合には、当社の事業、財政状態及び業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

当社の進行中及び計画中の事業は、インド、アラブ首長国連邦、オーストラリア、ナミビア、南アフリカ、アイルランド、リベリア及びその他当社が将来において事業を行う可能性のある地域を含む管轄区域の国、州及び地方政府の多数の法律及び幅広い規制を受ける業界に属するため、政府による多数の認可、承認及び免許を必要とする。当社の事業はまた、雇用、従業員の安全衛生及び環境（保全及び気候変動を含む。）に関する法律、規制並びに基準に服している。規制、基準及び利害関係者の期待度の発展は、費用の増加、訴訟を引き起こすか、又は極端な場合、事業の実現可能性を脅かす可能性がある。例えば、インドにおける事業について当社は多数の環境及び労務関係の承認を得ることを要求されており、それにはMoEF、インド政府及び当社の設備を設立運営するために当社が操業するインド国内の多数の州において関連する汚染管理委員会からの認可を含む。かかる認可のうち、関連する汚染管理委員会からの、業務を行うための承認並びに1981年大気（汚染防止及び管理）法（その後の改正を含む。）及び1981年水（汚染防止及び管理）法に基づく承認等の一定のものは、一定の指定期間について有効（通常は1年間）であり、定期的な更新を必要とする。

さらに、当社の石油及びガス、探鉱及び鉱業活動は多様な探鉱及び採掘免許並びに生産物分与契約、その他特定期間に有効な規制認可の取得又は更新に依存している。加えて、かかる免許及び契約には多数の義務と制約があ

り、その中には探鉱権の譲渡又はその他方式の異動に関するもの、又は非インド国民の雇用に関するものを含む。例えば、インドにおける当社の鉱業事業に関連して探鉱権は一般的には20年から30年の期限で付与され、採掘制限の承認を含む条件が出される。同様に、インドにおける当社の石油及びガス事業においては、ケアン・インディアは探鉱活動を開始する前に生産物分与契約を締結し、鉱区の割当後一般的に7年又は8年の期間延長を行う採掘免許を取得することを要求され、探鉱が成功した場合には、ケアン・インディアはその後、石油及びガスの採掘事業を行うために関連する政府当局からの石油探鉱権を取得することを要求され、それは通常20年間更新される。

当社の現在の石油及びガスの埋蔵資源及び生産はインドのラジャスタン鉱区に著しく依存している。同鉱区の現行の生産物分与契約は2020年5月まで有効である。生産物分与契約が延長されない、又は好ましくない条件での延長となった場合、例えばインド政府がより高い利潤分配率を求めた場合、又はONGCがラジャスタン鉱区におけるより広い持分を求めた場合には、価値を著しく損なうことがあり、当社の業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。2017年4月7日、石油・天然ガス省は、プレNELPにより拡張鉱区を与えるプレNELP延長政策という、インド政府が署名した生産物分与契約の延長を許可する方針を公表した。プレNELP延長政策は、ラジャスタン及びカンバイ油田を含むプレNELP鉱区の拡張を許可する枠組みを定めている。プレNELP延長政策に基づき、延長された契約期間中の政府の石油利益の分配は、適用のある油田に関してより高い割合となる。さらに、生産物分与契約の条件に基づき、当社は当社の原油利権をインドの国内市場において売却しなければならず、それは国内の石油生産事業からの原油及びコンデンセートの総合的な供給力が国民総需要を満たし、インドの自給自足が達成されるまで継続する。現在はインド国内の原油の需要と供給は見合っており、需要が原油の国内生産量を上回っており、この不一致は長期にわたって継続することが予測されている。さらに、当社のインド鉱区における原油の産出量については、インド国内の精錬所による処理に適しておらず、かかる国内の原油埋蔵量を収益化することは困難な可能性があり、これにより当社の石油及びガス事業、財政状態又は業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

一般的に、インド及びその他管轄区における採掘と同じく石油及びガスの探鉱及び生産活動の継続には政府からの承認もまた必要であるが、かかる承認は様々な状況においてインド政府、インドの裁判所又はその他当局により取り消されることがある。管轄区の政府による当社の採掘事業を含む鉱業活動の一般的な差止めは、当社の事業による生産を停止又は制限する影響を及ぼす可能性がある。例えば、鉄鉱石の総生産高は2012年度の13.8百万トンから2015年度には0.6百万トンに減少したが、これはゴア州の州政府によりゴア州内の鉱業活動について課せられた差止めによるものである。2015年1月、ゴア州政府はゴア州における鉱業の差止命令を取り消し、2015年3月、MoEFは、環境許可の停止を取り消した。すべての実施中の採掘権に関する採掘権契約書が締結され、登録された。当社は、GSPCBから、大気（汚染防止）法及び水質（汚濁防止）法に基づき、操業に対する合意を得、当社の主要な鉱山において操業を再開した。すべての鉱山計画がインド鉱山局による承認を得、ゴア州政府の採掘上限の割当ては最高裁判所の命令に則している。当社は、引き続き、ゴア州政府による採掘上限の引き上げ及び生産割当ての追加を積極的に追及する。詳細については「第6-3 その他(1) 訴訟及び規制手続」を参照のこと。

さらに、ゴア州政府は2014年8月に、2008年度から2013年度の期間におけるゴア州内で操業する当社を含むすべての採掘会社について、環境許可を超える生産水準の監査を行うため、独立事務所を任命した。独立事務所は最終報告書を2015年5月5日に州の鉱山地質局に提出した。当社に関する監査により提起された点には、当社の採掘権の環境許可を超える生産水準、及び採掘料がウェット・メトリックトンではなく、乾燥質量によるメトリックトンを基準にして支払可能であるかどうかを含んでおり、また監査プロセスは鉱山地質局により指定された様式及び手順に基づいて行われており、報告書もそれに従って提出されている。当社はこれらに反論するため、当社のインドにおける弁護士による法律意見書に基づき、事務所に異議を申し立てており、これらの反論は独立事務所による州の鉱山地質局に対する監査報告書に盛り込まれている。その際、当社はかかる申立てに影響を与えることなく権利を留保し、この件に関して州政府が更なる手順に進む前に適切と思われる追加の書類及び情報を提供する機会を得るよう要請した。2016年8月5日、当社は鉱山地質局から理由開示通知を受け、それに対し当社は、2016年11月24日に答弁書を提出した。当社はこの件に関し追加の通知又は連絡を受けていない。当社がその後監査報告書の勧告に基づく行為を行う場合、当社は著しく高い採掘料の支払を要求され、及び／又はその他の罰則の対象となる可能性がある。このような結果又はその他の不利な結果は当社の財務状態及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、世界的に展開することにより、規制や法律により放出が制限若しくは削減されると考えられたか、又は制限若しくは削減されると考えられる多数の管轄区にさらされる。かかる変化により起こり得る影響として、化石燃料の費用の増加、一定の許可された水準を超過した排出に対する課税並びに監視及び報告のための管理費用の増

加がある。温室ガス（GHG）排出の増加規制（炭素排出量取引制度及びより厳しい排出削減目標の漸進的導入を含む。）により、費用が増加し、需要の増加率が減少する恐れがある。当社の主要な顧客の管轄区においての、また国際配送に関するかかる規制はまた、当社製品への需要に対する悪影響となる可能性もある。当社の製錬及び選鉱作業はエネルギーを大量消費するものであり、大きく化石燃料に依存している。温室ガス排出規制等（炭素排出量取引制度及びより厳しい排出削減目標の漸進的導入を含む。）の気候変動問題に関する規制の強化は、今後の光熱費及び生産コストを増大させる可能性がある。適用法令、規則又は広く認められている国際標準の遵守、又は必要な認可、承認及び免許の取得若しくは更新に不備がある場合、当社は施設運営の権利又は当社事業を継続して行う権利を喪失し、重大な経営上の債務又は高額な遵守手続を課し、又は当社の生産事業を停止若しくは制限するその他の強制措置を受ける可能性がある。環境要求事項を満たすことができなかった場合、又は大規模な事故又は災害に見舞われた場合には、当社は政府当局から行政、民事、及び刑事手続を受け、環境グループ及びその他個人からも民事手続を受けることがあり、それにより当社に対して相当な罰金、刑罰、及び損失が課され、また同様に当社事業を制限若しくは中止、又は閉鎖する命令を受ける結果となることがあり、そのいずれによっても当社の事業、財政状態及び業績は重大な悪影響を被る可能性がある。

例えば、2013年3月には、TNPCBは、地元住民からの有毒ガスのガス漏れに関する苦情を原因としてトゥティコリンの銅製錬所の閉鎖を命令した。その後、国立グリーン裁判所は2013年5月に、一定の条件を前提として当該銅製錬所の操業再開を許可する仮命令を下し、当社は2013年6月に操業を再開した。しかしながら、TNPCBは、国立グリーン裁判所の命令に対する上訴申立てを行い、かかる上訴は、現在、インド最高裁判所のグリーン法廷で係属中である。さらに、ランジガルにおけるアルミナ精錬所の拡張は、MoEFによる環境承認がおりないため、2010年10月より保留されている。2015年11月20日、MoEFは、アルミナ精錬所の拡張に関して、年間4百万トンまでの環境許可を付与し、面積666.03ヘクタールの残りの土地取得の終了後、年間6百万トンまでの環境許可が現行の環境許可の修正として容認される。さらに、年間4百万トンへの稼働の拡大に関する合意及び年間2百万トンの稼働に関する合意も取得している。ランジガルにおけるアルミナ精錬所の拡大に関する環境許可については、個人であるプラフラ・サマントラが国立グリーン裁判所に対して、異議を申し立て、MoEF、オリッサ州汚染管理委員会及びヴェダンタ・リミテッドが当事者となっている。当社は、異議申立てに対して答弁書を提出し、本件について2017年9月12日に答弁が予定されている。さらに、別の個人が、コルカタの国立グリーン裁判所で本件において追加的申立てされる予定である中間判決の申立てを提出した。詳細については「一第6－3 その他－(1) 訴訟及び規制手続」を参照のこと。

当社事業の長期にわたる閉鎖は当社の事業、業績及び財政状態又は将来の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、結果的に当社資産の減損として認識される可能性がある。

(b) 当社は事業を行う国における政治的、経済的、法的、規制的及び社会的リスクにさらされている。

当社は、当社が事業を行う又は行う予定の国における政治的、法的、規制的及び社会的リスクにさらされている。これらのリスクは財産の没収及び国有化、政治的、経済的又は金融システムの不安定性、発展途上の法律制度及び規制システムに起因する不確実性、腐敗、内乱又は労働争議、戦争行為、武力紛争、テロ、感染症の発症、炭化水素の輸出の禁止、制限又は価格統制及び特定商品の輸入に関する関税の制限又は賦課を潜在的に含む。当社が事業を行う、又は行う予定の国には輸送、通信及び金融サービスのインフラがあるが、より開発された地域で事業を行う際には関係のない物理的な課題が提示されることがある。さらに、法律上の義務の特定及び所有する権利行使の際に困難を擁することがある。

例えば、インド政府と当社間の株主間契約の条項に従い、当社は、行使時にインド政府が保有するHZL株式のすべてを取得する2回のコール・オプションを付与されている。当社は、2003年8月29日に第1回目のコール・オプションを行使した。インド政府は抗議し、第2回目のコール・オプションの実行を拒否した。また、インド政府は当社がインド政府のBALCOに関する残余持分を買い付けるコール・オプションの行使に抗議している。「一第2－3 事業の内容－(2) 当社の事業－(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。

さらに、2015年度の間に、取締役会は当グループと関連のない複数名及び以前逮捕され、その後釈放されているケアン・インディア・リミテッドの従業員1名が、政府情報の所持及びアクセスの疑いで訴追されていることを知るに至った。ケアン・インディア・リミテッドは訴えの中では開示されてはいない。ケアン・インディア・リミテッドは包括的なコンプライアンス・プログラム及び規制を有している。さらに、ケアン・インディア・リミテッ

ドの上級経営陣を含むすべての取締役及び従業員は、当社が導入した行動規範及び倫理規定の遵守の確認を毎年行っている。ケアン・インディア・リミテッドはまた、定期的にかかる規制の見直しを行っている。

当社が事業を行う国又は地域における政治的、法的、経済的、商業的不安定性又は地域紛争は当社の運営に影響を及ぼすことがある。当社の現在の又は潜在的な事業の一部は、かかる事業がその環境、経済又は社会情勢に有害影響を及ぼすものとみなす地域、又はそれに隣接して操業している。

当社の既存の事業及び将来のプロジェクトの継続的な成功は、幅広い支援の維持及び各地域の自治体との健全な関係性の維持に一部依存している。地域の関心及び期待の特定及び管理ができないと、論争が生じるか、又は地域の自治体との関係性に悪影響を及ぼし、それにより当社の事業及び評判に悪影響を及ぼす可能性がある。

そのような論争又は問題は、当社の経費、収益性及び当社の事業に関連した資金調達能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。かかる事象は中央政府又は地方政府若しくは地域社会との間の論争の原因となり、悪評が立つ可能性がある。当社の事業が政治的、地域的不安定性を原因として遅延又は中断した場合、当社の収益成長率は制約され、当社事業の長期的価値にも悪影響を及ぼすことがある。特定の国において事業を設立した際には、その後経済的、政治的、物理的又はその他状況が悪化した場合であってもかかる事業を停止することは高額となり、物理的に困難である場合がある。これらの要因すべてが当社の事業、業績、財政状態又は将来の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(c) 当社が遵守する規則又は最近の法律の解釈に重大な変更があった場合、当社の事業、財政状態及び業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

インドにおける鉱業は、複雑かつ包括的な法律及び規制上の要件の対象となる。「一第2-3 事業の内容- (2) 当社の事業-(n) 規制事項-鉱業法」を参照のこと。これらの法律及び規制上の要件は、変更されることがある。当社が、かかる法律、それに基づく施行手続の適用又は解釈により直接的又は間接的に影響を受けた場合、当社の事業、財政状態及び業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

MMDRA改正法が2015年度の年末に向け通知され、電子オークションを通することで鉱業権の獲得に関して高い透明性がもたらされた。これはまた、当初の期間以降における採掘権の自動更新に関連した一定の不確実性を払拭するものでもある。ただし、MMDRA改正法は既存の採掘権に関しては、採掘により影響を受ける人々のためにDMFに納付される額（採掘料を超えないこととする。）及びNMETに納付される追加の採掘料の2%に当たる額を通知している。2015年9月、インド政府は採掘により影響を受ける地域の人々のために採掘料の30%に当たる額をDMFに寄与する必要があると通知した。

さらに、当社の石油及びガス事業は、インド及び南アフリカにおいても複雑かつ包括的な規制の対象となる。例えば、インドにおける石油及びガス認可の失効に伴い、請負業者は関連する免許要件又は現地法の下で通常、設備及び井戸を閉じ又はそれらに関する活動を中止し、一般的に良好な生産拠点の状態にすることを要求される。特別な義務がない状況においても、特に将来の石油及びガス免許の更新時において、地方政府又は中央政府が廃棄を要求することがあるため、当社が現在準備している廃棄費用を上回る負担を将来において被らない保証はない。

GAARに関する、1961年所得税法第X-A章（第95条乃至第102条）の規定は、2019年（2018年度）の課税年度から適用される。GAARの規定は、一切の取決めについて、かかる取決めの主目的又は主要な目的の一つが税制上の優遇を受けることであり、かつ、以下の評価基準のうち一つ以上を満たすものを特定することを意図している。（i）独立企業間取引では通常生じることのない権利若しくは義務が生じること、（ii）直接若しくは間接を問わず、1961年所得税法の規定の悪用若しくは濫用となること、（iii）全体若しくは一部において、商業的実体に欠けるか、若しくは商業的実体に欠けるとみなされること、又は（iv）通常真正な目的では締結されることのない手段若しくは方法で締結されること若しくは実行されること。GAARの規定が発動されると、税務当局は、税制上の優遇の否認又は租税条約における優遇の否認等、より広い権力を有することとなる。問題に関する先例がない場合、かかる規定の適用による影響は、不明確である。

現行法及び将来の法律及び規制の遵守に関連する費用、債務及び要件もまた相当程度であり時間を要する可能性があり、石油及びガスの探鉱又は金属採掘及び生産活動の開始又は継続が遅れる場合がある。これと規則のその他変更により当社の事業が停止した場合、その結果コンプライアンス費用が増加する可能性があり、それにより当社の事業、財政状態及び業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

(d) 当社は高額の資産集中リスクにさらされており、これら資産の操業が中断することにより当社の事業、財政状態及び業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

当社の業績は当社の主要資産の埋蔵量、生産高及び生産コストに相当程度依存しており、かかる状況は継続することが予想される。何らかの理由でこれら資産における操業、掘削及び開発活動が停止した場合、当社の事業、財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、ラジャスタン鉱区は2017年度の当社の石油及びガス事業の一日平均純生産高の85.1%を産出し、ラジャスタン鉱区からの石油及びガスは2017年3月31日現在の当社の石油及びガスの確認埋蔵量純合計（石油換算バレル）の94.4%を占めた。当社の現行の設備投資計画はすべての資産にわたった開発及び掘削活動に集中しており、2017年度の設備投資費の約78.9%がラジャスタン鉱区に投資されている。

さらに、当社のランプラ・アグーチャ鉛亜鉛鉱山は当社が2017年度に生産した採鉱亜鉛金属合計の亜鉛精鉱の75.1%を生産し、当社のインドにおける2017年3月31日現在の確認・推定亜鉛鉱埋蔵量合計の45.6%を占めた。さらに、ゴアにおけるコドゥリ鉱山は2017年3月31日現在の確認・推定鉄鉱石埋蔵量合計の10.6%を占めた。ゴアにおける鉱業の差止めは当社の事業に重大な悪影響を及ぼし、これら鉱山における事業の将来における停止も当社の業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、当社の鉄鉱石の総生産量は、ゴア州政府により実施されたゴアにおける鉱業の差し止めにより、2012年度の13.8百万トンから2015年度には0.6百万トンに減少した。現在は差止めは解除され、すべての主要な鉱山において鉱業は再開している。これらの鉱山における鉱業事業のこのような差止めは当社の営業実績、財政状態、業績及び将来の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(e) 当社の事業を継続維持するため、並びにプロジェクト、事業拡大及び買収を通じて当社の事業を成長させるためには、多大な設備投資及びその他の人材が必要であるが、プロジェクト、事業拡大及び買収には、当社の事業、財政状態及び業績に悪影響を及ぼす新たなリスクが存在する。

・資本の必要性

当社は、特に、事業拡大、企業買収、取得資産の管理、新設備の調達、既存設備の整備及び環境に関する法令の遵守のために資本を必要とする。当社内で調達できる現金及び既存の与信枠内で調達できる現金では必要な資本を賄うには十分でなく、新たな借入れ又は株式による資金調達が必要となるが、これらを有利な条件で行えないか又は全く行えない可能性がある。新たな借入れを行うことができた場合でも、その結果、調達費用や借入資本が増加し、更なる買収及び事業拡大を可能にする収益が減少し、さらに当社の事業及び経営に対する制限条項が課される可能性がある。また当社は、将来借入れによる資金調達を行うことで、競争圧力への耐性を制約し、景気の下降の影響をより受けやすくなる可能性がある。当社は、将来新たに十分な資本を調達することができない場合、設備投資の縮小若しくは延期、資産の売却又は債務の整理若しくは借換えが必要となる可能性がある。

石油及びガスの探査活動には集中的な資本を必要とするが、本質的にその成果は不確かである。当社又は当社が持分を有する設備の運営者は探査活動を行うことがあるが、その過程で多額の費用を要することがあり、その費用支出の結果、商業化可能な量の炭化水素が発見できるという保証はない。

さらに、実行予定又は計画段階の事業拡大及びプロジェクトが期日どおりに予算の範囲内で完了するという保証はなく、その場合、当社のキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性がある。

・経営陣の必要性

当社が継続して成長するためには、経営陣及びその他の人材に求めるところが大きく、また国内外における経営、財務及びその他内部管理を継続して改善することが求められる。当社が既存事業を維持及び拡大しかつ新規事業を統合するためには、必要な経営陣を維持し、需要の増大及び業界基準の発展に対応できるように当社を導くことのできる人材を取得、研修及び保持することが必要である。

・買収に関するリスク

当社は、成長戦略の一環として事業拡大を目的とする買収を継続していく予定である。当社が、適切な買収先、戦略的投資若しくはジョイント・ベンチャーを発見でき、かかる買収若しくは投資を完了及び支援するために必要な資金を調達でき、かかる事業若しくは投資を統合でき、かかる買収の法令上の要件を遵守することができ、又は取得した事業に収益性があるという保証はない。当社がインド国外の企業の買収を企図する場合、かかる買収に対するインドのいくつかの法令上の要件を満たすことができない可能性があり、またその場合、RBIの事前承認を得る必要があるが、かかる承認を取得できない可能性もある。当社によるかかる買収の

ための資金調達には、インドの規制当局からの一定の承認が必要となる可能性がある。さらに、買収及び投資には多数のリスクが存在し、当社の業績に対する悪影響、経営陣の注意分散、主要な人員確保の失敗、不測の事態又は負債に関するリスク、及び取得した事業若しくは投資の運営、技術、システム、業務及び製品を同化する際の困難を含む。かかる買収又は投資を成功裏に統合することができない場合、当社の事業、財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(f) 当社の計画済の拡張と新規プロジェクトが遅延する場合、又はプロジェクトにおいて費用超過した場合には、当社の事業、財政状態及び業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

当社は近年既存の事業の大幅な拡張計画を推進し、大規模な設備投資を伴う新規開発計画を進めている。これらのうちいくつかは完了しているが、複数が未完である。かかる拡張計画の時期、導入及び費用は必要な賃借権、免許、認可、同意及び承認の取得、又は拡大計画のための資金調達の不備を含む複数のリスクにさらされている。当社は現在、当社の拡張計画及び新規プロジェクトに必要な又は必要となる賃借権、免許、許可、同意及び承認についてすべては取得していない。当社が必要なすべての賃借権、免許、許可、同意及び承認を適時に取得すること又は更新することができる保証はない。

例えば、トゥティコリンの当社の銅製錬ユニットの拡張に環境認可を与えたことに異議を唱えて、マドラス高等裁判所に上訴書が提出されたが、これは2016年4月28日付命令により、マドラス高等裁判所により棄却された。さらに、ランジガルにおける当社のアルミナ精錬所の拡張は、MoEFにより環境認可が使用不能とされているため、2010年10月から中断されている。2015年11月20日、MoEFは、アルミナ精錬所の拡張に関して、年間4百万トンまでの環境許可を付与し、面積666.03ヘクタールの残りの土地取得の終了後、年間6百万トンまでの環境許可が現行の環境許可の修正として容認される。さらに、年間4百万トンへの稼働の拡大に関する合意及び年間2百万トンの稼働に関する合意も得た。しかしながら、ランジガルにおけるアルミナ精錬所の拡大に関する環境許可については、個人であるプラフラ・サマントラが国立グリーン裁判所に対して、異議を申し立て、MoEF、オリッサ州汚染管理委員会及びヴェダント・リミテッドが当事者となっている。当社は、異議申立てに対して答弁書を提出し、本件について2017年9月12日に答弁が予定されている。さらに、別の個人が、コルカタの国立グリーン裁判所で本件において追加的申立てされる予定である中間判決の申立てを提出した。詳細については「―第6―3 その他―(1) 訴訟及び規制手続」を参照のこと。

さらに、当社は現在ラジャスタンその他の石油鉱区における探鉱計画に着手しているが、当該計画における遅延又は必要生産水準に達しない場合は当社の事業、財政状態及び業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

2013年度において、当社はインドの亜鉛事業において2019年度までに鉛亜鉛鉱山の生産量を段階的な方法で年間1.2百万トンまで拡大することを発表した。これには地下シャフトの沈下及び坑内掘りの開発を含む。プロジェクト活動は2019年度まで継続することが予定されているが、これらの拡張計画からの利益は2016年度から発生した。これらの計画に向けた年間設備投資は約250百万米ドルが予定されている。拡張計画の実行のいかなる遅延又は拡張目標のいかなる未達成も、当社の事業、財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

拡張計画の遅延、既存認可の取消し、規制承認の取得又は更新不備、適用規制又は取得済承認の規定条件の不履行、進行中プロジェクトの停止、又はプロジェクト委託後の費用超過若しくは運営上の困難が当社の事業、業績又は財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、将来も当社の製品に対する需要があるとの仮定に基づいてプロジェクトを企画又は継続しているが、かかる需要が実際には発生しない可能性もある。プロジェクトの遅延、費用超過、当社の製品に対する需要の変化及びその他の理由により、プロジェクトにより期待できる生産コストの削減又はその他の経済的利益を成就することができず、当社の事業、財政状態及び業績が悪影響を被る可能性がある。

(g) 当社が、競争力のある費用で採掘できる石油及びガス、亜鉛、銅、鉄鉱石及びボーキサイトの埋蔵資源を新たに確保できない場合、又は既存の埋蔵資源を競争力のある価格で採掘できない場合、当社の収益性及び営業利益率が減少する可能性がある。

当社は、既存の石油及びガス、亜鉛、銅、鉄鉱石及びボーキサイト埋蔵資源を競争力のある費用で採掘できない場合、又は競争力のある費用で採掘できるこれらの埋蔵資源を新たに確保することができない場合、金属鉱石については第三者にさらに依存することとなり、当社の生産高は減少する。当社が鉱石及び原油採掘を進めるにつれて当社の埋蔵量は減少するため、当社の将来の収益性及び営業利益率は、競争力のある価格で採掘を行うことができ

る地質学的特徴のある埋蔵資源を確保できるか否かにかかっている。必要とする時に代替の埋蔵資源を確保できない可能性があり、また確保できたとしても、既存鉱山又は閉鎖鉱山と同程度の採掘費用では品質を確保できない可能性がある。

当社は、確保した埋蔵資源の地質学的特徴を正確に判断できないことがあり、これが当社の事業、財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性がある。埋蔵資源の価値は、かかる計算を行う時点で経済的かつ法的に採掘が可能な当社の鉱床及び石油及びガスの油脈の地質学的特徴を基準に計算されるため、商品価格が下落した場合、経済的に採掘できる鉱物の量が減少することになり、当社が確保した埋蔵鉱物の価値が減少する可能性がある。例えば、2016年度中に、当社は石油及びガス資源の減損費用322,998百万ルピーを計上したが、これは主にラジャスタン鉱区に関連したものであり、原油価格の大幅な下落に起因している。同様に、鉄鉱石価格の大幅な下落により、2016年度、当社はリベリア資源の減損費用14,900百万ルピーを計上した。

また、特定の鉱山又は油田における埋蔵資源が枯渇すると、かかる鉱山又は油田の生産量の総生産量に占める割合が不均衡になり、当社の業績に悪影響を与える可能性がある。さらに、埋蔵資源が枯渇すると、当社は採掘費用の増大に直面する。

当社の将来の生産量は、適切な技術を導入及び使用して新たな埋蔵資源を成功裏に発見又は取得、開発することに大きく依存している。成功しない場合には、生産目標に達することはできず、当社の事業、財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、既存若しくは将来の借入契約による制約、他の金属、石油及びガスの生産会社との競争、適当な買収相手がないこと、政府規制及び免許制限、採掘権及び地上権の取得が困難であること、又はかかる権利を商業的に合理的な条件で取得できないこと若しくは全く取得できないことが原因で、将来新たに埋蔵資源を調達することが制限される可能性がある。当社の既存の鉱山又は油田からの産出量を増やすには政府及び共同経営の相手方からの認可を申請する必要があるが、かかる認可を適時に取得できないか又は全く取得できない可能性がある。

新たな埋蔵資源の評価結果は不明確であり、当社の石油及びガス事業においては、ドライウェルだけでなく、生産性はあるが開発するには非経済的な油井において採算性の悪い取組みを必要とすることがあるため、予測埋蔵量及び生産高が減少する結果となることがあり、なおさらである。評価及び開発活動は、政府の承認又は同意を得るまでの遅延、連結油井の閉鎖、埋蔵資源の保管場所若しくは輸送能力の不足又は疲弊及び枯渇、又はその他地質学的、機械的状态に影響され、これらすべては当社の営業費用の大幅な上昇又は予測収益の遅延の起因となる可能性がある。

(h) 当社の事業は、生産低下、生産コストの増加及び輸送、発電、鉱業及び石油探鉱の費用の増加又は途絶が生じ得る業務運営上のリスクにさらされている。

当社は、特に当社の採掘、輸送若しくは生産コストの増大、永続的若しくは様々な期間の鉱山及び生産施設の運営の中断若しくは途絶、又は製品の顧客への配送の遮断が引き起こされる可能性がある、当社が制御できない状況及び事由にさらされている。かかる状況又は事由が生じた場合、当社の事業、財政状態又は業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。かかる状況及び事由には以下のものがある。

- ・設備故障、予期せぬ整備不具合及びその他の障害による抽出及び生産の中断：当社のすべての事業は中断されやすい。特に、当社のアルミニウム製錬所は電力の断絶に対して脆弱であり、数時間断絶が続いただけで炉内又は隔室内の内容物が凝固し、相当期間の工場閉鎖及び操業停止に追い込まれ、多大な修復費用が必要となる可能性がある。これらの操業停止による損失には、生産損失、修復費用及びその他の費用が含まれる。例えば、BALCOは、2017年3月末までにすべてのポットが全面稼働したものの、2016年9月、ポットの故障事故により、336ポットのうち168ポットが生産中止となった。同様に、2017年4月、ジャルスグダ-I製錬所も、ポットの機能停止事故を受け、合計608ポットのうち228ポットが生産中止となった。影響を受けたポットは修復され、2018年度第3四半期までに生産を再開する。

さらに、ラジャスタン鉱区北部に所在する石油、ガス及び水を分離させるために設計された当社の石油処理施設はフィールドの寿命期間中にわたって機能しない可能性がある。これは原油がパイプラインの販売仕様を満たさない結果となることがあり、それはかかる原油が売却不可能又は合意された原油売却価格から大幅に値引きされた価格で売却されることを意味する。

- ・原料の調達：当社の事業に要する原料が不足した場合又はかかる原料の価格が上昇した場合、当社の事業の中断又は生産コストの増加を招く可能性がある。当社は、自社発電所の多くにおける利用のため、特に石炭に対

する依存が大きい。アルミニウムの製錬には大量のエネルギーを要するため、当社のアルミニウム事業ではエネルギー消費量が多く、コール・インディア及びその子会社からのエネルギー供給に相当程度依存している。当社は、オディシャ州のランジガルとジャルスグダにアルミニウム製錬所及び関連する自社発電所を設立するためのオリッサ・マイニング・コーポレーション・リミテッド（以下「OMC」という。）との間の契約を通じて、オディシャ州にアルミニウム事業を設立した。OMCを通じてのオディシャ州政府との覚書には、オディシャ州政府が150百万トンのボーキサイト鉱石を提供することを定めている。2016年度中、OMCは、単独行動により、合弁契約を解除した。これに対し、当社は適切な措置を進めている。当該問題は、OMCとの間で係属中である。ただし、覚書の要件に従って受領することとなっていた専用ボーキサイトの提供の遅延により、当社のオリッサ・アルミニウム事業は当初から損失を計上した。当社のオリッサ・アルミニウム事業のために保証されたボーキサイト供給を確保することがさらに遅延する場合には、引き続き当社の事業、財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに当社は、期待する石炭鉱区の割当てを受けられない又はかかる割当てを当社の商業用発電事業に利用することを許可されない可能性がある。当社が受ける石炭鉱区の割当ては当社が計画する事業にとって十分でない可能性があり、また、当社が、経済的に魅力的な価格で十分な石炭を入手することができない又は石炭を全く入手することができない可能性がある。さらに、当社は、最終用途の特定及び指定期間内の採掘計画の提出を含む、石炭鉱区割当ての契約に定められた一定の制限条項に従わなければならない。

当社のラジャスタン鉱区の北部油田における石油処理施設は、当社の原油生産の品質を確保するため、発電と暖房用に燃料の確実な供給を必要とする。現在、発電と暖房用の燃料供給は、必要に応じてラーゲシュワリ・ディープのガス田からの天然ガスにより補給されるマンガラのフィールドからの天然ガスを通じて充足している。現在のガス供給は燃料供給を満たすことを確実にするために十分であるが、将来の燃料の必要量に関する現在の見積もりが現在及び将来の石油生産（ラーゲシュワリ・ディープのガス田からガス供給により補給される。）から供給可能である保証はない。その場合、代替エネルギー源が必要となる。

- ・水資源の調達：当社の亜鉛事業及びアルミニウム事業における採掘業務、当社の油田からの産出、銅事業における製錬所の操業並びに自社発電所は、大量の水の供給に依存している。当社の業務のための水資源は、当社の業務領域付近の集水域における十分な降水量に依存している。当社が必要量的水を確保し続けることができる保証はなく、また水の価格が上昇しないという保証はない。例えば、現在BALCOとNTPCとの間で、BALCOの自社発電所の一つが利用しておりNTPCの敷地に隣接した多量の水域に通じる水パイプラインにつき、敷設権に関する紛争が起こっている。かかる裁決がBALCOにとって不利な結果となった場合、BALCOが水利用に要する費用は大幅に増加する可能性がある。ただし、2011年7月29日から、当社は、540メガワットに関して13百万立法メートルの30年間有効である水資源供給契約を締結し、また、2015年12月22日、当社は、地方団体と600メガワットの独立発電所及び600メガワットのCPPに関して合計で年間28百万立法メートルの30年間有効である新たな水資源契約を締結し、2017年3月31日までに、うち21百万立法メートルの水資源が充当された。

当社は、マンガラ、バギアム、アイシュワリアの油田における油層圧を維持及び原油回収を最適化するために温水を注入する。これら油田の水源はバールメール盆地のタンブリの塩性帯水層に水の生成用に掘削した井戸であり、今後も供給が継続される。塩水の採取にもまた関連政府当局の承認が必要である。地下水の流量において期待される水採取量の想定が正確である保証はない。既存及び現在開発計画されている井戸の寿命にわたって必要水量の採取ができないこと、又は地下水の流量の不正確な推測、又は塩水の採取についての政府当局からの承認の取消し又は遅延により、代替水源が必要となる。関連政府当局は、タンブரிからの塩性地下水の採取に関して同意しているが、淡水の不足又は水質の悪化に関して直接又は間接的に責任を有すると認識される恐れがある。その場合、地方当局は当社に代替水源の利用を要求し、又は当社に帯水層の塩性地下水による淡水供給が汚染されていた場合の責任を負わせることがある。

- ・輸送業務の途絶又は輸送費用の増加：当社は、ボーキサイト、アルミナ、亜鉛精鉱、銅精鉱、石炭及びその他の供給品を当社の事業活動に向けて輸送するため又は顧客への製品の引渡しのため、海上、内水輸送、鉄道、トラック、陸路、コンベヤー及びその他の方法による輸送に依存している。かかる輸送方法の能力を低下させる障害、又は当社の競合相手若しくは他業種による輸送需要の増加の結果を含め、かかる輸送業務の途絶又は輸送費の増加が生じる可能性があり、又はその他輸送に不具合が生じた場合を含め、当社の事業の拡大を支える時宜を得た輸送業務を行うことができない可能性がある。

- ・不適切な設備の運営及び維持手続：当社は、当社の生産設備の完全性を保つために設備の運営及び維持に関する手続を確立している。ただし、不測の事態が発生する危険性があり、これら手続の不適切な適応又は予測以上の弱体化により生産が途絶することがある。
- ・第三者への依存：当社は、電力施設の建設、引渡し及び試運転、機器の供給及び試験並びに当社が発電する電力の送配電を第三者に依存しており、これは当社が制御できないことである。例えば、外部の請負業者は期限、予算又は当社との契約に定める規定を守って建設及び設置を完了することができない可能性があり、また、請負業者は、そのほか、完了予定日までのプロジェクトの目標達成又は商業発電の実現に遅れが生させる可能性があり、それにより、予算の超過又は顧客からの支払遅延が生じ、遅延弁済金、違約条項若しくは契約履行保証が発生する又は契約が終了する結果となる可能性がある。「－第6－3 その他－(1) 訴訟及び規制手続－(1) 発電所の様々なユニットの試運転の遅延に関するTSPLに対する訴訟手続」を参照のこと。また、専門的な設計、工業技術及びプロジェクト管理の技能及びサービスを提供する請負業者への需要が増加しており、かかる請負業者の不足及び役務提供費用の増加が生じている。かかる技能及び経験を有する請負業者を合理的な料金で利用し続けることができる保証はなく、当社は、かかる請負業者のサービス、設備及び供給品の費用及び質に関するリスクを有する可能性がある。
- ・電力購入契約：当社が締結した又は締結する可能性のある電力購入契約及びその他の契約により、発電所の稼働能力や発電能力等、性能に関する一定の最低基準を電力購入者に保証する必要が生じる可能性がある。当社の発電施設が性能要件を満たさない場合、電力購入契約を締結した電力購入者は、当社の発電所が合意基準の範囲内で稼働しなかった結果増加した費用を補償しない可能性がある。
- ・送電：強固な送電インフラがないことにより、当社の発電量が制限される可能性がある。例えば、ジャルスグダにおける当社の商業発電所の4ユニットすべての有効な設備利用率は、インドで利用できる送電インフラが限定的であること及び製鍊所II立ち上げの遅延を理由に、2015年度において39%に制限された。
- ・法規制の遵守：インドにおいて発電は規制下にある事業である。特に、国及び州の規制機関並びにその他の法定及び政府指定の当局は、随時、当社に対して最低性能基準を強制することがある。当社がかかる基準を満たすことができない場合、一定の場合には工場閉鎖を含む罰則を科せられる可能性がある。
- ・原油の流量保証に関する懸念：ラジャスタン鉱区の北部フィールドの原油はワックス状の性質を有するため、これらフィールドにおける回収技術として当社は温水注入を行う必要がある。温水の注入には、注入過程の水の使用により凝固が発生する温度まで原油の温度が下がらないように水温を一定水準に保つことが要求される。注入する水温を必要水準に維持できない場合には、必要な注水量が維持できず、総体的なフィールドの生産速度と最終的な回収率に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、原油がワックス状の性質のため、24インチの絶縁された石油パイプラインと接続している支線を通して輸送される原油の温度は、原油の温度よりも高く設定維持されていることが必要である。原油の温度をこのワックス状になる温度以上に維持するためには特殊な暖房システムの導入とパイプラインに沿った複数の要所で加熱ステーションを設置することを必要とする。特殊な暖房システムが期待通りに機能しない場合、又は加熱ステーションの機能に関連した問題が発生した場合、加熱ステーションにおいて発電システムに燃料を供給することが困難になり、原油の温度は一定に保たれず、パイプラインを通じて輸送される石油量に悪影響を及ぼす可能性がある。原油生産高、究極回収率、又は石油輸送量の減少は当社の事業、財政状態又は業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。
- ・鉱滓ダムの破損：当社のいずれかの生産施設の鉱滓ダムから廃棄物が流出することにより、死者、負傷者、環境被害、風評被害、財務費用及び製品への影響が生じる可能性がある。鉱滓ダムの破損は、壊滅的なリスクとみなされ、頻度は非常に低いが大規模性は非常に高い、最優先に取り扱われなければならない事由である。
- ・鉱山、油田、製鍊所及び精鍊所、石油処理ターミナル、貨物ターミナル並びに関連施設における事故：当社の鉱山、油田、製鍊所及び精鍊所、石油処理ターミナル、貨物ターミナル並びに関連施設における又はこれらに対する人的被害、物的損害又は環境被害をもたらす事故又は爆発によって、高額な訴訟費用、罰金及び制裁措置の賦課、又は許可及び免許の一時停止若しくは取消しを被る可能性がある。当社の露天掘り作業に関連するリスクには、露天掘り部分の浸水及び露天掘り壁の崩壊によるもの等がある。坑内掘り作業に関連するリスクには、坑内における火事及び爆発（可燃性ガスによるものを含む。）、坑道の崩落又は地表の陥没、ガス及び有毒な化学物質の放出、洪水、陥没穴の形成及び地盤沈下によるもの等がある。当社の鉱山及び施設においては、過去に従業員の負傷及び死亡が発生したことがあり、将来も発生する可能性がある。例えば、スコピオン亜鉛の生産は小屋の火災事故により2015年1月に23日間停止された。当社は、法律により従業員の

労働を原因とする負傷を補償する義務があり、従業員に対する補償責任が適切に果たされない場合、当社の将来の業績に悪影響を与える可能性がある。

さらにまた、石油及びガス探鉱、及び当社又は当社が持分を有する設備オペレーターによる生産業務は、当該業務に通常付随するリスク（噴出、石油流出、ガス漏れ、爆発、火災、設備損傷又は故障、天災、地質学的不確実性、異常又は想定外のな岩層及び異常圧を含む。）を有している。オフショア業務もまた、海洋作業に固有の危険及びパイプライン、プラットフォーム、設備並びにトロール漁船、いかり、船舶からの海中設備の損傷だけでなく、天災の影響を受ける。当社の生産フィールドは異常気象、洪水、火災、盗難、地震及びその他天災を受ける可能性のある地域に位置している。さらに、当社又は当社が持分を有する設備オペレーターは、石油及びガス探鉱及び生産業務が依存している油田のサービス、設備又はインフラ（地震測量船、掘削装置、パイプライン及び貯蔵タンクを含む。）の有用性の障害又は遅延に直面することがある。

- ・ストライキ及び労働運動又は労働争議：当社の連結グループの全労働者の過半数は労働組合に所属している。ストライキ及び労働運動又は労働争議により過去に事業中断及び生産中止に至ったことがあるが、将来も同様の事態が生じる可能性がある。当社は、労働組合から、賃上げ及び手当の引き上げを要求される又はこれらに関して訴訟を起こされる可能性があり、また当社と労働組合との間の既存の契約が、当社に有利な条件で改正されない可能性又は全く改正されない可能性がある。例えば、当社の子会社であるセサ・マイニング・コーポレーション・リミテッドは、労働組合の運動及び活動により、2016年10月13日から2016年11月17日までビコリム鉱山の業務を停止された。

(i) 当社は様々な事業セグメントにおいて競争的圧力にさらされており、当社が生産する製品の価格又は販売量が下落し、当社の収益性が損なわれる可能性がある。

鉱山と鉱物、商業発電並びに石油及びガス産業は、非常に競争的である。当社は継続して、鉱物並びに石油及びガス資源並びに認可の探査及び取得において他の同業者と競争する。多くの場合、競合者はより大きな財源、地域のつながり、従業員及び設備を有している。探鉱及び生産許可のための競争はその他投資又は買収機会の競争と同様に将来激化する可能性がある。これにより、当社の業務の遂行にかかる費用の増加及び成長機会の減少につながる可能性があり、当社の事業、財政状態、業績及び将来の見通しが重大な悪影響を被る可能性がある。

(j) 当社は、特定の鉄鉱石の採掘権、当社のプロジェクト並びに設備及びサービスの供給、及び当社の生産量の取引量維持のために必要な原料の一部を第三者からの供給に依存している。

当社は、銅精鉱の大部分及びアルミナの必要量の一部を第三者から調達している。例えば、2017年度では、当社は銅精鉱必要量の約97.5%を、またアルミナ必要量の53.9%を第三者から調達した。当社の銅事業及びアルミニウム事業の収益性及び営業利益率は、契約した量をいかに適時に確実に供給できるかの能力にかかっている。また、当社の銅事業及びアルミニウム事業の収益性及び営業利益率は、必要なアルミナを、当社のアルミニウム製品の市場販売価格より相対的に低い価格で調達できる能力及びこれら原材料を合理的な価格で調達できる能力にかかっている。

当社は、鉱石調達契約を通じて、ゴア州から第三者に賃貸されているソンシ鉄鉱石鉱山を運営している。契約に基づき、当社は、契約当事者として、その後関連する第三者である所有者から買い戻す鉱石を抽出する責任を負う。2017年度、当社の原鉱石生産高の約1.4百万トン（又は当社の鉄鉱石生産高の約15.3%）が当社の運営する第三者の鉱山において生成された。契約の取決めの一環として、当社はかかる第三者である所有者に対して鉄鉱石のトン単位の購入価格（鉄鉱石の市場価格にリンクしている。）を支払う。ただし、第三者である鉱山所有者が同等の、又はその他の好条件で、若しくはもとより契約をさらに更新する保証はない。また第三者の所有する鉱山が賃貸されている場合において、第三者がその賃貸契約の期限到来前に適時に更新の申請を行う、又はかかる更新が成功裏に行われる保証もない。重要な契約の更新の失敗又は支払採掘料の大幅な値上げは当社の事業、財務状態、業績及び将来の見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、多くの探査及び生産会社と同様に、当社と設備運営者は度々、第三者である供給業者からサービスと設備を契約又は賃借する。かかるサービスと設備は不足していることがあり、必要な時間と場所において利用可能でない場合がある。加えて、第三者からのサービス及び設備費用は近年大幅に上昇しており、今後も上昇が続くことが予測されている。サービス及び設備の不足並びに価格の上昇は、炭化水素又は鉱物価格の上昇又は続伸の結果、大幅に増加している地域探査及び開発活動に特に起因している場合がある。かかるサービスと設備の不足は、

それらの潜在的に高い費用と共に、プロジェクトの収益性及び実行可能性を遅延、制限又は低減させることがあり、それにより当社の事業、将来の見通し、財政状態又は業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の石油及びガス事業において、当社はインド政府が指定した公共部門精錬所及び国内の民間部門精錬所と2018年3月までのラジャスタン鉱区からの原油の予測生産水準に関するインフラ及び石油販売契約を締結していた。買い手がこれら販売契約に基づく分量の配送を受けることができない場合は、取引又は供給の停止となる可能性がある。加えて、民間部門の買い手2社が2017年度のラジャスタン鉱区の総売上高の約69.4%を占めており、これらの買い手の施設における不測の事態は、売上高そして収入に影響を及ぼす。さらに、当社は取引遅延、配送商品に対する支払又は相手方不履行のリスクにさらされている。これらのうちいずれも当社の原油販売及びキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性がある。

特定のケースにおいて、法的に、又は地理的、インフラ又はその他制限事項の結果による要因により、関連する相手方は実際にはその生産高の唯一の潜在的購入者となる。これは特に、生産されたガスのエンドユーザーへの供給を、それを可能にする輸送手段及びその他インフラの利用可能性又は建設に依存しているガスの販売においては顕著である。当社が生産したガスの輸送又は購入に関する競合他社の不在により、取引及び生産遅延、不利な価格設定又は契約条件の危険性が生じ、輸送又はその他必要なインフラの利用可能性を制限することがある。

かかる遅延又は不履行若しくは不利な価格設定又は契約条件、又はインフラの利用可能性の制限は当社の事業、財務状態及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(k) 当社の土地において所有権に瑕疵がある場合又は借地権を失った場合、当社の土地における事業運営力が制限されるか又は予期せぬ多大な費用を負うことになる可能性がある。

当社が採鉱権を付与されている土地を採鉱できるか否か、及び当社のその他生産及び事務所設備の利用については、地上権の取得に依存している。当社は、地上権の取得及び土地の所有権について別途土地所有者と交渉を行うことが要求されているが、かかる権利が付与されるという保証はない。権利又は賃借権の通常の業務の範囲外における取得又は取得不能、若しくは異議申立てが遅延する場合、当社の事業、財政状態又は業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、当社の一部の所有地及び賃借地に関する権利について一定の不備がある可能性がある。例えば、これらを取り決める一部の契約について、正式な締結及び／若しくは適切な押印がなされていないこと若しくは地域当局の土地記録に登録されていないこと、又は借地証書の期限が切れており更新されていないことがありうる。インドにおける土地の所有権の登録は集中化されておらず、また十分にコンピューター化されていないため、当社側の又は以前の譲受人側の、すべての関係者の同意の取得又は正式かつ完全な押印及び登録要件の不備により、土地の所有権が不完全である可能性がある。土地の所有権の不確実性は、権利の取得、独立検証及び譲渡の手続を妨げ、また、当社が土地の所有権に関する紛争の当事者となり、法廷手続の対象となった場合に、解決までの年数及び多額の費用がかかる可能性がある。さらに、かかる土地の一部が、現地の設計及び建築に関する法律若しくはその他の法的要件に従って建設若しくは開発されていない可能性、又は当社の建設済みの不動産の建設及び開発においてこれらの不備があると申し立てられる可能性がある。例えば、BALCOは1,804.67エーカーの政府所有地のうち、1,751エーカーが州政府により賃貸されている森林地帯に位置している。当社のコルバ製錬所が所在する土地への侵犯に関連してBALCOに対する日付付の嘆願書が最高裁判所に提出されているため、賃貸行為は実行されていない。かかる論争、訴訟又は不正行為は当社の事業、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性がある。

(l) 当社の子会社における第三者持分、当社の子会社の証券取引所への上場による制限及び当社の子会社の設備の第三者持分により、当社による子会社又は当社会社の設備の自由な管理が制限され、その結果として当社の業績及び財政状態が重大な悪影響を被る可能性がある。

当社は活動中の子会社のすべてを完全所有しているわけではないが、当社の子会社の発行済株式資本の過半数を所有している。当社はHZL、BALCO及びブラック・マウンテン鉱山の経営を直接、間接に支配しているが、両社とも大きな持分を持つ者も含めて他の株主が存在する。当社の子会社及び関連会社に非支配持分が存在すること並びにHZLがインド証券取引所へ上場していることにより、これら子会社は追加の法的、規制上の要件の対象となる場合があり、又は特定の、若しくは特定割合の株主及び／又は規制当局（株主間契約、相互関係契約、又は法律の運用に基づく）の事前の承認なしには特定の行動を制限される場合がある。少数株主その他の持分の存在及び当社子会社の証券取引所への上場は、当社がかかる子会社における株式持分を増やすこと、類似の事業を統合して異なる子

会社の事業間の相乗効果を活かすこと、様々な事業間で資金融通を行うこと又は税効果のある方法で当社の事業構造を再編することが制約される可能性があり、当社の事業、財政状態又は業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ONGCは当社の石油及びガス事業のすべての稼働中の設備に関する当社の共同運営パートナーであり、当社は当社のすべての石油及びガス設備を運営している。したがって、当社による石油及びガス設備の誤った管理はかかる設備に関して当社の共同運営パートナーに対する債務を発生させる。当社設備に持分を有するその他の当事者がその同意が要求される当該設備に関連する特定の業務に参加しない選択をする危険性も有している。その場合、当該活動は当社のみ若しくはその他参加者と連結しても、希望する日時、又はいかなる場合でも行うことができない。加えて、他の共同運営パートナーは当該設備に関連した資金調達義務又はその他調達義務の不履行を起こすことがある。その場合、当社は関係する運用契約に基づき不足資金のすべて又は一部を寄与することが求められ、それにより当社の事業、財政状態又は業績が悪影響を及ぼす可能性がある。

(m) BALCOに残存する保有持分を購入するコール・オプションの行使に関して異議を唱えるインド政府に対する訴訟

インド政府と当社との間の株主間契約の条項に従ってインド政府がBALCOに保有する残存持分を取得するコール・オプションの行使に関連して現在訴訟が進行中である。デリー高等裁判所の指示に基づき形成される仲裁裁判所は2011年1月22日に当社の申立てを棄却した。当該裁定によると、株主間契約の特定の条項が1956年会社法（インド会社法）第111A条第2項に違反することから効力がなく、無効であるとされている。当社はデリー高等裁判所において1996年仲裁調停法第34条に基づき、かかる裁定の取消しを求める申立てを行った。当社の申立ての答弁は2017年10月17日に予定されている。「一第2－3 事業の内容－(2) 当社の事業－(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。裁定に対する当社の申立てが当社に有利な結果になる保証はない。かかる場合、当社は、インド政府が保有するBALCOの49.0%の持分を取得することができないか、又はかかる取得の実現を決意した場合にはより高い取得価格を支払うことを求められる可能性があり、その場合、当社の事業、財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(n) HZLに残存する保有持分を購入するコール・オプションの行使に関して異議を唱えるインド政府に対する訴訟

当社は、インド政府と当社との間の株主間契約の条項に従ってインド政府がHZLに保有する残存持分を取得するコール・オプションの行使に関連してインド政府に対する仲裁手続を開始した。インド政府は当社のオプション行使の権利を、株主間契約の条項は1956年会社法（インド会社法）第111A条に違反しているとして否定し、無効であるとしている。仲裁裁判所による次の答弁日は2018年4月21日である。「一第2－3 事業の内容－(2) 当社の事業－(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。裁定に対する当社の申立てが当社に有利な結果になる保証はない。かかる場合、当社は、インド政府が保有するHZLの29.5%の持分を取得することが遅延する又は全くできないか、若しくは市場価格又は公正価格より高い取得価格を支払うことを求められる可能性があり、その場合、当社の事業、財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(o) 当社設備からの将来の生産高は予想から外れる可能性がある。

当社は、年間金属生産量及び鉱山寿命を、露天掘り及び坑内掘り双方の詳細な鉱山計画に基づき推定し、石油及びガス生産率及びフィールド寿命をフィールド開発計画に基づき推定する。これらの鉱山計画及びフィールド開発計画は当社の鉱山及びフィールドの将来のパフォーマンス予測に基づき作成されている。将来のパフォーマンスは、当初予測されたよりも複雑な地質学的状況、予測と異なる鉱石等級、将来の生産地及び圧入井のパフォーマンス、当初予測されたよりも低い作業能率、電力不足、給水又は用益供給及びその他制約を含むがこれらに限らない複数の危険性を有している。当社のランプラ・アグーチャにおける採鉱事業は現在露天掘りから坑内掘りに移行している過程である。規定された業務基準を達成するための挑戦は、この移行を管理する上での困難を生じさせる可能性がある。詳細に上述したリスクの一部又はすべてに起因する現在の生産水準又は予測値からの大幅な生産減少は当社の事業、財政状態又は業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の石油及びガス事業において、ラジャスタン鉱区からの安定生産速度は予測より低いことがある。ラジャスタン鉱区のマンガラ、バギアム、アイシュワリア、ラーゲシュワリ、サラスワティのフィールドに関するフィールド開発計画に含まれる生産速度及びフィールド寿命の予測は、将来のフィールド・パフォーマンスに関する予測に

基づいている。将来の生産速度に関する予測が、当社の石油及びガス事業において既存の承認済の安定生産速度を上回っている場合、当社の油田が将来の増強された生産速度における生産を開始する前に共同運営パートナー、適切な規制当局及びインド政府の合意が必要となる。共同運営パートナーからの合意が遅延又は取得できなかった場合には、生産はフィールド開発計画に定められた水準に制限されるものとし、当社の事業、財政状態又は業績に有害な影響を及ぼす可能性がある。

(p) 新しい技術及び設備に継続的に投資しなければ、当社の技術及び設備は陳腐化し、生産コストが競合相手と比べて増加し、又は導入した技術が目標を達成しない場合があり、その結果、当社の業績、財政状態及び将来の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の製品の販売価格は当社が決定することができないため、当社の収益性及び競争力は、生産コストにかかる販売価格より低く抑えることに大きくかかっている。当社が新しい技術及び設備に継続的に投資せず、かかる新しい技術及び設備を組み入れ事業経営を効率化することができなければ、当社の生産コストが競合相手と比べて増加し、収益性及び競争力を失う可能性がある。新しい技術及び設備は高価であり多大な資本投入が必要である。さらに、かかる投資が、それらの取得に要した設備投資費用に見合う程度、生産コストの削減に役立つか否か、又は当該技術を使用して目標を達成することができるか否かを含むさらなるリスクも存在する。

例えば、ラジャスタン鉱区の北部に所在するフィールドのフィールド開発計画は、石油の増進回収法の使用により油層にある予測石油量から増加加算された割合が抽出されることを仮定している。北部に所在するフィールドにおける石油の増進回収法のスクリーニング検査は2つの一般的な改良された石油回収技術であるポリマー攻法又はアルカリ界面活性剤ポリマー攻法が望ましい石油回収技術の選択肢であると結論付けた。マンガラにおける試験的なポリマー攻法による改良された石油回収の成功を受け、マンガラ油田におけるポリマー攻法のフィールド全体への適用に関する開発計画の実施は現在進行中である。規模については、プロジェクトはその部類では世界最大規模のものの一つである。プロジェクトに関連するリスクは、生産された流体の処理が不十分なことにより地表施設の性能及び現在進行中の活動におけるポリマーの継続的な供給に影響を及ぼすことを含む。

さらに、ポリマーを油層において適温に保つことができなければ、悪化させ、正常に機能しないことがあり、回収予定の原油の増分を減少させることがある。また地上でポリマーを取り扱う施設の効率が計画よりも低く、ポリマーを劣化させ、最終的にはより多く消費させることになる危険性もある。これらの要因すべてが当社の事業、財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

石油の増進回収法の使用は、原油の抽出に必要な営業費用を大幅に増加させる可能性がある。かかる回収技術の経済的な実行可能性は当該技術の費用増加分を国際市場における原油の実勢価格と比較した上で判断される。当社がこれらの増進回収法の利用を意図した時点で、原油の価格がかかる技術を経済的に実行可能な提案であると結論付ける保証はない。これにより当社の競争能力、事業、財政状態及び業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

(q) 当社の鉄鉱石事業は、中国に対する鉄鉱石の輸出販売に大きく依存している。その結果、中国の経済成長又はインドと中国間の国際関係の悪化、若しくは中国における鉄鉱石の輸入に関する規制又は通商政策の否定的な変更は当社の業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の鉄鉱石事業は、中国に対する鉄鉱石の輸出販売に大きく依存している。例えば、2017年度には、ゴアの外部顧客に対する販売高の100%が中国の顧客に対する輸出によるものであった。その結果、当社の鉄鉱石事業の業績及び成長率は必然的に、世界中の政治不安又は地域紛争、景気後退その他により著しく悪影響を受ける中国経済に依存することとなる。さらに、インドと中国間の国際関係の悪化、中国における鉄鉱石の輸入に関する規制又は通商政策の否定的な変更、若しくは中国への鉄鉱石輸出の当社能力の制限又は制約は当社の事業、財政状態、業績及び将来の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(r) 当社は、当社及び当社の子会社に提供されるターム・ローン及び運転資金の融資を含む与信枠に関する制限的誓約に従う。

これらは、当社が当社の借入れ及び子会社による借入れのために特定の銀行及び金融機関と締結している契約における制限的誓約である。これらの制限的誓約は、とりわけ、当社が一定の財務水準を維持し、とりわけ、資本構成の変化、株式、優先資本又は優先債券の発行、一般からの借入金及び預かり金の調達、新プロジェクトの着手、買収、合併又は再建の計画の実行並びに子会社を拡大又は設立する新たな計画の実施等の様々な活動について、当

該銀行及び金融機関に事前に許可を求めなければならないことを定めている。かかる制約が遵守されない場合には、当社は直ちにかかる貸手に対する借入額の返済を要求される可能性がある。かかる制限的誓約は、当社の経営又は拡大能力を制限し、当社の事業、財政状態又は業績に悪影響を与える可能性がある。

(s) 当社は、複数の民事及び刑事訴訟又は仲裁手続に関与しており、当社に対する最終判決が当社の事業、業績、財政状態及び将来の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、環境法、税法、インドの法律及び規制、刑事制裁、地権争い及び労働争議、並びにその他関連事項への違反に関する当社に対する申立て等を含む複数の法的訴訟及び仲裁手続に関与している。当社又は当社取締役に対するこれらの申立ての一つ又は複数の最終判決により、当社による相手方に対する支払が命じられ、当社が事業活動を停止又は制限せざるを得なくなる差止め命令を受け、その結果当社の事業、業績、財政状態及び将来の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

係属中の重大な訴訟の詳細は「一第6-3 その他(1) 訴訟及び規制手続」を参照のこと。

(t) 当社は、現在適用されている免税期間、課税免除及び課税猶予が終了して更新されない場合、新たな課税を受ける可能性がある。また、最低代替税により免税期間、課税免除及び課税猶予が制限される可能性がある。

当社には現在多くの免税期間、課税免除及び課税猶予が適用されているが、これらは期間が限定されている。例えば、ダリバ、チャンデリヤ及びザワルにあるHZLの自社発電所では、HZLのその他の事業部への電力供給から得られる利益に対する課税が免除されており、当社はかかる課税免除により相当な費用が節約できると見込んでいる。当社はまた、グジャラート、カルナータカ、タミル・ナードゥ、マハラシュトラ及びラジャスタン等の州に設置された風車並びにパントナガールに溶解及び鑄造工場を保有しており、これらは課税免除されている。当社は当社の石油及びガス事業に関連してインドの州政府及び中央政府に対し、それぞれの政府が定める割合（当社が生産する石油量／石油の価値にリンクしている。）による採掘料と租税の支払を行っている。当該事業期間中、状況に不利な変化が生じた場合、当社の費用、業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。過去に石油量に応じて課された租税は、石油価格の下落に伴い、純実現額に重大な悪影響を及ぼした。2016年度の予算においては、租税は価格に応じて課されており、価格の上昇に伴い、当社に悪影響を及ぼすこととなる。

当社のトゥティコリンの銅精錬所及び銅棒工場並びにチャンデリヤの湿式冶金垂鉛製錬所のうちの1ヶ所は、それぞれ輸出向け施設として認定されていることから、2011年3月31日までの間、原料、調達した資本財及び販売した完成品に対する課税が免除されていた。既存の免税措置については、自社発電所は、2015年3月31日より後もかかる免税措置が終了するまでは、引き続きその対象である。既存の免税期間、課税免除及び課税猶予が終了し若しくはこれらを失った場合、又は新たな免税期間、課税免除若しくは課税猶予を取得できなかった場合、当社の納税義務が増加し、当社の事業、財政状態又は業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

また当社は、帳簿利益を基準に計算され毎年支払わねばならない最低代替税を課されている。基準となる最低代替税は、現在21.34%である。当社は最低代替税を課されていることにより、将来免税期間、課税免除又は課税猶予が適用されてもこれらによる恩恵を最大限活用できない可能性がある。

(u) インド政府が当社による誓約条項の不履行を申し立て、HZL株式に係るプット・オプション又はコール・オプションを行使する可能性があり、その場合、重大な訴訟に発展し、当社の事業、業績、財政状態及び将来の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

インド政府と前SIIL間の株主間契約に基づき、当社は、2002年4月11日から5年以内にラジャスタン州のカパサンに年間1百万トンを生産する垂鉛製錬所プラントを建設する新規開発計画（以下「カパサン・プロジェクト」という。）に同意した。株主間契約には、当社が当該日より1年以内にカパサン・プロジェクトの実現可能性を確認し、HZLの最良の経済的利益とはならないと判断（かかる判断には独立した専門家の報告書を必要とする。）し、HZLの取締役会が当該判断を確認した場合、当社はHZLのカパサン・プロジェクトへの参入を確約する必要はないことを定めている。2003年に、HZLはインド政府に対し、カパサン・プロジェクトは実行されないため、独立した専門家の報告書は不要であると通知した。当社はインド政府と当社間のHZLに関する株主間契約に基づくいかなる違反の通知も受けていないが、インド政府は当社がカパサン・プロジェクトに関する株主間契約に定める誓約条項に違反し債務不履行事由が発生していると主張する可能性がある。インド政府は、株主間契約の条項に従い、インド政府が保有するHZL株式の一部若しくは全部をその市場価格の150.0%に相当する価格で当社に売却するか、又は当

社が保有するHZL株式の一部若しくは全部をその市場価格の50.0%に相当する価格で購入するか、のいずれかの権利を、当該債務不履行事由を認識した日から90日以内に行使する権利を有することとなる。

2017年7月28日のNSEにおけるHZL株式の市場価格の終値は1株当たり277.9ルピーであった。この値のみを基準として、インド政府がその保有するHZL株式1,247,950,590株の全部をその市場価格の150.0%に相当する価格で売却する権利を取得し、かかる権利を行使する場合には、当社は、当該株式につき520,208百万ルピーの支払を要求される。同様に2017年7月28日のHZL株式の市場価格の終値を前提として、インド政府が当社の保有するHZL株式2,743,154,310株の全部をその市場価格の50.0%に相当する価格で購入する権利を取得した場合には、当社は、当該株式につき381,161百万ルピーの支払を受けることとなる。

インド政府が株主間契約に基づく債務不履行事由が発生したと申し立て、HZL株式に係るプット・オプション又はコール・オプションを行使した場合、当社は本件について多大な費用と時間を要する訴訟に直面することとなり、当社の亜鉛事業の将来に不確実性が生じ、インド政府が保有する残りの29.5%のHZLの持分をコール・オプションの行使により取得することが不可能となり、また敗訴した場合には深刻な経済的損害を被ることとなり、これらはいずれも当社の事業、業績、財政状態及び将来の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(v) 天然資源事業における熟練労働者が不足した場合だけでなく、技術、管理及び統率力の水準において才能を呼び込み、保持することにより、費用が増大しかつ当社が事業を維持又は拡大する能力が制限される可能性があり、これにより当社の業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

当社の事業計画を実行するためには、当社の経営陣及びその他部署の多大な協力を必要とし、当社は引き続き、運営、財政その他の内部管理を強化することを求められる。当社の事業を維持成長させる能力は、高まる需要及び発展的な業界標準に追随することを可能にする当社の熟練した人材を呼び込み、育成及び保持する能力に依存している。当社は当社の事業部門における上級経営陣とその他主要な人員による継続した尽力と実績に大きく依存している。当社の上級経営陣又はその他主要な人員の喪失又は減少、若しくは多数の管理職において主要人材を保持することができない場合、当社の業績、財政状態及び将来の見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。

採鉱、金属の製錬及び金属の精錬並びに製造事業並びに石油及びガスの採取には技能が高く熟練した労働力が必要である。かかる労働者が不足した場合、当社の労働生産性が低下して費用が増加し、事業が中断し、又は現在の生産力を維持できないか若しくは計画どおりに拡大できない可能性がある。かかる場合、当社の業績、財政状態及び将来の見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。

(w) 将来請求を受けた際、当社の保険範囲では十分に賄えない可能性がある。

当社が付保している保険は、当社が事業を行う各業界において一般的なものであり、その保険料は商業的に適切であると考えている。それにもかかわらず、当社は、保険が十分でない若しくは保険を付保していない分野における債務を負う可能性がある。当社の保険契約には、当社が被った損失又は損害に対する主張がすべて補償されない結果となる特定の保険範囲の除外及び制限が含まれている。原油及び天然ガスの探査と生産は、本質的に危険に満ちている。自然要素と人工的要素の組み合わせにより石油流出、火災、器材故障、油井抑圧の喪失、炭化水素又は硫化水素の漏出その他をもたらし場合があり、それらは死、怪我及び生産設備と環境への損害を招く結果になる場合がある。さらに、当社のインドにおける事業体は、国内の保険会社又はインドの会社と合併で事業を行う外国の保険会社以外から保険提供を受けることができず、これらの保険契約が経済的に妥当な保険料で継続できない可能性や全く継続できない可能性がある。保険業者によって完全には補償されない危険性のある重大な有害事象の発生により、当社の事業、財政状態又は業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

(x) 組織再編取引は期待する利益を生じない可能性がある。

組織再編取引を発表する時点で、当社は取引による運用面と財政面の相乗効果により発生するコスト削減の見積りを行った。これらの相乗効果は実現しない、又は見積りよりも大幅に低くなる可能性があるが、その他の利益が実際に達成されるか、その場合にはいつ実現するかについての確実な予測もまた不可能である。連結により期待したコスト削減その他の利益が実現しない場合、又は期待される税効果の利用を阻害される場合、若しくは連結の結果であるかかる削減費用及び利益により当社が被る増分費用を相殺できない場合には、当社の事業、財政状態又は業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、合併及び組織再編スキームを受けて、ゴア所得税務局及び企業省によりインド最高裁判所に対し、ゴア州ボンベイ高等裁判所の命令に上訴する特別許可請求がそれぞれ2013年7

月と2014年4月に提出された。さらに、債権者及び株主が2013年9月にマドラス高等裁判所に対し合併及び組織再編スキームに関する異議申立てを行った。この申立ては答弁と承認のため審理中である。

特別許可請求が当社に有利なように決定される保証はないが、裁判所が組織再編取引の効力を否定する保証もない。この状況においては、当社が組織再編取引に基づく財政的、運用上の、戦略的及びその他潜在的な利益を達成できない可能性がある。詳細については「―第6―3 その他―(1) 訴訟及び規制手続」を参照のこと。

(y) 当社は、当社・ケアン・インディア合併から期待していた財務流動性、利幅、費用節減及びその他の目標を実現できない可能性がある。

当社が当社・ケアン・インディア合併から期待していた財務流動性、費用節減及びその他の目標が達成されるという保証はない。これらの期待目標は達成されないか、又は予想よりも著しく達成率が低くなる可能性があり、当社が当社・ケアン・インディア合併に係る条件の決定時に依拠したその他の前提（回収可能価額を含む。）が誤りであることが判明する可能性がある。このため、当社が当社・ケアン・インディア合併から得られると期待していた財務流動性、費用節減及びその他の目標が、期待どおりに達成されないか若しくは全く達成されず、又はその達成が遅れ、当社の事業、財政状態、業績及び見通しに重大な悪影響を与える可能性がある。

(z) 事業の機密情報が漏洩した場合、当社は多額の費用を要するか又は評判の喪失を被る可能性がある。

当社のデジタル・インフラの重大な侵害若しくは障害及び／又は過失若しくはITセキュリティの不具合によるサイバー・セキュリティ攻撃又はその他の理由により、当社の業務は深刻な混乱に陥り、データや機密情報の喪失若しくは悪用、業務の混乱、資産への損害、法律若しくは規制違反及び潜在的な法的責任を被る可能性がある。

(2) 当社が属する業界に関するリスク

(a) 商品価格並びに銅の製錬費及び精錬費は大きく変動し、当社の収益、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

従来から、銅、亜鉛、石油及びガス、鉄鉱石並びにアルミニウムの国際的な商品価格並びに銅の製錬費及び精錬費の市場価格は大きく変動しており、比較的小さな需給の変化、市場の不透明感、世界経済又は地域経済の全体的な動向及び当社が直接関与している産業の景気循環に応じた、幅広い変動及びその他様々な要因の影響を受ける。例えば、2016年3月31日から2017年3月31日までの期間において、銅のロンドン金属取引所における平均価格は1.1%下落し、亜鉛、鉛、銀、積載日確定後のブレント原油及びアルミニウムのロンドン金属取引所における平均価格は、各々29.5%、13.4%、16.7%、2.3%及び6.2%上昇した。歴史的に見ても、原油及び天然ガスの国際価格は、様々なマクロ経済的要因、地理的要因及び地域的要因により変動してきた。原油及びガスの国際価格における大幅な下落又は拡大した下落は、既存の／予定されたプロジェクト、資本支出、事業、財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、当社は、該当する価格参照期間における銅金属のロンドン金属取引所における価格から製錬費及び精錬費（当社と供給者との間で交渉されるが、製錬費及び精錬費の一般的な市場価格の影響を受ける。）を控除した金額で、銅精鉱を購入している。製錬費及び精錬費は、歴史的に、銅のロンドン金属取引所における価格とは独立して大きく変動している。当社の銅精鉱の購入価格及び銅の最終製品の販売価格の両方がロンドン金属取引所における価格を基準にしているため、当社はロンドン金属取引所における価格を最終消費者へ転嫁することを試みている。しかしながら、当社は、銅精鉱の購入時の価格参照期間と銅の最終製品の販売時の価格参照期間とでロンドン金属取引所における価格が異なる可能性にもさらされており、ある価格参照期間と次の価格参照期間の間に銅のロンドン金属取引所における価格が下落した場合は当社に悪影響を及ぼす。「―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(2) 業績に影響する要因―(a) 金属及び石油価格、銅の製錬費及び精錬費並びに電力の料金」を参照のこと。

同様に、当社のアルミナ必要量の一部は内部調達しているため、当社の収益性は、アルミニウムのロンドン金属取引所における価格から当社の製造原価（ボーキサイトの採掘、ボーキサイトからアルミナへの精錬、ボーキサイト及びアルミナの輸送並びにアルミナからアルミニウムへの製錬に係る原価を含む。）を差し引いた金額に左右される。当社のアルミナ必要量のうち第三者から調達している部分について、当社の収益性は、アルミニウムのロンドン金属取引所における価格からアルミナの調達費及び製錬に係る費用を差し引いた金額に左右される。2017年度において、当社の我々のアルミナ必要量の53.9%は、第三者から供給された。さらに、当社の商業的な発電事業によって生成される燃料ユニットは、価格不安定性の影響下にある。

当社が第三者から購入するアルミナの市場購入価格及び当社のアルミニウム金属の市場販売価格は過去に大幅に変動しており、当社の金属の市場販売価格に対してかかる原料の市場価格が上昇した場合、当社のアルミニウム事業の収益性及び営業利益率は悪影響を受け、当社の事業、財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、当社のラジャスタン及びカンベイ鉱区について、原油の基準は、当該地域で頻繁に取引されている西アフリカの低硫黄原油であるボニー・ライトとし、原油の品質により適切に調整されると規定されている。予想される原油の実現価格は、現行の石油市場環境により、ラジャスタンの積載日確定後のブレント原油についてはブレント原油価格の割引率として規定された指針の8%から13%の範囲内であり、カンベイの積載日確定後のブレント原油については3%から6%である。割引率の変動は当社の収益の実現に影響し、品質格差の拡大は当社の収入及び利益に悪影響を及ぼす可能性がある。

(b) 当社の埋蔵量は多数の仮定に基づく推定量であり、かかる仮定に変化が生じた場合、当社の推定埋蔵量が減少する可能性がある。

原油と天然ガスの埋蔵量の推定には多数の不確定要素が内在している。油層工学においては、原油及び天然ガスの地下貯留の推定について主観的な作業を行う。これらが正確に測定できないことは十分理解されている。リスクは追加的作業を行うことによって油層の把握が進むにつれて段階的に軽減していく。埋蔵量の見積りには高度な判断力を要し、これには利用可能なデータの品質と工学的、地質学的解釈が作用する。所定の油層における長年にわたる掘削、調査及び生産により、貯蔵量の見積りは大幅に変動する。これらを理由として、実際の成績は大幅に異なる場合がある。かかる成績の差異は当社の実際の生産、収入及び支出に重大な影響を与える可能性がある。

当社の金属並びに石油及びガスの埋蔵量は推定量であり、将来の総生産コストの見積額、残りの投資金額及び追加設備投資の見込額を賄うに十分な価格で、採鉱、処理、回収及び販売することが可能であると2017年3月31日現在当社が判断している、鉱石の量である。埋蔵量の推定には多数の不確定要素がつきものであり、かかる推定量は当社が制御できない多数の事由により将来変更される可能性がある。当社が制御できない事由とは、実際の採鉱及び生産の結果、資源の枯渇、地質学に関する新たな情報、生産、運営及びその他の費用の変動並びに金属価格、製錬所における処理費用及び為替相場等の経済パラメーターである。例えば、鉱石及びその他商品の市場価格の変動が回収率を減少させたこと、又はインフレその他の要因により生産コストが上昇したことにより、開発には非経済的な相対的に低水準の鉱化を含む確定及び推定埋蔵量が提示され、最終的には埋蔵量が修正再表示されることがある。したがって、投資家は本書に記載される埋蔵量情報に過度に依存するべきではない。かかる仮定のいずれかが不正確であることが判明した場合、当社は埋蔵量を下方修正する必要性が生じ、当社の鉱山寿命に基づいた計画、ひいては当社の鉱業資産総額に悪影響を及ぼし、その結果、費用の増大及び収益性の低下を招く可能性がある。

(c) 関税率、採掘料、租税制度、関税制度、輸出税制度及び政府支援の変更により、インドの国内市場での割増価格が減少し、その結果当社の収益性及び業績が悪影響を被る可能性がある。

インド市場において、銅、亜鉛及びアルミニウムは関税が課される輸入金属との調整のため国際価格から割り増しされた価格で販売されている。2003年3月から2011年2月までの間に、輸入された銅、亜鉛、鉛及びアルミニウムに対する関税は累積的に25.0%から5.0%に引き下げられ、2011年2月以降5.0%に留まっている。2016年3月1日より、輸入アルミニウムに対する関税は7.5%に引き上げられた。時期及び幅は予測できないものの、インド政府は将来これらのうち、いずれかの商品の関税を引き下げ又は撤廃する可能性がある。当社が販売する製品は、大部分がインド国内で生産したものであるため、輸入品に対するインドの関税が引き下げられると、国内で生産された製品を販売する際に当社が受け取る割増価格が減少する可能性がある。輸入関税が減少した場合、当社の事業、財政状態又は業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、チャッティースガル州及びラジャスタン州の政府に対して、ボーキサイト及び鉛亜鉛の採鉱に係る採掘料をそれぞれ支払っている。かかる採掘料において最も重要なものは、H2Lが、そのすべての鉱山があるラジャスタン州に対して支払う必要のある採掘料である。その採掘料は、2014年9月1日からは、産出された精鉱に含まれる金属亜鉛については亜鉛のロンドン金属取引所における価格の10.0%（2014年9月1日より前は8.4%）、産出された精鉱に含まれる金属鉛については鉛のロンドン金属取引所における価格の14.5%（2014年9月1日より前は12.7%）となっている。現在適用されている採掘料の割合が引き上げられた場合、当社の収益性が悪影響を被る可能性がある。ラジャスタン州の鉱山地質省は、カドミウムや銀等の鉛及び亜鉛以外の関連鉱物の採掘について、

HZLに対する理由開示命令により、追加支払請求を行った。同様に、ケアン・インディアは州政府及びインド中央政府に対してそれぞれの政府が決定した割合（生産した石油の量又は価値と連動している。）による採掘料及び租税を支払う。当該事業期間中に状況に変化が生じた場合、当社の収益性が悪影響を被る可能性がある。過去に石油量に応じて課された租税は、石油価格の下落に伴い、純実現額に重大な悪影響を及ぼした。2016年度の予算においては、租税は価格に応じて課された。「―第6―3 その他―(1) 訴訟及び規制手続―(r) 鉱山地質省によるHZLに対する請求」を参照のこと。当社はオーストラリアのタスマニア州政府に対して銅鉱石の採掘に係る採掘料を支払っている。当社はまた、政府に対して亜鉛（海外）事業に係る採掘料を支払っている。当社の鉄鉱石事業において、当社はゴア州政府に対し、定期的にインド鉱山局から発表される平均価格の15%の割合で鉄鉱石の採掘料を支払っており、カルナータカにおいては、15%の採掘料／特定目的事業体による抛出は買主が負担している。当社はまた鉄鉱石の輸出の際には2011年12月30日から有効な30%の輸出税FOB輸出額に基づく従価税（2011年12月30日より前の税率は20%であった。）を支払っていたが、インド政府は58等級に満たない鉄鉱石の細粒に対する輸出税を30%から10%に低減し、これは2015年6月1日から有効となる。58等級に満たない鉄鉱石の輸出税は、2016年3月1日にさらに低減され、ゼロとなった。2014年4月インド最高裁判所はアイアン・オア・ゴア・パーマナント・ファンドの設立を命令し、すべての採掘権保有者は売上金の10%をこのファンドに支払わなければならない。詳細については、「―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(2) 業績に影響する要因―(e) 政府の方針」を参照のこと。

税法の変更により、当社に追加税の支払が必要になることがある。例えば、インド政府は鉄鉱石の細粒に対する輸出税の増額を2011年に2度行い、初回は2011年3月1日付で20%に、その後2011年12月30日付で30%に増額した。現在、輸出税は58等級を超える鉄鉱石に対してのみ適用される。

2015年度末にかけて、電子オークションを通ることで鉱業権の獲得に関して高い透明性をもたらす鉱山及び鉱物（開発及び規則）法が発表された。これはまた、当初の期間以降における採掘権の自動更新に関連した一定の不確実性を払拭するものでもある。ただし、同法は既存の採掘権に関しては、採掘により影響を受ける人々のために地域鉱物財団（DMF）に納付される額（採掘料を超えないこととする。）及びNMETに納付される採掘料の2%に当たる追加額を通知している。DMFへの納付額は2015年9月に基準採掘料率の30%と通知された。

銅、アルミニウム及び亜鉛のインドからの輸出はインド政府から助成金を受けるが、かかる助成金は2002年以降減額されている。かかる近年の輸出助成金の減額は将来も継続する可能性がある。かかる助成金の減額により当社の輸出売上による利益が減少し、当社の事業、財政状態又は業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。「―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(2) 業績に影響する要因―(e) 政府の方針」を参照のこと。

さらに、インド政府は、2017年7月1日を効力発生日として、インド経済の単一の統一市場への統合を図る、統一された最新の税制度であるGST制度を制定した。GST制度は、中央政府レベルでの中央物品税法及びサービス税法、州レベルでの各州における付加価値税法、入国税法及び贅沢税法から構成されている既存の間接税制を代替するものである。中央政府は、GST制度に基づき、2017年中央物品サービス税法、2017年統合物品サービス税法及び2017年物品サービス税（州に対する補償）法並びにこれらの法律に基づく通知、説明、命令及びプレス・リリースを制定し、官報において通知した。さらに、州政府も、各州における物品サービス税法（これらの法律に基づく通知、説明、命令及びプレス・リリースを含む。）を制定及び通知した。中央政府によるGST制度の制定及びこれに伴う各州政府による法制定により、法定計量法並びに関税法に基づく貿易方針及び関税率等の他の法律の変更及び調整が必要になった。

(d) 探査段階の石油及びガス事業は、主要な機材及びサービスを限られた世界的な販売会社に依存している。

探査段階の石油及びガス産業が必要とする掘削装置及びその他の油田設備並びにサービス等の主要な機材及びサービスを世界的に手配している高度に専門化した販売会社は限られている。これら機材及びサービスの多くは納品までに長い期間を要する。要求された仕様の機材及びサービスの調達不可又は遅延、及び品質は当社の探鉱、開発及び生産プロジェクトの遅延につながり、したがって当社の事業、財政状態及び業績に悪影響を及ぼすことがある。

(e) 鉱業及び石油探鉱活動に関連した特有のリスク及び危険性がある。

当社の鉱業事業には露天掘りと坑内掘りがあり、その双方に重大なリスク及び危険性が内在している。露天掘り鉱業に関連した危険性には、露天掘り部分の浸水、露天掘り壁の崩壊、大型露天掘り鉱業及び岩盤運搬設備に関連した事故、広域の露天掘り部分の発破工程の準備及び点火に関連した事故、天候による生産の中断及び鉱排水の廃棄に関連した地下水及び河川の汚染等の危険性を含む。坑内掘り鉱業に関連した危険性には、可燃性ガスによるものを含む坑内の火災及び爆発、崩落又は落盤、ガス及び有毒化学薬品の放出、洪水、陥没穴の形成及び地盤沈下並びに坑内からの鉱物の掘削及び移動並びに加工により生じるその他の事故及び状況を含む。これらの危険性又は事故のいずれかが結果的に従業員の大怪我及び設備又はその他施設の損傷を招いた場合には、当社は想定外の実生産遅延、生産コストの上昇及び設備又は施設の修理又は代替に要する設備投資費の上昇に見舞われ、被災した従業員並びに環境保護及びその他当局から適用法令の違反を申し立てられることがある。

鉱業及び石油採取の中断、遅延及びかかる危険性又は事故を要因とする費用は当社の事業、財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

(f) 当社はインドの競争法の影響を被る可能性があり、競争法の不利な適用又は解釈が当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

2002年競争法（その後の改正を含む。）（以下「競争法」という。）は、インドの関連市場における競争に対して相当の悪影響を及ぼす取引を規制している。競争法に基づき、競争に対して相当の悪影響を及ぼすか又はそのおそれがある公式又は非公式の取決め、合意又は共同行為は、無効とみなされ、多額の罰金が科せられる。さらに、購入価格若しくは販売価格の決定、生産、供給、市場、技術開発、投資若しくは役務の提供の制限若しくは支配、関連市場の地理的範囲、商品若しくは役務の種類、顧客の数を割り当てることによる市場、原材料若しくは役務提供の分割、又は直接若しくは間接的な入札談合を、直接又は間接的に含む競争者間による合意は、競争に対して相当の悪影響を及ぼすと推定される。また、競争法は、事業体による支配的地位の濫用も禁止している。インド競争委員会（以下「CCI」という。）は、域外に対しても権限を有し、インド国外で行われた合意、濫用行為又は企業結合がインドにおける競争に対して相当の悪影響を及ぼす場合には、かかる合意、濫用行為又は企業結合の調査を行うことができる。現時点において、当社のインドにおける事業は競争法に基づくいかなる進行中の手続にも服していない。しかしながら、当社のインドにおける事業が、競争法の規定の適用若しくは解釈、CCIによる執行手続、若しくはCCIの調査若しくは提訴による不利な評判の影響を直接若しくは間接的に被るか、又は競争法に基づき禁止事項が課せられるか若しくは多額の罰金が科せられる場合には、当社の事業、キャッシュ・フロー及び業績が悪影響を被る可能性がある。

(3) ヴェダントとの関係に関するリスク

(a) 当社はヴェダントの支配下にあり、株主の承認が必要な事項に関する当社のその他の株主の影響力は極めて限定的である。

当社は、ヴェダントに過半数持分を所有される被支配子会社である。2017年7月28日現在、ヴォルカンは、ヴェダントの株式資本の62.37%及び議決権の69.39%を所有している。ヴォルカンは、トラストにより100%実質所有及び支配された持株会社である。コンクレーヴは、トラストの受託会社であり、ヴォルカンの単独登録株主であり、その結果トラストのすべての議決権及び投資決定を支配している。ヴォルカンが実質的に所有するヴェダントの株式は、実質的にトラストが所有しているものとみなされ、受益者の一人であるアニル・アガワル氏が2014年10月16日より保全者となる。ヴェダント、ヴォルカン、トラスト、コンクレーヴ及びアニル・アガワル氏は、ヴェダントがヴォルカン、その直接及び間接株主並びにその関係会社、又は下記のヴォルカン関係者と称される者から独立して事業を行うことを促進するための相互関係契約の当事者である。「一第2-4 関係会社の状況-（1）関係者-ヴェダント」を参照のこと。しかしながら、相互関係契約があるにも係わらず、ヴェダント、ひいては当社が、ヴォルカン関係者から完全に独立して運営できるという保証はなく、かかる独立性の欠如が当社株主及びADSの保有者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ヴェダントが子会社を通じて当社の発行済株式の過半数を所有する限り、ヴェダントは取締役会の承認を要する重要事項を統制し又はこれに影響を与え、他の株主による投票なくして株主決議を行うことができ、かかる状況においては、当社株主及びADSの保有者は株主投票の結果に影響を与えることができない可能性がある。ヴェダントは、当社に影響を与えるすべての事項を統制できることになる。ヴェダントが当社の大株主でなくなった場合、当社は未払いの長期債務の一部を直ちに返済することを求められる。

ヴェダントが議決権を支配していることで、当社の支配株主が交代するような取引が阻害される可能性がある。かかる取引の中には、かかる取引が阻害されなければ、当社株主及びADSの保有者が、所有する株式又はADSのその時点の市場価格に上乗せされるプレミアムを受領することができるものもある。ヴェダントは、当社の支配持分を第三者に売却することを禁止されておらず、また当社株主及びADSの保有者の承認を得ること及び株主が所有する株式又はADSの買取りを申し出ることなく、かかる売却を行うことができる。したがって、ヴェダントが当社の支配持分を維持しない場合、支配持分を維持する場合よりも株主が所有する株式又はADSの価値が下がる可能性がある。

(b) ヴェダントが、当社の代わりにヴェダント・グループのその他の会社に事業機会を与えることを決定した場合、当社の事業、業績、財政状態及び将来の見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ヴェダントが当社を支配しているということは、ヴェダントは事業機会の付与先を、当社、ヴェダント及びその他の子会社の間で選択できることを意味している。例えば、2017年7月28日現在、ヴェダントは、当社と当社を通じて当社の子会社に行われる支配とは別にザンビアの総合銅メーカーであるコンコラ・カッパー・マインズ・ピーエルシーの株式の79.4%を所有している。ヴェダントはコンコラ・カッパー・マインズ・ピーエルシーを支配しており、コンコラ・カッパー・マインズ・ピーエルシー及び当社の戦略及び企業行為に加え、かかる会社の間での事業機会の付与先を決定することができる。ヴェダントは、亜鉛、石油及びガス、銅、鉄鉱石、アルミニウム若しくは商業発電事業における事業機会を当社の代わりにコンコラ・カッパー・マインズ・ピーエルシー又はその他の法人に与えることを決定するか、又は当社以外のこれらの会社にとって有益で当社の利益を損なう企業戦略にかかる会社若しくは当社に取り組みせる可能性がある。ヴェダントがかかる行為を行った場合、当社の事業、業績、財政状態及び将来の見通しが重大な悪影響を被り、当社の株式及びADSの株価が下落する可能性がある。

(c) 当社は、一部の子会社及びヴェダント・グループのその他の会社の債務を担保するために、いくつかの保証を設定している。かかる会社による債務の不履行が発生した場合、当社はかかる保証に基づく債務を負うことになり、当社の業績及び財政状態が重大な悪影響を被る可能性がある。

当社は、一部の子会社及びヴェダント・グループのその他の会社の債務を担保するために、いくつかの保証を設定しており、その中には関税債券若しくは物品税債券の発行に係る保証、供給契約の入札時における若しくは顧客からの前受金に代わる履行に係る銀行保証、又は材料及び役務等の提供を担保するための銀行保証が含まれる。当社の設定済みの保証による被担保債務額は、2016年3月31日及び2017年3月31日現在において、それぞれ総額25,755百万ルピー及び22,591百万ルピーであるが、その債務は連結財務書類に計上されていない。これらは、契約上の保証であるため当該契約の条項が満たされない場合は強制執行可能であり、これらの契約に係る債務の上限額は上述の金額である。当社グループは、これらの保証に係るいかなる債務の発生も想定していない。連結財務書類注記29「コミットメント、偶発負債及び保証」を参照のこと。

(d) 当社とヴェダント又はヴェダント・グループのその他の会社との間に紛争が生じた場合、当社の事業活動に悪影響を及ぼす可能性がある。

ヴェダント又はヴェダント・グループのその他の会社と当社との間には、以下を含む様々な分野における紛争が生じる可能性がある。

- ・当社とヴェダント又はヴェダント・グループのその他の会社との間のサービスに関して、サービス内容及び価格等を定めた会社間契約
- ・当社が関係する企業結合
- ・ヴェダントによる、当社株式の持分の全部又は一部の売却又は分売
- ・当社及びヴェダント又はヴェダント・グループのその他の会社にとって魅力的な事業機会

当社は潜在的な対立を解消することはできないが、もし解消できたとしても、その内容は関係会社でない者と取引した場合より不利な条件となる可能性がある。

当社とヴェダント及びヴェダント・グループのその他の会社との間の契約は、当事者間の合意により変更することができる。当社はヴェダントの支配下にあることから、原契約より当社にとって不利な条件での契約変更合意するようヴェダントから求められる可能性がある。

(e) 当社の取締役及び業務執行役員の中には、ヴェダント株式、ヴェダント株式を取得するオプション及びヴェダントにおける役職を有する者もあり、利益相反が生じる可能性がある。

当社の取締役及び業務執行役員の中には、ヴェダント株式及びヴェダント株式を取得するオプションを有し、ヴェダントのパフォーマンス・シェア・プラン又はディファード・ボーナス・シェア・プランへの参加を続ける者もいる。また、当社の取締役及び業務執行役員の中には、ヴェダントの取締役及び業務執行役員を兼ねる者もいる。当社の役員がヴェダント株式及びヴェダント株式を取得するオプションを有していること並びに当社取締役にヴェダントの業務執行役員が存在することにより、当社の取締役及び役員がヴェダントと当社に異なる影響を与え得る事項を決定すべき場合、潜在的な利益相反及び当社への忠実義務に関するその他の問題が発生し又は発生が予想される可能性がある。

ヴェダントからの要請により若しくはヴェダント・グループのその他の事業のために、上級経営陣を含む当社の経営陣が、当社の事業のみに注意を置かないか若しくは当社事業への焦点がそれ、又は結果として利益相反が生じる可能性がある。これにより、当社の事業、財政状態及び業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

(f) ニューヨーク証券取引所規則における意味での外国民間発行体及び「被支配会社」としての、当社に適用されるニュー YORK証券取引所規則は、被支配会社でない米国内の発行体に対するものとは異なる。したがって、当社が遵守することを求められる企業統治基準はかかる会社に適用されるものとは異なることから、当社のADSの所持人が入手できる情報及び株主としての権利が制限される可能性がある。

当社は、ヴェダントに株式の過半数を所有されその支配に服することから、ニュー YORK証券取引所規則における意味での「被支配会社」に該当する。これにより、ヴェダントは、とりわけ当社の取締役会の構成を支配し、当社の経営及び方針を指示することができる。

当社は、外国民間発行体及び「被支配会社」として、取締役会の過半数を独立取締役とする義務等、ニュー YORK証券取引所の定める企業統治義務の一部を免除されている。当社に適用される企業統治基準は被支配会社でない米国内の発行体とは異なるため、当社株主及びADSの保有者は、かかる免除を受けていない会社の株主に対するニュー YORK証券取引所規則に基づく保護と同様の保護を受けることができない可能性がある。また、アガワル一族がヴェダントの株式の過半数を所有するヴォルカンの株式の過半数を所有することを通じて、当社の所有持分を相当程度有することが、当社の企業統治に対する投資家の見方に悪影響を与える可能性もある。インドの上場会社としてかつ米国内の「被支配会社」として当社に適用される企業統治基準、及び被支配会社でない米国内の発行体に適用されるかかる基準の要約については、「―第5－5 コーポレート・ガバナンスの状況等」を参照のこと。

(4) インド企業への投資、世界の経済状況及び国際的な事業に関するリスク

(a) 当社の資産及び事業の大部分はインドに存在することから、当社はインドの規制、経済、社会及び政治における不確定要素の影響を受ける。

当社はインドにおいて設立され、当社の経営上重要な子会社であるHZL及びBALCOも同様にインドにおいて設立された。当社の資産及び従業員の大部分はインドに所在しており、当社は継続してインド国内の施設を発展及び拡大させていく予定である。その結果、当社の財務成績並びに株式及びADSの市場価格は、為替相場及び為替管理の変化、金利、課税方針を含む政府方針の変更、社会不安及び市民暴動並びにインド国内における又はインドに影響を与えるその他の政治的、社会的及び経済的な進展の影響を受ける。

インド政府は、インド経済に様々な面において多大な影響を与えてきたが、これは今後も持続される。1991年以降、インド政府は民間部門に対する規制の大幅緩和等による経済自由化政策を進めてきた。それにもかかわらず、インドの中央政府及び州政府のインド経済における生産者、消費者及び規制者としての役割は重要なままであり、またかかる自由化政策が継続されるという保証はない。経済自由化の速度は変化する可能性があるが、金属事業及び採鉱事業を営む会社に影響を与える特定の法律及び政策、対外投資、為替レート並びに国内投資に影響を与えるその他の問題もまた変化する可能性がある。例えば、最近、インド政府及びRBIは法定貨幣である500ルピー及び1,000ルピー札の廃止を宣言した。この廃貨に伴い、2016年11月9日よりこれらの高額紙幣は無価値となり、取引又は交換目的の利用ができなくなった。これらの紙幣は新たに一連の紙幣と代替された。この廃貨の過程と高額紙幣の代替により、現金に著しく依存していたインド経済の流動性は低減した。これらの要素が購買力を低下させ、全般的な消費傾向を様変わりさせた。この廃貨措置による総合的、長期的な影響を現時点で確定することは出来ないが、流通している現金通貨の大多数に廃貨が影響することから、少なくとも短期的にはインドにおける経済活動

の減速が生じている。かかる減速はインドの経済に悪影響を及ぼすことがあり、追って、インドにおける当社の事業運営にも影響を及ぼす。さらに、過去に発生したような民営化に対する抵抗及び政府の汚職事件によって、自由化及び規制撤廃の速度が低下する可能性がある。政府の出資先の売却政策が変更された場合、当社が参画する可能性のある民営化計画が近い将来実施若しくは完了されるという保証、又はそもそも実施若しくは完了されるという保証はない。インドの経済自由化及び規制撤廃政策が大幅に変更された場合、特に民間部門に対する新しい規制が導入された場合、又は既存の規制が強化された場合、インドにおける事業及び経済の状況全般並びに当社事業に特に悪影響を及ぼす可能性がある。

(b) 当社の収益源の大部分はインドの国内市場であり、今までに例がなくかつ厳しい世界の市場及び経済の状況によりインド又はその他の国の経済成長率が低迷した場合、又はその他の原因により同様の低迷があった場合、当社の業績が悪影響を被る。

2017年度、当社の収益の約61.6%がインドの顧客への一次製品の販売によるものであった。当社の事業の業績及び成長は必然的にインド経済全体の健全性に依存している。政治不安若しくは地域紛争、世界各地での景気停滞に起因するか否かにかかわらず、インドの経済成長率が低迷した場合、当社が生産する一次製品への需要が重大な悪影響を被る可能性がある。インド経済は農業部門の業績によっても大きく牽引されている。農業部門はモンスーンの影響を強く受けるが、その勢力を予測するのは困難である。過去に、銅事業、亜鉛事業、アルミニウム事業及び電力事業を営む企業を含む製造業界並びにその顧客は、景気停滞により悪影響を被った。インド経済が将来低迷した場合、当社が生産する商品に対する需要、ひいては当社の事業、財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、インドの証券市場及びインド経済はその他の国の経済及び市場状況に影響を受ける。各国によって経済状況は異なるが、1国の進展に対する投資家の反応が、インドを含む他の国に所在する企業の有価証券に悪影響を及ぼすことがある。他の新興市場の金融システムにおける投資家の信頼の欠落は、インドの金融市場及び間接的にインドの経済全般においてボラティリティの要因となることがある。世界的な金融不安もまたインド経済に悪影響を及ぼすことがあり、それには為替相場及びインドにおける金利の変動を含む。インド経済における減速、又は世界的な物価の将来的なボラティリティは当社のインドにおける事業の成長に悪影響を及ぼすことがある。

インドの経済及び金融市場もまた世界の経済、財政及び市場状況に大きく影響を受ける。特に米国、英国、ヨーロッパ又は中国における金融不安はインドの経済にマイナスの影響を及ぼすことがある。各国によって経済状況は異なるが、1国の大きな進展に対する投資家の反応が、他の国の財政及び市場状況に悪影響を及ぼすことがある。特に他の新興市場の金融システムにおける投資家の信頼の欠落は、インドの金融市場のボラティリティを増大させる要因となることがある。

例えば、2016年6月23日に英国は欧州連合への加盟に関する国民投票を行い、離脱することを票決した（ブレグジット（Brexit））。ブレグジットによる英国及び欧州連合の経済状況全般に対する影響、及び結果的に世界的な金融市場に生じる影響について、現時点ではかなりの不確実性がある。例えば、ブレグジットは外国為替相場の変動並びに株式及び債務投資の価値のボラティリティを増大させることがある。離脱を進めるプロセスの不透明性及び経済的影響を取り巻く不安定性は、金融市場に更なる減速及び不安定性を引き起こすことがある。これにより、及び長引く金融危機により、インド経済は悪影響を受けることがあり、結果的に当社の事業、財政状態及び業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

(c) インド、中東・北アフリカ（MENA）地域及び他の近隣諸国に関係するテロ攻撃及びその他の暴力行為により、当社の事業が直接悪影響を被る可能性、又はそれらの国でより一般的に顧客の信頼感が損なわれて投資が縮小し、これにより当社の製品への需要が減少する可能性がある。かかる場合、当社の事業、財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

インド及びその他の近隣諸国に関係するテロ攻撃若しくはその他の暴力行為又は戦争により、インド市場及び世界の金融市場が悪影響を被る可能性がある。これらの事由が発生した場合、企業の信頼が損なわれ、景気停滞を引き起こし、当社の事業、財政状態及び業績に全体的に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、戦争、テロ行為及び不確定な政治的若しくは経済的展望、又は中東及び北アフリカ（以下「MENA地域」という。）における不安定性は世界の金融市場及び原油価格の上昇に悪影響を及ぼす可能性がある。MENA地域にお

ける最近の抗議行動は継続され、地域にわたって拡大し、複数の国において重大な政情不安の要因となる可能性がある。

また、国際関係の悪化により、投資家が地域の安定に懸念を抱き、それにより当社の株式及びADSの株価が悪影響を被る可能性がある。

南アジアではまた、国内不安、テロ攻撃及び周辺諸国間、特にインドとパキスタンとの間での敵対行為がたびたび発生してきた。このような活動又はテロ攻撃が将来発生した場合、通信が途絶え国内外における移動がさらに困難になることでインド経済が悪影響を被り、インド企業への投資はリスクが高いという認識が広まる可能性がある。さらに、インドが軍事行為に関与し始めた場合、それが特に長期化する場合又は核兵器攻撃を受けるか若しくは核兵器を使用する可能性のある場合、当社は事業を継続できない可能性がある。

(d) 当社の採鉱施設及び生産施設が、インドにおける洪水及び地震等の自然災害又は環境条件の影響を受けた場合、当社の収益が減少する可能性がある。

当社の採鉱施設及び生産施設並びに販売網はインド全土にわたっている。2008年にトゥティコリンで発生し当社のトゥティコリンの施設を2、3日間閉鎖させた豪雨、2005年にムンバイ及びマハラシュトラ州の他の地域で発生した大雨や2006年にその他の州で発生した大雨のような洪水、大雨、豪雨及び地震等の自然災害により、当社の採鉱活動及び生産活動並びに販売網が崩壊し、保管設備が損害を受ける可能性がある。2006年と2013年の雨季にラジャスタン州及びグジャラート州で発生した猛烈な豪雨は、洪水を誘発し、これら地域を破壊した。マンガラ・フィールドの所在する地域も洪水を経験し、既存の油井用地及び道路に直接的に影響を及ぼした。インドのその他の地域でも近年、洪水、地震、津波及び干ばつが発生した。

当社の施設及び従業員は実質的にすべてがインドに所在しており、将来当社が自然災害の影響を受けないという保証はない。例えば、ラジャスタン鉱区の北部のフィールドからサラヤに原油を輸送するパイプラインは、その後2001年にリヒター・スケールで6.9を観測した地震の震源地であり、約30,000人の死亡者と地域のインフラに被害を残したブージの近くを通りグジャラートのボーガットのターミナルに到達する。当社のラジャスタン鉱区の原油生産計画は上述のパイプラインが火災、地震、洪水、嵐及び類似の事象に耐えることを前提としているが、当該パイプラインがこれらの事象に耐えるという保証はない。また、インド又は当社の事業が行われているインド国内の地域で干ばつ又は全般的な水不足が発生した場合、インド政府又は地方政府、州若しくはその他の当局が、飲料水及びその他公共に必要な水の供給を維持するために、当社及びその他の産業活動への水の供給を制限する可能性があり、それにより当社が操業を縮小又は中止する可能性がある。主要な危機に適切に対応しないか若しくは対応しないと捉えられる場合又は重要な運用能力の回復若しくは代替ができない場合、当社の事業及び営業活動に混乱が生じる可能性がある。

(e) インド・ルピー、米ドル及びその他の通貨変動により当社の業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

当社の収益は、実質的にすべて、主に米ドルを基準に決定される製品価格と結びついているが、当社の費用は、大部分がインド・ルピー建て、及びより少ない割合ではあるが、オーストラリア・ドル建て、ユーロ建て、ナミビア・ドル建て及び南アフリカ・ランド建てで発生し、支払われる。また、2017年度における収益の38.4%はインド国外の顧客への一次製品の販売によるものであった。インド・ルピーと米ドル、及びその他通貨と米ドルとの間の為替相場は近年かなり変動しており、将来においても大きく変動する可能性がある。「―第1―2 外国為替管理制度」を参照のこと。米ドルの価値がインド・ルピー若しくはその他通貨に対して下落した場合、当社の業績又は財政状態が悪影響を被る可能性がある。当社は、漸進的にそれぞれの満期に基づく短期のエクスポージャーをヘッジすることで、短期間の通貨変動が当社の事業に与える影響を緩和しようとしている。しかしながら、為替相場の大規模又は長期的な変動により当社の事業、財政状態又は業績が重大な悪影響を被る可能性がある。

(f) インドにおいてインフレ又は石油若しくはその他の原料の価格が上昇した場合、当社はそれによる費用の増加分を顧客に転嫁することができず、収益性の悪化又は営業損失の発生に至る可能性がある。

インドにおけるインフレ率は近年不安定であり、かかるボラティリティは将来も継続する可能性がある。例えば、インドは、供給を上回る需要により、歴史的な水準の卸売価格のインフレを過去に経験した。さらに、過去には国際的な原油価格が歴史的な高値まで上昇する等著しく変動し、それにより輸送費用も上昇したが、その後、世界の経済状況の悪化に伴い、最近になり著しく下落した。石油価格の上昇が原因であると考えられるインフレ、輸

送費用の上昇及び全般的なエネルギー価格の上昇又は特に一般コークス炭の価格の上昇により、当社の製品生産に必要な原料の調達費用が増加し、かかる増加分を顧客に転嫁することができない場合、当社の財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

(g) インドの厳格な労働法により当社の収益性が悪影響を受ける可能性がある。

インドの労働法は厳格であり、争議による解決及び勤務中に生じた傷害又は死亡に対する従業員への補償に関する詳細な手続並びに一時解雇の際の従業員への金銭的補償等を規定し、労働者の権利を保護している。これにより当社は柔軟な人材活用方針の維持、従業員の解雇又は従業員規模の縮小を行うことが困難になり、当社の事業、財政状態又は業績が悪影響を被る可能性がある。

(h) インド以外の国への投資に関連した政治的、経済的、社会的リスクは、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

インドにおける操業に加え、当社は現在アラブ首長国連邦、オーストラリア、ナミビア、南アフリカ、アイルランド及びリベリアを含む様々な管轄区域で操業している。これらの国のいくつかは政治的、経済的及び社会的発展の影響下にあり、個々に又は共同して、投資家に対するリスク（特定の発達した経済におけるものよりも予測又は評価が困難な場合がある。）を構成することがある。いかなる政治的不安も経済全体に悪影響を及ぼす可能性がある。これらの国で起こりうる政治的崩壊及び社会不安は潜在的に輸出に悪影響を及ぼすことがあり、したがって当社の事業、財政状態又は業績にも同様である。例えば、リベリアにおけるエボラ熱の流行により、2015年度の鉄鉱石の掘削及び探査作業は停止している。2015年、当社はエボラ熱のリスクのためリベリアの作業員に避難を命じた。リベリアの探鉱停止、鉄鉱石価格の下落、地理的要因及びプロジェクトの不確実性が続くことにより実質的な探鉱の計画が一切なされていないことを考慮に入れ、2016年度、227.6百万米ドルの減損費用が計上された。

(i) 世界の経済状況は、今までに例がなくかつ厳しいもので、インドの金融市場及びインド経済全般に悪影響を及ぼしており、今後も及ぼし続ける。これにより、当社の事業、財務成績並びに当社の株式及びADSの株価が重大な悪影響を被っており、また今後も被り続ける可能性がある。

世界の市場及び経済の状況は、今までに例がなくかつ厳しいものであり、過去数年間において、信用状況の悪化及び最も主要な経済における景気後退をもたらした。潜在的な長期間及び広範囲にわたる景気後退、エネルギー費用、地政学的問題、信用の可用性及び費用並びに世界の住宅及び住宅ローン市場による体系的な影響が引き続き懸念されていることが、さまざまな経済における市場変動性が増加する原因及びこれらの経済に対する期待が低下する原因になった。かかる状況は、不安定な石油価格、事業及び消費者意欲の低下並びに失業の増加と相まって、今までに例のない水準の変動性が生じる原因になった。

かかる市場状況の結果、信用の費用及び可用性は、非流動的な信用市場及び信用スプレッドの拡大により悪影響を被っており、今後も被り続ける可能性がある。市場全般の安定性及び具体的な取引相手に対する懸念により、多くの債権者及び機関投資家が、企業向け及び消費者向けの信用提供を減らした、又は場合により中止した。これらの要因により、企業及び消費者による支出は一律に減少し、それに伴い世界のインフラ費用及び商品価格が減少・下落した。今も続く世界の市場及び経済の混乱並びに長引く企業及び消費者による支出の減少は、当社が満期債務を借り換えることができるか、また当社が流動性需要に応えるために資本市場を利用できるかといった、当社の流動性及び財政の状態並びに当社の顧客の流動性及び財政の状態に悪影響を及ぼす可能性がある。かかる世界の市場及び経済の状況は、インドの金融市場及びインド経済全般に悪影響を及ぼした。これにより、当社の事業、財務成績並びに当社の株式及びADSの株価が重大な悪影響を被っており、また今後も被り続ける可能性がある。例えば、世界の経済状況及び商品価格の下落への対応として、当社は、当社の事業、財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼした、コルバの複合施設にあるアルミニウム製錬所のうちの一つの操業を数年前に中止した。

(j) インドの法律と米国の法律では、また米国の株式公開会社に適用される企業統治基準と当社のような外国民間発行体に適用される企業統治基準との間には、株主の権利及び保護に関する規定に一定の違いがある。

当社はインドで設立されており、投資家は、インドの法律と米国の法律では株主の権利及び保護に関する規定が一部異なることに留意すべきである。また米国内の発行体と当社のような外国民間発行体との間では、適用される

企業統治基準に一定の違いがある。「－第1－1 会社制度等の概要－(2) 提出会社の定款等に規定する制度－株主の権利」を参照のこと。

SEBI及びインドの各証券取引所は、インドの証券市場における開示基準及びその他の規制基準を改善し、設定する責任がある。SEBIは開示義務、インサイダー取引及びその他の事項に関する規則及びガイドラインを発表している。それにもかかわらず、インドの証券市場による規制及び監督の水準とインドの投資家及びブローカーの活動の透明性が、米国におけるものとは異なることから、インドの会社の公開情報は、米国の株式公開会社の通常の公開情報よりも少ない可能性がある。同様に、当社の株式が上場しているNSE及びBSEの規則に基づく開示義務は、ニューヨーク証券取引所が株式公開会社に課す開示義務より少ない可能性がある。

5【経営上の重要な契約等】

以下は、それぞれ、当社が当事者となっており、本書の日付に先立つ直前の2年間に通常の業務外において締結された当社の重要な契約の要約である。

(1) ヴェダンタとの駐在員事務所契約

SIILは、2005年3月29日に、ヴェダンタと駐在員事務所契約を締結し、ヴェダンタは、当社の海外での業務の促進及び資金の調達を可能とするために技術及び営業に関する資材を提供すること、及び、当社の非独占的な海外駐在員事務所となることに合意した。当社は、ヴェダンタに対し年間2.0百万米ドルを支払うことに合意した。本契約は、2013年3月31日に失効した。

組織再編取引の効力発生後、2014年5月20日に、当社はヴェダンタとの間で、本契約を同様の条件で期間5年で更新した。更新後の本契約に基づき、当社は、ヴェダンタに対し年間2.0百万米ドルを支払うことに合意している。本契約は、2018年3月まで有効である。

(2) ヴェダンタとのコンサルタント契約

SIILは、2005年3月29日に、ヴェダンタとの間で、当社が当社の成長計画を達成及び遂行し、必要な資金を調達できるよう、当社及び当社の子会社に対し、ヴェダンタが様々な事業分野において戦略計画及びコンサルタント業務を提供することを内容とするコンサルタント契約を締結した。本契約の条件は、当社及びヴェダンタとの間で交渉され、当社は公正かつ合理的であると確信している。本契約に基づき、ヴェダンタは、同社の従業員を当社が利用出来ることを確実にすることに同意している。本契約において参考として使用された予想報酬額（2005年度の予想年間原価予算の関連する部分に40.0%の上乗せ額を加算した金額に基づく。）は、年間3.0百万米ドルであった。本契約は、2013年3月31日に失効した。

組織再編取引の効力発生後、2014年5月20日に、当社はヴェダンタとの間で、本契約を同様の条件で期間5年で更新した。本契約は、2018年3月まで有効である。本契約に基づき、ヴェダンタは、同社の従業員を当社が利用出来ることを確実にすることに同意しており、当社はヴェダンタに対し、特に業務の提供に要した時間及び関連費用を基礎に、業務への報酬を支払うことに同意している。当社は、これについて、年間3.0百万米ドルを支払うことに合意している。

(3) ヴェダンタとの外部業務委託契約

SIILは2010年4月1日、ヴェダンタと業務契約を締結し、当社はヴェダンタの時々要請に応じて監査業務、財務、及び関連業務を提供することに合意した。これを考慮し、ヴェダンタは年間総額0.2百万米ドルの役務対価を当社に支払うことに合意した。

組織再編取引の効力発生後、2014年5月20日に、当社はヴェダンタとの間で、本契約を期間5年で更新した。本契約は、2018年3月まで有効であり、ヴェダンタは年間総額0.35百万米ドル（かかる金額は毎年10.0%ずつ増額される。）の役務対価を当社に支払うことに合意した。

(4) 未払債務

詳細は、連結財務書類に対する注記17「借入債務」を参照のこと。

6【研究開発活動】

「―第2―3 事業の内容」及び「―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

連結財務データの抜粋

本書に掲載されている2013年3月31日、2014年3月31日、2015年3月31日、2016年3月31日及び2017年3月31日現在並びに2013年3月31日、2014年3月31日、2015年3月31日、2016年3月31日及び2017年3月31日に終了した各年度における当社の連結財務書類は、IFRSに準拠する。

以下に記載する2015年度、2016年度及び2017年度の主要な連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに2016年3月31日現在及び2017年3月31日現在の主要な連結貸借対照表データは、当社の監査済連結財務書類から得たものである。2017年3月31日現在及び2017年3月31日に終了した年度における連結財務書類は、当社の独立登録監査法人であるエス・アール・バトリボイ・アンド・カンパニー・エルエルピー（S.R. Batliboi & Co. LLP）（インド）により監査されている。2015年3月31日及び2016年3月31日現在並びに2015年3月31日及び2016年3月31日に終了した各年度における連結財務書類は、当社の前独立登録監査法人であるデロイト・ハスキンス・アンド・セルズ・エルエルピー（Deloitte Haskins & Sells LLP）（インド、ムンバイ）により監査された。当社の過去の業績は、必ずしも将来の期間における当社の業績予想を示すものではない。

下記の表における財務情報は、IFRSに基づく。

(単位：百万ルピー（ただし、株式数の単位は株、1株当たりの金額の単位はルピー）)					
3月31日に終了した年度					
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
収益	722,303	725,243	733,579	639,493	717,207
売上原価	(556,663)	(557,900)	(995,968)	(875,756)	(533,989)
粗利益／(損失)	165,640	167,343	(262,389)	(236,263)	183,218
その他営業利益	3,791	4,541	4,802	4,785	5,186
流通費	(16,430)	(12,127)	(10,078)	(12,070)	(16,361)
管理費	(23,490)	(32,229)	(31,550)	(25,274)	(19,299)
営業利益／(損失)	129,511	127,528	(299,215)	(268,822)	152,744
投資収益及びその他の利益	34,931	42,165	51,154	43,998	45,428
金融及びその他費用	(54,716)	(72,821)	(63,398)	(59,584)	(61,600)
税引前利益／(損失)	109,726	96,872	(311,459)	(284,408)	136,572
法人所得税費用	7,502	(34,646)	108,320	103,060	(38,027)
当期純利益／(損失)	117,228	62,226	(203,139)	(181,348)	98,545
以下に帰属する利益／(損失)：					
親会社の株主	62,363	15,466	(128,350)	(125,153)	55,033
非支配持分	54,865	46,760	(74,789)	(56,195)	43,512
1株当たり利益／(損失)					
基本的	21.03	5.22	(43.29)	(42.21)	18.57
希薄化後	21.03	5.22	(43.29)	(42.21)	18.56
1株当たり利益の算出に使用された加重平均株式数(株)					
基本的	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871	2,964,333,584
希薄化後	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,560,871
宣言された1株当たり配当 ⁽¹⁾⁽²⁾					

(1) 2015年10月27日、取締役会は、2016年度に係る1株当たり3.50ルピーの中間配当を宣言した。10,377.5百万ルピーの配当は、その後期日までに支払われた。

2016年10月28日、ヴェダント・リミテッドの取締役会は、2017年3月31日に終了した年度に係る1株当たり1.75ルピーの中間配当を宣言した。

5,189百万ルピーの配当は、その後期日までに支払われた。2017年3月30日、ヴェダント・リミテッドの取締役会は、2017年3月31日に終了した年度に係る1株当たり17.70ルピーの中間配当を宣言した。65,799.8百万ルピーの配当は、その後支払われた。

(2) ヴェダント・リミテッドは、2013年3月31日、2014年3月31日、2015年3月31日及び2016年3月31日に終了した各年度に係る、1株当たりそれぞれ2.30ルピー、3.25ルピー、4.10ルピー及び3.50ルピーの配当を宣言し、支払った。

(単位：百万ルピー)					
3月31日現在					
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
連結貸借対照表データ：					
現金及び現金同等物	15,199	12,960	8,621	20,870	97,202

制限付の現金及び現金同等物	706	2,463	4,090	3,367	11,747
資産合計	2,414,382	2,581,939	2,161,704	1,869,255	1,918,861
純資産	1,183,269	1,262,343	1,028,608	776,258	713,788
長期借入金	523,038	547,375	517,852	493,784	332,654
短期借入金	178,413	161,728	161,233	182,328	413,126
親会社の株主に帰属する持分合計	680,609	699,570	561,119	411,160	576,538

(単位：百万ルピー)

3月31日に終了した年度					
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
キャッシュ・フロー・データ：					
調達（使用）されたキャッシュ純額：					
営業活動	97,110	56,199	125,710	107,352	212,105
投資活動	(153,176)	(52,631)	(43,939)	(42,613)	(79,910)
財務活動	1,855	(6,280)	(86,448)	(52,714)	(49,123)
セグメント・データ：					
外部顧客からの収益：					
亜鉛（インド）	123,241	131,980	144,127	137,945	169,194
亜鉛（海外）	43,475	40,156	35,886	25,631	22,302
石油及びガス	175,518	187,103	146,945	86,559	82,041
鉄鉱石	26,054	16,516	19,039	22,233	40,880
銅	217,262	205,577	225,198	209,239	210,021
アルミニウム	99,073	107,790	126,900	110,781	136,667
電力	34,169	35,076	33,906	45,523	55,189
その他	3,511	1,045	1,578	1,582	913
合計	722,303	725,243	733,579	639,493	717,207
営業利益／（損失）：					
亜鉛（インド）	58,341	61,696	62,267	59,412	85,491
亜鉛（海外）	5,078	2,484	4,268	831	7,336
石油及びガス	50,370	53,942	(395,146)	(342,813)	14,205
鉄鉱石	(77)	(5,476)	(3,422)	(15,793)	8,403
銅	8,517	8,876	14,344	19,660	15,026
アルミニウム	960	4,979	13,752	1,416	11,725
電力	6,393	1,494	4,484	8,221	10,757
その他	(71)	(467)	238	244	(199)
合計	129,511	127,528	(299,215)	(268,822)	152,744
セグメント利益／（損失）：					
亜鉛（インド）	64,227	68,642	70,605	66,970	95,499
亜鉛（海外）	15,712	12,829	11,059	4,561	9,181
石油及びガス	128,502	139,453	88,671	34,273	40,892
鉄鉱石	4,530	(2,700)	(891)	4,367	13,091
銅	10,868	11,429	17,385	22,205	16,964
アルミニウム	11,285	16,131	22,529	8,467	23,200
電力	11,551	7,429	8,424	12,659	16,442
その他	(61)	(257)	532	568	114
合計	246,614	252,956	218,314	154,070	215,383

- (1) セグメント利益はIFRS第8号に基づき記載されており、営業利益から減価償却費、償却費及び減損費用を除外して算出される。セグメント利益は、他社により報告されている類似の尺度とは、計算方法が一貫していない可能性があることから、比較することができない場合がある。当社は、セグメント利益が当社の業績を示す尺度であり、当社の業界に属する企業を評価するために投資家及びアナリストにより使用されていると確信しているため、セグメント利益を記載した。当社のセグメント利益は、IASBにより発行されたIFRSに従って報告された財務成績及び流動性のその他の尺度の代替としてではなく、これらに加えて考慮されるべきものである。当社は、セグメント利益の表示において使用した補足調整の記載は、当社の中核事業の業績に関係がないと当社経営陣が判断する費用を除外し、当社の基準となる業績を明確に示す尺度であるため、適切であると確信している。また、セグメント利益は、当社の経営陣が将来の期間の計画及び予測の基準に用いる主要な指標の1つである。以下の表は、表示された期間における営業利益をセグメント利益に調整したものである。

(単位：百万ルピー)

3月31日に終了した年度

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
亜鉛（インド）：					
営業利益	58,341	61,696	62,267	59,412	85,491
加算：					
減価償却費及び償却費	5,886	6,946	8,338	7,558	10,008
セグメント利益	64,227	68,642	70,605	66,970	95,499
亜鉛（海外）：					
営業利益	5,078	2,484	4,268	831	7,336
加算：					
減価償却費及び償却費 ⁽¹⁾	10,634	10,345	6,791	3,730	1,845
セグメント利益	15,712	12,829	11,059	4,561	9,181
石油及びガス：					
営業利益／(損失)	50,370	53,942	(395,146)	(342,813)	14,205
加算：					
減価償却費及び償却費 ⁽²⁾	78,132	85,511	483,817	377,086	26,687
セグメント利益	128,502	139,453	88,671	34,273	40,892
鉄鉱石：					
営業利益／(損失)	(77)	(5,476)	(3,422)	(15,793)	8,403
加算：					
減価償却費及び償却費 ⁽³⁾	4,607	2,776	2,531	20,160	4,688
セグメント利益／(損失)	4,530	(2,700)	(891)	4,367	13,091
銅：					
営業利益	8,517	8,876	14,344	19,660	15,026
加算：					
減価償却費及び償却費 ⁽⁴⁾	2,351	2,553	3,041	2,545	1,938
セグメント利益	10,868	11,429	17,385	22,205	16,964
アルミニウム：					
営業利益／(損失)	960	4,979	13,752	1,416	11,725
加算：					
減価償却費及び償却費 ⁽⁵⁾	10,325	11,152	8,777	7,051	11,475
セグメント利益	11,285	16,131	22,529	8,467	23,200
電力：					
営業利益	6,393	1,494	4,484	8,221	10,757
加算：					
減価償却費及び償却費	5,158	5,935	3,940	4,438	5,685
セグメント利益	11,551	7,429	8,424	12,659	16,442
その他：					
営業利益／(損失)	(71)	(467)	238	244	(199)
加算：					
減価償却費及び償却費	10	210	294	324	313
セグメント利益／(損失)	(61)	(257)	532	568	114

(1) 2014年度における2,873百万ルピーの減損費用を含む。

(2) 2015年度における406,144百万ルピーの減損費用、2016年度における322,998百万ルピーの減損費用及び2017年度における845百万ルピーの減損戻入を含む。

(3) 2016年度における16,054百万ルピーの減損費用を含む。

(4) 2016年度における497百万ルピーの減損費用を含む。

(5) 2014年度における668百万ルピーの減損費用、2015年度における294百万ルピーの減損費用及び2017年度における2,007百万ルピーの減損費用を含む。

当社の事業、財政状態及び業績に関する以下の考察は、本書に掲載されている当社の連結財務書類及び関連する注記と併せて読まれるべきものである。以下の考察には、将来的に発生する事象及び財務成績に関する現在の見解を反映した将来予測に関する記述も含まれている。当社の実際の業績は、本書中の「－４ 事業等のリスク」及びその他の部分に記載される要因並びに以下の要因等、特定の要因により、将来予測に関する記述において予測される業績と大きく異なることがある。当社の連結財務書類及び財務情報に関する以下の考察は、IASBによって発行されたIFRSに準拠して作成されている。

(1) 概要

当社は、鉱物、石油及びガスの探査、採掘並びに処理を行う、多様な天然資源を扱う企業である。当社は、亜鉛、鉛、銀、石油及びガス、銅、アルミニウム、鉄鋼並びに商業用エネルギーを生産しており、オーストラリア、インド、アイルランド、リベリア、ナミビア、南アフリカ及びアラブ首長国連邦に進出している。当社は、近年、様々な増設工事、2002年及び2001年にそれぞれ取得した当社の亜鉛事業及びアルミニウム事業、インド政府の投資引揚げプログラム、並びに2011年度に取得したナミビア、南アフリカ及びアイルランドに所在するアングロ・アメリカン・ピーエルシーの亜鉛事業を通じて、またさらに当社の取得した事業を順調に成長させることによって、著しい成長を遂げた。当社はまた、2013年8月に組織再編取引を通じたセサ・ゴアとの株式対価の合併を行い、複数の業界における存在感をさらに強めた。当社は、当社のインドにおける事業の運営及び拡大の経験により、インドが保有する大量の鉱物埋蔵量、比較的低い運営費並びに多大で安価な労務力及び人材プールから生じる魅力的な成長の機会を十分に活用できると確信している。

当社の収益は、2015年度における733,579百万ルピーから2016年度には639,493百万ルピーとなり、14.7%の減少となったが、2017年度には717,207百万ルピーとなり、12.2%の増加となった。営業損失は、2015年度における299,215百万ルピーから2016年度には268,822百万ルピーとなり、11.3%の減少となった。2017年度の営業利益は152,744百万ルピーとなり、2016年度と比較して156.8%の増加となった。

以下の表は、当社の主要連結財務データから抽出したものであり、以下の事項を記載している。

- ・ 当社の連結ベースの収益に占める当社の各事業セグメントの外部顧客からの収益の割合
- ・ 当社の連結ベースの営業利益に占める当社の各事業セグメントの営業利益の割合
- ・ 当社の連結ベースのセグメント利益に占める当社の各事業セグメントのセグメント利益の割合

(単位：%)

	3月31日に終了した年度		
	2015年	2016年	2017年
収益			
亜鉛（インド）	19.7	21.6	23.6
亜鉛（海外）	4.9	4.0	3.1
石油及びガス	20.0	13.5	11.4
鉄鉱石	2.6	3.5	5.7
銅	30.7	32.7	29.3
アルミニウム	17.3	17.3	19.1
電力	4.6	7.1	7.7
その他	0.2	0.3	0.1
合計	100.0	100.0	100.0
営業利益／（損失）			
亜鉛（インド）	20.8	22.1	56.0
亜鉛（海外）	1.4	0.3	4.8
石油及びガス	(132.1)	(127.5)	9.3
鉄鉱石	(1.1)	(5.9)	5.5
銅	4.8	7.3	9.8
アルミニウム	4.6	0.5	7.7
電力	1.5	3.1	7.0
その他	0.1	0.1	(0.1)
合計	100.0	100.0	100.0
セグメント利益／（損失） ⁽¹⁾			
亜鉛（インド）	32.3	43.5	44.3
亜鉛（海外）	5.1	3.0	4.3
石油及びガス	40.6	22.2	19.0
鉄鉱石	(0.4)	2.8	6.1
銅	8.0	14.4	7.9
アルミニウム	10.3	5.5	10.7
電力	3.9	8.2	7.6
その他	0.2	0.4	0.1
合計	100.0	100.0	100.0

(1) セグメント利益はIFRS第8号に基づき記載されており、営業利益から減価償却費、償却費及び減損を調整して算出される。当社のセグメント利益は、他社により報告されている類似の尺度とは、計算方法が一貫していない可能性があることから、比較することができない場合がある。当社は、セグメント利益が当社の業績を示す尺度であり、当社の業界に属する企業を評価するために投資家及びアナリストにより使用されていると確信しているため、セグメント利益を記載した。当社のセグメント利益は、IASBによって発行されたIFRSに従って報告された財務成績及び流動性のその他の尺度の代替としてではなく、これらに加えて考慮されるべきものである。当社は、当社のセグメント利益の表示において使用した補足調整の記載は、当社の中核事業の業績に関係がないと当社経営陣が判断する費用を除外し、当社の基準となる業績を明確に示す尺度であるため、適切であると確信している。また、セグメント利益は、当社の経営陣が将来の期間の計画及び予測の基準に用いる主要な指標の一つである。表示された期間における営業利益をセグメント利益に調整した表については、上記「連結財務データの抜粋」を参照のこと。

(2) 業績に影響する要因

当社の業績は、主として商品価格、ブレント石油の値下げの顕在化、製造原価、生産量、インド政府の方針及び為替相場の影響を受ける。

(a) 金属及び石油価格、銅の製錬費及び精錬費並びに電力の料金

概要

当社の業績は、当社の亜鉛事業及びアルミニウム事業において生産している天然資源の商品価格（ロンドン金属取引所及びロンドン貴金属市場協会における価格を基準に決定される。）、当社の石油、ガス及び鉄鉱石事業におけるその他の基準価格並びに当社の銅事業における銅の製錬費及び精錬費により大きく影響される。銅の製錬費及び精錬費、当社が製造している金属の商品価格並びに石油、ガス及び鉄鉱石の基準価格は、とりわけ亜鉛、鉛、銀、石油、ガス、鉄鉱石、銅及びアルミニウムの需給の変化を受け、著しく変動することがある。天然資源の生産を行う会社は、製錬費及び精錬費又は商品価格の相場に直接影響を及ぼすことはできないが、銅製錬又は商品生産能力の変化、一時的な値引き又はその他当社の連結グループ会社を含む天然資源の生産を行う会社による市場シェア獲得の動き等の事由が、市場価格に影響を及ぼすことがある。さらに、当社が実現する価格は、当社が買い手と締結する契約の約定において交渉する特定の条件により多少影響を受けることがある。当社の財務成績は、価格の差異及び市場周期の影響をこれまでに受けており、今後も引き続きその影響を受けると予想される。

2017年3月31日に終了した年度において、商品価格の上昇は、当社の収益及び営業利益に良い影響を及ぼした。2017年度における平均価格は、亜鉛が29.5%、アルミニウムが6.2%、鉛が13.4%、銀が16.7%、鉄鉱石が30.0%及びブレント石油が2.3%上昇したが、銅の平均価格は1.1%低下した。

世界的な成長及び商品需要は変動し続けており、新興市場は今後も成長の鍵を握っている。当社は、当社の資産の大部分をインド及びアフリカに有するため、新興市場への投資体制に有利である。地理的な好条件と、インドの都市化による消費拡大により、当社は、需要の増加に応える上で有利である。世界の市場及び経済状況並びに当社の事業リスクに関するさらなる議論は、「－4 事業等のリスク－(4) インド企業への投資、世界の経済状況及び国際的な事業に関するリスク－(i) 世界の経済状況は、今までに例がなくかつ厳しいもので、インドの金融市場及びインド経済全般に悪影響を及ぼしており、今後も及ぼし続ける。これにより、当社の事業、財務成績並びに当社の株式及びADSの株価が重大な悪影響を被っており、また今後も被り続ける可能性がある。」を参照のこと。当年度中に世界市場へ変動をもたらした一連の経済的及び政治的動向にもかかわらず、マクロ経済の状況改善を受け、2017年度末における商品指数は25%上昇した。世界経済は、米国経済の改善並びに中国の財政改革及び景気対策の導入により支えられた。この世界経済の活性化により、商品、特に鉄鉱石、アルミニウム、銅並びに石油及びガスに対する需要が増加し、商品価格を上昇させた。その一方で、過去数年間にわたる長期の世界的不況及び鉱業会社による限定的な投資の結果、新規鉱業プロジェクトの不足が、亜鉛など特定の商品の供給に対して圧力をもたらしている。

亜鉛及びアルミニウム

当社の亜鉛事業及びアルミニウム事業の収益は、当社の販売量並びに亜鉛、鉛及びアルミニウムのロンドン金属取引所におけるそれぞれの価格及び銀のロンドン貴金属市場協会における価格に従って変動する。当社の亜鉛事業は完全一貫生産型であるため、その収益性は、亜鉛及び鉛のロンドン金属取引所における価格並びに銀のロンドン貴金属市場協会における価格と、当社の製造原価（採掘及び製錬に係る費用を含む。）の差額に左右される。当社のアルミニウム事業のうちボーキサイトをBALCOのボーキサイト鉱山で調達している部分に係る収益性は、アルミニウムのロンドン金属取引所における価格から当社の製造原価（ボーキサイトの採掘、輸送、ボーキサイトからアルミナへの製錬及びアルミナからアルミニウムへの製錬に係る原価を含む。）を差し引いた金額に左右される。当社のアルミニウム事業のうちアルミナを第三者から調達している部分に係る収益性は、アルミニウムのロンドン金属取引所における価格からアルミナの調達費及び当社の製造原価を差し引いた金額に左右される。

2017年度においては、BALCOのアルミナの必要量の56.1%及びオリッサ州におけるアルミニウム事業におけるアルミナの必要量の48.2%が第三者から輸入され、残りはランジガルのアルミナ精錬所により供給された。以下の表は、過去3事業年度の各年度における亜鉛及びアルミニウムのロンドン金属取引所における価格の平均を示したものである。

(単位：米ドル／1トン(1オンス)当たり)

3月31日に終了した年度

	2015年	2016年	2017年
亜鉛			
ロンドン金属取引所における価格	2,177	1,829	2,368
アルミニウム			
ロンドン金属取引所における価格	1,890	1,590	1,688
鉛			
ロンドン金属取引所における価格	2,021	1,768	2,005
銀			
ロンドン貴金属市場協会における価格*	18.1	15.2	17.8

*銀は米ドル／1オンス当たりで表示される。

原油及び天然ガス

原油の価格変動及び品質パラメーターに基づく石油価格の割引は石油及びガス事業の業績に大きな影響を与え、原油価格の下落は当社の収益に悪影響を与える可能性がある。歴史的に見ても、石油の国際価格は変動しやすく、やむを得ない多数の要素により大きく変動してきた。その要素とは、例えば経済全体の状態、原油及び天然ガスの需給ダイナミクス、政治的發展、生産レベル及び価格を設定し維持する石油生産国の能力、その他のエネルギー資源の価格及び利用可能性並びに天候条件等である。石油価格の下落はまた、計画中又は発展初期段階にあるプロジェクトの経済的な実現可能性を低下させる可能性がある。さらに、石油価格の下落は、利益の減少又は損失を招く要因となり得る、費用増加引当金及びその他の資産の損失をもたらす可能性がある。

以下の表は、米エネルギー情報局による情報を元に、過去3事業年度の各年度における、国際的な標準ブレンド油であるブレント原油の平均価格を示したものである。

(単位：米ドル／1バレル当たり)

3月31日に終了した年度

	2015年	2016年	2017年
北海ブレント原油	85.4	47.5	48.6

ブレント原油の割引の顕在化

様々な原油の価格は、積載日確定日後のブレント石油、ウエスト・テキサス・インターミディエート及びドバイ／オマーン等の、物理的基準となる主要な原油の価格に基づいている。原油価格は、需要と供給のような市場要素に左右される。地域の生産者は、数あるグレードの中での品質の違いや競争力に基づき、基準となる原油の価格に割増金を載せるか割引することにより、原油の価格設定を行う。

ラジャスタ・ブロック及びカンベイ・ブロックにおける原油の基準は、当該地域で頻繁に取引されている西アフリカの低硫黄原油であるボニー・ライトとし、原油の品質により適切に調整される。2017年度、石油市場における慣行により、積載日確定後のブレント原油の価格を割り引いた価格は、ラジャスタ・ブロックにおいて平均1石油換算バレル当たり5.7米ドル、カンベイ・ブロックにおいて平均1石油換算バレル当たり0.8米ドルとなる。積載日確定後のブレント原油の価格は、次の10日から25日以内に積載される予定のノースシー・ブレント原油の積荷の量を反映しており、当該積荷にはブレント原油、フォーティーズ原油、オゼバーク原油及びエコフィスク原油が含まれており、これらは価格を決定する最も競争力のあるグレードのものである。北海ブレント原油のスポット価格と積載日確定後のブレント原油の価格はほとんど同様のものである。

ラバ原油の価格の基準は、タピス原油及びミナス原油（南アジアの原油）とされており、2017年度、積載日確定後のブレント原油の価格を割り引いた価格は、平均1石油換算バレル当たり0.1米ドルとなる。また、当該原油価格の価格基準は、原油販売契約に基づいている。

原油価格の割引幅の変動は、当社の実現収益に影響を及ぼすものであり、質の差異の拡大もまた当社の収益に悪影響を及ぼす可能性がある。

鉄鉱石

鉄鉱石事業の収益は、鉄鉱石の売上高及び市場価格に基づき変動する。当社は、スポット物価指数及びスポット価格と連動した長期契約に基づき鉄鉱石を販売している。鉄鉱石の価格は、鉄鉱石の需要と供給、全世界の製鉄能力及び輸送費の間の国際的及び地域的な不均衡に大きく依存している。鉄鉱石事業の収益性は、その販売価格、品位並びに鉄鉱石の抽出、加工及び採掘料を含む製造原価に依存している。

以下の表は、過去3事業年度の各年度における鉄鉱石（鉄含有量62%）の価格の平均を示したものである。

	(単位：米ドル／1トン（乾燥質量）当たり)		
	3月31日に終了した年度		
	2015年	2016年	2017年
中国より輸入された粉鉄鉱石（鉄含有量62%、天津港での運賃込み価格）	82.3	51.5	67.8

銅

当社の銅事業の収益は、当社の販売量及び銅のロンドン金属取引所における価格に従って変動する。しかしながら、当社の銅事業は、主として注文製錬及び精錬の事業の一つであり、当社の銅事業の収益性は、製錬費及び精錬費の市場価格に大きく左右される。当社は、参照期間中のロンドン金属取引所に連動する価格から当社が供給業者と交渉する製錬費及び精錬費を差し引いた金額で銅精鉱を購入するが、かかる価格は製錬費及び精錬費の実勢市場価格の影響を受ける。製錬費及び精錬費の相場は、銅精鉱の安定供給、世界中の銅製錬能力並びに輸送費に大きく左右される。当社が交渉することのできる製錬費及び精錬費も、特定の日本の大手注文製錬会社が定めた製錬費及び精錬費の条件に大きく左右される。当社の銅事業のうち、銅精鉱を第三者から調達している部分に係る収益性（2017年度において当社が必要とする銅精鉱量の約100%を占めた。）は、当社が交渉することのできる製錬費及び精錬費が当社の製錬並びに精錬に係る費用を超過する額に左右される。当社の銅事業の収益性はまた、硫酸や石膏、貴金属等の副産物を販売する際に当社が受領する価格にも影響される。これらの副産物は、銅製精錬の過程において産出されるものである。当社が受領する副産物の価格は、大きく変動する可能性がある。この要因には、需給の変化及び副産物が生産される地域での市場要因が含まれる。以下の表は、当社が過去3事業年度の各年度において実現した製錬費及び精錬費の平均を示したものである。

	(単位：米セント／1ポンド当たり)		
	3月31日に終了した年度		
	2015年	2016年	2017年
銅 製錬費及び精錬費	21.4	24.1	22.4

ロンドン金属取引所における価格は、当社が銅精鉱を実質的に第三者から調達しているため収益性にも影響する。かかる部分は、2017年度において当社が必要とする銅精鉱量の97.5%を占めた。当社は、自社銅山であるマウントライエル鉱山から銅精鉱を調達する予定はなく、同鉱山は、起きた土砂崩れ事故及び通気孔への落石事故の影響により、2014年7月以来保護・維持管理下に置かれている。以下の表は、過去3事業年度の各年度における銅のロンドン金属取引所における価格の平均を示したものである。

	(単位：米ドル／1トン当たり)		
	3月31日に終了した年度		
	2015年	2016年	2017年
銅 ロンドン金属取引所における価格	6,558	5,211	5,152

電力

インド電力法に基づき、CERCは、発電会社による電力供給に係る料金を決定する。電力供給不足の場合、CERCは、発電会社及び販売業者間で締結された契約に基づき、最長1年間、電力の販売又は購入に係る料金の最低額及び最高額を修正することがある。電力省が発行するガイドラインの下で、特定の発電プロジェクトに係る料金は、プロジェクトへの参加形態（(i) CERCが規定する料金原則（容量料金、エネルギー料金、不定期交換料金及び奨励

金の支払から成る原価加算基準)に基づき覚書を締結すること、又は(ii)料金が市場に基づく、競争入札)により決定される。

当社の料金は、契約量につき覚書を締結する形態に基づいている。電力購入契約に基づくジャルスグダの発電所からのグリッドへの電力供給に対する料金は、CERCによって通知された料金規則に従って制定されている原則に基づき決定される。メットゥルの発電所からのタミル・ナーデュー州電力委員会への電力供給に対する料金は、タミル・ナーデュー州電力委員会との間で交わされた電力購入契約に基づき決定される。かかる契約は、2016年6月から2017年5月までの期間において締結された。現在、MALCOは、電力供給に関して電力購入契約を結んではいない。MALCOの工場は、事業慣行に則り、2017年5月26日から保護・維持管理下に置かれている。タルワンディ・サボにおける1,980メガワットの生産能力を有する当社の火力発電所の場合は、競争入札プロセスに基づく料金に従ってプロジェクトが計画されたため、容量料金及び効率性は競争入札プロセスに従って、PSPCLとの電力購入契約に定められているガイドラインに沿って決定されていることになる。そのような効率性に影響を受ける燃料費は、最終消費者に転嫁されることとなる。さらに、多数の顧客に販売される余剰電力は、電力市場における需給状況により料金が決定される。2016年3月31日及び2017年3月31日に終了した各年度における電力の実現価額(TSPLを除く)の平均は、1ユニット当たりそれぞれ2.9ルピー及び2.8ルピーであった。2016年度において、ジャルスグダの2,400メガワットの発電ユニットは、オープンアクセスによる電力販売の選択肢がある発電事業の一部であった。2016年4月以降、1800メガワット(それぞれ600メガワットの3つのユニット)は、アルミニウム事業における自社発電所に転換された。残りの600メガワットの独立系発電所による電力供給は、オープンアクセスを含まないため、長期の電力購入契約に基づく電力の実現価額は減少した。2016年3月31日及び2017年3月31日に終了した各年度において、TSPLの電力の実現価額の平均は、プラント稼働率に基づき、1ユニット当たりそれぞれ4.3ルピー及び4.7ルピーであった。

インド市場の割増価格

一般的に、インドにおける当社の製品は、インド政府により輸入品に課される関税、インドに金属を輸送する際の費用及び地域市場の状況を含む多くの要因により、ロンドン金属取引所の市場価格より高い価格で販売されている。「一(e)政府の方針」を参照のこと。その結果、当社は、多くの当社製品をインドで販売するよう努力している。

ヘッジ活動

当社は、連結財務書類の注記23「金融商品」に詳述したとおり、商品価格の変動リスクを一部緩和するために、限られた範囲内でヘッジ戦略を行っている。

(b) 製造原価

当社の業績は、当社が事業を効率よく行い、低い製造原価を維持できるか否かに左右される。鉱石から金属を回収する際の効率性、工程の改善、副産物の管理及び生産性の向上により、当社のコストは削減できる。採掘及び金属の製造に係る費用には、自社鉱山での光熱費、鉱石、石油及びガスの抽出及び加工の費用、労務費及びその他の製造経費が含まれる。製造原価には、当社のアルミニウム事業のアルミナの原価が含まれる。

当社の石油及びガス事業における製造原価には、原油及び天然ガスの生産のための費用(租税、採掘料(ラジャスタン鉱区を除く。))等の法定課徴金及び生産物分与契約に基づき支払われる生産支払金を含む。)が含まれる。租税が製造原価の大部分を占めるため、租税の増加又は減少は、事業の結果に悪影響又は良い影響を及ぼす。

当社の注文製錬事業及び精錬事業における銅の製造原価には、銅精鉱を銅陰極に加工するための費用が含まれるが、銅精鉱の費用は含まれない。当社は、該当する価格参照期間における銅金属のロンドン金属取引所における価格から製錬費及び精錬費(当社と供給者との間で交渉されるが、製錬費及び精錬費の一般的な市場価格の影響を受ける。)を控除した金額で、銅精鉱を購入している。当社の銅精鉱の購入価格及び銅の最終製品の販売価格の両方がロンドン金属取引所における価格を基準にしているため、当社はロンドン金属取引所における価格を最終消費者へ転嫁することを試みている。銅の注文製錬事業及び精錬事業の収益性は、当社が外部供給者と交渉する製錬費及び精錬費が当社の製錬及び精錬に係る費用を上回るかどうかにより左右される。

光熱費は、当社の金属製造事業において、製造原価の中で最も大きな部分を占める要素である。当社が必要とする電力は、主に石炭を燃料とする自社発電所で賄っている。当社の発電所の操業に使用される一般炭、ディーゼル

燃料及び燃料油並びに亜鉛の製錬工程で使用される冶金コークスは、現在、長期契約及び現物契約により調達している。当社の鉄鉱石事業は、一部は60メガワットの自社発電所を通して、一部は政府電力庁によって必要な電力を賄われており、かかる電力が完全に賄われない場合には発電機によって電力を賄う。当社のアルミニウム事業は、アルミニウム製錬事業が電力を必要とするためにエネルギー消費量が高く、一般炭の必要量の約35%をコール・インディアの子会社であるマハナディ・コールフィールド・リミテッド及びSECLの連結ルートから調達している。当社は、ジャルスグダにおける1,215メガワットの生産能力を有する自社発電所に関し、2008年に5つの135メガワットのユニットについて、2009年に追加で2つの135メガワットのユニットについて、2014年にさらに追加で2つの135メガワットのユニットについて5年間の供給契約を締結した。残りの一般炭の必要量は、一般市場からの購入及び石炭の輸入によって調達している。2008年に締結されたかかる契約は、2014年に更新され、2018年まで有効となっている。コール・インディアで石炭が不足した場合には、より高価な輸入石炭をより多く使用しなければならない可能性がある。2015年度の第4四半期に、BALCOは石炭省よりチョティア石炭鉱区という1つの石炭鉱区を落札することに成功した。チョティア石炭鉱区の総埋蔵量は17.2百万トンであり、年間生産能力は百万トンである。2016年度の第4四半期にチョティア石炭鉱区での生産は開始された。

当社の亜鉛事業及び鉄鉱石事業、並びに当社の銅事業及びアルミニウム事業のうち鉱石を自社鉱山から調達している部分については、鉱石の抽出及び加工の費用が当社の製造原価に影響する。当社の鉄鉱石事業において、精錬を製造するための鉱石の抽出及び加工の費用は、通常、当社の完成金属製品の製造原価全体の数パーセントである。アルミニウム事業においては、ボーキサイト鉱石の抽出費用は大きくないが、輸送費を含むボーキサイト鉱石からアルミナを製造するための精錬費用は、アルミニウムの製造原価の約3分の1を占める。鉄鉱石事業においては、輸出の場合、物流が全製造原価の約25%から30%を占めている。また、当社の亜鉛事業及び鉄鉱石事業における製造原価の大部分は、採掘した鉛亜鉛鉱石についてHSLが支払う採掘料であるが、当該採掘料は亜鉛及び鉛のロンドン金属取引所における価格と関連しており、また、鉄鉱石についてはインド鉱山局によって公表されたレートで鉄鉱石の抽出に関する支払を行っている。「－(e) 政府の方針－税金、採掘料及び特別税の支払」を参照のこと。

商業発電事業において、製造費は主に石炭費用であり、石炭は大部分が国内市場から調達している。労務費は主に従業員数と関連し、賃金は随時増加する。近年における労働生産性の向上により、単位当たりの労務費は減少している。当社は、BALCOの採掘事業の大半、HSLの鉄鉱石採掘事業及びケアン・インディアの石油及びガス事業の大部分並びに当社の銅、亜鉛及びアルミニウムの製錬事業の機能のごく一部を第三者請負業者に外注している。ジャルスグダにおける2,400メガワットの発電施設及びBALCOの1,200メガワット及び540メガワット並びにTSPLの1,980メガワットの発電施設における運営費及び維持活動は、実質的に第三者請負業者に外注している。

その他の製造経費には、とりわけ、製造工程及び進行中の事業を維持するための日常的な保守において使用される追加材料及び消耗品が含まれる。これらは、当社の製造原価の大部分を占めるものではない。

当社の金属製品について計上された製造原価においては、精錬工程又は製錬工程からの副産物を売却した際に受領した金額が相殺されている。当社の金属製品の製造原価について、当社は以下の基準で記載する。

(i) 副産物収益控除前製造原価：

金属の製造費及び加工費に係る（自社鉱山での光熱費、鉱石の抽出費及び加工費、労務費及びその他の製造経費等の）直接製造原価を示すが、減価償却費、減損費用及び利息支払額は含まれない。

(ii) 副産物純収益控除製造原価：

当該費用は、副産物収益控除前製造原価から製造及び加工の工程で生じる副産物の売却時に当社が受領する金額を差し引いた金額を示す。副産物収益の相殺は、当社の業界において同業者により使用されている一般的な計量方法である為、当社の経営陣及び投資家が当業界における当社のコスト競争力を同業者と比較する際に有用となる。当社は、副産物収益控除前製造原価及び副産物控除製造原価を期中平均為替レートで除して米ドルに換算し、金属1ポンド又は1トン当たりの米ドル製造原価を計上している。

以下の表は、当社が過去3事業年度の各年度において製造した各金属、電力、石油及びガスについて実現した製錬費及び精錬費並びに製造原価の平均を示したものである。

(単位：(別段の定めがない限り) 米ドル／1トン当たり)

単位	3月31日に終了した年度		
	2015年	2016年	2017年

製錬費及び精錬費(1)	米セント／1ポンド当たり	21.4	24.1	22.4
副産物収益控除前製造原価(2)				
亜鉛(インド)(3)	米ドル	1,215	1,151	1,259
亜鉛(海外)(4)	米ドル	1,533	1,548	1,610
石油及びガス(5)	米ドル／1石油換算バレル当たり	22.9	21.8	20.4
鉄鉱石(6)	米ドル	134.9	24.6	18.0
銅の製錬及び精錬に係る費用(7)	米セント／1ポンド当たり	14.0	11.3	11.9
アルミニウム(8)	米ドル	1,790	1,589	1,466
電力 — ジャルスグダにおける600メガワットの発電所	ルピー／1ユニット当たり	2.1	2.1	2.0
副産物純収益控除製造原価(2)				
亜鉛(インド)(3)	米ドル	1,111	1,046	1,154
亜鉛(海外)(4)	米ドル	1,393	1,432	1,417
石油及びガス(5)	米ドル／1石油換算バレル当たり	22.9	21.8	20.4
鉄鉱石(6)	米ドル	134.9	24.6	18.0
銅の製錬及び精錬に係る費用(7)	米セント／1ポンド当たり	4.2	3.2	5.0
アルミニウム(8)	米ドル	1,785	1,573	1,463
電力 — ジャルスグダにおける600メガワットの発電所	ルピー／1ユニット当たり	2.1	2.1	2.0

- (1) 当該期間における当社の実現製錬費及び精錬費の平均を示す。
- (2) 1ユニット当たりの製造原価は、IASBによって発行されたIFRSにおいて認められた尺度ではない。製造原価は当社の業績を評価するために当社の経営陣により使用されている主要業績評価指標である為、記載した。また当社は、製造原価は当社の業界の企業を評価するために投資家及びアナリストにより使用されていると確信している。当社の業績は、当社が事業を効率よく行い、低い製造原価を維持できるか否かにかなりの程度左右される。鉱石から金属を回収する際の効率性、工程の改善、副産物の管理及び生産性の向上により、当社のコストは削減できる。当社の製造原価の算定は、IASBによって発行されたIFRSに従って報告された財務成績及び流動性のその他の尺度の代替としてではなく、これらに加えて考慮されるべきものである。製造原価は、当社の事業の業績を測定する尺度である。当社の尺度は他社により報告されている類似の尺度とは比較することができない場合があるものの、この尺度は他の金属会社も記載している。
- (3) 亜鉛の副産物収益控除前製造原価は、2016年度の1トン当たり75,339ルピーから2017年度は1トン当たり84,441ルピーに増加した。かかる増加は主に、採掘料率の上昇によるものである。インドにおける亜鉛及び鉛の採掘料率は、世界で最高値であり、その他の卑金属と比べてかなり高い。さらに、2015年1月12日付で地域鉱物財団(DMF)及びナショナル・ミネラル探査信託基金(NMET)に対してさらなる採掘料が提供された。DMFの引当金は現在採掘料率の30%と通知されている。電気税及び再生可能エネルギー購入義務などの様々な規制による製造原価の増加は、主に操作効率向上によるコスト削減への取組み及び営業費の支出削減により相殺された。亜鉛の副産物純収益控除製造原価は、2016年度の1トン当たり68,443ルピーから2017年度は1トン当たり77,391ルピーに増加した。かかる増加は、上述した費用の増加によるものであるが、副産物である硫酸の価格の上昇によって相殺された。
- (4) 副産物収益控除純製造原価は、1トン当たり1,432米ドルから1.1%減の1トン当たり1,417米ドルとなった。これは主に、生産性の向上、TcRcの低下、営業費用の削減及び現地通貨の下落によって引き起こされた。
- (5) 石油及びガスの製造原価は、主として省コスト計画により、2016年度の1石油換算バレル当たり21.8米ドルから2017年度は1石油換算バレル当たり20.4米ドルに減少した。
- (6) 鉄鉱石の製造原価は、2016年度の1トン当たり24.6米ドルから2017年度は1トン当たり18.0米ドルに減少した。これは主に、必要な承認を2016年度中に獲得して、操作効率及び営業費の支出削減に焦点を当てた綿密な計画を実施した後に、ゴア州での生産を再開したことによるものであった。当社のコスト削減計画の一環として、物流契約を、輸送路、輸送方法及び輸送費にわたって最適化した。近くの鉱山からの鉄鉱石の調達を最大化し、輸送費を削減した。
- (7) 製造原価は、副産物及び遊離銅の収益控除前で比較すると、主に石油価格の上昇及び石炭に係るクリーンエネルギー税の増加により、2016年度の1ポンド当たり11.3米セントから1ポンド当たり0.6米セント増加し、1ポンド当たり11.9米セントとなった。副産物及び遊離銅の収益控除後では、主として副産物収益の減少、石油価格の上昇及び石炭に係るクリーンエネルギー税の増加により、原価は2016年度の1ポンド当たり3.2米セントから2017年度は1ポンド当たり5.0米セントに増加した。
- (8) 副産物収益控除前製造原価は、2016年度の1トン当たり103,988ルピーから2017年度は1トン当たり98,379ルピーに減少した。かかる減少は、主にアルミナのコスト削減、生産量の増加、インド・ルピーの下落、安定した石炭経路による電力コストの削減及び様々なコスト削減計画によるものである。副産物収益控除後製造原価は、主として上述した理由により2016年度の1トン当たり102,953ルピーから2017年度は1トン当たり98,147ルピーに減少した。

下記に示される当社の金属製品の製造原価について、当社は以下の基準で記載する。

(i) 副産物収益控除前製造原価：

金属の製造費及び加工費に係る（自社鉱山での光熱費、鉱石の抽出費及び加工費、労務費及びその他の製造経費等の）直接製造原価を示すが、減価償却費、減損費用及び利息支払額は含まれない。

(ii) 副産物純収益控除製造原価：

当該費用は、副産物収益控除前製造原価から製造及び加工の工程で生じる副産物の売却時に当社が受領する金額を差し引いた金額を示す。副産物収益の相殺は、当社の業界において同業者により使用されている一般的な計量方法である為、当社の経営陣及び投資家が当業界における当社のコスト競争力を同業者と比較する際に有用となる。

当社は、各金属に係る製造原価について以下に説明する。

- ・ 亜鉛鉱石の抽出から亜鉛金属の製造までを行う一貫生産型事業である亜鉛（インド）事業の副産物収益控除前製造原価は、鉱石の抽出及び鉱石を亜鉛金属インゴットに加工するための費用から成る。採掘料並びにDMF及びNMETへの出資に対する引当金の支払も製造原価に含まれる。副産物純収益控除製造原価は、副産物収益控除前製造原価と、副産物収益、すなわち製造原価から控除される副産物である硫酸から得られる純収益を業界の慣行に従い反映している。副産物収益控除前及び副産物純収益控除の総現金費用を、製造された亜鉛金属の総トン量で除すことにより、製造された亜鉛金属1トン当たりの副産物収益控除前及び副産物純収益控除の製造原価を計算する。当社の亜鉛（インド）セグメントは、主として亜鉛インゴットから成る。銀は鉛の製錬過程で生じる副産物であり、鉛に関しても亜鉛の副産物に過ぎない。したがって、亜鉛（インド）事業の製造原価には、亜鉛インゴットに係る費用のみが含まれており、鉛及び銀に係る費用は含まれない。
- ・ 当社の亜鉛（海外）事業は、ナミビアのスコープION鉱山及び精錬所、南アフリカのブラック・マウンテン鉱山及びアイルランドのリシーン鉱山（2015年12月に操業を停止した。）により構成されている。スコープIONは、特に高品位の亜鉛インゴットを産出している。その結果、スコープION鉱山における副産物収益控除前製造原価は、亜鉛鉱石の採掘並びに精錬所における洗脱精錬及び電解採取による亜鉛の生産に係る総直接費から成る。スコープION鉱山は、重要な副産物を一切生産していない。ブラック・マウンテン鉱山における亜鉛の副産物収益控除前製造原価は、直接採掘費、精錬費、製錬費及び精錬費並びに直接サービス費から成る。副産物純収益控除製造原価は、副産物収益控除前製造原価と、副産物収益、すなわち銅によって得られる収益を業界の慣行に従い反映している。ブラック・マウンテン鉱山においては、銀は鉛の製錬過程で生じる副産物であり、鉛に関しても亜鉛の副産物にしか過ぎない。したがって、ブラック・マウンテン鉱山における製造原価には、亜鉛インゴットに係る費用のみが含まれており、鉛及び銀に係る費用は含まれない。リシーン鉱山（2015年12月に操業を停止した。）は、亜鉛精鉱及び鉛精鉱を生産していた。したがって、リシーン鉱山における副産物収益控除前製造原価は、直接採掘費、粉碎処理費及び諸経費、製錬費及びその他の直接現金費用から成っていた。副産物収益控除製造原価は、副産物収益控除前製造原価と、副産物収益、すなわち鉛及び銀によって得られる収益を業界の慣行に従い反映している。支払われた採掘料も製造原価に含まれる。副産物収益控除前及び副産物純収益控除の総現金費用を製造された亜鉛金属又は製造された亜鉛精鉱中の亜鉛金属の総トン量で除すことにより、製造された亜鉛金属又は製造された亜鉛精鉱中の亜鉛金属1トン当たりの副産物収益控除前及び副産物純収益控除の製造原価を計算する。
- ・ 石油セグメント及びガス・セグメントにおける製造原価は、原油及び天然ガスの生産のための費用（租税、採掘料（ラジャスタン鉱区を除く。）等の法定課徴金及び生産物分与契約に基づき支払われる生産支払金を含む。）並びにとりわけ人件費、設備、発電所の修理及び維持にかかる費用及び前記施設のための燃料、注水、保険、及び原油及び天然ガスの貯蔵、輸送及び運輸等の営業費用から成り立っている。総製造原価を、生産された石油及びガスの生産量で除すことにより、1石油換算バレル当たりの製造原価を計算する。副産物収益控除前及び副産物純収益調整後の製造原価を当該年度の期中平均為替レートで除すことにより、計上する金属1ポンド若しくは1トン当たり又は1石油換算バレル当たりの米ドル製造原価を計算する。
- ・ 鉄鉱石の場合、製造原価は鉄鉱石の採掘費用及び加工費用に関連するものである。採掘料並びにDMF及びNMETへの出資に対する引当金の支払もゴア州での製造原価に含まれるが、一方でカルナタカ州での鉄鉱石事業の採掘料は買主の負担となる。総現金費用を、生産された鉄鉱石の総トン量で除すことにより、鉄鉱石1トン当たりの製造原価を計算する。当社の鉄鉱石セグメントには、冶金コークス及び銑鉄が含まれる。ただし、鉄鉱石事業の製造原価には、鉛及び銀に係る費用は含まれない。

ゴア州の炭鉱石事業は、州政府から必要な承認を受領した後、2015年8月に再開された。ゴア州の炭鉱石事業は、ゴア州における継続的な採掘禁止によって2015年度中停止されていた。炭鉱石の生産費用は、2016年度の生産費用がゴア州の事業及びカルナータカ州の事業によって発生する固定管理費を考慮するため、大幅に減少したが、現在のゴア州の事業及びカルナータカ州の事業では、昨年と比較してより生産は増加するであろう。

- 銅の場合、副産物及び遊離銅による収益控除前の製造原価は当社の注文製錬事業及び精錬事業のみに関連するものであり、採掘事業には関連しない。製造原価は、銅精鉱を銅陰極に加工する際の費用から成り、銅陰極をトゥティコリンからスィルヴァーサーに輸送する際の費用も含まれる。副産物及び遊離銅による純収益控除製造原価は、副産物及び遊離銅による収益控除前の製造原価、注文製錬業者における世界的な原価報告の慣行に従って現金費用から控除される副産物、硫酸及び購入した銅金属を上回って回収した銅金属の売却による純収益を反映している。副産物及び遊離銅による収益控除前の製造原価並びに副産物及び遊離銅による純収益控除の総現金費用を、製造された銅金属の総ポンド量で除すことにより、製造された銅金属1ポンド当たりの副産物及び遊離銅による収益控除前並びに副産物及び遊離銅による純収益控除の製造原価を計算する。
- アルミニウムの製造原価は、BALCO及びオディシャ州でのアルミニウム事業における平均製造原価を含む。副産物収益控除前製造原価は、アルミナの購入費用並びにボーキサイトの製造及びボーキサイト／アルミナからアルミニウム金属への加工に係る費用を含む。副産物純収益控除製造原価は、副産物収益控除前製造原価と、副産物収益、すなわちバナジウム等の副産物の売却から得られる純収益を業界の慣行に従い反映している。副産物収益控除前及び副産物純収益控除の総現金原価を製造された溶銑の総量で除すことにより、製造されたアルミニウム溶銑1トン当たりの副産物収益控除前及び副産物純収益控除の製造原価を計算する。製造原価の産出にあたり（鑄造の付加価値費用を含まない。）溶銑製造がアルミニウム金属産業において一般的に使用されている尺度であるため、本書中で開示されている製造原価の算出にあたっては、鑄造金属の生産高の代わりに溶銑の生産高が用いられている。
- ジャルスグダにおける2,400メガワットの発電所（HZLの274メガワット発電所、TSPLの1,980メガワット発電所、BALCOの270メガワットの発電所及び600メガワットの独立系発電所並びにMALCOの106.5メガワットの発電所を除く。）における電力の製造原価には、発電に使用される石炭及びその他の液体燃料に係る費用並びに操業費、維持費及び人件費を含む諸経費が含まれる。総原価を稼働している発電所の総ユニット数で除すことにより、1ユニット当たりの発電に係る製造原価を計算する。

(単位：百万ルピー（生産高及び製造原価を除く。）)

3月31日に終了した年度

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
垂鉛（インド）：					
セグメント収益	123,241	132,811	144,127	137,945	169,400
控除：					
セグメント利益	(64,227)	(68,642)	(70,605)	(66,970)	(95,499)
	59,014	64,169	73,522	70,975	73,901
控除：					
委託製錬費（原材料費を含む）	(6,805)	—	—	—	(3,364)
半製品売上原価	(1,806)	(3,461)	(3,230)	(2,348)	(1,771)
鉛金属売上原価	(6,962)	(8,115)	(8,991)	(10,264)	(10,677)
その他 ^(c)	(2,506)	(4,146)	(6,773)	(1,185)	(1,347)
副産物収益調整前合計	40,934	48,447	54,528	57,178	56,743
副産物収益	(4,766)	(3,821)	(4,692)	(5,234)	(4,737)
副産物収益調整後合計	36,168	44,626	49,836	51,944	52,006
生産高（トン）	676,923	749,167	733,805	758,938	671,987
副産物収益控除前製造原価（米ドル／ 1トン当たり） ^(a)	1,111	1,069	1,215	1,151	1,259
副産物純収益控除製造原価（米ドル／ 1トン当たり） ^(a)	981	985	1,111	1,046	1,154
副産物純収益控除製造原価（1トン当 たり） ^(a)	53,430	59,568	67,914	68,442	77,391
垂鉛（海外）：					
セグメント収益	43,475	40,156	35,886	25,631	22,302
控除：					
セグメント利益	(15,712)	(12,829)	(11,059)	(4,561)	(9,181)
	27,763	27,327	24,827	21,070	13,121
控除：					
製錬費及び精錬費（TcRc）	3,344	4,191	4,943	3,757	973
鉛金属売上原価	(5,336)	(4,631)	(4,486)	(3,859)	(4,038)
その他 ^(c)	(3,351)	(2,900)	(894)	(2,419)	2,275
副産物収益調整前合計	22,421	23,987	24,390	18,549	12,331
副産物収益	(1,459)	(2,464)	(2,230)	(1,390)	(1,479)
副産物収益調整後合計	20,962	21,522	22,160	17,159	10,852
生産高（トン）	353,404	304,945	260,106	183,035	114,135
副産物収益控除前製造原価（米ドル／ 1トン当たり） ^(a)	1,165	1,300	1,533	1,548	1,610
副産物純収益控除製造原価（米ドル／ 1トン当たり） ^(a)	1,089	1,167	1,393	1,432	1,417

(単位：百万ルピー（生産高及び製造原価を除く。）)

3月31日に終了した年度

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
石油及びガス：					
セグメント収益	175,518	187,103	146,945	86,559	82,041
控除：					
セグメント利益	(128,502)	(139,453)	(88,671)	(34,273)	(40,892)
	47,016	47,650	58,274	52,286	41,149
控除：					
失敗した探査に生じた費用	(2,821)	(653)	(7,867)	(294)	(407)
その他の収益	1,025	379	103	176	70
事前打ち合わせ費用	(194)	(242)	(1)	(71)	—
その他 ^(c)	(5,217)	(5,575)	(5,619)	(4,606)	(1,671)
副産物収益調整前合計	39,810	41,560	44,890	47,491	39,141
副産物収益	—	—	—	—	—
副産物収益調整後合計	39,810	41,560	44,890	47,491	39,141
生産高（百万石油換算バレル）	33.00	32.89	32.01	33.33	28.55
副産物収益控除前製造原価（米ドル／ 1等量バレル当たり） ^(a)	22.2	20.9	22.9	21.8	20.4
副産物純収益控除製造原価（米ドル／ 1等量バレル当たり） ^(a)	22.2	20.9	22.9	21.8	20.4
鉄鉱石：					
セグメント収益	26,119	16,558	19,963	22,774	41,290
控除：					
セグメント利益	(4,530)	2,700	891	(4,367)	(13,091)
	21,589	19,258	20,854	18,407	28,199
控除：					
半製品売上原価	(9,309)	(16,340)	(15,953)	(11,652)	(12,880)
輸出税	(4,430)	—	—	(250)	(1)
その他 ^(c)	500	810	214	1,810	(2,097)
副産物収益調整前合計	8,351	3,728	5,115	8,316	13,221
副産物収益	—	—	—	—	—
副産物収益調整後合計	8,351	3,728	5,115	8,316	13,221
生産高（百万トン（乾燥質量））	3.71	1.51	0.62	5.17	10.9
副産物収益控除前製造原価（米ドル／ 1トン（乾燥質量）当たり） ^(a)	41.3	40.9	134.9	24.6	18.0
副産物純収益控除製造原価（米ドル／ 1トン（乾燥質量）当たり） ^(a)	41.3	40.9	134.9	24.6	18.0

(単位：百万ルピー（生産高及び製造原価を除く。）)

3月31日に終了した年度

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
銅：					
セグメント収益	217,374	205,879	226,298	209,262	210,176
控除：					
セグメント利益	(10,868)	(11,429)	(17,385)	(22,205)	(16,964)
	206,506	194,450	208,913	187,057	193,212
控除：					
購入精鉱／岩石	(193,200)	(182,399)	(196,428)	(177,067)	(179,803)
川下製品原価	(2,163)	(3,354)	(3,441)	(1,533)	(1,931)
その他 ^(c)	(2,630)	(1,295)	(2,220)	(2,181)	(4,397)
副産物及び遊離銅収益調整前合計	8,513	7,402	6,824	6,276	7,081
副産物収益	(2,165)	(1,208)	(2,215)	(2,377)	(2,020)
遊離銅純売上高	(2,647)	(2,385)	(2,559)	(2,138)	(2,085)
副産物及び遊離銅収益調整後合計	3,701	3,809	2,050	1,761	2,976
生産高（トン）	353,154	294,434	362,373	384,047	402,730
副産物及び遊離銅収益控除前製造原価（米セント／1ポンド当たり） ^(a)	20.1	18.8	14.0	11.3	11.9
副産物及び遊離銅純収益控除製造原価（米セント／1ポンド当たり） ^(a)	8.7	9.7	4.2	3.2	5.0
アルミニウム：					
セグメント収益	99,633	107,989	127,130	110,910	136,862
控除：					
セグメント利益	(11,285)	(16,131)	(22,529)	(8,467)	(23,200)
	88,348	91,858	104,601	102,443	113,662
控除：					
川下製品原価	(5,140)	(4,230)	(4,611)	(3,998)	(4,105)
その他 ^(c)	(3,613)	(7,540)	(7,707)	(7,707)	(3,115)
副産物収益調整前合計	79,594	80,087	92,283	90,738	106,442
副産物収益	(299)	(281)	(223)	(903)	(252)
副産物収益調整後合計	79,296	79,807	92,060	89,835	106,190
生産高（溶銑）（トン）	774,851	795,728	843,219	872,591	1,081,955
副産物収益控除前製造原価（米ドル／1トン当たり） ^(a)	1,887	1,664	1,790	1,589	1,466
副産物純収益控除製造原価（米ドル／1トン当たり） ^(a)	1,879	1,658	1,785	1,573	1,463
副産物純収益控除製造原価（1トン当たり） ^(a)	102,337	100,294	109,177	102,953	98,147
電力：					
セグメント収益	36,365	37,638	41,186	49,826	56,079
控除：					
セグメント利益	(11,551)	(7,429)	(8,424)	(12,659)	(16,442)
	24,814	30,209	32,762	37,167	39,637
控除：					
TSPL、BALCO、HZL及びMALCOにおける電力費	(8,286)	(9,456)	(13,725)	(19,284)	(33,228)
その他 ^(c)	(2,555)	(4,710)	(3,589)	(2,287)	80
合計	13,973	16,043	15,448	15,596	6,490
生産高（MU） ^(b)	6,718	7,625	7,216	7,464	3,328

副産物収益控除前製造原価（１ユニット当たり）	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0
副産物純収益控除製造原価（１ユニット当たり）	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0

- (a) 製造原価の算出にあたり使用された為替レートは、期中RBI参照レートに基づいており、2013年３月31日、2014年３月31日、2015年３月31日、2016年３月31日及び2017年３月31日に終了した各年度の期中RBI参照レートは、それぞれ１米ドル当たり54.45ルピー、60.50ルピー、61.15ルピー、65.46ルピー及び67.09ルピーであった。
- (b) 生産高は、TSPLの660メガワットの発電所、HZLの274メガワットの風力発電所、BALCOの270メガワットの発電所及び600メガワットの独立系発電所並びにMALCOの106.5メガワットの発電所により発電されたユニットを含まない。
- (c) 「その他」には、本社による支出、管理費、販売費及び流通費、探査費用、在庫変動、外国為替変動、病院建設等の企業の社会的責任を果たすための大規模な取り組みのための費用並びにその他の営業利益が含まれる。これらの費用は間接費であり、製造に係る直接現金費用とは関係がない為、製造原価の算出からは除外されている。

(c) 生産量及び製品の構成

生産量は、当社の業績に大きな影響を及ぼす。当社は、一般的に、製造した製品をすべて販売することができるので、収益は、通常、当社の生産量の変化により変動する。生産量は当社の生産能力に左右されるが、近年は当社の全事業で生産能力が向上している。当社の採掘事業については、生産高は鉱石の質及び硬度にも左右される。生産量が増加すれば一般的に単位当たりの製造原価が下がるという点で、単位当たりの製造原価は、生産量の変化により大きく影響される。したがって、当社の生産高は、当社全体の費用競争力を決定する主要な要素である。以下の表は、過去3事業年度の各年度における当社の主要製品の生産量の要約である。

		(単位：(別段の定めがない限り) トン)		
		3月31日に終了した年度		
	製品	2015年	2016年	2017年
亜鉛（インド）	亜鉛	733,803	758,938	671,987
	鉛	127,143	144,919	139,008
	銀（キログラム）	327,508	424,578	452,543
亜鉛（海外）				
— スコーピオン — ブラック・マウンテン・マイニング	亜鉛	102,188	82,029	85,427
	銅 ⁽¹⁾	5,678	4,729	5,016
	亜鉛 ⁽¹⁾	27,022	29,272	28,708
	鉛 ⁽¹⁾	32,142	34,114	41,769
— リシーン	亜鉛 ⁽¹⁾	130,897	71,825	—
	鉛 ⁽¹⁾	19,265	8,726	—
石油及びガス（純額ベース） ⁽²⁾				
	原油（百万バレル）	31.4	32.6	28.0
	天然ガス（十億立方フィート）	3.5	4.3	3.0
鉄鉱石	販売可能な鉱石生産（百万トン（乾燥質量））	0.6	5.2	10.9
銅	銅陰極 ⁽³⁾	362,373	384,047	402,730
	銅棒	170,338	210,799	207,530
アルミニウム ⁽²⁾	インゴット ⁽⁴⁾	408,406	426,691	671,885
	付加価値品 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾	468,853	487,760	494,977
	溶銑	—	8,892	46,541
電力	電力（百万ユニット）	9,859	12,121	12,914

(1) 採掘された精鉱に含まれる金属含有量を指す。

(2) 付与された利益の算定では、ラバの採掘料は含まれていない。

(3) 銅陰極は、銅棒の最初の原料として使用される。銅棒1トンの生産につき約1トンの銅陰極が必要である。

(4) 2015年度、2016年度及び2017年度においてそれぞれ資産計上された生産量44キロトン、51キロトン及び166キロトンを含む。

(5) アルミニウムの付加価値品には、ピレット、棒材、圧延品を含む。

当社の設備は、計画的及び計画外の保守修繕のために定期的に操業を停止するため、これにより当社の生産量が一時的に減少する。さらに、当社の各事業の間で営業利益率が異なり、また各事業内でも利益率の低い一次金属と利益率の高い銅棒及びアルミニウム圧延品等の付加価値製品とでは営業利益率が異なるため、当社が製造する製品の構成により、当社の業績が大きな影響を受けることがある。例えば、銅陰極は当社の銅棒工場で銅棒に加工される。銅棒は、銅陰極より高い利幅を持つ付加価値製品である。銅棒の利幅がより高いことから、当社は、可能な限り大きな割合の銅棒を販売するよう努力している。当社の各種製品の生産量は、主として市場需要及び当該製品に係る当社の生産能力に従って変動するため、これらの製品からの収益の割合も、利益率の高い製品と利益率の低い製品で変動し、これにより同様に当社の営業利益及び営業利益率も変動する。

(d) 石油利益

インド政府は炭化水素の所有権を有する。当該所有権において、インド政府は、合併事業会社（請負業者）に対して炭化水素の探査、開発及び生産を行う責任を割り当てた。請負業者は、生産された石油から、炭化水素の探

査、開発及び生産における生産物分与契約に従い発生したすべての費用を回収する権利を有する。かかる費用は、「石油費用」として知られる。収益（生産された炭化水素の価値）の超過分で、上記により発生した費用を超える分については「石油利益」と呼ばれ、生産物分与契約に定められた手順に従いインド政府及び請負業者との間で分配される。

インド政府及び請負業者間の石油利益の分配は、ラバ・ブロック及びCB-OS/2ブロックの場合は税引後収益率により、ラジャスタン・ブロックの場合は、投資乗数方式により、それぞれの生産物分与契約に従い決定される。

石油利益の分配は、いかなる年度においても、契約又は開発区域について会社が前年度末現在において実際に達成した税引後収益率及び投資乗数に基づき計算される。

以下の表は、様々なブロック及び開発区域における政府に対する現在の石油利益分配分を要約している。

ブロック／開発区域	(単位：%)		
	3月31日現在の政府に対する石油利益分配分		
	2015年	2016年	2017年
ラバ	60	60	60
カンペーラクシュミー	45	45	45
カンペーガウリ	55	55	55
カンペーCB-X	60	60	60
ラジャスタンー開発区域1	40	40	40
ラジャスタンー開発区域2	30	40	40

各ブロックにおける操業及び収益が増加するに従い上記の割合は増加し、政府に対する石油利益分配額も増加する結果となる。これは、インド政府に支払う石油利益費用の当社負担分を増加させるため、当社の業績に悪影響を及ぼす。

(e) 政府の方針

インドの関税

輸入品に課される関税を一因として、当社は、インドでは当社製品をロンドン金属取引所より高い価格で販売している。当社は、通常、インドで販売する当社製品の価格を輸入平価に基づいて設定しているため、当社の収益性は、関税の水準に影響される。また、当社は、輸入している原材料、又は現地調達しているが、関税により輸入平価に基づいて価格設定されている特定の原材料（主な例として、銅精鉱、石油製品、アルミナ、炭素及び苛性ソーダ）に対して割増価格を支払っている。以下の表は、表示された期間において適用された関税率を示したものである。

	(単位：%)	
	2013年8月13日から 2016年2月29日	2016年3月1日から 現在
銅	5.0	5.0
銅精鉱	2.5	2.5
亜鉛	5.0	5.0
鉛	5.0	5.0
銀	10.0	10.0
アルミニウム	5.0	7.5

当社は、課税額の12.5%の追加関税、すなわち相殺関税（2012年3月18日から2015年2月28日までの相殺関税は12%）及びインドで輸入品に課税される基礎関税を支払う義務を負う。さらに特別追加関税はまた、インドで輸入品に4%が課税される。

インド政府は、将来的には銅及び亜鉛に課する関税を減少又は撤廃する可能性があるが、その時期及び減少幅は予想できない。当社は、当社が生産する商品の大半をインドで販売するため、インドの輸入品関税の今後の引き下げは、商品の販売につき当社が享受するプレミアムを減少させる。当社の収益性は、わずかではあるが輸入税の継続に依拠しており、その減少は当社の業績及び財政状態に悪影響を与える可能性がある。

2.5%の輸入税が、銅精鉱及び燐灰土に対して課される。中央付加価値税控除が有効とならなかった場合、2.0%の物品税が石炭に対して課される。しかしながら、中央付加価値税控除が有効となった場合の石炭の物品税は、6%となる。

「石油事業」の目的において輸入された物品は、2012年3月17日付の通達（Notification No.12/2012-Customs, Sr. No.358,359, Condition No.42,43）に基づき、関税を免除される。ソフトウェア、IT関係の品物及びその他の仕事に必要な物など、「石油事業以外」の目的で輸入された物品は、関税法2016年及び2017年に記載の品物の分類に応じて、約24.0%から27.0%の税が適用される関税率により関税が課される。

輸出奨励策

インド政府は、インド企業に対して、様々な輸出奨励策を提供している。インドからの銅、アルミニウム及び亜鉛の輸出についてはインド政府から補助金が支給される。輸出奨励策は、インドの市場価格での割増価格よりも有利な形でなされることはない。したがって、輸出奨励策にかかわらず、当社は、多くの当社製品を国内で販売するよう努力している。

2016年度及び2017年度において、当社の亜鉛（インド）事業の収益のそれぞれ25.0%及び29.0%が輸出であった。以下の表は、表示された期間における亜鉛精鉱、亜鉛インゴット及び鉛精鉱の輸出補助金の、FOB輸出額に占める割合を示したものである。

	(単位：％、FOB輸出額に占める割合)		
	2012年10月9日から 2013年9月20日	2013年9月21日から 2014年11月21日	2014年11月22日から 現在
亜鉛精鉱	1.5	1.3	1.0
亜鉛インゴット	2.0	1.7	1.9
鉛精鉱	1.5	1.3	1.0

2016年度及び2017年度において、当社の銅事業の収益のそれぞれ38.0%及び55.5%が輸出であった。以下の表は、表示された期間における銅陰極及び銅棒の輸出補助金を、市場連結特定品目スキームのFOB輸出額に占める割合により示したものである。

	(単位：％、FOB輸出額に占める割合)
	2011年10月1日から 2017年3月31日
銅陰極	2.0
銅棒 [#]	2.0

[#] チェコ共和国への輸出のみに適用される。

さらに、2015年4月1日より、市場に紐付けられた重点製品スキームの代わりに、新しいインドからの製品輸出スキームが導入された。かかる計画では、銅製品に対する輸出インセンティブは通知されなかった。

2016年度及び2017年度において、当社のアルミニウム事業の収益のそれぞれ39.7%及び47.0%が輸出であった。以下の表は、表示された期間におけるアルミニウム・インゴット、アルミニウム棒材及びアルミニウム圧延品の輸出補助金の、FOB輸出額に占める割合を示したものである。

	(単位：％)		
	2014年4月1日から 2014年11月21日	2014年11月22日から 現在	2016年11月15日から 現在
アルミニウム・インゴット	1.7	1.9	1.0
アルミニウム棒材	1.7	1.9	1.5
アルミニウムビレット		1.9	1.0
アルミニウム圧延品	0	0	1.5

特定市場（以下に定義する。）に対する販売の場合、これらの商品に対する輸出補助金は、インドからの製品輸出スキーム（以下「製品輸出スキーム」という。）において特定された国に対するFOB輸出額の2%に拡大する。製品輸出スキームは、2015年から2020年まで、インド貿易政策に基づき実施される。同スキームの目的は、インドの輸出業者に対し、税制優遇等の特定のインセンティブを提供することにより、特定市場（アルゼンチン、オーストリア、チリ、カンボジア、ニュージーランド及びブルガリアを含むが、これらに限られない。）におけるインドの輸出競争力を高めることにある。インド政府は将来において輸出奨励策をさらに引き下げる可能性があり、これにより当社の業績が悪影響を受ける可能性がある。

2015年度において、アルミニウム圧延品に対する輸出補助金は撤廃され、標準入出力規範（Standard Input Output Norm）に基づいて原料及び輸出品に対する事前認可が与えられる外国貿易政策の第4章に従って輸出品に必要な原料の免税輸入を可能にする免税輸入認可の免税計画が導入された。

インド輸出税

インド政府は、1975年関税法の別紙2に記載される一定の商品（鉄鉱石及び精鉱を含む。）のインドからの輸出について、一定の税率で関税（FOB輸出額に基づく従価税）を課している。インド政府は、鉄鉱石の細粒及び塊に対する輸出税（FOB輸出額に基づく従価税）にFOB額に基づき20%を課し、さらに2011年12月31日以降、30%に引き上げた。2015年4月30日より、鉄含有量が58.0%未満の粉鉄鉱石の輸出税は10.0%、鉄含有量が58.0%以上の場合の輸出税は30.0%、また粉鉄鉱石に対する輸出税は30.0%である。2016年3月1日より、鉄含有量が58.0%未満の鉄鉱石の鉄塊の輸出税は0%、鉄含有量が58.0%以上の鉄鉱石の鉄塊の輸出税は30.0%である。

税金、採掘料及び特別税の支払

2017年度において、インド企業に対して課される法人所得税は、法定税率30.0%に割増税率を12.0%上乗せしたものであるが、割増税を加算した税額に対して3.0%が追加課税されたことにより、法定実効税率は34.6%であった。非居住者企業に対しては、法定税率40.0%に割増税率を5.0%上乗せしたものであるが、割増税を加算した税額に対して3.0%が追加課税されたことにより、2017年度の法定実効税率は43.3%であった。

インド企業の利益は、通常の法人所得税又は最低代替税（以下「MAT」という。）のいずれか高い方の課税対象となっている。MAT実効税率は、2017年度において、インドGAAPに基づき作成された帳簿上の利益に対してインド企業は21.34%、非居住者企業は20.0%であった。年度内に通常の法人所得税額を超えてMATとして支払われた超過額は、一定の条件が充足されることを条件として繰り延べることが可能であり、その後の15年間（2017年インド財政法により改正）において通常の未払法人所得税に充当することができる。

過去の期間において支払配当金について当社に課された税率は、様々である。2014年インド財政法に従い、配当支払税は、税額控除後の支払金額ではなく、配当可能剰余金総額に対して課されることとなった。これにより、配当支払税は増加し、前年度の16.995%から20%超となった。さらに、2015年インド財政法によって、追加税は10.0%から12.0%に増加し、その結果、2016年度より実効税率20.35%となった。この税金は、配当金を宣言、分配又は支払う企業により支払われる。当社のインド子会社からの配当金についてもこの税金が課税されるが、当社は、かかる配当金を受領したときには法人所得税を支払わない。インド所得税法は、事業年度中に会社が自らのインド子会社より配当金を受領した場合で、当該子会社が自社の配当金に係る税金を支払った場合、親会社により分配された配当金は、インド子会社より受領した配当金に関する限り、配当税の対象とならないことを規定している。

以前、サービス税は、2015年6月1日から2017年7月1日まで、14.0%で適用されていた。さらに2015年11月14日より、新たに「クリーンインドIA目的税」というサービス税が0.5%、2016年6月1日より「農業改善目的税」というサービス税が0.5%、2017年7月1日まで適用された。したがって、2017年7月1日までのサービス税の実効税率は15.0%となっている。

当社は、サービスを提供する者及びサービスを受ける者にサービス税を支払った。

サービスを提供する者：当社は、サービスを提供する者として以下の分類に従って、12.4%から14.5%のサービス税を支払った。

- ・ 事業支援サービス
- ・ 石油輸送サービス
- ・ 港湾サービス
- ・ マネジメント・コンサルタント・サービス

サービスを受ける者：当社は、サービスを受ける者として以下の分類に従ってサービス税を支払う。

- ・ 外国サービス提供者：外国サービス提供者がインド国内に恒久的施設を持たない場合、当社は、サービス税を税務当局に直接支払う責任を有する。サービス提供者がインド国内に恒久的施設を持つ場合は、サービス提供者は、適用されるサービス税を税務当局に支払う責任を有する。当社もまた、最終的な親会社である、ヴェダンタへ親会社に諸経費を支払うことによって生じるサービス税を、サービスを受ける者として支払っている。
- ・ 会社の取締役に対して支払う給与にかかるサービス税：当社は、非業務執行取締役又は社外取締役への給与の支払に対してサービス税を支払っている。
- ・ その他のサービス税：貨物輸送機関及びスポンサーへの支払からサービスを受けた場合、当社は、適用されるサービス税を税務当局に直接支払う責任を有する。
- ・ 国内のサービス提供者：国外のサービス提供者から特定のサービスを受けた場合、2012年7月1日より、2012年6月20日付の通達（Notification No.30/2012-service tax）に基づき、サービスを受ける者は、適用されるサービス税を支払う責任を有する。

当社は、2015年3月1日から2017年7月1日まで、12.5%の物品税（2012年3月17日から2015年2月28日まで、12%の物品税及び2015年2月28日まで国内販売を目的としたすべての国内での生産につきかかる税額に対する3.0%の追加税）を支払った。この物品税及び追加税は、国内の取引先から徴収した。当社は、冶金コークスにつき6.0%の物品税及び銑鉄につき12.5%の物品税を支払った。HZLは、銀につき2016年3月1日から8.5%の物品税（それより前は8.0%）を支払っており、かかる税額に対する3.0%の追加税は、2015年3月1日より廃止された。「石油事業」の目的において調達した物品は、関税を免除されており、物品税もまた、2012年3月17日付の通達（Notification No.12/2012-Central Excise, Sr. No.336）で免除され、かかる通達の既成条件が成り立つ場合、国際競争入札により調達された全ての物品は関税を免除された。

物品サービス税：2017年7月1日より、現行の間接税制は、事業による業務に関して複数の連邦税及び州税が課されるようになると予想される。以前の制度からGST制度への移行は、既存の例外に対応すること及び統合市場の構想を強化することを目的とした税制改革である。GSTは、供給側に主導された考え方であり、それゆえ財貨及び役務の供給に適用される。全体として、ほとんどの中央政府及び州が課税している（物品税、サービス税、CVD及び特別追加関税等、中央消費税及び付加価値税がGSTに含まれる。）。したがって、既存の課税対象事象は、GSTに基づき、財貨及び役務の供給という単一の課税対象事象により取って代えられる。基本関税（以下「BCD」という。）及び関連する特別関税は、物品の輸入に対し引き続き適用される。

GSTに基づく税金は、以下に従う。

- ・ 中央政府物品サービス税及び州物品サービス税は、州内の財貨及び役務の供給に対して同時に課される。
- ・ 統合物品サービス税は、輸入品並びに財務及び役務の供給に対して課される。
- ・ さらに、補償特別税はまた、一定の特定財務及び役務に適用される。

当行の産出量供給における一般GST率は、18.0%である。しかしながら、鉄鉱石の供給には、5.0%のGSTが課される一方で、銀には3.0%のGSTが課される。さらに、原油及び天然ガスは、GST協議会により通達される日付からGSTが課され、したがって、GST協議会がGSTにこれらの製品が含まれることを通達する時点まで、これらの製品は、既存の間接税が引き続き課されることになる。石油事業の目的のために調達された物品は、2017年6月30日付の通達（Notification No.50/2017-Customs, S.No-404 condition no-48）により、5.0%の統合サービス税が課される。BCDは、引き続き免除となる。同様の免除通達が発令され、石油事業のための物品の州内及び州間の供給について、実効税率5.0%で課税することとなった。石炭の調達に対しては、1トン当たり400ルピーのGST補償特別税に加え、5.0%のGSTを課している。2017年7月1日以降、CVD及びSADは、統合サービス税に含まれ、下表の比率が適用される。

	(単位：%) 2017年7月1日以降の 統合物品サービス税
銅	18.0
銅精鉱	5.0
亜鉛	18.0
鉛	18.0
銀	3.0

当社はさらに、政府から採掘料を課されている。当社は、ボーキサイト鉱石、鉛亜鉛鉱石及び鉄鉱石の抽出量に基づき、インドのチャッティースガル州政府、ラジャスタン州政府、ゴア州政府及びカルナータカ州政府に対して採掘料を支払っている。これらのうち最も多額なものは、HZLのすべての鉱山が所在するラジャスタン州政府に対してHZLが支払わなければならない採掘料で、その料率は、2014年9月1日からは、産出された精鉱に含まれる亜鉛金属については亜鉛のロンドン金属取引所における価格の10%（2009年8月13日から2014年8月31日までは8.4%）、産出された精鉱に含まれる鉛金属については鉛のロンドン金属取引所における価格の14.5%（2009年8月13日から2014年8月31日までは12.7%）、産出された銀金属については銀のロンドン金属取引所における価格の7.0%である。さらに、2015年1月12日よりDMF及びNMETに対してそれぞれ基準採掘料率に対し30%及び2%のさらなる採掘料が通達された。ボーキサイトの抽出についてBALCOが支払う採掘料は、当社の業績にとって重要ではない。当社の鉄鉱石事業について支払う採掘料は、ピット・マウス・バリュー（インド鉱山局が公表する料率）の15%である。

ケアン・インドियाも、原油及び天然ガスの採掘について、ラジャスタン州政府、アーンドラ・プラデーシュ州政府及びグジャラート州政府に採掘料を支払わなければならない。当社はさらに、インド政府に対して特別税を支払っている。通常、石油及びガス事業については、採掘料及び特別税については合弁事業パートナーによりその参加比率に従い支払われ、費用は回収可能である。

ラジャスタン・ブロックについては、原油は井戸元価格の20.0%、天然ガスは井戸元価格の10%の料率にて採掘料の全額をインド石油ガス公社が支払っており、費用は回収可能である。2016年2月まで、特別税は、原油については1トン当たり4,500ルピーの税率を支払っていた。2016年のインド財政法の改正に従って、特別税は2016年3月以降、原油価格の20.0%で支払われている。国家偶発災害基金課税（以下「NCCD」という。）は、1トン当たり50ルピーで支払われる。消費税の支払は、2.0%の税率（中央消費税）にて、原油及び天然ガスいずれの販売についても課税される。

ラバ・ブロックについては、原油の採掘料は、1トン当たり481ルピーであり、特別税は1トン当たり900ルピーに固定されている。天然ガスの採掘料は、ガスの井戸元価格の10.0%である。消費税の支払は、原油については2.0%（中央消費税）又は5.0%（付加価値税）、天然ガスについては、14.5%が課税される。

カンベイ・ブロックについては、採掘料及び特別税の全額をインド石油ガス公社が支払っているが、費用は回収可能ではない。当社は、NCCDの支払を1トン当たり50ルピーにて行っている。消費税の支払は、原油については2.0%（中央消費税）、天然ガスについては15.0%（付加価値税）が課税されている。

亜鉛（海外）事業における当社の採掘料は、以下のとおりである。

- ・ スコーピオンについては、製品の販売額の3.0%
- ・ ブラック・マウンテン・マイニングについては、粗利益の7.0%。調整後の利払前税引前利益（以下「調整後EBIT」という。）がマイナスである場合、粗利益に適用される採掘料率は0.5%であり、調整後EBITがプラスである場合、粗利益に適用される採掘料率は、0.5%に粗利益の調整後EBITに9分の100を乗じて計算した割合を加算した率である。いずれの場合も、採掘料率の上限は7.0%である。
- ・ リシェンについては、粗利益の3.5%。粗利益は、製錬所控除、製錬費、運賃保険料及び海上保険料を差し引いた精錬所の半年毎の総収益である。

税制上の優遇措置

インドにおけるグループの一定の事業は、特定の税制上の優遇措置対象であった。かかる免税措置のほとんどは、インドで事業を行う会社に関連する。以下に簡潔に記述する。

地域別の免除

未開発地域における産業及び経済発展を促進させるため、一定の条件を満たす場合、インドの一定の区域に位置する新たに設立された事業の利益は、免税期間が適用される。かかる免税期間は、免税期間開始から最初の5年間については利益の100.0%が免除対象となり、続く5年間については利益の30.0%が免除対象となる。かかる控除は、2012年3月31日までに設立された発電ユニットに対してのみ適用される。しかしながら、かかる事業は、MATに引き続き従うことになる。グループは、ハリドワール及びパントナガルにかかる種類の事業を有し、それらは

HZLの一部である。今期中、ハリドワール及びパントナガールの発電ユニットは、課税利益の30.0%が控除対象である。

事業別利益—発電所及び港湾業務

インフラの設立を促進するために、一定の発電所及び港湾は、一定の条件に従い、操業開始後15年間のうちの連続したいずれかの10年間における利益の100.0%までの所得税の免除及び利益が提供されている。グループは現在、総運用能力8.4ギガワットの火力発電所並びに274メガワットの風力発電所及び港湾施設を有している。しかしながら、かかる事業は、MATの規定に引き続き従うことになる。グループは、かかる控除が適用される発電所を、HZLの様々な地域（かかる控除対象からは外れている。）、タルワンディ・サボ・パワー・リミテッド、ヴェダンタ・リミテッド及びパーラト・アルミニウム・カンパニー・リミテッド（かかる対象からは外れていない。）に、並びに港湾施設をバイザック・ジェネラル・カーゴ・バース・リミテッド（かかる対象からは外れていない。）において有している。

事業別利益—石油及びガス

一定の条件を満たす場合、新たに建設された石油及びガス部門に関わる工業事業の利益は、連続した7年間における事業の利益の100%について控除が適用される。かかる控除は、2011年3月31日より前に許可されたブロックについてのみ適用される。しかしながら、かかる事業は、MATの規定に引き続き従うことになる。グループにおいて、ケアン・インディア・リミテッド（現在はヴェダンタ・リミテッドと合併された。）及びケアン・エナジー・ハイドロカーボنز・リミテッドは、2016年3月31日までかかる控除が適用された。

特別経済地域—SEZ

一定の条件を満たす場合、新たに設立されたSEZに所在する事業の利益は、課税免除が適用される。かかる課税免除は、所得税法第10AA条に基づき、最初の5年間についてはSEZの発電ユニットに対する輸出収入において100.0%が所得税免除対象となり、続く5年間については50.0%及びその後の5年間については再投資輸出益の50.0%が所得税免除対象となる。

所得税法第32AC条に基づく投資引当金

年度中に取得及び設置された工場又は機械の実際の費用の15.0%の追加控除を付与することによる、工場又は機械の製造会社の、新しい高価な工場又は機械の取得及び設置に対するインセンティブ。新しい工場又は機械の実際の費用は、250百万ルピーを超えた場合にかかる控除が適用される。第32AC条に基づく控除は、2017年3月31日までの事業年度について有効である。さらに、モーリシャスにおいて設立された子会社は、国外源泉所得における適用税率の80.0%の範囲で税額控除対象となる。

(f) 為替相場

当社は、主に米ドル価格を参照して価格設定されている商品を販売している。しかしながら、亜鉛事業、鉄鉱石事業、アルミニウム事業及び電力事業における直接費の大半並びに銅事業における製錬及び精錬に係る費用は、インド・ルピー並びに（インド・ルピーよりはるかに少ないものの）豪ドル、南アフリカランド及びナミビアドルで発生している。また、当社の全事業における輸入材料に関する費用は、すべて通常は米ドルで発生している。その結果、インド・ルピー並びに（インド・ルピーよりはるかに少ないものの）豪ドル、南アフリカランド及びナミビアドルに対する米ドル高は、米ドル高により銅精鉱、アルミナ及びその他の輸入材料の費用が増加する点を除き、ほとんどの場合、当社の業績に有利となる。インド・ルピー、豪ドル、南アフリカランド及びナミビアドルに対する米ドル安は、当社の業績に悪影響を及ぼす。

(3) 重要な会計上の見積り

当社の財政状態及び経営成績の考察及び分析は、IASBによって発行されたIFRSに準拠して作成された当社の連結財務書類に基づいている。財務書類を作成する際、当社経営陣は、会計方針の適用、連結財務書類の日現在の計上される資産、負債、収入及び費用並びに偶発資産及び債務の開示並びに事業年度中に計上される収益及び費用を左右する判断、見積り、推測を行う。実際の業績は、様々な仮定及び条件に基づき、当該見積りと異なる可能性がある。当社の重要な会計方針については、本書記載の当社の連結財務書類に対する注記3を参照のこと。見積り及び

基礎的前提は継続的に検討されている。当該見積りが修正される期間及び影響を受ける将来における期間について、会計上の見積りは修正された。

当社は、重要な会計上の見積りが、当社の財政状態及び経営成績を反映するものであり、本質的に不確実な事項について見積りを行う必要があるときに困難で主観的かつ複雑な判断を伴う重要なものであると確信している。

重要な会計上の見積りについての詳細な検討は、連結財務書類の注記3の「Ⅴ. 重要な会計上の判断及び見積りの不確実性」を参照のこと。

(4) 経営成績

(a) 概要

連結損益計算書

以下の表は、当社の主要連結財務データから得たもので、当社の過去の経営成績を、表示された期間の収益に占める割合で示したものである。

(単位：％)

	3月31日に終了した年度		
	2015年	2016年	2017年
連結損益計算書：			
収益	100.0	100.0	100.0
売上原価	(135.8)	(136.9)	(74.5)
粗利益	(35.8)	(36.9)	25.5
その他の営業収入	0.7	0.7	0.7
流通費	(1.4)	(1.9)	(2.3)
管理費	(4.3)	(4.0)	(2.6)
営業利益	(40.8)	(42.1)	21.3
投資収益及びその他の利益	7.0	6.9	6.3
金融コスト及びその他費用	(8.6)	(9.3)	(8.6)
税引前利益	(42.5)	(44.5)	19.0
法人所得税費用	14.8	16.1	(5.3)
当期純利益／（損失）	(27.7)	(28.4)	13.7
以下に帰属する利益：			
親会社株主	(17.5)	(19.6)	7.6
非支配株主損益	(10.2)	(8.8)	6.1

地域別純収益

当社の製品の主要な市場は、インド及び中国である。その他の市場には、アジア、中東及びヨーロッパの多くの国々が含まれる。当社は、インドにおける販売分について受領するインド市場割増価格のために、できるだけ多くの当社製品をインドで販売するよう努力している。以下の表は、表示された期間における当社の各主要市場からの収益、及び当社の各主要市場からの収益が収益全体に占める割合を示したものである。

	2015年		2016年		2017年		
	(百万ルピー)	収益の割合 (%)	(百万ルピー)	収益の割合 (%)	(百万ルピー)	収益 (百万円)	収益の割合 (%)
インド	481,451	65.6	443,287	69.3	441,954	764,580	61.6
中国	57,846	7.9	34,556	5.4	61,179	105,840	8.5
アラブ首長国連邦	40,705	5.5	32,759	5.1	48,070	83,161	6.7
その他 ⁽¹⁾	153,577	21.0	128,891	20.2	166,004	287,187	23.2
合計	733,579	100.0	639,493	100.0	717,207	1,240,768	100.0

(1) その他の市場には、主にインドネシア、イタリア、マレーシア、メキシコ、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、韓国、シンガポール、サウジアラビア、スイス、南アフリカ、スウェーデン、台湾、トルコ、英国及びアメリカ合衆国が含まれる。

顧客集中

以下の表は、表示された期間について、以下の事項を示したものである。

- ・ 連結ベースで、当社の収益のうち取引先の上位10社が占める割合
- ・ 当社のセグメントについて、各事業の収益のうち当該事業の上位10社が占める割合

	(単位：%)		
	3月31日に終了した年度		
	2015年	2016年	2017年
連結	31.4	25.4	30.3
亜鉛（インド）	40.5	37.0	37.4
亜鉛（海外）	95.7	87.6	95.9
石油及びガス	100.0	100.0	100.0
鉄鉱石	52.2	30.3	40.1
銅	32.8	30.6	46.0
アルミニウム	35.5	40.7	45.7
電力	82.4	88.0	99.1

当該年度において、単独で当社の連結ベースの収益の10.0%以上を占めた顧客はいなかった。

(b) 2016年3月31日に終了した年度と2017年3月31日に終了した年度の比較**収益及び営業利益****連結**

収益は、2016年度の639,493百万ルピーから77,714百万ルピー（12.2%）増加し、2017年度には717,207百万ルピーとなった。2017年度における収益の増加は、主に当社のアルミニウム事業及び電力事業における生産能力の増強、鉄鉱石事業の再開並びに商品価格の改善によるものであった。

2016年度における268,822百万ルピーの営業損失は、2017年度には152,744百万ルピーの営業利益に転じた。2017年度の営業利益は、主として、2016年度における石油及びガス資産の減損後に償却費が減少して323,861百万ルピーとなったこと、利権の販売量の減少及び予想埋蔵量の増加に伴い当社の石油及びガス事業の減価償却費が減少して26,556百万ルピーとなったこと（リシェン鉱山の閉鎖により一部相殺された。）によるものであった。これらは、亜鉛（インド）事業での採鉱量増加に伴う採鉱費用増加により償却費が増加して2,450百万ルピーとなったこと、並びに当社のアルミニウム事業及び電力事業における新規生産能力の資産組入れにより減価償却費が増加して3,623百万ルピーとなったことにより、一部相殺された。減損を除く営業利益の改善は、主として、当社のアルミニウム事業及び電力事業における販売量増加、鉄鉱石事業の再開、当社の事業全体で達成された費用効率並びに商品価格の改善によるものであった。

連結営業利益に寄与した要因は、以下のとおりである。

- ・ 売上原価は、2016年度の875,756百万ルピーから、341,767百万ルピー（39.0%）減少し、2017年度には533,989百万ルピーとなった。かかる減少は、主に減損費用が2016年度の339,549百万ルピーから減少して、2017年度には1,162百万ルピーとなったことによるものであった。減損を除く売上原価は、2016年度の536,207百万ルピーから、1,055百万ルピー（0.2%）減少し、2017年度には535,151百万ルピーとなった。当社は費用支出を最適化するため、諸々の対策（交渉に係る明朗な原価計算、代替原材料、新規の調達先、物流の効率性の改善、品質管理等）を講じた。
- ・ その他の営業収入は、2016年度の4,785百万ルピーから、2017年度には5,186百万ルピーとなり、401.0百万ルピー（8.4%）の増加であった。
- ・ 流通費は、2016年度の12,070百万ルピーから、4,291百万ルピー（35.6%）増加し、2017年度には16,361百万ルピーとなった。これは主として、2016年度中のゴア州における鉄鉱石採掘事業の再開後の成長によるものであり、結果として、収益に占める流通費の割合は、2016年度の1.9%から増加し、2017年度には2.3%となった。

- ・ 管理費は、2016年度の25,274百万ルピーから、5,975百万ルピー（23.6%）減少し、2017年度には19,299百万ルピーとなった。これは主として人件費及び管理費の減少によるものであった。収益に占める管理費の割合は、2016年度の4.0%から減少し、2017年度には2.6%となった。

亜鉛（インド）

亜鉛（インド）セグメントにおける収益は、2016年度の137,945百万ルピーから、31,249百万ルピー（22.7%）増加し、2017年度には169,194百万ルピーとなった。かかる増加は、主として、亜鉛、鉛及び銀の商品価格の上昇並びに実現割増価格の上昇によるものであった。この増加は、一貫生産による総金属販売量の減少によって一部相殺された。当社のランプラ・アグーチャ鉱山は、露天掘りから地下掘りへと生産を転換した。地下掘りによる金属生産量の割合は、52%に増加した。シンデサル・クルド鉱山は、2017年度において、生産量3.75百万トンの目標を上回る実績を上げ、計画の前倒しとなった。この結果、当社の銀生産量もまた当鉱山の販売量増加の恩恵を受け、前年比7.3%増となる14.55オンスの統合生産量を記録した。特に、以下の点が挙げられる。

- ・ 亜鉛インゴットの生産量は、2016年度の758,938トンから11.5%減少し、2017年度には671,987トンとなった。かかる減少は、主に、2017年度のランプラ・アグーチャ鉱山の露天掘り計画の周期的パターンにより、2017年度上半期における金属採鉱可能量が減少したことによるものであった。2017年度第4四半期に金属精鉱の販売量が26,000トンとなったものの、2017年度下半期の採鉱金属生産量の大幅な増加により、採鉱金属の棚卸資産が増加した。期末現在の金属精鉱の貯蔵量は約80,000トンであり、2018年度に精錬金属へと加工される予定である。亜鉛インゴットの販売量もまた、生産量の減少に伴い、2016年度の760,400トンから8.5%減少し、2017年度には696,000トンとなった。
- ・ 国内市場での亜鉛インゴットの販売量は、2016年度の525,763トンから10.1%減少し、2017年度には472,824トンとなった。当社の総販売量に占める国内販売量の割合は、2016年度における69.1%から減少し、2017年度には67.9%となった。当社は、国内で販売するとインド市場割増価格を受領できるため、多くの当社製品を国内で販売するよう努力している。当社の亜鉛の輸出販売量は、2016年度の234,637トンから4.9%減少し、2017年度には223,176トンとなった。
- ・ ロンドン金属取引所における亜鉛の現金決済価格の日間平均は、2016年度の1トン当たり1,829米ドルから29.5%上昇し、2017年度には1トン当たり2,368米ドルとなった。
- ・ 鉛インゴットの実生産量は、採鉱金属生産の減少に伴い、2016年度の144,919トンから4.1%減少し、2017年度には139,008トンとなった。鉛インゴットの実販売量は、生産量が減少したことにより、2016年度の145,417トンから4.9%減少し、2017年度には138,253トンとなった。
- ・ 銀インゴットの実生産量は、シンデサル・クルド鉱山における品位の向上及び生産量の増加により、2016年度の424,578キロから6.6%増加し、2017年度には452,543キロとなった。銀インゴットの実販売量は、2016年度の425,685キロから5.5%増加し、2017年度には448,891キロとなったが、これは銀の実生産量の増加によるものであった。
- ・ ロンドン金属取引所における鉛の現金決済価格の日間平均は、2016年度の1トン当たり1,768米ドルから13.4%上昇し、2017年度には1トン当たり2,005米ドルとなった。
- ・ ロンドン貴金属市場協会における銀の価格の平均は、2016年度の1オンス当たり15.2米ドルから16.9%上昇し、2017年度には1オンス当たり17.8米ドルとなった。

亜鉛（インド）セグメントにおける営業利益は、2016年度の59,412百万ルピーから、26,079百万ルピー（43.9%）増加し、2017年度には85,491百万ルピーとなった。一方で、営業利益率も、2016年度の43.1%から増加して、2017年度は50.5%となった。営業利益は、亜鉛、鉛及び銀の価格の上昇、実現割増価格の上昇並びにインド・ルピーの下落による好影響を受けた。しかし、かかる好影響は金属販売量の減少及び製造原価の増加によりわずかに相殺された。亜鉛の製造原価（副産物による収益調整後）は、2016年度の1トン当たり68,443ルピーから増加し、2017年度には1トン当たり77,431ルピーとなり、また鉛の製造原価（副産物による収益調整後）は、2016年度の1トン当たり67,497ルピーから増加し、2017年度には1トン当たり73,996ルピーとなった。2017年度における減価償却費が2016年度と比較して10,662百万ルピー増加したことにより、営業利益の利幅の大きさは一部相殺された。

亜鉛（海外）

亜鉛（海外）事業における外部顧客からの収益は、2016年度の25,631百万ルピーから、3,329百万ルピー（13.0%）減少し、2017年度には22,302百万ルピーとなった。かかる収益の減少は、主として、17年間操業したアイルランドのリシーン鉱山を2015年12月に閉鎖したこと、点検のための運転休止及びブラック・マウンテン鉱山における精鉱の出荷の遅延によるものであるが、実現価格の上昇により、一部相殺された。特に、以下の点が挙げられる。

- ・ スコーピオンにおける精錬亜鉛金属の生産量は、2016年度の82,029トンから3,398トン（4.1%）増加し、2017年度には85,427トンとなった。これは主として、鉱石品位及び回収率の向上によるものであった。かかる増加は、鉱石中の水分量が想定よりも多かったことにより原料処理に手間を要したこと及び酸工場が故障し、その生産能力を回復するための修理に2017年6月、30日間の運転休止を要したことにより、一部減殺された。
- ・ リシーン鉱山及びブラック・マウンテン・マイニング鉱山からの亜鉛精鉱中の亜鉛金属の生産量は、2016年度の101,097トンから71.6%減少し、2017年度には28,708トンとなった。鉛精鉱中の鉛金属の生産量は、42,840トンから1,071トン（2.5%）減少し、41,769トンとなった。かかる減少は、主としてリシーン鉱山の2015年12月における閉鎖によるものであったが、一方、ブラック・マウンテン・マイニング鉱山における採掘による金属生産量は、埋め戻し効率の改善、長孔発破及び鉱石の引き上げ能力の向上による鉱石品位及び回収率の向上により、11.2%増加した。当年度中、当社では、充填採掘法からより効率的な大規模長孔採掘法への採掘方法の移行が大きく進展した。
- ・ ロンドン金属取引所における亜鉛の現金決済価格の日間平均は、2016年度の1トン当たり1,829米ドルから29.5%上昇し、2017年度には1トン当たり2,368米ドルとなった。
- ・ ロンドン金属取引所における鉛の現金決済価格の日間平均は、2016年度の1トン当たり1,768米ドルから13.4%上昇し、2017年度には1トン当たり2,005米ドルとなった。

亜鉛（海外）セグメントにおける営業利益は、主に亜鉛及び鉛の価格の上昇、製錬費及び精錬費の減少、スコーピオン・ジンクにおける一度限りの保険金請求の払戻し並びにブラック・マウンテン鉱山における採掘料の返還により、2016年度の831百万ルピーから、6,505百万ルピー（782.8%）増加し、2017年度には7,336百万ルピーとなった。かかる増加は、リシーン鉱山の閉鎖及びブラック・マウンテン鉱山における精鉱の出荷の遅延により、一部相殺された。営業利益率は、2016年度の3.2%から増加し、2017年度には33.0%となった。

石油及びガス

石油及びガス・セグメントにおける外部顧客からの収益は、2016年度の86,559百万ルピーから、4,518百万ルピー（5.2%）減少し、2017年度には82,041百万ルピーとなった。かかる収益の減少は、主として、利権の販売量の減少によるものであったが、平均ブレント実現価格及び平均為替レートの上昇により、一部相殺された。特に、以下の点が挙げられる。

- ・ 日平均ブレント原油価格は、2016年度の1石油換算バレル当たり40.9米ドルから、5.9%増加し、2017年度には1石油換算バレル当たり43.3米ドルとなった。
- ・ 利権の販売量は、2016年度の1日当たり90,788石油換算バレルから、1日当たり13,029石油換算バレル（14.5%）減少し、2017年度には1日当たり77,759石油換算バレルとなった。
- ・ 平均為替レートは、2016年度の1.0米ドル当たり65.5ルピーから2.5%上昇し、2017年度には1.0米ドル当たり67.1ルピーとなった。

石油及びガス・セグメントにおける営業損失は、2016年度の342,813百万ルピーから縮小して2017年度には14,205百万ルピーの営業利益に転じ、357,018百万ルピー（104.1%）の増加となった。営業利益の増加は、主として、当年度中の費用最適化の取組み、ブレント価格の改善、従価税の減少によるものであった。2016年度には損益計算書に322,998百万ルピーの減損損失が計上されたのに対し、2017年度には845百万ルピーの減損損失の戻入れが計上された。売上高は、利権の販売量の減少により、4,518百万ルピー減少した。減耗償却費及び閉鎖費用は、主に準備金及び完成費用の減少により、26,055百万ルピー減少した。

鉄鉱石

外部顧客からの収益は、2016年度の22,233百万ルピーから、18,647百万ルピー（83.9%）増加し、2017年度には40,880百万ルピーとなった。かかる増加は、主として、ゴア州における鉱業活動の再開、鉄価格の上昇及び銑鉄の生産量の増加によるものであったが、カルナータカ州における生産量の減少により一部相殺された。

- ・ 販売用鉄鉱石の生産量は、2016年度中のゴア州における採掘禁止の解除及び2017年度における2.6百万トンの追加割当てにより、2016年度の5.2百万トンから5.7百万トンの大幅な増加を遂げ、2017年度には10.9百万トンとなった。カルナータカ州において2015年2月28日、必要な許可及び承認を受領した後、生産を再開し、ゴア州においてはこれより遅れて2015年8月、必要な許可及び承認を受領した後に生産を開始した。
- ・ 銑鉄の生産量は、654,360トンから8.2%増加して708,341トンとなったものの、冶金コークスの生産量は485,054トンから0.8%減少し、481,218トンとなった。当年度中、銑鉄の生産量は、工場の稼働率の向上により記録的な生産水準にまで増強され、利用可能な定格生産能力は785,000トンとなった。冶金コークスの生産量の減少は、主に工場における故障によるものである。

鉄鉱石セグメントにおける営業損失は、2016年度の15,793百万ルピーから24,196百万ルピー縮小し、2017年度には8,403百万ルピーの営業利益に転じた。かかる営業利益の増加は、主として、ゴア州における生産量の増加、銑鉄の生産量の増加及び価格の上昇によるものであったが、冶金コークス価格の上昇により一部相殺された。

銅

外部顧客からの収益は、2016年度の209,239百万ルピーから、782.4百万ルピー（0.4%）増加し、2017年度には210,021百万ルピーとなった。かかる微増は、主として、販売量の増加によるものであったが、価格の低下並びに製錬費及び精錬費の減少により一部相殺された。特に、以下の点が挙げられる。

- ・ 銅陰極の生産量は、2016年度の384,047トンから4.9%増加し、2017年度には402,732トンとなった。精錬所における社内技術が向上して従来の設計での単位密度である1平方メートル当たり310アンペアが、1平方メートル当たり350アンペアに引き上げられたことにより、2017年度の実績は、記録的な水準となった。これは、銅品位の低下及び当年度における数回の計画外停電により一部相殺された。銅陰極の販売量は、2016年度の166,957トンから15.1%増加し、2017年度には192,200トンとなった。
- ・ 銅棒の生産量は、2016年度の210,799トンから1.6%減少し、2017年度には207,530トンとなった。銅棒の販売量は、生産量の減少に伴い、2016年度の210,285トンから1.5%減少し、2017年度には207,073トンとなった。
- ・ インド市場での銅の販売量は、2016年度の238,916トンから2.2%減少し、2017年度には233,699トンとなり、輸出量は、2016年度の138,326トンから19.7%増加し、2017年度には165,575トンとなった。当社の総販売量に占める国内販売量の割合は、2016年度の63.3%から減少し、2017年度には58.5%となった。

銅セグメントにおける営業利益は、2016年度の19,660百万ルピーから、4,634百万ルピー（23.6%）減少し、2017年度には15,026百万ルピーとなった。営業利益率もまた、2016年度の9.4%から減少し、2017年度においては7.2%となった。営業利益の減少は、主として、製錬費及び精錬費の減少、石油価格の上昇及び副産物収益の減少、火力発電所で消費された石炭に係るクリーンエネルギー税、並びに2016年度に計上されたターゲット・プラス輸出促進スキームによる一度限りの利益によるものであった。特に、以下の点が挙げられる。

- ・ 2017年度に実現された製錬費及び精錬費率は、2016年度に実現された1ポンド当たり平均24.1米セントから低下し、1ポンド当たり平均22.4米セントとなった。
- ・ 製錬及び精錬に係る費用から成る副産物及び遊離銅収益調整後の製造原価は、2016年度における1ポンド当たり3.2米セントから増加し、2017年度には1ポンド当たり5.0米セントとなった。これは、主として、副産物収益の減少、石油価格の上昇及び石炭に係るクリーンエネルギー税の増税によるものであった。

アルミニウム

アルミニウム・セグメントにおける外部顧客からの収益は、2016年度の110,781百万ルピーから25,886百万ルピー（23.4%）増加し、2017年度には136,667百万ルピーとなった。かかる増加は、主として、販売量の増加及びロンドン金属取引所におけるアルミニウムの平均価格の上昇によるものであった。特に、以下の点が挙げられる。

- ・ アルミニウムの生産量は、2016年度の923,343トンから31.4%増加し、2017年度には1,213,402トンとなった。付加価値製品の生産は、2016年度における52.8%から減少し、2017年度においては40.8%となった。

- ・ アルミニウムの販売量は、2016年度の926,950トンから30.5%増加し、2017年度には1,209,416トンとなったが、これは、コルバ及びジャルスグダの新しい製錬所における生産量の増加によるものであった。アルミニウム・インゴットの販売量は、2016年度の429,335トンから57.6%増加し、2017年度には676,571トンとなった。線材の販売量は、2016年度の357,203トンから減少し、2017年度には323,439トンとなった。圧延品の販売量は、2016年度の20,660トンから12.9%減少し、2017年度には17,996トンとなった。この減少は、2016年度にBALCOにおける製造原価の高い圧延品の生産設備を一時停止したことによるものであり、2017年度第2四半期に生産が再開された。ビレットの販売量は、2016年度の110,859トンから30.7%増加し、2017年度には144,871トンとなった。2017年度の溶銑の販売量は、46,541トンであった。
- ・ 国内市場でのアルミニウムの販売量は、2016年度の635,192トンから0.1%とわずかに増加し、2017年度には635,951トンとなった。アルミニウムの輸出量は、2016年度の291,758トンから増加し、2017年度には573,465トンとなった。当社の総販売量に占める国内販売量の割合は、2016年度の68.5%から低下し、2017年度には52.6%となった。
- ・ ロンドン金属取引所におけるアルミニウムの現金決済価格の日間平均は、2016年度の1トン当たり1,590米ドルから6.2%上昇し、2017年度には1トン当たり1,688米ドルとなった。

アルミニウム・セグメントにおける営業利益は、2016年度の1,416百万ルピーから、10,309百万ルピーと大幅に増加し、2017年度には11,725百万ルピーとなった。営業利益の増加は、主として、販売量の増加及びロンドン金属取引所におけるアルミニウムの平均価格の上昇による実現売上高の増加によるものであった。

電力

電力セグメントにおける外部顧客からの収益は、2016年度の45,523百万ルピーから、9,666百万ルピー（21.2%）増加し、2017年度には55,189百万ルピーとなった。電力の販売量は、2016年度における12,121百万ユニットから6.5%増加し、2017年度においては12,915百万ユニットとなった。これは主に、2017年度中TSPL及びBALCOにおいて追加の発電施設が稼動を開始したためである。これらの発電施設を合わせると、当社全体で2017年3月現在、9,000メガワットの発電能力が稼動状態となっている。ジャルスグダの1,800メガワットの発電所及びBALCOの270メガワットの発電所は、2016年4月1日以降、電力セグメントからアルミニウム・セグメントに移管された。特に、以下の点が挙げられる。

- ・ タルワンディ・サボ発電所においては、第3の660メガワットのユニットが2016年8月に商業発電を開始した。運転ユニットは、過去最高となる85%の稼働率で操業し、6,339百万ユニットの電力をPSPCLに供給した。TSPLがPSEBと締結している電力購入契約は、発電所の稼働率に応じて対価を支払う。
- ・ ジャルスグダの600メガワットの発電所は、2017年度中、電力市場の需要の弱さにより、68%に低下した設備稼働率（PLF）で稼動した。2017年度中、600メガワットのユニット1基からの電力は送電網に供給されており、残る1,800メガワット（600メガワットのユニット3基から成る。）は、ジャルスグダ-II製錬所に電力を供給し、余剰電力は自由化市場にて売却された。
- ・ BALCOにおいては、1,200メガワットの発電所のうち、600メガワットの独立系発電所は、電力市場の低迷により、2017年度は設備稼働率（PLF）58%で稼働した。300メガワットの独立系発電所の第2ユニットが、2017年5月1日より商業発電を開始した。
- ・ 電力の実現価額の平均は、2016年度における1ユニット当たり2.91ルピーから3.0%減少し、2017年度においては1ユニット当たり2.83ルピーとなった（TSPLの1,980メガワットの発電所の電力は除く。）。ジャルスグダの2,400メガワットの発電所は、2016年度においては、自由化市場での販売を選択することが可能な電力事業に属していた。2016年4月以降、1,800メガワット（各600メガワットのユニット3基から成る。）がアルミニウム事業のCPPに転換された。残りの600メガワットの独立系発電所による電力供給には自由化市場での販売が含まれていないため、長期契約の電力購入契約価格に基づく実現電力価格は低下している。
- ・ 電力事業における発電費（TSPLの1,980メガワットの発電所の電力は除く。）は、2016年度における1ユニット当たり2.15ルピーから2.1%とわずかに減少し、2017年度においては1ユニット当たり2.0ルピーとなった。

電力セグメントにおける営業利益は、2016年度における8,221百万ルピーから、2,536百万ルピー（30.8%）増加し、2017年度においては10,757百万ルピーとなったが、これは主として、TSPL及びBALCOにおいて稼動を開始した

追加的発電ユニットからの売上によるものであった。営業利益率は、2016年度における18.1%から増加し、2017年度においては19.5%となった。

その他

その他の事業セグメントにおける営業利益は、2016年度における244百万ルピーの営業利益から減少し、2017年度においては199百万ルピーの営業損失に転じた。

投資収益及びその他の利益

投資収益及びその他の利益は、2016年度における43,998百万ルピーから1,430百万ルピー（3.3%）増加し、2017年度には45,428百万ルピーとなった。これは主として、多額の時価評価益（亜鉛（インド）における特別配当支払による投資収益の減少により一部相殺された。）を計上したことによるものである。

金融コスト

金融コストは、2016年度の59,584百万ルピーから2,016百万ルピー（3.4%）増加し、2017年度には61,600百万ルピーとなった。これは、主として、借入金合計に対するインド・ルピー建ての借入金の割合が、2016年度の52%から2017年度には86%へと増加し、借入金合計に対する米ドル建ての借入金の割合が、2016年度の48%から2017年度には12%へと減少したことによるものである。これは、金利の低下により一部相殺された。

税金支出

税額控除は、2016年度における103,060百万ルピーから、2017年度においては38,027百万ルピーへと変動した。当社の法人所得税の実効税率（税額控除を税引前損失で除して算出される。）は、2016年度は36.2%の税額控除、2017年度は27.8%の税額控除であった。実効税率は、8.4%低下した。税金支出は、主として利益の増加により増加した。しかしながら、実効税率は、投資控除による利益の増加及び非課税所得の増加（亜鉛（インド）並びに石油及びガスにおいて、免税期間による利益の享受が段階的に終了したことにより一部相殺された。）により低下した。

非支配株主損益

上記の要因により、当期純損失は、2016年度における181,348百万ルピーから縮小して2017年度には98,545百万ルピーの当期純利益に転じ、279,893百万ルピー（154.3%）の増加となった。

非支配株主損益に帰属する損失は、2016年度における56,195百万ルピーの損失から縮小して2017年度には43,512百万ルピーの利益に転じ、99,707百万ルピー（177.4%）の増加となった。損益に占める非支配株主損益の割合は、2016年度の31.0%から増加し、2017年度には44.2%となった。

(c) 2015年3月31日に終了した年度と2016年3月31日に終了した年度の比較

収益及び営業利益

連結

収益は、2015年度の733,579百万ルピーから94,086百万ルピー（12.8%）減少し、2016年度には639,493百万ルピーとなった。2016年度における収益の減少は、主にブレント原油価格の低下、ロンドン金属取引所における価格の下落及び各金属事業にわたる割増価格によるものであった。

営業損失は、2015年度の299,215百万ルピーから減少し、2016年度には268,822百万ルピーとなった。かかる営業損失は、主として石油及びガス事業における339,549百万ルピーの減損費用によるものであった。2016年度における減損を除く営業利益（比較可能性のためのみ、営業利益に減損費用を追加して得られる。）は、36,496百万ルピー（34.0%）減少し、70,727百万ルピーであった。減損を除く営業利益の減少は、主に石油の平均価格の大幅な低下によって影響を受けた当社の石油及びガス事業の販売量の実現の減少並びにロンドン金属取引所における亜鉛及びその他の金属の平均価格の低下によるものであったが、当社の鉄鉱石事業が必要な州政府の承認をすべて取得し、2015年8月に増強されたこと、インドの亜鉛事業の好業績及び発電施設における増産により一部相殺された。当グループは、その会計方針に合わせて、資産の耐用年数の検討並びにかかる資産の物理的状态及びベンチマーク分析の考察を行い、耐用年数を改訂した。資産の帳簿価額は、2014年10月1日より有効となる改訂した残存耐用年

数にわたって減価償却されている。TSPL及びBALCOの発電設備の資産計上、並びにジャルスグダ及びBALCOにおけるアルミ製錬炉の増設により、減価償却費が増加した。2016年度の全体の影響は、2015年度と比較して、減価償却が27,669百万ルピー減少した。減損費用を除く営業利益率は、2015年度の14.6%から減少し、2016年度には11.1%となった。これは、主にブレント原油価格及び金属の価格の低下によるものであった。

連結営業損失に寄与した要因は、以下のとおりである。

- ・ 売上原価は、2015年度の995,968百万ルピーから、120,212百万ルピー（12.1%）減少し、2016年度には875,756百万ルピーとなった。かかる減少は、主に減損費用が減少し、66,889百万ルピーとなったことによるものであった。2016年度の減損を除く売上原価は、536,207百万ルピーであり、53,323百万ルピー（9.0%）の減少となった。当社は費用支出を最適化するため、諸々の対策を講じた。かかる対策としては、交渉に係る明朗な原価計算、代替原材料、新規の調達先、物流の効率性の改善、品質管理等があげられる。減損を除く売上原価が減少したその他の要因は、2015年度と比較して2016年度のアلمニウム、石炭その他主要な原材料価格の軟化、当社の事業全体における燃料費の抑制、並びに当社の石油及びガス事業の探鉱費用の低下であった。
- ・ その他の営業収入は、2015年度の4,802百万ルピーから、2016年度には4,785百万ルピーとなり、17百万ルピー（0.4%）の減少であった。
- ・ 流通費は、2015年度の10,078百万ルピーから、1,992百万ルピー（19.8%）増加し、2016年度には12,070百万ルピーとなった。これは主として、2016年度中のゴア州における鉄鉱石採掘事業の再開後の成長によるものであり、結果として、収益に占める流通費の割合は、2015年度の1.4%から増加し、2016年度には1.9%となった。
- ・ 管理費は、2015年度の31,550百万ルピーから、6,276百万ルピー（19.9%）減少し、2016年度には25,274百万ルピーとなった。これは主として、貸倒引当金繰入額が2015年度の方が多く、3,215百万ルピーであったこと並びに人件費及び管理費の減少によるものであった。収益に占める管理費の割合は、2015年度の4.3%から減少し、2016年度には4.0%となった。

亜鉛（インド）

亜鉛（インド）セグメントにおける収益は、2015年度の144,127百万ルピーから、6,182百万ルピー（4.3%）減少し、2016年度には137,945百万ルピーとなった。かかる減少は、主として、ロンドン金属取引所における亜鉛価格の低下及び割増価格によるものであった。この減少は、一貫生産による総金属販売量の増加及び銀の生産量の増加によって一部相殺された。当社のランプラ・アグーチャ鉱山は、露天掘りから地下掘りへと生産を転換中である。シンデサル・クルド鉱山は、2016年度において、生産量3.0百万トンの目標を上回る実績を上げ、計画の前倒しとなった。この結果、当社の銀生産量もまた当鉱山の販売量増加の恩恵を受け、前年比58%増となる13.56オンスの統合生産量を記録した。特に、以下の点が挙げられる。

- ・ 亜鉛インゴットの生産量は、2015年度の733,803トンから3.4%増加し、2016年度には758,938トンとなった。2016年度下半期の生産量は、上半期の生産量を下回った。これは主に、ランプラ・アグーチャ鉱山の鉱山計画に伴い、特に2016年度第4四半期において、同鉱山の露天掘りによる産出量が減少したことによる。かかる減少は、すべての坑内掘り鉱山、特にシンデサル・クルド鉱山及びカヤド鉱山における記録的な生産量により、一部相殺された。かかる記録的な生産量は、鉛及び銀についても販売量の増加をもたらした。亜鉛インゴットの販売量もまた、生産量の増加に伴い、2015年度の735,783トンから3.3%増加し、2016年度には760,400トンとなった。
- ・ 国内市場での亜鉛インゴットの販売量は、2015年度の483,361トンから8.8%増加し、2016年度には525,763トンとなった。当社の総販売量に占める国内販売量の割合は、2015年度における65.7%から若干増加し、2016年度には69.1%となった。当社は、国内で販売するとインド市場割増価格を受領できるため、多くの当社製品を国内で販売するよう努力している。当社の亜鉛の輸販売量は、2015年度の252,422トンから7.0%減少し、2016年度には234,637トンとなった。
- ・ ロンドン金属取引所における亜鉛の現金決済価格の日間平均は、2015年度の1トン当たり2,177米ドルから16.0%低下し、2016年度には1トン当たり1,829米ドルとなった。

- 鉛インゴットの生産量は、採鉱金属生産の増加に伴い、2015年度の127,143トンから14.0%増加し、2016年度には144,919トンとなった。鉛インゴットの販売量は、生産量が増加したことにより、2015年度の128,752トンから12.9%増加し、2016年度には145,417トンとなった。
- 銀インゴットの生産量は、シンデサル・クルド鉱山における生産量の増加により、2015年度の327,508キロから29.6%増加し、2016年度には424,578キロとなった。銀インゴットの販売量は、2015年度の327,230キロから30.1%増加し、2016年度には425,685キロとなったが、これは銀の生産量の増加によるものであった。
- ロンドン金属取引所における鉛の現金決済価格の日間平均は、2015年度の1トン当たり2,021米ドルから12.5%低下し、2016年度には1トン当たり1,768米ドルとなった。
- ロンドン貴金属市場協会における銀の価格の平均は、2015年度の1オンス当たり18.1米ドルから16.0%低下し、2016年度には1オンス当たり15.2米ドルとなった。

亜鉛（インド）セグメントにおける営業利益は、2015年度の62,267百万ルピーから、2,855百万ルピー（4.6%）減少し、2016年度には59,412百万ルピーとなった。一方で、営業利益率は、2015年度の43.3%をほぼ維持し、2016年度は43.1%となった。2016年度の営業利益は亜鉛、鉛及び銀の価格の下落、割増価格並びに規制上の逆風による悪影響を受けた。しかし、かかる悪影響は販売量の増加、製造原価の低減及びインド・ルピーの下落により一部相殺された。亜鉛の製造原価（副産物による収益調整後）は、2015年度の1トン当たり67,914ルピーから増加し、2016年度には1トン当たり68,443ルピーとなり、また鉛の製造原価（副産物による収益調整後）は、2015年度の1トン当たり65,663ルピーから増加し、2016年度には1トン当たり67,497ルピーとなった。2016年度における減価償却費が2015年度と比較して780百万ルピー減少したことにより、営業利益の減少の影響は一部相殺された。

亜鉛（海外）

亜鉛（海外）事業における外部顧客からの収益は、2015年度の35,886百万ルピーから、10,255百万ルピー（28.6%）減少し、2016年度には25,631百万ルピーとなった。かかる収益の減少は、主として、17年間操業したアイルランドのリシーン鉱山を2015年12月に閉鎖したこと、並びにスコープオン鉱山における点検のための運転休止及び一部の労働争議によるものであるが、ブラック・マウンテン鉱山の生産物の出荷量の増加により、一部相殺された。特に、以下の点が挙げられる。

- スコープオンにおける精錬亜鉛金属の生産量は、2015年度の102,188トンから20,159トン（19.7%）減少し、2016年度には82,029トンとなった。これは主として、2016年度第2四半期中の一時的労働争議、第3四半期中の計画的な精錬所の保守管理のための長期間の操業停止、操業再開後の増産の予想外の遅れ、及び鉱山等級の格下げによるものであった。2016年度第4四半期には、第3四半期中の計画的保守管理のための操業停止から、スコープオンにおける生産量は正常な水準に回復し、第4四半期の生産量は27,000トンを記録した。
- リシーン鉱山及びブラック・マウンテン・マイニング鉱山からの亜鉛精鉱中の亜鉛金属の生産量は、2015年度の157,919トンから36.0%減少し、2016年度には101,097トンとなった。鉛精鉱中の鉛金属の生産量は、51,407トンから8,566トン（16.7%）減少し、42,840トンとなった。かかる減少は、主としてリシーン鉱山の2015年12月における計画的な閉鎖によるものであったが、一方、ブラック・マウンテン・マイニング鉱山における採掘による金属生産量は、鉱石品位の向上及び採掘方法の変更により、7.1%増加した。
- ロンドン金属取引所における亜鉛の現金決済価格の日間平均は、2015年度の1トン当たり2,177米ドルから15.9%低下し、2016年度には1トン当たり1,829米ドルとなった。
- ロンドン金属取引所における鉛の現金決済価格の日間平均は、2015年度の1トン当たり2,021米ドルから12.5%低下し、2016年度には1トン当たり1,768米ドルとなった。

亜鉛（海外）セグメントにおける営業利益は、主に販売量の減少、上述したリシーン鉱山の計画的閉鎖及びロンドン金属取引所における価格の下落により、2015年度の4,268百万ルピーから、3,437百万ルピー（80.5%）減少し、2016年度には831百万ルピーとなった。営業利益率は、2015年度の11.9%から減少し、2016年度には3.2%となった。

石油及びガス

石油及びガス・セグメントにおける外部顧客からの収益は、2015年度の146,945百万ルピーから、60,386.0百万ルピー（41.1%）減少し、2016年度には86,559.0百万ルピーとなった。かかる収益の減少は、主として、平均ブレ

ント原油実現価格の大幅な低下によるものであったが、利権の販売量の増加及び平均為替レートの上昇により、一部相殺された。特に、以下の点が挙げられる。

- ・ 日平均ブレント原油価格は、2015年度の1石油換算バレル当たり75.8米ドルから、46.2%と大幅に減少し、2016年度には1石油換算バレル当たり40.9米ドルとなった。
- ・ 利権の販売量は、2015年度の1日当たり87,560石油換算バレルから、1日当たり3,228石油換算バレル(3.7%)増加し、2016年度には1日当たり90,788石油換算バレルとなった。
- ・ 平均為替レートは、2015年度の1.0米ドル当たり61.1ルピーから7%上昇し、2016年度には1.0米ドル当たり65.5ルピーとなった。

石油及びガス・セグメントにおける営業損失は、2015年度の395,146百万ルピーから、52,333百万ルピー(13.2%)縮小し、2016年度には342,813百万ルピーの営業損失となった。2016年度における減損損失及び販売実現の減少によって、かかる342,813百万ルピーの営業損失となったが、2016年度における減耗控除額の減少及び不首尾に終わった探査費用の損金計上の減少によって一部相殺された。原油価格の大幅な下落によって資産が減損し、損益計算書に322,998百万ルピーの減損損失が計上された。売上高は、ブレント価格の大幅な下落に伴い、石油の実現売上高が激減したことにより、60,386百万ルピー減少した。2015年度において2つの主要な油井が枯渇したと公表され、これら2つの油井の費用が償却されたため、2016年度に償却された探査費用は7,573百万ルピー減少した。減耗償却費は、主に減損損失並びに準備金及び完成費用の変動により減耗プールが縮小したことにより、23,386百万ルピー減少した。

鉄鉱石

外部顧客からの収益は、2015年度の19,039百万ルピーから、3,194百万ルピー(16.8%)増加し、2016年度には22,233百万ルピーとなった。かかる増加は、主として、ゴア州における鉱業活動の再開、前年同期におけるカルナータカ州の販売量の増加及び銑鉄の生産量の増加によるものであったが、銑鉄の実現価格の低下により相殺された。

- ・ 販売用鉄鉱石の生産量は、2016年度中のゴア州における採掘禁止の解除により、2015年度の0.6百万トンから4.6百万トンの大幅な増加を遂げ、2016年度には5.2百万トンとなった。カルナータカ州において2015年2月28日、必要な許可及び承認を受領した後、生産を再開し、ゴア州においてはこれより遅れて2015年8月、必要な許可及び承認を受領した後に生産を開始した。
- ・ 銑鉄の生産量は、610,757トンから7.1%増加して654,360トンとなったものの、冶金コークスの生産量は499,919トンから3%減少し、485,054トンとなった。2016年度中、銑鉄の生産量は、記録的な生産水準にまで増強され、利用可能な定格生産能力は742,000トンとなった。冶金コークスの生産量の減少は、主に工場における故障によるものである。

鉄鉱石セグメントにおける営業損失は、2015年度の3,422百万ルピーから12,371百万ルピー増加し、2016年度には15,793百万ルピーとなった。かかる営業損失の増加は、主として、ベラリー(Bellary)社の資産に関して1,154百万ルピー、リベリア(ウェスタン・クラスター・リミテッド)の資産に関して14,900百万ルピー計上された減損費用によるものであったが、鉄鉱石販売量の改善により一部相殺された。

銅

外部顧客からの収益は、2015年度の225,198百万ルピーから、15,959.0百万ルピー(7.1%)減少し、2016年度には209,239百万ルピーとなった。かかる減少は、主として、同年度におけるロンドン金属取引所の実現価格の低下によるものであったが、製錬費及び精錬費の増加並びに販売量の増加により一部相殺された。特に、以下の点が挙げられる。

- ・ 銅陰極の生産量は、2015年度の362,373トンから6.0%増加し、2016年度には384,047トンとなった。2016年度中、豪雨のもたらした洪水災害による3日間の停電を含めて、数回の計画外停電があったにもかかわらず、2016年度の生産量は、記録的な水準となった。製錬所は現在、設備の正常な生産能力の水準で稼働している。2015年度の実績の方が少なかった理由は、2015年度第1四半期に23日間、隔年実施の保守点検のための計画的な操業停止があったことによるものであり、したがって、実績の適切な対前年比較はできない。銅陰極の販売量は、棒材生産量の増加により、2015年度の190,872トンから12.5%減少し、2016年度には166,957トンとなった。

- 銅棒の生産量は、陰極の生産量の増加及び市場の需要の上昇を反映して、2015年度の170,338トンから23.8%増加し、2016年度には210,799トンとなった。銅棒の販売量は、生産量の増加に伴い、2015年度の170,742トンから23.2%増加し、2016年度には210,285トンとなった。
- インド市場での銅の販売量は、2015年度の194,747トンから22.7%増加し、2016年度には238,916トンとなり、輸出量は、2015年度の166,868トンから17.1%減少し、2016年度には138,326トンとなった。当社の総販売量に占める国内販売量の割合は、2015年度の53.9%から増加し、2016年度には63.3%となった。

銅セグメントにおける営業利益は、2015年度の14,344百万ルピーから、5,316百万ルピー（37.1%）増加し、2016年度には19,660百万ルピーとなった。営業利益率もまた、2015年度の6.4%から増加し、2016年度においては9.4%となった。営業利益の増加は、主として、2015年度の生産が、計画的保守管理のための操業停止並びに商況に伴う製錬費及び精錬費率の上昇により、生産量が低下した影響を受けたため、2016年度の販売量が増加したことによる。特に、以下の点が挙げられる。

- 2016年度に実現された製錬費及び精錬費率は、2015年度に実現された1ポンド当たり平均21.4米セントから上昇し、1ポンド当たり平均24.1米セントとなった。
- 製錬及び精錬に係る費用から成る副産物及び遊離銅収益調整後の製造原価は、2015年度における1ポンド当たり4.2米セントから減少し、2016年度には1ポンド当たり3.2米セントとなった。これは、主として、販売量が増加したこと、投入財（燃料及び電力）費用が減少したこと、並びに副産物である硫酸の平均販売量の実現が、2015年度における1トン当たり2,779ルピーから2016年度における1トン当たり3,019ルピーに増加したことによる。

アルミニウム

アルミニウム・セグメントにおける外部顧客からの収益は、2015年度の126,900百万ルピーから16,119百万ルピー（12.7%）減少し、2016年度には110,781百万ルピーとなった。かかる増加は、主として、ロンドン金属取引所におけるアルミニウムの平均価格及び金属プレミアムの低下によるものであり、販売量の増加により一部相殺された。特に、以下の点が挙げられる。

- アルミニウムの生産量は、2015年度の877,259トンから5.3%増加し、2016年度には923,343トンとなった。付加価値製品の生産は、2015年度における53.4%から若干減少し、2016年度においては52.8%となった。
- アルミニウムの販売量は、2015年度の877,549トンから5.6%増加し、2016年度には926,950トンとなったが、これは、コルバ及びジャルスグダの新しい製錬所における生産量の増加によるものであった。アルミニウム・インゴットの販売量は、2015年度の405,300トンから8.1%増加し、2016年度には429,335トンとなった。線材の販売量は、2015年度の310,446トンから増加し、2016年度には357,203トンとなった。圧延品の販売量は、2015年度の46,165トンから55.2%減少し、2016年度には20,660トンとなった。この減少は、BALCOにおける製造原価の高い圧延品の生産設備を一時停止したことによるものである。ビレットの販売量は、2015年度の115,639トンから4.1%減少し、2016年度には110,859トンとなった。2016年度の溶銑の販売量は、8,892トンであった。
- 国内市場でのアルミニウムの販売量は、2015年度の519,920トンから22.2%増加し、2016年度には635,192トンとなった。2016年度の国内販売量の増加は、国内需要の伸び及び市場シェアの拡大によるものであった。アルミニウムの輸出量は、2015年度の357,629トンから減少し、2016年度には291,758トンとなった。当社の総販売量に占める国内販売量の割合は、2015年度の59.2%から上昇し、2016年度には68.5%となった。
- ロンドン金属取引所におけるアルミニウムの現金決済価格の日間平均は、2015年度の1トン当たり1,890米ドルから15.9%下落し、2016年度には1トン当たり1,590米ドルとなった。

アルミニウム・セグメントにおける営業利益は、2015年度の13,752百万ルピーから、12,336百万ルピーと大幅に減少し、2016年度には1,416百万ルピーとなった。営業利益が低水準であった主な要因は、ロンドン金属取引所におけるアルミニウムの平均価格の下落による実現売上高の減少、及びプレミアムの減少であった。

電力

電力セグメントにおける外部顧客からの収益は、2015年度の33,906百万ルピーから、11,617百万ルピー（34.3%）増加し、2016年度には45,523百万ルピーとなった。電力の販売量は、2015年度における9,859百万ユニットから22.9%増加し、2016年度においては12,121百万ユニットとなった。これは主に、同年度中TSPL及び

BALCOにおいて追加の発電施設が稼動を開始したためである。これらの発電施設を合わせると、当社全体で2016年3月現在、9,000メガワットの発電能力が稼動状態となっている。特に、以下の点が挙げられる。

- ・ タルワンディ・サボ発電所においては、第2の660メガワットのユニットが2015年12月に商業発電を開始した。2基の運転ユニットは、80%の稼働率で操業し、2,792百万ユニットの電力をパンジャブ州電力局（PSEB）（現在の「パンジャブ州パワー・コーポレーション・リミテッド」）に供給した。TSPLがPSEBと締結している電力購入契約は、発電所の稼働率に応じて対価を支払う。第3の660メガワットのユニットは、2016年3月中に同期しており、商業発電が可能となるのは2017年度第2四半期中と予想された。
- ・ ジャルスグダの2,400メガワットの発電所は、2016年度中、電力市場の需要の弱さ及びオープンアクセスに基づく電力販売のための発電事業の撤退制限により、39%に低下した設備稼働率（PLF）で稼動した。
- ・ BALCOにおいては、1,200メガワットの発電所のうち、最初の300メガワットの独立系発電所が、2015年7月に商業発電を開始した。
- ・ 電力の実現価額の平均は、2015年度における1ユニット当たり3.25ルピーから10.4%減少し、2016年度においては1ユニット当たり2.91ルピーとなった（TSPLの1,980メガワットの発電所の電力は除く）。この減少は、2016年度においては国内の需要及び供給不足量が減少したため、スポット価格が2015年度における1ユニット当たり3.04ルピーから、1ユニット当たり2.46ルピーに低下したことによるものである。
- ・ 電力事業における発電費（TSPLの1,980メガワットの発電所の電力は除く）は、2015年度における1ユニット当たり2.14ルピーから0.5%の微増となり、2016年度においては1ユニット当たり2.15ルピーとなった。

電力セグメントにおける営業利益は、2015年度における4,484百万ルピーから、3,737百万ルピー（83.3%）増加し、2016年度においては8,221百万ルピーとなったが、これは主として、TSPL及びBALCOにおいて稼動を開始した追加的発電ユニットからの売上によるものであった。営業利益率は、2015年度における13.2%から増加し、2016年度においては18.1%となった。

その他

その他の事業セグメントにおける営業利益は、2015年度における238百万ルピーの営業利益から増加し、2016年度においては244百万ルピーの営業利益となった。

投資収益及びその他の利益

投資収益及びその他の利益は、2015年度における51,154百万ルピーから7,156百万ルピー（14.0%）減少し、2016年度には43,998百万ルピーとなった。これは主として、インドにおける金利の低下の進行を背景に、2015年度に多額の時価評価益を計上したことによるものである。

金融コスト

金融コストは、2015年度の63,398百万ルピーから3,814百万ルピー（6.0%）減少し、2016年度には59,584百万ルピーとなった。これは、主として、リファイナンスによるコスト減少、減価償却されていなかった費用が2015年度において償却された影響、及び2015年度第2四半期における当社の銅事業の転換社債の償還にあたり現金を使用したことによるものである。

税金支出

税額控除は、2015年度における108,320百万ルピーから、2016年度においては103,060百万ルピーへと減少した。当社の法人所得税の実効税率（税額控除を税引前損失で除して算出される。）は、2015年度は34.8%の税額控除、2016年度は36.2%の税額控除であった。実効税率の2.4%の増加は、HZLの特別中間配当に関して支払った配当分配税によるものであったが、免税期間及び税効果のある投資収益により一部相殺された。2016年度の税額控除は、124,592百万ルピーの減損費用における繰延税金の戻入れを含む。

非支配株主損益

上記の要因により、当期純損失は、2015年度における203,139百万ルピーから21,791百万ルピー（10.7%）縮小し、2016年度には181,348百万ルピーの当期純損失となった。

非支配株主損益に帰属する損失は、2015年度における74,789百万ルピーの損失から18,594百万ルピー（24.9%）縮小し、2016年度には56,195百万ルピーの損失となった。損益に占める非支配株主損益の割合は、2015年度の36.8%から減少し、2016年度には31.0%となった。

(5) 流動性及び資金源

以下の表は、当社の主要連結財務データから得たものであり、2013年度、2014年度、2015年度、2016年度及び2017年度の当社のキャッシュ・フローを示したものである。

（単位：百万）

3月31日に終了した年度					
2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2017年
(ルピー)	(ルピー)	(ルピー)	(ルピー)	(ルピー)	(円)

キャッシュ・フロー・データ：

調達（使用）されたキャッシュ純額：

営業活動	97,110	56,199	125,710	107,352	212,105	366,942
投資活動	(153,176)	(52,631)	(43,939)	(42,613)	(79,910)	(138,244)
財務活動	1,855	(6,280)	(86,448)	(52,714)	(49,123)	(84,983)

(a) 流動性

2017年3月31日現在、当社の現金及び短期投資（拘束性預金及び現金等価物を除く。）は合計621,887百万ルピーであり、当面の債務償還義務は90,690百万ルピー、当社の現金及び短期投資（拘束性預金及び現金等価物を除く。）は単体ベースで合計21,749百万ルピーであった。当社の現在の現金、短期投資及び営業活動によるキャッシュ・フローは、債務の借換えとともに、今後数年間、当社の必要資金を満たすための主要な資金源となる見込みである。

(b) 必要資金

当社の主要な必要資金には、以下のものが含まれる。

- ・ 設備の近代化、採掘された油田の開発及び生産又はタンクからの採取率増加の持続等、既存事業における生産能力の拡大並びに探鉱及びそれに付随する事業に向けた設備投資
- ・ 当社の商業発電事業の開業
- ・ 当社の様々な子会社に有する当社持分の増加
- ・ 当社が魅力的な機会であると判断する補完的事業の買収

当社は依然として、新規開発計画及び改良計画並びに買収を通じて既存事業の生産能力を増強することを、主要な成長戦略の1つと考えており、この戦略を進めるにあたり当社は目標とする成長率を常に見積もるために、世界の市況及び経済状況、商品価格の見通し、並びに当社の現在の流動性ポジション及び予想される流動性ポジションを積極的に監視している。

当社の事業は、銅製品、亜鉛製品、石油及びガス製品、鉄鉱石製品並びにアルミニウム製品の製造のための工場及び機械、並びに採掘、探鉱事業及び商業発電事業への投資に大きく依存している。したがって、製造施設の維持及び増設のための投資は、優先度の高い重要な事項であり、当社のキャッシュ・フロー及び将来の業績に重大な影響を及ぼす。当社の設備投資額は、主に当社の石油及びガス事業、銅事業、亜鉛事業、アルミニウム事業並びに電力事業における生産能力の拡大及び新規計画のために、2015年度、2016年度及び2017年度においてそれぞれ103,742百万ルピー、60,473百万ルピー及び53,752百万ルピーであった。

HZLは、既存の坑内掘り鉱山の拡大並びにランプラ・アグーチャの坑内掘り鉱山の開発、シンデサル・クルド鉱山、ザワル鉱山、ラジプラ・ダリバ鉱山及びカヤ鉱山の拡大に充てる約108,600百万ルピーの拡大プロジェクトを抱えている。2017年3月31日現在、この拡大プロジェクトに55,720百万ルピーが費やされている。

当社は、石油及びガス事業における予想埋蔵量を検証するため、ラジャスタン州で探査活動を開始した。当社は、潜在的な予想埋蔵量の発見のため、探鉱ボーリング、地震探査活動、建設活動及び調査を行っている。本プロ

ジェクトの推定費用は、36,329.1百万ルピーであり、2017年3月31日現在、探査活動に費やされた設備投資は、32,430.3百万ルピーである。

当社は、マンガラ、バギヤム及びアイシュワリアの既存の油田において、約301,405.1百万ルピーのプロジェクトを進行中である。当該計画には、すべての油田からの生産量の増加及び維持が含まれ、かかる目的のため、油井及び関連する地上の貯蔵施設が掘削及び増設されている。さらに、当社は、水攻法及び原油増進回収法を行うためのインフラ整備及び堅実な貯留層管理に引き続き重点を置いている。2017年3月31日現在、マンガラ、バギヤム及びアイシュワリアで進行中のプロジェクトに185,211.7百万ルピー（純額）が費やされた。

マンガラ開発のパイプラインは、ラジャスタン州の資産において生産された石油を排出し、市場へのアクセスを提供するために設計されている。かかるパイプラインはボガットの海岸地区まで続く。マンガラ加工施設からボガットまでのパイプライン全体で原油の受け入れ態勢が整っている。パイプライン開発に係る推定総費用は、82,790.9百万ルピーである。2017年3月31日現在、マンガラ開発のパイプラインに66,737.6百万ルピーが費やされている。

当社は、既存のラーゲシュワリのガス関連加工施設を改良し生産能力を増加させること並びにバルメル丘陵に属するマンガラ及びアイシュワリアの開発の機会を逃さないことを目的として、50,308.3百万ルピーを投資する予定である。また当社は、かかる鉱区における追加的なガスの潜在能力を収益化するため、新たなガス・パイプラインを敷設する計画も選択肢として考慮している。2017年3月31日現在、13,299.5百万ルピーが費やされている。

当社は、年間400,000トンの銅製錬所の建設を目的とした16,820百万ルピーの継続的な拡大プロジェクトを抱えている。具体的には、トゥティコリンにおいて提案されている容量拡張は、マドラス高等裁判所に提出された令状の請願のため、2009年12月以降遅れている。かかる請願は2016年4月28日付の命令により棄却された。当社はプロジェクトの実行のために必要な承認を正当に要求している。当社は、2015年5月にMoEFの環境認可、2016年11月に製錬所建設に係るTNPCBの同意を取得し、当該銅製錬所のプロジェクトを再開する過程にある。2017年3月31日現在、当社はこれらの進行中の拡大プロジェクトに5,635百万ルピーを費やしている。

BALCOは、1ユニット当たり300メガワットの発電所4ユニットで構成される1,200メガワットの自社石炭発電所を、チャッティースガル州に建設中である。4ユニットのうち、2ユニットは自社消費、1ユニットは外部への送電のためのものであり、2016年度中の当該各日において段階的に商業生産を開始した。残りの1ユニットも稼働しており、2016年5月1日に商業生産を開始した。

BALCOは、年間325,000トンの生産能力を有し、かつGAMIが考案した既焼成工法を使用するアルミニウム製錬所及び1,200メガワットの発電所を推定費用107,500百万ルピーで建設中である。年間325,000トンの生産能力を有するアルミニウム製錬所からの最初のメタル・タッピングは2015年度に開始され、2015年度において商業生産が開始された。これらの計画に対する設備投資額は、2017年3月31日現在、100,301百万ルピーである。

当社は、生産能力年間3百万トンに有する第2のアルミナ精錬所を建設し、関連する210メガワットの自社発電所を建設することにより、ランジガルにおけるアルミナ精錬所の生産能力を年間5百万トンに拡大するため、106,000百万ルピーを投資することを計画していた。しかし、ランジガルにおけるアルミナ精錬所の拡大は、MoEFより増設中止の命令を受けた2010年10月以降中断されている。2016年度の最終四半期には、ランジガルにおける拡大計画に関する環境承認を取得し、用地取得に関して既に取得している環境承認を修正する形で、年間6百万トンまでの拡大に関する環境承認も取得した。さらに、年間6百万トンへの生産能力の拡大に関する同意と年間2百万トンへの稼働の拡大に関する同意も取得した。しかし、建設活動は引き続き保留となっており、経営陣はランジガルにおける早期の建設活動再開の可能性について検討している。詳細は「一第6－3 その他－(1) 訴訟及び規制手続」を参照のこと。2017年3月31日現在、当社は55,576百万ルピーを費やしており、また第2の年間1,250,000トンのアルミニウム製錬所を建設するため、約145,000百万ルピーを投資している。新たな製錬所への電力は、ジャルスグダの2,400メガワットの発電所により供給される予定である。2017年3月31日現在、当社はかかるプロジェクトに134,120百万ルピーを費やしている。

タルワンディ・サボ発電所の最初の660メガワット及び2つ目の660メガワットのユニットは、それぞれ2015年度及び2016年度に資本に組み入れられた。3つ目の660メガワットのユニットは2016年9月1日に、試運転の成功後に資本に組み入れられた。かかる1,980メガワット・プロジェクトの推定費用は、115,460百万ルピーである。2017年3月31日現在、111,994百万ルピーがこのプロジェクトに費やされている。

当社は、多数の長期借入債務に関して、2017年度、及び2018年度から2019年度にかけて、それぞれ413,436百万ルピー及び138,760百万ルピーのインド・ルピー及び米ドル建ての借入金返済義務を負う予定である。当社は、設

備投資及び借入金返済義務に充てる資金を、営業活動及び財務活動によるキャッシュ・フローにより賄う予定である。当社が予定している支出を行うことができない場合、当社の競争力を維持又は強化し、より利益率の高い製品を開発する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

主要子会社に対する持分を増加させる戦略の一環として、当社は、インド政府のHZLに対する持分の残りを取得するために、第2回目のコール・オプションを行使したが、かかる行使は現在、紛争の対象となっている。詳細については、「―第2―3 事業の内容―(2) 当社の事業―(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。オプション価額は、独立の鑑定人が決定する公正市場価格とされており、多額の必要資金を伴う。2017年7月28日のインド全国証券取引所におけるHZLの株式の市場価格であった1株当たり277.9ルピーにのみ基づき、独立の鑑定人が考慮に入れ得るその他の要因を含めないで試算した場合、インド政府の所有するHZLの株式1,247,950,590株のすべてを取得するための推定行使価格は346,805百万ルピーとなる。インド政府が、その保有するHZLの持分の残存部分を公募で売却する場合、当社はHZLの持分の保有率を増加させる代替手段を検証する可能性がある。

また、当社は、インド政府の残りの49.0%のBALCOに係る持分を取得するオプションを行使したが、かかるオプションの行使については、インド政府により異議を唱えられ、インド政府はその所有権を保持したままであるばかりか、BALCOの5.0%の持分をBALCOの従業員に売却する意向を示した。詳細については、「―第2―3 事業の内容―(2) 当社の事業―(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。

当社は、将来、既存事業を補完又は促進するために、鉱山、発電所又は鉱物及び貴金属事業の買収を行う可能性がある。

当社は、継続して配当金及び利益配当税を支払っており、その総額は、2015年度には27,081百万ルピー、2016年度には32,220百万ルピー、2017年度には96,726百万ルピーであった。

(c) 資金源

当社は、必要な資金を、営業活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの併用により賄う予定である。当社は、オフ・バランスシート金融取引には依存していない。当社は、当社の内部発生利益及び融資の限度余裕枠により、当社の運転資金を十分賄えるものと確信している。

2016年3月31日に終了した年度と2017年3月31日に終了した年度の比較

(a) 営業活動による純現金収入

2016年度における事業の営業活動による純現金収入が107,352百万ルピーであったのに対し、2017年度における事業の営業活動による純現金収入は、104,753百万ルピー増加して、212,105百万ルピーとなった。事業の営業活動によるキャッシュの純増額は、主として以下の理由により生じたものであった。

- ・ 2017年度における短期投資からの純利益は、2016年度における短期投資からの純仕入金が50,697百万ルピーであったのに対し、96,762百万ルピーであった。
- ・ 2017年度に支払った法人税は、2016年度におけるアウトフローが24,539百万ルピーであったのに対し、53,067百万ルピーであった。
- ・ 2017年度における営業資産及び営業負債により創出された現金支出（運転資金）は、2016年度における現金支出が65,645百万ルピーであったのに対し、2,364百万ルピーであった。
- ・ 2017年度における支払利息は、2016年度におけるアウトフローが55,372百万ルピーであったのに対し、62,048百万ルピーであった。
- ・ 2017年度における受取利息は、2016年度におけるインフローが13,061百万ルピーであったのに対し、11,315百万ルピーであった。
- ・ 2017年度における受取配当金は、2016年度におけるインフローが4百万ルピーであったのに対し、7百万ルピーであった。

当社は、現在の運転資金は、当社の現在の必要資金として十分であると考えている。

(b) 投資活動による純現金支出

投資活動による純現金支出は、2016年度において42,613百万ルピー、2017年度において79,910百万ルピーであった。2017年度の投資活動による純現金支出が多かったのは、主として以下の理由によるものであった。

- ・ 当社の亜鉛事業、石油及びガス事業、鉄鉱石事業、銅事業、アルミニウム事業並びに電力事業での増設工事及び探鉱に係る現金支出が、2016年度においては60,473百万ルピーであったのに対し、2017年度においては53,752百万ルピーと少額であったこと。
- ・ 2016年度においては17,139百万ルピーの短期預金からのキャッシュ・インフロー純額が生じたのに対し、2017年度においては25,118百万ルピーのキャッシュ・アウトフロー純額が生じたこと。
- ・ 関連当事者に対する貸付金から、2016年度においては631百万ルピーのキャッシュ・アウトフロー純額が生じたのに対し、2017年度のキャッシュ・アウトフロー純額はゼロであったこと。

(c) 財務活動による純現金支出

2016年度における財務活動による純現金支出が、52,714百万ルピーであったのに対し、2017年度においては、49,123百万ルピーであった。これは主として、以下の理由により生じたものであった。

- ・ 2016年度においては22,945百万ルピーのキャッシュ・インフローが生じたのに対し、2017年度においては長期債務及び短期債務（運転資金及び関連当事者債務を除く。）からのキャッシュ・インフロー純額が155,174百万ルピーであったこと。
- ・ 2016年度においては1,757百万ルピーのキャッシュ・インフローが生じたのに対し、2017年度においては手形からのキャッシュ・インフロー純額が12,564百万ルピーであったこと。
- ・ 2016年度においては32,220百万ルピーのキャッシュ・アウトフローが生じたのに対し、2017年度においては配当金の支払額（みなし配当及び子会社による非支配持分に対する配当金の支払額を含む。）のキャッシュ・アウトフロー純額が96,726百万ルピーであったこと。
- ・ 2016年度においては47,326百万ルピーのキャッシュ・アウトフローが生じたのに対し、2017年度においては関連当事者からの借入金からのキャッシュ・アウトフロー純額が125,248百万ルピーであったこと。
- ・ 2016年度においては2,130百万ルピーのキャッシュ・インフローが生じたのに対し、2017年度においては運転資金借入金からのキャッシュ・インフロー純額が6,123百万ルピーであったこと。

2015年3月31日に終了した年度と2016年3月31日に終了した年度の比較

(a) 営業活動による純現金収入

2015年度における事業の営業活動による純現金収入が125,710百万ルピーであったのに対し、2016年度における事業の営業活動による純現金収入は、18,358百万ルピー減少して、107,352百万ルピーとなった。事業の営業活動によるキャッシュの純減額は、主として以下の理由により生じたものであった。

- ・ 2016年度における短期投資からの純仕入金は、2015年度における短期投資からの純仕入金が4,869百万ルピーであったのに対し、50,697百万ルピーであった。
- ・ 2016年度に支払った法人税は、2015年度におけるアウトフローが37,806百万ルピーであったのに対し、24,539百万ルピーであった。
- ・ 2016年度における営業資産及び営業負債により創出された現金支出（運転資金）は、2015年度における現金支出が3,774百万ルピーであったのに対し、65,645百万ルピーであった。
- ・ 2016年度における支払利息は、2015年度におけるアウトフローが84,816百万ルピーであったのに対し、55,372百万ルピーであった。
- ・ 2016年度における受取利息は、2015年度におけるインフローが18,453百万ルピーであったのに対し、13,061百万ルピーであった。
- ・ 2016年度における受取配当金は、2015年度におけるインフローが1百万ルピーであったのに対し、4百万ルピーであった。

(b) 投資活動による純現金支出

投資活動による純現金支出は、2015年度において43,939百万ルピー、2016年度において42,613百万ルピーであった。2016年度の投資活動による純現金支出が少なかったのは、主として以下の理由によるものであった。

- ・ 当社の亜鉛事業、石油及びガス事業、鉄鉱石事業、銅事業、アルミニウム事業並びに電力事業での増設工事及び探鉱に係る現金支出が、2015年度においては103,742百万ルピーであったのに対し、2016年度においては60,473百万ルピーと少額であったこと。
- ・ 2015年度においては61,026百万ルピーのキャッシュ・インフロー純額が生じたのに対し、2016年度においては17,139百万ルピーのキャッシュ・インフロー純額が生じたこと。
- ・ 関連当事者に対する貸付金から、2015年度においては13百万ルピーのキャッシュ・アウトフロー純額が生じたのに対し、2016年度においては631百万ルピーのキャッシュ・アウトフロー純額が生じたこと。

(c) 財務活動による純現金支出

2015年度における財務活動による純現金支出が、86,448百万ルピーであったのに対し、2016年度においては、52,714百万ルピーであった。これは主として、以下の理由により生じたものであった。

- ・ 2015年度においては26,885百万ルピーのキャッシュ・インフローが生じたのに対し、2016年度においては長期債務及び短期債務（運転資金及び関連当事者債務を除く。）からのキャッシュ・インフロー純額が22,945百万ルピーであったこと。
- ・ 2015年度においては2,911百万ルピーのキャッシュ・インフローが生じたのに対し、2016年度においては手形からのキャッシュ・インフロー純額が1,757百万ルピーであったこと。
- ・ 2015年度においては27,081百万ルピーのキャッシュ・アウトフローが生じたのに対し、2016年度においては配当金の支払額（みなし配当及び子会社による非支配持分に対する配当金の支払額を含む。）のキャッシュ・アウトフロー純額が32,220百万ルピーであったこと。
- ・ 2015年度においては79,733百万ルピーのキャッシュ・アウトフロー純額が生じたのに対し、2016年度においては関連当事者からの借入金からのキャッシュ・アウトフロー純額が47,326百万ルピーであったこと。
- ・ 2015年度においては1,641百万ルピーのキャッシュ・インフローが生じたのに対し、2016年度においては運転資金借入金からのキャッシュ・インフロー純額が2,130百万ルピーであったこと。
- ・ 2015年度においては11,218百万ルピーのキャッシュ・アウトフローが生じたのに対し、2016年度においては子会社の株式の買戻しに対するキャッシュ・フロー純額がゼロであったこと。

(6) 借入金残高

連結財務書類の注記17「借入債務」を参照のこと。

(7) 輸出義務

連結財務書類の注記29A「コミットメント、偶発負債及び保証－コミットメント－輸出義務」を参照のこと。

(8) 保証

連結財務書類の注記29A「コミットメント、偶発負債及び保証－コミットメント－保証」を参照のこと。

(9) 設備投資及び資本コミットメント

当社の主要な必要資金には、主に以下のものが含まれる。

- ・ 設備の近代化等、既存事業における生産能力の拡大に向けた設備投資
- ・ 当社が予定している商業発電事業の開業
- ・ 当社の様々な子会社に有する当社持分の増加
- ・ 当社が魅力的な機会であると判断する補完的事業の買収

以下の表は、2015年度、2016年度及び2017年度における当社の設備投資を示したものである。

	(単位：百万)			
	3月31日に終了した年度			
	2015年 (ルピー)	2016年 (ルピー)	2017年 (ルピー)	2017年 (円)
設備投資	103,742	60,473	53,752	92,991

(a) 資本コミットメント

資本コミットメントに関する開示情報については、連結財務書類の注記29「コミットメント、偶発負債及び保証」を参照のこと。

(b) 偶発負債

偶発負債に関する開示情報については、連結財務書類の注記29「コミットメント、偶発負債及び保証」を参照のこと。

(10) オフ・バランスシート取引

連結財務書類の注記29「コミットメント、偶発負債及び保証」を参照のこと。

(11) 契約上の義務

以下の表は、2017年3月31日現在の契約上の義務を履行するための将来における当社のコミットメントの総額を示したものである。

(単位：百万)

	期間別支払額									
	総額		1年未満		1－3年		3－5年		5年超	
	(ルピー)	(円)	(ルピー)	(円)	(ルピー)	(円)	(ルピー)	(円)	(ルピー)	(円)
銀行借入れ	746,787	1,291,942	413,436	715,244	138,760	240,055	142,903	247,222	51,687	89,419
利息コミットメント(1)	115,039	199,017	40,537	70,129	40,621	70,274	17,307	29,941	16,574	28,673
その他の非流動負債(2)	217,993	377,128	214,871	371,727	1,153	1,995	-	-	1,969	3,406
資本コミットメント	90,483	156,536	64,411	111,431	26,043	45,054	9	16	20	35
合計	1,170,302	2,024,622	733,255	1,268,531	206,577	357,378	160,219	277,179	70,250	121,533

(1) 長期の固定金利借入金に係る利息の支払は、適用ある金利及び支払日に基づき計算されている。変動金利借入金に係る利息の支払は、各債券につき2017年3月31日時点で適用ある支払日及び金利に基づき計算されている。

(2) その他の非流動負債は、担保金及び領置金で構成される。

2017年3月31日現在、契約上の義務を履行するための将来における当社のコミットメントの総額は、2016年3月31日現在と比較して245,644百万ルピー増加し、1,170,302百万ルピーであった。

また、当社は、銅の注文製錬事業のために銅精鉱を購入するコミットメントも有する。これらのコミットメントは、2017年8月15日現在において確定できない、将来における銅のロンドン金属取引所における価格に基づいている。

(12) 免責

表紙の注記13を参照のこと。

(13) 為替の影響

連結財務書類の注記23「金融商品－財務リスク－(b) 為替リスク」を参照のこと。

(14) 最近発行された会計基準

連結財務書類の注記3.V.X.「最近発行された会計基準」を参照のこと。

(15) 市場リスクに関する定量的・定性的開示

定量的・定性的分析

当社の事業は、商品価格リスク並びに流動性、為替、金利及び信用リスク等の金融リスクを含む複数のリスク及び不確実性にさらされている。市場リスク及び金融商品の開示については、連結財務書類の注記23「金融商品」を参照のこと。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(5) 流動性及び資金源―(b) 必要資金」を参照のこと。

2【主要な設備の状況】

「―第2―3 事業の内容―(2) 当社の事業―(c) 当社のインドにおける亜鉛事業―主要施設」、「―第2―3 事業の内容―(2) 当社の事業―(d) 当社の海外の亜鉛事業―主要施設」、「―第2―3 事業の内容―(2) 当社の事業―(e) 当社の石油及びガス事業―主要施設」、「―第2―3 事業の内容―(2) 当社の事業―(f) 当社の鉄鉱石事業―主要施設」、「―第2―3 事業の内容―(2) 当社の事業―(g) 当社の銅事業―主要施設」及び「―第2―3 事業の内容―(2) 当社の事業―(h) 当社のアルミニウム事業―主要施設」を参照のこと。

3【設備の新設、除却等の計画】

「―第2―3 事業の内容―(2) 当社の事業―(c) 当社のインドにおける亜鉛事業―プロジェクト及び開発」、「―第2―3 事業の内容―(2) 当社の事業―(d) 当社の海外の亜鉛事業―プロジェクト及び開発」、「―第2―3 事業の内容―(2) 当社の事業―(e) 当社の石油及びガス事業―プロジェクト及び開発」、「―第2―3 事業の内容―(2) 当社の事業―(g) 当社の銅事業―プロジェクト及び開発」、「―第2―3 事業の内容―(2) 当社の事業―(h) 当社のアルミニウム事業―プロジェクト及び開発」及び「―第3―7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析―(5) 流動性及び資金源―(b) 必要資金」を参照のこと。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

(2017年3月31日現在)

授 権 株 数 (株)	発 行 済 株 式 総 数 (株)	未 発 行 株 式 数 (株)
普通株式 (額面金額1ルピー) 51,270,100,000株	普通株式 (額面金額1ルピー) 2,965,004,871株*	普通株式 (額面金額1ルピー) 48,305,095,129株

* 帰属者不在及び割当てを保留している310,632株 (額面金額1ルピー) を含む。

②【発行済株式】

(2017年3月31日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種 類	発 行 数 (株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内 容
記名式額面株式 (額面金額1ルピー)	普通株式	2,965,004,871株*	インド全国証券取引所 ボンベイ証券取引所 米国預託証券: ニューヨーク証券取引所	—

* 帰属者不在及び割当てを保留している310,632株 (額面金額1ルピー) を含む。

当社・ケアン・インドIA合併以前においては、当社の授權株式資本は、1株当たり額面金額が1ルピーの株式51,270百万株から成り、51,270百万ルピーであった。当社・ケアン・インドIA合併後、当社の授權株式資本は、1株当たり額面金額が1ルピーの株式44,020百万株から成る44,020百万ルピーとなった。2017年3月31日現在の当社の発行済株式資本は、1株当たり1ルピーの株式2,965,004,871株から成り、2,965.0百万ルピーであった。当社の発行済資本合計のうち310,632株は、発行済みであるが、係争中のため当社はまだ割当てをしていない。2017年4月、当社は、当社・ケアン・インドIA合併により、ケアン・インドIA・リミテッドの非支配株主に対して合計752.5百万ルピーの株式を発行した。ケアン・インドIA・リミテッドの非支配株主に対する株式の発行後、当社の発行済株式資本は3,717.5百万ルピーとなった。これは、1株当たり額面金額が1ルピーの株式3,717,194,239株から成る (株式数には、係争中のため割当てを保留している当社の発行済資本合計の310,632株を含まない。)。

2017年3月31日現在、1株当たり額面金額が1ルピーの株式2,965,004,871株が発行済みである (発行済みであるが割当てを保留している310,632株を含む。)。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

(2017年3月31日現在)

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万ルピー)	資本金残高 (百万ルピー)	摘要
2013年3月31日		869,101,423		869.10	
2013年8月29日	1,944,543,741	2,813,645,164	1,944.54	2,813.65	SIILの持株に対して割 り当てられたセサ・ゴ アの株式
2013年8月29日	78,724,989	2,892,370,153	78.72	2,892.37	MALCOの持株に対して 割り当てられたセサ・ ゴアの株式
2013年8月29日	72,304,334	2,964,674,487	72.30	2,964.67	エカテリーナの持株に 対して割り当てられた 株式
2014年8月13日	14,952	2,964,689,439	0.0149	2,964.68	帰属者不在として分類 されていた株式の割当 て
2015年2月23日	4,800	2,964,694,239*	0.0048	2,964.69	帰属者不在として分類 されていた株式の割当 て

* 割当てを留保している310,632株を除く。

2017年4月、当社は、当社・ケアン・インディア合併により、ケアン・インディア・リミテッドの非支配株主に対して合計752.5百万ルピーの株式を発行した。ケアン・インディア・リミテッドの非支配株主に対する株式の発行後、当社の発行済株式資本は3,717.5百万ルピーとなった。これは、1株当たり額面金額が1ルピーの株式3,717,194,239株から成る(株式数には、係争中のため割当てを留保している当社の発行済資本合計の310,632株を含まない。)。

(4) 【所有者別状況】

以下の表は、2017年3月31日現在における当社の株式の所有に関する情報を示したものである。

	株主数	所有株式数合計 (株)	発行済株式 総数に対す る比率 (%)
発起人	8	1,764,417,120	59.51
海外機関投資家	633	483,135,141	16.30
金融機関／銀行	95	119,891,135	4.04
保険会社	4	21,108,231	0.71
ミューチュアル・ファンド	134	67,689,876	2.28
中央／州政府	-	-	-
信託	33	49,173,473	1.66
非居住者であるインド人	5,400	4,289,573	0.14
外国人の保有者（外国の事業体）	7	2,810,905	0.09
米国預託証書	1	217,019,900	7.32
国内企業	2,257	66,730,600	2.25
一般投資家	326,900	168,428,285	5.68
合計	335,472	2,964,694,239	100

(5) 【大株主の状況】

(2017年9月30日現在)

番号	氏名又は名称	住所	所有株式数 (百万株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
1	ツイン・スター・ホールディングス・リミテッド (Twin Star Holdings Limited)	モーリシャス共和国、ポートルイス、 プレジデント・ジョン・ケネディー通 り5、ロジャース・ハウス、マルチコ ンサルト・リミテッド内、PIN番号 111111 (C/o. Multiconsult Limited, Rogers House, 5 President John Kennedy Street, Port Louis, Mauritius, PIN:111111)	1280.085	43.178
2	フィンシダー・インターナショナル・カン パニー・リミテッド (Finsider International Company Limited)	英国、WIJ8DZ、ロンドン、パークレー 通り16、PIN番号111111 (16, Berkeley Street, London WIJ8DZ, PIN:111111)	401.496	13.543
3	シティバンク・エヌエー・ニューヨーク、 ニューヨーク米国預託証券部門 (Citibank N.A. New York, NY ADR Department)	インド、400051、ムンバイ市、バンド ラ-東、BKC、プロットC-54及びC-55、G ブロック、FIFC 11階、シティバンク・ エヌエー カストディ・サービスズ (Citibank N.A. Custody Services, FIFC-11th Flr, G Block, Plot C-54 and C-55, BKC, Bandra-east, Mumbai, PIN:400051)	217.019	7.320
4	インド生命保険公社 (Life Insurance Corporation of India)	インド、400021、ムンバイ市、ジー ヴァン・ビマ・マルグ、ヨガクシェ マ、セントラル・オフィス、ウェス ト・ウイング、6階、インベストメン ト・デパートメント (Investment Department, 6th Floor, West Wing, Central Office, Yogakshema, Jeevan Bima Marg, Mumbai, PIN:400021)	64.946	2.191
5	ウェストグローブ・リミテッド (Westglobe Limited)	モーリシャス共和国、ポートルイス、 フレール・フェリックス・ドゥ・ヴァ ロワ通り10、PIN番号111111 (10, Frere Felix De Valois Street, Port Louis, Mauritius, PIN:111111)	44.343	1.496

	氏名又は名称	住所	所有株式数 (百万株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
6	パードラム・ジャンヒット・シャリカ (Bhadram Janhit Shalika)	インド、400020、ムンバイ市、 ニュー・マリン・ラインズ21、第3 メーカー・パワン112、トダルワル・ア ンド・トダルワル内 (C/o. Tadarwal & Tadarwal, 112 Maker Bhawan no. 3, 21 New Marine Lines Mumbai, PIN:400020)	42.730	1.441
7	ウェルター・トレーディング・リミテッド (Welter Trading Limited)	キプロス共和国、リマソール、P C 3035、ルルピス・コート、オクトヴリ ウ205、28、PIN番号：111111 (28, Oktovriou 205, Louloupis Court, P C 3035, Limassol, Cyprus, PIN:111111)	38.241	1.290
8	スティヒティング・デポジタリー・エー ピージー・エマージング・マーケット・ エクイティー・ピー (Stichting Depositary Apg Emerging Markets Equity P)	インド、400064、ムンバイ市、マラド (ウエスト)、マインスペース、パラ ダイムB、6階、インディア・サブ・カ ストディ、JPモルガン・チェース・バ ンク・エヌエー (JP Morgan Chase Bank NA, India Sub Custody, 6th Floor, Paradigm B, Mine space, Malad (West), Mumbai- 400064)	25.260	0.852
9	ライフ・インシュランス・コーポレー ション・オブ・インディア・ピーアンド ジーエスファンド (Life Insurance Corporation of India P & GS Fund)	インド、400021、ムンバイ市、ジー ヴァン・ビマ・マルグ、ヨガクシェ マ、セントラル・オフィス、ウェス ト・ウイング、6階、インベストメン ト・デパートメント (Investment Department, 6th Floor, West Wing, Central Office, Yogakshema, Jeevan Bima Marg, Mumbai, PIN:400021)	24.553	0.828
10	フランクリン・テンプルトン・インベスト メント・ファンズ (Franklin Templeton Investment Funds)	インド、400064、ムンバイ市、マラド W、マインドスペース、パラダイムB、 6階、JPモルガン・チェース・バン ク・エヌエー インディア・サブ・カ ストディ (JPMorgan Chase Bank N.A. India Sub Custody, 6th Floor, Paradigm B, Mindspace, Malad W, Mumbai, PIN:400064)	21.041	0.709
	合計	-	2159.714	72.848

2【配当政策】

インド法の下では、企業は取締役会による提案及び各事業年度末から6ヶ月以内に開催される定時株主総会における株主の過半数の承認を得たうえで配当（中間配当を含む。）を宣言する。ただし、期末配当は取締役会の提案及び株主の承認を経たうえでのみ行うことができるのに対して、中間配当は取締役会の提案のみで行うことができる（ただし、当該事業年度末から6ヶ月以内に開催される定時株主総会にて株主の事後承認を受けなければならない。）。株主は、取締役会により提案された配当金の額を減額する権利を有するが、増額する権利は有さない。

2013年会社法の下では、事業年度における配当は、2013年会社法に規定された方法による減価償却費の控除後、当社の当該事業年度の収益若しくは前事業年度の未配当利益又はその両方から支払われるものとされている。2013年会社法及び2015年会社（配当の宣言及び支払）規則は、いかなる年でも利息の充実又は欠如が発生する場合には、会社は以下の条件に従って、当社の準備金から配当を宣言することができる。

当該事業年度における利益が配当（中間配当を含む。）を宣言するのに不十分である場合は、当該事業年度の配当金は以下の条件で留保利益から支払うことができる。

- ・ 宣言される配当額が、当該事業年度から直近の過去3年間に於いて宣言された配当額の平均を超えない場合。
- ・ かかる留保利益より引き出される総額が、直近の監査済財務書類に記載されている払込済株式資本及び任意準備金の合計の10.0%に相当する額を超えない場合。
- ・ そのように引き出された額が普通株式に係る配当の宣言される前に、まず配当金が宣言された当該事業年度に発生した損失の填補に用いられる場合。
- ・ かかる引出しがなされた後の準備金の残高が直近の監査済財務書類に記載されている払込済株式資本の15.0%を下回らない場合。

当社は、事業年度における配当を宣言する前に、当該事業年度の利益の一定割合のうち当社が妥当であると考える金額を、当社の準備金に譲渡することができる。

配当金（中間配当金を含む。）は、宣言がなされた日から30日以内に支払わなければならない。かかる期間が経過してもなお未払い又は未請求である配当金は、かかる30日の期間の失効日より7日以内に指定された銀行の特別未払配当金口座へ送金されなければならない。当社は、かかる送金がなされた日から7年が経過してもなお未払い又は未請求である一切の金額を、インド政府によって設立された投資家教育保護基金（the Investor Education and Protection Fund）へ送金しなければならない。

過去に支払われた配当に関して当社に課された税率は変動してきた。2014年金融法によると、配当分配税は、税抜金額ではなく、分配可能余剰金の総額に対して課せられる。これにより、配当分配税は2014年10月における16.995%から20%超に増加した。2015年インド金融法は、追加税を10%から12%に増加し、2016年度の適用税率は20.358%であった。さらに、2016年インド金融法は、インド国内の企業により宣言、分配又は支払われた配当を通じて個人、ヒन्दゥー教の不分割家族（HUF）若しくはインドの居住者である法人が総額1,000,000ルピーを超える収入を得た場合、1,000,000ルピーを超える分について10%の税率（総計基準）が課される旨を規定した。配当に係る税に関して、当社の株主は支払義務を負わず、また上記の配当金の支払額から差し引かれることもない。2009年インド金融法第115 0(1A)項に従い、2009年4月1日付をもって、インドの会社は一定の条件に従い、子会社からの受取配当金を株主に配当を宣言した受取配当金額と相殺することができるため、かかる相殺分の配当分配税が減少する。

将来の配当は、当社の収入、キャッシュ・フロー、財政状態（資本基盤を含む。）及びその他の要因に依存している。ADSの保有者は、ADSによって表章される株式に関して支払われる配当金を受領する権利を有する。ADSによって表章される株式に係る配当金は、インド・ルピー建てで預託機関へ支払われ、当社のADSの発行を定めた預託契約に別段の記載がある場合を除き、預託機関によって米ドルへ換算される。預託機関は、かかる金額をADSの保有者に分配する。ADSによって表章される株式は、配当に関して他のすべての株式と対等である。ADSの保有者は、インド・ルピーから米ドルへの配当金の換算に伴う為替レートのリスクを全面的に負い、米ドルと比べてインド・ルピーの価値が減少した場合には、当社が支払いADSの保有者が受領する配当金の米ドル建てでの価値が減少する可能性がある。

当社取締役会は、2017年5月15日開催の取締役会において、当社の配当方針を承認した。取締役会は、本方針、2013年会社法の規定及び同法の下で制定された規則、並びにその他の適用法の規定を遵守した配当を提案する。

1. 配当の支払

当社は、各事業年度において、当社株主に対して以下を配当することを目指す。

- (i) 子会社であるヒンダスタン・ジンク・リミテッドからの受取配当金（税引後）の全額（ヒンダスタン・ジンク・リミテッドからの臨時の特別受取配当金には適用されない。かかる特別受取配当金の取扱いは取締役会の裁量により決定される。）。
- (ii) 当年度における当社のヒンダスタン・ジンク・リミテッドからの受取配当金を除く、当社に帰属する税引後利益（特別損益計上前）の少なくとも30%（配当に関連する課税（もしあれば）を含む。）。かかる利益は、優先株主（存在する場合）に対する支払配当額の控除後のものである。

2. 配当の検討における評価事項

取締役会は、配当の検討において以下の財務パラメーター及び内部・外部要因も評価するものとする。

- ・ 当年度の利益及び利益剰余金
- ・ 配当の支払のための現金及び流動性のある投資の使用可能額
- ・ 当社の投資資金回収計画
- ・ 当社の設備投資及び有機的／無機的成長計画
- ・ 危機管理計画
- ・ 持続的利益の維持可能性を含めた、当社の将来的見通し
- ・ 経済及び事業環境の不確実性又は後退、規制環境、並びに現時点の及び予想される商品価格等の外的要因

3. 当社株主に対する配当の可否に影響する状況

基本的には、上記のとおり配当を支払うことが当社の方針である。しかしながら、取締役会は、以下の一定の状況において配当を承認しない場合がある。

- ・ 当社の利益がない場合
- ・ 生産量に重大な影響を与える長期のストライキ若しくは工場閉鎖、自然災害、規制措置、重大事故又はその他の事象が発生した場合
- ・ 将来の利益に重大な影響を与えるような、当社製品の価格の急落が発生した場合
- ・ 当社の流動性が何らかの理由により脅かされ、配当支払能力が損なわれた場合

4. 利益剰余金の使途

利益剰余金は、定款に記載の事業目的又は株主への配当のいずれのためにも使用することができる。

5. 様々な種類株式に関する配当の支払に係るパラメーターの導入

- ・ 現在、当社の授權株式資本は、1株当たり1ルピーの普通株式及び1株当たり10ルピーの優先株式に分類される。
- ・ 当社が他の種類の株式を発行する場合、取締役会は、本方針を適切に修正することができる。

6. 本方針の見直し

本方針は取締役会によって定期的に見直され、改定がなされた場合、当社はかかる変更を公表する。本方針は、2018年度より施行される。

2014年4月29日に、ヴェダンタ・リミテッドの取締役会は、2014年3月31日に終了した年度の期末配当を1株当たり1.75ルピーとすることを提案し、2014年7月11日に開催された定時株主総会において株主の承認を得た。後に、合計で5,188百万ルピーの配当が期日までに支払われた。

2014年10月29日に、ヴェダンタ・リミテッドの取締役会は、2015年3月31日に終了した年度の間配当を1株当たり1.75ルピーとすることを発表した。後に、合計で5,188百万ルピーの配当が期日までに支払われた。

2015年4月29日に、ヴェダンタ・リミテッドの取締役会は、2015年3月31日に終了した年度の最終配当を1株当たり2.35ルピーとすることを提言し、2015年7月11日に開催された定時株主総会において株主の承認を得た。後に、合計で6,967百万ルピーの配当が期日までに支払われた。

2015年10月27日に、ヴェダンタ・リミテッドの取締役会は、2016年3月31日に終了した年度の間配当を1株当たり3.5ルピーとすることを発表した。後に、合計で10,378百万ルピーの配当が期日までに支払われた。

2016年10月28日に、ヴェダンタ・リミテッドの取締役会は、2017年3月31日に終了した年度の間配当を1株当たり1.75ルピーとすることを発表した。後に、合計で5,189百万ルピーの配当が期日までに支払われた。

2017年3月30日に、ヴェダンタ・リミテッドの取締役会は、2017年3月31日に終了した年度の間配当を1株当たり17.70ルピーとすることを発表した。後に、合計で65,800百万ルピーの配当が期日までに支払われた。

3【株価の推移】

当社の発行済株式は、現在インド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所において上場及び取引されている。インドの証券市場の諸条件に関する情報は、「―第3－4 事業等のリスク―(4) インド企業への投資、世界の経済状況及び国際的な事業に関するリスク」を参照のこと。当社は、カルカッタ証券取引所における上場廃止を申請しており、かかる申請は現在審査中である。

2017年3月31日現在において、2,965,004,871株式（割当てを保留している310,632株を含む。）が発行されている。インドの各証券取引所の株式相場表において表示される株価は、インド・ルピー建てである。

以下の表は、表示された期間において、当社の株式のインド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所における公表された終値の最高値及び最低値並びに当社のADSのニューヨーク証券取引所における公表された終値の最高値及び最低値を示したものである。

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

（インド全国証券取引所）

（単位：ルピー（円））

事業年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
決算年月	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日
最 高	102.20	189.35	225.00	98.20	278.10
	(177円)	(328円)	(389円)	(170円)	(481円)
最 低	89.35	168.35	183.75	70.60	247.25
	(155円)	(291円)	(318円)	(122円)	(428円)

（ボンベイ証券取引所）

（単位：ルピー（円））

事業年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
決算年月	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日
最 高	102.10	189.00	225.00	98.15	277.90
	(177円)	(327円)	(389円)	(170円)	(481円)
最 低	89.90	173.65	183.73	70.60	247.50
	(156円)	(300円)	(318円)	(122円)	(428円)

（ニューヨーク証券取引所）

米国預託株式

（単位：米ドル（円））

事業年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
決算年月	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日
最 高	7.59	12.47	14.38	5.72	17.34
	(837円)	(1,375円)	(1,586円)	(631円)	(1,912円)
最 低	6.65	11.01	11.79	4.34	14.59
	(733円)	(1,214円)	(1,300円)	(479円)	(1,609円)

(1) 2017年8月1日に株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル＝110.27円の換算レートで邦貨に換算されている。

（2）【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

（インド全国証券取引所）

（単位：ルピー（円））

月 別	2016年10月	2016年11月	2016年12月	2017年1月	2017年2月	2017年3月

最 高	208.55	233.70	248.65	261.80	274.60	278.10
	(361円)	(404円)	(430円)	(453円)	(475円)	(481円)
最 低	173.20	192.20	204.80	214.50	242.85	247.25
	(300円)	(333円)	(354円)	(371円)	(420円)	(428円)

(ボンベイ証券取引所)

(単位：ルピー (円))

月 別	2016年10月	2016年11月	2016年12月	2017年 1 月	2017年 2 月	2017年 3 月
最 高	208.00	233.65	248.50	262.00	274.50	277.90
	(360円)	(404円)	(430円)	(453円)	(475円)	(481円)
最 低	173.25	192.35	205.00	214.70	243.10	247.50
	(300円)	(333円)	(355円)	(371円)	(421円)	(428円)

(ニューヨーク証券取引所)

米国預託株式

(単位：米ドル (円))

月 別	2016年10月	2016年11月	2016年12月	2017年 1 月	2017年 2 月	2017年 3 月
最 高	12.31	13.66	14.40	15.17	15.89	17.34
	(1,357円)	(1,506円)	(1,588円)	(1,673円)	(1,752円)	(1,912円)
最 低	10.57	11.55	12.36	12.60	14.62	14.59
	(1,166円)	(1,274円)	(1,363円)	(1,389円)	(1,612円)	(1,609円)

4【役員の状況】

(1) 取締役及び上級経営陣

当社の取締役会は、8名の取締役により構成されている。

以下の表は、当社の取締役、業務執行役員並びに重要な従業員の氏名、年齢並びに役名及び職名を示したものである。

＊男性役員の数：6 女性役員の数：2（女性役員の割合：25％）

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
名誉会長	アニル・アガワル ⁽¹⁾ (Anil Agarwal) (65歳)	1976年にヴェダント・グループを創設したアニル・アガワルは、2014年4月1日付で当社の名誉会長に選任された。同氏は、英国を拠点としている。同氏は、ヴェダントの業務執行取締役会長及びスターライト・テクノロジーズ・リミテッドの取締役を務めている。同氏は、1980年から任期が満了した2004年10月まで、当社の会長兼マネージング・ディレクター及び最高経営責任者であり、2014年3月まで当社の非業務執行取締役会長であった。また、2003年12月から2005年3月まで、ヴェダントの最高経営責任者であった。同氏は、実業家として42年を超える経験を持ち、当社の創業以来、当社の成長及び発展に尽力している。同氏は、ドワルカー・プラサード・アガワルの息子であり、ナヴィン・アガワルの兄弟である。同氏の勤務先の住所は、インド、マハラシュトラ州400099、ムンバイ市、ヴァイル・パール（東）、ネルー・ロード75（75 Nehru Road, Vile Parle (East), Mumbai Maharashtra 400099, India）である。	1,863,458,132株

取締役

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
業務執行 取締役会長及び 常勤取締役*	ナヴィン・アガワル ⁽²⁾ (Navin Agarwal) (56歳)	ナヴィン・アガワルは、2014年4月1日付で当社の業務執行取締役会長に選任された。それ以前は、同氏は、SIILの業務執行取締役副会長であった。アガワル氏は、当社グループの戦略的思考及びガバナンスの枠組みの作成において重要な役割を果たしており、長期計画、事業開発及び資本計画においてリーダーシップを発揮する。同氏は、創業以来35年間当社グループの一員であり、天然資源事業において幅広い経験を持つ。ナヴィン・アガワル氏は、グループの戦略的及び管理の枠組みにおいて重要な人物であり、長期計画、事業発展及び資本計画においてリーダーシップを発揮している。同氏はグループの成長を、世界的な規模でのオーガニックプロジェクトや企業買収を通じて手助けしている。同氏はヴェダントの業務執行取締役副会長並びに、HZL、スターライト・アイアン・アンド・スチール・カンパニー・リミテッド (Sterlite Iron & Steel Company Limited)、及びハレ・クリシュナ・パッケージング・プライベート・リミテッド (Hare Krishna Packaging Private Limited) の非業務執行取締役を務めている。同氏は、統括経営及び商事において31年を超える経験を持つ。同氏は、ハーバード大学 (Harvard University) のオーナー／プレジデント・マネージメント・プログラムを修了し、ムンバイのサイデンハム大学 (Sydenham College) で商学士号を取得している。同氏は、ドワルカー・プラサード・アガワルの息子であり、アニル・アガワルの弟である。同氏の勤務先の住所は、インド、マハラシュトラ州 400099、ムンバイ市、ヴァイル・パール (東)、ネルー・ロード75 (75 Nehru Road, Vile Parle (East), Mumbai Maharashtra 400099, India) である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
非業務執行取締役	ラリータ D.グプテ ⁽³⁾ (Lalita D. Gupte) (68歳)	ラリータ D.グプテは、当社の独立取締役の一人であり、2014年3月29日付で当社の取締役会に選任された。同氏は、ICICIバンクの元共同代表取締役であり、2016年10月までICICIベンチャー・ファンズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド (ICICI Venture Funds Management Company Limited) の会長であった。同氏は、1994年にICICIリミテッドの取締役会に業務執行取締役として加入し、2002年に同社がICICIバンクと合併するまで共同代表取締役として取締役会に残った。同氏は、ICICIバンクの共同代表取締役を2002年から2006年まで務めた。同氏は、金融部門において30年を超える経験を持ち、リーシング、企画、資金及びコーポレート・バンキングの分野において指導的立場を歴任した。同氏は、ゴドレジ・プロパティーズ・リミテッド (Godrej Properties Limited)、バラット・フォージ・リミテッド (Bharat Forge Limited)、キルロスカ・ブラザーズ・リミテッド (Kirloskar Brothers Limited)、ICICIロンバード・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド (ICICI Lombard General Insurance Company Limited) を含む複数の会社で取締役を務め、インディア・インフラデット・リミテッド (India Infradebt Limited) では会長を務めている。同氏は、経営学の学士号を、経営管理学の修士号を取得している。同氏は、INSEADの上級マネジメント・プログラムを終了している。同氏の勤務先の住所は、インド、マハラシュトラ州400019、ムンバイ市、サー・バルチャンドラ・ロード、マタンガ 153 C、マスカール・ビルディング (Mhaskar Building, 153 C Matunga, Sir Bhalchandra Road, Mumbai - 400019, Maharashtra, India) である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
非業務執行取締役	ラヴィ・カント ⁽⁴⁾ (Ravi Kant) (73歳)	ラヴィ・カントは、当社の独立取締役の一人であり、2014年1月28日付で当社の取締役会に選任された。同氏は、多様な企業において約50年の経験を持つ。同氏は、以前タタ・モーターズ・リミテッド（Tata Motors Limited）のマネージング・ディレクター及び副会長であった。同氏は、1999年にタタ・モーターズに入社し、ジャガー・ランドローバー（Jaguar & Land Rover）、韓国のタタ大字商用車（Tata Daewoo Commercial Vehicles）及びタイのタタ・モーターズに関わってきた。同氏は、2014年5月31日付でタタ・モーターズ・リミテッドの副会長を退任した。タタ・モーターズ・リミテッドに入社する前、同氏は、フィリップス・インド・リミテッド（Phillips India Limited）の取締役として家庭用電化製品部門を監督していた。同氏はエルエムエル・リミテッド（LML Limited）、タイタン時計（Titan Watches）、並びにその他の消費財及び金属会社の上級職として勤務していた。同氏は、ロータク市のインド経営研究所（the Indian Institute of Management）及びアラーハーバード市のインド情報工科大学（Indian Institute of Information Technology）で会長を務めており、上海の中欧国際工商学院（China Europe International Business School）で客員教授を務めている。同氏は、アンタール・インド・プライベート・リミテッド（Antar India Private Limited）、ホーキンス・クッカー・リミテッド（Hawkins Cooker Limited）及びヘルシンキのKONEリミテッド（KONE Limited）の取締役を務めている。同氏は、アジメール市のメイヨー大学（Mayo College）、インド技術研究所カラグプル校（the Indian Institute of Technology, Kharagpur）及び同氏が産業経営学の修士号を取得した英国、バーミンガムのアストン大学（Aston University）で学んだ。同氏は、2008年7月、バーミンガムのアストン大学で、名誉科学博士を授与された。また、同氏は、英国のウォーリック大学（the University of Warwick）の産業学の名誉教授である。同氏の勤務先の住所は、インド、マハラシュトラ州400021、ムンバイ市、ナリマン・ポイント、NCPAアパートメンツ、114 B（114 B, NCPA Apartments, Nariman Point, Mumbai - 400021, Maharashtra, India）である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
非業務執行取締役	クリシュナムルティ・ヴェンカタラマナン ⁽⁵⁾ (Krishnamurthi Venkataramanan) (72歳)	クリシュナムルティ・ヴェンカタラマナンは、当社の独立取締役の一人であり、2017年4月1日付で当社の取締役会に選任された。同氏は、2012年4月よりラーセン&トウブロ・リミテッド (Larsen & Toubro Limited) の最高経営責任者及び最高業務取締役を務め、1999年5月から同氏が退任した2015年9月までラーセン&トウブロ・リミテッドの取締役を務めた。同氏が40年間でラーセン&トウブロ・リミテッドにおいて経験した職務は、エンジニア及びコンサルタントのチームの統率並びにその設計、調達及び建設価値連鎖の監督を含む。同氏は、化学工学を専攻し、インド工科大学デリー校 (Indian Institute of Technology, Delhi) の成績優秀者として表彰された。同氏はまた、キルロスカ・ニューマティック・カンパニー・リミテッド (Kirloskar Pneumatic Company Limited) 、ニルカマル・リミテッド (Nilkamal Limited) 及びラーセン&トウブロ・ハイドロカーボン・エンジニアリング・リミテッド (Larsen & Toubro Hydrocarbon Engineering Limited) を含む複数の企業で取締役を務めている。同氏の勤務先の住所は、インド、マハラシュトラ州400049、ムンバイ市、ジュファー、ジャンキ・クティール、パーシャ、401 (401 Varsha, Janki Kutir, Juhu, Mumbai - 400049, Maharashtra, India) である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
非業務執行取締役	アマン・メータ ⁽⁶⁾ (Aman Mehta) (70歳)	アマン・メータは、当社の独立取締役の一人であり、2017年5月17日付で当社の取締役会に選任された。同氏は、HSBCグループで、複数の役職において39年を超える経験を積み、2004年1月、HSBCグループを、アジア太平洋の最高経営責任者として退任した。同氏は、インド国内のみならず海外の企業及び機関において取締役及び顧問の役割等のコーポレート・ガバナンスに主に携わってきた。同氏は以前、INGグループNV (ING Group NV) の監査役であり、シンガポールのラッフルズ・ホールディングス (Raffles Holdings) の取締役であった。同氏は、インド、ハイデラバードにあるインド商科大学院 (Indian School of Business) の理事会の委員及びプルデンシャル・オブ・アメリカ (Prudential of America) の国際諮問委員会の委員でもある。同氏は、デリー大学 (Delhi University) 経済学部卒業生である。同氏はまた、ウォックハート・リミテッド (Wockhardt Limited)、タタ・コンサルタンシー・サービスズ・リミテッド (Tata Consultancy Services Limited)、ゴドレジ・コンシューマー・プロダクツ・リミテッド (Godrej Consumer Products Limited)、マックス・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド (Max Financial Services Limited)、PCCWリミテッド (PCCW Limited)、ヴェダンタ、及び香港電気通信リミテッド (Hong Kong Telecommunications Limited) を含む複数の企業において取締役を務める。同氏の勤務先の住所は、インド、110003、ニューデリー、ジョール・バック、2階、115A (115 A, 2nd Floor, Jor Bagh, New Delhi - 110003, India) である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
非業務執行取締役	プリヤ・アガワル ⁽⁷⁾ (Priya Agarwal) (27歳)	プリヤ・アガワルは、当社の非業務執行取締役の一人であり、2017年5月17日付で当社の取締役会に選任された。同氏は、オグルヴィ・アンド・メイザー（Ogilvy and Mather）では広報、コーン・フェリー・インターナショナル（Korn Ferry International）、ヴェダanta・リソーシズ及びHDFCバンク（HDFC Bank）では人事、リディフュージョン・デンツウ・ヤング&ルビカム・プライベート・リミテッド（Rediffusion Dentsu Young & Rubicam Private Limited）では戦略的計画の経験を積んできた。同氏は、英国のウォーリック大学（University of Warwick）において科学、心理学、経営管理学の学士号を取得している。同氏は、アニル・アガワルの娘である。同氏の勤務先の住所は、インド、マハラシュトラ州400099、ムンバイ市、ヴァイル・パール（東）、ネルー・ロード75（75 Nehru Road, Vile Parle (East), Mumbai, Maharashtra 400099, India）である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
常勤取締役*	タルン・ジェイン ⁽⁸⁾ (Tarun Jain) (57歳)	タルン・ジェインは、2014年4月1日付で当社の常勤取締役役に選任された。同氏は、SIILの財務担当取締役であった。同氏は、1984年に当社グループに入社し、コーポレート・ファイナンス、監査、会計、税務及び秘書業務において32年を超える経験を持つ。同氏は、コーポレート・ファイナンス、企業戦略、事業開発及びM&Aを含む当社の戦略的財務事項を担当している。同氏は、インドコスト・ワークス会計士協会 (the Institute of Cost and Works Accountants of India) の卒業生であり、インド公認会計士協会 (the Institute of Chartered Accountants of India) 及びインド企業秘書協会 (the Institute of Company Secretaries of India) の会員でもある。同氏はまた、スターライト (合衆国)、BALCO、ヴェダント・メディカル・リサーチ・ファウンデーション (Vedanta Medical Research Foundation) 及びラジタル・チャリティー・ファウンデーション (Rajtaru Charity Foundation) の取締役である。同氏の勤務先の住所は、インド、400099、ムンバイ市、ヴァイル・パール (東)、ネルー・ロード、ヴェダント75 (Vedanta 75, Nehru Road, Vile Parle (East), Mumbai - 400099, India) である。	0株

最高財務責任者及び常勤取締役*	GR アルン・クマール⁽⁹⁾ (GR Arun Kumar) (46歳)	GRアルン・クマールは、2016年10月1日より当社の最高財務責任者であり、2016年11月22日付で当社の取締役会に選任された。同氏は、2013年5月にヴェダント・アルミニウムの最高財務責任者として当社に入社し、2013年12月にヴェダントの最高財務責任者代理に選任された。2014年に、会計、リスク管理、価値創造の推進、戦略的計画、リファイナンス、取締役会の報告及び管理並びに所得課税における財務機能の可能性を広げるという同氏の責任の一環として、財務取締役副会長及び最高財務責任者代理の役割に転向した。同氏は公認会計士として、ヒンダスタン・ユニリーバー (Hindustan Unilever) 及びゼネラル・エレクトリック (General Electric) 等のグローバル企業で22年を超える経験を持つ。ヴェダント・アルミニウムに入社する以前は、同氏は、上海に拠点を置くゼネラル・エレクトリックのアジア・パシフィック（電気機器及び照明器具）の最高財務責任者であった。同氏はまた、BFL、BMM、セサ・コミュニティ・デベロップメント・ファウンデーション (Sesa Community Development Foundation)、スコープオン、スコープオン・ジンク（プロプライエタリー）・リミテッド、ナムジンク（プロプライエタリー）・リミテッド、スコープオン・マイニング・カンパニー（プロプライエタリー）・リミテッド、リシーン、ヴェダント・リシーン・マイニング・リミテッド、キロラン・リシーン・マイニング・リミテッド、リシーン・ミリング・リミテッド、ヴェダント・エクスプロレーション・アイルランド・リミテッド、キロラン・リシーン・ファイナンス・リミテッド、セサ・リソーシズ・リミテッド、セサ・マイニング・コーポレーション・リミテッド、CMT、サランガ・銅・マインズ・プロプライエタリー・リミテッド、スターライト・スポーツ・リミテッド、マリタイム・ベンチャーズ・プライベート・リミテッド、パラディップ・マルチ・カーゴ・バース・プライベート・リミテッド、バイザック・ジェネラル・カーゴ・バース・プライベート・リミテッド及びゴア・シーポート・プライベート・リミテッド (Goa Sea Port Private Limited) の取締役も務める。同氏は、チェンナイ市のロヨラ大学 (Loyola University) で商学士号を取得しており、インド公認会計士協会の会員である。同氏の勤務先の住所は、インド、ハリヤナ州122002、グルガオン、DLFシティ、ジャカラнда マーグ、フェーズ2、DLFアトリア (DLF Atria, Phase 2, Jacaranda Marg, DLF City, Gurgaon - 122002, Haryana, India) である。	8,000株

その他の業務執行役員

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
経営安定グループ取締役	ディリプ・ゴラーニ (Dilip Golani) (51歳)	ディリプ・ゴラーニは現在、当社グループの経営安定サービス部門の代表者である。同氏は、以前、HZLの営業本部及びグループ業績管理部門を率いていた。2000年4月に当社に入社する前は、同氏は、ユニリーバの監査役チームの一員として、中央アジア、中東及びアフリカ地域のユニリーバ・グループの会社の監査を担当していた。それ以前、同氏は、ユニリーバ・インドの輸出事業のうちの1つの運営及び営業の管理を担当していた。同氏は、29年間の経験を持ち、これまでユニオン・カーバイド・インド・リミテッド (Union Carbide India Limited) 及びランバクシー・ラボラトリーズ・リミテッド (Ranbaxy Laboratories Limited) 等に勤務した。同氏は、機械工学の学士号を取得し、インド、ムンバイ市の国立工業技術研究所 (National Institute of Industrial Engineering) で工業技術及び経営における修士号を取得している。同氏の勤務先の住所は、インド、400099、ムンバイ市、ヴァイル・パール (東)、ネルー・ロード、ヴェダンタ・ハウス75 (Vedanta House, 75, Nehru Road, Vile Parle (East), Mumbai 400099, India) である。	600株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
グループプロジェクト担当 取締役	マンスール・シディキ (Mansoor Siddiqi) (64歳)	マンスール・シディキは、2011年9月付で当社グループのプロジェクト担当の取締役に選任され、現在も2017年2月よりヴェダンタとの契約を更新中である。同氏は以前、アルミニウム事業の最高経営責任者であり、BALCO製錬所及び自社発電所を含む当社グループの多大なアルミニウム及び電力プロジェクトの設立を率いた。同氏はまた、当社グループのトゥティコリンの銅製錬所及びスィルヴァーサーの銅精錬所の始動において重要な役割を果たした。同氏は、1991年に当社グループに入社した。当社への入社前、同氏は、ヒンダスタン・カッパーで上級指導職に就いており、経営及びプロジェクト管理等、様々な分野において41年間の経験を有している。同氏は、インド工科大学デリー校（the Indian Institute of Technology, Delhi）で技術学士号を、オール・インドア経営協会デリー校（the All India Management Association, Delhi）で経営学における修業証書を取得している。同氏の勤務先の住所は、英国、W1J 8DZロンドン、パークレー・ストリート16（16 Berkeley Street, London W1J 8DZ, United Kingdom）である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
多様な金属事業（インド） 最高経営責任者	サミール・ケアレ (Samir Cairae) (53歳)	サミール・ケアレは、2016年1月に多様な金属事業（インド）の最高経営責任者に選任された。同氏はヴェダanta・リミテッドの商業及び資産運用最適化機能に加えてアルミ、銅、電力及び鉄分野において運営的及び戦略的リーダーシップを発揮してきた。ヴェダanta・リミテッドに就任する以前、同氏はラファージ・グループ（Lafarge group）及びシュルンベルジェ・リミテッド（Schlumberger Limited）のグローバルオペレーションで様々な上級指導職に就いていた。同氏は、戦略、M&A、生産工程における数々のコーポレート・ロール及びインド、中国、フィリピン、フランスにおける成長と損益転回の両方においての管理において幅広い経験を持ち、上場企業を含む複数の複合事業において上級職に就いてきた。ヴェダanta・リミテッドに入社する直前の職務は、同氏はパリに基盤を置く45ヶ国以上で行われるラファージの150セメント運営の世界産業会合の代表者であった。同氏はインド工科大学カンプール校（Indian Institute of Technology, Kanpur）で電子工学における学士号を取得し、パリのHEC経営大学院（Hautes Etudes Commerciales School of Management, Pari）で経営学における修士号を取得している。同氏の勤務先住所は、インド、ハリヤナ州122002、グルガオン、DLFシティ、ジャカランダ マーグ、フェーズ2、DLFアトリア（DLF Atria, Phase 2, Jacaranda Marg, DLF City, Gurgaon - 122002, Haryana, India）である。	0株
人事グループ、代表	スレッシュ・ボーズ (Suresh Bose) (49歳)	スレッシュ・ボーズは、2015年9月付で人事グループの代表者として選任された。同氏は、人事において25年もの幅広い経験を持ち、そのうち15年間はあらゆる事業分野（アルミ、銅、コーポレートを含む）を同氏が人事専門家として経験したヴェダanta・グループにおけるものである。ヴェダanta・リミテッドに入社する以前、同氏はHMTリミテッド（HMT Limited）、ラーセン&トウブロ・リミテッド（Larsen & Toubro Limited）、フォード・インド・プライベート・リミテッド（Ford India Private Limited）及びマヒンドラ&マヒンドラ・リミテッド（Mahindra & Mahindra Limited）に従事してきた。同氏はさらにアルメニアのアルメニア金製錬会社での4年の国際人事経験を持つ。同氏はムンバイのタタ社会科学大学（Tata Institute of Social Sciences, Mumbai）及びオランダのハーグ社会学大学にて人事管理&産業関係における修士号をそれぞれ取得した。同氏の勤務先住所は、インド、ハリヤナ州122002、グルガオン、DLFシティ、ジャカランダ マーグ、フェーズ2、DLFアトリア（DLF Atria, Phase 2, Jacaranda Marg, DLF City, Gurgaon - 122002, Haryana, India）である。	865株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
安全衛生、環境及びサステナビリティ、グループ代表	フィリップ・ターナー (Philip Turner) (60歳)	フィリップ・ターナーは、2017年7月付で安全衛生、環境及びサステナビリティグループの代表者として選任された。同氏は、2014年9月に安全衛生グループの代表者として当社に入社した。同氏は採鉱、重工業及び製造業において35年を超える経験を持つ。同氏は以前、オーストラリアのJKテック・ピーティーワイ・リミテッド（JK Tech Pty Limited）においてリスク及びサステナビリティ部門の本部長であった。同氏はまた、以前にオーストラリア、カナダ及び英国のリオ・ティント・グループ（Rio Tinto Group）において、安全衛生及び環境並びにサステナビリティの確保に関する責任を含む複数の上級幹部及び業務上の役割を務めていた。同氏は、採掘企業であるノース・リミテッド（North Limited）及びBHPペトロリアム（BHP Petroleum）のオフショア業務において上級職を務めてきた。同氏は、オーストラリアのバララット大学（Ballarat University）でリスク工学における応用科学の修士号を取得し、オーストラリアのディーキン大学（Deakin University）で科学の学士号及び職業衛生学の修業証書を取得し、バララットCAE（College of Advanced Education）で職業危機管理学の修業証書を取得している。同氏の勤務先の住所は、インド、ハリヤナ州122002、グルガオン、DLFシティ、ジャカランダマーグ、フェーズ2、DLFアトリア（DLF Atria, Phase 2, Jacaranda Marg, DLF City, Gurgaon - 122002, Haryana, India）である。	0株

その他の重要な従業員

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
亜鉛（インド）			
HZL最高経営責任者	スニル・デュガル (Sunil Duggal) (55歳)	スニル・デュガルは、2015年10月にHZLの最高経営責任者及び常勤取締役役に選任された。同氏は2010年8月にHZLに業務執行取締役役として入社し、HZLの最高経営責任者及び常勤取締役役に就任する前は、2012年4月に最高執行責任者に就任し、2014年4月から最高経営責任者代理を務めた。同氏は優秀なチームを率いた32年を超える経験を持つ結果重視のプロであり、18年超の指導的立場の経験を持つ。同氏は、常に最高の水準を保ち、事業を育成し、チャンス及びリスクを見極め、効率性と生産性を高めることを成功させつつ、コストと非効率要素は削減し、困難から革新的な解決策を導き出すことに長けている。同氏のサステナビリティ分野に対する努力は堅調な安全及びサステナビリティの文化の構築に貢献した。同氏はまた、国際亜鉛協会の副会長、インド鉛亜鉛開発協会の会長、FIMI非鉄金属委員会（FIMI Non Ferrous Metals Committee）の委員長及び2017年FICCI非鉄金属委員会（FICCI Non-Ferrous Metals Committee 2017）の共同委員長を務めている。同氏は最近、インドの採鉱部門技術委員会の会長に選任された。同氏は、パテイアラのターパル工科大学（Thapar Institute of Engineering and Technology）で電気工学士号を取得している。同氏は、スイス、ローザンヌの国際経営開発研究所及びカルカッタのインド経営大学院において、リーダーシップ・デベロップメント及び経営デベロップメントのプログラムに参加している。	0株
HZL最高財務責任者	アミターブ・グプタ (Amitabh Gupta) (55歳)	アミターブ・グプタは、2011年11月にHZLの最高財務責任者に選任されており、資金調達及び会計、法務及び秘書業務、財務及び投資家向け広報活動、直接税務及び間接税務、並びに情報技術を担当している。それ以前は、同氏は、モザー・ベア・ソーラー・リミテッド（Moser Baer Solar Limited）の最高財務責任者であった。同氏は、財務分野において29年を超える経験を持ち、カーギル・インド（Cargill India）、テレテック・インド（TeleTech India）（バーティ・グループ（Bharti Group））及びランバクシー・ラボラトリーズ・リミテッド（Ranbaxy Laboratories Limited）を含む多数の企業に勤務した。同氏は、ニューデリーのシュリラム商学大学（Shriram College of Commerce）で商学士号を取得している。同氏は、2014年に、CNBC-TV18からインドの金属分野における「ベスト最高財務責任者（the Best Chief Financial Officer）」を受賞した。同氏は、インド公認会計士協会（the Institute of Chartered Accountants of India）及びインド原価会計士協会の会員である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
亜鉛（海外）			
亜鉛（海外） 事業最高経営 責任者	デシュニー・ナイドゥー (Deshnee Naidoo) (41歳)	デシュニー・ナイドゥーは、2015年2月、亜鉛（海外）事業及び銅・マイニング・オブ・タスマニア（Copper Mines of Tasmania (CMT)）の最高経営責任者に選任された。同氏は、プラチナ、一般炭及びマンガン等の資源業界において18年を超える経験を有する。当社への入社前、同氏は、アングロ・アメリカンの南アフリカにおける一般炭部門において最高財務責任者を務めていた。同氏は以前、アングロ・アメリカンにおける様々な技術職及び営業職を務めた。同氏は、1994年に、南アフリカ ダーバンのナタール大学（University of Natal）で理学士号（化学工学）を取得するためのJCI/アングロ プラチナ奨学金（JCI/Anglo Platinum bursary）を授与された。同氏は、1998年に貴金属精錬所における冶金学者研修生としてアングロ・アメリカンに入社し、16年にわたり、プロセス・エンジニアリング（コーポレート・オフィス）、プロセスコントロール、長期戦略プランニング、コーポレート・ファイナンス、最高経営責任者のオフィス及びアングロ・アメリカンの一般炭部門における最高財務責任者等、幅広い職務を果たした。同氏は、アングロ・アメリカンにおいて3つの地域（南アフリカ、ラテンアメリカ及びオーストラリア）における2つの商品グループの管理（一般炭及びマンガン）を担当した。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
石油及びガス 事業			
石油及びガス 事業最高財務 責任者及び最 高経営責任者 代理	スディール・マトゥール (Sudhir Mathur) (55歳)	スディール・マトゥールは、2012年9月に当社の石油 及びガス事業の最高財務責任者に選任された。同氏 は、2016年5月20日に2016年6月5日付で石油及びガ ス事業の最高経営責任者代理に選任された。同氏は、 電気通信、製造、インフラ及びコンサルティング等の 様々な産業に従事した31年を超える経験を有する。同 氏は、1986年にプライスウォーターハウスクーパース (PricewaterhouseCoopers) にてそのキャリアを開始 した。当社グループへの入社以前は、同氏はエアセ ル・セルラー・リミテッド (Aircel Cellular Limited) の最高財務責任者として戦略、財務、サプラ イチェーン管理及び規制業務の責任を担っていた。同 氏は、財務及び戦略的計画における複数の重要分野に おいて、膨大な資本を有効な価値創造へと展開する実 績の証明があり、十分な専門知識、知見及び経験を持 つ。同氏はまた、前職で事業成長の加速において重要 な役割を果たした。同氏はまた以前、デリー国際空港 (Delhi International Airport Ltd) 、アイデア・セ ルラー (Idea Cellular) 、バラルプール・インダスト リーズ・リミテッド (Ballarpur Industries Limited) 及びプライスウォーターハウスクーパース・ インディア (Price Waterhouse Coopers India) におい て上級執行職を務めていた。同氏は、シュリラム商業 大学 (Shri Ram College of Commerce) で経済学士号 を取得しており、コーネル大学で企業経営学修士号を 取得している。	22,948株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
鉄鉱石			
鉄鉱石事業最 高経営責任者	ラジャゴパル・キショア・ クマール (Rajagopal Kishore Kumar) (55歳)	ラジャゴパル・キショア・クマールは、2015年2月2日付で、当社の鉄鉱石事業の最高経営責任者に選任された。それ以前は、2013年8月以降、コンコラ・銅・マイنز・ピーエルシー (Konkola Copper Mines Plc)、亜鉛（海外）事業及びCMTのアフリカのベースメタル部門に関する最高経営責任者に選任されていた。それ以前に、同氏は当社の亜鉛（海外）部門の最高経営責任者に2011年2月付で選任されていた。それ以前同氏は、2008年以降コンコラ・銅・マイنز・ピーエルシー (Konkola Copper Mines Plc) において、2006年以降スターライト・銅・インディア・リミテッド (Sterlite Copper India Limited) における当社の銅事業を率いていた。同氏は、会計、マーケティング、サプライ・チェーン管理、合併及び買収並びに事業再建における29年超の経験を持つ。同氏は2003年4月にHZLの営業担当副社長として当社に入社し、2004年6月から2006年12月までの間当社銅部門の営業担当シニア・ヴァイス・プレジデントを務め、銅の販売及び銅精鉱の調達を担当した。当社への入社前、同氏は、ヒンダスタン・ユニリーバ・リミテッド (Hindustan Unilever Limited) で12年間勤務した。同氏は、コルカタ大学 (Kolkata University) で商学士号を取得しており、インド公認会計士協会の会員である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
鉄鉱石事業最 高財務責任者	アザド・ショー (Azad Shaw) (39歳)	アザド・ショーは、2016年10月に当社の鉄鉱石事業の 最高財務責任者に選任された。同氏は、資格取得後の 17年の実務経験があり、2001年にヴェダント・グルー プに入社した。同氏は、当社の鉄鉱石事業に異動する 以前、当社グループにおいて、BALCO及びHZLにおける 財務分野での指導的立場を含む多数の役割を果たし た。同氏は、インド公認会計士協会の会員である。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
銅			
トゥティコリン及びスィルヴァーサーにおける当社の銅事業に関する最高経営責任者	P.ラムナス (P. Ramnath) (59歳)	P.ラムナスは、2011年9月にトゥティコリン、スィルヴァーサー及びフジャイラ・ゴールドFZCにおける当社の銅事業の最高経営責任者に選任され、化学製品、特殊化学製品、製造並びに製紙業における30年を超える経験を持つ。当社グループの入社前は、同氏は、ジュビラント・ライフ・サイエンス (Jubilant Life Sciences)、プラクセアー・インド (Praxair India)、SNFイオン・エクスチェンジ (SNF Ion Exchange)、バケリート・ハイラム・リミテッド (Bakelite Hylam Limited) 及びリライアンス・インダストリーズ・リミテッド (Reliance Industries Limited) において勤務した。同氏はまた、マルコ・エナジー・リミテッドの取締役である。当社に入社する前は、同氏は、JKペーパー・リミテッド (JK Paper Limited) の最高執行責任者であった。同氏は、ハイデラバードのオスマニア大学 (Osmania University) で技術学士号の学位を取得しており、インド経営大学院バンガロール校で準修士号を取得している。	60株
トゥティコリン及びスィルヴァーサーにおける当社の銅事業に関する最高財務責任者	アヌプ・アガワル (Anup Agarwal) (44歳)	アヌプ・アガワルは、2015年1月にトゥティコリン及びスィルヴァーサーにおける当社の銅事業の最高財務責任者に選任された。同氏は、ラジャスタンのS.P.マハヴィディヤラヤ・ビジェイナガー (S. P. Mahavidyalaya, Bijainagar) において商学士号を取得しており、インド公認会計士協会 (the Institute of Chartered Accountants of India) 及びインドコスト・ワークス会計士協会 (the Institute of Cost and Works Accountants of India) の会員である。同氏は、製造業界において資格取得後の20年の実務経験を有しており、2002年にヴェダント・グループに入社した。同氏は、トゥティコリン及びスィルヴァーサーにおける当社の銅事業に移る前は、BALCO及びダルワディ・サボ・パワー・リミテッドの金融部門における指導的立場等、当グループにおける様々な役職をこなしてきた。	475株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
アルミニウム 及び電力			
アルミニウム 事業最高経営 責任者	アビジット・パティ (Abhijit Pati) (53歳)	アビジット・パティ氏は、2015年3月に当社のアルミニウム事業の最高経営責任者に選任された。同役職に就く前、同氏は、2012年4月以降オリッサにおける当社のアルミニウム事業及び電力事業の社長及び最高執行責任者に選任されていた。同氏は、アルミニウム業界において29年を超える経験を有している。当社への入社前、同氏はヒンダルコ・インダストリーズ・リミテッド (Hindalco Industries Limited) の副社長であった。同氏は1989年に、インディアン・アルミニウム・カンパニー (Indian Aluminium Company) にて新人エンジニアとしてそのキャリアをスタートさせた。同氏は、ヒラクッド・アルミニウム精錬所の経営再建に重要な貢献をしたことにより、アディティア・ビルラ・グループ (Aditya Birla Group) の会長であるクマール・マンガラム・ビルラ氏より「エクセブショナル・コントリビューター・アワード (Exceptional Contributor Award)」を2006年に受賞し、1999年にはヒラクッド精錬所に対して栄誉ある「ブリティッシュ・スWORD・オブ・オナー (British Sword of Honour)」を受賞した。同氏は、インド政府のエネルギー委員会の委員である。同氏は、カルカッタ大学及びニューデリーの国際経営大学院 (International Management Institute) 等の一流機関から金メダルを2回受賞している。同氏は、カルカッタ大学において化学工学の学士号を首席で取得し、ニューデリーの国際経営大学院において経営管理学の修士号を取得した。	0株

BALCO最高経営責任者	ヴィカス・シャルマ (Vikas Sharma) (48歳)	ヴィカス・シャルマは、2017年3月にBALCOの最高経営責任者に選任された。同氏は、多数のインド企業及び多国籍企業において28年を超える経験を持つ。同氏は、HMTウォッチズ・リミテッド (HMT Watches Limited)、スーラジ・ダイヤモンド・インド・プライベート・リミテッド (Su-Raj Diamonds India Private Limited)、AMPインド・プライベート・リミテッド (AMP India Private Limited)、プラクゼール・インド・プライベート・リミテッド (Praxair India Private Limited)、ジンダル・プラクゼール・オキシジェン・カンパニー・リミテッド (Jindal Praxair Oxygen Company Limited) 及びJSWスチール・リミテッド (JSW Steel Limited) での勤務において多数の重要な役職に就いた経験がある。同氏は、2012年にHZLのチャンドリヤの支店長として入社し、2014年6月にはHZLの製錬部門の最高執行責任者へと徐々に昇進した。HZLでの在職中においては、同社の成長に不可欠な役割を果たし、製錬製造において多大に貢献した。同氏は、コーター工科大学 (Engineering College Kota) 及びラジャスタン大学 (University of Rajasthan) において優秀な成績で機械工学士号を取得し、インド、ガントクのシッキム・マニパル大学 (Sikkim Manipal University) においてマーケティングの修士号を取得している。	0株

役名 及び職名	氏 名 (年齢)	略 歴	所有 株式数
アルミナ事業 最高経営責任 者	アジャイ・クマール・ディ キシット (Ajay Kumar Dixit) (58歳)	アジャイ・クマール・ディキシットは、2017年2月にアルミナ事業の最高経営責任者に選任された。同氏はまた、TSPL事業も支えている。同氏は、2015年5月に当社の電力事業の最高経営責任者として入社した。同氏は、電力業界における36年の経験を有しており、2015年5月にヴェダント・リミテッドに入社した。それ以前、同氏は、シーメンス（Siemens）のエネルギー部門において南アジアの業務全般に責任を有する最高経営責任者を務めていた。同氏は、発電、自動化、送電及び配電から成る全体的なエネルギーチェーン分野における幅広い経験を有している。同氏は、南アジア、中東及びアフリカでの製造並びに発電所建設の経験も有する。同氏は、デリー工科大学（Delhi College of Engineering）で電気工学士号を取得している。	1,000株
アルミニウム 事業最高財務 責任者代理	パールト・ゴエンカ (Bharat Goenka) (40歳)	パールト・ゴエンカは、2017年7月に当社のアルミニウム事業に最高財務責任者代理として選任され、アルミニウム事業における財務機能全体を統括している。当社に入社以前は、同氏はヒンダスタン・ユニリーバ・リミテッドに勤めていた。同氏は、多様な国々において会計、企画、技術、情報技術、会計検査並びにサプライチェーン、調達及び顧客分野における金融業務提携での財務分野の軸を網羅する多様な役割において、20年を超える経験を有する。同氏は、インド公認会計士協会の会員である。	0株

＊ 「常勤取締役」とは、常時その者が取締役を務める当社に対する業務の提供に従事している取締役をいう。1人につき1社に限り常勤取締役を務めることができるが、他の会社において非常勤取締役としての役職を引き受けることができる。

- (1) アニル・アガワルは、2014年4月1日付で当社の名誉会長に選任された。同氏は2014年4月1日付で当社の取締役を退任した。
- (2) ナヴィン・アガワルは、2014年4月1日付で業務執行取締役会長として再任された。同氏は指名及び報酬委員会の委員である。
- (3) ラリータ D.グプテは、2014年3月29日付で非業務執行取締役に選任された。その後、同氏の独立取締役としての任期は、2015年3月30日に行われた郵便投票で当社の株主により承認された、2015年1月29日から2018年1月28日までの3年間の期間に設定された。同氏は、監査委員会の委員長及び2017年4月1日より利害関係者委員会の委員長であり、指名及び報酬委員会の委員でもある。
- (4) ラヴィ・カントは、2014年1月28日付で非業務執行取締役に選任された。同氏は、監査委員会、指名及び報酬委員会の委員であり、2017年7月12日付で企業の社会的責任委員会の委員長に選任された。その後、同氏の独立取締役としての任期は、2015年3月30日に行われた郵便投票で当社の株主の承認により、2015年1月29日から2018年1月28日までの3年間の期間に設定された。
- (5) クリシュナムルティ・ヴェンカタラマナンは、2017年4月1日付で非業務執行取締役に選任された。同氏は、2017年7月14日に開催された年次株主総会で当社の株主の承認により、2017年4月1日から2020年3月31日までの3年間を任期として、追加取締役及び独立取締役に選任された。同氏は、2017年4月1日より利害関係者委員会の委員であり、企業の社会的責任委員会の委員である。
- (6) アマン・メータは、2017年5月17日付で非業務執行取締役に選任された。同氏は、2017年7月14日に開催された年次株主総会で当社の株主の承認により、2017年5月17日から2020年5月16日までの3年間を任期として、独立取締役に選任された。同氏は、2017年7月12日より監査委員会及び企業の社会的責任委員会の委員であり、指名及び報酬委員会の委員長である。
- (7) プリヤ・アガワルは、2017年5月17日付で非業務執行取締役に選任された。同氏は、2017年7月14日に開催された年次株主総会で当社の株主の承認により、2017年5月17日から2020年5月16日までの3年間を任期として、非独立取締役に選任された。同氏は、2017年7月12日より企業の社会的責任委員会の委員である。
- (8) タルン・ジェインは、2014年4月1日付で常勤取締役に選任された。同氏は、企業の社会的責任委員会、リスク管理委員会及び利害関係委員会の委員を務めている。
- (9) GR アルン・クマールは、2016年10月1日付で最高財務責任者に選任された。同氏は、2017年7月14日に開催された年次株主総会で当社の株主の承認により、2016年11月22日から2019年11月21日までの期間について常勤取締役に選任された。同氏は、2016年11月22日よりリスク管理委員会の委員であり、2017年7月12日より利害関係者委員会の委員を務めている。

(2) 取締役、業務執行役員及び重要な従業員の報酬

2017年度に当社が当社の業務執行取締役、業務執行役員及び重要な従業員に対して支払った報酬の総額は、1,488.7百万ルピーであり、これには報酬、賞与、手当及びその他の現金の支払としての1,222.4百万ルピー、当社の業務執行取締役、業務執行役員及び重要な従業員に付与した株式オプションの公正価格である191.7百万ルピー並びに準備基金及び退職年金といった給付金に対する74.5百万ルピーが含まれる。2017年度中、最高額の報酬を受けた業務執行取締役、業務執行役員又は重要な従業員に支払われた報酬の総額は、201.1百万ルピー（うち127.6百万ルピーが給与、賞与及び手当で、50.7百万ルピーが付与した株式オプションの公正価格、22.9百万ルピーが準備基金及び退職年金といった給付金である。）であった。

以下の表は、当社の業務執行取締役、業務執行役員及びその他の重要な従業員に支払った2017年度の報酬であり、その個人レベルでの報酬の開示がインドで義務付けられている者又は当社によって公に開示された者である。

氏 名	(単位：百万ルピー)		
	報酬、賞与、 手当及び特典	付与した株式オプションの公正価格	準備基金 及び退職年金
ナヴィン・アガワル	126.80	48.33	15.13
トム・アルバネーゼ	127.56	50.66	22.92
ディンダヤル・ジャラン ⁽¹⁾	37.38	8.29	—
タルン・ジェイン	86.30	20.14	7.42
GRアルン・クマール	25.44	3.96	1.24
ディリプ・ゴラーニ	32.97	7.21	1.58
マンスール・シディキ	29.93	2.19	—
ロマ・バルワニ	17.53	3.26	—
ムケシュ・バーブナニ ⁽²⁾	52.61	—	0.19
サミール・ケアレ	89.71	1.57	6.48
スレッシュ・ボーズ	9.46	1.98	0.58
アキレシュ・ジョーシー ⁽³⁾	32.25	3.58	—
アミターブ・グプタ	27.33	3.79	1.59
スニル・デュガル	36.31	5.53	1.59
デシュニー・ナイドゥー	24.57	2.92	2.50
マヤンク・アシャー ⁽⁴⁾⁽⁵⁾	194.36	—	2.30
スディール・マトゥール ⁽⁵⁾	30.44	3.48	0.97
ラジャゴパル・キショア・クマール	38.70	7.68	2.98
アザド・ショー ⁽⁶⁾	8.93	1.65	0.50
P.ラムナス	23.25	4.85	2.56
アヌブ・アガワル	12.54	1.78	0.57
アビジット・パティ	26.63	5.02	1.41
ラメシュ・ネール ⁽⁷⁾	18.70	—	0.97
ヴィカス・シャルマ ⁽⁸⁾	1.31	—	0.03
ニランジャン・クマール・グプタ ⁽⁹⁾	23.09	—	1.03
アジャイ・クマール・ディキシット	43.70	1.97	—
フィリップ・ターナー	44.63	1.88	—

注)

(1) 2016年9月30日まで選任された。

(2) 2016年5月18日まで選任された。

(3) 2016年9月30日まで選任された。

(4) 2016年6月30日まで選任された。

(5) ケアン・インディア・業績オプション制度（ファントム・ケアン・インディア・業績オプション制度を含む。）に基づき付与された公正価値オプションを代表する。

(6) 2016年10月に選任された。

(7) 2017年3月21日まで選任された。

(8) 2017年3月6日に選任された。

(9) 2017年3月26日まで選任された。

2017年度に非業務執行取締役に対して支払った報酬の総額は、32.4百万ルピーであり、2.9百万ルピーの在職手当及び29.4百万ルピーの手数料で構成されている。

ヴェダント業績株式制度は2014年11月及び2015年12月に遂行された。この制度では、オプションの付与は、同業他社に対しての企業の業績及び株主総利回りに基づいており、付与率は付与されたその日から3年間の業績によって決定される。2016年度にヴェダントは、年間賞与の一部が持分に繰延べされる後配株ボーナス制度を導入し、このスキームに基づき付与された権利は、業績状況を前提とするものではなく、付与の時期は2年又は3年ずれる。2016年ヴェダント業績株式制度は、2016年11月に開始され、過去のヴェダント業績株式制度と同じ業績条件で、主要な業務執行取締役のみを対象としている。2016年12月にヴェダント・リミテッドは、主要な従業員に対してヴェダント・リミテッドのオプションを与える従業員ストック・オプション・スキームを導入した。当該スキームでは、オプションの付与は同業他社に対する当社の業績及び株主総利回りに基づいており、付与率は当初付与日から3年間の業績によって決定される。ヴェダント・キャッシュ・プランはヴェダントの株価と連動しており、ヴェダント業績株式制度及びヴェダント・リミテッドの従業員ストック・オプション・スキームの対象でない主要な従業員のために2017年3月に導入された。ヴェダント・キャッシュ・プランは、ヴェダント業績株式制度と同じ業績条件であり、当該プランの対象の従業員は、株式の代わりに、当初付与日から3年間の業績期間の付与・業績条件により決定される付与率により現金を受け取る。

さらに、ケアン・インディアは従業員（国民）に対してケアン・インディア業績オプション制度を与えた（オプションは、業績状況及び付与の達成後に付与される。）。ケアン・インディア・業績オプション制度では、オプションは、3年以上の付与時に報酬委員会によって設定された業績期間の最後で付与され、行使可能となる。しかし、この業績期間の最後に付与されるオプションの割合は、事前に決められた業績基準を満たしているかによって決定される。当社・ケアン・インディア合併に伴い、ケアン・インディア・業績オプション制度は、2017年3月27日より、TSRの業績及びケアン・インディアの株価に基づく現金賞与に変更された。

(3) 報奨又はオプション

2017年3月31日現在、当社の取締役、業務執行役員及び重要な従業員は、グループ全体として、ヴェダント業績株式制度、後配株ボーナス制度の下で付与された、ヴェダントの資本金の約0.73%にあたる総計2,204,095株のヴェダントの普通株式を取得することができるオプションを有している。かかる権利は、各付与日から開始する3年間の業績期間の最終日に、普通株式1株当たり0.10米ドルの行使価格で行使することができる。かかる権利は、付与日から6ヶ月後に失効する。詳細については、「一第2－5 従業員の状況－(2) ヴェダント業績株式制度及び後配株ボーナス制度」を参照のこと。

2017年3月31日現在、当社の取締役、業務執行役員及び重要な従業員はグループ全体として、ヴェダント・リミテッド従業員ストック・オプション・スキームの下で付与された、ヴェダント・リミテッドの資本金の約0.03%に当たる総計964,100株の当社普通株式を取得することができるオプションを有している。かかる権利は、各付与日から開始する3年間の業績期間の最終日に、普通株式1株当たり1ルピーの行使価格で行使することができる。かかる権利は、付与日から6ヶ月後に失効する。詳細については、「一第2－5 従業員の状況－(3) ヴェダント・リミテッド従業員ストック・オプション・スキーム（以下「ヴェダント・リミテッドESOS」という。）」を参照のこと。

2017年3月31日現在、当社の業務執行役員及び重要な従業員はグループ全体として、ヴェダント・キャッシュ・ベースド・プランの下で付与された、現金に換金された総計77,440ユニットを取得することができるオプションを有している。従業員は、各付与日から開始する3年間の業績期間の最終日より権利を行使することができる。詳細については「一第2－5 従業員の状況－(4) ヴェダント・キャッシュ・ベース制度（以下「ヴェダントCBP」という。）」を参照のこと。

2017年3月31日現在、ケアン・インディアの重要な従業員は、グループ全体として、ケアン・インディア業績オプション制度の下で付与された、ケアン・インディアの資本金の約0.003%に当たる総計52,784株のケアン・インディアの普通株式を取得することができるオプションを有している。その権利は、それぞれ1株あたり10ルピーで

付与された日から3年後から行使することができる。権利は、付与日から3ヶ月後に消滅する。詳細については、「―第2―5 従業員の状況―(5) ケアン・インディア業績オプション制度（ファントム・ケアン・インディア業績オプション制度も含む。）」を参照のこと。

(4) 責任制限及び補償

2013年会社法は、取締役及び役員に対して補償提供を可能にする規定を定めている。常勤取締役との業務委託契約の条件は、当社の業務の当然の経過から任命された又は生じた任務の遂行に関して、取締役に対して提起又は請求されたすべての請求／訴訟に起因するすべての賠償請求、要求、法的措置、訴訟及び手続き、罰金及び懲罰的損害賠償金、弁護士費用並びに当社の通常の業務から発生する義務の履行に関連して、取締役に対してなされるいかなる請求、訴訟から生じた合理的な費用を当社が補償し、補償を継続することを規定している。

2013年会社法は、また、会社のマネージング・ディレクター、常勤取締役、マネージャー、最高経営責任者、最高財務責任者又はカンパニー・セクレタリーが会社との関係において有罪となり得る過失、不履行、職権乱用、義務違反又は背任について負うべき法的責任を補償する保険が、かかる者達の代わりに会社によって掛けられている場合は常に、かかる保険に対して支払われた保険料は、該当する個人に対して支払われた報酬の一部としては扱われず、かかる個人が有罪であると確定した場合には、かかる保険に対して支払われた保険料は報酬の一部として扱われることも規定している。

(5) 取締役会の業務

取締役会の報酬

インド会社法に基づき、すべての取締役に対して支払われる給与、賞与及び給付金は、定時株主総会又は郵便投票で株主の承認を得なければならない。

ナヴィン・アガワルは、基本給を含む固定給、手数料及び退職給付金（準備基金、退職慰労金及び退職年金）に加え、当社の取締役会により決定される業績に対する報奨（制度に基づく）並びに自己及びその家族の住宅手当、医療費及び保険料の補償、クラブ会費の補償並びに休暇旅行の際の特別割引を含む手当の支払を受ける権利を有しており、さらに、特定の事業年度の当社の純利益に基づく手数料の支払を受けることができ、かかる手数料は、インド法に基づく最大許容額を前提として、当社の取締役会により決定される。

ディンダヤル・ジャランは、期限付の固定給に加え、当社の取締役会により決定される業績に対する報奨（制度に基づく）、自己及びその家族の住宅手当、医療費及び保険料の補償並びにクラブ会費の補償を含む手当の支払を受ける権利を有していた。

トム・アルバネーゼは、基本給、基本給の20%に相当する年金に加え、当社の取締役会により決定される業績に対する報奨（制度に基づく）、並びに無料の宿泊施設、クラブ会費、配偶者との旅行に対する手当、医療費及びその他の手当を含む手当の支払を受ける権利を有していた。

タルン・ジェインは、基本給を含む固定給、住宅手当、個人手当及び退職給付金（準備基金、退職慰労金及び退職年金）に加え、当社の取締役会により決定される業績に対する報奨（制度に基づく）、自己及びその家族の医療費及び保険料の補償、クラブ会費の補償並びに休暇旅行の際の特別割引を含む手当の支払を受ける権利を有している。タルン・ジェインは基本給の20%に相当する賞与を受領する権利を有している。

GRアルン・クマールは、基本給を含む固定給、住宅手当、個人手当及び退職給付金（準備基金、退職慰労金及び退職年金）に加え、当社の取締役会により決定される業績に対する報奨（制度に基づく）、自己及びその家族の医療費及び保険料の補償、クラブ会費の補償並びに休暇旅行の際の特別割引を含む手当の支払を受ける権利を有していた。GRアルン・クマールは基本給の20%に相当する賞与を受領する権利を有している。

取締役会の構成

当社の取締役会は、現在8名の取締役により構成されている。8名の取締役のうち、ラヴィ・カント、ラリータ D. グプテ、K. ヴェンカタラマナン及びアマン・メータの4名がニューヨーク証券取引所の「独立性」要件を満たしている。ナレッシュ・チャンドラは、2017年7月9日付で逝去に伴い取締役を退任した。

ナヴィン・アガワルは、2018年7月31日に終了する役務提供契約を当社と締結している。2014年4月1日付で、トム・アルバネーゼ、タルン・ジェイン及びディンダヤル・ジャランが当社の取締役会に選任された。トム・アルバネーゼは、2017年3月31日に終了する役務提供契約を当社と締結していた。トム・アルバネーゼは、2017年4月

1日から2017年8月31日までの期間において再任され、それに応じて役務提供契約を当社と締結していた。タルン・ジェインは、2018年3月31日に終了する役務提供契約を当社と締結している。ディンダヤル・ジャランと当社の間で締結されている役務提供契約は、2014年9月30日に終了したが、2014年10月1日から2016年9月30日までさらに延長された。2016年10月1日付で、ディンダヤル・ジャランは取締役を退任した。当社又は取締役のいずれも、他方当事者に対する90日前の通知又は通知期間に代わる支払をもって、各役務提供契約を終了することができる。これらの役務提供契約には、取締役の退職給付金の規定はない。ラヴィ・カント及びラリータ D.グプテは、2015年1月29日から2018年1月28日までの3年間の任期で選任され、かかる選任は2015年3月30日の郵便投票により株主に承認された。ナレッシュ・チャンドラは、2017年7月9日付で逝去に伴い取締役を退任した。アヌラダ・ダットは、2015年4月27日から2018年4月26日までの3年間の任期で選任され、かかる選任は2015年7月11日の定時株主総会において株主に承認された。アヌラダ・ダットは、2017年3月31日付で取締役を退任した。GRアルン・クマールは、常任取締役として、2016年11月22日から2019年11月21日までの3年間の任期で選任された。クリシュナムルティ・ベンカタラマナンは、2017年4月1日付で追加取締役として選任され、また、非業務執行取締役として、2017年4月1日から2020年3月31日までの3年間の任期で選任された。アマン・メータは、2017年5月17日付で追加取締役として選任され、また、非業務執行取締役として、2017年5月17日から2020年5月16日までの3年間の任期で選任された。プリヤ・アガワルは、2017年5月17日付で追加取締役として選任され、また、非業務執行取締役として、2017年5月17日から2020年5月16日までの3年間の任期で選任された。K.ヴェンカタラマナン、アマン・メータ及びプリヤ・アガワルの選任は、2017年7月14日に開催された定時株主総会において株主により承認された。取締役は、辞任若しくは株主決議による解任の時まで、法の規定により取締役を退任するまで又は法律により若しくは当社定款に基づき取締役としての資格を喪失するまで、当社の取締役会において取締役を務める。ラヴィ・カント、ラリータ D.グプテ、アヌラダ・ダット、K.ヴェンカタラマナン、アマン・メータ及びプリヤ・アガワルは当社と役務提供契約を締結していない。

取締役会付属委員会

当社の株式は、現在、インド全国証券取引所及びボンベイ証券取引所に上場し、取引されており、当社のADSは、現在、ニューヨーク証券取引所に上場し、取引されている。外国民間発行体として当社に適用されるニューヨーク証券取引所のコーポレート・ガバナンス規則の遵守に加えて、当社は、2015年SEBI(上場責任及び開示要件)規則(2015年SEBI(LODR)規則)、並びに2013年会社法に基づくインドの規制に従ってコーポレート・ガバナンス体制を維持している。とりわけ、当社は、インドのコーポレート・ガバナンスの要件に従い監査委員会、指名及び報酬委員会、企業の社会的責任委員会、利害関係者委員会、リスク管理委員会並びに株式及び社債譲渡委員会を設置した。各委員会の構成及び義務は以下のとおりである。

監査委員会

2017年度において、監査委員会は7回開催された。

監査委員会は、現在、会長としてラリータ D.グプテ、委員としてラヴィ・カント及びアマン・メータにより構成されている。

ラリータ D.グプテは、2014年3月29日付で監査委員会の会長に選任された。ラヴィ・カントは、2014年3月29日付で監査委員会の委員に選任された。当該委員会は、2017年7月12日付でラリータ D.グプテを引き続き会長とし、ラヴィ・カント及びアマン・メータを委員として再構成された。

ラリータ D.グプテ、ラヴィ・カント及びアマン・メータはそれぞれ、証券取引法規則10A-3及びニューヨーク証券取引所の「独立」要件を満たしている。ラリータ D.グプテは、SECによって公表された上場会社の監査委員会に関する規則が要求する範囲内で、当社の「監査委員会の金融専門家」に指名される。

当社の監査委員会の主要な義務及び責任は以下のとおりである。

- ・ 当社の財務報告過程及び内部統制システムを監視する、独立した客観的機関として機能すること。
- ・ 当社の独立会計士の監査活動を検討及び評価し、当社と当社の独立会計士との関係について最高の権力を行使すること。
- ・ 独立会計士、財務役員及び上級経営陣並びに取締役会との間での情報共有の橋渡しをすること。

監査委員会は、監査委員会の認識した問題を、その職務の範囲内で調査する権限を有する。また、職務及び責務を遂行するために弁護士及び顧問を任命する権限を有する。

指名及び報酬委員会

2017年度において、指名及び報酬委員会は7回開催された。

指名及び報酬委員会は、会長としてアマン・メータ、委員としてラリータ D.グプテ、ラヴィ・カント及びナヴィン・アガワルにより構成されている。ナレッシュ・チャンドラは、2014年3月29日付で指名及び報酬委員会の会長に選任された。ナレッシュ・チャンドラは、2017年7月9日付で逝去に伴い指名及び報酬委員会の委員を退任した。指名及び報酬委員会は、2017年7月12日付で会長としてアマン・メータ、委員としてラリータ D.グプテ、ラヴィ・カント、及びナヴィン・アガワルにより再構成されている。

2013年会社法の第178条並びに2015年SEBI(上場責任及び開示要件)規則に基づき、指名及び報酬委員会は3名以上の非業務執行取締役によって構成され、そのうち過半数以上が独立取締役でなくてはならない。会社の会長は指名及び報酬委員会の委員から選任されるが、当該委員会の会長を務めてはならない。当社の指名及び報酬委員会は、4名の委員で構成され、そのうち3名が独立取締役、1名が業務執行取締役会長である業務執行取締役という要件を満たしている。当該委員会の会長は非業務執行独立取締役である。指名及び報酬委員会の主要な義務及び責任は以下のとおりである。

- ・ 取締役の資格、積極的な属性及び独立性を決定する基準を策定し、取締役の報酬、主要な管理職及びその他の従業員に関連する方針を取締役会に対して提言すること。
- ・ 取締役の有資格者及び上級経営陣に任命される可能性がある者を特定し、取締役会にその任命及び／又は解任を提言すること。
- ・ 独立取締役及び取締役会の成果の評価基準を策定すること。
- ・ 独立取締役の任命期間を、当該独立取締役の成果評価に基づき、延長又は継続するかどうか検討すること。
- ・ 取締役会に多様性を持たせるための方針を考案すること。

ニューヨーク証券取引所の上場基準において、上場会社は、ニューヨーク証券取引所の上場基準によって定義される独立取締役員によってのみ構成される報酬委員会を有していなければならない。ただし、当社のような民間の発行会社については、かかる事項に関してそれぞれの母国の規則に従うことが認められている。外国の民間発行会社として、当社は母国のコーポレート・ガバナンス慣行に従うことが認められており、報酬委員会の独立要件に関連して、当社はインドの規則に順守しているため、独立報酬委員会すべてについて当社はニューヨーク証券取引所の上場基準に従う必要がない。指名及び報酬委員会の広義における役割は、マネージング・ディレクター及び／又は業務執行取締役の業績を評価し、当該人物に対して支払われる報酬を決定し、取締役会に提言することである。当該委員会は、常勤取締役／業務執行取締役の報酬（手数料及び／又はインセンティブを含む。）の決定及び定期的な変更を提言することに対する責任を負う。これは、当社の利益及び業績、対外競争環境、当社の発展計画並びに成果及び業績に対する報酬に関する当社の方針を考慮した上で行われる。業務執行取締役会長、マネージング・ディレクター及び常勤取締役に対する報酬の支払は、当該人物と当社の間で締結された各契約並びに取締役会及び株主決議によって決定される。報酬の構造は、給与、利益に関連する手数料、臨時収入及び手当並びに退職給付金（年金、退職年金及び退職慰労金）によって構成される。

株式及び社債譲渡委員会

2017年度において、株式及び社債譲渡委員会は18回開催された。

当社の株式の譲渡は、株式譲渡の承認のために定期的に開催される株式及び社債譲渡委員会によって承認を受ける。株式及び社債譲渡委員会の委員は、ディンダヤル・ジャラン、GRアルン・クマール及びラジヴ・ショウバイである。当該委員会は、2016年6月にGRアルン・クマール、プージャ・ヤダヴァ及びブミカ・スードを委員として再構成された。

株券副本譲渡発行委員会

2016年4月28日付で、取締役会は、タルン・ジェイン、トム・アルバネーゼ及びディンダヤル・ジャランで構成される株券副本譲渡発行委員会を設置した。当該委員会は、会社により適宜発行される株式、社債及び証券の分

割、併合、更改、無券面化及び再券面化のための株券副本及び新規株券発行を定期的に承認する。当該委員会は、2016年11月にタルン・ジェイン、トム・アルバネーゼ及びGRアルン・クマールを委員として再構成された。

企業の社会的責任委員会

2017年度において、企業の社会的責任委員会は2回開催された。

2013年会社法の第135条は、2014年会社規則（企業の社会的責任ポリシー）とともに、規定の限度を超える収益、純資産又は利益性を持つ企業に対して企業の社会的責任委員会を設置するよう命じている。当該委員会は、3名以上の取締役によって構成され、そのうち1名以上が独立取締役でなければならない。当社の企業の社会的責任委員会は、2017年7月12日付でラヴィ・カントを会長とし、アマン・メータ、K.ヴェンカタラマナン、タルン・ジェイン及びプリア・アガワルを委員として再構成された。当該委員会の5名の委員（全員が当社の取締役会の取締役である。）のうち、3名が独立取締役であり、当社はかかる規則を順守している。

当社の企業の社会的責任委員会の主要な義務及び責任は以下のとおりである。

- ・ 2013年会社法の別紙Ⅶに規定される、企業によって行われるべき活動を示す企業の社会的責任ポリシーを作成し、取締役会に提言すること。
- ・ 上記の活動において発生する支出額を提言すること。
- ・ 企業の社会的責任の領域における会社の実績を審査すること。
- ・ 事業の環境と社会への影響について指導を行うこと。
- ・ 当社の企業の社会的責任ポリシーを適宜検討すること。

利害関係者委員会

2017年度において、利害関係者委員会は2回開催された。

利害関係者委員会は、以前はアヌラダ・ダットを会長とし、ラリータ D.グプテ及びディンダヤル・ジャランが委員であったが、2016年9月30日付でタルン・ジェインが委員として任命され再構成された。利害関係者委員会は、2017年4月1日付でラリータ D.グプテを会長とし、K.ヴェンカタラマナン及びタルン・ジェインを委員としてさらに再構成された。当該委員会は、2017年7月12日付でラリータ D.グプテを引き続き会長とし、K.ヴェンカタラマナン、タルン・ジェイン及びGRアルン・クマールを委員としてさらに再構成された。

2名の委員が独立取締役であり、残りの1名の委員が常任取締役である。利害関係者委員会の主要な義務及び責任は、株式登録機関及び名義書換代理人から受領した報告書を検討し、株主及び投資家からの苦情に対する迅速かつ効果的な解決を促進することであり、SEBI上場規則の規定にある以外の責務を果たす。

リスク管理委員会

2017年度において、リスク管理委員会は3回開催された。

2015年LODR規則第21条に従って、当社はリスク管理委員会を設立した。2016年11月22日に開催された取締役会により、リスク管理委員会は再構成された。リスク管理委員会は、現在、上級経営陣／執行委員会からの1名トム・アルバネーゼ並びに3名の業務執行取締役であるタルン・ジェイン、GRアルン・クマール及びディリプ・ゴラーニの4名とリスク管理責任者のデロダッタ・パドガオンカーにより構成されている。

リスク管理委員会の目的は、監査委員会及び取締役会が、業務上の及び戦略上の、並びに外的環境リスクを特定、評価並びに軽減させることに關してコーポレート・ガバナンス上の監視責任を果たすことが出来るよう支援することである。リスク管理委員会はリスク方針及び当社の関連業務の監視及び承認の全責任を負う。

当社のリスク管理委員会の主要な義務及び責任は以下のとおりである。

- ・ リスク管理方針並びに当社の関連枠組み、過程及び実務を毎年審査及び承認し、監査委員会又は取締役会に承認及び変更を提言すること。
- ・ 当社が、継続中の及び新たな事業の両方に対するリスクと結果の慎重なバランスを保つために適切な措置を取ることを確かとすること。
- ・ 当社の重要なリスクの影響度を評価し、その影響を迅速に軽減するために経営陣が取るべき行動を査定すること。
- ・ 包括的な報告システムを確立し実行すること。
- ・ 継続的なリスクを査定し、手続を最小限にすること。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 取締役の独立性

2015年SEBI (LODR) 規則第17(1)条の規定は、取締役会が、1名以上の女性取締役を含む、業務執行取締役及び非業務執行取締役の適切な組み合わせを有することを義務付けている。取締役会長が業務執行取締役である場合、取締役会の50.0%以上は独立取締役で構成されていなければならない。取締役会長が非業務執行取締役である場合、取締役会の3分の1以上は独立取締役で構成されていなければならない。ただし、非業務執行取締役会長が当社の発起人又は取締役会レベル若しくは取締役会の一つ下のレベルにおいて発起人若しくは経営陣との関係を有する場合、少なくとも取締役会の50.0%以上が独立取締役で構成されなければならない。

2015年SEBI (LODR) 規則第16(1)(b)条は、「独立取締役」を、上場会社の指名取締役を除く以下の非業務執行役として定義している。

- (i) 取締役会の意見において誠実な人物であり、関連する専門知識及び経験を有する者。
- (ii) 過去及び現在において当社、当社の持株会社、子会社又は関連会社の発起人でない者。
- (iii) 当社、当社の持株会社、子会社又は関連会社の発起人又は取締役との関係を有しない者。
- (iv) 直近の2事業年度又は当事業年度中において、取締役報酬の受領以外で、当社、当社の持株会社、子会社若しくは関連会社又は当社の発起人若しくは取締役との間に重要な金銭上の関係を有しない者。
- (v) 直近の2事業年度又は当事業年度中において、当社、当社の持株会社、子会社若しくは関連会社又は当社の発起人若しくは取締役との間に、総売上高若しくは総所得の2%以上又は5,000,000ルピー若しくはこれを上回る規定の金額のうち、いずれか低い金額に達する金銭上の関係又は取引を有する親族を有しない者。
- (vi) 本人又はその親族が(A)任命されようとしている事業年度の直近3事業年度のいずれかの間に、当社、当社の持株会社、子会社若しくは関連会社において主要な管理職又は従業員であった者、(B)任命されようとしている事業年度の直近3事業年度のいずれかの間に、(1)当社、当社の持株会社、子会社若しくは関連会社の監査法人、業務を行っている会社秘書役、原価監査人又は(2)当社、当社の持株会社、子会社若しくは関連会社と、その会社の総売上高の10%以上を上回る取引がある法律事務所又はコンサルティング会社の従業員又は経営者若しくはパートナーであった者、(C)その親族と併せて当社の総議決権の2%以上を保有する者、(D)当社、当社の発起人、取締役、当社の持株会社、子会社若しくは関連会社から、25%以上の受領金若しくは元金を受領しているか、又は当社の総議決権のうち2%以上を保有する非営利組織の最高責任者又は取締役(名称は問わない。)である者、(E)当社の材料供給者、サービス提供者、取引先、貸與人又は賃借人である者。
- (vii) 21歳以上の者。

② 監査委員会

2015年SEBI (LODR) 規則第18(3)条及び別紙IIパートCは、監査委員会の職務に以下のものが含まれることを要求している。

- ・ 財務書類が正確、十分かつ信頼できることを確実にするため、会社の財務報告過程及び財務情報の開示を監督すること。
- ・ 監査人の選任、報酬及び任期を提案し、法定監査人によって提供されたその他の役務に対する支払を承認すること。
- ・ 経営陣とともに、取締役会の承認を諮る提出に先立って、主に2013年会社法第134条(3)(c)の観点から取締役の責任声明に盛り込まれることが要求される事項、会計方針及び慣行の変更並びにその変更理由、経営陣の判断に基づく主要な会計項目、監査報告書草案の留保事項、監査による重要な調整、継続企業の前提、会計基準の遵守、財務書類に関する取引所及び法令の要求の遵守、関連当事者間取引並びに監査報告書草案における意見の変更点を中心に年次報告書及び当該年次報告書に係る監査報告書を検討すること。
- ・ 経営陣とともに、承認取得のための取締役会への提出に先立って、四半期財務書類を検討すること。
- ・ 経営陣とともに、発行(公募、株式割当発行、優先発行等)により調達された資金の用途に関する書類、募集書類/目論見書/通知に記載された目的以外に使用される資金の申請書及び監視機関により提出された報

告書の検討、公募又は株式割当発行による手取金の使途の監視並びにかかる対応の着手に関し取締役に対し適切な提案を行うこと。

- ・ 監査人の独立性及び業績並びに監査過程の有効性を検討及び監視すること。
- ・ 当該上場会社との取引を承認又は修正すること。
- ・ 企業間での債務及び投資を精査すること。
- ・ 必要に応じて当該上場会社の事業価値又は資産価値を評価すること。
- ・ 内部財務管理及びリスク管理制度を評価すること。
- ・ 経営陣とともに、法定監査人及び内部監査人の業績並びに内部統制システムの妥当性を評価すること。
- ・ 内部監査部門の体制、部門長たる役員の人事及び年功、報告体制の対象並びに内部監査の頻度を含む内部監査機能の妥当性を評価すること。
- ・ 内部監査人とともに重要な調査結果及びその追跡調査につき協議すること。
- ・ 不正若しくは不法行為の疑い又は内部統制システムの重大な不具合に関する内部監査人による内部調査の結果を検討し、その内容を取締役会に報告すること。
- ・ 監査が開始される前に監査の性質及び範囲を法定監査人と協議し、懸念事項を究明するために監査後の協議を実施すること。
- ・ 預金者、社債権者、（宣言された配当の不払いの場合）株主及び債権者に対する支払の重大な不履行の原因を調査すること。
- ・ 内部告発体制の機能を検討すること。
- ・ 候補者の資格、経験及び経歴等の査定後、最高財務責任者（財務職能の肩書きを有しているか又はその職務を遂行している常勤財務取締役又はその他の者。）の任命を承認すること。
- ・ 経営陣による財政状態及び経営成績の考察及び分析を検討すること。
- ・ 経営陣により提出された、関連当事者間における重要な取引に関する報告を検討すること。
- ・ 法定監査人により発行された内部統制の脆弱性に関するマネージメントレターを検討すること。
- ・ 内部統制の脆弱性に関する内部監査報告書を検討すること。
- ・ 主席内部監査人の選任、解任及び報酬の条件を検討すること。
- ・ 監査委員会規程の趣旨を参照すること。
- ・ 以下の変更届出書。

(a) 該当ある場合は、特定の規則に基づき監視機関が証券取引所へ提出した報告書を含む、四半期変更届出書。

(b) 特定の規則の要件に基づく、募集書類／目論見書／通知に記載された目的以外に使用される資金の年次申請書。

2015年SEBI (LODR) 規則第18(1)(a)(b)条は、3名以上の構成員から成る適格かつ独立した監査委員会を設置することを要求している。構成員の3分の2は独立取締役でなければならず、監査委員会の委員長は独立取締役でなければならない。

2015年SEBI (LODR) 規則第18(1)(c)条は、また、監査委員会の全構成員が財務に明るく、構成員の1名以上が財務管理及び会計の専門知識を有することを要求している。

③ 報酬委員会

2015年SEBI (LODR) 規則第19条の規定により、当社は指名及び報酬委員会を設置するものとし、かかる委員会は3名以上の取締役で構成され、全員が非業務執行取締役であり、半数以上が独立取締役とする。当該委員会の会長は、独立取締役とする。

2015年SEBI (LODR) 規則第19条及び別紙ⅡパートDの規定により、当該委員会の役割は、以下を含むものとする。

- (1) 取締役の資格、積極的な特質及び独立性を決定する基準を策定し、取締役の報酬、主要な管理職及びその他の従業員に関連する方針を取締役会に対して提言する。
- (2) 独立取締役及び取締役会の評価基準を策定する。
- (3) 取締役会の多様性についての方針を考案する。

- (4) 定められた基準によれば、取締役の有資格者であり、上級経営陣に任命される可能性がある者を特定し、取締役会にその任命及び解任を提言する。当社は、報酬方針及び評価基準を当社の年次報告書において開示するものとする。
- (5) 独立取締役の業績評価報告書に基づき、独立取締役の任期を延長又は継続する。

④ 指名／企業統治委員会

2013年会社法は、各上場会社が指名及び報酬委員会を設置することを義務付けており、かかる委員会は3名以上の非業務執行取締役で構成され、半数以上が独立取締役とする。かかる委員会の設置は、2015年SEBI（LODR）規則によっても義務付けられている。

2015年SEBI（LODR）規則第19条及び別紙IIパートDの規定により、当該委員会の役割には以下が含まれる。

- (1) 取締役の資格、積極的な特質及び独立性を決定する基準を策定し、取締役の報酬、主要な管理職及びその他の従業員に関連する方針を取締役会に対して提言する。
- (2) 独立取締役及び取締役会の評価基準を策定する。
- (3) 取締役会の多様性についての方針を考案する。
- (4) 定められた基準によれば、取締役の有資格者であり、上級経営陣に任命される可能性がある者を特定し、取締役会にその任命及び解任を提言する。当社は、報酬方針及び評価基準を当社の年次報告書において開示するものとする。
- (5) 独立取締役の業績評価報告書に基づき、独立取締役の任期を延長又は継続する。

⑤ コーポレート・ガバナンス・ガイドライン

インドの上場会社のコーポレート・ガバナンスの要件は、2015年SEBI（LODR）規則第17条乃至第27条に含まれている。

⑥ 行動規範及び倫理規定

2015年SEBI（LODR）規則第17(5)条、第25(3)条及び別紙Vは、取締役会が上場会社のすべての取締役及び上級経営陣に対する行動規範を定めることを要求している。かかる行動規範は、会社のウェブサイトに掲載することが必要である。さらに、すべての取締役及び上級経営陣は、規範の遵守を毎年確認することを要求されており、会社の年次報告書にはその最高経営責任者によって署名された、かかる趣旨の宣言を含まなければならない。

2015年SEBI（LODR）規則第17(5)(b)条及び第25(5)条の規定により、

- ・ 行動規範は、2013年会社法の定めに従い、独立取締役の職務を適切に含むものとする。
- ・ 独立取締役は、当社が行う不作為又は作為のうち、独立取締役が把握し、取締役会手続に起因し、独立取締役の同意又は黙認によるもの又は2015年SEBI（LODR）規則に含まれる規定に関し独立取締役が勤勉になさなかった行為に関してのみ、その責任を問われるものとする。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	2016年		2017年	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万ルピー)	非監査業務に基づく報酬 (百万ルピー)	監査証明業務に基づく報酬 (百万ルピー)	非監査業務に基づく報酬 (百万ルピー)
提出会社	84.70	4.25	97.75	9.17
連結子会社	112.14	19.06	127.96	21.07
計	196.85	23.31	225.71	30.24

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項なし。

③ 【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社の報酬委員会は、監査の完了を待たずに監査委員会が承認する些細な業務を除き、当社に関連する監査業務の範囲及び費用並びに独立監査人が行う許容範囲内の非監査業務を検討し、事前に承認を行う。

④ 【監査報酬の決定方針】

前年度にエス・アール・バトリボイ・アンド・カンパニー・エルエルピーが提供したすべての業務は、監査委員会による承認を受けた。

第6【経理の状況】

a. 本書記載のヴェダンタ・リミテッド及び子会社（以下「当社」という。）の邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成された米国において開示された本書記載の2017年3月31日終了年度の原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。当社の財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第131条第2項の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中のインド・ルピー表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2017年8月1日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1ルピー＝1.73円の為替レートが使用されている。

なお、財務諸表等規則に基づき、IFRSと日本との会計処理の原則及び手続並びに表示方法の主要な相違については、第6の「－4 IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に記載されている。

円換算額及び第6の「－3 その他の事項」から「－4 IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」までの事項は原文の財務書類には記載されておらず、当該事項における原文の財務書類への参照事項を除き、下記b. の監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

b. 原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるS.R.Batliboi & Co.（インドにおける独立登録会計事務所）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文及び訳文は、本書に掲載されている。

1【財務書類】

ヴェダンタ・リミテッド及び子会社 連結損益計算書

(単位：百万ルピー。ただし、特に明記しない限り、株式数及び1株当たりの金額を除く。)

3月31日終了年度								
	注記	2015年		2016年		2017年		2017年
		(百万ルピー)	(百万円)	(百万ルピー)	(百万円)	(百万ルピー)	(百万円)	(百万ドル) (注記2)
収益	4	733,579	1,269,092	639,493	1,106,323	717,207	1,240,768	11,059.5
売上原価*		(995,968)	(1,723,025)	(875,756)	(1,515,058)	(533,989)	(923,801)	(8,234.2)
総利益／(損失)		(262,389)	(453,933)	(236,263)	(408,735)	183,218	316,967	2,825.3
その他の営業収益		4,802	8,307	4,785	8,278	5,186	8,972	79.9
販売費		(10,078)	(17,435)	(12,070)	(20,881)	(16,361)	(28,305)	(252.3)
一般管理費		(31,550)	(54,582)	(25,274)	(43,724)	(19,299)	(33,387)	(297.6)
営業利益／(損失)		(299,215)	(517,642)	(268,822)	(465,062)	152,744	264,247	2,355.3
投資及びその他の収益	5	51,154	88,496	43,998	76,117	45,428	78,590	700.5
金融及びその他の費用	6	(63,398)	(109,679)	(59,584)	(103,080)	(61,600)	(106,568)	(949.8)
税引前利益／(損失)		(311,459)	(538,824)	(284,408)	(492,026)	136,572	236,270	2,106.0
法人所得税(費用)/戻入	7	108,320	187,394	103,060	178,294	(38,027)	(65,787)	(586.4)
当期純利益／(損失)		(203,139)	(351,430)	(181,348)	(313,732)	98,545	170,483	1,519.6
純利益／(損失)の帰属：								
親会社の所有者		(128,350)	(222,046)	(125,153)	(216,515)	55,033	95,207	848.6
非支配持分		(74,789)	(129,385)	(56,195)	(97,217)	43,512	75,276	671.0
当期純利益／(損失)		(203,139)	(351,430)	(181,348)	(313,732)	98,545	170,483	1,519.6
		(ルピー)	(円)	(ルピー)	(円)	(ルピー)	(円)	(ドル)
1株当たり利益／(損失)	27							
基本的		(43.29)	(74.89)	(42.21)	(73.02)	18.57	32.13	0.3
希薄化後		(43.29)	(74.89)	(42.21)	(73.02)	18.56	32.11	0.3
1株当たり利益の算定に使用される加重平均株式数(株)								
基本的			2,965,004,871		2,965,004,871		2,964,333,584	2,964,333,584
希薄化後			2,965,004,871		2,965,004,871		2,965,560,871	2,965,560,871

添付の注記は当連結財務書類の不可欠の一部である。

* 2015年3月31日、2016年3月31日及び2017年3月31日終了年度の売上原価には、減損損失純額がそれぞれ406,144百万ルピー、339,549百万ルピー及び1,162百万ルピー（17.9百万米ドル）（注記8a及び8b参照）が含まれている。

当グループ（注記1 グループの概要参照）の連結損益計算書は、費用を機能別に開示している。費用を性質別に開示した連結損益計算書は注記32(c)に示されている。

ヴェダンタ・リミテッド及び子会社
連結包括利益計算書

(単位：百万ルピー。ただし、特に明記しない限り、株式数及び1株当たりの金額を除く。)

	3月31日終了年度						
	2015年		2016年		2017年		2017年
	(百万ル ピー)	(百万円)	(百万ル ピー)	(百万円)	(百万ル ピー)	(百万円)	(百万ドル) (注記2)
当期純利益／(損失)	(203,139)	(351,430)	(181,348)	(313,732)	98,545	170,483	1,519.6
その他の包括利益、税引後：							
将来損益勘定に振替えられな い項目							
確定給付債務の再測定*	(457)	(791)	(93)	(161)	(14)	(24)	(0.2)
将来損益勘定に振替えられる 項目							
国外事業の換算に係る為 替差額*	8,620	14,913	3,227	5,583	(3,466)	(5,996)	(53.6)
売却可能金融投資に係る (損失)／利得	151	261	170	294	263	455	4.1
キャッシュ・フロー・ ヘッジ*#	(758)	(1,311)	163	282	(16)	(28)	(0.2)
当期その他の包括利益合計、 税引後	7,556	13,072	3,467	5,998	(3,233)	(5,593)	(49.9)
当期包括利益（損失）合計	(195,583)	(338,359)	(177,881)	(307,734)	95,312	164,890	1,469.7
包括利益（損失）合計の帰 属：							
親会社の所有者	(131,122)	(226,841)	(132,708)	(229,585)	54,292	93,925	837.2
非支配持分	(64,461)	(111,518)	(45,173)	(78,149)	41,020	70,965	632.5
	(195,583)	(338,359)	(177,881)	(307,734)	95,312	164,890	1,469.7

* その他の包括利益／(損失) の各構成要素に関連する税金に関しては注記7を参照。

その他の包括利益／(損失) から当期純利益に振替えられた金額に関しては注記32(a)を参照。

添付の注記は当連結財務書類の不可欠の一部である。

ヴェダンタ・リミテッド及び子会社
連結財政状態計算書

(単位：百万ルピー。ただし、特に明記しない限り、株式数及び1株当たりの金額を除く。)

		3月31日終了年度				
		2016年		2017年		2017年
	注記	(百万ル ピー)	(百万円)	(百万ル ピー)	(百万円)	(百万ドル) (注記2)
資産						
非流動資産						
有形固定資産	8a	874,575	1,513,015	877,127	1,517,430	13,525.5
探査及び評価資産	8b	105,899	183,205	98,852	171,014	1,524.3
その他の無形資産	8c	6,301	10,901	6,378	11,034	98.3
土地リース料		3,545	6,133	3,594	6,218	55.4
繰延税金資産	7	82,481	142,692	77,582	134,217	1,196.3
金融資産投資	10	432	747	695	1,202	10.7
デリバティブ金融資産	23	53	92	38	66	0.6
当期税金資産		23,996	41,513	28,176	48,744	434.5
その他の非流動資産	11	16,992	29,396	35,016	60,578	540.0
非流動資産合計		1,114,274	1,927,694	1,127,458	1,950,502	17,385.6
流動資産						
棚卸資産	12	81,261	140,582	97,266	168,270	1,499.9
当期税金資産		2,768	4,789	136	235	2.1
営業債権及びその他の債権	13	79,295	137,180	60,276	104,277	929.5
短期投資	14	566,192	979,512	524,685	907,705	8,090.7
デリバティブ金融資産	23	1,228	2,124	91	157	1.4
制限付現金及び現金同等物	15	3,367	5,825	11,747	20,322	181.1
現金及び現金同等物	16	20,870	36,105	97,202	168,159	1,498.9
流動資産合計		754,981	1,306,117	791,403	1,369,127	12,203.6
資産合計		1,869,255	3,233,811	1,918,861	3,319,630	29,589.2
負債						
流動負債						
短期借入債務	17	182,328	315,427	413,126	714,708	6,370.5
支払手形	18	99,500	172,135	113,304	196,016	1,747.2
営業債務及びその他の債務	19	252,706	437,181	285,794	494,424	4,406.9
デリバティブ金融負債	23	4,474	7,740	8,216	14,214	126.7
退職給付債務	22	340	588	503	870	7.8
引当金	20	1,693	2,929	1,131	1,957	17.4
当期税金負債		703	1,216	2,028	3,508	31.3
流動負債合計		541,744	937,217	824,102	1,425,696	12,707.8
正味流動資産（負債）		213,237	368,900	(32,699)	(56,569)	(504.2)

3月31日終了年度

		2016年		2017年		2017年
	注記	(百万ル ピー)	(百万円)	(百万ル ピー)	(百万円)	(百万ドル) (注記 2)
非流動負債						
長期借入債務	17	493,784	854,246	332,654	575,491	5,129.6
繰延税金負債	7	30,212	52,267	24,015	41,546	370.3
退職給付債務	22	1,584	2,740	1,390	2,405	21.4
引当金	20	10,732	18,566	19,233	33,273	296.6
デリバティブ金融負債	23	78	135	557	964	8.6
その他の非流動負債	21	14,863	25,713	3,122	5,401	48.1
非流動負債合計		551,253	953,668	380,971	659,080	5,874.6
負債合計		1,092,997	1,890,885	1,205,073	2,084,776	18,582.4
純資産		776,258	1,342,926	713,788	1,234,853	11,006.8
資本						
資本金	25	2,965	5,129	3,718	6,432	57.3
資本剰余金		200,010	346,017	190,452	329,482	2,936.8
自己株式		—	—	(1,034)	(1,789)	(15.9)
株式報酬準備金		—	—	1,548	2,678	23.9
その他の資本項目		13,203	22,841	12,464	21,563	192.2
利益剰余金		194,982	337,319	369,390	639,045	5,696.1
親会社の所有者に帰属する持分		411,160	711,307	576,538	997,411	8,890.4
非支配持分		365,098	631,620	137,250	237,443	2,116.4
資本合計		776,258	1,342,926	713,788	1,234,853	11,006.8

添付の注記は当連結財務書類の不可欠の一部である。

ヴェダンタ・リミテッド及び子会社
連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万ルピー。ただし、特に明記しない限り、株式数及び1株当たりの金額を除く。)

	3月31日終了年度						
	2015年		2016年		2017年		2017年
	(百万ル ピー)	(百万円)	(百万ル ピー)	(百万円)	(百万ル ピー)	(百万円)	(百万ドル) (注記2)
営業活動によるキャッシュ・フロー							
当期純利益／(損失)	(203,139)	(351,430)	(181,348)	(313,732)	98,545	170,483	1,519.6
当期純利益から営業活動による正味キャッシュ収入への調整：							
損益勘定に認識される法人所得税(戻入)／費用	(108,320)	(187,394)	(103,060)	(178,294)	38,027	65,787	586.4
減価償却費及び償却費	111,091	192,187	83,343	144,183	61,477	106,355	948.0
有形固定資産及び探査・評価資産の減損	406,438	703,138	339,549	587,420	1,162	2,010	17.9
貸倒引当金繰入額	3,222	5,574	2,368	4,097	345	597	5.3
不成功探査に係る費用の損失処理	7,867	13,610	294	509	407	704	6.3
トレーディング目的保有金融資産に係る公正価値評価益	(37,406)	(64,712)	(31,244)	(54,052)	(32,630)	(56,450)	(503.2)
株式報酬費用	—	—	—	—	66	114	1.0
有形固定資産売却損、純額	153	265	63	109	451	780	7.0
為替差損、純額	3,785	6,548	6,124	10,595	2,371	4,102	36.5
棚卸資産の減損	2,226	3,851	—	—	120	208	1.9
受取利息及び受取配当金	(12,998)	(22,487)	(12,754)	(22,064)	(12,982)	(22,459)	(200.1)
支払利息	58,054	100,433	55,915	96,733	59,413	102,784	916.1
資産及び負債の変動：							
営業債権及びその他の債権の(増加)／減少	(2,143)	(3,707)	22,910	39,634	18,176	31,444	280.3
棚卸資産の減少／(増加)	(1,746)	(3,021)	6,476	11,203	(16,161)	(27,959)	(249.2)
その他の流動・非流動資産の減少／(増加)	5,418	9,373	(1,645)	(2,846)	(14,181)	(24,533)	(218.7)
営業債務及びその他の債務の(減少)／増加	7,653	13,240	40,072	69,325	23,384	40,454	360.3
その他の流動・非流動負債の(減少)／増加	(5,408)	(9,356)	(2,168)	(3,751)	(8,854)	(15,317)	(136.5)
短期投資からの収入	1,145,596	1,981,881	1,019,940	1,764,496	1,032,613	1,786,420	15,923.1
短期投資の購入	(1,150,465)	(1,990,304)	(1,070,637)	(1,852,202)	(935,851)	(1,619,022)	(14,431.0)

営業により生成されたキャッ シュ	229,878	397,689	174,198	301,363	315,898	546,504	4,871.0

3月31日終了年度

	2015年		2016年		2017年		2017年
	(百万ル ピー)	(百万円)	(百万ル ピー)	(百万円)	(百万ル ピー)	(百万円)	(百万ドル) (注記2)
利息の支払額	(84,816)	(146,732)	(55,372)	(95,794)	(62,048)	(107,343)	(956.8)
利息の受取額	18,453	31,924	13,061	22,596	11,315	19,575	174.5
配当金の受取額	1	2	4	7	7	12	0.1
法人所得税の支払額	(37,806)	(65,404)	(24,539)	(42,452)	(53,067)	(91,806)	(818.3)
営業活動による正味キャッ シュ収入	125,710	217,478	107,352	185,719	212,105	366,942	3,270.5
投資活動によるキャッシュ・ フロー							
有形固定資産・無形資産の 購入	(82,304)	(142,386)	(54,642)	(94,531)	(52,517)	(90,854)	(809.8)
有形固定資産の売却による 収入	392	678	629	1,088	1,012	1,751	15.6
探査及び評価資産に係る支 出	(21,438)	(37,088)	(5,831)	(10,088)	(1,234)	(2,135)	(19.0)
関連当事者に対する貸付金 の返済	14	24	25	43	—	—	—
関連当事者に対する貸付金	(1)	(2)	(656)	(1,135)	0	0	0.0
短期預金からの収入	155,515	269,041	48,844	84,500	11,231	19,430	173.2
短期預金の購入	(94,490)	(163,468)	(31,705)	(54,850)	(36,349)	(62,884)	(560.5)
子会社持分の追加取得	—	—	—	—	(40)	(69)	(0.6)
制限付現金及び現金同等物 の純変動	(1,627)	(2,815)	723	1,251	(2,013)	(3,482)	(31.0)
投資活動による正味キャッ シュ支出	(43,939)	(76,014)	(42,613)	(73,720)	(79,910)	(138,244)	(1,232.1)
財務活動によるキャッシュ・ フロー							
運転資金借入金（の返 済）／による収入	1,641	2,839	2,130	3,685	6,123	10,593	94.4
支払手形による収入	174,029	301,070	162,739	281,538	175,698	303,958	2,709.3
支払手形の返済	(171,118)	(296,034)	(160,982)	(278,499)	(163,134)	(282,222)	(2,515.6)
その他の短期借入債務によ る収入	459,659	795,210	415,541	718,886	720,647	1,246,719	11,112.5
その他の短期借入債務の返 済	(513,716)	(888,729)	(468,658)	(810,778)	(582,196)	(1,007,199)	(8,977.6)
長期借入債務による収入	180,428	312,140	115,657	200,087	88,466	153,046	1,364.2
長期借入債務の返済	(99,486)	(172,111)	(39,595)	(68,499)	(71,743)	(124,115)	(1,106.3)
関連当事者からの借入によ る収入	730	1,263	3,856	6,671	2,846	4,924	43.9
関連当事者からの借入の返 済	(80,463)	(139,201)	(51,182)	(88,545)	(128,094)	(221,603)	(1,975.2)

3月31日終了年度

	2015年		2016年		2017年		2017年
	(百万ル ピー)	(百万円)	(百万ル ピー)	(百万円)	(百万ル ピー)	(百万円)	(百万ドル) (注記2)
親会社の所有者に対する配 当金の支払額(配当税を含 む)	(10,378)	(17,954)	(17,358)	(30,029)	(5,189)	(8,977)	(80.0)
非支配持分に対する配当金 の支払額(配当税を含む)	(16,703)	(28,896)	(14,862)	(25,711)	(91,537)	(158,359)	(1,411.5)
子会社の株式発行による収 入	147	254	—	—	—	—	—
自己株式の購入	—	—	—	—	(1,034)	—	(15.9)
かつてのケアン・ストック オプションからの収入	—	—	—	—	24	—	0.4
子会社の自己株券買付によ る支出 (自己株券買付費 用を含む)	(11,218)	(19,407)	—	—	—	—	—
財務活動による正味キャッ シュ支出	(86,448)	(149,555)	(52,714)	(91,195)	(49,123)	(84,983)	(757.4)
現金及び現金同等物に係る為 替レートの変動による影響額	338	585	224	388	(299)	(517)	(4.6)
現金及び現金同等物の純(減 少)/増加	(4,339)	(7,506)	12,249	21,191	82,773	143,197	1,276.4
現金及び現金同等物の期首残 高	12,960	22,421	8,621	14,914	20,870	36,105	321.8
現金及び現金同等物の期末残 高 ¹	8,621	14,914	20,870	36,105	103,643	179,302	1,598.2
現金を伴わない投資活動に係 る補足開示：							
有形固定資産(探査及び評 価資産を含む)の購入に 係る支払債務	86,009	148,796	66,711	115,410	40,535	70,126	625.1

添付の注記は当連結財務書類の不可欠の一部である。

1. 内訳に関しては注記15及び注記16を参照。

ヴェダンタ・リミテッド及び子会社 連結持分変動計算書

(単位：百万ルピー。ただし、特に明記しない限り、株式数及び1株当たりの金額を除く。)

	親会社の所有者に帰属する持分							非支配 持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	国外事業 の換算	売却可能 金融投資	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	利益 剰余金	合計		
2014年4月1日現在残高	2,965	200,010	22,527	48	589	473,431	699,570	562,773	1,262,343
当期純損失	—	—	—	—	—	(128,350)	(128,350)	(74,789)	(203,139)
国外事業の換算に係る為替 差額	—	—	(1,844)	—	—	—	(1,844)	10,464	8,620
売却可能金融投資の変動	—	—	—	151	—	—	151	—	151
確定給付債務の再測定、税 引後	—	—	—	—	—	(301)	(301)	(156)	(457)
キャッシュ・フロー・ヘッ ジの公正価値の純変動、税 引後	—	—	—	—	(778)	—	(778)	20	(758)
当期包括利益（損失）合計	—	—	(1,844)	151	(778)	(128,651)	(131,122)	(64,461)	(195,583)
非支配持分の変動	—	—	—	—	—	3,049	3,049	(14,120)	(11,071)
支払配当金（配当税を含 む）	—	—	—	—	—	(10,378)	(10,378)	(16,703)	(27,081)
2015年3月31日現在残高	2,965	200,010	20,683	199	(189)	337,451	561,119	467,489	1,028,608
2015年4月1日現在残高	2,965	200,010	20,683	199	(189)	337,451	561,119	467,489	1,028,608
当期純損失	—	—	—	—	—	(125,153)	(125,153)	(56,195)	(181,348)
国外事業の換算に係る為替 差額	—	—	(7,813)	—	—	—	(7,813)	11,040	3,227
売却可能金融投資の変動	—	—	—	170	—	—	170	—	170
確定給付債務の再測定、税 引後	—	—	—	—	—	(65)	(65)	(28)	(93)
キャッシュ・フロー・ヘッ ジの公正価値の純変動、税 引後	—	—	—	—	153	—	153	10	163
当期包括利益（損失）合計	—	—	(7,813)	170	153	(125,218)	(132,708)	(45,173)	(177,881)
非支配持分の変動	—	—	—	—	—	—	—	356	356
支払配当金（配当税を含 む）	—	—	—	—	—	(17,358)	(17,358)	(57,676)	(75,034)
その他	—	—	—	—	—	107	107	102	209
2016年3月31日現在残高	2,965	200,010	12,870	369	(36)	194,982	411,160	365,098	776,258

親会社の所有者に帰属する持分

	資本金	資本 剰余金	自己 株式#	株式報酬 準備金	国外事業 の換算	売却可能 金融投資	キャッ シュ・フ ロー・ ヘッジ	利益 剰余金*	合計	非支配 持分	合計
2016年4月1日現在 残高	2,965	200,010	—	—	12,870	369	(36)	194,982	411,160	365,098	776,258
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	55,033	55,033	43,512	98,545
国外事業の換算に係 る為替差額、税引後 1	—	—	—	—	(1,081)	—	—	—	(1,081)	(2,385)	(3,466)
売却可能金融投資の 変動	—	—	—	—	—	263	—	—	263	—	263
確定給付債務の再測 定、税引後1	—	—	—	—	—	—	—	(2)	(2)	(12)	(14)
キャッシュ・フ ロー・ヘッジの公正 価値の純変動、税引 後1, 2	—	—	—	—	—	—	79	—	79	(95)	(16)
当期包括利益（損 失）合計	—	—	—	—	(1,081)	263	79	55,031	54,292	41,020	95,312
合併による資本準備 金への振替（注記1 参照）	—	(9,558)	—	—	—	—	—	9,558	—	—	—
自己株式の取得	—	—	(1,034)	—	—	—	—	—	(1,034)	—	(1,034)
株式報酬の認識	—	—	—	66	—	—	—	—	66	—	66
非支配持分の取得— ケアン・インディ ア・リミテッド	—	—	—	—	—	—	—	(15)	(15)	(188)	(203)
配当税を含む配当金	—	—	—	—	—	—	—	(70,918)	(70,918)	(55,165)	(126,083)
非支配持分の変動 （注記1参照）	753	—	—	1,482	—	—	—	180,752	182,987	(213,515)	(30,528)
2017年3月31日現在 残高	3,718	190,452	(1,034)	1,548	11,789	632	43	369,390	576,538	137,250	713,788
2017年3月31日現在 残高（百万米ドル）	57.3	2,936.8	(15.9)	23.9	181.8	9.7	0.7	5,696.1	8,890.4	2,116.4	11,006.8

* 利益剰余金は主に別途積立金、社債償還準備金、優先株式償還準備金及び資本準備金を含む（注記25参照）

自己株式は注記26に記述されているように、当社のストック・オプション・スキームに従い、ヴェダント・リミテッド・ESOP・信託が取得した当社の株式3,984,256株である（額面1ルピー）。

1 その他の包括利益（損失）の各構成要素に係る税金に関しては注記7を参照。

2 その他の包括利益（損失）から損益計算書に振替えられた金額に関しては注記32(a)を参照。

(単位：百万円。ただし、特に明記しない限り、株式数及び1株当たりの金額を除く。)

	親会社の所有者に帰属する持分							非支配 持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	国外事業 の換算	売却可能 金融投資	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	利益 剰余金	合計		
2014年4月1日現在残高	5,129	346,017	38,972	83	1,019	819,036	1,210,256	973,597	2,183,853
当期純損失	—	—	—	—	—	(222,046)	(222,046)	(129,385)	(351,430)
国外事業の換算に係る為替 差額	—	—	(3,190)	—	—	—	(3,190)	18,103	14,913
売却可能金融投資の変動	—	—	—	261	—	—	261	—	261
確定給付債務の再測定、税 引後	—	—	—	—	—	(521)	(521)	(270)	(791)
キャッシュ・フロー・ヘッ ジの公正価値の純変動、税 引後	—	—	—	—	(1,346)	—	(1,346)	35	(1,311)
当期包括利益（損失）合計	—	—	(3,190)	261	(1,346)	(222,566)	(226,841)	(111,518)	(338,359)
非支配持分の変動	—	—	—	—	—	5,275	5,275	(24,428)	(19,153)
支払配当金（配当税を含 む）	—	—	—	—	—	(17,954)	(17,954)	(28,896)	(46,850)
2015年3月31日現在残高	5,129	346,017	35,782	344	(327)	583,790	970,736	808,756	1,779,492
2015年4月1日現在残高	5,129	346,017	35,782	344	(327)	583,790	970,736	808,756	1,779,492
当期純損失	—	—	—	—	—	(216,515)	(216,515)	(97,217)	(313,732)
国外事業の換算に係る為替 差額	—	—	(13,516)	—	—	—	(13,516)	19,099	5,583
売却可能金融投資の変動	—	—	—	294	—	—	294	—	294
確定給付債務の再測定、税 引後	—	—	—	—	—	(112)	(112)	(48)	(161)
キャッシュ・フロー・ヘッ ジの公正価値の純変動、税 引後	—	—	—	—	265	—	265	17	282
当期包括利益（損失）合計	—	—	(13,516)	294	265	(216,627)	(229,585)	(78,149)	(307,734)
非支配持分の変動	—	—	—	—	—	—	—	616	616
支払配当金（配当税を含 む）	—	—	—	—	—	(30,029)	(30,029)	(99,779)	(129,809)
その他	—	—	—	—	—	185	185	176	362
2016年3月31日現在残高	5,129	346,017	22,265	638	(62)	337,319	711,307	631,620	1,342,926

親会社の所有者に帰属する持分

	資本金	資本 剰余金	自己 株式#	株式報酬 準備金	国外事業 の換算	売却可能 金融投資	キャッ シュ・フ ロー・ ヘッジ	利益 剰余金*	合計	非支配 持分	合計
2016年4月1日現在 残高	5,129	346,017	—	—	22,265	638	(62)	337,319	711,307	631,620	1,342,926
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	95,207	95,207	75,276	170,483
国外事業の換算に係 る為替差額、税引後 1	—	—	—	—	(1,870)	—	—	—	(1,870)	(4,126)	(5,996)
売却可能金融投資の 変動	—	—	—	—	—	455	—	—	455	—	455
確定給付債務の再測 定、税引後1	—	—	—	—	—	—	—	(3)	(3)	(21)	(24)
キャッシュ・フ ロー・ヘッジの公正 価値の純変動、税引 後1、2	—	—	—	—	—	—	137	—	137	(164)	(28)
当期包括利益（損 失）合計	—	—	—	—	(1,870)	455	137	95,204	93,925	70,965	164,890
合併による資本準備 金への振替（注記1 参照）	—	(16,535)	—	—	—	—	—	16,535	—	—	—
自己株式の取得	—	—	(1,789)	—	—	—	—	—	(1,789)	—	(1,789)
株式報酬の認識	—	—	—	114	—	—	—	—	114	—	114
ケアン・インディ ア・リミテッドの非 支配持分の取得	—	—	—	—	—	—	—	(26)	(26)	(325)	(351)
配当税を含む配当金	—	—	—	—	—	—	—	(122,688)	(122,688)	(95,435)	(218,124)
非支配持分の変動 （注記1参照）	1,303	—	—	2,564	—	—	—	312,701	316,568	(369,381)	(52,813)
2017年3月31日現在 残高	6,432	329,482	(1,789)	2,678	20,395	1,093	74	639,045	997,411	237,443	1,234,853
2017年3月31日現在 残高（百万米ドル）	57.3	2,936.8	(15.9)	23.9	181.8	9.7	0.7	5,696.1	8,890.4	2,116.4	11,006.8

* 利益剰余金は主に別途積立金、社債償還準備金、優先株式償還準備金及び資本準備金を含む（注記25参照）

自己株式は注記26に記述されているように、当社のストック・オプション・スキームに従い、ヴェダンタ・リミテッド・ESOP・信託が取得した当社の株式3,984,256株である（額面1ルピー）。

1 その他の包括利益（損失）の各構成要素に係る税金に関しては注記7を参照。

2 その他の包括利益（損失）から損益計算書に振替えられた金額に関しては注記32(a)を参照。

[次へ](#)

ヴェダント・リミテッド及び子会社 連結財務書類に対する注記

注記1. グループの概要

ヴェダント・リミテッド（以下「当社」という。）及びその連結子会社（以下、総称して「当グループ」または「ヴェダント・リミテッド」という。）は、インド、オーストラリア、ナミビア、南アフリカ、リベリア、UAE及びアイルランドにおいて主として鉄鉱石採掘事業、非鉄金属及び採掘事業（銅、アルミニウム及び亜鉛）、商業電力発電事業、港務、並びに石油・ガスの探査及び生産に従事していた。ヴェダント・リミテッドは、1975年9月8日に、インド共和国の法律に基づき設立され、登録事務所はタミルナドゥ州トゥティコリンにあった。当社の登録事務所は「1st Floor, 'C' wing, Unit 103, Corporate Avenue, Atul Projects, Chakala, Andheri (East), Mumbai-400092, Maharashtra」に変更された。ヴェダント・リミテッドの株式はインドのナショナル証券取引所及びボンベイ証券取引所に上場している。2007年6月、ヴェダント・リミテッドは、米国預託株式（以下「ADS」という。）（現在は1個が普通株式4株に相当する。）の新規公開を完了し、当該ADSをニューヨーク証券取引所に上場した。2009年7月、ヴェダント・リミテッドはADS131,906,011個（1個が普通株式4株に相当し、ニューヨーク証券取引所に上場されている。）の追加発行を完了した。

2015年4月22日、当社（旧セサ・スターライト・リミテッド）は、2015年4月21日のゴア登記所の承認を受け、ヴェダント・リミテッドへの社名変更をSECに届出した。

ケアン・インディア・リミテッドの吸収合併

当グループの石油及びガス事業はケアン・インディア・リミテッド及びその子会社が保有していた。当年度において、ケアン・インディア・リミテッドと当社との吸収合併により（以下参照）、持分はヴェダント・リミテッドとその子会社に移転した。

ケアン・インディア・リミテッドのヴェダント・リミテッドとの吸収合併

ヴェダント・リミテッドとケアン・インディア・リミテッドは2015年6月14日の2社間の合併スキームを当初公表し、そのうちの条件が2016年7月22日に修正された（以下「スキーム」という。）。スキームの条件に従い、ケアン・インディア・リミテッドはヴェダント・リミテッドに吸収合併することとなり、本合併の効力は発生した。

- a. ケアン・インディア・リミテッドの非支配株主は保有しているケアン・インディア・リミテッドにの各資本持分に対し、額面1ルピーのヴェダント・リミテッドの資本持分1株と額面10ルピーのヴェダント・リミテッドの7.5%償還可能優先株式4株（発行から18か月後に償還可能）を受領した。
- b. ケアン・インディア・リミテッドの持分に対して、ヴェダント・リミテッド又はその子会社に対して発行される株式はない。これには、セサ・リソーシズ・リミテッドが保有する9,558百万ルピーの帳簿価額のケアン・インディア・リミテッド株式が含まれるが、その株式の消却の影響は株式プレミアム勘定に計上された。
- c. ケアン・インディア・リミテッドのストック・オプションを保有しているケアン・インディア・リミテッドの従業員は、現金又はヴェダント・リミテッドのストック・オプションの発行のいずれかを通じて、補填された。
- d. 総額22,500百万ルピーの、ケアン・インディア・リミテッドの授權株式資本は、当社が引き受けた。その結果、51,620百万ルピー（額面1ルピーの資本持分51,270百万株及び額面10ルピーの優先株式35百万株）から74,120百万ルピー（額面1ルピーの資本持分44,020百万株及び額面10ルピーの優先株式3,010百万株）まで授權株式資本は増加した。

ケアン・インディア・リミテッドとヴェダント・リミテッドとの吸収合併に影響する、実質的な承認をすべて2017年3月27日に受け、それ故、2017年3月31日に終了する当事業年度において会計処理されている。両社の取締役会により2017年4月11日に合併は発効し、その後、ケアン・インディア・リミテッドは消滅した。

ケアン・インディア・リミテッドの非支配株主が当社の株主になって以降、ケアン・インディア・リミテッドに帰属する213,515百万ルピー（3,292.4百万米ドル）の非支配持分は消滅した。それに伴い、（a）753百万ルピー（11.6百万米ドル）の株式資本（資本持分752.5株の額面価格に相当する）、30,100百万ルピー（464.1百万米ドル）の借入（償還可能優先株式の額面価格に相当する）及び428百万ルピー（6.6百万米ドル）（ケアン・インディア・リミテッドのストック・オプション保有者に対して支払われる現金補填に相当する）、1,482百万ルピー（22.9百万米ドル）の株式報酬準備金及び190,310百万ルピー（2,934.6百万米ドル）のその他資本が増加、及び（b）9,558百万ルピー（147.4百万米ドル）の株式プレミアム勘定が減少している。

ゴア・エナジー・リミテッドとスターライト・インフラ・リミテッドの合併

2015年度中に、ゴア・エナジー・リミテッド及び完全子会社であるスターライト・インフラ・リミテッドは、ヴェダント・リミテッドと合併した。2015年3月12日にゴア・エナジー・リミテッドの合併スキームがボンベイ高等裁判所により承認され、2015年3月25日にスターライト・インフラ・リミテッドの合併スキームがアドラス高等裁判所により承認された。

事業の概要

ヴェダント・リミテッド及びその連結子会社は、鉱物、石油及びガスの探査、採取、加工に従事する多角的天然資源企業である。当グループは、亜鉛、鉛、銀、銅、アルミニウム、鉄鉱石、石油及びガスを探査、生産及び販売しており、インド、南アフリカ、ナミビア、アイルランド、オーストラリア、リベリア及びアラブ首長国連邦に拠点を有している。また当グループは、インドで商業用発電事業及び港湾運営事業を行っている。

ヴェダント・リミテッドは、英国で設立されロンドン証券取引所に上場されている公開会社ヴェダントの完全子会社であるツイン・スター・ホールディングス・リミテッド（以下、「ツイン・スター」という。）、フィンシダー・インターナショナル・カンパニー・リミテッド（以下「フィンシダー」という。）、ウェストグローブ・リミテッド（以下「ウェストグローブ」という。）、及びウェルター・トレーディング・リミテッド（以下「ウェルター」という。）の過半数所有子会社である。2017年3月31日現在、ツイン・スター、フィンシダー、ウェストグローブ、ウェルターは、それぞれヴェダント・リミテッドの持分の46.5%、13.5%、1.5%、1.3%を保有している。

当グループの亜鉛事業（インド）は、2017年3月31日現在当グループが持分の64.9%を所有しているヒンダスタン・ジンク・リミテッド（以下「HZL」という。）により所有・運営されている。HZLの事業には、インド北西部ラジャスタン州における5つの鉛・亜鉛鉱山、1つのリン酸塩鉱山、4つの湿式冶金亜鉛精錬所、2つの鉛精錬所、1つの高温冶金鉛・亜鉛精錬所、6つの硫酸工場、1つの銀の精製所及び6つの自家発電所、並びにハリドワールの1つの亜鉛溶解・鋳造工場、及びパントナガールの1つの銀の精錬所、1つの亜鉛溶解・鋳造工場、1つの鉛溶解・鋳造工場が含まれている。

当グループの亜鉛事業（インターナショナル）は、THLジンク・ナミビア・ホールディングス（プロプライエタリ）リミテッド（以下「スコーピオン」という。）を通じて運営されるナミビアのスコーピオン鉱山及び精製所、ヴェダント・リシーン・ファイナンス・リミテッド（以下「リシーン」という。）を通じて運営されるアイルランドのリシーン鉱山、並びにブラック・マウンテン鉱山及び南アフリカのガンズベルグ鉱山プロジェクトを資産に含むブラック・マウンテン・マイニング（プロプライエタリ）リミテッド（以下「BMM」という。）から成る。2017年3月31日現在、当グループはスコーピオンの100%の持分、BMMの74%の持分、リシーン（2015年12月に事業中止となったアイルランドにおけるリシーン鉱山を所有している）の100%の持分を有している。

当グループの石油及びガス事業は、ヴェダント・リミテッド（合併前は、かつてのケアン・インディア・リミテッドにより所有、運営されていた）、子会社のケアン・エナジー・ハイドロカーボنز・リミテッド及びケアン・南アフリカ・プロプラエタリー・リミテッドにより所有、運営されている。当グループは7箇所に分散された資産を所有しており、1つはインドのラジャスタン州、1つはインドの西海岸、4つはインドの東海岸、1つは南アフリカにある。2015年10月15日に、第2フェーズの延長の終了に伴い、スリランカのブロックから撤退し、現在スリランカにおける事業の清算手続きが進行中である。

当グループの鉄鉱石事業は、ヴェダント・リミテッド及び完全子会社であるセサ・リソーシズ・リミテッド及びセサ・マイニング・コーポレーション・リミテッドの2社により所有され、鉄鉱石、銑鉄及び冶金コークスの探査、採取、加工並びに発電から成る。採掘作業は、インドのゴア州に所在するコドリ・グループ、ピコリム鉱山、シュルラ鉱山及びソンス・グループの鉱山とカルナータカ州に所在するナレイン鉱山にて実施されている。冶金コークス及び銑鉄の工場はインドのゴア州にある。また、鉄鉱石事業は自社使用のためインドのゴア州に発電所を所有している。また、当グループの鉄鉱石事業には、鉄資産を保有するリベリアのウェスタン・クラスター・リミテッド（以下「WCL」という。）も含まれ、同社は当グループの完全子会社である。WCLの資産には、ウェスタン・クラスターに対する開発権や西アフリカにおける鉄鉱石の供託金が含まれる。

当グループの銅事業は、ヴェダント・リミテッド、カッパー・マインズ・オブ・タスマニア・ピーティエーワイ・リミテッド（以下「CMT」という。）及びフジャイラ・ゴールド・FZCにより所有され運営され、主に受注精錬事業の1つであり、インド南部のトゥティコリンにおける銅精錬所、精製所、リン酸工場、硫酸工場、伸銅製品工場及び3つの自家発電所、並びにインド西部のシルバッサにおける精製所及び2つの伸銅製品工場を含んでいる。さらに、当グループは子会社のCMTを通じてオーストラリアのタスマニアにおけるマウントライエル銅山、UAEのフジャイラ・ゴールド・FZCにおける貴金属精製所及び銅製ロッド工場を所有し運営している。マウントライエル銅山の運営は泥流事故により2014年1月に一時中断され、マウントライエル銅山の運営は2014年6月の落石事故後の2014年7月9日より、修繕中である。

当グループのアルミニウム事業は、2017年3月31日現在ヴェダント・リミテッド及び持分の51.0%を所有しているバーラト・アルミニウム・カンパニー・リミテッド（以下「BALCO」という。）により所有・運営されている。アルミニウム事業には、ランジガルの精錬所及び75メガワットの自家発電所並びにジャルスグダの精錬所及び1,215メガワットの自家発電所（共にインドのオリッサ州に所在する）が含まれる。ポットに関しては、年1.25百万トンのジャルスグダ - IIアルミニウム精錬所において操業開始段階にあり、2017年3月31日までに530ポットの操業している。MoEFが当社に対してさらなる拡大について保留にするように指示したため、2010年10月20日からランジガルの精錬所の拡大プロジェクトは保留状態である。ただし、2015年12月31日に終了した四半期において、ランジガル拡大プロジェクトに関する環境許可（以下「EC」という。）を受領した。BALCOの部分的に統合されたアルミニウム事業には、インド中央部における2つのボーキサイト鉱山、1,410メガワット発電所及び精製・精錬・加工設備が含まれている。BALCO - II精錬所は、2016年8月に操業を開始し、全336ポットが運転可能である。

当グループの電力事業は、インドにおいて発電事業に従事しているヴェダント・リミテッド並びにヴェダント・リミテッドの完全子会社であるBALCO、HZL、MEL及びタルワンディ・サボ・パワー・リミテッド（以下「TSPL」という。）により所有・運営されている。ヴェダント・リミテッドの電力事業はインド東部のオリッサ州ジャルスグダにおける2,400メガワット（それぞれ600メガワットが4つ）の石炭火力発電所を含み、600メガワットの4つすべての発電所は現在操業中である。2015年に、当社は、ジャルスグダにおける1.25MTPAの精錬施設の電力供給に対応するために、OERCに対して600メガワット X 4 IPPを自家発電所（以下「CPP」という。）に変更するように申請した。審議を重ね、事実を検討した結果、OERCは2015年4月1日から第1、第3及び第4ユニットを自家発電所に変更する通知を発行した。ただし、第2ユニットについては、GRIDCOに対する電力購入契約における義務を履行するために、IPPのステータスを留保した。BALCOは、コルバで300メガワットの2つのユニットから構成される600メガワットの稼働能力を有する石炭火力発電所（600メガワットIPPという）を保有している。第1の300メガワットユニットは、試運転の正常終了後に、2015年8月1日に資産化された。第2ユニットは、2016年5月1日から稼働し、量産を開始した。TSPLは1,980メガワット（それぞれ660メガワットが3つ）の石炭火力発電所の建設のためパンジャブ州パワー・コーポレーション・リミテッド（以下「PSPCL」という。）との電力購入契約に署名し、試運転の正常終了後

に2015年度において、タルワンディ・サボ発電所の1つ目の660メガワット施設が資産計上され、2つ目の660メガワット施設は2015年12月1日に資産計上され、3つ目のTSPLでの660メガワット施設は2016年9月1日に資産計上された。電力事業には、HXLから委託された274メガワットの風力発電所及びインド南部タミールナド州メター・ダム近郊にあるマルコ・エナジー・リミテッド（以下「MEL」という。）の106.5メガワットの発電所（現在、保存整備中である）が含まれる。

当グループのその他の事業には、当グループが100%を保有するビザグ・ジェネラル・カーゴ・パース・プライベート・リミテッド（以下「VGCB」という。）及びマリタイム・ベンチャーズ・プライベート・リミテッド（以下「MVPL」という。）が含まれている。ビザグの港湾プロジェクトには、インド東海岸のヴィシャカパトナム港における石炭搬出入施設の機械化及び外港の石炭搬出入用一般貨物停泊所の改修が含まれている。MVPLは物流及びその他類似のサービス、特に港湾荷役、港湾及びその他類似セクターにおける類似サービスに従事している。VGCBは、2013年度の第4四半期に操業を開始した。

当グループの連結財務書類は2017年8月13日にヴェダンタ・リミテッドの取締役会で発行が承認された。

注記2．財務書類の作成の基礎

作成の基礎

当連結財務書類は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。

当連結財務書類は、以下に記載された会計方針に従って作成されており、これらの会計方針は、特に明記しない限りすべての表示年度に首尾一貫して適用されている。

測定の基礎

当連結財務書類は、下記会計方針に記載されているとおり、各報告期間末の公正価値で再測定されているデリバティブ金融商品、短期投資、売却可能金融投資を除き、取得原価主義及び発生主義に基づいて作成されている。

新基準及び改訂基準の適用

当グループは、2016年4月1日から強制適用される下記の新規改訂及び公表物を適用している。本適用による財務書類上の報告金額への重要な影響はない。

- ・ ²⁶/₁₀ IAS第1号の改訂：開示に関する取組み
- ・ ²⁶/₁₀ IFRSの年次改善：2012-2014年サイクル
- ・ ²⁶/₁₀ IAS第16号及びIAS第38号に関する改訂：減価償却費及び償却費の受入可能な方法の分類
- ・ ²⁶/₁₀ IFRS第11号に関する改訂：共同支配事業に対する持分の取得に関する会計処理
- ・ ²⁶/₁₀ IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号に関する改訂：投資者とその関連会社又はジョイント・ベンチャーとの資産の売却又は拠出
- ・ ²⁶/₁₀ IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号に関する改訂：投資企業：連結に関する例外規定の適用

当グループは、発行済であるが、強制適用日が到来していないその他の改訂、基準または解釈指針を早期適用していない。

継続企業

当連結財務書類は継続企業ベースの会計に従って作成されている。

便宜上の換算

当連結財務書類は、当社の表示通貨であるインド・ルピーで表示されている（更に、注記3．S参照）。読者の便宜のため、2017年3月31日現在及び同日に終了した年度の連結財務書類は、ニューヨーク連邦準備

銀行が関税目的で認定しているインド・ルピーの電信為替のニューヨーク・シティにおける2017年3月31日正午現在の買相場1米ドル＝64.85ルピーで米ドル（以下「\$」という。）に換算されている。この換算は、インド・ルピーの金額が、米ドルの金額を示すものではなく、当該レート又はその他のレートで米ドルに転換された、転換できた、又は転換できることを示すものでもない。

注記3．重要な会計方針

A. 連結の基礎

子会社：

当連結財務書類は、ヴェダンタ・リミテッド及び同社が支配する事業体である同社のすべての子会社を含んでいる。当グループが投資先に対してパワーを有し、あるいは投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ投資先に対するパワーを通じて当該リターンに影響力を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配していると根拠づけられる。関連性のある活動（投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動）を指図する能力を与える既存の権利を有している場合、投資先に対してパワーを有していると考えられる。

子会社の財務書類は親会社と同じ報告年度で作成される。必要に応じ、当グループの会計方針に子会社の会計方針を整合させるための調整を行っている。

非完全子会社に関する会計年度中の利益/損失及び純資産に対する持分の一部は、連結損益計算書、連結包括利益計算書、及び連結財政状態計算書で示される非支配持分に帰属する。

子会社持分の追加取得について、支配に変動がない場合、当グループは取得価額と現金支払額（取引費用を含む）との差額をもって各子会社の非支配持分の減額を資本で認識する。さらに、支配持分が希薄化する場合、売却又は子会社株式の上場による現金受領額と非支配持分の増加との差額で資本に認識する。当事業年度中に行われた子会社の取得または売却の結果は、取得の効力が生じる日から、もしくは売却の効力が生じる日まで連結損益計算書に含めている。

連結会社間残高及び取引高、並びに連結会社間取引から生じるすべての未実現損益は、連結財務書類の作成過程において相殺消去される。未実現損失は、取得原価が回収不能である場合を除き、相殺消去される。

共同支配の取決め：

共同支配の取決めとは、複数の当事者が共同支配を有する取決めである。共同支配は、取決めに対する支配の共有が契約により合意された場合に検討され、関連性のある活動に関する意思決定を行う際に支配を有する当事者の全員一致を必要とする場合にのみ存在する。共同支配の取決めへの投資は、共同支配事業又はジョイント・ベンチャーのいずれかとして分類される。分類は共同支配の取決めの法的な構造よりもむしろ、各投資者の契約上の権利と義務に左右される。共同事業とは、取決めに対する共同支配を有する当事者が当該取決めに関する資産に対する権利及び負債に対する義務を有している共同支配の取決めである。共同支配企業とは、取決めに対する共同支配を有する当事者が当該取決めの純資産に対する権利を有している共同支配の取決めである。

当グループは石油及びガスセグメント内に共同支配事業を有し、石油及びガスの探査及び生産活動に使用される資産を共同支配している法人格を有さない複数の共同支配事業に参画している。当グループは持分を有する共同支配事業の資産、負債、収益及び支出に対する持分を財政状態計算書及び損益計算書の適切な科目で会計処理している。

B. 関連会社に対する投資

関連会社に対する投資は、持分法を適用し会計処理される。関連会社とは、当グループが経営及び財務の方針に対し重要な影響力を行使する立場にある事業体をいう。関連会社の取得から生じたのれんは、関連会社に対する投資の帳簿価額に含められる。

関連会社に対する投資は当初は当グループの取得原価で計上され、その後の期間において、帳簿価額は、関連会社の連結純損益、関連会社の純資産のその他の変動に対する当グループの持分を反映させるよう調整され、減損損失が存在する場合にはさらにこれを調整する。関連会社が損失を計上しており、損失の当グ

ループ持分割合が、当該関連会社に対する当グループ持分を超えるような損失が発生する場合を除き、連結損益計算書及び連結包括利益計算書には関連会社の経営成績に対する当グループの持分が含まれている。普通株式に対する当グループの投資額を超えて持分法で認識される損失は、優先順（すなわち清算時の優先順位）の逆の劣後順に関連会社に対する当グループの純投資を構成する当グループ持分の他のコンポーネントに充当される。

追加損失は、当グループが法的又は推定的債務を負担した、又は関連会社の代わりに支払を行った範囲までのみ生じる。

関連会社との取引から生じた未実現利益は、当グループの関連会社に対する投資の範囲内で、投資と相殺消去される。未実現損失は、譲渡資産に減損の兆候がない範囲内でのみ、未実現利益と同様に相殺消去される。

C. 収益認識

収益は、売上割引、数量リベート、出荷売上税、物品税及びその他の間接税控除後の、受取又は未収対価の公正価値で測定される。売上収益は、通常、物品が運送業者に対し引渡された時点である、販売物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値がすべて顧客に移転された時点で認識される。副産物の販売収益は、収益に含まれる。

当グループの一定の販売契約は、契約書に規定のとおり、出荷時点のロンドン金属取引所（以下「LME」という。）の価格に基づいた暫定的な価格決定法を定めている。最終的な価格決定は、将来の特定の期間の適用可能な価格に基づく。当グループの暫定価格による売上高は、契約書で定められた将来期間に関連する先渡価格を用いて時価評価され、収益において調整される。

石油、ガス及び凝縮液の販売収益は、当グループの石油、ガス及び凝縮液の生産に相当し、所有に伴う重要なリスク及び経済価値が買い手に移転した時に直接権利付与ベースで認識されている。政府のプロフィット・ペトロレウムの持分は、（法的又は建設的な）義務が同一のものに関して生じるときに会計処理される。

電力販売収益は、配電された時点で認識され、購入者との二者間の契約で合意された料率により、又は規制当局によって公示された関連する料金規定の下で定められた方式に基づき設定された料率により測定される。

当グループが港湾運営者として業務を実施する場合、サービス委譲契約の各工事契約に関する収益及び費用は、回収可能である発生費用を限度として各契約期間にわたり認識される。港湾契約の運営段階に関する収益及び費用は、提供したサービスの対価として受領もしくは受領しうる対価の公正価値で測定される。

サービス提供による収益は、役務の提供に基づいて認識される。

受取配当金は、配当を受領する権利が確定した時点で認識される。受取利息は、実効金利法を適用し認識される。

D. 企業結合

取得は、パーチェス法に基づき会計処理されている。IFRS第3号に基づく認識の条件を満たす取得企業の識別可能資産、負債及び偶発負債は、取得日現在の公正価値で認識されている。

取得対価及び取得日における非支配持分が、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の取得日における公正価値を超過する額をのれんとして認識する。取得から生じたのれんは、毎年減損のレビューが行われる。識別可能資産及び負債の公正価値が取得原価を超える場合、当グループは、取得資産の全て及び負うべき責任の全てを正しく特定しているかどうかを再評価し、取得日に認識すべき金額を測定するために用いられる手続きをレビューする。再評価により取得純資産の公正価値が移転された対価総額を超える結果になる場合には、当該超過額は取得した期間の連結損益計算書に利益として計上される。取得後最初の財務書類の承認日までに公正価値の決定を完了できない場合には、公正価値が暫定的に算定され、当該暫定的な公正価値に対して要求される修正が取得日から12ヶ月以内に完了される。

当グループは、もし知っていた場合には取得日における認識額の測定に影響を与えたであろう、取得日において存在していた事実及び状況について新たに得た情報を反映するため、取得日に認識された暫定的な

公正価値の金額について修正を行う。当グループは、測定期間の修正が取得日に遡って当初から記録されたかのように連結財務諸表に遡及的に測定期間の修正を適用する。

被取得企業のすべての非支配持分は公正価値で又は被取得企業の識別可能な純資産に対する非支配持分の比例的持分として測定される。この会計処理の選択は取引別に行われる。

IFRS第3号に従って、取得関連費用は連結損益計算書に費用計上されている。

共通支配下の取引

共通支配下にある事業体もしくは事業が関与する企業結合とは、すべての結合企業又は結合事業が、最終的に企業結合の前後で同じ当事者、もしくは当事者達により支配され、その支配が一時的なものではない企業結合である。共通支配下にある事業体間の取引はIFRS第3号の適用範囲外であり、IFRSで当該取引に対応する正式文書はない。従って、当グループは持分プーリング法と同様の方法で結合前の帳簿価額で会計処理する会計方針を採用している。被取得企業の資産及び負債は、共通の支配取引から生じるが過年度に係る特定の法人所得得税や税効果部分で遡及的に認識されるものを除いて、最終的な親会社の連結財務諸表で計上されている帳簿価額で計上される。被取得企業の資本の項目は、株式資本及び取得企業の帳簿における投資が消去され、差額が生じた場合には期初の利益剰余金で調整されることを除き、資本における同じ項目に加えられる。被取得企業に対する対価として発行された当社の株式は、被取得企業が、当該財務諸表に含まれた時点から認識される。共通支配下の結合企業の財務書類は、あたかも取引が以前の開示報告期間の期首に生じたように遡及的に結合している。しかしながら、過年度の比較情報は、事業体が共通支配下であった期間のみ調整している。

E. (a) 有形固定資産

(i) 鉱業資産及びリース資産－鉱業資産の取得原価（鉱業資産及び鉱業権の取得並びに開発に係る費用を含む。）は、発生年度において「鉱業資産」の科目で有形固定資産に計上される。

鉱業資産による商業生産が実行可能と判断された場合（すなわち、当グループが鉱業資産がリスク相応の十分な便益を継続できると判断し、鉱業開発を進めると決定した場合）には、土地、建物、設備及び備品等を除く生産開始前のすべての主要な開発に要した支出は、当該鉱業資産による商業生産が可能となるまで、鉱業資産の取得原価の一部として資産計上される。

探査及び評価資産は取得原価で認識され、上記のとおり商業生産の基準を満たす必要がある。また、年次での減損テストが要求され、減損の兆候がある場合は、より高頻度で減損テストを行うことが求められる。

剥土費用は、露天掘りの生産段階で生じ、当期の剥土費用が鉱床の期間にわたる平均剥土費用を超えるまで繰り延べられる。それらの費用が将来期間の鉱床へのアクセスの改善という便益を提供し、一定の要件を満たす場合、資産として認識される。剥土費用の便益が当期中に認識される場合、剥土費用は棚卸資産の取得原価として会計処理される。製品の原価及び剥土活動資産が個別に識別できない場合には、適切な生産計量法が、生産剥土費用を製品と剥土活動資産とに分配するために用いられる。当社は剥土活動資産の原価を算出するために、鉱石生産の所定値に対して抽出された実際廃棄量と比較される、期待廃棄量を使用する。

繰り延べられた剥土費用は、有形固定資産における鉱業権に含められ、鉱業権の一部として表示される。当初認識後、剥土活動資産は規則的な方法（生産高比例法）により、剥土活動の結果アクセスが改善された特定の鉱床の構成要素の見積耐用年数に渡り償却される。

鉱業資産が廃棄される場合は、当該資産に関連して資産計上された累積費用は当該期間に費用処理される。

商業用埋蔵量は確認推定埋蔵量である。生産高の計算に影響を及ぼす商業用埋蔵量の変動は、修正残存埋蔵量に基づき将来に向かって処理される。

(ii) 石油及びガス資産－（開発/生産に関する資産）

石油及びガス資産については、成功努力法に従っている。地域の法的探査権を獲得する以前に発生した費用は、連結損益計算書に直ちに費用計上される。

炭化水素の生産について技術的な実行可能性及び商業的な発展が立証された後に発生した費用は、すべて有形固定資産—開発/生産に関する資産にフィールド毎に資産計上される。その後の支出は、開発/生産に関する資産が経済的便益を増加させるか、現存の開発/生産に関する資産を部分的に取替える場合にのみ資産計上する。部分取替に關係する残存費用はすべて費用計上される。

開発/生産資産の処分による純収入は、以前資産計上された費用から控除される。開発/生産に関する資産の処分による損益は、純収入が当該資産の資産計上された費用の純額に相当する部分を超えるあるいは下回る分が連結損益計算書に計上される。

(iii) その他の有形固定資産

有形固定資産の当初取得原価は、購入価額（輸入関税及び還付されない取得税を含む。）、並びに資産を意図した用途で稼働可能な状態及び設置に至るまでの直接付随費用から構成される。当初取得原価には、当該項目の解体及び除去費用、並びに敷地の原状回復費用の当初見積額も含まれる。有形固定資産項目の重要な部分が異なる耐用年数を持つ場合には、有形固定資産の個別の項目（主要構成要素）として会計処理される。修繕維持費のような、有形固定資産が事業の用に供された後に発生する費用は、通常、費用が発生した期間に連結損益計算書に計上される。大規模な点検及び修繕に要する支出は、認識基準が満たされる場合には、資産計上される。

(iv) 建設中の資産

建設中の資産は、資産の部の建設仮勘定に計上される。経営者が意図した方法で資産が稼働可能となった時点で、建設に要した原価は有形固定資産の適切な区分に振り替えられる。資産の試運転に係る費用は、試運転期間が終了し当該資産が意図した用途に準備が整うまで資産計上される。

(v) 減価償却

開発又は建設中の鉱業資産及びその他の資産、並びに所有権のある土地は減価償却されない。

・ 鉱業資産：

資産計上された鉱業資産は、生産高比例法に基づき各資産又は資産グループの見積残存商業総埋蔵量に対して償却され、減損のレビューを受ける。

・ 石油及びガス資産：

各現場で負担しているすべての支出は、生産開始時より年度中の石油及びガス資産の生産量の年度終了時の生産量商業用埋蔵量の見積額に年度中の生産量を加算した額に対する割合で、通常各フィールド毎に又は共通インフラに依存するフィールド・グループ毎に生産高比例法により償却される。

商業用埋蔵量は、地質学的、地球物理学的、及び工学的なデータで現在の貯留層から将来的な一定程度的実現可能性を立証でき、商業生産が可能とみなされる原油、天然ガス及び液化天然ガスの推定量により定められた立証され実現可能性のある石油及びガスの埋蔵量である。

生産高比例法で用いられる費用は、資産計上された費用の帳簿価額（純額）と商業用埋蔵量へのアクセスに必要な現場の見積将来開発費用から成る。見積商業用埋蔵量及び将来の現場開発費用の変動は、見込みで計上される。

・ その他の資産：

その他の建物、工場及び設備、事務用器具備品及び車両運搬具は、減価償却累計額及び減損引当金控除後の取得原価で表示される。意図した用途に資産の準備が出来た時点で減価償却が開始される。

減価償却は、各資産の見積残存価額控除後の取得原価を、以下の見積耐用年数にわたり定額法に基づき算定された割合で償却するよう行われる。

建物：

-事業用及び管理用	6 -60年
工場及び設備	15-40年
事務用器具備品	3 -10年

車両運搬具

8 -10年

大規模点検及び修繕に係る費用は、当該費用から得られる経済的便益の見積年数にわたって減価償却される。次の修繕が経済的便益の以前の見積年数よりも早期に行われることになった場合には、過年度分の修繕費の残存帳簿価額は、連結損益計算書に費用計上される。

当グループは、資産の残存価額及び耐用年数を少なくとも各事業年度末においてレビューし、以前の見積りと予想が異なる場合には、当該変動額は会計上の見積りの変更として会計処理している。

(b) 探査及び評価資産

探掘権又は法的探査権の取得後に発生した探査及び評価に関する支出は、探査及び評価資産（無形資産）として資産計上され、減損控除後の取得原価で表示される。探査及び評価に関する資産は、技術的可能性及び経済的実行可能性が確定した時点で有形固定資産に振替えられる。探査及び評価資産は減損評価され、損失が発生する場合は振替前に認識される。探掘権又は法的探査権の取得前に発生した探査及び評価に関する支出は、発生時に費用計上される。

探査に係る支出には、関連設備の減価償却費及び操業原価並びにその他の探査費用などの特定の鉱物資源の発見に係る直接的及び配賦された間接的な支出が含まれる：

- a. 取得原価－ライセンス及び探査権の取得に関する費用（専門家報酬を含む）
- b. 一般探査費用－調査及び研究費用、研究実施のための不動産立入権に関する費用（例：環境認可、防衛認可等のための費用）、地質学者や地球物理学要員その他研究に携わる者の給与及びその他費用
- c. 探査ドリル及び探査装備並びに鉱泉評価の費用

ライセンスの取得のために発生した支出は、当初はライセンス毎に資産計上される。費用は、ライセンス地域の探査段階が完了するか、商業用埋蔵量が発見されたときまで、探査及び評価資産として計上され、償却は保留される。

石油及びガスの探査目標を決定する過程で発生する探査費用は、「探査及び評価資産」（無形資産）に資産計上され、その後掘削活動に配分される。探査掘削費用は、成功時まであるいは鉱泉が設置されるまで鉱泉毎に当初資産計上される。各探査活動の成否は鉱泉毎に判断される。

鉱泉の探査の成功評価を受けて、商業的な鉱床が設置され、採取の技術的な実行可能性が立証された場合、関連する資産計上された探査費用は、減損テストの後、有形固定資産－開発/生産に関する資産の1つのコストセンターに振替えられる。探査掘削の結果、炭化水素の存在が認められても、最終的に商業的な成長が期待できない場合、関連費用はすべて連結損益計算書に費用計上される。

探査資産の処分による純収入は、以前資産計上された費用から控除される。余剰/欠損は、連結損益計算書に計上される。

(c) その他の無形資産

個別に取得された無形資産は当初認識時、取得原価で測定される。当初認識後は、無形資産は、取得原価から、もし該当ある場合、償却累計額及び減損損失累計額を控除して計上される。

サービス委譲契約から生じる無形資産は、当グループがサービス利用者に請求する契約上の権利を有している場合には、プロジェクトが完了した時点で無形資産として会計処理され、当建設サービスに関して受領した又は受領できる対価の公正価値として算定された原価で測定される。これらの資産は耐用年数又はライセンス期間のいずれか短い期間にわたり定額法で償却される（現在30年）

ソフトウェアは5年の見積耐用年数にわたり償却する。探掘権を確実にするために支払われる金額は、16-25年の期間にわたり償却される。

F. 売却目的で保有する非流動資産

非流動資産及び処分グループは、その帳簿価額が継続的使用ではなく売却取引により回収される場合には、売却目的保有に分類される。当該条件は、売却の可能性が非常に高く、当該資産（又は処分グループ）が現況で直ちに売却可能である場合にのみ、充足されたとみなされる。経営者は、当該分類の日から1年以内に売却完了の認識要件を満たすことを確約することが必要となる。

売却目的保有に分類された非流動資産及び処分グループは、減価償却されず、帳簿価額と公正価値（売却費用控除後）のいずれか低い方で測定される。このような資産及び処分グループは、連結財政状態計算書上区分表示される。

G. 金融商品

(i) デリバティブ以外の金融資産

当グループは、貸付金及び債権並びに預金をその開始日に公正価値に取引費用を加算して当初認識する。

当グループは、資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産の所有に係るほとんどすべてのリスク及び経済価値を移転する取引において当該金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した場合に、金融資産を認識中止する。

金融資産及び金融負債は、当グループが当該金額を相殺する法的権利を有しており、かつ、純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図がある場合に（かつ、この場合にのみ）、相殺され、その純額が連結財政状態計算書に表示される。

当グループは以下のデリバティブ以外の金融資産、すなわち金融資産投資、短期投資、現金及び現金同等物、貸付金及び債権を有している。

(a) 金融資産投資

トレーディング目的保有に分類されず、又は、純損益を通じて公正価値で指定されてもいない金融資産投資は、売却可能金融資産に分類され、公正価値に金融資産投資の取得に直接帰属する取引費用を加えた額で計上され、その後の報告日において公正価値に再測定される。金融資産投資に係る未実現利得及び損失は、連結包括利益計算書に直接認識される。当該投資を処分又は減損した場合には、その他の包括利益に計上されていた利得及び損失は、連結損益計算書に組み替えられる。

市場価格がなく、かつ、公正価値につき信頼性をもって測定できない相場のない資本性金融商品に対する投資は、取得原価で測定される。持分投資は、1年以内に売却が予定されていない限り、非流動資産に計上される。

(b) 短期投資

短期投資は、短期の市場性ある有価証券及び当初満期が3ヶ月以上のその他の銀行預金を表している。当該投資は、流動性の高い投資であり、容易に換金可能であり、価値の変動について僅少なりリスクしか追わない、短期現金コミットメントを満たす目的で保有されている。

短期の市場性ある有価証券は、トレーディング目的保有として分類され、当初は公正価値で認識され、再測定時に認識される利得又は損失は連結損益計算書に認識される。

その他の銀行預金は、実効金利法を使用した償却原価で事後測定される。

(c) 現金及び現金同等物、並びに制限付き現金及び現金同等物

連結財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書の現金及び現金同等物は、銀行預金及び手元現金並びに満期が取得日から3ヶ月以内で引き出し及び使用に制限のない短期預金から構成される。更に、連結キャッシュ・フロー計算書における制限付き現金及び現金同等物には、配当金の支払いのためにのみ利用されるべき未払配当金用の特定の銀行勘定に預けられている制限付きの銀行残高が含まれる。

連結財政状態計算書における制限付き現金及び現金同等物は銀行預金、手許現金及び取得日から満期日が3か月以内に到来する短期預金からなり、払戻や使用に関して制限される。

(d) 貸付金及び債権

営業債権、貸付金及びその他の債権で、活発な市場での相場価格がない固定又は決定可能な支払額を有するものは、「貸付金及び債権」として分類される。営業債権は、貸倒見積高に対する適切な引当金を控除後の取引価額で表示される。

その後貸付金及びその他の債権は、実効金利法を使用した償却原価で測定され、減損があれば控除される。受取利息は、実効金利（EIR）法を適用して認識される。

(ii)デリバティブ以外の金融負債

当グループは、発行した債務証券をその開始日に当初認識する。その他のすべての金融負債は、当グループが当該商品の契約条項の当事者となる取引日に当初認識される。

当グループは、契約上の債務が免責、取消し又は失効となった時に金融負債を認識中止する。認識中止した金融負債の帳簿価額と支払対価との差額は連結損益計算書上に認識される。

金融資産及び負債は、当グループが当該金額を相殺する法的権利を有しており、かつ、純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図がある場合にのみ相殺され、その純額が連結財政状態計算書に表示される。

当グループは以下のデリバティブ以外の金融負債、すなわち借入債務、外貨建転換社債、営業債務及びその他の債務を有している。

(a)借入債務

利付借入金及び借入債務は当初、時価から直接付随取引費用を控除して計上される。当初認識後、利付借入金及び借入債務は実効金利法を使用した償却原価で測定される。

償却原価は金融費用（実効金利の不可分の一部である決済又は償還時の支払プレミアム及び直接発行費用を含む。）を考慮して計算される。実効金利法による償却は連結損益計算書の金融費用に含まれる。未償却部分は、債務の帳簿価額に分類される。

(b)外貨建転換社債

外貨建で発行された転換社債は、保有者の選択により、発行条件に従って当グループ普通株式に転換可能である。固定金額の現金と固定数の株式との交換により決済されない転換権は、負債部分と区分してデリバティブとして会計処理され、当初、公正価値で会計処理される。負債部分は、社債の公正価値と転換権の公正価値との差額で当初認識される。社債の発行に直接起因する費用は、負債部分及び転換権（直ちに費用計上される。）に、それぞれの当初帳簿金額に比例して配分される。

当初認識後、負債部分は実効金利法を使用して償却原価で測定される。転換権はその後、各報告日現在の公正価値で測定され、公正価値の変動は連結損益計算書に認識される。転換権は関連する負債とともに表示される。

(c)営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務は、公正価値である取引費用で認識され、その後償却原価で測定される。

(iii)デリバティブ金融商品

為替、金利及びコモディティ価格のリスクに対するエクスポージャーのヘッジを目的として、当グループは、先渡、オプション、スワップ契約及びその他のデリバティブ金融商品を締結している。当グループは、投機目的のデリバティブ金融商品は保有していない。

デリバティブ金融商品は、当初はデリバティブ取引日現在の公正価値で測定され、その後財政状態計算書日現在の公正価値で再測定される。

ヘッジ関係の開始時点で、事業体は、様々なヘッジ取引の実施に係るリスク管理目的及びその戦略と併せ、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係を文書化する。さらに、ヘッジの開始時及び継続して、当グループはヘッジ手段がヘッジリスクにさらされているヘッジ対象の公正価値あるいはキャッシュ・フローの変動の相殺に極めて有効であるかどうかを文書化する。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジに指定された適格デリバティブの公正価値の変動は、ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象資産又は負債の公正価値の変動と共に、直ちに純損益に認識される。ヘッジ会計は、当グループがヘッジ関係を取り消した場合、ヘッジ手段又はヘッジ対象が失効、売却、終了、もしくは行使された場合、又はヘッジ会計の要件をもはや満たさなくなった場合に中止される。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジに指定された適格デリバティブの公正価値の変動の有効部分は、連結包括利益計算書に計上される。非有効部分に係る利得又は損失は、連結損益計算書に直接認識される。その他の包括利益として認識された金額は、ヘッジ金融収益又は金融費用が認識される場合又は予定取引が生じる場合のように、ヘッジ取引が損益に影響を与える場合に、損益計算書に振替えられる。ヘッジ対象が非金融資産である場合には、連結包括利益計算書に認識されていた金額は、当該資産が認識された時点で資産の帳簿価額に振り替えられる。ヘッジ手段が失効、売却、終了、もしくは行使された場合、又はヘッジ会計の要件をもはや満たさなくなった場合には、ヘッジ会計は中止される。ヘッジ対象取引がもはや発生しないと見込まれる場合には、連結包括利益計算書に認識されていた累積利得又は損失の純額は連結損益計算書に振り替えられる。

海外事業への純投資のヘッジ

海外事業への純投資のヘッジとして指定された適格デリバティブ商品については、それが有効である範囲まで海外事業に係る換算差損益の一部として利得又は損失は連結包括利益計算書にて報告される。純投資ヘッジの非有効部分は、ただちに連結損益計算書にその他の利益/費用として認識される。純投資ヘッジの下では、累計利得又は損失は、ヘッジ手段が失効、売却、終了、もしくは行使された場合、又はヘッジ会計の要件をもはや満たさなくなった場合、又は当グループがヘッジ関係の指定を取り消した場合、連結包括利益計算書に残る。累積利得及び損失は、海外事業への純投資が処分される時に処分損益の一部として連結損益計算書に認識される。

ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ金融商品は、財政状態計算書日現在で時価評価され、利得又は損失は連結損益計算書に直接認識される。

他の金融商品又は他の主契約に組み込まれたデリバティブは、そのリスク及び特性が主契約のリスク及び特性と密接に関連しておらず、かつ、当該主契約が公正価値で計上されておらず未実現損益が連結損益計算書に計上されない場合には、別個のデリバティブとして処理される。

H. 資本性金融商品

資本性金融商品は、事業体のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分を証する契約である。当グループが発行した資本性金融商品は、直接発行費用控除後の受取金額で計上される。

I. 借入費用

借入費用には、実効金利（EIR）による利息費用及び利息費用への調整としてみなされる範囲で外貨建借入費用から生じる換算差額が含まれる。

建設中の適格な設備投資プロジェクトに係る取得、建設、又は操業に直接関連する借入費用は、資産化され、当該資産が実質的に意図した用途に準備が整う（すなわち、商業生産が可能となる）まで、建設中のプロジェクト原価に加算される。サービス委譲契約の建設段階に関連する借入費用は、無形資産の取得原価の一部として資産計上されている。プロジェクトの資金調達のために特定の借入が行われる場合には、資産化される金額は、実際に発生した借入費用を表している。プロジェクトの資金調達のために行われた特定の借入資金から余剰資金が利用可能な場合には、当該短期投資から得られた利益についても資産化され、資産化された借入費用から減額される。プロジェクトの資金調達のために、一般借入債務の一部から資金が使用される場合には、資産化される金額は、関連する当グループの一般借入債務に適用される当該期間中の加重平均レートを用いて算出される。適格資産の活発な開発が長期間にわたって中断された場合、借入費用の資産化も中断され、連結損益計算書に認識される。

その他のすべての借入費用は、発生した期間に連結損益計算書に認識される。

J. 減損

金融資産

金融資産は、各報告日現在において、減損が生じている客観的な証拠が存在するか否か判断され評価される。1つ又は複数の事象が資産の見積将来キャッシュ・フローにマイナスの影響を与えていることを示す客観的な証拠が存在する場合には、金融資産は減損しているとみなされる。

償却原価で測定される金融資産に係る減損損失は、帳簿価額と、当初の実効金利で割り引かれた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として算定される。売却可能金融資産に係る減損損失は、当該公正価値を参照することにより算定される。

重要性の高い金融資産は、個別に減損テストが行われる。その他の金融資産は、類似の信用リスク特性を有するグループ単位で集合的に判定される。すべての減損損失は、連結損益計算書に認識される。以前に連結包括利益計算書に認識されていた売却可能金融資産に係る累積損失は、減損の認識時に連結損益計算書に振り替えられる。減損損失の戻入は、当該戻入が減損損失認識後に生じた事象に客観的に関連付けられる場合に行われる。償却原価で測定される金融資産及び負債証券である売却可能金融資産については、当該戻入は連結損益計算書に認識される。持分証券である売却可能金融資産に係る公正価値の変動は、連結包括利益計算書に直接認識される。

営業債権及びその他の債権に対する引当金勘定は、減損損失を計上するために使用される。ただし、未収額が回収不能であると当グループが確信している場合はこの限りでなく、その時点で、当該未収額は回収不能とみなされ、当該金融資産から直接減額される。

非金融資産

減損費用及び戻入は、個別資産又は資金生成単位で評価される。資金生成単位（以下「CGU」という。）は、その他資産又は資産グループからのキャッシュ・イン・フローからおおむね独立したキャッシュ・イン・フローを生成する最小の資産グループである。

減損テストは、減損の兆候がある場合にすべての資産に対し年次で行われる。当グループは資産価値の評価の内部レビューを年次で行い、減損の兆候又は過年度に認識した減損損失の戻入に該当する資産の情報源として使用されている。また、外部要因である予想将来価格の変動及び原価並びにその他の市場要因も減損の兆候又は過年度に認識した減損損失の戻入を評価するためにモニターしている。

減損の兆候が存在し、減損レビューが行われると、処分費用控除後の公正価値と資産の使用価値とのいずれか高い金額である回収可能価額が算出される。

処分費用控除後の公正価値は、市場参加者間における通常取引において資産売却で受領するであろう価格であり、事業体特有で一般的な事業体に適用できない要因からの影響は反映されない。鉱物、石油及びガス資産の公正価値は、資産の継続使用から生じると予測される見積将来キャッシュ・フロー（独立した市場参加者が考慮するであろう仮定を用いた拡張予測及び最終処分を含む）の現在価値で決定される。このキャッシュ・フローは、適切な税後割引率で割り引かれた正味現在価値となる。

使用価値は、現在の形態での資産の継続使用及び最終処分から生じると見込まれる見積将来キャッシュ・フローの現在価値で決定される。キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び見積り将来キャッシュ・フローが調整されていない当該資産に固有のリスクに係る現在の市場評価を反映した税前割引率を用いて、割り引かれる。使用価値は当グループの継続使用に特有の仮定を用いて決定され、将来の開発は考慮されない。この仮定は、公正価値の算出に用いられるものとは異なり、結果として使用価値の算出結果は公正価値算出とは異なるものとなる可能性が高い。

CGUの帳簿価額は、CGUの回収可能価額の決定と同じ方法を基に決定される。

資産又はCGUの回収可能価額が帳簿価額よりも低いと判断された場合、当該資産又はCGUの帳簿価額は回収可能価額まで切り下げられる。減損損失が損益計算書上認識される。

過年度に認識された減損損失の戻入は、資産の帳簿価額が減損損失を認識していなかった場合に算定されたであろう帳簿価額を超えない範囲でのみ行われる。

探査及び評価資産：

探査及び評価資産の減損の兆候を評価する際、当社は最低限以下の兆候を検討する。

- ・ 事業体が事業年度中特定の地域での探査権を有する期間が終了し、あるいは近い将来終了する予定で、更新が見込めない。
- ・ 特定地域における鉱物資源の探査及び評価の実質的な支出が、予算化も計画もされない。
- ・ 特定地域における鉱物資源の探査及び評価が商業的に実行可能な量の鉱物資源を発見につながっておらず、事業体が当該地域での活動の停止を決定した。

- ・ 特定地域での開発が進んでいるにも関わらず、開発の成功又は売却により探査及び評価資産の帳簿価額すべての回収が不可能であることを示すデータが十分存在する。
- ・ 外部専門家による年次の埋蔵量情報。

潜在的な減損が特定された場合、探査及び評価資産が帰属する事業資産グループ（資金生成単位を表す）に合わせて各地域の持分に対する評価が行われる。埋蔵が発見されたが生産開始前に多額の資本支出が必要な探査地域では、商業的な埋蔵量が存在するか、あるいは追加的探査作業が計画又は実施されているということを確認するための継続的評価が行われる。資本的支出が回収不能となるまでは、損益計算書に計上される。

K. リース

契約にリースが含まれているか否かの判断

契約の開始時点、当グループは契約がリースであるか、又はリースを含んでいるかどうかを判断する。契約の履行が特定の資産又は資産群の使用に依存しており、契約により当該資産又は資産群を使用する権利が与えられるならば、当該権利が契約上明記されていない場合であっても、当契約はリースである、又はリースを含んでいる。

リースを含んでいる契約の開始時点又は再評価時点に、当グループは契約により要求されるリースに対する支払と他の対価をそれぞれの公正価値をもとに、リースに関するものとそれ以外の要素に関するものとに区別する。ファイナンス・リースの場合において当グループが信頼性をもって支払いを区別することが実務上不可能と判断する場合、資産と負債は原資産の公正価値に等しい金額で認識される。その後、負債は支払いに応じて減額し、負債に関する帰属金融費用は、当グループの追加借入利子率を用いて認識される。

借手としてのグループ

リース取引は、開始日にファイナンス・リース又はオペレーティング・リースのいずれかに分類される。所有権に伴うリスクと経済価値のほとんど全てを当グループに移転するリースは、ファイナンス・リースとして分類される。

ファイナンス・リースはリースの開始時に、リース資産の開始日の公正価値又は最低リース料総額の現在価値のいずれか低い方で資産計上される。リース料は負債残高に対して一定の金利を算出するため、金融費用とリース負債の控除に振り分けられる。金融費用は、損益計算書上金融費用として認識される。但し、適格資産に直接帰属する場合にはこの限りではなく、その場合には、当該金融費用は、借入費用に関する当グループの一般的なポリシーに従い資産計上される。変動リース料は発生した期間に費用として認識される。

リース資産は、資産の耐用年数にわたり減価償却される。しかし、当グループがリース期間の終了時まで所有権を取得することが合理的に認められない場合には、当該資産は見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間で減価償却される。

オペレーティング・リース料は、損益計算上費用としてリース期間にわたり定額法で認識される。

貸手としてのグループ

当社が資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転していないリースは、オペレーティング・リースとして分類される。オペレーティング・リースからの賃貸収入は、関連リース期間にわたり定額法で認識される。オペレーティング・リースを交渉及びアレンジする際に生ずる当初直接コストは原資産の帳簿価額に加算し、リース期間にわたりリース収益と同様に認識される。変動リース料は獲得した期間に、収益として認識される。

リースは、所有権のリスクと経済価値のほとんどすべてが当社から借手に移転した時にファイナンス・リースとして分類される。ファイナンス・リースのもとで借手から支払われる金額は、当社の正味リース投資で債権として計上される。ファイナンス・リース収益はリースに関する投資未回収額に対して一定の回収率となるように会計期間に割り当てられる。

L. 政府補助金

政府補助金は、当グループが政府補助金に付帯する条件を満たし、かつ、補助金が交付されるという合理的な保証が得られるまでは認識されない。有形固定資産に関連する政府補助金は、資産の帳簿価額を計算する際に控除され、対象となった資産の見積耐用年数にわたって連結損益計算書に減価償却費用の減少として認識される。その他の補助金（収益に関連する補助金を含む）は、関連する支出が発生した期間に連結損益計算書に規則的に収益として計上される。

M. 棚卸資産

棚卸資産（重要でない副産物及び作業屑を除く。仕掛品を含む。）は、取得原価及び正味実現可能価額（陳腐化引当金控除後）のうちいずれか低い方で計上される。取得原価は、以下に基づいて算定される。

- ・ 購入した銅精鉱は、先入先出法（以下「FIFO」という。）による原価で計上される。貯蔵品及び予備部品を含むその他すべての原材料は、加重平均法で評価される。
- ・ 完成品は、原材料費に加工費（労務費及び正常生産能力に基づく製造間接費のうち帰属可能な部分から構成される）を加えた額で評価され、FIFOにより在庫から払い出される。しかし、石油及び凝縮液の完成品の原価は、四半期加重平均ベースで決定される。

重要でない副産物及び作業屑は、正味実現可能価額で評価される。

正味実現可能価額は、見積販売価格から完成及び処分までに発生すると見込まれる費用を控除した額に基づき算定される。

N. 税金

税金費用は、当期税金及び繰延税金の合計を表している。

当期税金は、報告日までに施行されている又は実質的に施行されている税率及び税法を適用し算定された支払（又は還付）予定額であり、当該金額には過年度の未払税金に対する修正も含まれている。

繰延税金は、以下を例外として、報告日現在の資産及び負債の税務基準額と財務報告目的上の帳簿価額との一時差異のすべてについて、貸借対照表法を用いて算定される。

- ・ 一時差異の解消時期をコントロール可能で、かつ、当該一時差異が予測可能な期間内に解消しない可能性が高い場合における、子会社の過去の利益に関する将来の送金に課される未払税金。
- ・ 税務目的上減算できないのれんに対して、もしくは企業結合以外の取引で、かつ、取引時点で会計上の利益又は課税所得（又は欠損金）のいずれにも影響を与えない取引に係る資産又は負債の当初認識に対しては、繰延法人所得税は認識されない。
- ・ 繰延税金資産は、回収可能性の方が高い（more likely than not）範囲に限り認識される。

繰延税金資産及び負債は、報告日現在施行されている又は実質的に施行されている税率（又は税法）を前提に、資産が実現又は負債が決済される年度に適用が見込まれる税率で測定される。その他の包括利益に直接認識されている項目に関連する税金は、連結損益計算書ではなく、連結包括利益計算書において認識される。

繰延税金資産の帳簿価額は、各報告日現在においてレビューされ、繰延税金資産の全部又は一部の回収を可能とするだけの十分な課税所得が得られる可能性が高くなった範囲まで修正される。

繰延税金資産及び負債が同一の税務当局により課された法人所得税に関連するものであり、かつ、関連する納税企業体が当期の税金資産及び負債を純額で決済することを意図している場合に、当該繰延税金資産及び負債は相殺される。

O. 退職給付制度

当グループは、多くの確定給付及び確定拠出制度を運営し又はこれらに加入しており、当該制度の年金資産（積立分）は、独立して管理されている基金において保有されている。確定給付制度に関して、当該制度に基づく給付費用は、毎年期末時点で独立の年金数理人により予測単位積増方式を用いて制度ごとに年金数理的評価計算により決定される。

年度中に生じる再測定の違いはその他の包括利益において認識され、損益にはリサイクルされない。確定拠出制度に関して、連結損益計算書の年金費用及びその他の退職後給付に費用計上される金額は、当該年度において拠出すべき掛金の額である。

純利息は期首の正味確定給付債務又は資産に対し割引率を適用して算出される。確定給付費用は当期勤務費用、過去勤務費用、支払利息又は受取利息の純額、及び再測定、並びに縮小又は決済にかかる損益に分かれる。当期勤務費用及び過去勤務費用は売上原価、一般管理費及び販売費用に認識される。利息費用又は収益の純額は金融費用と合わせて認識される。

P. 株式報酬

当社の従業員（執行役員を含む）の中には、株式報酬取引の形態で、報酬の一部を受領しているものがあり、従って、従業員は株式又は株式に対する権利と交換にサービスを提供している（「持分決済型取引」）。

従業員との持分決済型取引の原価は、付与日の公正価値で測定される。市場関連権利確定条件を持つ株式報酬の公正価値は外部の鑑定評価を用いて決定され、付与日の公正価値は最終的に権利付与される株式のグループの見積りに基づき、権利付与期間にわたり、按分比例ベースで費用化される。権利付与されそうな見積報酬数は、付与日までの各貸借対照表日でレビューされ、その時点で当該見積が現在の期待値を反映するように調整される。

結果として生ずる資本の増加は株式報酬準備金に計上される。

現金決済型の場合、負債は現金決済取引の公正価値で認識される。公正価値は当初測定され、決済日までの各報告期間の末日および決済日に、公正価値の変動がある場合には、従業員給付費用において認識される。公正価値は、対応する負債の認識と共に付与日までの期間にわたり費用化される。公正価値は、外部の鑑定評価を用いて決定される。

更に、当社は、未決済の株式報酬を有していない。ヴェダンタは、長期インセンティブ制度（以下「LTIP」という。）に従い、当社及びその子会社の従業員及び取締役に対し、特定の株式に基づくインセンティブを提供している。ヴェダンタは、各グループ会社から比例分担費用（付与されたオプションの付与日現在の公正価値に基づき算定される。）を回収している。当該費用は、各社の連結損益計算書に費用計上される。

Q. 引当金、偶発債務及び偶発資産

引当金は、金額又は時期が不確実な当グループの負債を表している。当グループが過去の事象の結果として現在の債務（法的又は推定的債務）を有しており、当該債務を決済するために資源の流出（信頼性をもって見積り可能）を要求される可能性が高い場合、引当金が認識される。貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合、引当金は、貨幣の時間的価値及び（必要に応じ）当該負債に固有のリスクに係る現在の市場評価を反映した適切な税引前割引率を用いて、見積将来キャッシュ・フローを正味現在価値に割引くことにより算定される。割引の振戻しは、連結損益計算書上金融費用として認識される。引当金は、各報告日現在においてレビューされ、現在の最善の見積りを反映するよう修正される。

偶発債務は、グループの支配の及ばない不確実な1つ以上の将来の事象の発生又は未発生によりその存在が確認される過去の事象から、又は資源の流出が義務の決済に必要とされる可能性が低いために認識されない現在の義務から生ずる可能性のある義務である。偶発債務は、信頼性を持って測定できないために認識できない債務がある極端に稀な場合においても生ずる。当グループは、偶発債務を認識しないが、連結財務諸表上その存在を開示する。

偶発資産は認識されず、経済的便益の流入の可能性がある場合に財務諸表において開示される。

R. 原状回復、復旧及び環境費用

原状回復、復旧及び環境費用を負担する義務は、鉱山又は油田の開発もしくは継続的な採掘により環境侵害が引き起こされた場合に生じる。各プロジェクトの開始時に、当該費用を負担する義務が生じ次第、当該費用（正味現在価値に割引）は引き当てられ、対応する金額が資産計上される。当該費用は、当該資産の減

価償却及び当該引当金に係る割引の振戻しを通じて、操業期間にわたり損益計算書に費用計上される。当該費用の見積りは定期的にレビューされ、費用の見積り又は操業期間に影響を与える可能性のある明らかとなった進展を反映するよう修正される。関連資産の取得原価は、費用の見積りの更新、操業期間の変更、新たな侵害、及び割引率の見直しを原因とする引当金の変動に応じて修正される。当該資産の修正原価は、関連する資産の耐用年数にわたり、将来に向かって減価償却される。割引の振戻しは、連結損益計算書上金融及びその他の費用として表示される。

継続的な採掘により生じるその後の敷地の損害に係る原状回復のために要する費用は、採掘の進行に従い連結損益計算書に費用計上される。敷地の原状回復費用の重要性が低いことが予測される場合には、発生時に費用処理される。

S. 外貨換算

当グループに属する各事業体の機能通貨は、各事業体が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として決定される。すべての主要な事業子会社に関しては、通常各子会社が営業活動を行う国の現地通貨が機能通貨となっているが、例外として石油及びガス事業は営業活動を行う主たる経済環境の通貨として米ドルを機能通貨としている。

各グループ企業の財務書類において、機能通貨以外の通貨で行われた取引は、取引日現在の実勢為替レートで機能通貨に換算される。その他の通貨建ての貨幣性資産及び負債は、報告日現在の実勢為替レートで機能通貨に換算される。取得原価又は公正価値で測定されているその他の通貨建ての非貨幣性資産及び負債は、当該価値が算定された日の実勢為替レートで換算されている。貨幣性項目に係るすべての為替差額は連結損益計算書に含まれる。ただし、指定された予定売上高に関する通貨リスクに対し有効なヘッジ手段と指定された貨幣性項目に関する為替差額は、例外として、連結包括利益計算書に認識される。

連結財務書類目的で、インド・ルピーが機能通貨ではない事業の連結損益計算書項目は、当該年度における平均為替レート／取引日現在の換算レートでインド・ルピーに換算される。関連する連結財政状態計算書は、報告日現在のレートで換算される。当該換算から生じる為替差額は、連結包括利益計算書に認識される。当該事業体の処分を行った場合には、特定の国外事業に関連し資本に認識されていた繰延累積為替差額は、連結損益計算書に認識される。

T. 1 株当たり利益

当グループは、普通株式に関する基本的及び希薄化後1株当たり利益（以下「EPS」という。）のデータを表示している。基本的EPSは、当社の普通株主に帰属する純損益を、当該期間の加重平均社外流通普通株式数で除すことにより算定される。希薄化後EPSは、希薄化効果のあるすべての潜在的普通株式の影響に関して、普通株主に帰属する純損益及び加重平均社外流通普通株式数を調整することにより決定される。

U. 自己株式

当グループは株式報酬を従業員に提供するため、従業員給付信託（EBT）を設けている。当グループはEBTを従業員報酬スキームの下で従業員に株式を分配するための手段として用いている。EBTは、従業員に株式を付与するために、市場から当社の株式を購入する。EBTが保有している株式は自己株式として扱われる。

再取得された自社の資本性金融商品（自己株式）は取得原価で認識され、資本から控除される。当グループ自身の資本性金融商品の購入、売却、発行又は消却に係る利得又は損失は、損益として認識されない。再発行された場合の、帳簿価額とその対価との差額は、資本準備金で認識される。新株予約権は行使される都度、自己株式で充当される。

[次へ](#)

V. 重要な会計上の判断及び見積りの不確実性

IFRSに準拠した財務書類の作成には、経営者による判断、見積り及び仮定が必要である。これは、会計方針の適用、当連結財務書類の日付現在の資産、負債、収益、費用の報告金額、偶発資産及び偶発負債の開示並びに表示年度中の収益及び費用の報告金額に影響を与える。実際の結果は、異なる仮定及び状況においてこれらの見積りとは異なることがある。

見積り及び基礎となる仮定については継続的にレビューされる。会計上の見積りの変更は、当該見積変更の生じた期間、及び影響を受ける将来の期間において認識される。

具体的には、財務書類に認識される金額に最も重要な影響を与える会計方針の適用における見積りの不確実性及び決定的に重要な判断の重要な領域に関する情報は、以下の会計方針及び／又は注記に含まれている。

重要な見積り

i. 石油及びガスの見積埋蔵量：

石油及びガスの埋蔵量は、確定及び推定権利ベースで見積られる。確定及び推定埋蔵量は、認識された標準評価手法を用いて見積られる。見積額は、各会計年度末に見直される。将来の開発費は、オペレーター及び適切な場合には内部のエンジニアを参考にして埋蔵量を産出するために必要な開発レベルを考慮し見積られる。基本的な埋蔵量の権利は、関連契約に従って、当グループの現在の石油価格及び原価回収仮定を用いてその後算出される。製造原価、回収率、埋蔵量の評価又はコモディティ価格などの要因による埋蔵量の変動は、減価償却率、資産の帳簿価額及び環境並びに原状回復引当金に影響を及ぼす。

減損及び減価償却費の詳細については、注記8に開示されている。

ii. 資産の経済的耐用年数及び減損：

鉱業資産、石油及びガス資産、並びにリースを除く有形固定資産は経済的耐用年数にわたり減価償却される。経営者は、少なくとも年に1度経済的耐用年数をレビューし、変更があれば将来に向かって償却率に影響し、ゆえに資産の帳簿価額に影響する。資産の帳簿価額を回復できないかもしれない兆候を示す状況の事象又は変化がある場合には、当グループも可能性のある減損に対して、鉱業資産及びリースを含む有形固定資産をレビューする。有形固定資産の減損を評価する際には、コモディティ価格の変動、当グループの事業計画及び規制環境の変化等の、利益の大幅な減少につながる要因が考慮される。資金生成単位（CGU）の資産の帳簿価額は、これらの資産の回収可能価額（処分費用控除後の公正価値と使用価値の高い方）と比較される。回収可能価額は、コモディティ価格、市場の需要及び供給、経済及び規制環境、長期計画、割引率並びにその他の要因に関する経営者の見積りに基づいている。上記の要因の変動によるその後のキャッシュ・フローの変動は、資産の帳簿価額に影響を与える可能性がある。

iii. 探査及び評価固定資産の帳簿価額：

プロジェクトが想定通り進んでいる状況下においては、IFRS第6号探査資産の回収可能性は、帳簿価額と処分費用控除後の公正価値又は使用価値のいずれか高い方との比較で評価される。探査資産の価額は性質上判断が必要であり、会計方針についての詳細は前述の会計方針に含まれている。探査及び評価資産の金額は活動中の探査プロジェクトを示している。当該金額は、商業的埋蔵量が確立するか、決定プロセスが完了しないか、減損の兆候がない限り、探査費用として連結損益計算書上損金計上される。継続中の探査の成果、つまり探査及び評価資産の帳簿価額が最終的に回収されるかどうかは性質上不明確である。

減損費用及び用いられた仮定の詳細については、注記8に開示されている。

iv. 開発/生産段階の石油及びガス資産の帳簿価額：

経営者はIAS第36号に基づき減損の兆候が認識された場合に、当グループの開発/生産段階の石油及びガス資産の減損テストを行っている。

減損の評価は以下を含む様々な見積及び仮定に基づいている。

見積/仮定	基準
将来の生産量	確定及び推定埋蔵量、資源見積及び一部拡張計画
コモディティ価格	利用可能な分析予測内であることの確認を目的とし外部情報源を基準に評価された経営者の最善の見積
割引	過去に一般的に行われた割引を基準に評価された経営者の最善の見積
割引率	資産/CGUに固有のリスクを調整した資本コスト
PSCの延長	ラジャスタン地区のPSCが期待される取引条件で2030年まで延長されたと仮定

上記の要因の変動によるその後のキャッシュ・フローの変動は、資産の帳簿価額に影響を与える可能性がある。

減損及び用いられた仮定の詳細については、注記8に開示されている。

v. 鉱業資産及びリース

鉱業資産及びリースの帳簿価額は、確定及び推定埋蔵量に基づく生産高比例法を用いて、鉱山寿命にわたり当該資産を償却することによって算出される。見積埋蔵量は、鉱山寿命に関する仮定に左右され、新情報が利用可能になった場合には、変化する場合もある。製造費用、回復率、埋蔵量のグレード又は商品価格等の要因の結果として、埋蔵量に変化する場合、鉱業資産及びリースの帳簿価額及び環境引当金・原状回復引当金に影響を与える可能性がある。

経営者は減損の兆候がある場合に減損テストを行っている。減損の見積りには幅があり、基礎となる仮定には以下を含む。

見積/仮定	基準
将来の生産量	予測されている生産量の承認を考慮した、確定及び推定埋蔵量、資源見積（適当な転換要因を含む）及び一部拡張計画
コモディティ価格	利用可能な分析予測内であることの確認を目的とし外部情報源を基準に評価された経営者の最善の見積
為替相場	外部情報源を基準に評価された経営者の最善の見積
割引率	資産/CGUに固有のリスクを調整した資本コスト

減損費用の詳細については、注記8に開示されている。

vi. ランジガル精錬所における減損評価：

2016年度において、当グループはランジガルのアルミナ精錬所の年4百万トン（MTPA）への採掘拡張について必要な承認を得た。年4百万トンから年6百万トンへの拡張については特定の条件による。

よって、ボーキサイト鉱山における第2期の生産が2016年4月より開始され、1.7から2.0百万トン（ボーキサイトの品質による）の生産が可能になった。4百万トンへのさらなる増加はすべてのボーキサイト鉱山の総量を考慮して検討される。当グループはボーキサイト生産の遅延を減損の兆候と判断した。よって、当グループは貸借対照表日現在のランジガルの固定資産の帳簿価額の見直しを行い、当該資産の回収可能額を見積り、回収可能額（公正価値から処分に係る費用を控除して見積を実施）が帳簿価額を上回ったため、減損はないとの結論に至った。

これら資産の処分に係る費用を控除した公正価値の決定に用いられた主要な仮定及び見積は、下記のとおりである。

- ・ オリッサ州は豊富なボーキサイト資源を有しており、オリッサ州政府が主導していることを考慮すると、経営者は中短期的にヴェダンタ・アルミニウムがボーキサイトを利用できるようになると確信している。当社は、精錬所の操業用のボーキサイトの安定供給を確保するため、国内外の複数の納入業者と契約を締結した。当社は、開始当初はボーキサイトが自社鉱山から調達可能となるまではインド及び他の国々の第三者供給先より購入されるであろうと見込んでいる。
- ・ オリッサ州は、採掘運営のための地域の確保あるいは探査活動及び長期的にオリッサを本拠とする産業への鉱石の供給のための政策立案を行う行政委員会の設立を含む特定の措置を実施している。インド政府は既存の鉱山鉱物開発規制法を改正した。主な変更点は採掘権付与のプロセスであり、先着順ではなくより透明性のなる入札プロセスにより権利付与を促進化したものである。
- ・ 経営者は年4百万トン以上を生産することになるアルミナ精錬所の建設のための条件が満たされることを予想しており、精錬所の拡張の最終無条件承認により2020年度までには生産開始となると見込んでいる。
- ・ オリッサ州政府はすべての古い採掘量割当てを廃止し、鉱山鉱物開発規制法に従いより透明性のある入札プロセスを設定した。これにより現地でのボーキサイト入手が改善する。

経営者は様々なボーキサイト採掘の法定承認が得られると考えている。

当グループはボーキサイト採掘承認の遅延、ルピーの対ドル価格の下落、割引率及びロンドン金属取引所のアルミニウムの価格を含む主要な変動項目について感応度分析を行っている。最も重要な変動項目は採掘に対する規制当局の承認及びボーキサイトに対する権利を得るまでの見積スケジュールである。感応度分析は、採掘の法定承認及びボーキサイトの権利取得が1年遅れたとしても、使用価値は帳簿価額及び費用を上回ると示している。

2016年3月31日現在のランジガルのアルミナ精錬所に係る固定資産及び関連する鉱業資産の帳簿価額は69,150百万ルピーであり、2017年3月31日は69,277百万ルピー（1,068.3百万米ドル）である。

vii. カーナタカ及びゴア鉄鉱石鉱山の減損評価：

カーナタカ採鉱

カーナタカにおける採鉱の禁令は2013年4月17日に解除され、採掘運営は2013年12月28日に再開したが、仮設作業の認可の期限が切れたため、2014年7月31日より再び一時中断となった。その後、当期中に採鉱権証書の行使及び採鉱権契約の更新契約により、当社はカーナタカにおける採掘運営を2015年2月28日に再開した。現時点の承認済採掘量は、鉱山資源及び埋蔵量の最小値、インドの林業の研究・教育評議会（Indian Council of Forestry Research and Education）が評価した廃棄及び出荷量を基に年2.29百万トンに固定されている。その後、鉱山資源及び埋蔵量、並びにその他の要因の再評価に基づき、改訂採掘計画がインド鉱業省に2016年3月に提出され年6百万トンまで製造量は増大している。経営者はこれら資産の回収可能額を2018年度の採掘拡張を基に見積もっている。

割当てられた採掘量の拡大が一年遅れた場合は回収可能額が1%減少するが帳簿価額を上回る。

2016年3月31日現在の資産の帳簿価額は9,656百万ルピー、2017年3月31日現在9,090百万ルピー（140.2百万米ドル）である。

ゴア採鉱

2014年度及び2015年度に環境森林省は、ゴアに対するにおける鉄鉱石の採掘の環境認可の一時中断命令を取り下げた。また、ゴア州政府は採鉱権規定を発行し、ゴアにおける鉄鋼石採掘の一時中断の命令を取り消した。当グループは中間期、採掘認可の上限である（2017年度の中間期の上限合計20百万トンのうち）6.9百万トンの売却可能な鉱石を配分された。

インド最高裁判所によりゴア州における鉄鉱石採掘の増加についてマクロ経済への影響を評価するために設置された専門委員会が、採掘の上限を年30百万トンに増加することを勧告した。さらに、専門委員会はマクロ経済への影響の評価及び州政府による拡張率の増加並びに採掘可能量の増加を検討した結果、上限をさらに年37百万トンに増加することを勧告した。専門委員会の報告書は最高裁判所の承認を待っている。最高裁判所が承認すれば、州政府は採掘量を配分する。当該配分は現行のEC上限の比例配分になると予測されている。

採掘は2015年10月に再開された。経営者は2018年の採掘上限年30百万トン、2019年の年37百万トン及びそれ以降を考慮してこれらの資産の回収可能額を見積もった。

採掘上限の年30百万トン及び年37百万への増加が一年遅れた場合は回収可能額がおよそ4%減少するが、帳簿価額を十分に上回る。2016年3月31日現在の資産の帳簿価額は41,968百万ルピー、2017年3月31日現在41,185百万ルピー（635.1百万米ドル）である。

経営者はカーナタカ及びゴア鉄鉱石鉱山の資産の貸借対照表日現在の帳簿価額を見直し、当該資産の回収可能価額を見積り、（使用価値と処分費用控除後の公正価値とでいずれか高い方を基に見積られた）回収可能価額が帳簿価額を上回ったため、減損は発生していないと結論付けた。

当グループは、主要な変動項目である採掘権の増加の遅れ、鉄鉱石の価格の変動、割引率、ルピーの対ドル価格の上昇などについて感応度分析を行った。感応度分析の結果、回収可能額は引き続き帳簿価額を上回ると予測されている。

viii. 用地原状回復、復旧及び環境費用：

鉱山用地の原状回復及び復旧に関連する費用に対する引当金は、当該費用を負担する義務が生じ次第計上される。原状回復及び閉鎖費用は、採取産業に特徴的なものであり、これらは通常、鉱山または油田の閉鎖時に発生する。この費用は、鉱山閉鎖計画並びにこれらの施設の解体及び除去に関する割引後の見積費用に基づき見積られ、原状回復費用は発生時にその時点における当グループの義務を反映して資産化される。

石油及びガス資産の廃棄に対する引当金は、生産設備の除去及び廃棄の見積費用、負債廃棄の決済タイミング、及び適切な割引率を基に算出している。

対応する引当金が負債側に計上される。資産化された資産は、運用期間にわたり、資産の減価償却を通じて連結損益計算書に費用計上される。また、引当金は、当該引当金に係る割引の振戻しを通じて每期増加する。経営者の見積りは現地の法令及び／又はその他の取決めに基いている。実際の費用及びキャッ

シュ・アウトフローは、法規の変更、価格の変動、用地の状態の分析及び原状回復技術の変化により、見積りと異なることがある。当該引当金の詳細は注記20に記述されている。

ix. HZL及びBALCOのコール・オプション：

当グループは、残っているBALCOの49%の持分及びHZLの29.5%の持分を取得するコール・オプションを実行した。しかしながら、インド政府は、当オプションの有効性に抗議し、関連する協定（その詳細が注記28に記載されている）に関連して行われた評価につき異議を唱えている。オプションの発行決議の欠落、実行及び評価に対するリクエストに対するインド政府からの無回答、潜在的な取引を取り巻く、結果としての不確実性、及び支払対価の評価を考慮し、当グループはオプションの行使価格を公正価値であると考えており、従ってオプションの価値はゼロであり、コール・オプションは財務諸表上認識されていない。

重要な判断

a. 電力部門に関する収益認識及び債権の回収：

一定の場合に、当グループの電力顧客は電力購入契約（PPA）の様々な契約上の規定に異議を唱えている。IAS第18号に従ってPPAの下で課されるべき料金を評価し、かつ収益の回復可能性を評価することが可能である場合に重要な判断が必要となる。

この重大な判断を評価するに当たり、経営者は当社に好意的な外部の法的意見及び各々の問題における議論の強みを考慮した。更に、契約が政府の所有している会社と締結されているという事実は信用リスクが低いということを示している（詳細については注記11参照）。

b. 偶発債務

通常の営業過程において、当グループに対する訴訟、課税及びその他の請求から偶発債務が生じることがある。税金費用は、当グループに過去の事象の結果として現在の債務があり、当グループが当該債務を決済しなくてはならない可能性が高い場合に認識される。結果が不確実であると経営者が評価している状況下で、不利益な結果の生ずる可能性がわずか（remote）でない限り、請求は偶発債務として開示される。そのような債務は注記に開示されるが財務諸表上では認識されていない。信頼性をもって測定できないため認識することができない負債がある極端に稀なケースにおいても偶発債務は生じる。その場合、当グループが偶発債務を認識しないが、連結財務諸表上、その存在を開示する。

法務又は税務上、事象の発生の可能性が高い（probable）のか、可能性がある（possible）のか又はほとんどない（remote）のかの分類を考慮する際に、判断が必要となる。これは法令の適用に関係しており、一定の場合には、特にインドにおける、国特有の税法、決済の可能性についての経営者の解釈に基づく。経営者は社内又は外部の法的専門家をういて最終的な判断を下している。

法的手続の最終結果に関して何の保証が得られない場合であっても、当該手続が当グループの財政状態や収益性に対して著しく不利益な影響を与えると当グループは考えていない。注記29に開示されているように、可能性がある（possible）と評価されている負債は、当該財務諸表において認識していない。

c. IFRIC第4号—契約にリースがふくまれているか否かの判断の評価

子会社の一つと国家電網（State Grid）と締結した電力購入契約（PPA）がIAS第17号「リース」の下で適格オペレーティング・リースであるということを当グループは確認している。したがって、資本コストに対する発電力利用料（capacity charges）の回収に関連してPPAの下での受領対価は、オペレーティング・リース・賃借料として認識され、燃料費、運営及び維持等を含む変動費に関しては製品／サービスの販売からの収益としてみなされている。

国家電網からの発電力利用料を固定支払と変動支払に分ける際に重要な判断が必要とされる。PPAの下で発電力利用料は、プラント用の石炭及び水の利用可能性のような様々な要因があるため、変動しやすい、子会社に利用可能な電気ユニットの数を基礎としているため、PPAの下では固定的な最低支払はなく、定額法で会計処理される必要があると判断している。偶発リース料は注記29C（ii）に開示されている。

[次へ](#)

X.最近発行された会計基準

以下は当財務書類の承認日までに公表済で未適用の基準である。

IFRSの年次改善から生じる修正（2014－2016年サイクル）

当修正は2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用されるが、早期適用が認められている。

IFRS第7号－キャッシュ・フロー計算書：

当修正は財務諸表の利用者が財務活動から生ずる負債の変動を評価することができるように、追加の開示を導入している。当グループは現在開示されている負債純額に加えて、財務活動から生ずる負債総額の動きに関する情報を提供することが要求される。当修正は2017年1月1日以降に開始する事業年度から適用されるが、早期適用が認められている。

IAS第12号への修正－未認識損失に対する繰延税金資産の認識

未認識損失に対する繰延税金資産の認識についての当修正は、公正価値で測定されている負債証券に係る繰延税金資産の会計処理方法を明確にしている。当修正は2017年1月1日以降に開始する事業年度から適用されるが、早期適用が認められている。

IFRIC第22号：外貨建取引と前渡・前受対価

2016年12月8日に発効された当解釈指針は、外貨での前渡・前受対価の支払又は受領から生ずる非貨幣性資産又は非貨幣性負債の認識が中止される場合に、資産、費用または収益（あるいはその一部）の当初認識時に使用すべき換算レートを決めるための取引日の決定方法について取り扱っている。当修正は2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用されるが、早期適用が認められている。

IAS第40号 投資不動産

57項において、企業は用途変更の明白な証拠がある場合に限り、不動産の投資不動産への振替又は投資不動産からの振替を行わなければならないという修正が行われた。不動産が投資不動産の定義を満たす又は満たさなくなった場合に、用途の変更は生ずる。不動産の用途についての経営者の意図の変更のみでは、用途変更の証拠とはならない。58項(a)－(d)の証拠の一覧は以前の網羅的な一覧に代わり、非網羅的な例示の一覧として示されている。当修正は2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。早期適用が認められている。

IFRS第2号 株式報酬

株式報酬取引の分類及び測定を明らかにする修正のいくつかが公表された。当修正は2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。早期適用が認められる。修正は遡及的に適用されなくてはならない。しかし、遡及適用は事後的な判断を用いることなく可能である場合に限り許容される。

IFRS第4号 保険契約

IFRS第9号とIFRS第4号との相互の影響に関する修正が公表された。上書きアプローチを遡及的に適格金融資産に適用することを選択した企業は、IFRS第9号を初めて適用するときに、適用する。繰延アプローチを適用することを選択した企業は、2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用する。

IFRS第9号－金融商品

2014年7月、IASBはIFRS第9号「金融商品」の最終版を公表した。この新基準はIAS第39号で要求されている現行の基準の複雑性を低減する。IFAS第9号は分類及び測定の区分がIAS第39号に比較して少ない。IFRS第9号では金融資産から組込デリバティブの要件に従った分割を廃止し、保有目的投資に関する要求事項を維持した。負債証券である金融資産については、IFRS第9号は資産のキャッシュ・フローの特性と資産が保有されているビジネス・モデルに基づく分類アプローチによる原則を定めている。売買目的以外の資本性金融商品については、IFRS第9号では個々の資本性金融商品ごとにその他包括利益を通じて公正価値の変動を

測定することを当初認識時に指定することを認めているが、その後変更はできない。また、当該資本性の投資についてその他包括利益で認識されたものは損益に組み替えられない。企業自体の信用リスクに関する公正価値の変動をその他包括利益に表示することが、負債を損益を通じて公正価値で示す負債として選択した企業には要求される。IFRS第9号はISA第39号の発生損失モデルを予想損失モデルに置き換えた。その測定はデュアル測定アプローチで行われ、12カ月間または残存期間における予想損失に対して損失評価引当金を認識する。IFRS第9号はまた、新しい表示及び開示を要求している。本基準は、2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用されるが、早期適用が認められている。ヘッジ会計を除き、遡及適用が要求されるが、比較情報の提供は強制されない。ヘッジ会計については、いくつかの限定的な例外があるが、要求事項は一般的に将来に向かって適用される。

当グループは、IFRS第9号への移行による影響の評価を実質的に完了した。当グループで識別されたIFRS第9号適用時の影響は以下に詳述している。当グループは、追加的な重要性のある影響が実施過程で事後的に識別されないものと考えている。

- ・ 分類及び測定：IFRS第9号はキャッシュ・フローの特性及び資産が保有されているビジネス・モデルに基づく、金融資産の分類アプローチによる原則を定めている。当グループの金融資産の公正価値の変動の中には、その他包括利益計算書上その他包括利益に計上され、その後税引後の利益の変動に計上されるものがある。
- ・ 減損：当グループの評価に基づき、償却原価で保有される金融資産の減損は、所定の信用リスク管理プロセスの結果として相手方の債務不履行リスクへのエクスポージャーが低いと仮定すれば、当グループの結果に重要な影響を与えることは期待されない。
- ・ ヘッジ会計：新基準の適用により、既存のヘッジ契約に関連して認識される金額に重要な変更はないと考える。

IFRS第15号－顧客との契約から生じる収益

IFRS第15号－顧客との契約から生じる収益は、顧客との契約から生じる収益に対する企業の包括的な単一の会計処理の要点をまとめたものである。本基準は最新の収益認識ガイダンスを置き換えるものである。新基準のコア原則によれば、企業は、財またはサービスの顧客への移転を描写するように、財またはサービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映した金額で収益を認識しなければならない。また、新基準は収益に関する開示を拡充し、サービス収益及び契約修正を含め、これまでは包括的に対処されていなかった取引についてのガイダンスを提示し、複数要素契約に関するガイダンスを改良している。新基準は2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、早期適用が認められている。当グループは、要求される適用日に新基準を採用する予定である。

当グループは、IFRS第15号の予備評価を行った。当グループの財務諸表上同様の影響が評価される前に更に詳細な分析が必要とされる。当グループは、IFRS第15号の展開のために、詳細な評価及び実施計画の設計過程にある。当グループの予備評価を基に、以下を記す。

- ・ 収益認識のタイミング- 新基準は、IAS第18号の「リスクと経済的価値」アプローチに対して、収益認識に対して「支配」の概念を導入する。従って、収益認識モデルは所有権のリスクと経済的価値の移転に基づくものから所有権の支配の移転に変化する。当グループの収益は主に商品販売から生じ、認識時点は、国際商業条件（インコタームズ）として知られている、契約販売条件に左右される。リスクと経済的価値の移転は一般的にインコタームズに間に合う時点で、当グループの商品販売契約として支配の移転と一致するので、商品販売に当たり収益認識のタイミングと金額は、大部分の販売に重要な影響を与えることはなさそうである。
- ・ IFRS第15号は、表示及び開示の要件を規定しており、当該要件は現行のIFRSより詳細である。表示要件は現行の実務からの重要な変更であり、当グループの財務諸表で要求される開示量を著しく増加させる。

IFRS第16号－リース

IFRS第16号-リースは、リースに関する認識、測定及び開示要件を特定している。当該基準では、リースが12ヵ月未満または基になる資産の価値が低い場合を除き、借手がすべてのリース資産及び負債を認識することを要求する単一のリース会計モデルを採用している。貸手は、IAS第17号から引き続きリースをオペレーティングリースまたはファイナンスリースに区分する。新基準は2019年1月1日以降に開始する事業年度から適用されるが、IFRS第15号-顧客との契約から生じる収益が適用されている場合のみ、早期適用が認められている。

当グループは現在、上記基準を採用する際に潜在的な影響を決定する過程にある。

注記４．収益

	３月31日終了年度			
	2015年	2016年	2017年	2017年
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
製品売上－物品税控除前	760,995	666,567	749,314	11,554.6
控除：物品税	(35,904)	(37,308)	(39,462)	(608.5)
製品売上－物品税控除後	725,091	629,259	709,852	10,946.1
サービス売上	5,012	6,731	4,792	73.9
輸出報奨	3,476	3,503	2,563	39.5
収益合計	733,579	639,493	717,207	11,059.5

注記５．投資及びその他の収益

	３月31日終了年度			
	2015年	2016年	2017年	2017年
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
トレーディング目的保有の金融資産に係る 公正価値評価益	37,406	31,244	32,630	503.2
受取利息				
トレーディング目的保有の金融資産に係る 受取利息	5,091	4,648	8,070	124.4
現金預金に係る償却原価での受取利息	3,163	3,199	1,712	26.4
貸付金及び債権に係る償却原価での受取利 息	4,760	4,465	3,193	49.2
受取配当金				
売却可能投資に係る受取配当金投資金融資 産の売却益 ⁽¹⁾	1	4	7	0.1
為替差益/（損失）、純額	750	461	(184)	(2.8)
受取利息の資産化 ⁽¹⁾	(17)	(23)	—	—
	51,154	43,998	45,428	700.5

注：

(1) 受取利息の資産化は、適格資産を取得／建設するために特に借り入れられたことによる一時的な余剰資金からの収益に関
連している。

注記 6 . 金融及びその他の費用

	3月31日終了年度			
	2015年	2016年	2017年	2017年
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
利息費用：				
転換社債以外の借入債務に係る利息 ⁽¹⁾	56,990	53,848	55,100	849.7
転換社債に係る利息 ⁽¹⁾	3,605	—	—	—
引当金に係る割引の振戻し	1,062	779	844	13.0
外貨建借入金に係る為替差損(純額)	8,404	4,708	2,321	35.8
銀行手数料	1,746	1,126	700	10.8
その他	1,496	5,051	9,325	143.7
借入費用の資産化 ⁽²⁾	(9,905)	(5,928)	(6,690)	(103.2)
	63,398	59,584	61,600	949.8

注：

(1) 実効金利法を使用した償却原価で計上されている金融負債に関する費用である。

(2) 借入費用の資産化は、適格資産を取得／建設するための特定及び一般借入債務の両方に関連している。一般借入債務に関連する利息の資産化割合は、2015年、2016年及び2017年3月31日終了年度においてそれぞれ約8.97%、8.91%及び9.00%であった。

注記7. 法人所得税費用

インドの直接税制度の概要

インドの会社は、単体ベースでインドの法人所得税が課される。各事業体は、4月1日に始まり3月31日に終了する各事業年度の課税所得に対して課税される。各事業体の各事業年度の損益には通常の法人所得税と最小代替税(以下「MAT」という。)のいずれか高い方が課される。

法定法人所得税は、インドにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則(以下「インドGAAP」という。)に準拠して計算され1961年インド法人所得税法の規定に従って修正された帳簿上の利益に基づいて課税される。この修正は、一般に、固定資産の減価償却、一定の引当金及び未収・未払項目の否認、タックスホリデー及び類似の免税に係る控除、税務上の繰越欠損金の使用及び退職給付費用に係るものである。法定法人所得税は30%に付加税及び教育目的税を加えて課税される。2014-15事業年度は33.99%、2015-16事業年度は34.61%、2016-17事業年度は34.61%であり、2017-18事業年度は34.61%となる見込みである。

MATは、規定の下での通常の法人所得税の決定にあたって認められる修正と比べて限定的な一定の項目を修正した帳簿上の利益に基づき決定される。2015-16事業年度及び2016-17事業年度のMATは18.50%に付加税及び教育目的税を加えて課税される。インドのMATの法定総合税率は2015-16事業年度及び2016-17事業年度は21.34%であり、2017-18事業年度は21.34%となる見込みである。ある年度に通常の法人所得税を超えて支払われたMATは、MAT控除が発生する課税年度に続く15年以内の期間の通常の法人所得税から規定された上限まで控除できる。

インドでは、事業損失は、当該損失が属する課税年度直後の最大8課税年度の間、繰り越すことができる。未控除減価償却費は、無期限に繰り越すことができる。

インドでは、固定資産の移転から生ずる損失は、当該損失が属する課税年度直後の最大8課税年度の間、繰り越すことができる。繰越長期譲渡損失は長期譲渡利益に対してのみ相殺できる。短期譲渡損失は譲渡利益(長期又は短期であれ)に対してのみ相殺できる。

会社が提出した法人所得税申告書は、定期的に、税務当局による総合的なレビュー及び指摘を受ける。税務当局及び納税者の両方に控訴手続が認められており、重大又は複雑な事項であれば、高等裁判所又は最高裁判所において最終的な判決が出るまでに何年もかかることも珍しくない。

インドでは、会社が利用できる様々な免税又はタックスホリデーがある。当グループの会社にとって最も重要なものは次のとおりである。

- ・ **所在地に基づく免税** - インドの指定地域にある新規の工業企業の利益は、タックスホリデーによる恩恵を受けることができる。免税期間開始後の5年間の利益の100%の免税及びその後5年間の30%の免税である。この控除は2012年3月31日までに設立されたユニットのみ利用可能である。ただし、このような企業は、引き続きMATの適用対象となっている。

当グループは、ヒンダスタン・ジンク・リミテッド(ジンク・インド)の一部を構成する事業をハリドワール及びパントナガルで行っている。当年度において、ハリドワールユニット及びパントナガルユニットの課税所得からの控除は、30%である。

- ・ **セクター税優遇措置—発電所及び港務** - 新たに建設された発電所及び港務の利益は、タックスホリデーを選択することができる。一定の要件を満たすことを条件に、発電所の操業開始後から15年間のうちの連続する10年間の利益及び利得が100%免税となる税優遇措置がある。

当グループは、274メガワットの風力発電能力を含み、9.0ギガワットの発電能力を有する施設を保有している。ただし、このような発電企業は、引き続きMATの適用対象となっている。

当グループは、ヒンドスタン・シンク・リミテッド(このような恩恵を既に受けている)、タルワンディ・サボ・パワー・リミテッド、ヴェダンタ・リミテッド及びバラト・アルミニウム・カンパニー・リミテッド(このような恩恵をまだ受けていない)という複数の所在地並びに、ビザグ・ジェネラル・カーゴ・バース・リミテッド(このような恩恵をまだ受けていない)の港湾施設において、当該控除から恩恵を受けている発電所がある。

- ・ **センター税優遇措置－石油及びガス－** 一定の要件を満たすことを条件に、石油及びガスセクターに携わる新規の工業事業の利益は、連続する7年間の利益が100%控除となる税優遇措置がある。この控除は2011年4月1日より前に認可されたブロックのみ利用可能である。ただし、このような企業は、引き続きMATの適用対象となる。当グループにおいては、かつてのケアン・インド・リミテッド（現在ヴェダント・リミテッドに合併）及びケアン・エネルギー・ハイドロカーボنز・リミテッドはこの控除から恩恵を受けている。前年度は、この税優遇措置を適用できる最後の年度であった。

このタックス・ホリデーの影響総額は2015年、2016年及び2017年3月31日終了年度において、それぞれ13,793百万ルピー（基本的1株当たり利益に与える影響 4.65ルピー）、20,176百万ルピー（基本的1株当たり利益に与える影響 6.80ルピー）及び14,755百万ルピー（227.5百万米ドル）（基本的1株当たり利益に与える影響 4.98ルピー）（0.08米ドル）であった。

- ・ **法人所得税法 32 AC項の下での投資控除法令－製造業における新しい高価値の工場又は機械の取得及び導入に対する優遇措置が定められている。**当年度に取得及び導入された工場及び機械の実際原価の15%の追加控除が認められている。控除を適用するためには、新規工場または機械の実際原価が250百万ルピーを超える必要がある。32 AC項の下での本控除は2017年3月31日終了会計年度まで適用できる。

2015年、2016年及び2017年3月31日終了年度の法人所得税費用の主要な構成項目は以下のとおりである。

(a) 連結損益計算書

	3月31日終了年度			
	2015年	2016年	2017年	2017年
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
当期税金：				
当期純利益に係る当期税金	35,896	36,681	39,520	609.4
過年度の当期税金に関する借方／（貸方）計上額	29	(1,660)	(87)	(1.3)
当期税金合計	35,925	35,021	39,433	608.1
繰延税金：				
一時差異の発生及び解消	(145,333)	(139,104)	(690)	(10.6)
過年度の繰延税金に関する計上額	1,088	19	(716)	(11.1)
税率の上昇	—	1,004	—	—
繰延税金合計	(144,245)	(138,081)	(1,409)	(21.7)
当期税金費用／（利得）	(108,320)	(103,060)	38,027	586.4
実効税率（％）	34.8％	36.2％	27.8％	27.8％

(b) 連結包括利益計算書

	3月31日終了年度			
	2015年	2016年	2017年	2017年
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
以下の項目に係る繰延税金（貸方）／借方計上額：				
－キャッシュ・フロー・ヘッジ	(59)	185	383	5.9
－キャッシュ・フロー・ヘッジに係る組替調整額	(332)	(101)	(284)	(4.4)
－確定給付債務の再測定	(260)	(47)	(40)	(0.6)
－国外事業の換算に係る為替差額	—	—	(61)	(0.9)
	(651)	37	(2)	0.0

表示年度の会計上の税引前利益／(損失)に対応する法定法人所得税率に基づく法人所得税費用と当社の実効法人所得税率に基づく法人所得税費用との間の調整は以下のとおりである。

	3月31日終了年度			
	2015年	2016年	2017年	2017年
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
会計上の税引前利益／(損失)	(311,459)	(284,408)	136,572	2,106.0
インドの法定法人所得税率	33.99%	34.61%	34.61%	34.61%
インドの法定法人所得税率による税金	(105,865)	(98,428)	47,265	728.8
損金不算入費用	711	970	1,198	18.5
非課税所得	(5,024)	(12,249)	(10,344)	(159.5)
タックスホリデー及び類似の免税	(13,793)	(20,176)	(14,755)	(227.5)
税率の変更による影響	—	1,004	—	—
他の管轄区域で営業する子会社の税率差異の影響	7,682	4,951	(2,515)	(38.8)
配当支払税	4,133	16,235	16,418	253.2
過年度に関する借方／(貸方)計上額	1,117	(1,641)	(803)	(12.4)
税務上の欠損金の使用	(3,913)	(152)	(1,441)	(22.2)
未認識の税務上の欠損金	5,292	7,570	5,933	91.5
合併により失効した譲渡損失（注記1参照）	—	—	3,411	52.6
その他	1,340	(1,144)	(6,340)	(97.8)
	(108,320)	(103,060)	38,027	586.4

当グループに対して係争中の法人所得税関連の法的手続があるが、潜在的な負債は、あるとしても十分な引当が行われており、当グループは現在これらの問題に関して重要な税金負債の増加を見込んでいない。

繰延税金資産／負債

当グループは重要な額の繰延税金を認識している。繰延税金負債の大部分は、有形固定資産の減価償却及び鉱山埋蔵量の減価償却の加速計上による税負担の軽減を表している。

財政状態計算書において認識された繰延税金資産／負債の重要な構成項目は以下のとおりである。

2015年3月31日終了年度

百万ルピー

繰延税金負債／(資産) の重要な構成項目	2014年4月1日 現在期首残高	損益計算書へ の借方／ (貸方) 計上額	その他包括利 益への借方／ (貸方) 計上額	資本への借方 ／(貸方) 計上額	国外事業の 換算に 振替えられた 為替差額	2015年3月31日 現在合計
有形固定資産、探査及び 査定、並びにその他無形 資産	338,120	(123,455)	—	—	7,361	222,116
未控除減価償却費/事業 損失	(30,529)	855	—	—	6	(29,668)
希望退職制度	(427)	(267)	—	—	—	(694)
従業員給付	(486)	291	(260)	—	11	(444)
デリバティブ資産／負債 の公正価値	885	(1,018)	(391)	—	—	(524)
その他の資産／負債の公 正価値	3,682	5,955	—	—	25	9,662
MAT控除権	(94,768)	(24,065)	—	—	—	(118,833)
その他の一時差異	220	(2,541)	—	—	31	(2,290)
合計	216,787	(144,245)	(651)	—	7,434	79,325

2016年3月31日終了年度

百万ルピー

繰延税金負債／(資産) の重要な構成項目	2015年4月1日 現在期首残高	損益計算書へ の借方／ (貸方) 計上額	その他包括利 益への借方／ (貸方) 計上額	資本への借方 ／(貸方) 計上額	国外事業の 換算に 振替えられた 為替差額	2016年3月31日 現在合計
有形固定資産、探査及び 査定、並びにその他無形 資産	222,116	(117,353)	—	—	6,370	111,133
未控除減価償却費/事業 損失	(29,668)	(8,011)	—	—	—	(37,679)
希望退職制度	(694)	(197)	—	—	—	(891)
従業員給付	(444)	125	(47)	—	22	(344)
デリバティブ資産／負債 の公正価値	(524)	320	84	—	—	(120)
その他の資産／負債の公 正価値	9,662	(168)	—	—	48	9,542
MAT控除権	(118,833)	(11,673)	—	—	—	(130,506)
その他の一時差異	(2,290)	(1,124)	—	—	10	(3,404)
合計	79,325	(138,081)	37	—	6,450	(52,269)

2017年3月31日終了年度

百万ルピー

百万
米ドル

繰延税金負債／(資産) の重要な構成項目	2016年 4月1日 現在 期首残高	損益計算書 への借方／ (貸方) 計上額	その他包括 利益への 借方／ (貸方) 計上額	資本への 借方／ (貸方) 計上額	国外事業の 換算に 振替えられた 為替差額	2017年 3月31日 現在合計	2017年 3月31日 現在合計
有形固定資産、探査及び 査定、並びにその他 無形資産	111,133	(651)	—	—	(258)	110,224	1,699.7
未控除減価償却費/事業 損失	(37,679)	(3,975)	—	—	—	(41,654)	(642.3)
希望退職制度	(891)	112	—	—	—	(779)	(12.0)
従業員給付	(344)	(58)	(40)	—	—	(442)	(6.8)
デリバティブ資産／負 債の公正価値	(120)	(317)	99	—	—	(338)	(5.2)
その他の資産／負債の 公正価値	9,542	(625)	—	—	14	8,931	137.7
MAT控除権	(130,506)	6,933	(278)	—	—	(123,851)	(1,909.8)
その他の一時差異	(3,404)	(2,825)	217	43	311	(5,658)	(87.3)
合計	(52,269)	(1,406)	(2)	43	67	(53,567)	(826.0)

繰延税金資産及び負債は、同じ法的主体及び課税管轄から生じた場合に相殺されるが、そうでない場合には相殺されない。

未使用の税務上の欠損金に係る繰延税金資産は、利用可能な将来加算一時差異に係る繰延税金負債の範囲に限り認識される。繰延税金負債の戻入は、それが発生した課税主体の繰延税金資産の戻入と相殺される。MAT控除権とは、それぞれの事業体の将来の税金負債に対する相殺に利用できる支払済の税金をいう。当グループはMAT控除権のある事業体ごとに事業計画及び利益予想を分析し、発生から15年の規定期間内に利用できると見込まれる範囲内でのみ繰延税金資産として認識している。

繰延税金資産が認識されていない未使用の税務上の欠損金／未使用の税額控除は、2016年及び2017年3月31日現在それぞれ143,917百万ルピー及び98,831百万ルピー（1,524.0百万米ドル）であった。

2017年3月31日現在の未使用の税務上の欠損金は、使用されない場合には、発生源に基づき以下のとおり失効する。

詳細	1年以内	1年超 5年以内	5年超	有効期限 なし	合計	合計
	(百万ルピー)				(百万米ドル)	
未利用事業損失	17,450	49,351	138	11,830	78,769	1,214.7
未控除減価償却費	—	—	—	19,975	19,975	308.0
未使用研究開発費				87	87	1.3
合計	17,450	49,351	138	31,892	98,831	1,524.0

2016年及び2017年3月31日現在、当グループには未使用のMAT控除がそれぞれ3,995百万ルピー及び2,960百万ルピー（45.6百万米ドル）あった。予測可能な将来において回収が確実ではないことに基づき、これらの税額控除は認識されていない。未認識のMAT控除は、利用されない場合には発生年度に基づき以下のとおり失効する。

3月31日終了年度	(百万ルピー)	(百万米ドル)
2023年	137	2.1
2024年	521	8.0
2025年	517	8.0
2026年	1,035	15.9
2027年	633	9.7
2028年	81	1.3
2029年	36	0.6
	<u>2,960</u>	<u>45.6</u>

2016年及び2017年3月31日現在、当グループは、一定の子会社の未分配利益に関する当グループ持分の税金の支払について繰延税金負債を認識していない。これは、当該負債が発生する時期を当グループがコントロールしており、かつ予測可能な将来において負債が発生しない可能性が高いためである。2016年及び2017年3月31日現在、未送金利益の金額はそれぞれ530,842百万ルピー及び328,798百万ルピー（5,070.1百万米ドル）であった。

注記 8 (a) 有形固定資産

	鉱業資産 (百万ル ピー)	土地及び 建物 (百万ル ピー)	工場及び 機械 (百万ル ピー)	車両運搬具 (百万ル ピー)	事務用具 器具備品 (百万ル ピー)	石油及びガ ス資産 (百万ル ピー)	合計 (百万ル ピー)	合計 (百万 米ドル)
取得原価								
2015年 4月 1日現在	160,257	81,585	511,543	2,454	7,934	593,948	1,357,721	
増加	8,630	23,265	93,414	163	445	8,934	134,851	
処分	(16,424)	(7)	(3,240)	(680)	(499)	—	(20,850)	
為替	(459)	(559)	(2,554)	43	68	35,626	32,165	
2016年 3月31日現在	152,004	104,284	599,163	1,980	7,948	638,508	1,503,887	23,190.2
増加	9,441	2,356	114,533	327	535	8,863	136,055	2,098.0
評価及び探査資産か ら当年度中の移転	9,508	—	—	—	—	1,103	10,611	163.6
処分／調整	(2,302)	(562)	(2,078)	(701)	(37)	—	(5,680)	(87.6)
為替	1,814	464	1,980	40	40	(14,717)	(10,379)	(160.0)
2017年 3月31日現在	170,465	106,542	713,598	1,646	8,486	633,757	1,634,494	25,204.2
減損累計額及び減損								
2015年 4月 1日現在	88,480	14,838	169,446	1,492	4,608	411,653	690,517	
当期費用計上額	5,787	2,695	19,601	311	779	53,542	82,715	
処分	(16,424)	(2)	(2,623)	(629)	(480)	—	(20,158)	
為替	(122)	(372)	(1,307)	39	22	26,319	24,579	
減損 ¹	—	186	617	26	12	74,854	75,695	
2016年 3月31日現在	77,721	17,345	185,734	1,239	4,941	566,368	853,348	13,158.8
当期費用計上額	7,631	4,087	21,299	159	474	27,487	61,137	942.7
処分／調整	(1,397)	(708)	(640)	(583)	(61)	—	(3,389)	(52.4)
為替	650	353	1,430	34	31	(13,822)	(11,324)	(174.5)
減損	—	—	—	—	—	4,225	4,225	65.2
2017年 3月31日現在	84,605	21,077	207,823	849	5,385	584,258	903,997	13,939.8
純帳簿価格／ 帳簿価額								
2016年 3月31日現在	74,283	86,939	413,429	741	3,007	72,140	650,539	
建設仮勘定 (設備前払含む)							224,036	
合計							874,575	
2017年 3月31日現在	85,860	85,465	505,775	797	3,101	49,499	730,497	11,264.4
建設仮勘定 (設備前払含む)							146,630	2,261.1
合計							877,127	13,525.5
2017年 3月31日現在 (百万米ドル)	1,395.0	1,316.8	7,770.5	12.9	5.9	763.3		

1. (a) 2017年 3月31日終了年度中、当グループはラジャスタン石油及びガス・ブロックに係る減損の戻入額の純額845百万ルピー (13.0百万米ドル) を認識した。減損損失は売上原価に含まれる。この戻入額の純額のうち、4,225百万ルピー (65.2百万米ドル) (上表参照) が石油及びガス資産に対し計上されており、5,070百万ルピー (78.2百万米ドル) (注記 8 (b) 参照) の戻入額が探査及び評価資産に対し計上されている。評価は価格に密接に連動しており、長期価格の更なる下落により追加的に減損が計上される

可能性がある。

石油及びガス資産では、CGUがPSC(「生産物分与契約」)レベルを基礎として特定されている。これは他の資産又は資産グループからのキャッシュ・インフローから大部分が独立してキャッシュ・インフローを生成する資産の最小グループである。

ラジャスタンCGUの回収可能価額である130,131百万ルピー(2,006.6百万米ドル)は、公正価値の階層におけるレベル3評価技法である処分費用控除後の公正価値に基づいている。これは、現在の見積に基づいた各生産現場の生産物分与契約(PSC)の中断/生産中止の予定日次第の石油又は天然ガスの予想生産の分析結果により生成されると予想されるキャッシュ・フローに基づくものである。埋蔵量の仮定となる処分費用控除後の公正価値としての割引キャッシュ・フロー・テストは、市場参加者が資産を評価する際に検討するであろう使用価値テストで用いられる埋蔵量より広範囲の全埋蔵量を考慮する。処分費用控除後の公正価値を算出するために用いられる割引キャッシュ・フロー分析では、翌1年1バレル当たり54米ドル(2016年3月31日:1バレル当たり41米ドル)の短期間の石油価格及び長期名目価格で多様なアナリストが合意して推奨する、以後3年にわたり1バレル当たり68米ドル(2016年3月31日:1バレル当たり70米ドル)(以後年率2.5%の上昇を加味)の仮定を用いる。キャッシュ・フローは、資本の税後加重平均コストで算出された税後名目割引率である10.2%(2016年3月31日:10.00%)を用いて割引かれる。その他の主要な仮定については、注記3(V)(iv)も参照のこと。

2016年3月31日終了年度において、当グループは主に原油価格の大幅下落から生じたラジャスタンプロックに係る322,998百万ルピーの石油及びガス資産の減損損失を認識した。この減損のうち、74,854百万ルピーは石油及びガス資産に対して計上されており、248,144百万ルピーは評価及び探査資産に対して計上されている。

2015年3月31日終了年度において、当グループは主にラジャスタンプロック及びスリランカブロックに係る石油及びガス資産に対し、減損損失406,144百万ルピーを認識した。この減損は、原油価格の大幅な下落をきっかけとしている。この減損損失のうち、132,211百万ルピーが石油及びガス資産に対し計上されており、273,933百万ルピーが探査及び評価資産に対し計上されている。現在の価格を踏まえてスリランカのブロックにおける炭化水素の開発が商業的に実現可能ではないため、273,933百万ルピーの減損損失にはスリランカの探査井に対する48,192百万ルピーの減損損失が含まれている。

(b) 2017年3月31日終了年度において、当グループはアルミナ製錬事業で建設中のうち一定の旧式資産に係る2,007百万ルピー(30.9百万米ドル)の非資金減損引当金を計上している。

(c) 2016年3月31日終了年度において、当グループは、鉄鉱石の価格低下、地政学的要因及びプロジェクトに関する不確実性の継続による重要な支出が計画されていないことを鑑み、西アフリカ(リベリアのウエスタン・クラスター)における探査資産に対し、14,900百万ルピーの減損損失を認識した。この減損損失のうち、8,555百万ルピーは探査及び評価資産(注記8(b)を参照)に対して計上され、344百万ルピーは有形固定資産に対して計上され、そして6,001百万ルピーは建設仮勘定(上記の注記8(a)を参照)に対して計上されている。

(d) 2016年3月31日終了年度において、当グループは、インドのカルナータカ州ベッラーリ市で建設中の遊休資産の帳簿価格に対し、1,154百万ルピーの減損損失を認識した。

(e) 2016年3月31日終了年度において、当グループは、保存整備の延長、銅の価格低下及び事業設立に関する不確実性を鑑み、オーストラリアのコッパーマインズ・オブ・タスマニア・Pty・リミテッドにおける銅山事業に関連する有形固定資産に対し、497百万ルピーの減損損失を認識した。

- 増加には、2016年及び2017年3月31日終了年度でそれぞれ繰延除去費用の純額508百万ルピー及び265百万ルピー(4.1百万米ドル)の増加を含む。
- 一定の有形固定資産は、借入債務に対する担保として差し入れられている。当該担保に関連する詳細は注記17「借入債務」に記載されている。有形固定資産の一部として資産計上された利息(純額)は、2016年及び2017年3月31日終了年度において、それぞれ5,905百万ルピー及び6,690百万ルピー(103.2百万米ドル)であった。
- 今年度の減価償却費には、2016年及び2017年3月31日終了年度に固定資産として資産計上された20百万ルピー及び6百万ルピー(0.1百万米ドル)が含まれている。

5. 2015年3月31日終了年度において、会計方針に従い、当グループは資産の耐用年数の見直しを行った。資産の物理的状況及びベンチマーク分析を鑑み、当グループは耐用年数を改訂した。資産の帳簿価額は改訂後の耐用年数を用いて減価償却を行っており、2014年10月1日より適用されている。その結果、2015年3月31日終了年度の減価償却費(純額)は4,337百万ルピー減少し、税引後損失は2,863百万ルピー減少した(繰延税金相殺後の影響は1,474百万ルピー)。経済的耐用年数の変更は今後も継続して減価償却費に影響すると考えられるが、資産クラス毎の金額は、耐用年数の増加あるいは減少により異なる。
6. 2015年3月31日終了年度において、減損損失294百万ルピーがインド最高裁判所による石炭ブロックの取消によるBALCO(アルミニウムセグメント)へ配分された石炭ブロックで発生した支出に係る管理費用に計上された。
7. 2015年3月31日、2016年3月31日及び2017年3月31日現在の建設仮勘定は、それぞれ962百万ルピー、8,115百万ルピー及び10,122百万ルピー(156.1百万米ドル)の減損損失累計額控除後の金額である。
8. 2016年3月31日終了年度において、リシーンにおける鉱山が寿命を迎えた後、13,356百万ルピーを減価償却及び減損累計額から原価に振り替えられた。
9. チャッティースガル州の高等裁判所のDivision Benchは、2010年2月25日付の高等裁判所命令にある、BALCOが政府の土地の1,804.67エーカーを法的に所有しているということを支持した。当該命令に続き、州政府は森林地の問題につき最高裁判所が判決を下した後、BALCOのために賃貸借契約証書を発行することを決定した。最高裁判所の手続では、提訴された公益訴訟により、BALCOの所有している土地が1980年森林保護法に違反して使用されていると申し立てられた。しかし、当該土地は1980年森林保護法の発布に先立って所有されており、その土地にアルミニウムコンビナート、関連施設及び町区が建設されたのは1971-1976年の間であった。最高裁判所の中央権限委員会(the Central Empowered Committee)は、BALCOの所有している森林地の事後的な転用をすでに推奨している。当該問題は現在、最高裁判所において審理中である。

工場及び設備には、精製所、精錬所、発電所及び関連設備、データ処理設備並びに電気機器が含まれている。

注記 8 (b) 探査及び評価資産

	ガンズベルグ鉱山 プロジェクト	石油及び ガス	ウェスタン・ クラスター・ プロジェクト	合計	合計
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
取得原価					
2015年 4 月 1 日現在	9,852	323,799	8,180	341,831	
増加	1,060	4,912	—	5,972	
不成功探査費用	—	(294)	—	(294)	
為替	(1,404)	16,118	375	15,089	
減損損失 (計上) / 戻入*	—	(248,144)	(8,555)	(256,699)	
2016年 3 月31日現在	9,508	96,391	—	105,899	1,633.0
増加	—	1,234	—	1,234	19.0
有形固定資産への当期振替	(9,508)	(1,103)	—	(10,611)	(163.6)
不成功探査費用	—	(407)	—	(407)	(6.3)
為替	—	(2,333)	—	(2,333)	(36.0)
減損損失 (計上) / 戻入*	—	5,070	—	5,070	78.2
2017年 3 月31日現在	—	98,852	—	98,852	1,524.3
探査及び査定資産：					
2017年 3 月31日現在 (百万米ドル)	—	1,524.3	—	1,524.3	

* 注記 8 (a) 脚注 1 を参照のこと。

注記8 (c) その他無形資産

	港湾使用権 (百万ルピー)	ソフトウェア ライセンス (百万ルピー)	その他 (百万ルピー)	合計 (百万ルピー)	合計 (百万米ドル)
取得原価					
2015年4月1日現在	6,014	2,223	541	8,778	
増加	3	145	116	264	
処分	—	(70)	—	(70)	
為替差額	—	70	—	70	
2016年3月31日現在	6,017	2,368	657	9,042	139.4
増加	29	496	56	581	9.0
処分	(70)	(39)	—	(109)	(1.7)
為替差額	—	(25)	—	(25)	(0.4)
2017年3月31日現在	5,976	2,800	713	9,489	146.3
減損累計額及び減損					
2015年4月1日現在	442	1,688	55	2,185	
当期費用計上額	247	330	25	602	
処分	—	(70)	—	(70)	
為替差額	—	25	—	25	
2016年3月31日現在	689	1,973	80	2,742	42.3
当期費用計上額	231	184	28	443	6.8
処分	(10)	(37)	—	(47)	(0.7)
為替差額	—	(27)	—	(27)	(0.4)
2017年3月31日現在	910	2,093	108	3,111	48.0
その他無形資産：					
2016年3月31日現在	5,328	395	578	6,301	
2017年3月31日現在	5,066	707	605	6,378	98.3
2017年3月31日現在 (百万米ドル)	78.1	10.9	9.3		

- (1) 特別目的事業体であるビザグ・ジェネラル・カーゴ・バース・リミテッド（以下、VGCB）は、ヴィシャカパトナム港での揚炭用停泊所の機械化と改良のために設立された。VGCBは2017年3月31日現在、ヴェダント・リミテッドの完全子会社である（2016年3月31日現在99%）。プロジェクトの構想は、揚炭埠頭の機械化のデザイン・建設・ファイナンス・稼働そして基礎となる利権の譲渡であり、これに関する利権契約を2010年6月にヴィシャカパトナム港及びVGCB間で調印した。2010年10月、VGCBは利権契約締結の先行条件として規定されている条件を満たし、利権が付与された。ヴィシャカパトナム港は、ライセンス料の代わりに、このプロジェクトやプロジェクトの施設・サービスに関するデザイン・エンジニアリング・ファイナンス・建設・装備・運営・維持及び取替に係る独占的ライセンスをVGCBに付与した。利権付与期間は、付与の日から30年間である。改良された埠頭の取扱量は、年間10.18百万トンとなり、ヴィシャカパトナム港は、総収入の38.10%をロイヤルティとして受け取る権利を有する。VGCBは、プロジェクトの施設・サービスの利用者から、主要港湾料金局（TAMP）の通知書の通りに、料金を受ける権利を有する。料率は卸売物価指数（WPI）に連動しており、毎年、利権契約において規定された通り、WPIに合わせて調整される。全てのインフラ資産、建物、構造物、停泊所、埠頭、備品、プロジェクトの現場においてVGCBによって建造され、取付けられ、設置され、開発され、あるいは提供された移動不能または移動可能なその他の資産、又は利権契約に準拠した港湾の資産の所有権は、当該利権契約の満了の時までVGCBが有する。利権契約の期間中は、プロジェクト設備を修繕、取替え、原状回復する費用及びサービスはVGCBが負担する。VGCBは、利権契約終了時点にお

いて、全てのプロジェクト設備及びサービスの権利・法的所有権及び持分を無償でヴィシャカパトナム港に移転しなければならない。無形資産 - 港湾使用权は建設サービスの対価に相当する。2015年、2016年及び2017年3月31日終了年度において、建設サービスを提供しておらず、建設サービスと港湾使用权を交換するサービス委譲契約に係る建設契約から得た収益はない。

[次へ](#)

注記9. 非支配持分（以下「NCI」という。）及び共同支配事業

重要な非支配持分を有する子会社の詳細

当グループは、インドで設立された親会社であるヴェダント・リミテッド及び当グループが直接的あるいは間接的に保有し、世界中で事業を行い、設立された多くの子会社から成る。財務書類注記31では子会社に対する株式持分の詳細が記載されている。

当グループにとって重要な非支配持分は、2017年3月31日現在、ヒンドゥスタン・ジンク・リミテッド（以下「HZL」）に関するものである。

2017年3月31日現在、NCIはHZL、BALCO及びBMMに対しそれぞれ35.08%、49.00%及び26.00%の株を保有することによって利害関係を持つ。2016年3月31日現在のHZL、ケアン、BALCO、BMM、VGCB及びPMCBに対するNCIの持分はそれぞれ35.08%、40.12%、49.00%、26.00%、0.01%及び26.00%であった。

HZL、かつてのケアン及びBALCOの事業の本拠地はインドであり、BMMのそれは、南アフリカである。下表は当グループが重要な被支配持分を有する子会社の要約財務情報である。金額は内部取引消去前で表示されている。

	2016年3月31日現在	
	(百万ルピー)	
	HZL	ケアン
流動資産	370,918	340,186
非流動資産	155,667	233,285
流動負債	150,356	49,497
非流動負債	1,428	18,043
親会社の株主に帰属する持分	243,959	298,652
非支配持分	130,843	207,278

	2017年3月31日現在			
	(百万ルピー)			
	HZL	BALCO	BMM	合計
流動資産	346,079	11,400	6,185	363,664
非流動資産	169,958	121,735	21,483	313,176
流動負債	201,159	56,254	4,947	262,360
非流動負債	2,043	29,341	6,496	37,880
親会社の株主に帰属する持分	203,098	24,245	12,007	239,350
非支配持分	109,737	23,295	4,218	137,250

	2017年3月31日現在			
	(百万米ドル)			
	HZL	BALCO	BMM	合計
流動資産	5,336.6	175.8	95.4	5,607.8
非流動資産	2,620.8	1,877.2	331.3	4,829.3
流動負債	3,101.9	867.4	76.3	4,045.6
非流動負債	31.5	452.4	100.2	584.1
親会社の株主に帰属する持分	3,131.8	374.0	185.2	3,691.0
非支配持分	1,692.2	359.2	65.0	2,116.4

	2016年 3月31日終了年度	
	(百万ルピー)	
	HZL	ケアン
収益	139,589	86,559
費用	(59,708)	(294,705)
当期利益（損失）	79,881	(208,146)
親会社の株主に帰属する利益（損失）	51,860	(124,644)
非支配持分に帰属する利益（損失）	28,021	(83,502)
当期利益（損失）	79,881	(208,146)
親会社の株主に帰属するその他の包括利益（損失）	(7)	16,668
非支配持分に帰属するその他の包括利益／（損失）	(3)	11,574
当期その他の包括利益（損失）	(10)	28,242
親会社の株主に帰属する包括利益（損失）合計	51,853	(107,977)
非支配持分に帰属する包括利益（損失）合計	28,018	(71,927)
当期包括利益（損失）	79,871	(179,904)
非支配持分への支払配当金 / 未払配当金（配当税を含む。）	54,055	3,621
営業活動による正味キャッシュ収入	13,042	61,051
投資活動による正味キャッシュ（支出） / 収入	19,006	(40,434)
財務活動による正味キャッシュ（支出）	(32,039)	(9,026)
正味キャッシュ収入 / （支出）	9	11,591

	2017年 3月31日終了年度				
	(百万ルピー)				
	HZL	ケアン	BALCO	BMM	合計
収益	171,163	82,041	57,210	8,281	318,695
費用	83,584	51,138	57,293	6,657	198,672
当期利益（損失）	87,579	30,903	(83)	1,624	120,023
親会社の株主に帰属する利益（損失）	56,858	18,495	(42)	1,200	76,511
非支配持分に帰属する利益（損失）	30,721	12,408	(41)	424	43,512
当期利益（損失）	87,579	30,903	(83)	1,624	120,023
親会社の株主に帰属するその他の包括利益（損失）	(19)	(3,963)	(119)	830	(3,271)
非支配持分に帰属するその他の包括利益／（損失）	(10)	(2,658)	(114)	290	(2,492)
当期その他の包括利益（損失）	(29)	(6,621)	(233)	1,120	(5,763)
親会社の株主に帰属する包括利益（損失）合計	56,839	14,532	(161)	2,030	73,240
非支配持分に帰属する包括利益（損失）合計	30,711	9,750	(155)	714	41,020
当期包括利益（損失）	87,550	22,282	(316)	2,744	114,260
非支配持分への支払配当金 / 未払配当金（配当税を含む。）	52,447	2,718	—	—	55,165
営業活動による正味キャッシュ収入	75,772	54,464	7,857	5,677	143,770
投資活動による正味キャッシュ（支出） / 収入	38,161	(54,981)	(6,120)	(3,966)	(26,906)
財務活動による正味キャッシュ（支出）	(112,550)	(5,997)	(1,748)	—	(120,295)
正味キャッシュ収入 / （支出）	1,383	(6,514)	(11)	1,711	(3,431)

	2017年 3月31日終了年度				
	(百万米ドル)				

	HZL	ケアン	BALCO	BMM	合計
収益	2,639.4	1,265.1	882.2	127.7	4,914.4
費用	1,288.9	788.6	883.5	102.6	3,063.6
当期利益（損失）	1,350.5	476.5	(1.3)	25.1	1,850.8
親会社の株主に帰属する利益（損失）	876.8	285.2	(0.7)	18.5	1,179.8
非支配持分に帰属する利益（損失）	473.7	191.3	(0.6)	6.6	671.0
当期利益（損失）	1,350.5	476.5	(1.3)	25.1	1,850.8
親会社の株主に帰属するその他の包括利益（損失）	(0.3)	(61.1)	(1.8)	12.8	(50.4)
非支配持分に帰属するその他の包括利益／（損失）	(0.2)	(41.0)	(1.8)	4.5	(38.5)
当期その他の包括利益（損失）	(0.5)	(102.1)	(3.6)	17.3	(88.9)
親会社の株主に帰属する包括利益（損失）合計	876.5	224.1	(2.5)	31.3	1,129.4
非支配持分に帰属する包括利益（損失）合計	473.5	150.3	(2.4)	11.1	632.5
当期包括利益（損失）	1,350.0	374.4	(4.9)	42.4	1,761.9
非支配持分への支払配当金 / 未払配当金（配当税を含む。）	808.7	41.9	—	—	850.6
営業活動による正味キャッシュ収入	1,168.4	839.8	121.2	87.5	2,216.9
投資活動による正味キャッシュ（支出） / 収入	588.5	(847.8)	(94.4)	(61.2)	(414.9)
財務活動による正味キャッシュ（支出）	(1,735.5)	(92.5)	(27.0)	—	(1,855.0)
正味キャッシュ収入 / （支出）	21.4	(100.5)	(0.2)	26.3	(53.0)

支配の喪失とならなかった子会社の支配持分の変動は下記の通りである。

	2016年3月31日終了年度	
	(百万ルピー)	
	HZL	ケアン
NCIの変動#	—	356

	2017年3月31日終了年度				
	(百万ルピー)				
	HZL	ケアン	BALCO	BMM	合計
NCIの取得#	—	(188)	—	—	(188)
NCIの変動#	—	(213,515)	—	—	(213,515)

	2017年3月31日終了年度				
	(百万米ドル)				
	HZL	ケアン	BALCO	BMM	合計
NCIの取得#	—	(2.9)	—	—	(2.9)
NCIの変動#	—	(3,292.4)	—	—	(3,292.4)

連結持分変動計算書を参照のこと

共同支配事業

当グループは下記のとおり、いくつかの非会社型の共同支配事業に参画しており、石油及びガスの探査・生産活動に使用される資産を共同支配している。

事業区画	所在地	参加持分
インド：		

ラヴァ・ブロッカー探査及び生産	クリシュナ・ゴードーヴァリ	22.50
CB-OS/2―探査	カンベイ・オフショア	60.00
CB-OS/2―開発及び生産	カンベイ・オフショア	40.00
RJ-ON-90/1―探査	ラージャスターン・オンショア	100.00
RJ-ON-90/1―開発及び生産	ラージャスターン・オンショア	70.00
PR-OSN-2004/1―探査	パーラー盆地オフショア	35.00
KG-OSN-2009/3―探査	クリシュナ・ゴードーヴァリ・ オフショア	100.00
南アフリカ第1ブロッカー探査	南アフリカオレンジ盆地オフ ショア	60.00
撤退ブロック		
SL 2007-01-001 ⁽²⁾ ―探査	スリランカ北西オフショア	—
MB-DWN-2009/1 ⁽¹⁾ ―探査	ムンバイ深海	—
非事業区画		
インド：		
KG-ONN-2003/1 ⁽³⁾ ―探査及び評価	クリシュナ・ゴードーヴァリ・ オフショア	49.00

(1) 2016年4月15日撤退

(2) 2015年10月15日撤退

(3) 事業権は、2014年7月7日以降、オイル・アンド・ナチュラ・ガス・コーポレーション（ONGC）に譲渡されている。

注記10. 金融資産投資

金融資産投資は、売却可能投資として分類及び会計処理された投資を表している。

3月31日終了年度の増減：

	2016年	2017年	2017年
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
4月1日現在	262	432	6.6
公正価値の変動	170	263	4.1
3月31日現在	432	695	10.7

当該投資は、当グループに配当金収入及び価値増加を通じた収益機会をもたらす持分証券に対する投資である。相場のある有価証券の公正価値は、活発な市場における公表相場価格を参照して決定される。相場のない有価証券の公正価値は、割引キャッシュ・フロー・モデルを参照して決定される。

2017年3月31日終了年度において、「スターライト・テクノロジー・リミテッド」を「スターライト・テクノロジー・リミテッド」と「スターライト・パワー・トランスミッション・リミテッド」とに分割するに当たり、「スターライト・パワー・トランスミッション・リミテッド」の952,859株が当社に割り当てられている。

注記11. その他の非流動資産

3月31日現在		
2016年	2017年	2017年
(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)

財務

銀行預金 ¹	1,212	91	1.4
原状回復資産 ²	3,091	3,859	59.5
未収請求	—	71	1.1
営業債権 ³	341	13,540	208.8
その他	1,291	1,739	26.8
合計—財務	5,935	19,300	297.6

非財務

政府当局への預託金	6,413	3,726	57.5
未収請求及びその他債権	4,644	11,990	184.9
合計—非財務	11,057	15,716	242.4
	16,992	35,016	540.0

¹ 2016年3月31日現在、閉鎖費用及び鉱山の閉鎖時又は閉鎖前に雇用を終了した場合にリシーンの従業員に支払われる将来の解雇手当に関する担保として保有される銀行預金1,212百万ルピーを含む。

² 2016年及び2017年3月31日現在の、原状回復基金それぞれ2,583百万ルピー及び3,275百万ルピー（50.5百万米ドル）、並びに復旧基金への投資それぞれ508百万ルピー及び584百万ルピー（9.0百万米ドル）に対する預金を含む。

³ 2017年7月、電力控訴裁判所は、当社の子会社の一つで発電業に従事しているタルワンディ・サボ・パワー・リミテッド（TSPL）の、(a)石炭の熱量とそれに関連する費用をどの様に決定すべきかの解釈及び(b)電力購入契約の締結後に法律上の変化があるかどうかにつき、顧客との係争に関しての上告を退けた。当該問題は、両方ともTSPLが顧客に請求する料金の計算に影響するため、TSPLは救済を申立てのために最高裁に控訴することを決めた。2017年3月31日現在、当該係争につき未決済の営業債権は7,493百万ルピー（115.5百万米ドル）であった。当社は、外部の法的な意見及び自社での当該事件の実態の評価を基に最高裁がTSPLの上告を支持する可能性が非常に高いと確信しており、引き続き当該残高を回収可能性があるものとして扱っている。

更に、2017年3月31日現在5,510百万ルピー（85.0百万米ドル）に関して、料金及び州の規制委員会が決着を保留している料金に関する差額の収益の認識に関連する別の顧客との紛争につき未決済である。

継続中の係争に、経営陣は当該債権の12か月以内の回収を期待しておらず、これゆえ、当会計年度に非流動とし分類している。

注記12. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2016年	2017年	2017年
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
原材料及び消耗品	51,862	55,643	858.0
仕掛品	22,523	33,171	511.6
完成品	6,876	8,452	130.3
	81,261	97,266	1,499.9

2016年及び2017年3月31日現在、帳簿価額がそれぞれ55,659百万ルピー及び51,249百万ルピー（790.3百万米ドル）の棚卸資産が、当グループの一定の銀行借入債務に対する担保として差し入れられている（注記17を参照のこと）。

2016年3月31日及び2017年3月31日現在、それぞれ1,876百万ルピー及び449百万ルピー（6.9百万米ドル）の棚卸資産を正味実現可能価額で保有している。2016年3月31日及び2017年3月31日終了年度において、それぞれ330百万ルピー及び120百万ルピー（1.9百万米ドル）を棚卸資産の評価減として認識している。

注記13. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権（引当金控除後）の内訳は以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2016年	2017年	2017年
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
財務			
営業債権	25,559	20,328	313.4
関連当事者に対する営業債権	404	562	8.7
関連当事者に対する貸付金	805	692	10.7
現金及びジョイント・オペレーションに対するコール/債権	26,844	8,449	130.3
その他の債権 [*]	3,696	3,191	49.2
合計―財務	57,308	33,222	512.3
非財務			
政府当局に対する残高	7,620	6,832	105.3
前払金	2,047	1,774	27.4
供給業者に対する前渡金	7,382	11,640	179.5
関連当事者の供給業者に対する前渡金	332	1,390	21.6
その他の債権	4,606	5,418	83.4
合計―財務	21,987	27,054	417.2
	79,295	60,276	929.5

^{*} 2016年3月31日及び2017年3月31日現在、それぞれ1,132百万ルピー及び914百万ルピー（14.1百万米ドル）の閉鎖費用及び鉱山の閉鎖時又は閉鎖前に雇用を終了した場合にリシーンの従業員に支払われる将来の解雇手当に関する担保として保有される預け金を含む。

顧客に対する与信期間は、ゼロから90日までの範囲となっている。その他の債権には、主に預け金及び未収利息が含まれる。関連当事者に対する貸付金の期間及び条件については、注記31の関連当事者についての開示を参照のこと。

2016年及び2017年3月31日現在、帳簿価額がそれぞれ38,384百万ルピー及び19,172百万ルピー（295.6百万米ドル）の営業債権は、借入債務に対する担保として差し入れられている（注記17参照のこと）。

営業債権及びその他の債権の引当金

営業債権及びその他の債権の引当金（貸倒引当金）（流動及び非流動）の変動は以下のとおりである。

	2016年	2017年	2017年
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
4月1日現在	14,740	17,657	272.3
当期繰入額	2,384	2,425	37.4
当期戻入額	(16)	(304)	(4.7)
目的取崩額	—	—	—
為替差異	549	(335)	(5.2)
3月31日現在	17,657	19,443	299.8

注記14. 短期投資

短期投資の内訳は以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2016年	2017年	2017年
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
銀行預金 ¹	32,815	55,790	860.3
その他の投資 ²	533,377	468,895	7,230.4
	566,192	524,685	8,090.7

その他の投資は、ミューチュアル・ファンド投資及び債券を含んでおり、連結損益計算書を通じて公正価値で評価される。銀行預金は、各社の現金必要額に応じて3ヶ月超の期間で設定されており、それぞれの預金金利の利息が付されている。

- ¹ 2016年及び2017年3月31日現在、それぞれ2,361百万ルピー及び2,350百万ルピー（36.2百万米ドル）については銀行に対する先取特権が付されている。
- ² 2016年及び2017年3月31日現在の関連当事者に対する債券投資それぞれ4,309百万ルピー及び5,246百万ルピー（80.9百万米ドル）を含む。

注記15. 制限付－現金及び現金同等物

制限付－現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2016年	2017年	2017年
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
銀行預金 ¹	3,367	10,118	156.0
短期預金 ²	—	1,629	25.1
	3,367	11,747	181.1

- ¹ 銀行預金は、2016年及び2017年3月31日現在、それぞれ3,367百万ルピー及び3,677百万ルピー（56.7百万米ドル）の未請求配当金に関連しており、用途が制限されている。更に、2017年3月31日現在、配当宣言日から30日以内に少数株主に支払わなくてはならない未払配当金額6,441百万ルピー（99.3百万米ドル）が含まれている。当該未払配当金額はキャッシュ・フロー計算書上では、現金及び現金同等物として分類されている。
- ² 2017年3月31日現在、銀行預金1,114百万ルピー（17.2百万米ドル）について、銀行に対する先取特権が付されており、2017年3月31日現在、515百万ルピー（7.9百万米ドル）について閉鎖費用に関する担保として保有されている。

[次へ](#)

注記16. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2016年	2017年	2017年
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
銀行預金及び手元現金*	8,743	85,631	1,320.4
短期預金	12,127	11,571	178.5
	20,870	97,202	1,498.9

短期預金は、各社の即時の現金必要額に応じて1日から3ヶ月の期間で設定されており、それぞれの短期預金金利の利息が付されている。

* 2016年3月31日及び2017年3月31日現在、それぞれゼロ及び75,437百万ルピー（1,163.2百万米ドル）の2017年4月に支払われた当社の株式保有に帰属する、子会社の未払配当金勘定を含んでいる。

注記17. 借入債務

短期借入債務は、当初満期が1年以内の借入債務及び1年以内返済予定長期借入債務を表している。長期借入債務は、当初満期が1年超の借入債務を表している。満期による区分は、契約上の満期に基づいている。変動利付債務に係る金利は、標準金利に連動している。

短期借入債務の内訳は、以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2016年	2017年	2017年
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
銀行及び金融機関a	108,713	322,436	4,972.0
1年以内返済予定長期借入債務	73,615	90,690	1,398.5
短期借入債務及び1年以内返済予定長期借入債務	182,328	413,126	6,370.5

長期借入債務の内訳は、以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2016年	2017年	2017年
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
銀行及び金融機関	327,445	255,557	3,940.8
転換不能社債	115,153	136,751	2,108.7
償還可能優先株式（注記1参照）	—	30,100	464.2
関連当事者からの借入	123,835	—	—
その他	966	936	14.4
長期借入債務	567,399	423,344	6,528.1
控除：1年以内返済予定長期借入債務	(73,615)	(90,690)	(1,398.5)
長期借入債務（1年以内返済予定額控除後）	493,784	332,654	5,129.6

- a ケアン・インディアにおけるTMHLが保有する持分の消却に従い、注記1に参照されるように効力が発生している合併につき流動となった68,080百万ルピー（1,049.8百万米ドル）を含む。先の期間においては、当該残高は非流動借入債務として分類されていた。

当グループが利用している銀行借入金インタレスト・サービス・カバレッジ、流動比率、デット・サービス・カバレッジ・レシオ、純資産総額に対する外部負債総額、固定資産カバレッジ・レシオ、純資産に対する期限付債務の割合、EBITDAレシオに対する負債及び固定資産からのリターンに関連する一定の条項に従う。当グループは借入契約の条項に関して、当該条項に準拠している。

当社は、2017年3月31日現在、償還ベースで1,656百万ルピー（25.2百万米ドル）の営業債権を割引いている。当該営業債権が認識の中止の基準を満たさないため、この勘定で受領する金銭を借入金として表示している。当グループが発行した転換不能社債の詳細は以下の通りである。

3月31日現在		
2016年	2017年	2017年
(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)

9.00%、2016年5月期限	750	—	—
8.60%、2016年5月期限	2,500	—	—
9.60%、2016年9月期限	1,200	—	—
10.25%、2017年8月期限	5,000	5,000	77.1
9.70%、2017年9月期限	1,800	1,800	27.8
9.36%、2017年10月期限	9,750	9,752	150.4
9.27%、2017年11月期限	2,000	2,000	30.8
9.36%、2017年12月期限	5,250	5,250	81.0
8.91%、2018年4月期限	9,960	9,978	153.9
7.75%、2019年9月期限	—	2,500	38.6
8.65%、2019年9月期限	—	1,500	23.1
8.25%、2019年10月期限	—	3,000	46.3
8.20%、2019年11月期限	—	3,000	46.3
7.50%、2019年11月期限	—	2,000	30.8
7.95%、2020年4月期限	—	3,000	46.3
8.70%、2020年4月期限	—	6,000	92.5
9.70%、2020年8月期限	19,990	19,990	308.2
8.75%、2021年4月期限	—	2,500	38.6
8.75%、2021年9月期限	—	2,500	38.6
9.24%、2022年10月期限*	4,992	4,997	77.0
9.40%、2022年11月期限*	4,992	4,997	77.0
9.40%、2022年12月期限*	4,992	4,998	77.0
9.24%、2022年12月期限*	4,997	4,999	77.0
9.10%、2023年4月期限*	24,987	24,990	385.4
9.17%、2023年7月期限*	11,993	12,000	185.0
	115,153	136,751	2,108.7

* 当該転換不能社債の保有者及び当社は、当該転換社債の各割当日から5年経った時にコール・プット・オプションを持つ。

保証の詳細

当グループは、その取得、資金的支出及び運転資本の為の資金調達に当たり様々な国で借入を行っている。借入金は、親会社及び子会社が行う様々な銀行及び金融機関からの資金調達契約から構成されている。2016年3月31日及び2017年3月31日現在、それぞれ上述の借入金総額676,112百万円及び745,780百万円（11,500.1百万米ドル）のうち、保証付きの借入金総額はそれぞれ436,376百万ルピー及び453,336百万ルピー（6,990.5百万米ドル）であり、無保証借入金はそれぞれ239,736百万ルピー及び292,444百万ルピー（4,509.5百万米ドル）である。当グループが様々な国で、親会社及び子会社の資産に対し様々な銀行に対して差入れている保証の詳細は、以下の通りである。

		3月31日現在		
		2016年	2017年	2017年
		(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
銀行からのプロジェクト・バイヤーズ・クレジット	与信枠に基づいて輸入される、ジャルスグダでのヴェダント・リミテッドのアルミニウム部門の資産に対する排他的な担保権及びジャルスグダのアルミニウムの流動資産に対する第一順位と同順位の担保権で担保されている。	18	115	1.8
	TSPLの移動可能な資産全てに対する第一順位と同順位の担保権で担保されている。	1,311	—	—
	VGCBの現在及び将来の移動可能な資産全てに対する残余的な担保権で担保されている。	1,212	1,180	18.2
	BALCOの与信枠に基づいて輸入される特定の資産に対する排他的担保権によって担保されている。	3,852	194	3.0
キャッシュ・クレジット	BALCOの現在及び将来の、原材料、仕掛品、半製品、製品、貯蔵品及び交換部品の在庫、受取手形、買掛金及びその他すべての動産により担保されている。資金供給型与信枠及び非資金供給型与信枠に関して、複数の銀行協定書に基づき、当該担保は銀行間において同順位で設定されている。	1,209	—	—
対外商業借入	第二順位の担保権が設定されているバイヤーズ・クレジットの下で獲得した資産を除く、移動可能なプラント、機械、設備及び交換部品や付属品を含む、現在及び将来のジャルスグダでのヴェダント・リミテッドのアルミニウム部門の現在及び将来の全ての移動可能な資産により担保されている。	19,845	6,480	99.9
	第2順位の担保権があるバイヤーズ・クレジットの下で取得された資産を除く、社債発行額の1.25倍の範囲でBALCOの固定資産に対する第1順位と同順位の担保権で担保されている。	—	4,791	73.9
	BALCOにおける第2順位の担保権があるバイヤーズ・クレジットの下で取得された資産を除く、現在及び将来の1200メガワット火力発電所プロジェクト及び3.25LTPA精錬所に関連するプロジェクト資産に対する、有担保債権者と共に第1順位と同順位の担保権で担保されている。	3,289	3,231	49.8
	第2順位の担保権があるバイヤーズ・クレジットの下で取得された資産を除く、現在及び将来の、BALCOの1,200メガワットの火力発電所と3.25LTPAアルミニウム精錬所の固定資産の全て（土地を除く）に対する、有担保債権者と共に第1順位と同順位の担保権で担保されている。	13,266	8,645	133.3

		3月31日現在		
		2016年	2017年	2017年
		(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
転換不能社債	元本は利息と合わせて（申込及び発行された金額に関して）ヴェダント・リミテッドの鉄鉱石部門の識別される特定の有形固定資産に対する第一順位と同順位の、1.25倍の最低担保カバー付の担保権で担保されている。	15,000	15,000	231.3
	第二順位の担保権のあるバイヤーズ・クレジットの下で取得した資産を除く、BALCOの有形固定資産に対する第一順位と同順位の、1.10倍の最低担保カバー付の担保権で担保されている。	2,500	—	—
	第二順位の担保権のあるバイヤーズ・クレジットの下で取得した資産を除く、BALCOの有形固定資産（租借地を除く）に対する第一順位と同順位の、1.25倍の最低担保カバー付の担保権で担保されている。	5,000	5,000	77.1
	社債の保有期間中は常に、ヴェダント・リミテッドの電力部門の資産及び／又はオリッサ州ジャルスグダの2400メガワットの火力発電所の資産に対する第一順位と同順位の担保権により、社債残高の額面の1.25倍の担保で保証されている。	14,976	14,990	231.2
	第二順位の担保権があるバイヤーズ・クレジットの下で取得した資産を除く、発行者が管財人に対して識別・通知する場合もある特定の移動可能及び／又は移動不能の有形固定資産に対する第一順位と同順位の、いずれかの時点で社債残高の額面総額の1倍の最低資産カバレッジ付の担保権で担保されている。ジャルスグダの1215メガワットの自家発電所と合わせて年1.6百万トンのアルミニウム精錬所及び75メガワットのコージェネレーション発電所と合わせて年1百万トンのアルミニウムの移動可能な有形固定資産の全てが包括されている。	61,967	66,982	1,032.9
	ヴェダント・リミテッドのランジガルの増設及びランジガルの年2百万トンの資産に対する第一順位と同順位の、社債の残高金額の1倍の担保権で担保されている。	—	15,500	239.0
	VCGBの有形固定資産に対する社債残高の額面の1.1倍の担保権で担保されている。	750	—	—
（デット・サービス・リザーブ勘定を含む）転換不能社債の存続期間中、現在及び将来のTSPLの有形固定資産の全てに対して第一順位と同順位の、1.1倍の最低資産カバー付の担保権で担保されている。		14,960	19,279	297.3

		3月31日現在		
		2016年	2017年	2017年
		(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
期限付借入金	現在及び将来のTSPLの全ての資産に対する第一順位と同順位の担保権で担保されている。	23,300	36,401	561.3
	第二順位の担保権があるバイヤーズ・クレジットの下で取得した資産は除く、現在及び将来の、アルミニウム及び電力プロジェクトの移動可能な有形固定資産全部（建設仮勘定を含む）、及び有形固定資産に係る土地の所有権関連書類の差入に対する、第一順位と同順位の担保契約で担保されている。アルミニウム及び電力プロジェクトとは以下から構成される製造施設である。			
	(i) オリッサ州ランジガルで合計75メガワットのコージェネレーション自家発電所と合わせて年1百万トンの産出量を持つアルミ精錬所、及び			
	(ii) オリッサ州ジャルスグダの1215（9x135）メガワットのCPPと合わせて年1.6百万トンの産出量をもつアルミニウム製錬所	—	26,588	410.0
	ヴェダント・リミテッドの（年2百万トン超及び年6百万トンまでの）精錬所拡張プロジェクトの移動可能及び移動不能の有形固定資産に対する第一順位と同順位の担保権で担保されている。	—	9,844	151.8
	第二順位の担保権のあるバイヤーズ・クレジットの下で取得された資産を除く、ヴェダント・リミテッドのアルミニウム部門の、現在及び将来の移動可能な有形固定資産に対する抵当及び移動不能の有形固定資産（租借地を含む）に係る第一順位と同順位の抵当権で担保されている。	104,475	92,923	1,432.9
	第二順位の担保権のあるバイヤーズ・クレジットのもとで取得した資産を除く、現在及び将来のヴェダント・リミテッドのジャルスグダ・アルミニウム部門のプロジェクトの移動可能な有形固定資産の全て（建設仮勘定を含む）についての抵当権及び有形固定資産に関連する土地の所有権関連書類の差入に対する第一順位と同順位の担保契約で担保されている。	19,662	19,421	299.5
	第二順位の担保権があるバイヤーズ・クレジットの下で取得された資産を除く、アルミニウム部門とランジガル拡張プロジェクトの有形固定資産純額からアルミニウム部門とランジガル拡張プロジェクトの有形固定資産に対する第一順位と同順位の担保権を持つ他の借入金の残高を控除した総額で担保される。	12,444	12,450	192.0
	第二順位の担保権があるバイヤーズ・クレジットの下で取得された資産を除く、現在及び将来の、ヴェダント・リミテッドのアルミニウム部門の移動可能な有形固定資産の抵当権及び移動不能の有形固定資産の全て（租借地を含む）の抵当権による第一順位と同順位で担保されている。	4,450	3,750	57.8
	ジャルスグダの2400メガワットの電力プロジェクトに関連するヴェダント・リミテッドの特定の有形固定資産（農地を除く）に対する第二順位と同順位の担保権で担保されている。	6,870	4,373	67.4

	3月31日現在		
	2016年	2017年	2017年
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
第二順位の担保権があるバイヤーズ・クレジットの下で取得した資産を除く、現在及び将来の、BALCOの移動可能な有形固定資産（石炭ブロック資産を除く）に対する有担保債権者と共に第一順位と同順位の担保権で担保されている。	15,937	15,409	237.5
与信枠はヴェダント・リソーシズ・ピーエルシーが保証している。更に、TEHLは保有しているTMHLの株式の全てをこの借入金のための保証として供託している。	59,269	38,905	599.9
与信枠はヴェダント・リソーシズ・ピーエルシーが保証している。更に、（TEHLが保有している）TMHLの100%の株式をこの与信枠のための保証として供託している。	30,814	29,180	450.0
現在及び将来の、VGCBSの移動可能及び移動不能な有形固定資産の全て並びにエスクロー勘定を含む流動資産の全てに対する第一順位と同順位の1.25倍のミニマム・カバーのある担保権及びプロジェクト資産に対する、その他の条件付債権者と共に第一順位と同順位の担保権で担保されている。	—	2,705	41.7
合計	436,376	453,336	6,990.5

注記18. 支払手形

支払手形の内訳は、以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2016年	2017年	2017年
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
貿易金融の取決めに基づく債務	99,500	113,304	1,747.2
	99,500	113,304	1,747.2

支払手形は、当グループが購入した原材料に係る供給業者への支払について、銀行及び金融機関から受ける信用供与からなる。当該取決めは、利息が課され、1年以内に支払われる。支払手形の公正価値と表示された帳簿価額との間に重要な差異はない。

注記19. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2016年	2017年	2017年
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
金融			
その他関連当事者に対する債務	3,583	310	48
支払配当金 3	35,572	72,170	1,112.9
営業債務 1	63,582	62,639	965.9
資本的支出に関する借入	54,755	37,444	577.4
担保預り金及び支払留保金	9,850	9,867	152.1
その他負債－流動	17,420	32,441	500.3
合計－金融	184,762	214,871	3,313.4
非金融			
配当金の未払税金	20,644	—	—
法定負債	15,985	19,072	294.1
顧客からの前受金 2	26,368	47,354	730.2
その他の債務	4,947	4,497	69.2
合計－非財務	67,944	70,923	1,093.5
	252,706	285,794	4,406.9

営業債務及びその他の債務の公正価値と、表示された帳簿価額との間に重要な差異はない。

- 1 営業債務は、無利息であり、通常 1 日から180日の期間で決済される。
- 2 顧客からの前受金には、長期供給契約から受け取る金額が含まれている。前受金に固定の利益率を加えた金額は、各契約の条項において合意されている財を供給することで決済される。前受金のうち、次の12か月以内の決済見込額は流動資産に表示している。2016年 3 月31日及び2017年 3 月31日現在、関連会社からの前受金が、それぞれ68百万ルピー及び139百万ルピー（2.1百万米ドル）含まれている。
- 3 2017年 3 月31日現在、32,983百万ルピー（508.6百万米ドル）の関連会社に対する債務が含まれている（注記31参照）。

[次へ](#)

注記20.引当金

	原状回復、復旧 及び環境(a)	その他(b)	合計	
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)	
2015年4月1日現在	11,286	4,750	16,036	
増加	203	85	288	
取崩	(1,160)	(1,970)	(3,130)	
割引の振戻し	141	-	141	
割引率変更の影響	750	-	750	
営業債務及びその他の債務への修正再表示	-	(2,102)	(2,102)	
為替差額	293	149	442	
2016年3月31日現在	11,513	912	12,425	
2016年3月31日現在の分類				
流動	877	816	1,693	
非流動	10,636	96	10,732	
	11,513	912	12,425	

	原状回復、復旧 及び環境(a)	その他(b)	合計	合計
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
2016年4月1日現在	11,513	912	12,425	191.6
増加	1,162	513	1,675	25.8
取崩	(600)	(310)	(910)	(14.0)
見積りの変更	6,641	-	6,641	102.4
割引の振戻し	844	-	844	13.0
為替差額	(286)	(25)	(311)	(4.8)
2017年3月31日現在	19,274	1,090	20,364	314.0
2017年3月31日現在の分類				
流動	564	567	1,131	17.4
非流動	18,710	523	19,233	296.6
	19,274	1,090	20,364	314.0

(a) 原状回復、復旧及び環境

原状回復、復旧及び環境に係る債務に対する引当金は、現行のインド、オーストラリア、ナミビア、南アフリカ及びアイルランドの法律、当社の採掘及びその他のライセンス並びに契約上の取決めにおいて示された条件に基づく当グループの義務を果たすために、将来生じると見込まれる費用についての経営陣による最善の見積りを示している。これらの金額は、割引率が2%から13%の範囲内であるという想定の下で計算されており、鉱山あるいは石油及びガスの現場の閉鎖時に支払うべきものであり、1年から30年の期間にわたって発生すると見込まれている。インドにおける、主な原状回復、復旧に係る債務に対する引当金は、油田での生

産期間の終了時における生産設備用地の原状回復費用が発生すると見込まれる石油及びガスの現場に関する法的義務がある然るべき所で計上されている。当グループは、当該用地における環境への被害を回復するための原状回復費用全額を債務として計上する。

原状回復、復旧及び環境に係る費用が発生する義務は、生産設備用地の開発あるいは生産の継続により環境被害が引き起こされた際に生じる。

当年度においては、当グループの石油及びガス事業セグメントの廃棄に係る債務に適用していた割引率を、大半の費用が生じると見込まれている通貨の回収に係るリスクフリーレートを反映するため、8%/年（2016年3月31日）から3.5%/年（2017年3月31日）に変更した。その結果生じた廃棄に対する引当金および有形固定資産の増加（8,105百万ルピー、125百万米ドル）は、金額的に重要性はないと考えており、当年度において認識している。

(b) その他

その他の引当金は、当グループに対する一定の未解決の法律上、税務上及びその他の請求を解決するための費用に関する、将来の発生可能性に基づく当社の最善の見積りからなる。この引当金に関する資金流出の時期を合理的に決定することはできない。さらに、2015年3月31日現在の引当金には、時期や金額が不確実であった鉱山鉱物（開発規制）法の2015年改正に基づいて認識された1,766百万ルピーが含まれていた。不確実性の解消により、2016年3月31日時点で当該金額を営業債務及びその他の債務への修正再表示を行った。

注記21. その他の非流動負債

非流動負債の内訳は、以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2016年 (百万ルピー)	2017年 (百万ルピー)	2017年 (百万米ドル)
財務			
プロジェクト債権、担保預り金及び支払保留金	4,035	3,104	47.8
その他	595	18	0.3
合計 - 財務	4,630	3,122	48.1
非財務			
顧客からの前受金（注記19(2)）	9,986	-	-
その他	247	-	-
合計 - 非財務	10,233	-	-
	14,863	3,122	48.1

注記22. 従業員給付

当グループは確定拠出制度及び確定給付制度に加入している。これらの制度の資産（積立分）は独立して管理されている基金において保有されている。

確定拠出制度については、連結損益計算書に費用計上される金額は、その年度において拠出すべき掛金の合計額である。

確定給付年金制度については、該当する制度の給付費用は、毎年、各制度別に年度末に、独立した有資格の保険数理人によって、数理計算上の予測単位積増方式を使用して保険数理評価が決定される。期中に発生した再測定損益はすべて発生した年度の連結包括利益計算書において認識される。

確定拠出制度

当グループは、2015年、2016年及び2017年3月31日終了年度に、それぞれ総額747百万ルピー及び909百万ルピー及び872百万ルピー(13.4百万米ドル)を、以下の確定拠出制度に拠出した。

中央プロビデント基金及び家族年金基金

インドのプロビデント基金法に従って、従業員はプロビデント基金に基づく給付を受取る資格がある。従業員及び雇用主の両方は、毎月、従業員の基本給の所定の割合(2017年度は12%)を制度に拠出する。全従業員は、任意で追加拠出する選択権を有する。この拠出は、インド政府が運営管理する基金(GOI)又は独立管理の認可された基金に対して行われる。GOIが管理する基金の下では、当グループは発生期間に連結損益計算書に費用計上される月次の拠出以上の義務を負わない。独立管理の認可された基金の実際運用収益が、州によって保証されているリターンに不足することがあれば、雇用主によって掛金拠出が行われる。2016年及び2017年3月31日終了年度において、そのような独立管理の認可された基金の実際運用収益の不足はなかった。給付金は、当グループからの退職又は辞職時に従業員に支払われる。

退職年金

退職年金(インドにおいて適用される別の年金制度)は、上級管理職にのみ適用される。ヴェダンタ・リミテッド及び各該当インド子会社はライフ・インシュアランス・コーポレーション・オブ・インド(以下「LIC」という。)の保険に加入し、それに対してこれらの企業各社は退職年金に関連付けられた一定額を拠出する。行われた拠出を考慮して、LICが要求に応じて養老年金を支払う。この制度の下では、当グループは発生期間に連結損益計算書に費用計上される月次の拠出以上の義務を負わない。

オーストラリアの年金制度

当グループはまた、オーストラリアにおいて、確定拠出退職年金制度に加入している。従業員の給料の一定率の退職年金基金への拠出は、オーストラリアでは法律で定められている。雇用主は、従業員が選択した基金に、従業員が業界の取決めによってカバーされている場合は従業員の報酬総額の9.50%を、他のすべての従業員については基本報酬の12.50%を拠出する。全従業員は、追加で任意に拠出することができる。この制度の下では、当グループは発生期間に連結損益計算書に費用計上される月次の拠出以上の義務を負わない。

スコーピオン・ジンク・プロビデント基金(ナミビア)

スコーピオン・ジンク・プロビデント基金は確定拠出基金であり、60歳未満の全ての常勤の従業員の加入が義務付けられている。当グループは毎月、年金受給対象給与の定率9%を当該基金へ拠出し、一方、従業員は7%(通常の拠出に加え最大12%まで追加拠出できるオプション付)を拠出する。

当該基金は、会員の基金残高と同額が支給される就業不能保険及び退職前に死亡した場合に年給の2倍が支給される死亡保険を提供している。

ブラック・マウンテン(Pty)リミテッド、南アフリカ年金及びプロビデント基金

BMMは、公認の金融サービス業者であるアレキサンダー・フォースによって管理されている二つの退職基金を有している。両基金はアレキサンダー・フォース傘下の基金の一部を形成している確定拠出基金である。当該基金は、全ての適格な従業員に対して退職及び死亡給付金を支給することを目的としている。両基金制度は、その従業員のための確定拠出制度であり、当年度に拠出された又は拠出すべき掛金は、純損益に費用計上される。当グループは、上級管理者の地位までは10.5%、その他に対しては15%の固定割合を拠出する。

リシーン鉱山、アイルランド年金基金

リシーンは、全従業員のための確定拠出年金制度に加入している。当該制度はリシーンに従業員の基本年給の5%の拠出を求めており、従業員も基本年給の5%の拠出が求められている。管理職向けの制度の条件では、リシーン及び個人ともにそれぞれ15%を拠出する。また、従業員は、一定の制限を条件に任意で追加拠出できる。リシーンの拠出は、従業員の雇用終了又は定年65歳の到達のいずれかが生じるまで続けられる。

確定給付制度

鉄鉱石事業、BALCO、HZL、SRL及びSMCLにおけるプロビデント基金信託（「信託」）への拠出

鉄鉱石事業、BALCO、HZL、SRL及びSMCLにおけるプロビデント基金は、1952年従業員積立基金および雑則法のセクション17の適用から除外されている。適用除外が認められる条件は、雇用主が運用収益について、法令で保証されている金額を上回る実績を出していることであると規定されている。IAS第19号及びインドのアクチュアリー会により公表された、適用除外された従業員向けのプロビデント基金債務金利保証に関するガイダンスに従った保険数理的評価によると、2017年3月31日及び2016年3月31日時点において、鉄鉱石事業、BALCO、HZL、SRL及びSMCLが満たすべき条件である、利息における不足額はない。基金が保有している資産及び投資における利益を考慮すると、当グループは予測可能な将来における損失の発生を見込んでいない。当グループは、独立して運営及び承認されている基金に対し、合計で、2015年3月31日終了年度に666百万ルピー、2016年3月31日終了年度に642百万ルピー、2017年3月31日終了年度に536百万ルピー（8.3百万米ドル）を拠出している。信託における債務の現在価値及び制度資産の公正価値は以下のとおりである。

	2015年3月31日 現在	2016年3月31日 現在	2017年3月31日 現在	2017年3月31日 現在
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
信託の制度資産の公正価値……………	11,220	11,846	13,336	205.6
確定給付債務の現在価値……………	(10,736)	(11,628)	(13,110)	(202.2)
確定給付債務から生じる純負債額……………	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ

信託の制度資産の割合（％）

	2015年3月31日 現在	2016年3月31日 現在	2017年3月31日 現在
カテゴリー別資産：			
国債・公債……………	85.69	85.90	77.17
社債……………	13.08	13.75	22.59
定期預金……………	1.23	0.35	0.24

退職後医療給付：

当グループは、BMM及びBALCOの従業員向けに退職後医療給付制度を有している。年度末に行われる数理計算上の評価に基づいて、給付債務の全額に対して引当金が認識される。2016年3月31日及び2017年3月31日現在の退職後医療給付に関連する債務は、それぞれ306百万ルピー及び613百万ルピー（9.5百万米ドル）である（2017年3月31日現在の残高は、確定給付債務から慰労金制度に振り替えが行われた232百万ルピーの退職後医療給付が含まれている）。この制度に基づく債務は積立てを行っていない。当グループはこれらの金額に重要性はないと考えているため、IAS第19号（2011年版）「従業員給付」で要求されている追加的な開示は提供していない。2015年3月31日、2016年3月31日及び2017年3月31日現在の退職後医療給付に関する再測定による損失／（利得）は、それぞれ22百万ルピー、（24）百万ルピー、6百万ルピー（（0.434）百万米ドル）となっており、その他包括利益計算書で認識されている。

慰労金制度

1972年慰労金支払法に従って、ヴェダンタ・リミテッド及びそのインドの子会社は、一定の範囲の従業員を対象とする確定給付制度(以下「慰労金制度」という。)に拠出している。慰労金制度は、受給権が確定した従業員に対し、退職、障害又は雇用終了時に、各従業員の最終給与及び勤続年数に基づく一時金を支払う。

年度末に行われる数理計算上の評価に基づいて、慰労金制度の保有基金を超える給付債務の全額に対して引当金が認識される。当該制度に対して積み立てが行われていない企業については、全額に対する引当金が連結財政状態計算書に認識される。

当社の鉄鉱石事業部、HZL及び旧ケルンインド株式会社は、従業員への慰労金のため、インドの所得税当局により認識されている信託を構成している。信託への拠出金はライフ・インシュランス・コーポレーション・オブ・インド（LIC）、ICICI プルデンシャル・ライフ・インシュランス及びHDFC スタンダード・ライフ・インシュランスに積み立てられている。

主な数理計算上の仮定

確定給付債務の現在価値の決定に使用された主な数理計算上の仮定は、以下のとおりである。

	2015年3月31日 終了年度	2016年3月31日 終了年度	2017年3月31日 終了年度
割引率	7.8%－7.9%	8%	7.7%
対象となる従業員の予想昇給率	5.0%から 10.0%	5%－10%	3%から15%

インドでは、生命表を用いて貸借対照表の末日において60歳の人が余命19年と仮定している。

インド企業の死亡率に関する仮定はインドアクチュアリー協会が発行する「インド保証生命表（2006-2008）」を基にしている。

連結財政状態計算書の認識された金額の内訳は以下のとおりである。

	2015年3月31日 終了年度 (百万ルピー)	2016年3月31日 終了年度 (百万ルピー)	2017年3月31日 終了年度 (百万ルピー)	2017年3月31日 終了年度 (百万米ドル)
制度資産の公正価値	2,824	2,899	3,215	49.6
確定給付債務の現在価値	(4,987)	(4,517)	(4,495)	(69.3)
確定給付債務から生じる純負債	(2,163)	(1,618)	(1,280)	(19.7)

以下の表は、年金制度について連結損益計算書に認識された金額の内訳を示している。

	2015年3月31日 終了年度 (百万ルピー)	2016年3月31日 終了年度 (百万ルピー)	2017年3月31日 終了年度 (百万ルピー)	2017年3月31日 終了年度 (百万米ドル)
当期勤務費用	281	279	277	4.3
利息費用	134	158	99	1.5
連結損益計算書に計上された費用合計	415	437	376	5.8

確定給付年金制度に関して連結包括利益計算書に認識された金額は、以下のとおりである。

	2015年3月31日 終了年度 (百万ルピー)	2016年3月31日 終了年度 (百万ルピー)	2017年3月31日 終了年度 (百万ルピー)	2017年3月31日 終了年度 (百万米ドル)
確定給付債務（純額）の再測定：－				
人員の仮定の変動による数理計算上の差損	18	－	2	0.0
財務上の仮定の変動による数理計算上の差損/ （益）	319	(28)	(6)	(0.1)
実績調整による数理計算上の差損	349	207	50	0.8
制度資産に係る収益/（損失）（利息純費用に 含まれる金額を除く）	9	(15)	2	0.0
確定給付負債の再測定	695	164	48	0.7

確定給付債務の現在価値の変動における増減は以下のとおりであった。

2015年3月31日 終了年度	2016年3月31日 終了年度	2017年3月31日 終了年度	2017年3月31日 終了年度

	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
4月1日現在	(4,439)	(4,987)	(4,517)	(69.6)
退職後医療給付への振り替え	—	—	232	3.6
当期勤務費用	(281)	(279)	(277)	(4.3)
給付支払額	800	298	451	6.9
制度負債に対する利息費用	(381)	(370)	(338)	(5.2)
人口統計上の仮定の変動による数理計算上の差損	(18)	—	(2)	(0.0)
財務上の仮定の変動による数理計算上の差(損)/益	(319)	28	6	0.1
実績調整による数理計算上の差(損)	(349)	(207)	(50)	(0.8)
3月31日現在	(4,987)	(4,517)	(4,495)	(69.3)

制度資産の公正価値における増減は以下のとおりである。

	2015年3月31日 終了年度	2016年3月31日 終了年度	2017年3月31日 終了年度	2017年3月31日 終了年度
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
4月1日現在	2,754	2,824	2,899	44.7
掛金受取額	286	677	455	7.0
給付支払額	(454)	(829)	(376)	(5.8)
制度資産に係る収益から生じる再測定による利益/(損)	(9)	15	(2)	(0.0)
受取利息	247	212	239	3.7
3月31日現在	2,824	2,899	3,215	49.6

資産の種類別	制度資産の配分 (%)					
	LIC		ICICI		HDFC	
	3月31日現在		3月31日現在		3月31日現在	
	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年
国債	45.0	45.0	21.7	26.2	52.1	67.5
社債/債券	35.0	35.0	21.9	54.0	42.9	32.5
資本性金融商品	10.0	10.0	56.4	16.2	—	—
固定性預金	—	—	—	0.7	—	—
マネー・マーケット金融商品	10.0	10.0	—	2.9	5.0	—
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.00

制度資産に係る収益の実績は、2015年、2016年及び2017年3月31日に終了した事業年度でそれぞれ238百万ルピー、227百万ルピー及び237百万ルピー（3.7百万米ドル）であった。

当グループは、2018事業年度において積立てを行っている確定給付制度に対し314.1百万ルピー（4.8百万米ドル）を拠出する予定である。

確定給付債務の加重平均期間は、2016年及び2017年3月31日に終了した事業年度でそれぞれ12.5年及び12.7年である。

感応度分析

以下の表は、確定給付債務の決定に関する重要な数理計算上の仮定に対する感応度分析であり、他の全ての仮定を一定とみなした場合に報告期間末に発生するそれぞれの仮定の合理的に可能な変動を基にしている。

	確定給付債務の増加/ (減少)	確定給付債務の増加/ (減少)
	百万ルピー	百万米ドル
割引率		
0.50%の増加	(155)	(2.4)
0.50%の減少	161	2.5
対象従業員の報酬レベルの予想増加率		
0.50%の増加	141	2.2
0.50%の減少	(142)	(2.2)

上記感応度分析は、仮定の変動がそれぞれ単独で生じるのではなく相互に関係しあって生じる可能性があるため、実際の給付債務を表していない可能性がある。

上記感応度分析を示すに当たり、報告期間末における確定給付債務の現在価値は、予測単位積増方式で算出された。これは連結財政状態計算書に認識された確定債務を算出した際に適用した方法と同じである。

リスク分析

当グループは確定給付制度に係るいくつかのリスクに晒されている。確定給付制度に関連する最も重要なリスク及び経営陣のこれらリスクの影響の見積は下記のとおりである。

投資リスク

インドにおける確定給付制度の殆どはライフ・インシュアランス・コーポレーション・オブ・インド（LIC）、ICICIプルデンシャル・ライフ（ICICI）及びHDFCスタンダード・ライフで積立を行っている。当グループはLIC、ICICI及びHDFCスタンダード・ライフでの積立に対して、いかなる管理権限も有さない。

インドのグループ企業に関して、確定給付債務の現在価値は、インド政府の国債の利率に基づき決定された割引率を用いて算出されている。仮に制度資産からの収益率がこの割引率を下回った場合、積立不足が生じる。

固有のリスク

制度資産の利率の低下は、制度負債の増加につながる。

寿命に係るリスク/平均余命

確定給付制度の負債の現在価値は、制度参加者の雇用期間中及び雇用終了時における死亡率の最善の見積を用いて算出される。制度参加者の平均余命の増加は制度負債の増加につながる。

昇給リスク

確定給付制度の負債の現在価値は、制度参加者の将来の給与を用いて算出される。制度参加者の給与の増加は、制度負債の増加につながる。

[次へ](#)

注記23. 金融商品

このセクションは、当グループの金融商品の重要性の概観を示し、連結財政状態計算書に対する追加情報を提供している。各クラスの金融資産、金融負債及び資本性金融商品に関する認識基準、測定的基础並びに収益及び費用の認識基準を含む重要な会計方針の詳細は注記2及び3に開示されている。

金融資産及び負債：

以下の表は、2016年及び2017年3月31日現在の金融資産及び負債の各カテゴリーの帳簿価額及び公正価値を表示している。

金融資産	2016年3月31日現在					
	(百万ルピー)					
	トレー ディング 目的保有	貸付金及 び債権	売却可能 金融資産	ヘッジ目 的で使用 されるデ リバティ ブ	帳簿価額 合計	公正価値 合計
金融資産投資						
一公正価値	—	—	432	—	432	432
その他の非流動資産	—	5,935	—	—	5,935	5,935
営業債権及びその他の 債権	—	57,308	—	—	57,308	57,308
短期投資						
一銀行預金	—	32,815	—	—	32,815	32,815
一その他の投資	533,377	—	—	—	533,377	533,377
デリバティブ金融資産	—	—	—	1,281	1,281	1,281
現金及び現金同等物	—	20,870	—	—	20,870	20,870
制限付現金及び現金同 等物	—	3,367	—	—	3,367	3,367
合計	533,377	120,295	432	1,281	655,385	655,385

金融負債	2016年3月31日現在			
	(百万ルピー)			
	ヘッジ目的で 使用されるデ リバティブ	償却原価	帳簿価額 合計	公正価値 合計
借入債務				
一短期	—	182,328	182,328	161,233
一長期	—	493,784	493,784	530,449
支払手形	—	99,550	99,500	94,660
営業債務及びその他の債 務*	—	184,762	184,762	184,762
その他非流動負債	—	4,630	4,630	4,220
デリバティブ金融負債	4,552	—	4,552	4,552
合計	4,552	965,004	969,556	971,117

2017年3月31日現在

	(百万ルピー)				(百万米ドル)			
	トレー ディング 目的保有	貸付金及 び債権	売却可能 金融資産	ヘッジ目 的で使用 されるデ リバティ ブ	帳簿価額 合計	公正価値 合計	帳簿価額 合計	公正価値 合計
金融資産								
金融資産投資								
一公正価値	—	—	695	—	695	695	10.7	10.7
その他の非流動資産	—	19,300	—	—	19,300	19,300	297.6	297.6
営業債権及びその他の 債権	—	33,222	—	—	33,222	33,222	512.3	512.3
短期投資								
一銀行預金	—	55,790	—	—	55,790	55,790	860.3	860.3
一その他の投資	468,895	—	—	—	468,895	468,895	7,230.4	7,230.4
デリバティブ金融資産	—	—	—	129	129	129	2.0	2.0
現金及び現金同等物	—	97,202	—	—	97,202	97,202	1,498.9	1,498.9
制限付現金及び現金同 等物	—	11,747	—	—	11,747	11,747	181.1	181.1
合計	468,895	217,261	695	129	686,980	686,980	10,593.3	10,593.3

2017年3月31日現在

	(百万ルピー)			(百万米ドル)		
	ヘッジ目的で 使用されるデ リバティブ	償却原価	帳簿価額 合計	公正価値 合計	帳簿価額 合計	公正価値 合計
金融負債						
借入債務						
一短期	—	413,126	413,126	413,126	6,370.5	6,370.5
一長期	—	332,654	332,654	334,567	5,129.6	5,159.1
支払手形	—	113,304	113,304	113,304	1,747.2	1,747.2
営業債務及びその他の債 務*	—	214,871	214,871	214,871	3,313.4	3,313.4
その他非流動負債	—	3,122	3,122	3,122	48.1	48.1
デリバティブ金融負債	8,773	—	8,773	8,773	135.3	135.3
合計	8,773	1,077,077	1,085,850	1,087,763	16,744.1	16,773.6

公正価値の階層

当グループは、金融商品の公正価値を評価技法により決定及び開示するに当たり以下の階層を使用している。

レベル１：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格（未調整）。

レベル２：当該資産又は負債に係る、レベル１に含まれる相場価格以外の直接的（すなわち、価格として）又は間接的（すなわち、価格から導出される）に観察可能なインプット。

レベル３：当該資産又は負債に係る、観察可能な市場データに基づかないインプット（観察不能なインプット）。

以下の表は、公正価値で測定された2016年及び2017年３月31日現在の金融資産及び負債のカテゴリーを要約したものである。

2016年３月31日現在（修正再表示）	（レベル１）	（レベル２）	（レベル３）
	（百万ルピー）		
金融資産			
純損益を通じて公正価値で測定			
－トレーディング目的 保有	234,972	298,405	—
－デリバティブ金融資産			
－コモディティ契約	—	216	—
－為替予約	—	722	—
－為替予約（在外営業事業体への 純投資）	—	343	—
売却可能投資			
－公正価値で保有する 金融資産投資	432	—	—
	235,404	299,686	—
金融負債			
純損益を通じて公正価値で測定			
－デリバティブ金融負債			
－コモディティ契約	—	126	—
－為替予約	—	4,426	—
	—	4,552	—

2017年3月31日現在	(レベル1)	(レベル2)	(レベル3)	(レベル1)	(レベル2)	(レベル3)
	(百万ルピー)			(百万米ドル)		
金融資産						
純損益を通じて公正価値で測定						
ートレーディング目的保有	194,086	274,809	—	2,992.8	4,237.6	—
ーデリバティブ金融資産						
ーコモディティ契約	—	90	—	—	1.4	—
ー為替予約	—	39	—	—	0.6	—
売却可能投資						
ー公正価値で保有する金融資産投資	600	—	95	9.2	—	1.5
	194,686	274,938	95	3,002.0	4,239.6	1.5
金融負債						
純損益を通じて公正価値で測定						
ーデリバティブ金融負債						
ーコモディティ契約	—	1,113	—	—	17.2	—
ー為替予約	—	7,660	—	—	118.1	—
	—	8,773	—	—	135.3	—

以下の表は、2016年及び2017年3月31日現在、帳簿残高は公正価値であると決定されており、償却原価で計上されている金融負債の公正価値を要約したものである。

2016年 3 月31日現在	(レベル 2)	
	(百万ルピー)	
金融負債		
－長期借入債務	495,755	
－その他の非流動負債	4,220	
	499,975	
2017年 3 月31日現在	(レベル 2)	(レベル 2)
	(百万ルピー)	(百万米ドル)
金融負債		
－長期借入債務	334,567	5,519.1
	334,567	5,159.1

金融資産及び負債の公正価値は、測定日における市場参加者の間での通常の取引において資産を売却する際に受け取る額及び負債を移転する際に支払う金額である。

以下の方法及び仮定が公正価値の見積りに使用された。

- ・活発な市場で取引される投資は、金融機関の呼値を参照して決定される。例えば、投資信託会社が公表する、投資信託に対する投資の純資産価値（NAV）がある。活発でない市場で取引されるその他の上場有価証券は、活発な市場で取引されるその他の市場性のある有価証券と同等の価格付けメカニズムがある場合、相場価格を使用している。その他の流動性の投資は、市場取引、調査及び同じまたは同

様の発行体により同じまたは同様の満期の証券発行をもとにまたは上述の要因をもとに導き出した有価証券の適用可能なスプレッドの動きに基づいて評価される。

- ・営業債権及びその他の債権（非金融資産を除く）、現金及び現金同等物（制限付きの現金及び現金同等物を含む）、預金、営業債務及びその他の債務（非金融負債を除く）並びに短期借入債務は、主にこれらの商品が短期間で満期となるため帳簿価額に近似している。
- ・その他の非流動の金融資産及び金融負債については、帳簿残高が公正価値に近似しているとみなされない限り、公正価値は市場の仮定に基づいた割引キャッシュフローモデルにより算出される。
- ・長期の固定利付及び変動利付借入債務の公正価値は、金利、特定のントリー・リスク要因及び資金提供対象プロジェクトのリスク特性等のパラメータに基づき当グループが決定している。

- ・相場のある売却可能金融資産投資の公正価値は、活発な市場における取引市場価格から導出される。
- ・デリバティブ金融資産・負債については、当グループは、様々な契約相手先（主に投資適格の信用格付を備えた金融機関）とデリバティブ金融商品を締結している。金利スワップ、為替予約及びコモディティ契約は、市場の観察可能なインプットを伴う評価技法を使用して評価される。当グループで最も頻繁に適用される評価技法には、先渡価格設定、スワップモデル、現在価値計算が含まれる。当該モデルは複数のインプット（取引先の信用度、直物為替、先渡レート、各通貨のイールド・カーブ、対象コモディティの金利カーブ及び先渡レート・カーブ）が使用されている。コモディティ契約は、上場金属取引所（すなわち、英国（U.K.）のロンドン金属取引所（LME））で活発に取引されているコモディティの先渡LMEレートを使用して評価される。

契約相手先の信用リスクの変動は、ヘッジ関係に指定されたデリバティブのヘッジの有効性の評価及び公正価値で認識するその他の金融商品の価値に重要な影響を与えなかった。

2017年3月31日現在の公正価値の見積額は、それぞれの日現在で測定されている。そのため、各報告日後のこれらの金融商品の公正価値は、各年度末現在で報告された金額と異なる可能性がある。当年度中において、レベル1とレベル2の間の振替はなかった。

リスク管理フレームワーク

当グループの事業は、財務リスクを含む様々なリスク及び不確実性に左右される。

当グループの文書化されたリスク管理方針は、日々の業務の過程で事業がさらされる様々な財務リスクの削減に効果的な手段として機能している。リスク管理方針は、流動性リスク、コモディティ価格リスク、為替リスク、金利リスク、契約相手先の信用リスク、並びに資本管理等の領域をカバーしている。リスクは、上級管理者の活発な関与がある全社（コーポレート）レベル及び個々の子会社レベルで識別される。当グループの各事業子会社は、当グループの方針に従った適切なリスク管理手続を整備している。重要なリスクのそれぞれについては、当グループ内の適切な上級管理者レベルの指定された「所有者（owner）」が置かれている。リスクによる潜在的な財務上の影響及び負の結果が生じる可能性は定期的に更新される。リスク管理手続は、経営保証本部が取りまとめ、当グループの監査委員会により定期的にレビューされる。監査委員会は、CF0委員会及び、リスク及び計画されている活動の進捗に関する評価会議を定期的に行っているリスク管理委員会からの支援を受けている。重要な業務上の意思決定は、CF0委員会及び執行委員会の定例会議で検討される。財務リスク管理を含む全体的な内部統制環境及びリスク管理プログラムは、取締役会を代表して監査委員会によりレビューされる。

リスク管理フレームワークは以下を目的としている。

- ・財務リスクに対する意識及びリスクの透明性の向上
- ・主要なリスクの識別、統制及び監視
- ・リスクの累積の識別
- ・当グループのリスク状況に関する信頼性ある情報の経営者への提供
- ・財務上の利益の改善

資金管理

資金管理は、負債の管理、資本の保護、流動性の維持及び利回りの最大化に焦点を置いている。資金政策は取締役会に承認されている。日々の資金業務は、全体的な当グループの資金政策フレームワーク内で、それぞれの財務部によって管理されている。戦略的な資金構想を含む長期の資金調達は本部が担当するが、日常の運転資金需要のための短期の資金調達は子会社に任されている。投資並びに債券、通貨、コモディティ及び金利のデリバティブを上級管理者に報告するための月次報告制度が存在する。当グループは、当グループの政策への遵守を有効に監視することのできる強力な内部統制システムを有している。当該内部統制の諸対策は、定期的な内部監査により有効に補完されている。

当グループの投資ポートフォリオはCRISILによって独立してレビューされており、当該ポートフォリオは、最も安全性が高いことを意味する「非常によい（Very Good）」として格付けされている。当該投資は、安全性、流動性及びイールドの最大化に留意し行われている。

当グループは、為替レート、金利及びコモディティ価格におけるエクスポージャーを管理する目的でデリバティブ商品を使用している。当グループは、トレーディング又は投機目的ではデリバティブ金融商品を取得も発行もしない。当グループは、資金及びコモディティのリスクを管理する目的で複雑なデリバティブ取引を締結することはしない。資金及びコモディティのデリバティブ取引は、いずれも通常、先渡契約及び金利・通貨スワップの形態であり、当社の指針及び方針に従っている。

コモディティ価格リスク

当グループは、ロンドン金属取引所（London Metal Exchange）のベースメタル・コモディティの変動にさらされている。当グループが製造販売しているベースメタルの価格の下落は該当事業の収益性に即時に直接影響を与える。全般的な政策として、当グループは一般市場価格で製品を販売することを目指している。銅精鉱及びアルミナの輸入から生じるコモディティ価格リスクは、事業に価格リスクを生じさせないように1対1でヘッジしている。ヘッジは主としてリスク管理手段として使用されており、ボラティリティが高い場合には、将来のキャッシュ・フローを担保するために、先渡契約又は類似の商品によるヘッジが行われることがある。ヘッジ取引のためのデリバティブは、取締役会が設けた厳しい制限及び厳しく定義された内部統制及びモニタリング手法に従っている。コモディティのヘッジに関する意思決定は、執行委員会レベルで行われ、子会社での導入に際しては明確に規定されたガイドラインに従うものとされている。

当グループは、月次または年次のLMEの平均価格の実現を目指しているものの、年間売上の不規則性や出荷のタイミングといった様々な理由により、実現した平均価格は必ずしもLMEの価格動向を反映すると限らない。

当グループは、国際原油価格及びラージアスターン原油価格対ブレント価格の割引の動向にもさらされている。

コモディティ価格リスクを伴う金融商品は、以下の活動に関連して締結されている。

- ・コモディティ契約に関して実現される価格の経済的ヘッジ
- ・発生の可能性が高い予定取引に係る収益のキャッシュ・フロー・ヘッジ

アルミニウム

主要な原材料、アルミニウム、の必要量は部分的には自身の産地から調達し、残りを主に交渉した価格で購入している。販売価格はLME価格に連動する。現在、当グループは、選択的に、外部調達したアルミナに含有されているアルミニウムについて、利益を確保するためにヘッジを行っている。

更に、当グループは、平均の月間でLME価格での販売実現するために、アルミニウム販売のためのヘッジ・アレンジメントも締結している。

銅

当グループのトゥティコリンにおける受注銅精錬事業は、精鉱購入のための値決期間と銅完成品販売の値決期間が一致しない場合を除き自然にヘッジされている。当グループの受注精錬事業の方針は、処理手数料／精錬手数料（以下「TcRc」という。）、操業の効率性向上、加工費の最小化、銅完成品販売における対LMEのプレミアムの創出、副産物の販売、及び国内販売における輸入平衡価格（パリティ）の達成によ

り、利幅を生み出すことである。したがって、値決期間の不一致は、利得又は損失を最小限にするよう管理されている。当グループは、LME価格の変動を先渡契約を通してヘッジしており、銅精鉱の購入と完成品の販売（両方ともLME価格に連動している）の間に、LME価格を販売原価に転嫁するよう努めている。TcRcの変動は、鉱山生産物に関する市場の支配的な需給状況を含む諸要因から影響を受ける。当グループの銅事業は、精鉱の必要供給量の大部分を、鉱山との長期契約によって確保する戦略を有している。

亜鉛及び鉛

亜鉛及び鉛の販売価格はLME価格に連動する。当グループは、平均の販売月のLME価格を実現するために、亜鉛及び鉛の販売に対するヘッジも締結している。

亜鉛（インターナショナル）

亜鉛及び鉛の原材料はナミビア、南アフリカ及びアイルランドで採掘され、販売価格はLME価格に連動する。

鉄鉱石

当グループは、鉄鉱石のうち、ゴアで生産されたものを市場価格で販売しており、またカルナタカで生産されたものをインドのカルナタカ州政府に強制されているeアクション経由で販売している。

石油及びガス

様々な原油の価格は、Dated Brent、West Texas Intermediate及びDubai/Oman等のような主要な実際の原油ベンチマークに基づいている。原油価格は需要と供給のような市場要因に基づいて変動する。地域製造者は、様々な等級の品質の違いや競争優位性（Competitiveness）に基づきベンチマークに対してプレミアムまたはディスカウントを付けた原油ベンチマークに基づき自分達の原油の価格を設定している。

天然ガス市場は重要な地域市場でそれぞれに展開されている。天然ガスは単一のグローバル市場を有していない。これは原油に比較して長距離にわたる大規模な輸送が難しいことに起因する。世界的に、米国（Henry Hub Prices）、英国（NBP Price）及び日本（輸入ガス価格、ほぼ原油に連動する）が天然ガスの価格設定のための3つの主要地域ハブとなっている。

暫定価格の金融商品

純額の金融負債の価値は、暫定価格で計上されるコモディティ（デリバティブを除く）と相関しており、2016年3月31日現在で29,630百万ルピー、2017年3月31日現在で25,654百万ルピー（395.6百万米ドル）である。当該金融商品は、最終決済時に価格変動の影響を受け、最終価格は2017年4月1日に開始される年度に決定される。

以下の表は、LME価格の10%の増加が、当グループのコモディティ金融商品の価値の変動の結果、当年度の税前利益（損失）及び税前資本に与える影響を示しており、他のすべての変数を一定と仮定した場合の営業利益に与える影響の見積額を示している。

2016年3月31日現在	(百万ルピー)		
	エクスポージャー 合計	LMEが10%増加した際の税前利益 (損失) への影響	LMEが10%増加した際の税前資本への影響
2017年3月31日現在	(百万ルピー)		
銅	32,879	(3,279)	-

	エクスポ ージャー合計	LMEが10%増加し た際の税前利益 (損失) への影 響	LMEが10%増加した 際の税前資本への 影響
銅	29,543	(2,954)	-
百万米ドル	455.6	(45.6)	

上記の感応度は数量、原価、為替レート及びその他の変動に基づいており、その他の全ての変動はないものと仮定し、LME価格の変動による利益及び資本への影響の見積額を示している。LME価格における10%の減少は当グループの財務諸表に反対の方向に同様の影響を与えると考えられる。

銅受注精錬事業における暫定的に価格決定される銅精鉱の購入に関する銅の決算時のLMEの10%増加による影響は、2016年3月31日現在で3,279百万ルピー、2017年3月31日現在で2,954百万ルピー（45.6百万米ドル）であり、事実上通過してしまうため収益性に影響を与えない。

財務リスク

当グループの取締役会は、流動性、通貨、金利及び契約相手方リスクからなる財務リスク方針を承認した。当グループは投機的資金活動は行わないが、実績ある金融商品を通じてリスクを管理し、金利及びコモディティ価格を最適化しよう努めている。

(a)流動性

当グループは、短期の事業上の必要性及び、主に成長プロジェクトにおける長期の投資計画の両方で資金を必要としている。当グループは、現行の事業から十分なキャッシュ・フローを創出しており、これは、利用可能な現金及び現金同等物並びに短期投資と共に、短期及び長期の両方の流動性を供給している。

当グループは、CP及び非転換社債プログラム（以下「NCD」という。）の資本市場への発行及びバーゼルⅡの基準に従った銀行の与信枠のため、CRISILリミテッド（以下「CRISIL」という。）及びインド・レーティング・アンド・リサーチ・プライベート・リミテッド（以下「インド・レーティング」という。）からの格付けを受けている。

CRISILは、当グループの長期の銀行の与信枠及びNCDプログラムにおける格付けを、2017年度開始時にCRISIL AA- / ネガティブからCRISIL AA / 安定に引き上げた。格付けの改定は3回にわたって行われた。2016年9月にはAA- / ネガティブから安定に変更した。2017年2月にはAA- / 安定からポジティブに変更した。2017年4月にはCRISIL AA- / ポジティブからCRISIL AA / 安定に引き上げた。ヴェダンタ・リミテッドは、短期については最も高いランクであり、運転資本及びコマーシャル・ペーパー・プログラムにおける格付けは、CRISIL A1+である。インド・レーティングは、ファイナンシャル・メトリックスの向上及びCairnとの合併が完了したことを受けて、ヴェダンタ・リミテッドの格付けをIND AA / ネガティブからIND AA / 安定に改定した。

当グループは、健全な流動性及び負債比率の維持、レバレッジの解消及び財政状態計算書の強化に努めている。貸借対照表日から契約上の、満期日までの残存期間に基づく当グループの金融負債の期限プロファイルは以下の表のとおりである。この数値は、当グループの割引前の約定金銭債務の額を反映している。

2016年3月31日現在の 支払期限	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
(百万ルピー)					
支払手形*	99,766	—	—	—	99,766

営業債務及びその他の債務**	184,762	1,880	326	2,424	189,392
借入債務***	234,871	384,195	128,153	89,463	836,682
デリバティブ金融負債	4,474	78	—	—	4,552
	523,873	386,153	128,479	91,887	1,130,392
2017年3月31日現在の 支払期限	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上	合計
	(百万ルピー)				
支払手形*	113,502	—	—	—	113,502
営業債務及びその他の債務**	214,871	1,153	—	1,969	217,993
借入債務（転換社債以外）***	453,974	179,381	160,210	68,261	861,826
デリバティブ金融負債	8,216	557	—	—	8,773
	790,563	181,091	160,210	70,230	1,202,094
百万米ドル	12,190.6	2,792.4	2,470.5	1,083.0	18,536.5

* 確定した支払利息も含む。

** 「その他の非流動負債」における金融負債も含む。

*** 長期借入金、短期借入金及び確定した支払利息も含む。

当グループは446,975百万ルピーの与信枠を有している。

下記の通り、2016年3月31日現在、当グループは752,620百万ルピー（11,360.3百万米ドル）の与信枠を有しており、このうち115,749百万ルピー（1,747.1百万米ドル）は未引出であった。

2016年3月31日

与信枠	与信枠合計	引出済	未引出
	(百万ルピー)		
1年未満	608,741	495,586	113,155
1年以上5年未満 及び5年以上	143,879	141,285	2,594
合計	752,620	636,871	115,749

2017年3月31日

与信枠	与信枠合計	引出済	未引出
	(百万ルピー)		
1年未満	323,922	222,892	101,030
1年以上5年未満 及び5年以上	166,663	162,363	4,300
合計	490,585	385,255	105,330
百万米ドル	7,564.9	5,940.7	1,624.2

担保

当グループは、金融機関の担保要求を満たすために、営業債権、短期投資並びに現金及び現金同等物の一部を差し入れている。契約相手先は、当グループに有価証券を返還する義務を負う。担保の使用に関連してその他の重要な契約条件はない。

担保の公正価値に関連する詳細は注記13、14及び15に記載されている。

(b)為替リスク

複数の通貨を参照する取引の場合又は資産／負債がそれぞれの連結事業体の機能通貨以外の通貨建の場合、為替レートの変動は、連結損益計算書、連結持分変動計算書に潜在的な影響を与える可能性がある。

当グループが事業を行う国々及び経済環境を考慮すると、当該事業は、ヴェダント・リミテッド及びその子会社の機能通貨に対する、主に米ドル、豪ドル、ナミビア・ドル、UAE・ディルハム、南アフリカ・ランド、英ポンド、インドルピー及びユーロの変動から生じるリスクにさらされている。

外貨建貸付金に係るエクスポージャーは、当グループ全社に渡るヘッジ方針に従い管理されており、当該方針は、為替レートの変動に起因する事象の適切な管理を確保するため、定期的にレビューされている。当グループは外貨のエクスポージャーの資産負債を努めて相殺するようにしており、正味ポジションのみヘッジされる。

当グループは、外貨建資産及び負債に係る為替レートの変動の影響をヘッジするために為替予約、通貨スワップ及びその他のデリバティブを使用している。為替リスクは、輸入原材料、資本財及びその他の備品の未払額並びに外貨建の資金調達取引及び貸付金から発生する。当グループはまた、海外事業への純投資に係る為替リスクにさらされている。これらの取引の大半は米ドル建である。当グループは、為替予約及びその他の商品によって資金調達取引と貸付金に係る為替リスクをどの程度ヘッジするかを定期的に決める方針をとっている。短期の正味エクスポージャーは、満期に基づき段階的にヘッジされる。プロジェクト支出については、予算超過を防ぐため、より保守的なアプローチを採用している。より長期のエクスポージャーは、ヘッジされている海外事業への純投資のエクスポージャーの一部を除き、通常ヘッジされていない。しかし、新規の長期借入のエクスポージャーは全てヘッジされている。為替レートの変動によるリスクの適切な管理を確保するため、ヘッジ構造は定期的にレビューされる。

以下の分析は、連結損益計算書に影響を与える可能性がある報告日現在の総エクスポージャーに基づいている。下記で要約されたエクスポージャーは、「デリバティブ金融商品」のセクションで開示されている当グループが締結したデリバティブ契約の一部によって軽減されている。

	2016年3月31日現在		2017年3月31日現在		2017年3月31日現在	
	金融資産	金融負債	金融資産	金融負債	金融資産	金融負債
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)	(百万米ドル)
インドルピー	27,508	27,024	19,205	29,622	296.1	456.8
米ドル	88,280	442,398	14,540	273,887	224.2	4,223.2
ユーロ	3,096	3,040	1,810	2,679	27.9	41.3
その他	3,608	3,081	3,745	3,252	57.8	50.2

外貨に対する当グループのエクスポージャーは、グループ内の各事業が当該事業体の機能通貨と異なる通貨建の貨幣性資産及び負債を保有している場合に生じる。機能通貨以外の主要通貨は米ドルである。金融商品の価値は、金利、為替レート、流動性の変動及びその他の市場の変動の結果変動する可能性がある。

当グループの経営成績は、インド・ルピー、豪ドル、ナミビア・ドル及び南アフリカ・ランドの米ドルに対する為替レートの変動により大きく影響を受ける可能性がある。為替レートの感応度は、為替レートへの正味エクスポージャーの合計及び為替レートが各法人の機能通貨に対し同時並行的に10%変動した場合で算定されている。

各法人及びその子会社の機能通貨に対しそれぞれの外貨が10%通貨高／通貨安であったと仮定した場合、2015年度及び2016年度の当グループの税引前利益（又は損失及び資本）は、それぞれ12,113百万ルピー及び10,517百万ルピー（158.7百万米ドル）減少／増加していた。

以下の表では、当グループの海外通貨金融資産・負債の再評価の結果、各事業の機能通貨が10%増加した場合の税引前利益（損失）及び税引前資本への影響が示されている。

2016年3月31日	通貨が10%増加した 際の税引前利益 （負債）への影響	通貨が10%増加した 際の税引前資本への 影響
米ドル.....	33,377	(2,035)
インドルピー.....	(48)	—
ユーロ.....	(6)	—

2017年3月31日

	通貨が10%増加 した際の税 前利益（負 債）への影 響	通貨が10%増加 した際の税 前資本への影 響	通貨が10%増加 した際の税 前利益（負 債）への影 響	通貨が10%増加 した際の税 前資本への影 響
	(百万ルピー)		(百万米ドル)	
米ドル	25,752	(182)	397.1	(2.8)
インドルピー	1,042	—	16.1	—
ユーロ	16	(71)	0.2	(1.1)

各企業における機能通貨が10%弱くなる場合、グループ財務諸表に対して同様または逆の影響を与える。

(c)金利リスク

当グループは、短期及び長期の変動利付商品及び固定利付負債の借換えに係る金利リスクにさらされている。当グループは、固定及び変動利付借入債務残高を維持し、現在の市場金利によって固定及び変動利付債務の割合を決定する方針である。

当グループの借入債務は、主に固定金利と変動金利を組み合わせたインド・ルピー及び米ドル建てである。米ドル建の債務及びインドルピー建の債務は、固定金利と変動金利に分けられている。当グループは、金利の変動に対するエクスポージャーを管理するため、金利スワップ、オプション契約及びその他のデリバティブ商品を選択的に使用する方針である。これらのエクスポージャーは、適切なレベルの管理者によって月次でレビューされる。

当グループは、流動性を維持し、管理可能なリスクを保持し十分なリターンを達成する当社の目標を達成するため、現金及び流動性投資を短期預金及び債券型投資信託（このうち一部は非課税のリターンを創出する）に投資している。

変動利付金融資産の大部分は、基礎となる資産が債券である投資信託に対する投資である。これらの金融資産からのリターンは、市場金利の変動に連動している。ただし、契約相手先は、周知された満期及びリターンを有する合意された有価証券に投資しているため、そのリスクは管理可能なものである。さらに、投資ポートフォリオは、CRISILリミテッドによって独立して評価されており、当グループの投資ポートフォリオは、最も安全性が高いことを意味する「非常によい（Very Good）」として格付けされている。

2016年3月31日現在の当グループの金融資産の金利リスクに対するエクスポージャーは以下のとおりである。

	変動利付金融資産	固定利付金融資産	無利息金融資産	金融資産合計
	(百万ルピー)			
金融資産	424,296	173,872	55,936	655,104
デリバティブ金融資産	—	—	1,281	1,281
	424,296	173,872	57,217	655,385

2016年3月31日現在の当グループの金融負債の金利リスクに対するエクスポージャーは以下のとおりである。

	変動利付金融負債	固定利付金融負債	無利息金融負債	金融負債合計
	(百万ルピー)			
金融負債	324,037	451,143	189,824	965,004
デリバティブ金融負債	—	—	4,552	4,552
	324,037	451,143	194,376	969,556

固定利付金融負債の加重平均金利は7.1%であり、金利が固定されている加重平均期間は1.4年である。

2017年3月31日現在の当グループの金融資産の金利リスクに対するエクスポージャーは、以下のとおりである。

	変動利付金融資産	固定利付金融資産	無利息金融資産	金融資産合計
	(百万ルピー)			
金融資産	355,073	195,353	136,425	686,851
デリバティブ金融資産	—	—	129	129
	355,073	195,353	136,554	686,980
(百万米ドル)	5,475.3	3,012.4	2,105.6	10,593.3

2017年3月31日現在の当グループの金融負債の金利リスクに対するエクスポージャーは、以下のとおりである。

	変動利付金融負債	固定利付金融負債	無利息金融負債	金融負債合計
	(百万ルピー)			
金融負債	399,564	459,007	218,506	1,077,077
デリバティブ金融負債	—	—	8,773	8,773
	399,564	459,007	227,279	1,085,850
百万米ドル	6,161.4	7,078.0	3,504.7	16,744.1

固定利付金融資産の加重平均金利は7.0%であり、金利が固定されている加重平均期間は1.4年である。

以下の表は、0.5%から2.0%の金融資産・負債（純額）に対する金利変動が、報告日現在で生じたと仮定し、同日現在のリスク・エクスポージャー残高に基づき算定されている。年度末残高は、当該年度の平均借入残高を必ずしも表していない。また、この分析は、他の変数（特に為替レート）を一定と仮定している。

金利の増加

	2016年度	2017年度	2017年度
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
0.50%	501	(222)1,619	(3.4)
1.00%	1,003	(445)	(6.9)
2.00%	2,005	(890)	(13.7)

(d) 契約相手先の信用リスク及び信用リスクの集中

信用リスクは、契約相手先が契約上の債務を履行しない結果として、当グループに財務上の損失が生じるリスクを指している。当グループは、債務不履行による財務上の損失リスクを軽減する手段として、信用力のある契約相手先のみと取引し、必要に応じて十分な担保を入手する方針を採用している。

当グループは、債権、短期投資及びデリバティブ金融商品に関する信用リスクにさらされている。

ほぼすべての信用販売は、評価の高い国内銀行の信用状及び保証により行われるため、債権の信用リスクは限定されている。さらに、当グループの事業の多様な性質から、営業債権は様々な顧客に分散されており、信用リスクの重要な集中はない。表示されている年度における連結ベースでの収益の10%以上を占める単一の顧客はない。営業債権の過去の実績から、貸倒引当金は僅少である。したがって、当グループは、当グループの契約相手先の不履行に起因する重要なリスクは見込んでいない。

短期投資に関しては、契約相手先に対して限度額を設定し、契約相手先1件当たりの信用エクスポージャーの金額を制限している。したがって、これにより、当グループの投資信託及び社債への投資に対するクレジットリスクは分散されている。デリバティブ及び金融商品に関しては、当グループは、国際的な信用格付機関によって高い信用格付が与えられた評価の高い銀行及び金融機関とのみ取引することにより、信用リスクを限定的にするよう努めている。

現金以外の金融資産の帳簿価額は最大信用エクスポージャーを表している。当グループの信用リスクに対する最大エクスポージャーは、2016年3月31日及び2017年3月31日現在、631,148百万ルピー及び578,031百万ルピー（8,913.3百万米ドル）である。

様々な金融与信枠に関して当グループが提供している金融保証の最大信用エクスポージャーは、注記29の「コミットメント、偶発負債及び保証」に記載されている。

当グループの現金同等物（銀行定期預金を含む）には期日経過又は減損しているものはない。営業債権及びその他の債権、並びにその他の非流動資産に関しては、2017年3月31日現在、注記13に記載されている営業債権及びその他の債権の減損引当金を除き、支払債務の債務不履行が生じる兆候はない。

年度末の営業債権及びその他の債権の分析は以下のとおりである。

	3月31日現在		
	2016年	2017年	2017年
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
減損しておらず期日経過もしていない	47,302	15,400	237.5
期日経過しているが減損していない			
期日経過：1ヶ月未満	1,774	9,429	145.4
期日経過：1ヶ月以上3ヶ月未満	4,495	3,014	46.5
期日経過：3ヶ月以上12ヶ月未満	5,945	15,307	236.0
期日経過：12ヶ月以上	3,727	9,372	144.5

63,243

52,522

809.9

債権は、当グループの通常の取引条件に照らして、期日経過又は減損しているとみなされる。これらの取引条件は、顧客の信用度及び市場の現況に照らしてケースごとに決定される。上表の「期日経過」に分類された債権は、当該顧客と合意した取引条件内で決済されていない債権である。

当グループの顧客の信用度は継続的に監視され、減損の兆候が存在する場合には減損の評価が行われる。債務者の支払能力及び当該債務を返済する能力は、債権の減損評価の際に検討される。一定の状況においては、当社は債権の保護のため担保を要求する。債権が減損している場合には、当グループは懸念ある金額を回収し信用条件の遵守を強化するよう積極的に努める。

デリバティブ金融商品

当グループは、為替レート、金利及びコモディティ価格の変動へのエクスポージャーの管理の一環としてデリバティブ商品を使用する。当グループは、トレーディング又は投機目的ではデリバティブ金融商品を取得も発行もしない。当グループは、資金及びコモディティのリスクを管理する目的で複雑なデリバティブ取引を締結することはしない。資金及びコモディティのデリバティブ取引は、いずれも通常、先渡契約の形態であり、当グループの指針及び方針に従っている。

すべてのデリバティブの公正価値は、連結財政状態計算書上、流動資産及び非流動資産並びに流動負債及び非流動負債において区分して計上される。ヘッジとして指定されたデリバティブは、デリバティブの期限に応じて、流動又は非流動に分類される。

デリバティブの使用により信用リスク及び市場リスクが生じる可能性がある。当グループは、信頼できる銀行及び金融機関とのみ契約を結ぶことによって、可能な限り、信用リスクを管理しようと努めている。デリバティブ商品の使用は、限度額、許可及び適切な地位にある経営者による定期的なモニタリングに従う。この限度額、許可及びモニタリング・システムは、経営者及び取締役会によって定期的にレビューされる。デリバティブに係る市場リスクは、デリバティブがリスク管理目的にのみ使用されるため、基礎となる資産、負債又は取引の価値の変動によって緩和される。

組込デリバティブ

負債に組込まれたデリバティブは、そのリスク及び特性がその主契約のリスク及び特性と明瞭かつ密接には関係しておらず、主契約が公正価値で評価されていない場合には、別のデリバティブ契約として扱われ、時価評価される。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

当グループはまた、可能性が非常に高い予定取引として、為替予約及びコモディティ価格契約を行っており、しキャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理を行い公正価値で評価される。その後公正価値の変動は、ヘッジした取引が発生するまでの間は資本で認識され、取引発生時に関連する損益を連結損益計算書に組替える。これらのヘッジは、2017年3月31日終了年度において有効であった。

当グループは、外貨取引に係る通貨リスクのエクスポージャーを最適化するため、適宜、為替契約を利用している。当グループは、201年度中に資本コミットメントに係る外貨エクスポージャーの一部をヘッジした。これらの予約契約に係る公正価値の変動は連結包括利益計算書において認識される。

当年度に当グループが行ったキャッシュ・フロー・ヘッジの大部分は、可能性が非常に高い予定取引に係る外国為替相場のリスクをヘッジするためのデリバティブ以外のヘッジ手段、及び、可能性が非常に高い予定取引に係るコモディティ価格リスクをヘッジするためのコモディティ価格契約からなる。

上記に関連するキャッシュ・フローは、2018年3月31日終了年度中に生じると見込まれており、その結果、コモディティ価格及び為替レートの変動に応じて当該年度の連結損益計算書に影響を与える可能性がある。有形固定資産の当初帳簿価額に対する基礎額調整とみなされたキャッシュ・フロー・ヘッジに関し

ては、当該基礎額調整に係る減価償却が、有形固定資産の予想される耐用年数にわたって連結損益計算書に影響を与えると見込まれている。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジは、通貨エクスポージャー及びコモディティ価格リスクをヘッジするために行われているフォワード・カバーに関連している。

当グループの売上は、一般に、顧客施設への引渡日後1ヶ月間から3ヶ月間の値決期間を基に行われる。当グループは、このコモディティ価格リスクをヘッジするため、平均LME価格に基づきそれぞれの値決期間の先渡契約を締結する。これらのヘッジ取引に係る損益は、その基礎となる売上に係る損益の金額によって実質的に相殺される。

当グループは、外貨取引に係る通貨リスクのエクスポージャーを最適化するため、適宜、為替契約を利用している。キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されないこれらの予約契約に係る公正価値の変動は、連結損益計算書において認識される。

非適格／経済ヘッジ

当グループは、会計目的上はヘッジとして指定されていないが、特定の取引リスク又は取引のリスク要素の経済ヘッジを提供するデリバティブ契約を結んでいる。ヘッジ手段には、LMEに係る銅、アルミニウム及び亜鉛の先物契約並びに一部の他のデリバティブ商品が含まれる。当社は、これらのデリバティブ商品の公正価値の変動を連結損益計算書上で認識している。

在外営業活動体への純投資

当グループは、在外営業活動体への純投資に係る為替リスクの一部をヘッジしている。在外営業活動体への純投資の換算により生じた為替換算差額は資本に直接計上する。在外営業活動体への純投資をヘッジ対象として指定されている、為替予約に係るヘッジ手段からの損益は、ヘッジ関係が有効と認められた部分まで資本で計上する。当該金額は、連結包括利益計算書において在外営業活動体に係る為替換算差額に含められる。ヘッジの非有効部分に係る損益は、当期の連結損益計算書で直ちに認識される。換算差額として累積された損益は、当該在外営業活動体の処分時に連結損益計算書に含められる。デリバティブ金融資産及びデリバティブ金融負債に計上された当グループのデリバティブ持高の公正価値は以下のとおりである。

	2016年 3 月31日現在		2017年 3 月31日現在			
	資産	負債	資産	負債	資産	負債
	(百万ルピー)		(百万米ドル)			
流動						
キャッシュ・フロー・ヘッジ*						
ーコモディティ契約	13	43	1	854	0.0	13.2
ー為替予約	1	549	—	137	—	2.1
公正価値ヘッジ**						
ーコモディティ契約	8	—	—	21	—	0.3
ー為替予約	116	2,484	1	5,325	0.0	82.1
在外営業事業体への純投資***	343	—	—	—	—	—
非適格ヘッジ						
ーコモディティ契約	195	83	89	238	1.4	3.7
ー為替予約	550	1,306	—	630	—	25.1
ークロスカレンシースワップ	2	9	—	11	—	0.2
非流動			—	—	—	—
公正価値ヘッジ**			—	—	—	—
ー為替予約	53	78	38	557	0.6	8.6
非適格ヘッジ						
合計	1,281	4,552	129	8,773	2.0	135.3

* キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動に関しては連結損益計算書及び連結所有者持分変動計算書を参照。

** 2016年度及び2017年度において、コモディティ契約につきそれぞれ8百万ルピー及び21百万ルピー（0.3百万米ドル）、並びに為替予約につき2,368百万ルピー及び5,324百万ルピー（82.1百万米ドル）の公正価値ヘッジの変動は、連結損益計算書において認識された。

***2016年及び2017年 3 月31日に終了する年度において連結包括利益計算書で計上した961百万ルピー及び283百万ルピー（4.4百万米ドル）の損失、及び2016年及び2017年 3 月31日に終了する年度において連結損益計算書で計上した1,304百万ルピー及び782百万ルピー（12.1百万米ドル）の利益からなる。

注記24. 資本管理

資本管理に当たっての当グループの目的は、事業を支え、継続的な成長を通じて株主に十分な利益を還元するために、継続性を保護し、高い信用格付及び健全な資本比率を維持することである。当グループの全体的な戦略は、前年度より変更はない。

当グループは、年間の事業計画、並びに設備投資及びその他の戦略的投資を含む長期の経営計画に基づき、必要とされる資本の金額を設定している。

資金需要は、株式、内部での資金生成、転換社債及びその他の長期借入債務の組み合わせを通じて満たされる。当グループは、予想される資金需要を満たすため、短期及び長期借入債務を使用する方針である。

当グループは、ネットギアリングレシオ（正味負債／総資本（資本＋正味負債））に対する正味負債の比率に基づき資本を監視している。当グループは、外部より課せられる自己資本規制の対象となっていない。

正味負債は、長期及び短期債務から現金及び現金同等物（制限付き現金及び現金同等物を含む）並びに短期投資を控除したものである。資本には、その他の資本項目（キャッシュ・フロー・ヘッジ、国外事業の換算及び売却可能金融投資から構成されている）を除く、すべての資本項目が含まれている。

以下の表は当グループの正味資本を要約したものである。

	3月31日現在		
	2016年	2017年	2017年
	(百万ルピー)	(百万ルピー)	(百万米ドル)
資本	693,450	634,199	9,779.5
現金及び現金同等物（注記15及び注記16）	24,237	108,949	1,680.0
短期投資（注記14）	566,192	524,685	8,090.7
現金合計(a)	590,429	633,634	9,770.7
短期借入債務（注記17）	182,328	413,126	6,370.5
長期借入債務（注記17）	493,784	332,654	5,129.6
債務合計(b)	676,112	745,780	11,500.1
正味負債(c=(b-a))	85,683	112,146	1,729.4
正味資本（資本+正味負債）	779,133	746,345	11,508.9
ギアリングレシオ	0.1	0.2	0.2

注記25. 株主持分

授権株式資本

2017年3月31日現在、ヴェダント・リミテッドの授権株式資本は、1株当たり額面価額1ルピーの普通株式44,020,100,000株から構成されていた。

当年度中において、当社の授権株式資本は合併スキームに従い変更された（注記1参照）。

当社の所有する株式資本は1つの分類しかなく、1株あたり1ルピーの価値である。各株主は1株につき1つの議決権を保有しており、当社により宣言された際に配当が行われる。

発行引受全額払込済資本

2016年3月31日及び2017年3月31日現在、ヴェダント・リミテッドの発行済普通株式資本は、2,965百万ルピー及び3,718百万ルピー(57.3百万米ドル)であり、普通株式2,965,004,871株及び3,717,493,092株から構成される。2016年3月31日及び2017年3月31日現在、57,046,155株及び54,254,975株の米国預託株式(ADS)が含まれる。

2017年3月31日現在の3,718百万ルピー（57.3百万米ドル）の普通株式資本には、合併スキーム（注記1参照）に従い発行された752.5百万株が含まれる。

利益剰余金には、別途積立金、減債積立金、資本準備金及び優先株式償還積立金等が含まれる。

別途積立金

1956年旧インド会社法の下では、適用される規則に従って、別途積立金は、每期、純利益の特定割合を振替えることにより積立てられた。この振替の目的は、ある年度の配当が会社のその年度の払込済資本の

10.0%超である場合、配当の合計がその年度の分配可能利益の合計未満となるようにするためであった。
2013年会社法の施行により、利益の一定の比率を別途積立金に振り替える要求は削除された。適用される規則に従って決定された別途積立金の残高は、2017年3月31日現在、191,052百万ルピー(2,946.1百万米ドル)であった(下記の配当金に係る記述についても参照のこと)。

減債積立金

インド会社法は、債務証券を発行する会社に対し、その債務証券が償還されるまで、年度の利益から減債積立金を積立てることを要求している。会社は、償還可能社債残高の25%を積立金として維持することを要求される。減債積立金として積立てられた金額は、債務証券の償還以外の目的で使用することは認められない。利益剰余金には、2017年3月31日現在、17,696百万ルピー(272.9百万米ドル)の減債積立金が含まれている。

優先株式償還積立金

インド会社法は、優先株式を発行する会社は、会社の配当可能利益又は優先株式の償還のための新株発行による収入金でその株式を償還することができると規定している。償還に際してプレミアムの支払いがある場合、そのプレミアムは、株式償還前に、資本剰余金(株式プレミアム勘定)の減少により、損益を通さずに引当てなければならない。

優先株式償還のために利益が使用される場合、償還された株式の額面価額を利益(利益剰余金)から優先株式償還積立金勘定に振替えなければならない。その後、この金額が償還可能優先株式の償還のために利用されなければならない。この積立金は、ヴェダンタ・リミテッドの株主へ全額払込済の無償新株を発行するために使用することができる。利益剰余金には、2017年3月31日現在、769百万ルピー(11.9百万米ドル)の優先株式償還積立金が含まれている。

資本準備金

2017年3月31日現在の資本準備金の残高は、190,186百万ルピー(2,932.7百万米ドル)である。当該残高は注記1に記載されている通り、主に当年度の旧ケアン・インディア・リミテッドの非支配株主持分の消滅により生じたものである。

配当金

ヴェダンタ・リミテッドが株主の承認(中間配当の場合には取締役会の承認)を受けて配当を宣言し支払う場合、各普通株主は配当を受ける権利を与えられる。配当金はインド・ルピーで支払われる。インド国外への配当の送金は為替に関するインドの法律によって管理され、適用される税金が課される。

2014年4月29日に、ヴェダンタ・リミテッドの取締役会は、2014年3月31日終了年度における普通株式1株当たり1.75ルピー(0.03米ドル)の期末配当を提案し、2014年7月11日に開催された年次株主総会において株主に承認された。期日までに、合計で5,188百万ルピーの配当が支払われた。2014年10月29日に、ヴェダンタ・リミテッドの取締役会は、2015年3月31日終了年度における普通株式1株当たり1.75ルピーの中間配当を宣言した。期日までに、合計で5,188百万ルピーの配当が支払われた。

2015年4月29日に、ヴェダンタ・リミテッドの取締役会は、2015年3月31日終了年度における普通株式1株当たり2.35ルピーの期末配当額を提案し、2015年7月11日に開催された年次株主総会において株主に承認された。期日までに、合計で6,967百万ルピーの配当が支払われた。

2015年10月27日に、ヴェダンタ・リミテッドの取締役会は、2016年3月31日終了年度における普通株式1株当たり3.5ルピーの中間配当を宣言した。期日までに、合計で10,377百万ルピーの配当が支払われた。

2016年10月28日に、ヴェダンタ・リミテッドの取締役会は、2017年3月31日終了年度における普通株式1株当たり1.75ルピー(0.03米ドル)の中間配当を宣言した。期日までに、合計で5,189百万ルピー(80.0百万)の配当が支払われた。

2017年3月30日に、ヴェダンタ・リミテッドの取締役会は、2017年3月31日終了年度における普通株式1株当たり17.70ルピー(0.27米ドル)の中間配当を宣言した。合計で65,800百万ルピー(1,014.6百万)の配当が支払われた。

ある年度の利益が配当を宣言するのに不十分な場合、その年度の配当は、以下を条件として、利益剰余金から宣言し支払うことができる。

- ・ 宣言される配当率が、その年度の直前3年間に当社が宣言した配当率の平均を超過しない。
- ・ 利益剰余金から振替えられる金額の合計額が、直近の監査済み財務諸表に記載されている会社の払込済資本と正味積立金との合計額の10分の1を超過しない。
- ・ 振り替えられた金額は、普通株式の配当金が宣言される前に、まずは配当金が宣言される会計年度内に発生した損失の相殺に使用される。
- ・ その取崩後の積立金残高が、直近の監査済み財務諸表に記載されている会社の払込済資本の15.0%未満にならない。

注記26. 株式に基づく報酬制度

当社は、当年度において導入された当社のストック・オプション・プラン、及び、合併スキームに従い執行されているケアン・インディア・リミテッドのストック・オプション・プランを通じて、従業員、役員及び取締役に対して株式報酬制度、ヴェダンタ長期インセンティブプラン（以下「LTIP」という。）、従業員による株式所有プラン（以下「ESOP」という。）、パフォーマンス・シェア・プラン（以下「PSP」という。）及びディファード・シェア・ボーナス・プラン（以下「DSBP」という。）を提供している。

ヴェダンタ・リミテッドの従業員のストックオプション・スキーム (ESOS) 2016

当年度中に、当社は従業員のストックオプション・スキーム2016（以下「ESOS」という。）を導入した。当該スキームは、当社の株主に承認されており、ホールディング及び子会社を含む当社の全ての従業員に対するインセンティブとして提供される。ESOS には、在職期間ベース及び業績ベースでのストックオプション付与の両方が含まれる。より多くの経営陣のメンバーに付与される可能性のあるオプションの価値は、階層平均CTC及び従業員の個々の階層を参照し算出される。当該付与に対して付けられている業績の条件は、会社の業績を業績期間における株主総利回り（以下、「TSR」という。）の点から、スキームで定められた2グループの競合他社（インド及び世界の競合他社）と比較することにより測定される。付与されたオプションが権利確定される度合いについては、業績期間の末日及び指名・報酬委員会により調整された時点での、類似会社グループに対する当社のTSR ランクによる。従業員のレベルにより、当該付与の一部（TSRの観点から測定されなかった部分）は継続勤続条件の対象になる。

業績条件はヴェダンタ・リミテッドの業績期間の開始時及び終了時のTSRを把握し（平均値は取らない）、競合他社グループとの業績比較を行うことで測定される。指名・報酬委員会（以下、「委員会」という。）に代わり当該計算を行うための情報は、当社のアドバイザーにより提供される。委員会は、業績条件を検討しており、当該条件は当社の総利回りが同業他社グループを上回っていることを要求しているが、株主の持分における合理的な整合性に寄与している。

ESOSにおける最初の報酬の付与は2016年12月15日に行われた。当該報酬の行使価格は1株につき1ルピー、業績期間は3年間であり、再テストは認められていない。

2017年3月31日終了年度におけるストックオプションの内訳は以下の通り。	ESOS 2016年12月
2016年4月1日現在のオプション	—
年度中に付与されたオプション	8,000,000
年度中に失効したオプション	196,600
年度中に実行されたオプション	—
2017年3月31日に未実行のオプション	7,803,400

全ての報酬の公正価値は、あらゆる市場ベースの業績条件の影響を鑑み、報酬の付与日に算定される。当該公正価値は、非市場条件の結果、当グループによる最終的に権利が確定する報酬の数の見積りにより調整され、対象勤務期間にわたり費用処理される。

公正価値に関して、在職期間ベースの報酬についてはブラックショールズモデルを用いて計算され、業績ベースの報酬についてはモンテ・カルロ・シミュレーション・モデルを用いて計算される。当該モデルのインプットは、付与日の株価、行使価格、予想変動率、予想配当、予想期間及び利息のリスクフリーレート等がある。予想変動率は、過去実績における利益指数を用いて、権利確定日までの期間により計算される。当該期間は報酬の業績期間と一致する。同業他社の変動率は、過去実績における指数の変動に基づき、権利確定日までの期間によりモデル化される。当該期間は報酬の業績期間と一致する。過去実績における利益指数は、変動率、及び、株価における競合他社との相関関係を算定するのに用いられており、また、モンテ・カルロ・モデルにおいては、ヴェダンタ・リミテッドのTSR業績に関連した将来のTSR業績を見積もるために必要である。行使期間は6か月であるため、全てのオプションは、権利確定後すぐに行使されると仮定されている。

2017年3月31日終了年度中に付与されたESOS報酬に係る費用負担の計算に用いられた仮定は以下のとおりである。

項目	ESOS	2016年12月
オプションの数		8,000,000
行使価格		1ルピー
付与日の株価		235.9ルピー
契約有効期間		3年間
予想変動率		48%
予想オプション有効期間		3年間
予想配当		3.2%
リスクフリー利息レート		6.5%
予想年間失効率		10%/年
付与されたオプション1点あたりの公正価値（勤務ベース／業績ベース）		213.6ルピー/ 82.8ルピー

当社は、2017年3月31日終了年度中に、上記の株式報酬取引に関連して、合計で66百万ルピーの費用を計上した。2017年3月31日現在の、上記スキームに係る株式報酬制度の準備金残高は、66百万ルピー（1.0百万米ドル）である。

ケアの従業員ストック・オプション・プラン

旧ケア・インディア・リミテッドは従業員に対して、様々な株式報酬プランを提供している。2017年3月31日終了年度中においては、以下のスキームが運用されていた。

項目	CIPOP	CIESOP	CIPOP Phantom	CIESOP ファントム
取締役会による承認日	2017年11月6日	2017年11月6日	該当なし	該当なし
株主による承認日	2017年11月6日	2017年11月6日	該当なし	該当なし
2017年3月31日までに付与されたオプションの数	16,167,131	30,112,439	4,831,955	758,370
決済方法	持分	持分	現金	現金
権利確定期間	付与日から3年間	付与日から3年間	付与日から3年間	付与日から3年間
行使期間	権利確定日から3か月	権利確定日から7年	権利確定次第 すぐに	権利確定次第 すぐに

- ・CIPOPプラン（ファントム・オプションを含む）－オプションは権利付与の時に指名・報酬委員会が設定した「業績期間」（当該期間は3年以内ではないが）の終了時に権利が確定する（すなわち、行使可能になる）。しかし、当該日に権利確定するオプションのパーセンテージは、既定の業績状態が満たされる範囲で決定される。ファントム・オプションは1年の完了を条件として従業員がサービスを提供した期間に比例して行使可能である。
- ・CIESOPプラン（ファントム・オプションを含む）－CIESOPプランでは最低サービス期間の完了の他に特別な権利確定条件はない。ファントム・オプションは1年の完了を条件として従業員がサービスを提供した期間に比例して行使可能である。

従業員のストックオプション・プランに基づく活動の詳細

CIPOPプラン	2016年3月31日		2017年3月31日	
	オプションの数	行使価格の加重平均(ルピー)	オプションの数	行使価格の加重平均(ルピー)
年度開始時の未行使残高	6,199,640	10.00	5,061,646	10.00
期中の付与	ゼロ	該当なし	ゼロ	該当なし
期中の期限切れ	ゼロ	該当なし	ゼロ	該当なし
期中の行使	9,729	10.00	939,680	10.00
期中の失効・取消	1,128,265	10.00	1,633,634	10.00
期中の変更(下記注記参照)	ゼロ	該当なし	2,488,332	該当なし
年度終了時の未行使残高	5,061,646	10.00	ゼロ	該当なし
年度終了時の行使可能残高	18,270	10.00	ゼロ	該当なし

ストックオプションの行使日時点の加重平均株価は、2016年3月31日現在で144.82ルピー及び2017年3月31日現在で195.72ルピー(3.0百万米ドル)である。

CIESOPプラン	2016年3月31日		2017年3月31日	
	オプションの数	行使価格の加重平均(ルピー)	オプションの数	行使価格の加重平均(ルピー)
年度開始時の未行使残高	10,388,430	303.43	9,602,201	302.56
期中の付与	ゼロ	該当なし	ゼロ	該当なし
期中の期限切れ	ゼロ	該当なし	ゼロ	該当なし
期中の行使	ゼロ	該当なし	89,402	165.07
期中の失効・取消	786,229	314.00	550,133	296.45
年度終了時の未行使残高	9,602,201	302.56	8,962,666	304.31*
年度終了時の行使可能残高	9,602,201	302.56	8,962,666	304.31*

ストックオプションの行使日時点の加重平均株価は、2017年3月31日現在で227.41ルピー(3.5百万米ドル、2016年は該当なし)である。

CIPOPプラン・ファントムオプション	2016年3月31日		2017年3月31日	
	オプションの数	行使価格の加重平均(ルピー)	オプションの数	行使価格の加重平均(ルピー)
年度開始時の未行使残高	1,046,501	10.00	825,184	10.00
期中の付与	ゼロ	該当なし	ゼロ	NA
期中の期限切れ	ゼロ	該当なし	ゼロ	NA
期中の行使	ゼロ	該当なし	ゼロ	NA
期中の失効・取消	221,317	10.00	492,021	10.00
期中の変更(下記注記参照)	ゼロ	該当なし	333,163	該当なし
年度終了時の未行使残高	825,184	10.00	ゼロ	該当なし
年度終了時の行使可能残高	ゼロ	該当なし	ゼロ	該当なし

ストックオプションの行使日時点の加重平均株価は、該当なし(2016年3月31日は該当なし)である。

CIESOPプラン・ファントムオプション

	2016年3月31日		2017年3月31日	
	オプションの数	加重平均行使価格(ルピー)	オプションの数	行使価格の加重平均(ルピー)
年度開始時の未行使残高	14,174	326.85	ゼロ	該当なし
期中の付与	ゼロ	該当なし	ゼロ	該当なし
期中の期限切れ	ゼロ	該当なし	ゼロ	該当なし
期中の行使	ゼロ	該当なし	ゼロ	該当なし
期中の失効・取消	14,174	327.29	ゼロ	該当なし
期中の変更(下記注記参照)	ゼロ	該当なし	ゼロ	該当なし
年度終了時の未行使残高	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
年度終了時の行使可能残高	ゼロ	該当なし	ゼロ	該当なし

スキーム	行使価格レンジ(ルピー)	未行使のオプションの数	オプションの平均残存契約期間(年数)	加重平均行使価格(ルピー)
2017年3月31日現在の未行使ストックオプションの内訳は以下のとおりである。				
CIPOPプラン	該当なし	ゼロ	該当なし	該当なし
CIESOPプラン	160-331.25	8,962,666	該当なし	304.31*
CIPOPプラン・ファントムオプション	該当なし	ゼロ	該当なし	該当なし
2016年3月31日現在の未行使ストックオプションの内訳は以下のとおりである。				
CIPOPプラン	10.00	5,061,646	0.86	10.00
CIESOPプラン	160-331.25	9,602,201	該当なし	302.56
CIPOPプラン・ファントムオプション	10.00	825,184	1.06	10.00

* ケアン・インディア・リミテッドとヴェダント・リミテッドの合併の結果、行使価格はストックオプション1点につき40ルピー減額し、264.31ルピーとなった。変更の詳細は下記に示したとおり。

上記の従業員の株式報酬支払制度の損益計算書に対する影響

項目	2016年3月31日	2017年3月31日
株式に基づく報酬制度に係る従業員報酬費用合計	356.0	206.7
うち、資本決済の株式に基づく報酬制度に係る従業員報酬費用	342.8	158.2
うち、現金決済の株式に基づく報酬制度に係る従業員報酬費用	13.2	48.5

2017年3月31日現在で未行使の持分決済型の従業員ストックオプションは、1,482百万ルピー(22.9百万米ドル)である。

変動率は、期中に変動した又は変動することが想定される価格の金額を測定することである。ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデルで用いられる変動率の測定は、一定期間にわたる株価の複利収益率の年率標準偏差である。オプションの満期・想定される期限は、当社がオプションが有効であると予想する期間である。満期までの期間は、オプションの最短及び最長の有効期間の平均をもって算出される。

従業員のストックオプション・プランの条件変更

注記1に記載されているケアン・インディア・リミテッドと当社の合併に従い、ケアン・インディア・リミテッドのストックオプション・プランは以下のとおり、変更された。

- a) CIESOP プランの行使価格は40ルピー減額された。
- b) CIPOP プラン(ファントムオプションを含む)に関する負債は、2017年3月27日(合併の発効日)現在でのケアン・インディア・リミテッドの株価に基づいている。従って、625百万ルピーの未行使の従業員ストックオプション負債(持分決済型)及び83百万ルピーの従業員ストックオプション引当金(現金決済型)は、金融負債に振り替えた。

残存ストックオプションの増分公正価値は、変更後及び当初の資本性金融商品の公正価値の差異であり、合併の発効日に再見積りされた。当該差異は損益計算書で計上されている。

ヴェダanta・リソーシズPlcの従業員ストックオプション制度

当グループのメンバーに付与される株式の価値は、個々の固定給与及び実際の現地市場と同等の株式に基づく報酬を参照し計算される。VR PLC のESOP スキームは在職期間及び実績ベースの両方のスキームである。当該報酬は、親会社(スキームで定められたヴェダanta・リソーシズPlcの株式)の株式に合わせて調整、決済された。当該報酬には、親会社の機能通貨建ての固定行使価格(1株あたり10米セント)があり、各報酬の実績期間は3年間である。オプションの期限が切れる権利確定日から6か月の期間内に行使可能である。

親会社により回収され、当社により損益計算書(資産化分除く)認識されている金額は、2016年3月31日終了年度で809百万ルピー、及び、2017年3月31日終了年度で628百万ルピーである。当社は当該金額には重要性がないと考えており、従い、これ以上の開示は行わない。

注記27. 1株当たり利益(以下「EPS」という。)

以下は、基本的及び希薄化後1株当たり利益の計算において使用された利益及び株式のデータを表している。

加重平均株式数の計算

	3月31日終了年度		
	2015年	2016年	2017年
基本的1株当たり利益のための加重平均普通株式数(株)	2,965,004,871	2,965,004,871	2,964,333,584
希薄化の影響:			
ストックオプション報酬に関連する潜在普通株式	—	—	1,227,287
希薄化後1株当たり利益のための調整後加重平均普通株式数(株)	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,560,871

基本的及び希薄化後1株当たり利益の計算

基本的1株当たり利益：

	3月31日終了年度			
	2015年	2016年	2017年	2017年
	(百万ルピー、 EPSデータを除く)	(百万ルピー、 EPSデータを除く)	(百万ルピー、 EPSデータを除く)	(百万米ドル、 EPSデータを除く)
親会社の所有者に帰属する当年度純利益／（損失）	(128,350)	(125,153)	55,033	848.6
基本的1株当たり利益のための加重平均普通株式数（株）	2,965,004,871	2,965,004,871	2,964,333,584	2,964,333,584
1株当たり利益／（損失）	(43.29)	(42.21)	18.57	0.3

希薄化後1株当たり利益：

	3月31日終了年度			
	2015年	2016年	2017年	2017年
	(百万ルピー、 EPSデータを除く)	(百万ルピー、 EPSデータを除く)	(百万ルピー、 EPSデータを除く)	(百万米ドル、 EPSデータを除く)
親会社の所有者に帰属する当期純利益／（損失）	(128,350)	(125,153)	55,033	848.6
希薄化後1株当たり利益のための加重平均普通株式数（株）*	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,560,871	2,965,560,871
1株当たり利益／（損失）	(43.29)	(42.21)	18.56	0.3

* 自己株式の影響を除外した後の株式数

当グループは、逆希薄化効果を有すると考えられるため、転換社債に係る以下の株式については、希薄化後1株当たり利益の計算から除外している。

3月31日終了年度	2015年	2016年	2017年
希薄化後1株当たり利益の計算から除外した株式数	47,608,946	—	—

注記28. 子会社株式を取得するオプション

a. コール・オプション - HZL

2002年4月に、当グループは、インド政府の出資の引き上げ政策に従い、インド政府からHZLの26%の持分を獲得した。株主間協定の条件に基づき、当グループは、インド政府が保有する全てのヒンドゥスタン・ジント・リミテッド（HZL）に対する持分を公正市場価額で購入する2回のコール・オプションを有していた。当グループは、第1回目のコール・オプションを2003年8月29日に行使し、HZLの発行済株式資本の18.9%を追加取得した。更に、当グループは、公開市場での募集を通じてHZLの持分の20%を追加取得し、その株式保有持分は64.9%に増加した。第2回目のコール・オプションは、当グループに対し、インド政府の保有するHZLの残存持分の29.5%を取得する権利を与えている。このコール・オプションには、HZLに対する保有持分3.5%をHZL従業員に売却できるインド政府の権利が条件として付されている。当グループは、2009年7月21日に第2回目のコール・オプションを行使した。インド政府は、コール・オプションの有効性について、異議を唱え、2回目のコール・オプションに応じることを拒否している。結果的に、当グループは、仲裁を行使し、現在この仲裁手続きは初期段階にある。次回の審理の日程は2018年4月21日である。また、インド政府

は、プット／コール・オプション問題に対するポジションに悪影響を及ぼさずに、内閣から出資の引き上げに関する承認を受けており、それに基づき出資の引上げを検討中である。

ｂ．コール・オプション - BALCO

2001年3月に、当グループは、インド政府の出資の引き上げ政策に従い、インド政府からBALCOに対する保有持分51.0%を購入した。株主間協定の条件に基づき、当グループは、インド政府の残りのBALCOに対する所有持分を2004年3月2日より随時購入できるコール・オプションを有している。当グループは2004年3月19日に当該オプションを行使した。しかしながら、インド政府は当該オプションの評価と有効性に異議を唱え、株主間協定における当社のオプションに係る条項がインド政府の持分を譲渡する権利を制限することで、旧1956年会社法に違反しているため、結果としてそのような株主間協定は無効であると主張した。当グループによって申し出た仲裁において、仲裁法廷の大多数の裁定（majority award）により、コール・オプション条項、先買権、株式買取請求権及び株式譲渡制限は、旧1956年インド会社法に違反しており、実施可能でないと、当グループの主張が退けられた。

当グループはデリー高等裁判所において大多数の裁定（majority award）の有効性に異議を唱え、仲裁裁定の取消し、当該条件を無効にし効力がないようにすることを求めた。インド政府も、評価に関する特定の事項に関して、部分的に仲裁裁定を無効にするために、デリー高等裁判所に申請を提出した。現在、今回のデリー高等裁判所での審理日程は2017年10月17日である。また、インド政府は、プット／コール・オプション問題に対するポジションに悪影響を及ぼさずに、内閣から出資の引き上げに関する承認を受けており、それに基づき出資の引上げを検討中である。

当グループは2012年1月9日にHZL及びBALCOに対するインド政府の持分を、それぞれ154,920百万ルピー（2,388.9百万米ドル）及び17,820百万ルピー（274.8百万米ドル）で買取することを提案した。当該提案は、係争中のコール・オプションの行使とは切り離されたものであり、当グループは継続中の係争中のオプションの行使に係る訴訟の取り下げを提案した。現在まで、当該提案はインド政府により受諾されておらず、従って、買取の進展は確実ではない。

当グループはHZLとBALCOの二社の株式を引き続き保有しているが、当該株式に関して、当グループは非支配持分としてのコール・オプションを有している。

オプションに関する決議のないこと、インド政府からの行使及び評価の要求に対して反応のないこと、潜在的な取引を取り巻く結果として生ずる不確実性、及び、支払対価の評価を考慮すると、当グループはオプションの行使価格を実質ゼロの公正価値であると考えており、従って、コール・オプションは財務諸表上認識されていない。

[次へ](#)

VEDANTA LIMITED AND SUBSIDIARIES
CONSOLIDATED STATEMENTS OF PROFIT OR LOSS
(In millions except share or per share amounts unless otherwise stated)

For the year ended March 31,		2015	2016	2017	2017
	Notes	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million) (Note 2)
Revenue	4	733,579	639,493	717,207	11,059.5
Cost of sales*		(995,968)	(875,756)	(533,989)	(8,234.2)
Gross profit / (loss)		(262,389)	(236,263)	183,218	2,825.3
Other operating income.....		4,802	4,785	5,186	79.9
Distribution expenses.....		(10,078)	(12,070)	(16,361)	(252.3)
Administration expenses		(31,550)	(25,274)	(19,299)	(297.6)
Operating profit / (loss)		(299,215)	(268,822)	152,744	2,355.3
Investment and other income.....	5	51,154	43,998	45,428	700.5
Finance and other costs.....	6	(63,398)	(59,584)	(61,600)	(949.8)
Profit / (loss) before tax		(311,459)	(284,408)	136,572	2,106.0
Income tax (expense) / benefit.....	7	108,320	103,060	(38,027)	(586.4)
Profit / (loss) for the year		(203,139)	(181,348)	98,545	1,519.6
Profit / (loss) attributable to:					
Equity holders of the parent.....		(128,350)	(125,153)	55,033	848.6
Non-controlling interests		(74,789)	(56,195)	43,512	671.0
Profit / (loss) for the year		(203,139)	(181,348)	98,545	1,519.6
Earnings / (loss) per share	27				
Basic		(43.29)	(42.21)	18.57	0.3
Diluted		(43.29)	(42.21)	18.56	0.3
Weighted average number of equity shares used in computing earnings per share					
Basic		2,965,004,871	2,965,004,871	2,964,333,584	2,964,333,584
Diluted		2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,560,871	2,965,560,871

The accompanying notes are an integral part of these consolidated financial statements.

* Cost of sales for the year ended March 31, 2015, March 31, 2016 and March 31, 2017 includes net impairment charge of Rs. 406,144 million, Rs. 339,549 million and Rs. 1,162 million (\$ 17.9 million) respectively (Refer note 8a & 8b).

The Group's (Refer note 1- Group overview) consolidated statements of profit or loss are presented disclosing expenses by function. The consolidated statements of profit or loss disclosing expenses presented by nature are in Note 32 (c).

VEDANTA LIMITED AND SUBSIDIARIES
CONSOLIDATED STATEMENTS OF COMPREHENSIVE INCOME
(In millions except share or per share amounts unless otherwise stated)

For the year ended March 31,	<u>2015</u>	<u>2016</u>	<u>2017</u>	<u>2017</u>
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million) (Note 2)
Profit / (loss) for the year.....	(203,139)	(181,348)	98,545	1,519.6
Other comprehensive income, net of income tax:				
Items that will not be reclassified subsequently to profit or loss				
Re-measurement of defined benefit obligation*	(457)	(93)	(14)	(0.2)
Items that will be reclassified subsequently to profit or loss				
Exchange differences on translation of foreign operations*	8,620	3,227	(3,466)	(53.6)
(Loss) / gain on available-for-sale financial investments.....	151	170	263	4.1
Cash flow hedges*#	(758)	163	(16)	(0.2)
Total other comprehensive income for the year, net of income tax.....	7,556	3,467	(3,233)	(49.9)
Total Comprehensive Income / (loss) for the year	(195,583)	(177,881)	95,312	1,469.7
Total Comprehensive Income / (loss) attributable to:				
Equity holders of the parent.....	(131,122)	(132,708)	54,292	837.2
Non-controlling interests	(64,461)	(45,173)	41,020	632.5
	(195,583)	(177,881)	95,312	1,469.7

* Refer to Note 7 for tax related to each component of other comprehensive income / (loss)

Refer to Note 32(a) for amounts reclassified into consolidated statements of profit / (loss) for the year out of other comprehensive income / (loss)

The accompanying notes are an integral part of these consolidated financial statements.

VEDANTA LIMITED AND SUBSIDIARIES
CONSOLIDATED STATEMENTS OF FINANCIAL POSITION
(In millions except share or per share amounts unless otherwise stated)

As at		March 31, 2016	March 31, 2017	March 31, 2017 (US dollars in million)
	Notes	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Note 2)
ASSETS				
Non-current assets				
Property, plant and equipment	8a	874,575	877,127	13,525.5
Exploration and evaluation assets	8b	105,899	98,852	1,524.3
Other intangible assets	8c	6,301	6,378	98.3
Leasehold land		3,545	3,594	55.4
Deferred tax assets	7	82,481	77,582	1,196.3
Financial assets investments	10	432	695	10.7
Derivative financial assets	23	53	38	0.6
Current tax asset		23,996	28,176	434.5
Other non-current assets	11	16,992	35,016	540.0
Total non-current assets		1,114,274	1,127,458	17,385.6
Current assets				
Inventories	12	81,261	97,266	1,499.9
Current tax asset		2,768	136	2.1
Trade and other receivables	13	79,295	60,276	929.5
Short-term investments	14	566,192	524,685	8,090.7
Derivative financial assets	23	1,228	91	1.4
Restricted cash and cash equivalents	15	3,367	11,747	181.1
Cash and cash equivalents	16	20,870	97,202	1,498.9
Total current assets		754,981	791,403	12,203.6
Total assets		1,869,255	1,918,861	29,589.2
LIABILITIES				
Current liabilities				
Short-term borrowings	17	182,328	413,126	6,370.5
Acceptances	18	99,500	113,304	1,747.2
Trade and other payables	19	252,706	285,794	4,406.9
Derivative financial liabilities	23	4,474	8,216	126.7
Retirement benefits	22	340	503	7.8
Provisions	20	1,693	1,131	17.4
Current tax liabilities		703	2,028	31.3
Total current liabilities		541,744	824,102	12,707.8
Net current assets / (liabilities)		213,237	(32,699)	(504.2)
Non-current liabilities				
Long-term borrowings	17	493,784	332,654	5,129.6
Deferred tax liabilities	7	30,212	24,015	370.3
Retirement benefits	22	1,584	1,390	21.4
Provisions	20	10,732	19,233	296.6
Derivative financial liabilities	23	78	557	8.6
Other non-current liabilities	21	14,863	3,122	48.1
Total non-current liabilities		551,253	380,971	5,874.6
Total liabilities		1,092,997	1,205,073	18,582.4
Net assets		776,258	713,788	11,006.8
EQUITY				
Share capital	25	2,965	3,718	57.3
Securities premium		200,010	190,452	2,936.8
Treasury shares		—	(1,034)	(15.9)
Share based payment reserve		—	1,548	23.9
Other components of equity		13,203	12,464	192.2
Retained earnings		194,982	369,390	5,696.1
Equity attributable to equity holders of the parent		411,160	576,538	8,890.4
Non-controlling interests		365,098	137,250	2,116.4
Total Equity		776,258	713,788	11,006.8

The accompanying notes are an integral part of these consolidated financial statements.

VEDANTA LIMITED AND SUBSIDIARIES
CONSOLIDATED STATEMENTS OF CASH FLOWS
(In millions except share or per share amounts unless otherwise stated)

For the year ended March 31,	2015	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million) (Note 2)
Cash flows from operating activities				
Profit / (loss) for the year	(203,139)	(181,348)	98,545	1,519.6
Adjustments to reconcile profit to net cash provided by operating activities:				
Income tax (benefit) / expense recognised in profit or loss	(108,320)	(103,060)	38,027	586.4
Depreciation and amortization	111,091	83,343	61,477	948.0
Impairment of property, plant and equipment and exploration and evaluation assets	406,438	339,549	1,162	17.9
Provision for doubtful debts/advances	3,222	2,368	345	5.3
Unsuccessful exploration costs written off	7,867	294	407	6.3
Fair value gain on financial assets held for trading	(37,406)	(31,244)	(32,630)	(503.2)
Share based payment expense	—	—	66	1.0
Loss on sale of property, plant and equipment, net	153	63	451	7.0
Exchange loss, net	3,785	6,124	2,371	36.5
Inventory Written off	2,226	—	120	1.9
Interest and dividend income	(12,998)	(12,754)	(12,982)	(200.1)
Interest expense	58,054	55,915	59,413	916.1
Changes in assets and liabilities:				
(Increase) / decrease in trade and other receivables	(2,143)	22,910	18,176	280.3
Decrease/ (Increase) in inventories	(1,746)	6,476	(16,161)	(249.2)
Decrease / (Increase) in other current and non-current assets	5,418	(1,645)	(14,181)	(218.7)
(Decrease)/increase in trade and other payable	7,653	40,072	23,384	360.3
(Decrease) in other current and non-current liabilities	(5,408)	(2,168)	(8,854)	(136.5)
Proceeds from short-term investments	1,145,596	1,019,940	1,032,613	15,923.1
Purchases of short-term investments	(1,150,465)	(1,070,637)	(935,851)	(14,431.0)
Cash generated from operations	229,878	174,198	315,898	4,871.0
Interest paid	(84,816)	(55,372)	(62,048)	(956.8)
Interest received	18,453	13,061	11,315	174.5
Dividends received	1	4	7	0.1
Income tax paid	(37,806)	(24,539)	(53,067)	(818.3)
Net cash from operating activities	125,710	107,352	212,105	3,270.5
Cash flows from investing activities				
Purchases of property, plant and equipment and intangible assets	(82,304)	(54,642)	(52,517)	(809.8)
Proceeds from sale of property, plant and equipment	392	629	1,012	15.6
Exploration and evaluation assets	(21,438)	(5,831)	(1,234)	(19.0)
Loans repaid by related parties	14	25	—	—
Loans to related parties	(1)	(656)	0	0.0
Proceeds from short-term deposits	155,515	48,844	11,231	173.2
Purchases of short-term deposits	(94,490)	(31,705)	(36,349)	(560.5)
Acquisition of additional interests in subsidiaries	—	—	(40)	(0.6)
Net changes in restricted cash and cash equivalents	(1,627)	723	(2,013)	(31.0)
Net cash used in investing activities	(43,939)	(42,613)	(79,910)	(1,232.1)
Cash flows from financing activities				
(Repayment of) / proceeds from working capital loan, net	1,641	2,130	6,123	94.4
Proceeds from acceptances	174,029	162,739	175,698	2,709.3
Repayment of acceptances	(171,118)	(160,982)	(163,134)	(2,515.6)
Proceeds from other short-term borrowings	459,659	415,541	720,647	11,112.5
Repayment of other short-term borrowings	(513,716)	(468,658)	(582,196)	(8,977.6)
Proceeds from long-term borrowings	180,428	115,657	88,466	1,364.2
Repayment of long-term borrowings	(99,486)	(39,595)	(71,743)	(1,106.3)

For the year ended March 31,

	2015	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million) (Note 2)
Loan from related parties	730	3,856	2,846	43.9
Loan repaid to related parties.....	(80,463)	(51,182)	(128,094)	(1,975.2)
Payment of dividends to equity holders of the parent, including dividend distribution tax	(10,378)	(17,358)	(5,189)	(80.0)
Payment of dividends to non-controlling interests, including dividend distribution tax	(16,703)	(14,862)	(91,537)	(1,411.5)
Proceeds from issue of shares at a subsidiary	147	—	—	—
Purchase of Treasury Shares	—	—	(1,034)	(15.9)
Proceeds from erstwhile Cairn Stock Options	—	—	24	0.4
Payment for buyback of shares at subsidiary (including buyback expenses)	(11,218)	—	—	—
Net cash used in financing activities.....	(86,448)	(52,714)	(49,123)	(757.4)
Effect of exchange rate changes on cash and cash equivalents.....	338	224	(299)	(4.6)
Net (decrease) / increase in cash and cash equivalents	(4,339)	12,249	82,773	1,276.4
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	12,960	8,621	20,870	321.8
Cash and cash equivalents at the end of the year ¹	8,621	20,870	103,643	1,598.2
<i>Supplementary disclosure of non-cash investing activities:</i>				
Payables for purchase of property, plant and equipment including exploration and evaluation assets	86,009	66,711	40,535	625.1

The accompanying notes are an integral part of these consolidated financial statements.

1. For composition refer Note 15 and Note 16

VEDANTA LIMITED AND SUBSIDIARIES
CONSOLIDATED STATEMENTS OF CHANGES IN EQUITY
(In millions except share or per share amounts unless otherwise stated)

	Attributable to equity holders of the parent						Non controlling interests	
	Share capital	Securities premium	Translation of foreign operations	Available for sale financial investments	Cash flow hedges	Retained earnings	Total	Total
Balance as at April 1, 2014	2,965	200,010	22,527	48	589	473,431	699,570	1,262,343
Loss for the year	—	—	—	—	—	(128,350)	(128,350)	(203,139)
Exchange differences on translation of foreign operations.....	—	—	(1,844)	—	—	—	(1,844)	8,620
Movement in available for sale financial investments	—	—	—	151	—	—	151	151
Re-measurement of defined benefit obligation, net of tax	—	—	—	—	—	(301)	(301)	(457)
Net movement in fair value of cash flow hedges, net of tax.....	—	—	—	—	(778)	—	(778)	(758)
Total comprehensive income / (loss) for the year	—	—	(1,844)	151	(778)	(128,651)	(131,122)	(195,583)
Change in Non controlling interests	—	—	—	—	—	3,049	3,049	(11,071)
Dividend including tax on dividend	—	—	—	—	—	(10,378)	(10,378)	(27,081)
Balance as at March 31, 2015	2,965	200,010	20,683	199	(189)	337,451	561,119	1,028,608
	Attributable to equity holders of the parent						Non controlling interests	
	Share capital	Securities premium	Translation of foreign operations	Available for sale financial investments	Cash flow hedges	Retained earnings	Total	Total
Balance as at April 1, 2015	2,965	200,010	20,683	199	(189)	337,451	561,119	1,028,608
Loss for the year	—	—	—	—	—	(125,153)	(125,153)	(181,348)
Exchange differences on translation of foreign operations.....	—	—	(7,813)	—	—	—	(7,813)	3,227
Movement in available for sale financial investments	—	—	—	170	—	—	170	170
Re-measurement of defined benefit obligation, net of tax	—	—	—	—	—	(65)	(65)	(93)
Net movement in fair value of cash flow hedges, net of tax.....	—	—	—	—	153	—	153	163
Total comprehensive income / (loss) for the year	—	—	(7,813)	170	153	(125,218)	(132,708)	(177,881)
Change in Non controlling interests	—	—	—	—	—	—	—	356
Dividend including tax on dividend	—	—	—	—	—	(17,358)	(17,358)	(75,034)
Others.....	—	—	—	—	—	107	107	209
Balance as at March 31, 2016	2,965	200,010	12,870	369	(36)	194,982	411,160	776,258

	Attributable to equity holders of the parent										Total
	Share capital	Securities premium	Treasury shares#	Share based payment reserve	Translation of foreign operations	Available for sale financial investments	Cash flow hedges	Retained earnings*	Total	Non controlling interests	
Balance as at April 1, 2016	2,965	200,010	—	—	12,870	369	(36)	194,982	411,160	365,098	776,258
Profit for the year	—	—	—	—	—	—	—	55,033	55,033	43,512	98,545
Exchange differences on translation of foreign operations, net of tax ¹	—	—	—	—	(1,081)	—	—	—	(1,081)	(2,385)	(3,466)
Movement in available for sale financial investments	—	—	—	—	—	263	—	—	263	—	263
Re-measurement of defined benefit obligation, net of tax ¹	—	—	—	—	—	—	—	(2)	(2)	(12)	(14)
Net movement in fair value of cash flow hedges, net of tax ^{1,2}	—	—	—	—	—	—	79	—	79	(95)	(16)
Total comprehensive income / (loss) for the year	—	—	—	—	(1,081)	263	79	55,031	54,292	41,020	95,312
Transferred to capital reserve pursuant to merger (Refer note 1)...	—	(9,558)	—	—	—	—	—	9,558	—	—	—
Purchase of treasury shares	—	—	(1,034)	—	—	—	—	—	(1,034)	—	(1,034)
Recognition of share based payment	—	—	—	66	—	—	—	—	66	—	66
Purchase of non-controlling interests— Cairn India Limited	—	—	—	—	—	—	—	(15)	(15)	(188)	(203)
Dividend including tax on dividend	—	—	—	—	—	—	—	(70,918)	(70,918)	(55,165)	(126,083)
Change in Non controlling interests (Refer note 1)	753	—	—	1,482	—	—	—	180,752	182,987	(213,515)	(30,528)
Balance as at March 31, 2017	3,718	190,452	(1,034)	1,548	11,789	632	43	369,390	576,538	137,250	713,788
Balance as at March 31, 2017 (in US dollars in million)	57.3	2,936.8	(15.9)	23.9	181.8	9.7	0.7	5,696.1	8,890.4	2,116.4	11,006.8

* Retained earnings mainly includes general reserve, debenture redemption reserve, preference share redemption reserve and capital reserve (Refer Note 25)

Treasury share represents 3,984,256 equity shares (face value of Re 1 each) of the Company purchased by Vedanta Limited ESOP Trust pursuant to the Company's stock option scheme as detailed in note 26.

1 Refer to Note 7 for tax related to each component of other comprehensive income / (loss)

2 Refer to Note 32(a) for amounts reclassified into consolidated statements of profit / (loss) for the year out of other comprehensive income / (loss)

VEDANTA LIMITED AND SUBSIDIARIES NOTES TO THE CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

1. Group overview -

Vedanta Limited ("the Company") and its consolidated subsidiaries (collectively, the "Group" or "Vedanta Limited") are principally engaged in business of iron ore mining, non-ferrous metals and mining (copper, aluminium and zinc), commercial power generation, port operations and exploration & production of oil & gas in India, Australia, Namibia, South Africa, Liberia, UAE and Ireland. Vedanta Limited was incorporated on September 8, 1975 under the laws of the Republic of India and had its registered office at Tuticorin, Tamilnadu. The registered office of the Company has been changed to 1st Floor, 'C' wing, Unit 103, Corporate Avenue, Atul Projects, Chakala, Andheri (East), Mumbai-400092, Maharashtra. Vedanta Limited's shares are listed on National Stock Exchange and Bombay Stock Exchange in India. In June 2007, Vedanta Limited completed its initial public offering of American Depositary Shares, or ADS, each representing four equity shares, and listed its ADSs on the New York Stock Exchange. In July 2009, Vedanta Limited completed its follow-on offering of an additional 131,906,011 ADSs, each currently representing four equity shares, which are listed on the New York Stock Exchange.

On April 22, 2015, the Company (formerly known as Sesa Sterlite Limited) submitted to the SEC that its name has been changed to Vedanta Limited following the approval from the Registrar of Companies, Goa on April 21, 2015.

Cairn India Limited Merger

The Group's oil and gas business was held by Cairn India Limited and its subsidiaries. During the current year, pursuant to the merger of Cairn India Limited with the Company (refer below), interests have been transferred to Vedanta Limited and its subsidiaries.

Merger of Cairn India Limited with Vedanta Limited

Vedanta Limited and Cairn India Limited, had initially announced a scheme of merger between the two companies on June 14, 2015, terms whereof were amended on July 22, 2016 ("Scheme"). As per the terms of the Scheme, Cairn India Limited was to merge into Vedanta Limited and upon the merger becoming effective:

- a. Non-controlling shareholders of Cairn India Limited were to receive one equity share in Vedanta Limited of face value Re. 1 each and four 7.5% Redeemable Preference Shares (redeemable after 18 months from issuance) in Vedanta Limited with a face value of Rs. 10 each for each equity share held in Cairn India Limited.
- b. No shares were to be issued to Vedanta Limited or any of its subsidiaries for their shareholding in Cairn India Limited. This included shares held by Sesa Resources Limited in Cairn India Limited with a carrying value of Rs. 9,558 Million, the effects of cancellation of which was to be recorded in securities premium account.
- c. The employees of Cairn India Limited who were holding stock options in Cairn India Limited were to be compensated either in cash or through issuance of stock options of Vedanta Limited.
- d. The authorised share capital of Cairn India Limited aggregating to Rs. 22,500 million was to be assumed by the Company, resulting in an increase in its authorised share capital from Rs. 51,620 Million (divided into 51,270 million equity shares of Re. 1 each and 35 million preference shares of Rs. 10 each) to Rs. 74,120 million (divided into 44,020 million equity shares of Re. 1 each and 3,010 million preference shares of Rs. 10 each).

All substantive approvals for effecting the merger of Cairn India Limited with Vedanta Limited were received by March 27, 2017 and therefore the same has been accounted for in the current financial year ending March 31, 2017. The Board of Directors of both the companies made the merger operative on April 11, 2017, whereafter Cairn India Limited ceased to exist.

Since non-controlling shareholders of Cairn India Limited have become the shareholders of the Company, non-controlling interest of Rs. 213,515 Million (\$ 3,292.4 million) attributable to Cairn India Limited stands extinguished. Correspondingly, there is (a) an increase in equity share capital of Rs. 753 Million (\$ 11.6 million) (representing par value of 752.5 million equity shares), borrowings of Rs. 30,100 Million (\$ 464.1 million) (representing par value of redeemable preferences shares) and Rs. 428 Million (\$ 6.6 million) (representing cash compensation payable to stock option holders of Cairn India Limited), share based payment reserve of Rs. 1,482 million (\$ 22.9 million) (representing employee stock options issued to stock option holders of Cairn India Limited) and other equity of Rs. 190,310 million (\$ 2,934.6 million) and (b) a decrease in securities premium account by Rs. 9,558 million (\$ 147.4 million).

Goa Energy Limited and Sterlite Infra Limited Merger

During fiscal year 2015, Goa Energy Limited and Sterlite Infra Limited, wholly owned subsidiaries, merged with Vedanta Limited. The High Court of Bombay had approved the scheme of amalgamation of the Goa Energy Limited on March 12, 2015 and the High Court of Madras had approved the Scheme of Amalgamation of Sterlite Infra Limited on March 25, 2015.

Business Overview -

Vedanta Limited and its consolidated subsidiaries is a diversified natural resource company engaged in exploring, extracting and processing minerals and oil and gas. The Group engages in the exploration, production and sale of zinc, lead, silver, copper, aluminium, iron ore and oil and gas and have a presence across India, South Africa, Namibia, Ireland, Australia, Liberia and UAE. The Group is also in the business of commercial power generation and port operations in India.

Vedanta Limited is majority owned by Twin Star Holdings Limited ("Twin Star"), Finsider International Company Limited ("Finsider"), West Globe Limited ("West Globe") and Welter Trading Limited ("Welter") which are in turn wholly-owned subsidiaries of Vedanta, a public limited company incorporated in the United Kingdom and listed on the London Stock Exchange. Twin Star, Finsider, West Globe and Welter held 46.5%, 13.5%, 1.5% and 1.3% respectively of Vedanta Limited equity as at March 31, 2017.

The Group's zinc India business is owned and operated by Hindustan Zinc Limited ("HZL") in which it has a 64.9% interest as at March 31, 2017. HZL's operations include five lead-zinc mines, one rock phosphate mine, four hydrometallurgical zinc smelters, two lead smelters, one pyro metallurgical lead-zinc smelter, six sulphuric acid plants, a silver refinery and six captive power plants in the State of Rajasthan in Northwest India and one zinc ingot melting and casting plant at Haridwar and one silver refinery, one zinc ingot melting and casting plant and one lead ingot melting and casting plant at Pantnagar in the State of Uttarakhand in North India.

The Group's zinc international business is comprised of Skorpion mine and refinery in Namibia operated through THL Zinc Namibia Holdings (Proprietary) Limited ("Skorpion"), Lisheen mine in Ireland operated through Vedanta Lisheen Holdings Limited ("Lisheen") and Black Mountain Mining (Proprietary) Limited ("BMM"), whose assets include the operational Black Mountain mine and the Gamsberg mine project located in South Africa. The Group has 100% interest in Skorpion, 74% interest in BMM and 100% interest in Lisheen (which owns the Lisheen mine in Ireland that ceased operations in December 2015) as at March 31, 2017.

The Group's oil and gas business is owned and operated by Vedanta Limited (prior to merger this was owned and operated by erstwhile Cairn India Limited) and its subsidiaries Cairn Energy Hydrocarbons Limited and Cairn South Africa Proprietary Limited. The Group has a diversified asset base with seven blocks, one in state of Rajasthan in India, one on the west coast of India, four on the east coast of India and one in South Africa. On 15 October 2015, at the expiry of second phase extension, the Group has relinquished the block in Sri Lanka and is in the process of closing down the Sri Lankan operations.

The Group's iron ore business is owned by Vedanta Limited and by two wholly owned subsidiaries, Sesa Resources Limited and Sesa Mining Corporation Private Limited, and consists of exploration, mining and processing of iron ore, pig iron and metallurgical coke and generation of power. The mining operations are carried out at Codli group, Bicholim mine, Surla mine and the Sonshi group of mines in state of Goa and Narrain mines situated at state of Karnataka in India. The business also has a Metallurgical Coke and Pig Iron plant in state of Goa in India. Iron ore business also has a power plant in state of Goa in India for captive use. The Group's iron ore business includes Western Cluster Limited ("WCL") in Liberia which has iron ore assets and is a wholly owned subsidiary of the Group. WCL's assets include development rights to western cluster and a network of iron ore deposits in West Africa.

The Group's copper business is owned and operated by Vedanta Limited, Copper Mines of Tasmania Pty Ltd ("CMT") and Fujairah Gold FZC and is principally one of custom smelting and includes a copper smelter, a refinery, a phosphoric acid plant, a sulphuric acid plant, a copper rod plant and three captive power plants at Tuticorin in Southern India, and a refinery and two copper rod plants at Silvassa in Western India. In addition, the Group owns and operates the Mt. Lyell copper mine in Tasmania, Australia through its subsidiary, CMT and a precious metal refinery and copper rod plant in Fujairah through its subsidiary Fujairah Gold FZC in the UAE. The operations of Mt Lyell copper mine was suspended in January 2014 following a mud slide incident and the operations at Mt Lyell copper mine have been put into care and maintenance since July 9, 2014 following a rock fall incident in June 2014.

The Group's aluminium business is owned and operated by Vedanta Limited and by Bharat Aluminium Company Limited ("BALCO") in which it has a 51% interest as at March 31, 2017. The aluminium operations include a refinery and a 75 MW captive power plant at Lanjigarh and a smelter and a 1215 MW captive power plant at Jharsuguda both situated in the State of Orissa in India. The pots are in the stage of commissioning in the 1.25 mtpa Jharsuguda-II Aluminium smelter with 530 pots having been commissioned by March 31, 2017. Refinery expansion project being set up at Lanjigarh was on hold since October 20, 2010, as the MoEF had directed the Company to hold from further expansion. However, environment clearance (EC) for the Lanjigarh expansion project has been received in the quarter ending December 31, 2015. BALCO's partially integrated aluminium operations are comprised of two bauxite mines, 1410 MW power plant, smelting and fabrication facilities in central India. The BALCO-II smelter was commissioned, with all 336 pots operational in August 2016.

The Group's power business is owned and operated by Vedanta Limited, BALCO, HZL, MEL and Talwandi Sabo Power Limited ("TSPL"), wholly owned subsidiaries of Vedanta Limited which are engaged in the power generation business in India. Vedanta Limited power operations include 2,400 MW (four units of 600 MW each) thermal coal-based commercial power facility at Jharsuguda in the State of Orissa in Eastern India and all four units of 600 MW are currently operational. In 2015, the Company had petitioned to OERC to convert the 600 MW X 4 IPP into Captive power plant (CPP) to cater the power needs of the 1.25 MTPA Smelter at Jharsuguda. After many deliberations & considerations of facts, OERC issued an order of conversion of Unit 1, 3 & 4 into CPP with effect from April 1, 2015, however retained the IPP status of Unit 2 to fulfill the obligation under PPA with GRIDCO. BALCO has thermal coal based power plant with total capacity of 600MW, two units of 300 MW each, at Korba and are referred to as IPP 600 MW. The first 300 MW unit of the IPP 600 MW was capitalized on August 1, 2015 after the successful completion of trial runs. The second unit has been commissioned and started commercial production from May 1, 2016. TSPL had signed a power purchase agreement with the Punjab State Power Corporation Limited ("PSPCL") for the establishment of 1,980 MW (three units of 660 MW each) thermal coal-based commercial power facilities and the first 660 MW unit of the Talwandi Sabo power plant (TSPL) was capitalized in financial year 2015, second 660 MW unit was capitalized on December 1, 2015 after the successful completion of trial runs and the third 660MW unit at TSPL was capitalized on September 1, 2016. The Power business also includes the 274 MW of wind power plants commissioned by HZL and 106.5 MW power plant at MALCO Energy Limited ("MEL") situated near Mettur Dam in the State of Tamil Nadu in southern India.(presently under care and maintenance).

The Group's other activities include Vizag General Cargo Berth Private Limited ("VGCB") and Maritime Ventures Private Limited ("MVPL") in which the Group owns a 100% interest. Vizag port project includes mechanisation of coal handling facilities and upgradation of general cargo berth for handling coal at the outer harbor of Visakhapatnam port on the east coast of India. MVPL is engaged in the business of rendering logistics and other allied services inter alia rendering stevedoring, and other allied services in Ports and other allied sectors. VGCB commenced operations in the fourth quarter of fiscal 2013.

These consolidated financial statements of the Group were authorized for issuance by Vedanta Limited's board of directors on August 13, 2017.

2. Basis of preparation of financial statements

Basis of preparation

These consolidated financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS"), as issued by International Accounting Standards Board ("IASB").

These consolidated financial statements have been prepared in accordance with the accounting policies, set out below and were consistently applied to all periods presented unless otherwise stated.

Basis of measurement

The consolidated financial statements have been prepared on the historical cost convention and on an accrual basis, except for derivative financial instruments, short-term investments and available-for-sale financial investments which are remeasured at fair values at the end of each reporting period as explained in the accounting policies below.

Application of new and revised standards:

The Group has adopted with effect from 1 April 2016, the following new amendment and pronouncements. Their adoption has not had any significant impact on the amounts reported in the financial statements.

- ☐ Amendments to IAS 1: Disclosure Initiative
- ☐ Annual Improvements to IFRSs: 2012-2014 Cycle
- ☐ Amendments to IAS 16 and IAS 38: Clarification of Acceptable Methods of Depreciation and Amortisation
- ☐ Amendments to IFRS 11: Accounting for Acquisitions of Interests in Joint Operations
- ☐ Amendment to IFRS 10, IFRS 12 and IAS 28: Sale or Contribution of Assets between an Investor and its Associate or Joint Venture.
- ☐ Amendments to IFRS 10, IFRS 12 and IAS 28: Investment entities: Applying the Consolidation Exemption

The Group has not early adopted any other amendments, standards or interpretations that have been issued but are not yet effective.

Going concern

The consolidated financial statements have been prepared in accordance with the going concern basis of accounting.

Convenience translation

The consolidated financial statements are presented in Indian Rupee, the presentation currency of the Company (Also refer note 3.S). Solely for the convenience of readers, the consolidated financial statements as at and for the year ended March 31, 2017 have been translated into US dollars ("US\$") at the noon buying rate of \$ 1.00 = Rs. 64.85 in the City of New York for cable transfers of Indian Rupee as certified for customs purposes by the Federal Reserve Bank of New York on March 31, 2017. No representation is made that the Indian Rupee amounts represent US dollar amounts or have been, could have been or could be converted into US dollars at such a rate or any other rate.

3. Significant accounting policies –

A. Basis of consolidation

Subsidiary:

The consolidated financial statements incorporate the results of Vedanta Limited and all its subsidiaries, being the entities that it controls. Control is evidenced where the Group has power over the investee or is exposed, or has rights, to variable returns from its involvement with the investee and has the ability to affect those returns through its power over the investee. Power is demonstrated through existing rights that give the ability to direct relevant activities, which significantly affect the entity returns.

The financial statements of subsidiaries are prepared for the same reporting year as the parent company. Where necessary, adjustments are made to the financial statements of subsidiaries to align the accounting policies in line with accounting policies of the Group.

For non-wholly owned subsidiaries, a share of the profit / loss for the financial year and net assets is attributed to the non-controlling interests as shown in the consolidated statements of profit or loss, consolidated statements of comprehensive income and consolidated statements of financial position.

For acquisitions of additional interests in subsidiaries, where there is no change in control, the Group recognises a reduction to the non-controlling interest of the respective subsidiary with the difference between this figure and the cash paid, inclusive of transaction fees, being recognised in equity. In addition, upon dilution of controlling interests the difference between the cash received from sale or listing of the subsidiary shares and the increase to non-controlling interest is also recognised in equity. The results of subsidiaries acquired or disposed off during the year are included in the consolidated statements of profit or loss from the effective date of acquisition or up to the effective date of disposal, as appropriate.

Intra-group balances and transactions, and any unrealized income and expenses arising from intra-group transactions are eliminated in preparing the consolidated financial statements. Unrealized losses are eliminated unless costs cannot be recovered.

Joint arrangements

A Joint arrangement is an arrangement of which two or more parties have joint control. Joint control is considered when there is contractually agreed sharing of control of an arrangement, which exists only when decisions about the relevant activities require the unanimous consent of the parties sharing control. Investments in joint arrangements are classified as either joint operations or joint venture. The classification depends on the contractual rights and obligations of each investor, rather than the legal structure of the joint arrangement. A joint operation is a joint arrangement whereby the parties that have joint control of the arrangement have rights to the assets, and obligations for the liabilities, relating to the arrangement. A joint venture is a joint arrangement whereby the parties that have joint control of the arrangement have rights to the net assets of the arrangement.

The Group has joint operations within its oil and gas segment and participates in several unincorporated joint operations which involve the joint control of assets used in oil and gas exploration and producing activities. The Group accounts for its share of assets, liabilities, income and expenditure of joint ventures in which the Group holds an interest, classified in the appropriate statement of financial position and statement of profit or loss headings.

B. Investments in associates

Investments in associates are accounted for using the equity method. An associate is an entity over which the Group is in a position to exercise significant influence over operating and financial policies. Goodwill arising on the acquisition of associates is included in the carrying value of investments in associate. Investment in associates is initially recorded at the cost to the Group and then, in subsequent periods, the carrying value is adjusted to reflect the Group's share of the associate's consolidated profits or losses, other changes to the associate's net assets and is further adjusted for impairment losses, if any. The consolidated statements of profit or loss and consolidated statements of comprehensive income include the Group's share of associate's results, except where the associate is generating losses, share of such losses in excess of the Group's interest in that associate are not recognized. Losses recognised under the equity method in excess of the Group's investment in ordinary shares are applied to the other components of the Group's interest that forms part of Group's net investment in the associate in the reverse order of their seniority (i.e. priority in liquidation).

Additional losses are provided for, only to the extent that the Group has incurred legal or constructive obligations or made payments on behalf of the associate.

Unrealised gains arising from transactions with associates are eliminated against the investment to the extent of the Group's interest in the associate. Unrealised losses are eliminated in the same way as unrealized gains, but only to the extent that there is no evidence of impairment of the asset transferred.

C. Revenue recognition

Revenues are measured at the fair value of the consideration received or receivable, net of discounts, volume rebates, outgoing sales taxes, excise duty and other indirect taxes. Revenues from sales are recognised when all significant risks and rewards of ownership of the commodity sold are transferred to the customer which usually is on delivery of the goods to the shipping agent. Revenues from sale of by-products are included in revenue.

Certain of the Group's sales contracts provide for provisional pricing based on the price on The London Metal Exchange ("LME"), as specified in the contract, when shipped. Final settlement of the price is based on the applicable price for a specified future period. The Group's provisionally priced sales are marked to market using the relevant forward prices for the future period specified in the contract and is adjusted in revenue.

Revenue from oil, gas and condensate sales represent the Group's share of oil, gas and condensate production, recognised on a direct entitlement basis, when significant risks and rewards of ownership are transferred to the buyers. Government's share of profit petroleum is accounted for when the obligation (legal or constructive), in respect of the same arises.

Revenue from sale of power is recognised when delivered and measured based on rates as per bilateral contractual agreements with buyers and at rate arrived at based on the principles laid down under the relevant Tariff Regulations as notified by the regulatory bodies, as applicable.

Where the Group acts as a port operator, revenues and costs relating to each construction contract of service concession arrangements are recognised over the period of each arrangement only to the extent of costs incurred that are probable of recovery. Revenues and costs relating to operating phase of the port contract are measured at the fair value of the consideration received or receivable for the services provided.

Revenue from rendering of services is recognised on the basis of work performed.

Dividend income is recognised when the right to receive payment is established. Interest income is recognised using the effective interest rate method.

D. Business combinations

Acquisitions are accounted for under the purchase method. The acquirer's identifiable assets, liabilities and contingent liabilities that meet the conditions for recognition under IFRS 3, are recognised at their fair value at the acquisition date.

Excess of purchase consideration and the acquisition date non-controlling interest over the acquisition date fair value of identifiable assets acquired and liabilities assumed is recognised as goodwill. Goodwill arising on acquisitions is reviewed for impairment annually. Where the fair values of the identifiable assets and liabilities exceed the cost of acquisition, the Group re-assesses whether it has correctly identified all of the assets acquired and all of the liabilities assumed and reviews the procedures used to measure the amounts to be recognized at the acquisition date. If the reassessment still results in an excess of the fair value of net assets acquired

over the aggregate consideration transferred, then the surplus is credited to the consolidated statements of profit or loss in the period of acquisition. Where it is not possible to complete the determination of fair values by the date on which the first post-acquisition financial statements are approved, a provisional assessment of fair value is made and any adjustments required to those provisional fair values are finalised within 12 months of the acquisition date.

The Group makes adjustments to the provisional fair value amounts recognised at the date of acquisition to reflect new information obtained about facts and circumstances that existed as of the acquisition date that, if known, would have affected the measurement of the amounts recognised as of that date. The Group applies the measurement period adjustments retrospectively to the consolidated financial statements to reflect the measurement period adjustments as retrospectively recorded on the date of the acquisition as if measurement period adjustments had been recorded initially at the date of acquisition.

Any non-controlling interest in an acquiree is measured at fair value or as the non-controlling interest's proportionate share of the acquiree's net identifiable assets. This accounting choice is made on a transaction by transaction basis.

Acquisition expenses are charged to consolidated statements of profit or loss in line with IFRS 3.

Common Control transactions

A business combination involving entities or businesses under common control is a business combination in which all of the combining entities or businesses are ultimately controlled by the same party or parties both before and after the business combination and the control is not transitory. The transactions between entities under common control are scoped out of IFRS 3 and there is no authoritative literature for these transactions under IFRS. As a result, the Group adopted accounting principles similar to the pooling-of-interest method based on the predecessor values. The assets and liabilities of the acquired entity are recognised at the book values recorded in the ultimate parent entity's consolidated financial statements with the exception of certain income tax and deferred tax benefits arising on account of the common control transaction but relating to previous years, which are recognised retrospectively. The components of equity of the acquired companies are added to the same components within Group equity except that any share capital and investments in the books of the acquiring entity is cancelled and the differences, if any, is adjusted in the opening retained earnings. The Company's shares issued in consideration for the acquired companies are recognized from the moment the acquired companies are included in these financial statements and the financial statements of the commonly controlled entities would be combined, retrospectively, as if the transaction had occurred at the beginning of the earliest reporting period presented. However, the prior years' comparative information is only adjusted for periods during which the entities were under common control.

E (a) Property, plant and equipment

(i) Mining Properties and leases - The costs of mining properties, which include the costs of acquiring and developing mining properties and mineral rights, are capitalised as property, plant and equipment under the heading "Mining properties" in the year in which they are incurred.

When a decision is taken that a mining property is viable for commercial production (i.e. when the Group determines that the mining property will provide sufficient and sustainable return relative to the risks and the Group decided to proceed with the mine development), all further pre-production primary development expenditure other than land, buildings, plant and equipment is capitalised as part of the cost of the mining property until the mining property is capable of commercial production.

Exploration and evaluation assets are recognized as assets at their cost of acquisition, subject to meeting the commercial production criteria as above and are subject to impairment review on annual basis, or more frequently if indicators of impairment exist.

The stripping cost incurred during the production phase of a surface mine is deferred to the extent the current period stripping cost exceeds the average period stripping cost over the life of mine and recognised as an asset if such cost provides a benefit in terms of improved access to ore in future periods and certain criteria are met. When the benefit from the stripping costs are realised in the current period, the stripping costs are accounted for as the cost of inventory. If the costs of inventory produced and the stripping activity asset are not separately identifiable, a relevant production measure is used to allocate the production stripping costs between the inventory produced and the stripping activity asset. The Company uses the expected volume of waste compared with the actual volume of waste extracted for a given value of ore production for the purpose of determining the cost of the stripping activity asset.

Deferred stripping cost are included in mining properties within property, plant and equipment and disclosed as a part of mining properties. After initial recognition, the stripping activity asset is depreciated on a unit of production method over the expected useful life of the identified component of the ore body.

In circumstance, where a property is abandoned, the cumulative capitalized costs relating to the property are written off in the same period.

Commercial reserves are proved and probable reserves. Changes in the commercial reserves affecting unit of production calculations are dealt with prospectively over the revised remaining reserves.

(ii) Oil and gas assets- (developing/producing assets)

For oil and gas assets a successful efforts based accounting policy is followed. Costs incurred prior to obtaining the legal rights to explore an area are expensed immediately to the consolidated statements of profit or loss.

All costs incurred after the technical feasibility and commercial viability of producing hydrocarbons has been demonstrated are capitalised within property, plant and equipment—development/producing assets on a field-by-field basis. Subsequent expenditure is capitalised only where it either enhances the economic benefits of the development/producing asset or replaces part of the existing development/producing asset. Any remaining costs associated with the part replaced are expensed.

Net proceeds from any disposal of development/producing assets are credited against the previously capitalised cost. A gain or loss on disposal of a development/producing asset is recognised in the consolidated statements of profit or loss to the extent that the net proceeds exceed or are less than the appropriate portion of the net capitalised costs of the asset.

(iii) Other property, plant and equipment

The initial cost of property, plant and equipment comprises its purchase price, including import duties and non-refundable purchase taxes, and any directly attributable costs of bringing an asset to working condition and location for its intended use. It also includes the initial estimate of the costs of dismantling and removing the item and restoring the site on which it is located. If significant parts of an item of property, plant and equipment have different useful lives, then they are accounted for as separate items (major components) of property, plant and equipment. Expenditure incurred after the property, plant and equipment have been put into operation, such as repairs and maintenance, are normally charged to the consolidated statements of profit or loss in the period in which the costs are incurred. Major inspection and overhaul expenditure is capitalized, if the recognition criteria are met.

(iv) Assets in the course of construction

Assets in the course of construction are capitalised in the assets under construction account. At the point when an asset is capable of operating in the manner intended by management, the cost of construction is transferred to the appropriate category of property, plant and equipment. Costs associated with the commissioning of an asset are capitalised until the period of commissioning has been completed and the asset is ready for its intended use.

(v) Depreciation

Mining properties and other assets in the course of development or construction and freehold land are not depreciated.

- Mining properties:

The capitalised mining properties are amortised on a unit-of-production basis over the total estimated remaining commercial reserves of each property or Group of properties and are subject to impairment review.

- Oil and gas assets:

All expenditures carried within each field are amortised from the commencement of production on a unit of production basis, which is the ratio of oil and gas production in the period to the estimated quantities of commercial reserves at the end of the period plus the production in the period, generally on a field-by-field basis or group of fields which are reliant on common infrastructure.

Commercial reserves are proven and probable oil and gas reserves, which are defined as the estimated quantities of crude oil, natural gas and natural gas liquids which geological, geophysical and engineering data demonstrate with a specified degree of certainty to be recoverable in future years from known reservoirs and which are considered commercially producible.

Costs used in the unit of production calculation comprise the net book value of capitalised costs plus the estimated future field development costs required to access commercial reserves. Changes in the estimates of commercial reserves or future field development costs are dealt with prospectively.

- Other assets:

Other buildings, plant and equipment, office equipment and fixtures, and motor vehicles are stated at cost less accumulated depreciation and any provision for impairment. Depreciation commences when the assets are ready for their intended use. Depreciation is provided at rates calculated to write off the cost, less estimated residual value, of each asset on a straight-line basis over its expected useful life, as follows:

Buildings:	
— Operations and administration	6-60 years
Plant and equipment	15-40 years
Office equipment and fixtures	3-10 years
Motor vehicles	8-10 years

Major inspection and overhaul costs are depreciated over the estimated life of the economic benefit derived from such costs. The carrying amount of the remaining previous overhaul cost is charged to the consolidated statements of profit or loss if the next overhaul is undertaken earlier than the previously estimated life of the economic benefit.

The Group reviews the residual value and useful life of an asset at least at each financial year-end and, if expectations differ from previous estimates, the change(s) is accounted for as a change in accounting estimate.

(b) Exploration and evaluation assets

Exploration and evaluation expenditure incurred after obtaining the mining right or the legal right to explore are capitalised as Exploration and evaluation assets (intangible assets) and stated at cost less impairment. Exploration and evaluation assets are transferred to property, plant and equipment when the technical feasibility and commercial viability has been determined. Exploration and evaluation assets are assessed for impairment and losses, if any, is recognised prior to reclassification. Exploration and evaluation expenditure incurred prior to obtaining the mining right or the legal right to explore are expensed as incurred.

Exploration expenditure includes all direct and allocated indirect expenditure associated with finding specific mineral resources which includes depreciation and applicable operating costs of related support equipment and facilities and other costs of exploration activities:

- Acquisition costs - costs associated with acquisition of licenses and rights to explore, including related professional fees.
- General exploration costs - costs of surveys and studies, rights of access to properties to conduct those studies (e.g., costs incurred for environment clearance, defense clearance, etc.), and salaries and other expenses of geologists, geophysical crews and other personnel conducting those studies.
- Costs of exploration drilling and equipping exploration and appraisal wells.

Expenditure incurred on the acquisition of a license interest is initially capitalised on a license-by-license basis. Costs are held, un-depleted, within exploration and evaluation assets until such time as the exploration phase on the license area is complete or commercial reserves have been discovered.

Exploration expenditure incurred in the process of determining oil and gas exploration targets is capitalised within "Exploration and evaluation assets" (intangible assets) and subsequently allocated to drilling activities. Exploration drilling costs are initially capitalised on a well-by-well basis until the success or otherwise of the well has been established. The success or failure of each exploration effort is judged on a well-by-well basis. Following appraisal of successful exploration wells, if commercial reserves are established and technical feasibility for extraction demonstrated, then the related capitalised exploration costs are transferred into a single field cost center within property, plant and equipment—development/producing assets after testing for impairment. Where results of exploration drilling indicate the presence of hydrocarbons which are ultimately not considered commercially viable, all related costs are written off to the consolidated statements of profit or loss.

Net proceeds from any disposal of an exploration asset are initially credited against the previously capitalised costs. Any surplus/deficit is taken to the consolidated statements of profit or loss.

(c) Other intangible assets

Intangible assets acquired separately are measured on initial recognition at cost. Following initial recognition, intangible assets are carried at cost less accumulated amortization and accumulated impairment losses, if any.

Intangible assets arising out of service concession arrangements are accounted for as intangible assets where the Group has a contractual right to charge users of services when the projects are completed and is measured at the cost determined as the fair value of the consideration received or receivable of such construction services. Such assets are amortized on straight line basis based on the lower of their useful lives or the balance of license period (presently 30 years).

Software is amortized over the estimated useful life of five years. Amounts paid for securing mining rights are amortized over the period of 16-25 years.

F. Non-current assets held for sale

Non-current assets and disposal groups are classified as held for sale if their carrying amount will be recovered through a sale transaction rather than through continuing use. This condition is regarded as met only when the sale is highly probable and the asset (or disposal group) is available for immediate sale in its present condition. Management must be committed to the sale which should be expected to qualify for recognition as a completed sale within one year from the date of classification.

Non-current assets and disposal groups classified as held for sale are not depreciated and are measured at the lower of carrying amount and fair value less costs to sell. Such assets and disposal groups are presented separately on the face of the consolidated statements of financial position.

G. Financial instruments

(i) Non-derivative financial assets

The Group initially recognises loans and receivables and deposits at fair value plus transaction cost on the date that they are originated.

The Group derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the asset expire, or it transfers the rights to receive the contractual cash flows on the financial asset in a transaction in which substantially all the risks and rewards of ownership of the financial asset are transferred.

Financial assets and liabilities are offset and the net amount presented in the consolidated statements of financial position when, and only when, the Group has a legal right to offset the amounts and intends either to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

The Group has the following non-derivative financial assets: financial asset investments, short-term investments, cash and cash equivalents, loans and receivables.

(a) Financial asset investments

Financial asset investments that are neither classified as held for trading nor designated as fair value through profit or loss are classified as available-for-sale and are recorded at its fair value plus transaction costs that are directly attributable to the acquisition of financial asset investments and then remeasured at subsequent reporting dates to fair value. Unrealized gains and losses on financial asset investments are recognised directly in the consolidated statements of comprehensive income. Upon disposal or impairment of the investments, the gains and losses in other comprehensive income are reclassified into the consolidated statements of profit or loss.

Investments in unquoted equity instruments that do not have a market price and whose fair value cannot be reliably measured are measured at cost. Equity investments are recorded in non-current assets unless they are expected to be sold within one year.

(b) Short-term investments

Short-term investments represent short-term marketable securities and other bank deposits with an original maturity of more than three months. These are highly liquid investments that are readily convertible into cash which are subject to insignificant risk of changes in value and held for the purpose of meeting short-term cash commitments.

Short-term marketable securities are categorized as held for trading and are initially recognised at fair value with any gains or losses arising on re-measurement recognised in the consolidated statements of profit or loss.

Other bank deposits are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method.

(c) Cash and cash equivalents and restricted cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents in the consolidated statements of financial position and cash flow statement comprise cash at bank and in hand, and short-term deposits which have a maturity of three months or less from the date of acquisition, and are unrestricted as to withdrawal and usage. Additionally, cash and cash equivalents for the purposes of cash flow statements includes restricted cash balance kept in a specified bank account towards unpaid dividend to be utilized solely for the purposes of payment of dividends.

Restricted cash and cash equivalents in the consolidated statements of financial position comprise cash at bank and in hand, and short-term deposits which have a maturity of three months or less from the date of acquisition, and are restricted as to withdrawal and usage.

(d) Loans and receivables

Trade receivables, loans, and other receivables that have fixed or determinable payments that are not quoted in an active market are classified as 'loans and receivables'. Trade receivables are stated at their transaction value as reduced by appropriate allowances for estimated irrecoverable amounts.

Loans and other receivables are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method, less any impairment. Interest income is recognised by applying the effective interest rate (EIR) method.

(ii) Non-derivative financial liabilities

The Group initially recognises debt securities issued on the date that they are originated. All other financial liabilities are recognised initially on the trade date at which the Group becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

The Group derecognises a financial liability when its contractual obligations are discharged or cancelled or expire. The difference between the carrying amount of the financial liabilities derecognised and consideration paid and payable is recognised in the consolidated statement of profit or loss.

Financial assets and liabilities are offset and the net amount presented in the consolidated statements of financial position when, and only when, the Group has a legal right to offset the amounts and intends either to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

The Group has the following non-derivative financial liabilities: Borrowings, Foreign currency convertible notes, trade and other payables.

(a) Borrowings

Interest bearing loans and borrowings are initially recorded at the fair value, net of directly attributable transaction costs. After initial recognition, interest bearing loans and borrowings are subsequently measured at amortised cost using the EIR method.

Amortised cost is calculated by taking into account the finance charges, including premiums payable on settlement or redemption and direct issue costs that are an integral part of the EIR. The EIR amortisation is included in finance costs in the consolidated statements of profit or loss. The unamortised portion is classified with the carrying amount of debt.

(b) Foreign currency convertible notes

Convertible notes issued in foreign currency are convertible at the option of the holder into ordinary shares of the Group according to the terms of the issue. The conversion option which is not settled by exchanging a fixed amount of cash for a fixed number of shares is accounted for separately from the liability component as derivative and initially accounted for at fair value. The liability component is recognized initially at the difference between the fair value of the note and the fair value of the conversion option. Directly attributable notes issue costs are allocated to the liability component and the conversion option (expensed off immediately) in proportion to their initial carrying amounts.

Subsequent to initial recognition, the liability component is measured at amortised cost using the EIR method. The conversion option is subsequently measured at fair value at each reporting date, with changes in fair value recognized in consolidated statements of profit or loss. The conversion option is presented together with the related liability.

(c) Trade and other payables

Trade and other payables are recognised at their transaction cost, which is its fair value, and subsequently measured at amortised cost.

(iii) Derivative financial instruments

In order to hedge its exposure to foreign exchange, interest rate, and commodity price risks, the Group enters into forward, option, swap contracts and other derivative financial instruments. The Group does not hold derivative financial instruments for speculative purposes.

Derivative financial instruments are initially recorded at their fair value on the date of the derivative transaction and are re-measured at their fair value at subsequent financial position dates.

At the inception of the hedge relationship, the entity documents the relationship between the hedging instrument and the hedged item, along with its risk management objectives and its strategy for undertaking various hedge transactions. Furthermore, at the inception of the hedge and on an ongoing basis, the Group documents whether the hedging instrument is highly effective in offsetting changes in fair values or cash flows of the hedged item attributable to the hedged risk.

Fair Value Hedges –

Changes in the fair value of derivatives that are designated and qualify as fair value hedges are recognised in profit or loss immediately, together with any changes in the fair value of the hedged asset or liability that are attributable to the hedged risk. Hedge accounting is discontinued when the Group revokes the hedge relationship, the hedging instrument or hedged item expires or is sold, terminated, or exercised or no longer meets the criteria for hedge accounting.

Cash flow Hedges—

The effective portion of changes in the fair value of derivatives that are designated and qualify as cash flow hedges are recorded in the consolidated statements of comprehensive income. The gain or loss relating to the ineffective portion is recognized immediately in the consolidated statements of profit or loss. Amounts recognized as other comprehensive income are transferred to the statement of profit or loss when the hedged transaction affects profit or loss, such as when the hedged financial income or financial expense is recognized or when a forecast transaction occurs. When the hedged item is a non-financial asset, the amount recognized in the consolidated statements of comprehensive income is transferred to the carrying amount of the asset when it is recognized. Hedge accounting is discontinued when the hedging instrument expires or is sold, terminated or exercised, or no longer qualifies for hedge accounting. If a hedged transaction is no longer expected to occur, the net cumulative gain or loss recognized in the consolidated statements of comprehensive income is transferred to consolidated statements of profit or loss.

Hedge of net investment in foreign operation-

For derivative instruments that are designated and qualify as a hedge of a net investment in a foreign operation, the gain or loss is reported in the consolidated statements of comprehensive income as part of the exchange difference on translation of foreign operations to the extent it is effective. Any ineffective portions of net investment hedges are recognized in other income/expense in the consolidated statement of profit or loss immediately. Under a hedge of a net investment, the cumulative gain or loss remains in the consolidated statements of comprehensive income when the hedging instrument expires or is sold, terminated or exercised, or when the hedge no longer qualifies for hedge accounting or the Group revokes designation of the hedge relationship. The cumulative gain or loss is recognised in the consolidated statements of profit or loss as part of the gain / loss on disposal when the net investment in the foreign operation is disposed.

Derivative financial instruments that do not qualify for hedge accounting are marked to market at the financial position date and gains or losses are recognized in the consolidated statements of profit or loss immediately.

Derivatives embedded in other financial instruments or other host contracts are treated as separate derivatives when their risks and characteristics are not closely related to those of host contracts and the host contracts are not carried at fair value with unrealised gains or losses reported in the consolidated statements of profit or loss.

H. Equity instruments

An equity instrument is any contract that evidences a residual interest in the assets of an entity after deducting all of its liabilities. Equity instruments issued by the Group are recognised at the proceeds received, net of direct issue costs.

I. Borrowing costs

Borrowing cost includes interest expense as per effective interest rate (EIR) and exchange differences arising from foreign currency borrowings to the extent they are regarded as an adjustment to the interest cost.

Borrowing costs directly relating to the acquisition, construction or production of a qualifying capital project under construction are capitalised and added to the project cost during construction until such time that the assets are substantially ready for their intended use i.e. when they are capable of commercial production. Borrowing costs relating to the construction phase of a service concession arrangement is capitalised as part of the cost of the intangible asset. Where funds are borrowed specifically to finance a project, the amount capitalised represents the actual borrowing costs incurred. Where surplus funds are available out of money borrowed specifically to finance a project, the income generated from such short-term investments is deducted from the total capitalised borrowing cost. Where the funds used to finance a project form part of general borrowings, the amount capitalised is calculated using a weighted average of rates applicable to relevant general borrowings of the Group during the year. Capitalisation of borrowing costs is suspended and charged to the Statement of Profit and Loss during the extended periods when active development on the qualifying assets is interrupted.

All other borrowing costs are recognized in the consolidated statements of profit or loss in the year in which they are incurred.

J. Impairment

Financial assets

A financial asset is assessed at each reporting date to determine whether there is any objective evidence that it is impaired. A financial asset is considered to be impaired if objective evidence indicates that one or more events have had a negative effect on the estimated future cash flows of that asset.

An impairment loss in respect of a financial asset measured at amortised cost is calculated as the difference between its carrying amount, and the present value of the estimated future cash flows discounted at the original effective interest rate. An impairment loss in respect of an available-for-sale financial asset is calculated by reference to its fair value.

Significant financial assets are tested for impairment on an individual basis. The remaining financial assets are assessed collectively in groups that share similar credit risk characteristics. All impairment losses are recognized in the consolidated statements of profit or loss. Any cumulative loss in respect of an available-for-sale financial asset recognized previously in the consolidated statements of comprehensive income is transferred to the consolidated statements of profit or loss on recognition of impairment. An impairment loss is reversed if the reversal can be related objectively to an event occurring after the impairment loss was recognized. For financial assets measured at amortised cost and available-for-sale financial assets that are debt securities, the reversal is recognized in the consolidated statements of profit or loss. For available-for-sale financial assets that are equity securities, reversal is recognized directly in the consolidated statements of comprehensive income.

The allowance accounts in respect of trade and other receivables are used to record impairment losses unless the Group is satisfied that no recovery of the amount owing is possible; at that point the amounts are considered irrecoverable and are written off against the financial asset directly.

Non-financial assets

Impairment charges and reversals are assessed at an individual asset or at the level of cash-generating units. A cash-generating unit (CGU) is the smallest identifiable group of assets that generate cash inflows that are largely independent of the cash inflows from other assets or group of assets.

Impairment tests are carried out annually for all assets when there is an indication of impairment. The Group conducts an internal review of asset values annually, which is used as a source of information to assess for any indications of impairment or reversal of previously recognised impairment losses. External factors, such as changes in expected future prices, costs and other market factors are also monitored to assess for indications of impairment or reversal of previously recognised impairment losses.

If any such indication exists then an impairment review is undertaken, the recoverable amount is calculated, as the higher of fair value less costs of disposal and the asset's value in use.

Fair value less costs of disposal is the price that would be received to sell the asset in an orderly transaction between market participants and does not reflect the effects of factors that may be specific to the entity and not applicable to entities in general. Fair value for mineral and oil and gas assets is generally determined as the present value of the estimated future cash flows expected to

arise from the continued use of the asset, including any expansion prospects, and its eventual disposal, using assumptions that an independent market participant may take into account. These cash flows are discounted at an appropriate post tax discount rate to arrive at the net present value.

Value in use is determined as the present value of the estimated future cash flows expected to arise from the continued use of the asset in its present form and its eventual disposal. The cash flows are discounted using a pre-tax discount rate that reflects current market assessments of the time value of money and the risks specific to the asset for which estimates of future cash flows have not been adjusted. Value in use is determined by applying assumptions specific to the Group's continued use and cannot take into account future development. These assumptions are different to those used in calculating fair value and consequently the value in use calculation is likely to give a different result to a fair value calculation.

The carrying amount of the CGU is determined on a basis consistent with the way the recoverable amount of the CGU is determined.

If the recoverable amount of an asset or CGU is estimated to be less than its carrying amount, the carrying amount of the asset or CGU is reduced to its recoverable amount. An impairment loss is recognised in the income statement.

Any reversal of the previously recognised impairment loss is limited to the extent that the asset's carrying amount does not exceed the carrying amount that would have been determined if no impairment loss had previously been recognised.

Exploration and evaluation assets:

In assessing whether there is any indication that an exploration and evaluation asset may be impaired, the company considers, as a minimum, the following indications:

- the period for which the entity has the right to explore in the specific area has expired during the period or will expire in the near future, and is not expected to be renewed;
- substantive expenditure on further exploration for and evaluation of mineral resources in the specific area is neither budgeted nor planned;
- exploration for and evaluation of mineral resources in the specific area have not led to the discovery of commercially viable quantities of mineral resources and the entity has decided to discontinue such activities in the specific area;
- sufficient data exist to indicate that, although a development in the specific area is likely to proceed, the carrying amount of the exploration and evaluation asset is unlikely to be recovered in full from successful development or by sale; and
- reserve information prepared annually by external experts.

When a potential impairment is identified, an assessment is performed for each area of interest in conjunction with the group of operating assets (representing a cash-generating unit) to which the exploration and evaluation assets is attributed. Exploration areas in which reserves have been discovered but require major capital expenditure before production can begin, are continually evaluated to ensure that commercial quantities of reserves exist or to ensure that additional exploration work is under way or planned. To the extent that capitalised expenditure is no longer expected to be recovered, it is charged to the statement of profit or loss.

K. Leases

Determining whether an arrangement contains lease

At inception of an arrangement, the Group determines whether the arrangement is or contains a lease. The arrangement is, or contains, a lease if fulfillment of the arrangement is dependent on the use of a specific asset or assets and the arrangement conveys a right to use the asset or assets, even if that right is not explicitly specified in an arrangement.

At inception or on reassessment of an arrangement that contains lease, the Group separates payments and other consideration required by the arrangement into those for the lease and those for other elements on the basis of their relative fair values. If the Group concludes for a finance lease that it is impracticable to separate the payments reliably, then an asset and a liability are recognised at an amount equal to the fair value of the underlying asset; subsequently the liability is reduced as payments are made and an imputed finance cost on the liability is recognised using the Group's incremental borrowing rate.

Group as a lessee

A lease is classified at the inception date as a finance lease or an operating lease. A lease that transfers substantially all the risks and rewards incidental to ownership to the Group is classified as a finance lease.

Finance leases are capitalised at the commencement of the lease at the inception date fair value of the leased property or, if lower, at the present value of the minimum lease payments. Lease payments are apportioned between finance charges and reduction of the lease liability so as to achieve a constant rate of interest on the remaining balance of the liability. Finance charges are recognised in finance costs in the statement of profit and loss, unless they are directly attributable to qualifying assets, in which case they are capitalized in accordance with the Group's general policy on the borrowing costs. Contingent rentals are recognised as expenses in the periods in which they are incurred.

A leased asset is depreciated over the useful life of the asset. However, if there is no reasonable certainty that the Group will obtain ownership by the end of the lease term, the asset is depreciated over the shorter of the estimated useful life of the asset and the lease term.

Operating lease payments are recognised as an expense in the statement of profit and loss on a straight-line basis over the lease term.

Group as a lessor

Leases in which the Company does not transfer substantially all the risks and rewards of ownership of an asset are classified as operating leases. Rental income from operating lease is recognised on a straight-line basis over the term of the relevant lease. Initial direct costs incurred in negotiating and arranging an operating lease are added to the carrying amount of the leased asset and recognised over the lease term on the same basis as rental income. Contingent rents are recognised as revenue in the period in which they are earned.

Leases are classified as finance leases when substantially all of the risks and rewards of ownership transfer from the Company to the lessee. Amounts due from lessees under finance leases are recorded as receivables at the Company's net investment in the leases. Finance lease income is allocated to accounting periods so as to reflect a constant periodic rate of return on the net investment outstanding in respect of the lease.

L. Government grants

Government grants are not recognised until there is a reasonable assurance that the Group will comply with the conditions attaching to them and that the grants will be received. Government grants relating to tangible fixed assets are deducted in calculating the carrying amount of the assets and recognised in the consolidated statements of profit or loss over the expected useful lives of the assets concerned as a reduced depreciation expense. Other grants (including grants related to revenue) are credited to the consolidated statements of profit or loss on a systematic basis as and when the related expenditure is incurred.

M. Inventories

Inventories (other than immaterial by-products and scrap) including work-in-progress are stated at the lower of cost and net realisable value, less any provision for obsolescence. Cost is determined on the following bases:

- purchased copper concentrate is recorded at cost on a first-in, first-out ("FIFO") basis; all other materials including stores and spares are valued on a weighted average basis;
- finished products are valued at raw material cost plus costs of conversion, comprising labor costs and an attributable proportion of manufacturing overheads based on normal levels of activity and are moved out of inventory on a FIFO basis, however, cost of finished goods of oil and condensate is determined on a quarterly weighted average basis; and

Immaterial by-products and scrap are valued at net realisable value.

Net realisable value is determined based on estimated selling price, less further costs expected to be incurred to completion and disposal.

N. Taxation

Tax expense represents the sum of current tax and deferred tax.

Current tax is provided at amounts expected to be paid (or recovered) using the tax rates and laws that have been enacted or substantively enacted by the reporting date and includes any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Subject to exceptions below, deferred tax is provided, using the balance sheet method, on all temporary differences at the reporting date between the tax bases of assets and liabilities and their carrying amounts for financial reporting purposes:

- tax payable on the future remittance of the past earnings of subsidiaries where the timing of the reversal of the temporary differences can be controlled and it is probable that the temporary differences will not reverse in the foreseeable future;
- deferred income tax is not recognised on goodwill which is not deductible for tax purposes or on the initial recognition of an asset or liability in a transaction that is not a business combination and, at the time of the transaction, affects neither the accounting profit nor taxable profit or loss; and
- deferred tax assets are recognised only to the extent that it is more likely than not that they will be recovered.

Deferred tax assets and liabilities are measured at the tax rates that are expected to apply to the year when the asset is realized or the liability is settled, based on tax rates (and tax laws) that have been enacted or substantively enacted at the reporting date. Tax relating to items recognized directly in other comprehensive income is recognised in the consolidated statements of comprehensive income and not in the consolidated statements of profit or loss.

The carrying amount of deferred tax assets is reviewed at each reporting date and is adjusted to the extent that it is no longer probable that sufficient taxable profit will be available to allow all or part of the asset to be recovered.

Deferred tax assets and liabilities are offset when they relate to income taxes levied by the same taxation authority and the relevant entity intends to settle its current tax assets and liabilities on a net basis.

O. Retirement benefit schemes

The Group operates or participates in a number of defined benefits and defined contribution schemes, the assets of which (where funded) are held in separately administered funds. For defined benefit schemes, the cost of providing benefits under the plans is determined by actuarial valuation separately each year for each plan using the projected unit credit method by independent qualified actuaries as at the year end.

Remeasurement gains and losses arising in the year are recognised in full in other comprehensive income and are not recycled to the profit or loss. For defined contribution schemes, the amount charged to the consolidated statements of profit or loss in respect of pension costs and other post-retirement benefits is the contributions payable in the year.

Net interest is calculated by applying a discount rate to the net defined benefit liability or asset at the beginning of the period. Defined benefit costs are split into current service cost, past service cost, net interest cost or income and remeasurement and gains and losses on curtailments and settlements. Current service cost and past service cost is recognised within cost of sales, administrative expenses and distribution expenses. Net interest expense or income is recognized with finance costs.

P. Share based payments

Certain employees (including executive directors) of the Company receive part of their remuneration in the form of share-based payment transactions, whereby employees render services in exchange for shares or rights over shares ("equity-settled transactions").

The cost of equity-settled transactions with employees is measured at fair value at the date at which they are granted. The fair value of share awards with market-related vesting conditions are determined with the assistance of an external valuer and the fair value at the grant date is expensed on a proportionate basis over the vesting period based on the Group's estimate of shares that will eventually vest. The estimate of the number of awards likely to vest is reviewed at each balance sheet date up to the vesting date at which point the estimate is adjusted to reflect the current expectations.

The resultant increase in equity is recorded in share based payment reserve.

In case of cash-settled transactions, a liability is recognised for the fair value of cash-settled transactions. The fair value is measured initially and at each reporting date up to and including the settlement date, with changes in fair value recognised in employee benefits expense. The fair value is expensed over the period until the vesting date with recognition of a corresponding liability. The fair value is determined with the assistance of an external valuer.

Additionally, VRPLC offers certain share based incentives under the Long-Term Incentive Plan ("LTIP") to employees and directors of the Company and its subsidiaries. VRPLC recovers the proportionate cost (calculated based on the grant date fair value of the options granted) from the respective group companies, which is charged to the consolidated statements of profit or loss.

Q. Provisions, contingent liabilities and contingent assets

Provisions represent liabilities to the Group for which the amount or timing is uncertain. Provisions are recognized when the Group has a present obligation (legal or constructive), as a result of past events, and it is probable that an outflow of resources, that can be reliably estimated, will be required to settle such an obligation. If the effect of the time value of money is material, provisions are determined by discounting the expected future cash flows to net present value using an appropriate pre-tax discount rate that reflects current market assessments of the time value of money and, where appropriate, the risks specific to the liability. Unwinding of the discount is recognized in the consolidated statements of profit or loss as a finance cost. Provisions are reviewed at each reporting date and are adjusted to reflect the current best estimate.

A contingent liability is a possible obligation that arises from past events whose existence will be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more uncertain future events beyond the control of Group or a present obligation that is not recognized because it is not probable that an outflow of resources will be required to settle the obligation. A contingent liability also arises in extremely rare cases where there is a liability that cannot be recognized because it cannot be measured reliably. The Group does not recognize a contingent liability but discloses its existence in the consolidated financial statements.

Contingent assets are not recognized but disclosed in the financial statements when an inflow of economic benefit is probable.

R. Restoration, rehabilitation and environmental costs

An obligation to incur restoration, rehabilitation and environmental costs arises when environmental disturbance is caused by the development or ongoing production of a mine or oil fields. Such costs, discounted to net present value, are provided for and a corresponding amount is capitalised at the start of each project, as soon as the obligation to incur such costs arises. These costs are charged to the statement of profit or loss over the life of the operation through the depreciation of the asset and the unwinding of the discount on the provision. The cost estimates are reviewed periodically and are adjusted to reflect known developments which may have an impact on the cost estimates or life of operations. The cost of the related asset is adjusted for changes in the provision due to factors such as updated cost estimates, changes to lives of operations, new disturbance and revisions to discount rates. The adjusted cost of the asset is depreciated prospectively over the lives of the assets to which they relate. The unwinding of the discount is shown as finance and other cost in the consolidated statements of profit or loss.

Costs for the restoration of subsequent site damage, which is caused on an ongoing basis during production, are charged to the consolidated statements of profit or loss as extraction progresses. Where the costs of site restoration are not anticipated to be material, they are expensed as incurred.

S. Foreign currency translation

The functional currency for each entity in the Group is determined as the currency of the primary economic environment in which it operates. For all principal operating subsidiaries, the functional currency is normally the local currency of the country in which it operates with the exception of oil and gas business which has a US dollar functional currency as that is the currency of the primary economic environment in which it operates.

In the financial statements of individual group companies, transactions in currencies other than the functional currency are translated into the functional currency at the exchange rates ruling at the date of the transaction. Monetary assets and liabilities denominated in other currencies are translated into the functional currency at exchange rates prevailing on the reporting date. Non-monetary assets and liabilities denominated in other currencies and measured at historical cost or fair value are translated at the exchange rates prevailing on the dates on which such values were determined. All exchange differences on monetary items are included in the consolidated statements of profit or loss except any exchange differences on monetary items designated as an effective hedging instrument of the currency risk of designated forecasted sales, which are recognized in the consolidated statements of comprehensive income.

For the purposes of the consolidated financial statements, items in the consolidated statements of profit or loss of those businesses for which Indian Rupee is not the functional currency are translated into Indian Rupees at the average rates of exchange during the year/ exchange rates as on the date of transaction. The related consolidated statements of financial position are translated at the rates as at the reporting date. Exchange differences arising on translation are recognised in the consolidated statements of comprehensive income. On disposal of such entities the deferred cumulative exchange differences recognised in equity relating to that particular foreign operation are recognised in the consolidated statements of profit or loss.

T. Earnings per share

The Group presents basic and diluted earnings per share ("EPS") data for its equity shares. Basic EPS is calculated by dividing the profit or loss attributable to equity shareholders of the Company by the weighted average number of equity shares outstanding during the period. Diluted EPS is determined by adjusting the profit or loss attributable to equity shareholders and the weighted average number of equity shares outstanding for the effects of all dilutive potential equity shares.

U. Treasury Shares

The Group has created an Employee Benefit Trust (EBT) for providing share-based payment to its employees. The Group uses EBT as a vehicle for distributing shares to employees under the employee remuneration schemes. The EBT buys shares of the company from the market, for giving shares to employees. The shares held by EBT are treated as treasury shares.

Own equity instruments that are reacquired (treasury shares) are recognised at cost and deducted from equity. No gain or loss is recognised in profit or loss on the purchase, sale, issue or cancellation of the Group's own equity instruments. Any difference between the carrying amount and the consideration, if reissued, is recognised in capital reserve. Share options whenever exercised, would be satisfied with treasury shares.

V. Critical accounting judgments and estimation uncertainty

The preparation of financial statements in conformity with IFRS requires management to make judgments, estimates and assumptions, that affect the application of accounting policies and the reported amounts of assets, liabilities, income, expenses and disclosures of contingent assets and liabilities at the date of these consolidated financial statements and the reported amounts of revenues and expenses for the years presented. Actual results may differ from these estimates under different assumptions and conditions.

Estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised and future periods affected.

In particular, information about significant areas of estimation uncertainty and critical judgments in applying accounting policies that have the most significant effect on the amounts recognized in the financial statements are included in the following accounting policies and/or notes:

Significant estimates

i. Oil and gas reserve estimates

Oil and gas reserves are estimated on a proved and probable entitlement interest basis. Proven and probable reserves are estimated using standard recognised evaluation techniques. The estimate is reviewed at each financial year end. Future development costs are estimated taking into account the level of development required to produce the reserves by reference to operators, where applicable, and internal engineers. Net entitlement reserves estimates are subsequently calculated using the Group's current oil price and cost recovery assumptions, in line with the relevant agreements. Changes in reserves as a result of factors such as production cost, recovery rates, grade of reserves or commodity prices could impact the depreciation rates, carrying value of assets and environmental and restoration provisions.

Details of impairment and depreciation are disclosed in note 8.

ii. Useful economic lives and impairment of assets

Property, plant and equipment other than mining properties, oil and gas properties, and leases are depreciated over their useful economic lives. Management reviews the useful economic lives at least once a year and any changes could affect the depreciation rates prospectively and hence the asset carrying values. The Group also reviews its property, plant and equipment, including mining properties and leases, for possible impairment if there are events or changes in circumstances that indicate that carrying values of the assets may not be recoverable.

In assessing the property, plant and equipment for impairment, factors leading to significant reduction in profits such as changes in commodity prices, the Group's business plans and changes in regulatory environment are taken into consideration. The carrying value of the assets of a cash generating unit (CGU) is compared with the recoverable amount of those assets, that is, the higher of fair value less costs of disposal and value in use. Recoverable value is based on the management estimates of commodity prices, market demand and supply, economic and regulatory climates, long-term plan, discount rates and other factors. Any subsequent changes to cash flow due to changes in the abovementioned factors could impact the carrying value of the assets.

iii. **Carrying value of exploration and evaluation fixed assets:**

Where a project is sufficiently advanced the recoverability of IFRS 6 Exploration assets are assessed by comparing the carrying value to higher of fair value less cost of disposal or value in use. Exploration assets are inherently judgemental to value and further details on the accounting policy are included in accounting policy above. The amounts for exploration and evaluation assets represent active exploration projects. These amounts are written off to the consolidated statement of profit or loss as exploration costs unless commercial reserves are established or the determination process is not completed and there are no indicators of impairment. The outcome of ongoing exploration, and therefore whether the carrying value of exploration and evaluation assets will ultimately be recovered, is inherently uncertain.

Details of impairment charge and the assumptions used are disclosed in note 8.

iv. **Carrying value of developing / producing oil and gas assets:**

Management perform impairment tests on the Group's developing / producing oil and gas assets where indicators of impairment are identified in accordance with IAS 36.

The impairment assessments are based on a range of estimates and assumptions, including:

Estimates/assumptions	Basis
Future production	proved and probable reserves, resource estimates and, in certain cases, expansion projects
Commodity prices	management's best estimate benchmarked with external sources of information, to ensure they are within the range of available analyst forecast
Discount to price	management's best estimate based on historic prevailing discount
Discount rates	cost of capital risk-adjusted for the risk specific to the asset/ CGU
Extension of PSC	assumed that PSC ("Production Sharing Contract") for Rajasthan block would be extended until 2030 on the expected commercial terms

Any subsequent changes to cash flows due to changes in the above mentioned factors could impact the carrying value of the assets.

Details of impairment and the assumptions used are disclosed in note 8.

v. **Mining properties and leases**

The carrying value of mining property and leases is arrived at by depreciating the assets over the life of the mine using the unit of production method based on proved and probable reserves. The estimate of reserves is subject to assumptions relating to life of the mine and may change when new information becomes available. Changes in reserves as a result of factors such as production cost, recovery rates, grade of reserves or commodity prices could thus impact the carrying values of mining properties and leases and environmental and restoration provisions.

Management performs impairment tests when there is an indication of impairment. The impairment assessments are based on a range of estimates and assumptions, including:

Estimates/assumptions	Basis
Future production	proved and probable reserves, resource estimates (with an appropriate conversion factor) considering the expected permitted mining volumes and, in certain cases, expansion projects
Commodity prices	management's best estimate benchmarked with external sources of information, to ensure they are within the range of available analyst forecast
Exchange rates	management best estimate benchmarked with external sources of information
Discount rates	cost of capital risk-adjusted for the risk specific to the asset/ CGU

Details of impairment charge are disclosed in note 8.

vi. **Assessment of impairment at Lanjigarh refinery:**

The Group has received the necessary approvals for expansion of the Lanjigarh refinery to 4 million tonnes per annum (MTPA) in FY 2016. Approval for expansion from 4 MTPA to 6 MTPA is dependent upon certain conditions.

Accordingly, second stream operation has commenced in Alumina refinery from April 2016, thus taking it to the debottlenecked capacity of 1.7 - 2.0 MTPA (contingent on bauxite quality). Further ramp up to 4 MTPA will be considered after tying up the local bauxite sources. The Group has considered the delay in tying up local bauxite sources as an indication of impairment. Hence, the Group has reviewed the carrying value of its property, plant and equipments at Lanjigarh as at balance sheet date, estimated the recoverable amounts of these assets and concluded that there was no impairment because the recoverable amount (estimated based on fair value less cost of disposal) exceeded the carrying amounts.

The key assumptions and estimates used in determining the fair value less cost of disposal of these assets were:

- The State of Odisha has abundant bauxite resources and given the initiatives by the Government of Odisha, management is confident that bauxite will be made available in the short to medium term. The Company has entered into agreements with various suppliers internationally and domestically to ensure the availability of bauxite to run its refinery. In the initial years, the Company has assumed that bauxite will be purchased from third party suppliers in India and other countries, till the bauxite is sourced from own mines.
- The State of Odisha has taken certain measures including reservation of areas for mining operations or undertaking prospecting and constitution of Ministerial Committee for formulation of policy for supply of ores to Odisha based industries on long-term basis. GOI has amended the existing MMDR Act. The major change is in the process followed for grant of concessions i.e. from First come First serve basis to more transparent process of auction and to expedite the grant process.
- The management expects that the conditions for construction of the alumina refinery beyond 4 MTPA will be fulfilled and it is assumed that the final unconditional approval for the expansion of the refinery would be received for commencement of production by fiscal 2020.
- The government of Odisha has cancelled all the old reservations for mine allotment and has formed a more transparent process of auction of mines under the MMDR Act, which will improve the chances of local bauxite availability.

Management expects that the mining approvals for various local bauxite mines will be received.

The Group has carried out a sensitivity analysis on the key variables including delay in obtaining bauxite mining approval, depreciation of rupee against US dollar, discount rate and London Metal Exchange aluminium prices. The most significant variable is the estimated timeframe for obtaining regulatory approval for the mining and/or gaining access to local bauxite. The sensitivity analysis indicates that even if regulatory approvals for mines /access to local bauxite are delayed by a year, the recoverable amount is still expected to exceed the carrying value and costs.

The carrying amounts of property plant and equipment related to alumina refinery operations at Lanjigarh and related mining assets as at March 31, 2016 is Rs. 69,150 million and March 31, 2017 is Rs. 69,277 million (\$ 1,068.3 million).

vii. **Assessment of impairment of Karnataka and Goa Iron ore mines:**

Karnataka mining

The mining ban in Karnataka was lifted on April 17, 2013 and the mining operations resumed with effect from December 28, 2013 but had to again suspend operations from July 31, 2014 due to the expiry of temporary working permission. Subsequent thereto, on execution of Mining Lease Deed and Mining Lease Renewal Agreement, the Company resumed mining operations in Karnataka on February 28, 2015. Currently the permissible extraction capacity is fixed at 2.29 MTPA which is based on lowest of Reserves and Resources (R & R) capacity, Dumping capacity and Road capacity as assessed by Indian Council of Forestry Research and Education. Subsequently, based on reassessment of R & R and other factors, the modified mining plan has been submitted to Indian Bureau of Mines in March 2016 for enhancement of production to 6 MTPA. Management has estimated the recoverable amounts of these assets considering the increase in the extraction capacity in FY 2018.

A delay of one year in increase in the allocated capacity would result in reduction in the recoverable amount by approximately 1%, however the recoverable amount would continue to be sufficiently in excess of the carrying value.

The carrying value of assets as at March 31, 2016 is Rs. 9,656 million and March 31, 2017 is Rs. 9,090 million (\$ 140.2 million).

Goa mining

In the year 2014-15, the Ministry of Environment and Forest had withdrawn its earlier order which had kept the environment clearances for iron ore mines in Goa in abeyance. Also the State Government of Goa issued a mining leases policy and had revoked the order of temporary suspension on Iron ore mining in Goa. The Group had been allocated an interim annual mining capacity of 6.9 million tonnes per annum (MTPA) (out of the total interim mining cap of 20 MTPA for FY 2017) of saleable ore.

The Expert Committee, constituted by the Supreme Court of India for conducting the Macro-Environmental Impact Assessment study on the ceiling of annual extraction of iron ore mining in Goa has recommended an enhancement of mining cap to 30 MTPA. Further, the Expert Committee has also recommended that after reviewing the macro Environment Impact Assessment of the enhanced extraction rate by the State and augmenting the carrying capacity, the same may be further enhanced to 37 MTPA. The report of the Expert Committee is pending for consideration of Supreme Court. Post the Supreme Court clearance, the State Government will allocate the limits. It has been assumed that the allocation will be made based on the proportionate share of the current EC limits.

The mining operations resumed in October, 2015. Management has estimated the recoverable amounts of these assets considering the mining cap in FY 2018 of 30 MTPA and 37 MTPA from FY 2019 and onwards.

A delay of one year in increase in the mining cap to 30 MTPA and 37 MTPA would result in a reduction in the recoverable amount by approximately 4%, however the recoverable amount would continue to be sufficiently in excess of the carrying value. The carrying value of assets as at March 31, 2016 is Rs. 41,968 million and March 31, 2017 is Rs. 41,185 million (\$ 635.1 million).

Management has reviewed the carrying value of Karnataka and Goa mining assets as at the balance sheet date, estimated the recoverable amounts of these assets and concluded that there was no impairment as the recoverable amount (estimated based on higher of value in use and fair value less costs of disposal) exceeded the carrying amounts.

The Group has carried out a sensitivity analysis on key variables including delay in increase in the mining cap, movement in iron ore prices, discount rate and appreciation of rupee against US dollar. Based on the sensitivity analysis, the recoverable amount is still expected to exceed the carrying value.

viii. Site restoration, rehabilitation and environmental costs:

Provision is made for costs associated with restoration and rehabilitation of mining sites as soon as the obligation to incur such costs arises. Such restoration and closure costs are typical of extractive industries and they are normally incurred at the end of the life of the mine or oil fields. The costs are estimated on the basis of mine closure plans and the estimated discounted costs of dismantling and removing these facilities and the costs of restoration are capitalised when incurred reflecting the Group's obligations at that time.

The provision for decommissioning oil and gas assets is based on the current estimate of the costs for removing and decommissioning producing facilities, the forecast timing of settlement of decommissioning liabilities and the appropriate discount rate.

A corresponding provision is created on the liability side. The capitalized asset is charged to the consolidated statements of profit or loss over the life of the operation through the depreciation of the asset and the provision is increased each period via unwinding the discount on the provision. Management estimates are based on local legislation and/or other agreements. The actual costs and cash outflows may differ from estimates because of changes in laws and regulations, changes in prices, analysis of site conditions and changes in restoration technology. Details of such provisions are set out in Note 20.

ix. The HZL and BALCO call options

The Group had exercised its call option to acquire the remaining 49% interest in BALCO and 29.5% interest in HZL. The Government of India has however, contested the validity of the options and disputed their valuation performed in terms of the relevant agreements the details of which are set out in note 28. In view of the lack of resolution on the options, the non-response to the exercise and valuation request from the Government of India, the resultant uncertainty surrounding the potential transaction and the valuation of the consideration payable, the Group considers the strike price of the options to be at fair value, accordingly, the value of the option would be nil, and hence, the call options have not been recognized in the financial statements.

Significant judgments

a Revenue recognition and receivable recovery in relation to the power division

In certain cases, the Group's power customers are disputing various contractual provisions of Power Purchase Agreements (PPA). Significant judgment is required in both assessing the tariff to be charged under the PPA in accordance with IAS 18 and to assess the recoverability of revenues is probable.

In assessing this critical judgment management considered favorable external legal opinions and the strengths of its arguments in each of the matters. In addition the fact that the contracts are with government owned companies implies the credit risk is low. (Refer note 11 for details).

b Contingencies:

In the normal course of business, contingent liabilities may arise from litigation, taxation and other claims against the Group. A tax provision is recognised when the group has a present obligation as a result of a past event, it is probable that the group will be required to settle that obligation. Where it is management's assessment that the outcome is uncertain, the claims are disclosed as contingent liabilities unless the likelihood of an adverse outcome is remote. Such liabilities are disclosed in the notes but are not provided for in the financial statements. A contingent liability also arises in extremely rare cases where there is liability that cannot be recognized because it cannot be measured reliably the Group does not recognize the contingent liability but discloses its existence in the consolidated financial statements.

When considering the classification of a legal or tax cases are probable, possible or remote there is judgement involved. This pertains to the application of the legislation, which in certain cases is based upon management's interpretation of country specific tax law, in particular India, and the likelihood of settlement. Management uses in-house and external legal professionals to make informed decision.

Although there can be no assurance regarding the final outcome of the legal proceedings, the Group does not expect them to have a materiality adverse impact on the Group's financial position or profitability. The liabilities which are assessed as possible and hence are not recognised in these financial statements as disclosed in note 29.

c Assessment of IFRIC 4- Determining whether an arrangement contains a lease

The Group has ascertained that the Power Purchase Agreement (PPA) entered into between one of the Subsidiaries and a State Grid qualifies to be an operating lease under IAS 17 "Leases". Accordingly, the consideration receivable under the PPA relating to recovery of capacity charges towards capital cost have been recognised as operating lease rentals and in respect of variable cost that includes fuel costs, operations and maintenance etc. is considered as revenue from sale of products/services.

Significant judgement is required in segregating the capacity charges due from State Grid, between fixed and contingent payments. The Group has determined that since the capacity charges under the PPA are based on the number of units of electricity made available by its Subsidiary which would be subject to variation on account of various factors like availability of coal and water for the plant, there are no fixed minimum payments under the PPA, which requires it to be accounted for on a straight line basis. The contingent rents recognized are disclosed in note 29 C (ii).

X. Recently issued accounting pronouncements: The following Standards have been issued but are not yet effective up to the date of authorisation of these financial statements:

Amendments resulting from Annual Improvements 2014-2016 Cycle: The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2018, although entities are permitted to apply them earlier.

IAS 7 Statement of Cash Flows: Narrow-scope amendments: The amendments introduce an additional disclosure that will enable users of financial statements to evaluate changes in liabilities arising from financing activities. The Group will be required to provide information on movements in gross liabilities arising from financing activities in addition to the net debt reconciliation currently provided. The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2017, although entities are permitted to apply them earlier.

Amendments to IAS 12: Recognition of Deferred Tax Assets for Unrealised Losses. These amendments on the recognition of deferred tax assets for unrealised losses clarify how to account for deferred tax assets related to debt instruments measured at fair value. The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2017, although entities are permitted to apply them earlier.

IFRIC 22: Foreign Currency Transactions and Advance Consideration: The Interpretation, which was issued on 8 December 2016, addresses how to determine the date of a transaction for the purpose of determining the exchange rate to use on initial recognition of an asset, expense or income (or part of it) when a related non-monetary asset or non-monetary liability arising from the payment or receipt of advance consideration in a foreign currency is derecognised. The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2018, although entities are permitted to apply them earlier.

IAS 40 Investment Property: Paragraph 57 has been amended to state that an entity shall transfer a property to, or from, investment property when, and only when, there is evidence of a change in use. A change of use occurs if property meets, or ceases to meet, the definition of investment property. A change in management's intentions for the use of a property by itself does not constitute evidence of a change in use. The list of evidence in paragraph 57(a) – (d) was designated as non-exhaustive list of examples instead of the previous exhaustive list. The amendments are effective for periods beginning on or after 1 January 2018. Earlier application is permitted.

IFRS 2 Share-based Payment: Few amendments to clarify the classification and measurement of share-based payment transactions have been issued. The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2018. Earlier application is permitted. The amendments are to be applied prospectively. However, retrospective application is allowed if this is possible without the use of hindsight.

IFRS 4 Insurance Contracts: Amendments regarding the interaction of IFRS 4 and IFRS 9 has been issued. An entity choosing to apply the overlay approach retrospectively to qualifying financial assets does so when it first applies IFRS 9. An entity choosing to apply the deferral approach does so for annual periods beginning on or after 1 January 2018.

IFRS 9 – Financial Instruments

In July 2014, the International Accounting Standards Board issued the final version of IFRS 9, Financial Instruments. The standard reduces the complexity of the current rules on financial instruments as mandated in IAS 39. IFRS 9 has fewer classification and measurement categories as compared to IAS 39. It eliminates the rule based requirement of segregating embedded derivatives from financial assets and tainting rules pertaining to held to maturity investments. For financial assets which are debt instruments, IFRS 9 establishes a principle based approach for classification based on cash flow characteristics of the asset and the business model in which an asset is held. For an investment in an equity instrument which is not held for trading, IFRS 9 permits an irrevocable election, on initial recognition, on an individual share-by- share basis, to present all fair value changes from the investment in other comprehensive income. No amount recognized in other comprehensive income on such equity investment would ever be reclassified to profit or loss. It requires the entity, which chooses to designate a liability as at fair value through profit or loss, to present the portion of the fair value change attributable to the entity's own credit risk in the other comprehensive income. IFRS 9 replaces the 'incurred loss model' in IAS 39 with an 'expected credit loss' model. The measurement uses a dual measurement approach, under which the loss allowance is measured as either 12 month expected credit losses or lifetime expected credit losses. The standard also introduces new presentation and disclosure requirements. The effective date for the adoption of IFRS 9 is annual periods beginning on or after 1 January 2018, though early adoption is permitted. Except for hedge accounting, retrospective application is required but providing comparative information is not compulsory. For hedge accounting, the requirements are generally applied prospectively, with some limited exceptions.

The Group has substantially completed its assessment of the effects of transition to IFRS 9. The impacts that have been identified on adopting IFRS 9 on the Group are detailed below. The Group does not expect any additional material effects being identified later in the implementation process.

- **Classification and measurement:** IFRS 9 establishes a principle based approach for classification of financial assets based on cash flow characteristics of the asset and the business model in which an asset is held. The fair value changes of some of the Group's financial assets may get recorded in the statement of other comprehensive income leading to changes in the profit after tax with consequent change to the other comprehensive income.
- **Impairment:** Based on Group's assessment, the impairment of financial assets held at amortised cost is not expected to have material impact on the Group's results, given the low exposure to counterparty default risk as a result of the credit risk management processes that are in place.
- **Hedge accounting:** The adoption of the new standard would not materially change the amounts recognised in relation to existing hedging arrangements.

IFRS 15 – Revenue from Contracts with Customers

IFRS 15 – Revenue from contracts with Customers outlines a single comprehensive model for entities to use in accounting for revenue arising from contracts with customers. The standard replaces most current revenue recognition guidance. The core principle of the new standard is for companies to recognize revenue to depict the transfer of goods or services to customers in amounts that reflect the consideration to which the company expects to be entitled in exchange for those goods or services. The new standard also will result in enhanced disclosures about revenue, provide guidance for transactions that were not previously addressed comprehensively including service revenues and contract modifications and improve guidance for multiple-element arrangements. The new Standard will come into effect for the annual reporting periods beginning on or after 1 January 2018 with early application permitted. The Group plans to adopt the new standard on the required effective date.

The Group has done a preliminary assessment of IFRS 15, and a more detailed analysis is required before the effects of the same on the Group's financial statements can be assessed. The Group is in the process of laying out a detailed assessment and implementation plan for the roll out of IFRS 15. Basis our preliminary assessments the following has been noted:

- The timing of the recognition of revenue- The new standard introduces the concept of 'control' for revenue recognition, in contrast to the "risk and rewards" approach in IAS 18. Accordingly, the revenue recognition model will change from one based on the transfer of risk and reward of ownership to the transfer of control of ownership. The Group's revenue is predominantly derived from commodity sales, where the point of recognition is dependent on the contract sales terms, known as the International Commercial terms (Incoterms). As the transfer of risks and rewards generally coincides with the transfer of control at a point in time for the Incoterms as part of the Group's commodity sales arrangements, the timing and amount of revenue recognised for the sale of commodities is unlikely to be materially affected for the majority of sales.
- IFRS 15 provides presentation and disclosure requirements, which are more detailed than under current IFRS. The presentation requirements represent a significant change from current practice and significantly increases the volume of disclosures required in Group's financial statements.

IFRS 16 – Leases

IFRS 16- Leases, specifies recognition, measurement and disclosure criteria for leases. The standard provides a single lessee accounting model, requiring lessees to recognise assets and liabilities for all leases unless the lease term is 12 months or less or the underlying asset has a low value. Lessors continue to classify leases as operating or finance, with IFRS 16's approach to lessor accounting substantially unchanged from its predecessor, IAS 17. The new Standard will come into effect for annual reporting periods beginning on or after 1 January 2019. Earlier application is permitted if IFRS 15 Revenue from Contracts with Customers has also been applied.

The Group is currently in the process of determining the potential impact of adopting the above standard.

4. Revenue

For the year ended March 31,	2015	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Sale of products, gross of excise duty	760,995	666,567	749,314	11,554.6
Less: excise duty	(35,904)	(37,308)	(39,462)	(608.5)
Sale of products, net of excise duty	725,091	629,259	709,852	10,946.1
Sale of services	5,012	6,731	4,792	73.9
Export incentives	3,476	3,503	2,563	39.5
Total revenue	733,579	639,493	717,207	11,059.5

5. Investment and other income

For the year ended March 31,	2015	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Fair value gain on financial assets held for trading	37,406	31,244	32,630	503.2
Interest income:				
Interest income on financial assets held for trading	5,091	4,648	8,070	124.4
Interest income on bank deposits at amortized cost	3,163	3,199	1,712	26.4
Interest income on loans and receivables at amortized cost	4,760	4,465	3,193	49.2
Dividend income:				
Dividend income on available for sale investments	1	4	7	0.1
Foreign exchange gain/ (loss) net	750	461	(184)	(2.8)
Capitalisation of interest income ⁽¹⁾	(17)	(23)	—	—
	51,154	43,998	45,428	700.5

Notes:

- (1) Capitalisation of interest income relates to the income from temporary surplus funds, specifically borrowed to acquire/ construct qualifying assets.

6. Finance and other costs

For the year ended March 31,	2015	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Interest cost:				
Interest on borrowings other than convertible notes ⁽¹⁾	56,990	53,848	55,100	849.7
Interest on convertible notes ⁽¹⁾	3,605	—	—	—
Unwinding of discount on provisions	1,062	779	844	13.0
Net foreign exchange loss on foreign currency borrowings	8,404	4,708	2,321	35.8
Bank charges	1,746	1,126	700	10.8
Others	1,496	5,051	9,325	143.7
Capitalisation of finance costs ⁽²⁾	(9,905)	(5,928)	(6,690)	(103.2)
	63,398	59,584	61,600	949.8

Notes:

- (1) Represent cost in respect of financial liabilities which are carried at amortised cost using the effective interest rate method.
(2) Capitalisation of borrowing costs relates to funds borrowed both specifically and generally to acquire/ construct qualifying assets. The capitalisation rate relating to general borrowings was approximately 8.97%, 8.91% and 9.00% for the year ended March 31, 2015, 2016 and 2017 respectively.

7. Income tax expense

Overview of the Indian direct tax regime

Indian companies are subject to Indian income tax on a standalone basis. Each entity is assessed for tax on taxable profits determined for each fiscal year beginning on April 1 and ending on March 31. For each fiscal year, the respective entities' profit or loss is subject to the higher of the regular income tax payable or the minimum alternative tax ("MAT").

Statutory income taxes are assessed based on book profits prepared under generally accepted accounting principles in India ("Indian GAAP") adjusted in accordance with the provisions of the (Indian) Income tax Act, 1961. Such adjustments generally relate to depreciation of fixed assets, disallowances of certain provisions and accruals, deduction for tax holidays and similar exemptions, the use of tax losses carried forward and retirement benefit costs. Statutory income tax is charged at 30% plus a surcharge and education cess. The combined Indian statutory tax rate for the fiscal year 2014-15 was 33.99%, for the fiscal year 2015-16 was 34.61%, for the fiscal year 2016-17 was 34.61% and for the fiscal year 2017-18 will be 34.61%.

MAT is assessed on book profits adjusted for certain limited items as compared to the adjustments allowed for assessing regular income tax under normal provisions. MAT for the fiscal year 2015-16 and 2016-17 was chargeable at 18.50% plus a surcharge and education cess. The combined Indian statutory tax rate of MAT for the fiscal year 2015-16 and 2016-17 was 21.34% and for the fiscal year 2017-18 will be 21.34%. MAT paid in excess of regular income tax during a year can be set off against regular income taxes within a period of fifteen years succeeding the assessment year in which MAT credit arises subject to the limits prescribed.

Business losses in India can be carried forward for a maximum period of eight assessment years immediately succeeding the assessment year to which the loss pertains. Unabsorbed depreciation can be carried forward for an indefinite period.

Losses arising out of transfer of capital assets in India can be carried forward for a maximum period of eight assessment years immediately succeeding the assessment year to which the loss pertains. The carried forward long term capital losses can be set-off only against long term capital gains. Short term capital losses can be set off only against capital gains (which can be either long term or short term capital gain).

Income tax returns submitted by companies are regularly subjected to a comprehensive review and challenge by the tax authorities. There are appellate procedures available to both the tax authorities and taxpayers and it is not uncommon for significant or complex matters in dispute to remain outstanding for several years before they are finally resolved by the High Court or the Supreme Court.

There are various tax exemptions or tax holidays available to companies in India. The most important to the Companies in the Group are:

The location based exemption

Profits of newly constructed industrial entities located in designated areas at India can benefit from a tax holiday. Such a tax holiday works to exempt 100% of the profits for the first five years from the commencement of the tax holiday, and 30% of profits for the subsequent five years. This deduction is available only for units established up to 31 March 2012. However, such entity would continue to be subject to the Minimum Alternative tax ('MAT').

The Group has such types of undertakings at Haridwar and Pantnagar, which are part of Hindustan Zinc Limited (Zinc India). In the current year, Haridwar and Pantnagar units are eligible for deduction at 30% of taxable profits

Sectoral Benefit - Power Plants and Port Operations

Profits on newly constructed power plants and port operations are eligible for a tax holiday, provided certain conditions are met, tax incentives exist to exempt 100% of profits and gains for any ten consecutive years within the 15 year period following commencement of the power plant's operation.

The Group currently has total operational capacity of 9.0 Giga Watt of power generation facilities including wind power capacity of 274 MW. However, such entities generating power would continue to be subject to the MAT provisions. The Group has power plants which benefit from such deductions, at various locations of Hindustan Zinc Limited (where such benefits has been drawn), Talwandi Sabo Power Limited, Vedanta Limited and Bharat Aluminium Company Limited (where no benefit has been drawn) and port facilities at Vizag General Cargo Berth Limited (where no benefits has been drawn).

Sectoral Benefit - Oil & Gas

Provided certain conditions are met, profits of newly constructed industrial undertakings engaged in the oil and gas sector may benefit from a deduction of 100% of the profits of the undertaking for a period of seven consecutive years. This deduction is only available to blocks licensed prior to 31 March 2011. However, such entities would continue to be subject to the MAT provisions. In the Group, erstwhile Cairn India Limited (now merged with Vedanta Limited) and Cairn energy Hydrocarbons Limited benefits from such deductions. Previous year was the last year for claiming such benefit.

The total effect of such tax holidays were Rs. 13,793 million (impact on basic EPS Rs. 4.65), Rs. 20,176 million (impact on basic EPS Rs. 6.80), and Rs. 14,755 million (\$ 227.5 million) (impact on basic EPS Rs. 4.98) (\$ 0.08) for the years ended March 31, 2015, 2016 and 2017 respectively.

Investment Allowance u/s.32 AC of the Income Tax Act - Incentive for acquisition and installation of new high value Plant or Machinery to manufacturing companies by providing an additional deduction of 15% of the actual cost of Plant or Machinery acquired and installed during the year. The actual cost of the new Plant or Machinery should exceed Rs 250 million to be eligible for this deduction. The deduction under section 32 AC is available up to financial year March 31, 2017.

The major components of income tax expense for the year ended March 31, 2015, 2016 and 2017 are indicated below:

(a) Consolidated statements of profit or loss

For the year ended March 31,	2015 (Rs. in million)	2016 (Rs. in million)	2017 (Rs. in million)	2017 (US dollars in million)
Current tax:				
Current tax on profit for the year.....	35,896	36,681	39,520	609.4
Charge / (credit) in respect of current tax for earlier years.....	29	(1,660)	(87)	(1.3)
Total current tax	35,925	35,021	39,433	608.1
Deferred tax:				
Origination and reversal of temporary differences.....	(145,333)	(139,104)	(690)	(10.6)
Charge in respect of Deferred tax for earlier years.....	1,088	19	(716)	(11.1)
Increase in tax rate.....	—	1,004	—	—
Total deferred tax	(144,245)	(138,081)	(1,406)	(21.7)
Total Income Tax (Benefit) / expense for the year	(108,320)	(103,060)	38,027	586.4
Effective income tax rate (%).....	34.8%	36.2%	27.8%	27.8%

(b) Consolidated statements of comprehensive income

For the year ended March 31,	2015 (Rs. in million)	2016 (Rs. in million)	2017 (Rs. in million)	2017 (US dollars in million)
Deferred tax (credit) / charge on:				
- cash flow hedges.....	(59)	185	383	5.9
- reclassification adjustments on cash flow hedges.....	(332)	(101)	(284)	(4.4)
- remeasurement of defined benefit obligation.....	(260)	(47)	(40)	(0.6)
- Exchange differences on translation of foreign operations.....	—	—	(61)	(0.9)
	(651)	37	(2)	0.0

A reconciliation of income tax expense applicable to accounting profit / (loss) before tax at the statutory income tax rate to recognised income tax expense for the year indicated are as follows:

For the year ended March 31,	2015 (Rs. in million)	2016 (Rs. in million)	2017 (Rs. in million)	2017 (US dollars in million)
Accounting profit / (loss) before tax	(311,459)	(284,408)	136,572	2,106.0
Indian Statutory income tax rate.....	33.99%	34.61%	34.61%	34.61%
Tax at Indian statutory income tax rate.....	(105,865)	(98,428)	47,265	728.8
Disallowable expenses.....	711	970	1,198	18.5
Non-taxable income.....	(5,024)	(12,249)	(10,344)	(159.5)
Tax holidays and similar exemptions.....	(13,793)	(20,176)	(14,755)	(227.5)
Impact of changes in tax rate.....	—	1,004	—	—
Effect of tax rates differences of subsidiaries operating in other jurisdictions.....	7,682	4,951	(2,515)	(38.8)
Dividend distribution tax.....	4,133	16,235	16,418	253.2
Charge/(credit) in respect of previous years.....	1,117	(1,641)	(803)	(12.4)
Utilisation of Tax Losses.....	(3,913)	(152)	(1,441)	(22.2)
Unrecognised Tax Losses.....	5,292	7,570	5,933	91.5
Capital Loss lapsed on account of Merger (Refer note 1).....	—	—	3,411	52.6
Others.....	1,340	(1,144)	(6,340)	(97.8)
	(108,320)	(103,060)	38,027	586.4

There are certain income-tax related legal proceedings which are pending against the Group. Potential liabilities, if any have been adequately provided for, and the Group does not currently estimate any probable material incremental tax liabilities in respect of these matters.

Deferred tax assets/liabilities

The Group has recognised significant amounts of deferred tax. The majority of the deferred tax liabilities represent accelerated tax relief for the depreciation of property plant and equipment and the depreciation on mining reserves. Significant components of deferred tax assets/liabilities recognized in the consolidated statements of financial position are as follows:

For the year ended March 31, 2015:

	Opening balance as at April 1, 2014	Charged/ (credited) to Statement of profit or loss	Charged/ (credited) to OCI	Charged/ (credited) to equity	Exchange difference transferred to translation of foreign operation	Total as at March 31, 2015
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)
Significant components of deferred tax liabilities/assets						
Property, plant and equipment, Exploration and Evaluation and other intangible assets	338,210	(123,455)	—	—	7,361	222,116
Unabsorbed depreciation/business loss	(30,529)	855	—	—	6	(29,668)
Voluntary retirement scheme	(427)	(267)	—	—	—	(694)
Employee benefits	(486)	291	(260)	—	11	(444)
Fair value of derivative assets/ liabilities	885	(1,018)	(391)	—	—	(524)
Fair valuation of other assets/liabilities	3,682	5,955	—	—	25	9,662
MAT credits entitlement	(94,768)	(24,065)	—	—	—	(118,833)
Other temporary differences	220	(2,541)	—	—	31	(2,290)
Total	216,787	(144,245)	(651)	—	7,434	79,325

For the year ended March 31, 2016:

	Opening balance as at April 1, 2015	Charged/ (credited) to Statement of profit or loss	Charged/ (credited) to OCI	Charged/ (credited) to equity	Exchange difference transferred to translation of foreign operation	Total as at March 31, 2016
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)
Significant components of deferred tax liabilities/assets						
Property, plant and equipment, Exploration and Evaluation and other intangible assets	222,116	(117,353)	—	—	6,370	111,133
Unabsorbed depreciation/business loss	(29,668)	(8,011)	—	—	—	(37,679)
Voluntary retirement scheme	(694)	(197)	—	—	—	(891)
Employee benefits	(444)	125	(47)	—	22	(344)
Fair value of derivative assets/ liabilities	(524)	320	84	—	—	(120)
Fair valuation of other assets/liabilities	9,662	(168)	—	—	48	9,542
MAT credits entitlement	(118,833)	(11,673)	—	—	—	(130,506)
Other temporary differences	(2,290)	(1,124)	—	—	10	(3,404)
Total	79,325	(138,081)	37	—	6,450	(52,269)

For the year ended March 31, 2017:

	Opening balance as at April 1, 2016	Charged/ (credited) to Statement of profit or loss	Charged/ (credited) to OCI	Charged/ (credited) to equity	Exchange difference transferred to translation of foreign operation	Total as at March 31, 2017	Total as at March 31, 2017
Significant components of deferred tax liabilities/assets)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Property, plant and equipment, Exploration and Evaluation and other intangible assets.....	111,133	(651)	—	—	(258)	110,224	1,699.7
Unabsorbed depreciation/business loss.....	(37,679)	(3,975)	—	—	—	(41,654)	(642.3)
Voluntary retirement scheme.....	(891)	112	—	—	—	(779)	(12.0)
Employee benefits.....	(344)	(58)	(40)	—	—	(442)	(6.8)
Fair value of derivative assets/ liabilities.....	(120)	(317)	99	—	—	(338)	(5.2)
Fair valuation of other assets/liabilities.....	9,542	(625)	—	—	14	8,931	137.7
MAT credits entitlement.....	(130,506)	6,933	(278)	—	—	(123,851)	(1,909.8)
Other temporary differences	(3,404)	(2,825)	217	43	311	(5,658)	(87.3)
Total	(52,269)	(1,406)	(2)	43	67	(53,567)	(826.0)

Deferred tax assets and liabilities have been offset where they arise in the same legal entity and taxing jurisdiction but not otherwise.

Deferred tax assets on carry forward unused tax losses have been recognised to the extent of deferred tax liabilities on taxable temporary differences available. It is expected that any reversals of the deferred tax liability would be offset against the reversal of the deferred tax asset at respective entities. MAT credit entitlements represent taxes paid which are available for offset against future tax liabilities in the respective entities. The Group has analysed the business plans and profit projections for each of the entities where there are MAT credit entitlements and has recognized them as assets only to the extent it expects to utilize the same within the stipulated fifteen year period from origination.

Unused tax losses/ unused tax credit for which no deferred tax asset is recognized amount to Rs. 143,917 million and Rs. 98,831 million (\$ 1,524.0 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively.

The unused tax losses as at March 31, 2017 expire, if unutilized, based on the year of origination as follows:

	Within one year (Rs. in million)	Greater than one year, less than five years (Rs. in million)	Greater than five years (Rs. in million)	No expiry date (Rs. in million)	Total (Rs. in million)	Total (US Dollars in million)
Particulars						
Unutilized business losses.....	17,450	49,351	138	11,830	78,769	1,214.7
Unabsorbed depreciation	—	—	—	19,975	19,975	308.0
Unused R&D Tax Credit	—	—	—	87	87	1.3
Total	17,450	49,351	138	31,892	98,831	1,524.0

The Group had unused MAT credit amounting to Rs. 3,995 million and Rs. 2,960 million (\$ 45.6 million) as at March 31, 2016 and 2017 respectively. Such tax credits have not been recognised on the basis that recovery is not probable in the foreseeable future.

Unrecognised MAT credit expires, if unutilized, based on the year of origination as follows:

Financial year ending March 31,	(Rs. in million)	(US dollar in million)
2023.....	137	2.1
2024.....	521	8.0
2025.....	517	8.0
2026.....	1,035	15.9
2027.....	633	9.7
2028.....	81	1.3
2029.....	36	0.6
	2,960	45.6

As at March 31, 2016 and 2017, the Group has not recognised any deferred tax liabilities for taxes that would be payable on the Group's share in unremitted earnings of certain of its subsidiaries because the Group controls when the liability will be incurred and it is probable that the liability will not be incurred in the foreseeable future. The amount of unremitted earnings was Rs. 530,842 million and Rs. 328,798 million (\$ 5,070.1 million) as at March 31, 2016 and 2017 respectively.

8 (a). Property, plant and equipment –

	Mining property	Land and buildings	Plant and equipment	Motor vehicles	Office equipment and fixtures	Oil and Gas Properties	Total	Total
	Rs. in million	Rs. in million	Rs. in million	Rs. in million	Rs. in million	Rs. in million	Rs. in million	US dollars in million
Cost								
April 01, 2015	160,257	81,585	511,543	2,454	7,934	593,948	1,357,721	
Additions	8,630	23,265	93,414	163	445	8,934	134,851	
Disposals	(16,424)	(7)	(3,240)	(680)	(499)	—	(20,850)	
Foreign exchange	(459)	(559)	(2,554)	43	68	35,626	32,165	
March 31, 2016	152,004	104,284	599,163	1,980	7,948	638,508	1,503,887	23,190.2
Additions	9,441	2,356	114,533	327	535	8,863	136,055	2,098.0
Transfer during the year from exploration and evaluation assets	9,508	—	—	—	—	1,103	10,611	163.6
Disposals/ adjustments	(2,302)	(562)	(2,078)	(701)	(37)	—	(5,680)	(87.6)
Foreign exchange	1,814	464	1,980	40	40	(14,717)	(10,379)	(160.0)
March 31, 2017	170,465	106,542	713,598	1,646	8,486	633,757	1,634,494	25,204.2
Accumulated depreciation and impairment								
April 01, 2015	88,480	14,838	169,446	1,492	4,608	411,653	690,517	
Charge for the year	5,787	2,695	19,601	311	779	53,542	82,715	
Disposals	(16,424)	(2)	(2,623)	(629)	(480)	—	(20,158)	
Foreign exchange	(122)	(372)	(1,307)	39	22	26,319	24,579	
Impairment ¹⁾	—	186	617	26	12	74,854	75,695	
March 31, 2016	77,721	17,345	185,734	1,239	4,941	566,368	853,348	13,158.8
Charge for the year	7,631	4,087	21,299	159	474	27,487	61,137	942.7
Disposals/adjustments	(1,397)	(708)	(640)	(583)	(61)	—	(3,389)	(52.4)
Foreign exchange	650	353	1,430	34	31	(13,822)	(11,324)	(174.5)
Impairment ¹	—	—	—	—	—	4,225	4,225	65.2
March 31, 2017	84,605	21,077	207,823	849	5,385	584,258	903,997	13,939.8
Net book value / Carrying amount								
March 31, 2016	74,283	86,939	413,429	741	3,007	72,140	650,539	
Asset under construction (Including capital advances)							224,036	
Total							874,575	
March 31, 2017	85,860	85,465	505,775	797	3,101	49,499	730,497	11,264.4
Asset under construction (Including capital advances)							146,630	2,261.1
Total							877,127	13,525.5
March 31, 2017 (US dollars in million)	1,395.0	1,316.8	7,770.5	12.9	5.9	763.3		

- (a) During the year ended 31 March 2017, the Group has recognised net impairment reversal of Rs 845 million (\$ 13.0 million) relating to Rajasthan oil and gas block. The impairment loss has been included in cost of sales. Of this net reversal, charge of Rs 4,225 million (\$ 65.2 million) (refer table above) has been recorded against oil and gas properties and reversal of Rs. 5,070 million (\$ 78.2 million) (refer note 8(b)) against exploratory and evaluation assets. The valuation remains dependent on price and further deterioration in long term prices may result in additional impairment.

For oil and gas properties, CGUs identified are on the basis of a PSC ("Production Sharing Contract") level as it is the smallest group of assets that generates cash inflows that are largely independent of the cash inflows from other assets or group of assets.

The recoverable amount of the Rajasthan CGU, Rs. 130,131 million (\$ 2,006.6 million) was determined based on the fair value less costs of disposal approach, a level-3 valuation technique in the fair value hierarchy. This is based on the cash flows expected to be generated by the projected oil or natural gas production profiles up to the expected dates of cessation of production sharing contract (PSC)/cessation of production from each producing field based on current estimates. Reserves assumptions for fair value less costs of disposal discounted cash flow tests consider all reserves that a market participant would consider when valuing the asset, which are usually broader in scope than the reserves used in a value-in-use test. Discounted cash flow analysis used to calculate fair value less costs of disposal uses assumption for short term oil price of US\$ 54 per barrel for next one year (March 31, 2016: US\$ 41 per barrel) and the long term nominal price of US\$ 68 per barrel over the next 3 year thereafter (March 31, 2016: US\$70 per barrel) derived from a consensus of various analyst recommendations. Thereafter, these have been escalated at a rate of 2.5% per annum. The cash flows are discounted using the post-tax nominal discount rate of 10.2 % (March 2016: 11.00 %) derived from the post-tax weighted average cost of capital. Also refer note 3 (V) (iv) for other key assumptions.

During the year ended 31 March 2016, the Group had recognised impairment charge on oil and gas assets of Rs. 322,998 million mainly relating to Rajasthan block, triggered by the significant fall in the crude oil prices. Of this charge, Rs. 74,854 million had been recorded against oil and gas properties and Rs. 248,144 million against exploratory and evaluation assets.

During the year ended 31 March 2015, the Group had recognised impairment charge on oil and gas assets of Rs. 406,144 million mainly relating to Rajasthan block and Sri Lanka block, triggered by the significant fall in the crude oil prices. Of this charge, Rs. 132,211 million had been recorded against oil and gas properties and Rs. 273,933 million against exploratory and evaluation assets. The impairment charge of Rs. 273,933 million also included Rs. 48,192 million impairment charge relating to exploratory wells in Sri Lanka, as the development of hydrocarbons in the said block was not commercially viable at the current prices.

(b) During the year ended 31 March 2017, Group has made non-cash provision for impairment of Rs. 2,007 million (\$ 30.9 million) relating to certain old items of asset under construction at the Alumina refinery operations.

(c) During the year ended 31 March 2016, the Group has recognized Rs. 14,900 million impairment charge in respect of the exploratory assets in West Africa (Western Cluster, Liberia) on account of low iron ore prices, geo-political factors and no plans for any substantive expenditure resulting in continued uncertainty in the project. Of this charge, Rs. 8,555 million has been recorded against Exploratory and Evaluation assets (refer note 8(b)), Rs. 344 million in property, plant and equipment and Rs. 6,001 million has been recorded against assets under construction (refer note 8(a) above).

(d) During the year ended 31 March 2016, the Group has recognized Rs. 1,154 million impairment charge in the carrying amount of idle assets grouped under assets under construction at Bellary, Karnataka in India.

(e) During the year ended 31 March 2016, the Group has recognised Rs. 497 million impairment charge in property, plant and equipment relating to its operation in the Copper Mines of Tasmania Pty Ltd, Australia on account of extended care and maintenance, lower copper prices and continued uncertainty in start-up of operations.

2. Additions includes net deferred stripping cost addition of Rs. 508 million and Rs. 265 million (\$ 4.1 million) for the years ended March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively.
3. Certain property, plant and equipment are pledged as collateral against borrowings, the details related to which have been described in Note 17 on "Borrowings". Interest (net) capitalised as part of property, plant and equipment was Rs. 5,905 million and Rs. 6,690 million (\$ 103.2 million) for the years ended March 31, 2016 and March 31, 2017, respectively.
4. Depreciation charge for the year includes Rs. 20 million and Rs.6 million (\$ 0.1 million) capitalised as property, plant and equipment during the year ended March 31, 2016 and 2017 respectively.
5. During the year ended March 31, 2015, in line with its accounting policy, the Group had carried out a review of the useful life of its assets. Considering the physical condition of the assets and benchmarking analysis, the Group had revised the useful life. The carrying value of the assets had been depreciated over the revised remaining useful life with effect from October 1, 2014.

As a result the net depreciation charge for the year ended March 31, 2015 was lower by Rs. 4,337 million and loss after tax was lower by Rs. 2,863 million (net of deferred tax impact of Rs. 1,474 million). The changes made to the useful economic lives is expected to have an impact on the depreciation charge going forward, although the quantum per asset class will vary depending on whether the useful life has increased or decreased.

6. An impairment charge of Rs. 294 million had been recognized in administration expenses during the year ended March 31, 2015 in respect of expenditure incurred on coal blocks allotted to the BALCO (Aluminium Segment), due to cancellation of coal blocks by the Supreme Court of India.
7. Assets under construction as at March 31, 2015, March 31, 2016 and March 31, 2017 is after accumulated impairment charge of Rs. 962 million, Rs 8,115 million and Rs 10,122 million (\$156.1 million) respectively.
8. During the year ended March 31, 2016, subsequent to end of life of mines in Lisheen, Rs 13,356 million has been adjusted from accumulated depreciation and impairment to cost.
9. The Division Bench of the Hon'ble High Court of Chhattisgarh has vide its order dated February 25, 2010, upheld that the BALCO is in legal possession of 1,804.67 acres of Government land. Subsequent to the said order, the State Government has decided to issue the lease deed in favour of the BALCO after the issue of forest land is decided by the Hon'ble Supreme Court. In the proceedings before the Hon'ble Supreme Court, pursuant to public interest litigations filed, it has been alleged that land in possession of the BALCO is being used in contravention of the Forest Conservation Act, 1980 even though the said land has been in its possession prior to the promulgation of the Forest Conservation Act, 1980 in which its Aluminium complex, allied facilities and township were constructed between 1971-76. The Central Empowered Committee of the Supreme Court has already recommended ex- post facto diversion of the forest land in possession of the BALCO. The matter is presently sub-judice before the Hon'ble Supreme Court.

Plant and equipment includes refineries, smelters, power plants and related facilities, data processing equipment and electrical fittings.

8 (b) Exploration and evaluation assets

	Gambsterg Mine Project	Oil and Gas	Western Cluster Project	Total	Total
	Rs. in million	Rs. in million	Rs. in million	Rs. in million	US dollars in million
Cost					
April 01, 2015	9,852	323,799	8,180	341,831	
Additions.....	1,060	4,912	—	5,972	
Unsuccessful Exploration Cost.....	—	(294)	—	(294)	
Foreign exchange.....	(1,404)	16,118	375	15,089	
Impairment(charge)/reversal*	—	(248,144)	(8,555)	(256,699)	
March 31, 2016	9,508	96,391	—	105,899	1,633.0
Additions.....	—	1,234	—	1,234	19.0
Transfer during the year to property plant and equipment.....	(9,508)	(1,103)	—	(10,611)	(163.6)
Unsuccessful Exploration Cost.....	—	(407)	—	(407)	(6.3)
Foreign exchange.....	—	(2,333)	—	(2,333)	(36.0)
Impairment(charge)/reversal*	—	5,070	—	5,070	78.2
March 31, 2017	—	98,852	—	98,852	1,524.3
Exploration and Evaluation Assets as at:					
March 31, 2017 (US dollars in million)	—	1,524.3	—	1,524.3	

* Refer foot note 1 to note 8 (a)

8 (c) Other Intangible assets

	Port Concession Rights	Software License	Others	Total	Total
	Rs. in million	Rs. in million	Rs. in million	Rs. in million	US dollars in million
Cost					
April 01, 2015	6,014	2,223	541	8,778	
Additions	3	145	116	264	
Deletions	—	(70)	—	(70)	
Foreign exchange difference	—	70	—	70	
March 31, 2016	6,017	2,368	657	9,042	139.4
Additions	29	496	56	581	9.0
Deletions	(70)	(39)	—	(109)	(1.7)
Foreign exchange difference	—	(25)	—	(25)	(0.4)
March 31, 2017	5,976	2,800	713	9,489	146.3
Accumulated amortisation and impairment					
	Port Concession Rights	Software License	Others	Total	Total
	Rs. in million	Rs. in million	Rs. in million	Rs. in million	US dollars in million
April 01, 2015	442	1,688	55	2,185	
Charge for the year	247	330	25	602	
Deletions	—	(70)	—	(70)	
Foreign exchange difference	—	25	—	25	
March 31, 2016	689	1,973	80	2,742	42.3
Charge for the year	231	184	28	443	6.8
Deletions	(10)	(37)	—	(47)	(0.7)
Foreign exchange difference	—	(27)	—	(27)	(0.4)
March 31, 2017	910	2,093	108	3,111	48.0
Other Intangibles as at:					
March 31, 2016	5,328	395	578	6,301	
March 31, 2017	5,066	707	605	6,378	98.3
March 31, 2017 (US dollars in million)	78.1	10.9	9.3		

- (1) Vizag General Cargo Berth Private Limited (VGCB), a special purpose vehicle, was incorporated for the coal berth mechanization and upgrades at Visakhapatnam port. VGCB is wholly owned by Vedanta Limited as on March 31, 2017 (99.99% as on March 31, 2016). The project was to be carried out on a design, build, finance, operate, transfer basis and the concession agreement between Visakhapatnam Port and VGCB was signed in June 2010. In October 2010, VGCB was awarded with the concession after fulfilling conditions stipulated as a precedent to the concession agreement. Visakhapatnam Port has provided, in lieu of license fee an exclusive license to VGCB for designing, engineering, financing, constructing, equipping, operating, maintaining, and replacing the project/ project facilities and services. The concession period is 30 years from the date of the award. The capacity of upgraded berth would be 10.18 MMTPA and that the Visakhapatnam Port would be entitled to receive 38.10% share of the gross revenue as royalty. VGCB is entitled to recover a tariff from the user(s) of the project facilities and services as per Tariff Authority for Major Ports (TAMP) notification. The tariff rates are linked to the Wholesale Price Index (WPI) and would accordingly be adjusted as specified in the concession agreement every year. The ownership of all infrastructure assets, buildings, structures, berths, wharfs, equipment and other immovable and movable assets constructed, installed, located, created or provided by VGCB at the project site and/or in the port's assets pursuant to concession agreement would be with VGCB until expiry of this concession agreement. The cost of any repair, replacement or restoration of the project facilities and services shall be borne by VGCB during the concession period. VGCB has to transfer all its rights, titles and interest in the project facilities and services free of cost to Visakhapatnam Port at the end of the concession period. Intangible asset- port concession rights represent consideration for construction services. No revenue from construction contract of service concession arrangements on exchanging construction services for the port concession rights was recognised for the year ended March 31, 2015, March 31, 2016 and March 31, 2017 as no construction services were provided.

9. Non-controlling Interests ('NCI') and joint operations

Details of subsidiaries that have material non-controlling interests

The Group consists of a parent company, Vedanta Limited, incorporated in India and a number of subsidiaries held directly and indirectly by the Group which operate and are incorporated around the world. Note 31 to the financial statements lists the details of share holdings in the subsidiaries.

The Non-controlling interests that are material to the Group relate to Hindustan Zinc Limited (HZL) as at March 31, 2017.

As at March 31, 2017, NCIs hold an economic interest by virtue of their shareholding of 35.08% , 49.00% and 26.00% in HZL, BALCO and BMM, respectively. The NCI holdings as at March 31, 2016 were 35.08%, 40.12% , 49.00%, 26.00%, 0.01% and 26.00% in HZL, Cairn, BALCO, BMM, VGCB and PMCB respectively.

The principal place of business of HZL, erstwhile Cairn and BALCO is in India, and that of BMM is in South Africa.

The table below shows summarized financial information of subsidiaries of the Group that have material non-controlling interests. The amounts are presented before inter-company eliminations.

		As at March 31, 2016	
		(Rs. in million)	
		HZL	Cairn
Current assets		370,918	340,186
Non-current assets		155,667	233,285
Current liabilities		150,356	49,497
Non-current liabilities		1,428	18,043
Equity attributable to equity holders of the Parent		243,959	298,652
Non-controlling interests		130,843	207,278

		As at March 31, 2017			
		(Rs. in million)			
		HZL	BALCO	BMM	Total
Current assets		346,079	11,400	6,185	363,664
Non-current assets		169,958	121,735	21,483	313,176
Current liabilities		201,159	56,254	4,947	262,360
Non-current liabilities		2,043	29,341	6,496	37,880
Equity attributable to equity holders of the Parent		203,098	24,245	12,007	239,350
Non-controlling interests		109,737	23,295	4,218	137,250

		As at March 31, 2017			
		(US Dollars in Million)			
		HZL	BALCO	BMM	Total
Current assets		5,336.6	175.8	95.4	5,607.8
Non-current assets		2,620.8	1,877.2	331.3	4,829.3
Current liabilities		3,101.9	867.4	76.3	4,045.6
Non-current liabilities		31.5	452.4	100.2	584.1
Equity attributable to equity holders of the Parent		3,131.8	374.0	185.2	3,691.0
Non-controlling interests		1,692.2	359.2	65.0	2,116.4

	For the Year Ended March 31, 2016	
	(Rs. In Million)	
	HZL	Cairn
Revenue.....	139,589	86,559
Expenses.....	(59,708)	(294,705)
Profit / (loss) for the year	79,881	(208,146)
Profit / (loss) attributable to equity holders of the Parent.....	51,860	(124,644)
Profit / (loss) attributable to non-controlling interests.....	28,021	(83,502)
Profit / (loss) for the year	79,881	(208,146)
Other comprehensive income / (loss) attributable to the equity holders of the Parent.....	(7)	16,668
Other comprehensive income / (loss) attributable to non-controlling interests	(3)	11,574
Other comprehensive income / (loss) during the year	(10)	28,242
Total comprehensive income / (loss) attributable to the equity holders of the Parent.....	51,853	(107,977)
Total comprehensive income / (loss) attributable to non-controlling interests	28,018	(71,927)
Total comprehensive income / (loss) during the year.....	79,871	(179,904)
Dividends paid / payable to non-controlling interests, including dividend tax.....	54,055	3,621
Net cash inflow from operating activities	13,042	61,051
Net cash (outflow) / inflow from investing activities	19,006	(40,434)
Net cash (outflow) from financing activities.....	(32,039)	(9,026)
Net cash inflow / (outflow)	9	11,591

	For the Year Ended March 31, 2017				
	(Rs. In Million)				
	HZL	Cairn	BALCO	BMM	Total
Revenue	171,163	82,041	57,210	8,281	318,695
Expenses	83,584	51,138	57,293	6,657	198,672
Profit / (loss) for the year	87,579	30,903	(83)	1,624	120,023
Profit / (loss) attributable to equity holders of the Parent.....	56,858	18,495	(42)	1,200	76,511
Profit / (loss) attributable to non-controlling interests	30,721	12,408	(41)	424	43,512
Profit / (loss) for the year	87,579	30,903	(83)	1,624	120,023
Other comprehensive income / (loss) attributable to the equity holders of the Parent.....	(19)	(3,963)	(119)	830	(3,271)
Other comprehensive income / (loss) attributable to non-controlling interests	(10)	(2,658)	(114)	290	(2,492)
Other comprehensive income / (loss) during the year.....	(29)	(6,621)	(233)	1,120	(5,763)
Total comprehensive income / (loss) attributable to the equity holders of the Parent.....	56,839	14,532	(161)	2,030	73,240
Total comprehensive income / (loss) attributable to non-controlling interests	30,711	9,750	(155)	714	41,020
Total comprehensive income / (loss) during the year	87,550	22,282	(316)	2,744	114,260
Dividends paid / payable to non-controlling interests, including dividend tax.....	52,447	2,718	—	—	55,165
Net cash inflow from operating activities	75,772	54,464	7,857	5,677	143,770
Net cash (outflow) / inflow from investing activities	38,161	(54,981)	(6,120)	(3,966)	(26,906)
Net cash (outflow) from financing activities	(112,550)	(5,997)	(1,748)	—	(120,295)
Net cash inflow / (outflow)	1,383	(6,514)	(11)	1,711	(3,431)

	For the Year Ended March 31, 2017				
	(US dollars In Million)				
	HZL	Cairn	BALCO	BMM	Total
Revenue	2,639.4	1,265.1	882.2	127.7	4,914.4
Expenses	1,288.9	788.6	883.5	102.6	3,063.6
Profit / (loss) for the year	1,350.5	476.5	(1.3)	25.1	1,850.8
Profit / (loss) attributable to equity holders of the Parent	876.8	285.2	(0.7)	18.5	1,179.8
Profit / (loss) attributable to non-controlling interests	473.7	191.3	(0.6)	6.6	671.0
Profit / (loss) for the year	1,350.5	476.5	(1.3)	25.1	1,850.8
Other comprehensive income / (loss) attributable to the equity holders of the Parent	(0.3)	(61.1)	(1.8)	12.8	(50.4)
Other comprehensive income / (loss) attributable to non-controlling interests	(0.2)	(41.0)	(1.8)	4.5	(38.5)
Other comprehensive income / (loss) during the year	(0.5)	(102.1)	(3.6)	17.3	(88.9)
Total comprehensive income / (loss) attributable to the equity holders of the Parent	876.5	224.1	(2.5)	31.3	1,129.4
Total comprehensive income / (loss) attributable to non-controlling interests	473.5	150.3	(2.4)	11.1	632.5
Total comprehensive income / (loss) during the year	1,350.0	374.4	(4.9)	42.4	1,761.9
Dividends paid / payable to non-controlling interests, including dividend tax	808.7	41.9	—	—	850.6
Net cash inflow from operating activities	1,168.4	839.8	121.2	87.5	2,216.9
Net cash (outflow) / inflow from investing activities	588.5	(847.8)	(94.4)	(61.2)	(414.9)
Net cash (outflow) from financing activities	(1,735.5)	(92.5)	(27.0)	—	(1,855.0)
Net cash inflow / (outflow)	21.4	(100.5)	(0.2)	26.3	(53.0)

The effect of changes in ownership interests in subsidiaries that did not result in a loss of control is as follows:

	For the Year Ended March 31, 2016			
	(Rs. In Million)			
	HZL	Cairn	BALCO	BMM
Changes in NCI #	—	356	—	—

	For the Year Ended March 31, 2017			
	(Rs. In Million)			
	HZL	Cairn	BALCO	BMM
Purchase of NCI #	—	(188)	—	—
Changes in NCI #	—	(213,515)	—	—

	For the Year Ended March 31, 2017			
	(US dollars In Million)			
	HZL	Cairn	BALCO	BMM
Purchase of NCI #	—	(2.9)	—	—
Changes in NCI #	—	(3,292.4)	—	—

Refer Consolidated Statement of Changes in Equity

Joint Operations

The Group participates in several unincorporated joint operations which involve the joint control of assets used in oil and gas exploration and producing activities which are as follows:

Operating Blocks	Area	Participating Interest (%)
India:		
Ravva block – Exploration and production	Krishna Godavari	22.50
CB-OS/2 – Exploration	Cambay Offshore	60.00
CB-OS/2 – Development & production	Cambay Offshore	40.00
RJ-ON-90/1 – Exploration	Rajasthan Onshore	100.00
RJ-ON-90/1 – Development & production	Rajasthan Onshore	70.00
PR-OSN-2004/1 – Exploration	Palar Basin Offshore	35.00
KG-OSN-2009/3 – Exploration	Krishna Godavari Offshore	100.00
South Africa Block1 – Exploration	Orange Basin South Africa Offshore	60.00
Relinquished block		
SL 2007-01-001 ⁽¹⁾ – Exploration	North West Sri Lanka Offshore	—
MB-DWN-2009/1 ⁽²⁾ – Exploration	Mumbai Deep Water	—
Non Operating Blocks		
India:		
KG-ONN-2003/1 ⁽³⁾ Exploration and appraisal	Krishna Godavari Onshore	49.00

(1) Relinquished on April 15, 2016

(2) Relinquished on October 15, 2015

(3) Operatorship has been transferred to Oil and Natural Gas Corporation (ONGC) w.e.f. July 7, 2014

10. Financial asset investments

Financial asset investments represent investments classified and accounted for as available-for-sale investments

Movements for the year ended March 31,	2016 (Rs. in million)	2017 (Rs. in million)	2017 (US dollars in million)
As at April 01, ...	262	432	6.6
Changes in fair value	170	263	4.1
As at March 31,	432	695	10.7

These investments represent investments in equity securities that present the Group with opportunities for return through dividend income and gains in value. The fair values of quoted securities are determined by reference to published price quotations in active markets. The fair values of unquoted securities are determined by reference to discounted cash flows model.

During the year ended March 31, 2017 pursuant to demerger of “Sterlite Technologies Limited” into “Sterlite Technologies Limited” and “Sterlite Power Transmission Limited”, 952,859 shares of “Sterlite Power Transmission Limited” have been allotted to the Company.

11. Other non-current assets

	As at March 31,		
	2016 (Rs. in million)	2017 (Rs. in million)	2017 (US dollars in million)
Financial			
Bank Deposits ¹	1,212	91	1.4
Site restoration assets ²	3,091	3,859	59.5
Claims receivable.....	—	71	1.1
Trade receivables ³	341	13,540	208.8
Others.....	1,291	1,739	26.8
Total - Financial	5,935	19,300	297.6
Non Financial			
Deposits with Government Authorities	6,413	3,726	57.5
Claims and other receivable.....	4,644	11,990	184.9
Total - Non Financial	11,057	15,716	242.4
	16,992	35,016	540.0

¹ includes held as collateral in respect of closure cost and future redundancy payments payable to employees of Lisheen on termination of their employment on or before the mine closure of Rs. 1,212 million as at March 31, 2016.

² includes deposit in Site Restoration Fund of Rs. 2,583 million and Rs.3,275 million (\$50.5 million) and investment in a rehabilitation trust of Rs. 508 million and Rs. 584 (\$ 9.0 million) as at March 2016 and March 31, 2017, respectively.

³ In July 2017, the Appellate Tribunal for Electricity dismissed the appeal(s) filed by one of the Company's subsidiaries, Talwandi Sabo Power Limited (TSPL), engaged in power generation, in respect of certain disputes with its customer relating to (a) the interpretation of how calorific value of coal and costs associated with it should be determined; and (b) whether there has been a change in law post execution of the Power Purchase Agreement. Both these matters effect the computation of tariff to be charged by TSPL to its customer and TSPL has decided to file appeal(s) before the Honorable Supreme Court to seek relief. The outstanding trade receivables on account of these disputes as at March 31, 2017 were Rs. 7,493 million (\$ 115.5 million). The Company, basis external legal opinions and its own assessment of the merits of the case, remains confident that it is highly probable that the Supreme Court would uphold TSPL's appeal and has thus continued to treat these balances as recoverable.

Additionally, Rs. 5,510 million (\$ 85.0 million) as at March 31, 2017 were outstanding on account of certain disputes with another customer relating to computation of tariffs and differential revenues recognised with respect to tariffs pending finalization by the state regulatory commission.

In lieu of the ongoing disputes the management does not expect the collection of these receivables within twelve months and hence have classified them as non-current during the year.

12. Inventories

Inventories consist of the following:

	As at March 31,		
	2016 (Rs. in million)	2017 (Rs. in million)	2017 (US dollars in million)
Raw materials and consumables	51,862	55,643	858.0
Work-in-progress	22,523	33,171	511.6
Finished goods	6,876	8,452	130.3
	81,261	97,266	1,499.9

Inventories with a carrying amount of Rs. 55,659 million and Rs. 51,249 million (\$ 790.3 million) have been pledged as security against certain bank borrowings of the Group as at March 31, 2016 and 2017, respectively. (Refer note 17)

Inventory held at net realizable value amounted to Rs. 1,876 million and Rs. 449 million (\$6.9 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017, respectively. The write down on this inventory amounted to Rs. 330 million and Rs. 120 million (\$ 1.9 million) for the year ended March 31, 2016 and March 31, 2017, respectively.

13. Trade and other receivables

Trade and other receivables (net of allowances) consist of the following:

	As at March 31,		
	2016 (Rs. in million)	2017 (Rs. in million)	2017 (US dollars in million)
Financial			
Trade receivables.....	25,559	20,328	313.4
Trade receivables from related parties.....	404	562	8.7
Loans to related parties.....	805	692	10.7
Cash call / receivables from joint Operations.....	26,844	8,449	130.3
Other receivables *	3,696	3,191	49.2
Total - Financial.....	57,308	33,222	512.3
Non Financial			
Balance with Government authorities.....	7,620	6,832	105.3
Prepayments.....	2,047	1,774	27.4
Advances for supplies.....	7,382	11,640	179.5
Advance for supplies to related party	332	1,390	21.6
Other receivables	4,606	5,418	83.4
Total - Non Financial.....	21,987	27,054	417.2
	79,295	60,276	929.5

* includes deposit held as collateral in respect of closure cost and future redundancy payments payable to employees of Lisheen on termination of their employment on or before the mine closure of Rs. 1,132 million and Rs. 914 million (\$ 14.1 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively.

The credit period given to customers ranges from zero to 90 days. Other receivables primarily include deposits and interest receivable. For terms and conditions of loans to related parties, refer Note 31 on related party disclosures.

Trade receivables with a carrying value of Rs. 38,384 million and Rs. 19,172 million (\$ 295.6 million) have been given as collateral towards borrowings as at March 31, 2016 and 2017 respectively. (Refer note 17)

Allowances for trade and other receivables

The change in the allowance for trade and other receivables (current and non-current) is as follows:

	2016 (Rs. in million)	2017 (Rs. in million)	2017 (US dollars in million)
As at April 01,.....	14,740	17,657	272.3
Allowance made during the year	2,384	2,425	37.4
Reversals during the year.....	(16)	(304)	(4.7)
Written off	—	—	—
Foreign Exchange difference.....	549	(335)	(5.2)
As at March 31,.....	17,657	19,443	299.8

14. Short-term investments

Short-term investments consist of the following:

	As at March 31,		
	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Bank deposits ¹	32,815	55,790	860.3
Other investments ²	533,377	468,895	7,230.4
	566,192	524,685	8,090.7

Other investments include mutual fund investments and bonds and are fair valued through the consolidated statements of profit or loss. Bank deposits are made for the periods of more than three months depending on the cash requirements of the respective companies and earn interest at the respective deposit rates.

1. Includes Rs. 2,361 million and Rs. 2,350 million (\$ 36.2 million) on lien with banks as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively.
2. Includes Rs. 4,309 million and Rs. 5,246 million (\$ 80.9 million) invested in bonds of a related party as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively.

15. Restricted cash and cash equivalents

Restricted cash and cash equivalents consist of the following:

	As at March 31,		
	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Cash at banks ¹	3,367	10,118	156.0
Short term deposits ²	—	1,629	25.1
	3,367	11,747	181.1

1. Cash at banks is restricted in use as it relates to unclaimed dividends of Rs. 3,367 million and Rs. 3,677 million (\$ 56.7 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively. Further it includes Rs. 6,441 million (\$ 99.3 million) as at March 31, 2017 representing unpaid dividend amount which is required to be remitted to minority shareholders within 30 days from the date of declaration of dividend. The said amount of unpaid dividend has been classified as cash and cash equivalent for the purpose of Statement of Cash flows.
2. includes Rs. 1,114 million (\$17.2 million) of bank deposits on lien with banks as at March 31, 2017 and Rs. 515 million (\$ 7.9 million) held as collateral in respect of closure cost as at March 31, 2017.

16. Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents consist of the following:

	As at March 31,		
	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Cash at banks and in hand*.....	8,743	85,631	1,320.4
Short-term deposits.....	12,127	11,571	178.5
	20,870	97,202	1,498.9

Short-term deposits are made for periods of between one day and three months, depending on the immediate cash requirements of the respective companies, and earn interest at the respective short-term deposit rates.

* Include Rs. Nil and Rs. 75,437 million (\$ 1,163.2 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively in unpaid dividend account of the subsidiary, attributable to the Company's shareholding which has been remitted in April 2017.

17. Borrowings

Short-term borrowings represent borrowings with an original maturity of less than one year and current portion of long-term borrowings. Long-term borrowings represent borrowings with an original maturity of greater than one year. Maturity distribution is based on contractual maturities. Interest rates on floating-rate debt are linked to benchmark rates.

Short-term borrowings consist of:

	As at March 31,		
	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Banks and financial institutions ^a	108,713	322,436	4,972.0
Current portion of long-term borrowings.....	73,615	90,690	1,398.5
Short-term and current portion of long term borrowings	182,328	413,126	6,370.5

Long-term borrowings consist of:

	As at March 31,		
	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Banks and financial institutions.....	327,445	255,557	3,940.8
Non-convertible debentures.....	115,153	136,751	2,108.7
Redeemable preference shares (refer note 1).....	—	30,100	464.2
Loans from Related Party	123,835	—	—
Other	966	936	14.4
Long-term borrowings	567,399	423,344	6,528.1
Less: Current portion of long-term borrowings	(73,615)	(90,690)	(1,398.5)
Long-term borrowings, net of current portion.....	493,784	332,654	5,129.6

* Includes Rs. 68,080 million (\$ 1,049.8 million) which became current pursuant to cancellation of shares held by TMHL in Cairn India, upon the merger being effective as referred to in note 1. The same was classified as a non-current borrowing in earlier periods.

Bank loans availed by the Group are subject to certain covenants relating to interest service coverage, current ratio, debt service coverage ratio, total outside liabilities to total net worth, fixed assets coverage ratio, ratio of total term liabilities to net worth, debt to EBITDA ratio and return on fixed assets. The Group has complied with the covenants as per the terms of the loan agreement.

The Company has discounted trade receivables on recourse basis Rs. 1,656 million (\$ 25.5 million) as at March 31, 2017. Accordingly, the monies received on this account are shown as borrowings as the trade receivables do not meet de-recognition criteria.

Details of Non-convertible debentures issued by the Group have been provided below-

	As at March 31,		
	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
9.00% due May 2016	750	—	—
8.60% due May 2016	2,500	—	—
9.60% due September 2016	1,200	—	—
10.25% due August 2017	5,000	5,000	77.1
9.70% due September 2017	1,800	1,800	27.8
9.36% due October 2017	9,750	9,752	150.4
9.27% due November 2017	2,000	2,000	30.8
9.36% due December 2017	5,250	5,250	81.0
8.91% due April 2018	9,960	9,978	153.9
7.75% due September 2019	—	2,500	38.6
8.65% due September 2019	—	1,500	23.1
8.25% due October 2019	—	3,000	46.3
8.20% due November 2019	—	3,000	46.3
7.50% due November 2019	—	2,000	30.8
7.95% due April 2020	—	3,000	46.3
8.70% due April 2020	—	6,000	92.5
9.70% due August 2020	19,990	19,990	308.2
8.75% due April 2021	—	2,500	38.6
8.75% due September 2021	—	2,500	38.6
9.24% due October 2022*	4,992	4,997	77.0
9.40% due November 2022*	4,992	4,997	77.0
9.40% due December 2022*	4,992	4,998	77.0
9.24% due December 2022*	4,997	4,999	77.0
9.10% due April 2023*	24,987	24,990	385.4
9.17% due July 2023*	11,993	12,000	185.0
	115,153	136,751	2,108.7

* The holders of these NCDs and the Company have put and call option at the end of 5 years from the respective date of the allotment of the NCDs.

Security Details

The Group has taken borrowings in various countries towards funding of its acquisitions, capital expenditure and working capital requirements. The borrowings comprise of funding arrangements from various banks and financial institutions taken by the parent and subsidiaries. Out of the total borrowings of Rs. 676,112 million and Rs. 745,780 million (\$ 11,500.1 million) shown above, total secured borrowings are Rs. 436,376 million and Rs. 453,336 million (\$ 6,990.5 million) and unsecured borrowings are Rs. 239,736 million and Rs. 292,444 million (\$ 4,509.5 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively. The details of security provided by the Group in various countries, to various banks on the assets of Parent and subsidiaries are as follows:

		As at March 31,		
		2016	2017	2017
		(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Project buyers' credit from banks	Secured by exclusive charge on the assets of Vedanta Limited's aluminium division at Jharsuguda imported under facility and first charge on Jharsuguda aluminium's current assets on pari passu basis.	18	115	1.8
	Secured by first charge on pari passu basis on all the movable assets of TSPL.	1,311	—	—
	Secured by a residual charge on all the movable assets of VGCB, both present and future.	1,212	1,180	18.2
	Secured by exclusive charge only on specific assets imported under the facility in BALCO.	3,852	194	3.0
Cash credit	Secured by hypothecation of stock of raw materials, work-in-progress, semi-finished, finished products, consumable stores and spares, bills receivable, book debts and all other movables, both present and future in BALCO. The charges ranks pari passu among banks under multiple banking arrangements, both for fund based and non-fund based facilities.	1,209	—	—
External commercial borrowings	Secured by a first pari passu charge on all present and future movable assets of Vedanta Limited's Aluminium division at Jharsuguda including its movable plant and machinery, equipment, machinery spare tools and accessories except for assets acquired under buyer's credit where there is a second charge.	19,845	6,480	99.9
	Secured by first pari passu charge over property, plant and equipments of BALCO with Minimum Security cover of 1.25 times except for assets acquired under buyer's credit where there is a second charge.	—	4,791	73.9
	Secured by first pari passu charges on Project assets related to 1200 MW Power Plant and 3.25 LTPA Smelter both present and future along with secured lenders except for assets acquired under buyer's credit where there is a second charge in BALCO.	3,289	3,231	49.8
	Secured by first pari passu charges on all the property, plant and equipments (excluding land) of the 3.25 LTPA Aluminium Smelter along with a Thermal Power Plant of 1200 MW at BALCO except for assets acquired under buyer's credit where there is a second charge, both present and future along with secured lenders	13,266	8,645	133.3

		As at March 31,		
		2016	2017	2017
		(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Non-convertible Debentures	The Principal together with interest (in respect of the amount so subscribed and issued) is secured by the first pari passu charge over specific identified property, plant and equipments of Vedanta Limited's iron ore division with the minimum security cover of 1.25 times.	15,000	15,000	231.3
	Secured by a first pari passu charge over property, plant and equipment of BALCO with minimum security cover of 1.10 times except for assets acquired under buyer's credit where there is a second charge.	2,500	—	—
	Secured by first pari passu charge over property, plant and equipments (excluding leasehold properties) of BALCO with Minimum Security cover of 1.25 times except for assets acquired under buyer's credit where there is a second charge.	5,000	5,000	77.1
	Secured by security cover of 1.25 times on the face value of outstanding debentures by way of first pari passu charge on the assets of Vedanta Limited's power division and/or assets of 2400 MW Thermal Power at Jharsuguda, Orissa at all times during the tenure of the debenture.	14,976	14,990	231.2
	Secured by way of first pari-passu charge on the specific movable and/or immovable property, plant and equipments except for assets acquired under buyer's credit where there is a second charge, as may be identified and notified by the Issuer to the Security Trustee from time to time, with minimum asset coverage of 1 time of the aggregate face value of Bonds outstanding at any point of time. The whole of the movable property, plant and equipments of the 1.6 MTPA Aluminium Smelter along with 1215 MW captive power plant in Jharsuguda and 1 MTPA alumina refinery along with 75 MW co-generation plant in Lanjigarh are covered	61,967	66,982	1,032.9
	Secured by first pari passu charge over the property, plant and equipments of Vedanta Limited's Lanjigarh Expansion and Lanjigarh 2 MTPA Assets with a minimum security cover of 1 time of the outstanding amount of the debenture	—	15,500	239.0
	Secured 1.1 times of the face value of outstanding debentures, by way of charge on the property, plant and equipment of the VGCB	750	—	—
	Secured by first pari passu charge on all the property, plant and equipments of TSPL both present and future, with a minimum asset cover of 1.1 times during the tenure of the NCDs (including debt service reserve account).	14,960	19,279	297.3

		As at March 31,		
		2016	2017	2017
		(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Term Loans	Secured by first charge on pari passu basis on all the assets of TSPL, both present and future	23,300	36,401	561.3
	Secured by first pari passu charge by way of hypothecation on the entire movable property, plant and equipments (including WIP) of the Aluminium and Power Project, both present and future except for assets acquired under buyer's credit where there is a second charge; and mortgage by deposit of documents of title of the land pertaining to the property, plant and equipments. Aluminium and Power project shall mean the manufacturing facilities comprising of (i) alumina refinery having output of 1 MTPA along with co-generation captive power plant with an aggregate capacity of 75 MW at Lanjigarh, Orissa. (ii) aluminium smelter having an output of 1.6 MTPA along with a 121.5 (9x135) MW CPP at Jharsuguda, Orissa.	—	26,588	410.0
	Secured by a first pari passu charge on movable & immovable property, plant and equipments of Vedanta Limited's Refinery expansion Project (beyond 2 MTPA & upto 6 MTPA)	—	9,844	151.8
	Secured by creating first pari-passu charge by way of hypothecation of the movable property, plant and equipments except for assets acquired under buyer's credit where there is a second charge, and mortgage on all the immovable property, plant and equipments of the Aluminium Division of Vedanta Limited, both present and future, including leasehold land.	104,475	92,923	1,432.9
	Secured by a first pari passu charge by way of hypothecation on the entire movable property, plant and equipments (including CWIP) of the project at Vedanta Limited's Jharsuguda Aluminium division except for assets acquired under buyer's credit where there is a second charge, both present and future; and mortgage by deposit of documents of title of the land pertaining to the property, plant and equipments.	19,662	19,421	299.5
	Secured by aggregate of the Net property, plant and equipments of Aluminium Division and the Lanjigarh Expansion Project reduced by the outstanding amount of other borrowings having first pari passu charge on the property, plant and equipments of Aluminium division and the Lanjigarh Expansion Project except for assets acquired under buyer's credit where there is a second charge.	12,444	12,450	192.0

	As at March 31,		
	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Secured by creating first pari-passu charge by way of hypothecation of the movable property, plant and equipments and mortgage on all the immovable property, plant and equipments of the Aluminium Division of Vedanta Limited except for assets acquired under buyer's credit where there is a second charge, both present and future, including leasehold land.	4,450	3,750	57.8
Secured by 2nd pari passu charge on specific property, plant and equipments of Vedanta Limited related to 2400 MW power project in Jharsuguda (except agricultural land)	6,870	4,373	67.4
Secured by first pari passu charge on movable property, plant and equipments (excluding Coal Block assets) except for assets acquired under buyer's credit where there is a second charge, both present and future along with secured lenders in BALCO.	15,937	15,409	237.5
The facility is guaranteed by Vedanta Resources Plc. Further TEHL has pledged all the shares it holds in TMHL as security for this loan	59,269	38,905	599.9
The facility is guaranteed by Vedanta Resources Plc. Further 100% shares of TMHL (held by TEHL) have been pledged as security for this facility	30,814	29,180	450.0
Secured by first pari passu charge on all movable and immovable property, plant and equipment, current assets of VGCB including escrow account, both present and future with a minimum cover of 1.25 times and first pari passu charge with other term lenders on project assets.	—	2,705	41.7
Total	436,376	453,336	6,990.5

18. Acceptances

Acceptances consist of:

	As at March 31,		
	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Payable under trade financing arrangements	99,500	113,304	1,747.2
	99,500	113,304	1,747.2

Acceptances comprise of credit availed from banks and financial institutions for payment to suppliers for raw materials purchased by the Group. The arrangements are interest-bearing and are payable within one year. The fair value of acceptances is not materially different from the carrying values presented.

19. Trade and other payables

Trade and other payables consist of:

	As at March 31,		
	2016 (Rs. in million)	2017 (Rs. in million)	2017 (US dollars in million)
Financial			
Amount due to other related parties.....	3,583	310	48
Dividend payable ¹	35,572	72,170	1,112.9
Trade payables ¹	63,582	62,639	965.9
Creditors for capital expenditure	54,755	37,444	577.4
Security deposit and retentions.....	9,850	9,867	152.1
Other liabilities-current.....	17,420	32,441	500.3
Total - Financial	184,762	214,871	3,313.4
Non Financial			
Dividend Tax Payable.....	20,644	—	—
Statutory Liabilities	15,985	19,072	294.1
Advances from customers ²	26,368	47,354	730.2
Other payables	4,947	4,497	69.2
Total - Non Financial	67,944	70,923	1,093.5
	252,706	285,794	4,406.9

The fair value of trade and other payables is not materially different from the carrying values presented.

¹ Trade payables are non-interest bearing and are normally settled within 1 day to 180 days terms.

² Advances from customers include amounts received under long term supply agreements. The advance payment plus a fixed rate of return will be settled by supplying goods as per the terms of the respective agreements. The portion of advance that is expected to be settled within the next 12 months has been classified as a current liability. Includes advance from related party Rs. 68 million and Rs. 139 million (\$2.1 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively.

³ Includes payable to related party Rs. 32,983 million (\$508.6 million) (refer note 31) as at March 31, 2017

20. Provisions

	Restoration, rehabilitation and environmental (a)	Other (b)	Total
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)
As at April 01, 2015	11,286	4,750	16,036
Additions	203	85	288
Utilized	(1,160)	(1,970)	(3,130)
Change in estimate.....	141	—	141
Unwinding of discount	750	—	750
Reclassification to trade and other payables.....	—	(2,102)	(2,102)
Exchange differences.....	293	149	442
As at March 31, 2016	11,513	912	12,425
Classification as at March 31, 2016			
Current.....	877	816	1,693
Non-current.....	10,636	96	10,732
	11,513	912	12,425

	Restoration, rehabilitation and environmental (a)	Other (b)	Total	Total
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
As at April 01, 2016	11,513	912	12,425	191.6
Additions	1,162	513	1,675	25.8
Utilized	(600)	(310)	(910)	(14.0)
Change in estimate.....	6,641	—	6,641	102.4
Unwinding of discount	844	—	844	13.0
Exchange differences.....	(286)	(25)	(311)	(4.8)
As at March 31, 2017	19,274	1,090	20,364	314.0
Classification as at March 31, 2017				
Current.....	564	567	1,131	17.4
Non-current.....	18,710	523	19,233	296.6
	19,274	1,090	20,364	314.0

(a) Restoration, rehabilitation and environmental

The provision for restoration, rehabilitation and environmental liabilities represents the management's best estimate of the costs which will be incurred in the future to meet the Group's obligations under existing Indian, Australian, Namibian, South Africa and Irish law and the terms of the Group's mining and other licenses and contractual arrangements. These amounts calculated by considering discount rates within the range of 2% to 13%, becomes payable on closure of mine and are expected to be incurred over a period of one to thirty years. Within India, the principal restoration and rehabilitation provisions are recorded where a legal obligation exists relating to oil and gas fields, where costs are expected to be incurred in restoring the site of production facilities at the end of producing life of an oil field. The Group recognizes the full cost of site restoration as a liability to rectify these environmental damages.

An obligation to incur restoration, rehabilitation and environment costs arises when environmental disturbances are caused by the development or ongoing production from a producing field.

In the current year, the Group revised the discount rate applied to the decommissioning liability in relation to the Group's oil and gas segment from 8% (March 31, 2016) to 3.5% (March 31, 2017) p.a. to reflect the risk free rate of return of the currency in which the majority of the expenses are likely to be incurred. The consequential increase in decommissioning provision and property, plant and equipment of Rs.8,105 million (US\$ 125.0 million), which the Group believes is not material, has been recognized in the current year.

(b) Other

Other provisions comprises the Group's best estimates of the costs based on the possibility of occurrence in the future to settle certain legal, tax and other claims outstanding against the Group. The timing of cash flows in respect of such provisions cannot be reasonably determined. In addition the provision as of March 31, 2015 included provision of Rs. 1,766 million recognized pursuant to the introduction of the Mines and Mineral (Development and Regulation) Amendment Act, 2015, the timing and amount of which was uncertain. The same had been reclassified to trade and other payables as of March 31, 2016 post removal of uncertainty.

21. Other non-current liabilities

Non-current liabilities consist of:

	As at March 31,		
	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Financial			
Project creditors, Security deposits and retentions	4,035	3,104	47.8
Others.....	595	18	0.3
Total - Financial	4,630	3,122	48.1
Non Financial			
Advance from customers (Refer note 19(2))	9,986	—	—
Others.....	247	—	—
Total Non Financial	10,233	—	—
	14,863	3,122	48.1

22. Employee benefits

The Group participates in defined contribution and benefit schemes, the assets of which are held (where funded) in separately administered funds.

For defined contribution schemes the amount charged to the consolidated statements of profit or loss is the total amount of contributions payable in the year.

For defined benefit schemes, the cost of providing benefits under the plans is determined by actuarial valuation separately each year for each plan using the projected unit credit method by independent qualified actuaries as at the year end. Remeasurement gains and losses arising in the year are recognized in full in Consolidated Statement of Comprehensive Income for the year.

Defined contribution schemes

The Group contributed a total of Rs. 747 million, Rs. 909 million, Rs. 872 million (\$ 13.4 million) for the years ended March 31, 2015, 2016 and 2017 respectively, to the following defined contribution plans.

Central provident fund and family pension fund

In accordance with the Indian Provident Fund Act, employees are entitled to receive benefits under the Provident Fund. Both the employee and the employer make monthly contributions to the plan at a predetermined rate (12% for 2017) of an employee's basic salary. All employees have an option to make additional voluntary contributions. These contributions are made to the fund administered and managed by the Government of India (GOI) or to independently managed and approved funds. The Group has no further obligations under the fund managed by the GOI beyond its monthly contributions which are charged to the consolidated statements of profit or loss in the period they are incurred. Where the contributions are made to independently managed and approved funds, shortfall in actual return, if any, from the return guaranteed by the State are made by the employer. There is no such shortfall in the actual return for independently managed funds for the year ended March 31, 2016 and 2017. The benefits are paid to employees on their retirement or resignation from the Group.

Superannuation

Superannuation, another pension scheme applicable in India, is applicable only to senior executives. Vedanta Limited and each relevant Indian subsidiary holds a policy with Life Insurance Corporation of India ("LIC"), to which each of these entities contributes a fixed amount relating to superannuation and the pension annuity is met by LIC as required, taking into consideration the contributions made. The Group has no further obligations under the scheme beyond its monthly contributions which are charged to the consolidated statements of profit or loss in the period they are incurred.

Australian pension scheme

The Group also participates in defined contribution superannuation schemes in Australia. The contribution of a proportion of an employee's salary in a superannuation fund is a legal requirement in Australia. The employer contributes, into the employee's fund of choice, 9.50% of an employee's gross remuneration where the employee is covered by an industrial agreement and 12.50% of the basic remuneration for all other employees. All employees have the option to make additional voluntary contributions. The Group has no further obligations under the scheme beyond its monthly contributions which are charged to the consolidated statements of profit or loss in the period they are incurred.

Skorpion Zinc Provident Fund, Namibia

The Skorpion Zinc Provident Fund is a defined contribution fund and is compulsory to all full time employees under the age of 60. The Group contribution to the fund is a fixed percentage of 9% per month of pensionable salary, whilst the employee contributes 7% with the option of making additional contributions, over and above the normal contribution, up to a maximum of 12%.

The Fund provides disability cover which is equal to the member's fund credit and a death cover of 2 times annual salary in the event of death before retirement.

Black Mountain (Pty) Limited, South Africa Pension and Provident Funds

BMM has two retirement funds, both administered by Alexander Forbes, a registered financial service provider. Both funds form part of the Alexander Forbes umbrella fund and are defined contribution funds. The purpose of the funds is to provide retirement and death benefits to all eligible employees. Both the fund plans are defined contribution schemes for its employees and amount of contribution paid or payable during the year is charged to profit or loss. Group contributes at a fixed percentage of 10.5% for up to supervisor grade and 15% for others.

Lisheen Mine, Ireland Pension Funds

Lisheen participates in a defined contribution pension scheme for all employees. The plan requires Lisheen to contribute 5% of annual basic salary of the employee and the employee is required to also contribute 5% of their annual basic salary. Under the terms of the executive scheme a contribution of 15% each is made by Lisheen and by the individual. Employees may also make additional voluntary contributions subject to certain limits. The Lisheen's contribution will continue until an employee terminates employment or reaches the retirement age of 65, whichever happens first.

*Defined benefit plans**Contribution to provident fund trust (the "trusts") of Iron ore division, BALCO, HZL, SRL and SMCL*

The provident funds of Iron ore division, BALCO, HZL, SRL and SMCL are exempted under section 17 of The Employees Provident Fund and Miscellaneous Provisions Act, 1952. Conditions for grant of exemption stipulates that the employer shall make good deficiency, if any, between the return guaranteed by the statute and actual earning of the Fund. Based on actuarial valuation in accordance with IAS 19 and Guidance note issued by Institute of Actuaries of India for interest rate guarantee of exempted provident fund liability of employees, there is no interest shortfall that is required to be met by Iron ore division, BALCO, HZL, SRL and SMCL as of March 31, 2017 and March 31, 2016. Having regard to the assets of the fund and the return in the investments, the Group does not expect any deficiency in the foreseeable future. The Group contributed a total of Rs. 666 million, Rs. 642 million, Rs. 536 million (\$ 8.3 million) for the years ended March 31, 2015, 2016 and 2017 respectively in relation to the independently managed and approved funds. The present value of obligation and the fair value of plan assets of the trust are summarized below.

	As at March 31, 2015 (Rs. Million)	As at March 31, 2016 (Rs. Million)	As at March 31, 2017 (Rs. Million)	As at March 31, 2017 (US dollars in million)
Fair value of plan assets of trusts	11,220	11,846	13,336	205.6
Present value of defined benefit obligations	(10,736)	(11,628)	(13,110)	(202.2)
Net liability arising from defined benefit obligation	Nil	Nil	Nil	Nil

% allocation of Plan assets of the trust

	As at March 31, 2015	As at March 31, 2016	As at March 31, 2017
Assets by category			
Government Securities.....	85.69	85.90	77.17
Debentures/Bonds.....	13.08	13.75	22.59
Fixed Deposits	1.23	0.35	0.24

Post-Retirement Medical Benefits:

The Group has a scheme of post-retirement medical benefits for employees at BMM and BALCO. Based on an actuarial valuation conducted as at year end, a provision is recognized in full for the benefit obligation. The obligation relating to post-retirement medical benefits as at March 31, 2016 and 2017 was Rs.306 million and Rs. 613 million (\$ 9.5 million) respectively (balance as at March 31, 2017 includes an amount of post- retirement medical benefit of Rs. 232 million reclassified from defined benefit obligation relating to gratuity plan). The obligation under this plan is unfunded. The Group considers these amounts as not material and accordingly has not provided further disclosures as required by IAS 19 (Revised 2011) "Employee benefits". The remeasurement loss/ (gain) on post-retirement medical benefits of Rs. 22 million, Rs. (24) million, Rs. 6 million (\$ 0.1 million) for the year ended March 31, 2015, 2016 and 2017 respectively have been recognized in other comprehensive income.

Gratuity plan

In accordance with the Payment of Gratuity Act of 1972, Vedanta Limited and its Indian subsidiaries contribute to a defined benefit plan (the "Gratuity Plan") covering certain categories of employees. The Gratuity Plan provides a lump sum payment to vested employees at retirement, disability or termination of employment being an amount based on the respective employee's last drawn salary and the number of years of employment with the Group.

Based on actuarial valuations conducted as at year end, a provision is recognised in full for the benefit obligation over and above the funds held in the Gratuity Plan. For entities where the plan is unfunded, full provision is recognised in the consolidated statements of financial position.

The iron ore division of the Company, HZL and erstwhile Cairn India Limited have constituted a trust recognized by Indian Income Tax Authorities for gratuity to employees, contributions to the trust are funded with Life Insurance Corporation of India (LIC), ICICI Prudential Life Insurance Company Limited and HDFC Standard life insurance.

Principal actuarial assumptions

Principal actuarial assumptions used to determine the present value of the defined benefit obligation are as follows:

	Year ended March 31, 2015	Year ended March 31, 2016	Year ended March 31, 2017
Discount rate.....	7.8% - 7.9%	8%	7.7%
Expected rate of increase in compensation level of covered employees.....	5.0% to 10.0%	5% to 10%	3% to 15%

In India, the mortality tables used, assume that a person aged 60 at the end of the balance sheet date has a future life expectancy of 19 years.

Assumptions regarding mortality for Indian entities are based on mortality tables of 'Indian Assured Lives Mortality (2006-2008)' published by the Institute of Actuaries of India.

Amount recognised in the consolidated statements of financial position consists of:

	As at March 31, 2015 (Rs. Million)	As at March 31, 2016 (Rs. Million)	As at March 31, 2017 (Rs. Million)	As at March 31, 2017 (US dollars in million)
Fair value of plan assets	2,824	2,899	3,215	49.6
Present value of defined benefit obligations	(4,987)	(4,517)	(4,495)	(69.3)
Net liability arising from defined benefit obligation	(2,163)	(1,618)	(1,280)	(19.7)

Amounts recognised in consolidated statement of profit or loss in respect of defined benefit schemes are as follows:

	Year ended March 31, 2015 (Rs. Million)	Year ended March 31, 2016 (Rs. Million)	Year ended March 31, 2017 (Rs. Million)	Year ended March 31, 2017 (US dollars in million)
Current service cost	281	279	277	4.3
Net Interest cost	134	158	99	1.5
Total charge to consolidated statements of profit or loss	415	437	376	5.8

Amounts recognised in the consolidated statement of comprehensive income in respect of defined benefit scheme are as follows:

	Year ended March 31, 2015 (Rs. Million)	Year ended March 31, 2016 (Rs. Million)	Year ended March 31, 2017 (Rs. Million)	Year ended March 31, 2017 (US dollars in million)
Remeasurements of the net defined benefit obligation:-				
Actuarial losses arising from changes in demographic assumptions	18	—	2	0.0
Actuarial (gains) / losses arising from changes in financial assumptions	319	(28)	(6)	(0.1)
Actuarial losses arising from experience adjustments	349	207	50	0.8
(Gain) / Loss on Plan assets (excluding amounts included in net interest cost)	9	(15)	2	0.0
Remeasurement of the net defined benefit liability	695	164	48	0.7

The movement of the present value of defined benefit obligation was as follows:

	Year ended March 31, 2015 (Rs. in Million)	Year ended March 31, 2016 (Rs. in Million)	Year ended March 31, 2017 (Rs. in Million)	Year ended March 31, 2017 (US dollars in million)
At 1 April	(4,439)	(4,987)	(4,517)	(69.6)
Reclassification to post retirement medical benefits	—	—	232	3.6
-Current service cost	(281)	(279)	(277)	(4.3)
Benefits paid	800	1,298	451	6.9
Interest cost of scheme liabilities	(381)	(370)	(338)	(5.2)
Actuarial (losses) arising from changes in demographic assumptions	(18)	—	(2)	(0.0)
Actuarial gains / (losses) arising from changes in financial assumptions	(319)	28	6	0.1
Actuarial (losses) arising from experience adjustment	(349)	(207)	(50)	(0.8)
At March 31, ...	(4,987)	(4,517)	(4,495)	(69.3)

The movement in the fair value of plan assets was as follow:

	Year ended March 31, 2015 (Rs. in Million)	Year ended March 31, 2016 (Rs. in Million)	Year ended March 31, 2017 (Rs. in Million)	Year ended March 31, 2017 (US dollars in million)
At 1 April	2,754	2,824	2,899	44.7
Contributions received	286	677	455	7.0
Benefits paid	(454)	(829)	(376)	(5.8)
Remeasurement gain / (loss) arising from return on plan assets	(9)	15	(2)	(0.0)
Interest income	247	212	239	3.7
At March 31,	2,824	2,899	3,215	49.6

% allocation of plan assets	LIC		ICICI		HDFC	
	As at March 31		As at March 31		As at March 31	
Assets by category	2016	2017	2016	2017	2016	2017
Government securities	45.0	45.0	21.7	26.2	52.1	67.5
Debentures/bonds	35.0	35.0	21.9	54.0	42.9	32.5
Equity instruments	10.0	10.0	56.4	16.2	—	—
Fixed Deposits	—	—	—	0.7	—	—
Money market instruments	10.0	10.0	—	2.9	5.0	—
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

The actual return on plan assets was Rs. 238 million, Rs. 227 million and Rs. 237 million, (\$ 3.7 million) for the years ended March 31, 2015, March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively.

The group expects to contribute Rs. 314.1 million (\$ 4.8 million) to the funded defined benefit plans in fiscal 2018.

The Weighted average duration of the defined benefit obligation is 12.5 years and 12.7 years as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively.

Sensitivity analysis

Below is the sensitivity analysis determined for significant actuarial assumptions for the determination of defined benefit obligations and based on reasonably possible changes of the respective assumptions occurring at the end of the reporting period while holding all other assumptions constant.

	Increase / (Decrease) in defined benefit obligation (Rs. in million)	Increase / (Decrease) in defined benefit obligation (US dollars in million)
Discount rate		
Increase by 0.50%	(155)	(2.4)
Decrease by 0.50%	161	2.5
Expected rate of increase in compensation level of covered employees		
Increase by 0.50%	141	2.2
Decrease by 0.50%	(142)	(2.2)

The above sensitivity analysis may not be representative of the actual benefit obligation as it is unlikely that the change in assumptions would occur in isolation of one another as some of the assumptions may be correlated.

In presenting the above sensitivity analysis, the present value of defined benefit obligation has been calculated using the projected unit credit method at the end of reporting period, which is the same as that applied in calculating the defined obligation liability recognized in the statement of consolidated financial position.

Risk analysis

Group is exposed to a number of risks in the defined benefit plans. Most significant risks pertaining to defined benefits plans and management estimation of the impact of these risks are as follows:

Investment risk

Most of the Indian defined benefit plans are funded with Life Insurance Corporation of India (LIC), ICICI Prudential Life (ICICI) and HDFC Standard Life. Group does not have any liberty to manage the fund provided to LIC, ICICI and HDFC Standard Life.

The present value of the defined benefit plan liability is calculated using a discount rate determined by reference to Government of India bonds for Group's Indian operations. If the return on plan asset is below this rate, it will create a plan deficit.

Interest risk

A decrease in the interest rate on plan assets will increase the plan liability.

Longevity risk/ Life expectancy

The present value of the defined benefit plan liability is calculated by reference to the best estimate of the mortality of plan participants both during and at the end of the employment. An increase in the life expectancy of the plan participants will increase the plan liability.

Salary growth risk

The present value of the defined benefit plan liability is calculated by reference to the future salaries of plan participants. An increase in the salary of the plan participants will increase the plan liability.

23. Financial instruments

This section gives an overview of the significance of financial instruments for the Group and provides additional information on the consolidated statements of financial position. Details of significant accounting policies, including the criteria for recognition, the basis of measurement and the basis on which income and expenses are recognised, in respect of each class of financial asset, financial liability and equity instrument are disclosed in Note 2 and Note 3.

Financial assets and liabilities:

The following tables present the carrying value and fair value of each category of financial assets and liabilities as at March 31, 2016 and 2017.

As at March 31, 2016:

	(Rs. in million)					
	Held for trading	Loans and receivables	Available for sale financial assets	Derivatives used for hedging	Total carrying value	Total fair value
Financial assets						
<i>Financial assets investments</i>						
— at fair value.....	—	—	432	—	432	432
Other non—current assets.....	—	5,935	—	—	5,935	5,935
Trade and other receivable.....	—	57,308	—	—	57,308	57,308
<i>Short term investments</i>						
—Bank deposits	—	32,815	—	—	32,815	32,815
—Other investments.....	533,377	—	—	—	533,377	533,377
Derivative financial assets	—	—	—	1,281	1,281	1,281
Cash and cash equivalents	—	20,870	—	—	20,870	20,870
Restricted cash and cash equivalents	—	3,367	—	—	3,367	3,367
Total	533,377	120,295	432	1,281	655,385	655,385

As at March 31, 2016

Financial liabilities	(Rs. in million)			
	Derivatives used for hedging	Amortised cost	Total carrying value	Total fair value
Borrowings				
—Short term	—	182,328	182,328	182,328
—Long term.....	—	493,784	493,784	495,755
Acceptances.....	—	99,500	99,500	99,500
Trade and other payables.....	—	184,762	184,762	184,762
Other non-current liabilities	—	4,630	4,630	4,220
Derivative financial liabilities	4,552	—	4,552	4,552
Total	4,552	965,004	969,556	971,117

As at March 31, 2017:

Financial assets	(Rs. in million)						(US dollars in million)	
	Held for trading	Loans and receivables	Available for sale financial assets	Derivatives used for hedging	Total carrying value	Total fair value	Total carrying value	Total fair value
<i>Financial assets investments</i>								
— at fair value.....	—	—	695	—	695	695	10.7	10.7
Other non—current assets.....	—	19,300	—	—	19,300	19,300	297.6	297.6
Trade and other receivable.....	—	33,222	—	—	33,222	33,222	512.3	512.3
<i>Short term investments</i>								
—Bank deposits	—	55,790	—	—	55,790	55,790	860.3	860.3
—Other investments.....	468,895	—	—	—	468,895	468,895	7,230.4	7,230.4
Derivative financial assets	—	—	—	129	129	129	2.0	2.0
Cash and cash equivalents	—	97,202	—	—	97,202	97,202	1,498.9	1,498.9
Restricted cash and cash equivalents	—	11,747	—	—	11,747	11,747	181.1	181.1
Total	468,895	217,261	695	129	686,980	686,980	10,593.3	10,593.3

As at March 31, 2017:

Financial liabilities	(Rs. in million)				(US dollars in million)	
	Derivatives used for hedging	Amortised cost	Total carrying value	Total fair value	Total carrying value	Total fair value
Borrowings						
—Short term	—	413,126	413,126	413,126	6,370.5	6,370.5
—Long term	—	332,654	332,654	334,567	5,129.6	5,159.1
Acceptances	—	113,304	113,304	113,304	1,747.2	1,747.2
Trade and other payables	—	214,871	214,871	214,871	3,313.4	3,313.4
Other non-current liabilities	—	3,122	3,122	3,122	48.1	48.1
Derivative financial liabilities	8,773	—	8,773	8,773	135.3	135.3
Total	8,773	1,077,077	1,085,850	1,087,763	16,744.1	16,773.6

Fair value hierarchy

The Group uses the following hierarchy for determining and disclosing the fair value of financial instruments by valuation technique:

Level 1: quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities

Level 2: inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices)

Level 3: inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs)

The below tables summarize the categories of financial assets and liabilities as at March 31, 2016 and 2017 measured at fair value:

As at March 31, 2016	(Level 1)	(Level 2)	(Level 3)	(Level 1)	(Level 2)	(Level 3)
	(Rs. in million)					
Financial assets						
<i>At fair value through profit or loss</i>						
— Held for trading.....	234,972	298,405	—			
—Derivative financial assets						
—Commodity contracts	—	216	—			
—Forward foreign currency contracts.....	—	722	—			
— Forward foreign currency contracts (Net investment in foreign operation)	—	343	—			
<i>Available-for-sale investments</i>						
— Financial asset investments held at fair value.....	432	—	—			
	235,404	299,686	—			
Financial liabilities						
<i>At fair value through profit or loss</i>						
—Derivative financial liabilities						
—Commodity contracts	—	126	—			
—Forward foreign currency contracts.....	—	4,426	—			
	—	4,552	—			

As at March 31, 2017	(Level 1)	(Level 2)	(Level 3)	(Level 1)	(Level 2)	(Level 3)
	(Rs. in million)			(US dollars in million)		
Financial assets						
<i>At fair value through profit or loss</i>						
— Held for trading.....	194,086	274,809	—	2,992.8	4,237.6	—
—Derivative financial assets						
—Commodity contracts	—	90	—	—	1.4	—
—Forward foreign currency contracts.....	—	39	—	—	0.6	—
<i>Available-for-sale investments</i>						
— Financial asset investments held at fair value	600	—	95	9.2	—	1.5
	194,686	274,938	95	3,002.0	4,239.6	1.5
Financial liabilities						
<i>At fair value through profit or loss</i>						
—Derivative financial liabilities						
—Commodity contracts	—	1,113	—	—	17.2	—
—Forward foreign currency contracts.....	—	7,660	—	—	118.1	—
	—	8,773	—	—	135.3	—

The below tables summarizes the fair value of financial liabilities other than those where carrying value is determined to be the fair value and which are carried at amortised cost as at March 31, 2016 and 2017:

As at March 31, 2016		(Level 2)
		(Rs. in million)
Financial Liabilities		
- Long term borrowings		495,755
- Other non-current liabilities		4,220
		499,975

As at March 31, 2017		(Level 2)	(Level 2)
		(Rs. in million)	US dollars in million
Financial Liabilities			
- Long term borrowings		334,567	5,159.1
		334,567	5,159.1

The fair value of the financial assets and liabilities are at the amount that would be received to sell an asset and paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. The following methods and assumptions were used to estimate the fair values:

- Investments traded in active markets are determined by reference to quotes from the financial institutions; for example: Net asset value (NAV) for investments in mutual funds declared by mutual fund house. For other listed securities traded in markets which are not active, the quoted price is used wherever the pricing mechanism is same as for other marketable securities traded in active markets. Other current investments are valued on the basis of market trades, poll and primary issuances for securities issued by the same or similar issuer and for similar maturities or based on the applicable spread movement for the security derived based on the aforementioned factor(s).
- Trade and other receivables (excluding non financial assets), cash and cash equivalents (including restricted cash and cash equivalents), bank deposits, trade and other payables (excluding non financial liabilities) and short-term borrowings: Approximate their carrying amounts largely due to the short-term maturities of these instruments.
- Other non-current financial assets and financial liabilities: Fair value is calculated using a discounted cash flow model with market assumptions, unless the carrying value is considered to approximate to fair value.
- Long-term fixed-rate and variable-rate borrowings: Fair value has been determined by the Group based on parameters such as interest rates, specific country risk factors, and the risk characteristics of the financed.
- Quoted available-for-sale financial assets investments: Fair value is derived from quoted market prices in active markets.
- Derivative financial assets/liabilities: The Group enters into derivative financial instruments with various counterparties, principally financial institutions with investment grade credit ratings. Interest rate swaps, foreign exchange forward contracts and commodity forward contracts are valued using valuation techniques, which employs the use of market observable inputs. The most frequently applied valuation techniques by the Group include forward pricing and swap models, using present value calculations. The models incorporate various inputs including the credit quality of counterparties, foreign exchange spot and forward rates, yield curves of the respective currencies, interest rate curves and forward rate curves of the underlying commodity. Commodity contracts are valued using the forward LME rates of commodities actively traded on the listed metal exchange i.e. London Metal Exchange, United Kingdom (U.K.).

The changes in counterparty credit risk had no material effect on the hedge effectiveness assessment for derivatives designated in hedge relationship and the value of other financial instruments recognised at fair value.

The estimated fair value amounts as at March 31, 2017 have been measured as at that date. As such, the fair values of these financial instruments subsequent to reporting date may be different than the amounts reported at each year-end.

There were no transfers between Level 1 and Level 2 during the year.

Risk management framework

The Group's businesses are subject to several risks and uncertainties including financial risks.

The Group's documented risk management policies act as an effective tool in mitigating the various financial risks to which the businesses are exposed to in the course of their daily operations. The risk management policies cover areas such as liquidity risk, commodity price risk, foreign exchange risk, interest rate risk, counterparty, credit risk and capital management. Risks are identified at both the corporate and individual subsidiary level with active involvement of senior management. Each operating subsidiary in the Group has in place risk management processes which are in line with the Group's policy. Each significant risk has a designated 'owner' within the Group at an appropriate senior level. The potential financial impact of the risk and its likelihood of a negative outcome are regularly updated.

The risk management process is coordinated by the Management Assurance function and is regularly reviewed by the Group's Audit Committee. The Audit Committee is aided by the CFO Committee and the Risk Management Committee, which meets regularly to review risks as well as the progress against the planned actions. Key business decisions are discussed at the periodic meetings of the CFO Committee and the Executive Committee. The overall internal control environment and risk management programme including financial risk management is reviewed by the Audit Committee on behalf of the Board.

The risk management framework aims to:

- improve financial risk awareness and risk transparency
- identify, control and monitor key risks
- identify risk accumulations
- provide management with reliable information on the Group's risk situation
- improve financial returns

Treasury management

Treasury management focuses on liability management, capital protection, liquidity maintenance and yield maximization. The treasury policies are approved by the Committee of the Board. Daily treasury operations of the subsidiary companies are managed by their respective finance teams within the framework of the overall Group treasury policies. Long-term fund raising including strategic treasury initiatives are handled by a central team while short-term funding for routine working capital requirements is delegated to subsidiary companies. A monthly reporting system exists to inform senior management of investments, debt, currency, commodity and interest rate derivatives. The Group has a strong system of internal control which enables effective monitoring of adherence to Group's policies. The internal control measures are effectively supplemented by regular internal audits.

The investment portfolio at the Group is independently reviewed by CRISIL Limited and Group portfolio has been rated as "Very Good" meaning highest safety. The investments are made keeping in mind safety, liquidity and yield maximization.

The Group uses derivative instruments to manage the exposure in foreign currency exchange rates, interest rates and commodity prices. The Group does not acquire or issue derivative financial instruments for trading or speculative purposes. The Group does not enter into complex derivative transactions to manage the treasury and commodity risks. Both treasury and commodities derivative transactions are normally in the form of forward contracts, interest rate and currency swaps and these are subject to the Group's policies.

Commodity price risk

The Group is exposed to the movement of base metal commodity prices on the London Metal Exchange. Any decline in the prices of the base metals that the Group produces and sells will have an immediate and direct impact on the profitability of the businesses. As a general policy, the Group aims to sell the products at prevailing market prices. The commodity price risk in import of Copper Concentrate & Alumina is hedged on back-to back basis ensuring no price risk for the business. Hedging is used primarily as a risk management tool and, in some cases, to secure future cash flows in cases of high volatility by entering into forward contracts or similar instruments. The hedging activities are subject to strict limits set out by the Board and to a strictly defined internal control and monitoring mechanism. Decisions relating to hedging of commodities are taken at the Executive Committee level, basis clearly laid down guidelines.

Whilst the Group aims to achieve average LME prices for a month or a year, average realised prices may not necessarily reflect the LME price movements because of a variety of reasons such as uneven sales during the year and timing of shipments.

The Group is also exposed to the movement of international crude oil price and the discount in the price of Rajasthan crude oil to Brent price.

Financial instruments with commodity price risk are entered into in relation to following activities:

- economic hedging of prices realised on commodity contracts
- cash flow hedging of revenues, forecasted highly probable transactions

Aluminium

The requirement of the primary raw material, alumina, is partly met from own sources and the rest is purchased primarily on negotiated price terms. Sales prices are linked to the LME prices. At present the Group on selective basis hedges the aluminium content in outsourced alumina to protect its margins.

The Group also enters into hedging arrangements for its aluminium sales to realise average month of sale LME prices.

Copper

The Group's custom smelting copper operations at Tuticorin is benefitted by a natural hedge except to the extent of a possible mismatch in quotation periods between the purchase of concentrate and the sale of finished copper. The Group's policy on custom smelting is to generate margins from Treatment charges/Refining charges or "TcRc", improving operational efficiencies, minimising conversion cost, generating a premium over LME on sale of finished copper, sale of by-products and from achieving import parity on domestic sales. Hence, mismatches in quotation periods are managed to ensure that the gains or losses are minimised. The Group hedges this variability of LME prices through forward contracts and tries to make the LME price a pass-through cost between purchases of copper concentrate and sales of finished products, both of which are linked to the LME price.

TcRc is a major source of income for the Indian copper smelting operations. Fluctuation in TcRc is influenced by factors including demand and supply conditions prevailing in the market for mine output. The Group's copper business has a strategy of securing a majority of its concentrate feed requirement under long-term contracts with mines.

Zinc and Lead

The sales prices are linked to the LME prices. The Group also enters into hedging arrangements for its Zinc and Lead sales to realise average month of sale LME prices.

Zinc International

Raw material for zinc and lead is mined in Namibia, South Africa and Ireland with sales prices linked to the LME prices.

Iron ore

The Group sells its Iron Ore production from Goa on the prevailing market prices and from Karnataka through e-auction route as mandated by State Government of Karnataka in India.

Oil and gas

The prices of various crude oils are based upon the price of the key physical benchmark crude oil such as Dated Brent, West Texas Intermediate, and Dubai/Oman etc. The crude oil prices move based upon market factors like supply and demand. The regional producers price their crude basis these benchmark crude with a premium or discount over the benchmark based upon quality differential and competitiveness of various grades.

Natural gas markets are evolving differently in important geographical markets. There is no single global market for natural gas. This could be owing to difficulties in large-scale transportation over long distances as compared to crude oil. Globally, there are three main regional hubs for pricing of natural gas, which are USA (Henry Hub Prices), UK (NBP Price) and Japan (imported gas price, mostly linked to crude oil).

Provisionally priced financial instruments

The value of net financial liabilities linked to commodities (excluding derivatives) accounted for on provisional prices was Rs. 29,630 million and Rs. 25,654 million (US\$ 395.6 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively. These instruments are subject to price movements at the time of final settlement and the final price of these instruments will be determined in the financial year beginning April 1, 2017.

Set out below is the impact of 10% increase in LME prices on pre-tax profit/(loss) for the year and pre-tax equity as a result of changes in the value of the Group's commodity financial instruments:

As at March 31, 2016			
	(Rs. in million)		
	Total exposure	Effect on pre-tax profit/(loss) of a 10% increase in the LME	Effect on pre-tax equity of a 10% increase in the LME
Copper	32,789	(3,279)	—
As at March 31, 2017			
	(Rs. in million)		
	Total exposure	Effect on pre-tax profit/(loss) of a 10% increase in the LME	Effect on pre-tax equity of a 10% increase in the LME
Copper	29,543	(2,954)	—
US dollars in million.....	455.6	(45.6)	

The above sensitivities are based on volumes, costs, exchange rates and other variables and provide the estimated impact of a change in LME prices on profit and equity assuming that all other variables remain constant. A 10% decrease in LME prices would have an equal and opposite effect on the Group's financial statements.

The impact of a 10% increase in closing copper LME for provisionally priced copper concentrate purchased at Copper custom smelting operations is Rs. 3,279 million and Rs. 2,954 million (\$ 45.6 million) for the year ended March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively, which is pass through in nature and as such will not have any impact on the profitability.

Financial risk

The Group's Board approved financial risk policies comprise liquidity, currency, interest rate and counterparty risk. The Group does not engage in speculative treasury activity but seeks to manage risk and optimize interest and commodity pricing through proven financial instruments.

(a) Liquidity

The Group requires funds both for short-term operational needs as well as for long-term investment programmes mainly in growth projects. The Group generates sufficient cash flows from the current operations which together with the available cash and cash equivalents and short-term investments provide liquidity both in the short-term as well as in the long-term.

The Group has been rated by CRISIL Limited (CRISIL) and India Ratings and Research Private Limited (India Rating) for its capital market issuance in the form of CPs and NCDs and for its banking facilities in line with Basel II norms.

CRISIL upgraded the ratings for the Group's long-term bank facilities and its Non-Convertible Debentures (NCD) programme to CRISIL AA / Stable Outlook from CRISIL AA- / Negative at the beginning of FY2017. The revision happened in three steps in September 2016 – Change in Outlook from Negative to Stable with AA- rating; February 2017 – change in Outlook from Stable to Positive with AA- rating and April 2017 – Upgrade of Ratings from CRISIL AA- / Positive outlook to CRISIL AA / Stable Outlook. Vedanta Limited has the highest short term rating on its working capital and Commercial Paper Programme at CRISIL A1+. India Ratings has revised the outlook on Vedanta Limited's ratings from IND AA/ Negative to IND AA/Stable on account of improved financial metrics and completion of the merger with Cairn.

The Group remains committed to maintaining a healthy liquidity, gearing ratio, deleveraging and strengthening its statement of financial position. The maturity profile of the Group's financial liabilities based on the remaining period from the date of balance sheet to the contractual maturity date is given in the table below. The figures reflect the contractual undiscounted cash obligation of the Group.

As at March 31, 2016

Payment due by year	<1 year	1-3 years	3-5 years	>5 years	Total
	(Rs. in million)				
Acceptances*	99,766	—	—	—	99,766
Trade and other payables**	184,762	1,880	326	2,424	189,392
Borrowings***	234,871	384,195	128,153	89,463	836,682
Derivative financial liabilities	4,474	78	—	—	4,552
	523,873	386,153	128,479	91,887	1,130,392

As at March 31, 2017

Payment due by year	<1 year	1-3 years	3-5 years	>5 years	Total
	(Rs. in million)				
Acceptances*	113,502	—	—	—	113,502
Trade and other payables**	214,871	1,153	—	1,969	217,993
Borrowings***	453,974	179,381	160,210	68,261	861,826
Derivative financial liabilities	8,216	557	—	—	8,773
	790,563	181,091	160,210	70,230	1,202,094
US dollars in million	12,190.6	2,792.4	2,470.5	1,083.0	18,536.5

* Includes committed interest payments

** Includes financial liabilities grouped under "other non current liabilities".

*** Includes long term borrowings, short term borrowings and committed interest payments.

The Group had access to following funding facilities:

As at March 31, 2016

Funding facility	Total facility (Rs. in million)	Drawn (Rs. in million)	Un drawn (Rs. in million)
Less than 1 year	608,741	495,586	113,155
1-5 years and above	143,879	141,285	2,594
Total	752,620	636,871	115,749

As at March 31, 2017

Funding facility	Total facility (Rs. in million)	Drawn (Rs. in million)	Un drawn (Rs. in million)
Less than 1 year	323,922	222,892	101,030
1-5 years and above	166,663	162,363	4,300
Total	490,585	385,255	105,330
US dollars in million	7,564.9	5,940.7	1,624.2

Collateral

The Group has pledged a part of its trade receivables, short-term investments and cash and cash equivalents in order to fulfill the collateral requirements for the financial facilities in place. The counterparties have an obligation to return the securities to the Group. There are no other significant terms and conditions associated with the use of collateral.

The details related to the fair value of collateral have been stated in Note 13, 14 and 15.

(b) Foreign exchange risk

Fluctuations in foreign currency exchange rates may have an impact on the consolidated statements of profit or loss, the consolidated statements of change in equity, where any transaction references more than one currency or where assets/liabilities are denominated in a currency other than the functional currency of the respective consolidated entities.

Considering the countries and economic environment in which the Group operates, its operations are subject to risks arising from the fluctuations primarily in the US dollar, Australian dollar, Namibian dollar, AED, ZAR, GBP, INR and Euro against the functional currencies of Vedanta Limited and its subsidiaries.

Exposures on foreign currency loans are managed through the Group wide hedging policy, which is reviewed periodically to ensure that the results from fluctuating currency exchange rates are appropriately managed. The Group strives to achieve asset liability offset of foreign currency exposures and only the net position is hedged.

The Group uses forward exchange contracts, currency swaps and other derivatives to hedge the effects of movements in exchange rates on foreign currency denominated assets and liabilities. The sources of foreign exchange risk are outstanding amounts payable for imported raw materials, capital goods and other supplies as well as financing transactions and loans denominated in foreign currencies. The Group is also exposed to foreign exchange risk on its net investment in foreign operations. Most of these transactions are denominated in US dollars. The policy of the Group is to determine on a regular basis what portion of the foreign exchange risk on financing transactions and loans are to be hedged through forward exchange contracts and other instruments. Short-term net exposures are hedged progressively based on their maturity. A more conservative approach has been adopted for project expenditures to avoid budget overruns. Longer term exposures, except part of net investment in foreign operations exposures, are normally unhedged. However all new long-term borrowing exposures are being hedged. The hedge mechanisms are reviewed periodically to ensure that the risk from fluctuating currency exchange rates is appropriately managed. The following analysis is based on the gross exposure as at the reporting date which could affect the consolidated statements of profit or loss. The exposure summarised below is mitigated by some of the derivative contracts entered into by the Group as disclosed under the section on "Derivative financial instruments"

	As at March 31, 2016		As at March 31, 2017		As at March 31, 2017	
	Financial assets	Financial liabilities	Financial assets	Financial liabilities	Financial assets	Financial liabilities
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)	(US dollars in million)
INR	27,508	27,024	19,205	29,622	296.1	456.8
USD	88,280	442,398	14,540	273,877	224.2	4,223.2
Euro.....	3,096	3,040	1,810	2,679	27.9	41.3
Others.....	3,608	3,081	3,745	3,252	57.8	50.2

The Group's exposure to foreign currency arises where a group entity holds monetary assets and liabilities denominated in a currency different to the functional currency of the respective business, with US dollar being the major non-functional currency. The value of a financial instrument may change as a result of changes in the interest rates, foreign currency exchange rate, liquidity and other market changes.

The results of Group's operations may be affected largely by fluctuations in the exchange rates between the Indian Rupee, Australian dollar, Namibia dollar and ZAR against the US dollar. The foreign exchange rate sensitivity is calculated by the aggregation of the net foreign exchange rate exposure with a simultaneous parallel foreign exchange rates shift in the currencies by 10% against the functional currency of the respective entities.

Set out below is the impact of a 10% strengthening in the functional currencies of respective entities on pre-tax profit/(loss) and pre-tax equity arising as a result of the revaluation of the Group's foreign currency financial assets/ liabilities :

March 31, 2016	Effect on pre-tax profit/(loss) of a 10% increase in currency	Effect on pre-tax equity of a 10% increase in currency
USD.....	33,377	(2,035)
INR.....	(48)	—
EURO.....	(6)	—

March 31, 2017

	Effect on pre-tax profit/(loss) of a 10% increase in currency	Effect on pre-tax equity of a 10% increase in currency	Effect on pre-tax profit/(loss) of a 10% increase in currency	Effect on pre-tax equity of a 10% increase in currency
	(Rs. in million)		(US Dollars in million)	
USD	25,752	(182)	397.1	(2.8)
INR	1,042	—	16.1	—
EURO	16	(71)	0.2	(1.1)

A 10% weakening of the functional currencies of respective entities would have an equal and opposite effect on the Group's financial statements.

(c) Interest rate risk

The Group is exposed to interest rate risk on short-term and long-term floating rate instruments and on the refinancing of fixed rate debt. The Group's policy is to maintain a balance of fixed and floating interest rate borrowings and the proportion of fixed and floating rate debt is determined by current market interest rates.

The borrowings of the Group are principally denominated in Indian Rupees and US dollars with mix of fixed and floating rates of interest. The US dollar debt and the Indian Rupee debt is split between fixed and floating rates. The Group has a policy of selectively using interest rate swaps, option contracts and other derivative instruments to manage its exposure to interest rate movements. These exposures are reviewed by appropriate levels of management on a monthly basis.

The Group invests cash and liquid investments in short-term deposits and debt mutual funds, some of which generate a tax-free return, to achieve the Group's goal of maintaining liquidity, carrying manageable risk and achieving satisfactory returns.

Floating rate financial assets are largely mutual fund investments which have debt securities as underlying assets. The returns from these financial assets are linked to market interest rate movements; however the counterparty invests in the agreed securities with known maturity tenure and return and hence has manageable risk. Additionally, the investments portfolio is independently reviewed by CRISIL Limited, and Group's investment portfolio has been rated as "Very Good" meaning highest safety.

The exposure of the Group's financial assets as at March 31, 2016 to interest rate risk is as follows:

	Floating rate financial assets	Fixed rate financial assets	Non-interest bearing financial assets	Total financial assets
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)
Financial assets.....	424,296	173,872	55,936	655,104
Derivative financial assets.....	—	—	1,281	1,281
	424,296	173,872	57,217	655,385

The exposure of the Group's financial liabilities as at March 31, 2016 to interest rate risk is as follows:

	Floating rate financial liabilities	Fixed rate financial liabilities	Non-interest bearing financial liabilities	Total financial liabilities
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)
Financial liabilities	324,037	451,143	189,824	965,004
Derivative financial liabilities	—	—	4,552	4,552
	324,037	451,143	194,376	969,556

The weighted average interest rate on the fixed rate financial liabilities is 7.1% p.a. and the weighted average period for which the rate is fixed is 1.4 years.

The exposure of the Group's financial assets as at March 31, 2017 to interest rate risk is as follows:

	Floating rate financial assets	Fixed rate financial assets	Non-interest bearing financial assets	Total financial assets
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)
Financial assets.....	355,073	195,353	136,425	686,851
Derivative financial assets.....	—	—	129	129
	355,073	195,353	136,554	686,980
(US dollars in million).....	5,475.3	3,012.4	2,105.6	10,593.3

The exposure of the Group's financial liabilities as at March 31, 2017 to interest rate risk is as follows:

	Floating rate financial liabilities	Fixed rate financial liabilities	Non-interest bearing financial liabilities	Total financial liabilities
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)
Financial liabilities	399,564	459,007	218,506	1,077,077
Derivative financial liabilities	—	—	8,773	8,773
	399,564	459,007	227,279	1,085,850
(US dollars in million).....	6,161.4	7,078.0	3,504.7	16,744.1

The weighted average interest rate on the fixed rate financial liabilities is 7.0% p.a. and the weighted average period for which the rate is fixed is 1.4 years.

The table below illustrates the impact of a 0.5% to 2.0% movement in interest rates on interest on financial assets/liabilities (net) assuming that the changes occur at the reporting date and has been calculated based on risk exposure outstanding as of date. The year end balances are not necessarily representative of the average debt outstanding during the year. This analysis also assumes that all other variables, in particular foreign currency rates, remain constant.

Increase in interest rates

	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
0.50%.....	501	(222)	(3.4)
1.00%.....	1,003	(445)	(6.9)
2.00%.....	2,005	(890)	(13.7)

(d) Counterparty and concentration of credit risk

Credit risk refers to the risk that counterparty will default on its contractual obligations resulting in financial loss to the Group. The Group has adopted a policy of only dealing with creditworthy counterparties and obtaining sufficient collateral, where appropriate, as a means of mitigating the risk of financial loss from defaults.

The Group is exposed to credit risk for receivables, short-term investments, and derivative financial instruments.

Credit risk on receivables is limited as almost all credit sales are against letters of credit and guarantees of banks of national standing. Moreover, given the diverse nature of the Group's businesses trade receivables are spread over a number of customers with no significant concentration of credit risk. No single customer accounted for 10.0% or more of revenue on a consolidated basis in any of the years indicated. The history of trade receivables shows a negligible provision for bad and doubtful debts. Therefore, the Group does not expect any material risk on account of non-performance by any of the Group's counterparties.

For short-term investments, counterparty limits are in place to limit the amount of credit exposure to any one counterparty. This, therefore, results in diversification of credit risk for our mutual fund and bond investments. For derivative and financial instruments, the Group attempts to limit the credit risk by only dealing with reputable banks and financial institutions.

The carrying value of the financial assets other than cash represents the maximum credit exposure. The Group's maximum exposure to credit risk as at March 31, 2016 and March 31, 2017 is Rs. 631,148 million and Rs. 578,031 million (\$8,913.3 million) respectively.

The maximum credit exposure on financial guarantees given by the Group for various financial facilities is described in Note 29 on "Commitments, contingencies, and guarantees".

None of the Group's cash equivalents, including time deposits with banks, are past due or impaired. Regarding trade and other receivables, and other non-current assets, there were no indications as at March 31, 2017, that defaults in payment obligations will occur except as described in Note 13 on allowance for impairment of trade and other receivables.

The analysis of the year end trade and other receivable is as follows:

As at March 31	2016 (Rs. in million)	2017 (Rs. in million)	2017 (US dollars in million)
Neither impaired nor past due.....	47,302	15,400	237.5
Past due but not impaired			
Due Less than 1 month.....	1,774	9,429	145.4
Due Between 1 - 3 months.....	4,495	3,014	46.5
Due Between 3 - 12 months.....	5,945	15,307	236.0
Due Greater than 12 months.....	3,727	9,372	144.5
	63,243	52,522	809.9

Receivables are deemed to be past due or impaired with reference to the Group's normal terms and conditions of business. These terms and conditions are determined on a case to case basis with reference to the customer's credit quality and prevailing market conditions. Receivables that are classified as 'past due' in the above table are those that have not been settled within the terms and conditions that have been agreed with that customer.

The credit quality of the Group's customers is monitored on an ongoing basis and assessed for impairment where indicators of such impairment exist. The solvency of the debtor and their ability to repay the receivable is considered in assessing receivables for impairment (also refer footnotes to note 11). Where receivables have been impaired, the Group actively seeks to recover the amounts in question and enforce compliance with credit terms.

Derivative financial instruments

The Group uses derivative instruments as part of its management of exposure to fluctuations in foreign currency exchange rates, interest rates and commodity prices. The Group does not acquire or issue derivative financial instruments for trading or speculative purposes. The Group does not enter into complex derivative transactions to manage the treasury and commodity risks. Both treasury and commodities derivative transactions are normally in the form of forward contracts and these are subject to the Group guidelines and policies.

The fair values of all derivatives are separately recorded in the consolidated statements of financial position within current and non-current assets and liabilities. Derivatives that are designated as hedges are classified as current or non-current depending on the maturity of the derivative.

The use of derivatives can give rise to credit and market risk. The Group tries to control credit risk as far as possible by only entering into contracts with reputable banks and financial institutions. The use of derivative instruments is subject to limits, authorities and regular monitoring by appropriate levels of management. The limits, authorities and monitoring systems are periodically reviewed by management and the Board. The market risk on derivatives is mitigated by changes in the valuation of the underlying assets, liabilities or transactions, as derivatives are used only for risk management purposes.

Embedded derivatives

Derivatives embedded in liabilities are treated as separate derivative contracts and marked-to-market when their risks and characteristics are not clearly and closely related to those of their host contracts and the host contracts are not fair valued.

Cash flow hedges

The Group enters into forward exchange and commodity price contracts for hedging highly probable forecast transaction and account for them as cash flow hedges and states them at fair value. Subsequent changes in fair value are recognized in equity until the hedged transaction occurs, at which time, the respective gain or losses are reclassified to the consolidated statements of profit or loss. These hedges have been effective for the year ended March 31, 2017.

The Group uses foreign exchange contracts from time to time to optimize currency risk exposure on its foreign currency transactions. The Group hedged part of its foreign currency exposure on capital commitments during fiscal 2017. Fair value changes on such forward contracts are recognized in the consolidated statements of comprehensive income.

The majority of cash flow hedges taken out by the Group during the year comprise non-derivative hedging instruments for hedging the foreign exchange rate of highly probable forecast transactions and commodity price contracts for hedging the commodity price risk of highly probable forecast transactions.

The cash flows related to above are expected to occur during the year ended March 31, 2018 and consequently may impact the consolidated statements of profit or loss for that year depending upon the change in the commodity prices and foreign exchange rates movements. For cash flow hedges regarded as basis adjustments to initial carrying value of the property, plant and equipment, the depreciation on the basis adjustments made is expected to affect the consolidated statements of profit or loss over the expected useful life of the property, plant and equipment.

Fair value hedge

The fair value hedges relate to forward covers taken to hedge currency exposure and commodity price risks.

The Group's sales are on a quotational period basis, generally one month to three months after the date of delivery at a customer's facility. The Group enters into forward contracts for the respective quotational period to hedge its commodity price risk based on average LME prices. Gains and losses on these hedge transactions are substantially offset by the amount of gains or losses on the underlying sales.

The Group uses foreign exchange contracts from time to time to optimize currency risk exposure on its foreign currency transactions. Fair value changes on such forward contracts are recognized in the consolidated statements of profit or loss.

Non-qualifying/economic hedge

The Group enters into derivative contracts which are not designated as hedges for accounting purposes, but provide an economic hedge of a particular transaction risk or a risk component of a transaction. Hedging instruments include copper, aluminium and zinc future contracts on the LME and certain other derivative instruments. Fair value changes on such derivative instruments are recognized in the consolidated statements of profit or loss.

Net investment in foreign operations

The Group has partly hedged its foreign exchange risk in net investment in foreign operations. Exchange differences arising from the translation of the net investment in foreign operations are recognised directly in equity. Gains and losses on those hedging instruments on forward exchange contracts designated as hedges of the net investments in foreign operations are recognised in equity to the extent that the hedging relationship is effective. These amounts are included in exchange differences on translation of foreign operations as stated in the consolidated statements of comprehensive income. Gains and losses relating to hedge ineffectiveness are recognised immediately in the consolidated statements of profit or loss for the period. Gains and losses accumulated in the translation reserve are included in the consolidated statements of profit or loss when the foreign operation is disposed off. The fair value of the Group's derivative positions recorded under derivative financial assets and derivative financial liabilities are as follows:

	As at March 31, 2016		As at March 31, 2017			
	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
	(Rs. in million)		(US dollars in million)			
Current						
<i>Cash flow hedges*</i>						
— Commodity contracts	13	43	1	854	0.0	13.2
— Forward foreign currency contracts	1	549	—	137	—	2.1
<i>Fair value hedges**</i>						
— Commodity contracts	8	—	—	21	—	0.3
— Forward foreign currency contracts	116	2,484	1	5,325	0.0	82.1
<i>Net investment in foreign operation***</i>	343	—	—	—	—	—
<i>Non-qualifying hedges</i>						
— Commodity contracts	195	83	89	238	1.4	3.7
— Forward foreign currency contracts	550	1,306	—	1,630	—	25.1
— Cross currency swap	2	9	—	11	—	0.2
Non Current						
<i>Fair value hedges**</i>						
— Forward Foreign Currency Contracts	53	78	38	557	0.6	8.6
Total	1,281	4,552	129	8,773	2.0	135.3

* Refer consolidated statements of profit or loss and consolidated statements of change in equity for the change in the fair value of cash flow hedges.

** The change in fair value hedge of Rs. 8 million and Rs. 21 million (\$ 0.3 million) in commodity contracts and Rs. 2,368 million and Rs. 5,324 million (\$82.1 million) on forward foreign currency contracts for the fiscal 2016 and 2017 respectively, has been recognised in the consolidated statements of profit or loss.

*** Comprises loss of Rs. 961 million and Rs. 283 million (\$ 4.4 million) for the year ended March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively recognised in consolidated statements of comprehensive income and gain of Rs. 1,304 million and Rs. 782 million (\$ 12.1 million) for the year ended March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively in consolidated statements of profit or loss.

24. Capital management

The Group's objectives when managing capital is to safeguard continuity, maintain a strong credit rating and healthy capital ratios in order to support its business and provide adequate return to shareholders through continuing growth. The Group's overall strategy remains unchanged from previous year.

The Group sets the amount of capital required on the basis of annual business and long-term operating plans which include capital and other strategic investments.

The funding requirements are met through a mixture of equity, internal fund generation, convertible debt securities, and other long term borrowings. The Group's policy is to use short-term and long-term borrowings to meet anticipated funding requirements.

The Group monitors capital on the basis of the net gearing ratio which is Net debt / Total Capital (equity + net debt). The Group is not subject to any externally imposed capital requirements.

Net debt are long term and short term debts as reduced by cash and cash equivalents (including restricted cash and cash equivalents) and short-term investments. Equity comprises all components excluding other components of equity (which comprises the cash flow hedges, translation of foreign operations and available-for-sale financial investments).

The following table summarizes the capital of the Group:

As at March 31,	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Equity.....	693,450	634,199	9,779.5
Cash and cash equivalents (Note 15 and 16)	24,237	108,949	1,680.0
Short term investments (Note 14).....	566,192	524,685	8,090.7
Total cash (a)	590,429	633,634	9,770.7
Short-term borrowings (Note 17).....	182,328	413,126	6,370.5
Long-term borrowings (Note 17).....	493,784	332,654	5,129.6
Total debt (b)	676,112	745,780	11,500.1
Net debt (c=(b-a))	85,683	112,146	1,729.4
Total capital (equity+net debt)	779,133	746,345	11,508.9
Gearing ratio	0.1	0.2	0.2

25. Shareholders' equity

Authorised Share Capital:

As at March 31, 2017 the authorised equity share capital of Vedanta Limited comprised 44,020,100,000 equity shares with a par value of Re. 1 each.

During the current year, the authorized equity share capital of the Company has changed pursuant to the scheme of Merger (Refer note 1).

The Company has one class of equity shares having a par value of Re 1 per share. Each shareholder is eligible for one vote per share held and dividend as and when declared by the Company.

Issued, subscribed and fully paid up share capital:

Vedanta Limited's issued equity share capital was Rs. 2,965 million and Rs. 3,718 million (\$ 57.3 million) consisting of 2,965,004,871 and 3,717,493,092 equity shares as at March 31, 2016 and March 31, 2017, respectively. This includes 57,046,155 and 54,254,975 American Depositary Shares ("ADS") as at March 31, 2016 and March 31, 2017, respectively.

Equity share capital of Rs. 3,718 million (\$ 57.3 million) as at March 31, 2017 also includes 752.5 million shares to be issued pursuant to the scheme of Merger (Refer note 1).

Retained earnings includes amongst others, general reserve, debenture redemption reserve, capital reserve and preference share redemption reserve.

General reserves

Under the erstwhile Indian Companies Act 1956, a general reserve was created through an annual transfer of net income at a specified percentage in accordance with applicable regulations. The purpose of these transfers was to ensure that if a dividend distribution in a given year is more than 10.0% of the paid-up capital of the Company for that year, then the total dividend distribution is less than the total distributable results for that year. Consequent to introduction of Companies Act 2013, the requirement to mandatory transfer a specified percentage of the net profit to general reserve has been withdrawn. The balances in general reserves, as determined in accordance with applicable regulations, was Rs. 191,052 million (\$ 2,946.1 million) as at March 31, 2017. (Also refer dividend section below).

Debenture redemption reserve

The Indian Companies Act requires companies that issue debentures to create a debenture redemption reserve from annual profits until such debentures are redeemed. Companies are required to maintain 25% as a reserve of outstanding redeemable debentures. The amounts credited to the debenture redemption reserve may not be utilized except to redeem debentures. Retained earnings include Rs. 17,696 million (\$ 272.9 million) of debenture redemption reserve as at March 31, 2017.

Preference share redemption reserve

The Indian Companies Act provides that companies that issue preference shares may redeem those shares from profits of the Company which otherwise would be available for dividends, or from proceeds of a new issue of shares made for the purpose of redemption of the preference shares. If there is a premium payable on redemption, the premium must be provided, either by reducing the additional paid in capital (securities premium account) or out of profits, before the shares are redeemed.

If profits are used to redeem preference shares, the value of the nominal amount of shares redeemed should be transferred from profits (retained earnings) to the preference share redemption reserve account. This amount should then be utilised for the purpose of redemption of redeemable preference shares. This reserve can be used to issue fully paid-up bonus shares to the shareholders of Vedanta Limited. Retained earnings include Rs. 769 million (\$ 11.9 million) of preference share redemption reserve as at March 31, 2017 respectively.

Capital reserve

The balance in capital reserve as of March 31, 2017 is Rs. 190,186 million (\$ 2,932.7 million). The said balance has mainly arisen pursuant to extinguishment of non-controlling interests of erstwhile Cairn India Limited in the current year pursuant to merger as described in note 1.

Dividends

Each equity share holder is entitled to dividends as and when Vedanta Limited declares and pays dividends after obtaining shareholder approval / board approval in case of an interim dividend. Dividends are paid in Indian Rupees. Remittance of dividends outside India is governed by Indian law on foreign exchange and is subject to applicable taxes.

On April 29, 2014 the board of directors of Vedanta Limited recommended a final dividend of Rs. 1.75 per equity share for the year ended March 31, 2014, which was approved by the shareholders' at the annual general meeting, held on July 11, 2014. The dividend amounting to Rs. 5,188 million has been subsequently paid before the due date.

On October 29, 2014 the board of directors of Vedanta Limited declared an interim dividend of Rs. 1.75 per equity share for the year ended March 31, 2015. The dividend amounting to Rs. 5,188 has been subsequently paid before the due date.

On April 29, 2015 the board of directors of Vedanta Limited recommended a final dividend of Rs. 2.35 per equity share for the year ended March 31, 2015, which was approved by the shareholders' at the annual general meeting, held on July 11, 2015. The dividend amounting to Rs. 6,967 million has been subsequently paid before the due date.

On October 27, 2015 the board of directors of Vedanta Limited declared an interim dividend of Rs. 3.5 per equity share for the year ended March 31, 2016. The dividend amounting to Rs. 10,378 million has been subsequently paid before the due date.

On October 28, 2016 the board of directors of Vedanta Limited declared an interim dividend of Rs. 1.75 (\$0.03) per equity share for the year ended March 31, 2017. The dividend amounting to Rs. 5,189 million (\$80.0 million) has been subsequently paid before the due date.

On March 30, 2017 the board of directors of Vedanta Limited declared an interim dividend of Rs. 17.70 (\$0.27) per equity share for the year ended March 31, 2017. The dividend amounting to Rs. 65,800 million (\$1,014.6 million) has been subsequently paid.

If profits for a year are insufficient to declare dividends, dividends for that year may be declared and paid out from accumulated profits on the following conditions:

- The rate of dividend declared shall not exceed the average of the rates at which dividend was declared by the company in the three years immediately preceding that year;

- The total amount to be drawn from such accumulated profits shall not exceed one-tenth of the sum of the company's paid-up share capital and free reserves as appearing in the latest audited financial statement;
- The amount so drawn shall first be utilised to set off the losses incurred in the financial year in which dividend is declared before any dividend in respect of equity shares is declared; and
- The balance of reserves after such withdrawal shall not fall below fifteen per cent of the company's paid up share capital as appearing in the latest audited financial statement.

26. Share-Based Compensation Plans

The Company offers equity based award plans to its employees, officers and directors through the Company's stock option plan introduced in the current year, Cairn India's stock option plan now administered by the Company pursuant to merger with the Company and Vedanta Resources Plc [Vedanta Resources Long-Term Incentive Plan ("LTIP"), Employee Share Ownership Plan ("ESOP"), Performance Share Plan ("PSP") and Deferred Share Bonus Plan ("DSBP")] collectively referred as 'VR PLC ESOP' scheme.

The Vedanta Limited Employee Stock Option Scheme (ESOS) 2016

During the year, the Company introduced an Employee Stock Option Scheme 2016 ("ESOS"), which was approved by the Company shareholders to provide equity settled incentive to all employees of the Company including holding and subsidiary companies. The ESOS scheme includes both tenure based and performance based stock option awards. The value of options that can be awarded to members of the wider management group is calculated by reference to the grade average CTC and individual grade of the employee. The performance conditions attached to the award is measured by comparing company's performance in terms of Total Shareholder Return ("TSR") over the performance period with the performance of two group of comparator companies (i.e. Indian and global comparator companies) defined in the scheme. The extent to which an award vests will depend on the Company's TSR rank against a group or groups of peer companies at the end of the performance period and as moderated by the Nomination and Remuneration Committee. Dependent on the level of employee, part of these awards will be subject to a continued service condition only with the remainder measured in terms of TSR.

The performance condition is measured by taking Vedanta Limited's TSR at the start and end of the performance period (without averaging), and comparing its performance with that of the comparator group or groups. The information to enable this calculation to be carried out on behalf of the Nomination and Remuneration Committee (the Committee) is provided by the Company's advisers. The Committee considers that this performance condition, which requires that the Company's total return has outperformed a group of industry peers, provides a reasonable alignment of the interests of participants with those of the shareholders.

Initial awards under the ESOS were granted on December 15, 2016. The exercise price of the awards is Re. 1 per share and the performance period is three years, with no re-testing being allowed.

The details of share options for the year ended March 31, 2017 is presented below:		ESOS December 2016
Options as at April 1, 2016.....		—
Options granted during the year		8,000,000
Options forfeited during the year.....		196,600
Options exercised during the year		—
Options outstanding as at March 31, 2017		7,803,400

The fair value of all awards has been determined at the date of grant of the award allowing for the effect of any market-based performance conditions. This fair value, adjusted by the Group's estimate of the number of awards that will eventually vest as a result of non-market conditions, is expensed over the vesting period.

The fair values were calculated using the Black-Scholes Model for tenure based awards and Monte Carlo simulation model for performance based awards. The inputs to the model include the share price at date of grant, exercise price, expected volatility, expected dividends, expected term and the risk free rate of interest. Expected volatility has been calculated using historical return indices over the period to date of grant that is commensurate with the performance period of the award. The volatilities of the industry peers have been modelled based on historical movements in the indices over the period to date of grant which is also commensurate with the performance period for the option. The history of return indices is used to determine the volatility and correlation of share prices for the comparator companies and is needed for the Monte Carlo model to estimate their future TSR performance relative to the Vedanta Limited's TSR performance. All options are assumed to be exercised immediately after vesting, as the exercise period is 6 months.

The assumptions used in the calculations of the charge in respect of the ESOS awards granted during the year ended March 31, 2017 are set out below:

Particulars	ESOS December 2016
Number of Options	8,000,000
Exercise Price	Rs.1
Share Price at the date of grant	Rs.235.9
Contractual Life	3 Years
Expected Volatility	48%
Expected option life	3 Years
Expected dividends	3.2%
Risk free interest rate	6.5%
Expected annual forfeitures	10 % p.a
Fair value per option granted (Service based/Performance based)	Rs.213.6/Rs.82.8

The Company recognized total expense of Rs. 66 million related to above equity settled share-based payment transactions in the year ended March 31, 2017. The equity settled employee stock options reserve outstanding with respect to the above scheme as at March 31, 2017 is Rs. 66 million (\$ 1.0 million).

Employee stock option plans of erstwhile Cairn India Limited:

Erstwhile Cairn India Limited has provided various share based payment schemes to its employees. During the year ended March 31, 2017, the following schemes were in operation:

Particulars	CIPOP	CIESOP	CIPOP Phantom	CIESOP Phantom
Date of Board Approval	17-Nov-06	17-Nov-06	Not applicable	Not applicable
Date of Shareholder's approval	17-Nov-06	17-Nov-06	Not applicable	Not applicable
Number of options granted till March 31, 2017	16,167,131	30,112,439	4,831,955	758,370
Method of Settlement	Equity	Equity	Cash	Cash
Vesting Period	3 years from grant date	3 years from grant date	3 years from grant date	3 years from grant date
Exercise Period	3 months from vesting date	7 years from vesting date	Immediately upon vesting	Immediately upon vesting

CIPOP plan (including phantom options)

Options will vest (i.e., become exercisable) at the end of a "performance period" which has been set by the Nomination and Remuneration committee at the time of grant (although such period will not be less than three years). However, the percentage of an option which vests on this date will be determined by the extent to which pre-determined performance conditions have been satisfied. Phantom options are exercisable proportionate to the period of service rendered by the employee subject to completion of one year.

CIESOP plan (including phantom options)

There are no specific vesting conditions under CIESOP plan other than completion of the minimum service period. Phantom options are exercisable proportionate to the period of service rendered by the employee subject to completion of one year.

Details of activities under employees stock option plans

CIPOP Plan	March 31, 2016		March 31, 2017	
	Number of options	Weighted average exercise price in Rs.	Number of options	Weighted average exercise price in Rs.
Outstanding at the beginning of the year.....	6,199,640	10.00	5,061,646	10.00
Granted during the year.....	Nil	NA	Nil	NA
Expired during the year.....	Nil	NA	Nil	NA
Exercised during the year.....	9,729	10.00	939,680	10.00
Forfeited / cancelled during the year.....	1,128,265	10.00	1,633,634	10.00
Modified during the year (refer note below).....	Nil	NA	2,488,332	NA
Outstanding at the end of the year.....	5,061,646	10.00	Nil	NA
Exercisable at the end of the year.....	18,270	10.00	Nil	NA

Weighted average share price at the date of exercise of stock options is Rs. 144.82 and Rs. 195.72 (\$ 3.0 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively:

CIESOP Plan	March 31, 2016		March 31, 2017	
	Number of options	Weighted average exercise price in Rs.	Number of options	Weighted average exercise price in Rs.
Outstanding at the beginning of the year.....	10,388,430	303.43	9,602,201	302.56
Granted during the year.....	Nil	NA	Nil	NA
Expired during the year.....	Nil	NA	Nil	NA
Exercised during the year.....	Nil	NA	89,402	165.07
Forfeited / cancelled during the year.....	786,229	314.00	550,133	296.45
Outstanding at the end of the year.....	9,602,201	302.56	8,962,666	304.31*
Exercisable at the end of the year.....	9,602,201	302.56	8,962,666	304.31*

Weighted average share price at the date of exercise of stock options is Rs. 227.41 (\$3.5 million) as at March 31, 2017 (March 31, 2016: NA).

CIPOP Plan-Phantom options	March 31, 2016		March 31, 2017	
	Number of options	Weighted average exercise price in Rs.	Number of options	Weighted average exercise price in Rs.
Outstanding at the beginning of the year.....	1,046,501	10.00	825,184	10.00
Granted during the year.....	Nil	NA	Nil	NA
Expired during the year.....	Nil	NA	Nil	NA
Exercised during the year.....	Nil	NA	Nil	NA
Forfeited / cancelled during the year.....	221,317	10.00	492,021	10.00
Modified during the year (refer note below).....	Nil	NA	333,163	NA
Outstanding at the end of the year.....	825,184	10.00	Nil	NA
Exercisable at the end of the year.....	Nil	NA	Nil	NA

Weighted average share price at the date of exercise of stock options is NA (March 31, 2016: NA)

CIESOP Plan-Phantom options	March 31, 2016		March 31, 2017	
	Number of options	Weighted average exercise price in Rs.	Number of options	Weighted average exercise price in Rs.
Outstanding at the beginning of the year.....	14,174	326.85	Nil	NA
Granted during the year.....	Nil	NA	Nil	NA
Expired during the year.....	Nil	NA	Nil	NA
Exercised during the year.....	Nil	NA	Nil	NA
Forfeited / cancelled during the year.....	14,174	327.29	Nil	NA
Modified during the year (refer note below).....	Nil	NA	Nil	NA
Outstanding at the end of the year.....	NA	NA	NA	NA
Exercisable at the end of the year.....	Nil	NA	Nil	NA

Scheme	Range of exercise price in Rs.	No. of options outstanding	Weighted average remaining contractual life of options (In years)	Weighted average exercise price in Rs.
The details of exercise price for stock options outstanding as at March 31, 2017 are:				
CIPOP Plan	NA	Nil	NA	NA
CIESOP Plan.....	160-331.25	8,962,666	NA	304.31
CIPOP Plan – Phantom options.....	NA	Nil	NA	NA
The details of exercise price for stock options outstanding as at March 31, 2016 are:				
CIPOP Plan	10.00	5,061,646	0.86	10.00
CIESOP Plan.....	160-331.25	9,602,201	NA	302.56
CIPOP Plan – Phantom options.....	10.00	825,184	1.06	10.00

* Subsequent to the merger of Cairn India Limited with Vedanta Limited the exercise price has been reduced by Rs. 40 per option i.e. to Rs. 264.31 as detailed further in the modifications terms provided below

Effect of the above employee share-based payment plans on the statement of profit and loss and on its financial position:

Particulars	March 31, 2016	March 31, 2017
Total Employee Compensation Cost pertaining to share-based payment plans.....	356.0	206.7
Compensation Cost pertaining to equity-settled employee share-based payment plan included above.....	342.8	158.2
Compensation Cost pertaining to cash-settled employee share-based payment plan included above.....	13.2	48.5

The equity settled employee stock options outstanding as at March 31, 2017 was Rs. 1,482 million (\$ 22.9 million).

Volatility is the measure of the amount by which the price has fluctuated or is expected to fluctuate during the period. The measure of volatility used in Black-Scholes option- pricing model is the annualized standard deviation of the continuously compounded rates of return on the stock over a period of time. Time to maturity /expected life of options is the period for which the Company expects the options to be live. Time to maturity has been calculated as an average of the minimum and maximum life of the options.

Modification in terms of Employee stock option plans

Pursuant to the merger of Cairn India Limited with the Company as referred to in note 1, the stock option plans of Cairn India Limited stands modified as follows:

- The exercise price of CIESOP plan is reduced by Rs 40 per option.

- b) The liability w.r.t. the CIPOP plans (including phantom options) has been fixed based on the share price of Cairn India Limited as on March 27, 2017, being the effective date of merger. Accordingly, the outstanding employee stock option liability (Equity Settled) and Provision for employee stock option (Cash Settled) of Rs. 625 million and Rs. 83 million respectively, has been transferred to financial liability.

The incremental fair value for the remaining stock options, being the difference between the fair value of the modified equity instrument and that of the original equity instrument, has been re-estimated on the effective date of merger and the difference has been recognized in the statement of profit and loss account.

Employee share option plan of Vedanta Resources Plc

The value of shares that are awarded to members of the group is calculated by reference to the individual fixed salary and share-based remuneration consistent with local market practice. ESOP scheme of VR PLC is both tenure and performance based share schemes. The awards are indexed to and settled by Parent's shares (Vedanta Resources Plc shares as defined in the scheme). The awards have a fixed exercise price denominated in Parent's functional currency (10 US cents per share), the performance period of each award is three years and is exercisable within a period of six months from the date of vesting beyond which the option lapses.

Amount recovered by the Parent and recognized by the Company in the Statement of Profit and Loss (net of capitalization) for year ended March 31, 2016 and March 31, 2017 is Rs. 809 million and Rs. 628 million respectively. The Company considers these amounts as not material and accordingly has not provided further disclosures.

27. Earnings per share ("EPS")

The following reflects the income and share data used in the basic and diluted earnings per share computations:

Computation of weighted average number of shares

For the year ended March 31,	2015	2016	2017
Weighted average number of ordinary shares for basic earnings per share	2,965,004,871	2,965,004,871	2,964,333,584
Effect of dilution:			
Potential ordinary shares relating to share option awards	—	—	1,227,287
Adjusted weighted average number of ordinary shares for diluted earnings per share	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,560,871

Computation of basic and diluted earnings per share

Basic earnings per share:

For the year ended March 31,	2015	2016	2017	2017
	(Rs. in million except EPS data)	(Rs. in million except EPS data)	(Rs. in million except EPS data)	(US dollars in million except EPS data)
Profit / (loss) for the year attributable to equity holders of the parent	(128,350)	(125,153)	55,033	848.6
Weighted average number of ordinary shares for basic earnings per share*	2,965,004,871	2,965,004,871	2,964,333,584	2,964,333,584
Earnings / (loss) per share	(43.29)	(42.21)	18.57	0.3

Diluted earnings per share:

For the year ended March 31,	2015	2016	2017	2017
	(Rs. in million except EPS data)	(Rs. in million except EPS data)	(Rs. in million except EPS data)	(US dollars in million except EPS data)
Profit / (loss) for the period attributable to equity holders of the parent	(128,350)	(125,153)	55,033	848.6
Adjusted weighted average number of ordinary shares for diluted earnings per share*	2,965,004,871	2,965,004,871	2,965,560,871	2,965,560,871
Earnings / (loss) per share	(43.29)	(42.21)	18.56	0.3

* After excluding the impact of treasury shares

The Group has excluded the following shares underlying the convertible note from the calculations of dilutive earnings per share because their inclusion would have been anti-dilutive.

For the year ended March 31,	2015	2016	2017
Shares excluded from the calculation of dilutive EPS	47,608,946	—	—

28. Options to acquire subsidiary's shares—**a. Call option — HZL**

Pursuant to the Government of India's policy of disinvestment, the Group in April 2002 acquired 26% equity interest in Hindustan Zinc Limited (HZL) from the Government of India. Under the terms of the Shareholder's Agreement ('SHA'), the Group had two call options to purchase all of the Government of India's shares in HZL at fair market value. The Group exercised the first call option on August 29, 2003 and acquired an additional 18.9% of HZL's issued share capital. The Group also acquired an additional 20% of the equity capital in HZL through an open offer, increasing its shareholding to 64.9%. The second call option provided the Group the right to acquire the Government of India's remaining 29.5% share in HZL. This call option was subject to the right of the Government of India to sell 3.5% of HZL shares to HZL employees. The Group exercised the second call option on July 21, 2009. The Government of India disputed the validity of the call option and refused to act upon the second call option. Consequently the Group invoked arbitration which is in the early stages. The next date of hearing is scheduled for April 21, 2018. Meanwhile, the Government of India without prejudice to the position on the Put/Call option issue has received approval from the Cabinet for disinvestment and the Government is looking to divest through the auction route.

b. Call option — BALCO

Pursuant to the Government of India's policy of divestment, the Group in March 2001 acquired 51% equity interest in BALCO from the Government of India. Under the terms of the SHA, the Group had a call option to purchase the Government of India's remaining ownership interest in BALCO at any point from March 2, 2004. The Group exercised this option on March 19, 2004. However, the Government of India contested the valuation and validity of the option and contended that the clauses of the SHA violate the erstwhile Companies Act, 1956 by restricting the rights of the Government of India to transfer its shares and that as a result such provisions of the SHA were null and void. In the arbitration filed by the Group, the arbitral tribunal by a majority award rejected the claims of the Group on the ground that the clauses relating to the call option, the right of first refusal, the "tag-along" rights and the restriction on the transfer of shares violate the erstwhile Companies Act, 1956 and are not enforceable. The Group has challenged the validity of the majority award in the High Court of Delhi and sought for setting aside the arbitration award to the extent that it holds these clauses ineffective and inoperative. The Government of India also filed an application before the High Court of Delhi to partially set aside the arbitral award in respect of certain matters involving valuation. The matter is currently scheduled for hearing by the Delhi High Court on October 17, 2017. Meanwhile, the Government of India without prejudice to its position on the Put/Call option issue has received approval from the Cabinet for divestment and the Government is looking to divest through the auction route.

On January 9, 2012, the Group offered to acquire the Government of India's interests in HZL and BALCO for the INR equivalent of Rs. 154,920 million (\$2,388.9 million) and Rs. 17,820 million (\$274.8 million) respectively. This offer was separate from the contested exercise of the call options, and Group proposed to withdraw the ongoing litigations in relation to the contested exercise of the options should the offer be accepted. To date, the offer has not been accepted by the Government of India and therefore, there is no certainty that the acquisition will proceed.

The Group continues to include the shareholding in the two companies HZL and BALCO, in respect of which the Group has a call option as non-controlling interest.

In view of the lack of resolution on the options, the non-response to the exercise and valuation request from the Government of India, the resultant uncertainty surrounding the potential transaction and the valuation of the consideration payable, the Group considers the strike price of the options to be at fair value, which is effectively nil, and hence the call options have not been recognised in the financial statements.

29. Commitments, contingencies, and guarantees

In the normal course of business, the Group enters into certain capital commitments and also gives certain financial guarantees. The aggregate amount of indemnities and other guarantees on which the Group does not expect any material losses, was Rs. 48,305 million and Rs. 39,556 million (\$610.0 million) as at March 31, 2016 and 2017 respectively

A. Commitments

Capital commitments

The Group had significant capital commitments as at March 31, 2016 and 2017 amounting to Rs. 83,343 million and Rs. 74,290 million (\$1,145.6 million) respectively, related primarily to capacity expansion projects, including commitments amounting to Rs. 2,152 million (\$ 33.2 million) (previous year Rs. 6,142 million) for its commercial power generation business, Rs. 25,083 million (\$ 386.8 million) (previous year Rs. 34,423 million) for capacity expansion at its aluminum business, Rs. 16,360 million (\$ 252.3 million) (previous year Rs. 20,148 million) for capacity expansion at HZL, Rs. 15,473 million (\$ 238.6 million) (previous year Rs. 15,047 million) at its copper business, Rs. 1,429 million (\$ 22.0 million) (previous year Rs. 2,750 million) for expansion at Cairn and Rs. 13,354 million (\$205.9 million) (previous year Rs. 3,854 million) for expansion at BMM.

Guarantees

The Group has given guarantees in the normal course of business as stated below:

- Guarantees on the issuance of customs and excise duty bonds amounting to Rs. 2,819 million and Rs. 4,391 million (\$ 67.7 million) for the import of goods, including capital equipment at concessional rates of duty as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively.
- A bank guarantee amounting to AUD 6.1 million (Rs. 302 million or \$ 4.7 million) as at March 31, 2017 (Previous year AUD 6.1 million or Rs. 310 million), in favor of the Ministry for Economic Development, Energy and Resources, Tasmania, Australia as a security against rehabilitation liabilities on behalf of CMT. The same guarantee is backed up by the issuance of a corporate guarantee of Rs. 302 million (\$ 4.7 million). These liabilities have been fully recognized in the Group's consolidated financial statements. The Group does not anticipate any additional liability on these guarantees.
- Bank indemnity guarantees amounting to AUD 4.7 million (Rs. 232 million or \$ 3.6 million) as at March 31, 2017 (Previous year AUD 4.7 million or Rs. 238 million), in favor of the State Government of Queensland, Tasmania, Australia, as security against rehabilitation liabilities on behalf of Thalanga Copper Mines Proprietary Limited ("TCM"). The same guarantees are backed up by the issuance of a corporate guarantee of AUD 4.7 million (Rs. 232 million or \$ 3.6 million). The environmental liability has been fully recognized in the Group's consolidated financial statements.
- Bank indemnity guarantees amounting to ZAR 21 million (Rs. 99 million or \$ 1.5 million) as at March 31, 2017 (Previous year ZAR 21 million or Rs. 92 million), in favor of the Department of Mineral Resources, South Africa as a security against rehabilitation liabilities on behalf of BMM. The environmental liability has been fully recognized in the Group's consolidated financial statements. The Group does not anticipate any additional liability on these guarantees.
- Performance bank guarantees amounting to Rs. 7,757 million and Rs. 4,355 million (\$67.1 million) as at March 31, 2016 and 2017 respectively. These guarantees are issued in the normal course of business while bidding for supply contracts or in lieu of advances received from customers. These are contractual guarantees and are enforceable if the terms and conditions of the contracts are not met and the maximum liability on these contracts is the amount mentioned above. The Group does not anticipate any liability on these guarantees. Included in above performance guarantees for committed cumulative mandated work program of Rs. 872 million and Rs. 1,349 million (\$20.8 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively and for obligations arising out of various statutes while carrying out Petroleum Operations to the GOI, Ministry of Petroleum and Natural Gas and The Director General of Customs, Sri Lanka against its performance in respect of MB-DWN-2009/1, KG-OSN-2009/3, SL-2007-01-001 and PR-OSN-2004/1 blocks as required under the respective production sharing contracts /Production Resource Agreements. These guarantees are issued in the normal course of business and are valid till the time obligations under the each production sharing contracts/ production resource agreements are met. These guarantees are enforceable if the terms and conditions of the respective production sharing contracts/ production resource agreements are not met and potential liability shall be both, performance and obligations.

- Bank guarantees for securing supplies of materials and services in the normal course of business. The value of these guarantees as at March 31, 2016 and 2017 was Rs. 7,586 million and Rs. 5,444 million (\$ 83.9 million) respectively. The Group has also given bank guarantees in the normal course of business for an aggregate value of Rs. 1,964 million and Rs. 2,103 million (\$ 32.4 million) for litigation, against provisional valuation of custom duty and for other liabilities as at March 31, 2016 and 2017 respectively. The Group does not anticipate any liability on these guarantees. Included in above, bank guarantee of Rs. 1,150 million (\$ 17.7 million) has been provided by the Group on behalf of Volcan Investments Limited to Income tax department, India as a collateral in respect of certain tax disputes.

The Group's outstanding guarantees cover obligations aggregating Rs. 25,755 million and Rs. 22,591 million (\$ 348.4 million) as at March 31, 2016 and 2017 respectively, the liabilities for which have not been recorded in its consolidated financial statements.

Export obligations

The Indian entities of the Group have export obligations of Rs. 141,728 million and Rs. 155,834 million (\$ 2,403.0 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively on account of concessional rates of import duty paid on capital goods under the Export Promotion Capital Goods Scheme and under the Advance Licence Scheme for import of raw material laid down by the Government of India and also the export duty liability of Special Economic Zone units.

In the event of the Group's inability to meet its obligations, the Group's liability would be Rs. 22,550 million and Rs. 16,965 million (\$261.6 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively, reduced in proportion to actual exports, plus applicable interest. Due to the remote likelihood of the Group being unable to meet its export obligations, the Group does not anticipate a loss with respect to these obligations and hence has not made any provision in its consolidated financial statements.

B. Contingencies

The Group discloses the following legal and tax cases as contingent liabilities.

HZL: Department of Mines and Geology

The Department of Mines and Geology of the State of Rajasthan issued several show cause notices in August, September and October 2006 to HZL, totalling to Rs. 3,339 million (\$51.5 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017. These notices alleged unlawful occupation and unauthorised mining of associated minerals other than zinc and lead at HZL's Rampura Agucha, Rajpura Dariba and Zawar mines in Rajasthan during the period from July 1968 to March 2006. HZL believes that the likelihood of this claim is not probable and thus no provision has been made in the financial statements. HZL had filed writ petitions in the High Court of Rajasthan in Jodhpur and had obtained a stay in respect of these demands. The High Court restrained the Department of Mines and Geology from undertaking any coercive measures to recover the penalty. In January 2007, the High Court issued another order granting the Department of Mines and Geology additional time to file their reply and also ordered the Department of Mines and Geology not to issue any orders cancelling the lease.

Erstwhile Cairn India Limited: Income tax

In March 2014, erstwhile Cairn India received a show cause notice from the Indian Tax Authorities ("Tax Authorities") for not deducting withholding tax on the payments made to Cairn UK Holdings Limited ("CUHL") UK, for acquiring shares of Cairn India Holdings Limited ("CIHL"), as part of their internal reorganisation. Tax Authorities have stated in the said notice that a short-term capital gain has accrued to CUHL on transfer of the shares of CIHL to Cairn India, in financial year 2006-2007, on which tax should have been withheld by the Company. Pursuant to this various replies were filed with the tax authorities.

After hearings, the Income Tax Authority, during March 2015, have issued an order by holding Cairn India as 'assessee in default' and asked to pay such demand totalling Rs. 204,947 million (\$3,160.3 million) (including interest of Rs. 102,474 million (\$1,580.2 million)) as at March 31, 2016 and March 31, 2017. Cairn India had filed appeal before the Appellate Authority CIT (Appeals) which via order dated July 3, 2017 confirmed the tax demand against Cairn India. Cairn India is in process of filing appeal with Income Tax Appellate Tribunal (ITAT). Separately, Cairn India had also filed a fresh Writ petition before Delhi High Court wherein it raised several points for assailing the aforementioned Income tax Authority's order. The matter is listed for hearing on August 17, 2017 before Delhi High Court.

In this regard, also Vedanta Resources Plc. (holding company), had filed a Notice of Claim against the Government Of India ("GOI") under the UK India Bilateral Investment Treaty (the "BIT") in order to protect its legal position and shareholder interests. Hearings happened before Arbitration Tribunal on 25th -26th May 2017 on jurisdiction issue and now the tribunal's order is awaited. Management has been advised that Vedanta Resources Plc. has a good case to defend as per provisions of BIT, the benefit of which would ultimately accrue to company.

Vedanta Limited: Contractor claim

Shenzhen Shandong Nuclear Power Construction Co. Limited ("SSNP") subsequent to terminating the EPC contract invoked arbitration as per the contract alleging non-payment of their dues towards construction of a 210 MW co-generation power plant for 6 MTPA expansion project, and filed a claim of Rs. 16,686 million and Rs. 15,798 million (\$243.6 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively. Based on the assessment, the Company has booked a liability of Rs. 1,791 million (\$27.6 million). SSNP also filed a petition under Section 9 of the Arbitration and Conciliation Act, 1996 before the Bombay High Court praying for interim relief. The Bombay High Court initially dismissed their petition, but on a further appeal by SSNP, the Division Bench of the Bombay High Court directed the Company to deposit a bank guarantee for an amount of Rs. 1,870 million as a security, being a prima facie representation of the claim, until arbitration proceedings are completed. The Company has deposited a bank guarantee of equivalent amount. Management is of the opinion that this claim is not valid under the terms of the contract with SSNP and it is unlikely that SSNP can legally sustain the claim and accordingly, no further provision is considered necessary. The arbitration has concluded and the proceedings have now been reserved for the pronouncement of the final award.

Ravva Joint Venture arbitration proceedings: ONGC Carry

Erstwhile Cairn India (now merged into Vedanta Limited) is involved in a dispute against Government of India "GOI" relating to the recovery of contractual costs in terms of calculation of payments that contractor party were required to make in connection with the Ravva field.

The Ravva Production Sharing Contract "PSC" obliges the contractor parties to pay proportionate share of ONGC's exploration, development, production and contract costs in consideration for ONGC's payment of costs related to construction and other activities it conducted in Ravva prior to the effective date of the Ravva PSC (the "ONGC Carry"). The question as to how the ONGC Carry is to be recovered and calculated, along with other issues, was submitted to an international arbitration Tribunal in August 2002 which rendered a decision on the ONGC Carry in favour of the contractor parties whereas four other issues were decided in favour of GOI in October 2004 ("Partial Award"). However Arbitral Tribunal retained the jurisdiction for determination of remaining issues between the parties, including costs quantification.

The GOI then proceeded to challenge the ONGC Carry decision before the Malaysian courts, as Kuala Lumpur was the seat of the arbitration. The Federal Court of Malaysia which adjudicated the matter on October 11, 2011, upheld the Partial Award. Per the decision of the Arbitral Tribunal, the contractor parties and GOI were required to arrive at a quantification of the sums relatable to each of the issues under the Partial Award.

Pursuant to the decision of the Federal Court, the contractor parties approached Ministry of Petroleum and Natural Gas ("MoPNG") to implement the Partial Award while reconciling the statement of accounts as outlined in Partial Award.

However, MoPNG on July 10, 2014 proceeded to issue a Show Cause Notice alleging that since the partial award has not been enforced profit petroleum share of GOI has been short-paid. MoPNG threatened to recover the amount from the sale proceeds payable by the oil marketing companies to the contractor parties.

As Partial Award did not quantify the sums, therefore, contractor parties approached the same Arbitral Tribunal to pass a Final Award in the subject matter since it had retained the jurisdiction to do so. The Arbitral Tribunal was reconstituted and the Final Award was passed in October 2016 in Cairn India's favour. GOI has challenged the Final Award in the Malaysian courts. Further, Company has also filed for enforcement of the Partial Award and Final Award with Delhi High Court. While the Cairn India does not believe the GOI will be successful in its challenge, if the Arbitral Award is reversed and such reversal is binding, Cairn India could be liable for approximately USD 63.90 million (approximately Rs. 4,233 million and Rs. 4,143 million as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively) plus interest.

Proceedings related to the Imposition of Sales Tax and Entry Tax

Sales tax and Entry tax demands relating to tax on freight, tax rate differences, stock transfers matters, etc. is Rs.10,096 million and Rs.11,274 million (\$173.8 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively.

The Company and other group companies i.e. Bharat Aluminium Company Limited (Balco), HZL and Cairn India (now merged with Vedanta Limited) challenged the constitutional validity of the local statutes and related notifications in the states of Chhattisgarh, Odisha and Rajasthan pertaining to the levy of entry tax on the entry of goods brought into the states from outside. Post some contradictory orders of High Courts across India adjudicating on similar challenges, the Supreme Court referred the matters to a nine judge bench. Post a detailed hearing, although the bench rejected the compensatory nature of tax as a ground of challenge, it maintained status quo with respect to all other issues which have been left open for adjudication by regular benches hearing the matters.

Post the order of the nine judge bench, the regular bench of the Supreme Court proceeded with hearing the matters. The regular bench remanded the entry tax matters relating to the issue of discrimination against domestic goods from other States to the respective High Courts for final determination but retained the issue of jurisdiction on levy on imported goods, for determination by Supreme Court.

The argument pertaining to imported goods are currently pending before a regular bench of the SC. The issue of discrimination has been remanded back to the High Courts for final adjudication. Vedanta has filed a writ petitions before the Odisha High Courts as well as the Rajasthan and Chhattisgarh High Courts.

Whereas, the issue pertaining to levy of entry tax on movement of goods into a Special Economic Zone (SEZ) remains pending before the Odisha High Court. The Company has challenged the levy of entry tax on any movement of goods into an SEZ basis the definition of local area under the Odisha Entry Tax Act which is very clear and does not include an SEZ. In addition, the Govt of Odisha further through its SEZ Policy 2015 and the operational guidelines for administration of this policy dated 22.08.2016, exempted entry tax levy on SEZ operations.

TSPL: Proceedings related to claim for Liquidated Damages

TSPL had entered into a long term PPA with PSPCL for supply of power. Due to delay in fulfilment of certain obligations by PSPCL as per the PPA and force majeure events, there was a delay in completion of the project as per the PPA timelines. TSPL has received notices of claims from PSPCL seeking payment of Liquidated damages (LD) of Rs. 3,176 million (maximum) each for delay in commissioning of Unit I, II and III totalling to Rs. 9,529 million (\$146.9 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017.

During the financial year 2014-15, PSPCL had invoked the Performance Bank Guarantee (PBG) of Rs. 1,500 million to recover the LD on account of delay in Commercial Operation Date (COD). Against the PBG invocation stay was granted by PSERC and this was later upheld by APTEL as well. The matter is referred to Arbitration by a panel of three Arbitrators. Pleadings, witnessing and arguments are over in the matter. Note for Written Submissions have been filed on 16th March, 2017. Arbitral award is awaited at the current stage. On the basis of facts backed by legal opinion, no provision is considered necessary at this stage.

BALCO: Challenge against imposition of Energy Development Cess

Balco challenged the imposition of Energy Development Cess levied on generators and distributors of electrical energy @ 10 paise per unit on the electrical energy sold or supplied before the High Court on the grounds that the Cess is effectively on production and not on consumption or sale since the figures of consumption are not taken into account and the Cess is discriminatory since CPPs are required to pay @ 10 paise while the State Electricity Board is required to pay @ 5 paise. The High Court of Chhattisgarh by order dated December 15, 2006 declared the provisions imposing ED Cess on CPPs as discriminatory and therefore ultra vires the Constitution. The Company has sought refund of ED Cess paid till March 2006 amounting to Rs. 345 million (\$5.3 million).

The State of Chhattisgarh moved an SLP in the Supreme Court and whilst issuing notice has stayed the refund of the Cess already deposited. The matter is to be heard by a larger bench of the Supreme Court and will be listed in due course for final hearing. In case the Supreme Court overturns the decision of the High Court, Balco would be liable to pay an additional amount of Rs. 5,378 million and Rs. 5,758 million (\$88.8 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively and the Company may have to bear a charge of Rs. 5,723 million and Rs. 6,103 million (\$94.1 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively.

South Africa Carry cost

As part of the farm-in agreement for Block 1, the Group was required to carry its joint venture partner, Petro SA, up to a gross expenditure of USD 100 million (approximately Rs. 6,625 million and Rs. 6,484 million as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively) for a work program including 3D and 2D seismic studies and at least one exploration well. The group has spent Rs. 2,451 million and Rs. 2,449 million (approximately \$ 37.7 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively towards exploration expenditure and a minimum of carry Rs. 4,174 million and Rs. 4,035 million (approximately \$ 63 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively (including drilling one well) was outstanding at the end of the initial exploration period. Considering the prevailing situation the Company has sought an extension for entry into the second renewal phase of the exploration period. However, after assessing past judicial precedents supported by independent legal advice, the Company has provided for the requisite damages and obligation for the aforesaid carry cost has been assessed as possible and disclosed as a contingency.

Ravva Joint Venture arbitration proceedings: Base Development Cost:

In case of Cairn, Ravva joint venture had received a claim from the Ministry of Petroleum and Natural Gas, Government of India (GOI) for the period from 2000-2005 for \$ 129.0 million for an alleged underpayment of profit petroleum to the Indian Government, out of which, Group's share will be \$29.0 million (approximately Rs 1,921 million) and \$29.0 million (approximately Rs

1,881 million) plus potential interest at applicable rate (LIBOR plus 2% as per PSC) as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively. This claim relates to the Indian Government's allegation that the Ravva JV had recovered costs in excess of the Base Development Costs ("BDC") cap imposed in the PSC and that the Ravva JV had also allowed these excess costs in the calculation of the Post Tax Rate of Return (PTRR). Joint venture partners initiated the arbitration proceedings and Arbitration Tribunal published the Award on January 18, 2011 at Kuala Lumpur, allowing Claimants (including the Group) to recover the development costs spent to the tune of \$ 278.0 million and disallowed over run of \$ 22.3 million spent in respect of BDC along with 50% legal costs reimbursable to the Joint venture partners. High Court of Kuala Lumpur dismissed Government of India's (GOI) application of setting aside the part of the Award on August 30, 2012 with costs. GOI appealed before the Court of Appeal against the High Court's order and the Court of Appeal dismissed the GOI's appeal on June 27, 2014. However, GOI still preferred to challenge the same before the Federal Court, Kuala Lumpur which was dismissed by the Federal Court on May 17, 2016. GOI has also issued Show Cause Notice on this matter which Cairn has replied to and also filed an application for enforcement of Award before Delhi High Court as an abundant caution. Furthermore, GOI is yet to agree on quantum of arbitration costs and expenses (legal fee & expenses) for reimbursing to Cairn as per the award. Therefore, Cairn has approached the Tribunal to quantify the costs. The GOI has obtained a stay order from Hon'ble High Court of Delhi, on August 14, 2015, against the Tribunal proceedings on quantum of arbitration costs on the grounds of Tribunal being functus officio. Cairn has filed an appeal before the Hon'ble High Court of Delhi against the aforesaid 'stay order' granted by the Hon'ble High Court of Delhi against the Tribunal 'proceedings on determination of costs'. The suit is listed for October 27, 2017. The division bench allowed the appeal and dismissed single bench order. The GOI has filed a Special Leave Petition in Supreme Court against the above Division Bench Order on costs, the next date for the matter will be made available by Court. The enforcement application has been filed in High Court of Delhi, but with delay of 268 days and the Company has requested for condonation of delay in filing for enforcement. The pleadings are complete in the matter and it is listed on 06 September 2017.

Erstwhile Cairn India Limited: Tax Holiday

In case of Cairn, Section 80-IB (9) of the Income Tax Act, 1961 allows the deduction of 100% of profits from the commercial production or refining of mineral oil. The term 'mineral oil' is not defined but has always been understood to refer to both oil and gas, either separately or collectively. The 2008 Indian Finance Bill appeared to remove this deduction by stating [without amending section 80-IB (9)] that "for the purpose of section 80-IB (9), the term 'mineral oil' does not include petroleum and natural gas, unlike in other sections of the Act". Subsequent announcements by the Finance Minister and the Ministry of Petroleum and Natural Gas have confirmed that tax holiday would be available on production of crude oil but have continued to exclude gas. Cairn filed a writ petition to the Gujarat High Court in December 2008 challenging the restriction of section 80-IB to the production of oil. Gujarat High Court did not admit the writ petition on the ground that the matter needs to be first decided by lower tax authorities. A Special Leave Petition has been filed before Supreme Court against the decision of Gujarat High court. However in a similar case, the Gujarat High Court has held that tax holiday benefit would extend to production of gas. In the event this challenge is unsuccessful, the potential liability for tax and related interest on tax holiday claimed on gas is approximately Rs. 3,200 million (\$49.4 million).

Scheme of Amalgamation

The Scheme of Amalgamation and Arrangement amongst Sterlite Energy Limited ('SEL'), Sterlite Industries (India) Limited ('Sterlite'), Vedanta Aluminium Limited ('VAL'), Ekaterina Limited ('Ekaterina'), Madras Aluminium Company Limited ('Malco') and the Company (the "Scheme") had been sanctioned by the Honourable High Court of Madras and the Honourable High Court of Judicature of Bombay at Goa and was given effect to in the year ended March 31, 2014.

Subsequently the above orders of the Honourable High Court of Bombay and Madras have been challenged by Commissioner of Income Tax, Goa and Ministry of Corporate Affairs through a Special Leave Petition before the Honourable Supreme Court and also by a creditor and a shareholder of the Company. The said petitions are pending for hearing and admission.

TNPGB

In an appeal filed by the Group against the closure order of the Tuticorin Copper smelter by Tamil Nadu Pollution Control Board ("TNPGB"), the appellate authority National Green Tribunal ("NGT") passed an interim order on May 31, 2013 allowing the copper smelter to recommence operations and appointed an Expert Committee to submit a report on the plant operations. Post the interim order, the plant recommenced operations on June 23, 2013. Based on Expert Committee's report on the operations of the plant stating that the plant's emission were within prescribed standards and based on this report, NGT ruled on July 15, 2013 that the Copper smelter could continue its operations and recommendations made by the Expert Committee be implemented in a time bound manner. The Group has implemented all of the recommendations. TNPGB has filed an appeal against the order of the NGT before the Supreme Court of India, which is yet to be listed for hearing.

Income Tax Disputes

The Group is involved in various tax disputes amounting to Rs. 34,205 million and Rs. 60,148 million (\$ 927.5 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively relating to income tax. These mainly relates to the disallowance of tax holiday for 100% Export Oriented Undertaking under section 10B of the Income Tax Act, 1961, disallowance of tax holiday benefit on production of gas under section 80IB of the Income Tax Act, 1961, tax holiday for undertakings located in certain notified areas under section 80IC of the Income Tax Act, 1961, disallowance of tax holiday benefit for power plants under section 80IA of the Income Tax Act, 1961, on account of depreciation disallowances, disallowance under section 14A of the Income Tax Act and interest thereon which are pending at various appellate levels.

Miscellaneous disputes – Vedanta Limited, HZL, MEL, BALCO and other subsidiaries

The Group is subject to various claims and exposures which arise in the ordinary course of conducting and financing its business from the indirect tax authorities and others. These claims and exposures mostly relate to the assessable values of sales and purchases or to incomplete documentation supporting the companies' returns or other claims.

The approximate value of claims against the Group companies excluding claims shown above total Rs. 22,025 million and Rs. 29,028 million (\$447.6 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively.

The Group considers that it can take steps such that all the above risks can be mitigated and that there are no significant unprovided liabilities arising.

C. Operating Lease commitments

- i. Operating leases are in relation to the office premises, office equipment and other assets, some of which are cancellable and some are non-cancellable. There is an escalation clause in the lease agreements during the primary lease period. There are no restrictions imposed by lease arrangements and there are no sub leases. The total of the future minimum lease payments under non-cancellable lease are as follow:

Particulars	As at 31 March 2016	As at 31 March 2017	As at 31 March 2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US Dollars in million)
Within one year of the balance sheet date.....	285	12	0.2
Due in a period between one year and five years.....	140	51	0.8
Total	425	63	1.0

Lease payments recognized as expenses on non-cancellable lease during the year is Rs.259 million and Rs. 285 million (\$4.4 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively.

- ii. TSPL has ascertained that the Power Purchase Agreement (PPA) entered with Punjab State Power Corporation Limited (PSPCL) qualifies to be an operating lease under IAS 17 'Leases'. Based on the assessment that the lease payments by PSPCL are subject to variations on account of various factors like availability of coal, water, etc., the management has determined the entire consideration receivable under the PPA relating to recovery of capacity charges towards capital cost contingent rent under IAS 17. The contingent rent recognised as revenue in the statement of profit and loss during the year ended March 31, 2016 and March 31, 2017 is Rs. 5,822 million and Rs. 12,287 million (\$ 189.5 million) respectively.

30. Segment information

The Group is a diversified natural resource group engaged in exploring, extracting and processing minerals and oil and gas. The Group produces zinc, lead, silver, copper, aluminium, iron ore, oil and gas and commercial power and has a presence across India, South Africa, U.A.E, Namibia, Ireland, Australia and Liberia. The Group has seven reportable segments: copper, aluminum, iron ore, power, Zinc India (comprises of zinc & lead India), Zinc international, oil and gas and other. The management of the Group is organized by its main products: copper, Zinc (comprises of zinc & lead India, silver India and zinc international), aluminum, iron ore, oil and gas and power. Each of the reportable segments derives its revenues from these main products and hence these have been identified as reportable segments by the Group's chief operating decision maker ("CODM").

Copper

The Group's copper business is owned and operated by Vedanta Limited, Copper Mines of Tasmania Pty Ltd ("CMT") and Fujairah Gold FZC and principally one of custom smelting and includes a copper smelter, a refinery, a phosphoric acid plant, a sulphuric acid plant, a copper rod plant and three captive power plants at Tuticorin in Southern India, and a refinery and two copper rod plants at Silvassa in Western India. In addition, the Group owns and operates the Mt. Lyell copper mine in Tasmania, Australia through its subsidiary, CMT, which provides a small percentage of the copper concentrate requirements (presently under care and maintenance), and a precious metal refinery and copper rod plant in Fujairah through its subsidiary Fujairah Gold FZC in the UAE.

Zinc India

The Group's zinc India business is owned and operated by Hindustan Zinc Limited ("HZL") in which it has a 64.92% interest as at March 31, 2017, March 31, 2016 and March 31, 2015. HZL's operations include five lead-zinc mines, one rock phosphate mine, four hydrometallurgical zinc smelters, two lead smelters, one pyro metallurgical lead-zinc smelter, six sulphuric acid plants, a silver refinery and six captive power plants in State of Rajasthan in Northwest India and one zinc ingot melting and casting plant at Haridwar and one silver refinery, one zinc ingot melting and casting plant and one lead ingot melting and casting plant at Panrugar in the State of Uttarakhand in North India.

Zinc International

The Group's zinc international business comprises Skorpion mine and refinery in Namibia operated through THL Zinc Namibia Holdings (Proprietary) Limited ("Skorpion"), Lisheen mine in Ireland operated through Vedanta Lisheen Holdings Limited ("Lisheen") and Black Mountain Mining (Proprietary) Limited ("BMM"), whose assets include the Black Mountain mine and the Gamsberg mine project which is in exploration stage, located in South Africa. The Group has 100% interest in Skorpion, 74.00% interest in BMM and 100% interest in Lisheen (which owns the Lisheen mine in Ireland which has ceased operations in December 2015).

Aluminium

The Group's aluminium business is owned and operated by Vedanta Limited and Bharat Aluminium Company Limited ("BALCO") in which it has a 51% interest as at March 31, 2017, March 31, 2016 and March 31, 2015. Vedanta Limited's Aluminium operations include a refinery and a captive power plant at Lanjigarh and a smelter, a thermal coal based captive power facility at Jharsuguda both situated in the State of Odisha in India. The pots are in the stage of commissioning in the 1.25 mtpa Jharsuguda-II Aluminium smelter with 530 pots having been commissioned by March 31, 2017. BALCO's partially integrated aluminium operations are comprised of two bauxite mines, captive power plants, smelting and fabrication facilities in central India. The BALCO-II smelter was commissioned, with all 336 pots operational in August 2016.

Power

The Group's power business is owned and operated by Vedanta Limited, BALCO and Talwandi Sabo Power Limited ("TSPL"), a wholly owned subsidiary of the Vedanta Limited which are engaged in the power generation business in India. Vedanta Limited's power operations include a thermal coal-based commercial power facility of 600 MW at Jharsuguda in the State of Odisha in Eastern India. BALCO power operations include 600MW (2 units of 300MW each) thermal coal based power plant at Korba. The first 300 MW unit of the IPP 600 MW was capitalized on August 1, 2015. The second unit was commissioned and started commercial production from May 1, 2016. TSPL had signed a power purchase agreement with the Punjab State Power Corporation Limited ("PSPCL") for the establishment of 1,980 MW (three units of 660 MW each) thermal coal-based commercial power facilities. The first 660MW unit of the Talwandi Sabo power plant (TSPL) was capitalized in financial year 2015 and second 660 MW unit was capitalized on December 1, 2015. The third 660MW unit at TSPL was capitalized on September 1, 2016. Power business also includes the wind power plants commissioned by HZL and a power plant at MALCO Energy Limited situated at Mettur Dam in the State of Tamil Nadu in southern India (presently under care and maintenance).

Iron ore

The Group's iron ore business is owned by Vedanta Limited and by two wholly owned subsidiaries, Sesa Resources Limited and Sesa Mining Corporation Limited and consists of exploration, mining and processing of iron ore, pig iron and metallurgical coke. The mining operations are carried out at Codli group, Bicholim mine, Surla mine and the Sonshi group of mines in state of Goa and Narrain mine, situated at state of Karnataka in India, a Metallurgical Coke and Pig Iron plant in state of Goa in India and also has a power plant in state of Goa in India for captive use. Group's iron ore business also comprises Western Cluster Limited ("WCL") in Liberia which has iron ore assets and is wholly owned subsidiary of the Group. WCL's assets include development rights to western cluster and a network of iron ore deposits in West Africa. WCL's assets were fully impaired in the year ended March 31, 2016.

Oil and gas

The Group's oil and gas business is owned and operated by the Company and its subsidiary Cairn Energy Hydrocarbon Limited and engaged in business of exploration and development and production of oil and gas. The Group has a diversified asset base with seven blocks, one in state of Rajasthan in India, one on the west coast of India, four on the east coast of India and one in South Africa.

Other

The Group's other activities include Vizag General Cargo Berth Private Limited ("VGCB") and Maritime Ventures Private Limited ("MVPL") in which the Group owns a 100% interest. Vizag port project includes mechanisation of coal handling facilities and up gradation of general cargo berth for handling coal at the outer harbor of Vishakhapatnam port on the east coast of India. MVPL is engaged in the business of rendering logistics and other allied services inter alia rendering stevedoring, and other allied services in Ports and other allied sectors.

Segment Revenue, Result, Assets and Liabilities include the respective amounts identifiable to each of the segments and amount allocated on a reasonable basis. Unallocated expenditure consists of common expenditure incurred for all the segments and expenses incurred at corporate level. The assets and liabilities that cannot be allocated between the segments are shown as unallocated assets and unallocated liabilities respectively.

The accounting policies of the reportable segments are the same as the Group's accounting policies described in Note 3. The operating segments reported are the segments of the Group for which separate financial information is available. Earnings before interest, depreciation and amortization and tax (Segment profit) are evaluated regularly by the CODM in deciding how to allocate resources and in assessing performance. The Group's financing (including finance costs and finance income) and income taxes are reviewed on an overall basis and are not allocated to operating segments. Transfer prices between operating segments are on an arm's length basis in a manner similar to transactions with third parties except from power segment sales amounting to Rs. 3,684 million and Rs. 413 million (\$ 6.4 million) which is at cost for the year ended March 31, 2016 and March 31, 2017 respectively.

The following table presents revenue and profit information and certain assets information regarding the Group's business segments as at and for the year ended March 31, 2015, March 31, 2016 and March 31, 2017.

a. For the year ended March 31, 2015

	Copper (Rs. in million)	Zinc India (Rs. in million)	Zinc International (Rs. in million)	Aluminium (Rs. in million)	Power (Rs. in million)	Iron Ore (Rs. in million)	Oil and Gas (Rs. in million)	Others (Rs. in million)	Elimination (Rs. in million)	Total (Rs. in million)
Revenue										
Sales #	225,198	144,127	35,886	126,900	33,906	19,039	146,945	1,578	—	733,579
Inter-segment sales	1,100	—	—	230	7,280	924	—	220	(9,754)	—
Segment revenue	226,298	144,127	35,886	127,130	41,186	19,963	146,945	1,798	(9,754)	733,579
Cost of Sales and expenses	(208,913)	(73,522)	(24,827)	(104,601)	(32,762)	(20,854)	(58,274)	(1,266)	9,754	(515,265)
Segment profit / (loss)	17,385	70,605	11,059	22,529	8,424	(891)	88,671	532	—	218,314
Depreciation and amortization	(3,041)	(8,338)	(6,791)	(8,483)	(3,940)	(2,531)	(77,673)	(294)	—	(111,091)
Impairment (Refer Note 8)	—	—	—	(294)	—	—	(406,144)	—	—	(406,438)
Operating profit / (loss)	14,344	62,267	4,268	13,752	4,484	(3,422)	(395,146)	238	—	(299,215)
Finance and other costs	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(63,398)
Investment and other income	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51,154
Loss before tax										(311,459)
Assets and liabilities										
Assets										
Segment assets	77,428	136,998	36,235	413,312	199,622	115,222	556,271	5,300	—	1,540,338
Financial assets investments	—	—	—	—	—	—	—	—	—	262
Deferred tax asset	—	—	—	—	—	—	—	—	—	76,487
Short-term investments	—	—	—	—	—	—	—	—	—	496,482
Cash and cash equivalents (including restricted cash and cash equivalents)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,711
Loan to related parties	—	—	—	—	—	—	—	—	—	160
Current tax asset	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26,792
Others	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,422
Total assets										2,161,704
Liabilities										
Segment liabilities	89,602	19,794	10,539	60,324	27,359	9,408	64,208	1,920	—	283,154
Short-term borrowings	—	—	—	—	—	—	—	—	—	161,233
Current tax liabilities	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,842
Long-term borrowings	—	—	—	—	—	—	—	—	—	517,852
Deferred tax liabilities	—	—	—	—	—	—	—	—	—	155,812
Others	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,203
Total liabilities										1,133,096
Additions to property, plant and equipments	1,796	13,372	1,121	9,254	8,670	1,632	44,821	30	—	80,696
Additions to Leasehold Land	—	160	—	30	—	—	—	1	—	191
Additions to exploration and evaluation assets	—	—	—	—	—	439	20,999	—	—	21,438
Additions to other intangibles assets	—	27	43	—	—	—	225	61	—	356

includes sale to external customers and export incentives.

b. For the year ended March 31, 2016

	Copper (Rs. in million)	Zinc India (Rs. in million)	Zinc International (Rs. in million)	Aluminium (Rs. in million)	Power (Rs. in million)	Iron Ore (Rs. in million)	Oil and Gas (Rs. in million)	Others (Rs. in million)	Elimination (Rs. in million)	Total (Rs. in million)
Revenue										
Sales*	209,239	137,945	25,631	110,781	45,523	22,233	86,559	1,582	—	639,493
Inter-segment sales	23	—	—	129	4,303	541	—	245	(5,241)	—
Segment revenue	209,262	137,945	25,631	110,910	49,826	22,774	86,559	1,827	(5,241)	639,493
Cost of Sales and expenses	(187,057)	(70,975)	(21,070)	(102,443)	(37,167)	(18,407)	(52,286)	(1,259)	5,241	(485,423)
Segment profit	22,205	66,970	4,561	8,467	12,659	4,367	34,273	568	—	154,070
Depreciation and amortization	(2,048)	(7,558)	(3,730)	(7,051)	(4,438)	(4,106)	(54,088)	(324)	—	(83,343)
Impairment (Refer Note 8)	(497)	—	—	—	—	(16,054)	(322,998)	—	—	(339,549)
Operating profit / (loss)	19,660	59,412	831	1,416	8,221	(15,793)	(342,813)	244	—	(268,822)
Finance and other costs	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(59,584)
Investment and other income	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43,998
Loss before tax										(284,408)
Assets and liabilities										
Assets										
Segment assets*	77,083	139,767	31,362	383,614	224,786	93,901	205,389	5,344	—	1,161,246
Financial assets investments	—	—	—	—	—	—	—	—	—	432
Deferred tax asset	—	—	—	—	—	—	—	—	—	82,481
Short-term investments	—	—	—	—	—	—	—	—	—	566,192
Cash and cash equivalents (including restricted cash and cash equivalents)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24,237
Loan to related parties	—	—	—	—	—	—	—	—	—	805
Current tax asset	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26,764
Others	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,098
Total assets										1,869,255
Liabilities										
Segment liabilities*	124,011	29,366	8,396	46,353	38,482	11,322	56,627	1,161	—	315,718
Short-term borrowings	—	—	—	—	—	—	—	—	—	182,328
Current tax liabilities	—	—	—	—	—	—	—	—	—	703
Long-term borrowings	—	—	—	—	—	—	—	—	—	493,784
Deferred tax liabilities	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30,212
Others	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70,252
Total liabilities										1,092,997
Additions to property, plant and equipments	1,170	15,704	2,500	4,042	6,949	829	8,996	48	—	40,238
Additions to Leasehold Land	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Additions to exploration and evaluation assets	—	—	1,060	—	—	—	4,912	—	—	5,972
Additions to other intangibles assets	—	139	—	16	—	7	99	3	—	264

* During the year ended March 31, 2016, consequent to certain power facilities at a subsidiary being used for generation and sale of commercial power, capital employed in respect of capital work-in-progress for the previous periods relating to power facilities used/ to be used in the generation and sale of commercial power has been reclassified from 'Aluminium' segment to 'Power' segment.

Includes sale to external customers and export incentives.

c. For the year ended March 31, 2017

	Copper (Rs. in million)	Zinc India (Rs. in million)	Zinc International (Rs. in million)	Aluminium (Rs. in million)	Power (Rs. in million)	Iron Ore (Rs. in million)	Oil and Gas (Rs. in million)	Others (Rs. in million)	Elimination (Rs. in million)	Total (Rs. in million)	Total (US dollars in million)
Revenue											
Sales*	210,021	169,194	22,302	136,667	55,189	40,880	82,041	913	—	717,207	11,059.5
Inter-segment sales	155	206	—	195	890	410	—	70	(1,926)	—	—
Segment revenue	210,176	169,400	22,302	136,862	56,079	41,290	82,041	983	(1,926)	717,207	11,059.5
Cost of Sales and expenses	(193,212)	(73,901)	(13,121)	(113,662)	(39,637)	(28,199)	(41,149)	(869)	1,926	(501,824)	(7,738.3)
Segment profit	16,964	95,499	9,181	23,200	16,442	13,091	40,892	114	—	215,383	3,321.2
Depreciation and amortization	(1,938)	(10,008)	(1,845)	(9,468)	(5,685)	(4,688)	(27,532)	(313)	—	(61,477)	(948.0)
Impairment (Refer Note 8)	—	—	—	(2,007)	—	—	845	—	—	(1,162)	(17.9)
Operating profit / (loss)	15,026	85,491	7,336	11,725	10,757	8,403	14,205	(199)	—	152,744	2,355.3
Finance and other costs	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(61,600)	(949.8)
Investment and other income	—	—	—	—	—	—	—	—	—	45,428	700.5
Profit before tax										136,572	2,106.0
Assets and liabilities											
Assets											
Segment assets*	77,864	156,661	35,950	460,532	178,762	91,323	165,262	5,318	—	1,171,672	18,067.4
Financial assets investments	—	—	—	—	—	—	—	—	—	695	10.7
Deferred tax asset	—	—	—	—	—	—	—	—	—	77,582	1,196.3
Short-term investments	—	—	—	—	—	—	—	—	—	524,685	8,090.7
Cash and cash equivalents (including restricted cash and cash equivalents)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	108,949	1,680.0
Loan to related parties	—	—	—	—	—	—	—	—	—	692	10.7
Current tax asset	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28,312	436.6
Others	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,274	96.8
Total assets										1,918,861	29,589.2
Liabilities											
Segment liabilities*	110,783	40,424	11,268	102,290	14,858	14,508	46,542	302	—	340,975	5,257.9
Short-term borrowings	—	—	—	—	—	—	—	—	—	413,126	6,370.5
Current tax liabilities	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,028	31.3
Long-term borrowings	—	—	—	—	—	—	—	—	—	332,654	5,129.6
Deferred tax liabilities	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24,015	370.3
Others	—	—	—	—	—	—	—	—	—	92,275	1,422.8
Total liabilities										1,205,073	18,582.4
Additions to property, plant and equipments	1,626	21,788	4,850	18,956	5,223	650	8,886	2	—	61,981	955.9
Additions to Leasehold Land	—	—	—	290	—	—	—	—	—	290	4.5
Additions to exploration and evaluation assets	—	—	—	—	—	—	1,234	—	—	1,234	19.0
Additions to other intangibles assets	54	178	—	204	32	56	29	28	—	581	9.0

* During the current year, three units of 600 MW each at Jharsuguda and 1 unit of 270 MW at Balco, Korba have been converted from commercial power plant to captive power plant, pursuant to an order of Orissa Electricity Regulatory Authority and increased inhouse demand respectively. Accordingly, the revenue, results, segment assets and segment liabilities of these plants have been disclosed as part of Aluminium segment.

Includes sale to external customers and export incentives.

Geographical Segment Analysis

The Group's operations are primarily located in India. The following table provides an analysis of the Group's sales by geographical market irrespective of the origin of the goods:

	2015	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
India.....	481,451	443,287	441,954	6,815.0
China.....	57,846	34,556	61,179	943.4
UAE.....	40,705	32,759	48,070	741.2
Others.....	153,577	128,891	166,004	2,559.9
	733,579	639,493	717,207	11,059.5

The following is an analysis of the carrying amount of non-current assets, being property, plant and equipment, exploration and evaluation assets and other intangible assets and leasehold land analysed by the geographical area in which the assets are located: —

	As at March 31		
	2016	2017	2017
	Carrying amount (Rs. in million)	Carrying amount (Rs. in million)	Carrying amount (US dollars in million)
India.....	963,954	955,815	14,738.9
Australia.....	290	223	3.4
South Africa.....	16,338	20,898	322.3
Namibia.....	7,863	7,310	112.7
Ireland.....	447	387	6.0
UAE.....	1,428	1,318	20.2
	990,320	985,951	15,203.5

All other non-current assets (non-financial) are situated in India.

No single customer has accounted for more than 10% of the Group's revenue for the year ended March 31, 2015, March 31, 2016 and March 31, 2017.

31. Related party transactions –

The Group's subsidiaries as at March 31, 2017 are as follows:

Subsidiaries	Principal activities	Immediate holding company	Country of Incorporation	The Company's / Immediate percentage holding (in % as at March 31, 2016)	The Company's / Immediate percentage holding (in % as at March 31, 2017)
Bharat Aluminium Company Ltd (BALCO)	Aluminium mining and smelting	Vedanta Limited	India	51	51
Copper Mines of Tasmania (CMT)	Copper mining	MCBV	Australia	100	100
Fujairah Gold FZC ¹	Copper and precious metals processing	MEL	UAE	100	100
Hindustan Zinc Limited (HZL)	Zinc mining and smelting	Vedanta Limited	India	64.92	64.92
Monte Cello BV (MCBV)	Investment Company	Vedanta Limited	Netherlands	100	100
Thalanga Copper Mines ("TCM")	Copper mining	MCBV	Australia	100	100
Sterlite (USA) Inc.	Investment Company	Vedanta Limited	USA	100	100
Talwandi Saboo Power Limited	Power generation	Vedanta Limited	India	100	100
THL Zinc Ventures Ltd	Investment Company	Vedanta Limited	Mauritius	100	100
THL Zinc Ltd	Investment Company	THL Zinc Ventures Ltd	Mauritius	100	100
THL Zinc Holding B.V.	Investment Company	Vedanta Limited	Netherlands	100	100
THL Zinc Namibia Holdings (Proprietary) Ltd	Mining and exploration	THL Zinc Ltd	Namibia	100	100
Skorpion Zinc (Proprietary) Ltd	Acquisition of immovable and movable properties	THL Zinc Namibia Holdings (Proprietary) Ltd	Namibia	100	100
Skorpion Mining Company (Proprietary) Ltd	Zinc mining	Skorpion Zinc (Proprietary) Ltd	Namibia	100	100
Namzinc (Proprietary) Ltd	Zinc refinery	Skorpion Zinc (Proprietary) Ltd	Namibia	100	100
Amica Guesthouse (Proprietary) Ltd	Accommodation and catering services	Skorpion Zinc (Proprietary) Ltd	Namibia	100	100
Rosh Pinah Health Care (Proprietary) Ltd	Leasing out of medical equipment and building and conducting services related thereto	Skorpion Zinc (Proprietary) Ltd	Namibia	69	69
Black Mountain Mining (Proprietary) Limited	Zinc and Lead mining and milling	THL Zinc Ltd	South Africa	74	74
Vedanta Lisheen Holdings Limited	Investment Company	THL Zinc Holding B.V.	Ireland	100	100
Vedanta Lisheen Mining Limited	Zinc and lead mining	Vedanta Lisheen Holdings Limited	Ireland	100	100
Killoran Lisheen Mining Limited	Zinc and lead mining	Vedanta Lisheen Holdings Limited	Ireland	100	100
Killoran Lisheen Finance Limited	Investment Company	Vedanta Lisheen Holdings Limited	Ireland	100	100
Lisheen Milling Limited	Manufacturing	Vedanta Lisheen Holdings Limited	Ireland	100	100
Vedanta Exploration Ireland Limited	Exploration company	Vedanta Lisheen Holdings Limited	Ireland	100	100
Malco Energy Limited (MEL)	Power generation	Vedanta Limited	India	100	100
Vizag General Cargo Berth Private Ltd	Infrastructure	Vedanta Limited	India	99.99	100

Subsidiaries	Principal activities	Immediate holding company	Country of Incorporation	The Company's / Immediate percentage holding (in % as at March 31, 2016)	The Company's / Immediate percentage holding (in % as at March 31, 2017)
Paradip Multi Cargo Berth Private Limited	Infrastructure	Vedanta Limited	India	74	100
Peevest 17 Proprietary Limited *	Investment Company	THL Zinc Ltd	South Africa	100	—
Lisheen Mine Partnership****		Killoran Lisheen Mining Limited and Vedanta Lisheen Mining Limited	Ireland	100	100
Sterlite Ports Limited	Infrastructure	Vedanta Limited	India	100	100
Maritime Ventures Limited	Infrastructure	Sterlite Ports Limited	India	100	100
Sterlite Infraventures Limited **	Infrastructure	Vedanta Limited	India	100	—
Lakomasko B.V.	Investment Company	THL Zinc Holding B.V.	Netherland	100	100
Sesa Resources Limited	Iron Ore mining	Vedanta Limited	India	100	100
Bloom Fountain Limited	Investment Company	Vedanta Limited	Mauritius	100	100
Sesa Mining Corporation Private Limited	Iron Ore mining	Sesa Resources Limited	India	100	100
Goa Sea Ports Private Limited ³	Infrastructure	Sterlite Ports Limited	India	—	100
Western Clusters Limited	Iron Ore mining	Bloom Fountain Limited	Liberia	100	100
Twinstar Energy Holding Limited	Investment Company	Bloom Fountain Limited	Mauritius	100	100
Twinstar Mauritius Holding Limited		Twinstar Energy Holding Limited	Mauritius	100	100
Caim India Limited ("Caim") ³	Investment Company	Caim India Holdings Limited	India	59.88	—
CIG Mauritius Holding Private Limited	Investment Company	Caim Energy Hydrocarbons Limited	Mauritius	59.88	100
Caim India Holdings Limited ³	Investment Company	Vedanta Limited	Jersey	59.88	100
CIG Mauritius Private Limited	Investment Company	CIG Mauritius Holding Private Limited	Mauritius	59.88	100
Caim Lanka Private Limited	Exploration and Production	CIG Mauritius Private Limited	Sri Lanka	59.88	100
Caim Energy Australia Pty Limited *	Investment company	Caim India Holdings Limited	Australia	59.88	—
Caim Energy Holdings Limited *		Caim India Holdings Limited (UK)	Kingdom (UK)	59.88	—
Caim Energy India Pty Limited	Exploration and Production	Caim India Holdings Limited	Australia	59.88	100
Caim Exploration No 2 Limited	Exploration and Production	Caim India Holdings Limited	UK	59.88	100
Caim Exploration No 7 Limited *	Exploration and Production	Caim India Holdings Limited	UK	59.88	—
Caim Exploration No 6 Limited****	Exploration and Production	Caim India Holdings Limited	UK	—	—

F-98

Subsidiaries	Principal activities	Immediate holding company	Country of Incorporation	The Company's / Immediate percentage holding (in % as at March 31, 2016)	The Company's / Immediate percentage holding (in % as at March 31, 2017)
Caim Energy Gujarat Block 1 Limited	Exploration and Production	Caim India Holdings Limited	UK	59.88	100
Caim Energy Discovery Limited	Exploration and Production	Caim India Holdings Limited	UK	59.88	100
Caim Energy Hydrocarbons Limited	Exploration and Production	Caim India Holdings Limited	UK	59.88	100
Caim South Africa Proprietary Limited	Exploration and Production	Caim Energy Hydrocarbons Limited	South Africa	59.88	100
Sesa Sterlite Mauritius Holdings Limited*****	Investment Company	Bloom Fountain Limited	Mauritius	—	100

* Dissolved during the year.
 ** Sold during the year to Sterlite Power Transmission Limited
 *** Dissolved in previous year
 **** Entities registered as other than corporate entity
 ***** Purchased during the year

- 1 Pursuant to transfer of holding in Fujairah Gold from TCM and CMT to MEL in July 2016
- 2 Goa Sea Port Private Limited incorporated on 5th July, 2016 as a 100% subsidiary of Sterlite Ports Limited (SPL)
- 3 Caim India Limited merged with Vedanta Limited. Post merger Caim India Holdings Limited became direct subsidiary of Vedanta Limited (Refer note 1).
- 4 The Group also has interest in certain trust which are neither significant nor material to the Group.

The Company owns directly or indirectly through subsidiaries, more than half of the voting power of all of its subsidiaries as mentioned in the list above, and the Group is able to govern its subsidiaries' financial and operating policies so as to benefit from their activities.

Ultimate controlling party

As at March 31, 2017, the Group is majorly owned by Twin Star Holdings Limited, Finsider International Company Limited, Westglobe Limited and Welter Trading Limited which are in turn wholly-owned subsidiaries of Vedanta Resources Plc (Intermediate Holding Company). The ultimate controlling party of the Group is Volcan Investments Limited ("Volcan"), which is controlled by persons related to the Chairman Emeritus, Mr. Anil Agarwal. Volcan Investment Limited, Twin Star Holdings Limited, Finsider International Company Limited, Westglobe Limited and Welter Trading Limited do not produce Group financial statements.

List of related parties and relationships –

The Group enters into transactions in the normal course of business with its related parties, including its parent Vedanta, and the companies over which it has significant influence. A summary of significant related party transactions for the year ended March 31, 2015, 2016 and 2017 are noted below.

A) Entities Controlling the Company (Holding Companies)

- Volcan Investments Limited ("Volcan")

Intermediate Holding Companies

- Vedanta Resources Plc. ("Vedanta")
- Vedanta Resources Holdings Limited ("VRHL")
- Twin Star Holdings Limited ("TSHL")
- Finsider International Company Limited ("Finsider")

- Westglobe Limited ('Westglobe')
- Welter Trading Limited ('Welter')
- Richter Holdings Limited ('Richter')
- Vedanta Resources Finance Limited
- Vedanta Resources Cyprus Limited

B) **Fellow subsidiaries**

- Konkola Copper Mines ('KCM')
- Vedanta Resources Jersey II Limited ('VRJ2')
- Vedanta Resources Jersey Limited ('VRJL')
- Vedanta Jersey Investments Limited ('VJIL')
- Sterlite Technologies Limited ('STL')
- Sterlite Power Transmission Limited ('SPTL')
- Sterlite Iron and Steel Company Limited ('SISCOL')

C) **Other Related Parties**

- Sesa Community Development Foundation
- Vedanta Medical Research Foundation ('VMRF')
- Vedanta Foundation
- Balco Employees Provident Fund Trust
- Hindustan Zinc Ltd Employees Contributory Provident Fund Trust
- Sesa Group Employees Provident Fund Trust
- Sesa Mining Corporation Limited Employees Provident Fund Trust
- Sesa Resources Limited Employees Provident Fund Trust

The below details provide the total amount of transactions that have been entered into with related parties for the relevant financial year. The significant transactions relate to the normal sale and purchase of goods and loans and investments. All inter-company transactions and balances are eliminated on consolidation.

The significant transactions with related parties for the year ended March 31, 2015, March 31, 2016 and March 31, 2017 are set out below:

	For the year ended March 31,			
	2015	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Sales				
STL.....	7,828	9,188	8,577	132.3
SPTL.....	—	—	177	2.7
Total	7,828	9,188	8,754	135.0
Purchases of goods/services				
KCM.....	11,809	382	2,977	45.9
STL.....	69	74	174	2.7
SPTL.....	—	—	28	0.4
Total	11,878	456	3,179	49.0
Interest income / (Finance costs)				
VRJ2.....	(13,842)	(11,563)	(2,179)	(33.6)
VRJL.....	—	—	(36)	(0.6)
Vedanta.....	312	438	394	6.1
KCM.....	—	—	26	0.4
TSHL.....	—	5	14	0.2
SISCOL.....	7	5	2	0.0
STL.....	34	14	90	1.4
Total	(13,489)	(11,101)	(1,689)	(26.1)
Dividend paid				
TSHL.....	4,701	8,069	26,829	413.7
Finsider.....	1,405	2,349	7,809	120.4
Westglobe.....	155	259	862	13.3
Welter.....	134	224	744	11.5
Total	6,395	10,901	36,244	558.9
Management fees expenses				
Vedanta.....	306	330	335	5.2
Total	306	330	335	5.2
Dividend Income				
STL.....	1	3	7	0.1
Total	1	3	7	0.1
Service Income				
Vedanta.....	24	28	32	0.5
Total	24	28	32	0.5
Long Term Incentive Plan Expenses				
Vedanta.....	1,572	876	628	9.7
Total	1,572	876	628	9.7
Loans given/(repaid) during the year				
TSHL.....	—	655	—	—
SISCOL.....	1	1	0	0.0
SISCOL.....	(14)	(25)	—	—
Total	(13)	631	0	0.0

	For the year ended March 31,			
	2015	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Loan taken/(repaid) during the year				
VRJ2.....	(80,463)	(51,182)	(126,187)	(1,945.8)
VRJ2.....	730	3,856	939	14.5
VRJL.....	—	—	1,907	29.4
VRJL.....	—	—	(1,907)	(29.4)
Total	(79,733)	(47,326)	(125,248)	(1,931.3)
Guarantee given/(taken)				
Vedanta.....	(30,574)	(58,915)	(168,483)	(2,598.0)
Total	(30,574)	(58,915)	(168,483)	(2,598.0)
Corporate social responsibility expenditure/ donation				
Sesa Community Development Foundation	42	23	19	0.3
Vedanta Foundation*	41	31	683	10.5
VMRF	42	176	348	5.4
Total	125	230	1,050	16.2

* includes donation in kind, having fair market value of Rs. 112 million (\$ 1.7 million) for the year ended March 31, 2017.

The significant receivables from and payables to related parties as at March 31, 2016 and March 31, 2017 are set out below:

	As at March 31,		
	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Receivable from:			
STL.....	79	263	4.1
SPTL.....	—	1	0.0
KCM.....	332	1,475	22.8
Vedanta.....	288	68	1.1
SISCOL.....	22	122	1.9
Volcan.....	10	23	0.4
TSHL.....	5	—	—
Total	736	1,952	30.3
Loans to:			
SISCOL.....	142	44	0.7
TSHL.....	663	648	10.0
Total	805	692	10.7
Payable to:			
VRJ2.....	3,313	—	—
Vedanta.....	175	223	3.4
KCM.....	5	79	1.2
STL.....	90	147	2.3
Hindustan Zinc Ltd Employees Contributory provident Fund Trust	39	29	0.4
Sesa Resources Limited Employees Provident Fund.....	—	1	0.0
Sesa Mining Corporation Limited Employees Provident Fund.....	—	2	0.0
Sesa Group Employees Provident Fund	19	16	0.2
Balco Employees Provident Fund Trust	8	47	0.7
TSHL.....	—	24,415	376.5
Finsider.....	—	7,106	109.6

	As at March 31,		
	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Westglobe	—	785	12.1
Welter	—	677	10.4
Total	3,649	33,527	516.8
Borrowings from:			
VRJ2	123,835	—	—
Total	123,835	—	—

	As at March 31,		
	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Guarantees outstanding given / (taken)			
Vedanta [#]	(233,823)	(391,806)	(6,041.7)
Volcan [*]	1,150	1,150	17.7
Total	(232,673)	(390,656)	(6,024.0)
Investment in Equity Shares – Quoted			
STL	432	600	9.2
Total	432	600	9.2
Investment in Equity Shares – Unquoted			
SPTL	—	95	1.5
Total	—	95	1.5
Investment in Vedanta Bonds	5,704	4,854	74.8
Total	5,704	4,854	74.8

* Bank guarantee given by the Company on behalf of Volcan in favour of Income tax department, India as collateral in respect of certain tax disputes of Volcan.

Post the balance sheet date, guarantee worth Rs. 282,048 million has been withdrawn by Vedanta and the guarantees worth Rs. 68,081 million is extinguished as the underlying external loan has been repaid.

Cairn PSC guarantee to Government

Vedanta Resources PLC as a parent company has provided a financial and performance guarantee to Government of India for erstwhile Cairn India Group's obligation under the Production Sharing Contract ("PSC"). The guarantee provides for making available financial resources equivalent to Cairn India's share for its obligation under PSC, personnel and technical services in accordance with industry practices and any other resources in case Cairn India is unable to fulfill its obligations under PSC

Cairn Investment in Vedanta Bonds

Cairn India Holdings Limited had invested Rs. 5,704 million and Rs. 4,854 million (\$ 74.8 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017, respectively in bonds issued by Vedanta, which have maturities ranging from June 2016 to May 2023 at coupon ranging from 6% to 9.5% p.a. The carrying values of these bonds including interest accrued are Rs 4,309 million and Rs 5,246 million (\$80.9 million) as at March 31, 2016 and March 31, 2017, respectively.

Loans to holding companies

During the year ended March 31, 2016, Lisheen Milling Limited entered into a loan agreement with Twin Star Holding Limited for Rs. 667 million (\$10.0 million) at an interest rate of 2.1%. The loan is unsecured and the outstanding balance under the facility at March 31, 2016 and March 31, 2017 is Rs. 663 million and Rs 648 million (\$10.0 million) respectively. The loan was due in March 2017. The loan has been renewed for a further period of 12 months and is now due in March 2018.

Loans to fellow subsidiaries

During the year ended March 31, 2017 Group had renewed loan provided to SISCOOL to finance project in earlier years. The loan balance as at March 31, 2017 was Rs. 44 million (\$0.7 million). The loan is unsecured in nature and carries an interest rate of 8.50% per annum. The loan was due in March 2017. The loan has been renewed for a further period of 12 months in March 2017 and is due in March 2018.

Loan from holding company

During the year the Group has repaid Rs. 125,248 million (\$ 1,931.3 million) to VRJ2. The loan balance as at March 31, 2017 was NIL.

Sale of Subsidiary

During the year ended March 31, 2017, the Group sold one of its subsidiary - Sterlite Infraventures Limited (SIVL) to a fellow subsidiary - Sterlite Power Transmission Limited for a net consideration of Rs. 2 million (\$ 0.03 million).

Purchase of Subsidiary

During the year ended March 31, 2017, the Group purchased 100% of the shareholders in - Sesa Sterlite Mauritius Holdings Limited from VRHL at \$1.

Terms and conditions of transactions with related parties

All transactions with related parties are made in ordinary course of business. For the year ended March 31 2017, the Group has not recorded any impairment of receivables relating to amounts owed by related parties. This assessment is undertaken each financial year through examining the financial position of the related party and the market in which the related party operates.

Remuneration of key management personnel

The remuneration of the key management personnel of the Group are set out below in aggregate for each of the categories specified in IAS 24 Related party disclosures.

	Year ended March 31,			
	2015	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Short term employee benefits.....	305	341	348	5.4
Post-employment benefits*	27	26	26	0.4
Share based payments	75	66	77	1.2
Total.....	407	433	451	7.0

- * Does not include the provision made for gratuity and leave benefits, as they are determined on an actuarial basis for all the employees together.

	Year ended March 31,			
	2015	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Salary of relatives of Key management personnel	65	71	79	1.2
Total.....	65	71	79	1.2

Commission/ Sitting fees paid to Independent directors during the year ended March 31, 2017 is Rs. 33 million (\$0.5 million)

Relative of Key Management Personnel -

	Year ended March 31,			
	2015	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Short term interest bearing salary advance given / (repaid) during the year.....	89	(91)	—	—
Total.....	89	(91)	—	—

Details of transactions during the year with post retirement trusts:

	Year ended March 31			
	2015	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
PF Trust				
Balco Employees Provident Fund Trust.....	138	113	159	2.5
Hindustan Zinc Ltd Employees Contributory Provident Fund Trust.....	321	327	309	4.8
Sesa Resources Limited Employees Provident Fund Trust.....	—	22	3	0.0
Sesa Mining Corporation Limited Employees Provident Fund Trust	—	23	6	0.1
Sesa Group Employees Provident Fund Trust.....	207	157	59	0.9
Total.....	666	642	536	8.3

32. Other notes

(a) Components of other comprehensive income –cash flow hedges

For the year ended March 31,	2015	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Net gain/(loss) arising during the year	(112)	(55)	522	8.1
Reclassification adjustments for net (gain)/loss included in the consolidated statements of profit or loss	(646)	218	(538)	(8.3)
Net gain/(loss) on cash flow hedges recognised in other comprehensive income, net of tax	(758)	163	(16)	(0.2)

(b) Exchange gain/ (loss) recognised in the consolidated statements of profit or loss:

For the year ended March 31,	2015	2016	2017	2017
	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(Rs. in million)	(US dollars in million)
Other operating income.....	(11)	—	—	—
Cost of sales	562	277	295	4.5
Administration cost	(3,177)	(3,667)	736	11.3
Investment and other income	750	461	(184)	(2.8)
Finance and other costs	(5,344)	(3,669)	(2,187)	(33.7)
Total.....	(7,220)	(6,598)	(1,340)	(20.7)

c) The Group presents the consolidated statements of profit or loss by disclosing expenses by function. The consolidated statements of profit or loss disclosing expenses by nature is presented below:

CONSOLIDATED STATEMENTS OF PROFIT OR LOSS

For the year ended March 31,	Notes	2015 (Rs. in million)	2016 (Rs. in million)	2017 (Rs. in million)	2017 (US dollars in million)
Revenue	4	733,579	639,493	717,207	11,059.5
Other operating income.....		4,802	4,785	5,186	79.9
Investment and other income.....	5	51,154	43,998	45,428	700.5
Total Income.....		789,535	688,276	767,821	11,839.9
(Decrease)/increase in inventories of finished goods and work-in-progress		(2,799)	(3,943)	11,907	183.6
Raw materials and other consumables used*		(453,462)	(426,665)	(462,748)	(7,135.7)
Employee costs		(32,505)	(30,542)	(26,241)	(404.6)
Other costs		(31,300)	(29,058)	(29,928)	(461.5)
Depreciation and amortization.....		(111,091)	(83,343)	(61,477)	(948.0)
Impairment.....		(406,438)	(339,549)	(1,162)	(17.9)
Finance and other costs.....	6	(63,398)	(59,584)	(61,600)	(949.8)
Profit / (loss) before tax		(311,459)	(284,408)	136,572	2,106.0
Income tax (expense) / credit.....	7	108,320	103,060	(38,027)	(586.4)
Profit / (loss) for the year.....		(203,139)	(181,348)	98,545	1,519.6

* includes power and fuel charges, repairs, royalty, cess, mining and other operating expenses.

(d). Employee costs

For the year ended March 31,	2015 (Rs. in million)	2016 (Rs. in million)	2017 (Rs. in million)	2017 (US dollars in million)
Salaries, wages and bonus	30,019	27,543	24,097	371.5
Defined contribution pension scheme costs	1,392	1,551	1,632	25.2
Defined benefit pension scheme costs.....	396	273	376	5.8
Voluntary retirement expenses.....	698	1,175	136	2.1
	32,505	30,542	26,241	404.6

33. Subsequent Events –

Subsequent to the Balance Sheet date,

- 500,000 tonnes Jharsuguda-I smelter suffered a pot outage incident wherein 228 pots out of the total 608 pots were damaged and taken out of production, resulting in reduced production for a temporary period.
- A fire took place in the coal handling facility on April 17, 2017 at the 1,980 MW TSPL power plant in Punjab state. This has resulted in a shut-down of all the three units of the power plant for 65 days. There were no injuries in the incident and the plant achieved full load on June 22, 2017. No material loss was incurred as a result of the same.

34. The Group has made the following changes to some of its disclosures, as compared to those reported in prior year's consolidated financial statements, none of which it believes are material:

- In Note 17, under long term borrowings the amount of non-convertible debentures as at March 31, 2016 as reported in the previous year, has been regrouped upwards by Rs. 30,710 million with a corresponding adjustment in Borrowings from Banks and Financial institutions. There is no change in the total long term borrowings.

- b) In Note 22, the Group has revised its disclosures in respect of the provident fund trusts under Defined Benefit Plans which hitherto was classified as defined contribution plans. Such plans were in a net asset position as at March 31, 2015 and March 31, 2016. The Group does not have a legal right to these net assets and therefore this adjustment had no impact on the consolidated statement of financial position as at March 31, 2016.
- c) In Note 23:
 - i. commodity price risk: for the provisionally priced financial instruments, the group has disclosed the sensitivity for exposures outstanding at March 31, 2016 which was hitherto disclosed on the aggregate of transactions of purchases and sales made during the year 2015-16.
 - ii. for foreign exchange risk, the group has disclosed the sensitivity for the exposures outstanding at March 31, 2016 as against the sensitivity of costs and revenues denominated in foreign currency. The foreign exchange risk also now includes the INR exposure related exchange risk in respect of the Oil and Gas business where the functional currency is USD.
 - iii. for the interest rate risk sensitivity, the sensitivity was disclosed on the floating rate financial liabilities which has now been presented on the floating rate financial liabilities net of financial assets.
 - iv. for the counterparty and concentration of credit risk, the group has now presented the disclosure for counter party and concentration of credit risks for financial assets as against the disclosure for credit risks for financial and non-financial assets as at March 31, 2016.
- d) In Note 30, in the current year, certain balances such as dividend payable, interest accrued on investments and borrowings, etc. that were hitherto being allocated to segments have been considered in Unallocated category, as presented to the CODM. The segments assets and segment liabilities as at March 31, 2015 and March 31, 2016 have been recast to conform to current year's classification.

Additionally, certain balances for March 2016 and 2015 have been regrouped/ reclassified by the Group to conform with current period's presentation.

Supplementary Information on Oil and Gas Exploration and Production (Unaudited)

In accordance with Codification Topic 932 - Extractive Activities - Oil and gas, this section provides supplemental information on oil and gas exploration and producing activities of the Company for the years ended March 31, 2017, 2016 and 2015. The information included in items (i) through (iii) provides historical cost information pertaining to costs incurred in exploration, property acquisition and development, capitalized costs and results of operations. The information included in items (iv) and (v) present information on our estimated net proved reserve quantities, standardized measure of estimated discounted future net cash flows related to proved reserves, and changes in estimated discounted future net cash flows. Activities not directly associated with oil and gas producing activities are excluded from all aspects of this supplemental information.

Method of accounting for costs incurred in oil and gas producing activities and manner of disposing of capitalized costs relating to those activities

We follow a successful efforts based accounting policy for oil and gas assets.

Costs incurred prior to obtaining the legal rights to explore an area are expensed immediately to the Income Statement.

Expenditure incurred on the acquisition of a licence interest is initially capitalised on a licence by licence basis. Costs are held, un-depleted, within intangible exploration/appraisal assets until such time as the exploration phase on the licence area is complete or commercial reserves have been discovered.

Exploration expenditure incurred in the process of determining oil and gas exploration targets is capitalised initially within intangible exploration/appraisal assets and subsequently allocated to drilling activities. Exploration/appraisal drilling costs are initially capitalised on a well-by-well basis until the success or otherwise of the well has been established. The success or failure of each exploration/appraisal effort is judged on a well-by-well basis. Drilling costs are written off on completion of a well unless the results indicate that hydrocarbon reserves exist and there is a reasonable prospect that these reserves are commercial.

Following appraisal of successful exploration wells, if commercial reserves are established and technical feasibility for extraction demonstrated, then the related capitalised intangible exploration/appraisal costs are transferred into a single field cost center within property, plant and equipment - development/producing assets after testing for impairment. Where results of exploration drilling indicate the presence of hydrocarbons which are ultimately not considered commercially viable, all related costs are written off to the Income Statement.

All costs incurred after the technical feasibility and commercial viability of producing hydrocarbons has been demonstrated are capitalised within property, plant and equipment - development/producing assets on a field-by-field basis. Subsequent expenditure is capitalised only where it either enhances the economic benefits of the development/producing asset or replaces part of the existing development/producing asset. Any remaining costs associated with the part replaced are expensed.

Net proceeds from any disposal of an intangible exploration/appraisal asset are initially credited against the previously capitalised costs. Any surplus proceeds are credited to the Income Statement. Net proceeds from any disposal of development/producing assets are credited against the previously capitalised cost. A gain or loss on disposal of a development/producing asset is recognised in the Income Statement to the extent that the net proceeds exceed or are less than the appropriate portion of the net capitalised costs of the asset.

(i) Capitalized costs relating to oil and gas producing activities

The following table summarizes capitalized costs for oil and gas exploration and production activities with the related accumulated depreciation, depletion and amortization, and asset retirement obligation assets:

	India (Rs in millions)	Sri Lanka (Rs in millions)	South Africa (Rs in millions)
March 31, 2017			
Unproved oil and gas properties	16,388	51,100	2,351
Proved oil and gas properties.....	1,264,044	—	—
Support equipment.....	4,656	—	—
Gross Capitalized costs.....	1,285,088	51,100	2,351
Accumulated depreciation, depletion, and amortization, and valuation allowances (including impairment loss).....	(1,136,079)	(51,100)	(2,351)
Net Capitalized costs.....	149,009	—	—
March 31, 2016			
Unproved oil and gas properties	16,352	52,277	2,405
Proved oil and gas properties.....	1,284,002	—	—
Support equipment.....	4,906	—	—
Gross Capitalized costs.....	1,305,260	52,277	2,405
Accumulated depreciation, depletion, and amortization, and valuation allowances (including impairment loss).....	(1,135,740)	(52,277)	(2,405)
Net Capitalized costs.....	169,520	—	—
March 31, 2015			
Unproved oil and gas properties	14,792	49,328	2,189
Proved oil and gas properties.....	1,199,345	—	—
Support equipment.....	4,962	—	—
Gross Capitalized costs.....	1,219,099	49,328	2,189
Accumulated depreciation, depletion, and amortization, and valuation allowances (including impairment loss).....	(713,885)	(49,328)	—
Net Capitalized costs.....	505,214	—	2,189

(ii) Costs incurred in oil and gas property acquisition, exploration and development activities

Costs incurred are summarized below and include both amounts expensed and capitalized:

	India (Rs in millions)	Sri Lanka (Rs in millions)	South Africa (Rs in millions)
March 31, 2017			
Acquisition of properties			
Proved			
Unproved.....			
Exploration costs	(84)	70	45
Development costs	10,104	—	—
Total	10,020	70	45
March 31, 2016			
Acquisition of properties			
Proved			
Unproved.....			
Exploration costs	4,689	97	107
Development costs	8,934	—	—
Total	13,623	97	107
March 31, 2015			
Acquisition of properties			
Proved			
Unproved.....			
Exploration costs	20,485	165	349
Development costs	43,911	—	—
Total	64,396	165	349

* Figures in brackets () represents reversal.

(iii) Results of operations for oil and gas producing activities

The Company's results of operations from oil and gas producing activities for the years ended March 31, 2017, 2016 and 2015 are shown in the following table.

Production costs are lifting costs incurred to operate and maintain productive wells and related equipment and facilities, including operating employees' compensation, materials, supplies, fuel consumed in operations and operating costs related to natural gas processing plants.

Exploration expenses include the costs of geological and geophysical activities and non-productive exploratory wells. Depreciation and amortization expenses relate to assets employed in exploration and development activities. In accordance with Codification Topic 932 – Extractive Activities – Oil and gas, income taxes are based on statutory tax rates, reflecting allowable deductions. We have an effective tax rate lower than the statutory rate, benefiting from tax holiday in Rajasthan block under section 80-IB (9) of the Income Tax Act, 1961. Interest income and expense are excluded from the results reported in this table.

	India (Rs in millions)	Sri Lanka (Rs in millions)	South Africa (Rs in millions)
March 31, 2017			
Revenues			
Sales.....	82,041	—	—
Transfers.....	—	—	—
Operating Income.....	70	—	—
Total.....	82,111	—	—
Production costs	(38,613)	—	—
Exploration expenses	(292)	(70)	(45)
Depreciation, depletion and amortization and valuation provisions (net of impairment reversal).....	(26,687)	—	—
Results before income tax expenses.....	16,519	(70)	(45)
Income tax expenses	(5,028)	—	—
Results of operations from producing activities (excluding corporate overhead and interest costs)	11,491	(70)	(45)
March 31, 2016			
Revenues			
Sales.....	86,559	—	—
Transfers.....	—	—	—
Operating Income.....	176	—	—
Total.....	86,735	—	—
Production costs	(47,272)	—	—
Exploration expenses	(174)	(97)	(23)
Depreciation, depletion and amortization and valuation provisions (including impairment loss)	(374,166)	—	(2,374)
Results before income tax expenses.....	(334,877)	(97)	(2,397)
Income tax expenses	(1,606)	—	—
Results of operations from producing activities (excluding corporate overhead and interest costs)	(336,483)	(97)	(2,397)
	India (Rs in millions)	Sri Lanka (Rs in millions)	South Africa (Rs in millions)
March 31, 2015			
Revenues			
Sales.....	146,945	—	—
Transfers.....	—	—	—
Operating Income.....	103	—	—
Total.....	147,048	—	—
Production costs	(45,261)	—	—
Exploration expenses	(7,788)	(67)	(12)
Depreciation, depletion and amortization and valuation provisions (including impairment loss)	(434,947)	(48,126)	—
Results before income tax expenses.....	(340,948)	(48,193)	(12)
Income tax expenses	(11,962)	—	—
Results of operations from producing activities (excluding corporate overhead and interest costs)	(352,910)	(48,193)	(12)

(iv) Reserve quantities information

The following tables represent estimates for oil and gas reserves by geographic area as of March 31, 2017, 2016 and 2015. Quantities mentioned below represent proved developed and proved undeveloped reserves together with changes in quantities for the fiscal years 2017, 2016, and 2015.

The definitions used for proved, proved developed and proved undeveloped oil and gas reserves are in accordance with United States Securities and Exchange Commission (SEC) Rule 4-10 of Regulation S-X. Proved oil and natural gas reserves are those estimated quantities of crude oil, natural gas and natural gas liquids that geological and engineering data demonstrate with reasonable certainty to be economically producible in future years from known reservoirs, under existing economic and operating conditions including a 12-month average price prior to the end of the reporting period, unless prices are defined by contract, and cost at the date of estimation.

All the proved reserves presented herein are based on PSCs with the GoI. As such, all net reserves are based on an entitlement calculation which converts our share of cost recovery and profit petroleum under each contract to a volume equivalent of net reserves in accordance with SEC guidance on calculating net reserves subject to these agreements

A summary of the annual changes in the proved reserves of oil is as follows (in mmbbls):

Proved developed and undeveloped reserves	India	Sri Lanka	South Africa	Total
Reserves at March 31, 2014	111.53	—	—	111.53
Revisions of previous estimates	7.70	—	—	7.70
Extensions and discoveries	2.28	—	—	2.28
Improved Recovery	—	—	—	—
Sales of reserves	—	—	—	—
Purchases of reserves	—	—	—	—
Production for the year	(31.42)	—	—	(31.42)
Reserves at March 31, 2015	90.09	—	—	90.09
Revisions of previous estimates	20.7	—	—	20.7
Extensions and discoveries	—	—	—	—
Improved Recovery	—	—	—	—
Sales of reserves	—	—	—	—
Purchases of reserves	—	—	—	—
Production for the year	(32.69)	—	—	(32.69)
Reserves at March 31, 2016	78.10	—	—	78.10
Revisions of previous estimates	12.06	—	—	12.06
Extensions and discoveries	—	—	—	—
Improved Recovery	—	—	—	—
Sales of reserves	—	—	—	—
Purchases of reserves	—	—	—	—
Production for the year	(32.60)	—	—	(32.60)
Reserves at March 31, 2017	57.56	—	—	57.56

(iv) Reserve Quantities Information (continued)

A summary of the annual changes in the proved reserves of natural gas is as follows (in bcf):

Proved developed and undeveloped reserves	India	Sri Lanka	South Africa	Total
Reserves at March 31, 2014	6.95	—	—	6.95
Revisions of previous estimates	1.29	—	—	1.29
Extensions and discoveries	0.16	—	—	0.16
Improved Recovery	—	—	—	—
Sales of reserves	—	—	—	—
Purchases of reserves	—	—	—	—
Production for the year	(3.51)	—	—	(3.51)
Reserves at March 31, 2015	4.89	—	—	4.89
Revisions of previous estimates	4.95	—	—	4.95
Extensions and discoveries	—	—	—	—
Improved Recovery	—	—	—	—
Sales of reserves	—	—	—	—
Purchases of reserves	—	—	—	—
Production for the year	(4.33)	—	—	(4.33)
Reserves at March 31, 2016	5.51	—	—	5.51
Revisions of previous estimates	4.56	—	—	4.56
Extensions and discoveries	—	—	—	—
Improved Recovery	—	—	—	—
Sales of reserves	—	—	—	—
Purchases of reserves	—	—	—	—
Production for the year	(4.36)	—	—	(4.36)
Reserves at March 31, 2017	5.71	—	—	5.71

(iv) Reserve quantities information (Continued)

	2017		2016		2015	
	Crude Oil (mmbbls)	Natural gas (bcf)	Crude Oil (mmbbls)	Natural gas (bcf)	Crude Oil (mmbbls)	Natural gas (bcf)
Net proved developed reserves:						
India	57.08	4.76	76.54	4.47	73.94	3.55
Sri Lanka	—	—	—	—	—	—
South Africa	—	—	—	—	—	—
Total net proved developed reserves	57.08	4.76	76.54	4.47	73.94	3.55
Net proved undeveloped reserves:						
India	0.48	0.95	1.56	1.04	16.15	1.34
Sri Lanka	—	—	—	—	—	—
South Africa	—	—	—	—	—	—
Total net proved undeveloped reserves	0.48	0.95	1.56	1.04	16.15	1.34

(v) Standardized measure of discounted future net cash flows relating to proved oil and gas quantities and changes therein

The table below shows the standardized measure of future net cash flows relating to proved reserves. The analysis is computed in accordance with Topic 932 – Extractive Activities – Oil and gas, by applying average prices during the 12-month period prior to the ending date of the period covered by the report, determined as an un-weighted arithmetic average of the first-day-of-the-month price for each month within such period, unless prices are defined by contractual arrangements, excluding escalations based upon future conditions, as defined by the SEC, fiscal year-end costs, fiscal year-end statutory tax rates and a discount factor of 10% to fiscal year-end quantities of net proved reserves. The standardized measure of discounted future net cash flows is a forward-looking statement.

Future price changes are limited to those provided by existing contractual arrangements at the end of each reporting year. Future development and production costs are those estimated future expenditures necessary to develop and produce fiscal year-end estimated proved reserves based on fiscal year-end costs, assuming continuation of fiscal year-end economic conditions. Pre-tax future net cash flow is net of decommissioning and removal costs. Estimated future income taxes are calculated by applying the appropriate year-end statutory tax rates. These rates reflect allowable deductions and tax credits and are applied to estimated future pretax net cash flows, less the tax basis of related assets. We have an effective tax rate lower than the statutory rate, benefiting from tax holiday in Rajasthan block under section 80-IB (9) of the Income Tax Act, 1961. Discounted future net cash flows are calculated using a discount rate of 10% per year. Discounting requires a year-by-year estimate of when future expenditures will be incurred and when reserves will be produced. The standardized measure of discounted future net cash flows prescribed under Topic 932 requires assumptions as to the timing and amount of future development and production costs and income from the production of proved reserves. The information does not represent management's estimate of our expected future cash flows or the value of its proved reserves and therefore should not be relied upon as an indication of our future cash flow or value of its proved reserves.

(v) **Standardized measure of discounted future net cash flows relating to proved oil and gas quantities and changes therein**
(continued)

	India (Rs in millions)	Sri Lanka (Rs in millions)	South Africa (Rs in millions)	Total (Rs in millions)
At March 31 2017				
Future cash inflows	165,148	—	—	165,148
Future production costs	(93,326)	—	—	(93,326)
Future development costs	(16,485)	—	—	(16,485)
Future income tax expenses	(1,375)	—	—	(1,375)
Undiscounted future net cash flows	53,962	—	—	53,962
10 percent midyear annual discount for timing of estimated cash flows	(6,469)	—	—	(6,469)
Standardized measure of discounted future net cash flows	47,493	—	—	47,493
At March 31 2016				
Future cash inflows	212,729	—	—	212,729
Future production costs	(127,002)	—	—	(127,002)
Future development costs	(22,492)	—	—	(22,492)
Future income tax expenses	(710)	—	—	(710)
Undiscounted future net cash flows	62,525	—	—	62,525
10 percent midyear annual discount for timing of estimated cash flows	(8,075)	—	—	(8,075)
Standardized measure of discounted future net cash flows	54,450	—	—	54,450
At March 31, 2015				
Future cash inflows	424,446	—	—	424,446
Future production costs	(175,304)	—	—	(175,304)
Future development costs	(45,859)	—	—	(45,859)
Future income tax expenses	(10,246)	—	—	(10,246)
Undiscounted future net cash flows	193,037	—	—	193,037
10 percent midyear annual discount for timing of estimated cash flows	(35,668)	—	—	(35,668)
Standardized measure of discounted future net cash flows	157,369	—	—	157,369

(v) Standardized measure of discounted future net cash flows relating to proved oil and gas quantities and changes therein
(Continued)

	India (Rs in millions)	Sri Lanka (Rs in millions)	South Africa (Rs in millions)	Total (Rs in millions)
Balance at April 1, 2016	54,450	—	—	54,450
Sales and transfers of oil and gas, net of production cost.....	(41,355)	—	—	(41,355)
Development cost incurred.....	10,341	—	—	10,341
Net change due to purchases and sales of minerals in place.....	—	—	—	—
Net change due to extensions, discoveries and improved recovery less related costs.....	—	—	—	—
Net change due to revisions in quantity estimates.....	9,377	—	—	9,377
Net change in prices, transfer prices and in production cost.....	7,644	—	—	7,644
Changes in estimated future development costs....	2,059	—	—	2,059
Accretion of discount.....	5,517	—	—	5,517
Net change in income taxes.....	(540)	—	—	(540)
Timing.....	—	—	—	—
Balance at March 31, 2017	47,493	—	—	47,493
	India (Rs in millions)	Sri Lanka (Rs in millions)	South Africa (Rs in millions)	Total (Rs in millions)
Balance at April 1, 2015	157,369	—	—	157,369
Sales and transfers of oil and gas, net of production cost.....	(40,465)	—	—	(40,465)
Development cost incurred.....	8,910	—	—	8,910
Net change due to purchases and sales of minerals in place.....	—	—	—	—
Net change due to extensions, discoveries and improved recovery less related costs.....	—	—	—	—
Net change due to revisions in quantity estimates.....	20,538	—	—	20,538
Net change in prices, transfer prices and in production costs.....	(135,831)	—	—	(135,831)
Changes in estimated future development costs....	19,030	—	—	19,030
Accretion of discount.....	17,060	—	—	17,060
Net change in income taxes.....	7,839	—	—	7,839
Timing.....	—	—	—	—
Balance at March 31, 2016	54,450	—	—	54,450

(v) Standardized measure of discounted future net cash flows relating to proved oil and gas quantities and changes therein
(Continued)

	India (Rs in millions)	Sri Lanka (Rs in millions)	South Africa (Rs in millions)	Total (Rs in millions)
Balance at April 1, 2014	235,486	—	—	235,486
Sales and transfers of oil and gas, net of production cost.....	(99,909)	—	—	(99,909)
Development cost incurred.....	43,829	—	—	43,829
Net change due to purchases and sales of minerals in place.....	—	—	—	—
Net change due to extensions, discoveries and improved recovery less related costs.....	5,384	—	—	5,384
Net change due to revisions in quantity estimates.....	17,798	—	—	17,798
Net change in prices, transfer prices and in production costs.....	(81,576)	—	—	(81,576)
Changes in estimated future development costs.....	(19,292)	—	—	(19,292)
Accretion of discount.....	28,321	—	—	28,321
Net change in income taxes.....	27,328	—	—	27,328
Timing.....	—	—	—	—
Balance at March 31, 2015	157,369	—	—	157,369

2【主な資産・負債及び収支の内容】

「－1 財務書類」を参照のこと。

3【その他】

(1) 訴訟及び規制手続

以下に記載する法的手続を除き、当社は、当社の業績、キャッシュ・フロー又は財政状況に重大な悪影響を及ぼし得ると合理的に予想される政府当局による手続、法的手続又は仲裁手続（係属中又は当社の知る限り起こるおそれがあるものを含む。）の当事者となっていない。さらなる詳細については、本書に掲載されている連結財務書類の注記29を参照のこと。

(a) インド政府が所有するBALCOの持分を購入するための当社によるコール・オプションの行使に対するインド政府の異議申立てに対する訴訟手続

インド政府が所有するBALCOの残余株式を取得するためのコール・オプションの行使について、インド政府と当社との株主間契約の条項に従って、現在係属中の訴訟手続がある。この訴訟手続に基づく請求額は、現時点では未確定である。デリー高等裁判所の指示に基づき組織された仲裁裁判所は、2011年1月22日、裁定を下した。かかる裁定は、株主間契約の一定の条項は、1956年会社法第111A条第2項に違反しているため、無効であると判断した。当社は、1996年仲裁調停法第34条に基づき、デリー高等裁判所にこの裁定の取消しを求め、申立てを行った。当社の申立ての答弁は、2017年10月17日に予定されている。「－第2－3 事業の内容－(2) 当社の事業－(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。

(b) インド政府が所有するHZLの残余持分を購入するための当社によるコール・オプションの行使に対するインド政府の異議申立てに対する訴訟手続

当社は、インド政府が所有するHZLの残余株式を取得するための当社によるコール・オプションの行使について、インド政府と当社との株主間契約の条項に従って、インド政府に対して仲裁手続を開始した。インド政府は、株主間契約が1956年会社法第111A条の規定に違反しており、そのため無効であることに基づき、当社のオプション行使権を認めなかった。仲裁裁判所による次の答弁日は、2018年4月21日である。関連する訴訟手続において、最高裁判所は、2016年1月19日、政府によるHZLの持分の投資引揚げ案に関して、最高裁判所がさらなる命令を下すまで、現状を維持するよう命令した。「－第2－3 事業の内容－(2) 当社の事業－(1) HZL及びBALCOに係る持分を増加するオプション」を参照のこと。

(c) ゴア州における鉱山事業に関する訴訟手続

ゴア州における不法な採掘という主張に対する2012年3月15日付MBシャー法務委員会報告書の所見に従って、州政府は、2012年9月10日、ゴア州における鉄鉱石の鉱山事業を禁止し、環境森林省は、ゴア州内のすべての鉱山賃借権の環境認可を停止した。MBシャー法務委員会報告書に基づき訴訟を開始する旨の申立てがインド最高裁判所に行われ、2012年10月5日、ゴア州内の鉱山事業を停止する仮命令がインド最高裁判所により下された。

インド最高裁判所は、2013年11月11日、鉱山地質局が採掘した鉄鉱石の一覧表を検証し、監視委員会が、電子競売により資源を販売するために構成されることを指示する、仮命令を下した。監視委員会は、鉄鉱石を電子競売しており、同競売からの収益は州政府に入る。

2014年4月21日、最高裁判所は、本件において一定の規定を付して、禁止を解除する判決（2007年11月22日以降の賃借人による鉱業が不法であるとし、賃借権地域外での投棄を不許可とする指示を含む。）を下した。最高裁判所はまた、中間緩衝圏を国立公園及び自然保護区の境界から1キロメートルに定めるよう命令を下し、専門家委員会報告書の最終報告書が提出される時点まで廃石集積場以外からの年間採掘20百万トンという特別の上限を設定し、また設定された条件により州政府が電子競売した在庫鉄鉱石の売上額を分配し、ゴーン・アイアン・オア・パーマネント・ファンドへの売上金の10%を支払うよう命令を下した。最高裁判所は、ゴア州のすべての鉱山賃借権（当社の鉱山賃借権を含む。）が2007年に期限が切れ、その結果、いかなる鉱山事業も、州政府による鉱山賃借

権証書の更新／締結まで実施できないという見解であった。特定の限られた事項に関するインド最高裁判所における上記判決の再審理を目的として2014年5月に当社により行われた申立ては、その後2014年9月に当社により取り下げられた。

2014年8月13日、ボンベイ高等裁判所、ゴア・ベンチは、ゴア州鉱物政策（2013年）に従って印紙税が徴収できた鉱山賃借権を更新し、その3ヶ月以内に印紙税が徴収できなかったその他の申請について決定することを、ゴア州に指示する共通命令を下した。

2015年1月、ゴア州政府は、ゴア州における鉱山事業の停止命令を取り消し、MOEFは、2015年3月、環境認可の停止を取り消した。その後、すべての実施中の採掘権に関する採掘権契約は締結され、2015年8月現在登録されている。当社は、大気（汚染防止）法及び水質（汚染防止）法に基づき事業を行う許可をGSPCBから、これらの賃借権について採掘計画の承認をインド鉱山局から取得し、当社は、2015年8月10日、鉱山の事業を再開した。

2014年9月10日、ゴア財団法人は、鉱山賃借権の更新を指示する2014年8月13日付の高等裁判所の判決に異議を唱えて、採掘の更新を指示する高等裁判所の命令について、特別許可請求により、インド最高裁判所に異議を申し立てた。最高裁判所により未だに停止は認められていない。同じ問題に関する別の一連の特別許可請求は、現地のアクティビストにより申し立てられた。さらに、MMDR法第8(3)条に基づき行われるゴア州における鉄鉱石の鉱山賃借権の2度目の更新の無効及びゴア州における鉱業の停止の取消しを求めて、2015年9月、ゴア財団法人及びスディープ・タマンカール氏により、2件の申立てが最高裁判所に行われた。

専門委員会は、年間採掘量の上限を30百万メートルトンまで即時拡大し、その後インフラ開発後に37百万メートルトンまで拡大することを勧告する、廃棄物処理及び年間採掘量上限に関する報告書を、最高裁判所に提出した。中央政府が同様の目的のため州において地域鉱物財団として知られる特別ファンドを設置する規定を導入したため、当社は、ゴア・パーマネント・アイアン・オア・ファンドへの出資が最高裁判所の命令により行われるべきかどうかに関する明確化を要求して、インド最高裁判所に申立てを行った。専門委員会報告書は、最高裁判所によってまだ承認されておらず、次の審理は2017年8月24日に予定されており、ゴア・パーマネント・ファンドへの出資の申請と併せて審理予定である。

(d) 当社、アニル・アガワル氏及びタルン・ジェイン氏に対するSEBIが提起した一定の訴追手続

2001年4月に、SEBIは、当社が不正かつ不公平な取引慣行を禁止する規制に違反しているとの疑いで訴追手続の命令を出し、また資本市場の利用を2年間禁止する命令を下した。SEBIによるかかる命令は、当社が直接的又は間接的に市場操作に関わったことを裏付ける十分な物的証拠の欠如及びSEBIが当社の資本市場の利用を禁止する決定が権限の不適当な行使であるとの理由により、2001年10月22日にSEBI高等裁判所により却下された。SEBIは、2001年11月9日にボンベイ高等裁判所に控訴している。次の答弁期日はまだ定められていない。訴追手続に加えて、SEBIは、当社、当社のアニル・アガワル氏及び嫌疑がかけられている株価の不正操作の際のMALCOの最高財務責任者でもあったタルン・ジェイン氏に対して、ムンバイ首都治安判事裁判所で刑事訴訟も2001年に起こした。2001年10月22日にSEBIの命令が却下された際、当社は、SEBI高等裁判所が価格操作に関するSEBIの命令を却下していることを理由に、かかる刑事訴訟での防禦のためにボンベイ高等裁判所に申立てを行った。ボンベイ高等裁判所より、2005年12月2日に当社に有利な決定が出され、刑事訴訟を暫定的に停止することが認められた。

(e) BALCOの一定の取締役及び従業員に対する刑事訴訟

2002年にアジェイ・パディア氏により、アニル・アガワル氏、ナヴィン・アガワル氏、タルン・ジェイン氏並びに当社のその他の一定の元取締役及び従業員に対し、BALCOが提供した破損資材に関してアジェイ・パディア氏に支払われるべき金銭の全額についてかかる取締役より付与された保証が履行されなかったとして、刑事訴訟がプーナ一級司法治安判事裁判所で提起された。一級司法治安判事裁判所における訴訟を取り下げ、本件の裁判所として適切なプーナ調停裁判所において代替的救済が可能であることを指摘して当該事案の却下を求めるために、インド刑事訴訟法の第482条に基づく申立てがボンベイ高等裁判所に提出された。ボンベイ高等裁判所は刑事訴訟の停止措置を命じ、申立ては却下対象となった。次の答弁期日は定められていない。

(f) 強制執行局より当社の一定の取締役及び当社に課された罰金

2004年8月3日、強制執行局により、当社の一定の取締役及び当社に対して、総額347百万ルピーの罰金が課された。当社は、RBIの許可なく、ツインスター・ホールディングス・リミテッドに49百万米ドル相当額を送金し、ツインスター・ホールディングス・リミテッドを通じてスターライト及びMALCOに対して投資を行ったと主張され

た。当社は、ツインスター・ホールディングス・リミテッドがFIPBから投資のために必要な承認を取得したと考えている。当社は、強制執行局による命令に関して、外国為替上訴裁判所に控訴し、課された罰金の100%に等しい事前の保証金の支払免除を求め、かかる控訴は同裁判所により認められた。強制執行局はかかる裁判所のこの決定に関してデリー高等裁判所に控訴し、デリー高等裁判所は外国為替上訴裁判所に当該事案を再度検討するよう差戻した。次回の答弁期日は2017年9月12日に予定されている。

(g) セサ・インダストリーズ・リミテッドの旧取締役に対する刑事訴訟

クリシュナ・バジャイ氏は、1993年にセサ・インダストリーズ・リミテッドがセサ・ゴアの株主に対して優先条件で発行した株式に関して、募集書類に記載された募集のセサ・インダストリーズ・リミテッドの株式が12ヶ月から18ヶ月以内に上場されなかったと主張して、セサ・インダストリーズ・リミテッド（その後セサ・ゴアに合併された。）の元取締役に対して、2000年にムンバイ治安判事裁判所に訴訟を提起した。4名の取締役は、2009年6月16日に裁判所に出頭し、容疑における潔白を主張した。4名の取締役は、治安判事裁判所の命令に対して容疑のでっち上げであるとボンベイ高等裁判所に異議を唱えて、ボンベイ高等裁判所に刑事申立てを行った。ボンベイ高等裁判所は、刑事申立てを認め、ムンバイ治安判事裁判所で係属中の訴訟は延期された。

(h) 当社のトゥティコリン製錬所における大気、水質及び有害廃棄物の一定の管理規制に違反したとして当社に対して行われた申立て

当社のトゥティコリンにおける銅製錬業務による二酸化硫黄の排出が大気汚染及び水質汚染並びに有害廃棄物を発生させていたことを主張して、マドラス高等裁判所に様々な申立てが提起され、当社の許可の取消及び当社の製錬所を稼働させるための環境承認を求めた。

2009年12月、トゥティコリンにおける当社の銅製錬所の拡大への環境認可の付与に異議を唱える申立てが、マドラス高等裁判所に行われた。しかし、差止めの命令又は指示は承認されていない。2016年4月28日付命令により、マドラス高等裁判所は同申立てを棄却し、申立人の請求を認めなかった。

これとは別に2013年3月、TNPCBは、有毒ガスが漏れているとの地域住民からの苦情を理由にトゥティコリンの銅製錬所の閉鎖を命じた。2013年4月1日、製錬所の排出は許容範囲内であることを理由として、当社は国立グリーン裁判所に対し、TNPCBの命令に異議を唱える申立てを行った。国立グリーン裁判所は、2013年5月31日、一定の条件の下で製錬所の再稼働を許可する仮命令を下し、その結果、当社は、2013年6月16日に再稼働を行った。国立グリーン裁判所により構成された専門家委員会は、2013年7月10日に、製錬所の排出が規定の範囲内であることを記した製錬所の稼働に係る報告書を提出した。かかる報告書に基づき、国立グリーン裁判所は、2013年7月15日、製錬所の稼働が再開可能であることを決定した。2013年8月8日、国立グリーン裁判所は、2013年5月31日の決定を承認し、期限を定めた計画の範囲内で製錬所の稼働をさらに改善するため、委員会からの勧告を遵守するような指示により、稼働による健康への影響はないと判断した。当社は、2013年度にすべての勧告を実施した。しかしながら、TNPCBは、国立グリーン裁判所の2013年5月31日付仮命令及び2013年8月8日付最終命令に対して、2013年に民事上訴を行った。政党のMDMKの幹事長であるV・ゴパラスワミー氏も、2013年に民事上訴を行い、これはインド最高裁判所で係属中である。

(i) MoEFは、ニヤムギリ鉱業プロジェクトに付与された森林認可を認めず、ランジガルにおける当社の精錬所の拡大計画は保留されている。

2004年、OMCによる当社へのオディシャ州のランジガルのニヤムギリ・ヒルズにおけるボーキサイトの採掘の採鉱権の付与が1980年インド森林保護法の規定に抵触すると主張して、当社、オディシャ州政府、インド、OMC及びその他の者に対して、私人により、申立てがオディシャ高等裁判所に行われた。申立ては、当社による樹木の伐採、アルミナ精錬所の建設及び鉱山の開発は、1980年森林保護法に違反し、環境に悪影響を及ぼす可能性があるとして主張した。申立ては、とりわけ、ボーキサイトを採掘する採鉱権の付与を留保し、当社及びOMCの間で締結された合弁契約は無効であると宣言し、ランジガル・アルミナ精錬所の建設の即時中止及び環境に生じた損害についての当社からの未確定額の補償という裁判所の指示を求めている。この申立てはまた、一定の非政府機関及び個人により、インド最高裁判所に行われた。最高裁判所は、当社に、裁判所命令に定める条件でニヤムギリ鉱山内及び周辺で採掘する認可を付与した。最高裁判所の命令により、オディシャ高等裁判所への訴訟手続は、既に問題に結論が出たため、不必要となった。

その後、2010年8月24日、MoEFは、OMCに対するニヤムギリ鉱山の森林認可の付与を拒否し、環境認可を使用不能にした。2011年3月8日、MoEFのかかる命令に対し、OMCは、特別許可請求により、インド最高裁判所に異議を申し立てた。最高裁判所は、2013年4月18日付命令を通じ、オディシャ州政府に対し、地域の自治体から寄せられた未解決の問題及び苦情を、森林権法及び適用ある規則に基づき、地域の自治体を代表する委員会であるグラム・ショバーにて処理するよう命令した。グラム・ショバーは、かかる苦情を検討し、命令から3ヶ月以内にオディシャ州政府を通じMoEFに決定を報告するよう命令されている。オディシャ州政府は、グラム・ショバー会議の実施手続を完了し、当該手続に関する報告書をMoEFに提出した。

さらにMoEFは、オディシャ州政府が提出した報告書に基づき、オディシャ州政府との合弁契約に関して（OMCを通じて）ランジガルにおけるアルミナ精錬所へのボーキサイトの供給源の一つである2014年1月8日付のOMCのニヤムギリ・プロジェクトのための第2次森林認可の付与を認めなかった。合弁契約の条項に基づき、当社には150百万トンのボーキサイトを必要としている。当社は、既存及び拡大された精錬所事業を支援するために代替資源からボーキサイトを得ることを検討している。OMCは、当該合弁契約に記載される一定のマイル・ストーンを達成できなかったことを考慮して、150百万トンのボーキサイトの供給を目的とする合弁契約が解約されない理由を示すよう、ヴェダントに対する2015年2月20日付理由開示通知を発行した。当社は、プロジェクトに関するすべての事実を立証する通知に対応し、その後直接会合が行われた。当社は、ヴェダントはすべてのマイル・ストーンを達成しており、合弁契約は解除されるべきではないと言明した。2016年度中、OMCは、当社が適切な一連の行動を遂行するための合弁契約を解除した。

2010年10月20日、MoEFは、当社にランジガルにおける当社の精錬所の拡大に関して現状を維持するよう命じた。かかる命令に対し、当社は、オディシャ高等裁判所に上訴書を提出したが、当該高等裁判所は、当社の申立てを棄却した。当社は、そのアルミナ精錬所の環境認可の付与について再検討するようMoEFに要請した。その2012年2月2日付書状により、MoEFは当社に対し、環境アセスメント報告書作成のための新たな調査事項を提示した。当社は、この報告書をオディシャ州汚染管理委員会に提出し、同時にMoEF及び投資に関する内閣委員会に基づき設立されたプロジェクト監視グループに様々な表明を提出した。MoEFの専門家評価委員会は、同プロジェクトを再検討し、2014年1月から、22ヶ月間の調査条件を再確認した。その後、当社のアルミナ精錬所の拡大に対して課された停止は解除された。公聴会は、2014年7月30日に開催され、当社のランジガル精錬所の拡張は、環境認可の付与のため、2015年1月9日付の会議で専門家評価委員会により検討された。2015年11月20日、MoEFは、アルミナ精錬所を最大年間4百万トンまで、環境認可を最大年間6百万トンまで拡大するという専門家評価委員会の勧告に沿って、環境認可を付与したが、これは、666.03ヘクタールの残余面積の土地取得の完了後に、既存の環境認可の修正として受け入れられる。さらに、年間6百万トンを設定し、年間2百万トンを操業する承諾も、付与された。

2016年2月18日、個人が、ランジガルのアルミナ精錬所の拡大の環境認可の付与に対して、コルカタの国立グリーン裁判所に異議申立てを行ったが、同申立てにおいては、MoEF、オリッサ州汚染管理委員会及びヴェダント・リミテッドが当事者とされていた。当社は、答弁書を提出し、本件は、2017年9月12日に審理予定である。その一方で、別の個人が、コルカタの国立グリーン裁判所に本件において追加的申立て予定の中間判決の申立てを行った。

(j) ゴア州における当社の銑鉄工場、冶金コークス工場、焼結工場及び発電所の拡張プロジェクトに関して受けた環境合意に異議を唱える当社に対する訴訟

2012年3月6日、ボンベイ高等裁判所は、ラマチャンドラ・ヴァマン・ナイク氏及びその他の者が提起した、MoEF及びGSPCBが発表したゴア州における銑鉄工場、焼結工場、冶金コークス工場、及び発電所の拡張プロジェクトについての承認の取消に関する公益訴訟を棄却した。2012年7月26日、ナイク氏は、特別許可請求の提出により、命令の一時中止並びにゴア州の発電所の建設及び操業の中止を求めて、この命令に対して、最高裁判所に異議を申し立てた。これらの案件において停止は認められておらず、すべての被申立人は宣誓供述書を提出した。最高裁判所は、2016年11月7日、覆審的審理及び判決のため、本件をニューデリーの国立グリーン裁判所に移管した。最高裁判所はまた、本訴訟の本案に対する意見表明なしに、高等裁判所が下した命令を棄却した。本件は、2017年8月23日、ニューデリーの国立グリーン裁判所で審理予定である。

これとは別に、ゴア州ナベリムのパンチャヤット村の村長により、GSPCB、MoEF、ゴア州、その他の者及び当社に対して、以下を主張して、国立グリーン裁判所に申立てが提起された。（i）たとえMoEFが出した環境認可の命令及び承認が、4つのすべての施設に対するものであったとしても、GSPCBは断片的にしか当社に対する承認を出

しておらず、したがってMoEFの命令に違反している、(ii) 2007年のこのプロジェクトに関して発行された異議がないという証明書が、偽造かつ捏造され、(iii) マイナーナベリム・ジャンクションにおけるCN 5橋が公認工業地域外で落下し、パンチャヤット(村)に属する公道に横たわっていることである。申立ては、MoEFの承認及び命令の取消を求めた。2013年3月1日、国立グリーン裁判所は、すべての当事者に通知を出すよう指示を下した。当社は、2013年4月11日、村長が行うすべての論戦及び提案を拒否する答弁をし、当該申立てが棄却されるよう請求した。本件の答弁は完了している。その後、2014年2月10日、本件はニューデリーの国立グリーン裁判所の主法廷からプネの国立グリーン裁判所の西部法廷へ移管された。2014年7月31日、国立グリーン裁判所は、インド最高裁判所で係属中の同じ問題のために、国立グリーン裁判所への訴訟は延期され、インド最高裁判所の判決を国立グリーン裁判所に通知するよう当社に命令した。

(k) 深圳山東核電工程有限責任公司 (Shenzhen Shandong Nuclear Power Construction Co. Limited) は、当社に対する仲裁手続を開始した。

2012年2月19日、深圳山東核電工程有限責任公司 (Shenzhen Shandong Nuclear Power Construction Co. Limited) (以下「SSNP」という。) は、ランジガルにおける精錬所の容量拡大プロジェクトにおける210メガワットのコジェネレーション発電所の建設に対する債務の不払いを主張し、1996年仲裁調停法第9条に従い、ボンベイ高等裁判所に申立てを行い、16,686百万ルピーの請求を行った。これは、2011年2月25日付の契約解除通知及び申し立てられている債務の回収に係る2012年2月23日付法定通知の後のことである。SSNPはまた、仮救済命令を要求した。同申立てに基づき、SSNPは、前払金の銀行保証の現金化に対する禁止命令、プロジェクト現場における発電所及び機械に対する第三者の権利の付与又は設定に対する禁止命令、並びに契約上の支払債務に対する担保を求めた。2012年4月25日、ボンベイ高等裁判所は、SSNPの申立てを棄却した。SSNPは、かかる命令に対し上訴し、ボンベイ高等裁判所は、2012年12月12日付命令により、仲裁手続の完了まで1,870百万ルピーの銀行保証を預託するよう当社に命令した。

2013年4月9日、当社はこれに対し、SSNPが責任を負うと当社が主張する操業の遅滞について反訴を行った。その後、SSNPは、認められなかった2,020百万ルピーの仮仲裁裁定の申立てを仲裁裁判所に対して行った。本件の最終弁論は終了している。説明のための次回弁論期日は、2017年7月30日である。

(l) 発電所の様々なユニットの試運転の遅延に関するTSPLに対する訴訟手続

TSPLは、PSPCLと電力供給のための長期電力購入契約を締結した。TSPLは、同契約に関して合意された予定された計画に従って、発電所の様々なユニットの試運転を完了させる契約義務を負っている。契約の条件により、PSPCL及びTSPLの両者が満たすべき義務及び任務遂行がある。PSPCLは、一定の条件(相互接続設備及び送電設備の調達、十分な量の燃料の供給を当プロジェクトに手配する等を含む。)を満たす義務がある。しかしながら、一定の義務の遂行の遅延及びその他の不可抗力の理由により、契約に基づく予定された計画と比べて、プロジェクトの実施に遅延が生じている。TSPLは、PSPCLから、合計9,529.2百万ルピーのユニットI、II及びIIIの試運転のそれぞれの遅延に対して、3,176.4百万ルピーの遅延損害金の支払を求める書簡を受領した。

その後、PSPCLは、ユニットIの試運転完了の遅延による遅延損害金の支払に対して、1,500百万ルピーの銀行保証を行使した。TSPLは、遅延損害金の過誤請求の取消及び発電所の様々なユニットの試運転の完了目的の時間延長の付与のために、パンジャブ州電力規制委員会(以下「PSERC」という。)に申立てを行った。2014年10月22日、PSERCは、本件を仲裁により解決するよう命令し、本件が仲裁人により最終的に判決を下されるまで、銀行保証の現金化の停止を許可した。PSPCLは、PSERCの命令に対してAPTELに上訴書を提出し、2015年5月12日、APTELは、本件が仲裁裁判所により判決されるよう指示することにより、同上訴を却下した。仲裁手続は、2017年2月15日に終了し、同命令は留保されている。

(m) メガ・パワー・プロジェクトの利益に関するTSPLに対する訴訟手続

TSPLは、2008年6月のケース2のモデル入札システムのもとの国際競合入札手続に基づく関税に基づくパンジャブ州の1980メガワットの火力発電所の設立の入札を行ったが、これは最終的にスターライト・エナジー・リミテッド(現「ヴェダンタ・リミテッド」)に与えられた。電力購入契約は、2008年9月、TSPL及びPSEBの間で締結され、現在はPSPCLとして知られている。電力購入契約によれば、2008年6月16日の基準日後の「法律の変更」(同

契約に定義されている。)が起きた場合のプロジェクトの資本費用の増加又は減少は、これによりTSPLの経済状態に変化が生じた場合、PSPCLに移転されなければならなかった。

入札時点で、TSPLは、メガ・パワー・プロジェクトの地位の資格がなかったが、2009年末頃に、メガ・パワー・プロジェクトに関する政府の政策は修正され、様々な条件が緩和されて、TSPLはメガ・パワー・プロジェクトの利益を付与される資格を得た。TSPLはその後、2010年にメガ・パワー・プロジェクトの地位を付与され、これに関して、TSPLは、発電所の建設中に資本財の輸入に対する関税及び消費税の適用除外を受けている。TSPLは、PSPCLにより、基準日後にメガ・パワー・プロジェクトの地位を得ることができたので、TSPLが受けたメガ・パワー・プロジェクトの利益は、電力購入契約の「法律の変更」の条項に基づき、PSPCLに移転されなければならなかった。TSPLの地位は、基準日現在のものであり、インドの外国貿易政策に基づき、メガ・パワー以外のプロジェクトと同様の利益を得ることができ、その結果、経済的地位は、かかる利益のPSPCLへの移転を保証するためのメガ・パワー・プロジェクトの地位の付与に基づき、変わらなかった。TSPLはまた、インド全体の様々な外国貿易局長（以下「DGFT」という。）が発行した多くの承認書簡を作成し、これにより、かかる利益は、メガ・パワー以外のプロジェクト（政府の電力プロジェクト又はその他の公共部門事業を含む。）に及んだ。

PSERCは、TSPLを非難する2014年12月2日付の2対1のマジョリティー・ジャッジメントを下した。TSPLはその後、2015年1月、停止の申立てと併せて、APTELに上訴した。同上訴は、認められたが、停止の申立ては、APTELにより却下された。停止の申立てのこの却下に対して、TSPLは、2015年7月28日、最高裁判所に上訴し、最高裁判所は、PSPCLによるメガ・パワー・プロジェクトの利益の回復に対する停止命令を許可した。最高裁判所が許可した停止は、2017年2月6日、無効とされ、これにより、PSPCLによるTSPLの月次請求から2,140百万ルピーが控除された。上訴により、最高裁判所は、APTELへの上訴の最終結果に従い、TSPLの請求から控除された額から500百万ルピーを払い戻すよう、PSPCLに指示した。この命令に従って、APTELは、TSPLが提供した銀行保証に対する月次請求からの追加控除の停止も許可した。

APTELは、TSPLが申し立てた上訴を却下し、2017年7月4日付の最終判決命令におけるTSPLの弁論を否認した。TSPLは、APTELの不利な最終判決に対して、最高裁判所に上訴した。この上訴は、2017年7月10日、最高裁判所により認められ、PSPCLが提案したTSPLの請求額からの900百万ルピーの控除及びAPTELの命令に従ってTSPLがPSPCLに提供した380百万ルピーの銀行保証の現金化に対して、停止命令が言い渡された。同上訴は、2017年11月8日に最高裁判所においてさらなる審理が予定されている。

TSPLは、電力購入契約の「法律の変更」の条項の適用可能性のトリガーポイントである当該メガ・パワー・プロジェクトの地位のためTSPLの経済状態は変わっていないので、メガ・パワー・プロジェクトの地位の付与を理由として利益をPSPCLに与える必要はないと固く信じている。

(n) 石炭の総発熱量測定及び洗炭に関するTSPLの弁論

2008年9月1日付のPSPCL及びTSPL間の電力購入契約の条項により、PSPCLがTSPLに対するエネルギー費用の支払を拒否したことにより、TSPLは、2014年5月22日、石炭調達に関する洗炭、積み降ろし、陸上輸送、輸送中の損失、金融費用、総発熱量の損失の費用を請求するPSPCLに対して、PSERCに申立てを行った。同プロジェクトの燃料供給義務は、電力省のケースIIのシナリオIV入札手続に基づくPSPCLの義務なので、燃料調達の全費用は電力購入契約に基づきPSPCLが検討すべきであるであるとTSPLが強く主張する一方で、PSPCLの主張は、燃料費は燃料供給会社すなわちマハーナディー・コールフィールズ・リミテッドが請求した費用のみを含むべきであるというものである。PSPCLのマハーナディー・コールフィールズ・リミテッドとの燃料供給契約の調印義務及びプロジェクトのための燃料供給義務は、その後TSPL及びPSPCL間の別の訴訟においてAPTELにより支持され、PSPCLのインド最高裁判所への上訴においてその運用は妨げられていないので、かかる判決は存続している。

PSERCは、2015年11月23日、TSPLが行ったすべての請求を却下する最終判決を下した。TSPLは、PSERCの命令に異議を申し立てて、APTELに上訴した。2017年7月3日、APTELは、その他の請求に関してTSPLに不利な判決を下したにもかかわらず、積降し費用及び積替え費用をTSPLに裁定する上訴を一部承認した。TSPLは、最高裁判所の判決への異議申立手続中である。当該請求額は5,900百万ルピーである。

(o) コルバ製錬所の所在している土地を侵害しているとの嫌疑に関するBALCOに対する申立て

BALCOは、1,804.67エーカーの政府所有地を有し、そのうち1,751エーカーは州政府が賃借権により与えている森林である。賃借権契約は、今日まで締結されていない。チャッティースガル高等裁判所は、2010年2月、森林地帯

の承認が求められた後に、チャッティースガル州政府がBALCO に有利な賃借権契約の締結を勧告したことに基づき
が1,804.67エーカーの政府所有地は、BALCOが適法に占有しているとの判決を下した。

森林地帯の承認に関して、様々な個人及び非政府組織であるサルタークにより、BALCOが森林地帯を非森林活動
のために使用しているとして、公益目的の申立てがインド最高裁判所に提起されている。インド最高裁判所は、本
件を最高裁判所中央委員会に移送し、同委員会は、森林補償が1980年までに支払われなかった土地の正味現在価値
の支払による森林地帯の事後転換を勧告した。その後、裁判所命令に違反してBALCOが樹木を伐採したと主張さ
れ、申立人は不服従罪の申立てを行い、本件は再度最高裁判所中央委員会に移送された。最高裁判所中央委員
会は、MoEFを通じ、収益を生む森林地及び／又はBALCOの所有とされる森林において、2008年2月29日後に森林伐採
及び／又は非森林地使用が行われたか否かを解明するため、高度な遠隔検出技術を駆使して詳細な調査を行うべ
きことを勧告する報告書を、裁判所に2012年6月30日に提出した。訴訟手続の迅速化のため、BALCOは裁判所にお
いて、最高裁判所中央委員会がBALCO が保有する1,751エーカーの森林地帯の事後転換を規定した勧告に従って森林
地帯の正味現在価値を支払うための指示を求める申立てを行った。本件の答弁期日は、未だ定められていない。

**(p) インド政府による当社にガール・パルマIV/1石炭鉱山の電子競売の落札者として宣言しないようにという指示
に関するBALCOによる訴訟手続**

BALCOは、ガール・パルマIV/1石炭鉱山の電子競売に参加し、同競売で最高の値を付けた入札者として、優先入
札者の地位を獲得した。優先入札者の地位の決定後、2015年石炭鉱山（特例）法（Coal Mines (Special
Provisions) Act）により、石炭省は、指名機関の勧告に基づき、その地位を確認予定であった。石炭省の勧告に
基づき、指名機関は、最終価格が公正価値を反映しなかったことを理由に、BALCOがガール・パルマIV/1石炭鉱山
に関する落札者であると宣言すべきではない旨の2015年3月20日付命令を発行した。代わりに、ガール・パルマ
IV/1石炭鉱山は、2015年3月23日、コール・インディア・リミテッドに割り当てられた。

BALCOは、同社の入札価格は下限価格の10倍だったと主張して、デリー高等裁判所に2015年3月20日付及び2015
年3月23日付命令に対する異議申立てを行った。しかしながら、BALCOは、5年の期間につき540メガワット及び
600メガワットの自社発電所により1年当たり3.2百万トンの石炭入手経路を確保した。2016年9月30日、BALCO
は、入札の拒否に異議を唱える申立てを撤回した。

(q) カルナータカ州政府が課す森林開発税

2008年10月、当社は、カルナータカ州政府及びその他の者に対して、カルナータカ州政府による通達及び森林副
管理官の覚書／一般命令による通知に従った、森林地域における採鉱権から当社が販売した鉄鉱石の価格に対して
8.0%の税率（その後の請求は12.0%の税率での税金納付を求めて行われた。）での森林開発税の課税に対して異
議を唱えて、カルナータカ高等裁判所に申立てを行った。2009年8月、カルナータカ高等裁判所は、カルナータカ
州政府に森林開発税の課税を許可し、申立ての処分を留保する仮取決めとして、請求が森林開発税の50.0%に制限
されるよう命令した。

2009年8月の命令の修正を求めて、当社はカルナータカ高等裁判所に申立てを行った。しかしながら、同申立て
の答弁は再開されていない。その後、当社は、同高等裁判所の命令に対して、インド最高裁判所に特別許可請求を
行った。2009年11月、インド最高裁判所は、カルナータカ高等裁判所に対して、2009年8月に下された命令の修正
の申立てを棄却し、当社に森林開発税の納付に対する銀行保証を提供するよう命令した。2010年4月、当社は、カ
ルナータカ高等裁判所により、現金で請求の25.0%の納付及び残りの25.0%の銀行保証の提供を命令された。2016
年1月3日、カルナータカ高等裁判所は、森林開発税の納付通知を無効にし、森林開発税の税率を8%で課すと判
断し、州政府所有会社以外の鉱山賃借人から徴収した額の払戻しを指示する、最終命令を下した。カルナータカ州
政府は、同命令に対して、インド最高裁判所に上訴し、別の鉱山賃借人も、本件において反訴した。本件は、最高
裁判所で係属中であり、仮命令において、最高裁判所は、高等裁判所が命令した森林開発税額の払戻しを停止し
た。

その一方で、カルナータカ政府は、一定の改正を行った以前の法律を有効にするために、2016年森林開発（改
正）法を制定し、同法は遡及効を有する。カルナータカ政府が主張するように、裁判所がFDTは税金であり費用で
はないという判断を以前に下したため、改正法はまた、「森林開発税」という名称を「森林開発費」に変更し、こ
れは遡及効を有する。当社は、カルナータカ高等裁判所への申立てにより、改正法の有効性に異議を唱えた。カル

ナータカ高等裁判所は当初、申立ては係属中であるが、改正法の観点から森林開発税の不払いに対する異議申立ては行われないという命令を下した。最近、同様の案件で、カルナータカ高等裁判所は、将来の取引に関する請求の25.0%の銀行保証を提出するよう命令を下した。この命令は、その後最高裁判所により修正され、購入者に対して森林開発費の50.0%を現金で、残りの50.0%は銀行保証で支払うことを要求した。最高裁判所はまた、カルナータカ高等裁判所に2017年2月13日付命令の日から6ヶ月以内に本件の審理及び判決を行うよう指示した。

(r) 鉱山地質省によるHZLに対する請求

ラジャスタン州の鉱山地質省は、1968年7月から2006年3月までの期間に行われた、ラジャスタン州のランプラ・アグーチャ鉱山、ラジプラ・ダリバ鉱山及びザワル鉱山の不法占拠並びにかかる鉱山における亜鉛及び鉛以外の関連鉱物の無認可採掘に係る申立てに関連して、2006年8月、9月及び10月に総額3,339百万ルピーを要求するいくつかの理由開示命令をHZLに対して発布した。それに応じて、HZLは、これらの理由開示命令に対し、上訴を提出した。2006年10月、高等裁判所は、執行猶予命令を発布し、鉱山地質省による罰金回収のための強制手段の着手を抑制した。2007年1月、高等裁判所は、別の命令により鉱山地質省に回答提出までの時間を延長するとともに、鉱山地質省に賃貸借の中止を行わないよう命令を下した。次の弁論期日は未定である。

(s) BALCOに対する電力税に関する請求

2010年2月、BALCOはチャッティースガル州政府の最高電力監督官より、BALCOが2005年6月から2009年3月までのBALCOの540メガワットの発電所による発電に係る電力税として2,404百万ルピーを支払う旨要求する通知を受けた。通知では、BALCOが、電力税の支払免除に必要な適格証明書を提出していなかったとされていた。上記の免除は、州政府との間で締結された覚書に基づき申請されたものであり、2001年—2006年産業政策に従ったものである。州政府の委員会は、電力に対する税金の支払から当社を免除する適格証明書が当社に発行されるよう勧告した。当社の電力税の免除を求める申請書が産業庁に提出されており、現在審査中である。2009年3月31日から2017年3月31日までの期間における未払いの電力税は、6,241百万ルピーである。

(t) ラジャスタン州によるHZLに対する環境及び保健に係る税金に関する請求

ラジャスタン州は、2008年6月、主要な鉱物（鉱床及び亜鉛を含む。）に対して環境及び保健に係る税金を課す、2008年ラジャスタン州環境及び税金規則を通知する通達を出した。HZL及びその他の鉱山事業者は、州政府に対して中央政府の監督に基づく環境悪化に関するこれらの税金の課税は州政府に対して中央政府の監督を受けることを理由に、ラジャスタン高等裁判所に申立てを行った。2011年10月、ラジャスタン高等裁判所は、申立てを却下し、鉱物に対して税金を課す2008年ラジャスタン州環境及び税金規則が憲法上有効であると判断した。同法が有効であるとされた場合、同法に基づき、産出される鉱石1トン当たり150ルピーを課すこととなる。HZLは、2011年12月、特別許可請求により、この決定に対して、インド最高裁判所に異議を申し立てた。インド最高裁判所は、停止の通達を出した。2012年3月23日に、税金徴収のための強制措置をHZLに対してとらないよう最高裁判所により追加の指示が出された。当該事案は依然係属中であり、未だ答弁は予定されていない。州政府は、2017年1月6日付通知により、環境及び保険税の予想負債を撤回した。

(u) 地域鉱物財団に対する出資の請求

地域鉱物財団は、MMDRA改正法により導入されたが、同法により、すべての鉱物リース保有者には、地域鉱物財団への出資義務がある。出資額は、中央政府が規定するロイヤルティの比率となり、2015年1月12日から実施された。2015年9月、地域鉱物財団への出資割合を規定する通知が鉱山省から発行された。

その後、州規則がラジャスタン州で定められ、2016年5月から実施され、HZLは2015年1月12日からの地域鉱物財団への出資金の預託の督促状を受領した。2016年8月8日付命令において、ラジャスタン高等裁判所は、異議申立ての期間中、遡及的に請求を停止した。

2015年12月16日、インド鉱業連盟はまた、デリー高等裁判所に申立てを行い、強制処分を受けない命令を得た。この申立ては、その後最高裁判所に移管され、そこで同裁判所はまた、個別の会社に本件において追加的申立てをすることを許可し、HZLも本件において追加的申立てを行った。最高裁判所の命令により、高等裁判所のいずれかで係属中のすべての案件は、現状を維持する。最高裁判所における次の審理日は、2017年8月29日である。

2015年10月、別の通知が石炭省から発行され、通知又は各州の規則の以前の日から当該比率を適用するためには、追加的条項が必要となるが、この通知により石炭及び褐炭等の特定の鉱物の比率が規定された。

同時に、ヴェダント・リミテッドの異議申立ては、BALCOの異議申立てがチャッティースガル高等裁判所で係属中であるのに対して、デリー高等裁判所で係属中である。

(v) BALCOに対するエネルギー開発税に関する請求

2006年12月、チャッティースガル高等裁判所は、BALCOにより提出された訴状に関し、6,102.9百万ルピーの自社発電所に対するエネルギー開発税の賦課に関する規定を却下し、州政府により既に徴収された税金の返還を命令した。チャッティースガル州は、高等裁判所の命令に対し、最高裁判所に特別許可請求を提出した。最高裁判所は、通知を発し、特別許可請求を審理中のため、既に徴収された税金の返還を停止した。本件の答弁は、間もなく行われる予定である。

(w) 当社は、インド税務当局から子会社取得の間に行われた支払に対する源泉徴収税の理由開示命令を受領した。

2014年3月、ケアン・インド・リミテッドは、インド税務当局から、2006年度から2007年度の取引に関して、ケアン・インド・リミテッドがケアンUKホールディングス・リミテッド（以下「CUHL」という。）に対して支払った対価に対する源泉徴収税を控除していないと主張する命令を受領した。上記取引は、その時点での親会社であるケアン・エナジー・ピーエルシーによるグループ再編の一環として、2006年度から2007年度に実施されたケアン・インド・リミテッドの100%子会社であるケアン・インド・ホールディングス・リミテッド（以下「CIHL」という。）の株式のCUHLからの取得に関するものである。1961年所得税法第9（1）（i）条の説明5の挿入により2012年度に行われた遡及的修正に基づき、税務当局は、CIHLの株式についてCUHLに支払われた対価の源泉徴収税を控除していないことに対して、2015年3月11日付命令により、約204,947.3百万ルピーの請求（約102,473.6百万ルピーの税金及び相当額の利息から成る。）を行った。税務当局は、上記命令において、2006年度から2007年度におけるCIHLの株式のケアン・インド・リミテッドへの譲渡に関してCUHLに生じた245,035百万ルピーの短期譲渡益について、税金がケアン・インド・リミテッドにより源泉徴収されるべきだったと言明した。同社は、CUHLが獲得したと主張される譲渡益の課税性に関して、CUHLへの税金請求はまた税務当局により行われたことを理解している。

この点において、ヴェダントは、その法的地位及び株主持分を保護するために、英国－インド二国間投資協定に基づき、インド政府に対する請求通知を提出した。経営陣は、ヴェダントが英国－インド二国間投資協定の条項により、防御する良い機会を持つように助言を受けており、その利益は最終的にケアン・インド・リミテッドに生じる。さらに、ケアン・インド・リミテッドは、本件に関する独立した助言を求め、上記の遡及的修正が、将来の日の立法により遡及的修正が行われることを予測及び予期しなくてはならないことにより、ケアン・インド・リミテッドに税金を源泉徴収する義務を負わせられないため、取引時点で有効であった法律の条項に基づき、2006年度から2007年度に税金を源泉徴収しなかったことに対するケアン・インド・リミテッドの責任はないと助言を受けている。ケアン・インド・リミテッドは、上記命令に対し、デリー高等裁判所に提案し、またその立場を防御するために、所得税務局長（上訴担当）に上訴した。次回答弁期日は、2017年8月17日に予定されている。

(x) 合併及び組織再編スキームに、インド税務当局及びその他の者から異議が申立てられている。

合併及び組織再編スキームが有効となった後、2013年7月及び2014年4月にそれぞれ、ゴア州のボンベイ高等裁判所の命令に異議を唱える特別許可請求が、ゴア州所得税務局長及び企業省により、インド最高裁判所に行われた。さらに、債権者及び株主は、2013年9月、マドラス高等裁判所において、合併及び組織再編スキームに異議を申し立てた。次回答弁期日は2017年8月22日に予定されている。

(y) ラバ鉱区の費用回収に関する事項の調停手続

当社は、その他の共同事業のパートナー（以下「請負業者」という。）と共に、ラバ地域に関して請負業者がしなければならなかった支払の計算について、契約費用の回収に関するインド政府に対する争訟に参加している。

ラバの生産物分与契約により、請負業者は、建設に関するONGCの費用支払並びにラバの生産物分与契約の効力発生日前にこれがラバで行ったその他の活動の対価として、ONGCの探査、開発、生産及び契約の費用の比例分（以下

「ONGC分」という。)を支払う義務を負う。ONGC分がいかに回収され、計算されるかについての問題は、その他の問題と共に、2002年8月に国際仲裁裁判所に提出され、その他の4件の案件が2004年10月にインド政府に有利に判決が下された(以下「中間仲裁判断」という。)一方で、同裁判所は、ONGC分について請負業者に有利な判決を言い渡した。

その後インド政府は、クアラルンプールが仲裁地だったため、マレーシア裁判所にONGC分の判決の異議申立てを開始した。2011年10月11日、マレーシア連邦裁判所は、本件に判決を下し、中間仲裁判断を支持した。中間仲裁判断に関する仲裁裁判所の判決により、請負業者及びインド政府は、中間仲裁判断に基づく各案件に関する金額の数値化に至らなくてはならなかった。また、仲裁裁判所は、本件の残りの事項の決定についての裁判権を有していた。

連邦裁判所の判決に従って、請負業者は、中間仲裁判断に概要が示された決算書を調整する一方で、MoPNGに中間仲裁判断を実施するよう申し入れた。インド政府は、マレーシア連邦裁判所が請負業者に有利な判決を下した後でさえ、中間仲裁判断に規定された会計調整により中間仲裁判断を実施できなかった。

しかしながら、2014年7月10日、MoPNGは、中間仲裁判断が実施されなかったため、インド政府の石油利益の分配は支払不足であると主張する理由開示通知を発行した。MoPNGは、石油販売会社が請負業者に支払う売上金からかかる額を回収する恐れがあった。請負業者は、様々な法的論争をして、理由開示通知に応じた。2015年3月9日、MoPNG及び請負業者の間で個人の審問が開かれ、これにより請負業者は、かかる一方的回収に対する懸念を表明し、2015年3月12日、さらに書面による仲裁付託を行った。

中間仲裁判断は合計金額を数値化しなかったため、請負業者は、そうする裁判権を保有していたため、同じ仲裁裁判所に本件の最終判決を下すよう申し入れた。仲裁裁判所は、再構成され、最終判断は2016年10月にケアン・インディアの有利に下された。同時に、2017年1月20日、インド政府は、マレーシアの裁判所において最終判断に異議申立てを行った。次回の審理は、2017年9月15日に予定されている。当社は、インド政府が異議申立てに成功すると考えていないが、仲裁判断が無効とされ、かかる無効が拘束力を有する場合、当社は、約63.9百万米ドル(4,143.9百万ルピー)に利息を加えて支払う義務がある可能性がある。

(z) 中央物品税主導の訴訟手続、通知及び調査

2010年7月、インド政府の中央税務当局は、2009年3月1日から2009年9月30日の期間における業務に係る支払証明書を規定期間内に提出しなかったことについて、中央付加価値税クレジット規則の第4(5a)規則及び第4(6)規則を遵守しなかったとして、中央付加価値税控除3,150百万ルピー(88百万ルピーの利息が付される。)を取り消すと一方的に通知した。さらに、中央税務当局は、当社が2005年から2009年までアドバンス・ライセンス条件に違反していると申し立てた。2010年、当社は、中央税務当局に対して、合計で4つの申立書、すなわち第8123号、第8135号、第9744号及び第9755号をマドラス高等裁判所に提出した。当社により、関連する申立ても提出された。上記のすべての申立ては、2010年7月29日に審理され、マドラス高等裁判所は、申立書第8123号に関し、中央税務当局の新たな職員らによって審理及び決定がされるよう本件を差戻した。マドラス高等裁判所は、申立書第8135号に関し、業務に係る支払証明書の事項に関係する限りかつ新たな審理が行われるまで現状の維持を許可した。さらに、マドラス高等裁判所は、申立書第9744号及び第9755号並びに関連する申立てを棄却した。

中央税務当局は、中央税務当局の補佐委員に対して、請負業務に係る支払証明書を提出しなかったことについて、中央付加価値税クレジット規則の第4(5a)規則及び第4(6)規則を遵守しなかったとされていることについての調査を行うよう命じた。中央税務当局の補佐委員は、2011年9月9日に理由開示通知を送達した。当社は、補佐委員に対して回答を提出した。個人の審問を行った後、中央税務当局の補佐委員は2012年1月1日に当社に有利な決定を出し、税金及び利息に係る全請求を取り下げた。当局は、かかる命令について、委員(上訴担当)に対し上訴を行ったが、上訴は利息に係る請求に制限されたものであった。委員(上訴担当)は、商品がトゥティコリンのユニットからの出荷日から180日以内に敷地から返送されていないか又は撤去されていない場合における利息にのみ適用されることを条件として、2013年2月25日に上訴を認めた。現在、利息が支払われるか否かの確認が完了し、当局は、2.4百万ルピーの支払利息を計上したが、これに対して、当社は、2015年4月7日、裁判所に異議申立てを行い、本件について、未だ答弁は予定されていない。

当社は、2つの上訴書、すなわち2011年第704号及び第705号をマドラス高等裁判所に提出し、2010年の申立書第8135号及び第9744号に関し下された命令に対して異議を申し立てた。これらの上訴書は2011年8月1日に承認され、裁判所は相手方に対し現状維持を命じた。一方、トゥティコリン関税局は、2015年1月、2005年から2009年ま

での事前免許の条件に違反しているという主張に基づき、当該理由開示通知は係属中であり、高等裁判所から当該判決を可能にする指示が得られない限り、判決を下されないものとするを明白に言明する、理由開示通知を発行した。当社は、この理由開示通知に対して、2015年申立書第626号を提出し、これは2011年上訴書第704号及び第705号と併せて審理された。その後、定期審理は高等裁判所で行われ、2015年3月12日、高等裁判所は、関税局が受領した理由開示通知に従って、DGFTへの行為の差止命令の形の請願書の1つを許可することにより、仮命令を下した。弁論過程の間、上訴書第704号は、既に履行された業務に係る支払証明書の事項に関係するため無益となったので、取り下げられた。2011年上訴書第705号及び2015年申立書第626号について、2016年3月11日、審理が行われ、高等裁判所が、収集した資料及び消費税当局から受領したデータに基づき理由開示通知を発行する税務当局の障害は見つからないとの判決を下したため、両方共、2016年8月1日付の高等裁判所の最終判決により棄却された。高等裁判所はまた、命令の受領から2週間以内に2015年1月13日付の理由開示通知に対応するよう同社に要求し、可能な限り迅速に手続を行うよう関税局に命令した。当社は、2016年8月24日、高等裁判所の命令に対して、最高裁判所に特別許可請求を申立てた。特別許可請求に関する最高裁判所での停止審理は、2017年4月21日に行われ、同審理において、最高裁判所は、トゥティコリン関税局が、同通知は公にしてはならなかったが、同通知に対する最終命令を下すことができるという判決を下した。今のところ、本件はまだ最終審理が行われる予定であり、トゥティコリン関税局は命令を下していない。

(aa) 売上税に関する申立てがラジャスタン高等裁判所に対して行われた。

当社は、売上は（州間売上に対する）州内売上であることを主張して、原油の売上に対するラジャスタンの付加価値税を請求する、ジャイプルの財務（税務）局が発行した2つの書簡を棄却し、ラジャスタン売上税局が発行した理由開示通知を無効にすることを求めて、2つの申立書をラジャスタン高等裁判所に提出した。本件は、2016年5月17日、最終答弁が行われ、2016年7月13日付判決は、当社の申立てを認め、原油の売上は中央州税の対象となる州間売上とみなすべきであり、ラジャスタンの付加価値税が適用されるべきではないと判断した。その後、ラジャスタン売上税局は、2016年9月9日、以前の命令に異議を申し立てて、ラジャスタン高等裁判所の小法廷に上訴した。本件は、2017年8月30日に審理予定である。

(ab) 入国税の課税に関する訴訟手続

ヴェダント・リミテッド及びその他のグループ会社は、外国からインドの当該州に持ち込まれた商品に対して入国税を課すチャッティースガル州、オディシャ州及びラジャスタン州の地方法及びその他の通達が、インド憲法の一部の規定に違反しているとして、その憲法上の有効性に異議を申し立てた。BALCOは、2015年3月31日までチャッティースガル州政府に対する抗議に基づき2,194.7百万ルピーの入国税を支払った。本件は、インド最高裁判所にて審理中である。

オディシャ州入国税法の合憲性に対する異議申立てに関して、2008年2月18日、オディシャ高等裁判所は、(i)オディシャ州入国税に代償性がなく、(ii)オディシャ州で製造されていない、オディシャ州に持ち込まれる商品に対して入国税を課すべきでなく、かつ(iii)オディシャ州入国税法が有効であるとの判決を下した。この異議申立ては、原産品に対する入国税の課税に関するものだった。高等裁判所の命令は、インド最高裁判所に上訴されたが、かかる上訴において、裁判所は、当社にこれまでの35百万ルピーの代金に対する入国税、及び2009年10月から本件が最終的に処理されるまで月ベースで発生する、すなわち毎月0.8百万ルピーを納めるよう命令した。不服としながらも、かかる金額が全額支払われた。

輸入品に課される入国税の課税の禁止に関する関連事項において、2013年4月9日、インド最高裁判所は、2012年9月30日までの入国税の累積額の50%を預託するよう命令したが、これは1,196.2百万ルピーに及んだ。この額は、裁判所命令により支払われた。しかしながら、入国税の必要性はまた一部SEZの事業に対するものだったので、同じ異議申立てが別途カタックのオディシャ州高等裁判所に行われ、そこで当社は、裁判所命令により、不服としながらも請求額の50%を支払った。本件の判決は、未だ下されていない。その一方で、オディシャ州政府は、2015年12月、SEZの事業に対する入国税の課税を免除する2015年SEZ政策を通知し、当社は、同政策による免除を求めている。

さらに、2012年3月26日、同日現在でのSELの電力事業に対して、727百万ルピー及び2007年8月から2012年1月までの利息額として492百万ルピーの入国税の必要性があった。当社は、インド最高裁判所の仮命令に従って同額を支払ったが、かかる仮命令は、オディシャ州高等裁判所の判断に従って下されたものである。

当社は、原産品及び輸入品の両方に対するインド最高裁判所が下した仮命令を遵守している。入国税の課税の問題に対する主要な案件は、高等裁判所の様々な意見を考慮するために、インド最高裁判所の9名の裁判官で構成される法廷で、2016年7月19日から開始された。

最高裁判所は、命令を通じ、異議申立ての根拠としての税の代償性を否定した。輸入品に関する問題は、最高裁判所の通常法廷により審理されている。国内品に関する仮命令は、各州の命令日から4週間継続予定であり、当事者は自由に高等裁判所の救済命令を求めることができる。

最高裁判所は、請求の50%を支払うべきであるという命令に関して、原産品に関する差別の問題を各高等裁判所に差し戻した。最高裁判所の命令に従って、当社は、ラジャスタン高等裁判所及びオディシャ州高等裁判所に申立てを行った。ヒンダスタン・ジンク・リミテッド及びBALCOも、ラジャスタン高等裁判所及びチャッティースガル高等裁判所にそれぞれ異議申立てを行った。

(ac) ラジャスタン鉱区の生産物分与契約の期間延長に関するケアン・インディア・リミテッドによるデリー裁判所への申立て

ケアン・インディア・リミテッドは、RJ-ON-90/1鉱区（以下「RJ鉱区」という。）の生産物分与契約（以下「PSC」という。）の期間延長に関して、MoPNG、炭化水素総局（以下「DGH」という。）及びONGCに対して、デリー高等裁判所に申立てを行った。

RJ鉱区のPSCは、2020年5月14日まで有効である。PSCの条件と一致して、RJ鉱区は天然ガスも生産していることを考えると、ケアン・インディア・リミテッドは、最長10年の期間、すなわち2030年5月14日までRJ鉱区のPSCの期間延長を要求している。RJ鉱区におけるケアン・インディア・リミテッドのジョイント・ベンチャーのパートナーであるONGCは、最長2030年の提案された延長期間まで、PSCの期間を超えたRJ鉱区の採掘可能な資源の可能性に関して、技術的に提携している。ケアン・インディア・リミテッドは、過去数年前から、MoPNGに対してRJ鉱区のPSCの期間延長を定期的に要求している。しかしながら、さらなる技術及び財務の詳細を求めることは別として、MoPNGは未だ本件において最終決定を下していない。

MoPNGの遅滞に関して、ケアン・インディア・リミテッドは、2015年12月11日、デリー高等裁判所の救済命令を求めて、申立てを行った。2015年12月14日に開催された裁判所での審問において、MoPNG及びDGHは、必要なデータがケアン・インディア・リミテッド及びONGCにより提供されなかったため、本件においていかなる決定も下されていないと主張した。ONGCはさらに、ケアン・インディア・リミテッドにより提供されなかった、ケアン・インディア・リミテッドからの特定の業務明細を依頼したと主張した。2015年12月14日付命令により、デリー高等裁判所は、インド政府が本件において決定を行うことができるよう、すべての当事者に必要な情報及び書類を交換するよう命じた。デリー高等裁判所は、情報交換の当事者、すなわちインド政府、DGH及びONGCに4週間以内にデータ及び情報を依頼し、ケアン・インディア・リミテッドにその後2週間以内に必要な情報を提供し、ONGCにそれらについて6週間以内にプロジェクトの商業提携の検討及び再考を行い、インド政府にケアン・インディア・リミテッド及びONGCの合意の日から3ヶ月以内に決定を行うよう、期限を課した。2015年12月14日付裁判所命令に従って、ONGCの商業提携を得るために、ケアン・インディア・リミテッド及びONGCの間で情報が交換された。

上記にもかかわらず、MoPNG及びONGCの現時点までの立場は、ケアン・インディア・リミテッドが提供するデータ不足のため、ONGCは商業的評価を終了できないというものである。これを考慮して、デリー高等裁判所は、2016年4月5日付命令により、インド政府がデリー高等裁判所の2015年12月14日付命令に記載される期限どおり本件における決定を行うことができるために、上記命令の日から2週間以内に必要な書類を提供し、その後さらに2週間以内に商業提携に関する最終決定を行う最終機会をケアン・インディア・リミテッドに与えるよう、ONGCに命令した。デリー高等裁判所の命令に従って、ケアン・インディア・リミテッド及びONGCは、ONGCによる検討のため、引き続き情報交換をした。2017年3月22日、内閣経済対策委員会は、プレNELP（新規探鉱ライセンス政策）PSC（RJ鉱区のPSCを含む。）の延長を許可する新政策を承認した。2017年4月12日付書簡により、炭化水素総局は、プレNELP PSC延長政策の通知を出し、ケアン・インディア・リミテッドがプレNELP PSC延長政策に基づき延長の申請をすべきだと述べた。インド政府も、新延長政策を伝える宣誓供述書を提出した。ケアン・インディア・リミテッドは、延長政策の妥当性に異議を唱える宣誓供述書を提出した。インド政府は、これに対して答弁書を提出しようとしている。本件は、今のところ2017年9月21日に審理予定である。

(ad) RJ鉱区の原油輸出に関するケアン・インディア・リミテッドによるデリー裁判所への申立て

ケアン・インディア・リミテッドは、RJ鉱区の原油輸出に関して、DGFT、MoPNG及びインド国営石油会社（以下「IOCL」という。）に対する申立てを、デリー高等裁判所に行った。

その特質及び構成のため、RJ鉱区の原油は、インド政府の指名購入者、すなわちIOCL及び民間精製会社であるリアランス・インダストリーズ・リミテッド及びエッサー・オイル・リミテッドから受けた価格を超えて、その他の市場において精製所により価格が引き上げられる可能性がある。2009年以降、ケアン・インディア・リミテッドは、RJ鉱区の原油の国内販売価格を超える1バレル当たり3米ドルから4米ドルを上乗せした価格を提示する海外の購入者及び精製会社から入札を受けている。

RJ鉱区のPSCの条項及び適用あるインド政府の原油輸出政策に従って、ケアン・インディア・リミテッドは、IOCL及びMoPNGに対してRJ鉱区の原油の輸出を許可するよう繰返し要求したが、これに対してはっきりした回答はない。ケアン・インディア・リミテッドはまた、DGFTに対して本件を仲裁するよう書面による要求をしているが、これもやはり達成されていない。

上記を考慮して、ケアン・インディア・リミテッドは、2015年12月11日、インド政府の指名購入者が全生産をカバーできなくなる限度において、RJ鉱区の原油の輸出を許可し、促進する承認及び認可について、DGFT、MoPNG及びIOCLに対する命令の形の救済を受けるために、デリー高等裁判所に申立てを行った。2015年12月14日付命令により、高等裁判所は、MoPNG、DGFT及びIOCLに、インド政府がRJ鉱区から原油生産の全部を入手することに前向きであるか、又は代替的にインド政府の指名者がカバーできない原油を直接的に輸出する許可をケアン・インディア・リミテッドに与える用意があるかどうかについての必要な指示を得よう命令した。

インド政府の立場はこれまでのところ、今のところ当該拒否を正当化するデリー高等裁判所に対して完全な議論を示さなければならぬけれども、ケアン・インディア・リミテッドの輸出の要求を拒否するものである。インド政府からの同意がなかったことにより、DGFTはまた、2016年2月16日、ケアン・インディア・リミテッドの輸出許可要求を拒絶した。議論の間中、デリー高等裁判所は、第18条の構成概念に関するインド政府の見解に不賛成であり、PSCにも政策にも輸出禁止は存在しないとの見解を表明した。2016年10月18日、高等裁判所は、法的根拠がないとの理由で、申立てを棄却した。ケアン・インディア・リミテッドは、高等裁判所の命令に上訴し、本件は、2017年8月22日に審理予定である。

(ae) 追加所得税に関するインド税務当局による訴訟

法人が提出した所得税確定申告書は、包括的見直しの対象となり、税務当局から正当性を疑われる。税務当局及び納税者の両方が利用できる上訴手続があり、最終的にインドの高等裁判所又は最高裁判所により結論が出されるまで数年間未決のままである議論されている重要又は複雑な事項は珍しいことではない。当社に対して係属中の一定の所得税訴訟がある。潜在的責任は、適切に定められている場合、規定され、当社は現在、これらの事項に関する重要な税金負債増加を見積もっていない。当社及び事業子会社のいくつかは、主として免税期間及び免税所得に関連する費用の否認に関連して、所得税務当局により2016年3月31日及び2017年3月31日現在でそれぞれ37,405百万ルピー及び63,348百万ルピーを要求されている。

(af) 第三者、インドの売上税務当局、物品税務当局及びその他の関連税務当局による追加売上税、物品税及び間接税を請求する訴訟

当社グループは、通常の事業の実施及び資金調達の一環で生じる物品税務当局、間接税務当局及びその他からの様々な請求及びこれによる公開の対象となる。これらの請求及び公開は、大部分が売上税及び仕入の課税額又は会社の確定申告若しくはその他の請求の書類の不備に関するものである。

当社グループ会社に対するおよその請求合計額は、2016年3月31日及び2017年3月31日現在において、それぞれ70,889百万ルピー及び83,339百万ルピーを流動負債である。

(2) 後発事象

ケアン・インディア・リミテッドとの合併

当社・ケアン・インディア合併は、2017年4月11日に実行された。当該合併による重大な影響は、以下のとおりである。

- (i) ケアン・インディア・リミテッドの一般株主は、2017年4月27日の基準日において保有するケアン・インディア・リミテッドの各普通株式につき、1株当たり額面金額1ルピーである当社普通株式1株及び1株当たり額面金額10ルピーである当社の7.5%の非転換型／非累積型償還可能優先株式4株を受領した。

- (ii) さらに、当社株主となったケアン・インディア・リミテッドの株主は、1株当たり17.70ルピーの第2回中間配当を受領した。
- (iii) 当社の上場株式資本は、2,964,694,239ルピー（1株当たり1ルピーの株式2,964,694,239株）から3,717,194,239ルピー（1株当たり1ルピーの株式3,717,194,239株）へと増加した。
- (iv) 当社の発起人に変更はないものの、発起人の当社における持分合計は62.86%から50.13%へと減少した。
- (v) 優先株式資本は、0ルピーから30,100,000,000ルピー（1株当たり10ルピーの株式3,010,000,000株）へと増加した。
- (vi) 当社の普通株式及び優先株式を含む授權株式資本は、51,620,100,000ルピーから74,120,100,000ルピーへと増加した。

その他の事象

- (a) 容量500,000トンのジャルスグダ-I製錬所においてポットの機能停止事故が発生し、合計608ポットのうち228ポットが損傷し生産中止となったため、一時的に生産量が減少した。
- (b) 2017年4月17日、パンジャブ州に所在するTSPLの1,980メガワットの発電所における石炭関連設備で火災が発生した。これにより、発電所の3ユニットすべてが、65日間にわたり稼働を停止した。この事故による負傷者はなく、当該発電所は2017年6月22日に全面稼働を達成した。同事故による重大な損害は発生しなかった。

4【IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

本書記載の邦文の連結財務書類に係る原文の連結財務書類は、国際会計基準審議会（IASB）が公表した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。当社に適用されるIFRSは、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則とは若干の点で相違がある。当社における主要な差異を要約すれば、以下のとおりである。

(1) 会計方針の統一

国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）では、連結財務書類は、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、統一的な会計方針を用いて作成される。在外子会社の財務書類は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、親会社が使用する会計原則に一致させるような必要なすべての修正及び組替が行われる。関連会社についても、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、その投資会社と異なる会計方針を用いている場合、その関連会社の財務書類が投資会社により持分法を適用して利用される際に、関連会社の会計方針を投資会社の会計方針に一致させるような修正が行われる。

日本では、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外子会社の財務諸表がIFRS又は米国会計基準（US GAAP）に準拠して作成されている場合は、一定の項目の修正（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、原則的に、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することが望ましいとされている。企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」では、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することと規定された。ただし、実務対応報告第24号により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(2) 連結の範囲

IFRSでは、連結の手続において以下が求められる。

- (a) 支配する子会社については連結
- (b) 共同支配の事業体については持分法
- (c) 重要な影響力を行使する会社については持分法

親会社が事業体に対してパワーを持ち、事業体への関与から生じる変動リターンにさらされ、あるいはリターンに対する権利を持ち、事業体に対するパワーを使用してリターンに影響を及ぼす能力を有している場合、支配が存在する。パワーは、事業体のリターンに重要な影響を及ぼす関連性のある活動を指図する能力を与える既存の権利を通じて示される。

重要な影響力とは、投資先の財務及び経営方針を支配も共同支配もしていないが、それらの方針の決定に関与する力をいう。

なお、2011年5月12日に公表されたIFRS第10号「連結財務諸表」により、SPEを含めたすべての被投資企業に適用する単一の支配モデルへ変更され、以下の要件を両方とも満たす場合に、被投資企業を支配していることとなる。

- ・ 被投資企業への関与から生じるリターンの変動性にさらされている（または変動するリターンに対する権利を有している）こと
 - ・ 被投資企業に対するパワーを通じてそのようなリターンに影響を与える能力を有していること
- この基準の適用により、支配の有無に関する結論に影響を与える可能性がある。

また、2011年5月12日に公表されたIFRS第11号「共同支配契約」により、共同支配事業体については、持分法のみが認められる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配の及ぶ会社の財務諸表は連結される。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については連結の範囲に含めないこととされている。また、重要な影響力を行使することができる会社に対しては、持分法が適用される。共同支配事業体は持分法により会計処理される。

特別目的会社については、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下「出資者等」という。）から独立しているものと認め、出資者等の子会社に該当しないものと推定され、連結の対象となっていない。ただし、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、前述で連結対象とならない特別目的会社について、出資者等は、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額又は当該取引の期末残高等の一定の開示が求められる。

(3) 企業結合

IFRSでは、2008年1月に改訂されたIFRS第3号「企業結合」（2008年改訂）に基づき、従来のパーチェス法が取得法という呼称に変更され、2009年7月1日以後開始事業年度よりすべての企業結合に取得法が適用されている。取得法の下では企業結合の対価は、条件付対価も含めて取得日の公正価値で測定され、認識される。企業結合に直接関連する費用は発生した期に費用計上される。それ以前は改訂前のIFRS第3号に基づき、企業結合はパーチェス法で会計処理することが要求され、取得企業は、識別可能資産・負債及び偶発負債を、取得日（企業結合日）の公正価値で認識していた。また、企業結合に直接関連する費用は取得原価に含められていた。

IFRSでは、共通支配下にある事業体の企業結合に係る会計処理についての指針はない。当社は、持分プーリング法と同様の方法で結合前の帳簿価額で会計処理する会計方針を採用している。被取得企業の資産及び負債は、特定の法人所得税や遡及的に認識された税効果部分を除いて、最終的な親会社の連結財務諸表で計上されている帳簿価額で計上される。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、2010年4月1日以後実施される取得とされた企業結合はパーチェス法で会計処理される。パーチェス法による会計処理では、企業結合の対価は時価で測定され、識別可能資産及び負債の企業結合日現在の時価を基礎として当該資産及び負債に配分される。それ以前に実施された企業結合については、「企業結合に係る会計基準」に従い、原則としてパーチェス法により会計処理され、一定の厳格な条件の下で持分の結合と識別される限られた場合のみ、持分プーリング法により会計処理されていた。

パーチェス法の下では、企業結合に直接要した支出額のうち、取得の対価性が認められる外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等は取得原価に含め、それ以外の支出額は発生時の事業年度の費用として処理する。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、共通支配下にある企業結合は、譲渡された被取得企業の資産及び負債の簿価を反映し、結合前の原価で計上される。

2013年9月13日に改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」が公表された。これらの下では、企業結合に直接関連する費用は、すべて発生した期に費用計上される。

(4) 非支配持分（少数株主持分）

IFRSでは、2009年7月1日以後開始する事業年度より適用される2008年1月に改訂されたIFRS第3号「企業結合」により、従来の少数株主持分が非支配持分という呼称に変更され、以下のいずれかにより測定される。

- (a) 取得日における非支配持分の公正価値。
- (b) 取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する非支配持分比率相当額。

IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、非支配持分は連結財政状態計算書上、資本に親会社株主持分とは別に表示される。連結損益計算書上で表示される「純利益」には「非支配持分に帰属する純利益」及び「親会社株主に帰属する純利益」が含まれる。「純利益」の後に「非支配持分に帰属する純利益」及び「親会社株主に帰属する純利益」が区分して開示される。

子会社に対する親会社の所有持分の変動で支配の喪失にならないものは、資本取引として会計処理される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、2010年4月1日以後実施される企業結合から、少数株主持分は、連結貸借対照表の作成にあたっては、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法（全面時価評価法）により評価することが要求されている。それ以前は、全面時価評価法によるほか、子会社の個別貸借対照表上の簿価純資産に少数株主持分割合を乗じて算出する方法も認められていた（部分時価評価法）。

企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」に基づき、少数株主持分は純資産の部に計上される。企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に従って、2010年4月1日以降開始する連結会計年度の期首より、少数株主損益調整前当期純利益の科目で表示される。それ以前は連結損益計算書上では、少数株主損益は純利益前の個別項目として表示され、純利益には親会社の株主に帰属する利益のみが含まれていた。

支配を喪失しない子会社の親会社持分の変動は損益取引又はのれんとして会計処理される。

2013年9月13日に改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」が公表された。これらの下では、「少数株主持分」は、「非支配株主持分」として表示される。連結損益計算書上で表示される「当期純利益」には「非支配持分に帰属する当期純利益」及び「親会社株主に帰属する純利益」が含まれる。「当期純利益」の後に「非支配持分に帰属する当期純利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」が区分して開示される。また、支配を喪失しない子会社の親会社持分の変動は、資本取引として会計処理される。

(5) のれん

IFRSでは、2008年1月に改訂されたIFRS第3号「企業結合」に基づき、のれんは、以下のa)がb)を超過する額として認識されることになる。

a) 以下の合計額。

- (i) IFRS第3号に準拠して測定された企業結合の取得対価（通常は取得日の公正価値）。
- (ii) IFRS第3号に従って測定された被取得企業の非支配持分。
- (iii) 段階的な取得による企業結合の場合には取得企業の被取得企業に対する過去に取得した持分投資の取得日の公正価値を加えた額。

b) IFRSに準拠して測定された識別可能取得資産の純額。

前述のb)がa)を上回りバーゲン・パーチェスとなる場合（つまり、負ののれんが生じる場合）、取得企業はすべての取得資産と引受負債が正しく識別されたかを評価する必要がある、以下の項目について測定に使用した手続をレビューする。

- ・ 識別可能取得資産と引受負債
- ・ 非支配持分
- ・ 段階取得の場合の取得企業の被取得企業の持分
- ・ 譲渡対価

上記の検討の結果、まだ利益がある場合は、取得日に取得企業の損益計算書において利益として認識する。

なお、のれんは従前通り、償却されず、少なくとも年1回、減損テストが実施される。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、2010年4月1日以後実施される企業結合より、のれんは、被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を超過する額で認識される。すべてののれんは20年以内のその効果が及ぶ期間にわたり定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。

企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、負ののれんが生じると見込まれる場合には、取得企業は、すべての識別可能資産及び負債が把握されているか、また、それらに対する取得原価の配分が適切に行われているか見直す。その見直し後もなお負ののれんが生じる場合には、その負ののれんが生じた事業年度の利益として処理される。

(6) 資産の減損

(a) 非金融資産の減損

IFRSでは、非流動資産の減損の兆候が認められ、その回収可能価額（正味売却価格と使用価値（割引後の見積将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、その差額を減損損失として認識する。一定の条件が満たされた場合、のれんに対して認識された減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産の減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合において、回収可能価額（正味売却価額と使用価値（継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。

(b) 金融資産の減損

IFRSでは、金融資産が減損しているという客観的証拠（例えば、発行体の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払不履行又は遅滞）の有無について各報告日に評価される。

償却原価で計上される金融資産：損失の額は、資産の帳簿価額とその見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定される。

売却可能投資：売却可能持分投資の場合、有価証券の取得価額を下回る公正価値の著しい下落又は長期にわたる下落が減損の客観的証拠である。売却可能投資に関する客観的証拠が存在する場合、累積損失は資本から除去され、損益計算書に認識される。売却可能持分投資の減損損失の戻入は、資本において行われ、その他のすべての金融商品の減損損失の戻入は、損益計算書に認識される。

2014年7月、IASBは、最終基準IFRS第9号「金融商品」を公表した。IFRS第9号では予想信用損失モデルが採用され、損失事象を減損損失認識のトリガーとせず、将来に関する情報を考慮して予想信用損失を見積もる。新基準の適用日は、2018年1月1日以後開始する事業年度から適用され、早期適用が認められている。

日本では、公正価値が入手可能な金融資産（売買目的有価証券を除く。）について、償却原価で計上される金融資産（貸付金及び債権を除く。）の公正価値が帳簿価額（償却原価）を下回って著しく下落した場合、回復する見込があると認められる場合を除き、当該資産の帳簿価額は時価まで減額される。

損失の額は当期純利益に認識される。減損損失の戻入は認められない。

その他有価証券（IFRSにおける売却可能金融投資に相当）については、公正価値が取得原価を下回って著しく下落した場合、その他の包括利益に認識された累積未実現損失は、純資産から除去され、当期純利益に認識される。

(7) ヘッジ会計

IFRSでは、デリバティブ金融商品について、会計基準により定められたヘッジ会計の要件を満たす場合には、ヘッジ会計を適用している。デリバティブ金融商品は、ヘッジ対象のリスクに応じて、「公正価値ヘッジ」、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」又は「在外営業活動体に対する純投資ヘッジ」として指定され、それぞれに応じて会計処理されている。

日本では、デリバティブ取引について、会計基準により定められたヘッジ会計の要件を満たす場合には、原則として、「繰延ヘッジ会計」（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法）を適用し、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を会計基準に基づき損益に反映させることができる場合には、「時価ヘッジ会計」（ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等の損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法）を適用できる。

資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引及び金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

複数の資産又は負債から構成されているヘッジ対象をヘッジしている場合には、ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、損益が認識された個々の資産又は負債に合理的な方法により配分する。

(8) リース取引

IFRSでは、IAS第17号「リース」に基づき、資産の所有権に係るすべてのリスク及び経済価値が借手に実質的に移転するリースは、借手の財務書類にファイナンス・リースとして資産計上され、対応するリース債務が負債計上される。

2016年1月、IASBは、IFRS第16号「リース」を公表した。当該基準では、リースが12ヵ月未満または基になる資産の価値が低い場合を除き、借手がすべてのリース資産及び負債を認識することを要求する単一のリース会計モデルを採用している。新基準は2019年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」が適用されている場合のみ、早期適用が認められている。

日本では、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるが、解約不能リース期間が、リース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上又は解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、借手の財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。ただし、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）又は短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

(9) 棚卸資産

IFRSでは、IAS第2号「棚卸資産」に基づき、棚卸資産は低価法（原価と正味実現可能価額との比較）により測定される。正味実現可能価額の上昇により生じる棚卸資産の評価減の戻入額は、その戻入れを行った期間において、費用として認識された棚卸資産の金額の減少として認識しなければならない。

日本では、企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」に従って、棚卸資産の収益性が低下した場合には、棚卸資産の帳簿価額は正味売却価額まで切り下げることが要求される。簿価切下額の戻入れについては、戻入れを行う方法（洗替法）及び行わない方法（切放法）のいずれも認められている。

(10) 売却目的で保有する非流動資産

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産を「売却目的保有」として分類し、複数の資産で単一の取引で売却される予定のものは「処分グループ」に分類し、売却に直接関連する負債も処分グループに加えている。売却目的保有に分類した資産又は処分グループは、帳簿価額と見積売却費用控除後の公正価値とのいずれか低い価額で測定され、財政状態計算書上区分して開示することを要求している。非流動資産が売却目的保有に分類されている間又は売却目的保有に分類されている処分グループの一部である間は、企業は、当該非流動資産について減価償却（又は償却）を行ってはならない。

日本では、売却又は廃棄予定の固定資産の区分開示を求める会計基準はなく、当該資産は「固定資産の減損に係る会計基準」等に従って会計処理され、減価償却される。

(11) 遡及修正（会計方針の変更及び誤謬の訂正）

IFRSでは、会計方針の変更及び誤謬の訂正は、基本的に過年度の財務書類を訂正して遡及的に反映しなければならない。

日本では、2009年12月4日に企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が公表され、会計方針の変更や誤謬の訂正による影響額は、原則として遡及的に反映することとなった。

(12) 退職後給付

IFRSで認められた方法に従い、確定給付退職後給付制度について、制度資産の公正価値と制度負債の現在価値の差額は、財政状態計算書の資産又は負債として認識される。2011年6月16日に改訂されたIAS第19号「従業員給付」により、確定給付制度から発生した数理計算上のすべての損益はただちにその他の包括利益として認識される。

退職給付債務の割引率は、財政状態計算書日現在の優良社債の市場利回りを参照して決定される。

日本では、確定給付型退職給付制度について、過去勤務債務、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められているため、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として貸借対照表に計上する。なお、当該未認識項目について一括して損益処理することも選択可能である。退職給付に係る費用は、数理計算上の差異の費用処理額も含め、特定の場合を除いて、営業費用として損益計算書に計上される。2012年5月17日、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」が公表された。これらの下では、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を、税効果調整の上でその他の包括利益を通じて連結貸借対照表の純資産の部（その他包括利益累計額）で認識し、積立不足額又は積立超過額をそのまま負債または資産として計上することとなる。

退職給付債務等の割引率は、安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定される。安全性の高い長期の債券の利回りとは長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。企業会計基準第19号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」に基づき、割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、期末における長期の国債、政府機関債および優良社債の利回りとされた。

(13) 補助金及び拠出金

IFRSに基づき、当社は、非流動資産に関して受取った補助金及び拠出金を、繰延収益として計上し、当該資産の経済的耐用年数にわたり規則的かつ合理的に収益認識している。その他の補助金は、関連する支出が発生した期間に損益計算書に収益として計上される。

日本では、受け取った補助金及び交付金は、受入時に利益として認識される。ただし、固定資産に関して受け取った補助金及び交付金については、対応する資産の取得原価から当該補助金及び交付金を直接控除するか、又は剰余金処分により積立金に計上し処理することも認められている。

(14) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、企業が金融資産の実質的にすべてのリスク及び経済価値を移転した場合、当該金融資産の認識を中止する。

日本では、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(15) 資産除去債務

IFRSでは、IAS第16号「有形固定資産」に従って、特定の有形固定資産の撤去、移動及び復旧に係るコストについては、その見積額を資産の取得価額に含め、対応する義務は負債（引当金）計上することが要求されている。

日本では、企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」に基づき、資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定された額を負債として計上される。同時に、同額を関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。

(16) 借入費用の資産計上

IFRSでは、2007年3月に改訂されたIAS第23号「借入費用」により、適格資産の取得、建設又は製造に直接帰属する借入費用については、費用として認識する選択肢が削除され、2009年1月1日以後開始する事業年度から、資産の取得原価の一部として資産計上することが要求されている。適格資産とは、使用又は販売に供されるまでに相当な期間を要する資産をいう。

日本では、支払利息の取得原価算入は限定的な場合のみ認められるが、要求はされていない。原則として支払利息は発生した期の費用として処理される。

(17) 大規模点検及び修繕に係る費用

IFRSでは、IAS第16号「有形固定資産」に従い、大規模な点検及び修繕に要する支出は資産計上され、当該支出から得られる経済的便益の見積年数にわたって減価償却される。

日本では、大規模な点検及び修繕に要する支出の認識に関する会計基準はない。修繕費は通常、発生の可能性が高く、金額が合理的に見積られる場合に引当金として計上される。そうでない場合には、修繕費は発生時に費用計上される。

(18) 金融保証

IFRSでは、金融保証契約については、当初は公正価値で計上し、その後は、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って決定される金額と当初認識額からIAS第18号「収益」に従った償却費を差引いた後の金額とのいずれか高い方の金額で計上することを要求している。

日本では、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

(19) 金融商品の評価

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識と測定」が金融資産及び金融負債を以下のように測定することを企業に要求している。

- ・ 損益を通じて公正価値により測定する金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動は損益認識される。
- ・ 売却可能金融資産は公正価値で測定され、公正価値の変動はその他の包括利益に認識される。売却可能金融資産の認識中止時には、以前にその他の包括利益に認識されていた累積利得又は損失が、組替調整額として資本から純損益に振替えられる。
- ・ 貸付金及び債権は償却原価で測定される。
- ・ 満期保有投資は償却原価で測定される。
- ・ 金融負債（公正価値オプション及び負債であるデリバティブ取引を除く）は実効金利法による償却原価で測定される。

また、IAS第39号では、一定の要件を満たす場合、企業は、金融資産を当初損益を通じて公正価値により測定する金融資産に分類することで、公正価値で測定し、公正価値の変動額を損益認識することができる（公正価値オプション）。

2014年7月、IASBは、金融商品の分類及び測定に関する新基準である最終基準IFRS第9号「金融商品」を公表した。IFRS第9号は、金融資産を償却原価又は公正価値のいずれで測定するかを決定するため単一アプローチを使用しており、IAS第39号の多くの相違する規則を置き換えるものである。金融資産の分類は、契約上のキャッシュ・フローの特性と事業モデルに基づいて行われ、原則として、償却原価、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分、または当期純利益を通じて公正価値で測定する区分のいずれかに分類される。新基準の適用日は、2018年1月1日以後開始する事業年度から適用され、早期適用が認められている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品会計に関する会計基準」に従い、金融資産及び金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は損益認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式及び関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は取得原価で測定される。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、もしくはb) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。

- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。(1) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる。(2) 社債その他の債券以外の有価証券は取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金及び債権は取得原価で測定される。ただし、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

日本には、IFRSで認められる公正価値オプションに関する会計基準はない。

(20) 株式交付費

IFRSでは、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき、株式交付費（企業結合におけるもの以外）は、資本からの控除として会計処理される。

日本では、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」に従って、株式交付費は、原則として、支出時に費用として処理する。ただし、企業規模の拡大のためにする資金調達などの財務活動（組織再編の対価として株式を交付する場合を含む。）に係る株式交付費については、繰延資産に計上することができる。この場合には、株式交付のときから3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却をしなければならない。

(21) 収益認識基準

IFRSでは、将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、これらの便益が信頼性をもって測定されうる時に収益が認識される。収益は受領する対価の公正価値により測定しなければならない。取引から生ずる収益の額は、通常、当該取引当事者間の契約により決定され、企業が許容した値引きや割戻しの額を考慮した後の公正価値により測定される。物品販売、役務提供、利息、ロイヤルティ及び配当についてそれぞれ認識基準を規定している。

2014年5月、IASBは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。IFRS第15号は、収益認識に関する包括的な単一のフレームワークを提供するものであり、履行義務を充足した時点で、または充足するに従って一定の期間にわたり収益が認識される。新基準の適用日は、2018年1月1日以後開始する事業年度から適用され、早期適用が認められている。

日本では、収益認識基準の適用要件について具体的な規定がないが、企業会計原則の実現主義の原則に基づいている。物品販売については実務上、出荷基準が広く採用されている。

(22) 繰延税金

IFRSでは、IAS第1号「財務諸表の表示」で、企業が財務書類上で資産及び負債を流動・非流動に区分して表示しているときも、繰延税金資産及び繰延税金負債を流動資産及び流動負債に分類することを禁じている。

日本では、繰延税金資産については流動資産又は投資その他の資産として、繰延税金負債については流動負債又は固定負債として表示することが要求されている。

(23) 引当金の現在価値への割引

IFRSでは、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従い、引当金は、貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積将来キャッシュ・フローを正味現在価値に割引くことにより算定される。

日本では、引当金の現在価値への割引に関する包括的な定めはなく、資産除去債務、退職給付債務等、特段の定めあるものを除き、一般に、将来の費用又は損失の見積額のうち、当期の負担に属する額を引当金として計上する。

(24) 負債又は資本としての分類（外貨建転換社債）

IFRSでは、IAS第32号「金融商品－表示」に従い、負債性金融商品及び資本性金融商品は、契約上の取決めの実質に従って金融負債又は資本として分類される。

これに従い、当社の外貨建転換社債の転換権は、負債部分と区分して組込デリバティブとして公正価値により計上され、関連する負債とともに負債に表示されている。その後の報告日において、負債部分及び転換権は報告日現在の実勢為替レートにより機能通貨に換算される。

日本では、負債又は資本としての分類に関する包括的な定めはなく、特段の定めあるものを除き、一般に、法的形式に従って分類される。

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、外貨建転換社債型新株予約権付社債は、一体として普通社債の発行に準じて処理する方法（一括法）又は社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分する方法（区分法）のいずれかにより会計処理される。区分法においては、払込金額を社債部分と新株予約権部分に配分し、新株予約権部分は当該配分額をもって純資産の部に計上され、その後の決算時において、発行時の為替相場により円貨に換算される。

(25) 鉱物資源の探査及び評価

IFRSでは、IFRS第6号「鉱物資源の探査及び評価」に基づき、採掘権又は法的探査権の取得後に発生した探査及び評価に関する支出は、無形資産として資産計上され、減損控除後の取得原価で表示される。探査及び評価に関する資産は、技術的可能性及び経済的実行可能性が確定した時点で有形固定資産に振替えられる。採掘権又は法的探査権の取得前に発生した探査及び評価に関する支出は、発生時に費用計上される。

2011年10月、IASBは、露天掘り鉱山で生じる生産段階における剥土費用の会計処理に関する解釈指針であるIFRIC第20号「露天掘り鉱山の生産段階における剥土費用」を公表した。IFRIC第20号は、露天掘り採掘企業が、特

定の要件を満たす場合、生産段階における剥土費用のうち将来の期間に便益を生み出す部分を資産計上することを義務付けている。

日本では、鉱物資源の探査及び評価に関する個別の会計基準はない。

(26) 賦課金

2012年5月、IASBは、政府によって課される賦課金の支払いに係る負債をいつ認識すべきかに関する解釈指針であるIFRIC第21号「賦課金」を公表した。IFRIC第20号は、企業が賦課金に係る負債を認識するのは、関連する法令で特定された契機となる事象が発生した時点のみであることを確認している。

日本では、賦課金に関する個別の会計基準はない。

第7【外国為替相場の推移】

1【最近5年間の事業年度別為替相場の推移】

財務書類の表示に用いられた通貨であるインド・ルピーと本邦通貨との間の為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2紙以上の日刊新聞紙に最近5年間の期間において掲載されているため、記載を省略する。

2【最近6月間の月別為替相場の推移】

上記の理由により記載を省略する。

3【最近日の為替相場】

上記の理由により記載を省略する。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

以下は、ADSに関する株式事務、権利行使の方法及び関連事項の概要である。なお、ADSの保有者は、ADSとの交換により当社普通株式（以下本第8で「本株式」という。）を受領する権利を有する。

ADSに関する株式事務、権利行使の方法及び関連事項

(1) ADSの保有者に関する株式事務

ADS保有者は、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）との間の外国証券取引口座約款（以下「取引口座約款」という。）によりADS保有者の名で外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）を開設する必要がある。売買の執行、売買代金の決済、証券の保管及びその他本株式を表章するADSの取引に関する事項はすべて取引口座により処理される。

以下は、取引口座約款及びその他関連規則に即した、本株式を表章するADSに関する事務の手続の概要である。

(a) 証券の登録及び保管

本株式を表章するADSの購入価格が支払われた場合、預託機関は、米国におけるザ・デポジトリ・トラスト・カンパニー（The Depository Trust Company）（以下「DTC」という。）の名義人の名前が記名されたADRにより証されるADSを、DTCの口座振替方式により当初発行する。DTCは、窓口証券会社又はその関係会社を含むDTCの参加者のコンピュータ化された記録簿を保管する。ADSの実質持分は、DTC及びその参加者により維持される記録簿上に表示され、またADSの持分の譲渡はこれを通じてのみ行われる。預託機関又はその名義人は、ADSに表章される本株式の登録株主となり、当該本株式はインドにおける預託機関の保管機関に保管される。

ADS保有者は、窓口証券会社の法定帳簿上の所有者として記載がなされ、窓口証券会社からADS保有者に対して取引残高書が交付される。

(b) ADSの譲渡に関する手続

ADS保有者は、窓口証券会社に対して当該ADSの保管替えの指示又は売却注文を行うことができる。

ADS保有者と窓口証券会社との間の決済は、円貨又は窓口証券会社が応じ得る範囲内でADS保有者が指定する外貨によってなされる。

(c) ADS保有者に対する諸通知

当社がADS保有者に対して行う通知及び通信は、原株式の登録保有者たる預託機関又はその名義人に対して送付され、預託機関は原則としてADRの登録保有者たるDTC又はその名義人に対してかかる通知又は通信を送付する。DTCにはかかる通知又は通信をDTCの参加者（窓口証券会社又はその関係会社を含むことがある。）に送付する義務があり、窓口証券会社はこれをさらに必要に応じて各ADS保有者に送付する。実費はADS保有者に請求される。ただし、ADS保有者がその送付を希望しない場合又は当該通知若しくは通信の性格上重要性が乏しい場合には、これを個別に送付することなく窓口証券会社の店頭に備付け、ADS保有者の閲覧に供される。

(d) ADS保有者の議決権の行使に関する手続

原株式の法的所有権は預託機関に属することとなるため、ADS保有者は、株主としての権利を行使するためには、預託機関に依存しなくてはならない。預託機関の義務は、当社、シティバンク・エヌエイ、ADS保有者及びADSの実質所有者の間の預託契約に定められている。預託契約及びADSは、ニューヨーク州法に準拠している。

ADS保有者は、預託された本株式に関する議決権を行使するよう預託機関に対して指図する権利を有する。

「－第1－1 会社制度等の概要－(2) 提出会社の定款等に規定する制度－(i) 議決権」も参照のこと。

(e) 現金配当の交付手続

取引口座約款にしたがい、配当金は、窓口証券会社がDTC又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて窓口証券会社が作成したADS保有者明細表（「－(f) 株式配当等の交付手続」で定義する。）に記載されたADS保有者に支払われる。

(f) 株式配当等の交付手続

発行される新普通株式を表章するADSを証する追加のADRが預託機関によりADRの登録所持人であるDTC又はその名義人に対して発行される場合は、原則として窓口証券会社が自社に取引口座を持つADS保有者すべての明細表（以下「ADS保有者明細表」という。）に記載されたADS保有者についてその法定帳簿上に保有者としての記載を行い、当該ADS保有者に対して取引残高報告書を交付する。かかる新普通株式のうちADS保有者のために預託機関により売却された部分については、DTC又はその名義人が受領するその正味手取金は、窓口証券会社がDTC又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じてADS保有者に支払われる。

(g) 株式買取権

預託機関がかかる株式買取権をADS保有者のために売却する場合には、DTC又はその名義人が受領するその正味手取金が取引口座を通じてADS保有者に支払われる。

(2) ADS保有者に対するその他の株式事務

(a) 名義書換代理人並びに名義書換取扱場所及びADS保有者明細表の作成

本邦にはADSに表章される本株式に関する当社の名義書換代理人又は名義書換取扱場所はない。各窓口証券会社はADS保有者明細表を作成する。ADS保有者明細表には各ADS保有者の氏名及びADS数が記載される。

(b) ADS保有者明細表の基準日

当社が配当の支払又は株式買取権の付与のための基準日を定めた場合、預託機関は、かかる配当又は株式買取権を受領する資格を有するADS保有者を決定するための基準日を設定する。

ADS保有者明細表を作成するための基準日は、預託機関が設定する基準日と同一の暦日となる。

(c) 事業年度の終了

当社の事業年度は毎年3月31日に終了する。

(d) 公告

本件オファリングによるADSに関して、本件オファリングに関する発行価格等の公告（もしあれば）を除き、日本において公告は行わない。

(e) ADS保有者に対する株式事務に関する手数料

ADS保有者は、窓口証券会社取引口座を開設するときに1年間又は3年間分の口座管理料を支払う。この管理料には米国保管機関の費用その他の費用が含まれる。

(f) ADSの譲渡制限

ADSの実質的所有権の移転について制限はない。

(g) 配当等に関する本邦における課税上の取扱い

本邦における課税上の取扱いについては、下記のとおりである。

① 配当

日本においてADS保有者に対して支払われる配当金は日本の税法上の配当所得となる。ADS及び原株式が「上場株式等」（租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。）に定義される。）である限り、ADSについて日本の居住者たる個人又は日本の法人が日本における支払の取扱者を通じて交付を受ける配当金については、外国において当該配当の支払の際に徴収された源泉徴収税がある場合にはこの額を外国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、個人の場合は、平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）、法人の場合は、平成49年12月31日までは15.315%（所得税）、平成50年1月1日以降は15%（所得税）の税率によりそれぞれ源泉徴収（住民税については

特別徴収)により課税される。平成25年1月1日から平成49年12月31日までの期間については、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に従い、所得税額の2.1%が「復興特別所得税」として追加で課税される(本項に記載されている税率はいずれも特別復興所得税加算後の税率である。)。原則として、日本の居住者たる個人であるADS保有者の場合には、ADS及び原株式が「上場株式等」である限り、当該配当については日本では確定申告をしないことを選択することができるので、その場合には上記の源泉徴収及び特別徴収のみで当該配当に係る日本における課税関係は終了する。ただし、確定申告をしないことを選択する場合には、外国税額控除の目的上、当該配当の支払の際に徴収された外国の源泉徴収税額は存在しないものとみなされる。平成21年1月1日以降に支払われる配当については、日本の居住者たる個人は、申告分離課税による確定申告を選択することができる。申告分離課税による確定申告の際の税率は、平成49年12月31日までの間に支払われる配当については20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以降に支払われる配当については20%(所得税15%、住民税5%)である。日本の居住者たる個人であるADS保有者が配当について申告分離課税を選択した場合は、課税上、ADSその他の上場株式等の譲渡から生じた損失をかかると配当の金額から控除することができる。日本の法人であるADS保有者の場合には、ADSについて支払を受けた配当は法人税法上益金として課税されるが、上記に述べた日本における支払の取扱者から交付を受ける際に源泉徴収された税額については適用ある法令に従って所得税額の控除を受けることができる。

② 売買損益

ADSの売買による損益は、内国会社の上場株式等の売買損益と同様の取扱いを受ける。上場株式等の株式売買損については、ADSの配当所得並びにその他の上場株式等の配当所得及び利子所得の金額から控除することができる(かかる控除は申告分離課税を選択した配当所得に限る。)。日本の法人であるADSの所持人については、株式の売買損益は、課税所得の計算上算入される。

③ 相続税

ADSを相続し又は遺贈を受けた日本のADS保有者には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

インドにおける課税上の取扱いについては、「一第1-3 課税上の取扱い」を参照のこと。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本有価証券報告書提出日までの間において当社が提出した書類及びその提出年月日は下記のとおりである。

書 類	提出日
有価証券報告書及びその添付書類	2016年9月23日
半期報告書及びその添付書類	2016年12月27日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。

独立登録会計事務所の監査報告書

取締役会御中及び株主各位
ヴェダント・リミテッド

私たちは、添付のヴェダント・リミテッド及び子会社（以下「会社」という。）の2017年3月31日現在の連結財政状態計算書並びに2017年3月31日をもって終了した事業年度の関連する連結損益計算書、連結包括損益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。これらの財務書類の作成責任は会社の経営者にある。私たちの責任は、私たちの監査に基づいて、これらの財務書類について意見を表明することにある。

私たちは、公開企業会計監視委員会（米国）の基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、私たちが監査を計画し実施することを求めている。監査は、財務書類上の金額及び開示事項の基礎となった証拠を試査によって検証することを含んでいる。監査はまた、経営者によって使用された会計原則及び経営者によって行われた重要な見積りの評価を行うこと、並びに財務書類の表示を全体として評価することを含んでいる。私たちは、監査の結果、意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちの意見では、上記の財務書類は、国際会計基準審議会が公表した国際財務報告基準に準拠して、ヴェダント・リミテッド及び子会社の2017年3月31日現在の連結財政状態並びに2017年3月31日をもって終了した事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示している。

私たちはまた、公開企業会計監視委員会（米国）の基準に準拠して、トレッドウェイ委員会組織委員会（2013枠組み）が公表した「内部統制—統合的枠組み」において規定されている基準に基づき、2017年3月31日現在の財務報告に係るヴェダント・リミテッドの内部統制について監査を行った。2017年8月15日付の報告書において私たちは、財務報告に係る会社の内部統制について無限定意見を表明した。

S.R.Batliboi & Co.LLP
グルガーオン、インド
2017年8月15日

[次へ](#)

REPORT OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRM

The Board of Directors and Shareholders of Vedanta Limited

We have audited the accompanying consolidated statement of financial position of Vedanta Limited and subsidiaries as of March 31, 2017 and the related consolidated statements of profit or loss, comprehensive income, changes in equity and cash flows for the year ended March 31, 2017. These financial statements are the responsibility of Company's management. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the consolidated financial position of Vedanta Limited and subsidiaries at March 31, 2017 and the consolidated results of their operations and their cash flows for the year ended March 31, 2017, in conformity with International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), Vedanta Limited's internal control over financial reporting as of March 31, 2017, based on criteria established in Internal Control-Integrated Framework issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (2013 Framework) and our report dated August 15, 2017 expressed an unqualified opinion thereon.

S. R. Batliboi & Co. LLP

Gurgaon, India
August 15, 2017

独立登録会計事務所の監査報告書

取締役会御中及び株主各位

ヴェダント・リミテッド

マハーラーシュトラ州ムンバイ、インド

私たちは、添付のヴェダント・リミテッド及び子会社（以下「会社」という。）の2016年3月31日現在の連結財政状態計算書並びに2016年3月31日をもって終了した2年間の各事業年度の関連する連結損益計算書、連結包括損益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。これらはすべてインド・ルピーで表示されている。これらの連結財務書類の作成責任は会社の経営者にある。私たちの責任は、私たちの監査に基づいて、これらの連結財務書類について意見を表明することにある。

私たちは、公開企業会計監視委員会（米国）の基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、私たちが監査を計画し実施することを求めている。監査は、財務書類上の金額及び開示事項の基礎となった証拠を試査によって検証することを含んでいる。監査はまた、経営者によって使用された会計原則及び経営者によって行われた重要な見積りの評価を行うこと、並びに財務書類の表示を全体として評価することを含んでいる。私たちは、監査の結果、意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちの意見では、上記の連結財務書類は、国際会計基準審議会が公表した国際財務報告基準に準拠して、ヴェダント・リミテッド及び子会社の2016年3月31日現在の財政状態並びに2016年3月31日をもって終了した2年間の各事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示している。

デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ・LLP

グルガーオン、インド

2016年8月1日（注記34に記載された調整の影響に関しては2017年8月15日）

[次へ](#)

REPORT OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRM

To the Board of Directors and Shareholders of
Vedanta Limited
Mumbai, Maharashtra, India

We have audited the accompanying consolidated statements of financial position of Vedanta Limited and subsidiaries (the “Company”) as of March 31, 2016, and the related consolidated statements of profit or loss, comprehensive income, changes in equity, and cash flows for each of the two years in the period ended March 31, 2016, all expressed in Indian Rupees. These consolidated financial statements are the responsibility of the Company’s management. Our responsibility is to express an opinion on the consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, such consolidated financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of Vedanta Limited and subsidiaries as of March 31, 2016, and the results of their operations and their cash flows for each of the two years in the period ended March 31, 2016, in conformity with International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board.

Deloitte Haskins & Sells LLP

Gurgaon, India

August 1, 2016 (August 15, 2017 as to the effects of the adjustments discussed in Note 34)